

平成28年度決算検査報告

会計検査院

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて平成 28 年度決算検査報告を作成し、平成 29 年 11 月 8 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、平成 29 年 9 月 1 日、内閣から平成 28 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を行って平成 29 年 11 月 8 日内閣に回付した。

目 次

平成 28 年度決算検査報告 目次

目

(不当事項の件名の後に付けてある()内の数字は不当事項の一連番号を示す。)

次

	ページ
第 1 章 検査の概要	1
第 1 節 検査活動の概況	1
第 1 検査の方針	1
第 2 検査の実施	4
第 2 節 検査結果の概要	7
第 1 事項等別の検査結果	7
1 事項等別の概要	7
2 第 3 章の「個別の検査結果」の概要	9
3 第 4 章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要	35
第 2 観点別の検査結果	37
第 2 章 決算の確認	45
第 1 節 国の決算の確認	45
第 1 一般会計	45
第 2 特別会計	45
第 2 節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	46
第 3 節 政府関係機関の決算の検査完了	47
第 4 節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照	47
第 1 一般会計	47
第 2 特別会計	47
第 5 節 国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出	48
第 3 章 個別の検査結果	49
第 1 節 省庁別の検査結果	49
第 1 内閣	49
(内閣官房)	49
平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	49
内閣官房及び内閣府本府における物品の管理等について	49

	第2 内閣府	50
	(内閣府本府)	50
目	不当事項	50
次	補助金	50
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	50
	(1) 補助の対象とならないもの	51
	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)により実施した事業の交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたもの[内閣府本府、5県](1)-(8)	51
	(2) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	53
	地域子育て支援拠点事業の実施に当たり、補助金等の交付額の算定が適切でなかったもの[内閣府本府](9)(10)	53
	子ども・子育て支援交付金(延長保育事業に係る分)を過大に交付していたもの[内閣府本府](11)	54
	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)を過大に交付していたもの[内閣府本府](12)	55
	(3) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの	56
	子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担対象事業費を過大に精算していたもの[2県](13)(14)	56
	地方創生推進交付金により実施した事業の交付対象事業費を過大に精算するなどしていたもの[新潟県](15)	57
	(4) 交付金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	58
	地域社会雇用創造事業交付金により造成した基金を活用して実施した事業において、事業費を過大に精算していたもの[内閣府本府](16)	58
	意見を表示し又は処置を要求した事項	59
	子ども・子育て支援全国総合システムの構築の目的が達成されるようにするために、同システムに登録する情報の範囲や活用方法等について具体的に検討するとともに、市町村等における業務の実態等を的確に把握するなどして、同システムの運用等について見直しなどを行うよう意見を表示したもの	59
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	68
	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)による間接交付金事業の実施状況を踏まえて、交付の対象となる事業にソフト事業が含まれている必要があるとした趣旨を明確にして周知することなどにより、同種の交付金の交付による事業を実施する際に、間接交付金事業が適切に実施されるよう改善させたもの	68
	平成27年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	73
	(1) 地域子育て支援拠点事業に係る国庫補助金の算定について	73
	(2) 内閣官房及び内閣府本府における物品の管理等について	73

(警 察 庁).....	75
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項.....	75
都道府県警察に配分した DNA 型鑑定に用いる分注機及び一括定量装置について、鑑 定に全く使用されていなかった両装置の有効な活用を図るとともに、両装置の使用状 況等を定期的に報告させるなどして、使用が低調な場合にその原因を把握して改善の 方策を検討する態勢を整えるよう改善させたもの	75
(金 融 庁).....	78
平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	78
預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について.....	78
第 3 総 務 省.....	79
不 当 事 項.....	79
補 助 金.....	79
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	79
(1) 市町村合併推進体制整備費補助金が過大に交付されていたもの[総務本省] (17)	80
(2) 地域経済循環創造事業交付金が過大に交付されていたもの[総務本省] (18) (19)	81
(3) 地域活性化・公共投資臨時交付金が過大に交付されていたもの[総務本省] (20)	82
(4) 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)が過大に交付され ていたなどのもの[総務本省、6 県] (21)-(32)	83
(5) 個人番号カード交付事業費補助金が過大に交付されていたもの[2 都府] (33)- (35)	87
(6) 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金により実施した事業の補助対象事 業費が過大に精算されていたもの[総務本省] (36)	88
(7) 無線システム普及支援事業費等補助金により整備した無線設備の設置工事の設計 が適切でなかったもの[総務本省] (37) (38)	90
そ の 他.....	93
震災復興特別交付税の額の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めるなどし ていたため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの[総務本省] (39)- (45)	93
意見を表示し又は処置を要求した事項.....	95
地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金及び無線システム普及支援事業費等補 助金により防災を目的として整備する通信設備等を構成する設備機器等について、耐 震性を確保するための検討事例や耐震設計上の留意点を示すなどして、事業主体に 耐震性を確保するための検討を行わせるよう改善の処置を要求したもの	95
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項.....	99
(1) 個人番号カード交付事業費補助金について、その交付額の算定に当たり、補助の 対象とならない通知カードの再交付枚数を適切に把握することなどを周知するこ とにより、補助対象経費が適切に算定されるよう改善させたもの	99
(2) 不法無線局等の探査を行う小型可搬型多機能センサについて、保管方法の基準を 定めたり、震災時に活用するためのマニュアルを作成したりすることにより、震 災時に活用することができるよう改善させたもの	105

	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	108
	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について	108
目	平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	110
	国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付額算定のための報告について	110
次	第 4 法 務 省	111
	不 当 事 項	111
	不正行為	111
	職員の不正行為による損害が生じたもの〔東京法務局、同局墨田、豊島、港各出張所、新潟刑務所〕(46) (47)	111
	第 5 外 務 省	113
	意見を表示し又は処置を要求した事項	113
	(1) 政府開発援助の実施に当たり、建物の設計を伴う建築工事を行う事業を実施する場合、事業の申請を受けるなどの段階で、設計を行う者の専門的能力の有無等について確認することにより、適切な設計等が実施されるよう事業実施機関に要請するなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	113
	(2) 国際熱帯木材機関において投資に伴う財務損失が発生したことを踏まえ、国際機関等から提出される決算書の確認方法について具体的な手続等を整備したり、国際機関等における拠出金の適切な管理について、理事会等において必要な働きかけを行うこととするよう各担当者に周知したりすることなどにより、同種の事態が生じないなどするよう意見を表示したもの	121
	平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	128
	政府開発援助の効果の発現について	128
	第 6 財 務 省	130
	不 当 事 項	130
	租 税	130
	租税の徴収に当たり、徴収額に不足があったもの〔36 税務署〕(48)	130
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	136
	確定申告会場を利用して確定申告を行うなどした個人に対するお知らせはがき等の郵送に当たり、割引制度を適切に活用することにより郵便料金の節減を図るよう改善させたもの	136
	第 7 文 部 科 学 省	140
	不 当 事 項	140
	予 算 経 理	140
	東日本大震災復興特別会計に納付させるべき返納金等を誤って一般会計に納付させていて、会計法令に違反するなどしていたもの〔文部科学本省、宮城県〕(49) (50)	140
	役 務	140
	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業の委託費の算定に当たり、委託事業の対象とならない経費を含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの〔文部科学本省〕(51)	140

補助金	142	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	142	
(1) へき地児童生徒援助費等補助金が過大に交付されていたもの〔2 県〕(52) (53)	143	目次
(2) 公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの〔奈良県〕(54)	144	
(3) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(認定こども園整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの〔文部科学本省〕(55)	145	
(4) 独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金が過大に交付されていたもの〔文部科学本省〕(56)	147	
(5) 私立大学等研究設備整備費等補助金が過大に交付されていたもの〔文部科学本省〕(57)	149	
(6) 私立学校施設整備費補助金(研究装置、教育装置及び防災機能等強化緊急特別推進事業)が過大に交付されていたもの〔文部科学本省〕(58)–(60)	149	
(7) 国立大学法人施設整備費補助金が過大に交付されていたもの〔文部科学本省〕(61)–(63)	151	
(8) 沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)が過大に交付されていたもの〔文部科学本省〕(64) (65)	152	
(9) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの〔7 県〕(66)–(72)	153	
(10) 公立学校施設整備費負担金が過大に交付されていたもの〔4 県〕(73)–(76)	155	
(11) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの〔8 都県〕(77)–(88)	156	
(12) 国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの〔文化庁、3 県〕(89)–(92)	161	
(13) 私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)が過大に交付されていたもの〔2 都県〕(93) (94)	163	
意見を表示し又は処置を要求した事項	164	
(1) 公立学校施設整備費負担金における新增築事業及び学校施設環境改善交付金等における改築事業等の実施に当たり、資格面積の算定が適切に行われているかを確認するためのチェックシートを作成して周知したり、交付決定が行われるまでの初期の段階及び実績報告時にチェックシートを用いて資格面積の確認を行うこととしたり、適切な資格面積を容易に算定することができるようにするための方策を検討したりするなどして、資格面積の算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	164	
(2) 中期目標期間終了時の会計処理の結果、積立金がないことなどにより次の中期目標期間への繰越等の対象とならずに国立大学法人に留保されることとなる精算収益化額に相当する額等の資金について、その取扱いを明確にして各国立大学法人に周知するなどするよう改善の処置を要求したもの	172	

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	177
被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金により造成された基金における被災私立学校復興支援事業に係る取崩額の算定に当たり、授業料等納付金の減免措置実施前の収入額に基づく必要があることなどを明確に示すことなどにより、同基金の取崩額が適切に算定されるよう改善させたもの	177
平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	181
(1) 学校施設環境改善交付金等における学校給食施設事業に係る交付額の算定について	181
(2) 高等学校等就学支援金の受給資格の認定等について	182
(3) 国立大学法人が保有する研究設備の共同利用について	184
第 8 厚生労働省	185
不当事項	185
保険料	185
労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの〔14 労働局〕(95)	185
健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの〔厚生労働本省〕(96)	187
予算経理	190
海外遺骨収集等事業の実施に当たり、臨時資金前渡官吏が事実と異なる内容の前渡資金支払決議書を作成するなどして、海外派遣先の現地において事業の実施に必要な経費の支払を現金で自ら行う場合に限り使用することができる前渡資金を海外派遣に先立ち国内で使用したり、領収金額を水増しした領収証書を提出させて同額の前渡資金を支払ったこととしたりするなどして、前渡資金の会計経理が著しく適正を欠いていたもの〔厚生労働本省〕(97)	190
保険給付	197
雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの〔7 労働局〕(98)	197
雇用保険のキャリア形成促進助成金の支給が適正でなかったもの〔大阪労働局〕(99)	199
雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの〔9 労働局〕(100)	201
雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの〔3 労働局〕(101)	205
雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの〔厚生労働本省、48 公共職業安定所、14 公共職業安定所〕(102)	207
厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの〔厚生労働本省〕(103)	212
医療費	214
医療費に係る国の負担が不当と認められるもの〔厚生労働本省、7 厚生(支)局、20 都県〕(104)	214
補助金	221
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	221
(1) 医療施設耐震化臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において、仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額が基金又は国庫に返還されていなかったもの〔厚生労働本省〕(105)(106)	222

(2) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの[15 道府県] (107)–(132)	223
(3) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの[16 都道府県] (133)–(161)	227
(4) 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施 した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの[厚生労働本省] (162) …	232
(5) 児童保護費負担金等の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの[香川県] (163)	234
(6) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(地 域子育て支援拠点事業に係る分)において基金が過大に使用されるなどしていた もの[厚生労働本省] (164) (165)	235
(7) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(保 育所緊急整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの[厚生労働 本省] (166)	237
(8) 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの[13 都道府県] (167)–(192)	237
(9) 生活保護費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分)が過大に交付されていたも の[6 府県] (193)	239
(10) 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの[3 県] (194)–(199)	241
(11) 障害児入所給付費等負担金が過大に交付されていたもの[愛知県] (200)	242
(12) 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの[2 県] (201) (202)	242
(13) 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの[3 道県] (203)–(208)	244
(14) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成し た基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの [厚生労働本省] (209)–(213)	245
(15) 保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業等に係る分)が過大に交付されて いたもの[厚生労働本省] (214)–(219)	247
そ の 他	249
介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[9 道県、5 市] (220)	249
自立支援給付の介護給付費及び訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの [5 道県、3 市] (221)	254
意見を表示し又は処置を要求した事項	257
(1) 遺族年金の支給について、失権事由に該当している受給権者に対して支給された 遺族年金を返還させるよう適宜の処置を要求し、住基ネット情報等を活用するな どして受給権者の受給権を適切に確認するための手続を定めることなどにより、 遺族年金の支給が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	257

(2) 国民年金保険料の強制徴収業務等について、厚生労働省において日本年金機構に対して強制徴収業務等を適切に行うことを指導監督するよう是正改善の処置を求め、日本年金機構において時効の中断により徴収することができる未納保険料に係る督促、差押可能財産を保有していることが判明している未納者等に対する差押え、延滞金の納付督促等が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに強制徴収業務等の進捗の管理等を適切に行うよう改善の処置を要求したもの	263
(3) 国民健康保険等における第三者行為に係る求償事務の適切な実施を推進するために、第三者に対し直接行う求償事務を適切に行うための具体的な方策について検討して、都道府県を通じて国民健康保険の保険者等及び国民健康保険団体連合会に対する指導等を行うなどするよう意見を表示したもの	272
【当局が講じた処置】	278
(4) 介護給付費の算定に当たり、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずるなどすることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示したもの	278
(5) 労働移動支援助成金のうち再就職支援奨励金の支給に当たり、対象労働者における紹介事業者の再就職支援を受ける意思、対象労働者に対する紹介事業者の再就職支援の状況等を確認するなどして、同奨励金に係る制度の運用を制度の趣旨に沿った効果的なものとするよう改善の処置を要求したもの	286
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	291
(1) 第三者行為災害において取得した求償権について、求償債権額の算出誤りを防止するためのチェックシートを配布し、その活用を図ることとしたり、保険会社から求償債権額の減額請求があった場合に、その妥当性について十分な確認を行ったりすることなどにより、求償事務が適切に行われるよう改善させたもの	291
(2) ハンセン病療養所費補助金について、交付対象となる人件費の範囲及び算定方法を具体的に明示するなどして、補助金の交付額の算定が病院の職員が従事した入所者に関する業務の実態に即して行われるよう改善させたもの	295
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	297
(1) 病床転換助成事業の実施に当たり社会保険診療報酬支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金について	297
(2) 国民健康保険等における海外療養費の支給について	298
平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	300
地域雇用創造推進事業及び実践型地域雇用創造事業の実施による効果の把握等について	300

平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	301	
(1) 地域子育て支援拠点事業に係る国庫補助金の算定について	301	
(2) 日雇労働求職者給付金に係る制度の運用について	302	目
(3) 生活福祉資金貸付事業の実施のために保有されている資金の規模等について	303	
(4) 地域支援事業交付金の交付額の算定について	304	次
(5) 国民健康保険の療養給付費負担金等の交付額の算定における医療機関等に対する 加算金の取扱いについて	305	
(6) 第三者行為災害において取得した求償権の債権管理等について	306	
第 9 農 林 水 産 省	308	
不 当 事 項	308	
予 算 経 理	308	
東日本大震災復興特別会計に納付させるべき返納金等を誤って一般会計に納付させて いて会計法令に違反するなどしていたり、特会法改正法の規定に基づき同特別会計に 繰り入れられるべき返納金等について返納金等の額等を財務省に報告するなどの所要 の措置を執っていないかたりしていたもの[水産庁、関東森林管理局、2 県] (222)– (225)	308	
役 務	311	
国営かんがい排水事業における吐水槽等の建設工事のための実施設計業務に当たり、 事業所における設計容量の算定の検討が十分でなかったため、実施設計業務の成果物 が工事に使用されておらず、契約の目的を達成していなかったもの[沖縄総合事務局 宮古伊良部農業水利事業所、沖縄総合事務局] (226)	311	
補 助 金	313	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	313	
(1) 補助の対象とならないもの	315	
青年就農給付金の給付要件を満たしていない者に給付するなどしていて補助の 対象とならないもの[農林水産本省、関東農政局] (227)–(231)	315	
産地水産業強化支援事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない経費を含 めていたもの[水産庁、沖縄総合事務局] (232) (233)	316	
地域バイオマス産業化整備事業の補助対象事業費に、補助の対象とならない経 費を含めていたもの[農林水産本省] (234)	318	
森林環境保全整備事業として実施した間伐が補助の対象とならないもの[林野 庁] (235)	318	
(2) 工事の設計が適切でなかったもの	319	
揚水機場に設置した高圧受変電設備等の設計が適切でなかったもの[農林水産 本省] (236)	319	
貯留槽の設計が適切でなかったもの[北海道農政事務所] (237)	320	
水路の設計が適切でなかったもの[九州農政局] (238)	321	
押え盛土工の設計が適切でなかったもの[関東農政局] (239)	323	

(3) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	324
鳥獣被害防止総合対策交付金事業等の事業費を過大に精算していたもの〔農林水産本省〕(240)–(242)	324
森林整備加速化・林業再生交付金事業の事業費を過大に精算していたもの〔林野庁〕(243)	325
(4) 工事の施工が適切でなかったもの	325
水路復旧工の施工が適切でなかったもの〔九州農政局〕(244)	325
擁壁の施工が適切でなかったもの〔北陸農政局〕(245)	326
(5) 補助の目的を達していなかったなどのもの	328
農業・食品産業強化対策整備交付金事業により整備した栽培施設において、低コスト耐候性ハウスに交付金の交付対象基準とされた所要の強度が確保されていない状態になっているのに、事業が適正に完了したとして額の確定が行われていたもの〔九州農政局〕(246)	328
(6) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	329
森林整備加速化・林業再生事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、基金事業の対象事業費を過大に精算していたもの〔林野庁〕(247)	329
意見を表示し又は処置を要求した事項	330
(1) 6次産業化ネットワーク活動交付金等による事業の実施に当たり、事業主体から収益報告書を提出期限内に確実に提出させるよう是正改善の処置を求め、及び新商品に係る利益が発生していない場合に要因等を事業主体から報告させたり、サポート機関の更なる活用を図ったり、事業終了後4年目以降も利益の発生状況等について報告を徴したりするよう改善の処置を要求したもの	330
(2) 国際熱帯木材機関において投資に伴う財務損失が発生したことを踏まえ、国際機関等から提出される決算書の確認方法について具体的な手続等を整備したり、国際機関等における拠出金の適切な管理について、理事会等において必要な働きかけを行うこととするよう各担当者に周知したりすることなどにより、同種の事態が生じないなどするよう意見を表示したもの	339
(3) 農林水産物・食品の輸出促進事業について、事業成果報告書における輸出額の目標値及び実績値や目標達成率に係る要因分析の記載状況を適切に把握するとともに、産地間連携等の取組に係る事業成果の把握が適切に行える手法を明確にしたり、事業成果の評価に基づく事業実施主体に対する指導等の内容を明確にしたりなどすることにより、事業成果の評価等が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの	339
(4) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業の実施に当たり、侵入防止柵について、設置後の鳥獣被害の状況をほ場ごとに把握したり、設置及び維持管理を適切に行ったりするとともに、事業実施状況報告に基づく指導の仕組みを効果的に活用することにより、事業主体に対して適切に指導するなどして、事業が適切かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求したもの	347

(5) 施設改修等支援事業の実施に当たり、事業により改修整備等を行った加工流通施設について改善計画を策定させるなどの指導を行ったり、事業主体に対して実施計画の策定段階における調査・検討を十分行うよう周知したり、実施計画のより効果的な審査を行うための方策を検討したりすることなどにより、HACCPの認定が取得されるよう改善の処置を要求したもの	354
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	361
(1) 広域農道等における橋りょう等について、管理者において、点検計画を策定するなどして点検診断を計画的、効率的に実施したり、点検診断の結果に基づき保全対策計画等を策定したりして、保全対策が適切に実施されるよう改善させたもの	361
(2) 農村地域防災減災事業の実施に当たり、耐震性点検として実施すべき内容を明確にし、その内容を周知するなどして、耐震性点検が事業の目的に沿って適切に実施されるよう改善させたもの	365
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	369
家畜導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の返納について	369
平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	370
(1) 農業農村整備事業の実施における既存公共施設等の移設補償費の算定について	370
(2) 国有林野事業における立木販売に係る造材作業及び集材作業に係る経費の積算について	371
(3) 森林病虫害等防除事業等における樹幹注入の補助単価の設定について	371
(4) 木造公共施設等の整備事業における補助対象とする工事の範囲及び事業の採択基準について	372
(5) 強い農業づくり交付金事業等による TMR センターの整備に係る事業効果について	373
(6) 経営体育成支援事業における経営改善目標の設定及びその達成状況の確認等について	375
(7) 都市農村共生・対流総合対策事業の実施について	376
(8) 機能保全計画に基づく漁港施設の維持管理について	377
第10 経済産業省	379
不当事項	379
予算経理	379
特会法改正法の規定に基づき東日本大震災復興特別会計に繰り入れられるべき返納金等について、返納金等の額等を財務省に報告するなどの所要の措置を執っていなかったもの[北海道経済産業局](248)	379

目次	補助金	379
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	379
	(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	381
	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費を過大に精算していたもの[東北経済産業局] (249) (250)	381
	補助対象経費として認められないとされている回し手形による支払額を経費に含めていたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの[東北経済産業局] (251)	382
	地域中小企業・小規模事業者 UIJ ターン人材確保等支援事業費補助金の補助対象事業費を過大に精算していたもの[関東経済産業局] (252)	383
	(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	384
	地域経済産業復興立地推進事業費補助金により造成した基金を活用する事業を実施していなかったもの[経済産業本省] (253)	384
	円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業費補助金により造成した基金を用いた事業の実施に当たり、基金補助事業の対象事業費を過大に精算していたもの[経済産業本省] (254)	385
	(3) 補助の対象とならないもの	386
	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの[東北経済産業局] (255)	386
	(4) 補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの	387
	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付を受けて実施した事業により取得した設備を無断で譲渡していたもの[東北経済産業局] (256)	387
	意見を表示し又は処置を要求した事項	388
	(1) 研究開発プロジェクト等に関する委託事業において受託者に取得物品を継続使用させるに当たり、無償貸付等の手続を適切に行うなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに委託事業の実施期間中における取得物品の使用状況等を把握して、取得物品の管理が適時適切に行われるよう改善の処置を要求したもの	388
	(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資承継勘定における政府出資金について、同勘定で管理する株式等の管理費用等を考慮して真に必要な政府出資金の額を検討した上で、必要額を超えて保有していると認められる政府出資金に係る資産については、不要財産として速やかに国庫納付を行うことにより政府出資金を減資して、その規模を適切なものとするよう意見を表示したもの	396
	(3) 灯油配送合理化促進支援事業について、計画が実績等を踏まえて策定されていることを確認することとしたり、灯油配送量等が増加していない場合に指導等を行うこととしたり、購入したタンクローリーによる重油類の配送を制限することとしたりするなどして、事業が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの	402
	【当局が講じた処置】	411

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	412	
独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施している中小企業倒産防止共済事業における前納減額金制度について、共済事業の経理の損益の状況等を踏まえて掛金の減額率を見直すことにより、制度の運営が適切なものとなるよう改善させたもの	412	目
平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	415	次
自家発電設備導入促進事業等の効果の把握について	415	
第11 国土交通省	417	
不当事項	417	
予算経理	417	
東日本大震災復興特別会計に納付させるべき返納金等を誤って一般会計に納付させていて会計法令に違反するなどしていたり、特会法改正法の規定に基づき同特別会計に繰り入れられるべき返納金等について返納金等の額等を財務省に報告するなどの所要の措置を執っていないかたりしていたもの〔国土交通本省、2 地方整備局、北海道〕(257)–(261)	417	
工事	417	
既設橋りょうの維持管理工事の実施に当たり、間接工事費の算定が適切でなかったため、契約額が割高となっていたもの〔東北地方整備局福島河川国道事務所〕(262)	417	
補助金	419	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	419	
(1) 工事の設計が適切でなかったもの	420	
擁壁の設計が適切でなかったもの〔2 県〕(263) (264)	420	
橋台の胸壁の設計が適切でなかったもの〔鳥取県〕(265)	423	
汚水処理槽の基礎工の設計が適切でなかったもの〔鹿児島県〕(266)	424	
根固工の設計が適切でなかったもの〔山口県〕(267)	425	
受圧板工の設計が適切でなかったもの〔徳島県〕(268)	427	
ガードレールの設計が適切でなかったもの〔茨城県〕(269)	428	
(2) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	429	
支払っていない工事費を補助対象事業費に含めて実績報告書を提出するなどして、補助対象事業費の算定が適切でなかったもの〔国土交通本省〕(270)–(272)	429	
消費税等相当額の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの〔愛知県〕(273)	431	
交付額の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの〔近畿地方整備局〕(274)	432	
通信線路等の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの〔沖縄県〕(275)	432	
橋りょうの建設工事に係る交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの〔神奈川県〕(276)	433	

(3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	434
交付金の交付対象とならない事業費の支払に充てるために、基金から交付金を取り崩して使用していたもの[岩手県](277)	434
(4) 工事の施工が設計と相違していたもの	435
ボックスカルバートの施工が設計と相違していたもの[千葉県](278)	435
意見を表示し又は処置を要求した事項	437
(1) 公営住宅等整備事業等における二重床下地に係る工事費の積算に当たり、物価資料掲載単価を参考にするなど市場価格を把握した上で施工単価を決定するよう周知して経済的な積算となるよう是正改善の処置を求めたもの	437
(2) 地域間幹線系統確保事業において、運送収入に計上できる市町村からの運賃補填額は輸送実態を伴うことが必要であることを具体的に示したり、市町村が発券を受けた回数券等の利用実態を把握したりなどすることにより、同事業が輸送実態を反映した適切な生活交通計画に基づき実施されて、地域の特性、実状に応じた最適な交通手段の提供に資するものとなるよう改善の処置を要求したもの	441
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	447
(1) コンテナクレーン整備事業に係る貸付け及び補助の対象から予備品等の購入費を除くことを明確にするなどして、貸付金の貸付け及び補助金の交付が適切に行われるよう改善させたもの	447
(2) 社会資本整備総合交付金等の交付を受けて地方公共団体が実施する公共工事において、総合評価落札方式による入札には最低制限価格が設定できないことを地方公共団体に対して周知徹底し、誤って設定した最低制限価格により価格その他の条件が最も有利な者が失格として排除されないよう改善させたもの	451
(3) 独立行政法人住宅金融支援機構に対して3補助金として交付された資金について、その管理方法を金銭の信託による運用のみに限定しないこととするよう交付要綱を改正することにより、日銀当座預金残高に係るマイナス金利相当分の費用負担を軽減できるよう改善させたもの	455
(4) トンネル工事における濁水処理設備の規格の選定に当たり、設計濁水量に応じた適切な処理能力の規格を選定したり、トンネルの掘削が進捗するのに伴い設備を段階的に入れ替えるなどしたりすることにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの	458
(5) 延命工事を実施した巡視船について、国有財産台帳における国有財産の価格の増減事由に該当する工事項目の選定方法及び延命工事に伴う国有財産の価格の算定方法を明確に示した指針を定めることなどにより、国有財産台帳に価格の増減事由及びその増減が適正に記録されるよう改善させたもの	462
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	466
電線共同溝における無電柱化の効果について	466

平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	467	
(1) 道路事業、河川事業及び砂防事業において取得した電気通信設備の物品管理簿への記録について	467	目
(2) 都市防災総合推進事業における防災情報通信ネットワークの整備について	468	
(3) 木造公営住宅等の設計及び施工における事業主体の確認等について	469	次
(4) 電線共同溝整備事業に係る建設負担金の算定に適用する年利率について	470	
(5) 新重点密集市街地の解消に向けた事業の実施等について	471	
(6) 離島航路運営費等補助金の交付額の算定方法及びその審査について	472	
第12 環 境 省	474	
不 当 事 項	474	
工 事	474	
防止柵設置工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、防止柵が転倒するおそれがある状態になっていて、工事の目的を達していなかったもの[関東地方環境事務所] (279)	474	
補 助 金	476	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	476	
(1) 補助金が過大に交付されていたなどのもの	477	
除染作業等に係る事業費の算定が実際の作業量に基づいていなかったため、補助金が過大に交付されていたもの[環境本省] (280)	477	
循環型社会形成推進交付金事業において、現場管理費等の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの[栃木県] (281)	479	
循環型社会形成推進交付金事業において、現場管理費等の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたなどのもの[沖縄県] (282)	480	
循環型社会形成推進交付金事業において、事務費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの[佐賀県] (283)	481	
除染作業に係る事業費の算定を誤っていたため、補助金が過大に交付されていたもの[環境本省] (284)	481	
循環型社会形成推進交付金事業において、鉄くずの売却収入を事業費から控除していなかったため、交付金が過大に交付されていたもの[青森県] (285)	482	
(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	483	
再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等により実施した事業において、設備の設計が適切でなかったり基金事業の対象とならない経費を含めていたりしていたもの[環境本省] (286)-(290)	483	
海岸漂着物地域対策推進事業により造成した基金を用いて実施した事業において、仕様書の変更を適切に行わなかったため、事業実績額が過大となっていたもの[環境本省] (291)	488	
(3) 補助の対象とならないもの	489	
循環型社会形成推進交付金事業の交付対象事業費に交付の対象とならない建築物の整備に要した費用を含めていたもの[4 県] (292)-(295)	489	

	意見を表示し又は処置を要求した事項	490
目次	(1) 防災拠点施設に整備する太陽光発電設備等について、蓄電池設備等を整備するなどして、災害等による停電時に発電した電力を供給することができるようにするための必要な措置を講じさせるよう適宜の処置を要求し、設計に必要な留意点等を示して周知徹底するよう是正改善の処置を求めたもの	490
	(2) 会議開催等業務に係る契約について、業務内容の変更に応じて適時適切に仕様書等を変更するなどの体制を整備することなどにより、契約額が実施された業務に即したのものとなるよう是正改善の処置を求めたもの	495
	(3) 除染事業等の実施に当たり、除染工事等に係る工事費の積算が工事規模の実態に即したのものとなるよう、実態調査を行うなどして適切な共通仮設費率及び現場管理費率を設定するとともに、事業の実施主体に対してこれを周知するよう是正改善の処置を求めたもの	501
	平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	507
	除染事業等における仮置場の整備について	507
第13	防 衛 省	509
	不 当 事 項	509
	予 算 経 理	509
	東日本大震災復興特別会計に納付させるべき返納金等を誤って一般会計に納付させていて会計法令に違反するなどしていたり、特会法改正法の規定に基づき同特別会計に繰り入れられるべき返納金等について返納金等の額等を財務省に報告するなどの所要の措置を執っていないかたりしていたもの〔5 防衛局、2 防衛支局〕(296)–(302)	509
	若年定年退職者給付金の支給に当たり、支給額に過不足があったもの〔海上、航空両自衛隊の 9 基地隊等〕(303)–(311)	509
	工 事	512
	浮栈橋の係留アンカーの設置に当たり、設計が適切でなかったため、船舶を安全かつ円滑に係留するための所要の水深が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの〔海上自衛隊佐世保地方総監部、沖縄基地隊〕(312)	512
	物 件	514
	99 式空対空誘導弾(B)製造請負契約において、代金の中途確定に関する特約条項に基づく確定計算価格の算定に当たり、部品の製造に要する費用を重複して計算したり、部品の数量を誤って計算したりなどしていたため、支払額が過大となっていたもの〔防衛装備庁〕(313)	514
	補 助 金	516
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	516
	(1) 補助の目的を達していなかったもの	517
	特定防衛施設周辺整備調整交付金で整備した IP 告知システムによる一斉放送が実施できておらず、補助の目的を達していなかったもの〔東北防衛局〕(314)	517

(2) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの	518	
魚礁の設計及び施工が適切でなかったもの[中国四国防衛局] (315)	518	
不正行為	520	目
職員の不正行為による損害が生じたもの[海上自衛隊館山航空基地隊館山経理隊 (316)]	520	次
意見を表示し又は処置を要求した事項	521	
有償援助調達の実施に当たり、防衛装備品の不具合及び計算書の誤りに対する是正措置の要求を速やかに行うことを周知徹底するよう是正改善の処置を求め、及び計算書と受領検査調書との照合の過程や結果を書面等に記録及び保存するとともに、計算書と受領検査調書の項目において極めて多くの記載内容が一致していない状況となっている根本的な原因を調査し、適切な照合を行うための効果的な方策について検討するよう意見を表示したもの	521	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	529	
(1) シースパローミサイル RIM-162 の新規組立整備を ^{かし} 瑕疵担保期間内に実施し、瑕疵に該当する異状等を発見した場合に会社に対して瑕疵修補等の請求等を行うことができるよう改善させたもの	529	
(2) 統合気象システムの整備に当たり、運用機器の設置場所に応じて中継機器と端末とを経済的に接続する方法や光伝送路の整備状況に関する情報の共有等について関係部署に周知するとともに、光伝送路の整備の現況と今後の接続方法を整理した一覧表を作成するなどして、借り上げる接続機器の品目及び数量を適切に決定するよう改善させたもの	532	
(3) 海上警備業務契約の予定価格の積算に当たり、業務内容を十分精査した上で、同種の業務に係る他の機関を含めた取引の実例価格又は官公庁の定める労務単価によることができるものについてはこれらを採用するなどして、労務費の算定を適切なものとするよう改善させたもの	537	
(4) 装備品等の整備に使用する油脂等の調達に当たり、調達数量の算定根拠となる調達所要量の算出方法を具体的に示すなどして、調達所要量の妥当性を確保する態勢を整備することなどにより、適切な調達数量を算定するよう改善させたもの	540	
(5) 鉛蓄電池の交換作業等により発生する廃電池について、売払いの実施に必要な手順等を定めた要領等を整備するなどして、その処理を経済的に実施するよう改善させたもの	544	
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	546	
防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について	546	
平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	547	
国有財産台帳に記録する艦船の価格について	547	
(第 2 内閣府(内閣府本府)、第 7 文部科学省、第 8 厚生労働省、第 9 農林水産省、第 10 経済産業省、第 11 国土交通省、第 13 防衛省)	549	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	549	

目次	<p>(1)~(7) 東日本大震災からの復旧・復興事業に関連して発生した返納金等について誤って一般会計に納付させていた額等を財務省に報告するとともに、今後発生する返納金等について、適正な会計に納付させたり、所要の措置を適正に執らせたりするためのマニュアルを定めることなどにより、復旧・復興事業に充てられる費用等の財源が適時適切に確保されることとなるよう改善させたもの ……………549</p> <p>第2節 団体別の検査結果 ……………556</p> <p>第1 日本私立学校振興・共済事業団 ……………556</p> <p>不当事項 ……………556</p> <p>補助金 ……………556</p> <p>私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの[日本私立学校振興・共済事業団](317)~(324) ……………556</p> <p>本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………560</p> <p>私立大学等経常費補助金(大型設備等運営支援に係る特別補助)について、大型設備等を使用して得ている収入を所要経費の算定に当たり考慮することにより、その交付額の算定が適正なものとなるよう改善させたもの ……………560</p> <p>平成27年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果…………563</p> <p>私立大学等経常費補助金の社会人の組織的な受入れに係る特別補助の取扱いについて ……563</p> <p>第2 日本中央競馬会 ……………565</p> <p>不当事項 ……………565</p> <p>その他 ……………565</p> <p>非課税の適用を受けることができる固定資産について、固定資産税及び都市計画税を過大に納付していたもの[日本中央競馬会競走馬総合研究所](325) ……………565</p> <p>本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………566</p> <p>土地、建物等の貸付けに当たり、貸付資産の使用実態を反映することにより、適切な貸付料の算定を行うよう改善させたもの ……………566</p> <p>第3 東日本高速道路株式会社、第4 中日本高速道路株式会社、第5 西日本高速道路株式会社、第6 本州四国連絡高速道路株式会社、第7 首都高速道路株式会社、第8 阪神高速道路株式会社 ……………569</p> <p>平成27年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果…………569</p> <p>(1)~(6) 大口・多頻度割引制度における道路法令違反者に対する割引停止措置等の見直しについて…………569</p> <p>(第3 東日本高速道路株式会社、第4 中日本高速道路株式会社、第7 首都高速道路株式会社)…………571</p> <p>本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………571</p> <p>(1)~(3) 高速道路に係る維持・保全業務の子会社への委託に当たり、子会社において実際に要する材料費を契約単価に反映させ、子会社に支払う業務費を維持・保全業務の実施に要する費用の実態に見合ったものとする事により、高速道路3会社の管理費の縮減が図られるよう改善させたもの ……………571</p>
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(第6 本州四国連絡高速道路株式会社)	576	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	576	
高圧電力の電気需給契約を締結するに当たり、契約規程等に基づいて一般競争に付す ることにより、競争の利益を享受できるようにするとともに、特定調達の対象となる 要件を満たす場合には協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原 則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの	576	目次
第9 日本郵政株式会社、第10 日本郵便株式会社	580	
平成27年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	580	
(1)(2) 郵政総合情報通信ネットワークにおける新サービスの利用について	580	
第11 全国健康保険協会	581	
不 当 事 項	581	
保 険 給 付	581	
健康保険の傷病手当金の支給において、厚生年金保険の障害厚生年金との併給調整が 適正でなかったもの[全国健康保険協会5支部](326)	581	
意見を表示し又は処置を要求した事項	582	
健康保険の傷病手当金の支給に当たり、日本年金機構から年金情報の提供を受ける対 象者の範囲について見直しを行うことにより厚生年金保険の障害厚生年金との併給調 整が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	582	
第12 日本年金機構	588	
意見を表示し又は処置を要求した事項	588	
国民年金保険料の強制徴収業務等について、厚生労働省において日本年金機構に対し て強制徴収業務等を適切に行うことを指導監督するよう是正改善の処置を求め、日本 年金機構において時効の中断により徴収することができる未納保険料に係る督促、差 押可能財産を保有していることが判明している未納者等に対する差押え、延滞金の納 付督促等が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並び に強制徴収業務等の進捗の管理等を適切に行うよう改善の処置を要求したもの	588	
平成26年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	588	
健康保険及び厚生年金保険の未適用の事業所に対する適用促進の実施状況等について	588	
第13 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	591	
不 当 事 項	591	
役 務	591	
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の復旧作業への従事者の健康管理支援等 に係るフォローアップシステムの整備等を行う事業について、想定していた健康管理 支援等を行うことが見込めないことが明らかな状況となったにもかかわらず、事業を 見直すことなく、その後もシステムの保守契約等を締結するなどしていたもの[国立 研究開発法人量子科学技術研究開発機構](327)	591	

第14	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	594
目	不 当 事 項	594
次	役 務	594
	利用者端末装置管理システムを構成する台帳システムについて構築を計画する際の検討等が十分でなかったことなどのため、台帳システムが端末等の管理に利用されていなかったもの[国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構](328)	594
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	596
	(1) 委託事業の実施に必要な研究用機器等の物品をリースにより調達する場合において、合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを実施要領に明示することにより、委託費の対象経費となる物品のリース料を適切に算定させるよう改善させたもの	596
	(2) 電子ジャーナルの購読契約を締結するに当たり、過去の利用実績を参考にすることで、利用見込みに応じてPPV方式を利用する電子ジャーナルを選定することにより、購読料金の節減を図るよう改善させたもの	599
第15	国立研究開発法人産業技術総合研究所	603
	意見を表示し又は処置を要求した事項	603
	事務用品等の調達に当たり、政府調達に関する協定等や会計規程等に基づき予定価格を作成して一般競争に付するなどすることにより、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争の利益を享受できるように是正改善の処置を求めたもの	603
第16	独立行政法人造幣局	607
	不 当 事 項	607
	不正行為	607
	職員の不正行為による損害が生じたもの[独立行政法人造幣局本局、東京支局、広島支局](329)	607
第17	独立行政法人国際協力機構	608
	意見を表示し又は処置を要求した事項	608
	政府開発援助の実施に当たり、建物の設計を伴う建築工事を行う事業を実施する場合、事業の申請を受けるなどの段階で、設計を行う者の専門的能力の有無等について確認することにより、適切な設計等が実施されるよう事業実施機関に要請するなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	608
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	608
	(1) フォローアップ協力を実施する事業の選定に当たり、同協力後の持続性の有無等を判断するための確認項目や留意点を実施要領に具体的に明示することなどにより、同協力の目的に沿って事業が適切に選定されるよう改善させたもの	608
	(2) 円借款の実施に当たり、協力準備調査及び貸付審査時において事業の採算性及び効率性を確認するための指標である内部収益率が、事業分野ごとの費用及び便益の範囲や算出方法等を整理して算出マニュアルを改訂することなどにより、適切に算出されるよう改善させたもの	612

平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	620	
(1) 技術協力における研修員受入事業の実施について	620	
(2) 政府開発援助の効果の発現について	621	
第18 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	622	目
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	622	次
X 線天文衛星 ASTRO-H の事故の教訓を踏まえて、打上げ前審査において、人工衛星の打上げ後に契約の相手方による検証作業が行われたかの確認を含む人工衛星の運用に係る作業手順が作成されているかなどについての確認を徹底することにより、今後、人工衛星の打上げ後に、契約の相手方が新たなコマンドを作成する必要が生じた場合であっても、人工衛星の運用に重大な影響を生じさせないよう改善させたもの	622	
第19 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、第20 北海道旅客鉄道株式会社、第21 四国旅客鉄道株式会社	626	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	626	
(1)-(3) 現場吹付法枠工の実施に当たり、枠内排水の方式や法枠本体の表面仕上げについて、経済的な設計を行うよう改善させたもの	626	
第22 独立行政法人自動車事故対策機構	631	
不 当 事 項	631	
そ の 他	631	
損失の処理に関する書類における当期末処理損失の算定に当たり、当期総損失に前期繰越欠損金を加算しなかったため、貸借対照表及び損失の処理に関する書類の当期末処理損失が過小となっていて、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの〔独立行政法人自動車事故対策機構〕(330)	631	
第23 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	634	
意見を表示し又は処置を要求した事項	634	
必要な数量を超過するなどしている予備部品の優先的な使用を操業会社に指示することなどにより、国家備蓄施設における備蓄機器の部品の調達に係る経費を抑制させて業務委託料の節減を図るよう改善の処置を要求したもの	634	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	638	
退職給付債務に係る引当外退職給付増加見積額等について、財務諸表を適正な表示に是正させるとともに、事務処理体制を整備したりマニュアルを作成したりして退職給付債務に係る算定等を適切に行うよう改善させたもの	638	
第24 独立行政法人国立病院機構	643	
不 当 事 項	643	
予 算 経 理	643	
診療材料の購入に当たり、会計規程等に違反して予定価格を定めるなどせずに、一般競争に付することなく特定の販売業者から随意契約により購入していて、契約手続が適正を欠いていたもの〔独立行政法人国立病院機構あきた病院〕(331)	643	
不正行為	645	
職員の不正行為による損害が生じたもの〔独立行政法人国立病院機構盛岡病院、山形病院〕(332)	645	

	平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	645
	重症心身障害者等の日用品費に係る患者負担額の算定について	645
目	第25 独立行政法人中小企業基盤整備機構	647
	意見を表示し又は処置を要求した事項	647
次	独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資承継勘定における政府出資金について、同勘定で管理する株式等の管理費用等を考慮して真に必要となる政府出資金の額を検討した上で、必要額を超えて保有していると認められる政府出資金に係る資産については、不要財産として速やかに国庫納付を行うことにより政府出資金を減資して、その規模を適切なものとするよう意見を表示したもの	647
	第26 独立行政法人都市再生機構	648
	平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	648
	賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について	648
	第27 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	649
	平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	649
	高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税について	649
	第28 独立行政法人地域医療機能推進機構	650
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	650
	診療材料等の調達と在庫管理等とを合わせて行うことを委託する契約の締結に当たり、労務費相当分のみならず材料費等相当分も含めた総額を競争に付することにより、契約手続の適正性及び透明性を確保するとともに、競争による利益を十分に享受できるよう改善させたもの	650
	第29 独立行政法人住宅金融支援機構	653
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	653
	証券化支援勘定において、他勘定が保有する運用益型出資金について、金利の状況等を確認しながら勘定間貸付けを受けてローン債権の買取原資として活用することにより、機構債券の発行額を削減して債券発行費用を節減するよう改善させたもの	653
	第30 国立研究開発法人国立国際医療研究センター	659
	不 当 事 項	659
	予 算 経 理	659
	深夜勤務に従事した職員に対する夜勤手当の支給が適正でなかったもの [国立研究開発法人国立国際医療研究センター] (333)	659
	第31 国立大学法人京都大学	661
	平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	661
	職員等駐車場に係る駐車整理業務の委託契約の見直し等について	661
	第32 東日本電信電話株式会社、第33 西日本電信電話株式会社	662
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	662
	(1)(2) メタリックケーブル等の外被等が損傷した場合にケーブル内に水が浸入するのを防ぐために設置している乾燥空気供給装置の更改に当たり、ケーブルの条数等に応じた規格の装置を選定することにより経済的な設計となるよう改善させたもの	662

第3節	特に掲記を要すると認めた事項	666
	河川整備計画等により堤防等を整備することとしている区間において、一部未整備の箇所又は改築が必要な橋りょうが残存していて、整備済みの堤防等の整備効果を十分に発現させる方策を講ずる必要がある事態について	666
第4節	不当事項に係る是正措置等の検査の結果	681
第1	検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について	681
第2	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について	687
第4章	国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等	691
第1節	国会及び内閣に対する報告	691
第1	租税特別措置(所得税関係)の適用状況等について	691
第2	年金個人情報に関する情報セキュリティ対策の実施状況及び年金個人情報の流出が日本年金機構の業務に及ぼした影響等について	703
第3	各府省等における職員の研修の実施状況等について	715
第4	地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入に係る補助事業の実施状況等について	727
第5	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)による事業の実施状況について	739
第6	各府省等における研究開発事業の実施状況等について	752
第7	国立研究開発法人における研究開発の実施状況について	765
第8	国の行政機関等における社会保障・税番号制度の導入に係る情報システムの整備等の状況について	777
第9	次期戦闘機(F-35A)の調達等の実施状況について	792
第2節	国会からの検査要請事項に関する報告	804
第1	日本放送協会における関連団体の事業運営の状況について	804
第2	東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について	815
第3節	特定検査対象に関する検査状況	833
第1	国の財政健全化への取組について	833
第2	量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について	860
第3	日本郵便株式会社によるオーストラリアの総合物流企業の株式取得について	879
第4節	国民の関心の高い事項等に関する検査状況	893
第5節	特別会計財務書類の検査	898
第5章	会計事務職員に対する検定	909
第1節	国の現金出納職員に対する検定	909
第2節	国の物品管理職員に対する検定	910

	第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要	911
	第1節 国の財政等の概況	911
目	第1 国の会計	911
	1 概況	911
次	2 一般会計	911
	3 特別会計	912
	4 一般会計及び特別会計の債務	914
	第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人	915
	第3 財政投融资	919
	1 財政投融资の概要	919
	2 財政投融资の原資	919
	3 財政投融资計画の実績	919
	第4 国の財政状況	921
	第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要	930
	第1 歳入歳出決算	930
	1 一般会計	930
	2 特別会計(目次25ページ参照)	934
	第2 国税収納金整理資金の受払	960
	第3 法律により設置されているその他の資金の受払	961
	1 決算調整資金	961
	2 貨幣回収準備資金	961
	第4 債権及び債務	962
	1 債権	962
	2 債務	962
	第5 国庫金、国有財産及び物品	964
	1 国庫金	964
	2 国有財産	964
	3 物品	965
	第6 財政融資資金の長期運用	966
	第7 政府関係機関及びその他の団体	967
	1 概況	967
	2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算(目次25ページ参照)	971
	3 日本放送協会の決算	1007

特別会計及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算記述

目

次

【特別会計】

	ページ
1 交付税及び譲与税配付金特別会計	934
2 地震再保険特別会計	935
3 国債整理基金特別会計	935
4 外国為替資金特別会計	936
5 財政投融资特別会計	937
6 エネルギー対策特別会計	939
7 労働保険特別会計	941
8 年金特別会計	943
9 食料安定供給特別会計	947
10 国有林野事業債務管理特別会計	952
11 貿易再保険特別会計	953
12 特許特別会計	953
13 自動車安全特別会計	954
14 東日本大震災復興特別会計	956

【国が資本金の2分の1以上を出資している法人】

[政府関係機関]

1 沖縄振興開発金融公庫	971
2 株式会社日本政策金融公庫	972
3 株式会社国際協力銀行	978
4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	980

[事業団等]

1 日本私立学校振興・共済事業団	983
2 日本銀行	988
3 日本中央競馬会	989
4 東日本高速道路株式会社	991
5 中日本高速道路株式会社	991
6 本州四国連絡高速道路株式会社	993
7 全国健康保険協会	994
8 日本年金機構	996

[独立行政法人]

量子科学技術研究開発機構	999
農業・食品産業技術総合研究機構	999
産業技術総合研究所	1000
造幣局	1000
国際協力機構	1000
宇宙航空研究開発機構	1000
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1000
自動車事故対策機構	1001
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1002
国立病院機構	1003
中小企業基盤整備機構	1003
地域医療機能推進機構	1004
住宅金融支援機構	1004
国立国際医療研究センター	1005

(注) 各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」については、記載を省略した。

備考

この検査報告中に表示されている金額の中には単位未満を切り捨てているものがあるので、各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないものがある。

第1章 検査の概要

第1章 検査の概要

第1節 検査活動の概況

第1 検査の方針

会計検査院は、平成29年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

平成29年次会計検査の基本方針

(平成28年9月8日策定)

会計検査院は、平成29年次の検査(検査実施期間 28年10月から29年9月まで)に当たって、社会経済の動向等を踏まえつつ、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を的確に果たすために、平成29年次会計検査の基本方針を次のとおり定める。

1 会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算を全て毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

近年、我が国の社会経済は、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題等の難しい課題に直面している。また、東日本大震災(23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)からの復興が我が国の大きな課題となっており、行政等にはこうした課題への適切な対応が求められている。

一方、我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高は増加の一途をたどり、28年度末には約838兆円に達すると見込まれており、28年度一般会計予算における公債依存度は約36%、公債償還等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合は約24%となっていて、財政の健全化が課題となっている。

このような中で、政府は、32年度までに国・地方を合わせた基礎的財政収支を黒字化するという財政健全化目標の達成に向けて、経済と財政の一体的な再生を目指す28年度以降5年間の「経済・財政再生計画」を定めて、次世代への責任の視点に立って、「デフレ脱却・経済再生」「歳出改革」及び「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進するとしている。

また、国会においては、国会による財政統制を充実し強化する観点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

会計検査院は、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえて、平成15年度決算検査報告から内閣への送付を早期化しており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。さらに、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請に係る検査を着実に実施してその結果を国会に報告しているところであり、また、国会における決算審査の充実に資するために、国会及び内閣に対する随時の報告を毎年行ってきた。

このように財政の健全化が課題となっており、また、予算の執行結果等の厳格な評価・検証、国民への説明責任を果たしていくことなどが重視される中で、上記の検査報告等により、行財政に関して国民への問題提起等を行ってきた会計検査院の役割は一層重要となっており、会計検査機能に対する国民の期待も大きくなっていると考えられる。

3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- ・ 社会保障
- ・ 教育及び科学技術
- ・ 公共事業
- ・ 防衛
- ・ 農林水産業
- ・ 環境及びエネルギー
- ・ 経済協力
- ・ 中小企業
- ・ 情報通信(IT)

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して横断的な検査の充実を図るとともに、国民の関心の高い事項等については必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど適時適切に対応する。

さらに、東日本大震災からの復興に向けた各種の施策については、一定期間に多額の国費が投入されていることなどを踏まえて、各事業等の進捗状況等に応じて適時適切に検査を行う。検査に当たっては、被災地域の状況等に配慮するとともに、各事業等が被災地域における社会経済の再生等に資するものとなっているかなどに留意する。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に対する検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

検査を行う際の観点は、次のとおりである。

- ア 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- イ 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点
- ウ 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
- エ 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点
- オ 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点
- カ その他会計検査上必要な観点

これらのうち正確性及び合规性の観点からの検査については、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、一部の府省等において不正不当な事態が見受けられたことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、入札・契約の競争性及び透明性にも十分留意して検査を行う。

経済性、効率性及び有効性の観点からの検査については、近年の厳しい財政状況にも鑑みて、これを重視していく。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果及び国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況について積極的に取り上げるように努めて、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価や効率的・効果的な事務・事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についても留意して検査を行う。

そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、制度そのものの要否も含めて改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の決算等の財政についてその分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類等の公会計に関する情報の活用にも留意する。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保等に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性の確保等が図られるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるように必要な検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。そして、国会からの検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの確な検査に努める。また、国会における決算審査の充実に資するために、引き続き国会及び内閣に対する随時の報告を積極的に行うように努める。

(6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化等に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の採用、検査業務のIT化の推進等により、検査対象機関の事務・事業の全般について検査の一層の充実を図る。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を果たすために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的・弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

第2 検査の実施

1 検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

- ① 国の毎月の収入支出
- ② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計

⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

- ⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- ⑧ 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- ⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- ⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- ⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

平成29年次の検査(検査実施期間 28年10月から29年9月まで)において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、事業団、独立行政法人等212法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は5,222の団体等の会計、⑩は10法人の会計、⑪は51法人の会計、⑫は3法人の会計、⑬は119法人等の契約に関する会計である。

上記検査の対象のうち主なものの平成28年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

2 書面検査及び実地検査

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類等について在庁して常時行う検査である。

会計検査院は、28年度分の計算書13万5千余冊及びそれらの証拠書類4347万余枚^(注)を受領し、これらの書類等について書面検査を実施した。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所、国が補助金その他の財政援助を与えた団体等に職員を派遣して、実地に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

会計検査院が29年次に省庁等の官署、事務所等において実施した実地検査の実施率を検査上の重要性に応じて区分してみると、次のとおり、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,485か所についての実施率は41.3%、②地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所6,643か所についての実施率は16.3%となっており、これらを合わせた計11,128か所についての実施率は26.4%となっている。

区 分	左 の 箇 所 数 (A)	左のうち検査を 実施した箇所数(B)	実 施 率 (%) (B/A)
① 検査上重要な箇所(本省、本社、主要な地方出先機関等)	4,485	1,854	41.3
② 上記の①に準ずる箇所(その他の地方出先機関等)	6,643	1,087	16.3
計	11,128	2,941	26.4

(注) ①及び②以外の箇所(郵便局、駅等)は、20,566か所のうち42か所において実地検査を実施しており、これらを含めた実施率は9.4%となっている。

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記5,222の団体等について実地検査を実施した。

そして、これらの実地検査に要した人日数は、3万3千百余人日となっている。

また、検査の進行に伴い、疑義のある事態について、疑問点をただしたり見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しており、29年次の検査において発した質問は6百余事項となっている。

(注) これら紙媒体の証拠書類のほか、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領したものがある。

第2節 検査結果の概要

平成29年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

第1 事項等別の検査結果

1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1) 第3章「個別の検査結果」

- ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)
(本章の13ページ参照)
- イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
(本章の21ページ参照)
- ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
(本章の27ページ参照)
- エ 「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)
(本章の32ページ参照)
- オ 「特に掲記を要すると認めた事項」(検査の結果、特に検査報告に掲記して問題を提起することが必要であると認めた事項)
(本章の34ページ参照)
- カ 「不当事項に係る是正措置等の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関して、当局において執られた是正措置の状況及び処置の履行状況についての検査の結果)
(本章の34ページ参照)

これらのうちアからエまでの各事項については、第3章の第1節及び第2節において省庁又は団体別に掲記している。

(2) 第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2^(注)の規定により国会及び内閣に報告した事項)
(本章の35ページ参照)
- イ 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3^(注)の規定により国会に報告した検査の結果)
(本章の35ページ参照)
- ウ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)
(本章の36ページ参照)

エ 「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)

(本章の 36 ページ参照)

オ 「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)第 19 条第 2 項の規定による特別会計財務書類の検査)

(本章の 36 ページ参照)

(注) 会計検査院法

第 30 条の 2 会計検査院は、第 34 条又は第 36 条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第 30 条の 3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和 22 年法律第 79 号)第 105 条(同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第 34 条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第 36 条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(1)のア、イ、ウ及びオ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数及び金額は、表 1 のとおりである。

表 1 事項等別検査結果の概要

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
不 当 事 項	333 件	137 億 1821 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第 34 条	8 件 < 7 件分 > 52 億 7144 万円 (5601 億 5062 万円)
	第 34 条及び第 36 条	^{注(2)} 4 件 < 4 件分 > 34 億 1021 万円 〔 25 億 6660 万円 671 億 7229 万円〕
	第 36 条	^{注(2)} 16 件 < 15 件分 > 171 億 2963 万円 〔 314 億 7615 万円 2 億 8456 万円 9425 万円 5 億 5186 万円〕
	小 計	28 件 < 26 件分 > 258 億 1128 万円

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	注(2) 47 件	<39 件分> 505 億 1399 万円 39 億 6518 万円 11 億 7905 万円 9627 万円 4 億 7683 万円 87 億 0635 万円 5 億 1466 万円 4 億 4810 万円 1 兆 2262 億 5939 万円 318 億 3257 万円 16 億 7688 万円
特に掲記を要すると認めた事項	1 件	(412 億 0869 万円)
事 項 計	409 件	<398 件分> ^{注(3)} 874 億 4130 万円
国会及び内閣に対する報告	9 件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	2 件	—
特定検査対象に関する検査状況	3 件	—
総 計	423 件	<398 件分> ^{注(3)} 874 億 4130 万円

注(1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計7件ある。

注(3) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの及び「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数、金額を示すと表2のとおりである。

表2 省庁等別事項別検査結果の概要

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		条(注(1))件		件		件	
内閣府 (内閣府本府)	16	2億7981万円	③⑥ 1	3億7202万円	2	23億1709万円	19	29億5685万円 注(6)
内閣府 (警察庁)					1	9782万円	1	9782万円
総務省	29	20億0695万円	③⑥ 1	2億4936万円	注(7) 2 2	4億6331万円 (39億6518万円)	注(7) 32 32	26億5722万円 (39億6518万円) 注(6)
法務省	2	4億7873万円					2	4億7873万円
外務省			注(3)、注(7) ③⑥ 2	注(3) 5億8651万円 (314億7615万円)			注(3) 2 注(7) 2	注(3) 5億8651万円 (314億7615万円) 注(6)
財務省	1	4億8788万円			1	969万円	2	4億9757万円
文部科学省	46	11億0638万円	③④ 1 ③⑥ 1	8億8482万円 9億0949万円	2	2億2986万円	50	24億7534万円 注(6)
厚生労働省	127	43億2965万円	③④・③⑥ 1 注(4) ③⑥ 1 注(7) ③⑥ 3	注(4) 5億2810万円 8億4141万円 (2億8456万円) (9425万円)	3	4億7201万円	注(4) 135 注(7) 135	80億4463万円 (2億8456万円) (9425万円) 注(4)
農林水産省	26	3億4337万円	注(7) ③④・③⑥ 1 ③⑥ 4	3億9144万円 (25億6660万円) 102億4261万円	3	48億2930万円 (11億7905万円)	注(7) 34 34	157億0571万円 (25億6660万円) (11億7905万円) 注(6)
経済産業省	9	3億1501万円	③④・③⑥ 1 注(5)、注(7) ③⑥ 2	24億4482万円 注(5) 33億9628万円 (5億5186万円)	2	6102万円	注(5) 14 注(7) 14	注(5)、注(6) 62億0286万円 (5億5186万円)
国土交通省	22	24億9560万円	③④ 1 ③⑥ 1	1億6385万円 4億7714万円	6	368億5608万円 (9627万円)	30	384億4030万円 (9627万円) 注(6)
環境省	17	3億8655万円	③④ 3	2億3520万円 (5601億5062万円)			20	6億2175万円 (5601億5062万円)
防衛省	21	4億5229万円	注(7) ③④・③⑥ 1	4585万円 (671億7229万円)	6	14億9255万円	注(7) 28 28	17億8584万円 (671億7229万円) 注(6)
日本私立学校振興・共済事業団	8	4792万円			1	(4億7683万円)	9	4792万円 (4億7683万円)
日本中央競馬会	1	2113万円			1	2493万円	2	4606万円
東日本高速道路株式会社					1	(87億0635万円)	1	(87億0635万円)
中日本高速道路株式会社					1	(5億1466万円)	1	(5億1466万円)

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		条(注(1))件		件		件	
本州四国連絡 高速道路株式 会社	1				1	5億5576万円	1	5億5576万円
全国健康 保険協会	1	1643万円	③④	1	1761万円		2	3404万円
日本年金機構			注(4) ③④・③⑥	1	注(4)		注(4) 1	注(4)
国立研究開発 法人量子科学 技術研究機 構	1	1億2919万円					1	1億2919万円
国立研究開発 法人農業・農 業技術総合 研究機構	1	1075万円			2	7938万円	3	9013万円
国立研究開発 法人産業技術 総合研究所			③④	1	20億9650万円		1	20億9650万円
独立行政法人 造幣局	1	8359万円					1	8359万円
独立行政法人 国際協力機構			注(3) ③⑥	1	注(3)	2	注(3) 3	注(3) 注(3)
国立研究開発 法人宇宙航空 研究開発機構					注(7) 1	3130万円 (318億3257万円)	注(7) 1	3130万円 (318億3257万円)
独立行政法人 鉄道建設・運 輸施設整備 支援機構					1	4260万円	1	4260万円
独立行政法人 自動車事故 対策機構	1	4189万円					1	4189万円
独立行政法人 石油天然ガス ・金属鉱物 資源機構			③⑥	1	5481万円	1	2	2億4545万円
独立行政法人 国立病院機構	2	6億1336万円					2	6億1336万円
独立行政法人 中小企業 基盤整備機構			注(5) ③⑥	1	注(5)		注(5) 1	注(5)
独立行政法人 地域医療機能 推進機構					1	23億9179万円	1	23億9179万円
独立行政法人 住宅金融 支援機構					1	3億4675万円	1	3億4675万円
国立研究開発 法人国立国際 医療研究 センター	1	7163万円					1	7163万円

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		条(注(1))件		件		件	
首都高速道路株式会社					1	(16億7688万円)	1	(16億7688万円)
北海道旅客鉄道株式会社					1	580万円	1	580万円
四国旅客鉄道株式会社					1	670万円	1	670万円
東日本電信電話株式会社					1	803万円	1	803万円
西日本電信電話株式会社					1	158万円	1	158万円
合計	333	137億1821万円	注(3)、注(4) 注(5) 28	258億1128万円	47	505億1399万円	注(3) 注(4) 注(5) 408	注(6) 874億4130万円

注(1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の③は会計検査院法第34条の規定によるもの、⑥は会計検査院法第36条の規定によるものを示している。

注(2) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(3) 外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 厚生労働省の1件及び日本年金機構の1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘であり、金額は厚生労働省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 経済産業省のうち1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘であり、金額は経済産業省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(6) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(①防災を目的として整備する設備機器等の耐震性に関するもの(90ページ及び95ページ参照)、②沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金に関するもの(152ページ、155ページ、156ページ及び164ページ参照))と、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(③地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)に関するもの(51ページ及び68ページ参照)、④個人番号カード交付事業費補助金に関するもの(87ページ及び99ページ参照)、⑤東日本大震災からの復旧・復興事業に関連して発生した返納金等の取扱いに関するもの(文部科学省に係る分140ページ及び549ページ参照、農林水産省に係る分308ページ及び549ページ参照、経済産業省に係る分379ページ及び549ページ参照、国土交通省に係る分417ページ及び549ページ参照、防衛省に係る分509ページ及び549ページ参照))があり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

注(7) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計7件ある。

また、特に掲記を要すると認めた事項は、1件(背景金額412億0869万円)である。

以上の各事項計409件について、事項別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)、(3)及び(5)のとおりである。

(1) 不当事項 **計 333件 137億1821万余円**

「不当事項」を収入、支出等の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、同法第31条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第32条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア 収入に関するもの **計 23件 41億2932万余円**

省庁又は団体名	予算経理	租 税	保 険 料	不正行為	計
法 務 省	件	件	件	1件	1件
財 務 省		1			1
文 部 科 学 省	2				2
厚 生 労 働 省			2		2
農 林 水 産 省	4				4
経 済 産 業 省	1				1
国 土 交 通 省	5				5
防 衛 省	7				7
計	19	1	2	1	23

(ア) 予算経理 **19件 20億2138万余円**

＜会計経理が適正を欠いていたもの＞

○文部科学省

- ・東日本大震災復興特別会計に納付させるべき返納金等を誤って一般会計に納付させていて、会計法令に違反するなどしていたもの(2件 1億4888万余円) (140ページ記載)

○農林水産省

- ・東日本大震災復興特別会計に納付させるべき返納金等を誤って一般会計に納付させていて会計法令に違反するなどしていたり、特会法改正法の規定に基づき同特別会計に繰り入れられるべき返納金等について返納金等の額等を財務省に報告するなどの所要の措置を執っていなかったりしていたもの(4件 1億0101万余円) (308ページ記載)

○経済産業省

- ・特会法改正法の規定に基づき東日本大震災復興特別会計に繰り入れられるべき返納金等について、返納金等の額等を財務省に報告するなどの所要の措置を執っていなかったもの(1件 1426 万余円) (379 ページ記載)

○国土交通省

- ・東日本大震災復興特別会計に納付させるべき返納金等を誤って一般会計に納付させていて会計法令に違反するなどしていたり、特会法改正法の規定に基づき同特別会計に繰り入れられるべき返納金等について返納金等の額等を財務省に報告するなどの所要の措置を執っていなかったりしていたもの(5件 15 億 5237 万余円) (417 ページ記載)

○防 衛 省

- ・東日本大震災復興特別会計に納付させるべき返納金等を誤って一般会計に納付させていて会計法令に違反するなどしていたり、特会法改正法の規定に基づき同特別会計に繰り入れられるべき返納金等について返納金等の額等を財務省に報告するなどの所要の措置を執っていなかったりしていたもの(7件 2 億 0484 万余円) (509 ページ記載)

(イ) 租 税 1 件 4 億 8788 万余円

<租税の徴収が適正でなかったもの>

○財 務 省

- ・租税の徴収に当たり、徴収額に不足があったもの(1件 4 億 8788 万余円) (130 ページ記載)

(ウ) 保 険 料 2 件 11 億 4711 万余円

<保険料の徴収が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 5 億 2192 万余円) (185 ページ記載)
- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの(1件 6 億 2518 万余円) (187 ページ記載)

(エ) 不 正 行 為 1 件 4 億 7293 万余円

<収入印紙が領得されたもの>

○法 務 省

- ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 4 億 7293 万余円) (111 ページ記載)

イ 支出に関するもの 計 307 件 94 億 5760 万余円

省庁又は団体名	予経 算理	工 事	物 件	役 務	保 険 給 付	医療費	補助金	不 行 正 為	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
内閣府(内閣府本府)							16			16
総 務 省							22		7	29
文 部 科 学 省				1			43			44
厚 生 労 働 省	1				6	1	115		2	125
農 林 水 産 省				1			21			22

省庁又は団体名	予 経 算 理	工 事	物 件	役 務	保 給 険 付	医 療 費	補 助 金	不 行 正 為	そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
経 済 産 業 省							8			8
国 土 交 通 省		1					16			17
環 境 省		1					16			17
防 衛 省	9	1	1				2	1		14
日本私立学校 振興・共済事業団							8			8
日本中央競馬会									1	1
全国健康保険協会					1					1
国立研究開発法人 量子科学技術 研究開発機構				1						1
国立研究開発法人 農業・食品産業 技術総合研究機構				1						1
独立行政法人 国立病院機構	1							1		2
国立研究開発法人 国立国際医療研究 センター	1									1
計	12	3	1	4	7	1	267	2	10	307

(ア) 予算経理

12件 11億5508万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○厚生労働省

- ・海外遺骨収集等事業の実施に当たり、臨時資金前渡官吏が事実と異なる内容の前渡資金支払決議書を作成するなどして、海外派遣先の現地において事業の実施に必要な経費の支払を現金で自ら行う場合に限り使用することができる前渡資金を海外派遣に先立ち国内で使用したり、領収金額を水増しした領収証書を提出させて同額の前渡資金を支払ったこととしたりするなどして、前渡資金の会計経理が著しく適正を欠いていたもの（1件 4億6325万余円）(190 ページ記載)

○防 衛 省

- ・若年定年退職者給付金の支給に当たり、支給額に過不足があったもの（9件 1307万余円）(509 ページ記載)

○独立行政法人国立病院機構

- ・診療材料の購入に当たり、会計規程等に違反して予定価格を定めるなどせずに、一般競争に付することなく特定の販売業者から随意契約により購入して、契約手続が適正を欠いていたもの（1件 6億0712万余円）(643 ページ記載)

○国立研究開発法人国立国際医療研究センター

- ・深夜勤務に従事した職員に対する夜勤手当の支給が適正でなかったもの（1件 7163万余円）(659 ページ記載)

(イ) 工 事 3 件 1 億 0157 万余円

<設計が適切でなかったもの>

○環 境 省

- ・ 防止柵設置工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、防止柵が転倒するおそれがある状態になっていて、工事の目的を達していなかったもの(1 件 7418 万余円)

(474 ページ記載)

○防 衛 省

- ・ 浮棧橋の係留アンカーの設置に当たり、設計が適切でなかったため、船舶を安全かつ円滑に係留するための所要の水深が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1 件 898 万余円)

(512 ページ記載)

<積算が過大となっていたもの>

○国土交通省

- ・ 既設橋りょうの維持管理工事の実施に当たり、間接工事費の算定が適切でなかったため、契約額が割高となっていたもの(1 件 1840 万円)

(417 ページ記載)

(ウ) 物 件 1 件 4564 万余円

<支払額が過大となっていたもの>

○防 衛 省

- ・ 99 式空対空誘導弾(B)製造請負契約において、代金の中途確定に関する特約条項に基づく確定計算価格の算定に当たり、部品の製造に要する費用を重複して計算したり、部品の数量を誤って計算したりなどしていたため、支払額が過大となっていたもの(1 件 4564 万余円)

(514 ページ記載)

(エ) 役 務 4 件 1 億 6585 万余円

<事業を見直すことなく契約等を締結するなどしていたもの>

○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

- ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の復旧作業への従事者の健康管理支援等に係るフォローアップシステムの整備等を行う事業について、想定していた健康管理支援等を行うことが見込めないことが明らかな状況となったにもかかわらず、事業を見直すことなく、その後もシステムの保守契約等を締結するなどしていたもの(1 件 1 億 2919 万余円)

(591 ページ記載)

<仕様が適切でなかったもの>

○農林水産省

- ・ 国営かんがい排水事業における吐水槽等の建設工事のための実施設計業務に当たり、事業所における設計容量の算定の検討が十分でなかったため、実施設計業務の成果物が工事に使用されておらず、契約の目的を達成していなかったもの(1 件 2058 万余円)

(311 ページ記載)

<計画が適切でなかったもの>

○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

- ・ 利用者端末装置管理システムを構成する台帳システムについて構築を計画する際の検討等が十分でなかったことなどのため、台帳システムが端末等の管理に利用されていないもの(1 件 1075 万余円)

(594 ページ記載)

＜委託費の支払が過大となっていたもの＞

○文部科学省

- ・ ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業の委託費の算定に当たり、委託事業の対象とならない経費を含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 532 万余円) (140 ページ記載)

(オ) 保 険 給 付 7 件 2 億 5882 万余円

＜保険の給付が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・ 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの(1件 1 億 1837 万余円) (197 ページ記載)
- ・ 雇用保険のキャリア形成促進助成金の支給が適正でなかったもの(1件 874 万余円) (199 ページ記載)
- ・ 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの(1件 965 万円) (201 ページ記載)
- ・ 雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの(1件 2356 万余円) (205 ページ記載)
- ・ 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの(1件 6091 万余円) (207 ページ記載)
- ・ 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(1件 2114 万余円) (212 ページ記載)

○全国健康保険協会

- ・ 健康保険の傷病手当金の支給において、厚生年金保険の障害厚生年金との併給調整が適正でなかったもの(1件 1643 万余円) (581 ページ記載)

(カ) 医 療 費 1 件 2 億 6391 万余円

＜医療費の支払が過大となっていたもの＞

○厚生労働省

- ・ 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 2 億 6391 万余円) (214 ページ記載)

(キ) 補 助 金 267 件 70 億 1652 万余円

(注) 「補助金」には補助金に係る事態のほか、交付金及び負担金に係る事態を含んでいる。

＜補助事業の実施及び経理が不当なもの＞

○内閣府(内閣府本府)

- ・ 補助の対象とならないもの(8件 2 億 2434 万余円) (51 ページ記載)
- ・ 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(4件 1140 万余円) (53 ページ記載)
- ・ 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの(3件 3763 万余円) (56 ページ記載)
- ・ 交付金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 642 万余円) (58 ページ記載)

○総 務 省

- ・ 市町村合併推進体制整備費補助金が過大に交付されていたもの(1件 1636 万余円) (80 ページ記載)

- ・地域経済循環創造事業交付金が過大に交付されていたもの(2件 1605 万余円)
(81 ページ記載)
- ・地域活性化・公共投資臨時交付金が過大に交付されていたもの(1件 298 万余円)
(82 ページ記載)
- ・地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)が過大に交付されていた
などのもの(12件 15 億 3254 万余円)
(83 ページ記載)
- ・個人番号カード交付事業費補助金が過大に交付されていたもの(3件 603 万余円)
(87 ページ記載)
- ・地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金により実施した事業の補助対象事業費が
過大に精算されていたもの(1件 3618 万余円)
(88 ページ記載)
- ・無線システム普及支援事業費等補助金により整備した無線設備の設置工事の設計が適切
でなかったもの(2件 5635 万余円)
(90 ページ記載)

○文部科学省

- ・へき地児童生徒援助費等補助金が過大に交付されていたもの(2件 387 万余円)
(143 ページ記載)
- ・公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの(1件 401 万余円)
(144 ページ記載)
- ・子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(認定こども
園整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの(1件 360 万余円)
(145 ページ記載)
- ・独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金が過大に交付されていたもの(1
件 9828 万余円)
(147 ページ記載)
- ・私立大学等研究設備整備費等補助金が過大に交付されていたもの(1件 247 万余円)
(149 ページ記載)
- ・私立学校施設整備費補助金(研究装置、教育装置及び防災機能等強化緊急特別推進事業)
が過大に交付されていたもの(3件 3057 万余円)
(149 ページ記載)
- ・国立大学法人施設整備費補助金が過大に交付されていたもの(3件 4181 万余円)
(151 ページ記載)
- ・沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)が過大に交付されていたもの
(2件 1550 万円)
(152 ページ記載)
- ・義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの(7件 4648 万余円)
(153 ページ記載)
- ・公立学校施設整備費負担金が過大に交付されていたもの(4件 8319 万余円)
(155 ページ記載)
- ・学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの(12件 5 億 8000 万余円)
(156 ページ記載)
- ・国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの(4件 3830 万余円)
(161 ページ記載)
- ・私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)が過大に交付されていたもの(2件
403 万余円)
(163 ページ記載)

○厚生労働省

- ・医療施設耐震化臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において、仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額が基金又は国庫に返還されていなかったもの(2件 3168 万余円) (222 ページ記載)
- ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの(26件 2億7348 万余円) (223 ページ記載)
- ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(29件 7億7086 万円) (227 ページ記載)
- ・緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの(1件 2549 万余円) (232 ページ記載)
- ・児童保護費負担金等の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの(1件 459 万余円) (234 ページ記載)
- ・子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(地域子育て支援拠点事業に係る分)において基金が過大に使用されるなどしていたもの(2件 896 万余円) (235 ページ記載)
- ・子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(保育所緊急整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの(1件 34 万余円) (237 ページ記載)
- ・生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの(26件 7億7944 万余円) (237 ページ記載)
- ・生活保護費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分)が過大に交付されていたもの(1件 2964 万余円) (239 ページ記載)
- ・障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの(6件 1905 万余円) (241 ページ記載)
- ・障害児入所給付費等負担金が過大に交付されていたもの(1件 145 万余円) (242 ページ記載)
- ・介護給付費負担金が過大に交付されていたもの(2件 286 万余円) (242 ページ記載)
- ・介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの(6件 4008 万余円) (244 ページ記載)
- ・緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの(5件 5970 万余円) (245 ページ記載)
- ・保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業等に係る分)が過大に交付されていたもの(6件 8442 万余円) (247 ページ記載)

○農林水産省

- ・補助の対象とならないもの(9件 3563 万余円) (315 ページ記載)
- ・工事の設計が適切でなかったもの(4件 3774 万余円) (319 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(4件 1455 万余円) (324 ページ記載)
- ・工事の施工が適切でなかったもの(2件 267 万余円) (325 ページ記載)
- ・補助の目的を達していなかったなどのもの(1件 1億1990 万円) (328 ページ記載)
- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 1128 万余円) (329 ページ記載)

○経済産業省

- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(4件 3351 万余円) (381 ページ記載)
- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(2件 2 億 5532 万余円) (384 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(1件 935 万余円) (386 ページ記載)
- ・補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの(1件 255 万円) (387 ページ記載)

○国土交通省

- ・工事の設計が適切でなかったもの(7件 2 億 4297 万余円) (420 ページ記載)
- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(7件 6652 万余円) (429 ページ記載)
- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 6 億 0926 万余円) (434 ページ記載)
- ・工事の施工が設計と相違していたもの(1件 606 万余円) (435 ページ記載)

○環境省

- ・補助金が過大に交付されていたなどのもの(6件 1 億 6459 万余円) (477 ページ記載)
- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(6件 5331 万余円) (483 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(4件 9445 万円) (489 ページ記載)

○防衛省

- ・補助の目的を達していなかったもの(1件 1 億 5056 万余円) (517 ページ記載)
- ・工事の設計及び施工が適切でなかったもの(1件 2767 万余円) (518 ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

- ・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの(8件 4792 万余円) (556 ページ記載)

(ク) 不正行為 2件 774 万余円

<現金が領得されたもの>

○防衛省

- ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 150 万余円) (520 ページ記載)

○独立行政法人国立病院機構

- ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 624 万余円) (645 ページ記載)

(ケ) その他 10件 4 億 4243 万余円

<交付税の交付が不当なもの>

○総務省

- ・震災復興特別交付税の額の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めるなどしていたため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの(7件 3 億 4043 万余円) (93 ページ記載)

<介護給付費等の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 2023 万余円) (249 ページ記載)
- ・自立支援給付の介護給付費及び訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 6063 万余円) (254 ページ記載)

＜固定資産税等の納付が過大となっていたもの＞

○日本中央競馬会

- ・非課税の適用を受けることができる固定資産について、固定資産税及び都市計画税を過大に納付していたもの(1件 2113 万余円) (565 ページ記載)

ウ 収入支出以外に関するもの 計 3件 1億 3129 万余円

省庁又は団体名	不正行為	その他	計
法 務 省	1 ^件	件	1 ^件
独立行政法人造幣局	1		1
独立行政法人自動車事故対策機構		1	1
計	2	1	3

(ア) 不正行為 2件 8939 万余円

＜物品が領得されたもの＞

○独立行政法人造幣局

- ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 8359 万余円) (607 ページ記載)

＜現金が領得されたもの＞

○法 務 省

- ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 580 万円) (111 ページ記載)

(イ) そ の 他 1件 4189 万余円

＜財務諸表の表示が適正を欠いていたもの＞

○独立行政法人自動車事故対策機構

- ・損失の処理に関する書類における当期末処理損失の算定に当たり、当期総損失に前期繰越欠損金を加算しなかったため、貸借対照表及び損失の処理に関する書類の当期末処理損失が過小となっていて、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの(1件 4189 万余円) (631 ページ記載)

(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項 計 28件

ア 会計検査院法第 34 条の規定によるもの 8件

(ア) 適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの 3件

○厚生労働省

- ・遺族年金の支給について、失権事由に該当している受給権者に対して支給された遺族年金を返還させるよう適宜の処置を要求し、住基ネット情報等を活用するなどして受給権者の受給権を適切に確認するための手続を定めることなどにより、遺族年金の支給が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 18億 7346 万円)

(257 ページ記載)

○環 境 省

- ・防災拠点施設に整備する太陽光発電設備等について、蓄電池設備等を整備するなどして、災害等による停電時に発電した電力を供給することができるようにするための必要な措置を講じさせるよう適宜の処置を要求し、設計に必要な留意点等を示して周知徹底するよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 1億4448万円)

(490 ページ記載)

○全国健康保険協会

- ・健康保険の傷病手当金の支給に当たり、日本年金機構から年金情報の提供を受ける対象者の範囲について見直しを行うことにより厚生年金保険の障害厚生年金との併給調整が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1761万円)

(582 ページ記載)

(イ) 是正改善の処置を求めたもの

5件

○文部科学省

- ・公立学校施設整備費負担金における新增築事業及び学校施設環境改善交付金等における改築事業等の実施に当たり、資格面積の算定が適切に行われているかを確認するためのチェックシートを作成して周知したり、交付決定が行われるまでの初期の段階及び実績報告時にチェックシートを用いて資格面積の確認を行うこととしたり、適切な資格面積を容易に算定することができるようにするための方策を検討したりするなどして、資格面積の算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 8億8482万円)

(164 ページ記載)

○国土交通省

- ・公営住宅等整備事業等における二重床下地に係る工事費の積算に当たり、物価資料掲載単価を参考にするなど市場価格を把握した上で施工単価を決定するよう周知して経済的な積算となるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億6385万円)

(437 ページ記載)

○環 境 省

- ・会議開催等業務に係る契約について、業務内容の変更に応じて適時適切に仕様書等を変更するなどの体制を整備することなどにより、契約額が実施された業務に即したものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 9072万円)

(495 ページ記載)

- ・除染事業等の実施に当たり、除染工事等に係る工事費の積算が工事規模の実態に即したものであるよう、実態調査を行うなどして適切な共通仮設費率及び現場管理費率を設定するとともに、事業の実施主体に対してこれを周知するよう是正改善の処置を求めたもの (1件 背景金額 5601億5062万円)

(501 ページ記載)

○国立研究開発法人産業技術総合研究所

- ・事務用品等の調達に当たり、政府調達に関する協定等や会計規程等に基づき予定価格を作成して一般競争に付するなどすることにより、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争の利益を享受できるように是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 20億9650万円)

(603ページ記載)

イ 会計検査院法第34条及び同法第36条の規定によるもの 4件

- (ア) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により意見を表示したもの 1件

○防衛省

- ・有償援助調達の実施に当たり、防衛装備品の不具合及び計算書の誤りに対する是正措置の要求を速やかに行うことを周知徹底するよう是正改善の処置を求め、及び計算書と受領検査調書との照合の過程や結果を書面等に記録及び保存するとともに、計算書と受領検査調書の項目において極めて多くの記載内容が一致していない状況となっている根本的な原因を調査し、適切な照合を行うための効果的な方策について検討するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 4585万円 背景金額 671億7229万円)

(521ページ記載)

- (イ) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの 2件

○厚生労働省及び日本年金機構

- ・国民年金保険料の強制徴収業務等について、厚生労働省において日本年金機構に対して強制徴収業務等を適切に行うことを指導監督するよう是正改善の処置を求め、日本年金機構において時効の中断により徴収することができる未納保険料に係る督促、差押可能財産を保有していることが判明している未納者等に対する差押え、延滞金の納付督促等が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに強制徴収業務等の進捗の管理等を適切に行うよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 5億2810万円)

(263、588ページ記載)

○経済産業省

- ・研究開発プロジェクト等に関する委託事業において受託者に取得物品を継続使用させるに当たり、無償貸付等の手続を適切に行うなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに委託事業の実施期間中における取得物品の使用状況等を把握して、取得物品の管理が適時適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 24億4482万円)

(388ページ記載)

(ウ) 会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第 36 条の規定により改善の処置を要求したもの 1 件

○農林水産省

- ・ 6 次産業化ネットワーク活動交付金等による事業の実施に当たり、事業主体から収益報告書を提出期限内に確実に提出させるよう是正改善の処置を求め、及び新商品に係る利益が発生していない場合に要因等を事業主体から報告させたり、サポート機関の更なる活用を図ったり、事業終了後 4 年日以降も利益の発生状況等について報告を徴したりするよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 3 億 9144 万円 背景金額 25 億 6660 万円)

(330 ページ記載)

ウ 会計検査院法第 36 条の規定によるもの 16 件

(ア) 意見を表示したもの 7 件

○内閣府(内閣府本府)

- ・ 子ども・子育て支援全国総合システムの構築の目的が達成されるようにするために、同システムに登録する情報の範囲や活用方法等について具体的に検討するとともに、市町村等における業務の実態等を的確に把握するなどして、同システムの運用等について見直しなどを行うよう意見を表示したもの (1 件 指摘金額 3 億 7202 万円)

(59 ページ記載)

○外務省及び独立行政法人国際協力機構

- ・ 政府開発援助の実施に当たり、建物の設計を伴う建築工事を行う事業を実施する場合、事業の申請を受けるなどの段階で、設計を行う者の専門的能力の有無等について確認することにより、適切な設計等が実施されるよう事業実施機関に要請するなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

(1 件 指摘金額 2613 万円 背景金額 314 億 7615 万円)

(113、608 ページ記載)

○外 務 省

- ・ 国際熱帯木材機関において投資に伴う財務損失が発生したことを踏まえ、国際機関等から提出される決算書の確認方法について具体的な手続等を整備したり、国際機関等における拠出金の適切な管理について、理事会等において必要な働きかけを行うこととするよう各担当者に周知したりすることなどにより、同種の事態が生じないなどするよう意見を表示したもの (1 件 指摘金額 5 億 6038 万円)

(121 ページ記載)

○厚生労働省

- ・ 国民健康保険等における第三者行為に係る求償事務の適切な実施を推進するために、第三者に対し直接行う求償事務を適切に行うための具体的な方策について検討して、都道府県を通じて国民健康保険の保険者等及び国民健康保険団体連合会に対する指導等を行うなどするよう意見を表示したもの (1 件 背景金額 2 億 8456 万円)

(272 ページ記載)

- ・介護給付費の算定に当たり、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずるなどすることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示したもの
(1件 指摘金額 7億9126万円)

(278 ページ記載)

○農林水産省

- ・国際熱帯木材機関において投資に伴う財務損失が発生したことを踏まえ、国際機関等から提出される決算書の確認方法について具体的な手続等を整備したり、国際機関等における拠出金の適切な管理について、理事会等において必要な働きかけを行うこととするよう各担当者に周知したりすることなどにより、同種の事態が生じないなどするよう意見を表示したもの
(1件 指摘金額 2億5118万円)

(339 ページ記載)

○経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資承継勘定における政府出資金について、同勘定で管理する株式等の管理費用等を考慮して真に必要な政府出資金の額を検討した上で、必要額を超えて保有していると認められる政府出資金に係る資産については、不要財産として速やかに国庫納付を行うことにより政府出資金を減資して、その規模を適切なものとするよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 32億2098万円)

(396、647 ページ記載)

(イ) 改善の処置を要求したもの

9件

○総務省

- ・地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金及び無線システム普及支援事業費等補助金により防災を目的として整備する通信設備等を構成する設備機器等について、耐震性を確保するための検討事例や耐震設計上の留意点等を示すなどして、事業主体に耐震性を確保するための検討を行わせるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 2億4936万円)

(95 ページ記載)

○文部科学省

- ・中期目標期間終了時の会計処理の結果、積立金がないことなどにより次の中期目標期間への繰越等の対象とならずに国立大学法人に留保されることとなる精算収益化額に相当する額等の資金について、その取扱いを明確にして各国立大学法人に周知するなどするよう改善の処置を要求したもの
(1件 指摘金額 9億0949万円)

(172 ページ記載)

○厚生労働省

- ・労働移動支援助成金のうち再就職支援奨励金の支給に当たり、対象労働者における紹介事業者の再就職支援を受ける意思、対象労働者に対する紹介事業者の再就職支援の

状況等を確認するなどして、同奨励金に係る制度の運用を制度の趣旨に沿った効果的なものとするよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 5015万円 背景金額 9425万円)

(286ページ記載)

○農林水産省

- ・農林水産物・食品の輸出促進事業について、事業成果報告書における輸出額の目標値及び実績値や目標達成率に係る要因分析の記載状況を適切に把握するとともに、産地間連携等の取組に係る事業成果の把握が適切に行える手法を明確にしたり、事業成果の評価に基づく事業実施主体に対する指導等の内容を明確にしたりなどすることにより、事業成果の評価等が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 10億9474万円)

(339ページ記載)

- ・鳥獣被害防止総合対策交付金事業の実施に当たり、侵入防止柵について、設置後の鳥獣被害の状況をほ場ごとに把握したり、設置及び維持管理を適切に行ったりするとともに、事業実施状況報告に基づく指導の仕組みを効果的に活用することにより、事業主体に対して適切に指導するなどして、事業が適切かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 71億2080万円)

(347ページ記載)

- ・施設改修等支援事業の実施に当たり、事業により改修整備等を行った加工流通施設について改善計画を策定させるなどの指導を行ったり、事業主体に対して実施計画の策定段階における調査・検討を十分行うよう周知したり、実施計画のより効果的な審査を行うための方策を検討したりすることなどにより、HACCPの認定が取得されるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 17億7589万円)

(354ページ記載)

○経済産業省

- ・灯油配送合理化促進支援事業について、計画が実績等を踏まえて策定されていることを確認することとしたり、灯油配送量等が増加していない場合に指導等を行うこととしたり、購入したタンクローリーによる重油類の配送を制限することとしたりするなどして、事業が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 1億7530万円 背景金額 5億5186万円)

(402ページ記載)

○国土交通省

- ・地域間幹線系統確保事業において、運送収入に計上できる市町村からの運賃補填額は輸送実態を伴うことが必要であることを具体的に示したり、市町村が発券を受けた回数券等の利用実態を把握したりなどすることにより、同事業が輸送実態を反映した適切な生活交通計画に基づき実施されて、地域の特性、実状に応じた最適な交通手段の提供に資するものとなるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 4億7714万円)

(441ページ記載)

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

- ・必要な数量を超過するなどしている予備部品の優先的な使用を操業会社に指示することなどにより、国家備蓄施設における備蓄機器の部品の調達に係る経費を抑制させて業務委託料の節減を図るよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 5481万円)

(634 ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 計 47 件

○内閣府(内閣府本府)

- ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)による間接交付金事業の実施状況を踏まえて、交付の対象となる事業にソフト事業が含まれている必要があるとした趣旨を明確にして周知することなどにより、同種の交付金の交付による事業を実施する際に、間接交付金事業が適切に実施されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 13億3918万円)

(68 ページ記載)

○内閣府(警察庁)

- ・都道府県警察に配分したDNA型鑑定に用いる分注機及び一括定量装置について、鑑定に全く使用されていなかった両装置の有効な活用を図るとともに、両装置の使用状況等を定期的に報告させるなどして、使用が低調な場合にその原因を把握して改善の方策を検討する態勢を整えるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 9782万円)

(75 ページ記載)

○総務省

- ・個人番号カード交付事業費補助金について、その交付額の算定に当たり、補助の対象とならない通知カードの再交付枚数を適切に把握することなどを周知することにより、補助対象経費が適切に算定されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1171万円 背景金額 39億6518万円)

(99 ページ記載)

- ・不法無線局等の探査を行う小型可搬型多機能センサについて、保管方法の基準を定めたり、震災時に活用するためのマニュアルを作成したりすることにより、震災時に活用することができるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4億5160万円)

(105 ページ記載)

○財務省

- ・確定申告会場を利用して確定申告を行うなどした個人に対するお知らせはがき等の郵送に当たり、割引制度を適切に活用することにより郵便料金の節減を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 969万円)

(136 ページ記載)

○文部科学省

- ・被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金により造成された基金における被災私立学校復興支援事業に係る取崩額の算定に当たり、授業料等納付金の減免措置

実施前の収入額に基づく必要があることなどを明確に示すことなどにより、同基金の取崩額が適切に算定されるよう改善させたもの (1件 指摘金額 4116万円)

(177 ページ記載)

○厚生労働省

- ・第三者行為災害において取得した求償権について、求償債権額の算出誤りを防止するためのチェックシートを配布し、その活用を図ることとしたり、保険会社から求償債権額の減額請求があった場合に、その妥当性について十分な確認を行ったりすることなどにより、求償事務が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3億8860万円)

(291 ページ記載)

- ・ハンセン病療養所費補助金について、交付対象となる人件費の範囲及び算定方法を具体的に明示するなどして、補助金の交付額の算定が病院の職員が従事した入所者に関する業務の実態に即して行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4215万円)

(295 ページ記載)

○農林水産省

- ・広域農道等における橋りょう等について、管理者において、点検計画を策定するなどして点検診断を計画的、効率的に実施したり、点検診断の結果に基づき保全対策計画等を策定したりして、保全対策が適切に実施されるよう改善させたもの

(1件 背景金額 11億7905万円)

(361 ページ記載)

- ・農村地域防災減災事業の実施に当たり、耐震性点検として実施すべき内容を明確にし、その内容を周知するなどして、耐震性点検が事業の目的に沿って適切に実施されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4億5230万円)

(365 ページ記載)

○経済産業省

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施している中小企業倒産防止共済事業における前納減額金制度について、共済事業の経理の損益の状況等を踏まえて掛金の減額率を見直すことにより、制度の運営が適切なものとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4268万円)

(412 ページ記載)

○国土交通省

- ・コンテナクレーン整備事業に係る貸付け及び補助の対象から予備品等の購入費を除くことを明確にするなどして、貸付金の貸付け及び補助金の交付が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3億0855万円)

(447 ページ記載)

- ・社会資本整備総合交付金等の交付を受けて地方公共団体が実施する公共工事において、総合評価落札方式による入札には最低制限価格が設定できないことを地方公共団

体に対して周知徹底し、誤って設定した最低制限価格により価格その他の条件が最も有利な者が失格として排除されないよう改善させたもの

(1件 指摘金額 269億8739万円)

(451ページ記載)

- ・独立行政法人住宅金融支援機構に対して3補助金として交付された資金について、その管理方法を金銭の信託による運用のみに限定しないこととするよう交付要綱を改正することにより、日銀当座預金残高に係るマイナス金利相当分の費用負担を軽減できるように改善させたもの

(1件 背景金額 9627万円)

(455ページ記載)

- ・トンネル工事における濁水処理設備の規格の選定に当たり、設計濁水量に応じた適切な処理能力の規格を選定したり、トンネルの掘削が進捗するのに伴い設備を段階的に入れ替えるなどしたりすることにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億7581万円)

(458ページ記載)

- ・延命工事を実施した巡視船について、国有財産台帳における国有財産の価格の増減事由に該当する工事項目の選定方法及び延命工事に伴う国有財産の価格の算定方法を明確に示した指針を定めることなどにより、国有財産台帳に価格の増減事由及びその増減が適正に記録されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 8億8435万円)

(462ページ記載)

○防衛省

- ・シースパローミサイル RIM-162 の新規組立整備を^{かし}瑕疵担保期間内に実施し、瑕疵に該当する異状等を発見した場合に会社に対して瑕疵修補等の請求等を行うことができるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 9億0910万円)

(529ページ記載)

- ・統合気象システムの整備に当たり、運用機器の設置場所に応じて中継機器と端末とを経済的に接続する方法や光伝送路の整備状況に関する情報の共有等について関係部署に周知するとともに、光伝送路の整備の現況と今後の接続方法を整理した一覧表を作成するなどして、借り上げる接続機器の品目及び数量を適切に決定するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2340万円)

(532ページ記載)

- ・海上警備業務契約の予定価格の積算に当たり、業務内容を十分精査した上で、同種の業務に係る他の機関を含めた取引の実例価格又は官公庁の定める労務単価によることができるものについてはこれらを採用するなどして、労務費の算定を適切なものとするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億8880万円)

(537ページ記載)

- ・装備品等の整備に使用する油脂等の調達に当たり、調達数量の算定根拠となる調達所要量の算出方法等を具体的に示すなどして、調達所要量の妥当性を確保する態勢を整備することなどにより、適切な調達数量を算定するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億4942万円)

(540ページ記載)

- ・鉛蓄電池の交換作業等により発生する廃電池について、売払いの実施に必要な手順等を定めた要領等を整備するなどして、その処理を経済的に実施するよう改善させたもの (1件 指摘金額 1218万円)

(544 ページ記載)

○内閣府(内閣府本府)、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省

- ・東日本大震災からの復旧・復興事業に関連して発生した返納金等について誤って一般会計に納付させていた額等を財務省に報告するとともに、今後発生する返納金等について、適正な会計に納付させたり、所要の措置を適正に執らせたりするためのマニュアルを定めることなどにより、復旧・復興事業に充てられる費用等の財源が適時適切に確保されることとなるよう改善させたもの

{	7件 指摘金額	内閣府(内閣府本府)	9億7791万円
		文部科学省	1億8870万円
		厚生労働省	4126万円
		農林水産省	43億7700万円
		経済産業省	1834万円
		国土交通省	84億9998万円
		防衛省	2億0965万円

(549 ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

- ・私立大学等経常費補助金(大型設備等運営支援に係る特別補助)について、大型設備等を使用して得ている収入を所要経費の算定に当たり考慮することにより、その交付額の算定が適正なものとなるよう改善させたもの

(1件 背景金額 4億7683万円)

(560 ページ記載)

○日本中央競馬会

- ・土地、建物等の貸付けに当たり、貸付資産の使用実態を反映することにより、適切な貸付料の算定を行うよう改善させたもの (1件 指摘金額 2493万円)

(566 ページ記載)

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社

- ・高速道路に係る維持・保全業務の子会社への委託に当たり、子会社において実際に要する材料費を契約単価に反映させ、子会社に支払う業務費を維持・保全業務の実施に要する費用の実態に見合ったものとする事により、高速道路3会社の管理費の縮減が図られるよう改善させたもの

{	3件 背景金額	東日本高速道路株式会社	87億0635万円
		中日本高速道路株式会社	5億1466万円
		首都高速道路株式会社	16億7688万円

(571 ページ記載)

○本州四国連絡高速道路株式会社

- ・ 高圧電力の電気需給契約を締結するに当たり、契約規程等に基づいて一般競争に付することにより、競争の利益を享受できるようにするとともに、特定調達の対象となる要件を満たす場合には協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5億5576万円)

(576ページ記載)

○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

- ・ 委託事業の実施に必要な研究用機器等の物品をリースにより調達する場合において、合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを実施要領に明示することにより、委託費の対象経費となる物品のリース料を適切に算定させるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3975万円)

(596ページ記載)

- ・ 電子ジャーナルの購読契約を締結するに当たり、過去の利用実績を参考にするなどして、利用見込みに応じてPPV方式を利用する電子ジャーナルを選定することにより、購読料金の節減を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3963万円)

(599ページ記載)

○独立行政法人国際協力機構

- ・ フォローアップ協力を実施する事業の選定に当たり、同協力後の持続性の有無等を判断するための確認項目や留意点を実施要領に具体的に明示することなどにより、同協力の目的に沿って事業が適切に選定されるよう改善させたもの

(1件 背景金額 4億4810万円)

(608ページ記載)

- ・ 円借款の実施に当たり、協力準備調査及び貸付審査時において事業の採算性及び効率性を確認するための指標である内部収益率が、事業分野ごとの費用及び便益の範囲や算出方法等を整理して算出マニュアルを改訂することなどにより、適切に算出されるよう改善させたもの

(1件 背景金額 1兆2262億5939万円)

(612ページ記載)

○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

- ・ X線天文衛星ASTRO-Hの事故の教訓を踏まえて、打上げ前審査において、人工衛星の打上げ後に契約の相手方による検証作業が行われたかの確認を含む人工衛星の運用に係る作業手順が作成されているかなどについての確認を徹底することにより、今後、人工衛星の打上げ後に、契約の相手方が新たなコマンドを作成する必要が生じた場合であっても、人工衛星の運用に重大な影響を生じさせないよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3130万円 背景金額 318億3257万円)

(622ページ記載)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社

- ・現場吹付法砕工の実施に当たり、砕内排水の方式や法砕本体の表面仕上げについて、経済的な設計を行うよう改善させたもの

{	3 件	指摘金額	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4260 万円
			北海道旅客鉄道株式会社	580 万円
			四国旅客鉄道株式会社	670 万円

(626 ページ記載)

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

- ・退職給付債務に係る引当外退職給付増加見積額等について、財務諸表を適正な表示に是正させるとともに、事務処理体制を整備したりマニュアルを作成したりして退職給付債務に係る算定等を適切に行うよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 1 億 9064 万円)

(638 ページ記載)

○独立行政法人地域医療機能推進機構

- ・診療材料等の調達と在庫管理等とを合わせて行うことを委託する契約の締結に当たり、労務費相当分のみならず材料費等相当分も含めた総額を競争に付することにより、契約手続の適正性及び透明性を確保するとともに、競争による利益を十分に享受できるよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 23 億 9179 万円)

(650 ページ記載)

○独立行政法人住宅金融支援機構

- ・証券化支援勘定において、他勘定が保有する運用益型出資金について、金利の状況等を確認しながら勘定間貸付けを受けてローン債権の買取原資として活用することにより、機構債券の発行額を削減して債券発行費用を節減するよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 3 億 4675 万円)

(653 ページ記載)

○東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

- ・メタリックケーブル等の外被等が損傷した場合にケーブル内に水が浸入するのを防ぐために設置している乾燥空気供給装置の更改に当たり、ケーブルの条数等に応じた規格の装置を選定することにより経済的な設計となるよう改善させたもの

{	2 件	指摘金額	東日本電信電話株式会社	803 万円
			西日本電信電話株式会社	158 万円

(662 ページ記載)

(4) 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、平成 27 年度決算検査報告を作成するまでに当局において処置が完了していなかったものは、54 件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが 48 件、処置が完了していないものが 6 件となっており、省庁等別にその概要を示すと表 3 のとおりである。

表3 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要

(単位：件)

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
内閣(内閣官房)	平成27年度	1	1	
内閣府(内閣府本府)	27年度	2	2	
内閣府(金融庁)	27年度	1		1
総務省	23年度	1	1	
	27年度	1	1	
外務省	27年度	(注)1	(注)1	
文部科学省	27年度	3	2	1
厚生労働省	25年度	2	2	
	26年度	1	1	
	27年度	6	5	1
農林水産省	23年度	1		1
	27年度	8	8	
経済産業省	26年度	1	1	
国土交通省	25年度	1	1	
	27年度	6	6	
環境省	27年度	1	1	
防衛省	23年度	1		1
	27年度	1	1	
日本私立学校振興・共済事業団	27年度	1	1	
東日本高速道路株式会社	27年度	1	1	
中日本高速道路株式会社	27年度	1	1	
西日本高速道路株式会社	27年度	1	1	
本州四国連絡高速道路株式会社	27年度	1	1	
日本郵政株式会社	27年度	1	1	
日本年金機構	26年度	1	1	
独立行政法人国際協力機構	27年度	(注)2	(注)2	
独立行政法人国立病院機構	26年度	1	1	
独立行政法人都市再生機構	25年度	1		1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	27年度	1	1	

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
国立大学法人 京都大学	27年度	1	1	
首都高速道路 株 式 会 社	27年度	1	1	
阪神高速道路 株 式 会 社	27年度	1	1	
日本郵便株式会社	27年度	1	1	
計	23年度	3	1	2
	25年度	4	3	1
	26年度	4	4	
	27年度	(注) 43	(注) 40	3
合 計		(注) 54	(注) 48	6

(注) 平成27年度決算検査報告の外務省及び独立行政法人国際協力機構の各1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

上記のうち、処置が完了していない6件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

(5) 特に掲記を要すると認められた事項 1 件

- ・河川整備計画等により堤防等を整備することとしている区間において、一部未整備の箇所又は改築が必要な橋りょうが残存していて、整備済みの堤防等の整備効果を十分に発現させる方策を講ずる必要がある事態について（1件 背景金額 412億0869万円）

(666 ページ記載)

(6) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

ア 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

昭和21年度から平成27年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る29年7月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものが54省庁等における456件105億1448万余円あり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものが54省庁等における437件102億1715万余円ある。 (681 ページ記載)

イ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

平成27年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項84件のうち、今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの4件を除いた80件について改善の処置の履行状況を検査した結果、改善の処置が一部履行されていなかったものが1件あり、不当事項として掲記した。 (687 ページ記載)

3 第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1) 国会及び内閣に対する報告

平成28年11月から29年10月までの間に、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項は表4のとおり9件あり、その検査状況の概要を記載した。

表4 会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

第4章第1節における項番	報告事項名	報告年月日
第1	租税特別措置(所得税関係)の適用状況等について (691 ページ記載)	平成 28年12月2日
第2	年金個人情報に関する情報セキュリティ対策の実施状況及び年金個人情報 の流出が日本年金機構の業務に及ぼした影響等について (703 ページ記載)	28年12月16日
第3	各府省等における職員の研修の実施状況等について (715 ページ記載)	29年1月27日
第4	地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入に係る補助事業の 実施状況等について (727 ページ記載)	29年1月27日
第5	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支 援型)による事業の実施状況について (739 ページ記載)	29年3月15日
第6	各府省等における研究開発事業の実施状況等について (752 ページ記載)	29年3月29日
第7	国立研究開発法人における研究開発の実施状況について (765 ページ記載)	29年3月29日
第8	国の行政機関等における社会保障・税番号制度の導入に係る情報シス テムの整備等の状況について (777 ページ記載)	29年7月26日
第9	次期戦闘機(F-35A)の調達等の実施状況について (792 ページ記載)	29年9月13日

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第105条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾して、28年11月から29年10月までの間に、会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項は表5のとおり2件あり、その概要を記載した。

表5 会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

第4章第2節における項番	報告事項名	検査要請の受諾年月日	検査結果の報告年月日	報告先 (検査要請を行った議院の委員会)
第1	日本放送協会における関連団体の事業運営の状況に関する会計検査の結果について (804 ページ記載)	平成 28年5月24日	29年3月29日	参議院 (参議院決算委員会)
第2	東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について (815 ページ記載)	24年8月28日	29年4月12日	参議院 (参議院決算委員会)

(注) これまでに、「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」は平成24年10月25日、25年10月31日、27年3月2日及び28年4月6日の4回、会計検査院長から参議院議長に対してそれぞれ報告している。

なお、28年11月から29年10月までの間に、検査要請を受諾した事項のうち報告が未済となっている事項は3件あり、その検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請の受諾年月日は、表6のとおりである。

表6 国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項のうち報告が未済となっている事項

検査要請を行った議院の委員会	検査要請事項	検査要請の受諾年月日
参議院予算委員会	学校法人森友学園に対する国有地の売却等について	平成29年3月7日
参議院決算委員会	中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について	29年6月6日
参議院決算委員会	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について	29年6月6日

(3) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として3件掲記した。

- ア 国の財政健全化への取組について (833 ページ記載)
- イ 量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について (860 ページ記載)
- ウ 日本郵便株式会社によるオーストラリアの総合物流企業の株式取得について (879 ページ記載)

(4) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関する検査の状況について、第3章及び第4章に掲記した主なものを①国の財政及び検査対象機関の財務に関するもの、②東日本大震災からの復興に向けた施策等に関するもの、③国民生活の安全性の確保に関するもの、④予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの、⑤行政経費の効率化に関するもの、⑥制度・事業の効果的な運営等に関するもの、⑦社会保障に関するもの、⑧情報通信(IT)に関するものに区分して整理するなどした。(893 ページ記載)

(5) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律に基づき、28年11月に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する14特別会計の平成27年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。(898 ページ記載)

第2 観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合規性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点等といった多角的な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

1 主に正確性の観点から検査したもの

検査対象機関の決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 国有財産の帳簿への記録について

- ・延命工事を実施した巡視船について、国有財産台帳における国有財産の価格の増減事由に該当する工事項目の選定方法及び延命工事に伴う国有財産の価格の算定方法を明確に示した指針を定めることなどにより、国有財産台帳に価格の増減事由及びその増減が適正に記録されるよう改善させたもの (462 ページ記載)

② 財務諸表の表示について

- ・損失の処理に関する書類における当期末処理損失の算定に当たり、当期総損失に前期繰越欠損金を加算しなかったため、貸借対照表及び損失の処理に関する書類の当期末処理損失が過小となっていて、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの (631 ページ記載)
- ・退職給付債務に係る引当外退職給付増加見積額等について、財務諸表を適正な表示に是正させるとともに、事務処理体制を整備したりマニュアルを作成したりして退職給付債務に係る算定等を適切に行うよう改善させたもの (638 ページ記載)

2 主に合規性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 不適正な会計経理について

- ・東日本大震災復興特別会計に納付させるべき返納金等を誤って一般会計に納付させていて会計法令に違反するなどしていたり、特会法改正法の規定に基づき同特別会計に繰り入れられるべき返納金等について返納金等の額等を財務省に報告するなどの所要の措置を執っていなかったりしていたものなど (140、308、379、417、509 ページ記載)
- ・海外遺骨収集等事業の実施に当たり、臨時資金前渡官吏が事実と異なる内容の前渡資金支払決議書を作成するなどして、海外派遣先の現地において事業の実施に必要な経費の支払を現金で自ら行う場合に限り使用することができる前渡資金を海外派遣に先立ち国内で使用したり、領収金額を水増しした領収証書を提出させて同額の前渡資金を支払ったこととしたりするなどして、前渡資金の会計経理が著しく適正を欠いていたもの (190 ページ記載)
- ・診療材料の購入に当たり、会計規程等に違反して予定価格を定めるなどせずに、一般競争に付することなく特定の販売業者から随意契約により購入していて、契約手続が適正を欠いていたもの (643 ページ記載)

② 租税及び保険料の徴収について

- ・租税の徴収に当たり、徴収額に不足があったもの (130 ページ記載)

- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (185 ページ記載)
- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの (187 ページ記載)
- ③ 雇用対策のための給付金、助成金の支給、年金の支給等について
 - ・雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの (197 ページ記載)
 - ・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの (205 ページ記載)
 - ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの (207 ページ記載)
 - ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの (212 ページ記載)
 - ・健康保険の傷病手当金の支給において、厚生年金保険の障害厚生年金との併給調整が適正でなかったもの (581 ページ記載)
- ④ 医療費の支払について
 - ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの (214 ページ記載)
- ⑤ 工事の設計及び施工について
 - ・無線システム普及支援事業費等補助金により整備した無線設備の設置工事の設計が適切でなかったもの (90 ページ記載)
 - ・揚水機場に設置した高圧受変電設備等の設計が適切でなかったもの (319 ページ記載)
 - ・擁壁の設計が適切でなかったもの (420 ページ記載)
 - ・汚水処理槽の基礎工の設計が適切でなかったもの (424 ページ記載)
 - ・防止柵設置工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、防止柵が転倒するおそれがある状態になっていて、工事の目的を達していなかったもの (474 ページ記載)
 - ・魚礁の設計及び施工が適切でなかったもの (518 ページ記載)
- ⑥ 委託費等の支払について
 - ・ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業の委託費の算定に当たり、委託事業の対象とならない経費を含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (140 ページ記載)
 - ・99 式空対空誘導弾(B)製造請負契約において、代金の中途確定に関する特約条項に基づく確定計算価格の算定に当たり、部品の製造に要する費用を重複して計算したり、部品の数量を誤って計算したりなどしていたため、支払額が過大となっていたもの (514 ページ記載)
- ⑦ 補助金の経理や補助事業の実施について
 - ・地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)が過大に交付されていたなどのもの (83 ページ記載)
 - ・学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの (156 ページ記載)
 - ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの (227 ページ記載)
 - ・生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの (237 ページ記載)
 - ・交付金の交付対象とならない事業費の支払に充てるために、基金から交付金を取り崩して使用していたもの (434 ページ記載)
- ⑧ 制度の適正な運用について
 - ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)による間接交付金事業の実施状況を踏まえて、交付の対象となる事業にソフト事業が含まれている必要があると

した趣旨を明確にして周知することなどにより、同種の交付金の交付による事業を実施する際に、間接交付金事業が適切に実施されるよう改善させたもの (68 ページ記載)

- ・ 公立学校施設整備費負担金における新增築事業及び学校施設環境改善交付金等における改築事業等の実施に当たり、資格面積の算定が適切に行われているかを確認するためのチェックシートを作成して周知したり、交付決定が行われるまでの初期の段階及び実績報告時にチェックシートを用いて資格面積の確認を行うこととしたり、適切な資格面積を容易に算定することができるようにするための方策を検討したりするなどして、資格面積の算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (164 ページ記載)
 - ・ 遺族年金の支給について、失権事由に該当している受給権者に対して支給された遺族年金を返還させるよう適宜の処置を要求し、住基ネット情報等を活用するなどして受給権者の受給権を適切に確認するための手続を定めることなどにより、遺族年金の支給が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (257 ページ記載)
 - ・ 国民年金保険料の強制徴収業務等について、厚生労働省において日本年金機構に対して強制徴収業務等を適切に行うことを指導監督するよう是正改善の処置を求め、日本年金機構において時効の中断により徴収することができる未納保険料に係る督促、差押可能財産を保有していることが判明している未納者等に対する差押え、延滞金の納付督促等が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに強制徴収業務等の進捗の管理等を適切に行うよう改善の処置を要求したもの (263、588 ページ記載)
 - ・ 第三者行為災害において取得した求償権について、求償債権額の算出誤りを防止するためのチェックシートを配布し、その活用を図ることとしたり、保険会社から求償債権額の減額請求があった場合に、その妥当性について十分な確認を行ったりすることなどにより、求償事務が適切に行われるよう改善させたもの (291 ページ記載)
 - ・ コンテナクレーン整備事業に係る貸付け及び補助の対象から予備品等の購入費を除くことを明確にするなどして、貸付金の貸付け及び補助金の交付が適切に行われるよう改善させたもの (447 ページ記載)
 - ・ 有償援助調達の実施に当たり、防衛装備品の不具合及び計算書の誤りに対する是正措置の要求を速やかに行うことを周知徹底するよう是正改善の処置を求め、及び計算書と受領検査調書との照合の過程や結果を書面等に記録及び保存するとともに、計算書と受領検査調書の項目において極めて多くの記載内容が一致していない状況となっている根本的な原因を調査し、適切な照合を行うための効果的な方策について検討するよう意見を表示したもの (521 ページ記載)
- ⑨ 入札・契約事務の適正化について
- ・ 社会资本整備総合交付金等の交付を受けて地方公共団体が実施する公共工事において、総合評価落札方式による入札には最低制限価格が設定できないことを地方公共団体に対して周知徹底し、誤って設定した最低制限価格により価格その他の条件が最も有利な者が失格として排除されないよう改善させたもの (451 ページ記載)
 - ・ 会議開催等業務に係る契約について、業務内容の変更に応じて適時適切に仕様書等を変更するなどの体制を整備することなどにより、契約額が実施された業務に即したのものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (495 ページ記載)

- ・ 高圧電力の電気需給契約を締結するに当たり、契約規程等に基づいて一般競争に付することにより、競争の利益を享受できるようにするとともに、特定調達の対象となる要件を満たす場合には協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの (576 ページ記載)
- ・ 事務用品等の調達に当たり、政府調達に関する協定等や会計規程等に基づき予定価格を作成して一般競争に付するなどすることにより、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争の利益を享受できるように是正改善の処置を求めたもの (603 ページ記載)
- ・ 診療材料等の調達と在庫管理等とを合わせて行うことを委託する契約の締結に当たり、労務費相当分のみならず材料費等相当分も含めた総額を競争に付することにより、契約手続の適正性及び透明性を確保するとともに、競争による利益を十分に享受できるように改善させたもの (650 ページ記載)

3 主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 役務契約や工事における費用の積算について
 - ・ 既設橋りょうの維持管理工事の実施に当たり、間接工事費の算定が適切でなかったため、契約額が割高となっていたもの (417 ページ記載)
 - ・ 公営住宅等整備事業等における二重床下地に係る工事費の積算に当たり、物価資料掲載単価を参考にするなど市場価格を把握した上で施工単価を決定するよう周知して経済的な積算となるよう是正改善の処置を求めたもの (437 ページ記載)
 - ・ 海上警備業務契約の予定価格の積算に当たり、業務内容を十分精査した上で、同種の業務に係る他の機関を含めた取引の実例価格又は官公庁の定める労務単価によることができるものについてはこれらを採用するなどして、労務費の算定を適切なものとするよう改善させたもの (537 ページ記載)
- ② 事務・事業に係る経費の節減について
 - ・ 統合気象システムの整備に当たり、運用機器の設置場所に依じて中継機器と端末とを経済的に接続する方法や光伝送路の整備状況に関する情報の共有等について関係部署に周知するとともに、光伝送路の整備の現況と今後の接続方法を整理した一覧表を作成するなどして、借り上げる接続機器の品目及び数量を適切に決定するよう改善させたもの (532 ページ記載)
 - ・ 装備品等の整備に使用する油脂等の調達に当たり、調達数量の算定根拠となる調達所要量の算出方法等を具体的に示すなどして、調達所要量の妥当性を確保する態勢を整備することなどにより、適切な調達数量を算定するよう改善させたもの (540 ページ記載)
 - ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の復旧作業への従事者の健康管理支援等に係るフォローアップシステムの整備等を行う事業について、想定していた健康管理支援等を行うことが見込めないことが明らかな状況となったにもかかわらず、事業を見直すことなく、その後もシステムの保守契約等を締結するなどしていたもの (591 ページ記載)
 - ・ 現場吹付法枠工の実施に当たり、枠内排水の方式や法枠本体の表面仕上げについて、経済的な設計を行うよう改善させたもの (626 ページ記載)

- ・必要な数量を超過するなどしている予備部品の優先的な使用を操業会社に指示することなどにより、国家備蓄施設における備蓄機器の部品の調達に係る経費を抑制させて業務委託料の節減を図るよう改善の処置を要求したもの (634 ページ記載)
 - ・証券化支援勘定において、他勘定が保有する運用益型出資金について、金利の状況等を確認しながら勘定間貸付けを受けてローン債権の買取原資として活用することにより、機構債券の発行額を削減して債券発行費用を節減するよう改善させたもの (653 ページ記載)
- ③ 事務・事業の実態に即した費用の算定等について
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施している中小企業倒産防止共済事業における前納減額金制度について、共済事業の経理の損益の状況等を踏まえて掛金の減額率を見直すことにより、制度の運営が適切なものとなるよう改善させたもの (412 ページ記載)
 - ・トンネル工事における濁水処理設備の規格の選定に当たり、設計濁水量に応じた適切な処理能力の規格を選定したり、トンネルの掘削が進捗するのに伴い設備を段階的に入れ替えるなどしたりすることにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの (458 ページ記載)
 - ・除染事業等の実施に当たり、除染工事等に係る工事費の積算が工事規模の実態に即したものとなるよう、実態調査を行うなどして適切な共通仮設費率及び現場管理費率を設定するとともに、事業の実施主体に対してこれを周知するよう是正改善の処置を求めたもの (501 ページ記載)
 - ・私立大学等経常費補助金(大型設備等運営支援に係る特別補助)について、大型設備等を使用して得ている収入を所要経費の算定に当たり考慮することにより、その交付額の算定が適正なものとなるよう改善させたもの (560 ページ記載)
 - ・土地、建物等の貸付けに当たり、貸付資産の使用実態を反映することにより、適切な貸付料の算定を行うよう改善させたもの (566 ページ記載)
 - ・高速道路に係る維持・保全業務の子会社への委託に当たり、子会社において実際に要する材料費を契約単価に反映させ、子会社に支払う業務費を維持・保全業務の実施に要する費用の実態に見合ったものとする事により、高速道路3会社の管理費の縮減が図られるよう改善させたもの (571 ページ記載)
 - ・委託事業の実施に必要な研究用機器等の物品をリースにより調達する場合において、合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを実施要領に明示することにより、委託費の対象経費となる物品のリース料を適切に算定させるよう改善させたもの (596 ページ記載)

4 主に効率性の観点から検査したもの

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 事務・事業の運営について
- ・都道府県警察に配分した DNA 型鑑定に用いる分注機及び一括定量装置について、鑑定に全く使用されていなかった両装置の有効な活用を図るとともに、両装置の使用状況等を定期的に報告させるなどして、使用が低調な場合にその原因を把握して改善の方策を検討する態勢を整えるよう改善させたもの (75 ページ記載)

- ・国民健康保険等における第三者行為に係る求償事務の適切な実施を推進するために、第三者に対し直接行う求償事務を適切に行うための具体的な方策について検討して、都道府県を通じて国民健康保険の保険者等及び国民健康保険団体連合会に対する指導等を行うなどするよう意見を表示したもの (272 ページ記載)
- ・円借款の実施に当たり、協力準備調査及び貸付審査時において事業の採算性及び効率性を確認するための指標である内部収益率が、事業分野ごとの費用及び便益の範囲や算出方法等を整理して算出マニュアルを改訂することなどにより、適切に算出されるよう改善させたもの (612 ページ記載)

5 主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事業効果の発現について

- ・地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金及び無線システム普及支援事業費等補助金により防災を目的として整備する通信設備等を構成する設備機器等について、耐震性を確保するための検討事例や耐震設計上の留意点等を示すなどして、事業主体に耐震性を確保するための検討を行わせるよう改善の処置を要求したもの (95 ページ記載)
- ・政府開発援助の実施に当たり、建物の設計を伴う建築工事を行う事業を実施する場合、事業の申請を受けるなどの段階で、設計を行う者の専門的能力の有無等について確認することにより、適切な設計等が実施されるよう事業実施機関に要請するなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの (113、608 ページ記載)
- ・6次産業化ネットワーク活動交付金等による事業の実施に当たり、事業主体から収益報告書を提出期限内に確実に提出させるよう是正改善の処置を求め、及び新商品に係る利益が発生していない場合に要因等を事業主体から報告させたり、サポート機関の更なる活用を図ったり、事業終了後4年日以降も利益の発生状況等について報告を徴したりするよう改善の処置を要求したもの (330 ページ記載)
- ・農林水産物・食品の輸出促進事業について、事業成果報告書における輸出額の目標値及び実績値や目標達成率に係る要因分析の記載状況を適切に把握するとともに、産地間連携等の取組に係る事業成果の把握が適切に行える手法を明確にしたり、事業成果の評価に基づく事業実施主体に対する指導等の内容を明確にしたりなどすることにより、事業成果の評価等が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (339 ページ記載)
- ・施設改修等支援事業の実施に当たり、事業により改修整備等を行った加工流通施設について改善計画を策定させるなどの指導を行ったり、事業主体に対して実施計画の策定段階における調査・検討を十分行うよう周知したり、実施計画のより効果的な審査を行うための方策を検討したりすることなどにより、HACCPの認定が取得されるよう改善の処置を要求したもの (354 ページ記載)
- ・広域農道等における橋りょう等について、管理者において、点検計画を策定するなどして点検診断を計画的、効率的に実施したり、点検診断の結果に基づき保全対策計画等を策定したりして、保全対策が適切に実施されるよう改善させたもの (361 ページ記載)

- ・地域経済産業復興立地推進事業費補助金により造成した基金を活用する事業を実施していなかったもの (384 ページ記載)
- ・河川整備計画等により堤防等を整備することとしている区間において、一部未整備の箇所又は改築が必要な橋りょうが残存していて、整備済みの堤防等の整備効果を十分に発現させる方策を講ずる必要がある事態について (666 ページ記載)
- ② 制度の運用について
 - ・子ども・子育て支援全国総合システムの構築の目的が達成されるようにするために、同システムに登録する情報の範囲や活用方法等について具体的に検討するとともに、市町村等における業務の実態等を的確に把握するなどして、同システムの運用等について見直しなどを行うよう意見を表示したもの (59 ページ記載)
 - ・国際熱帯木材機関において投資に伴う財務損失が発生したことを踏まえ、国際機関等から提出される決算書の確認方法について具体的な手続等を整備したり、国際機関等における拠出金の適切な管理について、理事会等において必要な働きかけを行うこととするよう各担当者に周知したりすることなどにより、同種の事態が生じないなどするよう意見を表示したもの (121、339 ページ記載)
 - ・介護給付費の算定に当たり、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずるなどすることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示したもの (278 ページ記載)
 - ・労働移動支援助成金のうち再就職支援奨励金の支給に当たり、対象労働者における紹介事業者の再就職支援を受ける意思、対象労働者に対する紹介事業者の再就職支援の状況等を確認するなどして、同奨励金に係る制度の運用を制度の趣旨に沿った効果的なものとするよう改善の処置を要求したもの (286 ページ記載)
 - ・鳥獣被害防止総合対策交付金事業の実施に当たり、侵入防止柵について、設置後の鳥獣被害の状況をほ場ごとに把握したり、設置及び維持管理を適切に行ったりするとともに、事業実施状況報告に基づく指導の仕組みを効果的に活用することにより、事業主体に対して適切に指導するなどして、事業が適切かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求したもの (347 ページ記載)
 - ・灯油配送合理化促進支援事業について、計画が実績等を踏まえて策定されていることを確認することとしたり、灯油配送量等が増加していない場合に指導等を行うこととしたり、購入したタンクローリーによる重油類の配送を制限することとしたりするなどして、事業が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの (402 ページ記載)
 - ・地域間幹線系統確保事業において、運送収入に計上できる市町村からの運賃補填額は輸送実態を伴うことが必要であることを具体的に示したり、市町村が発券を受けた回数券等の利用実態を把握したりなどすることにより、同事業が輸送実態を反映した適切な生活交通計画に基づき実施されて、地域の特性、実状に応じた最適な交通手段の提供に資するものとなるよう改善の処置を要求したもの (441 ページ記載)
 - ・防災拠点施設に整備する太陽光発電設備等について、蓄電池設備等を整備するなどして、災害等による停電時に発電した電力を供給することができるようにするための必要

な措置を講じさせるよう適宜の処置を要求し、設計に必要な留意点等を示して周知徹底するよう是正改善の処置を求めたもの (490 ページ記載)

- ・フォローアップ協力を実施する事業の選定に当たり、同協力後の持続性の有無等を判断するための確認項目や留意点を実施要領に具体的に明示することなどにより、同協力の目的に沿って事業が適切に選定されるよう改善させたもの (608 ページ記載)

- ・X線天文衛星 ASTRO-H の事故の教訓を踏まえて、打上げ前審査において、人工衛星の打上げ後に契約の相手方による検証作業が行われたかの確認を含む人工衛星の運用に係る作業手順が作成されているかなどについての確認を徹底することにより、今後、人工衛星の打上げ後に、契約の相手方が新たなコマンドを作成する必要が生じた場合であっても、人工衛星の運用に重大な影響を生じさせないよう改善させたもの

(622 ページ記載)

③ 保有資産の有効活用について

- ・不法無線局等の探査を行う小型可搬型多機能センサについて、保管方法の基準を定めたり、震災時に活用するためのマニュアルを作成したりすることにより、震災時に活用することができるよう改善させたもの (105 ページ記載)

- ・シースパローミサイル RIM-162 の新規組立整備を^{かし}瑕疵担保期間内に実施し、瑕疵に該当する異状等を発見した場合に会社に対して瑕疵修補等の請求等を行うことができるよう改善させたもの (529 ページ記載)

④ 資金の有効活用等について

- ・中期目標期間終了時の会計処理の結果、積立金がないことなどにより次の中期目標期間への繰越等の対象とならずに国立大学法人に留保されることとなる精算収益化額に相当する額等の資金について、その取扱いを明確にして各国立大学法人に周知するなどするよう改善の処置を要求したもの (172 ページ記載)

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資承継勘定における政府出資金について、同勘定で管理する株式等の管理費用等を考慮して真に必要な政府出資金の額を検討した上で、必要額を超えて保有していると認められる政府出資金に係る資産については、不要財産として速やかに国庫納付を行うことにより政府出資金を減資して、その規模を適切なものとするよう意見を表示したもの (396、647 ページ記載)

第2章 決算の確認

第2章 決算の確認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

第1節 国の決算の確認

会計検査院は、下記の平成28年度の国の収入支出の決算を確認した。

第1 一般会計

	円	
歳入		102,774,026,676,870
歳出		97,541,764,842,294

第2 特別会計

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
内閣府、総務省及び財務省		
交付税及び譲与税配付金	53,576,883,399,169	52,589,651,507,901
財務省		
地震再保険	145,631,593,923	132,177,407,806
国債整理基金	198,993,549,118,555	195,911,140,763,727
外国為替資金	2,948,144,813,237	70,256,043,188
財務省及び国土交通省		
財政投融资		
財政融資資金勘定	40,535,537,130,883	40,233,661,774,853
投資勘定	1,455,172,903,195	880,826,268,565
特定国有財産整備勘定	133,000,197,824	51,601,913,868
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省		
エネルギー対策		
エネルギー需給勘定	2,560,147,520,898	2,187,056,546,375
電源開発促進勘定	368,247,147,231	316,763,796,310
原子力損害賠償支援勘定	6,679,879,085,765	6,577,956,934,255
厚生労働省		
労働保険		
労災勘定	1,223,702,022,647	993,398,012,326
雇用勘定	2,217,542,682,488	2,114,384,794,476
徴収勘定	2,854,810,436,013	2,832,971,845,181
内閣府及び厚生労働省		
年金		
基礎年金勘定	24,005,527,402,642	23,172,599,166,915
国民年金勘定	4,430,989,394,737	4,381,673,070,097
厚生年金勘定	48,755,553,221,968	45,659,535,355,645
健康勘定	10,888,277,127,042	10,652,713,151,450
子ども・子育て支援勘定	1,635,073,003,151	1,547,367,485,466
業務勘定	426,903,362,093	371,913,291,102

第2章 決算の確認 第1節 国の決算の確認 第1 一般会計 第2 特別会計

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
農 林 水 産 省		
食 料 安 定 供 給		
農業経営安定勘定	276,309,968,375	200,398,197,178
食糧管理勘定	531,852,066,037	510,070,650,038
農業共済再保険勘定	66,271,225,435	56,262,533,687
漁船再保険勘定	12,262,574,805	5,217,746,740
漁業共済保険勘定	10,217,192,870	5,649,443,820
業 務 勘 定	12,016,759,551	12,016,759,551
国営土地改良事業勘定	31,053,867,564	30,068,059,775
国有林野事業債務管理	329,128,921,551	329,128,921,551
経 済 産 業 省		
貿 易 再 保 険	36,704,386,955	12,266,058,603
特 許	309,870,918,075	135,317,462,636
国 土 交 通 省		
自 動 車 安 全		
保 障 勘 定	61,821,370,068	2,564,287,889
自動車検査登録勘定	50,447,725,394	36,491,609,673
自動車事故対策勘定	13,260,451,126	12,780,613,443
空港整備勘定	480,631,554,866	373,898,519,995
国会、裁判所、会計検査 院、内閣、内閣府、復興 庁、総務省、法務省、外 務省、財務省、文部科学 省、厚生労働省、農林水 産省、経済産業省、国土 交通省、環境省及び防衛 省		
東日本大震災復興	4,105,312,405,938	2,960,987,257,263

第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の平成28年度の国税収納金整理資金の受払額を検査完了した。

		円
受	入 収 納 済 額	72,035,690,541,580
支	払	{ 支払命令済額 14,314,280,726,879
		{ 歳入組入額 56,431,456,374,875

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の平成28年度の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政府関係機関名	収 入 円	支 出 円
沖縄振興開発金融公庫	13,338,610,102	11,345,563,630
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	143,287,490,204	80,909,667,943
農林水産業者向け業務	51,342,745,731	43,981,761,099
中小企業者向け業務	96,830,651,247	41,471,998,178
信用保険等業務	235,024,287,734	321,193,502,248
危機対応円滑化業務	24,842,467,067	38,411,620,269
特定事業等促進円滑化業務	462,666,981	462,331,383
株式会社国際協力銀行	332,389,941,657	268,184,658,804
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	167,499,273,771	100,934,301,799

第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第1 一般会計

会計検査院が平成28年度一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第2 特別会計

会計検査院が平成28年度特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第2章
第3節
政府関係機関の決算の検査完了
第4節
国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照
第1
一般会計
第2
特別会計

第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない 予備費の支出

第2章
第5節
国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出

平成28年度における予備費使用決定額については、全て国会の承諾を受ける手続を了している。また、29年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、29年10月19日現在で次のとおりである。

			平成29年度分	
1 一般会計				2 特別会計
所	管	使用決定額 千円		
内	閣府	74,240		(該当なし)
総	務省	63,183,707		
法	務省	228,636		
外	務省	197,734		
	計	63,684,317		

第3章 個別の検査結果

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第1 内 閣

(内 閣 官 房)

平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

内閣官房及び内閣府本府における物品の管理等について

(平成 27 年度決算検査報告 60、66 ページ参照)

(73 ページの内閣府(内閣府本府)の項に掲記)

第2 内 閣 府

(内閣府本府)

不 当 事 項

補 助 金

- (1) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (16)

所管、会計名及び科目	内閣府所管 一般会計 (組織)内閣本府 (項)経済財政政策費 (項)共生社会政策費 (項)地域活性化・地域住民生活等緊急支援推進費 (組織)地方創生推進事務局 (項)地方創生推進費 (組織)子ども・子育て本部 (項)子どものための教育・保育給付 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(子ども・子育て支援勘定) (項)地域子ども・子育て支援事業費
部 局 等	内閣府本府、8 県
補助等の根拠	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)、地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)、予算補助
補助事業者等(事業主体)	県 2、市 9、町 4、団体 1、計 16 補助事業者等
補助事業等	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)事業、子どものための教育・保育給付費負担金事業、地域子育て支援拠点事業等
事業費の合計	5,640,236,845 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	3,041,088,416 円
不当と認める事業費の合計	340,645,544 円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	279,812,994 円

1 補助金等の概要

内閣府(内閣府本府)所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同府は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、40 都道府県、450 市区町村及び5 団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、2 県、13 市町、1 団体、計 16 事業主体が実施した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)事業、子どものための教育・保育給付費負担金事業、地域子育て支援拠点事業等に係る国庫補助金 279,812,994 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- | | | | |
|-------------------------------|-----|-------------|---------------|
| (1) 補助の対象とならないもの | 8 件 | 不当と認める国庫補助金 | 224,343,730 円 |
| (2) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの | 4 件 | 不当と認める国庫補助金 | 11,409,000 円 |
| (3) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの | 3 件 | 不当と認める国庫補助金 | 37,638,723 円 |
| (4) 交付金により造成した基金の使用が適切でなかったもの | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 6,421,541 円 |
- また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- | | | | |
|---------------------------------------------------------------------|-------|-------------|---------------|
| (1) 補助の対象とならないもの | 8 件 | 不当と認める国庫補助金 | 224,343,730 円 |
| 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)により実施した事業の交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたもの | | | |
| | (8 件) | 不当と認める国庫補助金 | 224,343,730 円 |

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)(以下「交付金」という。)は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、これらを合わせて「地方版総合戦略」という。)の円滑な策定とこれに関する優良施策の実施を支援することを目的として、地方公共団体が作成した「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)実施計画」(以下「実施計画」という。)に基づく事業に要する費用について、地方公共団体に対してその全部又は一部を国が交付するものである。

交付金の交付対象となる事業については、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)制度要綱(平成 27 年府地創第 21 号)等において、実施計画を作成する地方公共団体が実施計画に基づく事業の実施に要する費用の全部又は一部を負担するものであること、地方版総合戦略の策定に先行して行う事業であって地方版総合戦略に位置付けられる見込みのものなどの事業であることなどが定められている。また、国の補助金の給付を受けている、又は受けることが確定している事業には、交付金を充当しないこととされている。

本院が、18 県及び 280 市町村において会計実地検査を行ったところ、2 県及び 6 市町において、実施計画で定めた事業実施期間中に実施していない事業に係る費用や交付金の交付の対象とは認められない懇親会に係る費用を交付対象事業費に含めていたり、国の補助金の給付を受けている事業に交付金が交付されていたりするなどしていたため、交付金相当額計 224,343,730 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2 県及び 6 市町において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、内閣府本府及び 5 県において事業に係る交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 実施計画で定めた事業実施期間中に実施していない事業に係る費用を交付対象事業費に含めていた
事態

鹿児島県は、実施計画に基づき、平成27年3月から28年3月までを事業実施期間とする「地域資源を活用した観光・文化振興事業」を事業費758,125,209円（交付対象事業費308,125,209円）で実施し、同事業において、鶴丸城御楼門の建設事業（以下「建設事業」という。）を150,000,000円で実施するなどしたとして、内閣府本府に実績報告書を提出し、これにより交付金308,125,209円の交付を受けていた。

しかし、建設事業のうちの一部（交付対象事業費110,692,040円）は、実施計画で定めた事業実施期間中に実施されていなかったことから、交付金の交付の対象となる実施計画に基づく事業に該当しないものであった。

したがって、上記建設事業のうち事業実施期間中に実施されていなかったものに係る費用110,692,040円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額110,692,040円が不当と認められる。

＜事例2＞ 交付の対象とは認められない懇親会に係る費用を交付対象事業費に含めていた事態

群馬県吾妻郡草津町は、実施計画に基づき、「地域資源を生かし誰もが楽しめる新しい観光の提供事業」として、草津温泉入込調査及び広報事業を事業費7,976,000円で実施したとして、群馬県に実績報告書を提出し、これにより交付金7,976,000円の交付を受けていた。

しかし、同町は、交付の対象とは認められない懇親会に係る飲食費等の費用1,050,060円を交付対象事業費に含めていた。

したがって、上記の懇親会に係る費用1,050,060円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金1,050,060円が不当と認められる。

＜事例3＞ 国の補助金の給付を受けている事業に交付金が交付されていた事態

高知県南国市は、実施計画に基づき、高齢者雇用実現事業を事業費3,579,721円（交付対象事業費3,000,000円）で実施したとして、高知県に実績報告書を提出し、これにより交付金3,000,000円の交付を受けていた。高齢者雇用実現事業は、同市が交付金を財源として、南国市シルバー人材センター運営費補助金を一般社団法人南国市シルバー人材センターに交付することによって、高年齢者の社会参加の促進を図るなどするものである。

しかし、同補助金が交付される事業に対しては厚生労働省からも高年齢者就業機会確保事業費等補助金が交付されており、交付金は、国の補助金の給付を受けている事業に交付されているものとなっていた。

したがって、高齢者雇用実現事業に係る費用3,000,000円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金3,000,000円が不当と認められる。

前記の事態を態様別に示すと次のとおりである。

ア 実施計画で定めた事業実施期間中に実施していない事業に係る費用を交付対象事業費に含めていたなどの事態

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(1) 内閣府本府	高知県	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)	27	136,436	57,651	12,145	12,072
(2) 同	鹿児島県	同	27	758,125	308,125	110,692	110,692
(3) 山形県	最上郡最上町	同	27	11,760	11,489	1,286	1,015

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する 国庫補助金等 交付額 千円	不当と認 める事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金等 相当額 千円
(4) 岡山県	倉敷市	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)	27	50,028	50,000	3,009	2,981
(5) 高知県	吾川郡仁淀川町	同	27	48,151	48,068	2,400	2,400
(6) 鹿児島県	鹿児島市	同	27	150,000	123,495	91,132	91,132
イ 交付の対象とは認められない懇親会に係る費用を交付対象事業費に含めていた事態							
(7) 群馬県	吾妻郡草津町	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)	27	7,976	7,976	1,050	1,050
ウ 国の補助金の給付を受けている事業に交付金が交付されていた事態							
(8) 高知県	南国市	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)	27	3,579	3,000	3,000	3,000
(1)-(8)の計				1,166,056	609,805	224,715	224,343

第3章 第1節 第2 内閣府(内閣府本府)

(2) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

4件 不当と認める国庫補助金 11,409,000円

地域子育て支援拠点事業の実施に当たり、補助金等の交付額の算定が適切でなかったもの

(2件 不当と認める国庫補助金 7,349,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する 国庫補助金等 交付額 千円	不当と認 める事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金等 相当額 千円
(9) 内閣府本府	秋田県仙北郡美郷町	地域子育て支援拠点	26、27	59,316	19,771	14,598	4,865
(10) 同	香川県高松市	同	26	216,329	72,109	7,453	2,484
(9)(10)の計				275,646	91,880	22,051	7,349

これらの補助事業等は、2市町が、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所(以下「地域子育て支援拠点」という。)を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うために、地域子育て支援拠点事業(以下「拠点事業」という。)を実施したものであり、内閣府本府は、拠点事業に要する費用の一部を補助するため、平成26年度に保育緊急確保事業費補助金を、また、27年度に子ども・子育て支援交付金を交付している(以下、保育緊急確保事業費補助金及び子ども・子育て支援交付金を合わせて「補助金等」という。)

「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年雇児発0529第18号)(以下「実施要綱」という。)等によれば、拠点事業の実施に当たっては、開設時間中に専任の者を2名以上配置することなどが実施要件とされている。また、地域子育て支援拠点では、基本事業として子育て親子の交流の場の提供等を行うほか、子育て支援活動の展開を図るための取組(以下「子育て支援展開取組」という。)を行うことができることとされている。子育て支援展開取組は、地域子育て支援拠点の開設場所等を活用して行う一時預かり事業等を実施するものであり、市町村が委託等により子育て支援展開取組を実施する場合には、補助金等の交付額の算定に当たり、基本事業に係る基準額に子育て支援展開取組に係る基準額を加算(以下「加算分」という。)することができることとされている。

拠点事業に係る補助金等の交付額は、「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年府政共生第383号内閣府事務次官通知)等に基づき、地域子育て支援拠点の開設日数等の区分により定められた基準額の合計額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額(以下「国庫補助等基本額」という。)に国の負担割合3分の1を乗じて得た額とすることとなっている。

2市町は、拠点事業について、国庫補助等基本額を計275,646,009円として内閣府本府に事業実績報告書を提出して、これにより補助金等計91,880,000円の交付を受けていた。

しかし、2市町は、補助金等の交付額の算定に当たり、地域子育て支援拠点の開設時間中に専任の者を2名以上配置することとされている実施要件を満たしておらず補助の対象とならない事業費を対象経費の実支出額等に含めたり、市町村が委託等することなく自ら子育て支援展開取組を実施しているのに加算分を算定したりしていたため、国庫補助等基本額が過大に算定されていた。

したがって、適正な国庫補助等基本額を算定すると計253,594,391円となることから、前記の国庫補助等基本額計275,646,009円との差額22,051,618円が過大になっており、これに係る補助金等相当額7,349,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市町において実施要綱等の理解が十分でなかったこと、内閣府本府において事業実績報告書の審査及び確認並びに2市町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

高松市は、平成26年度に、31か所の地域子育て支援拠点において専任の者を2名以上配置した上で拠点事業に係る国庫補助等基本額を216,329,391円として内閣府本府に事業実績報告書を提出し、これにより補助金72,109,000円の交付を受けていた。

しかし、実際は、1か所の地域子育て支援拠点において開設時間中に専任の者が2名以上配置されていないことから、当該地域子育て支援拠点に係る拠点事業の事業費は補助の対象とならないのに、事業費7,453,000円を対象経費の実支出額等に含めて国庫補助等基本額を算定していた。

したがって、適正な国庫補助等基本額を算定すると208,876,391円となり、これに係る補助金の交付額は69,625,000円となることから、前記の補助金72,109,000円との差額2,484,000円が過大に交付されていた。

(後掲235ページの「子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(地域子育て支援拠点事業に係る分)において基金が過大に使用されるなどしていたもの」参照)

子ども・子育て支援交付金(延長保育事業に係る分)を過大に交付していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,348,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(11) 内閣府本府	長野県松本市	子ども・子育て支援交付金(延長保育)	27	24,604	8,201	7,043	2,348

この交付金事業は、松本市が、就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するために、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所又は認定こども園(以下「民間保育所等」という。)等におい

て、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の利用日及び利用時間帯において引き続き保育を実施したものである。

子ども・子育て支援交付金のうち延長保育事業に係る分の交付額は、「平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について」(平成27年府子本第277号内閣総理大臣通知)等に基づき、延長保育時間等により定められた基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額(以下「交付基本額」という。)に国の負担割合3分の1を乗じて得た額とすることとなっている。

同市は、平成27年度に実施した延長保育事業について、交付基本額を24,604,243円として内閣府本府に事業実績報告書を提出し、これにより交付金8,201,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、延長保育事業に係る交付金の交付額の算定に当たり、事業実績報告書において、同市が実際に民間保育所等に対して支出した額22,072,636円を総事業費として記載すべきであるのに、誤って、民間保育所等が支出した額24,604,243円を記載しており、また、保護者から保護者負担料4,512,020円を徴収していたのに、これを事業実績報告書の寄附金その他の収入額に記載していなかった。このため、交付基本額が過大に算定されていた。

したがって、適正な交付基本額は17,560,616円となることから、前記の交付基本額24,604,243円はこれに比べて7,043,627円過大となっており、これに係る交付金2,348,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において総事業費等の確認が十分でなかったこと、内閣府本府において事業実績報告書の審査及び確認並びに同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(後掲247ページの「保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業等に係る分)が過大に交付されていたもの」参照)

子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)を過大に交付していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,712,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(12) 内閣府本府	秋田県由利本荘市	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成)	27	93,546	24,513	5,136	1,712

この交付金事業は、由利本荘市が、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童等に対して、放課後等に安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的として、子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)(以下「子ども・子育て支援交付金」という。)の複数の事業のうち、放課後児童健全育成事業(以下「健全育成事業」という。)、放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)(以下「障害児受入推進事業」という。)等を放課後児童クラブに委託するなどして実施したものである。

「平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について」(平成27年府子本第277号内閣総理大臣通知)等によれば、子ども・子育て支援交付金の交付額は、各事業の区分ごとに開所日数等により定められた基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控

除した額とを比較して、少ない方の額(以下「交付基本額」という。)に国の負担割合 3分の1 を乗じて得た額とすることとされている。

同市は、27年度の子ども・子育て支援交付金について、交付基本額を73,542,335円として内閣府本府に事業実績報告書を提出し、これにより交付金24,513,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、子ども・子育て支援交付金の交付額の算定に当たり、健全育成事業分の事業実績報告書において、健全育成事業の実施に要した経費を記載すべきであるのに、誤って、健全育成事業の実施に要した経費に加えて障害児受入推進事業分の事業実績報告書に別途計上している経費計5,136,000円も含めた額を記載していた。このため、交付基本額が過大に算定されていた。

したがって、子ども・子育て支援交付金に係る適正な総事業費に基づき交付基本額を算定すると68,406,335円となることから、前記の交付基本額73,542,335円はこれに比べて5,136,000円過大となっており、これに係る交付金1,712,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において総事業費に計上した経費の確認が十分でなかったこと、内閣府本府において事業実績報告書の審査及び確認並びに同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 37,638,723円

子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担対象事業費を過大に精算していたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 33,616,785円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(13) 千葉県	佐倉市	子どものための教育・保育給付費負担金	27	1,046,693	523,346	63,079	31,539
(14) 山口県	下関市	同	27	2,364,278	1,182,139	4,153	2,076
(13)(14)の計				3,410,971	1,705,485	67,233	33,616

これらの負担金事業は、2事業主体が、教育又は保育を受ける資格を有する小学校就学前の子ども(以下「支給認定子ども」という。)に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等(以下「民間保育所等」という。)が教育又は保育を実施する際に、当該認定こども園等に施設型給付費等を支弁したり、保育の実施を委託する民間保育所に委託費を支払ったりするのに要した費用の一部について、内閣府本府が子どものための教育・保育給付費国庫負担金(以下「負担金」という。)を交付するものである。なお、平成26年度以前は、保育の実施を委託する民間保育所への委託費の支払に要した費用の一部を厚生労働省が児童保護費負担金等として交付していた。

負担金の交付額は、民間保育所等の所在地域、支給認定子どもの年齢等の別に1人当たり月額で定められている額等に基づき算出する費用の額から、支給認定子どもの扶養義務者の前年度分及び当年度分の市町村民税所得割課税額(以下「市町村民税額」という。)の合計額に応じて、階層別に支給認定子ども1人当たり月額で定められている額等から算出する利用者負担額を控除した額を国庫負担対象事業費として、これに2分の1を乗じて算定することとなっている。

なお、26年度以前の児童保護費負担金等の徴収金の額(上記の利用者負担額に相当するもの。以下同じ。)の算定においては、扶養義務者に16歳未満の扶養親族がいる場合には、その人数に応じて所得控除(以下「年少扶養控除」という。)を適用したとした場合の所得税額を基に階層区分を決定して徴収金

の額の計算を行うこととなっていたが、27年度以降は、上記のとおり利用者負担額の算定に当たり、26年度以前から民間保育所等に入所している場合を除き、年少扶養控除が適用されていない市町村民税額を基に階層区分を決定することとなっている。

2事業主体は、本件負担金事業を計3,410,971,753円で実施したとして、県を通じて内閣府本府に事業実績報告書を提出し、これにより負担金計1,705,485,876円の交付を受けていた。

しかし、2事業主体は、国庫負担対象事業費の算定に当たり、誤って、年少扶養控除を適用したとした場合の市町村民税額を基に階層区分を決定するなどしており、利用者負担額を過小に算定していた。

したがって、適正な国庫負担対象事業費を算定すると計3,343,738,183円となり、前記の国庫負担対象事業費3,410,971,753円との差額67,233,570円が過大に精算されていて、これに係る負担金相当額計33,616,785円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において利用者負担額の算定に当たり制度の理解が十分でなかったこと、県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

佐倉市は、民間保育所Aに平成27年度から入所した支給認定子どもBについて、その父母には支給認定子どもBを含めて3人の16歳未満の扶養親族がいるとして、実際の父母の市民税所得割課税額(以下「市民税額」という。)の合計額に当該3人に年少扶養控除を適用したとした場合の市民税額の合計額26年度25万余円、27年度24万余円を基に、階層区分を決定して支給認定子どもBに係る利用者負担額を732,000円と算定していた。しかし、27年度から入所した支給認定子どもBについては、年少扶養控除が適用されていない市民税額を基に階層区分を決定する必要があり、実際の父母の市民税額の合計額26年度31万余円、27年度30万余円を基に階層区分を決定して適正な利用者負担額を計算すると960,000円となり、利用者負担額が228,000円過小となっていた。

そして、同市では、27年度に計676人の支給認定子どもについて、誤って年少扶養控除を適用するなどして利用者負担額を過小に算定していたことにより、国庫負担対象事業費計63,079,600円が過大に精算されていて、これに係る負担金相当額計31,539,800円が過大となっていた。

(後掲234ページの「児童保護費負担金等の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの」参照)

地方創生推進交付金により実施した事業の交付対象事業費を過大に精算するなどしていたもの
(1件 不当と認める国庫補助金 4,021,938円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する 国庫補助金等交 付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(15) 新潟県	三条市	地方創生推 進交付金	28	136,416	68,208	8,043	4,021

この交付金事業は、三条市が、地域再生法(平成17年法律第24号)、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年府地事第16号等。以下「制度要綱」という。)等に基づき、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図るために、地域再生法に定める地域再生計画に記載され、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略等に位置付けられた自主的・主体的で先導的な事業として、長岡市等11市町村と連携して中越文化・観光産業支援機構による歴史資源・行政視察を活用した広域観光事業(以下「広域観光事業」という。)を実施したものである。

同市は、広域観光事業の実施に当たり、制度要綱に基づき内閣府本府から地域再生計画の認定を受け、広域観光事業に係る地方創生推進交付金実施計画を同府に提出した上で、地方創生推進交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けている。そして、同市は、平成28年4月から29年3月までの間に、広域観光事業を事業費136,416,323円(交付対象事業費同額)で実施したとして、新潟県に実績報告書を提出し、同県がこれを確認するなどして、同府から交付金68,208,161円の交付を受けていた。同市は、上記の事業費に、同市が広域観光事業の一部を行わせた2公益財団法人等が広域観光事業に要したとする費用に係る支出28,165,500円(交付対象事業費同額)を含めていた。

しかし、上記の支出には、広域観光事業の事業費として支出していないものや交付の対象と認められない事業実施期間外の費用に係るものが含まれていた。

したがって、2公益財団法人等が広域観光事業に要した費用に係る同市の支出に基づくなどして適正な交付対象事業費を算定すると128,372,447円となり、前記の交付対象事業費との差額8,043,876円が過大に精算されるなどしており、これに係る交付金相当額4,021,938円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付対象事業費の適正な算定に対する理解が十分でなかったこと、同県において実績報告書等の審査及び確認並びに同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 交付金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 6,421,541円

地域社会雇用創造事業交付金により造成した基金を活用して実施した事業において、事業費を過大に精算していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 6,421,541円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(16) 内閣府本府	三遠南信地域連携ビジョン推進会議	地域社会雇用創造事業交付金	22, 23	532,994	532,994	6,421	6,421

この交付金事業は、地域社会における事業と雇用を加速的に創造することを目的として、内閣府本府が地方公共団体、特定非営利活動法人等に対して社会的企業支援基金(以下「基金」という。)を造成させるために地域社会雇用創造事業交付金(以下「交付金」という。)を交付するものである(以下、基金を造成する主体を「事業者」という。)。そして、事業者は、地域社会雇用創造事業交付金交付要綱(平成22年府政経運第14号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、基金を活用することにより、福祉、介護、地域資源を活かした観光・産業振興等の分野における社会的課題を解決するサービスを行う社会的企業の創業を支援したり、社会的企業の創業に向けた人材育成のための研修等を実施したりするなどの事業(以下「雇用創造事業」という。)を実施している。

交付要綱等によれば、雇用創造事業に係る事業費として計上できる会場借料については、事業者が自ら所有する会場を雇用創造事業に使用する場合、外部に有料で貸し出す場合の料金表等に基づく金額ではなく、会場に係る減価償却費等の金額とされている。また、事業者が実施する雇用創造事業のうち支援対象者の募集、選定等の業務(以下「主要業務」という。)の一部を委託する場合は、委託先が当該委託業務を実施するために直接必要となる経費に消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額を加えるなどした金額を事業費として別途計上することができるとされている。さらに、委託先が主要業務の一部を再委託する場合は、上記と同様に、再委託先が当該再委託業務を実施するために直接必要となる経費(以下、委託先及び再委託先が主要業務の一部を実施するために直接必要となる経費を「直

接経費」という。)に消費税相当額を加えるなどした金額を別途事業費として計上することができる」とされている。そして、委託先等が自ら所有する会場を雇用創造事業に使用する場合は会場借料に係る直接経費の計上については、上記と同様の取扱いを行うことになっている。

また、交付要綱等によれば、同府は、雇用創造事業が終了し、事業者から事業終了報告書の提出を受けたときは、事業費等を確定するための審査及び確認を行うこととされている。

三遠南信地域連携ビジョン推進会議(以下「SENA」という。)は、平成21年度に事業者となり、交付金700,000,000円の交付を受けて基金を造成した上で、22、23両年度に雇用創造事業を実施していた。雇用創造事業の実施に当たって、SENAは、主要業務の一部を2法人に委託し、このうち1法人は更に別の2法人に再委託していた。そして、SENAは、委託先2法人及び再委託先2法人の直接経費に消費税相当額を加えるなどしてそれぞれに係る事業費を算出し、これにSENAに係る事業費を加えた事業費計532,994,796円を基金から取り崩して使用したとして、事業終了報告書を同府に提出していた。

しかし、SENAは、直接経費に係る消費税相当額について、直接経費の中には既に消費税が含まれているものがあるのに、直接経費の合計額に消費税率を乗じていたため、計3,426,960円過大に計上したり、委託先1法人及び再委託先2法人が自ら所有する会場を雇用創造事業に使用した場合の会場借料に係る直接経費について、これらの法人が外部に有料で貸し出す場合の料金表に基づいて算出していたため、計2,410,807円過大に計上したりなどしていた。

したがって、適正な事業費を修正計算すると計526,573,255円となり、前記の事業費計532,994,796円との差額6,421,541円(交付金相当額同額)が過大に精算されていて、同額が基金から過大に取り崩されて使用されており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、SENAにおいて交付要綱等に基づく雇用創造事業の経理処理及び消費税の取扱いに関する理解が十分でなかったこと、同府において雇用創造事業に係る事業終了報告書等の審査及び確認並びにSENAに対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

子ども・子育て支援全国総合システムの構築の目的が達成されるようにするために、同システムに登録する情報の範囲や活用方法等について具体的に検討するとともに、市町村等における業務の実態等を的確に把握するなどして、同システムの運用等について見直しなどを行うよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)子ども・子育て本部 (項)子ども・子育て本部 〔平成26年度以前は、 (組織)内閣本府 (項)共生社会政策費〕
部 局 等	内閣府本府
子ども・子育て支援全国総合システムの概要	市町村、都道府県及び国の間で子ども・子育て支援新制度の施行状況に関する情報の共有等を行うシステム
上記システムの構築等に要した経費	3億7202万円(平成25年度～28年度)

【意見を表示したものの全文】

子ども・子育て支援全国総合システムの運用状況について

（平成29年10月24日付け 内閣総理大臣宛て）

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 子ども・子育て支援全国総合システム等の概要

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）等に基づき、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することにより待機児童の解消等の子育てをめぐる課題の解決を目指すことを目的として、平成25年4月から開催された子ども・子育て会議等の議論を経て27年4月から実施されている。

新制度においては、認定こども園、幼稚園及び保育所（以下「教育・保育施設」という。）等に対する財政支援を共通化した施設型給付等が創設され、これらの給付に要する費用等（以下「給付費」という。）のうち国の負担金（以下「給付費国庫負担金」という。）については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が都道府県の審査を経て国に交付申請を行い、交付決定を受けることとなっている。

また、市町村は、保護者からの申請を受けて、子どもの保育の必要性等の認定（以下「支給認定」という。）を行ったり、都道府県等から認可等を受けた教育・保育施設等（以下「認可等施設」という。）に対して、給付費の支給の対象となる施設であることの確認（以下、この確認を受けた認可等施設を「確認施設」という。）を行ったりすることとなっている。

そして、都道府県は、法第58条の規定に基づき、保護者が適切かつ円滑に教育・保育を子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定められた確認施設に係る開所時間、利用定員、面積、従業者等の情報の報告を確認施設から受けた後、当該報告の内容を公表しなければならないこととなっている。

(2) 子ども・子育て支援全国総合システムの概要

ア 総合システム構築の目的等

貴府は、保護者が、多様な確認施設から希望にかなう確認施設を選択するためには、確認施設の情報を一元的に管理し、適宜公表することができる仕組みが必要であり、また、新制度の施行状況を国が把握し、国民に対して適切に情報提供することも重要であり、さらに、市町村における施設の確認及び支給認定並びに給付費国庫負担金の交付等の新制度の実施に関する情報のデータ管理も必要となるとしている。これらを踏まえ、貴府は、新制度の施行状況を一元的に管理するために、市町村、都道府県及び国の間で新制度の施行状況に関する情報の共有等を行う子ども・子育て支援全国総合システム（以下「総合システム」という。）を構築し、27年4月から運用している。

貴府は、総合システム構築の目的について、次のようなものであるとしている。

- ① 市町村等における施設の確認及び支給認定並びに給付費国庫負担金の交付等の新制度の実施に関する情報を総合システムに収集して、分析することにより、新制度の更なる充実等に活用するとともに、これらの情報の公表により国民に対する説明責任を果たすこと

- ② 全国の確認施設に関する最新の情報を総合システムに順次収集するとともに、都道府県において、これらを出力できるようにして、保護者に対して確認施設の選択に資する最新の情報をいち早く公表できるようにすること
- ③ 市町村等における給付費国庫負担金の交付申請等に関する事務を支援し、当該事務を効率的に行えるようにすることを通じて、市町村職員が一層効果的に子育て支援業務を行うことができるようにすること

一方、市町村においては、従来、保育等に関する業務を処理するためのシステム（以下「市町村システム」という。）を市町村ごとに運用している。そして、新制度の実施に当たって、市町村は厚生労働省からの交付金により都道府県に造成された安心こども基金からの助成（47都道府県計206億5983万余円（25、26両年度））を受けて、それぞれ新制度の実施に向けて市町村システムの改修等を行っている。

貴府は、総合システムの構築に当たり、総合システムに登録する情報（以下「登録情報」という。）は市町村の通常の業務で使用される情報であること、総合システムへの登録は、各市町村システムに既に記録されている情報を総合システムに取り込むことにより行われることなどから、総合システムへの情報の登録に当たり市町村に特段の負担を生じさせることはなく、また、登録情報は、市町村の通常の業務における情報収集に伴い常時更新されるとしている。

そして、貴府は、市町村に対して、総合システムへの登録の際、市町村システムに記録されている情報を記録媒体等に出力して総合システムに取り込むことができるように、総合システムのデータの形式等を示している。なお、総合システムへの登録は、市町村において直接情報を入力することにより行うことも可能とされている。

イ 総合システムの機能

総合システムは、認可等施設の基本情報等を登録する認可・業務管理体制データ管理システムと、次の三つのサブシステムを合わせた四つのサブシステムから構成されている（図参照）。

（ア）施設型/地域型保育給付交付金管理システム

施設型/地域型保育給付交付金管理システム（以下「給付費管理システム」という。）は、市町村が給付費国庫負担金の交付申請等（以下「交付申請等」という。）の情報を登録して、都道府県がその情報を審査して国へ送信することで、国へ給付費国庫負担金の申請額等が報告されたこととすることなどにより、市町村や都道府県から国への交付申請等に関する事務を効率化し、また、国が給付費国庫負担金の給付実績に関する情報を分析したり、国民に対して公表したりできるようにするものである。

（イ）支給認定状況データ管理システム

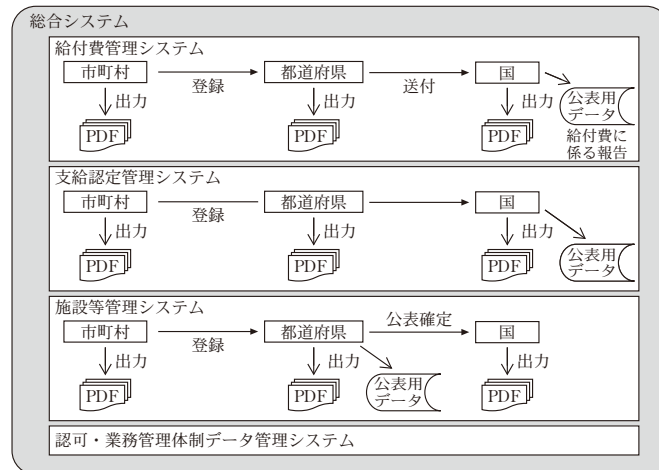
支給認定状況データ管理システム（以下「支給認定管理システム」という。）は、市町村が支給認定の状況に関する情報を登録して、国が当該情報を分析したり、国民に対して公表したりできるようにするものである。

（ウ）特定教育・保育施設等データ管理システム

特定教育・保育施設等データ管理システム（以下「施設等管理システム」という。）

は、市町村が、確認施設に関して都道府県又は市町村が確認を行う際に聴取した情報や子ども・子育て会議等の関係者から求められることが見込まれる情報を登録して、都道府県が、当該情報に基づいて、保護者等に確認施設に関する必要な情報をいち早く公表できるようにするものである。

図 総合システムにおける登録等の概念図



ウ 総合システムの構築等に係る経費

総合システムの構築に係る経費は、25年度の総合システム構築のための仕様書案作成に係る経費(6300万円)及び26年度(25年度補正予算を26年度へ繰越)の総合システム構築作業に係る経費(2億2713万余円)の計2億9013万余円、27、28両年度の運用に係る経費は、機器等賃貸借及び運用・保守に係る経費(各年度4094万余円)の計8188万余円となっており、構築及び運用に係る経費を合わせた額は、25年度から28年度までの合計で3億7202万余円となっている(表1参照)。

表1 総合システムの構築等に係る経費 (単位：万円)

業務内容		年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	各業務計(25年度から28年度までの合計額)
構築	構築仕様書案等作成		6300				2億9013
	構築に係る工程管理			4168			
	構築作業			1億8544			
運用	機器等賃貸借及び運用・保守				4094	4094	8188
各年度計			6300	2億2713	4094	4094	
25年度から28年度までの合計額							3億7202

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、総合システムはその構築の目的を達成しているかなどに着眼して、貴府、20都府県及び同都府県管内の173市区町において会計^(注1)実地検査を行った。

検査に当たっては、貴府が25年度から29年6月末までの間に実施した総合システムの構築及び運用に関する関係書類の提出を受けるとともに、関係者から説明等を聴取するなどして検査した。

(注1) 20都府県 東京都、京都府、秋田、栃木、埼玉、千葉、石川、長野、愛知、三重、滋賀、奈良、島根、広島、山口、愛媛、高知、福岡、宮崎、沖縄各県

(検査の結果)

(1) 総合システムへの情報の登録の状況等

ア 総合システムへの情報の登録状況

前記のとおり、貴府は、総合システムの構築に当たり、市町村に対して、市町村システムに記録されている情報を記録媒体等に出力して総合システムに取り込むことができるように総合システムのデータの形式等を示していた。

しかし、表2のとおり、新制度の実施に当たり行われた市町村システムの改修により、市町村システムの情報を出力して総合システムに取り込むことができるようになった市区町(以下「取込みが可能な市区町」という。)は、貴府が初期登録を行った認可・業務管理体制データ管理システムを除く三つのサブシステム(以下「3サブシステム」という。)ごと(給付費管理システムについては更に申請・報告ごと。以下同じ。)にみると、90市区町から141市区町(173市区町に対する割合52.0%~81.5%)にとどまっていた。また、取込みが可能な市区町のうち、登録情報の全てについて最新の情報を登録しているとしていたのは、16市区町から41市区町(取込みが可能な市区町に対する割合17.7%~33.0%)と低調となっていた。

表2 取込みが可能な市区町の情報の登録状況

市区町の状況 サブシステム (申請・報告)		取込みが可能な市区町	左のうち登録情報の全てについて最新の情報を登録している市区町 (取込みが可能な市区町に対する割合)
給付費管理システム	所要額調書	103 (59.5%)	34 (33.0%)
	事業実績	122 (70.5%)	30 (24.5%)
	給付実績	125 (72.2%)	25 (20.0%)
支給認定管理システム		141 (81.5%)	41 (29.0%)
施設等管理システム		90 (52.0%)	16 (17.7%)

そこで、検査の対象とした全173市区町について、29年6月末現在における総合システムへの情報の登録状況を前記の給付費管理システム、支給認定管理システム及び施設等管理システムごとにみたところ、表3のとおり、登録情報の全てについて最新の情報を登録しているとしていたのは、それぞれ29市区町から57市区町(173市区町に対する割合16.7%~32.9%)、45市区町(同26.0%)、23市区町(同13.2%)にとどまっております、それぞれ38市区町から51市区町(同21.9%~29.4%)、35市区町(同20.2%)、15市区町(同8.6%)は、全く情報を登録していないとしていた。

表3 総合システムへの情報の登録状況

サブシステム (申請・報告)		登録状況			
		登録情報の全てについて最新の情報を登録している市区町	登録情報の全てについて登録しているが最新の情報に更新できていない市区町	一部の情報を登録している市区町	全く情報を登録していない市区町
給付費管理システム	交付申請	57 (32.9%)	28 (16.1%)	50 (28.9%)	38 (21.9%)
	所要額調書	50 (28.9%)	28 (16.1%)	52 (30.0%)	43 (24.8%)
	変更交付申請	55 (31.7%)	23 (13.2%)	47 (27.1%)	48 (27.7%)
	事業実績	37 (21.3%)	30 (17.3%)	66 (38.1%)	40 (23.1%)
	給付実績	29 (16.7%)	34 (19.6%)	59 (34.1%)	51 (29.4%)
支給認定管理システム		45 (26.0%)	38 (21.9%)	55 (31.7%)	35 (20.2%)
施設等管理システム		23 (13.2%)	61 (35.2%)	74 (42.7%)	15 (8.6%)

このように、3サブシステムに登録情報の全てを登録している市区町は一部に限られており、貴府において登録された情報を分析するなどして新制度の更なる充実等に活用することなどは困難な状況となっていた。

イ 総合システムへの情報の登録等が進まない要因

総合システムへの情報の登録等が進まない要因について、3サブシステムの別に、173市区町のうち登録情報の全てについて最新の情報を登録している市区町を除いた市区町(以下「登録が未完了の市区町」という。)に登録していない理由を確認するなどして検査したところ、次のとおりとなっていた(市区町の挙げた理由については複数回答となっているものがある。以下同じ。)

(ア) 給付費管理システム

給付費管理システムは、交付申請等に関する事務を当該システムを通じて行うことにより効率化することなどを目的として構築されたものである。

しかし、貴府は、他の補助金で、交付申請、交付決定等の手続を電子システムのみで行っている例がみられなかったことなどから、給付費国庫負担金についても交付申請、交付決定等の手続を給付費管理システムのみで行う取扱いとはしていなかった。そして、検査した20都府県のうち19都府県において、紙媒体や表計算ソフトによる電子データにより交付申請書等の提出を受けて審査等が行われており、給付費管理システムを活用した審査等を行われていなかった。また、給付費管理システムから出力される情報について確認したところ、表計算ソフトに対応していないPDF形式の電子データであり、当該データは集計作業が行えないものとなっていた。

(注2) PDF形式 電子文書のためのファイル形式で、電子文書作成時と異なる環境においても元の文書のイメージのままに表示、印刷等できるもの

そこで、交付申請等の情報について、申請・報告の別に、登録が未完了の116市区町から144市区町(173市区町に対する割合67.0%~83.2%)に、登録していない理由を確認したところ、38市区町から46市区町(登録が未完了の市区町に対する割合

31.9%～38.1%)は、国又は都道府県から、給付費管理システムへの登録情報と同様の情報を、別途、紙媒体や表計算ソフトによる電子データで提出するよう求められていることなどによろとしていた。また、管内の市町村に対して表計算ソフトによる電子データ等の提出を依頼している16都府県にその理由について確認したところ、6県では、給付費管理システムから出力される情報は表計算ソフトに対応していないPDF形式の電子データであり、当該データでは都道府県における集計作業が行えないことによろとしていた。

そして、検査の対象とした全173市区町に対して、給付費管理システムの運用開始による業務の効率化の状況について確認したところ、業務の効率化が図られたとしている市区町は4市(173市区町に対する割合2.3%)のみとなっていた。

このように、給付費管理システムは、入力、出力方式等が市区町等における業務の実態等を踏まえたものとなっておらず、給付費管理システムの構築により市町村や都道府県から国への交付申請等に関する事務を効率的に行えるようにすることを通じて、市町村職員が一層効果的に子育て支援業務を行うことができるようにするという目的は十分に達成されていない状況となっていると認められる。

(イ) 支給認定管理システム

支給認定の状況に関する情報について、登録が未完了の128市区町(173市区町に対する割合73.9%)に登録していない理由を確認したところ、43市区町(登録が未完了の市区町に対する割合33.5%)は、法令等により支給認定に関する状況を市町村から国及び都道府県に報告することとはなっておらず、支給認定管理システムに情報を登録する必要性を感じないことによろとしていた。このことから、市区町においては、総合システムの構築の趣旨が必ずしも十分に理解されていないと認められる。

(ウ) 施設等管理システム

貴府は、前記のとおり、総合システムの構築に当たり、登録情報は市町村の通常の業務で使用される情報であり、総合システムへの登録に当たり市町村に特段の負担を生じさせるものではないとしている。

しかし、確認施設に関する情報について、登録が未完了の150市区町(173市区町に対する割合86.7%)に登録していない理由を確認したところ、52市区町(登録が未完了の市区町に対する割合34.6%)は、登録情報の中には、給付費の算定のために収集している情報等、通常の業務で使用している情報もあるが、各施設における過去3年間の退職職員数、研修の実施状況等、市町村が通常の業務では使用しないため、確認施設から別途聞き取らなければ把握することができない情報もあることから、そのような情報を登録するためには新たな情報収集を行う必要があることによろとしていた。

このように、施設等管理システムの登録情報の中には、市区町において通常の業務で使用されている情報ではないものがあり、総合システムの構築の際の想定とは異なる状況となっていると認められる。

(2) 総合システムに登録された情報の公表等の状況等

総合システムに登録された新制度の実施状況に関する情報の分析、公表等の状況について、3サブシステムごとに確認したところ、次のとおりとなっていた。

ア 給付費管理システム及び支給認定管理システム

29年6月末時点において、貴府による総合システムに登録された情報の分析、活用及び公表は全く行われていなかった。

この点に関して、貴府は、総合システムの構築時点から現在に至るまで、給付費管理システム及び支給認定管理システムに登録された情報をどのように分析して活用したり、公表したりするかについての具体的な検討を十分に行っていないとしている。

イ 施設等管理システム

検査の対象とした20都府県において、29年6月末時点での法第58条に規定する確認施設に関する情報の公表に当たり登録された情報を活用しているかについてみたところ、一部の確認施設又は一部の情報の公表に当たり登録された情報を活用しているとしたのは10県にとどまっており、管内全市町村の全確認施設を対象に登録された情報を活用している都府県はなかった。

また、貴府が都道府県に対して施設等管理システムから出力された電子データを活用して保護者に対して公表する参考例として示している表データの様式等(以下「公表用シート」という。)は保護者の教育・保育施設等の選択に資すると考えられるかについて20都府県及び173市区町に確認したところ、17都府県及び125市区町(173市区町に対する割合72.2%)は、保護者が確認施設を選択するに当たって必要となる項目以上に詳細な項目を羅列しているなどして閲覧しづらく、保護者の確認施設の選択に資するものとは考えられないとしていた。

そして、確認施設の情報の公表に当たり、登録された情報を活用しているとしていた前記の10県において当該情報をどのように公表しているかについて確認したところ、6県では、公表用シートが保護者にとって閲覧しづらいものとなっていることなどから、施設等管理システムから出力された電子データを保護者の利便性を考慮して県独自で加工した上でホームページ等で公表しているとしていた。

このように、施設等管理システムに登録された情報を活用した情報の公表は十分に行われておらず、また、施設等管理システムから出力される電子データ等は、保護者の確認施設の選択に資するものとはなっていないと認められる。

(3) 貴府における総合システム構築の際の検討状況及び運用後の状況を踏まえた対応状況

ア 総合システムの構築の際の検討状況

貴府における総合システム構築の際の検討状況についてみたところ、貴府は、総合システム構築のための仕様書(以下「仕様書」という。)を作成するに当たり、関係者として1県2市1区1町村組合等を招へいして、検討会を25年6月から26年3月までの間に計4回開催していた。

しかし、25年4月の子ども・子育て会議での新制度の具体的な内容の検討の開始と検討会による仕様書の検討開始は同時期であり、また、26年3月の検討会の最終回の時点においても新制度の下での市町村等における業務の具体的な実施方法は決定されていなかった。また、検討会では、総合システムに登録された新制度の実施に関する情報をどのように分析し、活用し、公表するか、そのために収集する必要がある情報は何かといった点についての具体的な議論は行われていなかった。

そして、貴府において、総合システムの構築の際に、総合システムの構築の目的を達成するために必要な登録情報等についてどのように検討したのか確認したところ、市町村が通常の業務で使用する情報はどのような項目であるかなどについて十分に把握した上で検討は行っていないとしていた。

このように、仕様書は、新制度の下での市町村等における業務の具体的な実施方法が決定されていない段階で作成されており、また、総合システムによりどのような情報を収集することが必要なのか、登録情報が市町村等の通常の業務で使用する情報の範囲内になっているかといった点についての検討が十分でないまま作成されていたと認められる。

イ 総合システムの運用状況を踏まえた対応の状況

貴府は、28年6月から11月までの間に4都県及び5市に聞き取り調査を行ったりするなどした結果により、総合システムへの情報の登録が進んでいない背景には、市町村において通常の業務に日々追われていることなどがあると認識していた。一方、総合システムの仕様には問題はなく、市町村の登録作業が進捗すれば総合システムの運用は順調に進んでいくと判断していた。このため、都道府県及び市町村の状況について上記以外の調査は行われておらず、総合システムの運用の見直しについては検討されていなかった。

しかし、前記(1)イのとおり、総合システムへの情報の登録が進まない要因は、総合システムへの登録情報と同様の情報を、別途、表計算ソフトによる電子データ等で提出を求められたり、登録情報に市町村が通常の業務では使用しない情報が含まれていたりしていることなどによるものとなっていた。

このように、貴府は、市町村等の総合システムの運用状況の実態や登録が進まない根本的な原因等について十分に把握していなかったと認められる。

（改善を必要とする事態）

総合システムを構築することにより、新制度の実施に関する各種の情報を収集するなどして、新制度の更なる充実等に活用したり、これらの情報の公表により国民に対する説明責任を果たしたり、保護者に対して利用する確認施設の選択に資する最新の情報をいち早く提供できるようにしたり、市町村等における交付申請等に関する事務を支援し、効率的に行えるようにしたりすることなどとしていたのに、国、都府県及び市区町においてこのような構築の目的が十分に達成されていない状況となっている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、貴府において、次のことなどによると認められる。

ア 総合システムの構築及び運用に当たり、総合システムに収集する情報をどのように分析し、活用し、公表するかについて適時適切に検討していないとともに、検討結果を踏まえた必要な登録情報等についての具体的な検討を行っていないこと

イ 総合システムの構築に当たり、市町村が通常の業務で使用し又は保有する情報の内容等の実態、交付申請等の手続の実施状況等を十分に把握していないこと。また、総合システ

ムの運用開始後の情報の登録状況等の把握、登録が進まない要因分析等を十分に行っていないこと

3 本院が表示する意見

貴府は、前記のとおり、子育てをめぐる課題を解決するために創設された新制度の実施に当たり、総合システムを構築して各種の情報を収集し、新制度の更なる充実等に活用するとともに、情報の公表により国民に対する説明責任を果たすなどとしている。

しかし、総合システムの運用状況は、その目的を十分に達成していないものとなっている。

については、貴府において、今後の総合システムの運用に当たり、総合システムの構築の目的が十分に達成されるように、次のとおり意見を表示する。

ア 総合システムに収集する情報により、新制度の更なる充実等の検討に向けた分析等をどのように行うか、国民に対する説明責任等を果たすためにどのような公表を行うか、それらのために必要な登録情報をどのような範囲のものとするかなどという点について具体的に検討すること

イ アを踏まえて、市町村等における業務の実態等や総合システムの運用状況を的確に把握したり、登録が進まない要因を分析したりするなどして、市町村等における交付申請等に関する業務の効率化や一層効果的な子育て支援等の実施が図られるよう、また、都道府県における確認施設に関する情報の公表が保護者の確認施設の選択に資するものとなるよう、登録情報の範囲、総合システムへの入力、出力方式等、総合システムの運用等について見直しなどを行うこと

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)による間接交付金事業の実施状況を踏まえて、交付の対象となる事業にソフト事業が含まれている必要があるとした趣旨を明確にして周知することなどにより、同種の交付金の交付による事業を実施する際に、間接交付金事業が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)内閣本府 (項)地域活性化・地域住民生活等緊急支援推進費
部 局 等	内閣府本府
交付の根拠	予算補助
地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)の概要	都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略等の円滑な策定とこれに関する優良施策の実施を支援することを目的として、地方公共団体が作成した実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるために、国が交付するもの
検査の対象とした地方公共団体、事業数及び先行型交付金交付額	18 県及び 280 市町村 3,738 事業 465 億 4334 万余円 (平成 27 年度)

ソフト事業を含 まない事業に先 行型交付金を充 当していた地方 公共団体、事業 数及び先行型交 付金交付額(1)	4 県及び 2 市	8 事業	11 億 3393 万円 (平成 27 年度)
間接交付金の交 付が完了してい ないのに実績報 告書を提出して いた地方公共団 体、事業数及び 交付が完了して いなかった先行 型交付金交付額 (2)	3 県及び 5 市	19 事業	9 億 1055 万円 (平成 27 年度)
(1)及び(2)の純計			13 億 3918 万円

1 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)の概要等

(1) 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)の概要

国は、経済のぜい弱な部分に的を絞り、かつスピード感をもって対応を行うことで、経済の好循環を確かなものとするなどを目指し、「しごとづくり」など地方が直面する構造的な課題への実効ある取組を通じて地方の活性化を促すことなどを重点として取りまとめられた「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成 26 年 12 月閣議決定)に対応した事業を実施するために、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に必要な経費 4200 億円を平成 26 年度一般会計補正予算に計上している。そして、内閣府は、上記 4200 億円のうち 1700 億円を使用して、まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成 26 年 12 月閣議決定)で示された地方の創生に向けて講ずべき施策を先行的に実施するために、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)(以下「先行型交付金」という。)を交付している。

先行型交付金は、内閣府が定めた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)制度要綱(平成 27 年府地創第 21 号。以下「制度要綱」という。)、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)交付要綱(平成 27 年府地創第 48 号。以下「交付要綱」という。)等によれば、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の円滑な策定とこれに関する優良施策の実施を支援することを目的として、地方公共団体が作成した「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)実施計画」(以下「実施計画」という。)に基づく事業に要する費用について、地方公共団体が負担する経費の全部又は一部を国が交付するものとされている。

そして、交付要綱等によれば、先行型交付金の交付対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)については、実施計画に基づき実施される地方単独事業であることなどとされている。また、前記の閣議決定された総合戦略において、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するために国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状況を目指すとしていることから、内閣府は、観光振興、研究開発等のいわゆるソフト事業によりノウハウや知見を蓄積することが中長期的に地方創生に資することになるとして、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)について」(平成 27 年 2 月事務連絡。以下

「事務連絡」という。)等により、建設地方債対象事業には交付金を充当しないこと、ソフト事業と合わせて実施することなどの条件を満たした施設整備事業は対象とすることなどと、施設整備事業等のハード事業を交付対象事業とする際の取扱いを定めていて、ソフト事業が含まれている必要があるとしている。

内閣府は、地方公共団体から交付金を充当する経費の内容等が記載された実施計画の提出を受け、これを審査し、審査の結果を踏まえて実施計画における交付対象経費の額に基づく地方公共団体への配分計画を策定しており、この配分計画に基づき、交付対象事業を実施する1,786地方公共団体(47都道府県、1,718市町村及び21特別区)に先行型交付金計1636億7229万余円(27年度末現在)を交付している。

また、交付要綱等において、地方公共団体は、交付金事業が完了したときは、交付金事業の成果を記載した実績報告書を、都道府県は直接、市町村(特別区を含む。)は都道府県を經由して内閣府に提出することとなっている。そして、当該実績報告書の提出を受けた内閣府等は、実績報告書等の審査を行うなどして、交付すべき先行型交付金の額を確定することとなっている。

(2) 間接交付金事業の交付手続に係る規定

交付要綱によれば、地方公共団体は、交付金事業を行う一部事務組合、広域連合及びその他事業者(以下「間接交付金事業者」という。)に先行型交付金を財源とする補助金等(以下「間接交付金」という。)を交付する場合(以下、このように実施する事業を「間接交付金事業」という。)、地方公共団体に実績報告書を提出する期限等の条件を付して間接交付金を交付することとされている。このため、通常、地方公共団体は間接交付金事業者の間接交付金を交付するための補助要綱を定めている。

また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等によれば、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の実績を報告しなければならないこととされている。そして、「[実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について]の照会について」(昭和30年大蔵省主計局法規課長通知。以下「昭和30年通知」という。)によれば、補助事業等の内容が、間接補助事業者等に対して間接補助金等を交付する事業の場合は、単に間接補助事業等が完了し補助事業者等の支出義務額が確定したとしても、間接補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したとはいえないとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、間接交付金事業は法令や制度要綱等に基づき適正に実施されているかなどに着眼して、27年度に^(注1)18県及び280市町村において実施された先行型交付金事業3,738事業(事業費計566億7989万余円、先行型交付金交付額計465億4334万余円)を対象として、内閣府本府、18県及び280市町村において、実施計画、実績報告書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 18県 青森、宮城、秋田、山形、群馬、新潟、山梨、静岡、三重、滋賀、岡山、山口、愛媛、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、5県及び7市が^(注2)間接交付金事業者の間接交付金を交付して事業を実施し

た交付金事業 23 事業（先行型交付金計 13 億 3918 万余円）について、次のような事態が見受けられた。

（注 2） 5 県及び 7 市 宮城、新潟、三重、愛媛、高知各県、塩竈、新潟、佐渡、伊賀、宇和島、西予、室戸各市

(1) ソフト事業を含まない事業に対して先行型交付金を充当するものとなっていた事態

前記のとおり、内閣府は、ソフト事業によりノウハウや知見を蓄積することが中長期的に地方創生に資することになるとして、交付対象事業にはソフト事業が含まれている必要があるとしており、交付対象事業となるソフト事業は、この趣旨に沿ったものである必要があった。

一方、4 県及び^(注 3)2 市は、間接交付金の交付を受けて実施する事業の内容がソフト事業に当たるか否かの検討を十分に行わず、間接交付金を交付することはハード事業には当たらずソフト事業に当たると判断していた。

（注 3） 4 県及び 2 市 宮城、新潟、三重、高知各県、新潟、室戸両市

しかし、これらの間接交付金の交付を受けて実施された事業の内容をみると、ハード事業であってソフト事業でないものが見受けられ、これらの間接交付金の交付を受けて実施された事業を含む交付金事業計 8 事業（事業費計 13 億 2942 万余円、先行型交付金交付額計 11 億 3393 万余円）は、ソフト事業を含まない事業に対して先行型交付金を充当するものとなっていた。

そして、内閣府は、これらの交付金事業に係る実施計画の審査に当たり、実施計画に記載された交付対象事業にソフト事業が含まれていないことを十分に審査できておらず、これらの交付金事業を含めて配分計画を策定していた。

(2) 間接交付金の交付が完了していないのに実績報告書が提出されていた事態

3 県及び^(注 4)5 市は、交付金事業 19 事業（事業費計 13 億 8427 万余円、先行型交付金交付額計 13 億 0457 万余円）について、単に間接交付金事業が完了して間接交付金事業者の支出義務額が確定しただけであって間接交付金計 9 億 1055 万余円の交付が完了していないのに、交付金事業が完了したとして、内閣府等へ実績報告書を提出していた。そして、実績報告書の提出から間接交付金の交付の完了までの期間は、最大 2 か月程度となっていた。

（注 4） 3 県及び 5 市 宮城、新潟、愛媛各県、塩竈、佐渡、伊賀、宇和島、西予各市

上記の 19 事業について、間接交付金の交付が完了していないのに実績報告書が提出されていた理由を確認したところ、内閣府等において、実績報告書等の審査を行う際に間接交付金の交付が完了していることの確認を十分に行っていなかったこと、また、3 県及び 5 市において、昭和 30 年通知を踏まえずに間接交付金事業者へ間接交付金を交付するための補助要綱を定めていたことによるものであった。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

宮城県は、平成 27 年度に、内閣府から地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の交付を受けて、農業法人等に対して設備等の整備を助成し、地域の活性化に向けた中核となる拠点を整備するために、「みやぎの農業地域活性化拠点整備モデル事業」を事業費 193,950,932 円（交付対象事業費同額）で実施している。同事業において実施した地域拠点モデル組織整備事業は、16 農業法人等に対して冷蔵保管施設等を整備するための補助金を交付するも

のであり、同県は、同府に28年3月に交付金事業が全て完了したとして実績報告書を提出して交付金193,950,932円の交付を受けていた。

しかし、同県が本件補助金について定めた補助要綱には、年度末までに同補助金の交付を完了させなければならないことについて明確に定められておらず、このため、同県が11農業法人等に対して補助金計136,089,000円を交付したのは、28年4月14日から5月26日までの間となっていた。

前記のように、間接交付金の交付が完了していないのに実績報告書が提出され、これに基づき先行型交付金の交付を受けている事態は、昭和30年通知の趣旨に反する取扱いとなっている。そして、このような取扱いをした場合、間接交付金が交付されないまま先行型交付金が地方公共団体に滞留したり、先行型交付金の交付後に交付金事業の内容が変化して先行型交付金の減額を必要とする事態が生じても、既に実績報告がなされていることからこれに速やかに対応できなくなり、返納されるべき先行型交付金の効率的な使用が妨げられるおそれがあったりすると認められた。

このように、間接交付金事業の実施に当たり、ソフト事業を含まない交付金事業に先行型交付金を充当するものとなっていた事態及び間接交付金の交付が完了していないのに実績報告書が提出されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、次のようなことなどによると認められた。

- ア 4県及び2市において、先行型交付金の制度についての理解が十分でなかったことにもよるが、内閣府において、先行型交付金の交付対象事業にソフト事業が含まれている必要があるとした趣旨を周知していなかったこと及び交付金事業に係る実施計画の審査を十分に行っていなかったこと
- イ 3県及び5市において、昭和30年通知に関する理解が十分でないなど、交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと
- ウ 内閣府等において、間接交付金事業の実績報告書等の審査が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、内閣府は、先行型交付金と同種の交付金である地方創生推進交付金による事業及び今後、同種の交付金の交付による事業を実施する際に、同様の事態が生ずることのないよう、29年10月に地方公共団体に事務連絡を発するなどして次のような処置を講じた。

- ア 地方創生推進交付金の交付対象となる事業にソフト事業が含まれている必要があるとした趣旨を明確にして周知するとともに、同交付金の実施計画の審査を十分に行えるようマニュアルを作成するなどして審査体制を整備した。
- イ 地方公共団体に対して、地方創生推進交付金において昭和30年通知が適用されることなどを周知するとともに、同交付金を財源とする補助金等を交付する事業の交付対象とする場合は、同交付金の実績報告書等の審査において、当該補助金等の交付が完了していることを確実に確認することとした。
- ウ 今後、同種の交付金の交付による事業を実施する際には、上記のア及びイと同様の処置を講ずるよう、関係部局に対して周知した。

平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 地域子育て支援拠点事業に係る国庫補助金の算定について

(平成 27 年度決算検査報告 65、256 ページ参照)

(301 ページの厚生労働省の項に掲記)

(2) 内閣官房及び内閣府本府における物品の管理等について

(平成 27 年度決算検査報告 60、66 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

内閣官房及び内閣府本府では、組織の新設・統廃合が多くなっており、それに伴い、執務室の移転等が行われている。また、内閣府本府が行う災害からの国民の保護に関する業務においては、内閣府本府が直接管理する建物以外の地方公共団体の庁舎等の建物等に同業務に必要な物品が多数設置されるようになってきている。物品管理法(昭和 31 年法律第 113 号)等によれば、物品管理官は物品管理簿を、また、物品供用官は物品供用簿(以下、物品管理簿と合わせて「物品管理簿等」という。)をそれぞれ備えて、物品の増減等の異動数量、現在高等を記録することとされており、財務大臣が指定する取得価格が 50 万円以上の機械、器具等(以下「重要物品」という。)については、物品管理簿に、その価格も記録しなければならないこととされている。さらに、各省各庁の長は、毎会計年度末の物品管理簿の記録内容に基づいて、物品増減及び現在額報告書を作成することとされている。しかし、内閣官房及び内閣府本府において、物品管理簿等に記録されている重要物品の現物が確認できなかったり、取得した重要物品が物品管理簿等に記録されていなかったりするなど、物品の管理が適正を欠いていて、物品管理簿等及び物品増減及び現在額報告書が重要物品の現況を反映した正確なものとなっていないなどの事態が見受けられた。

したがって、内閣総理大臣に対して平成 28 年 10 月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア 内閣官房及び内閣府本府において、本件事態について、現況や亡失の状況を調査把握して、直ちに物品管理簿等の修正等所要の手段をとり、現物が確認できない原因が亡失である場合には、直ちに内閣総理大臣に物品の亡失報告を行うとともに、財務大臣及び本院に通知をすること(会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 内閣官房において、物品の管理が適切に行われ、物品の管理についての検査(以下「物品検査」という。)が適切に行われるよう、物品の設置、使用等を担当する職員(以下「業務担当職員」という。)と物品供用官との間の連絡体制を整備すること(同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

ウ 内閣府本府において、自らが直接管理する建物以外に設置されている物品等の管理が適切に行われ、物品検査が適切に行われるよう、業務担当職員と物品供用官との間の連絡体制を整備すること、また、組織の新設・統廃合及びそれに伴う執務室の移転の際、物品検査を行うよう事務手続を定めること(同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

エ 内閣官房及び内閣府本府において、職員に対して、物品の管理等に関する研修を定期的に行うなどして、物品を適正に管理することなどの重要性についての周知徹底を図ること(同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、内閣官房及び内閣府本府において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、内閣官房及び内閣府本府は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 内閣官房及び内閣府本府は、本件事態について、29年1月までに、現況や亡失の状況を調査把握して、物品管理簿等の記録の修正等所要の手続きをとり、また、重要物品2個の亡失があった内閣官房は、内閣総理大臣に当該物品の亡失報告を行うとともに、物品亡失通知書を財務大臣及び本院に提出した。

イ 内閣官房は、29年1月に物品の管理に関するマニュアルを改訂して、物品供用官が物品の管理に必要な物品の設置場所、不要となる物品の有無等の情報を業務担当職員から取得した上で、これらの情報を物品供用簿や物品請求書に記録するなどの手続きを定めて、業務担当職員と物品供用官との間の連絡体制を整備した。

ウ 内閣府本府は、29年1月に物品の管理に関するマニュアルを改訂して、イと同様の手続きを定めて業務担当職員と物品供用官との間の連絡体制を整備するとともに、自らが直接管理する建物以外に設置されている物品等のうち防災通信設備・機器については、29年4月に業務担当職員のうち1名を分任物品管理官として指定して、物品供用官が行う事務を含む物品の管理に関する事務を直接行わせることとした。また、上記マニュアルの改訂において、組織の新設・統廃合及びそれに伴う執務室の移転の際に物品検査を行うよう事務手続きを定めた。

エ 内閣官房及び内閣府本府は、職員に対して、29年2月及び同年5月に物品の管理等に関する研修等を行い、物品を適正に管理することなどの重要性について周知徹底を図るとともに、今後も定期的に物品の管理等に関する研修を行うこととした。

(警 察 庁)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

都道府県警察に配分した DNA 型鑑定に用いる分注機及び一括定量装置について、鑑定に全く使用されていなかった両装置の有効な活用を図るとともに、両装置の使用状況等を定期的に報告させるなどして、使用が低調な場合にその原因を把握して改善の方策を検討する態勢を整えるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)警察庁 (項)刑事警察費		
部 局 等	警察庁、7 県警察		
分注機及び一括定量装置の概要	被疑者等の口くう内から採取した資料に対する DNA 型鑑定に用いる装置で、最大で 96 資料を一括して処理する機能を有するもの		
26 都道府県警察に配分した分注機及び一括定量装置の台数及び取得価格相当額	分注機	27 台	2 億 3558 万余円(平成 21 年度)
	一括定量装置	27 台	1 億 4175 万円(平成 21 年度)
	計	54 台	3 億 7733 万余円
上記のうち鑑定に全く使用されていなかった分注機及び一括定量装置の台数及び取得価格相当額	分注機	7 台	6107 万円
	一括定量装置	7 台	3675 万円
	計	14 台	9782 万円

1 DNA 型鑑定に用いる分注機及び一括定量装置の配分等の概要

(1) DNA 型鑑定の概要

警察庁は、犯人を特定する捜査活動等に用いる目的で DNA 型鑑定(以下「鑑定」という。)を行っており、鑑定による個人識別を行うために用いる抽出装置、定量装置、増幅装置等(以下、これらを合わせて「鑑定装置」という。)を調達の上、国の物品として警察法(昭和 29 年法律第 162 号)等に基づき都道府県警察に無償で使用させている。そして、都道府県警察は、警察庁から配分を受けた鑑定装置を各都道府県警察に置かれた科学捜査研究所(以下「科捜研」という。)に配備し、科捜研では、警察署等から鑑定の嘱託を受けて鑑定装置を用いて鑑定を行っている。

鑑定を行う対象物には、犯行現場、その他の場所に犯人が遺留したと認められる資料(以下「遺留資料」という。)と、被疑者等の口くう内等から採取した資料(以下「被疑者等資料」という。)等があり、遺留資料から判明した DNA 型と被疑者等資料から判明した DNA 型との突合が行われるなどしている。また、鑑定の工程は、①抽出工程(抽出装置を用いて多様な資料から DNA を抽出して精製する工程)、②定量工程(定量装置を用いて抽出及び精製された DNA 量を計測して一定の DNA 量となるよう調整する工程)、③増幅工程(DNA を鑑定に足りる量まで増幅する工程)、④検出工程(電圧により DNA を泳動させて検出する工程)及び⑤解析工程(データ解析コンピュータを用いて検出された DNA 型を解析する工程)となっている。

そして、遺留資料については、一般的に多種多様な状態の資料が存在することから、鑑

定の各工程において、個々の資料ごとに抽出装置、定量装置等を用いて個別に処理を行う必要がある一方で、被疑者等資料のうち口くう内から採取した資料は一般的に均質であり、抽出工程及び定量工程において、多数の資料を一括して処理する機能を有する鑑定装置を用いて効率的に処理することが可能である。

(2) 分注機及び一括定量装置の配分

警察庁においては、従来、鑑定装置を調達し、47都道府県警察に配分してきていたが、全国の科捜研で行われた鑑定数は平成19年には7万件であったものが、20年には12万件に増加するなどしており、その後において見込まれた鑑定数の更なる増加に対応する必要がある状況となっていたことを踏まえて、21年度に、科捜研における被疑者等の口くう内から採取した資料に対する鑑定に要する業務の負担を軽減することにより、遺留資料等について更に充実した鑑定が行えるよう、抽出装置及び定量装置に加えて、抽出工程に用いる分注機及び定量工程に用いる一括定量装置を調達している。分注機及び一括定量装置は、両装置とも最大で96資料を一括して処理する機能を有する鑑定装置である。

そして、警察庁は、21年度に、埼玉県警察には分注機及び一括定量装置各2台を、埼玉県警察を除く46都道府県警察には両装置各1台をそれぞれ配分している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、各都道府県警察に配分された鑑定装置のうち分注機及び一括定量装置は適切に管理され有効に活用されているかなどについて着眼して検査した。

検査に当たっては、21年度に47都道府県警察に配分された分注機計48台(取得価格相当額計4億1882万余円)及び一括定量装置計48台(取得価格相当額計2億5200万円)、合計96台(取得価格相当額合計6億7082万余円)のうち、26都道府県警察に係る分注機計27台(取得価格相当額計2億3558万余円)及び一括定量装置計27台(取得価格相当額計1億4175万円)、合計54台(取得価格相当額合計3億7733万余円)を対象として、26都道府県警察において配分後の使用状況を確認するとともに、警察庁において当該使用状況の確認状況を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 26都道府県警察 警視庁、北海道警察、京都、大阪両府警察、宮城、茨城、群馬、埼玉、神奈川、富山、石川、福井、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、福岡、大分、鹿児島各県警察

(検査の結果)

検査したところ、7県警察に配分された分注機計7台(取得価格相当額計6107万余円)及び一括定量装置計7台(取得価格相当額計3675万円)、合計14台(取得価格相当額合計9782万余円)は、21年度の配分から会計実地検査時点(27年11月)までの間、鑑定に全く使用されていなかった。

(注2) 7県警察 富山、滋賀、鳥取、島根、岡山、山口、愛媛各県警察

そして、7県警察において分注機及び一括定量装置を鑑定に使用していなかった理由を確認するなどしたところ、鑑定数が少ないため両装置はいずれも使用の必要性に乏しく、抽出装置、定量装置等を用いて個別に処理を行っていたこと、分注機及び一括定量装置を管理するソフトウェアは、資料の取違い防止機能等の各種の機能を有するものとなっていて、使用

の際には事件名、氏名等の各種の情報を初めに入力する必要があり、これが煩雑であることなどによるものであった。

しかし、警察庁は、本院による会計実地検査が実施されるまで、都道府県警察における分注機及び一括定量装置の使用状況を把握しておらず、使用されていない両装置の活用に向けた対応を執っていなかった。

このように、7県警察において分注機及び一括定量装置が21年度の配分後、鑑定に全く使用されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、7県警察において、配分を受けた分注機及び一括定量装置の使用に向けた検討が十分でなかったことにもよるが、警察庁において、都道府県警察に配分後の鑑定装置の使用状況を把握しておらず、使用が低調である場合の積極的な活用の促進に向けた検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、警察庁は、分注機及び一括定量装置の有効な活用に向けて、次のような処置を講じた。

ア 28年12月に、各都道府県警察に対して、操作性を改善した新ソフトウェアの導入希望等に関する調査を行い、鑑定に全く使用されていなかった7県警察の分注機及び一括定量装置のうち5県警察の両装置^(注3)については、新ソフトウェアを導入した。さらに、29年7月に各都道府県警察に対して通達を^(注4)発して、新ソフトウェアを導入した両装置を積極的に活用するよう指示した。また、2県警察の両装置^(注4)については、鑑定数が少なく今後も使用の必要性に乏しいことなどから、29年7月以降順次、他県警察等に管理換を行うこととした。

イ 29年8月に、鑑定装置を活用するための管理要領を制定するなどして、各都道府県警察の科捜研に対して、鑑定装置の使用状況等について四半期ごとに所要の報告を行わせることなどにより、使用が低調である場合にその原因を把握して改善の方策を検討する態勢を整えた。

(注3) 5県警察 滋賀、島根、岡山、山口、愛媛各県警察

(注4) 2県警察 富山、鳥取両県警察

(金融 庁)

平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について

(平成 27 年度決算検査報告 80 ページ参照)

1 本院が表示した意見

金融庁は、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 143 号。以下「金融機能早期健全化法」という。)等に基づき、預金保険機構及び株式会社整理回収機構を通じて、金融機関が発行する優先株式等の引受け等の措置を実施している。そして、金融機能早期健全化法に基づく優先株式等の引受け等の業務(以下「早健法業務」という。)に係る経理は、預金保険機構において、その他の経理と区分し、金融機能早期健全化勘定を設けて整理しなければならないこととなっており、同勘定に係る資金は、早健法業務以外の用途には使用できないこととなっている。しかし、同勘定においては多額の利益剰余金が保有されていて、本院の試算によれば、今後の早健法業務の実施により同勘定で使用する可能性のある資金の額について一定の前提の下で発生し得る損失を最大限見込んだとしても、なお多額の早健法業務に使用する見込みがない資金(以下「余裕資金」という。)が生じていると認められる状況であり、また、同勘定が廃止されるまでには相当の期間が見込まれる状況となっているにもかかわらず、余裕資金について、同勘定が廃止されるまでの間は国庫に納付することができないなど、有効活用を図ることができないこととなっている事態が見受けられた。

したがって、金融庁において、預金保険機構と共に、金融機能早期健全化勘定における余裕資金の額を把握した上で、余裕資金の有効活用として、適時に国庫に納付したり、財政規律の確保を目的として各勘定を区分経理することとしている金融機能早期健全化法の趣旨に留意しつつ、預金保険機構の財務の健全性を維持するために活用したりするため、必要な制度を整備するなど抜本的な方策を検討するよう、内閣府特命担当大臣に対して平成 28 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、金融庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

金融庁は、預金保険機構の金融機能早期健全化勘定の利益剰余金について、他の勘定に欠損金や含み損等が発生していること、金融資本市場の状況、金融システムの安定化のために巨額の国民負担が確定しているというこれまでの経緯等を総合的に踏まえつつ、所要の検討を行っている。

第3 総 務 省

不 当 事 項

補 助 金

- (17) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (38)

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省	(項) 地方行政制度整備費 (項) 地域振興費 (項) 地域活性化・公共投資推進費 (項) 地域経済活性化・雇用創出推進費 (項) 電子政府・電子自治体推進費 (項) 情報通信技術高度利活用推進費 (項) 電波利用料財源電波監視等実施費
部 局 等	総務本省、8 都府県	
補助等の根拠	電波法(昭和 25 年法律第 131 号)、予算補助	
補助事業者等 (事業主体)	府 1、県 5、市 7、区 2、町 5、一部事務組合 1、会社 1、計 22 補助事業者等(府 1、県 5、市 6、区 2、町 4、一部事務組合 1、会社 3、計 22 事業主体)	
国庫補助金等	地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)、個人番号カード交付事業費補助金、無線システム普及支援事業費等補助金等	
上記の国庫補助金等交付額の合計	21,343,536,068 円	
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	1,666,518,001 円	

1 補助金等の概要

総務省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、36 都道府県、376 市区町村、9 一部事務組合、2 連携主体(複数の市町村で構成される事業主体)及び 45 会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、6 府県、12 市区町、1 一部事務組合、3 会社、計 22 事業主体が地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)、個人番号カード交付事業費補助金、無線システム普及支援事業費等補助金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付

されていたり、補助の対象とならなかつたりなどして、これらに係る国庫補助金 1,666,518,001 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 市町村合併推進体制整備費補助金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 16,360,661 円

市町村合併推進体制整備費補助金(以下「合併補助金」という。)は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)の下で行われた市町村の合併を円滑に推進することを目的として、市町村合併推進体制整備費補助金要綱(平成13年総務事務次官通知。平成18年一部改正。以下「補助要綱」という。)に基づき、当該合併により設置されるなどした市町村(以下「合併市町村」という。)が作成した「合併市町村の建設に関する基本的な計画」(以下「建設計画」という。)に基づいて実施される事業に要する経費に対して、その一部を国が補助するものである。

補助要綱によれば、合併補助金は、建設計画に基づく事業を実施する合併市町村に対して、当該建設計画の期間内に、予算の範囲内で交付するものとされている。また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)によれば、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは補助事業等の成果を記載した実績報告書を各省各庁の長に提出しなければならないこととされている。そして、総務省は、合併補助金の交付を受けて複数年度にわたる工事を実施する場合には、単年度ごとに実績報告書を提出する必要がある、上記補助事業等の成果は、各年度末の工事の出来高であるとしている。

本院が2市において会計実地検査を行ったところ、1市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(17) 総務本省	滋賀県大津市	平野市民センター改築	27	111,557	111,557	16,360	16,360	過大交付

この補助事業は、大津市(平成18年3月20日に大津市及び志賀町が合併)が、17年3月に作成した建設計画(計画期間17年度~27年度)に基づき、27年度に、平野市民センターの支所・公民館としての機能の充実等を図るために「平野市民センター移転新築工事」等4工事(以下「4工事」という。)を行ったものである。

同市は、4工事について、いずれも工期が27、28の2か年度にわたる契約を締結して行っており、本件補助事業の補助対象事業費を111,557,000円であるとして総務本省に実績報告書を提出し、同額の合併補助金の交付を受けていた。

しかし、上記の補助対象事業費は、同市が4工事の各契約相手方に対して27年度に支払った前払金の額の一部を計上したものであり、本件補助事業の成果である4工事の同年度末における出来高は計95,196,339円であった。

したがって、本件補助事業の適正な補助対象事業費は上記出来高の95,196,339円となることから、前記の補助対象事業費111,557,000円は16,360,661円過大となっており、同額の合併補助金が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において当該年度末の工事の出来高が本件補助事業の成果となることについての理解が十分でなかったこと、同省において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 地域経済循環創造事業交付金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 16,055,000円

地域経済循環創造事業交付金は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的として、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年総務省令第29号)等に基づき、都道府県又は市町村(以下「交付金事業者」という。)が、地域の金融機関等と連携して、地域活性化に資する事業の事業化に取り組む民間事業者等(以下「助成対象事業者」という。)に事業化段階で必要となる経費の助成を行う場合に、その経費に対して、原則として1事業当たり50,000,000円を限度として、国が交付するものである。総務省は、同交付金の事業年度に助成対象事業者が事業に係るものとして初期投資等に支出した額(以下「初期投資額」という。)を同交付金の交付対象事業費としている。そして、同交付金の交付申請に際して、助成対象事業者に、初期投資額から自己資金、金融機関からの融資額等(以下、これらを合わせて「融資額等」という。)を差し引いて交付申請額を算出させ、交付金事業者はこれを同省に提出する実施計画書に記載することとしている。また、同省は、同交付金の額の確定に際して、助成対象事業者から提出された書類等に基づき、交付金事業者が作成し提出する実績報告書の添付書類である事業報告書を用いて、上記の実施計画書に記載された計画額に対応した実績額を確認するなどして交付金の額を確定している。

本院が4県及び59市町村において会計実地検査を行ったところ、1市1町において、本件交付金事業の交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めるなどしていたため、交付金が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、助成対象事業者において同交付金の対象となる経費についての理解が十分でなかったこと、1市1町において助成対象事業者に対する指導が十分でなかったこと、総務本省において本件交付金事業に係る交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を助成対象事業者別に示すと次のとおりである。

部局等	交付金事業者	助成対象事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に對する 交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要
					千円	千円	千円	千円	
(18) 総務本省	新潟県中魚沼郡津南町	株式会社クリアウォーター津南	地域経済循環創造事業交付金 (津南町地域経済循環創造)	25	2,081,700	50,000	64,272	1,544	精算過大、補助の対象外

この交付金事業は、株式会社クリアウォーター津南が、津南町内の湧水を活用したペットボトル入りミネラルウォーターを製造するボトリング工場の建設等に要する経費について、津南町が助成したものである。

そして、同町は、同会社から提出された書類等を用いて、初期投資額として、同工場の建設等に要した経費2,081,700,000円、融資額等として2,031,700,000円を計上した同交付金の実績報告書等を作成して総務本省に提出し、総務本省はこれを確認するなどして交付金の額を50,000,000円と確定して、同額を同町に交付していた。

しかし、同会社は、上記の初期投資額について、実際の支払額を上回る概算金額により計上したり、同交付金の対象とならない借地料等の経費を含めたりなどしていた。

部局等	交付金事業者	助成対象事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対する 交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘要
					千円	千円	千円	千円	
したがって、適正な初期投資額は 2,017,427,482 円となることから、初期投資額の減少に応じて適正な交付金の交付額を算定すると 48,456,000 円となり、交付金 1,544,000 円が過大に交付されていた。									
(19)	総務本省	熊本県玉名市	株式会社五葉フーズ ^(注)	25	105,490	30,000	51,023	14,511	補助の対象外
									地域経済循環創造事業交付金 (五葉フーズによる玉名市産農産物地域経済循環創造)
(注) 平成 26 年 6 月 18 日以降は株式会社フンドーダイ五葉									
この交付金事業は、株式会社五葉フーズが、玉名市産の農産物等を高齢者向けソフト食材として加工することで新たな地域産物を創造するために製造機器の整備等に要する経費について、玉名市が助成したものである。									
そして、同市は、同会社から提出された書類等を用いて、初期投資額として、同製造機器の整備等に要した経費 105,490,023 円、融資額等として 75,490,023 円を計上した同交付金の実績報告書等を作成して総務本省に提出し、総務本省はこれを確認するなどして交付金の額を 30,000,000 円と確定して、同額を同市に交付していた。									
しかし、同会社は、上記の初期投資額について、同交付金の対象とならない交付金の事業年度終了後のリース料等の経費を含めていた。									
したがって、適正な初期投資額は 54,466,978 円となることから、初期投資額の減少に応じて適正な交付金の交付額を算定すると 15,489,000 円となり、交付金 14,511,000 円が過大に交付されていた。									
(18)	(19) の計				2,187,190	80,000	115,295	16,055	

(3) 地域活性化・公共投資臨時交付金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 2,985,208 円

地域活性化・公共投資臨時交付金(以下「公共交付金」という。)は、地域活性化・公共投資臨時交付金制度要綱(平成 22 年府地活第 4 号、総行応第 30 号等。以下「制度要綱」という。)等に基づき、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として、公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、地方公共団体が実施する事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費に対して、国が交付するものである。

公共交付金は、制度要綱等によれば、厚生労働省が別途交付する医療施設耐震化臨時特例交付金等により都道府県に造成された基金(以下「耐震化等基金」という。)を活用して実施する事業等に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費の財源に充てることができることとされている。そして、地方公共団体は、その負担する経費に相当する分を基金として区分して積み立てる場合には、この基金の積立てに公共交付金を充当することができることとされている。

本院が 4 府県及び 4 市町において会計実地検査を行ったところ、1 県において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に對する 交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要
(20) 総務本省	千葉県	地域活性化・公共投資臨時交付金 (社会福祉・医療施設整備等推進基金積立金)	21	千円 5,000,000	千円 5,000,000	千円 2,985	千円 2,985	過大交付

この交付金事業は、千葉県が、耐震化等基金を活用して、医療施設の耐震化整備事業等を実施する医療機関等に対する助成金等の交付事業(以下「助成事業」という。)を実施する際、助成事業に要する費用のうち、同県が負担する経費の財源に充てるために、その経費に相当する分を千葉県社会福祉・医療施設整備等推進基金(以下「推進基金」という。)に積み立てるに当たり、この積立てに公共交付金を充当したものである。

そして、同県は、推進基金への積立てに公共交付金 5,000,000,000 円を充当したとする実績報告書を平成 23 年 4 月に総務本省に提出して、同額で額の確定を受けていた。その後、同県は、助成事業の終了後である 28 年 2 月及び 3 月に、助成金の交付先である 3 医療機関から助成事業に係る返還金の支払を受けており、当該返還金等 2,985,208 円を推進基金に積み立てていた。

しかし、同県は、助成事業に係る返還金の支払を受けたことなどにより、助成事業に要する費用のうち同県が負担する経費が上記の確定を受けていた公共交付金の額を下回ることとなったのに、当該助成事業に係る返還金等 2,985,208 円を国に返還する手続を行っておらず、同額が同県に滞留していた。

したがって、適正な公共交付金の交付額は 4,997,014,792 円となることから、当初の交付額との差額 2,985,208 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において交付額の確定後に支払を受けた返還金等を国に返還する手続を適時適切に行う必要があることの認識が欠けていたこと、総務本省において同県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)が過大に交付されていたなどのもの 12 件 不当と認める国庫補助金 1,532,540,579 円

地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)は、地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)制度要綱(平成 25 年府地活第 125 号、総行応第 50 号等。以下「制度要綱」という。)、地域の元気臨時交付金交付要綱(平成 25 年総行応第 252 号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的として、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成 25 年 1 月閣議決定)の迅速かつ円滑な実施ができるよう、地方公共団体が作成した地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)実施計画(以下「実施計画」という。)に基づき実施する事業に要する費用のうち、実施計画を作成した地方公共団体が負担する経費に充てるために、国が交付するものである。

制度要綱によれば、交付金の交付対象事業は、既存の国の補助事業の対象とはならない地方単独事業においては、上記閣議決定の後に地方公共団体の平成 24 年度予算又は 25 年度予算に計上されたものなどとされている。交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭

和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)のほか交付要綱等に定めるところによるとされている。補助金適正化法等によれば、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは補助事業等の成果を記載した実績報告書を各省各庁の長に提出しなければならないこととされている。そして、総務省は、交付金事業の成果は交付金事業が工事に係るものにあつては当該工事の25年度末の工事の出来高であるとしている。

また、制度要綱によれば、交付金の交付対象は、地方単独事業については「建設地方債の発行対象経費であるもの」などとされている。そして、地方財政法(昭和23年法律第109号)によれば、同法第5条に掲げる公共施設又は公用施設の建設事業費の財源とする場合等においては、地方債をもってその財源とすることができることとされている。また、平成25年度地方債同意等基準運用要綱によれば、建設事業費の財源のほか、当該建設事業と一体として整備される備品であつて建設される施設等と一体不可分の機能を有するものの購入費であり、原則として一品当たりの取得価格が20万円以上であつて、かつ耐用年数が5年以上のものも、地方債をもってその財源とすることができることとされている。

本院が21府県及び322市町村において会計実地検査を行ったところ、5府県及び7市町において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に對する 交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(21)	総務本省	石川県		5,961,423	5,846,799	169,737	169,737	過大交付
		地域の元気 臨時交付金 (地域経済 活性化・雇 用創出臨時 交付金) 〈兼六園周 辺地区整備 事業費等〉	25					
(22)	同	京都府		1,526,571	353,139	118,593	118,593	同
		同 〈みやこ構 想関連整 備〉	25					
(23)	同	広島県		3,879,034	3,676,682	122,614	122,614	同
		同 〈(高)耐震 化対策整備 等〉	25					
(24)	同	愛媛県		2,902,125	2,342,019	211,479	211,479	同
		同 〈道路防災 ・減災対 策事業費 等〉	25					
(25)	宮城県	仙台市		712,584	712,584	653,144	653,144	同
		同 〈社会資本 整備総合交 付金〉	25					
(26)	同	柴田郡柴田町		318,345	133,542	43,694	43,694	同
		同 〈(仮)船迫 こどもセン ター新築〉	25					
(27)	秋田県	鹿角市		119,600	119,600	11,347	11,347	同
		同 〈庁舎空調 設備等改 修〉	25					
(28)	宮崎県	都城市		154,741	148,800	58,088	58,088	同
		同 〈志和池最 終処分場第 2期建設〉	25					
(21)-(28)の計				15,574,424	13,333,165	1,388,698	1,388,698	

これらの交付金事業は、8事業主体が、地方単独事業として、施設整備等の工事を実施したものである。8事業主体は、これらの交付金事業の交付対象事業費を計15,574,424,293円であるとして総務

部 局 等	交付金事業 者 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要		
				千円	千円	千円	千円			
								本省及び宮城、秋田、宮崎各県に実績報告書を提出し、総務省から計 13,333,165,500 円の交付金の交付を受けていた。そして、このうち 63 工事については、複数年度にわたる契約に基づく工事であり、交付対象事業費を計 2,045,193,283 円であるとして、同額の交付金の交付を受けていた。		
								しかし、上記の 63 工事に係る交付対象事業費は、8 事業主体が工事の各契約相手方に対して 25 年度に支払った前払金等の額の一部等を計上したものであり、これらの交付金事業の成果である工事の同年度末における出来高は計 656,494,541 円であった。		
								したがって、前記 63 工事の適正な交付対象事業費は上記出来高の計 656,494,541 円となることから、前記の交付対象事業費計 2,045,193,283 円は 1,388,698,742 円過大となっており、同額の交付金が過大に交付されていて、不当と認められる。		
								このような事態が生じていたのは、8 事業主体において交付金事業が完了したときに提出する実績報告書に記載すべき交付金事業の成果についての理解が十分でなかったこと、総務本省及び 3 県において交付金の額の確定の際の審査が十分でなかったことなどによると認められる。		
(29)	総務本省	三重県		地域の元気 臨時交付金 (地域経済 活性化・雇 用創出臨時 交付金) 〈新県立博 物館整備〉	25	1,147,488	1,047,999	32,459	32,459	補助の対象外
(30)	愛媛県	南宇和郡愛 南町		同 〈公用車購 入〉	25	7,421	5,388	3,641	2,613	同
(29)(30)の計						1,154,910	1,053,387	36,100	35,072	

これらの交付金事業は、2 事業主体が、地方単独事業として、建設事業と一体として整備される備品であって建設される施設等と一体不可分の機能を有するものの購入等を実施したものである。2 事業主体は、これらの交付金事業の交付対象事業費を計 1,154,910,536 円であるとして総務本省及び愛媛県に実績報告書を提出し、総務省から計 1,053,387,568 円の交付金の交付を受けていた。

しかし、当該備品のうち 3,924 点については、一品当たりの取得価格が 20 万円未満のもの又は耐用年数が 5 年未満のものであり地方債をもってその財源とすることができないことから、制度要綱で交付金の交付対象とされている「建設地方債の発行対象経費であるもの」に該当しないものであった。

したがって、上記の備品 3,924 点に係る交付対象事業費計 36,100,788 円は交付対象とは認められず、これに係る交付金計 35,072,220 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2 事業主体において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、総務本省及び同県において交付金の額の確定の際の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(31)	熊本県	玉名郡和水 町		地域の元気 臨時交付金 (地域経済 活性化・雇 用創出臨時 交付金) 〈菊水区域 学校敷地造 成〉	25	114,570	100,536	114,570	100,536	目的不達成
------	-----	------------	--	---------------------------------------------------------------------------	----	---------	---------	---------	---------	-------

この交付金事業は、玉名郡和水町が、地方単独事業として、実施計画に基づき菊水区域内の既存の

部 局 等	交付金事業 者 (事業主体)	交付金事業 年 度	交付対象 事業費	左に對す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要		
			千円	千円	千円	千円			
							小中学校を統合した併設校を新設するための用地(以下「併設校用地」という。)の造成を実施したものである。		
							しかし、併設校用地は、事業完了後約2年間にわたり、校舎用の敷地として一度も使用されていなかった。そして、同町は、28年10月に併設校の新設を中止することとしたことから、併設校用地は今後も校舎用の敷地として使用する見込みのない状況となっていた。		
							したがって、交付金事業により造成した併設校用地(交付対象事業費114,570,075円)は、補助の目的を達しておらず、これに係る交付金交付額100,536,000円が不当と認められる。		
							このような事態が生じていたのは、同町において、交付金事業により整備した用地を実施計画の目的に沿って使用することについての認識が欠けていたことなどによると認められる。		
(32)	群馬県太田市		地域の元気 臨時交付金 (地域経済 活性化・雇 用創出臨時 交付金) (道路新設 改良)	25	100,702	100,702	8,233	8,233	設計不適切

この交付金事業は、太田市が、地方単独事業として、既存の市道を拡幅するために、コンクリート矢板工、ガードレール設置工等を実施したものである。

上記工事のうち、コンクリート矢板工は、コンクリート矢板を土留め擁壁とするために、市道の法面に延長50.0m設置するものである。また、ガードレール設置工は、車両の転落を防止するために、コンクリート矢板に近接して、支柱を土中に埋め込む構造のガードレールを延長49.2m設置するものである。

同市は、コンクリート矢板工の設計に当たり、コンクリート矢板に作用する土圧等を算定し、構造計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、同市は、車両がガードレールに衝突する際の荷重(以下「衝突荷重」という。)がコンクリート矢板に与える影響を考慮していなかった。

そこで、実際の施工状況に基づいて、ガードレールの設計に適用される「車両用防護柵標準仕様・同解説」(社団法人日本道路協会編)により、衝突荷重に対するガードレールの支柱の支持力について支柱1本が関与する背面土質量(以下「背面土質量」という。)^(注1)を評価して、施工されたガードレールの支柱が衝突荷重に耐えることができるか確認したところ、ガードレールの支柱の背面土質量は、延長49.2mにおいて、ガードレールの支柱がコンクリート矢板に近接した位置に設置されていたことから、必要とされる背面土質量0.82tを大幅に下回る0.03tとなっていて、ガードレールの支柱は背面土質量による所要の支持力が得られていなかった。このため、延長49.2mのガードレールに車両が衝突した場合、コンクリート矢板には、前記コンクリート矢板工の設計で想定していなかった衝突荷重が作用することになることから、改めて衝突荷重を考慮して構造計算を行ったところ、コンクリート矢板に作用する曲げモーメントは73.71kN・mとなり、^(注2)コンクリート矢板のひび割れモーメント35.00kN・mを大幅に上回っていて、構造計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。^(注3)

したがって、延長50.0m区間のコンクリート矢板、ガードレール等(工事費相当額8,233,617円)は、ガードレールの設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額8,233,617円が不当と認められる。

部 局 等	交付金事業 者 (事業主体)	交付金事業 年 度	交付対象 事業費	左に對す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	

このような事態が生じていたのは、同市において、設置するガードレールが他の構造物へ与える影響についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

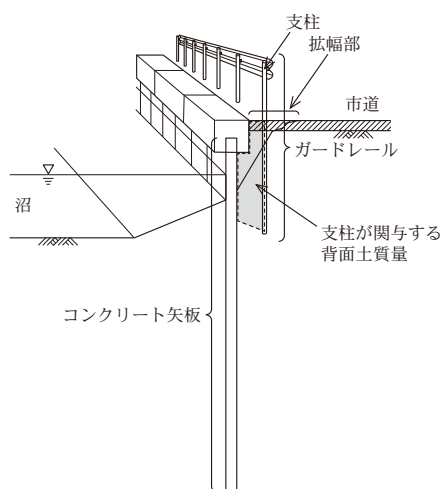
(注1) 支柱1本が関与する背面土質量 1本の支柱にかかった衝突荷重に対し、その反力として働く背面土の質量

(注2) 曲げモーメント 外力が部材に作用し、これを曲げようとする力の大きさをいう。

(注3) ひび割れモーメント 部材に幅0.2ミリを超えるひび割れが生じないモーメントの最大値

(参 考 図)

ガードレール、コンクリート矢板等の概念図



(21)-(32)の計 16,944,606 14,587,791 1,547,603 1,532,540

(5) 個人番号カード交付事業費補助金が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 6,034,000円

個人番号カード交付事業費補助金(以下「補助金」という。)は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)に定める通知カード及び個人番号カード(以下「マイナンバーカード」という。)の交付等を円滑に行うことにより、社会保障・税番号制度の導入を推進し、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ることを目的として、個人番号カード交付事業費補助金交付要綱(平成27年総行住第65号)等に基づき国が交付するものである。補助金は、通知カード及びマイナンバーカードに係る事務のうち、通知カード等の作成、発送等の事務を地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に行わせることとした市区町村が、同事務に要する費用に相当する金額を機構に交付金として交付する場合に、当該交付金等を補助対象経費として、総務省が当該市区町村に交付するものである(補助金の交付額の算定については、後掲99ページの「個人番号カード交付事業費補助金について、その交付額の算定に当たり、補助の対象とならない通知カードの再交付枚数を適切に把握することなどを周知することにより、補助対象経費が適切に算定されるよう改善させたもの」参照)。

(注1) 通知カード 氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカード。平成27年10月中旬以降、住民票を有する全ての住民に対して、個人番号を通知するために郵送された。

(注2) 個人番号カード 氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項(カード記録事項)が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により記録されたカード

本院が後掲99ページの検査の結果を踏まえて4都府県の26市区町において会計実地検査を行ったところ、3市区において、補助の対象とならない手数料相当額を補助対象経費に含めていたため、補助金が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3市区において補助対象経費についての理解が十分でなく、補助の対象とならない通知カードの再交付等の枚数の把握・確認が十分でなかったこと、東京都及び大阪府において本件補助事業の審査及び3市区に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京都大田区は、機構に通知カード等の作成、発送等の事務を行わせ、同事務に要する費用に相当する金額を機構に交付金として交付していた。

同区は、補助の対象とならない通知カード等の再交付等はなかったとする実績報告書を東京都に提出して補助金193,302,000円の交付を受けていた。

しかし、紛失等による通知カードの再交付について、紛失等が本人の責によるものであり、天災等による場合は認められず補助の対象とならない再交付が2,238枚、転居又は転出したことによる通知カードの再発行について、補助の対象とならない平成28年1月以降の再発行が3,402枚、計5,640枚あり、これらに係る手数料相当額2,820,000円を控除することなく補助対象経費に含めていた。

したがって、上記の手数料相当額を控除して適正な補助金交付額を算定すると190,482,000円となることから、補助金2,820,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・補助事業者別に示すと次のとおりである。

	部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補 助 事 業 年 度	補助対象 事業費	左に対する	不当と認める	不当と認める	摘 要	
					国庫補助金交付額	補助対象事業費	国庫補助金相当額		
				千円	千円	千円	千円		
(33)	東京都	大田区	個人番号 カード交付	27	193,302	193,302	2,820	2,820	過大交付
(34)	同	世田谷区	同	27	238,537	238,537	1,210	1,210	同
(35)	大阪府	大阪市	同	27	737,756	737,756	2,004	2,004	同
(33)-(35)の計					1,169,595	1,169,595	6,034	6,034	

(6) 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金により実施した事業の補助対象事業費が過大に精算されていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 36,184,000円

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金は、地域における情報通信基盤の強じん化を図るための事業を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費の一部について、国が補助するものである。その補助対象事業費は、事業のために必要な設備及びこれを収容する施設の設置等に要する経費となっている。

本院が8市、3町、2村及び22第三セクターにおいて会計実地検査を行ったところ、1第三セクターにおいて次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に対する 国庫補助 金交付額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(36)	総務本省 株式会社中海テレビ放送	地域ケーブルテレビネットワーク整備	25	314,507	104,835	108,551	36,184	精算過大

この補助事業は、事業主体が、光ケーブル網の強じん化等を目的として、通信経路を複線化する基点となるサブセンターを鳥取県米子市内の3か所に整備するとともに、これらと市内の既設のヘッドエンド設備^(注)との間を光ケーブルにより接続するものである。

事業主体は、3か所のサブセンターのうち角盤サブセンターについて、本件補助事業の対象の一部である放送・通信設備等(以下「補助対象設備」という。)を収容する施設と、本件補助事業ではなく事業主体の単独事業での整備を予定している設備(以下「単独予定設備」という。)を収容する施設とを、一体的に設計し施工していた。そして、事業主体は、補助対象設備と単独予定設備の双方に電力を供給するための非常用発電機等を、この施設の建物と合わせて本件補助事業により設置していた(以下、建物、非常用発電機等を合わせて「建物等」という。)

事業主体が補助事業で整備する施設と単独事業で整備する施設とを一体的に施工する場合には、地域ケーブルテレビネットワーク整備事業実施マニュアル(平成25年2月総務省作成)に基づき、補助事業のみに係る経費及び単独事業のみに係る経費を除いた共用部分に係る経費について、補助事業と単独事業の専有面積の比率等の合理的な方法で案分した上で補助対象事業費を算出することになっている。

そして、事業主体は、角盤サブセンターに隣接する事業主体のビルに設置した既設の設備にも前記の非常用発電機で電力を供給することを予定していたことから、建物等に係る経費のうち補助対象事業費を算定するに当たり、専有面積の比率ではなく、非常用発電機が電力を供給する設備の消費電力の合計のうち補助対象設備の消費電力が占める割合(以下「電力割合」という。)を用いることとし、これを42%と算出して、建物等に係る経費に一律に乗じていた。

しかし、補助事業のみに係る経費及び単独事業のみに係る経費を共用部分に係る経費と区分できたにもかかわらず、こうした区分を行わずに建物等に係る経費を一律に案分していたことは適切ではない。また、建物等に係る経費に対して、その過半が建築費であるにもかかわらず、専有面積の比率等を用いることなく電力割合を用いて案分していたことは適切ではない。さらに、事業主体が算定した電力割合は、補助対象設備の消費電力に単独予定設備等に係る消費電力を含めるなどされていたことから、過大となっていた。

したがって、建物等に係る経費から補助事業及び単独事業の経費を適切に区分した上で建物の共用部分に係る経費には補助事業の専有面積の割合(6.32%)を乗じ、また、非常用発電機等の共用部分に係る経費にはそれぞれの適正な電力割合を乗ずるなどして、適正な補助対象事業費を算定すると205,955,727円となり、本件補助対象事業費314,507,204円との差額108,551,477円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額36,184,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、総務本省において本件補助事業の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) ヘッドエンド設備 放送事業者から受信した放送をケーブルテレビ加入者に再送信したり、加入者との間で双方向のデータ伝送を行ったりするための設備

(7) 無線システム普及支援事業費等補助金により整備した無線設備の設置工事の設計が適切でなかったもの 2件 不当と認める国庫補助金 56,358,553 円

無線システム普及支援事業費等補助金は、電波法(昭和25年法律第131号)に基づき、市町村防災行政無線(移動系)及び消防・救急無線のデジタル化の円滑な実施を図ることなどを目的として、無線設備をデジタル用に置き換えるなどの事業を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費の全部又は一部を国が補助するものである。

無線設備等を構成する設備機器の耐震性を確保する設置工法等については、国、地方公共団体等が実施する設備機器の設置工事における技術上の指針として広く使用されている「建築設備耐震設計・施工指針」(独立行政法人建築研究所監修)等(以下「耐震設計指針等」という。)で示されている。これらによれば、設備機器の設置に当たっては、地震時の移動、転倒等を防止して耐震性を確保するために、原則としてアンカーボルトを用いて鉄筋コンクリートの床等に固定することとされている。そして、アンカーボルトについては、地震時に設備機器に作用する水平力や鉛直力に応じて、作用する引^(注1)抜力が許容引^(注1)抜力を上回らないよう選定すること、アンカーボルトを埋め込む床の部材は、建物のく体の一部とみなせる鉄筋コンクリートであって、地震時にアンカーボルトを介して伝達される力に対して十分に安全なものであること、また、設備機器の頂部を固定する振れ止め金具等は、地震時に生ずる応力度が許容応力度を上回らないような材料、構造等とすることなどとされている。

本院が14市町等において会計実地検査を行ったところ、1町及び1一部事務組合の2事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

(注1) 引^(注1)抜力・許容引^(注1)抜力 「引^(注1)抜力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たり作用する力をいう。また、当該ボルトに作用することが許容される引^(注1)抜力の上限を「許容引^(注1)抜力」という。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 年度	補助対象 事業費	左に對する 国庫補助 金交付額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額	摘 要	
(37) 総務本省	長野県下伊 那郡阿南町	周波数有効 利用促進	27	千円 104,167	千円 52,083	千円 29,473	千円 14,736	設計不適切

この補助事業は、下伊那郡阿南町が、防災行政無線のデジタル化を行うために、防災行政無線の統制局である同町役場庁舎及び中継局局舎2か所に統制局制御装置1基、直流電源装置3基等を設置するなどしたものである。

同町は、設置工事に係る請負契約の締結に当たり、特記仕様書において、請負会社から設備機器の耐震性を確保する設置工法を検討した耐震強度検討書を提出させて、これを施工前に確認することにしていた。

しかし、同町は、請負会社から耐震強度検討書が提出されていなかったのに提出を求めておらず、設備機器の耐震性を確認しないまま、請負会社に設備機器を設置させていた。

そして、請負会社は、統制局制御装置1基及び直流電源装置3基と床面とをそれぞれアンカーボルト(埋込み長37mm又は40mm)4本を使用して固定する設計としていたが、アンカーボルトを埋め込む床面は、建物のく体の一部とはみなせない仕上げモルタルを30mmの厚さで鉄筋コンクリートの上に打設

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 年度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円

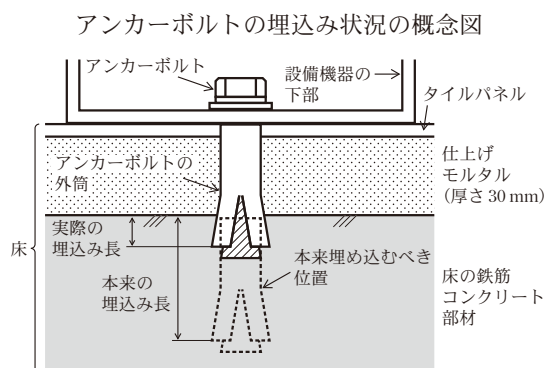
するなどしたものとなっていたため、この設計は、鉄筋コンクリートに対してアンカーボルト本来の埋込み長を確保するものとなっていなかった(参考図1参照)。

そこで、耐震設計指針等に基づき耐震設計計算を行ったところ、統制局制御装置1基及び直流電源装置3基については、地震時にアンカーボルトに作用する引抜力は2.53kN/本から8.85kN/本となり、許容引抜力0.75kN/本を大幅に上回っていて、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、統制局制御装置1基及び直流電源装置3基(工事費相当額計29,473,949円)は、設計が適切でなかったため、地震時に転倒するなどして損傷するおそれがあり、防災行政無線としての機能の維持が確保されておらず、これに係る国庫補助金相当額計14,736,974円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負会社が耐震強度検討書を提出していなかったのに、これに対する同町の監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図1)



(38)	総務本省	東備消防組合	周波数有効 利用促進	25, 26	475,351	237,675	83,243	41,621	設計不適切
------	------	--------	---------------	--------	---------	---------	--------	--------	-------

この補助事業は、東備消防組合(岡山県備前市所在)が、消防・救急無線のデジタル化を行うために、消防本部庁舎、中継局局舎1か所、基地局局舎3か所等に簡易多重無線装置2基、無線送受信装置6基、空中線共用器4基等を設置するなどしたものである。

同組合は、設置工事に係る請負契約の締結に当たり、特記仕様書において、請負会社から設備機器の耐震性を確保する設置工法を検討した耐震強度検討書を提出させて、これを施工前に確認することになっていた。

しかし、同組合は、請負会社から耐震強度検討書が提出されていないのに提出を求めておらず、設備機器の耐震性を確認しないまま、請負会社に設備機器を設置させていた。

そして、請負会社は、中継局局舎では、簡易多重無線装置等が収容された収容架(以下、この簡易多重無線装置等と収容架を合わせて「中継局無線装置等」という。)と軽量コンクリートの床面とを、軽量コンクリート用の特殊なアンカーボルト4本を使用して固定する設計としていたが、この設計は、必要とされる安全率を考慮せずに許容引抜力を過大に算定したものとなっていた。

そこで、耐震設計指針等に基づき耐震設計計算を行ったところ、中継局無線装置等については、地震時にアンカーボルトに作用する引抜力は1.59kN/本となり、許容引抜力0.36kN/本を大幅に上回って

いて、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

他方、基地局局舎1か所では、簡易多重無線装置等が収容された収容架(以下、この簡易多重無線装置等と収容架を合わせて「基地局無線装置等」という。)と軽量コンクリートの床面とを、軽量コンクリート用の特殊なアンカーボルト4本を使用して固定する設計としていた。また、無線送受信装置2基と空中線共用器2基等(以下、これらを合わせて「基地局送受信装置等」という。)を互いに金具で連結して一体とした上で軽量コンクリート用の特殊なアンカーボルト6本を使用して軽量コンクリートの床面と固定していた。さらに、基地局無線装置等と基地局送受信装置等の頂部を同一のストラクチャー^(注2)に振れ止め金具で固定する設計としていた。しかし、これらの設計は、基地局無線装置等と基地局送受信装置等に使用する軽量コンクリート用の特殊なアンカーボルトの許容引抜力を前記と同様に過大に算定したものとなっていた。

そこで、耐震設計指針等に基づき耐震設計計算を行ったところ、基地局無線装置等及び基地局送受信装置等については、地震時にアンカーボルトに作用する引抜力は1.29kN/本から4.42kN/本となり、許容引抜力0.36kN/本を大幅に上回っていた。

このため、地震時には、アンカーボルトだけでは十分な耐震性を確保できず、頂部を固定する振れ止め金具及びストラクチャーに水平力が作用することになる。そして、地震時に振れ止め金具及びストラクチャーに生ずる曲げ応力度^(注3)は43.33kN/cm²から140.00kN/cm²となり、許容曲げ応力度^(注3)23.50kN/cm²を大幅に上回っていて、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった(参考図2参照)。

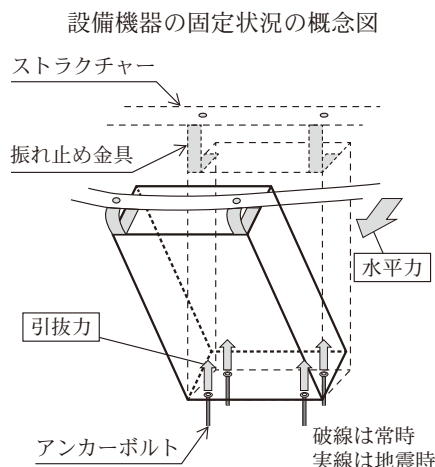
(注2) ストラクチャー 設備機器の頂部を固定するために室内に据え付けられた梁

(注3) 曲げ応力度・許容曲げ応力度 「曲げ応力度」とは、材が曲げられたとき、曲がった内側に生ずる圧縮力又は外側に生ずる引張力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容曲げ応力度」という。

したがって、中継局無線装置等、基地局無線装置等及び基地局送受信装置等(工事費相当額計83,243,158円)は、設計が適切でなかったため、地震時に転倒するなどして損傷するおそれがあり、消防・救急無線としての機能の維持が確保されておらず、これに係る国庫補助金相当額計41,621,579円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負会社が耐震強度検討書を提出していなかったのに、これに対する同組合の監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図2)



部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補 助 事 業	年 度	補助対象 事業費	左に對する 国庫補助 金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(37)	(38)	の計		579,519	289,758	112,717	56,358	

そ の 他

- (39) 震災復興特別交付税の額の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めるなどし
 (45) ていたため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの

所管、会計名及び科目	内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計 (項) 地方交付税交付金
部 局 等	総務本省
交 付 の 根 拠	地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)、東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成 23 年法律第 41 号)
交 付 先	7 市町
震災復興特別交付税交付額	17,899,386,000 円(平成 26 年度～28 年度)
過大に交付された震災復興特別交付税の額	340,434,000 円(平成 26 年度～28 年度)

1 震災復興特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」(平成 23 年法律第 41 号)に基づき、東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して特別交付税(以下、この特別交付税を「震災復興特別交付税」という。)を 23 年度から交付している。

そして、総務省は、道府県及び市町村に交付すべき震災復興特別交付税の額を算定するために、「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令」(平成 23 年総務省令第 155 号)等を 23 年度以降制定して、各年度における特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」という。)を定めている(以下、23 年度から 28 年度まで各年度に制定している各省令を総称して「復興特交省令」という。)

また、市町村は、各市町村に該当する算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」という。)等を作成して、都道府県に提出しており、都道府県は、管内市町村から提出された算定資料等の審査を行って総務省に送付し、同省は、提出された算定資料等に基づき、算定事項等に関して、復興特交省令により、新たに生ずる復興事業等に必要経費等の合計額を算定するなどして震災復興特別交付税の額を決定して交付している。

そして、震災復興特別交付税の額の算定に際しては、復興特交省令等によれば、事業の実施状況に合わせて必要な経費の実績額又はその見込額を用いることなどにより算定することとされており、見込額を用いた場合には、実績額が確定した後に、実績額に基づき算定した額との差額について、実績額が確定した年度の3月分の震災復興特別交付税の算定において精算することとされている。

震災復興特別交付税の主な算定事項には次のようなものがある。

ア 国の補助金等(復興特交省令の別表に定められた補助金等(東日本大震災復興交付金、循環型社会形成推進交付金等))を受けて施行する事業に要する経費のうち道府県及び市町村が負担すべき額として総務大臣が調査した額(以下「補助事業等に係る地方負担額」という。)

イ 特定県^(注1)及び特定市町村^(注2)について、東日本大震災により原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額(除染に係る市の単独事業に要する経費。以下「除染単独経費」という。)

(注1) 特定県 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定される特定被災地方公共団体のうち青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県

(注2) 特定市町村 特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域内にある特定被災地方公共団体以外の市町村

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、震災復興特別交付税の額が適正に算定されているかに着眼して、総務本省及び2県の7市町において、26年度から28年度までの間に交付された震災復興特別交付税を対象として、算定資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査の結果、上記の7市町に交付された震災復興特別交付税計17,899,386,000円のうち、算定資料等の作成に当たり、補助事業等に係る地方負担額のうち市町村が負担すべき額に算定の対象とならない経費を含めていたり、除染単独経費が適切に算定されていなかったりしていたため、震災復興特別交付税計340,434,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、陸前高田市及び那須塩原市において算定資料等の作成に当たり補助事業等に係る地方負担額の算定対象の範囲や除染単独経費を実績に応じて算定することなどについての理解が十分でなかったこと、真岡市等5市町により構成されている一部事務組合において5市町村が負担すべき額の算定の基礎となる交付対象事業費を適切に算定することについての理解が十分でなかったこと、県において算定資料等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を県別・交付先別に示すと次のとおりである。

県名	交付先	算定事項	年度	震災復興特別 交付税交付額	過大に交付された震災復興 特別交付税の 額	摘要
(39) 岩手県	陸前高田市	東日本大震災復興交付金	28	13,875,327	152,339	算定の対象とならない経費を含めていたもの
(40) 栃木県	真岡市	循環型社会形成推進交付金	26~28	1,022,286	69,480	同

県名	交付先	算定事項	年度	震災復興特別 交付税交付額	過大に交付さ れた震災復興 特別交付税の 額	摘要		
(41)	栃木県	那須塩原市	除染	26	千円 2,253,186	千円 79,058	経費の算定が適切で なかったもの	第3章 第1節 第3 総務省
(42)	同	芳賀郡益子町	循環型社会形成 推進交付金	26～28	232,006	15,638	算定の対象とならな い経費を含めていた もの	
(43)	同	芳賀郡茂木町	同	26～28	112,225	7,818	同	
(44)	同	芳賀郡市貝町	同	26～28	164,090	7,229	同	
(45)	同	芳賀郡芳賀町	同	26～28	240,266	8,872	同	
(39)～(45)の計					17,899,386	340,434		

(39)については、後掲 434 ページの「交付金の交付対象とならない事業費の支払に充てるために、基金から交付金を取り崩して使用していたもの」を、(40)、(42)～(45)については、後掲 479 ページの「循環型社会形成推進交付金事業において、現場管理費等の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの」を、(41)については、後掲 477 ページの「除染作業等に係る事業費の算定が実際の作業量に基づいていなかったため、補助金が過大に交付されていたもの」をそれぞれ参照)

意見を表示し又は処置を要求した事項

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金及び無線システム普及支援事業費等補助金により防災を目的として整備する通信設備等を構成する設備機器等について、耐震性を確保するための検討事例や耐震設計上の留意点等を示すなどして、事業主体に耐震性を確保するための検討を行わせるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)情報通信技術高度利活用推進費 (項)電波利用料財源電波監視等実施費
部 局 等	総務本省
補助の根拠	電波法(昭和25年法律第131号)、予算補助
補助事業者 (事業主体)	県1、市17、町12、村8、一部事務組合2、連携主体1、会社27、 計68事業主体
補助事業の概要	防災を目的として、災害発生時の情報提供や防災行政無線等のデジタル化のための通信設備等を整備するなどの事業に対して国が補助するもの
前記の事業主体 が実施した事業 数及び建物の床 に設置された設 備機器等数	78事業 224基
上記事業の補助 対象事業費	73億6889万余円(平成24年度～27年度)
上記に係る国庫 補助金交付額	33億8188万余円

耐震性が確保されていない設備機器等を設置した事業主体数、事業数及び設備機器等数	28 事業主体 28 事業 57 基
上記に係る工事費相当額	5 億 1307 万余円(平成 24 年度～27 年度)
上記に係る国庫補助金相当額	2 億 4936 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金及び無線システム普及支援事業費等補助金により防災を目的として通信設備等を整備する事業における設備機器等の耐震性の確保について

(平成 29 年 10 月 24 日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金等の概要等

貴省は、東日本大震災の経験を踏まえるなどして策定された国土強靱化基本計画(平成 26 年 6 月閣議決定)等に基づき、地震等の大規模自然災害発生時において情報伝達の不備等による避難行動の遅れなどで多数の死傷者が発生することのないよう、情報提供手段の多様化等を推進している。

そして、貴省は、地方公共団体、放送事業者等の事業主体が防災を目的として実施する事業のうち、災害発生時の情報提供のための通信設備等を整備するなどの事業に対しては地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金を、防災行政無線等のデジタル化のための通信設備等を整備するなどの事業に対しては無線システム普及支援事業費等補助金を、それぞれ交付している。

両補助金の対象となる防災を目的として整備される通信設備等は、サーバ、無線装置、直流電源設備等の多様な設備機器で構成されており、複数の設備機器を収容架に収容するなどして設置されている(以下、設備機器と収容架を合わせて「設備機器等」という)。

貴省は、補助金交付要綱等において、設備機器等の耐震性については明確に示していない。そして、設備機器等には、事業主体ごとの実情に応じた多様な形式、形状等のものがあることなどから、事業主体自らが、関係法令、補助金交付要綱等の趣旨を踏まえて、その耐震性を確保する必要性や設置工法等について検討した上で設置すべきとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、両補助金による補助事業の実施において、防災を目的として整備された通信設備等を構成する設備機器等は、地震時に機能を発揮できるよう適切に設置されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、18道府県^(注1)に所在する68事業主体が平成24年度から27年度までの間に実施した78事業(事業費計87億2027万余円、補助対象事業費計73億6889万余円、国庫補助金交付額計33億8188万余円)を対象として、68事業主体において設計図書及び現地の状況を確認するとともに、貴省本省において補助事業の目的や整備された設備が地震時に機能を発揮する必要性について見解を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 18道府県 北海道、京都府、青森、岩手、福島、神奈川、石川、長野、三重、兵庫、奈良、鳥取、岡山、広島、山口、長崎、大分、宮崎各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴省は、前記のとおり、設備機器等の耐震性については、補助金交付要綱等において明確に示していない。一方、前記の事業主体はいずれも、設備機器等の設置に当たっては、地震時に機能を発揮できるように耐震性を確保する必要があるとして、設置工事の請負契約の際にその設置工法等について請負会社等に検討させて、その検討結果に基づく設置工法等を承認するなどとしている。

しかし、請負会社等に対する指示については、事業主体により、特記仕様書等において耐震性を検討した耐震設計計算書の提出を求めるなど明確に指示しているものがある一方、口頭や簡易な打合せによって指示しているものがあるなど、その取扱いが区々となっている。

このため、請負会社等に対して耐震設計計算書の提出を求めておらず、耐震性を確保する設置工法等の検討が十分に行われたのか確認できなかつたり、耐震設計に必要となる床のコンクリートの強度等を示しておらず耐震設計計算を行うことができなかつたりなどしている事態が見受けられた。

そして、防災を目的として整備される通信設備等を構成する設備機器等は、地震時にも有効に機能するよう、耐震性を確保して設置される必要があることから、本院は、前記の68事業主体が78事業において建物の床に設置した設備機器等224基^(注2)について、国、地方公共団体等が実施する設備機器等の設置工事における技術上の指針として広く使用されている「建築設備耐震設計・施工指針」(独立行政法人建築研究所監修)、「各種合成構造設計指針・同解説」(一般社団法人日本建築学会編集)等(以下「耐震設計指針等」という。)に示された計算方法に基づき耐震設計計算を行い、耐震性が確保されているか確認した。

その結果、設備機器等がアンカーボルト等で固定されていなかったり、アンカーボルトで固定されてはいたものの地震時にアンカーボルトに作用する引抜力が許容引抜力を上回っていたりなどとしていて、耐震設計指針等に沿った所要の耐震性が確保されていないと認められるものが、15道府県の28事業主体が28事業において設置した設備機器等計57基(工事費相当額計5億1307万余円、国庫補助金相当額計2億4936万余円。表参照)において見受けられた。

(注2) 設備機器等の数は、設備機器を単体で設置している場合はこれを1基とし、複数の設備機器を収容架1基に収容して設置している場合はこれらの複数の設備機器と収容架を合わせて1基としている。

(注3) 引抜力・許容引抜力 「引抜力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たり作用する力という。また、当該ボルトに作用することが許容される引抜力の上限を「許容引抜力」という。

表 耐震設計指針等に沿った所要の耐震性が確保されていない設備機器等に係る工事費相当額等
(単位：基、千円)

所在する 道府県名	事業主体		対象事業		耐震性が確保されていない設備機器等	
	事業主体名	年度	事業名	設備機器 等数	左に係る工事費相当額	左に係る国庫補助金相 当額
北海道	士別市	平成 27	周波数有効利用促進事業	2	9,669	4,834
	新ひだか町	26	観光・防災 Wi-Fi ステーション 整備事業	1	49,491	24,745
	小清水町	26	観光・防災 Wi-Fi ステーション 整備事業	1	1,919	959
青森県	中泊町	26	周波数有効利用促進事業	2	19,556	9,778
岩手県	北上ケーブルテレビ株式会社	24	地域ケーブルテレビネットワーク 整備事業	5	11,004	3,668
福島県	只見町	25	地域公共ネットワーク整備事業	1	22,449	11,224
神奈川県	横浜エフエム放送株式会社	26	民放ラジオ難聴解消支援事業	1	30,000	20,000
	株式会社ジェイコム小田原 注(1)	25	地域ケーブルテレビネットワーク 整備事業	2	15,875	5,291
石川県	輪島市	26	観光・防災 Wi-Fi ステーション 整備事業	1	13,986	6,993
長野県	阿南町	27	周波数有効利用促進事業	4	29,473	14,736
	阿智村	25	地域ケーブルテレビネットワーク 整備事業	4	30,369	15,184
	株式会社インフォメーション・ ネットワーク・コミュニティ	24	地域ケーブルテレビネットワーク 整備事業	1	3,021	1,007
三重県	明和町	27	観光・防災 Wi-Fi ステーション 整備事業	1	5,945	2,972
京都府	南丹市	26	観光・防災 Wi-Fi ステーション 整備事業	3	1,908	954
	京丹波町	27	周波数有効利用促進事業	1	3,337	1,668
奈良県	宇陀市	27	周波数有効利用促進事業	2	20,443	10,221
岡山県	新庄村	25	防災情報ステーション等整備事業	1	2,695	1,347
	東備消防組合	25	周波数有効利用促進事業	6	83,243	41,621
広島県	安芸高田市	24	地域公共ネットワーク整備事業	2	3,577	1,788
	株式会社中国放送	26	民放ラジオ難聴解消支援事業	5	57,335	28,667
長崎県	五島市	26	観光・防災 Wi-Fi ステーション 整備事業	1	10,077	5,038
大分県	大分県	24	地域公共ネットワーク整備事業	1	6,726	3,363
	白杵市	24	地域ケーブルテレビネットワーク 整備事業	1	2,887	1,443
	宇佐市	24	地域公共ネットワーク整備事業	2	2,764	1,382
	由布市	26	民放ラジオ難聴解消支援事業	1	4,990	2,495
	株式会社大分放送	27	民放ラジオ難聴解消支援事業	1	27,217	13,608
宮崎県	株式会社宮崎放送	27	地上基幹放送ネットワーク整備事 業	1	17,887	5,962
	株式会社ケーブルメディアワイ ワイ	24	地域ケーブルテレビネットワーク 整備事業	3	25,217	8,405
計	28 事業主体	24~27	28 事業	57	513,075	249,369

注(1) 平成 26 年 6 月 30 日以前は株式会社 JCN 小田原、28 年 4 月 1 日以降は株式会社ジェイコムイースト

注(2) 千円未満を切り捨てているため、各項目の金額の合計と計欄は一致しない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

長野県下伊那郡阿智村は、平成 26 年度に、地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金により、既存のケーブルテレビネットワークの通信状況の監視制御機能を強化するために、同村の振興室局舎等の床にアンカーボルトで固定されている既設の収容架 5 基に光送信機、監視装置等を収容して設置するなどの設置工事を工事費 3042 万余円(国庫補助金交付額 1521 万余円)で実施している。

同村は、設置工事の実施に当たり、耐震性を確保する必要があるとしていたものの、既存の収容架を用いることなどから、請負会社に対して、耐震性を確保する設置工法等を検討することを指示しておらず、請負会社に十分検討させないまま設備機器等を設置していた。そこで、耐震設計指針等に基づき耐震設計計算を行ったところ、設備機器等4基(工事費相当額計3036万余円、国庫補助金相当額計1518万余円)について、地震時にアンカーボルトに作用する引抜力は1.53kN/本から4.15kN/本となり、いずれも使用されたアンカーボルトの許容引抜力0.75kN/本を上回っていて、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

(改善を必要とする事態)

設備機器等の設置に当たり、耐震性を確保する設置工法等について請負会社等に十分検討させないまま設置工事を実施したことにより、事業主体が必要としている設備機器等の耐震性が確保されていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、設備機器等の耐震性を確保するための検討を行う方法等を事業主体に対して明確に示していないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

国土強靱化基本計画等に基づく大規模地震等の自然災害の発生に備えた取組として、防災を目的とした通信設備等の整備等の事業は、引き続き実施されることが見込まれている。

については、貴省において、事業主体に対して、防災を目的として整備する通信設備等を構成する設備機器等の耐震性を確保するための検討事例や耐震設計上の留意点等を示すなどして、事業主体にこれらに基づくなどして耐震性を確保するための検討を行わせるよう改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 個人番号カード交付事業費補助金について、その交付額の算定に当たり、補助の対象とならない通知カードの再交付枚数を適切に把握することなどを周知することにより、補助対象経費が適切に算定されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)電子政府・電子自治体推進費
部 局 等	総務本省
補助の根拠	予算補助
補助事業の概要	市区町村が地方公共団体情報システム機構に交付する通知カード等の作成、発送等の事務に要する費用に相当する金額等について、国が補助金を交付するもの
補助事業者(事業主体)	864 市区町村
上記の補助事業者に対する国庫補助金交付額	124 億 1542 万余円(平成 27 年度)

上記のうち国庫補助金が過大に交付されていた補助事業者数及び過大に交付されていた国庫補助金額	142 市区町村	1171 万円
補助対象経費が適切に算定されているか確認できなかった補助事業者数及びこれに係る国庫補助金額	50 市区町村	39 億 6518 万円(背景金額)(平成 27 年度)

(前掲 87 ページの「個人番号カード交付事業費補助金が過大に交付されていたもの」参照)

1 制度の概要

(1) 個人番号カード交付事業費補助金等の概要

総務省は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)に定める通知カード及び個人番号カード(以下「マイナンバーカード」という。)^(注1)^(注2)の交付等を円滑に行うことにより、社会保障・税番号制度の導入を推進し、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ることを目的として、個人番号カード交付事業費補助金交付要綱(平成 27 年総行住第 65 号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、個人番号カード交付事業費補助金(以下「補助金」という。)を市区町村に対して交付している。補助金は、通知カード及びマイナンバーカードに係る事務のうち、通知カード等の作成、発送等の事務を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」(平成 26 年総務省令第 85 号。以下「省令」という。)に基づき地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に行わせることとした市区町村が、省令の規定により機構が定めた同事務に要する費用に相当する金額を機構に交付金として交付する場合に、当該交付金等を補助対象経費として、当該市区町村に交付されるものである。

(注 1) 通知カード 氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他省令で定める事項が記載されたカード。平成 27 年 10 月中旬以降、住民票を有する全ての住民に対して、個人番号を通知するために郵送された。

(注 2) 個人番号カード 氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写が表示され、かつ、これらの事項その他省令で定める事項(カード記録事項)が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録されたカード

(2) 補助金の交付額の算定等

交付要綱によれば、補助金の交付額は、通知カード等の作成、発送等の事務を機構に行わせることとした市区町村が機構に交付する交付金の額から、通知カードを再交付した枚数に交付要綱に定める 500 円を乗ずるなどした額(以下「手数料相当額」という。)等を控除した金額とすることとされている。

通知カードの再交付は、通知カードの交付を受けた者が、当該通知カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合に、住所地の市区町村長に対して再交付を受けようとする旨及びその事由等を記載した再交付申請書を提出するのを受けて、当該市区町村長により行われることとなる(以下、このような場合の再交付を「紛失等による再交付」という)。

そして、補助金の交付額の算定において、紛失等による再交付に伴う手数料相当額は、原則として補助の対象とならず機構に交付する交付金の額から控除することとされているが、市区町村又は機構の誤りによる場合や天災その他の本人の責によらない場合といった再交付がやむを得ないと認められる場合(以下「天災等による場合」という)は、その手数料相当額の控除は要しないとされている。

また、転居又は転出したことにより通知カードを受け取れなかった者に対する通知カードの再発行(以下「転居・転出による再交付」という)を、新しい住所地の情報を機構に送信し、新しい住所地が記載された通知カードを再発行させること(以下「再送処理」という)により行う場合については、通知カードによる個人番号の通知が開始された平成27年10月から同年12月末までの再送処理に伴う手数料相当額は控除を要しないが、28年1月以降の再送処理に伴う手数料相当額は、市区町村による通知カードの受取人に対する個人番号の通知義務は果たされているとして、補助の対象とならず機構に交付する交付金の額から控除することとされている。

なお、交付要綱によれば、市区町村は、補助事業の会計帳簿等について、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならないこととされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、補助金の交付額が交付要綱等に基づき適切に算定されているかなどに着眼して、27年度に23都道府県^(注3)の864市区町村に対して交付された補助金計124億1542万余円を対象として、総務本省及び402市区町村において実績報告書、再交付申請書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの462市区町村についても調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(注3) 23都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、埼玉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、奈良、島根、広島、徳島、香川、佐賀、大分、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 補助金が過大に交付されていた事態

19都道府県の142市区町村において、次のとおり、補助の対象とならない通知カードの再交付に係る手数料相当額を補助対象経費に含めていて、計1171万余円の補助金が過大に交付されていた。

ア 12都道府県^(注4)の43市区町村(表参照)において、紛失等による再交付について、天災等による場合に該当せず補助の対象とならない通知カード計2,841枚の再交付に係る手数料相当額計142万余円を控除しておらず、同額の補助金が過大に交付されていた。

(注4) 12都道府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、埼玉、神奈川、富山、岐阜、奈良、島根、大分、沖縄各県

(注5)
イ 19都道府県の116市区町村(表参照)において、転居・転出による再交付について、28年1月以降に再送処理していて補助の対象とならない通知カード計20,589枚の再交付に係る手数料相当額計1029万余円を控除しておらず、同額の補助金が過大に交付されていた。

(注5) 19都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、埼玉、神奈川、富山、長野、岐阜、奈良、島根、広島、徳島、香川、佐賀、大分、沖縄各県

(2) 補助対象経費が適切に算定されているか確認できなかった事態

10都道府県の50市区町村(これらの市区町村に交付された補助金交付額計39億6518万余円)において、次のとおり、補助対象経費が適切に算定されているか確認できない状況となっていた。

ア 補助の対象とならない通知カードの再交付枚数を把握していなかったもの

補助対象経費を適切に算定するためには、通知カードの再交付申請書に記載された再交付を受けようとする事由等を確認して、補助の対象とならない、紛失等による再交付で天災等による場合に該当しない通知カードの再交付に伴う交付枚数や、転居・転出による再交付で28年1月以降の再送処理に係る通知カードの再交付に伴う交付枚数(以下、これらを合わせて「補助の対象とならない再交付枚数」という。)を把握しておく必要がある。しかし、10都道府県の43市区町村(表参照。これらの市区町村に交付された補助金交付額計30億6984万余円)において、通知カードの再交付に伴う交付枚数を事由別に集計していないなどのため補助の対象とならない再交付枚数を把握していなかった。このため、43市区町村に対する補助金の交付額の算出において、補助の対象とならない再交付枚数に係る手数料相当額を控除していないおそれがあると認められた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

大阪府守口市は、平成27年度に、補助の対象とならない通知カードの再交付枚数は168枚であったとする実績報告書を大阪府に提出して、補助金39,857,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、天災等による場合に該当しない再交付枚数である上記の168枚については把握していたものの、28年1月以降に再送処理した再交付枚数については把握しておらず、168枚以外の補助の対象とならない再交付枚数に係る手数料相当額を控除していないおそれがある状況となっていた。

(注6) 10都道府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、神奈川、富山、長野、愛知、大分、沖縄各県

イ 再交付申請書を十分な確認をしないまま廃棄していたもの

前記のとおり、交付要綱において、補助事業の会計帳簿等は、5年間保存しておくなければならないこととなっている。しかし、東京都及び大阪府の105市区町村において、通知カードの再交付を受けようとする者が提出する再交付申請書の保存期間について確認したところ、15市区で保存期間を1年としており、そのうち8市区(表参照。こ

これらの市区に交付された補助金交付額計10億5134万余円)において、27年度の再交付申請書を29年7月時点で十分な確認をしないまま既に廃棄していた。そして、8市区においては、その他の補助事業の会計帳簿等によっては再交付を受けようとする事由が十分に確認できず、8市区に対する補助金の交付額の算出において、補助の対象とならない再交付枚数に係る手数料相当額を控除していないおそれがあると認められた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

東京都荒川区は、平成27年度に、補助の対象とならない通知カードの再交付枚数は491枚であったとする実績報告書を東京都に提出して、補助金57,592,000円の交付を受けていた。

しかし、同区は、再交付申請書の保存期間を1年として、27年度の再交付申請書については、29年7月時点で既に廃棄していたことから、通知カードの再交付の枚数及び再交付を受けようとする事由を十分に確認できず、補助の対象とならない再交付枚数に係る手数料相当額を控除していないおそれがある状況となっていた。

表 都道府県別・市区町村別の態様内訳

都道府県名	市区町村名 <事例番号>	(1)過大交付の事態		(2)確認できなかった事態		都道府県名	市区町村名 <事例番号>	(1)過大交付の事態		(2)確認できなかった事態		都道府県名	市区町村名 <事例番号>	(1)過大交付の事態		(2)確認できなかった事態			
		ア	イ	ア	イ(注)			ア	イ	ア	イ(注)			ア	イ	ア	イ(注)		
北海道	札幌市			○		東京都	板橋区		○			大阪府	寝屋川市		○				
	函館市		○				練馬区		○					摂津市	○	○			
	帯広市	○					足立区				◎			藤井寺市	○		○		
	留萌市		○				葛飾区		○		◎			泉南市		○			
	芦別市		○				江戸川区		○	○				四條畷市	○		○		
	士別市		○				八王子市			○	◎			豊能郡能勢町		○			
	名寄市		○				小金井市				○			泉北郡忠岡町		○			
	千歳市	○	○				小平市				◎			大和高田市		○			
	砂川市			○			国立市				○			奈良県	大和郡山市	○			
	深川市		○				狛江市				○			島根県	吉野郡大淀町		○		
	恵庭市		○				東大和市			○				浜田市		○			
	北斗市		○				稲城市		○					雲南市		○			
	石狩郡当別町		○				西多摩郡奥多摩町			○			広島県	安芸郡海田町		○			
	石狩郡新篠津村			○			新島村			○				名西郡石井町		○			
	上磯郡木古内町	○					御蔵島村		○					那賀郡那賀町		○			
	茅部郡鹿部町			○			小笠原村		○	○			徳島県	海部郡牟岐町		○			
	茅部郡森町			○			横浜市			○	○			海部郡美波町		○			
	二海郡八雲町			○			川崎市				○			板野郡北島町		○			
	檜山郡江差町			○			相模原市				○			香川県	綾歌郡綾川町		○		
	久遠郡せたな町			○			平塚市				○			佐賀県	姪野市		○		
	寿都郡黒松内町			○			小田原市			○				大分県	大分市		○		
	虻田郡二七〇町			○			秦野市		○	○				杵築市			○		
	余市郡仁木町			○			大和市			○				速見郡日出町		○			
	余市郡余市町			○			伊勢原市		○					玖珠郡九重町		○	○		
	空知郡南幌町			○			座間市		○					玖珠郡玖珠町		○	○		
	空知郡奈井江町	○					足柄上郡山北町				○			那覇市		○			
	上川郡上川町			○			富山県	黒部市		○				石垣市			○		
	上川郡美瑛町	○						南砺市			○			浦添市		○			
	増毛郡増毛町			○				中新川郡舟橋村			○			沖繩市			○		
	網走郡美幌町	○						上田市					○	国頭郡大宜味村		○	○		
	網走郡津別町	○						岡谷市					○	国頭郡今帰仁村			○		
	勇払郡安平町				○			諏訪市			○			国頭郡恩納村			○		
幌泉郡えりも町	○					小諸市			○		国頭郡宜野座村			○					
日高郡新ひだか町	○	○				中野市			○		国頭郡金武町			○					
河東郡土幌町		○				塩尻市				○	国頭郡伊江村			○					
河東郡上土幌町		○				北佐久郡軽井沢町			○		中頭郡北中城村		○	○					
河東郡鹿追町		○				北佐久郡御代田町			○		中頭郡中城村		○	○					
中川郡池田町	○	○				北佐久郡立科町			○		中頭郡西原町			○					
中川郡本別町		○				諏訪郡富士見町			○		島尻郡与那原町			○					
鉦路郡鉦路町			○			諏訪郡原村			○		島尻郡南風原町			○					
厚岸郡浜中町			○			上伊那郡飯島町			○		島尻郡南大東村			○					
川上郡標茶町			○			上伊那郡南箕輪村			○		島尻郡八重瀬町			○					
野付郡別海町			○			下伊那郡高森町			○		宮古郡多良間村		○						
目梨郡羅臼町				○		下伊那郡根羽村			○		八重山郡与那国町		○						
青森県	むつ市		○			下伊那郡大鹿村			○		計	43	116	43	◎8、○7				
岩手県	盛岡市		○				東筑摩郡山形村			○									
	花巻市	○	○				下高井郡野沢温泉村			○									
	北上市	○	○				上水内郡信濃町			○									
	遠野市		○				岐阜市		○										
	一関市	○	○				関市			○									
	二戸市			○			美濃加茂市			○									
	奥州市	○	○				可児市			○									
	西磐井郡平泉町			○			瑞穂市			○									
	九戸郡軽米町			○			海津市		○										
埼玉県	朝霞市		○				揖斐郡揖斐川町			○									
	幸手市	○	○				加茂郡坂祝町			○									
東京都	中央区		○			愛知県	弥富市				○								
	港区			○			長岡京市			○									
	新宿区				◎		京田辺市			○									
	台東区			○			木津川市			○									
	墨田区	○	○		○		乙訓郡大山崎町			○									
	江東区				○		綴喜郡井手町			○									
	品川区	○	○		○		与謝郡伊根町			○									
	目黒区	○	○		○		大阪府	大阪市		○									
	大田区	○	○		○			堺市				○							
	世田谷区		○		◎			岸和田市			○								
渋谷区	○	○					池田市		○										
中野区				○			吹田市			○									
杉並区	○	○		◎			守口市<事例1>		○	○									
豊島区			○				茨木市		○										
荒川区<事例2>				◎			八尾市		○										

(注) ○は、再交付申請書の保存期間を1年としていた市区であり、◎は、保存期間を1年としていた市区のうち、平成29年7月時点で既に廃棄していた市区である。

このように、補助事業の実施に当たり、市区町村において、補助の対象とならない通知カードの再交付に係る手数料相当額を補助対象経費に含めていて、補助金が過大に交付されていた事態及び補助の対象とならない再交付枚数を適切に把握していなかったり、再交付申請書が既に廃棄されていたりしたため、補助対象経費が適切に算定されているか確認できない状況となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、市区町村において、補助対象経費についての理解が十分でないことなどにもよるが、総務省において、次のことなどによると認められた。

ア 市区町村に対して、補助対象経費を適切に算定するためには、通知カードの再交付申請書に記載された再交付を受けようとする事由等を確認して、補助の対象とならない再交付枚数を適切に把握する必要があること及び補助の対象とならない再交付枚数に係る手数料相当額を補助対象経費から控除する必要があることについての周知徹底が十分でなかったこと

イ 市区町村に対して、補助対象経費が適切に算定されているかについて把握及び確認をするためには、再交付申請書が本件補助事業の補助対象経費の把握及び確認をするために必要となるものであること並びに再交付申請書を補助事業の会計帳簿等として5年間保存するなどしておかなければならないことを十分周知していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、総務省は、補助の対象とならない再交付枚数の算定誤りにより補助金が過大に算定されていた市区町村に対して、改めて実績報告を行わせ、過大となった補助金の返還を求めた。そして、補助の対象とならない再交付枚数を適切に把握していなかった市区町村に対して、可能な限り再交付の事由を確認することにより補助の対象とならない再交付枚数を把握させ、必要に応じて改めて実績報告を行わせ、過大となった補助金がある場合には返還を求めるとともに、29年9月に都道府県等に通知を発して、次のような処置を講じた。

ア 補助対象経費の算定に当たり、補助の対象とならない再交付枚数を適切に把握して再交付に係る手数料相当額を適切に算定する必要があることについて周知徹底するとともに、通知カード等の再交付を事由別に把握するなどの様式を定めた。

イ 再交付申請書を補助事業の会計帳簿等として交付要綱に定める期間にわたり保存することなどについて周知徹底した。

(2) 不法無線局等の探査を行う小型可搬型多機能センサについて、保管方法の基準を定めたり、震災時に活用するためのマニュアルを作成したりすることにより、震災時に活用することができるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)電波利用料財源電波監視等実施費
部 局 等	総務本省
小型可搬型多機能センサの概要	電波を受信して発射源の方位等を測定する監視用機器のうち搬送及び開設・撤収を容易に行えるように軽量化されたもの

小型可搬型多機能センサの台数及び物品管理簿価格	10台	4億5160万余円(平成29年3月末現在)
落下防止措置等が講じられていなかった小型可搬型多機能センサの台数及び物品管理簿価格(1)	7台	3億2254万円
震災時に活用するための方策が講じられていなかった小型可搬型多機能センサの台数及び物品管理簿価格(2)	10台	4億5160万円
(1)及び(2)の純計	10台	4億5160万円

1 小型可搬型多機能センサの概要等

(1) 電波監視システムの概要

総務省は、無線局の運用を妨害したり、放送の受信に障害を与えたりする不法無線局等を探査することを目的として、電波監視システムを整備している。同システムは、電波を受信して発射源の方位等を測定する設備を備えたセンサ局と、センサ局で受信した電波の発射源の位置を特定する設備を備えたセンタ局とで構成されており、センサ局は主要都市及びその周辺の鉄塔やビルの屋上等に、センタ局は全国11総合通信局等の庁舎内に、それぞれ設置されている。

そして、総務省は、人命又は財産の保護、治安の維持等に係る無線通信(以下「重要無線通信」という。)に対する妨害等が発生した場合に備え、電波監視システム等により迅速に電波の発射源の特定に努めるなどの監視体制を常時維持している。

(2) 大規模災害発生時の電波監視業務

大規模災害発生時においては、被災地域を中心に消防、警察、自衛隊等により人命に関わる緊急対応で重要無線通信が多用されることになる。そのため、各総合通信局等は、防災基本計画(昭和38年6月中央防災会議策定)等に基づき策定した業務継続計画において、非常事態発生時における重要無線通信への妨害に対処する業務を適切に遂行できるよう、電波監視システムの災害対策に必要な措置を講じておくことなどを定めている。また、震災時の重要無線通信への妨害に対処する方策を定めたマニュアルを作成している。

(3) 小型可搬型多機能センサの概要

総務省は、平成23年3月に発生した東日本大震災の際にセンサ局17基が使用不能となったことを踏まえて、センサ局に障害が生じた場合の代替として活用するなどのために、総合通信局の職員が自ら搬送及び開設・撤収を容易に行えるように軽量化された小型可搬型多機能センサを、23年度以降、首都直下、東海、東南海、南海各地震等による被害が想定される地域を管轄する各総合通信局に配備することとしている。そして、総務省は、28年度末時点で、関東、東海、近畿各総合通信局に2台ずつ、信越、中国、四国、九州各総合通信局に1台ずつ計10台を配備している(以下、これらの総合通信局を合わせて「7総合通信局」という。)

(4) 熊本地震発生時における小型可搬型多機能センサの保管状況

九州総合通信局は、配備された小型可搬型多機能センサを、固定するための特段の措置を講ずることなく扉等のないスチールラックに収納していたことから、28年4月に発生した熊本地震の際に、小型可搬型多機能センサが地震の振動によって棚から落下して、正常に作動するかどうかの確認ができない状態となった。このため、同局管内のセンサ局5基が地震の振動、停電等により使用不能となったにもかかわらず、同局は、小型可搬型多機能センサを活用することができない状態となった(以下、熊本地震発生時の九州総合通信局における上記の事態を「熊本地震における事態」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、熊本地震における事態を踏まえて、小型可搬型多機能センサは適切に保管されているか、震災時に活用するための方策は講じられているかなどに着眼して、7総合通信局に配備された計10台の小型可搬型多機能センサ(29年3月末現在の物品管理簿価格計4億5160万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、小型可搬型多機能センサを調達した総務本省において契約書等の関係書類を確認するなどするとともに、7総合通信局において小型可搬型多機能センサの保管状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 小型可搬型多機能センサの落下防止措置等を講じていなかった事態

4 総合通信局^(注) 小型可搬型多機能センサ計7台の物品管理簿価格計3億2254万余円

九州総合通信局は、熊本地震における事態について総務本省に報告するとともに、再発防止のために、小型可搬型多機能センサを収納しているスチールラックの全段に落下防止ベルトを取り付けるなどの落下防止措置等を自主的に講じていた。一方、総務本省は、熊本地震における事態の報告の後も、他の総合通信局における小型可搬型多機能センサの保管状況を調査しておらず、また、保管方法について落下防止措置等の基準を定めるなどの対策を執っていなかった。

そこで、各総合通信局における小型可搬型多機能センサの保管状況をみたところ、東海、近畿、四国各総合通信局は、小型可搬型多機能センサを収納しているスチールラックに落下防止措置等を講じておらず、これらの小型可搬型多機能センサ計5台(物品管理簿価格計2億2066万余円)は、地震の振動によって棚から落下したり、壁等に衝突したりするおそれがある状態となっていた。

また、関東総合通信局は、スチールラックに落下防止措置を講じていたものの、最下段の棚には収納物を固定するための措置を講じておらず、小型可搬型多機能センサ2台(物品管理簿価格計1億0188万余円)のうち最下段の棚に保管していた受信部、制御処理部等は、地震の振動によって棚から飛び出して壁等に衝突するおそれがある状態となっていた。

(注) 4 総合通信局 関東、東海、近畿、四国各総合通信局

(2) 小型可搬型多機能センサを震災時に活用するための方策を講じていなかった事態

7 総合通信局 小型可搬型多機能センサ計 10 台の物品管理簿価格計 4 億 5160 万余円

7 総合通信局は、前記の業務継続計画において電波監視システムの災害対策に必要な措置を講じておくことなどを定めるとともに、震災時にセンタ局及びセンサ局の動作状況を確認して報告する方策についてはマニュアルを作成していた。

しかし、小型可搬型多機能センサは、震災時等の電波監視業務のために、総合通信局の職員が自ら搬送及び開設・撤収を容易に行えるように軽量化された初めての電波監視用機器であることから、総務本省は、小型可搬型多機能センサを調達して各総合通信局に配備するに当たっては、これを活用するための方策を定めて、各総合通信局に周知しておく必要があったのに、これを行っていなかった。そして、7 総合通信局は、震災時にセンサ局に障害が生じた場合の代替として活用するためには平時から設置場所の確保に向けた関係機関との連携、準備等を行ったり、多くのセンサ局に障害が生じて台数が不足した場合に他の総合通信局から迅速に貸与を受けられるように各総合通信局の配備状況等の情報を共有したりするなどの方策を講じておく必要があるが、これらの方策を講じていなかった。このため、小型可搬型多機能センサ計 10 台(物品管理簿価格計 4 億 5160 万余円)を震災時に活用することができないおそれがある状態となっていた。

このように、4 総合通信局において適切な落下防止措置等が講じられていなかったり、7 総合通信局において震災時に活用するための方策を講じていなかったりして、小型可搬型多機能センサを震災時に活用することができないおそれがある状態となっている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、総務本省において、小型可搬型多機能センサの保管方法について各総合通信局に対する指導を行っていなかったこと、小型可搬型多機能センサを震災時に活用するための方策を定めていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、総務本省は、29 年 9 月に各総合通信局等に対して通達等を発して、小型可搬型多機能センサを震災時に活用することができるよう、次のような処置を講じた。

- ア 小型可搬型多機能センサ等の保管方法についての基準を定めてその内容を通知するなどして、落下防止策等を講ずるよう指導した。
- イ 小型可搬型多機能センサ等を震災時に活用するための方策を定めたマニュアルを作成して周知した。

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について

平成 23 年度決算検査報告	88 ページ参照
平成 24 年度決算検査報告	99 ページ参照
平成 25 年度決算検査報告	115 ページ参照
平成 26 年度決算検査報告	98 ページ参照
平成 27 年度決算検査報告	107 ページ参照

1 本院が表示した意見

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)は、日本郵政公社の

民営・分社化前に預入れなどが行われた定額郵便貯金等の郵便貯金及び簡易生命保険を承継して管理しているが、満期経過後の払戻しなどが行われないことから、多額の権利消滅金及び時効完成益が毎年度発生している。しかし、多額の権利消滅金及び時効完成益が毎年度継続して発生していることにより増加を続けている利益剰余金については、機構が業務を確実に履行する上で保有する必要性が乏しいと認められるのに、5年間の中期目標期間が終了するまでこれを保有し続けている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、機構と共に、機構が業務を履行するために保有する必要がない利益剰余金の額を速やかに把握して国庫に納付させるとともに、関係機関と調整して国庫納付の在り方について検討した上で、今後は中期目標期間の終了時だけでなく、適時に利益剰余金を国庫に納付させることが可能となるように適切な制度を整備するよう、総務大臣に対して平成24年5月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 機構と協議して、第1期中期目標期間(19年10月から24年3月まで)の終了後、利益剰余金のうち、次期中期目標期間に繰り越すべき金額を控除した残額である郵便貯金勘定382億2028万余円、簡易生命保険勘定108億2794万余円、計490億4822万余円を24年7月に機構から国庫に納付させた。

イ 国庫納付の在り方について所要の検討を行った結果、機構が中期目標管理法人に分類され、業務を履行するために保有する必要がない利益剰余金は中期目標期間終了ごとに国庫納付することとなったことなどにより、適時に利益剰余金を国庫に納付させることが可能となるように制度を整備することは困難であるとの判断に至っていた。また、機構の評価に関して有識者会議で機構の中期目標期間は5年が適当であるとの結論を得たことを勘案して、29年4月から始まる中期目標期間は期間を短縮せず、引き続き5年とすることとした。

なお、機構と協議して、第2期中期目標期間(24年4月から29年3月まで)の終了後、利益剰余金のうち計520億5078万余円を29年7月に機構から国庫に納付させていた。また、今後も利益剰余金が発生することが見込まれることから、29年6月に機構に対して通知を発し、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等により報告を受けているものに加えて、毎事業年度の終了後に国庫納付が可能な額の検討結果とその算出過程を報告させることとした。

平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付額算定のための報告について

(平成 27 年度決算検査報告 100 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

総務省は、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)に規定する国有財産のうち、在日合衆国軍隊の用に供するためアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物(以下「提供国有財産」という。)並びに自衛隊が使用する飛行場等の用に供する土地、建物及び工作物(以下、これらを合わせて「算定対象国有財産」という。)が所在する市町村(特別区にあっては東京都)に対して、国有提供施設等所在市町村助成交付金(以下「市町村助成交付金」という。)を交付している。都道府県知事は、毎年度、管内市町村の区域内に当該年の 3 月 31 日現在において所在する算定対象国有財産の価格の合算額を総務大臣に報告しなければならないこととなっている。総務省は、この報告に当たり、都道府県に対して、国有提供施設等報告書(以下「報告書」という。)等を作成させていて、報告書等に基づき市町村助成交付金の交付額の算定を行っている。報告書等に計上される提供国有財産は新たな提供又は返還があれば異動が生ずることになることから、都道府県は、毎年度、在日合衆国軍隊の用に供するために新築した建物等で当該年の 3 月 31 日現在において提供されていない国有財産(以下「未提供国有財産」という。)、未提供国有財産であったものが実際に在日合衆国軍隊の用に供するために新たに提供された国有財産(以下「新規提供国有財産」という。)及び在日合衆国軍隊の用に供する必要がなくなり返還された国有財産(以下「返還国有財産」という。)を正確に把握しなければならないこととなる。「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(昭和 35 年条約第 7 号)に基づく施設及び区域の提供、返還等に関する協定が締結された場合においては、防衛省は、関係各省各庁に防衛事務次官名による通知(以下「防衛省通知」という。)を行うこととなっており、防衛省通知は、当該施設及び区域が所在する市町村が存する都道府県知事にも通知されている。しかし、3 都県において、提供国有財産に異動があるかを正確に把握しないまま、未提供国有財産及び返還国有財産を算定対象国有財産に含めて報告書等が作成されているのに、総務省において、これらの報告を基に市町村助成交付金の交付額を算定している事態が見受けられた。

したがって、総務省において、都道府県に対して、報告書等に未提供国有財産及び返還国有財産を計上しないこととする取扱いを明示するとともに、新規提供国有財産及び返還国有財産について防衛省通知に記載されている情報を用いて的確に把握して報告書等を作成することを周知するよう、総務大臣に対して平成 28 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、29 年 4 月に都道府県に対して事務連絡を発して、報告書等に未提供国有財産及び返還国有財産を計上しないこととする取扱いを明示するとともに、新規提供国有財産及び返還国有財産について防衛省通知に記載されている情報を用いて的確に把握して報告書等を作成することを周知する処置を講じていた。

第4 法 務 省

不 当 事 項

不 正 行 為

(46) 職員の不正行為による損害が生じたもの
(47)

会計名及び科目	(1) 一般会計 (部) 租税及印紙収入 (款) 印紙収入 (項) 印紙収入
部 局 等	(1) 東京法務局、同局墨田、豊島、港各出張所 (2) 新潟刑務所
不正行為期間	(1) 平成 18 年 1 月～28 年 12 月 (2) 平成 27 年 11 月～28 年 3 月
損害金の種類	(1) 登録免許税 (2) 保管金
損 害 額	(1) 472,936,000 円(平成 17、18 両年度、21 年度～28 年度) (2) 5,800,000 円 計 478,736,000 円

本院は、東京法務局、同局墨田、豊島、港各出張所(以下「4 部局」という。)及び新潟刑務所における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく法務大臣からの報告又は会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 42 条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、4 部局及び新潟刑務所において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

上記の不正行為により損害が生じたものが 2 件、損害額で計 478,736,000 円あり、いずれも不当と認められる。

この 2 件を損害の補填が終わっていないものと損害額の全てが補填済みとなっているものとに分けて示すと、次のとおりである。

ア 平成 29 年 9 月末現在で損害の補填が終わっていないもの

部 局 等	不正行為期間 年月	損 害 額 円
(46) 東京法務局、同局 墨田、豊島、港各 出張所	18. 1 から 28.12 まで	472,936,000

本件は、上記の各部局において、登記調査官(平成 27 年 3 月 31 日以前は登記官)天野某が、登記申請の受付等の事務に従事中、18 年 1 月から 28 年 12 月までの間に、郵送により送付されるなどした登記申請書に貼付されていた収入印紙について、消印をせずに剥ぎ取り、登記済みの他の登記申請書から剥ぎ取った消印済みの収入印紙を貼付し、その上から更に消印をして、収入印紙 472,936,000 円分を領得したものである。

なお、本件損害額については、29 年 9 月末現在で 290,000 円が同人から返納されている。

部 局 等	不正行為期間 年月	損 害 額 円
イ 平成 29 年 9 月末現在で損害額の全てが補填済みとなっているもの		
第 3 章 第 1 節 第 4 法務省	(47) 新潟 刑 務 所	27.11 から 28. 3 まで 5,800,000
	<p>本件は、上記の部局において、法務事務官が、歳入歳出外現金出納官吏等の補助者として小切手の作成等の事務に従事中、平成 27 年 11 月から 28 年 3 月までの間に、歳入歳出外現金出納官吏等の会計機関印を無断で使用して小切手を作成し、これを現金化するなどして、保管金 5,800,000 円を領得したものである。</p> <p>なお、本件損害額については、28 年 9 月に全額が同人から返納されている。</p>	
	(46) (47) の計	478,736,000

第5 外 務 省

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 政府開発援助の実施に当たり、建物の設計を伴う建築工事を行う事業を実施する場合、事業の申請を受けるなどの段階で、設計を行う者の専門的能力の有無等について確認することにより、適切な設計等が実施されるよう事業実施機関に要請するなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費	
	(2) 独立行政法人国際協力機構 有償資金協力勘定(平成11年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行 海外経済協力勘定、11年9月30日以前は海外経済協力基金)	
部 局 等	(1) 外務本省	
	(2) 独立行政法人国際協力機構(平成11年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行、11年9月30日以前は海外経済協力基金)	
政府開発援助の内容	(1) 無償資金協力	
	(2) 有償資金協力	
検査及び現地調査の実施事業数並びにこれらの事業に係る贈与額計又は貸付実行累計額	(1) 82事業 312億7336万余円(平成16年度～28年度)	
	(2) 15事業 3408億9227万余円(平成3年度～28年度)	
	計 97事業	
援助の効果が全く発現していないと認められる事業数及びこれらの事業に係る贈与額計	(1) 2事業 2613万円(平成24、26、27各年度)	
援助の効果が十分に発現していないと認められる事業数及びこれらの事業に係る贈与額又は貸付実行累計額	(1) 1事業 847万円(背景金額) (平成22年度)	
	(2) 1事業 314億6768万円(背景金額) (平成8年度～18年度)	

【意見を表示したものの全文】

政府開発援助の効果の発現について

(平成29年10月30日付け 外 務 大 臣 宛て)
独立行政法人国際協力機構理事長

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 政府開発援助の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助を実施している。

そして、外務省は、援助政策の企画立案や政策全体の調整等を行っている一方、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施等を行っている。このほか、各府省庁がそれぞれの所掌に係る国際協力として技術協力を実施するなどしている。

無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより行われるものである。無償資金協力は、平成20年9月までは外務省が実施し機構がその一部の実施の促進に必要な業務を行っていたが、同年10月以降は、外務省が実施する一部の無償資金協力を除き、機構が実施することとなっている。そして、外務省が実施する無償資金協力のうち、草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)は比較的小規模なプロジェクトに対して、在外公館が資金を贈与するものである。

技術協力は、開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修、開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣、機材の供与等を行うもので、機構や各府省庁が実施することとなっている。

有償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、資金供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないように金利、償還期間等について緩やかな条件が付されている資金を供与することなどにより行われるもので、機構(11年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行。11年9月30日以前は海外経済協力基金)が実施することとなっている。

28年度におけるこれらの実績は、外務省及び機構が実施した無償資金協力1729億9813万余円、機構が実施した技術協力907億9960万余円及び有償資金協力9046億3132万余円となっている。

2 本院の検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点及び着眼点)

本院は、外務省又は機構が実施する無償資金協力、技術協力及び有償資金協力(以下、これらを合わせて「援助」という。)を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査及び現地調査を実施した。

- ① 外務省及び機構は、事前の調査、審査等において、援助の対象となる事業が、援助の相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)の実情に適応したものであることを十分に検討しているか、また、交換公文、借款契約等に則して援助を実施しているか、さらに、援助を実施した後に、事業全体の状況を的確に把握、評価して、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。
- ② 相手国等において、援助の対象となった施設、機材等は当初計画したとおりに十分に利用されているか、また、事業は援助実施後においても相手国等によって順調に運営されているか、さらに、援助対象事業が相手国等が行う他の事業と密接に関連している場合に、その関連事業の実施に当たり、は行等が生じないよう調整されているか。

(検査及び現地調査の対象及び方法)

本院は、外務本省及び機構本部において援助対象事業について協力準備調査報告書等を確認したり、説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行うとともに、在外公館及び機構の在外事務所において事業の実施状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

さらに、本院は、援助の効果が十分に発現しているかなどを確認するために、29年次に^(注)12か国において、無償資金協力82事業(贈与額計312億7336万余円)、技術協力42事業(経費累計額59億5537万余円)、有償資金協力15事業(貸付実行累計額3408億9227万余円)、計139事業を対象として、外務省又は機構の職員の立会いの下に相手国等の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況を確認したりして現地調査を実施するなどした。また、相手国等の保有している資料で調査上必要なものがある場合は、外務省又は機構を通じて入手した。

(注) 12か国 ブラジル連邦共和国、インド、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、ミクロネシア連邦、モンゴル国、ニカラグア共和国、パラオ共和国、スリランカ民主社会主義共和国、ウガンダ共和国

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査を実施したところ、無償資金協力2事業(贈与額計2613万余円)については援助の効果が全く発現しておらず、また、無償資金協力1事業(贈与額847万余円)及び有償資金協力1事業(貸付実行累計額314億6768万余円)については援助の効果が十分に発現していなかった。

(1) 援助の効果が全く発現していない事業

ア 草の根無償：リロングウェ市ビウィ診療所建設計画

(ア) 事業の概要

この事業は、マラウイ共和国のリロングウェ市郊外のビウィ地区において、住民が恒常的に無料の保健医療サービスを受けられるようにするために、公立無料診療所(以下「診療所」という。)を建設等するものである。

在マラウイ日本国大使館(以下「マラウイ大使館」という。)は、事業実施機関であるリロングウェ市との間で24年12月に贈与契約を締結して、25年1月に診療所の建設等を行うための資金として174,898米ドル(邦貨換算額1416万余円)を贈与している。

(イ) 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、診療所の建物は、25年5月の工事開始から2年10か月以上が経過した28年3月に正面玄関の柱が倒壊するなどして、建設工事は中断されたままとなっていて、贈与契約締結後4年を経過した現地調査実施時(29年5月)において、診療所の建設が完了していなかった。

同市がマラウイ大使館に提出した事業の中間報告書等によると、同市は、上記のように、建物が損壊して安全性が懸念されたことから、28年3月に第三者の評価機関であるマラウイ技術研究所に建物の簡易評価を依頼していた。そして、同研究所が同年4月に同市に提出した報告書によると、診療所の建物が損壊した原因は、建設業者の粗雑な工事によるほか、同市による適切でない設計、粗雑な工事を看過した同市の施工管理の欠如等にあるとされていた。さらに、同市は、同研究所の勧告に基づいて、29年2月にコンサルタント会社の技術者による詳細な構造評価を依頼するなどしていた。

マラウイ大使館は、事業計画策定時に、同市から診療所の設計図等の提出を受けて、診療所の建物の設計等に関する計画や同市の施工管理等の体制を確認したとしていた。

しかし、同市においては、公共の建物の設計及び施工管理は本来同市の建物検査部が担当することになっている一方で、この事業では、建物の設計を専門としない土木局に属する土木工事技術者に実施させていた。マラウイ大使館は、このことについて十分に把握していなかった。

イ 草の根無償：ドーワ県シンタラ・ミティティ橋建設計画

(ア) 事業の概要

この事業は、マラウイ共和国のドーワ県ドゥズール地区に所在するシンタラ村とングダ村の間を雨季にのみ流れ洪水が多発するミティティ川において、同河川周辺で生活する住民が、雨季においても両村間で往来できるようにして、教育、医療、流通等の社会、経済サービスを恒常的に受けられるようにするために、橋りょうを建設するものである。

マラウイ大使館は、事業実施機関であるドーワ県との間で26年10月に贈与契約を締結して、27年3月に橋りょうを建設するための資金として71,245米ドル(邦貨換算額691万余円)を贈与している。また、マラウイ大使館は、同年11月に、上記の当初事業で既に工事に着手していた橋りょうの橋長を延長する必要性が生じたとして、同県から追加事業の申請を受けて、28年2月、46,007米ドル(邦貨換算額506万余円)を更に贈与している。

そして、事業実施機関は、この事業の実施に当たって、橋台2基、橋脚6基等を築造するなどして、新たな橋りょうを建設することとしていた。

(イ) 検査の結果

マラウイ大使館において検査したところ、事業実施機関は、27年1月の大雨によって同河川の川幅が当初設計よりも広がったため、同年4月にマラウイ大使館に橋りょうの建設計画の変更を申請し、当初事業の中で橋長を当初の32mから39mに延長する工事を行っていた。また、事業実施機関は、同年8月に再度、現場でのモニタリング調査を実施した結果、今後更に川幅が広がった場合に川岸に設置した管渠が流失するおそれのあることが判明したことから、前記のとおり、同年11月に追加事業の申請を行い、橋長を39mから56mに延長する追加事業を実施していた。

そして、その後、橋りょうは29年1月におおむね完成状態となったが、同年2月に発生した濁流によって橋台及び橋脚の周辺の土壌が洗掘されたことから、橋台1基及び橋脚1基が崩壊し、橋桁が落下していた。

上記の橋りょうは、橋りょうの建設計画により過去に橋りょうの橋桁等が流失していた場所に建設されており、マラウイ大使館は、事業計画策定時に、事業実施機関から申請を受けた橋りょうの建設計画において、橋りょうの諸元、建設場所等を確認したとしていた。

しかし、マラウイ大使館は、橋りょうの建設場所が過去に橋りょうの橋桁等が流失した場所であることを建設計画により把握していたのに、当初の事業計画策定時に、橋りょうの建設場所等に関する建設計画の検証を十分に行っていなかった。

(2) 援助の効果が十分に発現していない事業

ア 草の根無償：連邦区プラナウチーナ地区飲食業職業訓練施設建設計画

(ア) 事業の概要

この事業は、ブラジル連邦共和国(以下「ブラジル」という。)の連邦区プラナウチーナ地区において、雇用の促進や収入の増加に貢献するよう若者や女性に対して飲食

サービス業へ就労するための職業訓練を行うことを目的として、職業訓練施設(れんが造平屋建て)を新たに建設するとともに、コンロ、オープン、冷凍庫等の調理用機材等を整備するものである(以下、この事業により整備された職業訓練施設、調理用機材等を「職業訓練施設等」という。)

在ブラジル日本国大使館(以下「ブラジル大使館」という。)は、事業実施機関であるキリスト・ファミリー協会との間で23年3月に贈与契約を締結して、同月に職業訓練施設等の整備を行うための資金として90,112米ドル(邦貨換算額847万余円)を贈与している。

そして、事業実施機関は、事業計画において、若者や女性が職業訓練施設等を利用して飲食サービス業へ就労するための職業訓練を毎週5日間行うこととし、職業訓練の教員として近隣のレストランの調理師等によるボランティアの支援を得ることとしていた。

また、草の根無償については、草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドラインによると、在外公館が原則として事業完了から2年後にフォローアップ調査として現地視察を行い、その時点における現況を確認した上で、その現況を事業実施機関と共有し、有効に事業を継続させることが有用であるとされている。

(イ) 検査の結果

ブラジル大使館において検査したところ、職業訓練施設等の整備は24年2月に完了しており、ブラジル大使館は26年2月及び3月にフォローアップ調査を行っていた。その調査報告書によると、職業訓練の実施に当たり、ボランティアの支援を得ることができなかつたり、光熱費等の施設維持費、食材費等の事業運営に要する資金を確保できなかつたりしたことなどから、事業が完了してからフォローアップ調査までの2年間において、職業訓練施設等が職業訓練のために使用された実績は2回のみとなっていた。

そして、その後、ブラジル大使館は、職業訓練施設等の使用状況を確認するための調査(以下「確認調査」という。)を26年5月に1回行い、その際に、職業訓練施設等が職業訓練のために使用されていないことから、事業実施機関に対して職業訓練のために使用するよう働きかけを行ったとしていた。

しかし、ブラジル大使館は、上記の確認調査後から会計実地検査の直前の29年3月まで再度の確認調査や目的に沿って使用するようとの働きかけを行っていなかった。そして、同月にブラジル大使館が確認調査を行ったところ、職業訓練施設等は、同地区の生活困窮者に対して提供する食事を調理する目的で月4回程度使用されているのみで、事業の目的である職業訓練のためには全く使用されていない状態になっていた。

イ 有償資金協力：グアナバラ湾流域下水処理施設整備事業

(ア) 事業の概要

この事業は、ブラジルのリオデジャネイロ州において、下水処理施設が十分に整備されておらず、同州のグアナバラ湾に家庭からの生活排水(以下「汚水」という。)が未処理状態で流入しており水質汚濁の原因の一つとなっていることから、住民の衛生環境の改善及び同湾へ流入する汚濁物質の削減を目的として、同湾流域の西部地域に下水処理施設を建設するものである。

機構は、外務省がブラジル政府との間で5年3月に取り交わした交換公文に基づき、同州政府との間で6年3月に314億7500万円を貸付限度額とする貸付契約を締結し、下水処理施設を建設するための資金として8年度から18年度までの間に計314億6768万余円を貸し付けている。

そして、事業実施機関である同州の上下水道公社は、グアナバラ湾流域の4地区(アレグリア、パブナ、サラプイ、ペーニャ各地区)において、アレグリア、パブナ、サラプイ各下水処理場(以下、これらを合わせて「3下水処理場」という。)の建設及びペーニャ下水処理場(以下、3下水処理場と合わせて「4下水処理場」という。)での遠心脱水機の整備を、有償資金協力により行い、また、3下水処理場に接続する幹線管渠、下水管網等(以下「幹線管渠等」という。)の整備を、有償資金協力及び同州政府の負担により行っている。一方、ペーニャ地区においては、既存の幹線管渠等を引き続き使用しており、当該事業では、新たな幹線管渠等の整備を行っていない。

(イ) 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、有償資金協力で整備した3下水処理場の建設については、13年から21年までの間にそれぞれ完了していた。一方、事業実施機関は、3下水処理場に接続する幹線管渠等の整備については、10年までに完了させることとしていたが、表1のとおり、現地調査実施時(29年4月)においても完了していなかった。

表1 アレグリア地区他2地区の幹線管渠等の整備状況 (単位: km, %)

地区	計画(A)	29年4月までの実績(B)	進捗率(B/A)
アレグリア	23.1	16.9	73.1
パブナ	404.5	194.7	48.1
サラプイ	302.2	227.9	75.4
計	729.8	439.5	60.2

また、ペーニャ下水処理場の遠心脱水機の整備については、13年に完了していたが、同下水処理場の他施設の老朽化により流入する汚水全ての処理が行えないことから、流入量を制限して他の下水処理場に汚水を回して処理していた。

これらのため、表2のとおり、28年の各下水処理場で処理した汚水の量(以下「処理量」という。)が各地区で発生する汚水の量を考慮して決定された処理能力を大幅に下回っており、各下水処理場の処理能力に対する28年の処理量の割合(以下「稼働率」という。)は平均25.7%となっていた。

表2 4下水処理場における汚水の処理状況 (単位: L/秒, %)

下水処理場	処理能力(A)	28年の処理量(平均)(B)	稼働率(B/A)
アレグリア	5,000	1,307	26.1
パブナ	1,500	233	15.5
サラプイ	1,500	327	21.8
ペーニャ	1,600	605	37.8
計	9,600	2,472	25.7

そして、各下水処理場の処理能力の一部に当たる汚水しか処理されていないことにより、未処理の汚水が引き続きグアナバラ湾へ流入していると推測され、住民の衛生環境の改善及び同湾へ流入する汚濁物質の削減効果が十分でない状況となっていた。

さらに、アレグリア下水処理場においては、表3のとおり21年1月の完成から現地調査実施時までの8年以上にわたり一度も使用されていない施設が見受けられた。また、アレグリア下水処理場及びパーニャ下水処理場においては、有償資金協力で整備されていた施設の一部について、経年劣化等により故障したのに、汚水の流入量を考慮すると同じ処理場内の他の施設で下水処理を行うことができるとして修理されずに使用されていなかった(表3参照)(以下、これらの使用されていない施設を合わせて「遊休施設」という。)

表3 有償資金協力で整備した下水処理場の施設のうちの遊休施設

下水処理場	8年以上一度も使用されていない施設	故障したのに修理されずに使用されていない施設
アレグリア	エアレーションタンク 4基 沈殿槽 4基 コンプレッサー 2台	沈砂池 2池 最初沈殿池 3池 細目スクリーン 1基
パーニャ	—	遠心脱水機 2台

遊休施設については、今後、汚水の流入量が増加した場合等に使用するためには、点検又は修理が必要な状態となっており、機構は、遊休施設の維持管理を適切に行うことについて、事業実施機関と十分に協議・検討を行う必要があった。

機構は、4下水処理場が完成した直後の22年時点においては、稼働率の低迷等について、9年頃に発生した経済危機に端を発する同州政府における財政の資金不足により幹線管渠等の整備が遅れたためであるとしており、同州政府がブラジル政府等から資金を借り入れることなどにより、事業実施機関が、28年に同州で行われるオリンピックの開催に向けて、26年末までに幹線管渠等の整備を完了させる予定であることを確認しているとしていた。

しかし、同州政府は、金融機関からの融資を得ていたが、その後の同州政府の財政悪化のため、29年4月の現地調査実施時には金融機関からの融資が中断されていて、幹線管渠等の整備は滞っていた。

これに対して、機構は、事業実施機関と協議・検討を行い、同州政府に対する金融機関による融資の状況の把握や金融機関に対して同州政府と調整を行うよう申入れを行ったなどとしているものの、引き続き事業実施機関と資金確保に向けて協議・検討を行う必要があった。

そして、機構が確認していた同州政府による幹線管渠等の整備の完了予定である26年から2年以上が経過した現地調査実施時においても、前記のとおり事業は完了していなかった。

(改善を必要とする事態)

援助の効果が全く発現していない事態及び援助の効果が十分に発現していない事態は適切ではなく、外務省及び機構において必要な措置を講じて効果の発現に努めるなどの改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア リロングウェ市ピウィ診療所建設計画については、外務省において、事業計画策定時に、事業実施機関からの申請書類等において、建物の設計を専門としない土木工事技術者が診療所の建物の設計や施工管理を実施することになっていたのに、そのことについての把握が十分でなく、適切な設計や施工管理を実施するよう要請していなかったこと
- イ ドーワ県シンタラ・ミティティ橋建設計画については、外務省において、事業計画策定時に、事業実施機関から申請を受けた橋りょうの建設場所等に関する建設計画の検証を十分に行っていなかったこと
- ウ 連邦区プラノウチーナ地区飲食業職業訓練施設建設計画については、外務省において、フォローアップ調査等により職業訓練施設等が目的に沿って使用されていないことを確認したものの、その後、使用状況についての確認や目的に沿って使用することについて事業実施機関に対する働きかけを十分に行っていなかったこと
- エ グアナバラ湾流域下水処理施設整備事業については、リオデジャネイロ州政府の資金不足という事情もあるが、機構においても、下水処理場と幹線管渠等が一体となって環境対策の目的が達成されるよう、幹線管渠等の整備の速やかな完了に向けた着実な事業の進捗に必要な資金を確保することや、遊休施設の維持管理を適切に行うことについて、事業実施機関等と協議・検討を十分に行っていなかったこと

3 本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

- ア リロングウェ市ピウィ診療所建設計画については、外務省において、事業実施機関に対して、構造評価の評価結果に基づき、速やかに工事を再開させて診療所を完成させるよう働きかけるとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たって、建物の設計を伴う建築工事を行う事業を実施する場合、申請を受けるなどの段階で、建物の設計を行う者の専門的能力の有無及び建築工事に係る施工管理等の体制について確認することにより、適切な設計や施工管理が実施されるよう事業実施機関に要請することとすること
- イ ドーワ県シンタラ・ミティティ橋建設計画については、外務省において、事業実施機関に対して、速やかな工事の再開及び橋りょうの完成に向けて、橋りょう崩壊の原因を究明し、その結果を基にして、設計を見直したり、橋りょうの建設場所等に関する建設計画の見直しについて検討したりなどするよう働きかけるとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たって、大雨による洪水が多発している場所に橋りょうを建設する計画の申請を受けた場合、橋りょうの建設場所等に関する建設計画について検証を十分に行うこととすること
- ウ 連邦区プラノウチーナ地区飲食業職業訓練施設建設計画については、外務省において、事業実施機関に対して、飲食サービス業へ就労するための職業訓練を行うなどして職業訓練施設等を事業の目的に沿って使用するよう積極的に働きかけるとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償で職業訓練を行うための施設の建設又は機材の整備を行う事業を実施するに当たって、事業実施後、フォローアップ調査等により現況の調査を行い、職業訓練施設が事業の目的に沿って使用されていないことを確認した場合、事業の目的に沿って使用するよう事業実施機関へ働きかけを十分に行うとともに、事業実施機関が適切な対応を執ったか適時に確認することとすること

エ グアナバラ湾流域下水処理施設整備事業については、機構において、幹線管渠等の整備の速やかな完了に向けた着実な事業の進捗に必要な資金を確保することや、幹線管渠等の整備が進捗した場合等に、有効に利用できるよう遊休施設を適切に維持管理することについて、事業実施機関等と十分に協議・検討を行うとともに、当該事業における事態を踏まえて、今後、有償資金協力を実施するに当たって、事業実施後、幹線管渠等の整備の遅れにより下水処理場を含む事業全体の効果の発現が不十分となっている場合、事業の着実な進捗及び完了を促進するよう事業実施機関と十分に協議・検討を行うこととする

- (2) 国際熱帯木材機関において投資に伴う財務損失が発生したことを踏まえ、国際機関等から提出される決算書の確認方法について具体的な手続等を整備したり、国際機関等における拠出金の適切な管理について、理事会等において必要な働きかけを行うこととするよう各担当者に周知したりすることなどにより、同種の事態が生じないなどするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)外務本省 (項)国際分担金其他諸費
部 局 等	外務本省
国際熱帯木材機関に対する拠出金の概要	国際熱帯木材機関に対して、熱帯木材生産林の持続可能な経営の促進等を目的とした森林経営、林地の復旧等の事業に充てるための資金を支払うもの
国際熱帯木材機関において発生した財務損失に係る外務省が拠出した拠出金相当額	5億6038万円

【意見を表示したものの全文】

国際熱帯木材機関における財務損失の発生を踏まえた国際機関等から提出される決算書の確認体制の整備等について

(平成29年10月24日付け 外務大臣 宛て)
林野庁長官

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 国際熱帯木材機関に対する拠出金の概要等

(1) 国際機関等に対する拠出金の概要

我が国は、国際連合に代表される国際機関、国際的な活動を行っている民間団体等(以下「国際機関等」という。)に対して、その活動に必要な経費に充てるために、国際機関等と協議の上、毎年度拠出金を拠出するなどしている。

(2) 国際熱帯木材機関の概要

国際熱帯木材機関(The International Tropical Timber Organization。以下「ITTO」という。)は、熱帯木材生産林の持続可能な経営の促進、熱帯木材貿易の拡大等を目的として、昭和60年に設立された国際機関であり、「2006年の国際熱帯木材協定」(平成23年条約第18号。以下「協定」という。)に基づき、森林経営、林地の復旧等の事業を行っている。

そして、平成29年3月末現在、我が国のほか71か国及び欧州連合がITTOに加盟しており、協定に基づき、全ての加盟国で構成された国際熱帯木材理事会(以下「理事会」という。)が最高機関となっている。我が国は、ITTOの設立当初からの加盟国であり、外務省及び林野庁(以下、外務省と林野庁を合わせて「貴省庁」という。)の担当者が理事会に出席している。また、理事会の下に事務局(以下「ITTO事務局」という。)が横浜市に設置されており、ITTO事務局の長である事務局長は、協定及び理事会の決定に基づいた事業等の実施について、理事会に対して責任を負うこととされている。

(3) ITTO に対する拠出金

ITTOに対する拠出金は、協定に基づき、森林経営等の事業実施のための費用に使用されることとなっている。また、拠出金を拠出している国(以下「拠出国」という。)は、任意に決定した金額を拠出して、自己の拠出金を特定の事業に割り当てるように要請することができることとなっており(以下、拠出金により実施される事業を「拠出金事業」という。)、拠出金事業の完了後、拠出金に残額(以下「使用残額」という。)が生じている場合、その用途は、拠出国が決定することとなっている。

そして、我が国は、持続可能な森林経営促進のための支援や森林減少及び森林劣化の抑制等を目的として、ITTOに対して、23年度から27年度までに計17億2689万余円の拠出金を拠出しており、また、ITTOに対する拠出金の総拠出額における我が国の拠出割合は、23年から26年までの各会計年度(1月から12月まで。以下、「会計年度」とは、ITTOの会計年度のことをいう。)において、50%から61%までと拠出国の中で最も高くなっている。

(4) ITTO における拠出金の会計処理

ITTOにおける拠出金は、協定に基づき、特別勘定等において経理されることとなっており、具体的な会計に関する事項は、ITTOの財政規則において定められている。そして、これらの勘定について作成された決算書は、理事会により指名された独立監査人による会計監査を受けた上で各会計年度の終了後6か月以内に各加盟国に送付され、その後開催される最初の理事会において、承認に向けて審議されることとなっている。

(5) ITTO における財務損失の発生

ITTO事務局は、27年11月にマレーシアで開催された第51回理事会において26会計年度の決算を報告する際、24年に拠出金を財源として、財政規則に反するおそれのある投資ファンドに600万米ドルの投資を行っていたこと、当該投資ファンドが25年に清算手続に入ったことなどにより25会計年度の決算において600万米ドルの損失を計上したこと、及び25年から26年までの間に上記の投資ファンドとは別の投資ファンドに対しても拠出金を財源として財政規則に反するおそれのある1220万米ドルの投資を行っていることを報告した。

理事会は、ITTO事務局からこれらの投資に関する報告を受けて、調査監視委員会をITTO内に設置することを決定した。その後、ITTOは、28年2月に上記の1220万米ドルを投資していた投資ファンドに対して投資資金の返還を請求したものの、同年4月に当該投資ファンドから清算手続に入った旨を通知され、上記600万米ドルの損失に加えて、1220万米ドルについても資金の回収が見込めない状況となったことが判明した。

そして、同年11月に開催された第52回理事会において、理事会は、財務損失への対応指針(以下「対応指針」という。)を採択した。対応指針等によれば、29年11月に行われる第53回理事会において、対応指針等に基づく財務損失の処理状況が報告されることとなっている。

2 本院の検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、貴省庁がITTOの財務損失を未然に防止することが可能であったか、この一連の事態によりITTOにおける我が国の拠出金事業にはどのような影響があるのかなどに着眼して、ITTOに対する我が国の拠出金等を対象として、貴省庁において、ITTOの決算書等の内容の確認状況等について会計実地検査を行うとともに、外務省の職員の立会いの下にITTO事務局の協力が得られた範囲内で、現在のITTO事務局職員から財務損失に関する説明及び資料の提出を受けるなどして現地調査を実施した。

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査を実施したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 貴省庁におけるITTOの決算書の確認状況等

ア 貴省庁におけるITTOの決算書の確認状況

ITTOの財政規則によれば、全ての収入を理事会で承認を受けた金融機関に預け入れることとされており、21年の理事会において、5金融機関に対する預入れ及びこれらの金融機関における信用リスクのない(no credit risk)資金運用が承認されている。しかし、調査監視委員会の調査により、当時の事務局長、事務局次長及び財務部長(以下、これらの者を合わせて「3幹部」という。)は、財政規則に反して理事会で承認を受けていない金融機関(以下「未承認金融機関」という。)である投資ファンドに対して24年10月に600万米ドル、25年3月に620万米ドル、26年2月に600万米ドル、計1820万米ドルを投資していたことが判明した。

また、ITTOの決算書は、理事会の開催前に各加盟国に送付されていることから、貴省庁は、送付された決算書を精査することにより、財務状況を確認することができる状況にある。

そこで、ITTOが未承認金融機関に対して投資していたことについて、貴省庁が決算書により把握することが可能であったのかなどについて確認したところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 理事会で承認された決算書の記載内容から把握可能な事項

ITTOの決算書は、貸借対照表(Balance Sheets)、損益計算書(Statements of Revenues and Expenditures)等から構成されている。そして、23会計年度から26会計年度までの決算書の記載内容についてみると、表1のとおりとなっており、24会計年度の貸借対照表には満期保有債券が1506万余米ドル計上されている一方で投資有価証券は計上されていなかった。これに対して、25、26両会計年度の貸借対照表には満期保有債券が計上されておらず、投資有価証券がそれぞれ1290万余米ドル及び1220万米ドル計上されていた。また、25会計年度の損益計算書には投資有価証券の減損処理として600万米ドルが計上され、投資有価証券に関して、600万米ドルを投資した投資ファンドが清算手続に入ったため同額を減損処理する旨が注記されていた。

表1 ITTOの決算書における記載内容(平成23会計年度～26会計年度)

貸借対照表

(単位:米ドル)

科目	平成23会計年度末	24会計年度末	25会計年度末	26会計年度末
Assets(資産)	50,970,104	45,165,005	38,326,258	38,841,939
うち Held to maturity securities(満期保有債券)	4,969,284	15,061,660	—	—
うち Investments in securities(投資有価証券)	—	—	12,902,060	12,200,000
Liabilities and contributions(負債)	6,182,089	3,428,490	5,800,715	4,909,424
Members' funds(出資)	44,788,015	41,736,515	32,525,542	33,932,516

損益計算書

(単位:米ドル)

科目	平成23会計年度	24会計年度	25会計年度	26会計年度
Revenues(収益)	26,848,781	18,702,494	17,676,203	19,433,111
Expenditures(費用)	20,019,931	21,758,946	25,001,823	18,262,059
うち Impairment of Investments in securities(投資有価証券の減損処理)	—	—	6,000,000	—
Excess of revenues over expenditures(収入超過額)	6,828,850	-3,056,452	-7,325,620	1,171,052

(注) 科目における()書きは本院による邦語訳である。

したがって、貴省庁は、24、25両会計年度の決算書により、ITTOが25会計年度に新たな投資を行っていたことが、また、25会計年度の決算書により、理事会において資金運用の承認を受けた5金融機関ではなく信用リスクのある未承認金融機関へ投資していたことが把握可能であったと認められる。

(イ) 貴省庁における決算書の確認状況

貴省庁は、ITTOが未承認金融機関に投資していたことが上記のとおり把握可能であった25会計年度の決算書を26年6月30日に受領しており、理事会が開催される同年11月3日までのおおむね4か月の間決算書を確認することが可能であった。しかし、貴省庁は、前記の600万米ドルに及ぶ減損処理に関する注記等について、ITTO事務局に対して疑義を呈したり、理事会において質問したりするなどの対応を行っておらず、決算書の確認を十分に行わないまま、25会計年度の決算書を承認する旨を表明していた。

(ウ) 投資資金の払戻しの可能性

前記のとおり、25年及び26年に投資ファンドに投資した計1220万米ドルについて、28年4月に当該投資ファンドから清算手続に入った旨が通知され、回収が見込めない状況となっていることが判明している。そこで、信用リスクのある未承認金融機関である投資ファンドへの投資を貴省庁が把握可能であったと認められる26年6月以降に、投資資金の払戻しを受けることができたのかをみるために、当該投資ファンドからITTO事務局に送付されていた書類を確認したところ、当該投資ファンドは、26年12月末現在において、ITTO事務局が投資した1220万米ドルに見合う資産を保有していることなどが記述されていた。したがって、貴省庁が25会計年度の決算書を受け取った26年6月に適切に事態を把握して、当該事態を問題視するとと

もに、信用リスクのある未承認金融機関である投資ファンドに投資されていた上記の1220万米ドルについて、解約する手続をとるよう ITTO に要求していれば、投資した資金の全部又は一部が払い戻された可能性がある」と認められる。

イ 貴省庁における国際機関等の決算書の確認体制

貴省庁では、我が国が国際機関等の加盟国として決算書の承認等を行う必要がある場合、各国際機関等を担当する担当者が決算書を確認することになっている。

そこで、貴省庁において、国際機関等から送付されてくる決算書に関する確認方法について検査したところ、どのような点に注意して確認するのか、疑義があった場合にどのような対応をとるのかなどの具体的な手続等は定められていなかった。また、各担当者に対する貸借対照表、損益計算書等に関する研修も実施されていなかった。これらのことから、貴省庁においては、国際機関等の決算書を確認することの重要性に対する意識が低いと認められる。

(2) 一連の事態が生ずる原因となった ITTO の体制の問題

ITTO 事務局は、一連の事態が生ずる原因には、ITTO における次のような財務会計事務処理上の問題点があったとしている。

ア ITTO における支払の意思決定の手続は、投資に関与した3幹部のみの決裁により可能な体制となっていた。そして、一部の一般職員は、未承認金融機関である投資ファンドへの投資の安全性に疑義を抱いていたが、ITTO の内部告発制度は、事務局長に告発するものであることから、事務局長が主導していた本件事態については、有効に機能するものとはなっていない。

イ 25 会計年度の決算の会計監査を実施した監査法人(本邦法人)は、監査報告書において、決算書は全ての重要な点において会計方針に従って作成されているとの適正意見を表明する一方で、投資有価証券に係る600万米ドルの減損処理に至った経緯等について、理事会に報告したいと主張した。しかし、3幹部の反対により、この報告は実現しなかった。

これらのことから、ITTO においては事務局職員による財政規則に反した投資を防止したり、早期に発見したりするための体制が有効に機能していなかったと認められる。

(3) ITTO の財務損失が及ぼす我が国の拠出金事業等への影響

ア 我が国の拠出金への影響

前記のとおり、未承認金融機関である投資ファンドに投資された計1820万米ドルについては、その全額について回収が見込めない状況となっている。そこで、この状況が我が国の拠出した拠出金にどのような影響を与えているかをみるために、ITTO に対する拠出額における我が国の拠出割合等を用いて財務損失に係る我が国の拠出金相当額を試算したところ、その額は、表2のとおり811,567,120円となっている。

表2 財務損失に係る我が国の拠出金相当額

ITTO の財務損失 (A)	我が国の 拠出割合 (B)	財務損失に係る我が 国の拠出金相当 額 (C)=(A)×(B)	うち外務省分		うち林野庁分	
			支払割合	拠出金相当額	支払割合	拠出金相当額
18,200,000 米ドル	54.38%	9,897,160 米ドル (811,567,120 円)	69.05%	6,833,989 米ドル (560,387,097 円)	30.95%	3,063,171 米ドル (251,180,023 円)

注(1) 「我が国の拠出割合」は、平成23会計年度から26会計年度までの間における全拠出国からの総拠出額に占める我が国の拠出額の割合である。

注(2) 「支払割合」は、平成23会計年度から26会計年度までの間の我が国の総拠出額に占める外務省又は林野庁の拠出額の割合である。

イ 我が国の拠出金事業への影響

ITTO の理事会は、対応指針に基づき、各拠出金事業の期待される結果又は成果に重大な影響を及ぼすことなく、可能な限り多くの実施中の拠出金事業を継続させるために、特別勘定等において経理されている積立金から最大で 1090 万米ドルを実施中の拠出金事業の資金に充当した上で拠出金事業の進捗に応じて、次の①から③までの対応をとることとしている。

- ① 完了している拠出金事業に使用残額が生じている場合には、当該使用残額を実施中の他の拠出金事業の資金に充当する。
- ② 少なくとも 2 年間にわたり開始されていない拠出金事業や十分な資金が拠出されていない拠出金事業については、中止、縮小等を検討して、当該未執行額を実施中の他の拠出金事業の資金に充当する。
- ③ 実施中の拠出金事業については、①及び②による資金を充当してもなお資金の不足が想定されることから、各拠出金事業に係る事業費について、未執行額の 1 割から 2 割を削減する。

そこで、ITTO において①から③までの対応がとられた場合に、我が国の拠出金事業にどのような影響があるかについて、ITTO が公表している資金及び拠出金事業の進捗状況等を基に本院において試算したところ、表 3 のとおり、新規の拠出金事業等に使用残額を充当できなくなったり、実施中の拠出金事業の事業費が削減されたりなどして、我が国の拠出金事業のうち最大 3 億 6061 万余円相当分の事業が影響を受けるおそれがあると認められる。

表 3 財務損失により我が国の拠出金事業が受ける影響

拠出金事業の進捗状況	所管別	拠出金事業数	影響額	我が国の拠出金事業が受ける影響
①完了	外務省	61 事業	1,307,664.53 米ドル (117,208,735 円)	新規の拠出金事業等に使用残額の充当ができなくなる。
	林野庁	32 事業	439,451.32 米ドル (38,030,880 円)	
	計	93 事業	1,747,115.85 米ドル (155,239,615 円)	
②未開始等	外務省	3 事業	845,826.03 米ドル (86,305,963 円)	予定していた拠出金事業が中止等される。
③実施中	外務省	19 事業	995,929.88 米ドル (95,543,060 円)	現在実施中の拠出金事業の事業費が削減される。
	林野庁	10 事業	266,984.93 米ドル (23,523,998 円)	
	計	29 事業	1,262,914.82 米ドル (119,067,058 円)	
合計	外務省	83 事業	3,149,420.44 米ドル (299,057,758 円)	/
	林野庁	42 事業	706,436.25 米ドル (61,554,878 円)	
	計	125 事業	3,855,856.70 米ドル (360,612,636 円)	

注(1) 実施中の拠出金事業(③)については、ITTO の理事会が採択した対応指針を踏まえて、未執行額の 2 割を削減することとして試算している。

注(2) 影響額については、端数処理の関係で合計しても計と一致しない欄がある。

ウ 実施中の拠出金事業の管理等への影響

ITTO 事務局は、開発途上国等の実施機関に対して各加盟国からの拠出金を交付することなどにより拠出金事業を実施しているが、必要に応じて拠出金事業が適切に行われているかを確認するなど拠出金事業の管理を行っている。そして、前記③の対応により、実施中の拠出金事業については、事業の規模、内容、進捗等の面において一定程度の影響が生ずることが見込まれる。また、ITTO においては、対応指針に基づき積立金を使用することとなっているが、この中には、拠出金事業の管理等を行うための事業支援資金が 81 万米ドル、事後評価を行うための資金が 80 万米ドル含まれている。

このように、拠出金事業の事業費を削減したり、事業支援資金や事後評価を行うための資金を使用したりすることから、今後、ITTO においては、各拠出金事業の目的が達成されるよう、より適切に事業の管理等を行う必要が生ずることとなる。

(改善を必要とする事態)

貴省庁において ITTO の決算書の確認を十分に行っていない事態、及び財政規則に反した投資により発生した財務損失が我が国を含む加盟国の拠出金により実施している ITTO の拠出金事業に影響を及ぼす状況となっている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、ITTO 事務局職員の問題等によるところもあるが、貴省庁において、次のことなどによると認められる。

- ア ITTO 等の国際機関等から提出された決算書を確認することの重要性に対する意識が低かったり、決算書の確認方法について具体的な手続等が定められていなかったりしていること
- イ ITTO に対する拠出金の管理について、ITTO 事務局職員による財政規則に反した投資を防止したり、早期に発見したりするための体制が有効に機能していなかったのに、その状況を改善するための働きかけを行うなどしていなかったこと

3 本院が表示する意見

貴省庁は、国際的な貢献を行うことを目的とする事業を実施するために、今後も国際機関等に対して多額の拠出金等を拠出することが見込まれる。また、我が国は、ITTO の最大の拠出国であることなどから、貴省庁は、引き続き ITTO 事務局及び各加盟国と連携するなどして、今回の一連の事態の解決に努める必要がある。

については、貴省庁において、今後、ITTO 及び他の国際機関等において今回の一連の事態と同様の事態が生じないよう、また、ITTO の財務損失により資金が不足することとなる実施中の拠出金事業が適切に実施されるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 国際機関等から提出される決算書を十分に確認することの重要性について各担当者に周知するとともに、決算書の確認方法について具体的な手続等を整備すること
- イ 貴省庁が拠出金を拠出する国際機関等において、我が国の拠出金事業に著しい影響を生じさせるような拠出金の管理が行われている場合、又は、そのおそれがあると認められる場合には、拠出金の適切な管理について、理事会等において必要な働きかけを行うこととするよう各担当者に周知すること

ウ ITTO の財務損失により資金の不足が見込まれる実施中の拠出金事業について、各拠出金事業の進捗状況に応じて、より効率的に拠出金事業を実施する方法を検討することなどにより、我が国を含む各加盟国の拠出金事業への影響を抑えるとともに、ITTO 事務局が実施する拠出金事業の管理等を監視するために、事業の進捗状況等を適時に確認することとする

平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の効果の発現について

(平成 27 年度決算検査報告 123、684 ページ参照)

1 本院が表示した意見

外務省及び独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、国際社会の平和と発展に貢献することなどを目的として、開発途上地域の政府等に対する無償資金協力等の政府開発援助を実施している。しかし、無償資金協力で整備された冷凍倉庫等の使用が停止されていたり、給水等のための調達機材の一部が故障するなどして使用されていなかったり、草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)で改修工事が行われた職業訓練校の実習棟が十分に活用されていなかったり、草の根無償及び技術協力において、建設された施設の一部が使用されているだけで職業訓練等に係る技術指導が十分にかかれていなかったり、技術協力で供与された病院の医療機材の一部が電圧変化の影響等により故障して使用できなくなっていたり、有償資金協力で整備されたコンテナターミナルのコンテナ貨物取扱量の実績が目標値に対して低いままとなっていたりして、援助の効果が十分に発現していない事態が見受けられた。

したがって、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して平成 28 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により、次のような措置を講ずるよう意見を表示した。

ア 無償資金協力については、機構において、今後、冷凍倉庫等の使用が停止されるなどした際に当該冷凍倉庫等が有効に活用されるよう事業実施機関に対して適切な働きかけを行ったり、故障するなどして使用されていない調達機材について、修理するなどして活用されるよう事業実施機関に対して働きかけを行うなどするとともに、今後、調達機材の使用状況等を報告書等により確認することとしている場合、それにより調達機材の維持管理の状況を適切に把握したりすること

イ 草の根無償については、外務省において、実習棟が有効に活用されるよう事業実施機関等に対して働きかけを行うとともに、今後、職業訓練校の実習棟の改修等を行う事業を実施するに当たり、教育省等の関係機関が企業からの需要を踏まえて学生定員数を決定している場合、事業計画策定時に企業の需要を把握すること

ウ 草の根無償及び技術協力については、外務省及び機構において、施設が有効に活用されるよう事業実施機関等に対して十分に働きかけを行うとともに、今後、草の根無償で建設された施設を拠点とした職業訓練等の技術指導を実施するに当たり、事業計画策定時に施設の持続的な運営管理についての具体的な検討を十分に行うこと

エ 技術協力については、機構において、医療機材の取扱いについて十分な指導を行うとともに、今後、医療機材の更新等を行う場合、過去の無償資金協力等における故障の教訓を踏まえた取扱いを確実にを行うための指導を行うこと

オ 有償資金協力については、機構において、今後、既存港を代替して補完するコンテナターミナルを整備する場合、コンテナ貨物取扱量の需要予測の検討を適切に行うこと

2 当局が講じた処置

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 無償資金協力について、機構は、事業実施機関に対して給水等のための調達機材のうち故障するなどして使用されていないものについて修理するなどして活用するよう働きかけを行った。その結果、事業実施機関は使用されていない機材の修理に着手するなどした。また、機構は、29年6月に関係部署に対して通知を発して、冷凍倉庫等の使用が停止されるなどした際は事業実施機関からその事実について速やかに報告を求め、今後の活用方法について検討するなどして当該冷凍倉庫等が有効に活用されるよう事業実施機関に対して適切な働きかけを行ったり、調達機材の使用状況等を報告書等により確認することとしている場合、報告書等を適切に提出させるなどして調達機材の維持管理の状況を適切に把握したりすることとした。

イ 草の根無償について、外務省は、事業実施機関等に対して実習棟が有効に活用されるよう働きかけを行った。その結果、職業訓練校の学生数が増加し、実習棟は活用されていた。また、外務省は、29年6月に在外公館に対して通知を発して、職業訓練校の実習棟の改修等を行う事業を実施するに当たり、教育省等の関係機関が企業からの需要を踏まえて学生定員数を決定している場合、事業計画策定時に関係機関を通じて企業の需要を把握することとした。

ウ 草の根無償及び技術協力について、外務省及び機構は、事業実施機関等に対して施設が有効に活用されるよう働きかけを行った。その結果、当該施設で水産加工女性組合の構成員を対象とした水産資源の管理に関する研修が実施されるなどした。また、外務省及び機構は、29年6月に在外公館及び機構の関係部署に対して通知を発して、草の根無償で建設された施設を拠点とした技術指導を実施する場合、事業計画策定時に施設の持続的な運営管理についての具体的な検討を十分に行うこととした。

エ 技術協力について、機構は、当該病院の医療機材利用者等に対して、停電発生時に医療機材のプラグを抜くことなどを確実に行うことの必要性及び重要性に関する研修を実施するなどした。そして、機構は、当該病院において、研修を実施した28年12月から29年5月の確認時点までの間に停電回復時に生ずる異常な高電圧等を原因とする医療機材の故障が発生していないことを確認した。また、機構は、29年6月に関係部署に対して通知を発して、医療機材の更新等を行う場合、医療機材利用者等に対して、過去の無償資金協力等における故障の教訓を踏まえた取扱いを確実に行うための指導を行うこととした。

オ 有償資金協力について、機構は、29年6月に関係部署に対して通知を発して、既存港を代替して補完するコンテナターミナルを整備する場合、港湾利用者の需要等や既存港の拡張可能性等についての検討を十分に行うなどして、新規整備コンテナターミナルで取り扱われることとなるコンテナ貨物取扱量の需要予測の検討を適切に行うこととした。

第6 財 務 省

不 当 事 項

租 税

(48) 租税の徴収に当たり、徴収額に不足があったもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	36	税務署	
納 税 者	54	人	
徴 収 不 足 額	487,885,464	円(平成 23 年度～28 年度)	

1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手続、納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正であるかについて申告審理を行い、必要があると認める場合には調査等を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

平成 28 年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は 71 兆 8591 億余円となっている。このうち源泉所得税は 1218 億余円、源泉所得税及復興特別所得税^(注1)は 16 兆 7845 億余円(以下、源泉所得税と源泉所得税及復興特別所得税とを合わせて「源泉所得税」という。)、申告所得税は 623 億余円、申告所得税及復興特別所得税は 3 兆 3554 億余円(以下、申告所得税と申告所得税及復興特別所得税とを合わせて「申告所得税」という。)、法人税は 12 兆 0330 億余円、相続税・贈与税は 2 兆 2739 億余円、消費税及地方消費税は 28 兆 0126 億余円となっていて、これら各税の合計額は 62 兆 6438 億余円となり、全体の 87.1% を占めている。

(注 1) 復興特別所得税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)に基づくものであり、平成 25 年 1 月から 49 年 12 月までの 25 年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の 2.1% 相当額を上乗せする形で課税するもの

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着目して、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき本院に提出された証拠書類等により検査するとともに、全国の 12 国税局等及び 524 税務署のうち 12 国税局等及び 59 税務署において、申告書等の書類により会計実地検査を行った。

そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査等を求めて、その調査等の結果の内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 徴収不足の事態

検査の結果、36 税務署において、納税者 54 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、56 事項計 487,885,464 円(23 年度から 28 年度まで)不足していて、不当と認められる。

これを、税目別に示すと表のとおりである。

表 税目別の徴収不足額等

税 目	事項数	徴収不足額
源 泉 所 得 税	1	円 1,146,564
申 告 所 得 税	19	34,497,700
法 人 税	28	428,728,500
相 続 税・贈 与 税	2	9,831,000
消 費 税	5	8,905,100
地 方 法 人 税	1	4,776,600
計	56	487,885,464

(注) 地方法人税 地方法人税法(平成 26 年法律第 11 号)に基づくものであり、地方交付税の財源を確保するために、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人税額の 4.4% 相当額を課税するもの

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

(3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、前記の 36 税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

(4) 税目ごとの態様

この 56 事項のうち、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、その主な態様を示すと次のとおりである。

ア 源泉所得税

源泉所得税に関して徴収不足になっていた事態が 1 事項あった。これは、退職手当に関する事態である。

退職手当の支払者は、支払の際に、その金額から退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 に相当する金額に所定の税率を乗ずるなどして計算した源泉所得税を徴収して、法定納期限までに国に納付しなければならないこととなっており、納付がない場合には、税務署は支払者に対して納税の告知をしなければならないこととなっている。

この退職手当に関して、納付された源泉所得税額が、所定の方法により計算した額と比べて過小であったのに、これを見過ごしたため、その差額について納税の告知をしておらず徴収不足になっていた事態が1事項1,146,564円あった。

イ 申告所得税

申告所得税に関して徴収不足になっていた事態が19事項あった。この内訳は、譲渡所得に関する事態が9事項、不動産所得に関する事態が4事項及びその他に関する事態が6事項である。

(ア) 譲渡所得に関する事態

個人が資産を譲渡した場合には、その総収入金額から譲渡した資産の取得費や譲渡に要した費用の額等を差し引いた金額を譲渡所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。ただし、土地建物等(借地権を含む。)の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税することとなっている。そして、個人が相続又は遺贈により取得した資産を一定の期間内に譲渡した場合には、相続税額のうち所定の方法により計算した金額を、当該資産の譲渡による利益の金額を超えない範囲で取得費に加算する特例の規定を適用できることとなっている。

この譲渡所得に関して、徴収不足になっていた事態が9事項計18,713,900円あった。その主な内容は、取得費に加算できる相続税額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、譲渡所得の金額を過小のままとしていたものや、借地権の譲渡に係る所得があるのに、これに係る課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、課税していなかったものである。

<事例1> 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の規定の適用を誤っていた事態

納税者Aは、平成25年分の申告に当たり、譲渡した7筆の土地に係る譲渡所得の計算において、当該7筆の土地が相続により取得したものであるとして、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の規定を適用し、相続税額のうち所定の方法により計算した金額を譲渡した土地の取得費に加算するなどして、譲渡所得の金額を115,021,127円としていた。

しかし、納税者Aの申告書等によれば、譲渡した7筆の土地のうち、6筆の土地について相続する前から持分があり、当該持分については譲渡所得の計算において上記特例の規定を適用できないなどのため、譲渡所得の金額が148,534,596円となり、33,513,469円過小となっていたのに、これを見過ごしたため、申告所得税額5,132,500円が徴収不足になっていた。

(イ) 不動産所得に関する事態

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が貸付けの用に供する不動産を取得する際に支払った仲介手数料は、その取得した不動産の取得価額に含め、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入しないこととなっている。

この不動産所得に関して、徴収不足になっていた事態が4事項計4,886,900円あった。その主な内容は、貸付けの用に供した不動産の取得価額に含めなければならない仲介手数料を必要経費に算入しているのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていたものである。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、雑所得等に関して、徴収不足になっていた事態が6事項計10,896,900円あった。

ウ 法人税

法人税に関して徴収不足になっていた事態が28事項あった。この内訳は、受取配当等の益金不算入に関する事態が7事項、特定同族会社の留保金に対する特別税率に関する事態が2事項及びその他に関する事態が19事項である。

(ア) 受取配当等の益金不算入に関する事態

法人が他の内国法人から受ける配当等の金額等については、原則として、その全額を基に所定の方法により計算した金額を所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっている。ただし、法人が有する当該他の内国法人の株式等が、非支配目的株式等^(注2)又はその他株式等^(注3)に該当する場合には、株式等の配当等の額のそれぞれ100分の20相当額又は100分の50相当額を益金不算入の対象とすることとなっている。

(注2) 非支配目的株式等 法人が他の内国法人の発行済株式総数等(その有する自己の株式等を除く。)の原則として100分の5以下に相当する数の株式等を配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等

(注3) その他株式等 法人が他の内国法人の発行済株式総数等(その有する自己の株式等を除く。)の原則として100分の5を超え3分の1以下に相当する数の株式等を有する場合の当該株式等

この受取配当等の益金不算入に関して、徴収不足になっていた事態が7事項計21,967,900円あった。その主な内容は、非支配目的株式等に係る配当等の額をその他株式等に係る配当等の額としていて受取配当等の益金不算入額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、所得の金額を過小のままとしていたものである。

<事例2> 非支配目的株式等に係る配当等の額をその他株式等に係る配当等の額としていたため受取配当等の益金不算入額を過大に計上していた事態

B会社は、平成27年4月から28年3月までの事業年度分の申告に当たり、その有する他の内国法人の株式をその他株式等に該当するとして、受取配当等の益金不算入の対象となる金額を、配当等の額の100分の50相当額65,816,600円としていた。

しかし、B会社は当該他の内国法人の発行済株式総数の100分の5以下に相当する数の株式を配当等の額の支払に係る基準日において有していたことから、当該他の内国法人の株式は、非支配目的株式等に該当していた。そのため、受取配当等の益金不算入の対象となる金額は、配当等の額の100分の20相当額26,326,640円となり、上記の金額との差額39,489,960円が過大となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額9,188,700円が徴収不足になっていた。

(イ) 特定同族会社の留保金に対する特別税率に関する事態

株主等の1人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人が発行済株式総数又は出資総額の100分の50を超える株式数又は出資金額を有しているなどの会社(資本金又は出資金の額が1億円以下であるものを、原則として除く。以下「特定同族会社」とい

う。)については、通常の法人税のほか、利益のうち社内に留保した金額が一定の金額を超える場合には、その超える部分の金額(以下「課税留保金額」という。)に対し特別税率の法人税を課することとなっている。

この特定同族会社の留保金に対する特別税率に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計374,510,200円あった。その主な内容は、特定同族会社について課税留保金額が算出されるのに、これを見過ごしたため、特別税率の法人税を課していなかったものである。

＜事例3＞ 特定同族会社の課税留保金額に対して特別税率の法人税を課していなかった事態

C会社は、平成24年1月から27年12月までの4事業年度分の申告に当たり、特定同族会社に該当しているのに課税留保金額の計算をしていなかった。

しかし、C会社の申告書等の課税留保金額に関する資料によれば、利益のうち社内に留保した金額があるため課税留保金額の計算を行う必要があり、所定の計算を行うと課税留保金額24年12月期分409,008,000円、25年12月期分398,647,000円、26年12月期分606,527,000円及び27年12月期分575,290,000円が算出されるのに、これを見過ごしたため、特別税率の法人税を課しておらず、法人税額24年12月期分75,301,500円、25年12月期分73,229,400円、26年12月期分114,805,300円及び27年12月期分108,557,900円、計371,894,100円が徴収不足になっていた。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、法人税額の特別控除、役員給与の損金不算入等に関して、徴収不足になっていた事態が19事項計32,250,400円あった。

エ 相続税・贈与税

相続税に関して徴収不足になっていた事態が2事項あった。これらは、有価証券の価額に関する事態である。

個人が相続又は遺贈により有価証券を取得した場合には、その取得した有価証券に対して相続税を課することとなっており、取得した有価証券の価額は、相続又は遺贈により取得した時の時価とすることとなっている。そして、取得した有価証券のうち取引相場のない株式の価額については、評価しようとするその株式の発行会社(以下「評価会社」という。)の総資産価額、従業員数等によって評価会社を大会社、中会社及び小会社に区分し、この区分に応じて定められた方式(以下「一般の評価会社の原則的評価方式」という。)により計算した金額によって評価することとなっている。ただし、評価しようとする株式が、特定の評価会社(注4)の株式に該当する場合は一般の評価会社の原則的評価方式とは異なる方法で計算した金額によって評価することとなっている。

この有価証券の価額に関して、取引相場のない株式について、特定の評価会社の株式に該当する株式を一般の評価会社の原則的評価方式で計算した金額によって評価しているのに、これを見過ごしたため、株式の価額を過小のままとしており徴収不足になっていた事態が2事項計9,831,000円あった。

(注4) 特定の評価会社の株式 1株当たりの年配当金額、年利益金額及び純資産価額の三つの要素のうち、いずれか二つの要素が0円であるなどの会社の株式

オ 消費税

消費税に関して徴収不足になっていた事態が5事項あった。この内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態が3事項及びその他に関する事態が2事項である。

(ア) 課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態

事業者は、課税期間における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付することとなっている。そして、課税売上高に対する消費税額から控除する課税仕入れに係る消費税額は、一定の要件に該当して全額控除できる場合を除き、課税仕入れに係る消費税額等の合計額に課税売上割合（非課税売上高等を含めた総売上高に占める課税売上高の割合。以下同じ。）を乗ずるなどして計算することとなっている。

この課税仕入れに係る消費税額の控除に関して、徴収不足になっていた事態が3事項計7,496,500円あった。その主な内容は、非課税売上高である土地の譲渡収入を総売上高に含めないで課税売上割合を計算しているのに、これを見過ごしたため、課税仕入れに係る消費税額の控除額を過大のままとしていたものである。

(イ) その他に関する事態

(ア)のほか、納税義務の免除に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計1,408,600円あった。

これらの徴収不足額を国税局等別に示すと次のとおりである。

国税局等	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相贈 続与 税 税		消 費 税		地方法人税		計	
		事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 千円
札幌国税局	1					1	1,133							1	1,133
仙台国税局	2			1	684	1	1,570							2	2,254
関東信越国税局	4			2	2,164	1	755			1	2,949			4	5,869
東京国税局	20	1	1,146	14	22,736	18	408,112			4	5,955	1	4,776	38	442,727
名古屋国税局	2			1	4,573			2	9,831					3	14,404
大阪国税局	1					1	3,457							1	3,457
福岡国税局	2					2	5,494							2	5,494
熊本国税局	2			1	4,339	1	2,709							2	7,048
沖縄国税事務所	2					3	5,495							3	5,495
計	36	1	1,146	19	34,497	28	428,728	2	9,831	5	8,905	1	4,776	56	487,885

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

確定申告会場を利用して確定申告を行うなどした個人に対するお知らせはがき等の郵送に当たり、割引制度を適切に活用することにより郵便料金の節減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国税庁 (項)税務業務費
部 局 等	国税庁、5 国税局
お知らせはがき等の概要	確定申告の受付期間、法定納期限、確定申告会場の設置場所や設置期間等が記載されたはがき等
検査の対象とした国税庁及び10 国税局におけるお知らせはがき等の差出通数	1065 万余通(平成 26、27 両年度)
上記に係る郵便料金	5 億 1536 万余円
節減できた郵便料金	969 万円(平成 26、27 両年度)

1 お知らせはがき等の郵送等の概要

(1) お知らせはがき等の郵送

国税庁は、所得税(復興特別所得税を含む。)及び消費税(地方消費税を含む。)の確定申告及び納付が期限内に確実に実行されるよう周知するとともに確定申告会場の設置場所等を連絡することなどを目的として、前年に確定申告会場を利用して確定申告を行うなどした個人のうち、口座振替等により納付を行った者(以下「はがき送付対象者」という。)に対して、確定申告の受付期間、法定納期限、確定申告会場の設置場所や設置期間等が記載されたはがき(以下「お知らせはがき」という。)を郵送している。

また、全国の12 国税局等は、上記の個人のうち、紙媒体の納付書を用いて納付を行った者(以下「通知書送付対象者」という。)に対して、お知らせはがきと同様の情報が記載された書面のほか、納付書、各国税局等において作成した各種案内等を封入した郵便物(以下「お知らせ通知書」という。)をそれぞれ郵送している。

お知らせはがき及びお知らせ通知書(以下「お知らせはがき等」という。)の発送は、国税庁又は各国税局等において一括して行っているが、確定申告会場の設置期間の初日(以下「会場開設日」という。)が確定申告会場ごとに異なっていることから、お知らせはがき等の到達見込日から会場開設日までの間隔も確定申告会場ごとに異なっている。そして、国税庁及び各国税局等は、お知らせはがき等の郵便局への差出日について、はがき送付対象者及び通知書送付対象者の住所や確定申告前の納付税額等に関する情報をできるだけ最新のものとして発送することなども考慮して1 月下旬以降で、かつ、会場開設日のおおむね1 週間程度前から前日までに到達することが見込まれる日としている。

(2) 区分郵便物の割引制度

郵便料金には、各種の割引制度が定められている。このうち、区分郵便物の割引制度

は、形状、重量等が同一で郵便番号ごとに区分した郵便物を大量に郵便局に差し出した場合に適用を受けることができるもので、基本割引と一定の条件に該当する場合に基本割引に加算される特別割引とがある。

基本割引は、差出人が、受取人の住所若しくは居所の郵便番号又は差出郵便局が指定する郵便番号ごとに区分するなどした場合に受けられる割引であり、その割引率は、差出通数に応じて5%から9%(平成28年6月以降は3%から6%)となっている。また、特別割引は、送達に一定の余裕を承諾した場合等に基本割引に加算して受けられる割引であり、その割引率は、差出人が日本郵便株式会社の内国郵便約款に定められている送達日数^(注1)に加えて送達に3日程度の余裕を承諾した場合(以下、この場合の割引を「3日余裕の特別割引」という。)は4%、差出通数が5万通以上の郵便物について、上記の送達日数に加えて送達に7日程度の余裕を承諾等した場合(以下、この場合の割引を「7日余裕の特別割引」といい、3日余裕の特別割引と合わせて「余裕特割」という。)は7%などとなっている。

(注1) 送達日数 原則として、差し出された日の翌日から起算して3日以内(日曜日、休日等は除く。)とされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

お知らせはがき等は、毎年度大量に郵送されていることから、本院は、経済性等の観点から、お知らせはがき等の郵送に当たり、郵便料金の割引制度を適切に活用することにより郵便料金の節減が図られているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、お知らせはがき(26年度405万余通、27年度419万余通、計825万余通)に係る郵便料金26年度1億7093万余円、27年度1億7663万余円、計3億4757万余円、及び平成28年熊本地震の影響等により会計実地検査を行わなかった2国税局等^(注2)を除く10国税局^(注3)が郵送したお知らせ通知書(26年度118万余通、27年度122万余通、計240万余通)に係る郵便料金26年度8245万余円、27年度8533万余円、計1億6779万余円、合計5億1536万余円(合計1065万余通)を対象として、国税庁及び10国税局において、確定申告会場に関する関係書類、後納郵便物等差出票の控え等により、確定申告会場の設置期間、差出時期、郵便料金の割引制度の適用状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 2国税局等 熊本国税局、沖縄国税事務所

(注3) 10国税局 札幌、仙台、関東信越、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡各国税局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) お知らせはがきの郵送に当たり適切な余裕特割の適用を受けていなかった事態

国税庁は、お知らせはがきの郵送に当たり、前記のとおり、はがき送付対象者の住所や確定申告前の納付税額等に関する情報をできるだけ最新のものとする必要があることなどを考慮すると郵便局への差出日は1月下旬以降とする必要があるなどとして、26年度までは1月下旬(26年度は27年1月26日)に郵便局に差し出して、基本割引及び3日余裕の特別割引の適用を受けていた。

一方、27年度については、これまでの会場への来場者数等を考慮して、国税庁、国税局等において、27年度以降は会場開設日を従前より約1週間遅くすることとしたことを受けて、お知らせはがきの差出日を26年度までより約1週間遅い28年2月1日として、基本割引及び3日余裕の特別割引の適用を受けていた。そして、国税庁では、28年度以降についても同様に差出日を従前より約1週間遅らせる方針としていた。

しかし、27年度についても、お知らせはがきの記載情報を最新のものにすることが必要であることなどを考慮しても、26年度までと同様1月下旬には差出しが可能と認められた。そして、これにより差し出した場合、送達に7日の余裕を見込んで、会場開設日のおおむね1週間程度前から前日までには到達することが見込まれることから、7日余裕の特別割引の適用を受けることが可能であった。

(2) お知らせ通知書の郵送に当たり余裕特割の適用を受けていなかった事態

10国税局は、お知らせ通知書の郵送に当たり、10国税局全てにおいて基本割引の適用を受けていた。

しかし、余裕特割の適用状況を確認したところ、5国税局^(注4)においては、差出日と到達見込日との間の余裕日数等について特段の検討を行っておらず、余裕特割の適用を受けていなかった。

前記のとおりお知らせ通知書は、お知らせはがきと同様に会場開設日のおおむね1週間程度前から前日までに通知書送付対象者に到達することが見込まれる日に差し出しているものである。

したがって、余裕特割の適用を受けていなかった前記の5国税局について、差出日と到達見込日との間の余裕日数等を検討してみると、26年度は5国税局全てで3日余裕の特別割引を適用しても、また、27年度は3国税局^(注5)で3日余裕の特別割引を、2国税局^(注6)で7日余裕の特別割引をそれぞれ適用しても、会場開設日のおおむね1週間程度前から前日までには到達することが見込まれることから、いずれの国税局においても余裕特割の適用を受けることが可能であったと認められた。

(注4) 5国税局 東京、金沢、大阪、広島、高松各国税局

(注5) 3国税局 東京、金沢、広島各国税局

(注6) 2国税局 東京、大阪両国税局

このように、お知らせはがきの郵送に当たり、7日余裕の特別割引の適用を受けることが可能であったのに3日余裕の特別割引の適用しか受けていなかったり、お知らせ通知書の郵送に当たり、余裕特割の適用を受けることが可能であったのに適用を受けていなかったりして、郵便料金の節減が図られていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた郵便料金)

国税庁において、お知らせはがきの郵送に当たり、7日余裕の特別割引の適用を受けていたとすれば、郵便料金を27年度436万余円、5国税局において、お知らせ通知書の郵送に当たり、余裕特割の適用を受けていたとすれば、郵便料金を26年度239万余円、27年度294万余円、計533万余円、合計969万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国税庁において、お知らせはがきの郵送に当たり、差出日についての検討や適切な余裕特割の適用についての検討が十分でなかったこと、国税局において、お知らせ通知書の郵送に当たり、差出日と到達見込日との余裕日数等を考慮して、余裕特割の適用を受けることについての検討を行っていなかったことにもよるが、国税庁において、余裕特割の適用を受けるよう国税局等に周知していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国税庁は、29年6月に、29年度以降のお知らせはがきの郵送において7日余裕の特別割引の適用を受けるとし、また、29年3月に事務連絡を発して、29年度以降のお知らせ通知書の郵送に当たり、余裕特割の適用を適切に受けるよう国税局等に周知する処置を講じた。

第7 文 部 科 学 省

不 当 事 項

予 算 経 理

- (49) 東日本大震災復興特別会計に納付させるべき返納金等を誤って一般会計に納付させて
 (50) いて、会計法令に違反するなどしていたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)弁償及返納金 等 東日本大震災復興特別会計 (款)雑収入 (項)雑収入
部 局 等	文部科学本省、宮城県
返納金等の概要	東日本大震災からの復旧・復興事業を実施した結果、国庫補助事業において概算払により交付した補助金額を事業の完了により確定した補助金額が下回った場合のその差額等の復旧・復興事業に関連して発生した返納を要する額を債務者から国庫に納付させるもの
誤って一般会計に納付させていた額	1,248,612,431 円(平成 24 年度～27 年度、 4 省分)
上記のうち文部科学省に係る額	148,884,211 円

(東日本大震災からの復旧・復興事業に関連して発生した返納金等の概要等については 550 ページ及び検査の結果については 308 ページ参照)

役 務

- (51) ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業の委託費の算定に当たり、委託事業の対象とならない経費を含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)スポーツ振興費
部 局 等	文部科学本省(平成 27 年 10 月 1 日以降はスポーツ庁)
契 約 名	平成 25 年度ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業
契 約 の 概 要	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設において、選手強化等の活動を効果的に実施することができるようトレーニング環境を整備するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社ジャパンフットボールマーチャンダイズ
契 約	平成 25 年 4 月 随意契約

支 払 額	14,961,466 円(平成 25 年度)
過大となつてい た支払額	5,329,280 円(平成 25 年度)

1 委託事業の概要

文部科学本省(平成 27 年 10 月 1 日以降はスポーツ庁。以下「本省」という。)は、トップレベルの競技者の強化のために、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設指定要項(平成 19 年 1 月文部科学大臣決定)に基づき、冬季競技、屋外系競技等について、既存のトレーニング施設をナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設(以下「競技別 NTC」という。)に指定し、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業(以下「委託事業」という。)を当該指定施設の設置者、指定管理者等に委託して実施している。

ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業委託要項(平成 19 年 7 月スポーツ・青少年局長決定)等によれば、委託事業は、競技別 NTC に指定した施設において、公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟中央競技団体が選手強化等の活動を効果的に実施することができ、我が国の国際競技力向上に資するようなトレーニング環境を整備するものとされており、全国大会やオリンピック予選等の興行を兼ねる競技会の開催等については委託事業の対象とならないとされている。また、本省は、施設使用料等の借損料、消耗品費、一般管理費等の委託事業に要する経費を予算の範囲内で委託費として受託者に支払うこととされている。受託者は、委託事業が完了したときは、委託事業完了報告書を作成し、支出を証する書類の写しを添えて、本省に提出しなければならないこととされており、本省は、提出された委託事業完了報告書について、審査するなどして、その内容が適正であると認めたときは、委託事業に要した経費の額と委託契約額のいずれか低い額を委託費の額として確定することなどとされている。

そして、本省は、25 年度に、サッカーの競技別 NTC に指定した堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの指定管理者である株式会社ジャパンフットボールマーチャンダイズ(以下「マーチャンダイズ社」という。)との間で委託契約を締結して委託事業を実施し、委託費 14,961,466 円を支払っている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、委託費が適正に算定されているかなどに着眼して、上記の委託契約を対象として、本省において、契約書、委託事業完了報告書等により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

マーチャンダイズ社は、グラウンド使用料等の施設使用料 6,872,400 円を借損料として計上するなどして、委託事業に要した経費を計 14,961,466 円とする委託事業完了報告書を本省に提出しており、本省は、これに基づいて委託費の額を確定して同額を支払っていた。

しかし、マーチャンダイズ社は、上記の借損料に委託事業の対象とならない興行を兼ねる競技会に当たる全国大会の開催に係る施設使用料 4,827,400 円を含めるなどしていた。

したがって、上記の施設使用料 4,827,400 円を借損料から除くなどして適正な委託費の額を算定すると 9,632,186 円となり、前記の委託費支払額 14,961,466 円との差額 5,329,280 円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、本省において、マーチャンダイズ社から提出された委託事業完了報告書に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

第3章
第1節
第7
文部科学省

(52) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(94)

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)初等中等教育等振興費 (項)義務教育費国庫負担金 (項)独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費 (項)私立学校振興費 (項)国立大学法人施設整備費 (項)公立文教施設整備費 (項)沖縄振興交付金事業推進費 (組織)文化庁 (項)文化財保存事業費 東日本大震災復興特別会計 (組織)文部科学本省 (項)教育・科学技術等復興政策費 (項)私立学校振興費 (項)公立文教施設整備費
部 局 等 補助等の根拠	文部科学本省、文化庁、15 都県 義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)、義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等に関する法律(昭和 33 年法律第 81 号)、文化財保護 法(昭和 25 年法律第 214 号)等、予算補助
補助事業者等 (事業主体)	県 9、市 12、区 1、町 5、独立行政法人 1、国立大学法人 3、学校 法人 6、公益財団法人 1、会社 1、計 39 補助事業者等
間接補助事業者 等(事業主体)	市 1、町 1、計 2 間接補助事業者等
国庫補助金等	学校施設環境改善交付金、独立行政法人国立高等専門学校機構施設整 備費補助金、公立学校施設整備費負担金等
上記の国庫補助 金等交付額の合 計	245,039,103,754 円
不当と認める国 庫補助金等交付 額の合計	952,172,004 円

1 補助金等の概要

文部科学省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定が適正に行われているかなどに着眼して、36 都道府県、319 市区町村、1 独立行政法人、36 国立大学法人等、107 学校法人、26 宗教法人、20 公益財団法人、4 会社及び14 団体等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、9 県、20 市区町、1 独立行政法人、3 国立大学法人、6 学校法人、1 公益財団法人、1 会社、計 41 事業主体が学校施設環境改善交付金、独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金、公立学校施設整備費負担金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 952,172,004 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) ヘキ地児童生徒援助費等補助金が過大に交付されていたもの

2 件 不当と認める国庫補助金 3,874,000 円

ヘキ地児童生徒援助費等補助金(以下「補助金」という。)は、ヘキ地等における初等中等教育の円滑な実施に資することを目的として、都道府県又は市町村が負担する遠距離通学費等について、国がその一部を補助するものである。

補助金の交付額は、ヘキ地児童生徒援助費等補助金交付要綱(昭和 53 年文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。)等によれば、遠距離通学費を補助する事業については、補助対象経費の 2 分の 1 を限度とすることとされている。そして、その補助対象経費は、学校統合に伴って児童・生徒の住居から学校所在地までの通常の通学経路による片道の通学距離が児童にあつては 4 km 以上、生徒にあつては 6 km 以上となる遠距離通学児童・生徒が通学のために利用する交通機関の旅客運賃等の交通費について、市町村が負担した額とされている。また、上記の遠距離通学児童・生徒については、豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)第 2 条第 1 項に規定する豪雪地帯をいう。)における積雪等のある間においては、上記の通学距離を児童にあつては 2 km 以上、生徒にあつては 3 km 以上とすることなどとされている。

本院が、8 県及び 19 市町村、計 27 地方公共団体において会計実地検査を行ったところ、2 県の 2 市町において、遠距離通学費に係る補助対象経費の算定に当たり、通常の通学経路よりも遠回りとなる経路の通学距離を用いたり、通学距離にかかわらず補助対象としたりして、積雪等のない間は補助対象とならない児童・生徒について、補助対象とならない期間に係る交通費を補助対象経費に含めるなどしていたため、補助金計 3,874,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2 市町において交付要綱等に基づいて補助対象経費を算定することについての認識が欠けていたこと、補助対象経費の算定についての理解が十分でなかったこと、2 県において 2 市町から提出された実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	補助対象経費	左に対する 国庫補助金交付額	不当と認める補助 対象経費	不当と認める国庫 補助金交付額	摘要
			千円	千円	千円	千円	
(52)	山形県 上山市	27、28	5,683	2,840	3,430	1,714	補助対象とならない期間に係る交通費を補助対象経費に含めるなどしていたもの

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	補助対象経費	左に対する 国庫補助金交付額	不当と認める補助 対象経費	不当と認める国庫 補助金交付額	摘要
			千円	千円	千円	千円	
(53)	石川県 鹿島郡中能登町	26、27	9,997	4,929	4,458	2,160	補助対象とならない期間に係る交通費を補助対象経費に含めるなどしていたもの
(52)	(53)の計		15,680	7,769	7,889	3,874	

(2) 公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 4,013,003 円

公立高等学校授業料不徴収交付金(以下「交付金」という。)は、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(平成22年法律第18号。平成26年4月1日以降は「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」)等に基づき、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、国が地方公共団体に対して交付するものである。

交付金の交付額は、同法等によれば、同法の「公立高等学校^(注1)については、授業料を徴収しないものとする。」との規定の適用がないとしたならば、地方公共団体が徴収することとなる年間の授業料を基礎として算定する額(以下「年間授業料相当額」という。)に相当する金額とされている。そして、年間授業料相当額は、当該地方公共団体に係る公立高等学校に当該年度の10月1日に在学する生徒の数を公立高等学校基礎授業料月額^(注2)の12倍に相当する額に乗ずるなどして算定することとされている。なお、26年度以降の交付金の交付については、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年法律第90号)により、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度が廃止された一方で、26年3月以前から引き続き公立高等学校に在学する生徒に係る分はなお従前の例によるとされた。このため、26年4月以降に公立高等学校に入学した生徒については、10月1日に在学する生徒の数に含めないこととなる。

また、文部科学省は、事務連絡等において、交付金の算定対象となる生徒の数には、10月1日現在で休学している生徒のうち、既に標準修業年限を超過している生徒及び今後標準修業年限の超過が見込まれる生徒の数を含めないこと、学年による教育課程の区分を設けずに決められた単位を修得すれば卒業が認められる単位制の公立高等学校に在学している生徒のうち、受講する教科の単位登録をしていない生徒の数を含めないこととしている。

(注1) 公立高等学校 地方公共団体が設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部

(注2) 標準修業年限 入学から卒業までに要する標準的な年限で、交付金の算定においては、全日制の公立高等学校では3年、定時制及び通信制の公立高等学校では4年以内とすることとなっている。

本院が、交付金の算定等について、2県において会計実地検査を行ったところ、1県において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	年間授業料 相当額	左に対する 交付金 交付額	不当と認める年間 授業料相 当額	不当と認める交付 金交付額	摘要
			千円	千円	千円	千円	
(54)	奈良県 奈良県	23~27	10,173,165	10,173,165	4,013	4,013	交付金の算定対象とならない生徒を含めるなどしていたもの

奈良県は、同県が設置する公立高等学校に10月1日に在学する生徒のうち交付金の算定対象となる生徒の数を23年度26,457人、24年度26,379人、25年度25,994人、26年度16,966人、27年度8,506人として、これらに係る年間授業料相当額を23年度2,545,117,870円、24年度2,560,997,748円、25年度2,547,722,935円、26年度1,683,742,802円、27年度835,584,574円、計10,173,165,929円と算定し、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、同県が交付金の算定対象とした上記生徒の数には、①10月1日より前に退学又は転学したり、26年4月以降に入学したりなどして、10月1日現在で同県が設置する公立高等学校に在学する生徒の数に含めてはならない生徒、②10月1日現在で休学している生徒のうち、既に標準修業年限を超過している生徒、③10月1日現在で休学している生徒のうち、出席日数の不足により当該年度までの卒業が見込めないなどの理由から標準修業年限の超過が確実に見込まれる生徒、及び④単位制の県立高等学校に在学しているものの受講する教科の単位登録をしていない生徒が、23年度6人、24年度12人、25年度9人、26年度37人、27年度56人、計120人含まれていた。一方で、交付金の算定対象とした上記生徒の数には、⑤算定対象として含まれるべき生徒が、23年度2人、25年度1人、26年度4人、27年度3人、計10人含まれていなかった。

したがって、上記①、②、③及び④の生徒数を交付金の算定対象となる生徒の数から除外し、また、交付金の算定対象となる生徒の数に上記⑤の生徒数を加えて適正な交付金の交付額を算定すると、23年度2,544,710,563円、24年度2,559,987,184円、25年度2,546,790,895円、26年度1,682,612,622円、27年度835,051,662円となることから、23年度407,307円、24年度1,010,564円、25年度932,040円、26年度1,130,180円、27年度532,912円、計4,013,003円の交付金が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、交付金の算定対象となる生徒の数についての理解及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

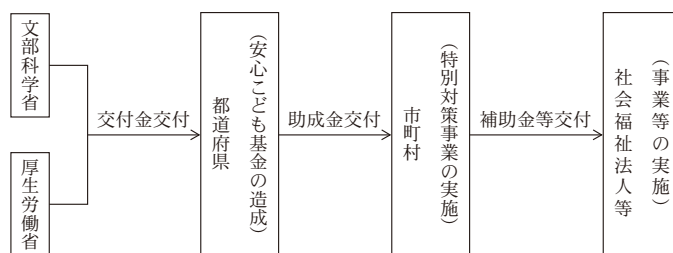
(3) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(認定子ども園整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 3,605,000円

子育て支援対策臨時特例交付金(以下「交付金」という。)は、文部科学省及び厚生労働省において定めた「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の交付について」(平成21年20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号)等に基づき、認定子ども園等の保育需要への対応等を実施することなどにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことなどを目的として、都道府県が行う基金の造成(以下、造成された基金を「安心子ども基金」という。)に必要な経費として国が交付するものである。

都道府県は、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の運営について」(平成21年20文科初第1279号・雇児発第0305005号。以下「管理運営要領」という。)に基づき、安心子ども基金の管理、運用、取崩し等に係る事業(以下「基金事業」という。)を実施することとなっており、基金事業に係る計画の範囲内で、市町村(特別区を含む。以下同じ。)等が基金を活用して行う事業(以下「特別対策事業」という。)に必要な経費を安心子ども基金から取り崩して支出することとなっている(以下、安心子ども基金から取り崩して支出したものを「助成金」という。)。そして、特別対策事業は、一部を除き、市町村が助成金を原資とする補助金等を社会福祉法人等の事業者に交付して実施することができることとなっている(図参照)。

図 交付金の流れ



特別対策事業のうち、文部科学省から交付された交付金により実施する認定こども園整備事業は、幼保連携型認定こども園の幼稚園部分等の新設、修理等を行う事業とされている。また、厚生労働省から交付された交付金により実施する保育所緊急整備事業は、保育所(認定こども園を構成する保育所を含む。)の新設、修理等を行う事業とされている。このため、市町村が幼保連携型認定こども園の整備を行う場合には、幼稚園部分については認定こども園整備事業として、また、保育所部分については保育所緊急整備事業として、それぞれ助成金の交付を受けることができることとなっている。

管理運営要領によれば、認定こども園整備事業及び保育所緊急整備事業の助成金の対象経費は、本体工事費、保育所開設準備費加算(保育所緊急整備事業のみ)等とすることとされている。そして、助成金の交付額は、管理運営要領に基づき、特別対策事業における対象経費の実支出額(以下「実支出額」という。)の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と所定の方法により算定した基準額の合計額とを比較していずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額とすることとなっている。

本院が、認定こども園整備事業について5県の8市町において、また、保育所緊急整備事業について17県の68市町において、それぞれ会計実地検査を行ったところ、1市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
					千円	千円	千円	千円
(55) 文部科学本省	滋賀県	近江八幡市(事業主体)	安心こども基金	26	38,523	38,523	3,605	3,605

滋賀県は、平成26年度に、近江八幡市が、近江八幡市内の事業者が実施する認定こども園の整備に対して補助する事業を実施するために、同市に対して認定こども園整備事業として38,523,000円、保育所緊急整備事業として70,158,000円、計108,681,000円の助成金を交付していた。

しかし、同市は、実支出額の合計額の算定に当たり、事業者の工事請負業者に対する支払額について、工事請負業者に起因する損害が事業者に生じたとして当該損害に相当する額が減額されていたのに、事業者からの報告書を十分に確認しておらず、事業者が締結した工事請負契約等の契約額を基に算定するなどしていたため、実支出額の合計額を過大に算定していた。また、基準額の合計額の算定に当たり、管理運営要領において本体工事費の基準額は工事事務費の額を含めて設定されているのに、工事事務費を別途計上するなどしていたため、基準額の合計額を過大に算定していた。

したがって、適正な実支出額の合計額及び基準額の合計額をそれぞれ算定した上で適正な助成金の交付額を算定すると、認定こども園整備事業34,918,000円、保育所緊急整備事業69,817,000円、計104,735,000円となることから、前記助成金の交付額38,523,000円、70,158,000円、計108,681,000円との差額3,605,000円、341,000円、計3,946,000円が過大に使用されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において基金事業における助成対象経費の理解及び実支出額の確認が十分でなかったこと、同県において同市から提出された実績報告書等の審査及び確認並び

に同市に対する指導が十分でなかったこと、文部科学省及び厚生労働省において同県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(後掲 237 ページの「子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(保育所緊急整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの」参照)

(4) 独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 98,285,713 円

独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金は、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成することなどを目的として、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)が行う施設・設備の整備等に要する経費に対して国が補助するものである。そして、平成 24 年度補正予算において、機構が実践的・創造的技術者の育成機関としての役割を担うために必要な基盤的な教育研究設備の整備に要する経費に対して補助するために、「独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金(国立高等専門学校の教育研究基盤強化)」が措置された。

この補助金の交付額は、独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金交付要綱(平成 16 年文部科学大臣決定)によれば、機構が行う補助事業に必要な経費のうち、施設整備費、災害復旧費、附帯事務費等を補助対象経費として、予算の範囲内で定額とすることとされている。そして、補助対象経費のうち施設整備費は、本工事及び附帯工事に係る経費(施設に附帯する設備の整備に係る経費を含む。)とされている。

本院が、機構において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	事業主体	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(56) 文部科学本省	独立行政法人国立高等専門学校機構	国立高等専門学校の教育研究設備の整備	24、25	22,121,568	22,121,568	98,285	98,285	補助の対象とならない設備の保守、保証及び運用支援に要した経費を補助対象経費に含めていたもの

機構は、平成 24、25 両年度に、全国に設置している 51 校の国立高等専門学校(以下「高専」という。)において教育研究設備の整備事業を実施しており、補助対象経費を 22,121,568,211 円とする実績報告書を提出して、同額の補助金の交付を受けていた。そして、機構は、上記の補助対象経費に、29 高専において整備した設備の保守、保証及び運用支援に要した経費 98,285,713 円を含めていた(表参照)。

しかし、これらの経費は、本工事及び附帯工事に係るものではなく、前記の施設整備費には該当しないことから、補助の対象とならないものであった。

したがって、前記補助の対象とならない経費を除いて適正な補助対象経費を算定すると、22,023,282,498 円となり、これに対する補助金は同額となることから、前記の補助金交付額 22,121,568,211 円との差額 98,285,713 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において機構から提出された実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

機構は、久留米工業高等専門学校において、化学・生物分野における実践的技術者を育成することなどを目的として、核磁気共鳴装置等 22 設備を事業費計 452,797,369 円で整備し、同額を補助対象経費としていた。

しかし、機構は、上記 22 設備のうち、平成 26 年 3 月に整備した核磁気共鳴装置(事業費 46,305,000 円)について、その液体窒素供給装置の維持管理を行うため、補助の対象とならない納入後 5 年間の保守経費 2,079,000 円を補助対象経費に含めていた。

表 不当と認める補助対象経費 (単位：円)

高専名	補助対象経費	不当と認める補助対象経費
函館工業高等専門学校	561,939,495	1,965,379
釧路工業高等専門学校	461,581,087	483,075
旭川工業高等専門学校	397,632,029	6,097,227
八戸工業高等専門学校	350,233,768	879,690
仙台高等専門学校	560,091,025	357,840
秋田工業高等専門学校	346,976,050	6,977,250
茨城工業高等専門学校	454,210,815	2,498,035
小山工業高等専門学校	493,584,067	6,429,574
木更津工業高等専門学校	491,852,610	11,812,500
石川工業高等専門学校	536,433,765	5,887,770
福井工業高等専門学校	506,244,605	2,978,955
長野工業高等専門学校	418,284,328	1,089,262
岐阜工業高等専門学校	490,945,075	388,500
鳥羽商船高等専門学校	364,722,478	226,800
奈良工業高等専門学校	445,103,335	80,850
松江工業高等専門学校	456,859,158	2,706,666
広島商船高等専門学校	277,070,850	991,515
徳山工業高等専門学校	279,856,500	3,988,246
宇部工業高等専門学校	388,008,516	157,500
大島商船高等専門学校	295,834,350	1,440,737
香川高等専門学校	707,619,180	4,085,326
久留米工業高等専門学校	452,797,369	2,079,000
有明工業高等専門学校	398,833,050	323,400
北九州工業高等専門学校	451,906,980	1,778,647
熊本高等専門学校	587,761,164	8,969,215
大分工業高等専門学校	394,267,800	6,670,334
都城工業高等専門学校	395,051,475	1,358,871
鹿児島工業高等専門学校	461,355,720	493,920
沖縄工業高等専門学校	387,677,630	15,089,629
小計	12,814,734,274	98,285,713
上記 29 高専以外の 22 高専の小計	9,306,833,937	—
計	22,121,568,211	98,285,713

(5) 私立大学等研究設備整備費等補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 2,472,000 円

私立大学等研究設備整備費等補助金は、私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和32年法律第18号)等に基づき、私立大学における学術の研究を促進することなどを目的として、私立大学の研究設備の整備に要する経費等の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、同法等によれば、研究設備については、設備の購入に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の3分の2以内の額とすることとされている。そして、設備の保証料金等の購入費以外の経費は、補助の対象とならないこととされている。

本院が、24 学校法人において会計実地検査を行ったところ、1 学校法人において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	事業主体	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(57) 文部科学本省	学校法人獨協学園	フローサイトメーター	26	15,120	9,492	3,936	2,472	補助の対象とならない保証料金を補助対象経費に含めていたもの(獨協医科大学)

学校法人獨協学園は、平成26年度に実施した「フローサイトメーター」の整備に係る経費を対象として、補助対象経費を15,120,000円(国庫補助金9,492,000円)と算定していた。

しかし、同法人は、補助の対象とならない同設備の保証料金3,936,384円を補助対象経費に含めていた。

したがって、これを除外して適正な補助対象経費を算定すると、11,183,616円(国庫補助金7,020,000円)となり、国庫補助金2,472,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(6) 私立学校施設整備費補助金(研究装置、教育装置及び防災機能等強化緊急特別推進事業)が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 30,572,000 円

私立学校施設整備費補助金(研究装置、教育装置及び防災機能等強化緊急特別推進事業)は、私立の大学、短期大学、高等専門学校(以下、これらを合わせて「私立大学等」という。)及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的として、学校法人等に対して、研究装置及び教育装置の整備、防災機能等強化緊急特別推進事業(学校施設耐震改修工事等)等に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))交付要綱(昭和58年文部大臣裁定)等によれば、私立大学における研究装置及び私立大学等における教育装置については、装置の購入や設置工事に要する経費、また、防災機能等強化緊急特別推進事業については、耐震改修工事等に要する経費(以下、これらを「補助対象経費」という。)の2分の1以内の額とすることとされている。そして、研究装置及び教育装置については、機械、器具等で、それらの設備が機能的に密接な関係を持ち、装置としての一体性がある

ものを取りまとめて1組とした場合には、その購入及び設置に要する経費を補助の対象とすることとされ、装置設置のために必要な工事費以外の経費は、補助の対象とならないこととされている。また、防災機能等強化緊急特別推進事業のうち学校施設耐震改修工事については、大規模災害における学生等の安全を図るために行われる、私立大学等における危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事に必要な経費等を補助の対象とすることとされている。

本院が、25 学校法人において会計実地検査を行ったところ、3 学校法人において、研究装置について、補助の対象とならない装置設置のために必要な工事費以外の経費を補助対象経費に含めたり、教育装置について、補助の対象とならない装置としての一体性がない備品の購入及び設置に要する経費を補助対象経費に含めたり、学校施設耐震改修工事について、補助の対象とならない防災機能強化のための耐震補強工事に必要な工事費以外の経費等を補助対象経費に含めたりしていたため、国庫補助金計 30,572,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3 学校法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

学校法人総持学園は、平成 25 年度に鶴見大学 3 号館耐震補強改修事業及び鶴見大学短期大学部 4 号館耐震補強改修事業を実施しており、耐震改修工事等に要する経費を対象として、補助対象経費を 734,239,755 円(国庫補助金 367,119,000 円)と算定していた。

しかし、同法人は、上記の補助対象経費に、耐震評価を見直すなどして事業完了までに解体撤去した講堂部分に係る耐震補強工事の経費等 33,035,358 円を含めており、これらは防災機能強化のための耐震補強工事に必要な工事費以外の経費等であって、補助の対象とはならないものである。

したがって、これらを除外して適正な補助対象経費を算定すると、701,204,397 円(国庫補助金 350,601,000 円)となり、国庫補助金 16,518,000 円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	事業主体	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
(58) 文部科学本省	学校法人昭和大学	教室・実習室等マルチメディア教育システム	26	千円 47,429	千円 23,714	千円 2,642	千円 1,321	補助の対象とならない装置としての一体性がない備品の購入及び設置に要する経費を補助対象経費に含めていたもの(昭和大学)
(59) 同	学校法人総持学園	鶴見大学 3 号館耐震補強改修事業等	25	734,239	367,119	33,035	16,518	補助の対象とならない防災機能強化のための耐震補強工事に必要な工事費以外の経費等を補助対象経費に含めていたもの(鶴見大学・鶴見大学短期大学部)

部局等	事業主体	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要	
				千円	千円	千円	千円		
(60)	文部科学本省	学校法人兵庫医科大学	周産期総合管理システム	25	92,900	46,450	25,465	12,733	補助の対象とならない装置設置のために必要な工事費以外の経費を補助対象経費に含めていたもの(兵庫医科大学)
(58)-(60)の計					874,568	437,283	61,142	30,572	

第3章 第1節 第7 文部科学省

(7) 国立大学法人施設整備費補助金が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 41,818,672円

国立大学法人施設整備費補助金は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として、国立大学法人が行う施設・設備の整備等に要する経費に対して国が補助するものである。

この補助金の交付額は、国立大学法人施設整備費補助金交付要綱(平成16年文部科学大臣決定)によれば、国立大学法人が行う補助事業に必要な経費のうち、施設整備費、災害復旧費、附帯事務費等を補助対象経費として、予算の範囲内で定額とすることとされている。そして、補助対象経費のうち施設整備費は、本工事及び附帯工事に係る経費(施設に附帯する設備の整備に係る経費を含む。)とされている。

本院が、21国立大学法人において会計実地検査を行ったところ、3国立大学法人において、上記の施設整備費には該当しないことから、補助の対象とならない整備した設備の保守、保証及び運用支援に要した経費(以下、これらを「保守経費等」という。)や、図書館に配架するDVD、電子書籍等(以下、これらを「図書」という。)の購入経費を補助対象経費に含めていたため、国庫補助金計41,818,672円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3国立大学法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において3国立大学法人から提出された実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

国立大学法人横浜国立大学は、平成24、25両年度に、国際センター(国際交流ラウンジ)整備事業を実施しており、外国語学習システムの構築、附属図書館に必要な視聴覚機器の整備等に係る経費を対象として、補助対象経費を188,800,000円(国庫補助金同額)と算定していた。

しかし、同法人は、補助の対象とならない外国語学習システムの保守経費等計12,520,725円及び附属図書館に配架する図書の購入経費計3,533,556円を補助対象経費に含めていた。

したがって、これらを除いて適正な補助対象経費を算定すると、174,740,378円(国庫補助金同額)となり、国庫補助金14,059,622円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	事業主体	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要	
				千円	千円	千円	千円		
第3章 第1節 第7 文部科学省	(61) 文部科学本省	国立大学法人横浜国立大学	国際センター(国際交流ラウンジ)整備	24、25	188,800	188,800	16,054	14,059	補助の対象とならない保守経費等及び図書を購入経費を補助対象経費に含めていたもの
	(62) 同	国立大学法人京都工芸繊維大学	産学官・大学連携広域型人材育成ネットワーク構築等	24～26	170,000	170,000	13,081	12,768	補助の対象とならない保守経費等を補助対象経費に含めていたもの
	(63) 同	国立大学法人九州大学	情報システムの基盤整備等	24、25	158,900	158,900	14,992	14,990	同
(61)～(63)の計					517,700	517,700	44,128	41,818	

(8) 沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)が過大に交付されていたもの
2件 不当と認める国庫補助金 15,500,000円

沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)(以下「交付金」という。)は、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(学校施設環境改善に関する事業)(平成24年文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。)等に基づき、沖縄県が作成する沖縄振興交付金事業計画によって実施される学校施設環境改善に関する事業(市町村が同県を通じて間接に交付金の交付を受けて実施するものを含む。)に要する経費に充てるために、国が同県に対して交付するものである。

交付金の交付額は、交付要綱等によれば、沖縄振興交付金事業計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合を乗ずるなどして得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額(以下「交付対象工事費」という。)に同割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積(以下「配分基礎面積」という。)を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとされている。

交付要綱等によれば、交付対象事業のうち、小学校、中学校、幼稚園等の建物で構造上危険な状態にあるものの改築事業(以下「危険改築事業」という。)については、改築を行う年度の5月1日における当該学校の学級数等に応ずる必要面積と、同日における保有面積のうちいずれか少ない面積から、同日における保有面積のうち危険でない部分の面積を控除して国庫補助を受ける資格のある面積(以下「資格面積」という。)を算定し(次式参照)、資格面積を配分基礎面積とすることとされている。

$$\boxed{\text{危険改築事業の資格面積}} = \left(\frac{\text{学級数等に応ずる必要面積}}{\text{いずれか少ない方}} \right) - \boxed{\text{危険でない部分の面積}}$$

また、屋外教育環境の整備に関する事業(以下「屋外環境整備事業」という。)については、幼稚園等の屋外教育環境施設(屋外運動広場のための施設、屋外集会のための施設、屋外学習のための施設等)の整備に要する経費を交付対象として配分基礎額を算定することとされている。

本院が、同県及び同県の19市町村において会計実地検査を行ったところ、同県及び1町において、資格面積等の算定に当たり、交付要綱等に基づく算定式を適用せずに保有面積を資格面積としていたり、交付対象とならない工事費を含めていたりしていたため、配分基礎額及び交付対象工事費が過大に算定されており、交付金計15,500,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県及び1町において交付金の交付額の算定方法についての理解が十分でなかったこと、文部科学省及び同県において同県及び1町から提出された実績報告書等に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

島尻郡八重瀬町は、平成24、25両年度に、具志頭幼稚園の屋外環境整備事業等を実施し、交付金124,266,000円の交付を受けていた。

同町は、同園の屋外環境整備事業に係る配分基礎額の算定に当たり、園庭広場、遊具、倉庫用建物、駐車場等の整備に係る工事費を交付対象としていた。

しかし、倉庫用建物及び駐車場は、屋外教育環境施設に該当せず交付対象とならないことから、同町は、配分基礎額の算定に当たり、これらの整備に係る工事費を全体の工事費から除外すべきであった。

したがって、配分基礎額から倉庫用建物及び駐車場の整備に係る工事費を除外して交付金の交付額を算定すると116,786,000円となることから、交付金7,480,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者	交付対象事業の種別	年度	交付金の交付額	不当と認める交付金の交付額	摘要
(64) 文部科学本省	沖縄県(事業主体)	—	危険改築事業	24～26	千円 5,933,334	千円 8,020	保有面積を資格面積としていたもの
(65) 同	沖縄県	島尻郡八重瀬町(事業主体)	屋外環境整備事業	24、25	124,266	7,480	交付対象とならない工事費を含めて配分基礎額を算定していたもの
(64)(65)の計					6,057,600	15,500	

(9) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの

7件 不当と認める国庫補助金 46,482,616円

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。また、負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程(以下、これらを合わせて「小中学校」という。))並びに特別支援学校の小学部及び中学部に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費となっており、その額は、都道府県の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」(平成16年政令第157号。以下「限度政令」という。)に基づいて都道府県ごとに算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の3分の1となっている。

算定総額は、限度政令に基づき、小中学校の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基

礎定数を乗ずるなどして得た額と、特別支援学校の小学部及び中学部の教職員に係る基礎給料月額等と同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額とを合算して算定することとなっている。

このうち、算定基礎定数は、当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号。以下「標準法」という。)等に基づき、標準学級数等^(注1)を基礎として算定した数に、教職員が教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)に定める指導改善研修を受けているなどの特別な事情を考慮して文部科学大臣が定める数(以下「加配定数」という。)を加えることにより教職員の定数を算定し、更に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」(昭和30年法律第125号)により臨時的に任用される者(以下「産休代替教職員」という。)等の実数を加えるなどして算定することとなっている。

また、特別支援学校については、義務教育である小学部及び中学部のほかに幼稚部と高等部を置く学校があるため、特別支援学校に勤務する全ての教職員の給与及び報酬等に要する経費を算定し、これに義務制率^(注2)を乗ずるなどして小学部及び中学部に係る実支出額を算定することになっている。

(注1) 標準学級数 標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数

(注2) 義務制率 「小学部及び中学部の標準学級数の合計」を「小学部及び中学部の標準学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計」で除して求めた率

本院が、21都道府県において会計実地検査を行ったところ、6県において、算定基礎定数の算定に当たり、誤って、標準学級数を1学級とすべきところを2学級としたり、当初予定していた指導改善研修を受けていなかった教職員に係る加配定数を含めたり、当該年度の5月1日現在において産休代替教職員に該当していなかった者を含めたりなどしていた。また、1県において、特別支援学校の小学部及び中学部の実支出額の算定に当たり、誤って、標準学級数を1学級とすべきところを2学級としたり、実学級数に含めるべき学級を含めなかったりして算定した義務制率を乗じていた。これらの結果、負担金計46,482,616円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、7県において、算定基礎定数の算定方法についての理解及び算定基礎定数の確認が十分でなかったこと、義務制率の算定に用いる学級数の算定方法についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

青森県は、平成26年度において、小中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費の実支出額が算定総額を下回ったことから、実支出額を基に20,419,406,664円の負担金の交付を受けていた。

しかし、同県は、特別支援学校の小学部及び中学部の実支出額の算定に当たり、誤って、標準学級数を1学級とすべきところを2学級としたり、実学級数に含めるべき学級を含めなかったりしていたため、小学部及び中学部の標準学級数を計323学級、幼稚部及び高等部の実学級数を計105学級とすべきところ、それぞれ計325学級、計102学級として義務制率を算定して、この率を特別支援学校に勤務する全ての教職員の給与及び報酬等に要する経費に乗ずるなどしていた。

したがって、適正な小学部及び中学部の標準学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数により適正な負担金の額を算定すると20,405,618,832円となることから、負担金13,787,832円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	算定総額又は 実支出額	左に対する 負担金交付 額	不当と認 める算定 総額又は 実支出額	不当と認 める負担 金交付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(66)	青森県 青森県	26	61,258,219	20,419,406	41,363	13,787	実支出額の算定が 過大となっていた もの
(67)	山形県 山形県	24～26	148,465,897	49,488,575	25,946	8,648	算定基礎定数の算 定が過大となっ ていたもの
(68)	茨城県 茨城県	26	117,841,795	39,280,598	9,414	3,138	同
(69)	新潟県 新潟県	26	96,853,152	32,284,384	28,384	9,461	同
(70)	岐阜県 岐阜県	26	80,244,204	26,747,848	6,516	2,172	同
(71)	滋賀県 滋賀県	26	56,216,834	18,738,944	18,702	6,234	同
(72)	高知県 高知県	25	35,652,694	11,884,163	9,119	3,039	同
(66)～(72)の計			596,532,799	198,843,921	139,447	46,482	

第3章
第1節
第7
文部科学省

(10) 公立学校施設整備費負担金が過大に交付されていたもの

4件 不当と認める国庫補助金 83,199,000円

公立学校施設整備費負担金(以下「負担金」という。)は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和33年法律第81号。以下「国庫負担法」という。)等に基づき、公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するため、公立の義務教育諸学校の建物の建築に要する経費について、国がその一部を負担するものである。

国庫負担法等によれば、負担金の対象となる経費は、公立の小学校、中学校等における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築を行う事業(以下「新增築事業」という。)に要する経費、公立の小学校、中学校等の屋内運動場の新增築事業に要する経費等とすることとされている。そして、新增築事業については、新築又は増築を行う年度の5月1日(以下「基準日」という。)における当該学校の学級数に応ずる必要面積から基準日における保有面積を控除して国庫補助を受ける資格のある面積(以下「資格面積」という。)を算定することとされており、負担金の交付額は、資格面積に1㎡当たりの建築の単価を乗ずるなどして算定することとされている。また、必要面積の算定に用いる学級数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号)に規定する学級編制の標準により算定した学級の数(以下「標準学級数」という。)とすることとされている。

そして、「公立学校施設整備費負担金の事業概要について」(平成24年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知)によれば、新增築事業に係る資格面積の算定に当たり、交付決定年度末までに取壊し後5年を経過しない危険建物(構造上危険な状態にある建物をいう。以下同じ。)等がある場合には、当該危険建物等の面積を基準日における保有面積に算入することとされている。また、新增築事業を実施した後の保有面積が必要面積を下回る場合には、当該保有面積から基準日における保有面積を控除して得た面積を資格面積とすることになっている。

本院が、22都道県及び178市区町村、計200地方公共団体において会計実地検査を行ったところ、4県の4市において、資格面積の算定に当たり、標準学級数ではなく実際の学級数に応じて必要面積を算定していたり、新增築事業を実施した後の保有面積が必要面積を下回っているのに必要面積から基準日における保有面積を控除していたり、交付決定年度末までに取壊し後5年を経過しない危険建物等の面積を保有面積に算入していなかったりなどしていたため、負担金計83,199,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4市において負担金の交付額の算定方法についての理解が十分

でなかったこと、4県において4市から提出された実績報告書等に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

山口県下松市は、平成26、27両年度に、末武中学校校舎の新增築事業を実施し、負担金144,132,000円の交付を受けていた。

同市は、同校校舎の必要面積を8,670㎡、保有面積を7,036㎡とするなどして資格面積を1,615㎡と算定していた。

しかし、同市は、資格面積の算定に当たり、交付決定年度である26年度末までに取壊し後5年を経過しない危険建物等に該当する校舎の一部の面積205㎡を上記の保有面積に算入していなかった。

したがって、上記校舎の面積を保有面積に算入するなどして適正な資格面積を算定すると1,429㎡となり、これにより負担金の交付額を算定すると127,586,000円となることから、負担金16,546,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付対象事業 の種別	年 度	負担金の交付 額	不当と認める 負担金の交付 額	摘 要
(73) 青森県	弘前市	校舎の新增築 事業	24、25	千円 3,662	千円 3,662	取壊し後5年を経過しない危険建物等の面積を保有面積に算入していなかったもの
(74) 長野県	長野市	屋内運動場の 新增築事業	27	82,660	31,091	事業実施後の保有面積が必要面積を下回っているのに、必要面積から基準日における保有面積を控除して資格面積を算定していたもの
(75) 奈良県	天理市	校舎の新增築 事業	26、27	105,953	31,900	実際の学級数を用いて必要面積を算定していたもの
(76) 山口県	下松市	同	26、27	144,132	16,546	取壊し後5年を経過しない危険建物等の面積を保有面積に算入していなかったなどのもの
(73)–(76)の計				336,407	83,199	

(11) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの

12件 不当と認める国庫補助金 580,006,000円

学校施設環境改善交付金(以下「交付金」という。)は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和33年法律第81号。以下「国庫負担法」という。)等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

交付金の交付額は、学校施設環境改善交付金交付要綱(平成23年文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。)等によれば、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」という。)を乗ずるなどして得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額(以下「交付対象工事費」という。)に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。このうち、配分基礎額につい

ては、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積(以下「配分基礎面積」という。)を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとされている。

交付要綱等によれば、交付対象事業のうち、小学校、中学校、幼稚園等の建物で構造上危険な状態にあるもの(危険建物)の改築事業(以下「危険改築事業」という。)及び教育を行うのに著しく不適当な小学校、中学校、幼稚園等の建物で特別の事情のあるもの(不適格建物)の改築事業(以下「不適格改築事業」という。)については、改築を行う年度の5月1日(以下「基準日」という。)における当該学校の学級数等に応ずる必要面積と、基準日における保有面積のうちいずれか少ない面積から、基準日における保有面積のうち、危険でない又は教育を行うのに著しく不適当でない部分の面積を控除して国庫補助を受ける資格のある面積(以下「資格面積」という。)を算定することとされている(次式参照)。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{危険改築事業の資格面積}} = \left(\begin{array}{c} \boxed{\text{学級数等に応ずる必要面積}} \\ \boxed{\text{いずれか少ない方}} \\ \boxed{\text{保有面積}} \end{array} \right) - \boxed{\text{危険でない部分の面積}} \\
 \\
 \boxed{\text{不適格改築事業の資格面積}} = \left(\begin{array}{c} \boxed{\text{学級数等に応ずる必要面積}} \\ \boxed{\text{いずれか少ない方}} \\ \boxed{\text{保有面積}} \end{array} \right) - \boxed{\text{教育を行うのに著しく不適当でない部分の面積}}
 \end{array}$$

また、幼稚園の園舎の新增築事業(以下「幼稚園新增築事業」という。)については、新築又は増築後の当該幼稚園の予定学級数に応ずる必要面積から新築又は増築を行う年度の5月1日における保有面積を控除して資格面積を算定することとされている。

そして、上記の危険改築事業等3事業は、その資格面積を配分基礎面積とすることとされており、また、危険改築事業等3事業以外の交付対象事業は、それぞれの事業ごとに文部科学大臣が必要と認める面積等を配分基礎面積とすることとされている。

本院が、24都道府県及び237市区町村、計261地方公共団体において会計実地検査を行ったところ、8都県の12市区町において、資格面積等の算定に当たり、交付要綱等に基づく算定式を適用していなかったなどしていたり、必要面積を算定する際に学級数の算定を誤っていたり、建物の構造による補正を行っていなかったりなどしていたため、配分基礎額及び交付対象工事費が過大に算定されており、交付金計580,006,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、12市区町において交付金の交付額の算定方法についての理解が十分でなかったこと、8都県において12市区町から提出された実績報告書等に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア 交付要綱等に基づく算定式を適用していなかったなどの事態

4県の4市町において、危険改築事業、不適格改築事業及び幼稚園新增築事業の実施に当たり、交付要綱等に基づく算定式を適用せずに校舎の改築後の面積や屋内運動場の必要面積を資格面積としていたり、交付要綱等に基づく算定式の適用を誤り必要面積から保有面積とは異なる面積を控除していたりなどしていたため、資格面積が過大に算定されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

青森県上北郡野辺地町は、平成24、25、27各年度に、若葉小学校校舎の不適格改築事業等を実施し、交付金計914,259,000円の交付を受けていた。

同町は、同校校舎が不適格改築事業の対象となるとした上で、改築後の校舎(渡り廊下棟)の面積に相当する49㎡を資格面積としていた。

しかし、同町は、基準日における学級数に応ずる必要面積と保有面積のうちいずれか少ない面積から、教育を行うのに著しく不相当でない部分の面積を控除して資格面積を算定していなかった。

そこで、交付要綱等に基づく算定式を適用して資格面積を算定すると、学級数に応ずる必要面積より教育を行うのに著しく不相当でない部分の面積が大きくなるため、資格面積は生じないことになり、同校校舎は不適格改築事業の対象とはならないことになる。

したがって、同校校舎の不適格改築事業を交付対象から除外するなどして交付金の交付額を算定すると計826,470,000円となることから、交付金計87,789,000円が過大に交付されていた^(注)。

(注) 交付金計87,789,000円には、アの事態のほか、エ①の事態により過大に交付された交付金が含まれている。

イ 必要面積を算定する際に学級数の算定を誤っていた事態

国庫負担法等によれば、必要面積の算定に用いる学級数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号)に規定する学級編制の標準により算定した学級の数(以下「標準学級数」という。)とすることとされている。

また、「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」(平成18年文部科学大臣裁定)によれば、不適格改築事業のうち全面改築の対象となる建物については、校地の有効利用等の教育条件の改善を図るために全面改築を行わなければならない建物で危険改築事業等の総資格面積が必要面積の50%以上を満たすことなどとされている。

3都県の4市区町において、危険改築事業及び不適格改築事業の実施に当たり、基準日における学級数ではなく改築を行うより前の年度の5月1日における学級数を用いて必要面積を算定していたり、標準学級数ではなく実際の学級数を用いて必要面積を算定していたりなどしていたため、資格面積が過大に算定されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

長野県北佐久郡軽井沢町は、平成26、27両年度に、軽井沢中学校校舎の危険改築事業、不適格改築事業等を実施し、交付金計500,394,000円の交付を受けていた。

同町は、同校校舎の必要面積を7,052㎡と算定し、危険改築事業の資格面積を3,564㎡としていた。そして、当該資格面積が必要面積の50%(3,526㎡)以上となることから同校校舎は不適格改築事業の対象となるとして、必要面積7,052㎡から危険改築事業の資格面積3,564㎡を控除して得た3,488㎡を不適格改築事業の資格面積としていた。

しかし、同町は、危険改築事業の資格面積の算定に当たり、改築を行う前々年度の5月1日における実際の学級数を用いて必要面積を算定していた。

そこで、基準日における標準学級数を用いて必要面積を算定すると6,464㎡となり、これを用いるなどして危険改築事業の資格面積を算定すると3,176㎡となる。そして、当該資格面積が必要面積の50%(3,232㎡)以上とならないことから、同校校舎は不適格改築事業の対象とならないことになる。

したがって、危険改築事業の資格面積を3,176㎡に修正し、不適格改築事業を交付対象から除外するなどして交付金の交付額を算定すると計272,463,000円となることから、交付金計227,931,000円が過大に交付されていた^(注)。

(注) 交付金計227,931,000円には、イの事態のほか、ア及びエ②の事態により過大に交付された交付金が含まれている。

ウ 建物の構造による補正を行っていなかった事態

国庫負担法によれば、鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関しては、工事費を算定する場合

の保有面積又は1㎡当たりの建築の単価に乗ずべき面積について、政令で定めるところにより補正を行うこととされている。

そして、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」(昭和33年政令第189号)等によれば、危険改築事業、不適格改築事業等により校舎等の整備を行う場合、建物の構造による補正として、1㎡当たりの建築の単価に乗ずべき面積(新たに整備する校舎等の資格面積)のうち鉄筋コンクリート造以外の構造の校舎等に充てようとする部分の面積について、これを1.02で除して資格面積を補正することなどとされている。

3県の3市において、危険改築事業、不適格改築事業及び幼稚園新增築事業の実施に当たり、新たに整備する校舎等は鉄筋コンクリート造以外の校舎等であったのに、建物の構造による補正を行っていなかったため、資格面積が過大に算定されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

山形県鶴岡市は、平成26年度に、朝日中学校校舎の危険改築Ⅱ期事業等を実施し、交付金286,122,000円の交付を受けていた。

同市は、同校校舎の必要面積を2,689㎡と算定し、当該必要面積を危険改築事業の資格面積としていた。そして、この2,689㎡を危険改築Ⅰ期事業と危険改築Ⅱ期事業に区分して、Ⅰ期事業の資格面積を807㎡、Ⅱ期事業の資格面積を1,882㎡とし、新たに整備する校舎が木造であることから、Ⅰ期事業の資格面積については、建物の構造による補正を行っていた。

しかし、同市は、Ⅱ期事業の資格面積については、建物の構造による補正を行っていなかった。

そこで、Ⅱ期事業の資格面積を算定すると、1,882㎡を1.02で除して得た面積1,845㎡となる。

したがって、Ⅱ期事業の資格面積を1,845㎡に修正して交付金の交付額を算定すると282,433,000円となることから、交付金3,689,000円が過大に交付されていた。

エ その他の事態

ア、イ及びウ以外の事態で配分基礎額及び交付対象工事費が過大に算定されていた事態は次のとおりである。

- ① 危険改築事業、不適格改築事業及び中学校武道場新築事業の実施に当たり、資格面積又は交付対象の上限面積を超過する建物を整備していたのに、超過面積分に相当する工事費を交付対象工事費から除外していなかった事態 3県の3市町
- ② 危険改築事業、不適格改築事業、幼稚園新增築事業及び学校給食施設の改築事業の実施に当たり、改築事業等を実施する年度に施設の解体及び撤去を行っていないのに、配分基礎額に解体及び撤去費を加算していた事態 3県の3市町
- ③ 大規模改造(質的整備)事業の実施に当たり、大規模改造事業は危険改築事業等と併せて実施することができないのに、危険改築事業等と併せて実施していた事態 1県の1市
- ④ 学校給食施設の新増築事業の実施に当たり、既存の学校給食施設の面積とすべき面積を過小に算定していたことにより、新增築事業と併せて実施していた改築事業(算定割合3分の1)の配分基礎面積を過小に算定していたため、新增築事業(算定割合2分の1)の配分基礎面積が過大に算定されていた事態 1県の1市
- ⑤ 太陽光発電等の整備に関する事業の実施に当たり、配分基礎額の算定に用いる単価は文部科学省が事業種別ごとに通知する単価を用いることになっているのに、試算した工事費に基づく単価を用いていた事態 1県の1町

以上を部局等別・補助事業者別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付対象事業 の種別	年 度	交付金の交付 額	不当と認める 交付金の交付 額	摘 要
				千円	千円	
(77)	青森県 上北郡野辺 地町	危険改築事 業、不適格改 築事業	24、25、 27	914,259	87,789	校舎の改築後の面積 を資格面積としてい たなどのもの(ア及 び工①の事態)
(78)	山形県 鶴岡市	危険改築事業	26	286,122	3,689	建物の構造による補 正を行っていないかっ たもの(ウの事態)
(79)	同 新庄市	同	25、26	591,410	143,259	校舎の改築後の面積 や屋内運動場の必要 面積を資格面積とし ていたもの(アの事 態)
(80)	同 天童市	危険改築事 業、不適格改 築事業	23、24	418,178	9,155	改築事業を実施する 年度に施設の解体及 び撤去を行っていな いのに、配分基礎額 に解体及び撤去費を 加算していたもの (工②の事態)
(81)	同 東置賜郡高 畠町	中学校武道場 新築事業	24、25	21,556	5,927	上限面積を超える面 積分の工事費を事業 全体の工事費から控 除していなかったも の(工①の事態)
(82)	茨城県 水戸市	不適格改築事 業、幼稚園新 増築事業	24～27	592,868	14,512	必要面積から保有面 積とは異なる面積を 控除して資格面積を 算定していたり、建 物の構造による補正 を行っていないかっ たりしていたなどの もの(ア、ウ及び工② の事態)
(83)	東京都 練馬区	危険改築事業	25	156,235	1,099	建築計画時点の推計 学級数を用いるなど して必要面積を算定 していたもの(イの 事態)
(84)	長野県 長野市	危険改築事 業、不適格改 築事業	24～27	1,224,196	11,660	改築を行う前年度の 標準学級数を用いて 必要面積を算定して いたり、建物の構造 による補正を行って いなかったりしてい たなどのもの(イ及 びウの事態)
(85)	同 北佐久郡軽 井沢町	危険改築事 業、不適格改 築事業、学校 給食施設の改 築事業	26、27	500,394	227,931	危険建物の面積を資 格面積としていた り、改築を行う前々 年度の実際の学級数 を用いて必要面積を 算定していたりして いたなどのもの (ア、イ及び工②の 事態)
(86)	奈良県 奈良市	危険改築事 業、不適格改 築事業、大規 模改造(質的 整備)事業	25～27	609,158	50,665	実際の学級数を用い るなどして必要面積 を算定していたり、 建物の構造による補 正を行っていないか ったりしていたなど のもの(イ、工①及び 工③の事態)
(87)	福岡県 福岡市	学校給食施設 の新增築事業	26	428,890	19,358	既存の学校給食施設 の面積とすべき面積 を誤ったため、配分 基礎面積を過大に算 定していたもの(工 ④の事態)
(88)	熊本県 天草郡苓北 町	太陽光発電等 の整備に関す る事業	24、25	133,405	4,962	誤った太陽光発電単 価を用いて配分基礎 額を算定していたも の(工⑤の事態)
(77)～(88)の計				5,876,671	580,006	

(12) 国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの

4 件 不当と認める国庫補助金 38,305,000 円

国宝重要文化財等保存整備費補助金は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の趣旨にのっとり、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的として、埋蔵文化財の実態を把握するために発掘調査を行う地方公共団体、重要文化財の修理を行う所有者、埋蔵文化財の総合的な公開活用に当たる法人等に対して、文化財保存事業費関係補助金交付要綱(昭和54年文化庁長官裁定。以下「交付要綱」という。)等に基づき事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

交付要綱等において、補助事業の補助対象経費は、①埋蔵文化財緊急調査については発掘調査に要する経費や発掘調査の成果を記録した発掘調査報告書の作成に要する経費等、②重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業については重要文化財である建造物の修理工事経費等、③地域の特色ある埋蔵文化財活用事業(平成26年度は地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業)については埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な施設の設備整備経費、附帯工事経費、設計料、監理料等となっている。そして、埋蔵文化財以外の文化財を取り扱うための経費は、③の事業の補助の対象とならないこととなっている。また、補助事業は、国庫補助金の交付を受けた年度の3月31日までに完了しなければならないこととなっている。

消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、課税事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。そして、消費税の課税事業者である事業主体が、補助の対象となる建造物の修理等を行うことは課税仕入れに該当することから、上記の仕組みにより確定申告の際に当該修理等の課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体はこれらに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。このため、交付要綱において、事業主体は、補助事業完了後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額が確定した場合には、その額を速やかに都道府県教育委員会に報告し、同委員会は、その額の返還を命ずることとなっている。

本院が、21都道府県、123市町村、52法人等計196事業主体において会計実地検査を行ったところ、4事業主体において、補助事業期間中に納品されておらず補助の対象とならない成果品に係る経費を補助対象経費に含めていたり、仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額の報告及び返還を行っていなかったり、補助の対象とならない工事に係る設計費等を補助対象経費に含めていたりしていたため、国庫補助金計38,305,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4事業主体において適正な会計経理を行うことの認識が欠けていたこと、補助事業における消費税の取扱いに対する理解が十分でなかったこと、交付要綱等の理解が十分でなかったこと、文化庁及び3県の教育委員会において実績報告書等に対する審査及び確認が十分でなかったこと、補助事業における消費税の取扱いについての指導及び審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

〈事例1〉

沖縄県は、平成23年度に実施した県内遺跡発掘調査に係る発掘調査報告書の印刷製本業務に係る経費等を対象として、補助対象経費を55,500,000円(国庫補助金44,400,000円)としていた。

しかし、同県は、上記補助対象経費のうち印刷製本業務に係る経費 3,570,000 円について、当該業務に係る成果品が実際には補助事業期間経過後の 26 年 12 月に納品されていて補助の対象とならないのに、補助対象期間中の 24 年 3 月 30 日に納品されたこととして、補助対象経費に含めていた。

したがって、上記補助の対象とならない経費を除いて適正な補助対象経費を算定すると 51,930,000 円(国庫補助金 41,544,000 円)となり、国庫補助金 2,856,000 円が過大に交付されていた。

<事例 2>

オエノンホールディングス株式会社は、平成 26、27 両年度に実施した国指定重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設の災害復旧に係る保存修理事業等の補助対象経費について、工事経費等に消費税を含めて計 520,401,740 円(国庫補助金計 354,512,000 円)としていた。

しかし、同社は、補助事業完了後の消費税の確定申告の際に、本件補助事業に係る消費税額を仕入税額控除していたのに、これに係る国庫補助金相当額の報告及び返還を行っていなかった。

したがって、上記の仕入税額控除した消費税額計 38,534,171 円に係る国庫補助金計 26,250,000 円が過大に交付されていた。

<事例 3>

公益財団法人元興寺文化財研究所は、平成 26、27 両年度に埋蔵文化財の公開活用のために、その修復等を行う施設の改修工事等を実施し、これに係る設計費、監理費、改修工事費等の経費を対象として、補助対象経費を計 381,442,253 円(国庫補助金計 190,720,000 円)としていた。

しかし、同法人は、上記の補助対象経費に、埋蔵文化財以外の文化財の修復を取り扱うため補助の対象とならない記録資料修復室等の改修工事等に係る設計費 6,791,364 円及び監理費 6,955,200 円、計 13,746,564 円を含めていた。

したがって、上記補助の対象とならない経費を除いて適正な補助対象経費を算定すると計 367,695,689 円(国庫補助金計 183,847,000 円)となり、国庫補助金計 6,873,000 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
(89)	文化庁 沖縄県	埋蔵文化財 緊急調査	23	55,500	44,400	3,570	2,856	補助事業 期間中に 納品され ておらず 補助の対 象となら ない成果 品に係る 経費を補 助対象経 費に含め ていたも の	
(90)	青森県	五所川原市	同	27	16,009	8,000	4,660	2,326	同
(91)	茨城県	オエノン ホールディ ングス株式 会社	重要文化財 (建造物・ 美術工芸 品)修理、 防災	26、27	520,401	354,512	38,534	26,250	仕入税額 控除した 消費税額 に係る国 庫補助金 相当額の 報告及び 返還を行 っていな かったも の

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に對する 国庫補助 金交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(92)	奈良県 公益財団法人元興寺文化財研究所	地域の特色ある埋蔵文化財活用	26、27	381,442	190,720	13,746	6,873	補助の対象とならない工事に係る設計費等を補助対象経費に含めていたもの
(89)-(92)の計				973,353	597,632	60,510	38,305	

(13) 私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 4,039,000円

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)は、幼稚園教育の振興に資することを目的として、幼稚園の危険な状態にある園舎の改築、耐震補強工事等を行う学校法人等に対して、改築等に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱(平成11年文部大臣裁定)等によれば、園舎の改築等に係る経費を補助対象経費として、これに補助率(原則として3分の1以内)を乗じて算定することなどとされている。

そして、園舎の改築を行う場合の補助対象経費は、補助単価に補助資格面積を乗じて得た額とすることとされている。この補助資格面積は、改築後の建築面積等を用いて算定することとされていて、建築面積は、建物ごとに、壁や建具等により風雨を防ぐことができる部分の床面積の合計とすることとされている。また、文部科学省の通知によれば、この補助金については、交付の内定前に事業着手があった場合は補助を行わないこととされている。

本院が、19都道府県の54学校法人において会計実地検査を行ったところ、2学校法人において、壁や建具等により風雨を防ぐことができない部分の床面積を補助資格面積に含めたり、補助金交付の内定前に事業着手していた事業を補助の対象としたりしていたため、国庫補助金計4,039,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2学校法人において補助対象経費の算定方法についての理解が十分でなかったこと、補助事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、2都県において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

学校法人日景学園は、平成25年度に、同法人が設置する向陽幼稚園の園舎の改築事業を実施し、補助対象経費58,637,000円に補助率を乗ずるなどして国庫補助金19,545,000円の交付を受けていた。

しかし、同法人は、壁や建具等により風雨を防ぐことができないウッドデッキに係る部分の床面積を補助資格面積に含めて補助対象経費を算定していた。

したがって、適正な補助資格面積により算定した補助対象経費51,998,000円に対する国庫補助金は17,332,000円となり、国庫補助金2,213,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	補助対象 経費	左に對す	不当と認	不当と認	摘 要
					る国庫補 助金交付 額	める補助 対象経費	める国庫 補助金	
(93) 秋 田 県	学校法人日 景学園	向陽幼稚園 改築(耐震)	25	千円 58,637	千円 19,545	千円 6,639	千円 2,213	補助の対 象となら ない面積 を補助資 格面積に 含めてい たもの (向陽幼 稚園)
(94) 東 京 都	学校法人の ぞみ幼稚園	非構造部材 耐震補強工 事(園舎)	27	5,479	1,826	5,479	1,826	補助金交 付の内定 前に事業 着手して いたもの (のぞみ 幼稚園)
(93)(94)の計				64,116	21,371	12,118	4,039	

第3章
第1節
第7
文部科学省

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 公立学校施設整備費負担金における新增築事業及び学校施設環境改善交付金等における改築事業等の実施に当たり、資格面積の算定が適切に行われているかを確認するためのチェックシートを作成して周知したり、交付決定が行われるまでの初期の段階及び実績報告時にチェックシートを用いて資格面積の確認を行うこととしたり、適切な資格面積を容易に算定することができるようにするための方策を検討したりするなどして、資格面積の算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)公立文教施設整備費 (項)沖縄振興交付金事業推進費 東日本大震災復興特別会計 (組織)文部科学本省 (項)公立文教施設整備費
部 局 等	文部科学本省、20 都県
交 付 の 根 拠	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和 33 年法律第 81 号)、沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)
公立学校施設整備費負担金事業の概要	公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するために、公立の義務教育諸学校の建物の建築に要する経費の一部について、地方公共団体に対して交付するもの
学校施設環境改善交付金等事業の概要	公立の義務教育諸学校等の施設に係る改築事業等の実施に要する経費に充てるために、予算の範囲内で、地方公共団体に対して交付するもの
事業主体	県 14、市 210、区 21、町 68、村 22、施設組合 1、計 336 事業主体
上記の事業主体が実施した新增築事業に係る事業数及び交付額	公立学校施設整備費負担金 255 事業主体 612 事業 776 億 6900 万余円 (平成 23 年度～28 年度) 学校施設環境改善交付金等 249 事業主体 1016 事業 1824 億 4976 万余円 (平成 21 年度～28 年度) 336 事業主体 計 1628 事業 2601 億 1877 万余円

資格面積の算定を誤っている事業数及び過大に算定されている交付額	公立学校施設整備費負担金		
	5 事業主体	5 事業	8698 万円 (平成 24 年度～27 年度)
	学校施設環境改善交付金等		
16 事業主体	27 事業	7 億 9784 万円 (平成 24 年度～27 年度)	
20 事業主体	計 32 事業	8 億 8482 万円	

(前掲 155 ページの「公立学校施設整備費負担金が過大に交付されていたもの」、156 ページの「学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの」及び 152 ページの「沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)が過大に交付されていたもの」参照)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

公立学校施設の新增改築事業における資格面積の算定について

(平成 29 年 10 月 30 日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 公立学校施設の新增改築事業の概要

(1) 公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金等による事業の概要

貴省は、義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。)等における教育の円滑な実施を確保することを目的として、公立の義務教育諸学校等の施設の整備を促進するために、小学校、中学校等の校舎又は屋内運動場の新築又は増築等を対象として公立学校施設整備費負担金(以下「負担金」という。)を、また、小学校、中学校、幼稚園等の校舎、屋内運動場等の改築、大規模改造等を対象として学校施設環境改善交付金(沖縄県にあっては、沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)に基づき、同県が作成する沖縄振興交付金事業計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるための沖縄振興公共投資交付金を含む。以下、合わせて「交付金」という。)を交付しており、平成 27 年度における支出済歳出額は、負担金 457 億 2853 万余円及び交付金 1851 億 4784 万余円となっている。そして、負担金及び交付金による事業の概要は次のとおりとなっている。

ア 負担金による学校新增築事業の概要

負担金は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和 33 年法律第 81 号。以下「国庫負担法」という。)等に基づき、公立の義務教育諸学校の建物の建築に要する経費の一部を国が負担するものである。

国庫負担法等によれば、負担金の対象となる経費は、公立の小学校、中学校及び義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築、公立の小学校、中学校及び義務教育学校の屋内運動場の新築又は増築(以下、これらを合わせて「学校新增築事業」という。)等に要する経費とすることとされており、国の負担の割合は原則として 2 分の 1 とすることとされている。

また、学校新增築事業における国庫補助を受ける資格のある面積(以下「資格面積」という。)は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、次の算定式のとおり、新築又は増築を行う年度の5月1日における当該学校の学級数に応ずる必要面積から、同日における保有面積を控除して算定することとされている。

$$\boxed{\text{学校新增築事業の資格面積}} = \boxed{\text{学級数に応ずる必要面積}} - \boxed{\text{保有面積}}$$

イ 交付金による改築事業等の概要

交付金は、国庫負担法等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、地方公共団体に対して交付されるものである。

「学校施設環境改善交付金交付要綱」(平成23年文部科学大臣裁定。沖縄振興公共投資交付金にあつては、「沖縄振興公共投資交付金交付要綱(学校施設環境改善に関する事業)」(平成24年文部科学大臣決定)。以下、合わせて「交付要綱」という。)等によれば、交付対象事業となる改築事業には、小学校、中学校、幼稚園等の建物で構造上危険な状態にあるもの(危険建物)の改築事業(以下「危険改築事業」という。)、教育を行うのに著しく不適当な小学校、中学校、幼稚園等の建物で特別の事情があるもの(不適格建物)の改築事業(以下「不適格改築事業」という。)等があり、国の補助の割合は原則として3分の1とすることとされている。

そして、危険改築事業及び不適格改築事業における資格面積は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、次の算定式のとおり、改築を行う年度の5月1日における当該学校の学級数等に応ずる必要面積(幼稚園の場合は、改築後の当該幼稚園の予定学級数に応ずる必要面積)又は同日における保有面積のうちいずれか少ない面積から、同日における保有面積のうち、危険でない又は教育を行うのに著しく不適当でない部分の面積を控除して算定することとされている。

$$\boxed{\text{危険改築事業の資格面積}} = \left(\begin{array}{c} \boxed{\text{学級数等に応ずる必要面積}} \\ \boxed{\text{いずれか少ない方}} \\ \boxed{\text{保有面積}} \end{array} \right) - \boxed{\text{危険でない部分の面積}}$$

$$\boxed{\text{不適格改築事業の資格面積}} = \left(\begin{array}{c} \boxed{\text{学級数等に応ずる必要面積}} \\ \boxed{\text{いずれか少ない方}} \\ \boxed{\text{保有面積}} \end{array} \right) - \boxed{\text{教育を行うのに著しく不適当でない部分の面積}}$$

さらに、交付要綱によれば、幼稚園の園舎の新增築事業(以下「幼稚園新增築事業」という。)についても交付対象事業とすることとされており、国の補助の割合は原則として3分の1とすることとされている。そして、幼稚園新增築事業における資格面積は、新築又は増築後の当該幼稚園の予定学級数に応ずる必要面積から新築又は増築を行う年度の5月1日における保有面積を控除して算定することとされている。

これらの負担金及び交付金による事業の資格面積の算定について、概念図で示すと図1及び図2のとおりである。

図1 必要面積が保有面積より大きい学校の場合の例

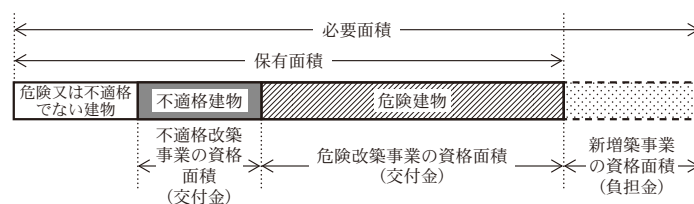
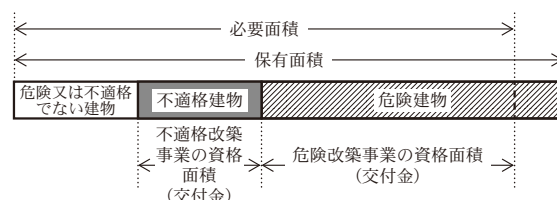


図2 必要面積が保有面積より小さい学校の場合の例



(2) 必要面積等の算定方法等

前記の資格面積を算定する際に用いる小学校、中学校、幼稚園等の必要面積については、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」(昭和33年政令第189号。以下「国庫負担法施行令」という。)、 「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」(平成18年文部科学大臣裁定。以下「運用細目」という。)等において、学校等の種類ごとに、学級数の増加に応じて増加することとして定められている。

そして、国庫負担法等によれば、必要面積の算定に用いる学級数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号。以下「標準法」という。)に規定する学級編制の標準により算定した学級の数(以下「標準学級数」という。)とすることなどとされ、当該学校等の各学年の児童又は生徒等の数を、1学級の児童又は生徒等の数の基準で除するなどして得た数を合計して算定することとされている。

また、国庫負担法等によれば、危険改築事業、不適格改築事業等により校舎等の整備を行う場合、建物の構造による補正として、校舎等の保有面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造に係る部分があるときは、当該部分の面積に1.02を乗じて保有面積を補正すること、また、資格面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造の校舎等に充てようとする部分があるときは、当該部分の面積を1.02で除して資格面積を補正することとされている。

さらに、「公立学校施設整備費負担金の事業概要について」(平成24年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知。以下「事業概要通知」という。)等によれば、資格面積の算定に当たり、交付決定年度末までに取壊し後5年を経過しない危険建物等がある場合には、事業を実施する年度の5月1日における保有面積に当該危険建物等の面積を算入することなどとされている。

(3) 負担金及び交付金による事業に係る事務手続

学校新增築事業、危険改築事業、不適格改築事業、幼稚園新增築事業(以下、これらを合わせて「新增改築事業」という。)等における交付決定の事務、実績報告書の提出及び額の確定の事務の流れは次のとおりとなっている。

ア 都道府県が事業主体となって新增改築事業等を実施する場合は、交付決定の事務については、都道府県は、資格面積の算定を行い、貴省に対して交付申請を行う。そして、

貴省は、交付申請書等の確認及び審査を行った後、交付決定を行う。また、実績報告書の提出及び額の確定の事務については、交付決定が行われた後に建築面積や保有面積に変更や修正があった場合には、資格面積の再算定を行った上で、都道府県は、貴省に対して実績報告書を提出し、貴省は、実績報告書の確認及び審査を行った後、額の確定を行う。

イ 市町村(東京都の特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)が事業主体となって新增改築事業等を実施する場合は、交付決定の事務については、市町村は、資格面積の算定を行い、都道府県教育委員会を経由して貴省に対して交付申請を行う(沖縄振興公共投資交付金にあっては、直接、沖縄県知事に対して交付申請を行う。)。そして、貴省(沖縄振興公共投資交付金にあっては沖縄県知事)は、交付申請書等の確認及び審査を行った後、交付決定を行う。また、実績報告書の提出及び額の確定の事務については、交付決定が行われた後に建築面積や保有面積に変更や修正があった場合には、資格面積の再算定を行った上で、市町村は、都道府県教育委員会(同)に対して実績報告書を提出し、都道府県教育委員会(同)は、実績報告書の確認及び審査を行った後、額の確定を行う。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

昭和40年代後半から50年代にかけて多く建築された公立学校施設が一斉に更新時期を迎えることもあり、今後も引き続き多数の事業主体において新增改築事業の実施が見込まれる。

そこで、本院は、合規性、効率性等の観点から、新增改築事業に係る負担金及び交付金の交付額を算定する際に基礎となる資格面積について、国庫負担法、交付要綱等にとって適切に算定されているか、交付申請書や実績報告書の確認及び審査は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、^(注1)20都県の336事業主体が、平成25年度から27年度までの間に負担金又は交付金の交付を受けて実施した新增改築事業計1,628事業(24年度以前から継続して実施している事業及び28年度に継続して実施している事業を含む。)について、23年度から28年度までに交付された負担金交付額計776億6900万余円、21年度から28年度までに交付された交付金交付額計1824億4976万余円(危険改築事業、不適格改築事業又は幼稚園新增築事業と他の交付対象事業とが合わせて交付決定されている場合には、他の交付対象事業に係る金額を含む。)、合計2601億1877万余円を対象として、貴省及び20都県において、実績報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 20都県 東京都、青森、秋田、山形、福島、茨城、埼玉、新潟、石川、山梨、長野、岐阜、静岡、滋賀、奈良、山口、愛媛、高知、長崎、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 国庫負担法、交付要綱等に基づく算定式を適用していなかったなどの事態

5県の9事業主体において、新增改築事業12事業の実施に当たり、国庫負担法、交付要綱、事業概要通知等に基づく算定式を適用せずに校舎の改築後の面積や屋内運動場の必

要面積を資格面積としていたり、算定式の適用を誤り、必要面積から保有面積とは異なる面積を控除していたりなどしていたため、資格面積が過大に算定されていた。

イ 必要面積を算定する際に学級数の算定を誤っていた事態

3 都県の 5 事業主体において、新增改築事業 6 事業の実施に当たり、国庫負担法、交付要綱、事業概要通知等において規定された、事業を実施する年度の 5 月 1 日における学級数ではなく、事業を実施するより前の年度の 5 月 1 日における学級数を用いて必要面積を算定していたり、国庫負担法で規定された、標準法に基づく標準学級数ではなく、実際の学級数を用いて必要面積を算定していたりなどしていたため、資格面積が過大に算定されていた。

ウ 建物の構造による補正を行っていなかった事態

5 県の 9 事業主体において、新增改築事業 15 事業の実施に当たり、新たに整備する校舎等は鉄筋コンクリート造以外の校舎等であったのに、国庫負担法、国庫負担法施行令、運用細目等に規定されている建物の構造による補正を行っていなかったため、資格面積が過大に算定されていた。

エ 取壊し後 5 年を経過しない危険建物等の面積を保有面積に算入していなかったなどの事態

3 県の 3 事業主体において、新增改築事業 3 事業の実施に当たり、交付決定年度末までに取壊し後 5 年を経過しない危険建物等の面積については、事業概要通知等において、資格面積の算定に当たり保有面積に算入することとされているのに、保有面積に算入していなかったなどのため、資格面積が過大に算定されていた。

このように、9 都県の 20 事業主体において、32 事業の資格面積が過大に算定されていて、表のとおり、負担金計 8698 万余円、交付金計 7 億 9784 万余円、合計 8 億 8482 万余円が過大に算定されていた。

表 32 事業に係る過大に算定されていた負担金又は交付金の交付額

都県名	事業主体名	学校名	施設名	事業名	過大に算定されていた負担金の交付額 (千円)	過大に算定されていた交付金の交付額 (千円)	該当する事態			
							ア	イ	ウ	エ
青森県	弘前市	高杉小学校	校舎	学校新增築	3,662	—				○
	上北郡野辺地町	若葉小学校	校舎	不適格改築	—	15,529	○			
山形県	鶴岡市	朝日中学校	校舎	危険改築	—	3,689			○	
	新庄市	萩野中学校	校舎	危険改築	—	179,626	○			
			屋内運動場	危険改築			○			
村山市	大久保小学校	校舎	学校新增築	3,785	—			○		
茨城県	水戸市	酒門幼稚園	園舎	幼稚園新增築	—	2,038	○		○	
		緑岡幼稚園	園舎	不適格改築	—	1,542			○	
		浜田幼稚園	園舎	不適格改築	—	858			○	
	筑西市	下館北中学校	校舎	危険改築	—	45,951	○			
		下館西中学校	校舎	危険改築	—	27,093	○			
行方市	麻生幼稚園	園舎	危険改築	—	33,355	○				
東京都	練馬区	豊玉第二中学校	校舎	危険改築	—	13,948		○		

都県名	事業主体名	学校名	施設名	事業名	過大に算定されていた負担金の交付額 (千円)	過大に算定されていた交付金の交付額 (千円)	該当する事態			
							ア	イ	ウ	エ
長野県	長野市	吉田小学校	屋内運動場	学校新增築	31,091	—	○			
		篠ノ井東中学校	校舎	危険改築	—	9,878		○		
		松代小学校	校舎	危険改築	—	1,843			○	
		三輪小学校	校舎	不適格改築	—	1,707			○	○
	北佐久郡 軽井沢町	軽井沢中学校	校舎	危険改築	—	248,782	○	○		
				不適格改築			○	○		
	下伊那郡 平谷村	平谷小学校	校舎	危険改築	—	30,107	○			
岐阜県	大垣市	北幼稚園	園舎	幼稚園新增築	—	978			○	
	郡上市	大和中学校	校舎	不適格改築	—	6,307			○	
奈良県	奈良市	飛鳥小学校	校舎	不適格改築	—	16,412		○		
		都祁中学校	校舎	不適格改築	—	455			○	
	天理市	前栽小学校	校舎	学校新增築	31,900	—		○		
	生駒市	生駒台幼稚園	園舎	不適格改築	—	5			○	
				幼稚園新增築					○	
		南幼稚園	園舎	不適格改築					○	
	葛城市	新庄小学校附属幼稚園	園舎	幼稚園新增築				○		
葛城市	新庄小学校附属幼稚園	園舎	不適格改築	—	963			○		
山口県	下松市	末武中学校	校舎	学校新增築	16,546	—			○	
沖縄県	沖縄県	沖縄ろう学校 (小中学部)	校舎	危険改築	—	156,776	○			
9 都県	20 事業主体	28 校		32 事業	86,984	797,842	12 事業	6 事業	15 事業	3 事業

(注) 該当する事態欄のア、イ、ウ及びエは、本文の資格面積が過大に算定されていた事態の別に対応している。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

山形県新庄市は、平成 25、26 両年度に、萩野中学校校舎及び屋内運動場の危険改築事業を実施して、交付金 591,410,000 円の交付を受けている。

危険改築事業の資格面積は、国庫負担法、国庫負担法施行令、標準法、運用細目等を参照した上で、交付要綱、事業概要通知等に基づく算定式により、改築を行う年度の 5 月 1 日における必要面積又は同日における保有面積のうちいずれか少ない面積から、危険でない部分の面積を控除して算定することとなっている。

しかし、同市は、改築を行う 25 年度の 5 月 1 日における学級数に基づき、校舎の必要面積を 3,848㎡、屋内運動場の必要面積を 1,162㎡と算定して、校舎については必要面積 3,848㎡よりも改築後の面積 3,386㎡の方が少ないことから改築後の面積 3,386㎡を資格面積とし、屋内運動場については改築後の面積 1,284㎡よりも必要面積 1,162㎡の方が少ないことから必要面積 1,162㎡を資格面積としていた。

そこで、改めて交付要綱、事業概要通知等に基づく算定式に従って算定すると、校舎危険改築事業の適正な資格面積は、上記校舎の必要面積 3,848㎡よりも保有面積 2,778㎡の方が少ないことから、当該保有面積から危険でない部分の面積 359㎡を控除して得た 2,419㎡となり、屋内運動場

危険改築事業の適正な資格面積は、上記屋内運動場の必要面積 1,162㎡よりも保有面積 531㎡の方が少なく、屋内運動場には危険でない部分がなかったことから、保有面積と同じ 531㎡となる。

そして、上記の適正な資格面積に基づくなどして交付金の交付額を算定すると 411,784,000 円となり、前記の交付額 591,410,000 円との差額 179,626,000 円が過大に算定されていた。

そして、前記 20 事業主体の 32 事業における資格面積の算定誤りの状況についてみたところ、前記のとおり、資格面積の算定に当たり、国庫負担法施行令、標準法、運用細目等を参照した上で、国庫負担法、交付要綱、事業概要通知等に基づく算定式を適用していなかったり、必要面積を算定する際に学級数の算定を誤っていたり、建物の構造による補正を行っていなかったり、取壊し後 5 年を経過しない危険建物等の面積を保有面積に算入していなかったりなどしていた。これらの算定誤りは、新增改築事業の資格面積の算定方法が国庫負担法、国庫負担法施行令、交付要綱、運用細目等に分かれて定められていたり、資格面積の算定に当たり、学校施設台帳、設計図面等の複数の資料から条件に応じた様々な面積を引用して計算する必要があったりするなど、確認すべき項目が多岐にわたっていて分かりにくいことが要因になっていると認められる。しかし、貴省において、公立学校施設整備の全般に関するマニュアル等は作成されているものの、資格面積の算定誤りを防止するために、資格面積の算定が適切に行われているかを確認するためのチェックシートや新增改築事業の資格面積の算定方法について分かりやすく整理したマニュアル等は作成されていない状況となっていた。

そして、交付申請書等の確認及び審査の状況についてみたところ、貴省において、予算成立後の時期に多くの事業の審査が集中し、資格面積の算定内容の確認について十分に時間を掛けることができない中で、事業主体における資格面積の算定誤りに気付かずに交付決定を行っていた。また、実績報告書等の確認及び審査の状況についてみたところ、都県教育委員会等において、実績報告書の提出期限である年度末の時期に多くの事業の審査が集中し、資格面積の算定内容の確認について十分に時間を掛けることができない中で、同様に、事業主体における資格面積の算定誤りに気付かずに額の確定を行っていた。このように限られた時間の中で多数の新增改築事業の資格面積について確認を適切に行うためには、上記のチェックシートの利用や分かりやすいマニュアルの作成等が必要と認められる。

一方、会計実地検査を行った 20 都県のうち 4 県^(注2)においては、一部の事業を除き、チェックシートを作成して事業主体に周知しており、交付決定が行われるまでの初期の段階における事業主体による資格面積の算定や、実績報告書の確認及び審査にこれを活用するなどしていたことから、資格面積の算定誤りが少ない傾向が見受けられる。

(注2) 4県 秋田、山梨、静岡、沖縄各県

(是正改善を必要とする事態)

新增改築事業の実施に当たり、関係法令等に基づく算定式を適用していなかったり、必要面積を算定する際に学級数の算定を誤っていたりなどして、資格面積が過大に算定され、負担金又は交付金が過大に算定されている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において、国庫負担法や交付要綱等に基づく資格面積の算定方法に関する理解が十分でないことにもよるが、貴省において、交付申請書

の審査時に、資格面積の確認を適切に実施していないこと、事業主体及び都県教育委員会等において、実績報告時に、資格面積の確認を適切に実施していないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴省において、新增改築事業における資格面積が適切に算定され、負担金及び交付金の交付額が適正なものとなるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 資格面積の算定が適切に行われているかを確認するためのチェックシートを作成して、事業主体及び都道府県教育委員会等に周知すること
- イ 事業主体に対して、交付決定が行われるまでの初期の段階に、チェックシートを用いて資格面積の確認を行わせること。また、貴省等において、交付申請書の審査時に、事業主体が記入したチェックシートを用いて資格面積の確認を行うこと
- ウ 事業主体に対して、実績報告時に、改めてチェックシートを用いて資格面積の確認を行わせること。また、都道府県教育委員会等に対して、実績報告書の審査時に、チェックシートを用いて資格面積の確認を行わせるなどすること
- エ 資格面積を算定するために必要な各制度を網羅したマニュアルを作成して周知するなど事業主体が適切な資格面積を容易に算定することができるようにするための方策を検討すること

- (2) 中期目標期間終了時の会計処理の結果、積立金がないことなどにより次の中期目標期間への繰越等の対象とならずに国立大学法人に留保されることとなる精算収益化額に相当する額等の資金について、その取扱いを明確にして各国立大学法人に周知するなどするよう改善の処置を要求したもの

部 局 等	文部科学本省
検査の対象	文部科学本省、86 国立大学法人
上記のうち中期目標期間終了時に繰越欠損金が生じていた国立大学法人	国立大学法人岐阜大学、国立大学法人島根大学
国立大学法人における運営費交付金等の概要	国立大学法人が行う業務に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額について、国が予算の範囲内で交付する資金等
第1期中期目標期間に国立大学法人岐阜大学に交付された運営費交付金等	838 億 0494 万余円(平成 16 事業年度～21 事業年度)
上記のうち法人内部に留保されていた精算収益化額に相当する額等の資金(1)	8 億 3142 万円
第2期中期目標期間に国立大学法人島根大学に交付された運営費交付金等	631 億 8997 万余円(平成 22 事業年度～27 事業年度)

上記のうち法人 内部に留保され ていた精算収益 化額に相当する 額等の資金(2)	7806 万円
(1)及び(2)の計	9 億 0949 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

中期目標期間終了時の会計処理の結果として、国立大学法人に留保されている資金の取扱いについて

(平成 29 年 10 月 30 日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 国立大学法人における会計処理等の概要

(1) 運営費交付金等の会計処理

ア 運営費交付金の会計処理

国立大学法人は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号。以下「国大法」という。)に基づき、平成 16 年 4 月に、貴省の施設等機関として設置されていた国立大学に係る権利及び義務を承継して設立され、国大法等に基づき教育研究等の事業を行っている。そして、国立大学法人は、国大法第 35 条の規定により準用される独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「準用通則法」という。)第 46 条の規定に基づき、業務の財源に充てる資金として、毎事業年度、国から運営費交付金が交付されている。

国立大学法人会計基準(平成 16 年文部科学省告示第 37 号。国立大学法人会計基準注解等を含む。)によれば、国立大学法人が国から運営費交付金を受領したときは、その相当額を運営費交付金債務として整理することとされている。そして、運営費交付金債務は、業務の進行に応じて収益化を行うこととされている。また、運営費交付金債務は、次の中期目標期間に繰り越すことはできず、中期目標期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない(以下、当該処理を「精算収益化」、当該処理により振り替えられた運営費交付金債務の額を「精算収益化額」という。)こととされている。

イ 定員未充足及び定員超過の会計処理

貴省は、次のいずれかに該当するものについては、運営費交付金債務のまま翌事業年度以降へ繰り越すこととしており、中期目標期間終了時に精算収益化を行うことになる。

- ① 国立大学の収容定員に対する在籍者数の割合が一定率を下回った場合、運営費交付金の積算のうち学生の受入に要する経費として措置している額について、収容定員を下回った割合により当該措置額に相当する額(以下「未充足学生経費相当額」という。)
- ② 国立大学の学部ごとの入学定員(1 年次)及び収容定員(2 年次以降)に対する入学者数等の割合が一定率以上の場合、運営費交付金のうち、一定率以上の入学者数等の授業料収入に相当する額(以下「超過授業料収入相当額」という。)

ウ 承継剰余金の会計処理

国立大学法人の設立により国立学校特別会計が廃止された際、15年度の決算上の剰余金のうち、国立大学法人化前に発生した事件に係る損害賠償の見込額に相当する額等については、国立大学法人に承継されている(以下、国立大学法人に承継された剰余金を「承継剰余金」という。)。承継剰余金は、特定の業務の財源であり相当程度の負債性が認められることなどから、運営費交付金に準じて負債として整理することとなっている。そして、中期目標期間終了時に残額が生じた場合には、精算収益化を行うこととなっている。

(2) 運営費交付金の収益化基準等

国立大学法人は、国立大学法人会計基準に基づき、原則として、一定の期間の経過を業務の進行とみなして運営費交付金債務を収益化する期間進行基準を採用している。ただし、プロジェクト研究等で、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて財源として予定されていた運営費交付金債務を収益化する業務達成基準を、退職手当の支払等の特定の支出のために運営費交付金が措置されている場合には、当該支出額を限度として収益化する費用進行基準を、それぞれ採用している。

そして、退職手当等に係る運営費交付金は特定の支出のために措置されていること、また、プロジェクト研究等に係る運営費交付金は用途を限定して措置されていることから、貴省は、これらの運営費交付金について、中期目標期間中、他の用途に使用することができないとしている。

(3) 利益の処分又は損失の処理等

国立大学法人の利益の処分又は損失の処理については、準用通則法第44条第1項の規定によれば、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額を、積立金として整理しなければならないこととされている。そして、同条第2項の規定によれば、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、同条第1項の規定による積立金を減額して整理して、なお不足があるときは、その不足額を、繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。

また、積立金の処分については、国大法第32条の規定によれば、中期目標期間の最後の事業年度において上記積立金の整理を行った後、準用通則法第44条第1項の規定による積立金があるときは、次の中期目標期間の業務の財源に充てるために当該積立金の額から文部科学大臣の承認を受けた額を繰り越すことができるとともに、繰り越す額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないこととされている。

一方、中期目標期間の最後の事業年度において上記積立金の整理を行った後、準用通則法第44条第1項の規定による積立金がない場合等には、精算収益化額に相当する額等の資金は次の中期目標期間への繰越等の対象にならないことになる。

(4) 国から承継した土地の譲渡による会計処理

国立大学法人は、国からの現物出資として承継した土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額

を、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)に納付することとなっている。そして、機構は、国立大学法人から納付された金額を財源として、国立大学法人に対して土地の取得等に必要な資金の交付を行うこととしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、国立大学法人においては、国から承継した土地の譲渡収入については、その一部を機構に納付することとなっているのに対して、精算収益化額に相当する額等の資金については、中期目標期間終了時の会計処理の結果として積立金がない場合等には、次の中期目標期間への繰越等の対象にならないことになっている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、中期目標期間終了時の会計処理の結果、次の中期目標期間への繰越等の対象とならずに国立大学法人に留保されている資金はないかなどに着眼して検査した。

検査は、86国立大学法人の第1期中期目標期間(16事業年度から21事業年度まで)及び第2期中期目標期間(22事業年度から27事業年度まで)のそれぞれの終了時の積立金の処分等を対象として、^(注)貴省及び37国立大学法人において、国立大学法人の財務諸表、国庫納付金計算書等により会計実地検査を行うとともに、86国立大学法人から財務諸表の補足資料等の提出を受けて、その内容を分析し確認するなどの方法により行った。

(注) 37国立大学法人 北海道、室蘭工業、小樽商科、東北、宮城教育、茨城、筑波、宇都宮、千葉、東京、東京工業、電気通信、一橋、横浜国立、新潟、福井、山梨、信州、岐阜、静岡、名古屋、愛知教育、京都、京都工芸繊維、大阪、神戸、奈良女子、鳥取、島根、岡山、山口、香川、九州、九州工業、熊本、鹿児島、琉球の各国立大学法人

(検査の結果)

検査したところ、国立大学法人岐阜大学(以下「岐阜大学」という。)及び国立大学法人島根大学(以下「島根大学」という。)に対して、それぞれ第1期又は第2期の中期目標期間に交付された運営費交付金等(岐阜大学838億0494万余円、島根大学631億8997万余円)のうち、業務の財源に充てられずに残っていた運営費交付金債務等について、中期目標期間終了時の会計処理の結果として、次のとおり、精算収益化額に相当する額等の資金が岐阜大学及び島根大学に留保されている事態が見受けられた。

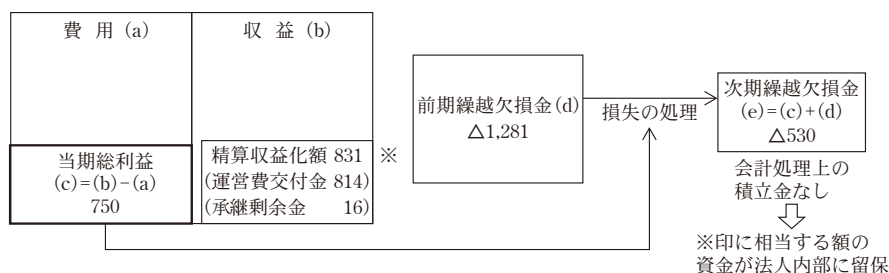
(1) 岐阜大学

岐阜大学は、第1期中期目標期間の終了する21事業年度末に、当該事業年度に交付された退職手当に係る運営費交付金12億5735万余円のうち退職手当の財源に充てられずに残っていた運営費交付金債務7億9928万余円を含めた運営費交付金債務計8億1487万余円と、承継剰余金債務1655万余円の計8億3142万余円について、精算収益化を行うなどして損益計算を行い、7億5075万余円の当期総利益が生じていた。

しかし、岐阜大学では、医学部附属病院の再開発に伴う建物整備等による減価償却費が大幅に増加したことなどにより前期繰越欠損金が12億8148万余円あったため、会計処理上の積立金がないこととなり、精算収益化額に相当する額等の資金計8億3142万余円は次の中期目標期間への繰越等の対象とならなかった。その結果、岐阜大学では、上記の精算収益化額に相当する額等の資金計8億3142万余円は、業務の財源に充てられることな

く、会計実地検査時点(29年5月)においても、その全額が法人内部に留保されていた(図1参照)。

図1 岐阜大学の第1期中期目標期間終了時の会計処理の流れ(概略図)



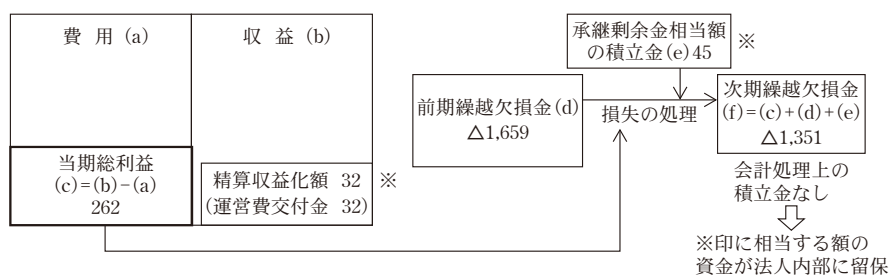
(注) 金額の単位は百万円であり、百万円未満を切り捨てているため、計は一致しない。

(2) 島根大学

島根大学は、第2期中期目標期間の終了する27事業年度末に、法科大学院の定員未充足による未充足学生経費相当額に係る運営費交付金債務2763万余円と、生物資源科学部の定員超過による超過授業料収入相当額に係る運営費交付金債務535万余円の計3299万円について、精算収益化を行うなどして損益計算を行い、2億6294万余円の当期総利益が生じていた。また、第1期中期目標期間から承継剰余金相当額4507万余円を繰り越して積立金として整理していた。

しかし、島根大学では、医学部附属病院の再開発に伴う建物整備等による減価償却費が大幅に増加したことなどにより前期繰越欠損金が16億5967万余円あったため、会計処理上の積立金がないこととなり、精算収益化額に相当する額等の資金計7806万余円は次の中期目標期間への繰越等の対象とならなかった。その結果、島根大学では、上記の精算収益化額に相当する額等の資金計7806万余円は、業務の財源に充てられることなく、会計実地検査時点(29年2月)においても、その全額が法人内部に留保されていた(図2参照)。

図2 島根大学の第2期中期目標期間終了時の会計処理の流れ(概略図)



(注) 金額の単位は百万円であり、百万円未満を切り捨てているため、計は一致しない。

以上のとおり、岐阜大学及び島根大学において、中期目標期間終了時の会計処理の結果、積立金がないこととなり、精算収益化額に相当する額等の資金計9億0949万余円(岐阜大学8億3142万余円、島根大学7806万余円)は、いずれも次の中期目標期間への繰越等の対象とならなかった。この結果、当該資金は、業務の財源に充てられることなく岐阜大学及び島根大学に留保されていた(表参照)。

表 国立大学法人に留保されている精算収益化額に相当する額等の資金
(単位：千円)

国立大学法人 項 目	岐阜大学 (第1期中期目標期間)	島根大学 (第2期中期目標期間)
運営費交付金 (1)	814,871	32,990
うち退職手当関係	799,285	—
うち定員関係	—	32,990
承継剰余金 (2)	16,558	45,072
計 (1)+(2)	831,429	78,062
合 計	909,491	

(改善を必要とする事態)

岐阜大学及び島根大学において、国大法等に基づいた会計処理を行った結果として、精算収益化額に相当する額等の資金が、業務の財源に充てられることなく法人内部に留保されており、有効かつ効率的に活用されていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、中期目標期間終了時の会計処理の結果として積立金がない場合等には、精算収益化額に相当する額等の資金が次の中期目標期間への繰越等の対象とならずに国立大学法人に留保されることとなるのに、その資金を特定の業務の財源等にすることを考慮しておらず、その取扱いを明確にしていないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

国立大学法人に対しては、今後も引き続き、業務の財源に充てる資金として、多額の運営費交付金が交付されることが見込まれる。

については、貴省において、国立大学法人の中期目標期間終了時における運営費交付金債務等の精算収益化等の会計処理の結果、精算収益化額に相当する額等の資金が次の中期目標期間への繰越等の対象とならずに国立大学法人に留保された場合に有効かつ効率的に活用されるよう、その資金が特定の業務の財源等であったことを踏まえて、その取扱いを明確にして各国立大学法人に周知するとともに、岐阜大学及び島根大学に留保されている資金が、その取扱いに沿って退職手当の支払等の特定の業務の財源等になることとなるよう改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金により造成された基金における被災私立学校復興支援事業に係る取崩額の算定に当たり、授業料等納付金の減免措置実施前の収入額に基づく必要があることなどを明確に示すことなどにより、同基金の取崩額が適切に算定されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 文部科学本省	(項) 東日本大震災復旧・復興私立学校振興費
---------	------------------	------------------------

部 局 等	文部科学本省
交付の根拠	予算補助
交付金事業の概要	東日本大震災に起因する事情により、幼児児童生徒数が減少した私立学校の教育環境の保障を図る取組に対する補助を行った交付対象県の負担を国費で支援する事業等を実施するための基金を造成するために交付対象県に対して被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金を交付するもの
交付金事業者(事業主体)	3県
上記の交付金事業者に交付した交付金交付額	64億2189万余円(平成23年度)
交付金事業者が被災私立学校復興支援事業を実施するために基金を取り崩した額の計	32億8953万余円
上記のうち過大に取り崩されていた基金の額	4116万円

1 支援事業の概要等

(1) 被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金の概要

被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金(以下「交付金」という。)は、東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県(以下「交付対象県」という。)に基金を造成し、この基金を活用することにより、交付対象県に所在する私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等(以下「私立学校」という。)の安定的・継続的な教育環境の整備に資することを目的として、国が交付対象県に対して交付するものである。

「平成23年度被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金交付要綱(高校生修学支援基金)」(平成23年文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。)によれば、交付金は、交付対象県が「高校生修学支援基金事業実施要領(被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金)」(平成23年文部科学大臣裁定。以下「実施要領」という。)に定められた被災私立学校復興支援事業(以下「支援事業」という。)等を実施するための基金(以下「支援基金」という。)を造成する事業を交付対象とすることとされている。

そして、文部科学省は平成23年度に交付対象県に対して、計64億2189万余円の交付金を交付し、交付対象県はこれを原資として、支援基金を造成しており、28年度末時点での支援基金の残余额は計20億5829万余円となっている。

なお、交付要綱及び実施要領によれば、支援事業等は32年度末までとされ、交付対象県は、その時点で支援基金を解散し、その時に有する支援基金の残余额を国庫に納付しなければならないこととされている。

(2) 支援事業の概要

実施要領によれば、支援事業は、東日本大震災に起因する事情により、幼児児童生徒数(以下「生徒数」という。)が減少した私立学校の教育環境の保障を図る取組に対する補助を行った交付対象県の負担を国費で支援する事業とされている。

また、支援事業の対象となる交付対象県の補助は、東日本大震災に起因する事情により、生徒数が減少したことに伴い、22年度に比して授業料等納付金(保育料・授業料、入学料・入園料、施設整備費等、入学検定料・入園検定料の各費目。以下、これらを「対象費目」という。)の収入額が1割を超えて減少した交付対象県に所在する私立学校に対して、授業料等納付金の減収額を対象とするものとされている。

一方、交付対象県は、東日本大震災に起因する事情等による経済的理由により就学等が困難である生徒等に対し授業料等納付金の減免措置(以下「減免措置」という。)を実施した私立学校に対して、減免措置に伴う減収額を対象として補助を行う場合があるが、当該補助については、支援事業の対象とならない。

そして、交付対象県が支援事業の実施に必要な経費として支援基金を取り崩すことができる額は、交付対象県が補助を行う年度において、各私立学校の対象費目ごとに、22年度の対象費目の収入額に0.9を乗じた額から当該年度の対象費目の収入額を減じた額に、補助率(27年度以前は10分の9、28年度は10分の8、29年度は10分の7、30年度は10分の6、31、32両年度は10分の5)を乗ずるなどして算定することとされている。

また、交付対象県は支援事業が終了したとき又は32年度末を経過したときは、文部科学大臣に事業実施状況報告書により実績報告をしなければならず、同大臣はその書類の内容を審査し、必要があるときは、交付対象県に対して報告を求めるなどして支援事業が適正に行われたかどうかを調査することができるとされており、交付要綱、実施要領等の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、交付対象県に対して適合させるための措置を執るべきことを命ずることができるとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

文部科学省は、支援事業等について、当初は26年度末までとしていたものの、被災地の私立学校が中長期的な見通しをもって学校運営ができるよう復興・創生期間の最終年度である32年度末まで延長しており、生徒数の回復状況や支援基金の執行状況等を踏まえ、支援の在り方や継続の可否については、毎年度検討することとしている。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、支援基金の取崩額が適切に算定されているかなどに着眼して、交付対象県が23年度から27年度までの間に支援事業を実施するために支援基金を取り崩した額計32億8953万余円(岩手県1811万余円、宮城県6億9162万余円、福島県25億7980万余円)を対象として、文部科学本省及び交付対象県において、事業実施状況報告書等の関係書類の内容を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、支援基金の取崩額の算定に当たり、次のような事態が見受けられた。

(1) 減免措置実施後の収入額を用いて算定していた事態

前記のとおり、支援事業の対象は、東日本大震災に起因する事情により生徒数が減少したことに伴う減収額を対象とした補助とされており、減免措置に伴う減収額を対象とした補助については支援事業の対象とならないことから、支援基金の取崩額の算定に当たっては、減免措置に伴う減収額を除外した減免措置実施前の収入額に基づく必要がある。

しかし、交付対象県のうち宮城、福島両県において、支援基金の取崩額の算定の対象とした私立学校142校のうち30校について、当該年度の対象費目の収入額を減免措置実施

後の収入額としていて、生徒数が減少したことに伴う減収額だけでなく、支援事業の対象とならない減免措置に伴う減収額計 4876 万余円も含めていたため、支援基金の取崩額の算定に用いた収入額が同額分過小に算定されており、支援基金が過大に取り崩されていた。

なお、前記の交付対象県が行う減免措置に伴う減収額を対象とした補助については、支援事業とは別に国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金等を原資とした助成制度があり、宮城、福島両県は、同制度を利用した補助も行っていたため、減免措置に伴う減収額に対して国費による助成が重複することとなっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

福島県は、平成 23 年度に、A 幼稚園の授業料等納付金の減収額を対象に補助を行い、1053 万余円を支援基金から取り崩しており、取崩額の算定に当たり、同園の同年度の対象費目の収入額を計 4033 万余円としていた。しかし、同園は、東日本大震災に起因する事情による経済的理由により就園が困難である幼児に対し保育料、入園料等の減免措置を実施しており、上記の収入額は減免措置実施後の収入額となっていた。したがって、この収入額には、生徒数が減少したことに伴う減収額だけでなく、支援事業の対象とならない減免措置に伴う減収額 167 万余円も含まれていたため、支援基金の取崩額の算定に用いた収入額が同額分過小に算定されており、同県は、支援基金 150 万余円を過大に取り崩していた。

なお、同県は、上記の補助とは別に、同園の減免措置に伴う減収額を対象として、国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を原資とした補助金 167 万余円を同園に対して交付していたため、国費による助成が重複することとなっていた。

(2) 私立学校の決算額に基づく調整を行わず、決算見込額に基づいて算定していた事態

実施要領等によれば、支援基金の取崩額の算定に用いる収入額は各私立学校の決算額に基づくこととされている。一方で、一般的に私立学校の決算額の確定は翌年度 6 月頃になることから、交付対象県は各私立学校の決算見込額に基づき支援基金の取崩しを行うことがあるが、この場合には、決算額の確定後に改めて決算額に基づく調整を行う必要がある。

しかし、宮城、福島両県において、前記の私立学校 142 校のうち 21 校について、決算額に基づく調整を行っていなかったため、支援基金の取崩額の算定に用いた収入額が計 1852 万余円過小に算定されており、支援基金が過大に取り崩されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 2>

宮城県は、平成 23 年度に、B 幼稚園の授業料等納付金の減収額を対象に補助を行い、853 万余円を支援基金から取り崩しており、取崩額の算定に当たり、対象費目の収入額を同園の同年度の決算見込額に基づき計 6379 万余円としていた。しかし、同県は、その後、24 年 6 月に、同園の決算額に基づく対象費目の収入額が、決算見込額より 649 万余円多い計 7028 万余円と確定していたにもかかわらず、同園の決算額に基づく調整を行っていなかった。したがって、支援基金の取崩額の算定に用いた収入額が 649 万余円分過小に算定されており、同県は、支援基金 570 万円を過大に取り崩していた。

これらの結果、宮城、福島両県において、23年度から27年度までの間に支援基金計4116万円(宮城県2625万円、福島県1491万円)が過大に取り崩されていた。

このように、支援基金の取崩額の算定に当たり、減免措置実施後の収入額を用いていた、私立学校の決算額に基づく調整を行わず、決算見込額に基づいていたりして、支援基金の取崩額が過大に算定されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、宮城、福島両県において、支援基金の取崩額の算定についての理解が十分でなかったことにもよるが、文部科学省において、交付対象県に対して、支援基金の取崩額の算定に当たり、減免措置に伴う減収額を除外した減免措置実施前の収入額に基づく必要があること及び各私立学校の決算額に基づく調整を行う必要があることを明確に示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省は、29年6月に事務連絡を発して、宮城、福島両県に対して、過大に取り崩されていた額の支援基金への返還を求めるとともに、交付対象県に対して、支援基金の取崩額の算定に当たり、減免措置に伴う減収額を除外した減免措置実施前の収入額に基づく必要があること及び各私立学校の決算見込額で取崩しを行った場合には改めて決算額に基づく調整を行う必要があることを明確に示して、周知徹底を図る処置を講じた。

平成27年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 学校施設環境改善交付金等における学校給食施設事業に係る交付額の算定について

(平成27年度決算検査報告156ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

文部科学省は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和33年法律第81号)等に基づき、学校給食施設を新增築する事業等に要する経費に充てるために、地方公共団体に対して学校施設環境改善交付金等(以下「交付金」という。)を交付している。同省は給食の提供を受ける児童等の数に応じて基準面積を定めており、事業主体がこれを超える延べ床面積の学校給食施設を建築する場合、事業主体は、基準面積を超える面積(以下「超過面積」という。)分の建築工事費を当該建築工事に係る交付対象工事費(以下「交付対象建築費」という。)から除外する必要がある。そして、同省は、基準面積を超える延べ床面積の学校給食施設を建築する場合の交付対象建築費について、事業全体の建築工事費を当該施設の延べ床面積で除して得た1㎡当たりの単価に基準面積を乗じて算定する必要があるとしている。しかし、超過面積分の建築工事費を除外することなく施設全体の建築工事費を交付対象建築費としていたり、超過面積分の建築工事費を除外する計算をする際に延べ床面積ではなく建築面積を用いていたりして、交付対象建築費が過大に算定されることにより交付金が過大に算定されている事態が見受けられた。

したがって、文部科学大臣に対して平成28年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア 交付対象建築費の算定誤りにより交付金が過大に算定されていた事業主体等に対して、改めて実績報告及び額の確定を行わせ、過大となった交付金の返還を求める措置を講ずること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 学校給食施設事業に係る交付対象建築費の算定の際に、当該施設の延べ床面積が基準面積を上回っている場合において、超過面積分の建築工事費を交付対象建築費から除外する必要があること及び除外する際の具体的な算定方法を通知等に明確に示して、事業主体に対してその内容等を周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 28年10月に都道府県に対して通知を発して、交付対象建築費の算定誤りにより交付金が過大に算定されていた事業主体等に対して、超過面積分の建築工事費を交付対象建築費から除外して、改めて実績報告及び額の確定を行わせ、過大となった交付金の返還を求めた。そして、事業主体は29年4月までに過大となった交付金を返還した。

イ 28年10月に都道府県に対して通知を発するとともに、29年6月に都道府県等の担当者を対象とした会議を開催して、都道府県を通じて事業主体に対し、学校給食施設事業に係る交付対象建築費の算定の際に、当該施設の延べ床面積が基準面積を上回っている場合において、超過面積分の建築工事費を交付対象建築費から除外する必要があることを明確に示して周知した。また、同年7月に都道府県に対して事務連絡を発して、都道府県を通じて事業主体に対し、超過面積分の建築工事費を交付対象建築費から除外する際の具体的な算定方法を明確に示して周知した。

(2) 高等学校等就学支援金の受給資格の認定等について

(平成27年度決算検査報告162ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び表示した意見

文部科学省は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(平成22年法律第18号)等に基づき、高等学校等の生徒又は学生(以下「生徒」という。)が授業料に充てるために、都道府県知事又は都道府県教育委員会(以下、これらを合わせて「知事等」という。)が生徒に支給することとなっている高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付することとなっている。そして、知事等が就学支援金の受給資格を有することの認定及び確認並びに支給額の決定(以下、これらを合わせて「受給資格の認定等」という。)を行うに当たっては、生徒が在学する高等学校等の設置者(以下「学校設置者」という。)に受給資格認定申請書等の確認作業を委託できることとなっている。また、就学支援金は学校設置者が生徒に代わって受領して授業料債権の弁済に充てるものとするとなっている。さらに、保護者等の収入の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者には就学支援金を支給しないこととなっている。しかし、知事等が受給資格の認定等を行う際に学校設置者が行った確認結果の妥当性についての検証を行っていない事態、単位登録時に授業料を全額納入させていて就学支援金を充てるべき授業料債

権が存在しないのに生徒に就学支援金が速やかに引き渡されていない事態及び国外に在住している保護者等の収入を考慮することなく受給資格の認定等を行っている事態が見受けられた。

したがって、文部科学大臣に対して、平成28年10月に、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示した。

- ア 知事等が受給資格の認定等に当たり学校設置者に受給資格認定申請書等の確認作業を委託する場合には、確認結果の妥当性についての検証を行い、確認作業が適正かつ確実に実施されるよう指導を十分に行うことについて、高等学校等就学支援金事務処理要領に明記するなどした上でその内容を都道府県に対して周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- イ 就学支援金を充てるべき授業料債権が存在しない場合の就学支援金の学校設置者から生徒への引渡しについて、知事等は、特段の事情がある場合を除き速やかに生徒に引き渡すよう学校設置者への指導を十分に行うとともに、就学支援金が生徒に適時適切に引き渡されることを確保することについて、同事務処理要領に明記するなどした上でその内容を都道府県に対して周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- ウ 高等学校等の生徒の保護者等が国内に在住している場合と国外に在住している場合で就学支援金の支給が可能な限り公平に行われるよう、都道府県及び学校設置者の事務負担に配慮した上で、国外に在住している保護者等の収入の把握方法やその収入を考慮した受給資格の認定等の方法を検討すること(同法第36条の規定により意見を表示したもの)

2 当局の処置状況

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、29年3月に同事務処理要領を改正するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 知事等が受給資格の認定等に当たり学校設置者に受給資格認定申請書等の確認作業を委託する場合には、学校設置者における確認結果が法令にのっとって適切に確認されたものとなっているか抽出して調査するなどして確認結果の妥当性についての検証を行い、確認作業が適正かつ確実に実施されるよう指導監督することについて、同事務処理要領に明記した上で、その内容を都道府県に周知徹底した。
- イ 就学支援金を充てるべき授業料債権が存在しない場合の就学支援金の学校設置者から生徒への引渡しについて、知事等は、特段の事情がある場合を除き速やかに生徒に引き渡すよう学校設置者への指導を行うとともに、学校設置者に引渡し状況の報告を求めるなどして就学支援金が生徒に適時適切に引き渡されることを確保することについて、同事務処理要領に明記した上で、その内容を都道府県に周知徹底した。

一方、文部科学省は、国外に在住している保護者等の収入の把握方法やその収入を考慮した受給資格の認定等の方法については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律が25年度に改正された際に衆議院及び参議院において行われた附帯決議により求められた制度改正による効果や影響等についての検証を行うために外部有識者からなる会議を29年4月に設けたことから、同会議での議論も踏まえて、引き続きこれを検討していくこととしている。

(3) 国立大学法人が保有する研究設備の共同利用について

(平成 27 年度決算検査報告 172 ページ参照)

1 本院が表示した意見

文部科学省は、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることなどを目的として、国立大学法人の研究設備の整備に要する経費に対して、国立大学法人施設整備費補助金又は国立大学法人設備整備費補助金(以下、これらを合わせて「補助金」という。)を交付しており、各国立大学法人は、補助金により、多様な学術研究を支える基盤的な研究設備や、特色ある研究の発展に不可欠な研究設備等を整備している。補助金の交付を受けようとする各国立大学法人は、整備しようとする研究設備について、要求の要旨、研究設備の概要等を記載した「要求概要」等を文部科学省に提出しており、当該研究設備が複数の研究分野において利用可能なため共同利用の用に供することとする場合には、要求概要にその旨を記載している。しかし、要求概要において共同利用の用に供するとして補助金により整備した研究設備が、共同利用の用に供するための研究設備を登録して管理することとしている共通機器センター等に登録されていないなど、要求概要に記載された趣旨に沿った共同利用の用に供されていない事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、複数の研究分野において利用可能なため要求概要において共同利用の用に供するとして補助金の交付を受けて整備する研究設備について、共同利用の用に供することを十分に検討するよう各国立大学法人に対して周知したり、各国立大学法人の補助金により整備した研究設備の共同利用の取組状況を把握するとともに、各国立大学法人に対して、保有する研究設備の装置名、型式、連絡先等の項目を一元的に取りまとめた一覧表等を整備して公開することにより研究設備の共同利用を促進させている事例等の有用な情報の提供等を行ったりするよう、文部科学大臣に対して平成 28 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 29 年 1 月から 3 月までの間、国立大学法人向けの説明会等において、複数の研究分野において利用可能なため要求概要において共同利用の用に供するとして補助金の交付を受けて整備する研究設備について、共同利用の用に供することを十分に検討するよう各国立大学法人に対して周知した。

イ 上記の説明会等や 28 年 10 月及び 29 年 1 月に開催された会議等において、各国立大学法人の研究設備の共同利用の取組状況についての情報を収集するなどして把握するとともに、各国立大学法人に対して、研究設備の共同利用を促進させている事例等の有用な情報の提供等を行った。

第8 厚生労働省

不 当 事 項

保 険 料 (95) (96)

(95) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
部 局 等	14 労働局		
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数	373 事業主	
	徴収過大があった事業主数	121 事業主	
徴収過不足額	徴収不足額	409,195,016 円(平成 26 年度～28 年度)	
	徴収過大額	112,729,965 円(平成 26 年度～28 年度)	

1 保険料の概要

(1) 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用される全ての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

なお、取締役等の役員は、業務執行権を有する者の指揮監督を受けて労働に従事している者を除き、労働者として取り扱われないこととなっている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア 事業主は、毎年度の6月1日から40日以内に、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に^(注)保険料率を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ 事業主は、次の年度の6月1日から40日以内に、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ 労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

この労働保険の保険料の平成28年度の収納済額は2兆7557億余円に上っている。

(注) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

- ① 労災保険率は、労災保険の適用を受ける全ての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して事業の種類ごとに定められており、平成

26年度の場合は最低1000分の2.5から最高1000分の89、27、28両年度の場合は最低1000分の2.5から最高1000分の88となっている。

- ② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、26、27両年度の場合は1000分の13.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の15.5、建設の事業は1000分の16.5)、28年度の場合は1000分の11(ただし、農林、水産等の事業は1000分の13、建設の事業は1000分の14)となっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているかなどに着眼して、全国47労働局のうち14労働局管内の事業主から短時間就労者を雇用している割合が高いなどと思われる648事業主を選定して、26年度から28年度までの間における各労働局の保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、上記の14労働局において、事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、事業主が、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者を同保険に加入させておらず、その賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかったり、労働者として取り扱われない役員の報酬等を労災保険分及び雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額から除くべきところ、これを含めていたりなどしている事態が見受けられた。

このため、前記648事業主のうち、14労働局管内の373事業主について徴収額が409,195,016円不足していたり、14労働局管内の121事業主について徴収額が112,729,965円過大になっていたりして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分に理解していなかったり、計算誤りをしたりなどして、賃金総額の記載が事実と相違するなどしていたのに、上記の14労働局において、これに対する調査確認が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

埼玉労働局は、小売業を営む事業主Aから、平成26年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者5,022人に対して支払った賃金総額は18,136,768千円、その雇用保険分の保険料は244,846,368円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主Aは、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者777人を同保険に加入させておらず、これらの者に対して支払った賃金980,917千円を確定保険料申告書に記載する賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかった。このため、雇用保険分の保険料13,242,379円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
			千円
北海道	47	32 11	16,494 △ 16,052
青森	36	14 6	5,820 △ 634
茨城	45	32 6	26,534 △ 5,444
埼玉	36	25 5	54,783 △ 4,358
東京	84	49 19	78,760 △ 38,123
神奈川	61	37 10	41,918 △ 2,115
愛知	58	30 12	65,685 △ 24,191
滋賀	26	8 6	1,793 △ 1,163
大阪	66	41 18	43,812 △ 13,071
兵庫	46	30 2	18,852 △ 85
奈良	35	23 3	14,391 △ 259
福岡	48	24 5	9,017 △ 1,192
長崎	36	16 10	6,422 △ 4,292
大分	24	12 8	24,907 △ 1,743
計	648	373 121	409,195 △ 112,729

(96) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

会計名及び科目	年金特別会計(健康勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
	(厚生年金勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
部局等	厚生労働本省		
健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構		
保険料納付義務者	500 事業主		
徴収不足額	健康保険保険料	236,352,665 円(平成 26 年度～28 年度)	
	厚生年金保険保険料	388,835,440 円(平成 26 年度～28 年度)	
	計	625,188,105 円	

1 保険料の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険

厚生労働省は、健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

健康保険は、業務外の疾病、負傷等に関して医療、療養費、傷病手当金等の給付を行う保険であり、常時従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。また、厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員が被保険者となる。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とする事となっている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届
- ③ 毎年7月には、同月1日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届
- ④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届
- ⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所は、その記載内容を審査するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額^(注1)を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額^(注2)を、それぞれ決定してこれらに保険料率を乗じて得た額を保険料として算定している。厚生労働本省(以下「本省」という。)は、その算定した額を保険料として調査し決定するなどして徴収している。

保険料の平成28年度の収納済額は、健康保険保険料9兆1217億余円、厚生年金保険保険料29兆4753億余円、計38兆5971億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級58,000円から第50級1,390,000円まで、厚生年金保険では第1級88,000円から第31級620,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険で

は1か年度の支給累計額で573万円、厚生年金保険では1回の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、健康保険及び厚生年金保険に係る届け書の提出が適正に^(注3)なされているかなどに着眼して、14地域部の管轄区域内に所在する206年金事務所が管轄する事業所の事業主のうち、短時間就労者を多数使用していると見込まれるなどの1,470事業主を選定するなどして、26年度から28年度までの間における保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された保険料の調査決定等の基礎となる書類により、また、上記の206年金事務所において事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注3) 地域部 平成28年3月31日以前は、9ブロック本部の管轄区域内に所在する年金事務所が事業所を管轄していたが、同年4月1日以降は、機構本部に地域部として統合され、15地域部の管轄区域内に所在する年金事務所が事業所を管轄することとされた。

(2) 検査の結果

検査したところ、事業主が、被保険者資格取得届等を提出していなかったり、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載したりなどしている事態が見受けられた。

このため、前記1,470事業主のうち、14地域部の管轄区域内に所在する156年金事務所が管轄する500事業主について、徴収額が625,188,105円(健康保険保険料236,352,665円、厚生年金保険保険料388,835,440円)不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったり誠実でなかったりして、届出を適正に行っていなかったのに、上記の156年金事務所においてこれについての指導及び調査確認が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A会社は、娯楽業の業務に従事する従業員263人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち98人については勤務時間が短く常用的な使用でないなどとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の98人について調査したところ、同会社はこのうち34人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料15,239,099円、厚生年金保険保険料25,012,638円、計40,251,737円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

第3章
第1節
第8
厚生労働省

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額		
				健康保険料 千円	厚生年金保険料 千円	計 千円
北海道	札幌西等7	43	21	1,788	2,051	3,840
東北第一	仙台東等6	53	36	31,378	43,667	75,046
東北第二	青森等12	130	49	16,140	27,269	43,409
北関東・信越第一	浦和等8	62	15	9,285	11,577	20,862
北関東・信越第二	前橋等5	79	26	4,634	8,209	12,844
南関東第一	千代田等15	34	21	33,524	88,216	121,740
南関東第二	千葉等21	171	62	45,291	73,097	118,389
中部第一	中村等12	87	40	10,227	15,063	25,290
中部第二	岡崎等5	54	22	19,039	23,436	42,475
近畿第一	堀江等9	51	22	5,761	9,232	14,994
近畿第二	堺東等18	146	46	13,968	22,577	36,546
中国	岡山東等18	189	62	10,737	14,618	25,355
四国	徳島南等11	136	44	11,840	15,510	27,350
九州第一	東福岡等9	69	34	22,733	34,307	57,040
計	156か所	1,304	500	236,352	388,835	625,188

予算経理

- (97) 海外遺骨収集等事業の実施に当たり、臨時資金前渡官吏が事実と異なる内容の前渡資金支払決議書を作成するなどして、海外派遣先の現地において事業の実施に必要な経費の支払を現金で自ら行う場合に限り使用することができる前渡資金を海外派遣に先立ち国内で使用したり、領収金額を水増しした領収証書を提出させて同額の前渡資金を支払ったこととしたりするなどして、前渡資金の会計経理が著しく適正を欠いていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)厚生労働本省共通費 (項)戦没者慰霊事業費 (項)恩給進達等実施費
部局等	厚生労働本省
海外遺骨収集等事業の概要	第二次世界大戦等における海外の戦没者の遺骨を収集し、また、戦没者の遺族が当時の戦闘地域等を訪問して戦没者の慰霊を行うなどの事業
海外遺骨収集等事業の実施に当たり臨時資金前渡官吏に交付された前渡資金の額	991,530,772円(平成23年度～28年度)

事実と異なる内容の前渡資金支払決議書を作成するなどして、海外派遣先の現地において事業の実施に必要な経費の支払を現金で自ら行う場合に限って使用することができる前渡資金を海外派遣に先立ち国内で使用していた前渡資金の額(1)	454,020,133 円(平成 23 年度～28 年度)
事実と異なる内容の前渡資金支払決議書を作成するとともに領収金額を水増しした領収証書を提出させるなどして、当該領収証書に記載された額の前渡資金を支払ったこととして、架空の名目で前渡資金を支払ったりするなどしていた前渡資金の額(2)	9,320,458 円(平成 23 年度～28 年度)
(1)及び(2)の純計	463,251,791 円

1 海外遺骨収集等事業等の概要

(1) 海外遺骨収集等事業の概要

厚生労働省(平成 13 年 1 月 5 日以前は厚生省)は、昭和 27 年度以降、第二次世界大戦等における海外等の戦没者の遺骨を収集するなどの遺骨収集帰還事業、戦没者の遺族が当時の戦闘地域等を訪問して戦没者を慰霊する慰霊巡拝事業等の事業(以下、これらを合わせて「遺骨収集等事業」という。)を実施している。

遺骨収集等事業には、厚生労働省の社会・援護局(以下「援護局」という。)が国内で実施するものと、援護局の職員等を海外に派遣して実施するもの(以下「海外遺骨収集等事業」という。)がある。

平成 28 年度に援護局が実施した遺骨収集等事業のうち、海外遺骨収集等事業は計 80 件(派遣国数 16 か国)となっており、その実施のために援護局の職員等を海外に派遣する期間については、おおむね 1 週間から 2 週間程度となっている(以下、海外遺骨収集等事業の実施のために行われる援護局の職員の海外派遣を「海外派遣」という。)

(2) 資金前渡官吏の事務の概要

会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 16 条の規定によれば、国の経費については、原則として、支出官(各省各庁の長又は各省各庁の長から歳出金の支出等の事務を委任された職員。以下同じ。)が、支出負担行為(国の支出の原因となる契約等の行為)に基づき、正当債権者に対して支出することとされている。ただし、同法第 17 条の規定によれば、正当債

権者に対する支出の例外として、支出官は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第51条の規定等に定める経費に限り、資金前渡官吏(現金の支払を行うために支出官から資金の交付を受けた出納官吏。以下同じ。)に対して、当該経費の支払を現金で行わせるために資金を交付することができることとされている(以下、資金前渡官吏に対して交付される資金を「前渡資金」という。)

予決令第135条の規定等によれば、資金前渡官吏は、支出官から前渡資金の交付を受けたときは、現金出納簿に前渡資金の現金の出納について登記しなければならないこととされている。また、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第38条の規定等によれば、債権者から支払の請求を受けたときは、その請求は正当であるか、前渡資金の交付の目的に違うことがないかを調査し、前渡資金支払決議書を作成の上、その支払を行い、領収証書を徴さなければならないなどとされている。

(3) 海外における経費の支払

予決令第51条の規定によれば、支出官は、外国で支払う経費について、資金前渡官吏に当該経費の支払を現金で行わせるために必要な資金を交付することができることとされている。そして、厚生労働省は、海外遺骨収集等事業の実施に当たり、海外に派遣される援護局の職員の中から臨時の資金前渡官吏(以下「臨時資金前渡官吏」という。)を任命するとともに、支出官から臨時資金前渡官吏に対して前渡資金を交付している。

海外遺骨収集等事業の実施に当たり交付される前渡資金は、臨時資金前渡官吏が海外派遣先の現地において事業の実施に必要な経費の支払を現金で自ら行う場合に限り使用することができるものである。そして、臨時資金前渡官吏が海外派遣先の現地において現金での支払を自ら行うことが必要となる経費の主なものは、現地における移動等に要する車両借上料、現地における遺骨収集の作業に従事する作業員、通訳等の雇上料のほか、収集した遺骨の現地における焼骨費用等となっている。

前記のとおり、臨時資金前渡官吏は、現地において前渡資金の支払を自ら行うときは、前渡資金支払決議書を作成するとともに、その支払の都度、領収証書を徴さなければならないこととなっている。そして、臨時資金前渡官吏は、現地に自ら携行した前渡資金のうち現金での支払を自ら行わなかったものについては、海外派遣期間が終了して帰国した後、これを支出官に返納して前渡資金の精算を行うこととなっている。

(4) 海外派遣期間中の契約等に関する事務の概要

厚生労働省は、海外遺骨収集等事業の実施に当たり、海外派遣中の期間に限り、臨時資金前渡官吏に任命した援護局の職員に、現地において必要な契約に関する事務を行わせている。このため、臨時資金前渡官吏は、海外遺骨収集等事業の実施に当たり現地において前渡資金の支払を行う場合には、現地において必要な契約を自ら締結することができるようになっている。

2 検査の結果

厚生労働省は、28年度に実施した海外遺骨収集等事業において、援護局の職員が車両借上料の金額を水増しした領収証書により資金を捻出してこれを現地における懇親会費等に充てるなど、計14,184米ドル(邦貨換算額計1,702,080円)の前渡資金の経理が不適正であったとして、援護局の職員3名を処分した旨を29年1月に公表している。

そこで、本院は、合規性等の観点から、23年度から28年度までの6か年度に実施された

海外遺骨収集等事業の実施に当たり臨時資金前渡官吏に対して交付された前渡資金の会計経理は会計法令に従い適正に行われているかに着眼して、厚生労働本省において会計実地検査を行った。検査に当たっては、当該6か年度における海外遺骨収集等事業の実施に当たり臨時資金前渡官吏に任命された延べ295名(実人数63名)に交付された前渡資金991,530,772円を対象として、現金出納簿、前渡資金支払決議書、領収証書及びその他関係書類を精査するとともに、関係者から前渡資金の会計経理の状況を聴取するなどして検査した。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(1) **事実と異なる内容の前渡資金支払決議書を作成するなどして、海外派遣先の現地において事業の実施に必要な経費の支払を現金で自ら行う場合に限り使用することができる前渡資金を海外派遣に先立ち国内で使用していた事態**

前記のとおり、海外遺骨収集等事業の実施に当たり臨時資金前渡官吏に交付される前渡資金は、臨時資金前渡官吏が海外派遣先の現地において事業の実施に必要な経費の支払を現金で自ら行う場合に限り使用することができるものである。そして、臨時資金前渡官吏は、この前渡資金を海外派遣先に自ら携行して、前渡資金支払決議書を作成し、現地における車両借上料等の経費の支払を現金で自ら行うとともに、その支払の都度、領収証書を徴したこととしていた。

しかし、実際には、海外派遣に先立ち、国内の旅行会社(以下「国内旅行会社」という。)の担当者に対して、交付を受けた前渡資金の一部を海外派遣先の現地の手配業者に対する車両借上料等の経費の概算額として支払っていたことを確認できた者が、前記63名の臨時資金前渡官吏のうち60名見受けられた。これらの臨時資金前渡官吏は、いずれも支出官から前渡資金の交付を受けると、直ちにその端数を除く全額を米ドルその他の外貨に換金の上、その一部を前渡資金支払決議書を作成することなく国内旅行会社の担当者に支払っていた。また、国内旅行会社のほか、同じく海外派遣に先立ち、国内の特定非営利活動法人(以下「特定法人」という。)の担当者に対して、前渡資金支払決議書を作成することなく、前渡資金の一部を現地の手配業者に対する車両借上料等の経費として支払っていたことを確認できた者が、上記60名のうち2名見受けられた。そして、これらの国内旅行会社又は特定法人の担当者に対する前渡資金の支払の中には、領収証書を受領することなく邦貨換算額で1000万円を超える多額の現金を援護局の執務室等で支払っていたものも見受けられた。

これらの前渡資金支払決議書を作成することなく前渡資金を支払っていた事態のうち、臨時資金前渡官吏が国内旅行会社の担当者に前渡資金を支払っていたことについて、援護局は、国の業務の一部を民間業者に委託して実施する場合には、会計法令上、契約書を作成して、当該業者等との間で業務委託契約を締結するなどの手続をとる必要があるのに、従来、海外遺骨収集等事業では、国内旅行会社に当該業務の一部を委託するに当たり、これらの必要な手続をとっていなかったとしている。

そして、国内旅行会社の担当者に前渡資金を支払っていた臨時資金前渡官吏は、海外派遣期間が終了して帰国すると、国内旅行会社から現地における車両借上料等の経費に係る現地の手配業者名義の領収証書を国内旅行会社に提出させて、自ら携行した前渡資金を使用して、現地における車両借上料等の経費の支払を現金で自ら行ったこととしていた。また、特定法人の担当者に前渡資金を支払っていた臨時資金前渡官吏は、海外派遣先の現地

に到着すると、特定法人が指定した現地の手配業者を訪問して、当該手配業者名義の領収証書(国内で特定法人の担当者に支払った額と同額の金額及び海外派遣期間中の日付が記載されたもの)の提出を受けていた。

このように、海外遺骨収集等事業で交付される前渡資金は、臨時資金前渡官吏が海外派遣先の現地における経費の支払を現金で自ら行う場合に限り使用することができるものであるのに、実際には、海外派遣に先立ちその一部が国内で国内旅行会社又は特定法人に支払われていた。そして、これらの臨時資金前渡官吏は、海外派遣期間が終了して帰国すると、事実と異なる内容の前渡資金支払決議書を作成するなどして、現地における車両借上料等の経費の支払を現金で自ら行い、その際に当該経費の支払に係る領収証書の提出を受けたこととしていた。

23年度から28年度までの間における海外遺骨収集等事業の実施に当たり交付された前記の前渡資金計991,530,772円のうち、臨時資金前渡官吏が海外派遣先の現地で必要となる経費の支払を現金で自ら行うために使用することなく、海外派遣に先立ち国内で使用していたことを証拠書類等により確認できたものは、国内旅行会社に対するものが計3,892,078米ドル、計181,096オーストラリア・ドル及び計4,640ニュージーランド・ドル(これらに係る邦貨換算額の計387,634,871円)、特定法人に対するものが計815,102米ドル(邦貨換算額計66,385,262円)となっていた。

なお、海外派遣先の現地においても国内においても使用されることなく、臨時資金前渡官吏から支出官に返納された前渡資金の額は、計224,309,901円となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

臨時資金前渡官吏Aは、平成24年度のサイパン遺骨帰還応急派遣事業(実施期間は24年9月17日から同月28日まで)の実施に当たり、現地において戦没者の遺骨を収集するために必要となる経費の支払を現金で自ら行うための資金として、支出官から24年9月13日に前渡資金17,821,000円の交付を受けると、直ちに市中銀行においてその端数を除く全額を米ドルに換金していた。そして、Aは、アメリカ合衆国自治領北マリアナ諸島のサイパン島への海外派遣に先立ち、同島で戦没者の遺骨収集活動を行っていた特定法人から、現地の重機や作業員等の手配業者としてB社を指定された。そこで、Aは、本来、現地に赴いた時にB社との間で委託契約を締結して、委託した業務の履行を確認した上で、自ら携行した前渡資金を使用してB社に対する支払を現金で自ら行うべきであったのに、海外派遣の1日又は2日前に、特定法人の担当者に対して、前渡資金の一部158,321米ドル(邦貨換算額12,824,001円)を援護局の執務室において支払っていた。

Aは、サイパン島に到着すると、B社を訪問して、B社の代表者名義の領収証書(特定法人の担当者に対して支払った金額と同額、訪問当日の日付が記載されたもの)の提出を受けていた。

そして、Aは、海外派遣期間が終了して帰国すると、当該領収証書に基づき、サイパン島滞在中にB社に対して158,321米ドル(邦貨換算額12,824,001円)の支払を現金で自ら行った旨の前渡資金支払決議書を作成するなどして、これらの事実と異なる内容の前渡資金支払決議書、領収証書等により、自ら海外派遣先に携行した前渡資金を使用して現地における前記経費の支払を自ら行ったこととして、交付を受けた前渡資金の精算を行っていた。

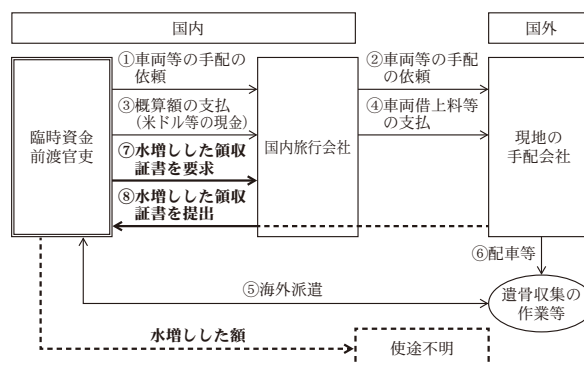
(2) 事実と異なる内容の前渡資金支払決議書を作成するとともに領収金額を水増しした領収証書を提出させるなどして、当該領収証書に記載された額の前渡資金を支払ったこととしたり、架空の名目で前渡資金を支払ったりするなどしていた事態

(1)のとおり、臨時資金前渡官吏が実際には海外派遣に先立ち国内で使用していた前渡資金の額は、国内旅行会社に対するものが計3,892,078米ドル、計181,096オーストラリア・ドル及び計4,640ニュージーランド・ドル(これらに係る邦貨換算額の計387,634,871円)となっている。一方、臨時資金前渡官吏が国内旅行会社に提出させた領収証書に記載されている金額は、それぞれ計3,990,364米ドル、計181,136オーストラリア・ドル及び計4,640ニュージーランド・ドル(これらに係る邦貨換算額の計396,429,129円)となっていて、実際の前渡資金の使用額と領収証書に記載されている金額との間には、計98,286米ドル及び40オーストラリア・ドル(これらに係る邦貨換算額の計8,794,258円)の開差が生じていた。

そこで、この開差額が生じている原因について精査したところ、前記のとおり海外派遣に先立ち国内旅行会社に対して前渡資金の一部を支払っていた60名の臨時資金前渡官吏のうち32名が、現地における車両借上料等の金額を実際の支払額よりも水増しした額で領収証書を作成するよう国内旅行会社の担当者に指示してその提出を受け、事実と異なる内容の前渡資金支払決議書を作成したことにより生じたものであることが判明した。

これらの臨時資金前渡官吏は、水増しした額について、現地における経費の支払を現金で自ら行ったものであるとしているが、当該支払に係る領収証書については既に廃棄したなどとしており、当該支払に係る前渡資金の実際の使途は、関係書類により確認することができない状況となっている(図参照)。

図 臨時資金前渡官吏による領収金額の水増し



上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

臨時資金前渡官吏Cは、平成25年度のインドネシア遺骨帰還応急派遣事業(実施期間は25年11月16日から同月29日まで)において、戦没者の遺骨を収集するために現地において必要となる経費の支払を現金で自ら行うための資金として、25年11月14日に支出官から前渡資金8,981,000円の交付を受けると、直ちに市中銀行においてその端数を除く全額を米ドルに換金の上、海外派遣に先立ち同月15日に、その一部である29,095米ドル(邦貨換算額2,385,790円)を現地における車両借上料等の概算額として、援護局の執務室等において国内旅行会社の担当者に支払っていた。そして、Cは、海外派遣期間が終了して帰国した後の同年12月9日に、国

内旅行会社の担当者から、車両借上料等の残金として1,165米ドル(邦貨換算額95,530円)の返金を受けていた。

しかし、Cは、現地滞在中に、自ら携行した前渡資金を使用して車両借上料の追加料金の支払を現金で自ら行ったとして、上記の29,095米ドル(邦貨換算額2,385,790円)から返金を受けた1,165米ドル(邦貨換算額95,530円)を除いた本来の車両借上料等の金額27,930米ドル(邦貨換算額2,290,260円)に、8,970米ドル(邦貨換算額735,540円)を水増しした36,900米ドル(邦貨換算額3,025,800円)で領収証書を作成するよう国内旅行会社の担当者に指示してその提出を受け、事実と異なる内容の前渡資金支払決議書を作成していた。そして、Cは、車両借上料の追加料金の支払を現金で自ら行ったとしている8,970米ドル(邦貨換算額735,540円)に係る領収証書については既に廃棄したとしており、この8,970米ドル(邦貨換算額735,540円)に係る前渡資金の実際の用途は、証拠書類等により確認することができない状況となっている。

また、臨時資金前渡官吏が海外派遣に先立ち国内旅行会社の担当者に支払っていた前渡資金の実際の用途について精査したところ、臨時資金前渡官吏その他の援護局の職員が会計法令等に基づき支給される宿泊料の単価を上回る室料のホテルに宿泊していたものうち、車両借上料等の名目により前渡資金を支払って、実際にはこれを当該ホテルの室料の一部の支払に充てていたことを関係書類により確認できたものが807米ドル(邦貨換算額88,800円)あった。

さらに、臨時資金前渡官吏が自ら携行した前渡資金を使用して、現地における経費の支払を現金で自ら行ったとしているものの実際の用途について精査したところ、虚偽の内容の領収証書を作成するなどして資金を捻出し、海外遺骨収集等事業とは直接関係のない用途に使用していたことを関係書類により確認できたものが計5,400米ドル(邦貨換算額計437,400円)あった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

臨時資金前渡官吏Dは、平成24年度のフィリピン遺骨帰還事業協議・調査(実施期間は24年12月16日から同月22日まで)でフィリピン共和国に派遣されるに当たり、現地における経費の支払を現金で自ら行うための資金として、24年12月13日に、支出官から前渡資金1,586,500円の交付を受けていた。

そして、援護局では、当時フィリピン共和国において遺骨収集活動等を行っていた特定法人が国において負担すべきであるとしていた現地の施設の維持管理費について、当該前渡資金から資金を捻出して支払うこととした。

そこで、Dは、土地使用料3,000米ドル(邦貨換算額243,000円)及びテント使用料2,400米ドル(邦貨換算額194,400円)を支払うとの架空の名目により前渡資金支払決議書を作成するとともに、Dに同行していた現地の通訳に署名させた虚偽の内容の領収証書を作成するなどして、自ら携行した前渡資金から計5,400米ドル(邦貨換算額計437,400円)の資金を捻出し、現地でこれを特定法人の担当者に支払っていた。

このように、海外遺骨収集等事業の実施に当たり臨時資金前渡官吏に交付された前渡資金のうち(1)及び(2)の計463,251,791円(重複分88,800円を除く。)の会計経理は著しく適正を欠いており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、援護局及び臨時資金前渡官吏において海外遺骨収集等事業の実施に当たり会計法令を遵守して適正な会計経理を行う必要性についての認識が著しく欠けていたこと、厚生労働省において臨時資金前渡官吏等に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

保 険 給 付 (98)-(103)

(98) 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	7 労働局
支給の相手方	32 事業主
雇用調整助成金の支給額の合計	198,067,659 円(平成 23 年度～28 年度)
不当と認める支給額	118,376,735 円(平成 23 年度～28 年度)

1 保険給付の概要

(1) 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、雇用保険(後掲 207 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合等における失業の予防その他雇用の安定を図るために、雇用する被保険者(以下「被保険者」という。)について休業若しくは教育訓練(以下「休業等」という。)又は出向により雇用調整を行った事業主に対して、休業手当等の一部を助成するものである。

(2) 雇用調整助成金の支給

雇用調整助成金の支給要件は、休業等の場合、売上高等が一定以上減少するなどしている事業主が、労働組合等との間で休業等についての協定を結び、これに基づいて、被保険者について休業等を行うことなどとなっている。そして、支給額については、休業等を行った期間ごとに、1人1日当たりの平均賃金額に上記の協定による賃金の支払率及び所定の助成率^(注2)を乗ずるなどして算出される額に、休業等を行った延べ人日数を乗じて算定することとなっている。また、教育訓練を行った場合には、上記のとおり算定した額に、訓練費として所定の単価^(注3)に教育訓練を行った延べ人日数を乗じて得た額を加算することとなっている。

雇用調整助成金の支給を受けようとする事業主は、休業等を行う前に、休業等を行う期間ごとに実施計画届及び添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出し、休業等を行った後に、支給申請書及び添付書類を労働局に提出することとなっている。そして、労働局は、実施計画届、支給申請書等に記載されている休業等の実施状況、休業手当等の支払状況、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて雇用調整助成金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不

正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給決定の取消しを行い、又は不支給とすることなどとなっている。

(注1) 1人1日当たりの平均賃金額 事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった賃金総額を、被保険者数及び年間所定労働日数で除して算出される額

(注2) 所定の助成率 原則として、中小企業以外の事業主については2分の1、中小企業事業主については3分の2。ただし、平成25年3月以前は、中小企業以外の事業主については3分の2、中小企業事業主については5分の4

(注3) 所定の単価 中小企業以外の事業主については1人1日当たり1,000円、1,200円、2,000円及び4,000円、また、中小企業事業主については1人1日当たり1,200円、1,500円、3,000円及び6,000円となっており、事業所内訓練及び事業所外訓練の別、訓練を行った時期等により単価が異なる。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する雇用調整助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち、11労働局において会計実地検査を行い、平成23年度から28年度までの間に休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けた事業主から135事業主を選定して、雇用調整助成金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求め、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、7労働局管内において23年度から28年度までの間に雇用調整助成金の支給を受けた32事業主は、休業等を行っていないのに行ったと偽ったり、売上高等が一定以上減少していないのに減少したと偽ったり、支給額算定の基礎となる休業等を行った延べ人日数を誤ったりするなどして、雇用調整助成金の支給を申請しており、これら32事業主に対する雇用調整助成金の支給額計198,067,659円のうち計118,376,735円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったり、制度を十分に理解していなかったりしていたため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、上記の7労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪労働局は、事業主Aから、平成23年6月から27年9月までの間に、28回、延べ2,836人日の休業を行ったとする支給申請書及び添付書類の提出を受けて、これに基づき、雇用調整助成金計19,437,058円を事業主Aに支給していた。

しかし、実際には、事業主Aは、被保険者の勤務の状況等について事実と相違する添付書類を作成して、休業を行っていないのに、上記のとおり行ったと偽って申請していたことから、事業主Aに対する雇用調整助成金計19,437,058円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した雇用調整助成金	左のうち不当と認める雇用調整助成金
			千円	千円
北海道	13	5	28,599	25,019
山形	20	5	12,834	1,293
山梨	12	5	29,327	6,846
愛知	11	2	2,989	2,007
大阪	15	8	72,308	53,577
兵庫	9	1	5,462	4,197
福岡	16	6	46,546	25,434
計	96	32	198,067	118,376

(99) 雇用保険のキャリア形成促進助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 地域雇用機会創出等対策費
部局等	大阪労働局
支給の相手方	1 事業主
キャリア形成促進助成金の支給額の合計	8,743,630 円(平成 25 年度～27 年度)
不当と認める支給額	8,743,630 円(平成 25 年度～27 年度)

1 保険給付の概要

(1) キャリア形成促進助成金

キャリア形成促進助成金(平成 29 年 4 月以降は人材開発支援助成金。以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業のうちの能力開発事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資するために、労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練(以下「訓練」という。)を実施するなど職業能力開発に係る支援を実施した事業主に対して訓練等に要する経費等を国が助成するものである。

(2) 助成金の支給

助成金の支給要件は、事業主が、雇用している短時間労働者等に対して訓練を実施し、当該訓練等に要する経費等の負担の状況を明らかにする領収書、振込通知書等の書類を整備していることなどとなっている。

助成金の支給を受けようとする事業主は、訓練の実施前に訓練実施計画届及び訓練の内容が分かる訓練カリキュラム等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出して、その内容の確認を受けることとなっている。そして、事業主は、訓練の終了後、支給申請書に、訓練の実施内容及び訓練受講者の出欠状況を確認するための書類、事業主が訓練に係る経費を全て負担していることを確認するための書類等の関係書類を添えて、労働局に提出することとなっている。

支給申請書等の提出を受けた労働局は、訓練に係る経費の負担状況等を関係書類等に基づき調査確認するなどして、事業主やその申請内容が助成金の支給要件を満たしているか審査をした上で支給決定を行い、助成金の支給を行うこととなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着目して、全国47労働局のうち、9労働局において会計実地検査を行い、25年度から28年度までの間に助成金の支給を受けた事業主から43事業主を選定して、助成金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、大阪労働局管内の1事業主^(注)において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

大阪労働局は、事業主Aから、25年3月及び27年4月に訓練実施計画届の提出を受けて、その後、当該訓練実施計画に沿って訓練を実施したとする支給申請書及び訓練に係る経費の領収書等の添付書類が提出されたことから、25年12月、26年4月及び28年2月に、これらの書類に基づき、助成金計8,743,630円を事業主Aに支給していた。

しかし、事業主Aの訓練等に要する経費等の負担の状況を確認するなどしたところ、事業主Aが訓練等に要する経費等の負担の状況を明らかにする書類として同労働局に提出した訓練に係る経費の領収書は、事業主Aの総勘定元帳には対応する支払の記帳がないなどとなっており、支払の事実を証明するものとは認められなかった。また、領収書以外の訓練等に要する経費等の負担の状況を明らかにする書類もなかった。

このように、事業主Aは、支給要件を満たしておらず、事業主Aに対する助成金の支給額計8,743,630円の全額の支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主Aが制度を十分に理解していなかったため、訓練等に要する経費等の負担の状況を明らかにする書類を整備していなかったのに、大阪労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

(注) 1事業主 この事業主は、後掲205ページの「雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの」における助成金の支給が適正でなかった8事業主にも含まれている。

なお、この適正でなかった支給額については、本院の指摘により、返還の処置が執られた。

(100) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)高年齢者等雇用安定・促進費
部 局 等	9 労働局
支給の相手方	12 事業主
不当と認める特定求職者雇用開発助成金	(1) 特定就職困難者雇用開発助成金 (2) 高年齢者雇用開発特別奨励金
特定求職者雇用開発助成金の支給額の合計	(1) 35,545,774 円(平成 24 年度～28 年度) (2) 3,450,000 円(平成 26、27 両年度) 計 38,995,774 円
不当と認める支給額	(1) 8,000,000 円(平成 24 年度～28 年度) (2) 1,650,000 円(平成 26、27 両年度) 計 9,650,000 円

1 保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険(後掲 207 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、60 歳以上 65 歳未満の高年齢者や障害者等の就職が特に困難な求職者(以下「就職困難者」という。)、65 歳以上の被保険者でない求職者等の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、当該求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成するもので、特定就職困難者雇用開発助成金(以下「就職困難者助成金」という。)、高年齢者雇用開発特別奨励金(以下「高年齢者奨励金」という。)等がある。

(2) 特定求職者雇用開発助成金の支給

ア 就職困難者助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等(以下「安定所等」という。)の紹介により新たに継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

イ 高年齢者奨励金の支給要件は、事業主が雇入れ日における満年齢が 65 歳以上の被保険者でない求職者を安定所等の紹介により、新たに 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上かつ 1 年以上継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

そして、支給額は、原則として、就職困難者助成金の場合は表 1、高年齢者奨励金の場合は表 2 に記載のとおりとなっている。

表1 就職困難者助成金の支給額

区 分	企業規模	第1期 支給額	第2期 支給額	第3期 支給額	第4期 支給額	第5期 支給額	第6期 支給額	支給総額	支給 回数	
短時間労働者以外	60歳以上65歳未満の高年齢者等	中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円					50万円	2回
		中小企業事業主	45万円	45万円					90万円	2回
			30万円	30万円					60万円	2回
	身体障害者及び知的障害者	中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円					50万円	2回
		中小企業事業主	45万円	45万円	45万円				135万円	3回
			30万円	30万円	30万円	30万円			120万円	4回
	重度障害者等	中小企業事業主以外の事業主	33万円	33万円	34万円				100万円	3回
		中小企業事業主	60万円	60万円	60万円	60万円			240万円	4回
			40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	240万円	6回
短時間労働者	下記の区分に該当しない、労働時間が週20時間以上30時間未満の短時間労働者	中小企業事業主以外の事業主	15万円	15万円					30万円	2回
		中小企業事業主	30万円	30万円					60万円	2回
	20万円		20万円					40万円	2回	
	労働時間が週20時間以上30時間未満の障害者	中小企業事業主以外の事業主	15万円	15万円					30万円	2回
		中小企業事業主	30万円	30万円	30万円				90万円	3回
			20万円	20万円	20万円	20万円			80万円	4回

注(1) 雇入れ日から起算した最初の6か月を第1期、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期、第5期、第6期とする。

注(2) 中小企業事業主における各期支給額欄の上段は平成24年4月から27年4月までにおける額、下段は27年5月から29年3月までにおける額となっている。

表2 高齢者奨励金の支給額

区 分	企 業 規 模	第1期 支給額	第2期 支給額	支給総額	支給 回数
下記の区分に該当しない者	中小企業事業主 以外の事業主	25万円	25万円	50万円	2回
		25万円	25万円	50万円	2回
		30万円	30万円	60万円	2回
	中小企業事業主	45万円	45万円	90万円	2回
		30万円	30万円	60万円	2回
		35万円	35万円	70万円	2回
労働時間が週20時間以上 30時間未満の短時間労働者	中小企業事業主 以外の事業主	15万円	15万円	30万円	2回
		15万円	15万円	30万円	2回
		20万円	20万円	40万円	2回
	中小企業事業主	30万円	30万円	60万円	2回
		20万円	20万円	40万円	2回
		25万円	25万円	50万円	2回

注(1) 雇入れ日から起算した最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期とする。

注(2) 各期支給額欄の上段は平成24年4月から27年4月までにおける額、中段は27年5月から28年3月までにおける額、下段は28年4月から29年3月までにおける額となっている。

特定求職者雇用開発助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び支給要件を満たした労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書等に記載されている当該労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて特定求職者雇用開発助成金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給決定の取消しを行い、又は不支給とすることなどとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち、14労働局において会計実地検査を行い、平成24年度から28年度までの間に特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた事業主から249事業主を選定して、特定求職者雇用開発助成金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、9労働局管内において24年度から28年度までの間に特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた12事業主は、既に雇い入れている者又は事実上雇入れが決定して

いる者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたこととして、特定求職者雇用開発助成金の支給を申請するなどしており、これら12事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給額計38,995,774円(就職困難者助成金35,545,774円、高年齢者奨励金3,450,000円)のうち計9,650,000円(就職困難者助成金8,000,000円、高年齢者奨励金1,650,000円)は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったり、制度を十分に理解していなかったりしていたため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、上記の9労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

岡山労働局は、事業主Aから、就職困難者Bを平成26年12月に岡山公共職業安定所の紹介を受けて同年12月に雇い入れたとする支給申請書の提出を受けて、これに基づき、就職困難者助成金900,000円を事業主Aに支給していた。

しかし、実際には、就職困難者Bは同年10月から勤務しており、事業主Aは既に雇い入れている就職困難者Bに形式的に同公共職業安定所の紹介を受けさせていたことから、就職困難者Bは就職困難者助成金の対象とならず、就職困難者助成金900,000円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した特定求職者雇用開発助成金	左のうち不当と認める特定求職者雇用開発助成金
			千円	千円
北海道	16	2	2,700 —	1,350 —
宮城	19	1	3,788 1,800	— 900
山形	25	2	5,419 —	1,950 —
東京	35	1	7,813 —	900 —
愛知	13	1	4,500 —	900 —
岡山	20	1	900 900	900 —
愛媛	16	2	8,025 750	900 750
高知	14	1	1,500 —	500 —
福岡	10	1	900 —	600 —
計	168	12	35,545 3,450	8,000 1,650
合計			38,995	9,650

(注) 「左の事業主に支給した特定求職者雇用開発助成金」及び「左のうち不当と認める特定求職者雇用開発助成金」の上段は就職困難者助成金に係る分、下段は高年齢者奨励金に係る分である。

(101) 雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 高齢者等雇用安定・促進費
部 局 等	3 労働局
支給の相手方	8 事業主
キャリアアップ助成金の支給額の合計	65,416,840 円(平成 26、27 両年度)
不当と認める支給額	23,566,200 円(平成 26、27 両年度)

1 保険給付の概要

(1) キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金(以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業である雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、期間の定めのある労働契約を締結する者(以下「有期契約労働者」という。)等の企業内でのキャリアアップ^(注1)を支援するために、キャリアアップに向けた取組を実施した事業主に対して国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、正規雇用等転換コース(平成 28 年度以降は正社員化コース)、人材育成コース等がある。

(注1) キャリアアップ 職務経験又は職業訓練等(職業訓練又は教育訓練をいう。)の職業能力の開発の機会を通じて、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られること

(2) 助成金の支給

助成金の対象となる取組のうち、正規雇用等転換コースの支給要件は、事業主が対象者、目標、期間等が記載されたキャリアアップ計画書を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出して、受給資格の認定を受けること、そして、当該キャリアアップ計画書に記載された計画期間内に労働協約又は就業規則等に基づき、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換することなどとなっている。

また、人材育成コースの支給要件は、事業主が上記キャリアアップ計画書のほか、実施する職業訓練(以下「訓練」という。)の内容等を記載した訓練計画届を労働局に提出して受給資格の認定を受けること、そして、当該受給資格認定に係る訓練計画に基づき、通常の業務を離れて行う訓練である一般職業訓練等を実施することなどとなっている。

助成金の支給を受けようとする事業主は、正規雇用等転換コースについては、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換等した後、6 か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2 か月以内に、支給申請書に、雇用契約書等の関係書類を添えて労働局に提出することとなっている。また、人材育成コースについては、訓練計画実施期間の終了した日の翌日から起算して2 か月以内に、支給申請書に、賃金台帳、出勤簿等の関係書類のほか、訓練の実施内容等を記載した実施状況報告書を添えて、労働局に提出することとなっている。

支給申請書等の提出を受けた労働局は、正規雇用労働者への転換等の状況、訓練受講者に対する訓練の実施状況等に関係書類等に基づき調査確認するなどして、事業主やその申請内容が助成金の支給要件を満たしているか審査をした上で支給決定を行い、助成金の支

給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給決定の取消しを行い、又は不支給とすることなどとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着目して、全国47労働局のうち、12労働局において会計実地検査を行い、25年度から28年度までの間に助成金の支給を受けた事業主から156事業主を選定して、助成金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求め、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、3労働局管内において26、27両年度に助成金の支給を受けた8事業主は、正規雇用等転換コースにおいて、キャリアアップ計画書に記載された計画期間よりも前に正規雇用労働者に転換していた有期契約労働者を計画期間中に正規雇用労働者に転換したなどと偽ったり、人材育成コースにおいて、訓練を実施していないのに実施したと偽ったりなどして、助成金の支給を申請しており、これら8事業主に対する助成金の支給額計65,416,840円のうち計23,566,200円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったり、制度を十分に理解していなかったりしていたため、支給申請書等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、上記の3労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

(注2) 8事業主 このうち1事業主は、前掲199ページの「雇用保険のキャリア形成促進助成金の支給が適正でなかったもの」における事業主と同一の事業主である。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

神奈川労働局は、事業主Aから、平成26年8月1日から31年3月31日までを計画期間とする正規雇用等転換コースに係るキャリアアップ計画書の提出を26年7月に受け、助成金の受給資格を認定していた。そして、事業主Aから、27年3月に有期契約労働者14人について26年8月又は同年9月に正規雇用労働者に転換したとする支給申請書及び雇用契約書等の添付書類の提出を受けて、これに基づき、助成金計7,000,000円を事業主Aに支給していた。

しかし、実際には、事業主Aが同労働局に提出した支給申請書及び雇用契約書には虚偽の内容が含まれており、キャリアアップ計画書に記載された計画期間よりも前の26年2月に既に正規雇用労働者に転換していた有期契約労働者を計画期間内の同年8月に正規雇用労働者に転換したと偽るなどしていたことから、事業主Aに対する助成金計7,000,000円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る 事業主数	不適正受給事業主 数	左の事業主に支給 した助成金	左のうち不当と認 める助成金
			千円	千円
北海道	12	3	18,544	751
神奈川県	16	2	17,860	7,109
大阪	26	3	29,011	15,705
計	54	8	65,416	23,566

(102) 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)失業等給付費
部局等	(1)(2) 厚生労働本省(支給庁) 48 公共職業安定所(支給決定庁)
	(3) 厚生労働本省(支給庁) 14 公共職業安定所(支給決定庁、支給庁)
支給の相手方	(1) 72 人 (2) 18 人 (3) 41 人 計 117 人(純計)
不当と認める失業等給付金	(1) 求職者給付(日雇労働求職者給付金を除く。) (2) 就職促進給付 (3) 日雇労働求職者給付金
失業等給付金の支給額の合計	(1) 37,249,222 円(平成 25 年度～29 年度) (2) 10,497,508 円(平成 27 年度～28 年度) (3) 54,290,900 円(平成 26 年度～28 年度) 計 102,037,630 円
不当と認める支給額	(1) 13,303,308 円(平成 25 年度～29 年度) (2) 10,497,508 円(平成 27 年度～28 年度) (3) 37,112,500 円(平成 26 年度～28 年度) 計 60,913,316 円

1 保険給付の概要

(1) 雇用保険

雇用保険は、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合、被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

(2) 失業等給付金の種類

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の4種がある。

ア 求職者給付には基本手当、日雇労働求職者給付金(以下「日雇給付金」という。)等7種の手当等があり、このうち基本手当は、失業等給付金の支給額の大半を占めており、失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、受給資格者が失業している日

について所定給付日数を限度として支給される。

イ 就職促進給付には6種の手当等があり、このうち再就職手当は、早期の再就職の促進を図るもので、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。また、就業促進定着手当は、再就職手当の支給を受けた者が再就職先に6か月以上雇用され、かつ、再就職後の6か月間の賃金日額が離職前の6か月間の賃金日額を下回る場合に支給される。

ウ アの求職者給付の手当等のうち、日雇給付金は、日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用されるなどの者(以下「日雇労働被保険者」という。)であって、日雇労働被保険者手帳(以下「日雇手帳」という。)に雇用保険印紙(以下「印紙」という。)を貼付することにより、失業の日の属する月の前2月間に通算して26日分の雇用保険印紙保険料(以下「印紙保険料」という。)を納付しているなどの支給の要件を満たす者が失業した場合に支給される。なお、日雇手帳に貼付することとされている印紙は、賃金日額に応じて3種類ある。

(注) 受給資格者 被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上(倒産等により離職した者(特定受給資格者)及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該更新がないことなどにより離職した者)については、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上)あることの要件を満たして、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(3) 失業等給付金の支給

上記の手当等は、公共職業安定所(以下「安定所」という。)が次のように支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省等が支給することとなっている。

ア 基本手当については、受給資格者から提出された失業認定申告書に記載されている就職又は就労(臨時的に短期間仕事に就くこと)の有無等の事実について確認して、失業の認定を行った上で、支給決定を行う。

イ 再就職手当及び就業促進定着手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書及び就業促進定着手当支給申請書に記載されている雇入年月日や賃金額等について調査し確認した上で、支給決定を行う。

ウ 日雇給付金については、失業の認定を行った日雇労働被保険者から提出された日雇手帳に賃金日額等実際の就労状況に応じた適切な印紙が貼付されているか確認した上で、当該失業の認定を行った日について日雇給付金の支給決定を行う。

また、偽りその他不正の行為により上記手当等の支給を受け、又は受けようとした者に対しては、その支給を受け、又は受けようとした日以後、当該手当等を支給しないことなどとなっており、安定所は、既に支給した手当等の返還等を命ずることができることとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、失業等給付金の支給を受けた者(以下「受給者」という。)

に対する失業等給付金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、求職者給付(日雇給付金を除く。以下同じ。)及び就職促進給付については全国47都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)の436安定所(平成29年3月末現在)のうち、14労働局の146安定所において会計実地検査を行い、25年度から29年度までの間における受給者から5,603人を選定して、また、日雇給付金については28年次に会計実地検査を行った12労働局の58安定所管内の199事業所が26年度に雇用するなどした受給者のうち2,123人を本年次においても引き続き対象として、失業等給付金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、失業認定申告書、日雇手帳等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、他の年度分も含めて更に当該安定所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、12労働局の48安定所管内における25年度から29年度までの間の求職者給付及び就職促進給付の受給者76人、及び6労働局の14安定所管内における26年度から28年度までの間の日雇給付金の受給者41人に対する失業等給付金の支給額計102,037,630円のうち計60,913,316円は、支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

これを給付等の種別に示すと次のとおりである(下記ウの安定所、事業所及び受給者の数については、複数の態様に該当するものがある。)

ア 求職者給付

46安定所管内の受給者72人は、再就職した後も引き続き基本手当の支給を受けるなどしており、これらに対する基本手当の支給額計37,249,222円のうち計13,303,308円は、支給の要件を満たしていなかった。

イ 就職促進給付

16安定所管内の受給者18人は、事実と相違した雇入年月日により再就職手当の支給を受けるなどしており、これらに対する再就職手当等の支給額計10,497,508円(再就職手当計9,117,685円、就業促進定着手当計1,379,823円)の全額は、支給の要件を満たしていなかった。

ア及びイの事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

須崎安定所は、受給者Aから、平成27年8月25日に就職したとする失業認定申告書及び再就職手当支給申請書の提出を受けて、これに基づくなどして、基本手当151,500円、再就職手当980,473円及び就業促進定着手当581,024円、計1,712,997円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、受給者Aは27年8月2日に就職していたのに、上記のとおり27年8月25日に就職したと偽って申告したことから、受給者Aに対する基本手当124,453円、再就職手当980,473円及び就業促進定着手当581,024円、計1,685,950円が支給の要件を満たしていなかった。

ウ 日雇給付金

(ア) 3安定所管内の受給者20人(当該受給者が雇用されていた事業所数5)は、実際には就労していない日について、事業主から日雇手帳に印紙の貼付を受け、その日を含

めて失業の日の属する月の前2月間に通算して26日分以上の印紙保険料が納付されていることとして支給を受けており、これらに対する日雇給付金の支給額計17,177,700円は、支給の要件を満たしていなかった。

(イ) 14安定所管内の受給者30人(当該受給者が雇用されていた事業所数9)は、実際には就労していた日について、事業主から日雇手帳に印紙の貼付を受けないまま、後日、その日に就労していないこととして失業の認定を受けることで支給を受けており、これらに対する日雇給付金の支給額計14,872,300円は、支給の要件を満たしていなかった。

(ウ) 1安定所管内の受給者10人(当該受給者が雇用されていた事業所数1)は、就労していた日について、事業主から日雇手帳に賃金日額に対応しない種類の印紙の貼付を受け、所定の額よりも高額な日雇給付金の支給を受けるなどしており、これらに対する日雇給付金の支給額計5,062,500円は、支給の要件を満たしていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

名古屋中安定所は、名古屋南安定所管内の事業主Bに雇用されていた受給者16名が安定所に提出した日雇手帳等に基づき失業の認定を行うなどして、平成26年9月20日から28年8月26日までの間の2,718日分について、日雇給付金計20,385,000円の支給決定を行っていた。

しかし、受給者16名は、実際には就労していない日について、事業主Bから日雇手帳に印紙の貼付を受け、その日を含めて失業の日の属する月の前2月間に通算して26日分以上の印紙保険料が納付されていることとして日雇給付金の支給を受けるなどしており、当該2,718日分の日雇給付金計20,385,000円が支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなかったなどのため、失業認定申告書等の記載内容が事実と相違するなどしていたり、日雇手帳の印紙の貼付状況が受給者の実際の就労状況と相違していたりしていたのに、ア及びイの事態に係る48安定所及びウの事態に係る14安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

なお、これらの適正でなかった支給額は、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

ア及びイの事態

労働局名	安 定 所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
		人	人	千円	千円
北 海 道	函 館 等 5	184	8	8,699	1,234
	小 計	—	—	8,699	1,234
山 形	山 形 等 3	175	6	2,885	826
	小 計	—	—	2,885	826
東 京	大 森 等 3	137	4	2,372	1,106
	小 計	—	—	2,372	1,106

労働局名	安 定 所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
		人	人	千円	千円
山 梨	富士吉田等 2	51	4	3,135	543
	甲府計 2	85	2	1,292	1,292
長 野	上田等 5	176	9	4,748	2,035
	篠ノ井計 3	58	3	1,289	1,289
岐 阜	多治見等 3	123	5	1,838	1,347
	高松等 2	54	2	913	913
愛 知	半田等 5	170	7	2,977	1,665
	瀬戸等 3	64	3	1,641	1,641
大 阪	梅田等 6	220	6	4,618	3,307
	小計	—	—	2,054	1,340
岡 山	岡山等 4	199	8	3,698	314
	津山計	53	1	281	281
愛 媛	八幡浜等 4	123	6	3,980	596
	八幡浜計 3	75	3	1,326	594
高 知	高知等 3	145	6	1,939	1,939
	須崎小計	38	3	3,266	2,533
福 岡	福岡中央等 3	123	3	2,136	1,281
	福岡中央計	40	1	734	734
求職者給付計	46 箇所	1,826	72	2,870	2,016
就職促進給付計	16 箇所	467	18	37,249	13,303
合 計				10,497	10,497
				47,746	23,800

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 安定所数及び不適正受給者数については、両給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ48 箇所、76 人である。

ウの事態

労働局名	安 定 所	本院の調査に係る受給者数	労働局管内に所在する事業所数	不適正受給者数	左の受給者に支給した日雇給付金	左のうち不当と認める日雇給付金
		人		人	千円	千円
愛 知	名古屋中	95	2	17	21,480	20,655
三 重	伊 賀	—	—	7(7)	10,777	2,910
京 都	京都田辺	—	—	2(2)	1,260	30
大 阪	大阪港等 7	476	4	9(2)	15,440	10,060
奈 良	奈 良等 3	225	5	10	8,490	3,442
高 知	安 芸	—	—	1(1)	765	15
計	14 箇所	765	11	41	54,290	37,112

注(1) 本院の調査に係る受給者数については、異なる労働局管内に所在する複数の事業所で就労する受給者がいるため、数値を合計しても計とは一致しない。

注(2) 不適正受給者数の()書きは、他の労働局管内に所在する事業所で就労した不適正受給者数で、内数である。

注(3) 不適正受給者数及び不適正受給者に支給した日雇給付金については、異なる労働局管内に所在する2 安定所で不適正な支給を受けている受給者が1 人、3 安定所で不適正な支給を受けている受給者が2 人いるため、数値を合計しても計とは一致しない。

ア、イ及びウの事態の合計(純計)

不適正受給者数	左に支給した 失業等給付金	左のうち不当と認 める失業等給付金
人	千円	千円
117	102,037	60,913

(103) 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	年金特別会計(厚生年金勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省
厚生年金保険の 事業に関する事 務の一部を委任 し、又は委託し ている相手方	日本年金機構
支給の相手方	32人
老齢厚生年金の 支給額の合計	48,075,789円(平成26年度～28年度)
不当と認める支 給額	21,141,818円(平成26年度～28年度)

1 保険給付の概要

(1) 厚生年金保険の給付

厚生労働省は、厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険(前掲187ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2) 老齢厚生年金

ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を1か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等が65歳以上である場合に受給権者となる。

イ 特別支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、原則60歳以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等が受給権者となっている。

ウ 特別支給の老齢厚生年金の給付額

特別支給の老齢厚生年金の給付額は、受給権者の被保険者期間、被保険者期間における報酬、生年月日等を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)等となっている。

エ 特別支給の老齢厚生年金の支給の停止

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に常用的に使用されて被保険者となった場合において、総報酬月額相当額と基本月額(注1)(基本年金額を12で

除して得た額)との合計額が280,000円を超えるときなどには、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

そして、この場合の支給停止の手続は次のとおりとなっている。

- ① 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、常用的に使用している者が受給権者であるときは、その者の年金手帳により氏名、基礎年金番号等を確認した上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届を年金事務所に提出する。
- ② 年金事務所は、これを調査し確認した上で、届出内容を機構本部に伝達する。
- ③ 機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働本省(以下「本省」という。)が確認し、決定する。

(注1) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前1年間の標準賞与額(総額)を12で除して得た額との合算額

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、厚生年金保険に係る届け書の提出が適正になされているかなどに着眼して、14地域部^(注2)の管轄区域内に所在する82年金事務所が管轄する事業所のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者等を使用している162事業所について、平成26年度から28年度までの間における老齢厚生年金の支給の適否を検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された関係書類により、また、上記の82年金事務所において事業主から提出された厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 地域部 平成28年3月31日以前は、9ブロック本部の管轄区域内に所在する年金事務所が事業所を管轄していたが、同年4月1日以降は、機構本部に地域部として統合され、15地域部の管轄区域内に所在する年金事務所が事業所を管轄することとされた。

(2) 検査の結果

検査したところ、11地域部の管轄区域内に所在する23年金事務所が管轄する29事業所の特別支給の老齢厚生年金等の受給権者32人については、当該事業所において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしており、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が280,000円を超えるなどしていた。このような場合には、機構本部において、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止するための手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届が提出されていなかったことなどからこの手続がとられておらず、本省は、これらの32人について、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止していなかった。

このため、上記の32人に対する老齢厚生年金の支給(支給額48,075,789円)のうち21,141,818円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分理解していないなどして、事業主が前記の届出を適正に行っていなかったのに、前記の23年金事務所においてこれについての指導及び調査確認が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

第3章
第1節
第8
厚生労働省

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係る支給額	左のうち不当と認める支給額
		人	人	千円	千円
北海道	岩見沢 1	6	2	3,603	925
東北第二	青森等 2	20	3	4,802	3,225
北関東・信越第一	浦和 1	10	2	3,840	2,892
南関東第一	上野等 2	18	2	4,777	1,835
南関東第二	港北 1	23	2	5,420	1,344
中部第一	瀬戸 1	1	1	3,372	1,596
中部第二	岡崎等 2	17	2	4,512	1,184
近畿第二	東灘等 5	15	7	5,307	2,756
中国	広島東等 2	4	2	632	623
四国	今治等 3	12	4	6,172	1,207
九州第一	西福岡等 3	43	5	5,634	3,550
計	23 か所	169	32	48,075	21,141

医療費

(104) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費 (項)生活保護等対策費(平成26年度以前は、(項)生活保護費) (項)障害保健福祉費
部局等	厚生労働本省、7 厚生(支)局(指導監督庁)、20 都県
国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)等
医療給付の種類	健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法等に基づく医療
実施主体	全国健康保険協会、都、県9、市128、特別区13、町43、村4、国民健康保険組合6、後期高齢者医療広域連合34、計239実施主体
医療機関等数	84 医療機関、1 訪問看護事業所
過大に支払われていた医療費に係る診療報酬項目等	入院基本料、リハビリテーション料、訪問看護療養費等
過大に支払われていた医療費の件数	28,966 件(平成24年度～28年度)
過大に支払われていた医療費の額	699,822,127 円(平成24年度～28年度)

不当と認める国の負担額 263,912,183 円(平成 24 年度～28 年度)

1 医療給付の概要

(1) 医療給付の種類

厚生労働省の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア 後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。)に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者(75 歳以上の者又は 65 歳以上 75 歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村(特別区を含む。以下同じ。)が加入する後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う医療

イ 医療保険制度の一環として、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)等(以下「医療保険各法」という。)に規定する保険者が、医療保険各法に基づき、後期高齢者を除く被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)に対して行う医療

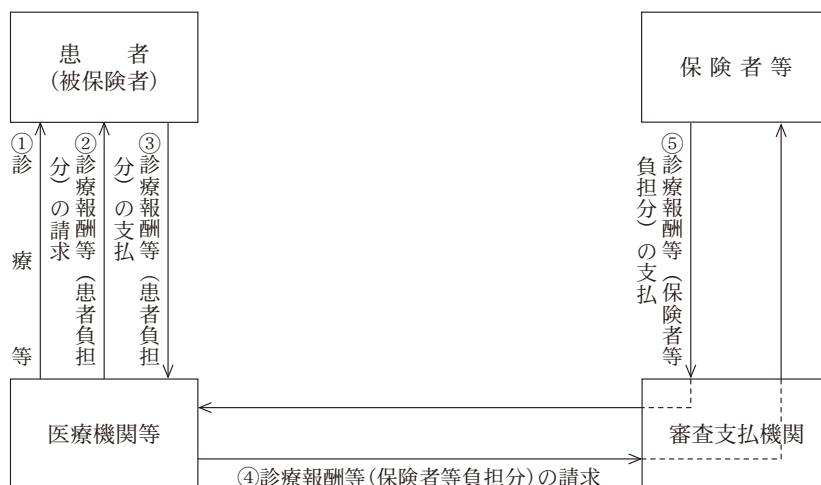
ウ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)等に基づき被保護者等に対して行う医療

(2) 診療報酬又は訪問看護療養費

これらの医療給付においては、被保険者((1)ウの被保護者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受けた場合又は居宅において継続して療養を受ける状態にある者が訪問看護事業所の行う訪問看護を受けた場合に、広域連合、保険者、都道府県又は市町村(以下「保険者等」という。)及び患者が、これらの費用を医療機関又は訪問看護事業所(以下「医療機関等」という。)に診療報酬又は訪問看護療養費(以下「診療報酬等」という。)として支払う。

診療報酬等の支払の手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

図 診療報酬等の支払の手続



ア 診療等を担当した医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を所定の診療点数に単価(10円)を乗ずるなどして算定する。

イ 医療機関等は、診療報酬等のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬等(以下「医療費」という。)については、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関等は、診療報酬請求書又は訪問看護療養費請求書(以下「請求書」という。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書又は訪問看護療養費明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

(3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア 高齢者医療確保法に係る医療費(以下「後期高齢者医療費」という。)については、広域連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ア) 高齢者医療確保法に基づき、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1を負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法に基づき、国は市町村等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

(ウ) 健康保険法に基づき、国は全国健康保険協会が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

イ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合の医療費は全国健康保険協会が支払った額の16.4%を、②市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合の医療費は市町村が支払った額の41%を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合の医療費は国民健康保険組合が支払った額の13%から47.4%までをそれぞれ負担している。

ウ 生活保護法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は、医療の高度化や人口の高齢化に伴って、平成25年度に40兆円を超え、

その後も毎年増加している。また、このうち後期高齢者医療費は、高齢化が急速に進展する中でその占める割合が3割を超えている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は、後期高齢者医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費の請求が適正に行われているかに着目して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、7厚生(支)局及び21都県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、医療費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生(支)局及び都県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(3) 検査の結果

検査の結果、20都県に所在する84医療機関及び1訪問看護事業所の請求に対して239実施主体において、24年度から28年度までの間における医療費が、28,966件で計699,822,127円過大に支払われており、これに対する国の負担額263,912,183円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目等の別に整理して示すと次のとおりである。

診療報酬項目等	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額
		件	千円	千円
①入院基本料	111市区町等 (56)	6,500	431,372	163,896
②リハビリテーション料	28市町村等 (8)	2,186	164,012	62,442
③医学管理料	86市区町等 (11)	11,568	49,047	16,782
④入院基本料等加算等	77市区町村等 (9)	8,564	49,794	18,957
①-④の計	239実施主体 (84)	28,818	694,227	262,078
⑤訪問看護療養費	4市等 (1)	148	5,594	1,833
①-⑤の計	239実施主体 (85)	28,966	699,822	263,912

注(1) 複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬項目で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬項目等の間で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目等の実施主体数を合計したものは一致しない。

注(3) ④入院基本料等加算等には、入院基本料等加算のほかに、初診料・再診料及び在宅医療料を含む。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 実施主体及び審査支払機関において、医療機関等から不適正と認められる医療費の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなかったこと

イ 地方厚生(支)局等及び都県において、医療機関等に対する指導が十分でなかったこと

(4) 過大に支払われていた事態の詳細等

医療費が過大に支払われていた事態について、診療報酬項目等の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

ア 入院基本料

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定基準」という。)等によれば、入院基本料のうち、療養病棟入院基本料等については、療養病棟等に入院している患者に対して、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従い、1日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、17都県に所在する56医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが6,500件あった。その態様は、療養病棟入院基本料等に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して、高い区分の点数で算定していたものである。

このため、上記6,500件の請求に対して、111市区町等において医療費が計431,372,793円過大に支払われており、これに対する国の負担額163,896,606円は負担の必要がなかったものである。

イ リハビリテーション料

算定基準等によれば、リハビリテーション料のうち、運動器リハビリテーション料又は脳血管疾患等リハビリテーション料については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った医療機関が同大臣の定める患者に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、発症、手術等から150日又は180日以内に限り、その届出に係る所定の点数を算定することなどとされている。そして、この場合には、レセプトの摘要欄に当該疾患名、発症日等を記載することとされている。

ただし、治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの同大臣が定める患者については、180日を超えて算定することができるなどとされている。

検査したところ、6県に所在する8医療機関において、リハビリテーション料等の請求が不適正と認められるものが2,186件あった。その態様は、次のとおりである。

- (ア) 患者に疾患の発症等があった後、新たな疾患の発症等がないのに、レセプトの摘要欄に150日以内に新たな疾患の発症等があったなどと記載して、150日以内に限り算定することとされている運動器リハビリテーション料の算定を繰り返し行っていた。
- (イ) 治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの厚生労働大臣が定める患者に該当していないのに、180日を超えて脳血管疾患等リハビリテーション料を算定するなどしていた。

このため、前記2,186件の請求に対して、28市町村等において医療費が計164,012,626円過大に支払われており、これに対する国の負担額62,442,239円は負担の必要がなかったものである。

ウ 医学管理料

算定基準等によれば、医学管理料のうち、特定疾患療養管理料等については、生活習慣病等を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合に算定することとされている。ただし、指定障害者支援施設等に配置されている医師(以下「配置医師」という。)が当該施設の入所者に対して行う診療については、特定疾患療養管理料等は算定できないこととされている。

検査したところ、6県に所在する11医療機関において、医学管理料等の請求が不適正と認められるものが11,568件あった。その主な態様は、配置医師が指定障害者支援施設等の入所者に対して行った診療について、特定疾患療養管理料等を算定していたものである。

このため、上記11,568件の請求に対して、86市区町等において医療費が計49,047,893円過大に支払われており、これに対する国の負担額16,782,151円は負担の必要がなかったものである。

エ 入院基本料等加算等

算定基準等によれば、入院基本料等加算のうち、療養病棟療養環境加算等については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った医療機関について、1日につき所定の点数を算定することとされている。ただし、療養病棟療養環境加算は、当該医療機関における医師等の数が医療法(昭和23年法律第205号)に定める標準となる数(以下「標準人員」という。)を満たしていない場合には算定できないこととされている。

検査したところ、6都県に所在する9医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが8,564件あった。その主な態様は、医師の数が標準人員を満たしていないのに、療養病棟療養環境加算を算定していたものである。

このため、上記8,564件の請求に対して、77市区町村等において医療費が計49,794,382円過大に支払われており、これに対する国の負担額18,957,771円は負担の必要がなかったものである。

オ 訪問看護療養費

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)等によれば、訪問看護療養費のうち、訪問看護基本療養費等については、訪問看護を受けようとする者等に対して、主治医から交付を受けた訪問看護指示書等に基づき、訪問看護事業所の看護師等が訪問看護を行った場合に、1日につき所定の額を算定することなどとされている。ただし、指定障害者支援施設等の入所者に対して行う訪問看護については、原則として、訪問看護基本療養費等は算定できないこととされている。

検査したところ、1県に所在する1訪問看護事業所において、訪問看護療養費の請求が不適正と認められるものが148件あった。その態様は、指定障害者支援施設の入所者に対して行った訪問看護について、訪問看護基本療養費等を算定していたものである。

このため、上記148件の請求に対して、4市等において医療費が計5,594,433円過大に支払われており、これに対する国の負担額1,833,416円は負担の必要がなかったものである。

医療費が過大に支払われていた事態について、医療機関等の所在する都県別に示すと次のとおりである。

都 県 名	実 施 主 体 (医療機関等数)	過大に支払わ れていた医療 費の件数	過大に支払わ れていた医療 費の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
秋 田 県	7 市区町等 (1)	500	1,744	700	③
茨 城 県	5 市等 (2)	120	7,119	2,731	①
群 馬 県	3 市町等 (4)	298	13,719	5,237	①②④
埼 玉 県	44 市区町等 (7)	1,688	41,623	16,106	①③④
東 京 都	12 市区等 (2)	1,401	24,913	10,152	①④
神 奈 川 県	21 市町等 (8)	946	63,989	24,213	①
石 川 県	22 市町等 (6)	3,257	55,880	20,834	①③
山 梨 県	28 市区町村等 (2)	1,874	32,500	12,433	④
岐 阜 県	4 市等 (1)	216	4,400	1,523	①
滋 賀 県	2 市等 (1)	54	3,958	1,433	①
兵 庫 県	12 市町等 (3)	772	55,575	20,184	①②
奈 良 県	12 市町村等 (2)	531	24,932	9,410	①②
岡 山 県	3 市町等 (2)	41	3,453	1,314	①
広 島 県	26 市町等 (9)	5,368	31,768	10,749	①③④⑤
山 口 県	11 市等 (8)	802	78,030	30,241	①②
徳 島 県	24 市町村等 (6)	6,839	22,180	7,610	③④
愛 媛 県	2 市等 (1)	53	2,410	922	①
福 岡 県	10 市町等 (9)	1,567	136,010	51,635	①②
佐 賀 県	2 市等 (1)	30	2,142	666	①
熊 本 県	23 市町等 (10)	2,609	93,467	35,810	①②③
計	239 実施主体 (85)	28,966	699,822	263,912	

注(1) 計欄の実施主体数は、都県の間で実施主体が重複することがあるため、各都県の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄の①から⑤までは、217 ページの2(3)の検査の結果の診療報酬項目等の別に対応している。

補 助 金

(105) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(219)

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)医療提供体制確保対策費 (項)医療保険給付諸費 (項)高齢者等雇用安定・促進費 (項)職業能力開発強化費 (項)保育所運営費 (項)子ども・子育て支援対策費 (項)生活保護等対策費(平成26年度以前は、(項)生活保護費) (項)障害保健福祉費 (項)介護保険制度運営推進費 (項)東日本大震災復旧・復興高齢者等雇用安定・促進費 労働保険特別会計(雇用勘定) (項)地域雇用機会創出等対策費 年金特別会計(子どものための金銭の給付勘定) (項)児童育成事業費(平成24年度は(項)育成事業費、22年度及び23年度は年金特別会計(児童手当及び子ども手当勘定)(項)児童育成事業費)
部 局 等	厚生労働本省、29都道府県	
補助等の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)等、予算補助	
補助事業者等(事業主体等)	道、府1、県14、市85、区5、町9、村4、広域連合1、団体1、計121補助事業者等(道、府1、県9、市85、区5、町9、村4、広域連合1、団体1、計116事業主体等)	
間接補助事業者等(事業主体)	市5、町1、計6間接補助事業者等	
国庫補助金等	生活扶助費等負担金等、財政調整交付金、療養給付費負担金等	
上記の国庫補助金等交付額の合計	1,872,536,952,534 円	
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	2,132,120,881 円	

1 補助金等の概要

厚生労働省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体又は保険者となって実施するので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体等に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、国庫補助金等の交付額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、43 都道府県、611 市区町村、5 一部事務組合、9 広域連合及び1 団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、11 道府県、108 市区町村、1 広域連合、1 団体、計 121 事業主体等(うち 1 事業主体が補助事業者と間接補助事業者等の両方に該当する。)が生活扶助費等負担金等、財政調整交付金、療養給付費負担金等を受けて実施した事業等において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 2,132,120,881 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

- (1) 医療施設耐震化臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において、仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額が基金又は国庫に返還されていなかったもの 2 件 不当と認める国庫補助金 31,689,415 円

医療施設耐震化臨時特例交付金(以下「交付金」という。)は、「平成 21 年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について」(平成 21 年厚生労働省発医政第 0605004 号)等に基づき、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を行い、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るために、都道府県に設置する医療施設耐震化臨時特例基金(以下「基金」という。)の造成に必要な経費を国が交付するものである。

都道府県は、「医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領」(平成 21 年医政発第 0605010 号。以下「要領」という。)等に基づき、医療機関の開設者である事業者が行う耐震化整備事業に必要な経費を基金から取り崩して、事業者に対して助成金を交付している。

消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、課税事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階の取引で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。そして、消費税の課税事業者である事業者が、助成金の交付を受けて建物の改築等を行うことは課税仕入れに該当することから、上記の仕組みにより確定申告の際に当該建物の改築等の課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業者はこれらに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。このため、要領等において、事業者は、実績報告書の提出後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税に係る助成金相当額が確定した場合には、その額を速やかに都道府県に報告し、都道府県は、その額を返還させることとなっている。また、都道府県は、当該事業者から返還を受けたときには、当該金額を基金に積み立てることとなっており、基金の解散後に返還を受けたときには、当該金額を国庫に返還することとなっている。

本院が、15 都道府県において会計実地検査を行ったところ、埼玉、福井両県において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

両県が助成金を交付した計 19 事業者のうち 14 事業者は、消費税の確定申告の際に耐震化整備事業

に係る消費税額計 31,689,415 円を仕入税額控除しており、これに係る助成金相当額が同額と確定していた。しかし、両県は、13 事業者(一部の年度において報告を行っていた事業者を含む。)から助成金相当額の報告を受けていたのに、当該事業者から助成金相当額を返還させていなかった。また、埼玉県は、1 事業者から助成金相当額の報告を受けておらず、その額を返還させていなかった。このため、両県は、助成金相当額計 31,689,415 円(交付金相当額同額)を、基金に積み立てていなかったり、基金の解散(埼玉県：平成 29 年 4 月、福井県：28 年 5 月)後には国庫に返還していなかったりして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、両県において、仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額を適時適切に処理することについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

埼玉県は、平成 25 年度から 27 年度までの間に、さいたま赤十字病院の耐震化整備事業を行う日本赤十字社埼玉県支部に対して、基金を取り崩して、助成金計 956,878,890 円を交付していた。そして、日本赤十字社本社は、実績報告書の提出後に行った消費税の確定申告の際に、耐震化整備事業に係る消費税額 25 年度 100,040 円、26 年度 984,649 円、27 年度 6,479,499 円、計 7,564,188 円を仕入税額控除しており、同支部に対するこれに係る助成金相当額が同額と確定していた。

しかし、同県は、同支部から、25 年度の助成金相当額 100,040 円の報告を受けていたのに、その額を返還させておらず、また、26、27 両年度の助成金相当額 984,649 円及び 6,479,499 円の報告を受けておらず、その額を返還させていなかった。このため、同県は、当該助成金相当額計 7,564,188 円(交付金相当額同額)を基金に積み立てていなかったり、基金の解散(29 年 4 月)後には国庫に返還していなかったりしていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	基金使用額	左に対する交付 金交付額	不当と認める交 付金相当額
				千円	千円	千円
(105) 厚生労働 本省	埼玉県	医療施設耐震 化臨時特例交 付金	21、22、 24、25	5,125,185	5,125,185	29,682
(106) 同	福井県	同	21、22、 25	635,457	635,457	2,007
(105)(106)の計				5,760,642	5,760,642	31,689

(2) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの

26 件 不当と認める国庫補助金 273,486,789 円

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)等が保険者となつて、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。

市町村が行う国民健康保険の被保険者は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)に基づき、一般被保険者と退職被保険者^(注1)及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)とに区分されている。国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、当該被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」という。)となっている。そして、退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して 14 日以内に市町村に届出をする

ことなどとなっている。

(注1) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、平成26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険の事業運営の安定化を図るために、同法に基づき療養給付費負担金(以下「国庫負担金」という。)が交付されている。

国庫負担金の交付の対象は、一般被保険者に係る医療費となっており、退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等交付金等で負担することとなっていることから、国庫負担金の交付の対象となっていない。

毎年度の国庫負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」(昭和34年政令第41号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} - \boxed{\text{保険基盤安定繰入金の1/2}^{(注2)}} + \boxed{\text{前期高齢者納付金等}^{(注3)}} = \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \times \boxed{\text{国の負担割合}^{(注4)}} = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

(注2) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額等について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注3) 前期高齢者納付金等 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)の規定により社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に要する費用として納付する前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(注4) 国の負担割合 平成18年度から23年度までは34/100、24年度以降は32/100

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合算額とすることとなっている。

ただし、届出が遅れるなどしたため退職被保険者等の資格が遡って確認された場合には、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

また、都道府県又は市町村が、国の負担金等の交付を受けずに自らの財政負担で、年齢その他の事由により、被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を当該被保険者に代わり医療機関等に支払う措置(以下「負担軽減措置」という。)を講じている場合がある。そして、負担軽減措置の対象者の延べ人数の被保険者数に占める割合が一定の割合を超える市町村については、負担軽減措置の対象者に係る療養の給付に要する費用の額、高額療養費の支給に要する費用の額等に、被保険者の負担の軽減の度合いに応じた所定の率を乗じて減額調整^(注5)を行うこととなっている。

(注5) 減額調整 負担軽減措置により被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金が軽減されると、一般的に受診が増えて医療給付費が増加する(波及増)傾向があるとし、波及増に係る医療給付費

を国庫負担対象費用額に含めると、負担軽減措置を講じていない市町村との公平を欠くことになるとして、この波及増に係る国庫負担対象費用額を減額するために行われる調整

国庫負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書を提出し、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査し確認した上で厚生労働省に提出し、③厚生労働省は、これに基づき交付決定を行って国庫負担金を交付することとなっている。そして、④市町村は、当該年度の終了後に都道府県に事業実績報告書を提出し、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査し確認した上で厚生労働省に提出し、⑥厚生労働省は、これに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、28 都道府県の 286 市区町村及び 1 広域連合において、平成 22 年度から 27 年度までの間に交付された国庫負担金について、会計実地検査を行った。その結果、15 道府県の 26 市町村において、負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったり、集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたりするなどしていたため、国庫負担金交付額計 187,626,890,874 円のうち計 273,486,789 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、26 市町村において国庫負担金の交付額の算定に当たり、制度の理解が十分でなかったり、確認が十分でなかったりしていたこと、15 道府県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

北海道苫小牧市は、重度心身障害者等の保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的として、重度心身障害者等に対して一部負担金に相当する額の一部を助成する負担軽減措置を講じている。

しかし、同市は、平成 22 年度から 26 年度までの間の国庫負担金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、負担軽減措置の対象者に対する高額療養費のうち医療機関等に対して直接支払う方法により支給したものなどを減額調整の対象としていなかったため、国庫負担対象費用額を過大に算定していた。

その結果、国庫負担金が計 55,588,952 円過大に交付されていた。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと、次のとおりである。

部局等	交付先(保険者)	年度	国庫負担対象費用額	左に対する国庫負担金	不当と認める国庫負担対象費用額	不当と認める国庫負担金	摘要
			千円	千円	千円	千円	
(107) 北海道	岩見沢市	23、25、26	10,509,019	3,433,209	14,821	4,816	負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったもの
(108) 同	苫小牧市	22～26	30,303,984	9,944,906	169,673	55,588	同
(109) 岩手県	花巻市	25	3,066,927	982,326	6,998	2,369	(注6) 遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(110) 茨城県	土浦市	25、26	11,862,434	3,792,109	30,663	9,812	負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったもの
(111) 埼玉県	川口市	25、26	48,018,700	15,354,810	17,541	5,614	負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったものなど

	部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に對す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
第3章 第1節 第8 厚生労働省	(112)	埼玉県	坂戸市	26	3,141,776	1,005,286	6,339	2,094	遡及退職被保険者等に 係る遡及期間中の医療給 付費を控除していなかつたもの
	(113)	千葉県	八千代市	22~26	28,720,521	9,410,006	8,686	2,809	同
	(114)	同	香取郡 古町	24	909,042	291,776	(注7) —	1,526	計算を誤って国庫負担 金を過大に算定していたもの
	(115)	神奈川県	横浜市	22、23	232,669,126	79,106,356	97,511	33,153	負担軽減措置の対象者 に対する高額療養費の一部 を減額調整の対象としてい なかつたもの
	(116)	同	川崎市	26	48,942,830	15,654,512	115,888	37,084	集計を誤って一般被保 険者に係る医療給付費を過 大に算定していたもの
	(117)	新潟県	魚沼市	26	1,296,271	416,091	(注8) △ 4,515	1,279	計算を誤って国庫負担 金を過大に算定していたもの
	(118)	石川県	河北郡 灘町	24	1,044,535	335,363	(注7) —	1,669	同
	(119)	長野県	上高井郡 高山村	25	193,159	63,687	(注7) —	2,427	同
	(120)	岐阜県	大垣市	23、24	9,779,682	3,225,929	12,342	4,061	負担軽減措置の対象とな っている医療給付費に係る 減額調整を誤っていたもの
	(121)	同	土岐市	26、27	3,765,891	1,204,942	10,565	3,381	負担軽減措置の対象者 に対する高額療養費の一部 を減額調整の対象としてい なかつたもの
	(122)	同	山県市	23~27	5,914,741	1,914,310	19,156	6,198	同
	(123)	愛知県	安城市	25、26	9,620,275	3,071,781	12,729	4,424	集計を誤って一般被保 険者に係る医療給付費を過 大に算定していたもの
	(124)	京都府	京都市	26	50,957,469	16,303,347	81,110	25,955	同
	(125)	同	舞鶴市	25	2,725,708	874,224	9,876	3,160	同
	(126)	大阪府	茨木市	22~26	44,504,593	14,576,319	14,582	4,980	同
	(127)	福岡県	久留米市	26	13,608,813	4,350,030	69,457	22,226	負担軽減措置の対象とな っている医療給付費に係る 減額調整を誤っていたもの など
	(128)	同	中間市	26	1,803,171	576,226	12,834	4,106	集計を誤って一般被保 険者に係る医療給付費を過 大に算定していたもの
(129)	同	宮若市	27	1,351,388	432,444	12,801	4,096	負担軽減措置の対象とな っている医療給付費に係る 減額調整を誤っていたもの	
(130)	同	遠賀郡 垣町	26	1,036,121	331,252	17,990	6,054	集計を誤って一般被保 険者に係る医療給付費を過 大に算定していたもの	
(131)	佐賀県	小城市	27	2,117,932	679,990	(注7) —	5,124	計算を誤って国庫負担 金を過大に算定していたもの	

部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円 (注9)	千円	
(132)	佐賀県 西松浦郡 有田町	26	866,521	295,644	1,656	19,469	計算を誤って国庫負担金を過大に算定していたものなど
(107)-(132)の計			568,730,642	187,626,890	743,227	273,486	
<p>(注6) 遡及して退職被保険者等の資格を取得した者</p> <p>(注7) 香取郡多古町、河北郡内灘町、上高井郡高山村及び小城市は、計算を誤って国庫負担金を過大に算定していたもので、国庫負担対象費用額の算出には誤りはなかったことから、本表の「不当と認める国庫負担対象費用額」欄には計数を掲げていない。</p> <p>(注8) 魚沼市は、遡及退職被保険者等に係る医療給付費の集計を誤り、国庫負担対象費用額を過小に算定するとともに、その後の国庫負担金の算定の際には計算を誤って国庫負担金を過大に算定していた。このため、同市の「国庫負担対象費用額」は過小に算定していた額となり、また、「不当と認める国庫負担対象費用額」はマイナス表示の額となることから、当該金額については集計の対象としていない。</p> <p>(注9) 西松浦郡有田町は、遡及退職被保険者等に係る医療給付費の集計を誤り、国庫負担対象費用額を過大に算定するとともに、その後の国庫負担金の算定の際には計算を誤って国庫負担金を過大に算定していた。</p>							

(3) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

29件 不当と認める国庫補助金 770,860,000円

国民健康保険(前掲223ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するために、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づいて交付されるもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。)が、医療費等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。)に満たない市町村に対して、その不足を公平に補うことを目途として交付されるもので、医療費等に係るもの(以下「医療分」という。)(注1)、後期高齢者支援金等に係るもの(以下「後期分」という。))及び介護納付金に係るもの(以下「介護分」という。)(注2)の合計額が交付されている。そして、普通調整交付金の額は、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」(昭和38年厚生省令第10号)等に基づき、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該市町村の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

(注1) 後期高齢者支援金等 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金等

(注2) 介護納付金 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付されるもので、非自発的失業者に係る保険料(税)軽減措置による財政負担が多額である場合に交付される交付金(以下「非自発的失業財政負担増特別交付金」という。)等がある。

財政調整交付金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出し、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査し確認した上で厚生労働省に提出し、③厚生労働省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、29 都道府県の 286 市区町村及び 1 広域連合において、平成 23 年度から 27 年度までの間に交付された財政調整交付金について、会計実地検査を行った。その結果、16 都道府県の 29 市区町村において、普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、調整対象収入額を過小に算定したり、特別調整交付金のうち非自発的失業財政負担増特別交付金等を過大に算定したりするなどしていたため、財政調整交付金の交付額計 40,838,727,000 円のうち計 770,860,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、29 市区町村において財政調整交付金の交付額の算定に当たり、制度の理解が十分でなかったり、確認が十分でなかったりしていたこと、16 都道府県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分に係る調整対象需要額は、一般被保険者（退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る医療給付費等の合計額から療養給付費負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合計額とすることとなっている。

また、都道府県又は市町村が、国の負担金等の交付を受けずに自らの財政負担で、年齢その他の事由により、被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を当該被保険者に代わり医療機関等に支払う措置（以下「負担軽減措置」という。）を講じている場合がある。そして、負担軽減措置の対象者の延べ人数の被保険者数に占める割合が一定の割合を超える市町村については、負担軽減措置の対象者に係る療養の給付に要する費用の額、高額療養費の支給に要する費用の額等に、被保険者の負担の軽減の度合いに応じた所定の率を乗じて減額調整を行うこととなっている。^(注3)

後期分に係る調整対象需要額は、後期高齢者支援金等の納付に要した費用の額から後期高齢者医療費支援金負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

(注3) 減額調整 負担軽減措置により被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金が軽減されると、一般的に受診が増えて医療給付費が増加する(波及増)傾向があるとし、波及増に係る医療給付費を国庫負担対象費用額に含めると、負担軽減措置を講じていない市町村との公平を欠くことになるとして、この波及増に係る国庫負担対象費用額を減額するために行われる調整

10 道府県の 12 市村は、普通調整交付金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費等を過大に算定しており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、交付金計 106,015,000 円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

神奈川県大和市は、心身障害者の福祉の増進に寄与することなどを目的として、心身障害者等に対して一部負担金に相当する額の全部を助成する負担軽減措置を講じている。しかし、平成 27 年度の普通調整交付金の実績報告に当たり、負担軽減措置の対象者の延べ人数の一般被保険者数に占める割合が一定の割合を超えているのに、誤って同市の電算システムに負担軽減措置の対象者数を入力しなかったため、負担軽減措置

の対象者に係る医療給付費に所定の率を乗じておらず、減額調整を行っていなかった。このため、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定しており、調整対象需要額を過大に算定していた。

その結果、適正な一般被保険者に係る医療給付費により算定した調整対象需要額に基づいて普通調整交付金の額を算定すると、36,350,000 円が過大に交付されていた。

イ 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象収入額は、医療分、後期分及び介護分それぞれについて、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の数を基に算定される応益保険料額と、それら被保険者の所得を基に算定される応能保険料額との合計額となっており、本来徴収すべきとされている保険料の額である。

このうち、医療分及び後期分の応能保険料額は、一般被保険者の所得(以下「算定基礎所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算定することとなっている。そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日(毎年4月1日)現在において一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算定することとなっている。ただし、同一世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が別に計算される金額(以下「所得限度額」という。)を超えて高額である世帯(以下「所得限度額超過世帯」という。)がある場合には、当該世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額に一定の方法により計算した率を乗じて得た額を上記一般被保険者の所得金額の合計額から控除して、算定基礎所得金額とすることとなっている。

また、介護分の応能保険料額は、介護納付金賦課被保険者について上記と同様に算定することとなっている。

5 県の6 市村は、普通調整交付金の実績報告に当たり、算定基礎所得金額を過小に算定するなどしており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、交付金計 330,004,000 円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

千葉県浦安市は、平成 25、26 両年度の普通調整交付金の実績報告に当たり、誤った計数が記載された同市の電算システムの帳票を基に集計を行っていたため、所得限度額超過世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額が過大となり、算定基礎所得金額を過小に算定しており、調整対象収入額を過小に算定していた。

その結果、適正な算定基礎所得金額により算定した調整対象収入額に基づいて普通調整交付金の額を算定すると、計 280,518,000 円が過大に交付されていた。

ウ 特別調整交付金を過大に算定していた事態

非自発的失業財政負担増特別交付金は、賦課期日の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料(税)軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付するものである。

そして、この非自発的失業財政負担増特別交付金の額は、一般被保険者数、非自発的失業による上記の保険料(税)軽減世帯に係る一般被保険者数等から一定の計算式により調整基準額を算定し、これに基づいて算定することとなっている。

7 都県の7 市区町は、非自発的失業財政負担増特別交付金の実績報告に当たり、非自発的失業による保険料(税)軽減世帯に係る一般被保険者数に算定の対象とならない者を含めるなどしており、調整基準額を過大に算定していた。このため、交付金計 122,753,000 円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

東京都江東区は、平成25、26両年度の非自発的失業財政負担増特別交付金の実績報告に当たり、非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数に、一定額を超える所得を有していたことにより保険料軽減措置の対象とならない世帯に係る者を含めるなどしており、調整基準額を過大に算定していた。

その結果、適正な調整基準額に基づいて非自発的失業財政負担増特別交付金の額を算定すると、計88,452,000円が過大に交付されていた。

上記のほか、6府県の9市村は、特別調整交付金の実績報告に当たり、対象となる保険料(税)調定総額や一般被保険者数を誤るなどしていた。このため、非自発的失業軽減特別交付金^(注4)121,372,000円、結核・精神病特別交付金^(注5)85,150,000円、被扶養者減免特別交付金^(注6)2,623,000円、20歳未満被保険者財政負担増特別交付金^(注7)1,555,000円、東日本大震災財政負担増特別交付金^(注8)1,388,000円、計212,088,000円が過大に算定されていた。

(注4) 非自発的失業軽減特別交付金 賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料(税)軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注5) 結核・精神病特別交付金 結核性疾患及び精神病に係る医療給付費等が多額である場合に交付される交付金

(注6) 被扶養者減免特別交付金 被用者保険の被保険者が75歳到達により後期高齢者になったことに伴い、その被扶養者であった者に係る保険料(税)の減免措置に要した費用がある場合に交付される交付金

(注7) 20歳未満被保険者財政負担増特別交付金 20歳未満の被保険者が多いことによる財政への影響がある場合に交付される交付金

(注8) 東日本大震災財政負担増特別交付金 東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の財政負担が増加する場合等に交付される交付金

なお、前記29市区町村のうち4市については事態の態様が重複している。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと、次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額 千円	左のうち不当 と認める額 千円	摘 要
(133)	北海道 岩見沢市	普通調整交付金	25、26	1,129,511	2,061	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(134)	同 苫小牧市	同	23～26	4,493,864	26,511	同
(135)	岩手県 花巻市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	24～26	9,359	9,359	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数に算定の対象とならない者を含めていたため調整基準額を過大に算定していたもの
(136)	茨城県 土浦市	普通調整交付金	26	609,799	2,245	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(137)	群馬県 伊勢崎市	同	26、27	2,116,807	2,676	同
(138)	埼玉県 川口市	同	26	1,764,471	1,085	同
(139)	同 富士見市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	26	1,652	1,652	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数に算定の対象とならない者を含めていたため調整基準額を過大に算定していたもの

	部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不当 と認める額	摘 要
					千円	千円	
(140)	千葉県	木更津市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	23、24	249,379	22,270	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数に算定の対象とならない者を含めていたため調整基準額を過大に算定していたもの
(141)	同	浦安市	普通調整交付金	25、26	358,625	280,518	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(142)	同	匝瑳市	普通調整交付金、特別調整交付金(東日本大震災財政負担増特別交付金)	25、26	530,271	3,382	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(143)	東京都	江東区	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	25、26	92,023	88,452	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数に算定の対象とならない者を含めていたため調整基準額を過大に算定していたもの
(144)	神奈川県	大和市	普通調整交付金	27	500,621	36,350	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(145)	同	座間市	普通調整交付金、特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	24～27	484,882	14,960	調整対象収入額を過小に算定していたものなど
(146)	新潟県	長岡市	普通調整交付金	27	1,264,712	1,475	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(147)	同	新発田市	同	24～27	2,320,666	8,170	同
(148)	岐阜県	大垣市	同	24～26	1,701,832	2,965	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(149)	愛知県	碧南市	特別調整交付金(被扶養者減免特別交付金等)	25、26	8,957	2,188	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたため調整基準額を過大に算定していたものなど
(150)	同	安城市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	24、25	30,392	9,094	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
(151)	大阪府	大阪市	同	27	144,911	101,981	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたもの
(152)	同	富田林市	普通調整交付金、特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	25～27	2,249,404	12,797	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(153)	香川県	さぬき市	普通調整交付金	26	334,827	3,026	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(154)	福岡県	久留米市	同	26	2,718,190	11,561	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(155)	同	柳川市	同	26、27	1,691,551	5,170	同
(156)	長崎県	長崎市	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	23～26	14,681,926	59,917	結核性疾病及び精神病に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(157)	同	大村市	同	26	673,362	25,233	同

	部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不当 と認める額	摘 要
(158)	沖 縄 県	中 頭 郡 読 谷 村	普通調整交付 金	24	千円 605,670	千円 29,831	調整対象収入額を過 小に算定していたも の
(159)	同	中 頭 郡 北中城村	特別調整交付 金(20歳未満 被保険者財政 負担増特別交 付金)	27	24,718	1,555	20歳未満の一般被 保険者数の集計を 誤っていたため調整 基準額を過大に算定 していたもの
(160)	同	島 尻 郡 南大東村	普通調整交付 金	25、26	44,649	3,029	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
(161)	同	島 尻 郡 八重瀬町	特別調整交付 金(非自発的 失業財政負担 増特別交付 金)	24	1,696	1,347	非自発的失業による 保険税軽減世帯に係 る一般被保険者数に 算定の対象とならな い者を含めていたた め調整基準額を過大 に算定していたもの
(133)–(161)の計					40,838,727	770,860	

(4) 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 25,499,881円

緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金は、厚生労働本省(以下「本省」という。)が定めた平成21年度緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金交付要綱(平成21年厚生労働省発第0605001号)等に基づき、中央職業能力開発協会(以下「協会」という。)が、同交付金を原資として、緊急人材育成・就職支援基金(以下「基金」という。)を造成し、緊急人材育成・就職支援基金事業(以下「基金事業」という。)を実施するために国が交付するものである。

協会は、本省が定めた緊急人材育成・就職支援基金事業実施要領(平成25年厚生労働省発第0306第1号)に基づき、基金事業の一つとして若者育成支援事業を実施している。

上記の若者育成支援事業において実施される地域若者サポートステーション事業(以下「サポステ事業」という。)は、地域若者サポートステーション事業実施要領(平成25年能発0318第3号。以下「サポステ実施要領」という。)等に基づき、一定期間無業の状態にある若者の職業的自立支援の取組を促進することなどを目的として、原則として、15歳から39歳までで仕事に就いておらず家事も通学もしていない若者等に対して、キャリアコンサルタントなどのキャリア形成支援を行う者による相談支援等を実施するものである。

また、前記の若者育成支援事業において支給される若年者人材育成・定着支援奨励金(以下「奨励金」という。)は、若年者人材育成・定着支援奨励金(若者チャレンジ奨励金)業務実施要領(平成25年職発0307第2号、能発0307第1号。以下「奨励金実施要領」という。)等に基づき、若年者の正規雇用労働者としての就職等の雇用の安定化等を図ることを目的として、非正規雇用の若年者に対して職業能力の向上を目指した実践的な職業訓練(以下「訓練」という。)を実施するなどした事業主を助成するものである。

ア 事業経費の支給

サポステ実施要領等によれば、サポステ事業を実施した者(以下「事業実施者」という。)は、事業の実施状況等を記載した実施結果報告書、人件費等の算出内訳を記載した補助簿等の関係書類を添えて、サポステ事業に要した経費(以下「事業経費」という。)を記載した支給申請書を本省に提出することとされている。そして、事業実施者から支給申請書の提出を受けた本省は、事業実施者から申請された事業経費が適正かなどについて審査を行い、その審査結果を協会に送付し、協会は、本省の

審査結果に基づいて事業経費の支給決定を行い、基金から支給決定額を取り崩して事業経費を支給することとされている。

イ 奨励金の支給

奨励金には訓練奨励金と正社員雇用奨励金がある。このうち、訓練奨励金は、35歳未満の非正規雇用の若年者に対して、事業主が、訓練実施時間数等についてあらかじめ管轄の都道府県労働局(以下「労働局」という。)の確認を受けた訓練実施計画に基づいて訓練を実施した場合に、訓練実施期間に訓練受講者1人につき1月当たり15万円を事業主に支給するものである。また、正社員雇用奨励金は、事業主が、訓練を終了した訓練受講者(以下「訓練修了者」という。)を正社員として1年又は2年継続して雇用した場合に、訓練修了者1人につき50万円(最大100万円)を事業主に支給するものである。

奨励金実施要領等によれば、訓練奨励金の支給を受けようとする事業主は、訓練の終了後、訓練実施時間数、実施内容等を記載した実施状況報告書、出勤簿等の関係書類を添えて、支給申請書を労働局に提出することとされている。また、正社員雇用奨励金の支給を受けようとする事業主は、訓練修了者を正社員として雇用してから1年又は2年経過した後、正社員雇用状況及び訓練受講状況等報告書、訓練修了者に係る雇用契約書等の関係書類を添えて、支給申請書を労働局に提出することとされている。そして、事業主から支給申請書の提出を受けた労働局は、事業主の申請内容が奨励金の支給要件を満たしているかなどについて審査を行い、その審査結果を協会に送付し、協会は、労働局の審査結果に基づいて奨励金の支給決定を行い、基金から支給決定額を取り崩して奨励金を支給することとされている。

そして、訓練奨励金の支給要件は、訓練実施計画に基づき訓練が実施されていることなど、また、正社員雇用奨励金の支給要件は、訓練修了者を正社員として1年又は2年継続して雇用したことなどとなっている。

また、協会は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない事業経費又は奨励金の支給を受け、又は受けようとした事業実施者又は事業主であると本省又は労働局が認める者については、本省又は労働局からの通知に基づき、事業経費又は奨励金を不支給とし又はその支給を取り消すこととなっている。

本院が、本省及び9労働局^(注1)において、平成25年度から28年度までの間に、支給申請書等の記載内容について本省及び各労働局が審査を行った事業経費及び奨励金を対象に会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者(事業主体)	交付金の交付年度	支給要件確認庁(本省、労働局)	事業経費等の支給年度	不適正な事業経費等支給額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
(162) 厚生労働本省	中央職業能力開発協会	21、22、24	本省、2労働局	25～28	千円 25,499	千円 25,499	千円 25,499

ア 事業経費が過大に支給されていた事態

本省は、2事業実施者から、サポステ事業を実施したとする支給申請書及び関係書類の提出を受け、事業経費の申請は適正であるとする審査結果を協会に送付し、協会はこの審査結果に基づき、平成25、26両年度に事業経費計74,419,434円を2事業実施者に支給していた。

しかし、2事業実施者は、支給申請書に実際の給与の支払額を上回る額を計上するなどしていたことから、2事業実施者に対し事業経費計4,738,881円が過大に支給されていた。

イ 奨励金が過大に支給されていた事態

(注2) 2 労働局は、3 事業主から、訓練実施計画に基づいて訓練を実施したなどとする支給申請書及び関係書類の提出を受け、奨励金の支給要件を満たしているとする審査結果を協会に送付し、協会はこの審査結果に基づき、26 年度から 28 年度までの間に奨励金計 23,489,000 円を 3 事業主に支給していた。

しかし、3 事業主は、訓練実施計画に基づいて訓練を実施していないのに、訓練実施計画に基づいて訓練を実施したとする虚偽の内容の関係書類を支給申請書に添付して労働局に提出するなどしていたことから、3 事業主に対し奨励金計 20,761,000 円が過大に支給されていた。

したがって、前記事業経費及び奨励金の支給は適正なものではなく、計 25,499,881 円(交付金相当額同額)が基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業実施者及び事業主が制度を十分に理解していなかったり、事業主が誠実でなかったりしていたため、支給申請書等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、本省及び 2 労働局において、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

イの事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

北海道労働局は、事業主 A から、平成 25 年 6 月 28 日から 26 年 8 月 27 日までの 14 か月間、訓練受講者 4 人に対して訓練実施計画に基づき訓練を実施したとする訓練奨励金の支給申請書及び関係書類の提出を受け、その内容の審査を行い、協会は、この審査結果に基づき訓練奨励金 8,400,000 円を事業主 A に支給していた。また、同局は、事業主 A から、上記訓練修了者 4 人のうち 3 人を正社員として 1 年継続して雇用したとする正社員雇用奨励金の支給申請書及び関係書類の提出を受け、その内容の審査を行い、協会は、この審査結果に基づき正社員雇用奨励金 1,500,000 円を事業主 A に支給していた。

しかし、実際には、事業主 A は訓練実施計画に基づいて訓練を実施していないのに、訓練実施計画に基づいて訓練を実施したとする虚偽の内容の関係書類を支給申請書に添付して労働局に提出していたことから、事業主 A に対する奨励金計 9,900,000 円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

(注 1) 9 労働局 北海道、東京、神奈川、長野、岐阜、愛知、大阪、兵庫、福岡各労働局

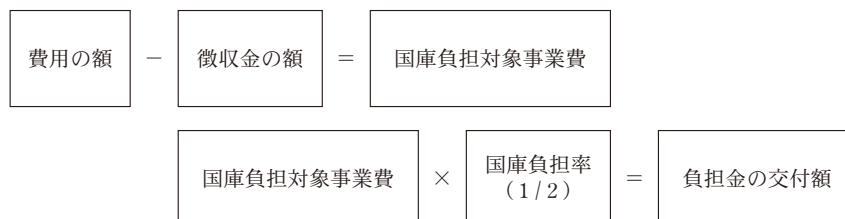
(注 2) 2 労働局 北海道、福岡両労働局

(5) 児童保護費負担金等の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 4,590,780 円

児童保護費負担金(保育所運営費国庫負担金に係る分)(平成 25 年度以前は児童保護費等負担金。以下「負担金」という。)は、保護者の労働、疾病等の事由により保育に欠ける児童の保育の実施を社会福祉法人等が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)に委託した市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、その委託に要した費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。



この費用の額及び徴収金の額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

- ① 費用の額は、民間保育所の所在地域、入所定員、児童の年齢等の別に1人当たり月額で定められている保育単価に、各月の入所児童数を乗ずるなどして算出した年間の額による。この保育単価については、民間保育所が、入所児童の年齢及び数に応じた保育士に加えて、保育計画の立案等の主任業務に専任する主任保育士として別途保育士を配置(以下、この保育士を「加配保育士」という。)するなどした場合には、市町村の認定により主任保育士の専任加算費(以下「専任加算」という。)が加算されることとなっている。
- ② 徴収金の額は、児童の扶養義務者の前年分の所得税額又は前年度分の市町村民税の課税の有無等に応じて、階層別に児童1人当たり月額で定められている徴収金基準額等から算出した年間の額による。

本院が、香川県及び高松市において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(163) 香 川 県	高 松 市	23~26	11,060,412	5,530,206	9,181	4,590	保育単価の適用を誤っていたものなど

高松市は、社会福祉法人 A が設立した民間保育所 B に係る平成 23 年度から 26 年度までの費用の額の算定に当たり、加配保育士を配置したとして保育単価に専任加算を加算していた。

しかし、実際には、民間保育所 B は 23 年度から 25 年度までの間に加配保育士を配置していない期間があったり、26 年度は加配保育士を全く配置していなかったりしていたにもかかわらず、これらの加配保育士を配置していない期間についても専任加算を計上していたことから、同市は民間保育所 B に係る費用の額を過大に算定するなどしていた。

このため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、負担金計 4,590,780 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、費用の額の調査確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(前掲 56 ページの「子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担対象事業費を過大に精算していたもの」参照)

(6) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(地域子育て支援拠点事業に係る分)において基金が過大に使用されるなどしていたもの

2 件 不当と認める国庫補助金 8,969,000 円

地域子育て支援拠点事業(以下「拠点事業」という。)は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)等に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が実施主体となり、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所(以下「地域子育て支援拠点」という。)を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものである。

そして、国は、平成 23、24 両年度に市町村に対して子育て支援交付金を交付し、また、25 年度に都道府県に対して子育て支援対策臨時特例交付金を交付し、その交付金を受けた都道府県が造成した基金を取り崩して市町村に助成金を交付することとして(以下、基金から取り崩して交付したものを

「助成金」という。)、拠点事業に要する費用の一部を補助している(以下、各年度の子育て支援交付金及び助成金を合わせて「助成金等」という。表参照)。

表 拠点事業に係る助成金等の年度別概要

年度	助成金等名	国庫補助等の概要	実施要綱
平成23	子育て支援交付金	市町村に対して国が交付	平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について(平成23年雇児発0930第1号)
24			平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について(平成24年雇児発0727第5号)
25	子育て支援対策臨時特例交付金	国が交付した子育て支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金による助成	平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について(平成21年雇児発第0305005号)

各年度の子育て支援事業の実施要綱等によれば、拠点事業の実施に当たっては、開設時間中に専任の者を2名以上配置することなどが実施要件とされている。また、地域子育て支援拠点では、基本事業として子育て親子の交流の場の提供等を行うほか、子育て支援活動の展開を図るための取組(以下「子育て支援展開取組」という)を行うことができるとされている。子育て支援展開取組は、地域子育て支援拠点の開設場所等を活用して行う一時預かり事業等を実施するものであり、市町村が委託等により子育て支援展開取組を実施する場合には、助成金等の交付額の算定に当たり、基本事業に係る基準額に子育て支援展開取組に係る基準額を加算(以下「加算分」という)することなどができるとされている。

助成金等の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

ア 子育て支援交付金

拠点事業に係る子育て支援交付金の交付額は、実施要綱等によれば、23年度は、対象経費の実支出額の合計額から寄附金その他の収入額の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額と、基準点数から算出した額とを比較して少ない方の額を選定するなどして得た額とすることとされており、また、24年度は、基準点数の合計点を基に算出した額と、総事業費の合計額から寄附金その他の収入額の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定するなどして得た額とすることとされている。

イ 助成金

拠点事業に係る助成金の交付額は、実施要綱等によれば、対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定して、その選定額と基準額の合計額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額とすることとされている。

本院が、25都道府県の196市区町において会計実地検査を行ったところ、2県の2市町において、助成金等の交付額の算定に当たり、地域子育て支援拠点の開設時間中に専任の者を2名以上配置することとされている実施要件を満たしておらず助成等の対象とならない事業費を対象経費の実支出額等に含めたり、市町村が委託等することなく自ら子育て支援展開取組を実施しているのに加算分を算定したりしていたため、助成金等計8,969,000円が過大に使用されるなどして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市町において実施要綱等の理解が十分でなかったこと、2県において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったこと、厚生労働省において2県及び2市町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等	国庫補助金等の種類	年度	国庫補助金等交付額又は基金使用額	不当と認める交付金額等	摘要	
(164)	厚生労働本省	秋田県	仙北郡美郷町(事業主体)	安心こども基金	25	千円 14,992	千円 3,606	基準額を過大に算定していたもの
(165)	同	高松市(事業主体)	—	子育て支援交付金	23、24	285,906	3,199	専任の者を2名以上配置していなかったもの
		香川県	高松市(事業主体)	安心こども基金	25	148,413	2,164	同
(164)(165)の計					449,311	8,969		

(前掲 53 ページの「地域子育て支援拠点事業の実施に当たり、補助金等の交付額の算定が適切でなかったもの」参照)

第3章
第1節
第8
厚生労働省

(7) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(保育所緊急整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 341,000 円

部局等	補助事業者	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額	
(166)	厚生労働本省	滋賀県	近江八幡市(事業主体)	安心こども基金	26	千円 70,158	千円 70,158	千円 341	千円 341

(前掲 145 ページの「子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(認定こども園整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの」参照)

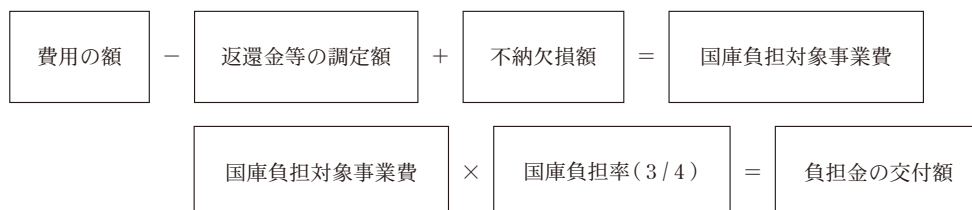
(8) 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの

26件 不当と認める国庫補助金 779,445,265 円

生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金(平成25年度以前はこれらを合わせて生活保護費等負担金。以下「負担金」という。)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下「事業主体」という。)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用(以下「保護費」という。)等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用することを要件としている。

また、事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させたり、不実の申請等により保護を受けるなどした者から、その費用の額の全部又は一部を徴収したりすることなどができることとなっている(以下、これらを「返還金等」という)。そして、事業主体は、地方自治法(昭和22年法律第67号)等に基づき、返還金等に係る債権(以下「返還金等債権」という。)を管理することとなっている。

負担金のうち保護費に係る交付額は、次のとおり算定することとなっている。



この費用の額、返還金等の調定額及び不納欠損額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②の額とする。

① 保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として、その所在地域、構成員の数、年齢等の別に応じて算定される生活費の額から、被保護世帯における就労収入、年金又は手当の受給額等を基に収入として認定される額を控除して決定された生活扶助等に係る保護費の額

② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用について、その全額又は一部を事業主体が負担するものとして決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額

イ 返還金等の調定額は、事業主体において、当該年度に調査、決定した返還金等の額とする。

ウ 不納欠損額は、返還金等債権のうち、時効が成立し権利が消滅するなどした額とする。

なお、返還金等債権に対して時効中断措置及び適切な納入指導等の措置(以下「時効中断措置等」という。)を執らないまま消滅時効が成立した場合は、適時適切な債権管理を行っていたとは認められず、これに係る不納欠損額は国庫負担の対象から除かれる。

本院が、25 都道府県の 271 事業主体において会計実地検査を行ったところ、13 都道府県の 26 事業主体において、返還金等債権の時効中断措置等が執られておらず、適時適切な債権管理が行われていなかったのに、これに係る不納欠損額を国庫負担の対象として計上するなどしていたため、負担金計 779,445,265 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において返還金等債権について適時適切な債権管理を行う必要性についての認識が欠けていたこと、適時適切な債権管理を行っていない返還金等債権に係る不納欠損額は国庫負担の対象とならないことについての理解が十分でなかったこと、都道府県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪府東大阪市は、平成 23、24 両年度に不納欠損処理した返還金等債権 380 件、計 253,444,414 円について全て適切な債権管理を行っていたとして、各年度の事業実績報告書に国庫負担の対象として計上していたが、実際には、上記返還金等債権のうち 194 件、計 150,364,219 円について時効中断措置等を執っておらず、適時適切な債権管理を行っていなかった。したがって、これらの返還金等債権に係る不納欠損額を国庫負担の対象として計上していたことは適切でなく、これに係る負担金計 112,773,164 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担対 象事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(167)	北海道 札幌市	23~25	376,605,166	282,453,874	77,817	58,363	時効中断措置等を執っていないもの
(168)	同 函館市	23~25	63,872,243	47,904,182	123,503	92,627	同
(169)	同 旭川市	23~25	64,661,313	48,495,985	102,974	77,230	同
(170)	同 室蘭市	23、25	12,299,102	9,224,327	9,179	6,884	同
(171)	同 釧路市	23~25	43,300,689	32,475,516	35,308	26,481	同
(172)	同 苫小牧市	23~25	27,287,753	20,465,814	15,116	11,337	同
(173)	青森県 青森県	24、25	4,353,342	3,265,006	8,754	6,566	同
(174)	茨城県 つくば市	23~25	6,940	5,205	2,371	1,778	返還決定額を誤っていたもの

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担対 象事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(175) 埼玉 県	さいたま市	(注) 23~25	95,472,573	71,604,430	50,170	37,628	時効中断措置等 を執っていない かったもの
(176) 同	川 越 市	(注) 23~25	20,845,232	15,633,924	62,459	46,844	同
(177) 千葉 県	千 葉 市	(注) 23、24	59,245,921	44,434,441	11,995	8,996	同
(178) 同	船 橋 市	(注) 23~25	43,844,902	32,883,676	16,957	12,718	同
(179) 同	浦 安 市	(注) 23~25	6,309,045	4,731,783	4,943	3,707	同
(180) 東京 都	文 京 区	(注) 23~25	15,041,870	11,281,402	25,770	19,328	同
(181) 同	江 東 区	(注) 23~25	54,474,207	40,855,655	51,315	38,486	同
(182) 同	世 田 谷 区	(注) 23~25	57,344,726	43,008,544	9,043	6,782	同
(183) 同	練 馬 区	(注) 23~25	90,673,329	68,004,997	27,311	20,483	同
(184) 石川 県	小 松 市	(注) 23~26	6,910	5,183	1,777	1,333	返還決定額を 誤っていたもの
(185) 愛知 県	名古屋 市	(注) 23~25	243,538,246	182,653,684	81,743	61,307	時効中断措置等 を執っていない かったもの
(186) 京都 府	京 都 市	(注) 23、24	151,851,413	113,888,559	37,166	27,874	同
(187) 大阪 府	大 阪 府	(注) 23	1,210,734	908,050	4,504	3,378	同
(188) 同	東 大 阪 市	(注) 23、24	70,816,146	53,112,109	150,364	112,773	同
(189) 高知 県	高 知 市	(注) 24~27	3,390	2,543	2,284	1,713	返還決定額を 誤っていたもの
(190) 福岡 県	福 岡 市	(注) 23~25	231,700,992	173,775,744	105,168	78,876	時効中断措置等 を執っていない かったもの
(191) 同	大 牟 田 市	(注) 23、24	15,259,492	11,444,619	16,749	12,561	同
(192) 宮崎 県	延 岡 市	(注) 24	4,010,537	3,007,902	4,506	3,380	同
(167)-(192)の計			1,754,036,223	1,315,527,167	1,039,260	779,445	

(注) さいたま、川越、千葉、船橋、浦安、名古屋、京都、東大阪、福岡、大牟田、延岡各市、文京、江東、世田谷、練馬各区は、返還金等債権に係る不納欠損額について、平成25年度においても他年度と同様に国庫負担の対象として過大に計上していたが、当該事態については平成26年度決算検査報告252ページの「生活保護費に係る返還金等債権について、適時適切な債権管理を行うことなどにより、返還金等債権に係る負担金の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの」において指摘金額としていることから、重複する額については除外している。

(9) 生活保護費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分)が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 29,641,866円

生活保護費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分。以下「負担金」という。)(生活保護費等負担金の概要については、前掲237ページの「生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの」参照)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下「事業主体」という。)が、身体上又は精神上著しい障害があるため日常生活を営むことが困難な被保護者等について、社会福祉法人等が設置する救護施設等の保護施設(以下「保護施設」という。)に入所を委託するなどしたことに伴い必要な保護施設の事務費(以下「施設事務費」という。)を支弁した場合に、その一部(4分の3)を国が負担するものである。

施設事務費の月額、施設事務費支弁基準額(以下「基準額」という。)に各月初日の入所実人員を乗するなどして算定することとなっている。

基準額は、入所者1人当たりの月額単価であり、保護施設ごとに保護施設を管轄する都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市の市長(以下「都道府県知事等」という。)が、保護施設の所在する地域

区分、取扱定員ごとに定められた一般事務費単価に保護施設からの申請に基づき看護師加算、介護職員加算(以下、これらを「看護師等加算」という。)等の所定の単価を加算して設定することとなっている。そして、事業主体の長が保護施設に入所を委託するなどした場合、事業主体は保護施設を管轄する都道府県知事等が設定した基準額に基づき施設事務費を支弁することになる。

看護師等加算は、看護師又は介護職員の増員が必要と認定される場合に算定される加算であり、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて」(昭和63年社施第85号)に定める保護施設職員職種別配置基準表(以下「職員配置基準」という。)による職員数が充足され、かつ、各月初日時点において加算配置数として規定された看護師又は介護職員が配置されていることなどの要件を全て満たす場合に加算されることとなっている。

本院が、23都道府県及び19市において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (基準額を 設定した 者)	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担 対象事業 費	左に對す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(193) 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県	奈良県	25事業主体	23~25	610,064	457,548	39,522	29,641	加算の要件を満たしていなかったものなど

奈良県は、管轄する1救護施設について、看護師等加算の要件を全て満たしているとして、一般事務費単価に看護師等加算の単価を加算するなどして当該救護施設に係る基準額(平成23年4月168,320円、同年5月から24年3月まで165,520円、同年4月169,960円、同年5月から25年3月まで167,150円、同年4月170,070円、同年5月から同年10月まで167,260円、同年11月から26年3月まで172,830円)を設定していた。

そして、25事業主体は、^(注)同県が設定した基準額に基づき、施設事務費として23年度から25年度までの間に計610,064,611円を支弁して、これに係る負担金計457,548,442円の交付を受けていた。

しかし、23年4月から26年3月までの間に、当該救護施設に実際に配置されていたのは、職員配置基準で定める看護師1名及び介護職員18名であり、加算配置数として規定された看護師及び介護職員各1名の増員は行われていなかったにもかかわらず、同県は、誤って、看護師等加算の要件を満たしているとして前記加算の単価を加算するなどして基準額を設定していた。

したがって、適正な基準額(23年4月158,220円、同年5月から24年3月まで155,400円、同年4月159,720円、同年5月から25年3月まで156,910円、同年4月159,840円、同年5月から同年10月まで157,030円、同年11月から26年3月まで162,590円)により施設事務費を算定すると計570,542,131円となり、支弁された施設事務費との差額39,522,480円が過大に支弁されていた。そして、適正な施設事務費に基づき負担金を算定すると計427,906,576円となり、交付額との差額29,641,866円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、当該救護施設において制度に対する理解が十分でなかったことにもよるが、同県において、制度に対する理解が十分でなかったため、基準額の設定に当たり施設の実態確認及び審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 25事業主体 奈良、和歌山両県、四日市、長浜、高島、京都、長岡京、木津川、大阪、堺、守口、柏原、東大阪、奈良、大和高田、大和郡山、天理、橿原、桜井、御所、生駒、香芝、葛城、宇陀、紀の川各市

(10) 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの

6 件 不当と認める国庫補助金 19,056,198 円

障害者自立支援給付費負担金(以下「負担金」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事等の指定する障害福祉サービス事業者等から居宅介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、介護給付費、訓練等給付費等(以下「自立支援給付費」という。)を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 所定の方式により算定した基準額と、自立支援給付費の支給に要した費用(以下「対象経費の実支出額」という。)から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに100分の50を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、25都道府県の241事業主体において会計実地検査を行ったところ、3県の6事業主体において、負担金の交付額の算定に当たり、誤って、対象経費の実支出額に対象とならない経費を計上するなどしていたため、負担金計19,056,198円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、6事業主体において国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、3県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

栃木県下都賀郡壬生町は、対象経費の実支出額の算定に当たり、誤って、平成28年度の負担金の所要見込額を計上していたため、27年度の対象経費の実支出額を過大に算定するなどしていた。

この結果、国庫負担対象事業費が12,309,275円過大に算定されており、これに係る負担金6,154,638円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費 千円	左に対す る国庫負 担金交付 額 千円	不当と認 める国庫 負担対象 事業費 千円	不当と認 める国庫 負担金交 付額 千円	摘 要
(194) 栃木県	宇都宮市	27	6,040,378	3,020,189	2,399	1,199	対象外経費を計上していたもの
(195) 同	真岡市	26、27	1,652,939	826,469	2,670	1,335	対象外経費を計上していたものなど
(196) 同	下都賀郡壬生町	27	568,791	284,395	12,309	6,154	対象外経費を計上していたもの
(197) 神奈川県	平塚市	26	3,034,554	1,517,277	5,038	2,519	対象経費の実支出額の集計を誤っていたもの
(198) 愛知県	名古屋市	26	31,104,831	15,552,415	2,227	1,113	対象外経費を計上していたものなど
(199) 同	知立市	26	594,639	297,319	13,467	6,733	同
(194)-(199)の計			42,996,135	21,498,067	38,112	19,056	

(11) 障害児入所給付費等負担金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,458,184 円

第3章
第1節
第8
厚生労働省

障害児入所給付費等負担金(以下「負担金」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児の福祉の向上を図ることなどを目的として、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、都道府県知事等の指定する障害児入所施設又は障害児通所支援事業者から障害児入所支援又は障害児通所支援を受けるなどした障害児の保護者に対して、障害児入所給付費、障害児通所給付費等(以下「障害児入所給付費等」という。)を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

都道府県又は市町村が支給する障害児入所給付費等の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(以下「総費用額」という。)から、保護者の家計の負担能力その他の事情を $\dot{\cdot}$ $\dot{\cdot}$ $\dot{\cdot}$ $\dot{\cdot}$ して政令で定める負担の上限額等(以下「利用者負担額」という。)を控除して得た額となっている。

そして、負担金の交付額は、障害児入所給付費等の支給に要した費用の額から寄附金その他の収入額を控除して得た額である基準額を国庫負担対象事業費として、これに2分の1を乗ずることにより算定することとなっている。

本院が、24都道府県の262事業主体において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(200)	愛知県 西尾市	26	155,786	77,893	2,916	1,458	対象外経費を計上していたもの

西尾市は、平成26年度の障害児入所給付費等の基準額の算定に当たり、障害児入所給付費等の支給に要した費用の額を計上すべきところ、誤って、対象経費とならない利用者負担額を含めた総費用額を計上していた。この結果、国庫負担対象事業費が2,916,367円過大に算定されており、これに係る負担金1,458,184円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、愛知県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(12) 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 2,868,412 円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、加齢に伴う疾病等による要介護状態等に関して必要な保険給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るために、国から市町村に対して介護給付費負担金(以下「負担金」という。)が交付されている。

毎年度の負担金の交付額は、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」(平成10年政令第413号)等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{介護給付及び予防給付に要する費用等の額}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{国の負担割合} \\ \left(\begin{array}{l} \text{施設等分 } 15/100 \\ \text{その他分 } 20/100 \end{array} \right) \end{array}} = \boxed{\text{交付額}}$$

各算出要素については、次のとおりとなっている。

ア 介護給付及び予防給付に要する費用等の額は、当該年度に、国民健康保険団体連合会が審査決定した市町村負担分の居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費等及び市町村が支払決定した高額介護サービス費、居宅介護住宅改修費等の介護給付並びに予防給付に要する費用等の額から、損害賠償金等の収入額を控除した額(以下「介護給付費等」という。)とする。

イ 国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合となっている。

(ア) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等であり、

負担割合は100分の15

(イ) その他分は、介護給付費等のうち、上記施設等分以外の介護給付費等であり、負担割合は100分の20

負担金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査し確認した上でこれを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、平成22年度から27年度までの間に交付された負担金について、23都道府県の155市区町村、4一部事務組合及び8広域連合において会計実地検査を行った。その結果、2県の2市町において、介護給付費等を施設等分とその他分に区分する際に、誤って、国の負担割合が高いその他分を過大に集計するなどして負担金の交付額を過大に算定していたため、負担金交付額計6,071,108,195円のうち計2,868,412円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市町において負担金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、2県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

山形県酒田市は、平成24年度から26年度までの負担金の交付額の算定に当たり、介護給付費等のうち特定入所者介護サービス費を施設等分とその他分に区分する際に、基礎資料からの計数の転記を誤るなどしたため、国の負担割合が高いその他分を過大に集計するなどしていた。

その結果、適正な施設等分及びその他分の区分に基づき負担金の交付額を算定すると、計1,657,993円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと、次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	年度	負担金交付額 千円	不当と認める負担金交付額 千円	摘 要
(201) 山形県	酒田市	24~26	5,831,977	1,657	施設等分及びその他分の集計が誤っていたもの
(202) 和歌山県	西牟婁郡 すさみ町	23, 25	239,131	1,210	同
(201)(202)の計			6,071,108	2,868	

(13) 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの

6件 不当と認める国庫補助金 40,089,000円

第3章
第1節
第8
厚生労働省

介護保険(前掲242ページの「介護給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金(以下「交付金」という。)は、市町村間で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び標準的な所得段階の区分(第1段階から第9段階まで。平成26年度以前は第1段階から第6段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。

交付金の交付額は、「介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」(平成12年厚生省令第26号)等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{市町村ごとの普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{調整率}^{(注)}} = \boxed{\text{交付額}}$$

(注) 調整率 当該年度に交付する交付金の総額と市町村ごとに算定した交付金の総額との[・]かい離を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとなっている。

ア 調整基準標準給付費額は、当該市町村における前年度の1月から当該年度の12月までにおいて、①国民健康保険団体連合会が審査決定した居宅介護サービス費、施設介護サービス費等、②市町村が支払決定した高額介護サービス費等の支給を行う介護給付に要した費用、③国民健康保険団体連合会が審査決定するなどした介護予防サービス費等の支給を行う予防給付に要した費用等の合計額から、前年度の12月から当該年度の11月までの間における損害賠償金等の収入額を控除した額とする。

イ 普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合であり、このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村における後期高齢者加入割合を国から示される全ての市町村における後期高齢者加入割合と比較するなどして算出した係数である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。

交付金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査し確認した上でこれを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、23年度から28年度までの間に交付された交付金について、23都道府県の156市区町村、4一部事務組合及び8広域連合において会計実地検査を行った。その結果、3道県の6市町等において、調整基準標準給付費額の算出を誤ったり、後期高齢者加入割合補正係数又は所得段階別加入割合補正係数の算出を誤ったりして、交付金の交付額を過大に算定していたため、交付金交付額計9,597,552,000円のうち計40,089,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、6市町等において交付金の交付額の算定に当たり、制度の理解が十分でなかったり、確認が十分でなかったりしていたこと、3道県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

札幌市は、平成28年度の調整基準標準給付費額の算出に当たり、27年度の1月から28年度の12月までにおいて支払決定した高額医療合算介護サービス費等を誤って二重に計上するなどしていた。

その結果、適正な調整基準標準給付費額に基づき交付金の交付額を算定すると、22,779,000円が過大に交付されていた。

＜事例2＞

神奈川県足柄下郡湯河原町は、平成24年度から26年度までの所得段階別加入割合補正係数の算出に当たり、誤って第1号被保険者のうち所得段階が第6段階に該当する者の一部をより所得が低い第5段階に該当する者として集計していたため、第6段階に該当する者の人数を実人数より少なく算出していた。

その結果、適正な所得段階別加入割合補正係数により算出した普通調整交付金交付割合に基づき交付金の交付額を算定すると、計3,720,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと、次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	年 度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額	摘 要
			千円	千円	
(203)	北海道 札幌市	28	6,560,130	22,779	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(204)	同 天塩郡 天塩町	26	26,148	2,848	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(205)	神奈川県 伊勢原市	27	64,823	1,621	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(206)	同 足柄下郡 湯河原町	24～26	300,043	3,720	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(207)	沖縄県 沖縄市	26	592,876	6,561	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(208)	同 沖縄県介護 保険広域連合	27	2,053,532	2,560	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(203)～(208)の計			9,597,552	40,089	

(14) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの

5件 不当と認める国庫補助金 59,702,091円

緊急雇用創出事業臨時特例交付金は、厚生労働省が定めた「平成20年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」(平成21年厚生労働省発職第0130003号)等に基づき、各都道府県が、同交付金を原資として、緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「緊急雇用創出基金」という。)を造成するために国が交付するものであり、平成20年度から28年度までに計1兆6110億余円が交付されている。

また、ふるさと雇用再生特別交付金は、同省が定めた「平成20年度ふるさと雇用再生特別交付金交付要綱」(平成21年厚生労働省発職第0130002号)に基づき、各都道府県が、同交付金を原資として、ふるさと雇用再生特別基金(以下「ふるさと基金」という。)を造成するために国が交付するものであり、20年度に2500億円が交付されている。

そして、各都道府県及び各市町村等(以下「都道府県等」という。)は、同省が定めた「緊急雇用創出事業実施要領」(平成21年職発第0130008号)等に基づき、緊急雇用創出基金を財源として失業者に対する原則として1年以内の短期の雇用・就業機会を創出して提供するなどの緊急雇用創出事業を、また、同省が定めた「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領」(平成21年職発第0130005号)等に基づき、ふるさと基金を財源として地域の求職者等を雇い入れて、原則として1年以上の長期的な雇用機会を創出するふるさと雇用再生特別基金事業を、それぞれ実施している(以下、緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別基金事業を合わせて「基金事業」といい、また、緊急雇用創出事業実施要領とふるさと雇用再生特別基金事業実施要領を合わせて「実施要領」という。)。なお、ふるさと雇用再生特別基金事業の実施は23年度に終了している。

基金事業では、都道府県等が企画した事業を民間企業等に委託して、当該民間企業等(以下「受託者」という。)が公募により失業者を雇い入れて行う事業(以下「委託事業」といい、また、公募により雇用された失業者を「新規雇用者」という。)等が実施されている。都道府県は、自らが委託事業等を実施する場合には、委託費相当額等をそれぞれの基金から取り崩して受託者に支払い、市町村等が委託事業等を実施する場合には、当該市町村等に対して基金を財源とした補助金(補助率10分の10以内)を交付している。

実施要領等によれば、基金事業の対象となる経費は、新規雇用者、既に受託者等に雇用されている者等(以下「既存雇用者」という。)が基金事業に従事した分に係る賃金等の人件費及び基金事業の実施に必要なその他の経費とされている。

本院が、^(注1)5道県において、5道県及びこれらの道県から補助金の交付を受けた59市町村等が実施した基金事業を対象に会計実地検査を行ったところ、^(注2)3県及び^(注3)8市町が実施した基金事業において、受託者等が、新規雇用者や既存雇用者に係る人件費を過大に計上するなどしていたため、計59,702,091円(交付金相当額同額)が5道県に造成されたそれぞれの基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の5道県及び8市町において市町又は受託者から提出された委託事業等に係る実績報告書等の審査が十分でなかったこと、5道県において8市町に対する指導が十分でなかったこと、厚生労働省において5道県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 5道県 北海道、福島、福井、長崎、熊本各県

(注2) 3県 福島、福井、熊本各県

(注3) 8市町 釧路、稚内、会津若松、敦賀、島原、壱岐、阿蘇各市、斜里郡斜里町

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

福島県会津若松市は、ふるさと基金を財源とした委託事業として、平成22、23両年度に、会津地域における農産物等の専門知識を活かし、消費者への商品提案等を行う「会津地域農産食品等産業活性化マーケティング支援(アンテナショップ)事業業務」を契約金額22年度21,100,719円、23年度21,881,949円、計42,982,668円でA社に委託していた。そして、A社は、本件委託事業に要した経費を22年度21,826,754円、23年度

23,328,122 円、計 45,154,876 円とする実績報告書を同市に提出し、これにより同市は、委託費の額を両年度とも上記の契約金額と同額で確定し、福島県は同市に対してふるさと基金を財源として同額の補助金を交付していた。

しかし、A 社が実績報告書に計上した人件費は、実際に新規雇用者や既存雇用者に支払った賃金等の額より高い額となっていた。また、その他の経費である物件費についても、実際に支払った額より高い額となっていたなどしていた。

したがって、実際に支払われた人件費等の額に基づき、両年度の適正な委託費の実績額を算定すると、22 年度 13,771,262 円、23 年度 8,363,566 円、計 22,134,828 円となり、前記委託費の契約金額計 42,982,668 円との差額 20,847,840 円が、福島県から同市に交付される補助金としてふるさと基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補 助 事 業	年 度	基金造成額	左に対する 交付金交付額		不当と認める 基金使用額		不当と認める 交付金相当額	
					千円	千円	千円	千円	千円	千円
(209) 厚生労働本省	北海道	緊急雇用創出基金	20~25	53,490,000	53,490,000		1,449		1,449	
(210) 同	福島県	同	20~28	162,808,135	162,808,135		31,345		31,345	
		ふるさと基金	20	5,970,000	5,970,000		20,847		20,847	
		小計		168,778,135	168,778,135		52,193		52,193	
(211) 同	福井県	緊急雇用創出基金	20~25	12,312,500	12,312,500		3,513		3,513	
(212) 同	長崎県	同	20~25	19,999,100	19,999,100		1,299		1,299	
(213) 同	熊本県	同	20~25	22,236,400	22,236,400		1,245		1,245	
(209)-(213)の計				276,816,135	276,816,135		59,702		59,702	

(15) 保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業等に係る分)が過大に交付されていたもの 6 件 不当と認める国庫補助金 84,423,000 円

保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業等に係る分)(以下「補助金」という。)は、児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)に規定する児童育成事業として、延長保育促進事業、病児・病後児保育事業等を円滑に実施し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的として、政令指定都市及び中核市(以下、これらを「指定都市等」という。)並びにその他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行うこれらの事業に要する費用の一部を、指定都市等に対しては直接、その他の市町村に対しては都道府県を經由して、それぞれ国が補助するものである。このうち、延長保育促進事業は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する市町村以外の者が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)等において開所時間を超えて保育するなどのものであり、また、病児・病後児保育事業は、保護者が就労している場合等に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するなどのものである。

補助金の交付額は、都道府県が補助する場合、「保育対策等促進事業費の国庫補助について」(平成 20 年厚生労働省発雇児第 0609001 号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

- ① 延長保育時間、年間延べ利用児童数等により定められた基準額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額(以下「補助対象経費」という。)とを市町村ごとに比較して、少ない方の額を算定する。
- ② ①により選定された額に 3 分の 2 を乗じた額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

また、指定都市等が行う場合、交付要綱等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

- ① 延長保育時間、年間延べ利用児童数等により定められた基準額と、補助対象経費とを比較して、少ない方の額を算定する。
- ② ①により選定された額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、6県の6市において会計実地検査を行ったところ、補助金の交付額の算定に当たり、民間保育所が実施した延長保育促進事業及び病児・病後児保育事業に係る保育士の配置が不足するなどして、対象経費の実支出額を過大に計上するなどしていたことから、補助金計84,423,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、6市において交付要綱等の理解が十分でなかったこと、厚生労働省及び3県において6市の実績報告書の審査及び確認が十分でなかったこと、同省において3県及び3市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

静岡県沼津市は、平成22年度から26年度までの間に、延長保育促進事業及び病児・病後児保育事業を同市の補助事業として民間保育所において実施しており、交付要綱等に基づき、基準額と補助対象経費とを比較して、少ない方の額計661,841,600円を算定していた。

そして、静岡県は、上記により選定された額に3分の2を乗じて得られる額と同県が同市に対して補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗ずるなどして得られる額計220,609,000円を補助金の交付額としていた。

しかし、民間保育所が実施した両事業に係る保育士の配置が不足するなどして、対象経費の実支出額を過大に計上するなどしていたことから、補助金計22,695,000円が過大に交付されていた。

以上を補助事業者別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者	補助事業	年度	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
(214) 厚生労働本省	茨城県	つくば市(事業主体)	延長保育促進事業	23~26	千円 144,473	千円 11,917	実支出額を過大に計上していたもの
(215) 同	静岡県	沼津市(事業主体)	延長保育促進事業、病児・病後児保育事業	22~26	220,609	22,695	実支出額を過大に計上していたものなど
(216) 同	姫路市(事業主体)	—	延長保育促進事業	23~26	358,163	3,306	同
(217) 同	高松市(事業主体)	—	同	23~26	285,297	4,866	同
(218) 同	佐賀県	佐賀市(事業主体)	同	23~26	222,585	6,281	実支出額を過大に計上していたもの
(219) 同	鹿児島市(事業主体)	—	同	22~26	886,509	35,358	同
(214)~(219)の計					2,117,636	84,423	

(前掲54ページの「子ども・子育て支援交付金(延長保育事業に係る分)を過大に交付していたもの」参照)

そ の 他 (220) (221)

(220) 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)介護保険制度運営推進費(平成 19 年度以前は、 (項)老人医療・介護保険給付諸費、(項)国民健康保険助成費) (項)介護納付金年金特別会計へ繰入(平成 19 年度以前は、(項)社会保険国庫負担金) (項)生活保護等対策費(平成 26 年度以前は、(項)生活保護費)
部 局 等	9 道県、5 市
国の負担の根拠	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
実 施 主 体	市 40、区 1、町 13、村 1、一部事務組合 3、広域連合 2、計 60 実施主体
事 業 者	19 事業者
過大に支払われた介護給付費に係る介護サービスの種類	通所介護、訪問介護等
過大に支払われた介護給付費の件数	10,342 件(平成 19 年度～28 年度)
過大に支払われた介護給付費の額	66,635,566 円(平成 19 年度～28 年度)
不当と認める国の負担額	20,232,228 円(平成 19 年度～28 年度)

1 介護給付の概要

(1) 介護保険

介護保険は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となった者に対して、必要な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「介護サービス」という。)に係る保険給付を行うものであり、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者、当該市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者等が被保険者となっている。

(2) 介護サービス

被保険者が介護保険法に基づき受ける介護サービスには、居宅サービス^(注1)、施設サービス及び地域密着型サービス^(注2)並びに居宅の要介護状態となった者が利用する居宅サービス等の

種類等を定めた計画(以下「居宅サービス計画」という。)の作成等を行う居宅介護支援等がある。また、居宅サービスには訪問介護^(注3)、通所介護等^(注4)が、施設サービスには介護療養施設サービス等がある。

そして、被保険者が介護サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 要介護状態等にあること及びその該当する要介護状態等の区分について、市町村の認定を受ける(以下、市町村から要介護状態にあるものとして認定を受けた者を「要介護者」といい、要支援状態にあるものとして認定を受けた者と合わせて「要介護者等」という。)
- ② 都道府県知事等の指定を受けた居宅介護支援事業者等が、居宅サービス計画等の介護サービス計画を作成する。
- ③ 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事等の指定等を受けた居宅サービス事業者若しくは介護保険施設又は市町村長の指定を受けた地域密着型サービス事業者(以下、これらと居宅介護支援事業者等を合わせて「介護サービス事業者」という。)から介護サービスを受ける。

(注1) 居宅サービス 居宅サービスには介護予防サービスを含む。

(注2) 地域密着型サービス 地域密着型サービスには地域密着型介護予防サービスを含む。

(注3) 訪問介護 居宅の要介護者等が、当該要介護者等の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を受けるもの

(注4) 通所介護 居宅の要介護者等が、指定通所介護事業所において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるもの

(3) 介護報酬の算定

介護サービス事業者が介護サービスを提供して請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)(以下、両者を合わせて「算定基準」という。)等に基づき、介護サービスの種類の別に定められた単位数に単価(10円から11.40円)を乗ずるなどして算定することとなっている。

(4) 介護給付費

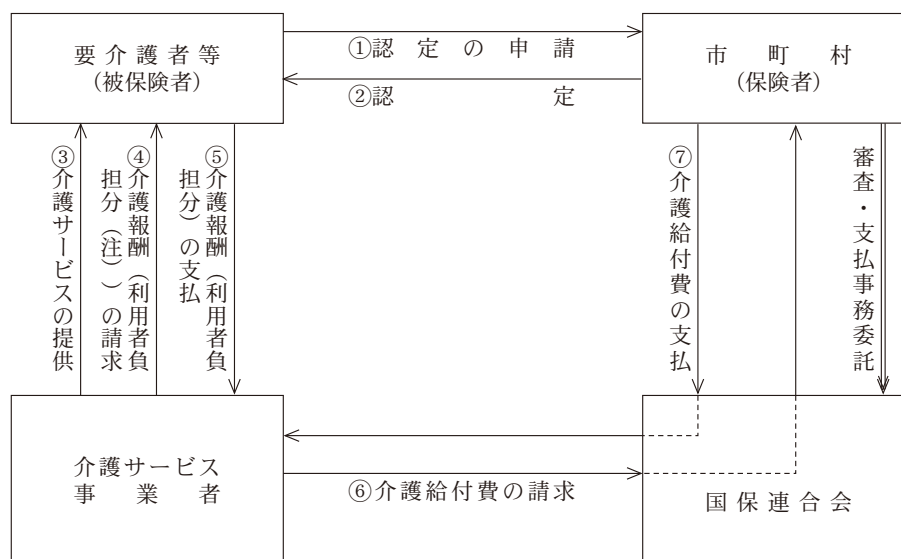
市町村は、介護保険法に基づき、要介護者等が居宅サービス、施設サービス又は地域密着型サービスの提供を受けたときは、原則として、介護報酬の100分の90に相当する額を、また、居宅介護支援等の提供を受けたときは、介護報酬の全額をそれぞれ介護サービス事業者を支払うこととなっている(以下、市町村が支払う介護報酬の額を「介護給付費」という。)

介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

- ① 介護サービス事業者は、要介護者等に提供した介護サービスの内容、金額等を記載した介護給付費請求書等を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に送付する。
- ② 国保連合会は、介護サービス事業者から送付された介護給付費請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。

- ③ 請求を受けた市町村は、金額等を確認した上で国保連合会を通じて介護サービス事業者に介護給付費を支払う。

図 介護給付費の支払の手続



(注) 要介護者等は、居宅サービス等の提供を受けたときは、利用者負担分として、原則、介護報酬の100分の10に相当する額を負担する。

(5) 国の負担

介護給付費は、介護保険法に基づき、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。

そして、公費負担として、介護給付費のうち、施設等分^(注5)については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5を負担し、施設等以外の分については国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担している。

また、国は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、社会保険診療報酬支払基金が介護保険の保険者に交付する介護給付費交付金等の財源として医療保険者が同基金に納付する介護給付費納付金に要する費用の額の一部^(注6)を負担している。

(注5) 施設等分 施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等

(注6) 医療保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う市町村、全国健康保険協会、国民健康保険組合等

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護報酬の算定が適正に行われているかに着眼して、23都道府県及び32市において、295事業者に対する介護給付費の支払について、介護給付費請求書等により会計実地検査を行った。そして、介護給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、9道県及び5市に所在する19事業者に対して17都道府県の60市区町村等の実施主体が行った平成19年度から28年度までの間における介護給付費の支払が計10,342件、計66,635,566円過大となっていて、これに対する国の負担額20,232,228円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

ア 通所介護

算定基準等によれば、通所介護については、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数による事業所規模が300人以内の場合は小規模型通所介護費、300人超750人以内の場合は通常規模型通所介護費、750人超900人以内の場合は大規模型通所介護費(I)及び900人超の場合は大規模型通所介護費(II)とし、それぞれの事業所規模ごとの区分等に応じて、小規模の事業所については大規模の事業所よりも高く定められた単位数等により介護報酬を算定することなどとされている。

しかし、7事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が300人を超えていたのに、通常規模型通所介護費の区分によらずに小規模型通所介護費の区分により単位数を算定していた。また、1事業者は、750人を超えていたのに、大規模型通所介護費(I)の区分によらずに通常規模型通所介護費の区分によるなどして算定していた。さらに、1事業者は、900人を超えていたのに、大規模型通所介護費(II)の区分によらずに大規模型通所介護費(I)の区分により算定していた。

このため、3,886件の請求に対して30市区町村等が支払った介護給付費が計25,547,876円過大となっていて、これに対する国の負担額8,036,619円は負担の必要がなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

事業者Aは、平成16年12月に熊本県から通所介護事業所の指定を受けて通所介護を提供している。そして、23年4月から24年3月までの間に提供した通所介護に係る介護報酬について、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が300人以内であるとして、小規模型通所介護費の区分により算定していた。しかし、事業者Aの前年度における1月当たりの平均利用延べ人員数は、実際には325人となっていた。したがって、23年4月から24年3月までの間に提供した通所介護に係る介護報酬については、通常規模型通所介護費の区分により算定する必要があった。

このため、180件の請求に対して5市町が支払った介護給付費計5,543,478円が過大となっていた。

イ 訪問介護

算定基準等によれば、訪問介護については、訪問介護事業所の指定を受けた介護サービス事業者が、次のいずれかの要件を満たす建物の居住者に対してこれを提供した場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数に減算して介護報酬を算定することとされている。

- ① 当該事業所の所在する建物と同一の建物(老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する有料老人ホーム等に限る。以下同じ。)等

② 当該事業所から訪問介護の提供を受けている者が1月当たり20人以上居住している建物

しかし、5事業者は、これらのいずれかの要件を満たす建物の居住者に対して訪問介護を提供していたのに、所定単位数の100分の90に相当する単位数に減算することなく介護報酬を算定していた。

このため、1,599件の請求に対して19市町等が支払った介護給付費が計19,670,248円過大となっていて、これに対する国の負担額6,367,333円は負担の必要がなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

事業者Bは、平成17年1月に富山県富山市から訪問介護事業所の指定を受けて訪問介護を提供している。そして、事業者Bは、有料老人ホームC(1棟)の居住者に対して訪問介護を提供しており、27年4月から28年4月までの間、有料老人ホームCには、当該事業所から訪問介護の提供を受けている者が1月当たり20人以上居住していたのに、これらの者に対して提供した訪問介護に係る介護報酬の算定に当たり、所定単位数の100分の90に相当する単位数に減算していなかった。

このため、356件の請求に対して3市等が支払った介護給付費計8,515,636円が過大となっていた。

ウ その他の介護サービス

ア及びイの介護サービスのほか、介護療養施設サービス、介護福祉施設サービス、通所リハビリテーション、短期入所生活介護及び短期入所療養介護の5介護サービスについて、5事業者は、単位数の算定を誤り、介護報酬を過大に算定していた。

このため、4,857件の請求に対して16市町が支払った介護給付費が計21,417,442円過大となっていて、これに対する国の負担額5,828,276円は負担の必要がなかった。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、市区町村、一部事務組合、広域連合及び国保連合会において介護給付費の請求に対する審査点検が十分でなかったこと、道県等において事業者に対して算定基準等の内容を十分に周知していないなど指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を道県等別に示すと、次のとおりである。

道県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費の件数	過大に支払われた介護給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
北海道	5市町(2)	27、28	687	7,870	2,487	ア、イ
神奈川県	1市(1)	22~24	272	3,749	975	ウ
相模原市	1市(1)	22、23	49	1,352	450	ウ
横須賀市	3市(1)	19~24	489	4,934	1,344	ウ
富山県	5市村等(1)	23~26	1,071	3,656	1,119	ア
富山市	3市等(1)	27、28	356	8,515	2,888	イ
石川県	2市(1)	27、28	148	1,786	534	イ
福井県	9市町(1)	24~28	2,765	8,710	2,231	ウ
静岡県	1市(1)	27、28	276	2,078	623	ア
姫路市	2市町(1)	27、28	566	1,568	491	ア

道県等名	実施主体 (事業者数)	年 度	過大に支払わ れた介護給付 費の件数	過大に支払わ れた介護給付 費	不当と認める 国の負担額	摘 要
福 岡 県	16 市区町等 (4)	22、23、 26～28	2,340	10,846	3,509	ア、イ、ウ
福 岡 市	4 市等(1)	27	496	1,647	497	ア
熊 本 県	5 市町(2)	23、24、 26	366	7,614	2,339	ア
沖 縄 県	6 市町等(1)	23、24	461	2,303	739	ア
計	60 実施主体 (19)	19～28	10,342	66,635	20,232	

第3章
第1節
第8
厚生労働省

注(1) 計欄の実施主体数は、道県等の中で実施主体が重複することがあるため、各道県等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄のア、イ及びウは、2(2)検査の結果の介護サービスの種類の別に対応している。

(221) 自立支援給付の介護給付費及び訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部 局 等	5 道県、3 市
国の負担の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。平成25年3月31日以前は障害者自立支援法)
実 施 主 体	市56、区6、町19、村4、計85実施主体
事 業 者	指定生活介護事業者等11、指定就労継続支援A型事業者1、指定就労継続支援B型事業者3、計15事業者
過大に支払われた介護給付費等に係る障害福祉サービスの種類	生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型
過大に支払われた介護給付費等の件数	7,151件(平成23年度～28年度)
過大に支払われた介護給付費等の額	121,262,756円(平成23年度～28年度)
不当と認める国の負担額	60,631,375円(平成23年度～28年度)

1 自立支援給付の概要

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。平成25年3月31日以前は障害者自立支援法)に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。

(2) 障害福祉サービス

自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、介護給付費及び訓練等給付費(以下、これらを合わせて「介護給付費等」という。)がある。介護給付費の支給の対象には生活介護等^(注1)があり、訓練等給付費の支給の対象には就労継続支援A型、就労継^(注2)

(注3)
続支援 B 型等がある。

そして、障害者及び障害児が障害福祉サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 障害者又は障害児の保護者は、居住地の市町村から介護給付費等を支給する旨の決定を受ける。
- ② 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、これらを合わせて「支給決定障害者等」という。)は、支給決定の有効期間内に都道府県知事等の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者等(以下「事業者」という。)の事業所において、障害福祉サービスを受ける。

(注1) 生活介護 常時介護を要する障害者に対して行われる、入浴、排せつなどの介護、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能等の向上のために必要な支援

(注2) 就労継続支援 A 型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対して行われる雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

(注3) 就労継続支援 B 型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者に対して行われる就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

(3) 障害福祉サービスに要した費用の額の算定

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。)等に基づき、障害福祉サービスの種類ごとに定められた単位数に単価(10円から11.44円)を乗じて算定することとなっている。

そして、生活介護、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型の各サービスに要する費用の額は、事業者が過度に利用者を受け入れることを未然に防止して、適正な障害福祉サービスの提供を確保するために、算定基準等に基づき、サービスの利用定員が12人以上の事業所において、直近の過去3か月間のサービスの利用者の延べ人数が当該サービスの利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数等(以下「受入可能人数」という。)を超えるなどの場合には、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70を乗じて得た単位数により算定することとなっている。

また、手厚い人員配置を行う事業所を評価するために、算定基準等に基づき、常勤換算方法による従業者の員数が前年度の利用者数の平均値を所定の区分に応じて定められた値で除して得た数以上であるなどの場合には、当該区分に応じた人員配置体制加算の単位数を基本報酬の単位数に合算した単位数により算定することとなっている。

(注4) 常勤換算方法 従業者の勤務延べ時間数を、事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法

(4) 介護給付費等

市町村は、支給決定障害者等が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、これに係る介護給付費等を事業者を支払うこととなっており、介護給付費等は、障害福祉サービスに要した費用の額から当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をいしやくして政令で定める負担の上限額等を控除して得た額となっている。

介護給付費等の支払手続については、①事業者が介護給付費等を記載した介護給付費・訓練等給付費等請求書等(以下「請求書等」という。)を市町村から介護給付費等に係る支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会に送付し、②同連合会は、事業者から送付された請求書等の点検を行い、介護給付費等を市町村に請求して、③請求を受けた市町村は、金額等を算定基準等に照らして審査した上で同連合会を通じて事業者介護給付費等を支払うこととなっている。

そして、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した介護給付費等の100分の50を負担している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、介護給付費等の算定が適正に行われているかに着眼して、27都道府県及び35市において、1,118事業者に対する介護給付費等の支払について、介護給付費等の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、介護給付費等の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

検査の結果、5道県及び3市に所在する15事業者は、事業所における直近の過去3か月間のサービスの利用者の延べ人数が受入可能人数を超えるなどしていたのに基本報酬の単位数に100分の70を乗ずることなく単位数を算定していたり、常勤換算方法による従業員の員数が前年度の利用者数の平均値を所定の区分に応じて定められた値で除して得た数を下回っていたのに適切な区分によらずに人員配置体制加算の単位数を算定していたりするなどしていた。このため、23年度から28年度までの間に、上記の15事業者に対して85市区町村が行った介護給付費等の支払が計7,151件、計121,262,756円過大となっていて、これに対する国の負担額60,631,375円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、市区町村において介護給付費等の算定について審査が十分でなかったこと、道県等において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

山梨県に所在する事業者Aは、生活介護の提供を行った事業所において、平成25年3月から27年10月までの間の32か月に、常勤換算方法による従業員の員数が前年度の利用者数の平均値を所定の区分に応じて定められた値で除して得た数を下回っていたのに、その間に障害福祉サービスの提供を受けた利用者に係る2,112件について、適切な区分によらずに人員配置体制加算の単位数を算定していた。

このため、2,112件の請求に対して24市区町が支払った介護給付費等が計36,436,491円過大となっていて、これに対する国の負担額18,218,245円は負担の必要がなかった。

以上を事業者の所在する道県等別に示すと、次のとおりである。

道県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費等の件数	過大に支払われた介護給付費等	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
北海道	27市町(2)	24～27	1,446	13,822	6,911	生活介護、就労継続支援B型
川崎市	1市(1)	25～27	328	4,822	2,411	生活介護
新潟県	4市村(1)	23～27	825	13,321	6,660	同
山梨県	33市区町村(4)	25～28	2,964	52,306	26,153	生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型
大阪市	1市(3)	23～27	869	25,538	12,769	生活介護
堺市	4市(2)	24～26	478	8,171	4,085	同
大分県	6市(1)	25、26	169	2,222	1,111	就労継続支援B型
鹿児島県	9市町(1)	26	72	1,056	528	生活介護
計	85市区町村(15)	23～28	7,151	121,262	60,631	

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 遺族年金の支給について、失権事由に該当している受給権者に対して支給された遺族年金を返還させるよう適宜の処置を要求し、住基ネット情報等を活用するなどして受給権者の受給権を適切に確認するための手続を定めることなどにより、遺族年金の支給が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管
	年金特別会計(基礎年金勘定) (項)基礎年金給付費 (国民年金勘定) (項)国民年金給付費 (厚生年金勘定) (項)保険給付費
	平成19年度から26年度までは、 厚生労働省所管 年金特別会計(基礎年金勘定) (項)基礎年金給付費 (国民年金勘定) (項)国民年金給付費 (厚生年金勘定) (項)保険給付費
	18年度以前は、 厚生労働省所管(11年度以前は厚生省所管) 国民年金特別会計(基礎年金勘定) (項)基礎年金給付費 (国民年金勘定) (項)国民年金給付費
	厚生労働省所管(11年度以前は厚生省所管) 厚生保険特別会計(年金勘定) (項)保険給付費

部 局 等	厚生労働本省(平成 21 年 12 月 31 日以前は社会保険庁)
支給の根拠	国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
遺族年金の支給に係る事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構(平成 22 年 1 月 1 日以降)
遺族年金の概要	被保険者又は被保険者であった者が死亡したときに、その者によって生計を維持されていた遺族に対して支給するもの
失権事由に該当しているのに失権届を提出していない受給権者に対して遺族年金を支給していた事態に係る受給権者数及び支給額(1)	25 人 1 億 6019 万円(平成 18 年度～29 年度)
失権届を遅れて提出した受給権者に対して遺族年金を支給していた事態に係る受給権者数及び支給額(2)	967 人 17 億 0567 万円(昭和 33 年度～平成 29 年度)
事実と相違する失権日に基づいて失権の処理を行って、失権事由に該当している受給権者に対して遺族年金を支給していた事態に係る受給権者数及び支給額(3)	7 人 760 万円(平成 22 年度～29 年度)
(1)から(3)までの純計	995 人 18 億 7346 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

国民年金法及び厚生年金保険法に基づく遺族年金の支給について

(平成 29 年 10 月 26 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 遺族年金の支給の概要

(1) 遺族年金の概要

貴省は、平成 22 年 1 月 1 日に社会保険庁が廃止されたことに伴い、従来、社会保険庁が所掌していた事業に関する事務を所掌しており、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)等に基づき、被保険者の老齢、障害又は死亡について、各種年金を支給している。そして、貴省は、これらの支給に係る事務の一部を日本

年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託している。

このうち、国民年金法に基づく遺族基礎年金及び寡婦年金並びに厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による改正前の厚生年金保険法による遺族年金を含む。以下、これらを合わせて「遺族年金」という。)は、国民年金又は厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者が死亡したときに、その者によって生計を維持されていた遺族に対して支給されるものである。そして、27年度末現在における遺族年金の受給権者(以下「受給権者」という。)数及び27年度における支給額は、遺族基礎年金及び寡婦年金で25万余人、966億4364万余円、遺族厚生年金で563万余人、4兆8470億5859万余円となっている。

国民年金法及び厚生年金保険法によれば、遺族年金の受給権者が死亡したとき、又は婚姻、養子縁組(事実上、婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。)、離縁等(以下、これらを合わせて「婚姻等」という。)をしたときは受給権が消滅するとされている(以下、遺族年金の受給権の消滅を「失権」といい、失権の原因となる死亡又は婚姻等の事由を「失権事由」という。)。そして、受給権者が失権事由に該当した場合には、失権事由に該当した日(以下「失権日」という。)の属する月の翌月から遺族年金を支給しないとされている。

したがって、失権日の属する月の翌月以降分として支給された遺族年金については返還を求めることとなるが、会計法(昭和22年法律第35号)の規定によれば、この返還請求権は5年間の消滅時効期間の経過により消滅するとされている。

(2) 受給権者の受給権を確認するための手続の概要

ア 受給権者が失権事由に該当したときの手続

国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)及び厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)によれば、受給権者は、失権事由(死亡を除く。以下同じ。)に該当した場合、遺族基礎年金については14日以内に、寡婦年金については速やかに、遺族厚生年金については10日以内に、失権日、失権事由等を記載した届書(以下「失権届」という。)に遺族年金の年金証書等を添付して機構(21年12月31日以前は社会保険庁)に提出しなければならないとされている。そして、失権届の提出を受けた機構の年金事務所又は事務センター(21年12月31日以前は社会保険庁地方社会保険事務局の社会保険事務所等。以下、これらを合わせて「年金事務所等」という。)は、失権届に失権日、失権事由等が記載されているか、年金証書等が添付されているかなどについて点検した上で、年金給付システム^(注1)に、失権届に基づいて失権日、失権事由等の事項を入力し、失権の処理を行うこととしている。

(注1) 年金給付システム 公的年金業務を行う社会保険オンラインシステムを構成するシステムの一つで、受給権者の年金の裁定、給付等を行うためのシステム

イ 受給権者が氏名を変更したときの手続

国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則によれば、受給権者がその氏名を変更したときは、遺族基礎年金及び寡婦年金については14日以内に、遺族厚生年金については10日以内に、変更前の氏名、変更後の氏名等を記載した届書(以下「氏名変更届」という。)を機構に提出しなければならないとされている。そして、氏名変更届には氏名を変更した理由を記載することになっており、機構は、氏名変更届に記載された氏名の

変更理由が失権事由に該当する場合には、受給権者に対して失権届の提出を求めることとしており、失権届の提出を受けたときに失権の処理を行うこととしている。

(3) 年金業務における住基ネット情報の活用

貴省及び機構は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)等の改正により、15年から国民年金法、厚生年金保険法等による受給権者の届出等の事務処理に関して、地方公共団体情報システム機構(26年3月31日以前は財団法人地方自治情報センター)から、住民票に記載されている受給権者の住所、氏名、性別及び生年月日、これらの変更に係る異動情報並びに受給権者の死亡等の本人確認情報(以下「住基ネット情報」という。)の提供を受けることができることとされた。そして、貴省及び機構は、23年7月以降、毎月、住基ネット情報の提供を受けている。住基ネット情報には婚姻等の情報は含まれていないが、氏名変更の情報から当該受給権者が婚姻等の失権事由に該当する可能性を把握できる状況となっている。

国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則によれば、厚生労働大臣は、住基ネット情報により必要な事項の確認を行うものとされている。そして、貴省は、住基ネット情報により受給権者が死亡したことを把握した場合には、年金給付システムにおいて年金の支払を保留する処理を機構に行わせることとしており、住基ネット情報を活用して、死亡した者に対して年金を支給しないようにする対策を講じている。

一方、貴省は、住基ネット情報において受給権者の氏名に変更があった場合については、年金給付システムに登録されている氏名を住基ネット情報により更新する処理を機構に行わせると、更新後の氏名が年金振込口座の名義と相違して年金の振込ができなくなるおそれがあるとして、受給権者から氏名変更届の提出を受けてから更新させることとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

遺族年金は、被保険者から徴収された保険料、一般会計からの国庫負担金等を財源として支給されるものであり、制度を適正かつ公平に運用する必要があることを踏まえると、受給権者の受給権の確認を適切に行い、遺族年金の支給を適正に行う必要がある。

そこで、本院は、合規性等の観点から、遺族年金の支給は受給権者に対して適正に行われているか、失権の処理は実際の失権日に基づいて適切に行われているかなどに着眼して、貴省本省、機構本部及び155年金事務所等において関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、上記の155年金事務所等を含む225年金事務所等から関係書類の提出を受けて、その内容を精査するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた((2)ア及びイの事態には重複しているものがある。)

(1) 失権事由に該当しているのに失権届を提出していない受給権者に対して遺族年金を支給していた事態

(受給権者25人、支給額計1億6019万余円)

^(注2)
受給権者数が多い11都道府県の139年金事務所の管轄地域内に住所登録のある受給権者のうち、27年度又は28年度に遺族年金の支給を受けていた者の中から7,101人を抽出

して、機構を通じて年金給付システムに登録されている氏名と住基ネット情報の氏名とを住民票コードにより突合して確認したところ、住基ネット情報において氏名が変更されていて、両者が一致しなかったものが、48 年金事務所の管轄地域内に計 65 人(7,101 人に対する割合 0.9%)見受けられた。そこで、当該 65 人について機構を通じて氏名変更の理由について確認したところ、25 人(同 0.3%)の氏名変更は婚姻によるものとなっていて、失権事由に該当していた。

しかし、年金事務所等に失権届が提出されていないことから、貴省は、上記の 25 人に対して失権日の属する月の翌月から 29 年 5 月までの期間に係る遺族年金計 1 億 6019 万余円を支給していた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例 1＞

受給権者 A について、機構を通じて年金給付システムに登録されている氏名と住基ネット情報の氏名とを住民票コードにより突合したところ、住基ネット情報では平成 23 年 2 月に氏名が変更されていて、両者が一致しなかった。そこで、更に機構を通じて氏名変更の理由について確認したところ、A は同月に婚姻していた。しかし、失権届が提出されていないことから、貴省は、A に対して失権日の属する月の翌月である 23 年 3 月から 29 年 5 月までの期間に係る遺族年金計 1235 万余円を支給していた。

(注 2) 11 都道府県 東京都、北海道、大阪府、埼玉、千葉、神奈川、愛知、三重、兵庫、広島、福岡各県

(2) 失権届を遅れて提出したり、失権届に事実と相違する失権日を記載したりしている受給権者に対して遺族年金を支給していた事態

(受給権者 970 人、支給額計 17 億 1327 万余円)

ア 失権届を遅れて提出した受給権者に対して遺族年金を支給していた事態

(受給権者 967 人、支給額計 17 億 0567 万余円)

26 年 4 月から 29 年 3 月までの間に 223 年金事務所等に失権届を提出した受給権者計 2,752 人について、その提出状況を確認したところ、所定の期限を経過して提出しているものが計 2,077 人(2,752 人に対する割合 75.4%)となっていた。また、このうち 1 年を超えて提出しているものが計 638 人(同 23.1%)となっていた。

(注 3) 寡婦年金については失権日から 14 日を経過して提出しているものを集計している。

そして、上記 2,077 人のうち計 967 人(同 35.1%)については、遺族年金を失権日の属する月の翌月以降も支給しており、その額は計 17 億 0567 万余円となっていた。

また、上記 967 人のうち、失権日の属する月の翌月以降に支給した遺族年金に係る返納金債権の全部又は一部について 5 年間の消滅時効期間が経過して、返還請求を行うことができない状況となっているものが、計 165 人、8 億 6602 万余円見受けられた。

そこで、前記の受給権者 2,077 人について、機構を通じて住基ネット情報における氏名の変更状況を確認したところ、このうち 908 人については、失権届に記載された失権日に住基ネット情報において氏名が変更されており、住基ネット情報を活用すれば、氏名変更を適時に把握できることから、当該受給権者が失権事由に該当しているかどうかについて確認することが可能であったと認められる。そして、当該 908 人のうち実際に遺族年金を失権日の属する月の翌月以降も支給していたものが、計 406 人、2 億 1081

万余円見受けられ、このうち計3人、275万余円については、既に消滅時効期間が経過していた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

西宮年金事務所は、平成28年11月に、受給権者Bが23年1月に婚姻したとする失権届の提出を受けていた。貴省がBに対して支給した失権日の属する月の翌月である23年2月から28年11月までの期間に係る遺族年金の額は、計1076万余円となっており、このうち23年2月から24年1月までの期間に係る計192万余円については、既に消滅時効期間が経過していた。しかし、機構を通じて住基ネット情報におけるBの氏名の変更状況を確認したところ、Bの氏名は失権届に記載された失権日に変更されており、住基ネット情報を活用すれば氏名変更を適時に把握することが可能であったと認められる。

イ 事実と相違する失権日に基づいて失権の処理を行って、失権事由に該当している受給権者に対して遺族年金を支給していた事態

(受給権者7人、支給額計760万余円)

前記の受給権者2,752人について、機構を通じて住基ネット情報における氏名の変更状況を確認したところ、失権届に記載された失権日より前に受給権者の氏名が変更されていて、遺族年金の過払いが生じている可能性があるものが計32人(2,752人に対する割合1.1%)見受けられた。

上記の32人について、機構を通じて実際の失権日及び失権事由を確認できた8人についてみると、8人全員が婚姻により失権しており、このうち7人(同0.2%)については、実際の失権日の属する月が失権届に記載された失権日の属する月よりも前となっていた。

しかし、機構は、失権届に記載された失権日に基づき失権の処理を行っていることから、貴省は、上記の7人に対して実際の失権日の属する月の翌月から失権届に記載された失権日の属する月までの期間に係る遺族年金計760万余円を支給していた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

中野年金事務所は、平成29年2月に受給権者Cから同月に婚姻したとする失権届の提出を受けていた。一方、住基ネット情報においてCの氏名は22年11月に変更されており、機構を通じて実際の失権日及び失権事由を確認したところ、Cは実際には同月に婚姻していた。しかし、機構は、失権届に記載された失権日に基づき失権の処理を行っていることから、貴省は、Cに対して実際の失権日の属する月の翌月である22年12月から29年2月までの期間に係る遺族年金計706万余円を支給していた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

失権事由に該当しているのに、失権届を提出していなかった受給権者や失権届を遅れて提出していた受給権者に対して遺族年金を支給したり、事実と相違する失権日に基づいて失権の処理を行って、失権事由に該当している受給権者に対して遺族年金を支給したりしている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、受給権者が遺族年金の失権事由を十分に理解しておら

ず所定の期限までに失権届を提出していないことなどにもよるが、貴省において次のことなどによると認められる。

- ア 遺族年金の支給に当たり、受給権者の受給権を確認するために、支給開始から失権届の提出までの間に機構に住基ネット情報等を適切に活用させるなどしていないこと
- イ 失権届に記載された失権日及び失権事由の確認を機構にさせていないこと
- ウ 遺族年金の受給権は婚姻等をしたときは消滅すること、失権届に実際の失権日を記載した上で所定の期限までに提出する必要があることなどについて、機構を通じて受給権者に対する周知徹底を十分に行っていないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

前記のとおり、遺族年金は、被保険者から徴収された保険料、一般会計からの国庫負担金を財源として支給されるものであり、適正かつ公平に制度を運用する必要がある。

については、貴省において、失権事由に該当している受給権者を特定した上で、失権事由に該当しているのに失権届を提出していなかった受給権者に対して支給された遺族年金や、失権届に事実と相違する失権日を記載していた受給権者に対して支給された遺族年金について、既に消滅時効が成立しているものなどを除き、機構に対して返還の手続を行わせるよう是正の処置を要求するとともに、住基ネット情報を受給権者の受給権の確認に一層活用するなどして、国民年金法、厚生年金保険法等に基づく遺族年金の支給を適正に行うことができるよう、次のとおり、是正改善の処置を求める。

- ア 住基ネット情報や必要に応じて婚姻届や戸籍謄本等を活用するなどして受給権者の受給権を適切に確認するための手続を定めて機構に示すとともに、機構に対して、当該手続に基づき受給権者の失権日及び失権事由を適時かつ確に把握するよう指導すること
- イ 遺族年金の受給権は婚姻等をしたときは消滅すること、失権届には実際の失権日を記載して所定の期限までに提出する必要があることなどについて、機構を通じて受給権者に対する周知徹底を図ること

- (2) 国民年金保険料の強制徴収業務等について、厚生労働省において日本年金機構に対して強制徴収業務等を適切に行うことを指導監督するよう是正改善の処置を求め、日本年金機構において時効の中断により徴収することができる未納保険料に係る督促、差押可能財産を保有していることが判明している未納者等に対する差押え、延滞金の納付督促等が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに強制徴収業務等の進捗の管理等を適切に行うよう改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管			
	年金特別会計(国民年金勘定) (業務勘定)	(款) 保険収入 (款) 雑収入	(項) 保険料収入 (項) 雑収入	
部 局 等	厚生労働本省			
	〔平成 26 年度以前は、 厚生労働省所管 年金特別会計(国民年金勘定) (業務勘定)〕	(款) 保険収入 (款) 雑収入	(項) 保険料収入 (項) 雑収入	

国民年金事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構
強制徴収業務等の概要	十分な保険料の負担能力があるのに、度重なる納付督促等を行っても未納保険料の納付がない未納者等に対して国民年金法(昭和34年法律第141号)第96条に基づく督促及び滞納処分を行うなどする業務
督促状の発行件数	86,144件(平成26年度～28年度)
督促期間に含めていなかった期間に係る未納保険料(1)	2258万円(平成26年度～28年度)
差押えを行い換価するなどしていけば充当することができた未納保険料(2)	3428万円(平成26、27両年度)
延滞金の納付督促等が適切に行われていなかった未納延滞金(3)	4億7124万円(平成26年度～28年度)
(1)から(3)までの計	5億2810万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求したものの全文】

国民年金保険料の強制徴収業務等について

(平成29年10月30日付け 厚生労働大臣宛て
日本年金機構理事長)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 強制徴収業務の概要等

(1) 強制徴収業務の概要

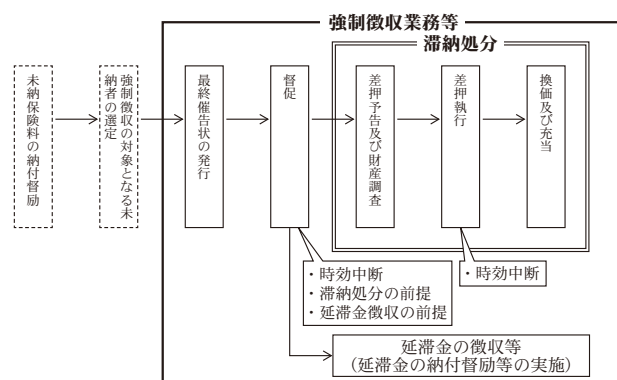
日本年金機構(以下「機構」という。)は、日本年金機構法(平成19年法律第109号)、国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「法」という。)等に基づき、厚生労働省の監督の下に、厚生労働省から委任又は委託を受けた国民年金保険料(以下「保険料」という。)の徴収等に係る事務を行っている。

機構は、上記事務の一環として、毎月の保険料を納期限である翌月末日までに納付していない者(以下「未納者」という。)に対して、未納保険料の納付督促を行っており、十分な保険料の負担能力があるのに、度重なる納付督促を行っても未納保険料の納付等がない場合には、当該未納者に対して最終催告状を発行することとしている。そして、最終催告状に記載された納付期限を経過しても未納保険料の納付等がない場合には、法第96条に基づく督促及び滞納処分(以下、最終催告状の発行から滞納処分までを「強制徴収」という。)を行うこととしている。

(2) 強制徴収業務等の流れ

機構は、滞納整理関係事務処理要領(平成25年11月要領第116号理事長決定)、国民年金保険料収納対策にかかる行動計画策定手順書等(以下、これらを合わせて「要領等」という。)を定めて強制徴収に係る業務(以下「強制徴収業務」という。)等を図のとおり、実施することとしている。強制徴収業務は、機構本部のほか、全国の各年金事務所において実施されている。

図 強制徴収業務等の流れの概念図



このうち、督促、滞納処分、延滞金の徴収等について、各年金事務所は、要領等に基づき、次のとおりを実施することとなっている。

ア 督促

法第96条の規定によれば、保険料を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができることとされている。そして、厚生労働省から保険料の徴収等に係る事務の委託を受けている機構は、要領等に基づき、あらかじめ厚生労働省の歳入徴収官(年金局事業管理課長)の確認を受けて、未納者に対して督促状を発行しなければならないこととなっている。

要領等によれば、督促状には、督促の対象となる保険料の未納期間(以下「督促対象期間」という。)、督促対象期間に係る保険料(以下「督促保険料」という。)、督促保険料を納付すべき期限(以下「指定期限」という。)、指定期限までに納付しないときは延滞金を徴収する旨、指定期限までに納付しないときは財産差押えの処分を行うことなどを記載することとされている。そして、機構は、未納者並びに未納者と連帯して納付する義務を負うこととなっている未納者の世帯主及び配偶者に対しても督促を行うこととしている(以下、未納者と未納者の世帯主及び配偶者を合わせて「未納者等」という。)

法第102条の規定によれば、保険料を徴収する権利は、所定の起算日から2年を経過したときは時効によって消滅することとされており、また、法第96条の規定による督促は時効中断の効力を有することとされている。そして、民法(明治29年法律第89号)第147条の規定によれば、差押え、仮差押え又は仮処分(以下、これらを合わせて「差押え」という。)等が行われた場合や債務者による債務の承認があったなどの場合にも、時効は中断することとされている。

イ 滞納処分

機構は、要領等に基づき、指定期限までに督促保険料の納付等がない場合には、国税滞納処分の例によって次のとおり速やかに滞納処分を行い、未納保険料の確実な徴収と適正な債権管理を行うこととなっている。また、法第109条の6の規定によれば、機構

は、未納保険料等の滞納処分を行う場合には、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととされている。

各年金事務所は、要領等に基づき、指定期限までに督促保険料の納付等がない場合には、速やかに差押予告通知書を未納者等に対して発行するとともに、未納者等の財産調査を行うこととなっており、その結果、未納者等の生活の維持又は事業の継続に影響が少なく、差押えなどを行うことが可能な預貯金等の財産(以下「差押可能財産」という。)を保有していることが判明した場合には、速やかに差押可能財産の差押えを行うこととなっている。また、差押予告通知書の発行後、未納者等と6か月以上接触していない場合には、再度納付督促を行った上で差押えを行うこととなっている。そして、差押え後も未納保険料の納付等がない場合は、差押財産を換価し、未納保険料に充当することとなっている。

ウ 延滞金の徴収等

法第97条の規定によれば、厚生労働大臣は、指定期限までに督促保険料が納付されない場合には、延滞金を徴収することとされている。また、要領等によれば、機構は、保険料を納期限までに納付した者との公平性を確保し、納期内納付を推進するために延滞金の徴収を徹底することとされている。

各年金事務所は、歳入徴収官の調査決定を受けて延滞金の額が確定した場合には、要領等に基づき、延滞金の納付書を発行し、その後、納付を促す文書を送付するなどの納付督促を行っても延滞金が納付されない場合には、未納保険料の場合と同様、滞納処分の例によって徴収することとなっている(以下、この延滞金の納付督促及び滞納処分を合わせて「延滞金の納付督促等」という。)

延滞金を徴収する権利は、保険料を徴収する権利の従たる債権であることから、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは、延滞金を徴収する権利も同時に消滅することとなる。また、未納保険料が納付されるなどしたときは、未納となっている延滞金を徴収する権利についても時効は中断することとなる。

(3) 社会保険オンラインシステムによる事務処理

機構が被保険者情報の管理を行っている社会保険オンラインシステムによる督促状の発行は、保険料を徴収する権利の2年間の消滅時効期間に合わせて督促状発行日の前々月から25か月前までの24か月間における未納保険料に対するものに限る取扱いとしている。このため、未納期間が25か月を超えた未納保険料については、時効中断により保険料を徴収する権利は消滅していないものであっても機構は同システムによる督促状を発行していない。

そして、上記の25か月を超えている未納期間についても保険料を徴収することができる場合には、手作業によるなど同システム以外の方法によって行う必要があるが、その取扱いについては、旧社会保険庁の「国民年金保険料の強制徴収に係る質疑応答集」(平成16年事務連絡)等に当該期間も含めて督促する旨が記述されている。

(4) 強制徴収業務の進捗の管理

機構本部は、各年金事務所に対して強制徴収業務の管理や指導等を行うとともに、各年金事務所に強制徴収対象者進捗管理表(以下「進捗管理表」という。)を作成させることとしている。そして、各年金事務所は、進捗管理表に未納保険料に係る納付督促、督促及び滞納処分の経緯等を記録して、強制徴収業務の進捗の管理を行うこととしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

要領等によれば、強制徴収業務を適切に行うことは、保険料を納期限までに納付した者との公平性を確保するとともに、公的年金制度に対する信頼を高める上で重要であるとされている。

また、本院は、平成18年度決算検査報告に掲記した特定検査対象に関する検査状況において、旧社会保険庁が行う強制徴収の実施について、納付誓約を承認して時効中断の措置が執られている滞納保険料の情報の把握や督促保険料に係る延滞金の調査確認を適切に実施していく必要があるなどとする旨の所見を記述している。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、督促対象期間は適切なものとなっているか、差押えなどの手続は速やかに行われているか、延滞金の納付督促等は適切に行われているか、強制徴収業務等の進捗の管理は適切に行われているかなどに着眼して、25都道府県下の155年金事務所が平成26年度から28年度までの各年度に発行した督促状計86,144件に係る未納者等に対する強制徴収業務等の実施状況等を対象として、厚生労働本省、機構本部及び上記の155年金事務所において、会計実地検査を行った。検査に当たっては、155年金事務所から強制徴収業務等の実施に関する関係書類の提出を受け、その内容を確認するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 督促を行う必要がある未納期間を督促対象期間に含めていなかったもの

前記のとおり、督促状は、厚生労働省の歳入徴収官の確認を受けて発行することになっている。また、未納期間が25か月を超えている未納保険料についても時効中断により保険料を徴収することができる場合には、当該期間も含めて督促を行うこととなっている。しかし、要領等には未納期間が25か月を超えている未納保険料について督促状を発行するための作業手順等が明記されていなかった。

そこで、155年金事務所が発行した督促状計86,144件の督促保険料についてみると、表1のとおり、未納期間が25か月を超えている未納保険料について、債務の承認があり保険料を徴収することができたものが78年金事務所において計511件あったが、511件のいずれにおいても未納期間が25か月を超えている未納保険料を督促していなかった。そして、督促していなかった未納保険料は計2258万余円(未納月数計1,541月)となっており、このうち、計189件、982万余円(同655月)については、既に消滅時効期間が経過していて、保険料を徴収する権利が時効により消滅していた。

表1 未納期間が25か月を超えている未納保険料を督促していなかったもの (平成26年度～28年度)

区 分	平成26年度着手分			27年度着手分			28年度着手分			計		
	件数	月数	保険料 (千円)	件数	月数	保険料 (千円)	件数	月数	保険料 (千円)	件数	月数	保険料 (千円)
未納期間が25か月を超えている未納保険料を督促していなかったもの	182	620	9,299	157	497	7,219	172	424	6,067	511	1,541	22,585
うち保険料を徴収する権利が時効により消滅していたもの	182	620	9,299	7	35	526	—	—	—	189	655	9,825

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

木更津年金事務所は、平成26年9月16日に、未納者Aから24年8月から26年7月までの24か月分の未納保険料に係る納付誓約書を徴取しており、これにより、未納者Aに対する当該未納保険料を徴収する権利の時効は中断した。そして、その後も未納者Aは当該未納保険料を納付しなかったことから、同年金事務所は、28年2月18日に、未納者Aに対して、社会保険オンラインシステムにより督促状が発行できる期間である26年1月から27年12月までのうち、保険料が未納となっていた26年1月から27年6月までの18か月分に係る未納保険料について督促状を発行していた。しかし、納付誓約書を徴取した未納保険料のうち未納期間が25か月を超えている24年8月から25年12月までの17か月分の未納保険料計255,200円については督促していなかった。そして、当該未納保険料を徴収する権利は28年9月17日に消滅時効が完成していた。

(2) 差押可能財産を保有しているのに速やかに差押えを行っていないもの

前記のとおり、財産調査の結果、未納者等が預貯金等の差押可能財産を保有していることが判明している場合には、速やかに当該差押可能財産の差押えを行うこととされている。そして、差押えなどの滞納処分を行う場合には、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととなっている。

そこで、財産調査の結果、差押可能財産を保有していることが判明している未納者等に対する差押執行件数についてみたところ、次のような状況となっていた。

前記のとおり、差押予告通知書の発行後、未納者等と6か月以上接触していない場合は、再度納付督促を行う必要が生ずることとなるのに、特段の理由もなく、差押予告通知書の発行から6か月以上差押可能財産の差押えを行っていないものが、表2のとおり、35年金事務所において計178件見受けられ、これに係る未納保険料は5020万余円（未納月数計3,313月）となっていた。

上記の178件について、要領等に基づき速やかに差押可能財産に対する差押えを行って換価するなどしていたとすれば、財産調査の結果に鑑みると、計3428万余円分の未納保険料に充当することができたと考えられる。しかし、速やかに差押えを行わなかったため、このうち計152件、2873万余円（同1,896月）については、既に消滅時効期間が経過して、保険料を徴収する権利が時効により消滅していた。

表2 6か月以上差押えを行っていないもの（平成26、27両年度）

区 分	平成26年度着手分			27年度着手分			計		
	件数	月数	保険料(千円)	件数	月数	保険料(千円)	件数	月数	保険料(千円)
6か月以上差押えを行っていないもの	161	3,016	45,672	17	297	4,528	178	3,313	50,201
うち未納保険料に充当することができたと考えられるもの	161	2,032	30,795	17	227	3,492	178	2,259	34,288
うち保険料を徴収する権利が時効により消滅していたもの	152	1,896	28,737	—	—	—	152	1,896	28,737

(注) 平成28年度着手分については、会計実地検査の時点において、差押可能財産の保有が判明してから6か月が経過していないなどのため、6か月以上差押えを行っていないものは見受けられなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

岡山西年金事務所は、平成26年8月22日に、未納者Bに対して督促状(督促保険料361,050円)を発行した。そして、指定期限である同年9月1日を経過しても保険料の納付がなかったことから、同月25日に、未納者Bに対して差押予告通知書を発行し、同年12月8日に未納者Bの財産調査を開始した。その結果、同年年金事務所は、同月16日に、未納者Bが金融機関の口座に656万余円の預金残高を保有していることを把握していたのに、当該財産の差押えを行っていなかった。そして、当該保険料を徴収する権利は28年9月2日に消滅時効が完成していた。

(3) 延滞金の納付督促等を行っていなかったもの

各年金事務所は、歳入徴収官の調査決定を受けて延滞金の額が確定した場合には、延滞金の納付書を発行することとなっている。

155年金事務所における延滞金の納付状況についてみたところ、表3のとおり、督促保険料が全て納付されていて、延滞金の額が確定している計35,783件のうち、延滞金が未納となっているものは計17,891件、4億7124万余円となっていて、このうち、計5,151件、1億7703万余円については、既に消滅時効期間が経過していて、延滞金を徴収する権利が時効により消滅していた。

表3 延滞金の納付状況 (平成26年度～28年度)

区 分	平成26年度着手分		27年度着手分		28年度着手分		計	
	件数	延滞金 (千円)	件数	延滞金 (千円)	件数	延滞金 (千円)	件数	延滞金 (千円)
督促保険料が全て納付されていて、延滞金の額が確定しているもの	11,863	511,373	11,981	297,510	11,939	236,861	35,783	1,045,745
うち延滞金が未納となっているもの	6,507	249,715	5,643	121,751	5,741	99,778	17,891	471,244
うち延滞金を徴収する権利が時効により消滅していたもの	5,151	177,038	—	—	—	—	5,151	177,038

前記のとおり、機構は、未納となっている延滞金の納付督促を行い、なお延滞金が納付されない場合には、滞納処分の例によって徴収することとなっている。しかし、要領等には延滞金の納付督促等の作業手順等が明記されていなかった。

そこで、延滞金が未納となっているものが多数見受けられたことから、155年金事務所における延滞金の納付督促や滞納処分の実施状況についてみたところ、延滞金の納付書を発行した後も未納となっている延滞金について、納付を促す文書を送付するなどの延滞金の納付督促を行っていたのは6年金事務所のみとなっていて、149年金事務所は、延滞金の納付督促を行っていなかった。また、延滞金充当のために差押可能財産の差押えを行うなどしている年金事務所は見受けられなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例3＞

堺東年金事務所は、平成26年10月20日に、未納者Cに対して督促状(督促保険料361,590円)を発行した。そして、指定期限経過後の同年12月8日に督促保険料が完納されたため、延滞金の額を49,450円と確定し、27年1月に延滞金納付書を発行した。しかし、同年年金事務所

は、その後、未納者Cから延滞金が納付されていないのに、延滞金の納付督促等を行っていなかった。そして、当該延滞金を徴収する権利は28年12月9日に消滅時効が完成していた。

(4) 強制徴収業務等の進捗の管理が適切に行われていなかったもの

要領等によれば、各年金事務所は、強制徴収業務の進捗の管理を行うために、進捗管理表を作成して、未納保険料に係る納付督促、督促及び滞納処分の経緯等を記録することとされている。

155年金事務所において、強制徴収業務を適切に実施するために作成することとなっている進捗管理表の作成状況についてみたところ、未納者等から債務の承認を受けて時効が中断した日付、差押可能財産の有無等を進捗管理表に記録しておらず、速やかに差押えを行うなどの取組を円滑に実施することができない状況となっていた。また、進捗管理表等に延滞金の納付状況を記録することにしていなかったため、延滞金の納付督促等を適切に行うことができない状況となっていた。

また、機構本部は、各年金事務所から進捗管理表の提出を定期的に受けるなどして、年金事務所における強制徴収業務等の進捗状況を把握することとしていなかったため、各年金事務所における未納保険料等の管理について適切な指導を行うことができない状況となっていた。

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

機構において、未納期間が25か月を超えている未納保険料について、時効中断により保険料を徴収することができるのに督促を行っていなかったり、未納者等が差押可能財産を保有していることが判明しているのに速やかに差押えを行っていなかったり、未納となっている延滞金の納付督促等が適切に行われていなかったりしている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。また、機構において、強制徴収業務等の進捗の管理が適切に行われていないなどの事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

- ア 機構本部において、未納期間が25か月を超えている未納保険料について、時効中断により保険料を徴収することができるのに督促状を発行する作業手順等を要領等に明記していないこと、また、各年金事務所において、時効の中断により保険料を徴収することができる場合には全ての未納期間に係る未納保険料の督促を行う必要性についての認識が欠けていること
- イ 各年金事務所において、未納者等が差押可能財産を保有していることが判明した場合には、要領等に基づき速やかに差押えを行う必要があることについての理解が十分でないこと
- ウ 機構本部において、延滞金の納付督促等のための作業手順等を要領等に明記していないこと、また、各年金事務所において、延滞金の納付督促等を適切に行う必要性についての理解が十分でないこと
- エ 機構本部において、各年金事務所における強制徴収業務等の進捗状況を的確に把握して指導する必要性についての理解が十分でないこと、また、各年金事務所において、進捗管理表等により強制徴収業務等の進捗の管理を適切に行う必要性についての理解が十分でないこと

オ 厚生労働省において、機構が行う督促状の発行について確認を行ったり、機構が行う未納保険料等の滞納処分について認可を行ったり、延滞金について調査決定を行ったりしているのに、強制徴収業務等が要領等に基づいて適切に実施されるよう、機構に対する指導監督が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

機構は、保険料の負担能力のない者に対しては十分配慮するなどした上で今後も強制徴収の対象とする未納者の範囲を拡大するなど、強制徴収業務等の実施に積極的に取り組むこととしている。

については、機構において、既に消滅時効が完成しているものを除き、未納期間が25か月を超えている未納保険料について速やかに督促を行うこと、差押えによる未納者等の生活の維持又は事業の継続に影響が少ない差押可能財産が判明しているものについて速やかに差押えを行うこと、及び未納となっている延滞金について速やかに延滞金の納付督促等を行うこととするよう是正の処置を要求するとともに、機構及び厚生労働省において、保険料の強制徴収業務等が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 機構において、時効中断により保険料を徴収することができることを踏まえて、未納期間が25か月を超えている未納保険料についても督促状を発行する作業手順等を要領等に明記するとともに、当該要領等に基づき、時効中断により保険料を徴収することができる場合には全ての未納期間に係る未納保険料について督促を適切に行うよう各年金事務所に周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 機構において、未納者等がその生活の維持又は事業の継続に影響が少ない差押可能財産を保有していることを把握した場合には、特段の理由がない限り、要領等に基づき速やかに差押えを行うよう各年金事務所に周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

ウ 機構において、未納となっている延滞金についても、延滞金の納付督促等のための作業手順等を要領等に明記するとともに、当該要領等に基づき、延滞金の納付督促等を適切に行うよう各年金事務所に周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

エ 機構において、各年金事務所における強制徴収業務等の進捗状況を的確に把握して適切な指導を行えるよう、各年金事務所から進捗管理表を定期的に機構本部に提出させるなどの要領等の見直しを行うとともに、進捗管理表等により強制徴収業務等の進捗の管理を適切に行うよう各年金事務所に周知徹底すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

オ 厚生労働省において、機構における強制徴収業務等が要領等に基づいて適切に実施されるよう、機構に対して必要な指導監督を行うこと(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

(注) 本文中の「時効中断」等については、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成29年法律第45号)等により、国民年金法等の一部が改正され、「時効の更新」等に改められることとなっている。そして、この法律は、「民法の一部を改正する法律」(平成29年法律第44号)の施行の日から施行することとされており、平成29年10月30日現在、施行されていない。

- (3) 国民健康保険等における第三者行為に係る求償事務の適切な実施を推進するために、第三者に対し直接行う求償事務を適切に行うための具体的な方策について検討して、都道府県を通じて国民健康保険の保険者等及び国民健康保険団体連合会に対する指導等を行うなどするよう意見を表示したもの

会計名及び科目 部 局 等	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費 厚生労働本省
国の負担の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
第三者行為に係る求償事務の概要	保険給付事由が第三者行為によって生じた場合、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を、国保保険者等が給付の価額の限度において代位取得し、損害賠償請求に係る債権額を確定させ、当該債権の管理及び行使に関する事務を行うもの
平成25、26両年度に傷病届の提出があった事案に係る求償事務を国保連合会に委託して実施する国保保険者等のうち、27年11月末時点で第三者直接求償事務を行っていない事案が見受けられた国保保険者等及びその事案の件数	74 国保保険者等 815 件
上記の事案に係る保険給付額	10 億 0276 万余円(平成27年11月末現在)
上記に係る国庫負担金等相当額(1)	2 億 7660 万円
平成25、26両年度に傷病届の提出があった事案に係る求償事務を国保連合会に委託せず自ら実施する国保保険者等のうち、27年11月末時点で第三者直接求償事務を行っていない事案が見受けられた国保保険者等及びその事案の件数	3 国保保険者等 19 件
上記の事案に係る保険給付額	2925 万余円(平成27年11月末現在)
上記に係る国庫負担金等相当額(2)	796 万円
(1)及び(2)の計	2 億 8456 万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

国民健康保険等における第三者行為に係る求償事務の実施について

(平成29年3月24日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 国民健康保険等の概要

貴省は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等に基づく医療保険制度及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に基づく後期高齢者医療制度を所管している。このうち、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に基づく医療保険制度等においては、国民健康保険法に規定する保険者(以下「国保保険者」という。)又は後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」といい、国保保険者と合わせて「国保保険者等」という。)が、被保険者に対して行う療養の給付等の保険給付(後期高齢者医療給付を含む。以下同じ。)を行っている。

そして、上記の保険給付に係る診療報酬及び調剤報酬の請求等の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 被保険者が医療機関で診察、治療等の診療を受け、又は薬局で薬剤の支給等を受けた場合、医療機関又は薬局は、これらの費用を診療報酬又は調剤報酬(以下、これらを合わせて「診療報酬等」という。)として、このうち患者負担分を被保険者である患者に請求して支払を受け、残りの診療報酬等を各都道府県単位で設立されている国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)を通じて国保保険者等に請求する。
- ② 請求を受けた国保保険者等は、被保険者資格、金額等の点検を行った上で、患者負担分を控除した残りの診療報酬等を国保連合会を通じて医療機関等に支払う。

(2) 保険給付に要する費用の額に対する国庫負担金等の概要

貴省は、保険給付に要する費用の額(以下「保険給付額」という。)について、国民健康保険法第70条及び第73条の規定に基づき、国保保険者である市町村(特別区等を含む。)及び国民健康保険組合に対して療養給付費負担金等を交付することとなっている。療養給付費負担金等の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」(昭和34年政令第41号)等に基づき、療養の給付等に要した費用の額等を基に算定することとなっている。また、貴省は、高齢者医療確保法第93条の規定に基づき、広域連合に対して後期高齢者医療給付費負担金(以下、療養給付費負担金等と後期高齢者医療給付費負担金を合わせて「国庫負担金等」という。)を交付することとなっている。後期高齢者医療給付費負担金の交付額は、「前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令」(平成19年政令第325号)等に基づき、療養の給付等に要した費用の額等を基に算定することとなっている。

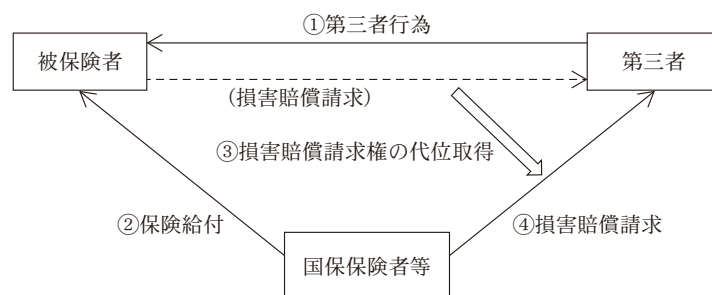
そして、貴省が国庫負担金等を交付するに当たり、都道府県は、国保保険者等が提出した交付申請書及び事業実績報告書の内容を審査した上で、当該交付申請書及び事業実績報告書を貴省に提出することとなっている。

(3) 保険給付を行うことにより代位取得した第三者行為に伴う損害賠償請求権に係る事務の概要

ア 第三者行為に伴う損害賠償請求権の代位取得

国保保険者等は、国民健康保険法第64条第1項及び高齢者医療確保法第58条第1項の規定に基づき、交通事故による負傷等、給付事由が第三者の行為(以下「第三者行為」という。)によって生じた場合において、療養の給付等の保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとなっている(図1参照)。

図1 損害賠償請求権の代位取得



イ 第三者行為に伴う損害賠償請求に係る債権額の確定

国保保険者等は、代位取得する損害賠償請求権について、調定の手続を行い債務者である第三者及び損害賠償請求に係る債権額を確定させ、これを管理することとなっている(以下、確定させた損害賠償請求に係る債権額を「求償債権額」という。)

そして、健康保険法(大正11年法律第70号)等に規定する保険者は、「第三者行為により生じた保険事故の取扱いについて」(昭和54年保険発第24号・庁保発第6号厚生省保険局保険・社会保険庁医療保険部健康保険・船員保険課長連名通知)に基づき、求償債権額の算定に当たっては、被保険者の過失割合について調査して、代位取得した損害賠償請求権の額を当該過失割合に応じて減額し算定して差し支えないこととなっており、国保保険者等においても減額し算定する取扱いを行っている。

ウ 代位取得した損害賠償請求権の行使等に係る事務処理手続

国保保険者等は、被保険者から第三者行為による傷病届(以下「傷病届」という。)の提出を受けたときは、前記のとおり被保険者の過失割合について調査するなどして求償債権額を算定して、請求すべき求償債権額がある場合には、当該債権の管理及び行使に関する事務を行うこととしている(以下、これらの事務を「求償事務」という。)

そして、国保保険者等は、第三者が自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済(以下、これらを合わせて「自賠責保険」という。)や、自動車保険又は自動車共済(以下、これらを合わせて「任意保険」という。)に加入している場合には、自賠責保険又は任意保険を取り扱う保険会社等を通じて事案の内容、被保険者の過失割合の調査等を行うなどして求償事務を実施している。

また、第三者行為が自動車事故(第三者が自動車又は原動機付自転車を運行したことにより生じた事故をいう。以下同じ。)により生じた場合であって、求償債権額が自賠責保険の支払限度額(傷害による損害の場合は120万円)を超えるなどしており、かつ、第三者が任意保険に加入していない事案、第三者が自賠責保険に加入していない事案及び

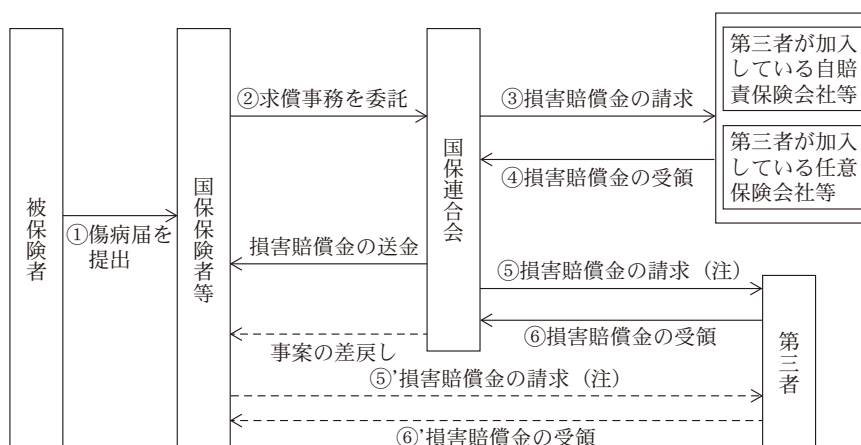
自動車事故以外の事案については、国保保険者等は、求償事務を実施するに当たり、自ら事案の内容の調査を行うなどした上で、直接、第三者との間で過失割合についての協議等を行う必要がある(以下、この第三者に対して直接行う求償事務を「第三者直接求償事務」という。)

エ 国保連合会に対する求償事務の委託

国保保険者等は、求償事務について、自らこれを実施するほか、国民健康保険法第64条第3項、高齢者医療確保法第58条第3項等の規定に基づき、第三者行為に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置している国保連合会に委託することができることとなっている。そして、貴省は、47都道府県に設立されている各国保連合会の全てに「専門的知識を有する職員」が配置されているとしている。

ただし、国保連合会は、事案の内容によっては、受託できる求償事務(以下「受託事務」という。)の範囲外であるとして、受託後において国保保険者等に事案の差戻しを行うことがあり、この場合には、国保保険者等は自らこの事案の求償事務を実施することになる(図2参照)。

図2 国保連合会に対する求償事務の委託の概念図



(注) ③の請求額に対し④の受領額に不足がある場合、国保連合会が第三者直接求償事務を受託事務の範囲内としていれば、国保保険者等に代わり国保連合会が第三者に損害賠償金の請求を行うが(⑤)、受託事務の範囲外としていれば、国保連合会は国保保険者等に事案の差戻しを行い、国保保険者等が自ら第三者に損害賠償金の請求を行う(⑤')。

オ 求償債権額がある場合における国庫負担金等の算定方法

「第三者行為に伴う損害賠償金等に係る療養に要した費用の取扱いについて」(昭和40年保険発第124号厚生省保険局国民健康保険課長通知)等によれば、国保保険者等は、国庫負担金等の交付額の算定に当たり、求償債権額がある場合には、国庫負担金等の対象費用の額から調定した当該求償債権額を控除することなどとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

第三者行為に係る保険給付は、本来、国保保険者等として負担する必要のないものであり、代位取得した損害賠償請求権を行使しない場合には、国民健康保険等に加入している被保険者等がその負担をすることになるほか、第三者の損害賠償責任を免責することになり、

適当でないと考えられる。

そこで、本院は、合規性、効率性、有効性等の観点から、国保保険者等による求償事務は適切に実施されて、国庫負担金等の交付額の算定が適切なものとなっているかなどに着眼して、貴省本省、22都道府県^(注1)の156市区町、3国民健康保険組合、22広域連合、計181国保保険者等において、傷病届等の関係書類により会計実地検査を行った。検査に当たっては、平成25、26両年度に被保険者から傷病届が提出された自動車事故の事案41,155件に係る保険給付を対象として、27年11月末現在における求償事務の実施状況に関する資料の提出を求めた。また、国保保険者等から求償事務の実施を受託している22国保連合会において、25、26両年度の受託状況等を確認するなどして調査した。

(注1) 22都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、茨城、埼玉、千葉、神奈川、山梨、静岡、愛知、滋賀、兵庫、奈良、島根、岡山、香川、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記の181国保保険者等における求償事務の実施方法について確認したところ、このうち160国保保険者等は、求償事務を国保連合会に委託して実施することとしていた。

そこで、上記の160国保保険者等から求償事務の実施を受託している22国保連合会における受託事務の範囲について確認したところ、いずれの国保連合会も、自賠責保険又は任意保険を取り扱う保険会社等に対して実施する求償事務は受託事務の範囲内であるとしていた。一方、22国保連合会のうち19国保連合会は、実施体制が十分に整備されていないことなどを理由に、第三者直接求償事務については全て受託事務の範囲外としたり、第三者が国保保険者等に損害賠償金を支払う旨の誓約書が提出されていない事案等に係る第三者直接求償事務を受託事務の範囲外としたりしていた。

19国保連合会に求償事務の実施を委託することとしている143国保保険者等における第三者直接求償事務の実施状況についてみたところ、①国保保険者等は国保連合会に求償事務の実施を委託しているものの、国保連合会が第三者直接求償事務については受託事務の範囲外であるとしてこれを行わず、国保保険者等に差戻しを行っている事案や、②差戻しが行われることがあらかじめ想定されるとして、国保保険者等が当初から国保連合会に求償事務の実施を委託していない事案が、88国保保険者等において計874件(①に係るもの791件、②に係るもの83件)見受けられた。

そして、これらの事案のうち、第三者との間で過失割合についての協議等を行うに当たり専門的知識が不足していることなどを理由に、国保保険者等が自ら第三者直接求償事務^(注2)を行っていない事案が、74国保保険者等において計815件(①に係るもの762件、②に係るもの53件)見受けられた。当該事案に支給された保険給付額は計10億0276万余円、これに係る国庫負担金等相当額は計2億7660万余円となっている。

(注2) 74国保保険者等 水戸、日立、土浦、古河、つくば、ひたちなか、筑西、さいたま、熊谷、深谷、上尾、越谷、八王子、町田、清瀬、相模原、横須賀、藤沢、春日井、豊田、大津、向日、大阪、豊中、吹田、高槻、守口、枚方、松原、東大阪、泉南、神戸、姫路、西宮、加古川、奈良、天理、桜井、香芝、岡山、倉敷、津山、玉野、総社、備前、赤磐、美作、高松、丸亀、坂出、観音寺、さぬき、東かがわ、三豊、

宮崎、延岡、鹿児島各市、中央、墨田、杉並、足立各区、北海道、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、香川県、宮崎県各後期高齢者医療広域連合

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「大阪府広域連合」という。)は、被保険者 A が平成 25 年 3 月に自動車事故に遭ったことから、当該事故に起因する傷病の治療のために、被保険者 A に対して 352 万余円の保険給付を行った。そして、大阪府広域連合は、同年 5 月、当該事故に係る被保険者 A の傷病届を受理して、求償事務の実施を大阪府国民健康保険団体連合会(以下「大阪府国保連合会」という。)に委託した。これを受けて、大阪府国保連合会は、当該事故の第三者 B が加入する自賠責保険に対して代位取得した損害賠償請求権を行使したが、自賠責保険から既に支払限度額まで支払が行われていたことから、支払を受けることができなかった。また、第三者 B は任意保険に加入していなかったことから、大阪府国保連合会は、第三者直接求償事務については受託事務の範囲外であるとして、26 年 5 月、大阪府広域連合にこの事案の差戻しを行った。そして、大阪府広域連合は、自ら第三者直接求償事務を行っていない。

このように、大阪府広域連合において、第三者直接求償事務を行っていない事案が 66 件見受けられた。そして、この 66 件について支給された保険給付額は計 1 億 0190 万余円、これに係る国庫負担金等相当額は計 2547 万余円となっている。

また、前記の 181 国保保険者等のうち 21 国保保険者等は、求償事務を国保連合会に委託せず自ら実施することとしていたのに、第三者直接求償事務を行っていない事案が、3 国保保険者等^(注 3)において計 19 件見受けられた。当該事案に支給された保険給付額は計 2925 万余円、これに係る国庫負担金等相当額は計 796 万余円となっている。

(注 3) 3 国保保険者等 帯広、京都両市、山梨県後期高齢者医療広域連合

(改善を必要とする事態)

国保保険者等による求償事務の実施に当たり、第三者直接求償事務が国保連合会の受託事務の範囲外であるとして差し戻された事案等について、国保保険者等が自ら第三者直接求償事務を行っていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、第三者直接求償事務を行うには専門的知識を要することなどから国保保険者等が自らこれを行うことが困難であるとしている事案が多数見受けられるのに、貴省において、国保保険者等による求償事務の適切な実施を推進するために、第三者直接求償事務を適切に行うための具体的な方策についての検討等が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度が我が国の社会保障制度において重要な役割を果たしていること、毎年度、国保保険者等には多額の国庫負担金等が交付されていることなどを踏まえると、国保保険者等による求償事務が適切に実施され、国庫負担金等の交付額が適切に算定される必要がある。そして、第三者直接求償事務を行うには専門的知識を要することなどを考慮すると、第三者直接求償事務を適切に行うためには、国民健康保険法第 64 条第 3 項等の規定に基づき、第三者直接求償事務についても国保連合会に委託して行うこと

ができるようにするなどの必要がある。

については、貴省において、国保保険者等による求償事務の適切な実施を推進するために、国保連合会における受託事務の範囲の見直しなど第三者直接求償事務を適切に行うための具体的な方策について検討して、都道府県を通じて国保保険者等及び国保連合会に対する指導等を行うなどするよう意見を表示する。

【当局が講じた処置】

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、第三者直接求償事務を適切に行うために、国保連合会において交通事故を含めた全ての傷害事故に係る第三者直接求償事務を受託事務の範囲に含めて実施する体制を構築することなどを示した対応方針を策定した。そして、29年6月に都道府県等に対して通知を発して、上記の対応方針に基づき、受託事務の範囲の見直しに関する具体的な取組方法及び工程表を定めるなどするよう都道府県を通じて国保連合会及び国保保険者等に対して指導等を行う処置を講じていた。

- (4) 介護給付費の算定に当たり、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずるなどすることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)介護保険制度運営推進費
部 局 等	厚生労働本省
国の負担の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
実施主体 (保 険 者)	市36、区2、町3、一部事務組合1、広域連合1、計43実施主体
同一建物減算の概要	訪問介護の利用者が、訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物等に居住する場合において、当該訪問介護事業所が当該利用者に訪問介護を提供する場合に、訪問介護に係る介護報酬を所定の単位数の100分の90に相当する単位数に減算するもの
43実施主体における平成27、28両年度の各月の減算適用者の延べ人数	656,586人(平成27年4月～29年2月)
上記減算適用者のうち、減算前の単位数に置き換えて集計した利用単位数が限度額単位を超過していた者の延べ人数	195,595人
上記の195,595人に支払われた介護給付費	532億2465万余円(平成27年5月～29年3月)

前記の195,595人について、上記の介護給付費と、同一建物減算による減算前の単位数に置き換えて集計した利用単位数に基づき限度額判定を行ったと仮定した場合の介護給付費との開差額(試算額)	26億4702万余円
上記に係る国庫負担額(試算額)	7億9126万円

【意見を表示したものの全文】

有料老人ホーム等の入居者が利用する訪問介護に係る介護給付費の算定について

(平成29年10月19日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 有料老人ホーム等の概要

貴省は、平成37年を目途として、高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していくこととしている。また、地域包括ケアシステムの構築の前提として、生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力に合った住まい方が確保されていることが必要であるとしている。

そして、従来、高齢者向けの多様な住まいが整備されているが、近年、表1のとおり、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の数が大幅に増加している。

表1 高齢者向け住まいの件数等

区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度	対24年度比
サービス付き高齢者向け住宅	2,245	3,906	4,932	5,734	255%
有料老人ホーム	7,563	8,499	9,581	10,627	140%
介護老人福祉施設	7,552	7,865	8,935	9,419	124%
認知症高齢者グループホーム	11,745	12,124	12,597	12,956	110%
介護老人保健施設	3,932	3,994	4,099	4,185	106%
軽費老人ホーム	2,182	2,198	2,250	2,264	103%
養護老人ホーム	953	953	952	957	100%
介護療養型医療施設	1,681	1,575	1,476	1,364	81%

注(1) 「平成28年版厚生労働白書」等に基づき作成している。

注(2) 「サービス付き高齢者向け住宅」の単位は棟、その他の単位は件である。

注(3) 「サービス付き高齢者向け住宅」は各年度の9月末時点、「有料老人ホーム」は7月1日時点、「認知症高齢者グループホーム」は10月末時点、その他は10月1日時点の件数等である。

注(4) 「有料老人ホーム」の件数には、「サービス付き高齢者向け住宅」の棟数を含まない。

表1のうち、有料老人ホームは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づき、入居した老人に対して入浴、排せつ又は食事の介護、食事の提供等の供与をする事業を行う施設である。また、サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に基づき、高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームであって居住の用に供する専用部分を有するものに入居した高齢者に対して、状況把握サービス等の福祉サービスを提供する事業に係る建築物である。

(2) 有料老人ホーム等の入居者に対する介護サービス

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム及び養護老人ホーム(いずれも特定施設入居者生活介護等^(注1)の指定を受けているものを除き、サービス付き高齢者向け住宅は都道府県知事等の登録を受けたものに限る。以下、これらを合わせて「有料老人ホーム等」という。)の入居者が要介護者である場合、当該入居者は、有料老人ホーム等の運営者が提供するサービスのほかに、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく訪問介護等^(注2)の居宅サービス(特定施設入居者生活介護を除く。)又は地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下、居宅サービスと地域密着型サービスを合わせて「居宅サービス等」という。)を利用することができることとなっている。

(注1) 特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム等に入居している要介護者に対して入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行う居宅サービス

(注2) 訪問介護 要介護者に対して、その居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話を行う居宅サービス

そして、近年、有料老人ホーム等については、その運営者が有料老人ホーム等と同一の建物等に居宅サービス等を提供する事業所を併設して、入居者等に対して居宅サービス等を提供するものが多数見受けられる(以下、居宅サービス等を提供する事業所を運営する者を「居宅サービス等事業者」という。)

貴省社会保障審議会の資料によれば、有料老人ホーム等のうち、居宅サービス等を提供する事業所等が一つ以上併設されているものの割合は、25年度において有料老人ホームで82.7%、サービス付き高齢者向け住宅で82.0%となっており、このうち訪問介護を提供する事業所(以下「訪問介護事業所」という。)が併設されているものの割合は、有料老人ホームで53.0%、サービス付き高齢者向け住宅で50.3%となっている。

(3) 居宅サービス等の利用と介護報酬の算定

居宅サービス等の利用に当たっては、法に基づき、原則として、介護支援専門員が要介護者の心身の状況や希望等を勘案してその利用するサービスの種類や内容等を定めた居宅サービス計画を作成することとなっており、当該要介護者は、当該計画に基づいてサービスを利用することとなっている(以下、要介護者のうち居宅サービス等を利用している者を「利用者」という。)

そして、居宅サービス等事業者は、利用者に居宅サービス等を提供したときは、法に基づき、その対価として一定の報酬を請求することができることとなっている。居宅サービス等事業者が請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号。以下「算定基準」という。)等によれば、利用者に提供したサービスの種類や提供時間等に応じて定められた単位数に、提供回数並びに居宅サービス等を提供する事業所が所在する地域の区分及びサービスの種類に応じて定められた単価(10円から11.40円)を乗じて算定することとされている。

(4) 介護給付費と居宅介護サービス費等区分支給限度基準額

介護保険の保険者である市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)は、利用者が居宅サービス等の提供を受けたときは、法に基づき、原則として、当該居宅サービス等に係る介護報酬の100分の90に相当する額を保険給付することとなっている(以下、市町村が支払う介護報酬の額を「介護給付費」という。)。ただし、市町村は、利用者に代わり、介護給付費を居宅サービス等事業者に直接支払うことができることとなっている。

介護給付費は、法等に基づき、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。そして、国は、公費負担として介護給付費のうち約100分の30を負担している。

また、貴省は、居宅サービス等が生活に密接に関連したものであり利用に歯止めが利きにくいことなどから、法等に基づき、1月当たりの居宅サービス等に係る保険給付に要介護度に応じた一定の上限を設けることとして、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額(以下「限度額」という。)を定めている。そして、限度額の設定に当たっては、要介護度ごとに標準的に必要と考えられる居宅サービス等の種類や回数等を勘案することとなっている。

限度額は、単位数(以下「限度額単位」という。)の形式で、表2のとおり定められている。

表2 要介護度別の限度額単位(平成26年4月以降)

(単位：単位/月)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
16,692	19,616	26,931	30,806	36,065

そして、1月内に利用した居宅サービス等に係る単位数の合計(限度額の対象となるものに限る。以下「利用単位数」という。)が限度額単位を超過した場合には、当該超過分については保険給付の対象とはならず、当該超過分の利用単位数に係る介護報酬は、その全額が利用者の自己負担となることとなっている(以下、利用単位数が限度額単位を超過するかどうかについての判定を「限度額判定」という。))。

(5) 介護報酬の算定における同一建物減算

貴省は、有料老人ホーム等と同一の建物に所在する訪問介護事業所等が有料老人ホーム等の入居者に居宅サービス等を提供する場合における介護報酬の算定について、評価の適正化を図るために、24年4月に算定基準等を改正している。改正後の算定基準によれ

ば、利用者が訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物(有料老人ホーム等に限る。以下同じ。)であって、当該訪問介護事業所における1月当たりの利用者が30人以上居住する建物に居住する場合に、当該利用者に訪問介護を提供する場合には、訪問介護に係る介護報酬を所定の単位数の100分の90に相当する単位数に減算することとされている。

その後、貴省は、27年4月の算定基準等の改正に当たり、有料老人ホーム等の入居者に居宅サービス等を提供する場合における介護報酬の算定について、次のような見直しを行っている。すなわち、利用者が、①訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物、②訪問介護事業所と同一の敷地内の建物若しくは隣接する敷地内の建物、又は③当該訪問介護事業所の1月当たりの利用者が20人以上居住する建物のいずれかに居住する場合に、当該利用者に訪問介護を提供する場合には、訪問介護に係る介護報酬を所定の単位数の100分の90に相当する単位数に減算することとして、当該減算の適用対象者を拡大している(以下、この介護報酬の減算を「同一建物減算」、同一建物減算の適用対象となっている訪問介護事業所を「併設事業所」、併設事業所の利用者であって同一建物減算が適用されている者を「減算適用者」という。)

貴省は、同一建物減算の趣旨について、訪問介護を提供する者の移動等の労力が軽減されることを考慮したものであるとしている。

そして、減算適用者については、同一建物減算による減算後の単位数を集計した利用単位数に基づき限度額判定を行うこととなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、近年、有料老人ホーム等の数の大幅な増加に伴って併設事業所の数も増加していることから、減算適用者に係る介護給付費も増大していると考えられる。

そこで、本院は、有効性等の観点から、減算適用者に係る介護給付費の算定は限度額の設定方法及び同一建物減算の趣旨に照らして適切なものとなっているかなどに着眼して、貴省本省、19都道府県及び管内の41市区町、1一部事務組合及び1広域連合において会計実地検査を行った。

(注3) 19都道府県 東京都、北海道、大阪府、宮城、栃木、群馬、神奈川、新潟、富山、石川、長野、岐阜、愛知、三重、兵庫、広島、愛媛、福岡、佐賀各県

検査に当たっては、27年10月に19都道府県管内に所在する訪問介護事業所21,805事業所のうち、併設事業所であって27年4月における当該併設事業所の利用単位数の限度額単位に占める割合が90%以上となっている利用者が見受けられるなどしている65事業所を選定して、利用者のうち減算適用者の訪問介護の利用状況等について確認するとともに、当該65事業所が所在する41市区町、1一部事務組合及び1広域連合における27、28両年度の減算適用者の介護給付費の算定状況を分析するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 65事業所の減算適用者の訪問介護の利用状況等

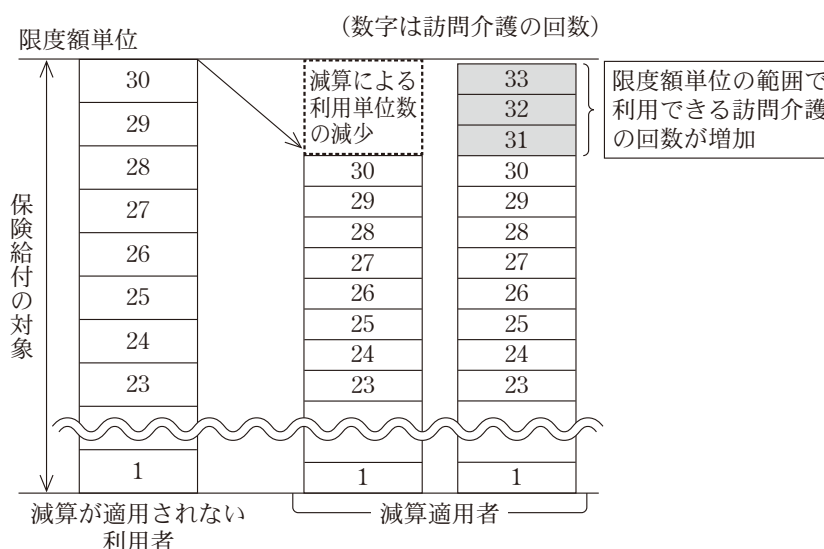
前記のとおり、減算適用者については、同一建物減算による減算後の単位数を集計した利用単位数に基づき限度額判定を行うこととなっている一方、減算適用者以外の利用者に

については、減算されていない利用単位数に基づき限度額判定を行うこととなっている。

そこで、前記65事業所の27年4月における利用者のうち減算適用者3,155人の訪問介護に係る利用単位数について、同一建物減算による減算後の単位数を集計した利用単位数に基づき限度額判定を行うのではなく、本院において、同一建物減算による減算前の単位数に置き換えて集計した利用単位数に基づき限度額判定を行ったところ、54事業所の937人についてはその利用単位数がそれぞれの限度額単位を超過していた。

このように、減算適用者については、減算後の単位数を集計した利用単位数に基づき限度額判定が行われることから、同一建物減算が適用される場合には、同一建物減算が適用されない場合と比べて限度額単位の範囲で利用できる訪問介護の回数が増加するなど、保険給付の対象となるものが増加している状況となっていた(図参照)。

図 同一建物減算の適用による訪問介護の利用可能回数の増(概念図)



上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A県B市に所在する訪問介護事業所Cの利用者D(要介護1、限度額単位16,692単位/月)は、平成27年4月時点において、訪問介護事業所Cの1月当たりの利用者数が20人以上である有料老人ホームに居住していたことから、減算適用者となっていた。

そこで、減算適用者Dが利用した同月の訪問介護の回数等について確認したところ、身体介護を中心とする所要時間20分以上30分未満の訪問介護(同一建物減算が適用される場合の1回当たりの単位数は221単位。以下「身体介護1」という。)の利用回数が、限度額単位の範囲で利用可能な最大の回数となる75回(訪問介護に係る利用単位数は16,575単位)となっていた。

本院において、減算適用者Dについて、同一建物減算による減算前の単位数に置き換えて集計した利用単位数に基づき限度額判定を行ったところ、身体介護1(減算前の1回当たりの単位数は245単位)を75回利用した利用単位数は18,375単位となり、限度額単位を1,683単位超過していた。一方、減算適用者Dに同一建物減算が適用されていなかったとした場合、限度額単位の範囲で利用可能な身体介護1の回数は68回(この場合の訪問介護に係る利用単位数は16,660単位)となる。

このように、減算適用者については、減算後の単位数を集計した利用単位数に基づき限度額判定が行われることから、同一建物減算が適用されない場合と比べて保険給付の対象となるものが増加している状況となっていた。

また、前記54事業所の937人のうち、27年4月の算定基準改正前の同年3月と改正後の4月とで要介護度の変更がなかった者で、算定基準の改正により同月から新たに減算適用者となっていた者が、37事業所で572人見受けられた。そして、新たに減算適用者となったこれらの37事業所の利用者572人について、同年3月及び4月の併設事業所の訪問介護の利用状況をみると、同年3月と比較して4月の訪問介護の利用回数が増加するなどして訪問介護に係る利用単位数が増加している者が、34事業所で235人見受けられた。

しかし、前記のとおり、限度額は、要介護度ごとに標準的に必要と考えられる居宅サービス等の種類や回数等を勘案して設定されていること、また、同一建物減算の趣旨は、訪問介護を提供する者の移動等の労力が軽減されることを考慮して介護報酬を減算するものであることを踏まえると、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差が生ずるなどしている事態は、保険給付の公平性が確保されておらず、適切ではないと認められる。

(2) 43市区町等における減算適用者に対する減算前の単位数に基づく限度額判定の結果及び介護給付費の開差額の試算

(1)の結果を踏まえ、前記の41市区町、1一部事務組合及び1広域連合から27、28両年度の介護給付費に係る明細情報を取得して、それらの市区町等の介護保険の被保険者のうち27、28両年度の各月における減算適用者延べ656,586人について、同一建物減算による減算後の単位数を集計した利用単位数に基づき限度額判定を行うのではなく、本院において、減算前の単位数に置き換えて集計した利用単位数に基づき限度額判定を行ったところ、利用単位数が限度額単位を超過して、同一建物減算の適用により、同一建物減算が適用されない場合に比べて保険給付の対象となるものが増加している者が195,595人見受けられた。

(注4) 平成27年4月から29年2月までの各月

これらの減算適用者195,595人について、27、28両年度に支払われた介護給付費計532億2465万余円(うち国庫負担額159億1009万余円)と、同一建物減算による減算前の単位数に置き換えて集計した利用単位数に基づき限度額判定を行ったと仮定した場合の介護給付費との開差額を試算すると、表3のとおり、計26億4702万余円(うち国庫負担額の試算額7億9126万余円)となる。

(注5) 平成27年5月から29年3月までの各月に支払われた介護給付費

表3 開差額の試算

(単位：人、円)

都道府県名	実施主体数 (保険者数)	平成27、 28両年度の 各月にお ける減算適 用者の数 (延べ人数) A	Aのうち、 減算前の単 位数に置き 換えて集計 した利用単 位数が限度 額単位を超 過していた 者の数 (延べ人数) B	Bに支払われ た介護給付費 注(1) C	Cに係る 国庫負担額 D	Bに支払われ た介護給付費 と、減算前 の単位数に 置き換えて 集計した利 用単位数に 基づき限度 額判定を行 ったと仮定 した場合の 介護給付費 との開差額 注(1)注(2) E	Eに係る 国庫負担額 F
北海道	4	125,409	36,633	9,100,839,552	2,719,907,250	492,896,716	147,310,131
宮城県	2	2,020	837	210,653,598	62,980,224	11,486,934	3,434,162
栃木県	1	2,994	773	216,596,177	64,754,008	10,391,762	3,106,909
群馬県	1	4,347	965	254,480,332	76,110,678	8,112,242	2,426,789
東京都	2	19,997	5,466	1,597,962,642	477,709,239	74,690,316	22,326,949
神奈川県	3	57,012	13,466	3,801,949,583	1,136,588,149	190,165,531	56,851,418
新潟県	1	19,457	4,007	1,018,061,175	304,423,415	44,852,659	13,413,054
富山県	2	20,505	7,573	1,912,567,071	571,640,609	104,455,105	31,216,375
石川県	2	3,509	1,784	429,688,854	128,443,182	23,711,328	7,087,705
長野県	3	26,930	8,819	2,303,487,592	688,637,370	119,114,752	35,611,444
岐阜県	1	19,187	8,388	2,263,756,248	676,374,273	114,421,392	34,183,487
愛知県	2	100,216	45,105	13,609,773,462	4,068,645,331	718,374,016	214,767,279
三重県	3	21,691	7,658	2,036,001,522	608,637,647	90,752,983	27,132,342
大阪府	4	47,622	16,481	4,537,791,513	1,356,379,604	221,151,518	66,108,499
兵庫県	3	28,038	8,388	2,321,996,813	694,130,948	112,310,558	33,573,599
広島県	1	34,013	9,411	2,568,294,724	767,745,818	122,382,803	36,587,039
愛媛県	2	19,766	8,093	2,002,541,421	598,678,107	89,139,995	26,650,150
福岡県	5	99,999	11,245	2,900,665,440	867,196,384	94,516,334	28,256,927
佐賀県	1	3,874	503	137,543,287	41,110,345	4,099,211	1,225,207
計	43	656,586	195,595	53,224,651,006	15,910,092,581	2,647,026,155	791,269,465

注(1) 居宅サービス等(居宅療養管理指導を除く。)に係る介護給付費のみを算定している。

注(2) 開差額は、保険給付の対象となる利用単位数の差を算出して、当該利用単位数の差に一律10円を乗ずるなどして計算している。

(改善を必要とする事態)

介護給付費の算定に当たり、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずるなどしている事態は、限度額の設定方法及び同一建物減算の趣旨からみて、保険給付の公平性が確保されていないもので適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、介護給付費の算定に当たり、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずるなどして、保険給付の公平性が確保されないこととならないようにするための検討が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省は、高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していくこととしており、この進展に伴い、有料老人ホーム等、併設事業所及び減算適用者の数もそれぞれ増加していくことが見込まれる。

ついては、貴省において、介護給付費の算定に当たり、限度額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずるなどすることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示する。

- (5) 労働移動支援助成金のうち再就職支援奨励金の支給に当たり、対象労働者における紹介事業者の再就職支援を受ける意思、対象労働者に対する紹介事業者の再就職支援の状況等を確認するなどして、同奨励金に係る制度の運用を制度の趣旨に沿った効果的なものとするよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 地域雇用機会創出等対策費	
部 局 等	厚生労働本省、14 労働局	
再就職支援奨励金の概要	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者の早期の再就職を実現するために民間の職業紹介事業者に再就職支援を委託してその費用を負担した事業主に対して助成するもの	
検査対象とした再就職支援奨励金の額(1)	28 億 2588 万余円(平成 26 年度～28 年度)	
(1)のうち、中小企業の事業主に係る委託開始分の支給金額(2)	2,054 人	2 億 0535 万円(平成 26、27 両年度)
(2)のうち、助成対象期限内に再就職していなかった者を対象として支給された額(3)	943 人	9425 万円(背景金額)
(3)のうち、助成対象期限内に再就職するための紹介事業者の再就職支援を受ける意思がなかったと認められる者を対象として支給された額(4)	62 人	620 万円
(1)のうち、再就職実現分の支給金額(5)	4,139 人	12 億 6693 万余円

(5)のうち、紹介事業者の再就職のための職業相談、面接指導等の支援を受けずに再就職している者を対象として支給された額 (6)	146 人	4395 万円
(4)及び(6)の計	208 人	5015 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

労働移動支援助成金のうち再就職支援奨励金に係る制度の運用について

(平成 29 年 10 月 17 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 再就職援助の概要

雇用対策法(昭和 41 年法律第 132 号)等によれば、事業主は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する援助その他の再就職の援助を行うことにより、その職業の安定を図るように努めなければならないこととされている。そして、事業主が相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等を行おうとする場合には、縮小等の理由、離職予定時期、再就職援助のための措置内容、対象者名等を記載した再就職援助計画を公共職業安定所(以下「安定所」という。)に提出しなければならないこととされている。

再就職援助計画の対象者に対する援助のための措置には、取引先企業等への再就職のあっせん、安定所等の求人情報の提供、再就職支援の民間の職業紹介事業者(以下「紹介事業者」という。)への委託等があり、どのような措置を講ずるかは事業主の任意となっている。

(2) 労働移動支援助成金の概要

貴省は、雇用保険で行う事業のうち雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)、雇用対策法等に基づき、再就職援助計画の対象となる労働者の円滑な再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、労働移動支援助成金を支給しており、同助成金の支給に関する事務は都道府県労働局(以下「労働局」という。)が行っている。

(3) 再就職支援奨励金の概要

労働移動支援助成金のうち、再就職支援奨励金は、事業主が紹介事業者に再就職支援を委託し、離職を余儀なくされる労働者にその支援を受けさせることにより早期の再就職を実現させることを目的としている。そして、同奨励金は、再就職援助計画を提出した事業主が、当該計画の対象者に対する援助のための措置として、紹介事業者への委託を行い、その費用を負担した場合に当該事業主に支給されるもので、委託開始申請分(以下「委託開始分」という。)と再就職実現申請分(以下「再就職実現分」という。)から構成されている。

委託開始分は、事業主に対して離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を紹介事業者

に委託することを促す目的で支給されるものである。その支給要件は、支給を受けようとする事業主が、再就職援助計画を安定所に提出して、その認定を受けた後に、再就職援助を承諾した労働者の再就職支援のための委託契約を紹介事業者との間で締結して当該契約に係る費用を負担することなどとなっている。

また、再就職実現分は、事業主が、上記の委託契約を締結した後、当該契約に基づく再就職支援の対象となる労働者の再就職が実現した場合に当該事業主に支給されるものである。その支給要件は、当該労働者が離職の日の翌日から起算して6か月以内(当該労働者が45歳以上の場合は9か月以内。以下「助成対象期限」という。)に、雇用保険の一般被保険者等として再就職したことなどとなっている。

そして、事業主からの委託を受けた紹介事業者は、当該労働者が再就職できるよう、職業相談、面接指導、履歴書等の作成支援、職業紹介等の再就職支援を実施することになる。

再就職支援奨励金の支給対象となる労働者(以下「対象労働者」という。)1人当たりの支給額は、平成28年7月31日までに提出された再就職援助計画に基づく委託契約に係るものについては、原則として、委託開始分が10万円、再就職実現分が、事業主が紹介事業者に対して支払った委託額に、事業主が中小企業の場合は3分の2(対象労働者が45歳以上の場合は5分の4)、中小企業以外の場合は2分の1(同3分の2)を乗ずるなどした額から委託開始分の支給額を減じた額となっている。

なお、貴省は、28年8月1日以降に提出された再就職援助計画の対象者については委託開始分の支給を中小企業の事業主のみとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、再就職支援奨励金に係る制度の運用は適切なものとなっているかなどに着眼して、26年度から28年度^(注1)までの間に14労働局^(注2)が支給した再就職支援奨励金計28億2588万余円を対象として、14労働局において、支給申請書、対象労働者の再就職状況等に関する書類、紹介事業者が事業主に毎月提出している対象労働者の再就職支援に関する報告書(以下「報告書」という。)等を確認するとともに、貴省本省において、再就職支援奨励金の支給要件、支給対象についての考え方等を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、14労働局から対象労働者の再就職の状況等に関する調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(注1) 平成28年度支給分については、28年7月31日までに提出された再就職援助計画に係る対象労働者に係るものを対象とした。

(注2) 14労働局 北海道、宮城、山形、東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、大阪、岡山、愛媛、高知、福岡各労働局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

- (1) 委託開始分の対象労働者に助成対象期限内に再就職していない者が多数見受けられ、その中に再就職支援を受ける意思がなかったと認められる者が含まれていた事態

14労働局において、26、27両年度に支給された委託開始分の対象労働者に占める助成対象期限内に再就職した対象労働者の割合を、28年8月1日以降も委託開始分の支給対

象となっている中小企業の事業主についてみると、表のとおり、対象労働者計 2,054 人（委託開始分の支給金額計 2 億 0535 万円）の 54.0% を占める 1,111 人となっており、助成対象期限内に再就職していない対象労働者は、45.9% を占める 943 人（委託開始分の支給金額計 9425 万円）と多数見受けられる状況となっていた。

表 委託開始分の対象労働者に係る再就職の実現状況 (単位：人)

年度	当該年度中の委託開始分の対象労働者数 A	Aのうち再就職実現分の対象労働者数 B	助成対象期限内に再就職していない対象労働者数 A - B
平成 26 年度	494	320 (64.7)	174 (35.2)
27 年度	1,560	791 (50.7)	769 (49.2)
計	2,054	1,111 (54.0)	943 (45.9)

注(1) 「Aのうち再就職実現分の対象労働者数欄」及び「助成対象期限内に再就職していない対象労働者数欄」の()内は、「当該年度中の委託開始分の対象労働者数」に占める比率(%)を示す。

注(2) 比率については、小数点以下第2位を切り捨てている。

このような状況を踏まえて、上記 943 人のうち、報告書により対象労働者の再就職に対する取組の状況等が把握できた 817 人について、対象労働者の再就職支援を受ける意思等の状況をみたところ、報告書において、離職後 6 か月又は 9 か月以上の期間について再就職支援を受ける意思がないことが記載されているなどして助成対象期限内に再就職するための紹介事業者の再就職支援を受ける意思がなかったと認められる者が、^(注3) 8 労働局において 62 人（委託開始分の支給金額計 620 万円）見受けられた。

このように、再就職支援奨励金が離職を余儀なくされる労働者の早期の再就職を実現させることを目的としたものであるのに、委託開始分の対象労働者のうち、助成対象期限内に再就職していない者が多数見受けられ、これらの中に、助成対象期限内に再就職するための紹介事業者の再就職支援を受ける意思を有していないと認められ、再就職を支援する必要性が必ずしも認められない者が相当数含まれていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

長野労働局管内に所在する中小企業の事業主 A は、平成 26 年 4 月 18 日に、対象労働者 B の再就職支援を紹介事業者 C に委託したことから、対象労働者 B に係る委託開始分 100,000 円を受給していた。

しかし、同年 5 月 31 日に離職した対象労働者 B は、報告書によると、紹介事業者 C との最初の面談日である同年 7 月 14 日に、対象労働者 B 本人の事情により同日以降 2 年間は再就職支援を受けない旨を申告し、以後紹介事業者の支援を受けていなかった。

(注3) 8 労働局 北海道、宮城、東京、神奈川、山梨、長野、愛知、大阪各労働局

(2) 再就職実現分の対象労働者に紹介事業者の支援を受けずに再就職している者が含まれていた事態

14 労働局において、26 年度から 28 年度までの間に中小企業及び中小企業以外の事業主に対して支給された再就職実現分の対象労働者 4,139 人（再就職実現分の支給金額計 12 億 6693 万余円）のうち、再就職における紹介等の経路が判明した 3,692 人についてみたところ、このうちの 48% を占める 1,777 人は、紹介事業者による紹介ではなく、当該対象労働者

働者の自己開拓、安定所の紹介等により再就職していた。

そこで、報告書等により上記の1,777人における紹介事業者の再就職支援の状況についてみたところ、このうち13^(注4)労働局における146人(再就職実現分の支給金額計4395万余円)については、紹介事業者による再就職のための職業相談、面接指導等の支援を受けていない状況となっていた。

このように、再就職実現分の支給額は、事業主が紹介事業者に対して支払った委託額を基に算定されるものとなっているのに、再就職実現分の対象労働者の中に紹介事業者の再就職支援を受けずに再就職している者が相当数含まれていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

神奈川労働局管内に所在する中小企業以外の事業主Dは、平成26年6月30日に離職した対象労働者Eが同年7月3日に再就職したことから、対象労働者Eに係る再就職実現分296,000円を受給していた。

しかし、対象労働者Eは、報告書によると、自己開拓により同年7月3日から再就職することが既に決定していたことから、紹介事業者Fとの最初の面談日の同月2日にその旨を申告し、紹介事業者Fによる再就職支援を受けることなく再就職していた。

(注4) 13労働局 北海道、宮城、山形、東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、大阪、岡山、愛媛、福岡各労働局

(改善を必要とする事態)

再就職支援奨励金が、離職を余儀なくされる労働者に紹介事業者による再就職支援を受けさせることにより早期の再就職を実現させることを目的としたものであるのに、委託開始分の対象労働者のうち助成対象期限内に再就職していない者の中に、助成対象期限内に再就職するための紹介事業者の再就職支援を受ける意思を有していないと認められ、再就職を支援する必要性が必ずしも認められない者が相当数含まれている事態及び再就職実現分の対象労働者の中に、紹介事業者の再就職支援を受けずに再就職している者が相当数含まれている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省本省において、再就職支援奨励金に係る制度の運用に当たり、事業主が紹介事業者に再就職支援を委託し、離職を余儀なくされる労働者にその支援を受けさせることにより早期の再就職を実現させるという制度の趣旨を踏まえた委託開始分及び再就職実現分の対象労働者の範囲等の検討が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

政府は、「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)において、失業なき労働移動の実現を進め、従来の雇用維持型の政策を改め、労働移動支援型の政策に転換するなどとしており、貴省は、労働移動支援型の助成金である再就職支援奨励金による再就職支援を今後も実施していくこととしている。

については、貴省本省において、再就職支援奨励金に係る制度の運用を、離職を余儀なくされる労働者に紹介事業者による支援を受けさせることにより早期の再就職を実現させるという制度の趣旨に沿った効果的なものとするよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 労働局における委託開始分の支給に当たり、対象労働者における紹介事業者の再就職支援を受ける意思等を確認して、再就職を支援する必要性が認められない者を委託開始分の支給対象としないこととするなど、対象労働者の範囲等について見直しを行うこと
- イ 労働局における再就職実現分の支給に当たり、対象労働者に対する紹介事業者の再就職支援の状況等を確認して、紹介事業者の再就職支援を受けずに再就職している者を再就職実現分の支給対象としないこととするなど、対象労働者の範囲等について見直しを行うこと

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 第三者行為災害において取得した求償権について、求償債権額の算出誤りを防止するためのチェックシートを配布し、その活用を図ることとしたり、保険会社から求償債権額の減額請求があった場合に、その妥当性について十分な確認を行ったりすることなどにより、求償事務が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (款)雑収入 (項)雑収入	
部 局 等	厚生労働本省、10 労働局	
第三者行為災害において国が取得する求償権の概要	労災保険給付の原因である事故が第三者の行為等によって生じた場合において、国が労災保険給付をしたときに、その給付の価額の限度で、労災保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するもの	
検査の対象とした求償権の件数及び金額	5,420 件	219 億 1028 万余円(平成 27、28 両年度)
求償債権額が過小に算出されるなどしていた求償権の件数及び金額	502 件	3 億 8860 万円(平成 27、28 両年度)

1 第三者行為災害において国が取得する損害賠償請求権等の概要

(1) 第三者行為災害において国が取得する損害賠償請求権の概要

厚生労働省は、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。)に基づき、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に関して、被災労働者等に対して療養補償給付、療養給付、休業補償給付、休業給付等の保険給付(以下「労災保険給付」という。)を行っている。

労災保険法によれば、政府は、労災保険給付の原因である事故が第三者の行為等によって生じた場合(以下「第三者行為災害」という。)において、労災保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、労災保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権(以下「求償権」という。)を取得するとされている。

第三者行為災害において国が求償を行う相手には、損害賠償責任を負う第三者のほか、第三者が加入している保険会社等がある。

(2) 療養補償給付等の概要

厚生労働本省が昭和50年1月に定めた「労災保険給付事務取扱手引」(最終改訂平成27年12月)等によれば、業務上の負傷又は疾病(以下「業務災害」という。)の場合に支給する療養補償給付及び通勤による負傷又は疾病(以下「通勤災害」という。)の場合に支給する療養給付(以下、これらを合わせて「療養補償給付等」という。)の方法は、都道府県労働局長の指定する病院、薬局等(以下「指定医療機関」という。)による療養そのものを給付することが原則とされており、指定医療機関は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して診療に要した費用を請求することとなっている。その際、請求することができる診療に要した費用は、負傷又は疾病の症状が固定して、医学上一般に認められた治療を行っても、その効果が期待できなくなった状態(以下「症状固定」という。)までのものに限ることとされている。そして、労働局は、指定医療機関から診療費請求内訳書等の送付を受けたときは、労災保険給付の対象として適正であるかなどの審査点検を行うこと、既に支払った療養補償給付等について、その一部又は全部の過誤払等を発見したときは、指定医療機関等に対して返納を求めることとされている。

(3) 休業補償給付等の概要

労災保険法によれば、労災保険給付のうち、業務災害の場合に支給する休業補償給付及び通勤災害の場合に支給する休業給付(以下、これらを合わせて「休業補償給付等」という。)の支給額は、原則として、1日につき給付基礎日額の100分の60に相当する額とすることとされている。

(注1) 給付基礎日額 原則として、業務若しくは通勤による負傷が発生した日又は診断によって業務若しくは通勤による疾病の発生が確定した日以前の3か月間に被災労働者に対して支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した平均賃金に相当する額とし、1円未満を切り上げるなどして算出した金額

(4) 国が求償権を行使することができる額の算出方法

厚生労働本省が49年11月に定めた「第三者行為災害事務取扱手引」(最終改訂平成29年3月。以下「第三者手引」という。)によれば、国が求償権を行使することができる額(以下「求償債権額」という。)は、原則として、被災労働者に生じた総損害額に第三者の過失割合を乗ずるなどした額と、労災保険給付額とを比較していずれか低い額とすることとされている。また、被災労働者に生じた総損害額のうち、治療費に係る損害額は、療養補償給付等の範囲と同一の基準により算定される額とすること、休業に係る損害額は、原則として給付基礎日額に休業日数を乗じて得た額とすることとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、求償債権額の算出等の求償事務が第三者手引等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、11労働局^(注2)において、平成27、28両年度に求償権を行使した事案のうち、徴収決定済額が1件当たり100万円以上の事案5,420件(徴収決定済額計219億1028万余円)を対象に、求償債権額の算出に係る資料等の関係書類により会計実地検査を行った。

(注2) 11労働局 北海道、茨城、東京、神奈川、愛知、滋賀、大阪、兵庫、奈良、福岡、長崎各労働局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた((1)及び(2)の事態には重複しているものがある。)

(1) 求償債権額の算出に当たり、休業に係る損害額について、誤って休業補償給付等の支給額と同額を計上するなどして求償債権額が過小となっていた事態

求償債権額の算出に当たり、総損害額のうち休業に係る損害額について、正しくは給付基礎日額に休業日数を乗じて得た額とすべきところ、誤って、給付基礎日額に100分の60を乗ずるなどした休業補償給付等の支給額と同額を計上するなどして算定し、これを用いて算出した総損害額に第三者の過失割合を乗ずるなどした結果、^(注3) 労災保険給付額を下回る額を求償して、求償債権額が過小となっていた事態が6労働局において400件見受けられた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

大阪労働局管内の事業場に勤務していた被災労働者Aは、平成24年3月に、通勤途上の事故により通勤災害と認定されたことから、療養給付1021万余円、休業給付279万余円、計1301万余円の労災保険給付を受けていた。そして、同労働局は、27年7月、当該事故が、第三者Bの行為によって生じた第三者行為災害に該当することから、求償債権額を算出し、第三者Bが加入している保険会社に求償していた。

同労働局では、求償債権額の算出に当たり、休業に係る損害額を休業補償給付等の支給額と同額とすると誤認していたことなどから、被災労働者Aの治療費に係る損害額を1021万余円、休業に係る損害額を誤って給付基礎日額に100分の60を乗じて得た休業給付の支給額と同額の279万余円と計上し、その合計額に第三者Bの過失割合の90%を乗じた1171万余円が労災保険給付額1301万余円より低額であるため同額を求償債権額としていた。

しかし、休業に係る損害額は、休業給付と同額の279万余円ではなく、給付基礎日額7,588円に休業日数628日を乗じた476万余円とすべきであった。

したがって、休業に係る損害額を適正に計上して求償債権額を算出すると、求償債権額は1301万余円となり130万余円が過小となっていた。

(注3) 6労働局 北海道、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡各労働局

(2) 保険会社から求償債権額の減額請求があった場合に、労働局においてその妥当性について十分な確認を行わないまま、減額に応ずるなどしていた事態

求償の相手方である保険会社から、治療費等に係る損害額に労災保険給付の対象とならないものが含まれている疑義があることなどを理由に求償債権額の減額請求があった場合に、労働局において、その妥当性について診療費請求内訳書の審査点検を行った担当部署に十分な確認を行わないまま、^(注4) 請求どおりに減額に応じていた事態が10労働局において144件見受けられた。

上記の144件については、減額請求の妥当性について十分な確認を行った上で、労災保険給付の内容に誤りがなかった場合には、減額に応ずる必要はなかったものである。一方、仮に労災保険給付の内容に誤りがあり減額請求に応ずるべきであった場合には、指定医療機関等に支払った労災保険給付のうち過誤払分の返納を求めることとされているが、上記の144件については、過誤払分の返納を求める処理が行われていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

神奈川県管内の事業場に勤務していた被災労働者Cは、平成22年11月に、通勤途上の事故により通勤災害と認定されたことから、25年10月までの療養給付、休業給付等計4198万余円の労災保険給付を受けていた。そして、同労働局は、当該事故が、第三者Dの行為によって生じた第三者行為災害に該当することから、求償債権額を2954万余円と算出し、第三者Dが加入する保険会社Eに通知した。

これを受けて、保険会社Eは、被災労働者Cの症状固定が24年7月31日であるとする診断書に基づいて、翌日以降の労災保険給付に係る求償債権額を減額するよう同労働局に請求し、同労働局は、その妥当性について診療費請求内訳書の審査点検を行った担当部署に十分な確認を行わないまま、請求どおりに求償債権額を1198万余円に減額して保険会社Eに求償していた。

しかし、前記の労災保険給付は、被災労働者Cの症状は24年8月以降も治療を要するものであるとする主治医の診断書に基づいて、上記の担当部署において審査点検が行われた上で支払われたものであるから、同部署に十分な確認を行うなどして減額請求の妥当性を判断すべきであった。

また、減額請求に応じた場合には、指定医療機関等に支払った労災保険給付のうち、症状固定の日以降の分は過誤払いになるにもかかわらず、その返納を指定医療機関等に対して求めていなかった。

(注4) 10労働局 北海道、茨城、東京、神奈川、滋賀、大阪、兵庫、奈良、福岡、長崎各労働局

このため、(1)及び(2)の事態に係る10労働局の502件について、求償債権額が27年度2億4583万余円、28年度1億4277万余円、計3億8860万余円過小に算出されるなどしていた。

このように、労働局において、第三者行為災害に係る求償債権額の算出に当たり、休業に係る損害額について、誤って休業補償給付等の支給額と同額を計上するなどして求償債権額が過小となっていたり、保険会社から求償債権額の減額請求があった場合に、その妥当性について担当部署に十分な確認を行わないまま、請求どおりに減額に応ずるなどしていたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働本省において求償債権額の算出方法等に係る労働局に対する指導が十分でなかったこと、10労働局において第三者手引に定める求償債権額の算出方法についての理解が十分でなかったことや、保険会社から求償債権額の減額請求があった場合に、その妥当性について担当部署に十分な確認を行うことの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、29年8月に事務連絡を発出するなどし、次のような処置を講じた。

ア 10労働局に対して、求償債権額が過小に算出されるなどしていた502件について、求償が可能なものについて速やかに、第三者、保険会社等に対して求償を行ったり、指定医

療機関等に対して過誤払分の返納を求めたりすることを指示した。

イ 労働局に対して、求償債権額の算出誤りを防止するためのチェックシートを配布し、その活用を図ることを指示した。

ウ 労働局に対して、保険会社から求償債権額の減額請求があった場合に、その妥当性について十分な確認を行った上で、労災保険給付の内容に誤りがなかった場合には減額請求に応ずることなく適切に求償を行い、労災保険給付の内容に誤りがあった場合には指定医療機関等に対して確実に過誤払分の返納を求めることを指示した。

(2) ハンセン病療養所費補助金について、交付対象となる人件費の範囲及び算定方法を具体的に明示するなどして、補助金の交付額の算定が病院の職員が従事した入所者に関する業務の実態に即して行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)特定疾患等対策費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	1 私立ハンセン病療養所
ハンセン病療養所費補助金の概要	私立ハンセン病療養所が入所者の医療及び福祉を図るために行う療養所の運営に要する費用を補助するもの
ハンセン病療養所費補助金交付額(1)	2億4309万余円(平成27、28両年度)
病院の職員が従事した入所者に関する業務の実態に即して算定した補助金交付額(2)	2億0094万余円(平成27、28両年度)
(1)と(2)との開差額	4215万円

1 ハンセン病療養所費補助金等の概要

厚生労働省は、ハンセン病療養所費補助金交付要綱(平成8年厚生省発健医第116号。以下「交付要綱」という。)に基づき、私立ハンセン病療養所(以下「療養所」という。)に入所している者(以下「入所者」という。)の福祉の増進を図ることを目的として、療養所が入所者の医療及び福祉を図るために行う療養所の運営に要する費用についてハンセン病療養所費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

交付要綱によれば、補助金の交付対象経費は、療養所の運営に必要な人件費(職員基本給、職員諸手当、法定福利費等)及び事務費とされている。また、補助金の交付額は、厚生労働大臣が認めた基準額と上記補助金の交付対象経費の実支出額(以下「対象経費の実支出額」という。)とを比較して、少ない方の額とすることとされている。

そして、厚生労働省は、療養所を運営している病院(以下「病院」という。)に対して平成27年度1億2421万余円、28年度1億1888万余円、計2億4309万余円の補助金を交付している。

病院は、外来診療のほか、療養病棟3棟及び緩和ケア病棟1棟の計4棟の病棟において医療の提供を行っており、療養病棟3棟のうち1棟が入所者の病棟、残りの2棟が入所者以外の入院患者の病棟となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、法規性等の観点から、補助金の交付額の算定は適切なものとなっているかなどに着眼して、27、28両年度に交付された補助金計2億4309万余円を対象として、厚生労働本省及び病院において、事業実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、病院から調書の提出を受けてその内容を確認するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

厚生労働省は、対象経費の実支出額を27年度は人件費8032万余円及び事務費4388万余円の計1億2421万余円、28年度は人件費8202万余円及び事務費3686万余円の計1億1888万余円などとする病院から提出された事業実績報告書に基づいて、それぞれ対象経費の実支出額と同額の補助金を交付していた。

上記の事業実績報告書によると、病院に勤務する医師、看護師等の職員のうち、人件費が補助金の交付対象となる職員(以下「補助対象職員」という。)は、27年度18人、28年度19人となっており、これらの補助対象職員に係る職員基本給、職員諸手当、法定福利費等の額の全部又は一部の額の合計額がそれぞれの年度の対象経費の実支出額に計上されていた。

しかし、補助対象職員の従事する業務の実態を確認したところ、看護師が療養病棟3棟において各病棟を交替で勤務するなどしており、補助対象職員はいずれも入所者に関する業務以外の業務にも従事していて、入所者に関する業務のみを担当していた者は見受けられなかった。

また、補助対象職員以外にも、実際には、入所者に関する業務に従事していた医師、看護師等の職員が27、28両年度にそれぞれ28人、34人いたが、その入所者に関する業務に係る人件費の額は対象経費の実支出額に計上されていなかった。

そこで、上記人件費の額が対象経費の実支出額に計上されていなかった28人、34人を含む病院において実際に入所者に関する業務に従事していた職員全員(27年度46人、28年度53人)について、当該職員の業務全体に対する入所者に関する業務の占める割合を算出して、これに基づいて入所者に関する業務に従事していた分に係る人件費の額を算定すると、27年度5821万余円、28年度6197万余円であった。

したがって、上記人件費の額により対象経費の実支出額を修正計算すると、27年度1億0210万余円、28年度9883万余円、計2億0094万余円となることから、補助金の交付額はこれと同額となり、前記補助金の交付額計2億4309万余円と比べて計4215万余円の開差額が生じていた。

このように、補助金の交付額の算定に当たり、人件費が病院の職員が従事する入所者に関する業務の実態に即して算定されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、補助金の交付額の算定に当た

り、人件費の算定が病院の職員が従事した入所者に関する業務の実態に即して行われるよう、人件費の範囲及び算定方法を具体的に明示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、29年9月に、補助金の交付額の算定が病院の職員が従事した入所者に関する業務の実態に即して行われるよう、人件費の範囲及び算定方法を具体的に明示した通知を発して、29年度の補助金に係る交付額の算定から適用することとする処置を講じた。

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 病床転換助成事業の実施に当たり社会保険診療報酬支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金について

平成25年度決算検査報告 331 ページ参照
平成26年度決算検査報告 346 ページ参照
平成27年度決算検査報告 302 ページ参照

1 本院が表示した意見及び求めた是正改善の処置

病床転換助成事業(以下「転換事業」という。)は、厚生労働省が定めた医療費適正化に関する施策についての基本的な方針に基づき、医療保険制度及び後期高齢者医療制度が適用される療養病床の介護保険施設等への転換を促進するために、平成20年度から都道府県が実施している事業である。転換事業の実施に要する費用の一部は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が都道府県に交付する病床転換助成交付金をもって充て、同交付金は支払基金が保険者から徴収する病床転換支援金をもって充てることとなっており、支払基金は転換事業に係る経理を他の経理と区分するために病床転換助成事業特別会計(以下「特別会計」という。)を設けている。そして、厚生労働省は、病床転換支援金を支払基金に納付する保険者のうち、全国健康保険協会、市町村及び国民健康保険組合に対して、国民健康保険病床転換支援金負担金等(以下「国庫補助金」という。)を交付しているが、支払基金が保険者から病床転換支援金とともに徴収する病床転換助成関係事務費拠出金(以下「事務費拠出金」という。)については国庫補助金の交付の対象外となっている。しかし、転換事業の実施状況は極めて低調となっており、病床転換支援金の大部分が支払基金の特別会計の事業費勘定における利益処分後の積立金残高(以下「剰余金」という。)となっていて、転換事業の実施に必要な資金としてほとんど活用されていない事態及び剰余金が国庫補助金の交付の対象外である事務費拠出金に係る経理を行う特別会計の事務費勘定に繰り入れられて、事務の処理に要する経費(以下「事務費」という。)の財源に充当されている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して26年10月に、次のとおり意見を表示し、及び是正改善の処置を求めた。

ア 支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金に含まれる国庫補助金相当額の有効な活用を図るために、病床転換支援金の十分な活用について見直しなどを行うこと(会計検査院法第36条の規定により意見を表示したもの)

イ 国庫補助金相当額が含まれる病床転換支援金の一部を特別会計の事務費勘定に繰り入れて事務費の財源に充当している支払基金の経理について、国庫補助金相当額の返還を含む見直しの指導等を行うこと(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金の活用等については、同省に設置された社会保障審議会の療養病床の在り方等に関する特別部会での議論等を踏まえて、転換事業における療養病床の転換先の施設として、新たに創設される介護保険施設である介護医療院を加えることとし、また、転換事業の実施期限(36年3月末)においてもなお剰余金として保有されている病床転換支援金がある場合には、剰余金に含まれる国庫補助金相当額を支払基金から国庫に納付させることとした。そして、これらを実施するために必要な「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)等の改正等を盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を作成し、同法律案は、29年2月7日に閣議決定されて、第193回国会(常会)に提出された。

なお、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第52号。以下「地域包括ケア強化法」という。)は同年6月2日に公布されて、転換事業に係る改正部分については30年4月1日から施行することとされた。

イ 支払基金において国庫補助金相当額が含まれる病床転換支援金の一部を特別会計の事務費勘定に繰り入れて事務費の財源に充当していた経理については、支払基金に対して、28年度以降は病床転換支援金を事務費勘定に繰り入れることのないよう指導するとともに、既に事務費の財源に充当されていた病床転換支援金に含まれる国庫補助金相当額については、地域包括ケア強化法により改正された高齢者医療確保法に基づき、支払基金から国庫に納付させることとした。

(2) 国民健康保険等における海外療養費の支給について

平成25年度決算検査報告 349 ページ参照
平成26年度決算検査報告 348 ページ参照
平成27年度決算検査報告 303 ページ参照

1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)等に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)等が行う保険給付に関する事務を所管している。そして、保険者である市町村及び広域連合(以下「保険者等」という。)は、海外渡航期間中に現地の病院等で診療等を受けた被保険者から療養費(以下「海外療養費」という。)の支給申請があった場合には、審査を行った上で海外療養費を支給することとなっている。しかし、保険者等において、海外療養費の支給に当たり、被保険者が保険者等である市町村又は広域連合の区域内(以下「市町村等の区域内」という。)に生活の本拠を有する者であるかについての審

査を行っていた事績を確認することができない事態及び国内の保険医療機関等において同様の疾病等について療養の給付等を受けた場合を標準として算定される額(以下「標準額」という。)の算定を行うことなく実際に海外の病院等に対して支払われた額に基づき支給額を決定している事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、海外療養費の支給に当たり適切な審査等が行われるよう、保険者等に対して、都道府県を通じるなどして、海外療養費の支給に当たってはパスポート(写し)の提出を受けるなどして被保険者の海外渡航期間を確認するほか、その理由、渡航期間中の居住実態等についても併せて確認することなどにより、当該被保険者が市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかどうかの審査を行う必要があることについて周知したり、審査の具体的な方法等について技術的助言を行ったり、海外療養費の支給額の算定のために必要となる標準額の算定方法を具体的に示して、その周知徹底を図ったりするよう、厚生労働大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 28年2月に国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)等を改正し、同年3月に都道府県等に対して通知を発して、同年4月以降の海外療養費の支給申請については、パスポート(写し)の提出を受けるなどして保険者等が被保険者の海外渡航期間を確認することなどについて保険者等に周知した。さらに、29年8月に都道府県等に対して通知を発して、国内に住民票を有しているものの、実際には海外に長期滞在する者が、海外療養費の支給申請を行った場合には、その者が市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であり、国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者資格を有する者であるかについて適切な審査を行う必要があることを保険者等に周知した。

また、上記の通知において、審査の具体的な方法等についての技術的助言として、保険者等において、海外療養費の支給申請の際にパスポート等を確認するとともに、渡航の理由、居住実態等について聞き取りなどを行って詳細を把握すること、その上で、1年に1回程度短期の帰国をした上で複数件の海外療養費をまとめて申請する者、複数年にわたり長期の国外滞在を繰り返している者等、国内に居住実態がない可能性がある者については、その情報を市町村の住民基本台帳担当部門に提供するなどして、住所認定について住民基本台帳担当部門との適切な連携を図り、市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかについて審査を行うことを保険者等に周知した。

イ 29年8月に都道府県等に対して通知を発して、標準額の具体的な算定方法として、国内の保険医療機関等における傷病ごとの診療実日数、診療行為別点数等を集計した社会医療診療行為別統計に基づく算定方法を保険者等に周知した。

平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

地域雇用創造推進事業及び実践型地域雇用創造事業の実施による効果の把握等について

〔平成 26 年度決算検査報告 310 ページ参照〕
〔平成 27 年度決算検査報告 311 ページ参照〕

1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、地域雇用開発促進法(昭和 62 年法律第 23 号)等に基づき、平成 19 年度から 23 年度までの間に地域雇用創造推進事業を、また、24 年度からは実践型地域雇用創造事業を実施している(以下、これらの事業を合わせて「パッケージ事業」という。)。パッケージ事業は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)が市町村等で構成される地域の協議会(以下「協議会」という。)と委託契約を締結した上で実施されている。同省が定めた実践型地域雇用創造事業実施要領(24 年 3 月以前は地域雇用創造推進事業実施要領。以下「実施要領」という。)及び実践型地域雇用創造事業募集要項(24 年 1 月以前は地域雇用創造推進事業募集要項。以下「募集要項」という。)によれば、協議会は、パッケージ事業の実施に当たり、雇用の創出効果に係る数値目標について、対象地域内において求職している失業者等(以下「地域求職者」という。)のうち事業を利用する人数等の見込みをアウトプット指標、また、地域求職者の就職者数等の見込みをアウトカム指標としてそれぞれ設定し、パッケージ事業の実施による効果としてアウトプット指標の達成状況(以下「アウトプット実績」という。)及びアウトカム指標の達成状況(以下「アウトカム実績」という。)をそれぞれ把握することなどとされている。しかし、アウトプット実績及びアウトカム実績を協議会が適切に把握していない事態、個別の雇用対策事業(以下「個別事業」という。)の利用対象者の範囲の設定等が適切なものとなっていない事態、原則として地域求職者を対象とすることとなっている研修等の取組(以下「人材育成メニュー」という。)等に係る個別事業において地域求職者以外の人数が地域求職者の人数を上回っている事態及び労働局がそれらの確認を十分に行っていないなどの事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、協議会がアウトプット実績及びアウトカム実績を適切に把握する具体的な方法、個別事業の利用対象者の範囲の設定等を適切に行うこと、労働局がそれらの確認を適切に実施することなどについて、実施要領及び募集要項に明示するなどしてこれを労働局に対して周知したり、人材育成メニュー等に係る個別事業の対象について、原則として地域求職者とすることを実施要領及び募集要項に明示するなどして、労働局等に対して周知等し、また、地域求職者が対象となっていない個別事業については、その原因等の検証を十分に行った上で、検証結果を踏まえた改善策を労働局等に対して周知したりするよう、厚生労働大臣に対して 27 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 28 年 6 月に実施要領及び募集要項を改正し、協議会において、アウトプット実績及びアウトカム実績を個別事業の受講申込書、利用者アンケート調査票等に基づき適切に把握

すること、個別事業の利用対象者を明確にして利用対象者の範囲の設定等を適切に行うこと、また、労働局においてそれらの確認を適切に実施することなどについて、それぞれ実施要領及び募集要項に明示するなどして、労働局等に対して周知した。

- イ 28年6月に実施要領及び募集要項を改正し、人材育成メニュー等に係る個別事業の対象について、原則として地域求職者とすることを実施要領及び募集要項に明示するなどして、労働局等に対して周知した。また、地域求職者が対象となっていない人材育成メニュー等に係る個別事業については、労働局から地域求職者以外の者の利用の実態等を報告させ、その原因等を検証して、29年7月に、検証結果を踏まえた個別事業の周知方法や実施時期等に係る改善策を労働局等に対して周知した。

平成27年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 地域子育て支援拠点事業に係る国庫補助金の算定について

(平成27年度決算検査報告 65、256 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

国は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)を実施主体として、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するなどの地域子育て支援拠点事業(以下「拠点事業」という。)を実施することとしている。拠点事業については、従来、厚生労働省所管となっているが、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等の制定に伴い、平成26年度以降、拠点事業に係る補助金等の交付事務は内閣府が行うこととなっている。このため、25年度は厚生労働省が都道府県に対して基金の造成のために子育て支援対策臨時特例交付金を交付して、都道府県が拠点事業に必要な経費を当該基金から取り崩して助成金として市町村に交付し、26年度は内閣府が拠点事業を実施する市町村に対して保育緊急確保事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。そして、厚生労働省は、「地域子育て支援拠点事業の実施について」(以下「実施要綱」という。)等に基づき、助成金又は補助金の交付額の算定に当たり、市町村が第三者への委託等により地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(以下「子育て支援展開取組」という。)を実施する場合に限り加算分を算定できるとしている。しかし、市町が第三者に委託等を行うことなく自ら子育て支援展開取組を実施しているのに、加算分を算定して助成金又は補助金が過大に交付されている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省及び内閣府において、助成金又は補助金の過大な交付を受けていた11府県管内の15市町に対して過大に交付されていた助成金又は補助金の返還等の手続を行わせるよう、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に対して28年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求した。また、厚生労働省において、拠点事業の子育て支援展開取組に係る加算分の算定が適正に行われるようにするために、実施要綱等に加算分を算定できる場合についてより明確に規定するなどした上で、加算分の算定の趣旨について、都道府県及び都道府県を通じて市町村に対して周知徹底する処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して同月に、同条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省及び内閣府本府において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省及び内閣府は、本院指摘の趣旨に沿い、助成金又は補助金の過大な交付を受けていた11府県管内の15市町に対して過大に交付されていた助成金又は補助金の返還等の手続を行わせる処置を講じていた。

また、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、29年2月に会議を開催して、実施要綱に規定されている加算分の算定の趣旨について、都道府県及び都道府県を通じて市町村に対して周知徹底するとともに、同年4月に実施要綱を改正して加算の算定対象とすることができる場合をより明確に規定して、その内容を都道府県及び都道府県を通じて市町村に対して周知徹底した。

(2) 日雇労働求職者給付金に係る制度の運用について

(平成27年度決算検査報告261ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び表示した意見

厚生労働省は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者であって一定の要件を満たす者(以下「日雇労働被保険者」という。)が失業した場合に、その生活の安定を図るために日雇労働求職者給付金(以下「日雇給付金」という。)を支給している。日雇給付金の支給に当たり、公共職業安定所は、日雇労働被保険者が労働の意思及び能力を有するのに職業に就くことができない状態であると認める場合には、その日の失業の認定(以下「失業認定」という。)を行うなどとなっている。また、日雇労働被保険者が一定期間以上同一の事業主に雇用されたなどの場合は、原則として日雇労働被保険者資格を失い、一般被保険者等として取り扱うこととなっている(以下、この取扱いを「一般被保険者等への切替え」という。)。しかし、日雇給付金の支給に当たり、日雇労働被保険者資格の確認が十分行われておらず、一般被保険者等への切替えなどが適切に行われていない事態、失業認定において日雇労働被保険者の労働の意思の有無等の確認が必ずしも十分に行われていない事態及び支給要件の確認等が十分に行われなまま日雇給付金が支給されていたり、日雇給付金の不正受給を防止するための取組が効果的に行われていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して平成28年10月に、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示した。

ア 都道府県労働局(以下「労働局」という。)等に対して、日雇労働被保険者資格の確認を十分に行い、一般被保険者等への切替えなどの取扱いを適切に行うよう指導すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

イ 労働局等に対して、失業認定に当たり、日雇労働被保険者の労働の意思の有無等を確認するための具体的な方法等を業務取扱要領等に明示するなどして、日雇労働被保険者の労働の意思の有無等の確認を十分に行うよう指導すること(同法第36条の規定により意見を表示したもの)

ウ 労働局等に対して、日雇労働被保険者に対する支給要件の確認を十分に行わせるとともに、事業所調査を計画的に実施させるなどして、日雇給付金の不正受給を防止するための取組を効果的に実施するよう指導すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、28年12月に労働局に対して通知を発したり、業務取扱要領及び不正受給対策業務関係要領を改正したりするなどして、次のような処置を講じていた。

ア 労働局等に対して、失業認定や事業所調査の際に、日雇労働被保険者の就労実態等により日雇労働被保険者資格の確認を十分に行い、一般被保険者等への切替えなどの取扱いを適正に行うよう指示した。

イ 労働局等に対して、失業認定に当たり、日雇労働被保険者の労働の意思の有無等を確認するために、就労状況等の確認に使用する書類等を不正受給対策業務関係要領等に具体的に示した上で、日雇労働被保険者に対する聴取等によりその確認を十分に行うよう指示した。

ウ 労働局等に対して、日雇労働被保険者に対する就労状況の聴取等により支給要件の確認を十分に行わせるとともに、調査すべき事業所の選定基準や調査内容等を具体的に示した上で計画的な事業所調査等を実施させることとし、不正受給を防止するための取組を効果的に実施するよう指示した。

(3) 生活福祉資金貸付事業の実施のために保有されている資金の規模等について

(平成27年度決算検査報告267ページ参照)

1 本院が表示した意見

厚生労働省は、都道府県の社会福祉協議会(以下「社協」という。)が生活福祉資金貸付事業(以下「貸付事業」という。)を実施するに当たり、都道府県又は政令指定都市(以下「都道府県等」という。)に対してセーフティネット支援対策等事業費補助金等を交付している。都道府県等はこれらを財源として補助金等を各都道府県社協に対して交付し、各都道府県社協はこれらを貸付事業の原資としている。貸付事業は、低所得世帯等の経済的自立、社会参加の促進等を図り、安定した生活を送ることができるようになることを目的として、都道府県社協が低所得世帯等に対して資金の貸付けと必要な相談支援を行うものである。しかし、多くの都道府県社協における「貸付資金として貸し出されることなく保有されている資金」(以下「保有資金」という。)の額が貸付事業の運営に必要な額を上回る状況となっているのに、厚生労働省において保有資金の額が適正な規模となっているかについての評価を行うための判断基準がなく、また、都道府県がそのような評価を行い又は同省が都道府県からその評価について報告を受ける仕組みがない事態、及び保有資金の額が適正な規模ではないと認められる場合に国庫補助金相当額の一部を国庫に返還させることができない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して平成28年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア 保有資金の額について適切な評価を行うための判断基準を作成し、都道府県に周知するとともに、都道府県に対して、各都道府県社協における保有資金の額を十分に把握するための情報を明示するなどした上で、適切な評価を実施させ、厚生労働省に対して評価に係る適時の報告等を行わせるなどの仕組みを整備すること

イ 保有資金の額が判断基準に照らして貸付事業の実施状況等からみて適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずることができるように、国庫補助金の交付要綱の改正等を行うとともに、その旨を都道府県に対して周知すること

2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、29年8月に国庫補助金の交付要綱を改正して、都道府県社協の保有資金の額が今後別に定める判断基準に照らして適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還させることができるようにするとともに、都道府県に対して交付要綱を改正した旨を周知していた。

一方、厚生労働省は、上記判断基準の作成については、事業の実施主体である都道府県社協からの意見を徴するなどした上で評価項目等の詳細について具体的な検討を進めているところであり、都道府県に対する判断基準の周知や適切な評価等の仕組みの整備については、判断基準を作成した後に都道府県に対して通知を発出するとしている。

(4) 地域支援事業交付金の交付額の算定について

(平成27年度決算検査報告277ページ参照)

1 本院が表示した意見

厚生労働省は、介護保険法(平成9年法律第123号)等に基づき、市町村(特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。)が実施主体として実施する包括的支援事業等の地域支援事業に対して地域支援事業交付金(以下「交付金」という。)を交付して、その実施を助成している。市町村は、包括的支援事業等を実施するに当たり、自ら地域包括支援センターを設置することができるほか、社会福祉法人等に対して、包括的支援事業の実施を委託することができることとなっており、この場合、委託を受けた社会福祉法人等は、自ら同センターを設置することができることとなっている。地域包括支援センターは、包括的支援事業を実施するほか、市町村から指定介護予防支援事業者の指定を受けた場合には、介護保険事業の一環として、指定介護予防支援を行うこととなっており、指定介護予防支援を行った場合は介護報酬の支払を受けることとなっている。そして、包括的支援事業の一つである介護予防ケアマネジメントと指定介護予防支援とは、制度としては別のものであるが、その実施に当たっては、共通の考え方に基づき、一体的に行われるものとされており、地域包括支援センターの職員は、包括的支援事業に係る業務と指定介護予防支援に係る業務とを兼務することができることとなっている(以下、両業務を兼務する職員を「兼務職員」という。)。しかし、市町村において、兼務職員が指定介護予防支援に係る業務に従事した場合には所定の介護報酬が支払われていることを考慮することなく、兼務職員に係る人件費や委託契約に基づき社会福祉法人等に支払った委託費を包括的支援事業の対象経費として、これにより交付金の交付を受けている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、市町村に対して、交付金の交付額の算定に当たっては、指定介護予防支援に係る業務については所定の介護報酬が支払われることを踏まえ、同業務の実施に要した経費に相当する額を交付金の対象経費から適切に控除するなど、交付額の算定を適正なものとするための具体的な算定方法を示し、周知するよう、厚生労働大臣に対して平成28年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、29年6月に地域支援事業交付金交付要綱を改正して、交付金の交付額の算定に当たっては、指定介護予防支援に係る業務の実施に要した経費に相当する額を交付金の対象経費から控除することなどとする算定方法を定め、同月に通知を発して、改正した同要綱を都道府県を通じて市町村に周知する処置を講じていた。

(5) 国民健康保険の療養給付費負担金等の交付額の算定における医療機関等に対する加算金の取扱いについて

(平成27年度決算検査報告283ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険の保険者である市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)に対して療養給付費負担金を、国民健康保険組合に対して療養給付費補助金(以下、市町村と国民健康保険組合とを合わせて「市町村等」といい、また、療養給付費負担金と療養給付費補助金とを合わせて「療養給付費負担金等」という。)を交付しており、その交付額は、療養の給付に要する費用の額等(以下「医療給付費」という。)を基に算定することとなっている。また、同省は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、後期高齢者医療制度の運営主体である後期高齢者医療広域連合に対して後期高齢者医療給付費負担金を交付しており、その交付額は、療養の給付等に要した費用の額等を基に算定することとなっている。そして、医療機関等が偽りその他不正の行為によって療養の給付等に関する費用の支払を受けたときは、市町村等又は後期高齢者医療広域連合は、当該医療機関等に対して、その支払った額を返還させるほか、当該返還させる額に100分の40を乗じて得た額(以下「加算金」という。)を支払わせることができることとなっている。また、同省の通知によれば、法令に基づく徴収金返還金等の収入があるときは、国庫補助金の算定に当たり、国庫補助事業の総事業費から当該収入額を控除することとされており、その具体的な取扱いは、別途、各国庫補助金の交付要綱によることとされている。そして、同省は、加算金について、法令に基づく徴収金返還金等の収入に該当するものとしており、後期高齢者医療給付費負担金の交付額の算定に当たっては、同負担金の交付要綱に基づき、療養の給付等に要した費用の額から加算金の額を控除することとなっている。しかし、療養給付費負担金等の交付額の算定については、国民健康保険療養給付費等負担金等交付要綱(以下「交付要綱」という。)等に加算金の取扱いに関する定めがなく、市町村等において、療養給付費負担金等の交付額の算定に当たり、加算金の額を医療給付費の額から控除していない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、療養給付費負担金等の交付額の算定に当たり、加算金の額を医療給付費の額から控除することを交付要綱等に明記して、その控除方法を定めるとともに、都道府県を通じて、市町村等に対して周知するよう、厚生労働大臣に対して平成28年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、29年4月に交付要綱を改正して、療養給付費負担金等の交付額の算定に当たっては、加算金の額を医療給付費の額から控除することを明記して、その控除方法を定めるとともに、同月に通知を発し、都道府県を通じて市町村等に対して周知する処置を講じていた。

(6) 第三者行為災害において取得した求償権の債権管理等について

(平成27年度決算検査報告286ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき、被災労働者等に対して保険給付を行っている。同法によれば、政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為等によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権(以下「求償権」という。)を取得するとされている。そして、求償権の管理に当たっては、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)、会計法(昭和22年法律第35号)等(以下、これらを合わせて「会計法令」という。)に基づき、時効中断の効力を有する納入の告知を行うなどの適切な債権管理を行う必要がある。しかし、厚生労働省は、通達において、保険給付の原因である事故が無資力又はこれに近い者の行為によって生じた場合等については、求償権の行使を差し控えることとしていたため、都道府県労働局(以下「労働局」という。)において、会計法令に定める債権管理事務が適切に行われず求償権が時効によって消滅していたり、必ずしも債権の回収が困難であったとは認められないのに求償権の行使が差し控えられていたりするなどしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、通達を改正するなどして、無資力等の状態にある第三者に係る事案について、会計法令に基づき納入の告知、履行延期の特約等の手続を適切に行うこととしたり、労働局にこれらの手続を適切に行うよう周知徹底を図るとともに、上記求償権の行使が差し控えられていた事案のうち求償権が時効によって消滅していないものについては、改めて調査確認を行うとともに、個別の事情等も考慮した上で、速やかに納入の告知等を行うよう指示したりするよう、厚生労働大臣に対して平成28年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 29年1月に通達を改正するなどして、無資力等の状態にある第三者に係る事案について、会計法令に基づき納入の告知、履行延期の特約等の手続を適切に行うこととした。

イ アに基づき、同年2月に労働局の担当課長を対象として開催した会議において、労働局が納入の告知、履行延期の特約等の手続を適切に行うよう周知徹底を図った。また、前記求償権の行使が差し控えられていた事案のうち求償権が時効によって消滅していないものについては、28年12月に関係労働局に対して事務連絡を発して、当該労働局において改めて調査確認を行うとともに、個別の事情等も考慮した上で、速やかに納入の告知等を行うよう指示した。

第9 農林水産省

第3章 第1節 第9 農林水産省

不 当 事 項

予 算 経 理

- (222) 東日本大震災復興特別会計に納付させるべき返納金等を誤って一般会計に納付させて
 (225) いて会計法令に違反するなどしていたり、特会法改正法の規定に基づき同特別会計に繰り入れられるべき返納金等について返納金等の額等を財務省に報告するなどの必要の措置を執っていなかったりしていたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)弁償及返納金 等 東日本大震災復興特別会計 (款)雑収入 (項)雑収入 等
部 局 等	水産庁、関東森林管理局、2 県
返納金等の概要	東日本大震災からの復旧・復興事業を実施した結果、国庫補助事業において概算払により交付した補助金額を事業の完了により確定した補助金額が下回った場合のその差額等の復旧・復興事業に関連して発生した返納を要する額を債務者から国庫に納付させるもの
誤って一般会計に納付させていた額(1)	1,248,612,431 円(平成 24 年度～27 年度、4 省分)
東日本大震災復興特別会計に繰り入れられるよう必要の措置を執っていなかった額(2)	772,775,803 円(平成 24 年度～27 年度、4 省分)
(1)及び(2)の計	2,021,388,234 円(平成 24 年度～27 年度、5 省分)
(1)のうち農林水産省に係る額(3)	93,285,494 円
(2)のうち農林水産省に係る額(4)	7,724,600 円(平成 25、26 両年度)
(3)及び(4)の計	101,010,094 円

1 東日本大震災からの復旧・復興事業に関連して発生した返納金等の概要等

(東日本大震災からの復旧・復興事業に関連して発生した返納金等の概要等については、後掲 549 ページの「東日本大震災からの復旧・復興事業に関連して発生した返納金等について誤って一般会計に納付させていた額等を財務省に報告するとともに、今後発生する返納金等について、適正な会計に納付させたり、必要の措置を適正に執らせたりするためのマニュアルを定めることなどにより、復旧・復興事業に充てられる費用等の財源が適時適切に確保されることとなるよう改善させたもの」参照)

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省(以下「5 省」という。)において、復旧・復興事業を実施したことに伴い平成 24 年度から

27年度までの間に一般会計に納付させた返納金等について、特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第15号。以下「特会法改正法」という。)の規定に基づくなどして東日本大震災復興特別会計(以下「復興特会」という。)に納付させるべき返納金等はないか、また、特会法改正法の規定に基づき一般会計から復興特会に繰り入れられるよう5省において所要の措置を執っているかなどに着眼して、24年度から27年度までの間の一般会計における収納済歳入額計5,889,402,042,161円を対象として、5省の本省において、当該返納金等の国庫への納付等に関する書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、5省の18部局等(表参照)において復旧・復興事業に関連して発生した返納金等の国庫への納付及び納付後の取扱いについて、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(1) 23年度第3次補正予算のうち23年度内に支出された経費及び復興特会から支出された経費に関連して発生した返納金等について、誤って一般会計に納付させていた事態

前記収納済歳入額5,889,402,042,161円のうち文部科学省、農林水産省、国土交通省及び防衛省の17歳入徴収官に係る計1,248,612,431円は、23年度第3次補正予算に計上されて23年度内に支出された経費に関連して発生した返納金等及び復興特会に計上されて支出された経費に関連して発生した返納金等であることから、文部科学省、農林水産省、国土交通省及び防衛省は、特会法改正法附則第3条の規定に基づくなどして一般会計ではなく復興特会に納付させる必要があったのに、誤って一般会計に納付させていた(表参照)。

(2) 23年度第3次補正予算のうち翌年度に繰り越して支出された経費に関連して発生した返納金等について、特会法改正法の規定に基づき復興特会に繰り入れられるよう所要の措置を執っていなかった事態

前記収納済歳入額5,889,402,042,161円のうち農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省の11歳入徴収官に係る計772,775,803円は、23年度第3次補正予算に復興費用として計上されて翌年度に繰り越して支出された経費に関連して発生した返納金等であり、一般会計に納付させた後、財務省が特会法改正法附則第5条第1項の規定に基づき当該返納金等を復興特会に繰り入れることとなるが、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省は、財務省が返納金等の収納実績を把握するために必要な返納金等の額等を財務省に報告するなどの所要の措置を執る必要があったのに、これを行っていなかった(表参照)。

したがって、文部科学省、農林水産省、国土交通省及び防衛省において復興特会に納付させるべき返納金等を誤って一般会計に納付させていた(1)の事態は特会法改正法の規定に違反するなどしており、また、(1)の事態に加えて、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省において特会法改正法の規定に基づき復興特会に繰り入れられるべき返納金等について返納金等の額等を財務省に報告するなどの所要の措置を執っていなかった(2)の事態は、復旧・復興事業に充てられる費用等の財源が適時適切に確保されないこととなり、ひいては復興債の償還の適切な管理に支障を来すおそれがあり、これらの返納金等計2,021,388,234円が不当と認められる(表参照)。

このような事態が生じていたのは、5省において、返納金等の国庫への納付及び納付後の取扱いについて、特会法改正法の規定等についての理解が十分でなかったこと、特会法改正法の規定を踏まえた所要の措置を執る必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

表 (1)及び(2)の事態に係る部局等、歳入徴収官、返納金等の額等 (単位：円)

区分	省名	部局等	歳入徴収官	返納金等の額					
				平成24年度	25年度	26年度	27年度	計	
(49)	文部科学省	文部科学本省	文部科学省大臣官房会計課長	20,509,266	70,231,655	26,621,290	27,432,000	144,794,211	
		宮城県	宮城県会計管理者	0	0	0	4,090,000	4,090,000	
		小計		20,509,266	70,231,655	26,621,290	31,522,000	148,884,211	
(222)	農林水産省	水産庁	水産庁長官	32,019,999	53,331,146	0	1,427,000	86,778,145	
		関東森林管理局	関東森林管理局長	0	0	0	3,409,349	3,409,349	
		岩手県	岩手県会計管理者	0	287,000	228,000	2,583,000	3,098,000	
		小計		32,019,999	53,618,146	228,000	7,419,349	93,285,494	
(257)	国土交通省	国土交通本省	国土交通省大臣官房会計課長	0	11,292,347	0	0	11,292,347	
		東北地方整備局	東北地方整備局総務部長	11,124	0	4,913,215	0	4,924,339	
			東北地方整備局総務部総括調整官	813,000,000	0	0	0	813,000,000	
		(260)	中部地方整備局	中部地方整備局総務部長	0	863,601	14,381,812	0	15,245,413
		(261)	北海道	北海道会計管理者	66,477	3,373,103	0	0	3,439,580
		小計		813,077,601	15,529,051	19,295,027	0	847,901,679	
(296)	防衛省	東北防衛局	東北防衛局総務部長	0	0	38,510,606	0	38,510,606	
		北関東防衛局	北関東防衛局総務部長	10,580,576	11,701,248	2,597,886	0	24,879,710	
		南関東防衛局	南関東防衛局総務部長	0	1,709,270	33,705	0	1,742,975	
		(299)	近畿中部防衛局	近畿中部防衛局総務部長	0	5,121,109	11,856,821	0	16,977,930
		(300)	九州防衛局	九州防衛局総務部長	0	8,748,434	19,781,009	0	28,529,443
		(301)	東海防衛支局	東海防衛支局次長	0	10,990,303	10,866,867	0	21,857,170
		(302)	熊本防衛支局	熊本防衛支局地方調整官	698,373	557,788	24,787,052	0	26,043,213
		小計		11,278,949	38,828,152	108,433,946	0	158,541,047	
(1)の事態 計				876,885,815	178,207,004	154,578,263	38,941,349	1,248,612,431	

(1)の事態

区分	省名	部局等	歳入徴収官	返納金等の額				
				平成24年度	25年度	26年度	27年度	計
(225)	農林水産省	(222) 水産庁	水産庁長官	0	1,321,600	0	0	1,321,600
		宮城県	宮城県会計管理者	0	0	6,403,000	0	6,403,000
		小計		0	1,321,600	6,403,000	0	7,724,600
(248)	経済産業省	北海道経済産業局	北海道経済産業局長	0	0	0	14,269,694	14,269,694
		小計		0	0	0	14,269,694	14,269,694
(257)	国土交通省	国土交通本省	国土交通省大臣官房会計課長	0	0	1,473,000	0	1,473,000
(259)		東北地方整備局	東北地方整備局総務部総括調整官	703,000,000	0	0	0	703,000,000
小計		703,000,000	0	1,473,000	0	704,473,000		
(296)	防衛省	東北防衛局	東北防衛局総務部長	0	0	19,892,223	0	19,892,223
(297)		北関東防衛局	北関東防衛局総務部長	1,176,076	13,187,686	1,243,945	0	15,607,707
(298)		南関東防衛局	南関東防衛局総務部長	0	1,766,342	0	0	1,766,342
(299)		近畿中部防衛局	近畿中部防衛局総務部長	0	84,807	7,986,038	0	8,070,845
(300)		九州防衛局	九州防衛局総務部長	0	538,356	407,045	0	945,401
(302)		熊本防衛支局	熊本防衛支局地方調整官	0	0	25,991	0	25,991
小計		1,176,076	15,577,191	29,555,242	0	46,308,509		
(2)の事態 計				704,176,076	16,898,791	37,431,242	14,269,694	772,775,803
文部科学省 計				20,509,266	70,231,655	26,621,290	31,522,000	148,884,211
農林水産省 計				32,019,999	54,939,746	6,631,000	7,419,349	101,010,094
経済産業省 計				0	0	0	14,269,694	14,269,694
国土交通省 計				1,516,077,601	15,529,051	20,768,027	0	1,552,374,679
防衛省 計				12,455,025	54,405,343	137,989,188	0	204,849,556
合計				1,581,061,891	195,105,795	192,009,505	53,211,043	2,021,388,234

(2)の事態

(1)及び(2)の事態の計

役 務

- (226) 国営かんがい排水事業における吐水槽等の建設工事のための実施設計業務に当たり、事業所における設計容量の算定の検討が十分でなかったため、実施設計業務の成果物が工事に使用されておらず、契約の目的を達成していなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)沖縄開発事業費
部 局 等	沖縄総合事務局宮古伊良部農業水利事業所(契約庁) 沖縄総合事務局(支出庁)
契 約 名	平成25年度宮古伊良部農業水利事業宮古吐水槽他実施設計業務
契 約 の 概 要	宮古島内に設置する吐水槽及び導水路の実施設計を行うもの
契 約 の 相 手 方	サンスイコンサルタント株式会社
契 約	平成25年12月 一般競争契約

契 約 額	26,250,000 円(平成 25 年度)
工事に使用され なかった成果物 に係る契約額相 当額	20,581,721 円(平成 25 年度)

1 契約の概要

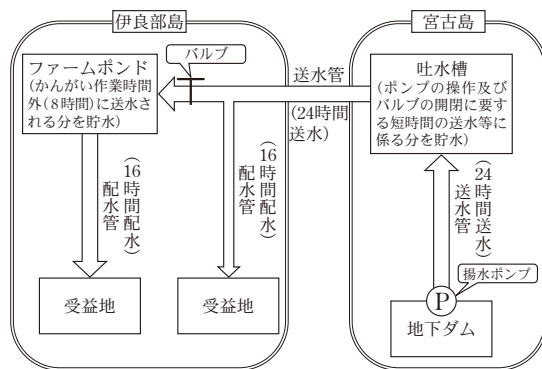
沖縄総合事務局宮古伊良部農業水利事業所(以下「事業所」という。)は、平成 25 年度に、国営かんがい排水事業の一環として、沖縄県宮古島市内に設置する宮古吐水槽及び伊良部導水路の工事を実施するために、これらの実施設計に係る請負契約(以下「実施設計業務」という。)を、一般競争契約により、サンスイコンサルタント株式会社との間で契約額 26,250,000 円で締結している。

沖縄総合事務局が定めた事業計画書等によると、伊良部島内の受益地への送配水計画は、図のとおり、地下ダムから、揚水ポンプにより農業用水を取水して、宮古島内に設置する吐水槽^(注1)へ送水し、ここから自然流下により、受益地の一部に直接配水するとともに、ファームポンド^(注2)に送水するものとなっていた。

(注1) 吐水槽 ポンプの運転と停止を切り替えるには一定の時間を要することから、その時間における水の流れを制御するなどのために必要となる農業用水をあらかじめ貯水しておく農業用貯水施設

(注2) ファームポンド かんがい用の水路の通水量と実際の使用水量を調節し、自然流下又はポンプ等による加圧により配水するための農業用貯水施設

図 伊良部島内の受益地への送配水計画の概念図



事業所は、25 年度に、実施設計業務の特別仕様書の作成に当たり、吐水槽の設計容量について「土地改良事業設計指針「ファームポンド」」(農林水産省構造改善局建設部制定。以下「指針」という。)等に基づくなどして、受益地への円滑な配水に必要な水量を確保するために、揚水ポンプの運転制御容量として 560m³、バルブの開閉に係る運転制御容量等として 4,530 m³、計 5,090m³と算定していた。

指針によれば、吐水槽の設計容量のうち運転制御容量は、揚水ポンプの操作、バルブの開閉等の間における水の流れの制御に必要な水量を一時的に貯水するための容量とされ、揚水ポンプの操作等に要する時間に単位時間当たりの揚水量を乗ずるなどして算定される。

一方、ファームポンドの設計容量については、揚水ポンプ等で取水した農業用水はかんが

い作業時間外(本件事業の場合8時間)にも送水されることから、かんがい作業時間外に送水される水量を貯水するために必要な容量である時間差調整容量等が用いられている。

2 検査の結果

本院は、合規性、有効性等の観点から、実施設計業務の前提となる設計容量が適切に算定されているかなどに着眼して、事業所において、実施設計業務等を対象として、契約書、特別仕様書、成果物等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

事業所は、前記のとおり、25年度に、特別仕様書の作成に当たり吐水槽の設計容量を5,090m³と算定し、これに基づき実施設計業務で吐水槽の設計を行わせ、図面等の成果物を受領していた。そして、その後改めて吐水槽の設計容量の検討を行ったところ適正な設計容量は3,136m³と算定されたため、事業所は、26年度に、適正な設計容量3,136m³に基づき再度吐水槽に係る実施設計を実施しており、25年度の実実施設計業務の成果物は実際の工事には使われなかった。

そこで、25年度に発注した実施設計業務の前提となった吐水槽の設計容量の算定方法を確認したところ、このうちバルブの開閉に係る運転制御容量等として算定した前記の4,530m³については、算定方法を十分に検討しないまま、吐水槽ではなくファームポンドに適用される時間差調整容量の算定方法を用いて算定したものとなっていた。

しかし、時間差調整容量は、前記のとおり比較的長時間であるかんがい作業時間外に送水される水量を貯水するために必要な容量であり、運転制御容量とは目的や算定方法が全く異なるものであり、一般的に運転制御容量を大幅に上回る容量となることなどから、バルブの開閉に係る運転制御容量等の算定に当たり、時間差調整容量の算定方法を用いたことは適切とは認められない。

したがって、実施設計業務の前提となる設計容量の算定において検討が十分でなかったため、これに基づく実施設計業務の成果物のうち吐水槽に係る部分は設計容量の規模が過大であり工事に使用できないものとなっていて、契約の目的を達成しておらず、これに係る契約額相当額20,581,721円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業所において、指針等の理解が十分でなかったこと、吐水槽の設計容量の算定方法に係る検討が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

- (227) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (247)

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省
	(項)国産農畜産物・食農連携強化対策費
	(項)農業・食品産業強化対策費
	(項)農業経営対策費

	(項)農山漁村6次産業化対策費
	(項)農地等保全事業費
	(項)農山漁村活性化対策費
	(項)農山漁村地域整備事業費
	(項)農業施設災害復旧事業費
	(組織)林野庁
	(項)森林整備事業費
	(項)森林整備・林業等振興対策費
	(組織)水産庁
	(項)水産業強化対策費
部 局 等	農林水産本省、林野庁、水産庁、3農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局
補助等の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)、森林法(昭和26年法律第249号)等、予算補助
補助事業者等(事業主体)	道、県10、市1、団体5、計17補助事業者等(県4、団体4、計8事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	県4、市4、町3、村1、団体1、その他5、計18間接補助事業者等(市3、町3、村1、団体1、その他5、計13事業主体)
補助事業等	青年就農給付金事業、産地水産業強化支援事業、農業用施設災害復旧事業等
事業費の合計	3,642,518,502円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	1,741,377,003円
不当と認める事業費の合計	416,557,146円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	221,785,096円

1 補助金等の概要

農林水産省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、45都道府県、1,678市町村等及び408団体において、実績報告書、設計図面等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、4県、12市等、5団体、計21事業主体が実施した青年就農給付金事業、産地水産業強化支援事業、農業用施設災害復旧事業等に係る国庫補助金221,785,096円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 補助の対象とならないもの	9 件	不当と認める国庫補助金	35,632,908 円
(2) 工事の設計が適切でなかったもの	4 件	不当と認める国庫補助金	37,746,705 円
(3) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	4 件	不当と認める国庫補助金	14,552,573 円
(4) 工事の施工が適切でなかったもの	2 件	不当と認める国庫補助金	2,671,910 円
(5) 補助の目的を達していなかったなどのもの	1 件	不当と認める国庫補助金	119,900,000 円
(6) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	1 件	不当と認める国庫補助金	11,281,000 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助の対象とならないもの	9 件	不当と認める国庫補助金	35,632,908 円
青年就農給付金の給付要件を満たしていない者に給付するなどしていて補助の対象とならないもの	(5 件)	不当と認める国庫補助金	7,000,000 円

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(227) 農林水産本省	全国農業会議所	山形県最上郡真室川町(事業主体)	青年就農給付金	26	25,125	25,125	1,625	1,625
(228) 関東農政局	長野県(事業主体)	—	同	24	181,750	181,750	1,500	1,500
(229) 農林水産本省	全国農業会議所	静岡県掛川市(事業主体)	同	25	21,750	21,750	1,500	1,500
(230) 同	同	佐賀県鹿島市(事業主体)	同	26	19,125	19,125	1,250	1,250
(231) 同	同	宮崎県児湯郡高鍋町(事業主体)	同	27	8,250	8,250	1,125	1,125
(227)-(231)の計					256,000	256,000	7,000	7,000

これらの補助事業は、5事業主体が、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るために、経営の不安定な就農初期段階の者(以下「新規就農者」という。)及び就農に向けて研修を受ける者(以下「研修生」という。)に対して、原則として年間1,500,000円の青年就農給付金(以下「給付金」という。)を給付する事業に要した経費について、国庫補助金を交付したものである。

新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(平成24年23経営第3543号農林水産事務次官依名通知)等によれば、給付金の給付を受ける新規就農者は、本人が農地の所有権又は利用権を有していること(以下「農地要件」という。)などの給付要件を満たす必要があるとされている。給付金の給付を受けた研修生は、研修終了後に就農する必要があり、給付金の給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間(以下「要就農継続期間」という。)^(注1)にわたり独立・自営就農等を継続しなかった場合には、給付金の全額を

返還することとされている。そして、就農した研修生が要就農継続期間にわたり独立・自営就農を継続していると認められるためには、同期間において農地要件を満たしていなければならないとされている。また、事業主体は、新規就農者への給付金の給付時において、新規就農者の前年の繰越控除前の総所得^(注2)が250万円以上であった場合には、給付金の給付を停止することとされている。

5事業主体は、新規就農者計54名及び研修生計103名に対して給付金を給付して本件事業を事業費計256,000,000円で実施したとして、関東農政局及び4県に実績報告書を提出し、これにより同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、真室川町、鹿島市及び高鍋町は、新規就農者計5名について、農地要件を満たしていない期間があったのに、この期間に係る給付金を給付していた。また、長野県は、研修生1名について、独立・自営就農をしていたとしている期間中に農地要件を満たしていない期間があり、要就農継続期間にわたり独立・自営就農を継続したとは認められないのに、同人に給付した給付金を返還させていなかった。そして、掛川市は、新規就農者1名について、農業経営開始後の24年における繰越控除前の総所得が250万円以上となっていたのに、誤って繰越控除が適用された後の額に基づいて所得を確認していたため給付停止の要件には該当しないとして、給付金を給付していた。

したがって、5事業主体が上記の7名に給付した給付金計9,750,000円のうち、給付要件を満たしていない期間に係る給付金4,000,000円、返還させていなかった給付金1,500,000円及び給付を停止する必要があった給付金1,500,000円、計7,000,000円は補助の対象とは認められず、これらに係る国庫補助金相当額計7,000,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5事業主体において給付金の給付に当たって給付要件等についての理解が十分でなく審査及び確認が十分でなかったこと、関東農政局及び4県において5事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 独立・自営就農 自ら作成した就農等に関する計画に即して主体的に行う農業経営

(注2) 繰越控除前の総所得 地方税法(昭和25年法律第226号)に定められた合計所得金額(純損失等の繰越控除前の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額)から給付金の額を除いた額

産地水産業強化支援事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない経費を含めていたもの (2件 不当と認める国庫補助金 12,015,943円)

産地水産業強化支援事業は、産地水産業強化支援事業交付要綱(平成23年22水港第2421号農林水産事務次官依命通知)に基づき、漁業協同組合等の漁業者団体、市町村等により構成される産地協議会が策定した産地水産業強化計画の達成のために必要となる密漁等監視施設、文化的景観施設等の共同利用施設の整備等を実施した市町村等に対して、水産庁が、都道府県等を経由するなどして、水産業強化対策整備交付金(以下「交付金」という。)を交付するものである。同要綱等によれば、交付対象事業費の範囲は、施設の整備等に要する経費とされている。そして、施設の撤去に要する経費については、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)で定める排出ガス等の規制に対応しておらず、休止・遊休化している施設について、その跡地に、新たに交付対象施設を整備する場合等に限り交付の対象とすることができるとされている。また、施設の改築等の場合は、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費(以下「一部取壊し費」という。)は交付対象としないこととされている。

本院が、72 事業主体において会計実地検査を行ったところ、沖縄県又は北海道根室市を經由して交付金の交付を受けていた2 事業主体において、交付対象とならない施設の整備に係る実施設計業務に要する経費等を含めて交付対象事業費を算定しており、これらの経費等計 19,852,658 円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額計 12,015,943 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2 事業主体において交付対象となる経費についての理解が十分でなかったこと、沖縄県及び根室市において本件交付金事業に係る審査及び確認並びに2 事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(232)	水産庁		北海道根室市	根室漁業協同組合 (事業主体)	産地水産業強化支援	23	164,850	78,500	7,314	3,657

根室漁業協同組合(根室市所在)は、根室市納沙布地内等において、平成23年度に、漁場監視レーダー、監視カメラ装置等から構成される密漁等監視施設の整備を事業費164,850,000円(交付対象事業費157,000,000円)で実施したとして、根室市に実績報告書を提出して、交付金78,500,000円の交付を受けていた。

しかし、同組合は、ダイオキシン類対策特別措置法で定める排出ガス等の規制とは関係のない既存の漁場監視レーダー等の撤去に要する経費を交付対象事業費に含めていた。

したがって、これに係る経費7,314,979円(交付金相当額3,657,490円)は交付の対象とは認められない。

(233)	沖縄総合事務局		沖縄県	島尻郡北大東村 (事業主体)	産地水産業強化支援	24, 25	36,960	24,640	12,537	8,358
-------	---------	--	-----	-------------------	-----------	--------	--------	--------	--------	-------

北大東村は、北大東村港地区において、平成24年度に、海洋レジャー講習室、交流ギャラリー等から構成される文化的景観施設(床面積473.21㎡)の整備に係る実施設計業務を、25年度に、地域資源の付加価値創造を図るための加工作業所等(以下「海業支援施設」という。)の改築を、事業費計36,960,000円(交付対象事業費計同額)で実施したとして、沖縄県に実績報告書を提出して、交付金計24,640,000円の交付を受けていた。

しかし、同村は、文化的景観施設の整備に当たり、地域の水産物の普及を目的とする場合に限り交付対象とすることとされていることから、当該目的に該当しない交流ギャラリー等(床面積295.94㎡)の工事については、同村の単独事業として実施することとしていたが、実施設計業務に要する経費14,385,000円については、交流ギャラリー等に係る分8,996,211円が含まれているのに、全額を交付対象事業費としていた。また、海業支援施設の改築に当たり、建物内部の間取りを変更するための壁のコンクリートブロック等に係る一部取壊し費3,541,468円を交付対象事業費に含めていた。

したがって、これらに係る経費12,537,679円(交付金相当額8,358,453円)は交付の対象とは認められない。

(232)	(233)	の計					201,810	103,140	19,852	12,015
-------	-------	----	--	--	--	--	---------	---------	--------	--------

地域バイオマス産業化整備事業の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 14,669,857 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(234)	農林水産	本省	オオブユニティ株式会社 (事業主体)	—	地域バイオマス産業化整備	25、26	2,394,000	934,622	29,339	14,669

この補助事業は、オオブユニティ株式会社(愛知県大府市所在。以下「会社」という。)が、大府市において未利用となっている食品廃棄物等を利用してバイオガス発電を行い、バイオマス資源とエネルギーを地産地消するネットワークを構築するために、同市内等で発生する食品廃棄物等をメタン発酵させ、生産したバイオガスにより発電するための発電設備や副産物として生産される堆肥を製造するなどのための施設を合わせたバイオガス化施設の整備を行ったものである。

地域バイオマス産業化推進事業実施要領(平成25年24食産第5349号農林水産省食料産業局長通知)等によれば、再生可能エネルギーの固定価格買取制度^(注)を活用して売電するための発電設備に係る経費は、補助の対象としないこととされている。

(注) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づき、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で買い取るなどする制度

会社は、本件補助事業について、前記バイオガス化施設の整備を事業費計2,394,000,000円(補助対象事業費計1,869,244,000円)で行ったとして、農林水産本省等に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計934,622,000円の交付を受けていた。

しかし、会社は、本件事業費のうち、発電設備の整備に係る工事費計410,756,000円については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費であるとして補助の対象外としていたが、本件工事の実施設計業務等の実施に要する測量費及び設計費152,000,000円については、発電設備に係る実施設計業務等の実施に要する分が含まれているのに、全額を補助の対象としていた。

したがって、上記の測量費及び設計費152,000,000円のうち、発電設備に係る実施設計業務等の実施に要する分29,339,714円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額14,669,857円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助対象事業費についての理解が十分でなかったこと、農林水産本省において実績報告書の審査及び確認並びに会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

森林環境保全整備事業として実施した間伐が補助の対象とならないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,947,108 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(235)	林野庁	群馬県	A	—	森林環境保全整備	28	6,490	1,947	6,490	1,947
			(事業主体)							

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。

この補助事業は、A(群馬県みどり市在住)が、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るなどのために森林の整備として間伐を実施したものである。

森林環境保全整備事業実施要領(平成14年13林整整第885号林野庁長官通知)等によれば、森林環境保全整備事業(以下「整備事業」という。)の対象となる間伐の事業は、森林所有者等が市町村の長等の認定を受けて策定する森林経営計画に基づいて行うこと、間伐の施行地の面積の合計が、補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画ごとに5ha以上であることなどの要件を満たすものとされている。

同人は、平成28年度に、みどり市長の認定を受けて策定した森林経営計画に基づいて、施行地の面積7.24haの間伐の事業を事業費6,490,360円で実施したとして、群馬県に整備事業の補助金の交付申請書を提出し、国庫補助金1,947,108円の交付を受けていた。

しかし、上記施行地の面積7.24haのうち5.76haについては、上記の森林経営計画に含まれておらず、これを除くと施行地の面積は1.48haとなり、施行地の面積の合計が5ha未満となることから、補助の対象とならないものであった。

したがって、本件補助事業は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金1,947,108円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同人において整備事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同県において同人に対する指導監督及び交付申請書等の検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 工事の設計が適切でなかったもの 4件 不当と認める国庫補助金 37,746,705円
 揚水機場に設置した高圧受変電設備等の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 21,056,054円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(236) 農林水産本省	青森県(事業主体)	—	農山漁村地域整備交付金	25, 26	91,959	50,577	38,283	21,056

この交付金事業は、青森県が、三戸郡南部町地引地区において、安定的な用水供給を確保することなどを目的として、既設の揚水機場を更新するために、高圧受変電設備1面、補機計装盤1面及び主ポンプ盤2面(以下、補機計装盤と主ポンプ盤を合わせて「補機計装盤等」という。)等を製作し、別途工事で整備した建築物に据え付けるなどの工事を実施したものである。このうち、据付工事は、高圧受変電設備及び補機計装盤等を地上2階建ての建築物の2階に設置し、それぞれをアンカーボルトで基礎コンクリートに固定するものである。

同県は、高圧受変電設備及び補機計装盤等の耐震設計計算については、「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修。以下「耐震設計指針」という。)等に基づいて行っており、耐震設計指針によれば、設備機器を固定するアンカーボルトの設計に当たっては、地震時に作用する引抜力が許容引抜力を上回らないようにすることとされており、設置する建築物の階数等に応じて定められている係数である設計用標準震度を用いるなどして引抜力を算出することとされている。同県は、本件工事の請負人に耐震設計計算等を行わせており、請負人が高圧受変電設備及び補機計装盤等に適用する設計用標準震度を1.0として耐震設計計算を行ったとこ

ろ、高圧受変電設備は径12mmのアンカーボルト8本、補機計装盤等は径16mmのアンカーボルト8本でそれぞれ基礎コンクリートに固定すれば、地震時にアンカーボルトに作用する引抜力がいずれも許容引抜力を下回ることなどから、耐震設計計算上安全であるとして、耐震設計計算書等を同県に提出していた。そして、同県は、これを審査するなどした上で承諾し、これにより請負人に施工させていた。

しかし、耐震設計指針によれば、2階建て建築物の2階に設備機器を設置する場合に用いる設計用標準震度は1.0ではなく、2.0とすることとされている。

そこで、設計用標準震度を2.0として改めて耐震設計計算を行ったところ、地震時にアンカーボルトに作用する引抜力は、高圧受変電設備については16.5kN/本、補機計装盤等については19.2kN/本となり、それぞれの許容引抜力9.2kN/本、12.0kN/本を大幅に上回るなどして、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、高圧受変電設備及び補機計装盤等(工事費相当額計38,283,734円)は、アンカーボルトの設計が適切でなかったため、地震時に転倒するなどして破損するおそれがあり、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっていて、これに係る交付金相当額計21,056,054円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、請負人が作成した耐震設計計算書に誤りがあったのに、これに対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 引抜力・許容引抜力 「引抜力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たりに作用する力をいう。また、当該ボルトに作用することが許容される引抜力の上限を「許容引抜力」という。

貯留槽の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 10,509,000円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(237)	北海道農政事務所		北海道	下川町畜産クラスター協議会(事業主体)	畜産競争力強化対策緊急整備	27	207,198	95,925	22,699	10,509

この補助事業は、下川町畜産クラスター協議会(以下「協議会」という。)^{ほんけ}が、上川郡下川町班溪地内において、牛舎、搾乳ロボット、貯留槽等を整備したものである。

このうち貯留槽は、たい肥化するために牛の排せつ物を貯留する円筒形の施設で、協議会は、農林水産省が定めた「家畜排せつ物法に基づく管理基準」(以下「管理基準」という。)等に基づき、貯留槽の規模(直径25.0m、高さ4.0m)等を決定した上で、設計については、構造計算を行うことなく同種施設の構造等を参考にすることなどして側壁の寸法(高さ4.0m、壁厚30.0cm)や鉄筋の配置(径13.0mm、25.0cm間隔)を決定し、本件貯留槽を設置する現地の地形を考慮することなどして地盤面から側壁の基礎までの深さ(以下「根入れ深さ」という。)を94.5cmから226.5cmと決定することなどして、これにより施工していた(参考図参照)。

管理基準等によれば、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設は汚水が流出することがないように築造することとされている。そして、貯留槽の設計に関しては、本件貯留槽のような家畜排せつ物処理施設の設計に用いられる「スラリー処理施設設計の手引き」(平成22年4月財団法人北海道農業開

発公社(24年4月以降は公益財団法人北海道農業公社)作成。以下「設計手引き」という。)等が定められている。設計手引き等によれば、貯留槽の構造は、想定される荷重条件に対して十分な耐久性と安定性を確保した設計をすることとされており、構造物の自重のほか、内部に家畜排せつ物が貯留されている時に側壁に作用する荷重等を考慮して、側壁の構造を決定することなどが示されている。

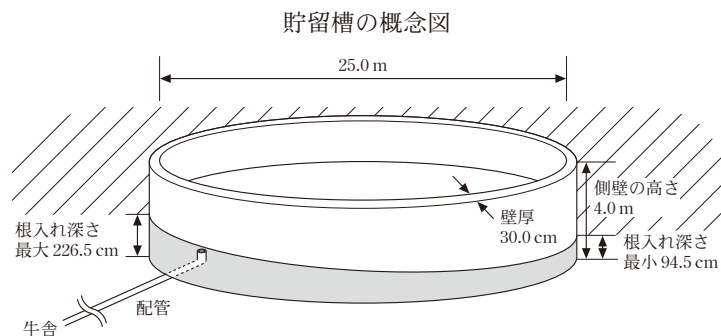
そこで、本件貯留槽について、設計手引き等に基づき、内部の家畜排せつ物等の荷重等を考慮して構造計算を行ったところ、側壁の鉄筋に生ずる引張応力度^(注)が根入れ深さが最も浅い94.5cmの部分で742.0N/mm²、最も深い226.5cmの部分でも431.2N/mm²となり、いずれも許容引張応力度^(注)の157.0N/mm²を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件貯留槽(工事費相当額22,699,440円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額10,509,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会において貯留槽の設計についての理解が十分でなかったこと、北海道において協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(参 考 図)



水路の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 5,059,444円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
					千円	千円	千円	千円	
(238)	九州農政局	福岡県	久留米市	農業用施設	26、27	5,388	5,059	5,388	5,059
			(事業主体)	災害復旧					

この補助事業は、久留米市が、久留米市武島地区内において、被災した水路を復旧することを目的として、水路(内空断面の高さ1.2m又は1.0m、幅1.2m、底版の厚さ0.1m、延長63.6m)を築造したものである。

同市は、水路の設計を「土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」(農林水産省農村振興局制定。以下「設計基準」という。)等に基づき行っていた。設計基準によれば、水路の安定を図るために、水路背面の地下水位(以下「周辺地下水位」という。)による水路の浮上に対する検討として、水路の自重と、土圧により水路背面に作用する摩擦力とを合わせた下向きの鉛直力を、周辺の地下水による上向きの鉛直力である揚圧力で除した値が、当該水路の目的、規模等を考慮して定めた安全率(1.1~1.2)以上となる

ことを確認することとされている。また、設計を行う際に用いる地下水位(以下「設計地下水位」という。)については、周辺地下水位が水路の内空断面の高さ(以下「壁高」という。)の2分の1より高く、かつ、水路側壁の下部に水抜きを設置する場合は、壁高の2分の1の位置とすることとされている。

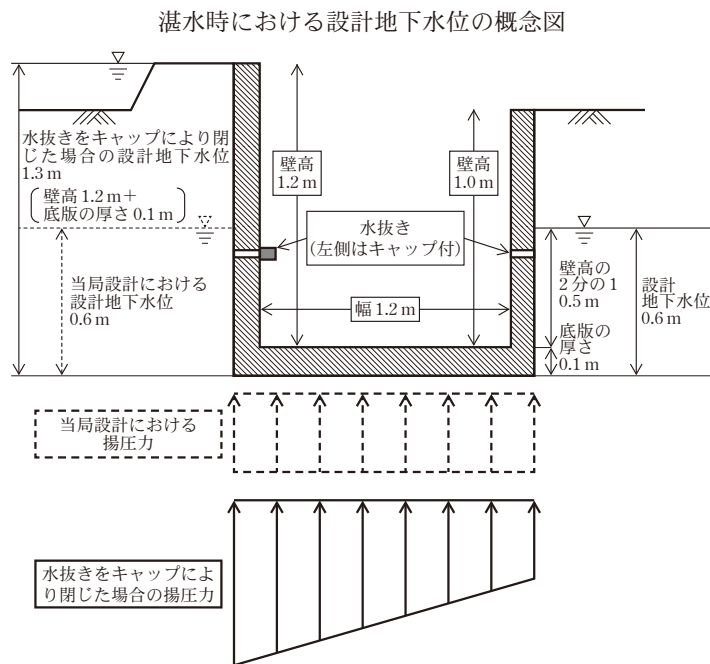
同市は、水路の設計に当たり、水路の周辺は田としても利用されているため周辺地下水位は壁高の2分の1より高くなるとし、水路側壁の下部に水抜きを設置することから、水路の左右両背面の設計地下水位を、水路の左右の側壁のうち低い方の右側側壁の壁高1.0mの2分の1である0.5mに底版の厚さ0.1mを加えた0.6mの高さとして浮上に対する検討を行い、この場合の安全率が必要とされる安全率1.1を満たしていると判断し、浮上に対して安全であるとしていた。

しかし、図面及び現地の状況を確認したところ、同市は、水路の左側背面は田及び畑として利用される土地であることから、田として利用する際には水の流出を防ぐために、水路の左側側壁に設置された水抜きをキャップにより開閉できるようにしていた。このため、水抜きをキャップにより閉じて田を湛水した場合には、水路の左側背面の周辺地下水位は水路の左側側壁の壁高1.2mに底版の厚さ0.1mを加えた1.3mの高さとなることから、水路に作用する揚圧力は設計よりも大きくなると認められる(参考図参照)。そこで、水路の左側背面の設計地下水位を1.3m、右側背面の設計地下水位を0.6mとするなどして浮上に対する検討を行ったところ、安全率は0.76となり、必要とされる安全率1.1を大幅に下回っていた。

したがって、本件水路(工事費5,388,120円)は、設計が適切でなかったため、湛水時において所要の安全度が確保されていない状況となっており、これに係る国庫補助金額5,059,444円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、水路の設計に当たり、浮上に対する検討における設計地下水位についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



押え盛土工の設計が適切でなかったもの（1件 不当と認める国庫補助金 1,122,207 円）

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(239) 関東農政局	群馬県	—	農村地域防災減災等2事業	26、27	54,183	27,037	2,244	1,122
	(事業主体)							

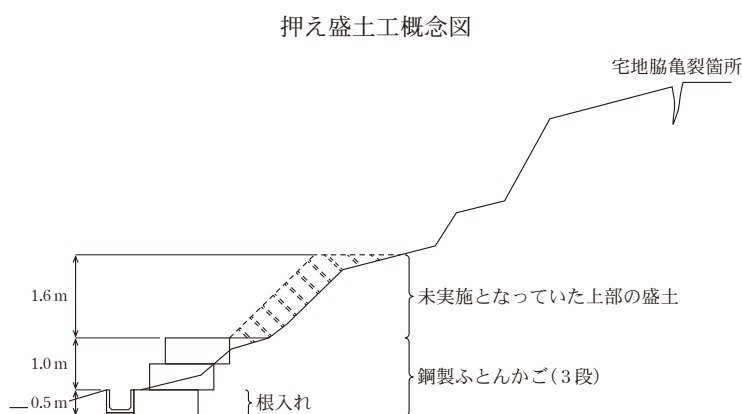
この補助事業は、群馬県が、吾妻郡中之条町わらび峠地区において、宅地脇に発生した亀裂箇所斜面の崩壊危険箇所の安定化を図ることを目的として、押え盛土工、明渠工、集水井工等の地すべり防止対策工事を実施したものである。

同県は、押え盛土工(延長 22.0m、高さ 2.6m)の設計を「土地改良事業計画設計基準 計画「農地地すべり防止対策」基準書」(農林水産省農村振興局監修)等に基づき行っており、本件地すべり防止対策工事前の亀裂箇所斜面の安全率を 1.00 として、鋼製ふとんかご(長さ 2.0m、幅 1.0m、高さ 0.5m)を 3 段(うち根入れ 1 段)設置し、その上部に良質な盛土材を用いて盛土(高さ 1.6m。以下「上部の盛土」という。)等を行うこととすれば、近隣に家屋等の重要施設がある場合に必要とされる目標安全率 1.20 を確保できるとしていた。そして、押え盛土工のうち、上部の盛土については、本件工事等で発生する残土を用いることとしていたが、想定していた良質な盛土材を残土により確保することが困難となったことから、上部の盛土を行わないこととする設計変更を行い、これにより施工していた(参考図参照)。しかし、同県は別途工事等による上部の盛土を行わないまま、本件地すべり防止対策工事を完了させていた。そこで、改めて亀裂箇所斜面の安全率を確認したところ 1.09 となっていて、必要とされる目標安全率が確保されていなかった。

したがって、本件地すべり防止対策工事の押え盛土工、明渠工等(工事費相当額計 2,244,414 円)は、押え盛土工の設計が適切でなかったため、崩壊危険箇所の安定化を図るという工事の目的を達しておらず、これらに係る国庫補助金相当額計 1,122,207 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件地すべり防止対策工事の重要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

(参 考 図)



(3) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

4件 不当と認める国庫補助金 14,552,573円

鳥獣被害防止総合対策交付金事業等の事業費を過大に精算していたもの

(3件 不当と認める国庫補助金 13,019,996円)

第3章
第1節
第9
農林水産省

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(240)	農林水産	本省	合同会社まかく堂 (事業主体)	—	鳥獣被害防止総合対策交付金等2事業	23、24、27	32,268	32,268	7,910	7,910
(241)	同	同	株式会社一成 (事業主体)	—	同	23～26	37,600	37,126	2,043	1,569
(242)	同	同	株式会社野生動物保護管理事務所 (事業主体)	—	鳥獣被害防止総合対策交付金	25、27	51,042	48,098	6,484	3,540
(240)～(242)の計							120,910	117,492	16,438	13,019

これらの交付金事業等は、3事業主体が、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資することを目的として、鳥獣被害の防止対策を担う人材や捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るための研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施したものである。

農林水産省は、事業主体に対して、交付金事業等の実施に要した旅費、賃金等の経費を交付対象事業費として交付金等を交付している。そして、このうち賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)等に基づき、原則として、事業従事者ごとに、給与等の前年支給実績等に基づき算定した時間単価に交付金事業等に従事した実績時間を乗ずるなどして算定することとなっている。

3事業主体は、本件交付金事業等を事業費計120,910,740円(交付対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより交付金計117,492,413円の交付を受けていた。

しかし、3事業主体は、上記事業費のうち賃金の算定に当たり、事業従事者ごとの給与等の前年支給実績等に基づく単価ではなく、事業主体が業務を受託する場合等に適用する単価を用いるなどしていた。

したがって、賃金を給与等の前年支給実績等に基づく単価に実績時間を乗じて算定するなどして適正な交付対象事業費を算定すると計104,472,417円となり、前記の交付対象事業費120,910,740円との差額16,438,323円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額計13,019,996円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3事業主体において交付金事業等に係る適正な事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、農林水産本省において実績報告書の審査及び確認並びに3事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

合同会社まかく堂は、平成23、24、27各年度に、専門家を講師とした野生鳥獣の生態や行動、総合的な被害対策等に関する研修会の開催等を事業費計32,268,052円(交付対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、同会社が交付対象事業費に含めていた賃金計 17,533,950 円は、同会社が業務を受託する場合等に適用する 1 日当たりの単価を用いて算定した額であり、事業従事者ごとの給与等の前年支給実績等に基づく単価を用いて算定したものではなかった。

したがって、賃金を給与等の前年支給実績等に基づく単価に実績時間を乗じて算定するなどして適正な交付対象事業費を算定すると計 24,357,607 円となり、前記の交付対象事業費計 32,268,052 円との差額 7,910,445 円(交付金相当額同額)が過大に精算されていた。

森林整備加速化・林業再生交付金事業の事業費を過大に精算していたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 1,532,577 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
							千円	千円	千円	千円	
(243)	林	野	庁	山	形	県	27	5,065	4,800	1,797	1,532
				有限会社たくみまさの(事業主体)	森林整備加速化・林業再生交付金						

この交付金事業は、有限会社たくみまさの(山形県最上郡金山町所在。以下「会社」という。)が、木材需要の拡大等のために太陽光発電パネルの木製架台の開発等を実施したものである。

森林整備加速化・林業再生交付金実施要領(平成 27 年 26 林整計第 747 号林野庁長官通知)によれば、交付の対象となる経費は、事業の実施に要した技術者給、需用費等とされており、このうち技術者給については、原則として、事業従事者ごとに、給与等の前年支給実績等に基づき算定した時間単価に交付金事業に従事した実績時間を乗じて算定することとされている。また、事業主体は、実際に交付金事業に従事したことを確認できる業務日誌を整備することとされている。

会社は、平成 27 年度に、本件交付金事業を事業費 5,065,388 円(交付対象事業費同額)で実施したとして、山形県に実績報告書を提出して、これにより交付金 4,800,000 円の交付を受けていた。

しかし、会社は、上記事業費のうち技術者給の算定に当たり、事業従事者ごとの給与等の前年支給実績等に基づく単価ではなく、公共事業の積算に用いるために国土交通省が定めている「設計業務委託等技術者単価」等における単価を用いたり、実際に本件交付金事業に従事したことが業務日誌等で確認できない時間を実績時間に含めたりするなどしていた。

したがって、技術者給を給与等の前年支給実績等に基づく単価に実績時間を乗じて算定するなどして適正な交付対象事業費を算定すると 3,267,423 円となり、前記の交付対象事業費 5,065,388 円との差額 1,797,965 円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額 1,532,577 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において本件交付金事業の適正な事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、同県において実績報告書等の審査及び確認並びに会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 工事の施工が適切でなかったもの 2 件 不当を認める国庫補助金 2,671,910 円

水路復旧工の施工が適切でなかったもの (1 件 不当と認める国庫補助金 1,479,910 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
							千円	千円	千円	千円	
(244)	九州	農政局	宮崎	県	児湯郡川南町(事業主体)		26	6,768	4,399	2,276	1,479
					農業用施設災害復旧						

この補助事業は、児湯郡川南町が、児湯郡川南町川南地区において、大雨による浸透水や湧水等により崩壊した水路を復旧することなどを目的として、水路の右側側壁(延長 11.5m)や水路背面の盛土等を築造したものである。

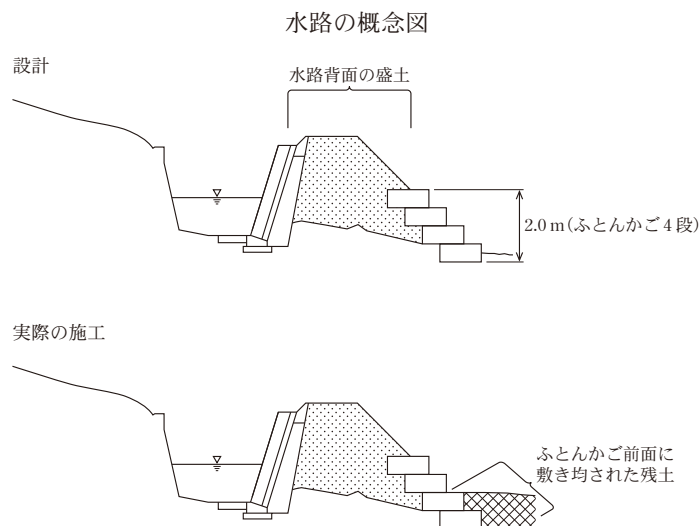
同町は、本件水路背面の盛土の設計を「道路土工 盛土工指針」(公益社団法人日本道路協会編)等に基づき行っており、これによれば、盛土内の地下水位を低下させるために、周辺地山からの湧水が盛土内に浸透しないよう排除するとともに、法面等からの浸透水を速やかに排除できるよう、湧水の状態等に応じて適切な構造としなければならないとされている。このため崩壊箇所の復旧に当たっては、崩壊の一因である周辺地山からの湧水等を速やかに排除するとともに、盛土の法尻部に、従前は盛土としていたものに代えて割栗石を詰めた透過性のあるふとんかご(長さ 2.0m、幅 1.2m、高さ 0.5m)を 4 段(延長 8.0m)設置することとし、下部 2 段で周辺地山からの湧水等を排除することとして設計していた(参考図参照)。

しかし、本件工事の請負人が下部 2 段のふとんかごの前面の全延長にわたり本件工事で発生した残土を敷き均していたため、周辺地山からの湧水等を速やかに排除できない状態となっていた(参考図参照)。

したがって、本件水路(工事費等相当額 2,276,786 円)は、施工が適切でなかったため、水路背面の盛土の崩壊の一因である周辺地山からの湧水等を速やかに排除できない状態となっており、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 1,479,910 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、請負人が設計図書等についての理解が十分でないまま施工していたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



擁壁の施工が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,192,000 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(245) 北陸農政局	新潟県	—	農村地域防災減災	27	10,411	5,205	2,384	1,192

この補助事業は、新潟県が、糸魚川市大字土倉地内において、斜面の地すべりを防止するために、L型の金網(幅2.0m、高さ0.5m)に中詰材として碎石を投入して一体化させたものを4段から6段に積み重ねるなどして、擁壁(高さ2.0~3.0m、延長50.0m)を築造したものである。

同県は、本件擁壁工の設計を「道路土工 擁壁工指針」(公益社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)等に基づき行っている。指針によれば、擁壁の直接基礎の計画地盤面等からの根入れ深さ(以下「根入れ深さ」という。)は、風化作用による地盤の劣化等の影響を考慮する必要があるとされており、原則として0.5m以上確保することとされている。

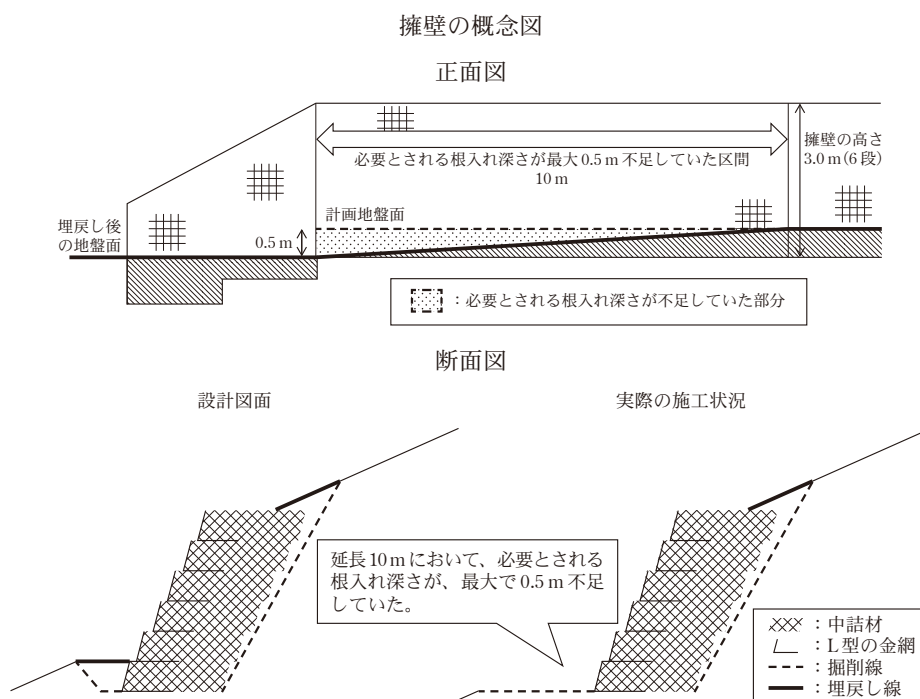
そして、同県は、指針に基づき、擁壁の前面を土砂で0.5m埋め戻すこととし、これにより施工することとしていた。

しかし、現地の状況を確認したところ、全長50.0mのうち延長10.0mについては、請負人が設計図書に記載された根入れ深さを十分に確認しないまま擁壁前面の法面の整形を行ったことにより、必要とされる根入れ深さが最大0.5m不足していた(参考図参照)。

したがって、本件擁壁のうち、延長10.0m(工事費相当額2,384,000円)については、施工が適切でなかったため、風化作用による地盤の劣化等が進行すると擁壁に損傷が生ずるおそれがある状態となっていて、工事の目的を達成しておらず、これに係る補助金相当額1,192,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、請負人が設計図書等に対する理解が十分でないまま施工していたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



(5) 補助の目的を達していなかったなどのもの

1件 不当と認める国庫補助金 119,900,000円

農業・食品産業強化対策整備交付金事業により整備した栽培施設において、低コスト耐候性ハウスに交付金の交付対象基準とされた所要の強度が確保されていない状態になっているのに、事業が適正に完了したとして額の確定が行われていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 119,900,000円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(246)	九州	農政局	佐賀県	伊万里市	農業・食品産業強化対策整備交付金	25、26	251,790	119,900	239,800	119,900
					株式会社アースマインド伊万里(事業主体)					

この交付金事業は、株式会社アースマインド伊万里(以下「会社」という。)が、新たな栽培品目であるパプリカを年間を通じて栽培することにより、収益性の高い農業経営を確立するため、栽培施設として、低コスト耐候性ハウス(栽培室等の面積5,336㎡)、養液栽培装置、複合環境制御装置等を整備したものである。佐賀県は、会社が実施した本件交付金事業に対して市費補助金を交付していた伊万里市に県費補助金を交付しており、これに対して本件交付金が交付されている。

強い農業づくり交付金実施要領(平成17年16生産第8262号大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長通知)等によれば、整備の対象とする生産技術高度化施設は、農作物の栽培等生産の高度化を支援するために必要な施設とするとされ、生産技術高度化施設のうちの低コスト耐候性ハウスについては、50m/s以上の風速に耐えることができる強度を有するものとするなどとされている。また、事業主体は、請負人が工事を完了したときは、しゅん功検査を行った上で引渡しを受け、都道府県又は市町村は、必要に応じてしゅん功検査を実施し、不適正な事態がある場合は手直しなどの措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとするとしている。

会社は、本件栽培施設の整備に当たり、平成25年8月に、請負業者との間で、栽培施設の設計及び施工を行わせる工事請負契約を締結し、26年6月に、請負業者から、栽培施設的最終的な出来形を示したしゅん功図、低コスト耐候性ハウスが50m/sの風速に耐えられることを確認したなどとする構造計算書等の工事関係書類を受領するとともに、しゅん功検査を実施して、栽培施設の引渡しを受けていた。なお、工事関係書類によれば、低コスト耐候性ハウスの外壁部には、4本の^(注)胴縁を設置したことなどが記載されていた。

その後、会社は、伊万里市に対して、栽培施設の整備が完了したとして実績報告書等を工事関係書類とともに提出し、佐賀県及び伊万里市は、しゅん功検査を実施するなどして、栽培施設が実績報告書及び工事関係書類のとおり整備され本件交付金事業が適正に完了していることを確認して、交付金の額の確定を行っていた。

しかし、現地の状況を確認するなどしたところ、低コスト耐候性ハウスは、胴縁が、2本しか設置されていなかったり(参考図参照)、工事関係書類に記載された位置と異なる位置に設置されていたりしており、また、屋根の構造部等の多くの施工箇所において、工事関係書類に記載された部材とは異なる規格の部材が使用されているなどしていた。

そこで、低コスト耐候性ハウスに50m/sの風速に耐える強度が確保されているか確認したところ、28m/s程度の風速までしか耐えられないものであった。

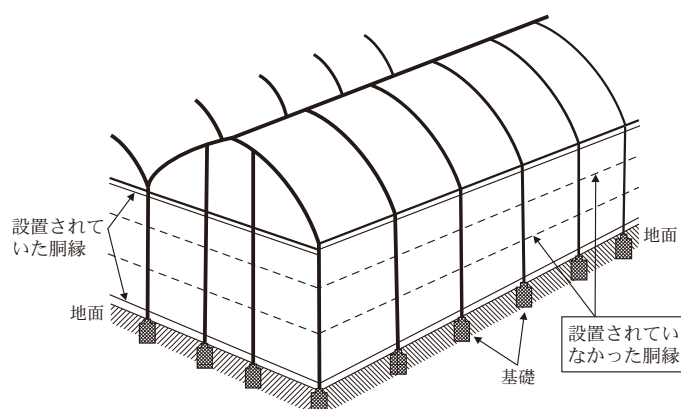
したがって、本件交付金事業は、低コスト耐候性ハウスに交付金の交付対象基準とされた所要の強度が確保されていない状態になっているのに、事業が適正に完了したとして額の確定が行われており、これに係る交付金119,900,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負業者が施工等を適切に行っていなかったことにもよるが、会社において施工についての監理及びしゅん功検査が十分でなかったこと、また、佐賀県及び伊万里市において会社に対する指導及びしゅん功検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 胴縁 外壁材を取り付けるために柱と柱の間に水平に渡す材

(参考図)

低コスト耐候性ハウスの概念図



(6) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 11,281,000円

森林整備加速化・林業再生事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、基金事業の対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 11,281,000円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額			
							千円	千円	千円	千円			
(247)	林	野	庁	島	根	県	株式会社板倉重機(事業主体)	森林整備加速化・林業再生	26	30,543	15,271	22,561	11,281

森林整備加速化・林業再生事業費補助金は、林業・木材産業の成長産業化を実現することなどを目的として、「森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付要綱」(平成21年21林整計第82号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、林野庁が都道府県に対して基金を造成させるために交付するものである。そして、基金を造成した都道府県は、間伐材等加工流通施設整備事業(以下「基金事業」という。)を実施する事業主体に対して、この基金を取り崩すなどして補助金(以下「基金補助金」という。)を交付している。

株式会社板倉重機(島根県出雲市所在。以下「会社」という。)は、平成26年度に、屋外の原木・製品乾燥場3,100㎡の舗装工事を施工業者に請け負わせて事業費30,543,254円(基金事業対象事業費同額)で実施したとして、島根県に対して実績報告書を提出し、基金補助金15,271,000円(国庫補助金相当額同

額)の交付を受けていた。

しかし、会社は、実際には、本件舗装工事の一部を自社の直営作業により安価に実施するなどして虚偽の実績報告を行っており、事業に要した経費は上記の事業費よりも低額となっていた。

したがって、実際の事業に要した経費に基づいて適正な基金事業対象事業費を算定すると7,981,622円となり、前記の基金事業対象事業費30,543,254円との差額22,561,632円が過大に精算されており、取り崩された基金11,281,000円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において基金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同県において実績報告書等の審査及び確認並びに会社に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 6次産業化ネットワーク活動交付金等による事業の実施に当たり、事業主体から収益報告書を提出期限内に確実に提出させるよう是正改善の処置を求め、及び新商品に係る利益が発生していない場合に要因等を事業主体から報告させたり、サポート機関の更なる活用を図ったり、事業終了後4年目以降も利益の発生状況等について報告を徴したりするよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目 部 局 等 補助等の根拠 補助事業者等	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農山漁村6次産業化対策費 農林水産本省、9農政局等 予算補助、委託契約 (1) 229農林漁業者等(事業主体)、公益財団法人食品流通構造改善促進機構(平成25年3月31日以前は財団法人食品流通構造改善促進機構)、7県(補助事業) (2) 63民間事業者等(事業主体)(補助事業及び委託事業)、公益財団法人食品流通構造改善促進機構(平成25年3月31日以前は財団法人食品流通構造改善促進機構)、7県(補助事業)
間接補助事業者等(事業主体)	(1) 21農林漁業者等(補助事業) (21農林漁業者等と上記(1)229農林漁業者等の合計から重複する2農林漁業者を除いた248農林漁業者等) (2) 49民間事業者等 (49民間事業者等と上記(2)63民間事業者等の合計から重複する44民間事業者等を除いた68民間事業者等)
補助事業等	6次産業化ネットワーク活動交付金等(補助事業)及び6次産業総合推進委託事業(委託事業)
補助事業等の概要	(1) 農林漁業者等が行う農林水産物等を活用した新商品開発や販路開拓等の取組を支援するもの (2) (1)の取組を支援するためのサポート事業等に対して支援を実施するもの

検査の対象とした新商品開発事業の事業数及び事業費	(1) 307 事業	9 億 2482 万余円(平成 22 年度～25 年度)
上記に対する交付金等交付額(ア)	(1)	5 億 5693 万余円
検査の対象とした支援体制整備事業等の事業数及び事業費	(2) 172 事業	20 億 1647 万余円(平成 23 年度～28 年度)
上記に対する交付金等交付額及び委託費の支払額(イ)	(2)	20 億 0966 万余円
(ア)及び(イ)の計		25 億 6660 万円(背景金額)
収益報告書が提出期限内に提出されていない事業数及び事業費	(1) 211 事業	6 億 5309 万余円(平成 22 年度～25 年度)
上記に対する交付金等交付額	(1)	3 億 9144 万円

【是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したものの全文】

6 次産業化ネットワーク活動交付金等による事業のフォローアップについて

(平成 29 年 10 月 27 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 6 次産業化ネットワーク活動交付金等による事業の概要等

(1) 6 次産業化ネットワーク活動交付金等による事業の概要

国は、農林水産物価格の低迷等により農林漁業者の所得が減少し、高齢化や過疎化の進展等により農山漁村の活力が著しく低下している状況を踏まえて、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成 22 年法律第 67 号)を制定し、農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策等を総合的に推進することとしている。

これを受けて貴省は、同法等に基づく施策の一環として、農林漁業者等が地域資源を活用した新事業の創出等を図ることにより、農林漁業経営の改善を図ることを目的として農林水産物の生産、加工及び販売を一体的に行う事業(以下「総合化事業」という。)を推進することとしている。

そして、貴省は、総合化事業を推進し、農林漁業者等の所得を増大させることなどを目的として、6 次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱(平成 25 年 25 食産第 599 号農林水産事務次官依命通知)等(以下「実施要綱等」という。)に基づき、表 1 のとおり、農林漁業者等が行う農林水産物等を活用した新商品開発や販路開拓の取組(以下「推進事業」という。)、これらの取組を支援するためのサポート事業等(以下「支援体制整備事業等」という。)を支援する 6 次産業化ネットワーク活動交付金等による事業を実施している。

表1 推進事業及び支援体制整備事業等の年度別の事業等の概要

事業	実施年度	事業の種類	事業承認者等	事業主体	補助等の種類
推進事業	平成22年度	農山漁村6次産業化対策事業	本省総合食料局長	農林漁業者等	補助金
	22年度～26年度	農山漁村6次産業化対策事業	地方農政局長等		補助金
	25年度	農山漁村6次産業化対策事業	公益財団法人食品流通構造改善促進機構会長		助成金
	25年度～	6次産業化ネットワーク活動交付金	都道府県知事		交付金
支援体制整備事業等	23、24両年度	6次産業総合推進委託事業	地方農政局長等	民間事業者等	委託
	23年度～	農山漁村6次産業化対策事業	本省食料産業局長(23年8月31日以前は総合食料局長)		補助金
	25年度	農山漁村6次産業化対策事業	公益財団法人食品流通構造改善促進機構会長		助成金
	25年度～	6次産業化ネットワーク活動交付金	都道府県知事		交付金

ア 推進事業

貴省は、推進事業を実施する農林漁業者等の事業主体に対して、平成22年度から26年度までの間に、貴省から直接又は公益財団法人食品流通構造改善促進機構(25年3月31日以前は財団法人食品流通構造改善促進機構。以下「機構」という。)を通じて補助金又は助成金を交付したり、25年度以降に、道府県を通じて交付金を交付したりしている。

実施要綱等によれば、事業主体は、事業の実施に当たり、事業実施計画を作成して、貴省本省総合食料局長、地方農政局長等、機構会長又は都道府県知事(以下、これらを「事業承認者」という。)に提出することなどとされている。

推進事業のうち新商品を開発するために必要となる試作等に係る事業(以下「新商品開発事業」という。)を実施した事業主体は、事業終了後の翌年度から3年間、開発した新商品の販売金額の計画に対する実績等を記載した事業成果状況報告書(以下「成果報告書」という。)を事業承認者に提出することとなっており、新商品に係る販売金額が当初計画を下回っている場合又は販売に至っていない場合等には、原因及び改善策を記載することとなっている。ただし、25年度以降、新商品開発事業のうち事業承認者が都道府県知事であるものについては、事務の簡素化の観点から、事業主体は、成果報告書を提出する必要はないこととなっている。また、新商品開発事業を実施した事業主体は、開発した新商品を販売したことにより相当の収益が発生した場合、交付された交付金等の額を超えない範囲で、収益を国庫に納付(以下「収益納付」という。)することとなっている。そして、事業主体は、新商品に係る売上高、費用等の実績を記載した事業収益状況報告書(以下「収益報告書」という。)を原則として事業終了年度の翌年度以降3年間、毎年、各決算期の終了後2月以内に事業承認者に提出することとなっている。

イ 支援体制整備事業等

支援体制整備事業等は、「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成23年農林水産省告示第607号)等を踏まえて、農林漁業者等が総合化事業に取り組むに当たり直面する課題を解決するために、23年度以降、各都道府県に6次産業化サポートセンター(以下「サポート機関」という。)を設置して、新商品開発、販路開拓等を行う農林漁業者等の相談対応を行ったり、必要に応じて6次産業化プランナー(以下「プランナー」という。)を派遣したりするなどの支援を実施するものである。

貴省は、23年度以降に、支援体制整備事業等の実施に当たり、地方農政局等から民間事業者等に事業の実施を委託したり、貴省本省から直接又は機構若しくは道府県を通じて補助金又は助成金若しくは交付金を民間事業者等に交付したりしている。

また、貴省は、27年度以降、総合化事業を実施している農林漁業者等に対する事業の実施状況に関するフォローアップを、地方農政局等、都道府県及びサポート機関が連携して行うよう指導している。

22年度から28年度までの間の交付金等交付額及び委託費の支払額は、計68億7010万余円(推進事業における交付金等交付額17億1926万余円、支援体制整備事業等における交付金等交付額及び委託費の支払額51億5083万余円)となっている。

(2) 過去の会計検査の状況

本院は、農山漁村6次産業化対策事業等について検査した結果、新商品を開発できなかったり、食品の加工・販売施設、農林漁業用機械施設の整備等において目標年度における成果目標等の達成率が低調になっていたりなどして事業効果が十分に発現していない事態等が見受けられたことから、23年10月及び26年10月に会計検査院法第36条の規定に基づく改善の処置を要求し、貴省は、技術的な課題の解決策等について事前に十分な調査及び検討が行われていることを事業採択の要件としたり、上記の整備等において事業効果が十分に発現していない事業主体に対して、サポート機関等を活用し速やかに改善計画を作成させるなどしてより効果的な指導等を行ったりするなどの処置を講じている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、事業承認者は事業主体が開発した新商品に係る利益の発生状況等を適時適切に把握しているか、事業主体の所得の増大に寄与するために新商品開発事業の実施により利益は発生しているか、事業承認者は事業主体に対する指導を十分に行っているか、サポート機関は事業主体に十分に活用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、新商品開発事業については、22年度から25年度までの間に実施され、28年3月末時点で収益報告書の提出期限が到来している248事業主体に係る307事業(事業費計9億2482万余円、交付金等交付額計5億5693万余円)を、支援体制整備事業等については、23年度から28年度までの間に、今回検査の対象とした新商品開発事業に対して

支援を実施した68民間事業者等に係る172事業(事業費計20億1647万余円、交付金等交付額及び委託費の支払額計20億0966万余円)、計479事業(事業費計29億4129万余円、交付金等交付額及び委託費の支払額計25億6660万余円)をそれぞれ対象とした。

そして、貴省本省、8農政局等^(注1)、機構、7県及び95事業主体において、収益報告書等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、9農政局等、機構及び上記の7県から新商品開発事業の実施による利益の発生状況等に関する調書の提出を受けて、その内容を分析するなどの方法により検査した。

(注1) 8農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道農政事務所

(注2) 7県 栃木、新潟、滋賀、岡山、山口、徳島、大分各県

(注3) 9農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 収益報告書の提出状況

収益報告書は、新商品に係る売上高、費用等の実績が記載されることから、事業承認者にとって、新商品に係る利益の発生状況を把握して新商品開発事業が事業主体の所得の増大に寄与しているかを確認したり、新商品に係る利益が発生していない場合に改善策等を検討することにつなげたりする上で重要な資料である。

そこで、検査の対象とした新商品開発事業307事業のうち、28年3月末までに収益報告書を提出する必要のある収益報告書556件の提出状況をみると、提出期限内に提出されていないものが211事業(事業費計6億5309万余円、交付金等交付額計3億9144万余円)に係る330件(556件の59.3%)となっていた。また、収益報告書が提出期限内に提出されていない理由を事業承認者が把握できていないものが、87事業に係る140件(330件の42.4%)見受けられた。

このように、事業主体から収益報告書が提出期限内に提出されていないものが数多く見受けられ、事業承認者は、事業主体が開発した新商品に係る利益の発生状況等を適時適切に把握できていない状況となっていた。

(2) 利益の発生状況等

ア 新商品に係る利益の発生状況

検査の対象とした新商品開発事業307事業のうち、事業主体が提出期限が到来した収益報告書を、28年9月末までに、事業終了年度の翌年度以降毎年分提出していた221事業について、新商品に係る利益の発生状況をみると、提出のあった毎年の収益報告書において新商品に係る利益が発生している事業が50事業(221事業の22.6%)ある一方で、これまで利益が一度も発生していない事業は117事業(同52.9%)となっており、半数以上の事業において事業の実施が事業主体の所得の増大に寄与していない状況となっていた。

そして、上記の117事業に係る194件のうち、65事業に係る112件(194件の57.7%)については、事業承認者が新商品に係る利益が発生していない要因を把握できていなかった。その理由をみると、売上げに係る要因については、新商品の販売金額の実績が計画を下回った原因や改善策を成果報告書により把握できるものの、費用に係る要因については、成果報告書においても事業主体から報告させることとなっておらず把握することができないため、新商品に係る利益が発生していない要因を十分に把握できないとしているものが40事業に係る71件(112件の63.3%)等となっていた。さらに、25年度以降に成果報告書の提出が不要となった事業承認者が都道府県知事である前記の7県に係る12事業について要因の把握状況をみると、収益報告書において新商品に係る利益が発生していない5事業のうち、収益報告書だけでは要因が把握できないとしてヒアリングを実施するなどして要因を把握しているものが3事業となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

〈事例〉 新商品開発事業終了後の翌年度から3年以内に新商品に係る利益が発生しておらず、事業承認者において利益が発生していない要因を把握していないもの

会社Aは、平成23年度に自社生産の鶏卵を用いたプリン等の加工品の製造・販売を行うために、新商品開発事業を実施し国庫補助金の交付を受けている(事業費266万余円、国庫補助金169万余円)。

そして、同会社は、同年度に実施した事業に係る収益報告書を毎年分農政局へ提出していた。

収益報告書等の内容をみたところ、同会社では、事業終了年度の翌年度から3年間、新商品に係る利益は一度も発生していなかった。また、利益が発生していない要因をみたところ、新商品を認知してもらうため販売促進の費用が多額になり、新商品に係る費用が売上げを上回ってしまったことなどによるものであった。

しかし、収益報告書において、費用について分析結果を報告させることとなっていないことなどから、農政局は、新商品に係る利益が発生していない要因について十分に把握することができないとしていた。

このように、事業主体の所得の増大に寄与する新商品に係る利益の発生状況について、事業承認者が、事業主体に対して指導を行うに当たって前提となる、新商品に係る利益が発生していない場合の要因及び改善策を事業主体から報告させるなどしておらず、それらを十分に把握していない状況となっていた。

イ 新商品に係る利益の発生状況の推移と収益報告書の提出期間

前記221事業のうち、事業終了年度の翌年度から3年間収益報告書が提出されている59事業について、新商品に係る利益の発生状況をみると、1年目から利益が発生したものが20事業(59事業の33.8%)、2年目に初めて利益が発生したものが10事業(同16.9%)、3年目に初めて利益が発生したものが8事業(同13.5%)あり、2年目までは利益を生まなかった事業であっても、新商品の販売を継続した結果、3年目に至って利益を生んでいるものが一定程度見受けられた(表2参照)。

表2 事業終了年度の翌年度から3年間収益報告書が提出されている事業の新品に係る利益の発生状況 (単位：事業数、%)

区 分		事業	割合
事業終了年度の翌年度から3年間収益報告書が提出されている事業		59	
1年目から利益が発生した事業		20	33.8
2年目に初めて利益が発生した事業		10	16.9
3年目に初めて利益が発生した事業		8	13.5
3年の間には利益が発生していない事業		21	35.5

一方、3年の間には利益が発生していないものが21事業(同35.5%)見受けられたが、上記のとおり、新品の試作等の事業が終了した後、実際に新品の販売によって利益が得られるまでには一定の期間を要する場合もあるという新品開発事業の特性を踏まえると、収益報告書の提出を3年目までとしている取扱いはフォローアップとしては十分とはいえ、3年経過後も利益を生じていない事業については、その後の利益の発生状況等についても一定年数フォローアップを続けることが重要であると考えられる。

しかし、実施要綱等において、収益報告書の提出期間は新品開発事業終了年度の翌年度以降3年間とされていることから、それ以降は、事業承認者として当該事業主体の新品に係る利益の発生状況や改善の取組状況等を把握することができない。そのため、事業承認者は、継続して販売・開発を行った新品に係る利益が発生し、事業主体の所得の増大に寄与しているかを確認できず、事業主体に対して継続的に指導するなどのフォローアップを行うことができない状況となっていた。

(3) サポート機関の活用状況等

検査の対象とした新品開発事業307事業のうち、総合化事業に関する計画が作成され、かつ、サポート機関の活用が事業実施前から可能であった24、25両年度に実施されていて、28年9月末までに収益報告書が1回でも提出されていた161事業について、サポート機関の活用状況をみると、表3のとおり、事業主体が事業実施前、事業実施中及び事業終了後の各段階でサポート機関を一度も活用していないものが、78事業(161事業の48.4%)、88事業(同54.6%)、115事業(同71.4%)となっていて、事業終了後に係る割合が高くなっていた。

表3 サポート機関の活用状況 (単位：事業数、%)

区 分		事業	割合
平成28年9月末までに収益報告書が1回でも提出されていたもの(A)		161	
うちサポート機関を活用していない事業	事業実施前に活用していない事業(B)(B/A)	78	48.4
	事業実施中に活用していない事業(C)(C/A)	88	54.6
	事業終了後に活用していない事業(D)(D/A)	115	71.4

そして、事業終了後に事業主体がサポート機関を一度も活用していない115事業に係る収益報告書177件のうち、事業承認者がその理由を把握できていないものが82事業に係る127件(177件の71.7%)見受けられた。

また、前記 161 事業のうち、収益報告書において新商品に係る利益が一度も発生していない 91 事業についてみると、表 4 のとおり、事業実施前から事業終了後までサポート機関を一度も活用していないものが 23 事業(91 事業の 25.2%)、事業終了後に活用していないものが 70 事業(同 76.9%)となっていた。

表 4 収益報告書において新商品に係る利益が一度も発生していない事業におけるサポート機関の活用状況 (単位：事業数、%)

区 分		事業	割合
平成 28 年 9 月末までに収益報告書が 1 回でも提出されていたもの		161	/
上記のうち収益報告書において新商品に係る利益が一度も発生していない事業(A)		91	
サポート機関の活用	事業実施前から事業終了後まで一度も活用していない事業(B) (B/A)	23	25.2
	事業終了後に活用していない事業(C) (C/A)	70	76.9

そして、この 70 事業について、事業主体に対して事業承認者が指導を行っているかについてみると、指導を行っていたものが 62 事業(70 事業の 88.5%)となっているが、その指導内容として、サポート機関の活用を促していたものは 17 事業(62 事業の 27.4%)にとどまっていた。

前記のとおり、支援体制整備事業等は、農林漁業者等が総合化事業に取り組むに当たり直面する課題を解決するために、サポート機関を設置してプランナーの派遣を行うことなどを実施するものであるが、利益が発生していない新商品開発事業において、サポート機関が事業主体に十分に活用されていない状況となっていた。

サポート機関を活用して利益が発生した新商品開発事業について、事例を示すと次のとおりである。

＜参考事例＞ サポート機関を活用して利益が発生したもの

会社 B は、平成 24 年度に六条大麦を用いたビールの製造・販売を行うために、新商品開発事業を実施し国庫補助金の交付を受けている(事業費 357 万余円、国庫補助金 238 万余円)。

同会社は、新商品開発事業の事業終了後に、製品や販路開拓についてサポート機関に相談をして、プランナーの派遣を受けた。そして、同会社は、1 年目の収益報告書から新商品に係る利益が発生しており、2 年目の収益報告書においても続けて利益が発生していて、29 年 3 月に 238 万余円を収益納付していた。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

新商品開発事業について、新商品に係る利益の発生状況を把握して利益が発生していない場合に改善策等を検討することにつなげるなどする上で重要な資料である収益報告書が提出期限内に提出されていないことにより、事業承認者が新商品に係る利益の発生状況等を適時適切に把握できていない事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。また、事業承認者が新商品に係る利益が発生していない場合に要因等を十分に把握していなかったり、試作等の事業の終了後、実際に新商品の販売によって利益が得られるまでには一

定の期間を要する場合もあるという事業の特性を踏まえると、事業終了後に、事業承認者が新商品に係る利益が発生していない事業主体に対して継続的に指導するなどのフォローアップを行う期間が十分でなかったりする事態及びサポート機関が事業主体に十分に活用されていない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 事業承認者において、新商品開発事業について、新商品に係る利益の発生状況等を適時適切に把握するために、事業主体から収益報告書を提出期限内に提出させることの重要性について認識が欠けていること
- イ 事業承認者において、新商品開発事業終了後に新商品に係る利益が発生していない場合に要因及び改善策を把握するために、事業主体から要因等を報告させるなどしていなかったり、貴省本省において、新商品開発事業について、実施要綱等で収益報告書の提出期間を同事業終了年度の翌年度以降3年間と定めているため、その後の状況を事業承認者が把握できる体制となっていなかったりしていること
- ウ 事業承認者において、サポート機関の更なる活用に関する事業主体への指導が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

貴省は、農山漁村の6次産業化の市場規模を32年度に10兆円(27年度の実績値は5.5兆円)に拡大させるとともに、農林漁業経営の改善を図るために農林漁業者等の所得を増大させることなどを目的として、引き続き6次産業化ネットワーク活動交付金等による事業を実施することとしている。

ついては、貴省において、6次産業化ネットワーク活動交付金等による事業の目的に資するよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

- ア 事業承認者に対して、新商品に係る利益の発生状況等を適時適切に把握するために、収益報告書を提出期限内に提出させることの重要性を十分認識させた上で、事業主体から収益報告書を提出期限内に確実に提出させるよう指導すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- イ 事業承認者に対して、新商品開発事業終了後に新商品に係る利益が発生していない場合に要因及び改善策を事業主体から報告させるなどして、その要因等を十分に把握したり、サポート機関を事業主体に更に活用させたりするよう指導すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)
- ウ 新商品開発事業終了年度の翌年度以降3年間提出させている収益報告書において新商品に係る利益の発生が認められない場合、事業主体に新商品の販売・開発の継続を検討させて、継続する場合には、4年目以降も事業主体から利益の発生状況等について報告を徴するよう実施要綱等に定めること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

- (2) 国際熱帯木材機関において投資に伴う財務損失が発生したことを踏まえ、国際機関等から提出される決算書の確認方法について具体的な手続等を整備したり、国際機関等における拠出金の適切な管理について、理事会等において必要な働きかけを行うこととするよう各担当者に周知したりすることなどにより、同種の事態が生じないなどするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)食料安全保障確立対策費
部 局 等	林野庁本庁
国際熱帯木材機関に対する拠出の概要	国際熱帯木材機関に対して、熱帯木材生産林の持続可能な経営の促進等を目的とした森林経営、林地の復旧等の事業に充てるための資金を支払うもの
国際熱帯木材機関において発生した財務損失に係る林野庁が拠出した拠出金相当額	2億5118万円

(平成29年10月24日付けで外務大臣及び林野庁長官宛てに意見を表示したものの全文は、121ページの外務省の項に掲記)

- (3) 農林水産物・食品の輸出促進事業について、事業成果報告書における輸出額の目標値及び実績値や目標達成率に係る要因分析の記載状況を適切に把握するとともに、産地間連携等の取組に係る事業成果の把握が適切に行える手法を明確にしたり、事業成果の評価に基づく事業実施主体に対する指導等の内容を明確にしたりなどすることにより、事業成果の評価等が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)国産農林水産物消費拡大対策費 (項)農山漁村6次産業化対策費
部 局 等	農林水産本省、水産庁、8農政局等
補助の根拠	予算補助
補助事業者	51事業実施主体
補助事業	農山漁村6次産業化対策事業等2事業
補助事業の概要	農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略等に沿って、ジャパン・ブランドの確立を目的とする取組等を支援するもの
輸出額の目標値の設定又は実績値の把握が適切でなかったり要因分析が適切に行われていなかったりしている事業実施主体数及び事業費	50事業実施主体 15億1406万余円(平成25年度～27年度)

上記の事業実施主体に対する国庫補助金交付額(1)		10億8942万円
産地間連携等の取組に係る事業成果を把握する指標として適切とはいえない指標により事業成果を評価していた事業実施主体数及び事業費	13事業実施主体	6億5696万余円(平成25年度～27年度)
上記の事業実施主体に対する国庫補助金交付額(2)		5億4472万円
目標を達成していないこととなっている品目があるのに指導等が行われていなかった事業実施主体数及び事業費	28事業実施主体	8億5752万余円(平成25年度～27年度)
上記の事業実施主体に対する国庫補助金交付額(3)		5億3540万円
(1)から(3)までの純計	51事業実施主体	10億9474万円

【改善の処置を要求したものの全文】

農林水産物・食品の輸出促進事業の評価等について

(平成29年10月30日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 輸出に取り組む事業者向け対策事業の概要等

(1) 農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略等の概要

貴省は、平成22年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」により、農林水産物・食品の輸出額を32年(後に31年に前倒し)までに1兆円水準とすることを目指すため、輸出環境の整備、輸出を目指す農林漁業者・食品事業者の取組を促すなどの各種の施策を実施している。そして、貴省は、25年8月に農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略(以下「品目別輸出戦略」という。)を公表し、コメ・コメ加工品、青果物、茶等を重点品目に位置付けて、重点品目ごとに1兆円の内訳となる輸出額の目標額や輸出先の重点国・地域を定め、輸出環境の整備や商流の確立・拡大を図っていくこととしている。

(2) 輸出に取り組む事業者向け対策事業の概要

貴省は、25年度以降、品目別輸出戦略等に沿った輸出促進の取組を強化する必要があ

るとして、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成27年26食産第3801号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、輸出に取り組む事業者向け対策事業(以下「輸出対策事業」という。)を実施している。輸出対策事業は、品目別輸出戦略に掲げる重点品目に係るジャパン・ブランドの確立を目的とする取組、地域の特産品の輸出に取り組む都道府県の協議会等による地域活性化を目的とする取組等として行われる、海外マーケット調査、海外におけるセミナーの実施、商談会の開催、見本市への出展、輸出を行う対象国等が求める検疫条件への対応、ハラル認証等の国際的に通用する認証の取得等を支援する事業である。貴省は、表のとおり、25年度から27年度までの間に、109事業実施主体に対して、農山漁村6次産業化対策事業費補助金等計16億9067万余円を交付している。

表 平成25年度から27年度までの輸出対策事業の実施状況

年 度	補助事業名	事業実施主体数	国庫補助金交付額(千円)
25	日本の食を広げるプロジェクト事業	76	455,767
26	農山漁村6次産業化対策事業	69	503,382
27	農山漁村6次産業化対策事業	31	731,523
計		109	1,690,673

(注) 複数年度において事業を実施している事業実施主体があるため、事業実施主体数を合計しても計欄とは一致しない。

(3) 輸出対策事業の実施

貴省は、貴省が定めた公募要領に基づき、公募に応募した者の中から、事業実施主体となり得る候補者を選定し、これらの候補者が実施要綱等に基づき提出した交付申請書及び事業実施計画書を審査した上で事業実施主体を選定している。

実施要綱等によれば、事業実施主体は、輸出対策事業の実施に当たり、事業実施計画書に事業の目的、活動内容等のほか、輸出を行う対象国又は地域、対象品目、事業実施年度を含む3か年分の輸出額の目標値、目標値達成のための考え方等を記載して、食料産業局長、地方農政局長等の事業承認者から承認を受けることとされている。また、事業実施主体は、事業終了後に、事業実施年度の輸出額の実績値、輸出拡大の課題に対して事業の実施により得られた結果等を記載した実績報告書を提出するとともに、事業実施年度から3年間、輸出額の実績値等を含む事業の成果について記載した事業成果報告書を、毎年度終了後1か月以内に事業承認者に提出することとされている。そして、事業実施計画書、実績報告書及び事業成果報告書に記載する輸出額の目標値及び実績値は、原則として事業実施主体が輸出に取り組む品目の対象国又は地域向け輸出額を記載することとされており、事業実施主体自らは輸出を行わない場合は、取組に直接参加する者(以下「事業参加者」という。)の輸出額を記載することとなっている。

(4) 事業成果の評価等

実施要綱等によれば、事業成果報告書には、報告対象年度の輸出額及び輸出数量の目標値及び実績値、目標値に対する実績値の比率である目標達成率、目標達成率の背景として商談会における商談件数、成約件数等の定量的な指標等を盛り込んだ要因分析等を記載す

ることとされている。そして、貴省は、事業実施主体から提出された事業成果報告書に記載された目標達成率の背景としての要因分析等によって事業成果を評価するとしており、これを後年度の事業実施主体の選定等に活用するとしているほか、当該事業実施主体が輸出対策事業の実施に当たって設定した輸出額の目標値を達成していないことを把握した場合は、必要に応じて、事業実施主体に対して、改善に向けた活動方針を作成させたり、貴省が輸出対策事業とは別に実施している商談会への参加を促したり、輸出実務の専門家を紹介したり、輸出向けの農林水産物の生産・集荷体制の強化等に向けた助言をしたりするなど、輸出額の増加に向けた指導等を行うとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、輸出対策事業の実施に当たり、輸出額の目標値の設定及び実績値の把握が適切なものとなっているか、目標達成率の背景としての要因分析が適切に行われているか、事業成果報告書による事業成果の評価に基づく指導等を行っているかなどに着眼して、51事業実施主体が25年度から27年度までの間に実施した94事業(事業費計15億2471万余円、国庫補助金交付額計10億9474万余円)を対象として、貴省本省、水産庁、8農政局等^(注)及び51事業実施主体において、事業実施計画書、実績報告書、事業成果報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 8農政局等 東北、関東、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道農政事務所、
沖縄総合事務局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 輸出額の目標値の設定又は実績値の把握が適切でなかったり、要因分析が適切に行われていなかったりしている事態

事業実施主体が事業成果報告書に記載して報告した輸出額の目標値及び実績値についてみたところ、51事業実施主体は、事業の実施に当たり、事業の目的に応じて事業参加者や事業参加者以外の者等による輸出額を対象範囲として輸出額の目標値を自ら設定していたが、このうち16事業実施主体において、輸出額の目標値の設定又は実績値の把握に当たり、事業参加者等から輸出額の実績を口頭で聞き取ったのみで客観的な資料に基づく数値を把握していなかったり、9事業実施主体において、事業実施主体自らは輸出を行わない場合は事業参加者の輸出額の実績値を把握することとなっているのに、それを把握することなく貿易統計等の統計資料から算出した推計値等を実績値としていたり、21事業実施主体において、目標値の設定の際に前提とした期間や事業参加者等の範囲とは異なる期間や対象範囲の輸出額を集計した実績値及び目標値から目標達成率を算出していたりなどしていた。

また、事業実施主体が事業成果報告書に記載した要因分析の内容をみたところ、5事業実施主体は、報告対象年度の輸出額及び輸出数量の目標値及び実績値、目標達成率等を記

載するとともに、目標達成率の背景として、商談会、見本市等における商談件数、成約件数等の定量的な指標を用いたり、事業参加者の輸出に対する取組の状況を含めたりするなどして事業の取組や成果による要因分析を行っていたが、44 事業実施主体において、定量的な指標を盛り込んだ要因分析を行っていなかったり、14 事業実施主体において、自然災害や為替相場等の外的要因の影響との区分が困難であることなどを理由として輸出対策事業とは直接関係がない事項についての要因分析を行っていたりしていた。

このように、上記事業実施主体のうち重複分を除いた計 50 事業実施主体(事業費計 15 億 1406 万余円、国庫補助金交付額計 10 億 8942 万余円)については、輸出額の目標値の設定又は実績値の把握が適切でなかったり、要因分析が適切に行われていなかったりして、貴省において、事業成果報告書に記載された目標達成率の背景としての要因分析によって事業成果の評価を適切に行うことができない状況になっていると認められる。

<事例 1>

四国経済連合会は、平成 25 年度に台湾及びタイ王国を対象国又は地域として、海外からバイヤーを招へいして国内商談会を開催する輸出対策事業(事業費 214 万余円、国庫補助金交付額 107 万余円)を実施している。同連合会は、事業成果報告書において、輸出額の目標値及び実績値について、事業参加者ではない一部の大手会員企業から聞き取った額をそのまま用いて、事業参加者である企業が商談成約により輸出につながったことは把握していたものの、当該企業に輸出額の実績値等の報告を求めるなどしていなかったため、同輸出対策事業の事業参加者に係る目標値及び実績値が把握されておらず、目標達成率の背景としてこれらの数値に基づく要因分析等が適切に行われていなかった。

<事例 2>

青森県農林水産物輸出促進協議会は、平成 25、26 両年度に香港、台湾、アメリカ合衆国等を対象国又は地域として、りんご、水産物、ながいも及びりんごジュースを対象品目とする輸出対策事業(事業費計 2837 万余円、国庫補助金交付額計 1418 万余円)を実施している。同協議会は、対象品目のうちながいもについて、収穫販売期間に合わせて事業実施年度の 11 月から翌年度の 10 月までの 1 年間の輸出額を輸出額の目標値として設定していたが、実施要綱等において事業成果報告書の提出期限が毎年度終了後 1 か月以内とされていることから、報告時点で把握できる 11 月から 4 月までの 6 か月間の実績値を報告していた。そして、1 年間の目標値に対する 6 か月間の実績値による誤った目標達成率に基づいて、目標が達成されていないとして、国内の他産地のブランド力及び供給力や安価な外国産に押されているためとの要因分析を記載していた。また、翌年度に報告した前年 11 月から当年 10 月までの 1 年間の実績では輸出額及び輸出数量の目標値を実績値が上回り目標が達成できているとしていたものの、現地で PR 等の輸出対策事業の成果を正しく把握していなかったため、目標達成率の背景としての要因分析等が適切に行われていなかった。

(2) 産地間連携等の取組に係る事業成果を把握する指標として適切とはいえない指標により事業成果を評価することとなっているなどの事態

輸出対策事業の内容には、海外のスーパー等での試食販売、見本市等におけるレストランシェフ等に対する調理セミナー及び商談会の開催等を行う販売促進活動等のようにその

活動の成果が直接輸出額に反映される取組がある一方、国内の主要な産地が連携した輸出振興体制の構築を図る取組として共同輸送、鮮度保持技術の研究・開発等をテーマに掲げて行う国内検討会、海外市場調査、輸出環境整備を図るための輸出を行う対象国等の検疫条件への対応、国際的に通用する認証の取得等(以下、これらを合わせて「産地間連携等の取組」という。)のように輸出額の増加を目的としているものの、その活動の成果が輸出額に反映されるのに長期間を要するなどの取組がある。

前記の51事業実施主体が実施した事業のうち、産地間連携等の取組を実施しているものは、28事業実施主体が25年度から27年度までの間に実施した45事業(事業費計11億3140万余円、国庫補助金交付額計9億0296万余円)であり、これらの45事業の事業成果報告書における目標達成率及び要因分析の記載状況についてみたところ、13事業実施主体が実施した18事業(事業費計6億5696万余円、国庫補助金交付額計5億4472万余円)においては、事業に係る輸出額の実績値が把握できないとして目標達成率を記載していなかったり、産地間連携等の取組と輸出額との関連性の把握が困難であるとして要因分析を記載していなかったりしていた。これらは、輸出額が事業成果を把握する指標として適切とはいえないのに、輸出額により事業成果を評価することとなっているため、産地間連携等の取組に係る事業成果の評価ができない状況になっていると認められる。また、上記18事業のうち6事業は、輸出に当たっての対象国の検疫条件への対応や国際的に通用する認証の取得等のための取組を事業の内容としているが、これらの取組等が成果を生ずるまでには、事業成果報告書の提出期間である3年を超える長期間を要するものとなっており、事業成果を十分に把握することができない状況になっていると認められる。

＜事例3＞

日本茶輸出促進協議会は、平成27年度にアメリカ合衆国、香港、台湾、シンガポール共和国、欧州連合(EU)及びロシア連邦を対象国又は地域として、抹茶等の輸出を拡大するために、海外マーケットの調査、残留農薬検査等の産地間連携等の取組を内容とする輸出対策事業(事業費7875万余円、国庫補助金交付額7748万余円)を実施している。そして、事業成果報告書に記載された目標達成率の背景としての要因分析には、対象国又は地域において残留農薬基準が設定されるまでに長期間を要しており、輸出数量の大きい国又は地域について近年注目されている抹茶の輸出は好調であることなどの現況報告となっていて、産地間連携等の取組に関する進捗状況は記載されていなかった。貴省においては、後年度の事業実施主体の選定等に活用するため、事業の成果としてその経過状況を把握する必要があると認められるにもかかわらず、その状況を把握することができず、また、事業成果報告書の提出期間である3年を超える経過状況については把握することができない状況となっていた。

(3) 事業成果報告書による事業成果の評価を適切に実施していないなどのため、目標を達成していないこととなっている品目があるのに指導等を行っていない事態

前記のとおり、貴省は、事業成果報告書において輸出額の目標値が達成されていないことを把握した場合は、事業実施主体に対して輸出額の増加に向けた指導等を行うこととしている。

51 事業実施主体が 25 年度から 27 年度までの間に実施した 92 事業の事業成果報告書に記載された目標達成率についてみたところ、28 事業実施主体が実施した 35 事業においては、事業実施年度における目標達成率が 100% を下回っており、各事業実施主体が事業の実施に当たって設定した目標値を達成していないこととなっていた。

上記は、事業実施主体の多くが対象品目を複数選定しており、その輸出額の合計による目標達成率の状況であることから、各事業実施主体が選定した品目ごとの事業実施年度における目標達成率等についてもみたところ、51 事業実施主体が各年度の事業において選定した品目数は年度別・国別の累計で 509 品目あるが、25 年度 95 品目のうち 44 品目、26 年度 237 品目のうち 130 品目、27 年度 177 品目のうち 94 品目、計 268 品目は、事業成果報告書に記載された目標達成率が 100% を下回っており、輸出額の目標を達成していないこととなっていた。そして、貴省本省、地方農政局等は、目標を達成していないこととなっている 268 品目に係る 46 事業実施主体から、これらの品目の輸出額の目標値及び実績値等が記載されている事業成果報告書の提出を受けていたが、これらに係る事業成果の評価を適切に実施していないなどのため、事業成果報告書を提出している者が後年度の候補者となっている場合における事業実施主体の選定に活用しておらず、上記 46 事業実施主体のうち 28 事業実施主体(事業費計 8 億 5752 万余円、国庫補助金交付額計 5 億 3540 万余円)に対しては、輸出対策事業とは別に実施している商談会への参加を促すなどの輸出額の増加に向けた指導等を行っていなかった。

<事例 4>

甲州ワイン EU 輸出促進協議会は、平成 25、26 両年度に、ロンドンにおける甲州ワインのプロモーション活動等を内容とする輸出対策事業(25 年度事業費 1675 万余円、国庫補助金交付額 837 万余円、26 年度事業費 1558 万余円、国庫補助金交付額 779 万余円)を実施している。事業成果報告書によれば、同協議会における事業実施前後の輸出の実績額は 24 年度 616 万余円、25 年度 833 万余円、26 年度 1649 万余円、27 年度 1426 万余円、28 年度 1185 万余円で、26 年度以降輸出額が減少しており、26 年度を除いては、事業成果報告書に記載された目標達成率が 100% を下回る状況となっていた。しかし、貴省は、事業成果報告書に記載された目標達成率等により事業成果を適切に評価していなかったなどのため、同協議会に対して、輸出額の増加に向けた具体的な指導等を行っていなかった。

なお、(1)から(3)までの事態について、重複分を除くと、51 事業実施主体(事業費計 15 億 2471 万余円、国庫補助金交付額計 10 億 9474 万余円)となる。

(改善を必要とする事態)

輸出額の目標値の設定及び実績値の把握が適切でなかったり、要因分析が適切に行われていなかったりしている事態、産地間連携等の取組に係る事業成果を把握する指標として適切とはいえない指標により事業成果を評価することとなっているなどの事態並びに事業成果報告書による事業成果の評価を適切に実施していないなどのため、目標を達成していないこととなっている品目があるのに指導等を行っていない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業実施主体において、事業成果報告書に適切な目標達成率を記載するために必要となる輸出額等の数値を正しく把握し、目標達成率の背景としての要因分析を適切に行うことへの理解が十分でないことなどにもよるが、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 事業成果報告書における輸出額の目標値及び実績値や目標達成率の背景としての要因分析の記載状況を確認していないこと並びに輸出額の目標値及び実績値の算出方法を把握することなどとしていないこと
- イ 事業実施主体に対して事業成果報告書の重要性について十分に周知していないこと及び産地間連携等の取組に係る事業成果を適切に把握するための手法等の検討が十分でないこと
- ウ 事業成果報告書による事業成果の評価に基づく事業実施主体に対する輸出額の増加に向けた指導等の内容を明確にしていないこと及び事業成果報告書を提出している者が後年度の候補者となっている場合には、当該事業実施主体の選定における審査に際し、目標達成率の背景としての要因分析等を用いた評価の項目を設けていないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、31年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする目標の達成に向けて、引き続き農林水産物・食品の輸出促進を図ることを目的として、輸出に取り組む事業者への支援を実施することとしている。そして、輸出対策事業は29年度に終了することとしているものの、輸出に取り組む事業者への支援は、同様の仕組みにより引き続き実施している。

については、貴省において、輸出対策事業及び30年度以降に同様の仕組みにより実施する事業に係る事業成果の評価等が適切に行われるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 事業成果報告書における輸出額の目標値及び実績値に係る数値や目標達成率に係る要因分析の記載状況を地方農政局等に確認させること、また、事業成果報告書の提出時期を事業の内容に応じた時期とするとともに、輸出額の目標値及び実績値の算出方法を把握することとする
- イ 事業実施主体に対して、事業成果報告書の重要性について周知すること及び産地間連携等の取組に係る事業成果を適切に把握するための手法を検討した上で、その手法について地方農政局等に事務連絡を発するなどして周知し、地方農政局等に産地間連携等の取組に係る事業成果の把握や要因分析の記載状況を確認させること
- ウ 地方農政局等に、事業成果報告書による事業成果の評価に基づく事業実施主体に対する輸出額の増加に向けた指導等の内容を明確にして事務連絡等を発すること、また、事業成果報告書を提出している者が後年度の候補者となっている場合には、当該事業実施主体の選定における審査に際し、目標達成率の背景としての要因分析等を用いた評価の項目を設けること

- (4) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業の実施に当たり、侵入防止柵について、設置後の鳥獣被害の状況をほ場ごとに把握したり、設置及び維持管理を適切に行ったりするとともに、事業実施状況報告に基づく指導の仕組みを効果的に活用することにより、事業主体に対して適切に指導するなどして、事業が適切かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農山漁村活性化対策費	
部 局 等	農林水産本省、3 農政局	
補助の根拠	予算補助	
補助事業者	21 道府県	
間接補助事業者等(事業主体)	908 事業主体	
補助事業	鳥獣被害防止総合対策交付金事業	
補助事業の概要	鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資するために、有害捕獲、被害防除及び生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業並びに鳥獣被害防止施設等の整備を行う事業等	
侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況をほ場ごとに把握していない地区数及び事業費	4,633 地区	48 億 4746 万余円(平成 26、27 両年度)
上記に対する交付金交付額(1)		45 億 8568 万円
侵入防止柵が適切に設置及び維持管理されていない地区数及び事業費	254 地区	8 億 4259 万余円(平成 26、27 両年度)
上記に対する交付金交付額(2)		6 億 8267 万円
事業実施状況報告に基づく指導の仕組みが効果的に活用されていない件数及び事業費	72 件	22 億 5211 万余円(平成 23 年度～27 年度)
上記に対する交付金交付額(3)		20 億 6191 万円
(1)から(3)までの純計		71 億 2080 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

鳥獣被害防止総合対策交付金事業における侵入防止柵の設置等について

(平成 29 年 10 月 27 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業の概要

貴省は、鳥獣による農林水産業等に係る被害(以下「鳥獣被害」という。)の軽減に資することを目的として、平成20年度から、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)等に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金事業(以下「交付金事業」という。)を実施する市町村、農林漁業団体等から構成される協議会等の事業主体に対して鳥獣被害防止総合対策交付金(以下「交付金」という。)を交付している。

要綱等によれば、交付金事業は、被害防止計画に基づき、有害捕獲、被害防除及び生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業並びに鳥獣被害防止施設等の整備を行う事業等とされている。

(2) 被害防止計画の作成等

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)等によれば、市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために、単独で又は共同して、被害防止計画を定めることができるとされている。そして、被害防止計画においては、被害金額、被害面積等に係る鳥獣被害の現状、計画期間(3年程度)の最終年度における鳥獣被害の軽減目標等を記載した鳥獣被害の防止に関する基本的な方針、鳥獣被害の原因となっている鳥獣の種類、防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項等を定めることとされている。

また、被害防止計画を作成した市町村は、毎年度、鳥獣被害の状況、被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲数、被害防除等の実施状況について、都道府県知事に報告(以下「被害防止計画実施状況報告」という。)しなければならないこととされている。

(3) 鳥獣被害防止施設の整備等

交付金事業において、事業主体は、農地への鳥獣の侵入を防止するための鳥獣被害防止施設として、金網柵、電気柵等の侵入防止柵等を設置することができる。要綱等によれば、事業主体は、交付金事業により整備した施設について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとされている。この際、事業主体は、施設の管理運営を直接行い難い場合は、整備目的が確保される場合に限り、交付金事業の実施地域の団体に当該施設の管理運営を行わせることができるとされている。

そして、都道府県知事及び地方農政局長(以下「都道府県知事等」という。)は、事業主体等に対して、施設の適正な管理運営を指導するとともに、交付金事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとされている。

(4) 交付金事業の実施状況報告等

要綱等によれば、事業主体は、交付金事業の実施に当たり、事業実施体制、事業費等を記載した事業実施計画を作成して、被害防止計画を添付した上で都道府県知事等に提出することとされている。また、各年度、上記の事業実施計画に対する交付金事業の実施状況について、侵入防止柵等の施設の概要、事業費等を記載した報告書を作成して都道府県知事等に報告(以下「事業実施状況報告」という。)することとされている。そして、都道府県知事等は、その内容を検討し、被害防止計画に定められた軽減目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業主体に対して必要な指導を行うものとされている。

上記の指導に当たり、「鳥獣被害防止総合対策の指導の徹底について」(平成25年25生産第755号生産局農産部農業環境対策課長通知)によれば、都道府県知事等は、事業実施状況報告及び他の既存資料等を活用して、事業主体ごとの取組状況等を勘案しつつ、被害防止計画に基づく実施体制が整備されているか、事業実施計画に基づき鳥獣被害対策が適時適切に実施されているか、軽減目標の達成状況に関して受益地区に係る事業実施年度の被害軽減値を把握しているかなどについて点検することとされている。また、指導は、被害防止計画の期間内に軽減目標の達成が極力図られるよう事業主体等の関係者に対して行うこととされている。

(5) 交付金事業の事業評価

要綱等によれば、事業主体は、被害防止計画に定められた軽減目標の達成状況について、被害防止計画の最終年度の翌年度において自ら評価を行い、都道府県知事等に報告することとされている。そして、都道府県知事等は、その内容を点検評価(以下「事業評価」という。)し、事業主体に対して必要に応じて指導を行うなどとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、交付金事業による侵入防止柵の設置や、設置された侵入防止柵の維持管理は適切に行われているか、これらにより鳥獣被害は軽減されているか、また、事業主体に対する指導の仕組みは交付金事業の効果的な実施に資するものとなっているかなどに着眼して、23年度から28年度までの間に908事業主体が実施した交付金事業(事業費計475億1879万余円、交付金交付額計398億5498万余円)を対象として、貴省本省において、鳥獣被害の現状等を確認するとともに、^(注1)3農政局、^(注2)21道府県及び上記の908事業主体から交付金事業の実施状況に関する調書を徴した上で、このうち430事業主体については、被害防止計画の内容、事業実施計画に定めた交付金事業の実施状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 3農政局 近畿、中国四国、九州各農政局

(注2) 21道府県 北海道、京都府、青森、群馬、千葉、神奈川、新潟、福井、静岡、三重、滋賀、兵庫、和歌山、岡山、広島、徳島、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況をほ場ごとに把握していなかったり、侵入防止柵の設置及び維持管理が適切に行われていなかったりしている事態

前記のとおり、事業主体は、交付金事業により整備した侵入防止柵等の施設について、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営し、道府県及び地方農政局(以下「道府県等」という。)は、適正な管理運営を指導するとともに、交付金事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めることとなっている。

また、侵入防止柵の効果的な設置方法等の具体的なポイントをまとめた「野生鳥獣被害防止マニュアル」(農林水産省生産局監修)において、設置に当たっては、鳥獣に、侵入防止柵の境目や地面との隙間から侵入されないようにしたり、侵入防止柵を飛び越えられないようにしたりすることなどが、また、維持管理に当たっては、電気柵について適正な電圧を維持するようにすることや、こまめな点検と補修が必要であることなどが、それぞれ留意点として挙げられている。

本院が現地において侵入防止柵の設置状況等を確認したところ、6事業主体に係る9地区において、侵入防止柵の設置及び維持管理が適切に行われていなかったため、ほ場に鳥獣が侵入するおそれのある状況となっていて、実際に鳥獣被害が生じているものが見受けられた。

そこで、交付金事業により整備した侵入防止柵の効果を把握するために、26、27両年度に侵入防止柵を設置した296事業主体に係る7,825地区(事業費計92億8166万余円、交付金交付額計85億9294万余円)における27、28両年度の鳥獣被害の状況を確認したところ、127事業主体に係る4,633地区(事業費計48億4746万余円、交付金交付額計45億8568万余円)において、事業主体は侵入防止柵を設置していないほ場を含めた集落全体の鳥獣被害の状況は把握していたものの、侵入防止柵を設置したほ場ごとに設置後の鳥獣被害の状況を把握していない状況となっていた。

しかし、侵入防止柵を設置したほ場ごとに設置後の鳥獣被害の状況を把握していなければ、これを設置前の状況と比較するなどして侵入防止柵の効果を適切に把握することはできず、侵入防止柵が十分に効果を上げていない場合にこれを的確に管理運営に反映することができないと認められる。

また、前記の296事業主体に係る7,825地区のうち、侵入防止柵を設置したほ場ごとに設置後の鳥獣被害の状況を把握していた184事業主体に係る3,192地区の状況を確認したところ、表1のとおり、26、27両年度に設置した侵入防止柵の設置後1年目に74事業主体に係る459地区、26年度に設置した侵入防止柵の設置後2年目に43事業主体に係る179地区で鳥獣被害がそれぞれ3億6893万余円及び1億5468万余円生じており、設置後1年目と2年目の純計では75事業主体に係る496地区、被害金額計5億2361万余円となっていた。

表1 設置後の鳥獣被害の状況をほ場ごとに把握している地区における被害金額等(平成27、28両年度)
(単位:万円)

設置年度	総地区数	設置後1年目			設置後2年目			設置年度別計		
		地区数	被害金額	事業費	地区数	被害金額	事業費	地区数	被害金額	事業費
				交付金 交付額			交付金 交付額			交付金 交付額
平成26年度	1,878	318	24,475	96,963	179	15,468	49,276	355	39,943	102,631
				78,857			37,275			84,156
27年度	1,314	141	12,418	39,129	—	—	—	141	12,418	39,129
				30,139						30,139
合計	3,192	459	36,893	136,092	179	15,468	49,276	496	52,361	141,760
				108,997			37,275			114,296

注(1) 金額は千円以下を切り捨てて表記しているため合計が合わないことがある。

注(2) 「設置年度別計」欄の「地区数」、「事業費」及び「交付金交付額」は純計である。

そして、上記の75事業主体に係る496地区において鳥獣被害が生じている主な理由を確認したところ、42事業主体に係る242地区については、道路や河川の管理者の許可が得られず侵入防止柵を設置できない箇所があるなどのやむを得ない事情が存在していた。一方で、38事業主体に係る254地区(設置後1年目及び2年目の被害金額計3億7541万余円、事業費計8億4259万余円、交付金交付額計6億8267万余円)については、設置に当たり、侵入防止柵が住宅地と接する箇所に隙間が生じていたり、斜面の下方に設置されたことで鳥獣が飛び越えられる状態となっていたりしており、また、維持管理に当たり、倒木や鳥獣によると思われる損壊が修繕されずに放置されていたり、電気柵の電源を入れ忘れたため柵に電気が流れていなかったりなどして、事業主体において設置及び維持管理に改善の余地がある状況となっていた。

このように、侵入防止柵の設置及び維持管理が適切に行われておらず、侵入防止柵が効果を十分発揮していなかったり、その効果が持続していなかったりしている事態は適切とは認められない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

福知山市有害鳥獣対策協議会(事業主体)は、平成26年度に、シカやイノシシがほ場に侵入することを防ぐために、侵入防止柵を設置し(事業費355万余円、交付金交付額同額)、年1回の点検を実施している。

しかし、現地を確認したところ、侵入防止柵の設置や維持管理が適切に行われていなかったため、侵入防止柵が住宅地のフェンスと接するつなぎ目の箇所や用水路の開口部に、シカ、イノシシなどが通り抜けられる大きさの隙間が設置当初から生じていたり、倒木や鳥獣によると思われる損壊が修繕されずに放置されていたりなどして、27、28両年度に計106万余円の農作物の鳥獣被害が生じていた。

(2) 道府県等による事業実施状況報告に基づく指導の仕組みが効果的に活用されていない事態

23年度から27年度までの間に被害防止計画(計画期間：3年)に基づく交付金事業を実施して、26年度から28年度までの間に事業評価を実施した534件(事業費計251億6710万余円、交付金交付額計207億8419万余円)について、軽減目標の達成状況をみたところ、表2のとおり、軽減目標を達成していないものが221件となっていた。

軽減目標の指標となる被害金額又は被害面積の増減には、気象条件等による鳥獣の個体数の増減といった外的要因の影響も考えられることから、鳥獣被害が減少していないことをもって必ずしも有害捕獲、侵入防止柵の設置による被害防除等の交付金事業の効果が十分でないとはいえない面もあるが、上記221件のうちには、交付金事業を実施したにもかかわらず、鳥獣被害が減少せずむしろ増加しているものが94件(534件の17.6%)見受けられた。

表2 軽減目標の達成状況(平成26年度～28年度)

評価年度	評価総件数(A)	軽減目標を達成している件数(B)	軽減目標を達成していない件数(C)	うち鳥獣被害が増加している件数(D)
平成26年度	244	140(57.3%)	104(42.6%)	50(20.4%)
27年度	107	56(52.3%)	51(47.6%)	25(23.3%)
28年度	183	117(63.9%)	66(36.0%)	19(10.3%)
計	534	313(58.6%)	221(41.3%)	94(17.6%)

注(1) 「軽減目標を達成していない件数」は、被害金額及び被害面積に係る軽減目標の両方とも達成していないものを集計している。

注(2) ()内の数値は、「評価総件数(A)」に対する「軽減目標を達成している件数(B)」の割合(B/A)、「評価総件数(A)」に対する「軽減目標を達成していない件数(C)」の割合(C/A)及び「評価総件数(A)」に対する「うち鳥獣被害が増加している件数(D)」の割合(D/A)を示している。

前記のとおり、道府県等は、各年度行われる事業実施状況報告の内容について検討した上で必要な指導(以下「事業実施状況報告に基づく指導」という。)を行うこととなっており、また、被害防止計画の最終年度の翌年度に行われる評価の内容について点検評価した上で必要に応じて指導(以下「事業評価に基づく指導」という。)を行うこととなっている。

そこで、鳥獣被害が増加している前記の94件に特に着目して、道府県等による指導の実施状況をみたところ、3年ごとの事業評価に基づく指導は94件全てについて行われていた一方、各年度の事業実施状況報告に基づく指導は全く行われていなかった。

そして、この94件について、被害金額等の鳥獣被害の状況が記載された被害防止計画実施状況報告等により、被害防止計画期間中の1年目及び2年目における鳥獣被害の状況を確認したところ、1年目及び2年目に鳥獣被害が増加していたものが72件(94件の76.5%)。事業費計22億5211万余円、交付金交付額計20億6191万余円見受けられた。

前記のとおり、道府県等は、事業実施状況報告に基づく指導を、軽減目標の達成が見込まれないと判断した際に行うものとされており、また、軽減目標の達成が極力図られるよ

う行うこととされている。したがって、道府県等は、軽減目標の達成を図るために、被害防止計画実施状況報告等の資料を活用することにより鳥獣被害の状況を的確に把握して、被害防止計画期間中の1年目及び2年目に鳥獣被害が増加しているような場合は、軽減目標の達成が見込まれないとして、侵入防止柵が効果を十分発揮していないなどの原因を究明した上で速やかな事態の改善のために事業実施状況報告に基づく指導を行う必要があったと認められる。

他方、上記の72件について、鳥獣被害が増加しているにもかかわらず道府県等が事業実施状況報告に基づく指導を行わなかった理由を確認したところ、軽減目標の達成が見込まれないと判断する基準が明確に示されていないことや、道府県等において具体的な判断基準を設定していなかったことなどとなっていた。

なお、72件の中には、(1)において記述した侵入防止柵を設置したほ場ごとに設置後の鳥獣被害の状況を把握していなかったり、侵入防止柵の設置及び維持管理が適切に行われていなかったりしているものが8件(72件の11.1%)含まれている。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

千葉県は、交付金事業について、平成26年度から28年度までの間に事業評価を19件実施している。

上記の19件に係る軽減目標の達成状況についてみたところ、7件において軽減目標が達成されておらず、また、鳥獣被害が減少せずむしろ増加していた。

そこで、上記の7件に係る7事業主体に対する被害防止計画期間中における同県の事業実施状況報告に基づく指導の実施状況についてみたところ、被害防止計画の軽減目標の達成が見込まれないと判断する基準が明確でなく、また、軽減目標の達成が見込まれないと判断することも困難であるため、同県として具体的な判断基準を設定することができていないとして、1年目及び2年目に鳥獣被害が増加していたのに、いずれも指導を行っていなかった。

(1)及び(2)の事態について、重複分を除くと、事業費計77億0158万余円、交付金交付額計71億2080万余円となる。

(改善を必要とする事態)

交付金事業について、侵入防止柵を設置したほ場ごとに設置後の鳥獣被害の状況を把握していなかったり、侵入防止柵の設置及び維持管理が適切に行われていなかったりしている事態及び道府県等による事業実施状況報告に基づく指導の仕組みが効果的に活用されていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 道府県等及び事業主体において、侵入防止柵を設置したほ場ごとに設置後の鳥獣被害の状況を把握する必要性並びに侵入防止柵の適切な設置及び維持管理の重要性についての理解が十分でないこと

イ 貴省において、事業実施状況報告に基づく指導を適時適切に行うために、道府県等が被害防止計画に定められた軽減目標の達成が見込まれないと判断する基準を具体的に定めて

いないこと、また、道府県等において、軽減目標の達成が見込まれない場合に、事業実施状況報告に基づく指導を行うことの必要性についての理解が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

近年、全国の鳥獣被害額は減少傾向にあるものの、27年度においては176億円と多額に上っているなど鳥獣被害がまだ深刻な状況下にある。また、貴省は、29年度においては95億円の予算を計上するなど、今後も鳥獣被害防止対策を講ずることとしている。

については、貴省において、交付金事業が適切かつ効果的に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 道府県等に対して、侵入防止柵の効果を把握するために、侵入防止柵を設置したほ場ごとに設置後の鳥獣被害の状況を把握するよう指導したり、侵入防止柵の効果を十分に発揮させその効果を持続させるために、設置及び維持管理を適切に行うことの重要性について周知したりするとともに、事業主体に対して、これらについて周知し、適切に行うよう指導すること

イ 事業実施状況報告に基づく指導の仕組みを効果的に活用して速やかな事態の改善が図られるよう、事業実施状況報告に基づく指導を適時適切に行うために、道府県等が被害防止計画に定められた軽減目標の達成が見込まれないと判断するための基準を具体的に定めること、また、道府県等に対して、事業主体に対する速やかな指導の必要性について周知するとともに、鳥獣被害が増加しているなど軽減目標の達成が見込まれない場合には、その原因を究明した上で事業主体に対する指導を適切に行うよう指導すること

- (5) 施設改修等支援事業の実施に当たり、事業により改修整備等を行った加工流通施設について改善計画を策定させるなどの指導を行ったり、事業主体に対して実施計画の策定段階における調査・検討を十分行うよう周知したり、実施計画のより効果的な審査を行うための方策を検討したりすることなどにより、HACCPの認定が取得されるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)水産庁 (項)漁村振興対策費
部 局 等	水産庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	21 会社等
補助事業	HACCP 対応のための施設改修等支援事業
補助事業の概要	輸出拡大を目指す加工流通業者が行う輸出先国の HACCP 基準を満たす施設への改修整備に要する経費等について補助するもの
認定予定時期から1年以上を経過しているのに施設認定が取得されていない事業に係る事業費	21 事業 37 億 2282 万余円 (平成 25 年度～27 年度)
上記に対する国庫補助金相当額	17 億 7589 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

HACCP 対応のための施設改修等支援事業における施設認定の取得状況について

(平成 29 年 10 月 30 日付け 水産庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 補助事業等の概要

(1) HACCP 対応のための施設改修等支援事業の概要

国は、水産基本法(平成 13 年法律第 89 号)に基づき、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画(平成 24 年 3 月閣議決定)を定めており、この水産基本計画において、世界的に水産物の需要が高まる中、海外市場を積極的に開拓していくことが必要であり、衛生証明を求める輸出先国が増加するなど安全に対する要求が高まっている状況を受けて、水産物の品質管理の高度化を進めていくことなどが重要であるとしている。

米国、欧州連合等への水産物の輸出に当たっては、これらの輸出先国等が輸入する水産物について HACCP^(注1)を取り入れた衛生管理を行うことを義務付けており、我が国において輸出しようとする水産物を取り扱う水産加工・流通施設(以下「加工流通施設」という。)については、その仕様等が輸出先国等の求める HACCP を取り入れた衛生管理基準(以下「HACCP 基準」という。)を満たしている旨の認定(以下「施設認定」という。)^(注2)を認定機関から取得していることが求められている。

このため、貴庁は、平成 25 年度から、水産物の輸出を拡大することを目的として、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者(以下「加工流通業者」という。)が HACCP 基準を満たすために行う加工流通施設の改修整備等(以下「施設改修等支援事業」という。)に対して補助金を交付しており、28 年度までの補助金交付額は計 77 億 9842 万余円となっている。

HACCP 対応のための施設改修等支援事業実施要綱(平成 25 年 24 水漁第 1678 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等によれば、貴庁は、施設改修等支援事業の実施に当たり、公募により選定された者(以下「事業主体」という。)に対して、施設認定の取得を予定している時期(以下「認定予定時期」という。)等を記載した事業実施計画(以下「実施計画」という。)に改修整備等を行おうとする施設の詳細資料等を添付して提出させ、これを審査することとされている。実施計画の審査に当たっては、輸出拡大のために加工流通施設の改修整備等をする場合であって、当該改修整備等により新たに施設認定の取得が見込まれる場合に、事業の採択基準を満たすものとしてこれを承認することとされている。

そして、実施計画の承認を得た事業主体は、加工流通施設の床面や側壁等を清潔な状態に保つために清掃が容易となるように改修したり、温度上昇による細菌の繁殖を防止するために作業場に空調設備を増設したりするなどの改修整備等を行っている。

なお、事業主体は、施設改修等支援事業の実施に当たり、必要に応じて、一般社団法人大日本水産会や都道府県等の機関に所属する品質・衛生管理に関する知見を有する専門家(以下「品質・衛生管理専門家」という。)の助言・指導を受けている。

また、実施要綱等によれば、貴庁は、事業主体に対して、改修整備等を行った加工流通施設の利用状況や施設認定の取得の状況、施設認定が取得されていない場合の取得に向けた検討内容等について、事業完了年度の翌年度から5年間、毎年、利用状況等報告書を提出させるとともに、施設認定が取得されていない場合等には、改善計画を策定させるなどの指導を行うことができることとされている。

(注1) HACCP 食品の全ての製造工程で、あらかじめ食中毒等の危害を予測し、危害防止につながるポイントで継続的に監視・是正することにより、問題のある製品の出荷を未然に防止する管理手法

(注2) 認定機関 施設認定を行う機関は輸出先国等により異なり、米国については、一般社団法人大日本水産会、都道府県、政令指定都市等の機関、欧州連合については、貴庁、都道府県、政令指定都市等の機関となっている。

(2) 施設認定の取得の概要

事業主体は、施設改修等支援事業により加工流通施設の改修整備等を行って、当該施設の仕様をHACCP基準を満たすものとするとともに、製造工程における危害を予測して、危害発生の要因となる微生物による汚染や異物混入等を防止するための衛生管理手順を定めた文書等の施設認定の取得に必要な文書(以下「HACCP文書」という。)を整備したり、従業員に対して教育を行ったりするなどして、加工流通施設においてHACCPを取り入れた高度な衛生管理を行うための体制(以下「HACCP体制」という。)を確立して、認定機関の中から任意に選択したものに施設認定の取得のための申請を行うこととなっている。

申請を受けた認定機関は、申請内容について審査を行い、適当と認められた場合に当該施設について施設認定を行うこととなる。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、事業主体において認定予定時期までに施設認定が取得されているか、施設認定が取得されていない場合に貴庁は事業主体に対して十分な指導を行っているかなどに着眼して、施設認定については、申請から取得までに審査のため一定の期間を要することを踏まえて、認定予定時期を記載した実施計画が承認され、25年度から27年度までの間に施設改修等支援事業を実施した66事業主体の72事業(事業費計106億0445万余円、国庫補助金交付額計49億3755万余円)を対象に検査した。

検査に当たっては、貴庁及び47事業を実施した46事業主体において、実施計画、利用状況等報告書等の関係書類や現地を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、上記66事業主体の72事業について、各事業主体から調書等の提出を受けて、その内容を分析し確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 施設認定の取得状況

72事業における施設認定の取得状況についてみたところ、表1のとおり、認定予定時期までに施設認定が取得されていたものは12事業(72事業の16.6%)となっていて、残りの60事業は認定予定時期までに施設認定が取得されていなかった。

そして、上記 60 事業のうち 29 事業は、29 年 3 月末時点で施設認定が取得されておらず、このうち 21 事業(同 29.1%、事業費計 37 億 2282 万余円、国庫補助金交付額計 17 億 7589 万余円)は認定予定時期から 1 年以上が経過しており、中には 2 年を超えているものも見受けられた。

表 1 認定予定時期における施設認定の取得状況等

施設認定の取得状況	認定予定時期における施設認定の取得状況等							計
	認定予定時期までに取得したもの	認定予定時期までに取得していないもの						
		平成 29 年 3 月末までに取得したもの	29 年 3 月末時点で未取得のもの					
			認定予定時期からの経過期間		1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	
事業数	12	60	31	29	8	13	8	72
割合(%)	16.6	83.3	43.0	40.2	11.1	18.0	11.1	100.0

(注) 割合については、表示単位未満を切り捨てているため、合計しても 100% にならない。

そこで、上記の 21 事業について、施設認定が取得されていない要因をみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 事業主体が行った改修整備等では HACCP 基準を満たすことができないもの

21 事業のうち 8 事業(21 事業の 38.0%、8 事業主体、事業費計 14 億 1417 万余円、国庫補助金交付額計 6 億 9700 万余円)については、事業主体において施設認定の取得のために必要となる加工流通施設の改修整備等についての調査・検討が十分でなかったため、実施計画提出の際に行うこととしていた改修整備等では、加工流通施設の仕様が HACCP 基準を満たすことができなかった。そして、事業完了後に更なる改修整備が必要となることが判明したが、これに係る資金の調達が困難であるなどとして、追加の改修整備を実施していなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

株式会社大一奈村魚問屋(千葉県銚子市所在)は、平成 26 年度に施設改修等支援事業を事業費 2 億 9841 万余円(国庫補助金交付額 1 億 4419 万余円)で実施し、26 年 12 月に完了している。同社は、認定予定時期を 27 年 12 月としていたが、事業完了後の同年 1 月に品質・衛生管理専門家の指導を受けた際、生産ラインにおける開口部を外部と区画するために、外壁等の更なる改修が必要であることが判明した。しかし、これに必要な資金の調達が困難であるとして、追加の改修を実施しておらず、事業完了後の加工流通施設の仕様が HACCP 基準を満たしていないため、29 年 3 月末時点においても施設認定を取得できない状況となっていた。

イ HACCP 体制を確立できていないもの

21 事業のうち 19 事業(同 90.4%、19 事業主体、事業費計 33 億 6748 万余円、国庫補助金交付額計 16 億 0830 万余円)については、事業主体において、実施計画の策定に当

たり HACCP 体制の確立方法についての調査・検討が十分でなかったため、HACCP 文書を整備したり、従業員に対する教育を実施したりすることに想定よりも時間を要しているなどとして、HACCP 体制を確立できていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例 2＞

北海食品株式会社(北海道釧路市所在)は、平成 26 年度に施設改修等支援事業を事業費 3 億 7592 万円(国庫補助金交付額 1 億 8796 万円)で実施し、27 年 3 月に完了している。同社は、認定予定時期を同年 3 月としていたが、HACCP 体制の確立方法についての事前の調査・検討が十分でなかったため、製品の仕様書等の HACCP 文書を整備したり、従業員に対する衛生管理に係る教育を実施したりすることに想定よりも時間を要していて、HACCP 体制を確立しておらず、29 年 3 月末時点においても施設認定を取得できない状況となっていた。

なお、上記ア及びイの要因が重複しているものが 6 事業(6 事業主体、事業費計 10 億 5883 万余円、国庫補助金交付額計 5 億 2941 万余円)ある。

前記のとおり、貴庁は、事業主体に提出させた実施計画を審査し、施設認定の取得が見込まれる場合に事業を採択することとしているが、以上のように、施設改修等支援事業を実施した多くの加工流通施設について、施設認定が取得されていないなどの状況が見受けられた。

(2) 実施計画の策定段階における施設認定の取得に向けた取組状況

(1)のとおり、実施計画の策定段階において加工流通施設の改修整備等や HACCP 体制の確立方法についての調査・検討が十分でなかったことが、施設認定が取得されていない要因となっていたことから、前記の 72 事業について、事業主体の実施計画の策定段階における品質・衛生管理専門家の活用状況をみるところ、表 2 のとおり、品質・衛生管理専門家を活用していた 44 事業のうち 31 事業(44 事業の 70.4%)においては施設認定が取得されていた。他方で、品質・衛生管理専門家を活用していなかった 28 事業のうち施設認定が取得されていたものは 12 事業(28 事業の 42.8%)となっていて、16 事業(同 57.1%)は施設認定の取得には至っていなかった。

表 2 実施計画の策定段階における品質・衛生管理専門家の活用状況

品質・衛生管理専門家の活用状況		施設認定取得済み	施設認定未取得	計
活用していた	事業数	31	13	44
	割合(%)	70.4	29.5	100.0
活用していなかった	事業数	12	16	28
	割合(%)	42.8	57.1	100.0
計	事業数	43	29	72

(注) 割合については、表示単位未満を切り捨てているため、合計しても 100% にならない。

上記について、実施計画の策定に当たり、品質・衛生管理専門家を活用して施設認定が取得されていた参考事例を示すと次のとおりである。

<参考事例>

極洋食品株式会社(宮城県塩竈市所在)は、平成27年度に同社の八戸工場(青森県八戸市所在)の改修を施設改修等支援事業により事業費3000万余円(国庫補助金交付額1500万余円)で実施し、27年8月に完了している。同社は、加工流通施設の仕様がHACCP基準を満たすために必要となる改修の内容やHACCP体制の確立方法について、事業実施前に品質・衛生管理専門家から複数回にわたり指導を受けており、これらの指導内容に基づき凍結庫の床面等を改修するなどの実施計画を策定し、これに基づき改修を実施するとともに、衛生管理手順を定めた文書の整備等に事業実施前から取り組んでいた。

そして、同社は、認定予定時期を同年8月下旬としていたところ、ほぼ実施計画どおりの同年9月上旬に施設認定を取得していた。

このように、施設改修等支援事業において、実施計画の策定段階で、品質・衛生管理専門家を活用することは、事業完了後に、施設認定を取得するために効果的であると認められる。

(3) 事業完了後の事業主体に対する指導等の状況

貴庁は、前記のとおり、事業完了年度の翌年度から5年間、毎年、事業主体に対して施設認定の取得状況等を記載した利用状況等報告書を提出させることとしている。そこで、前記の21事業に係る利用状況等報告書の内容についてみたところ、5事業については、認定予定時期から1年以上を経過しても施設認定が取得されていないのに、その要因及びそれを解決するための方策が具体的に記載されておらず、貴庁は事業主体に対して指導を行っていく上で参考となる情報を把握できていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

株式会社長万部北勝水産(北海道山越郡長万部町所在)は、平成26年度に施設改修等支援事業を事業費5億2500万円(国庫補助金交付額2億6250万円)で実施し、27年3月に完了している。その後、同年5月に品質・衛生管理専門家の指導を受けた際、従業員の加工流通施設内での動線を確保するための通路を新設するなどの更なる改修が必要であることが判明したが、28年5月に提出された利用状況等報告書をみたところ、上記の改修が必要であることが記載されていなかった。なお、同社は、認定予定時期を27年12月としていたが、追加の改修を実施しておらず、加工流通施設の仕様がHACCP基準を満たしていないため、29年3月末時点においても施設認定を取得できない状況となっていた。

また、施設認定が取得されていない場合等には事業主体に対して改善計画を策定させるなどの指導を行うことができることとなっているにもかかわらず、改善計画を策定させているものはなかった。

そこで、貴庁が事業主体に対して改善計画を策定させる場合の基準についてみたところ、前記のとおり、施設認定が取得されていない場合等には、改善計画を策定させるなどの指導を行うことができるとしているのみで、改善計画を策定させる場合の基準や策定を求める時期等が具体的に定められていなかった。

(改善を必要とする事態)

施設改修等支援事業の実施に当たり、加工流通施設の仕様が HACCP 基準を満たすものとなっていなかったり、HACCP 体制を確立できていなかったりして、認定予定時期から 1 年以上を経過しても施設認定が取得されていない事態、また、利用状況等報告書に施設認定が取得されていない要因及びそれを解決するための方策を具体的に記載させていなかったり、改善計画を策定させる場合の基準等を具体的に定めていなかったりしている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において、事業完了後、施設認定の取得に向けた取組が十分でなかったり、実施計画の策定に当たり、施設認定の取得に向けた調査・検討を十分に行っていないことにもよるが、貴庁において、次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体に対して、事業完了後、施設認定の取得に向けた取組を着実にを行うことについての指導が十分でないこと
- イ 事業主体に対して事業完了後に指導を行うに当たり、利用状況等報告書に認定予定時期を超過しているのに施設認定が取得されていない要因及びそれを解決するための方策を具体的に記載させることとしていなかったり、改善計画を策定させる場合の基準等を具体的に定めていなかったりしていること
- ウ 事業主体に対して実施計画の策定に当たり、施設認定の取得に向けた調査・検討を十分に行わせていないこと
- エ 事業の採択に当たり、実施計画のより効果的な審査を行うための方策を検討していないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴庁は、今後も、水産物の輸出拡大を目指す加工流通業者を支援することとしている。

ついては、貴庁において、施設改修等支援事業の実施に当たり、加工流通施設について施設認定が取得され、もって施設改修等支援事業の事業効果が十分に発現されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 事業主体に対して、施設改修等支援事業により改修整備等を行った加工流通施設について更なる改修整備の実施及び HACCP 体制の確立に向けた取組を着実にを行い、施設認定を取得するよう、必要に応じて改善計画を策定させるなどして指導すること
- イ 事業完了後の指導を十分に行えるよう、利用状況等報告書に認定予定時期を超過しているのに施設認定が取得されていない要因及びそれを解決するための方策を具体的に記載させることとすること、また、改善計画を策定させる場合の基準等を具体的に定めること
- ウ 事業主体に対して、実施計画の策定に当たっては、品質・衛生管理専門家の活用が施設認定を取得するために効果的であることや、品質・衛生管理専門家を活用するなどして施設認定の取得に向けた調査・検討を十分に行うことを周知すること
- エ 事業の採択に当たり、実施計画のより効果的な審査を行うための方策を検討すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 広域農道等における橋りょう等について、管理者において、点検計画を策定するなどして点検診断を計画的、効率的に実施したり、点検診断の結果に基づき保全対策計画等を策定したりして、保全対策が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤整備事業費(平成27年度以前は、 (項)農地等保全事業費) (項)農山漁村地域整備事業費
部 局 等	農林水産本省、7農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	県14、市32、町9、村1、土地改良区1、計57事業主体
補助事業等	農山漁村地域整備交付金事業等
補助事業等の概要	橋りょう、トンネル等について、点検診断、補修等に要する経費を補助するなどのもの
橋りょう等の点検診断に係る業務委託契約の契約金額	14億2001万余円(平成24年度～28年度)
上記に対する国庫補助金等交付額	11億7905万円(背景金額)

1 広域農道等の保全対策の概要

(1) 広域農道等の概要

農林水産省は、生産性の高い農業を促進し、地域農業の持続的発展及び農村の総合的な振興を図るために農道の整備を推進している。

農道には、農業生産活動等の農業用の利用を主体とし、農村の社会生活活動にも利用される基幹的農道、集落や基幹的農道等とほ場区域とを結ぶ幹線農道等があり、同省は、昭和40年代から広域営農団地農道整備事業等を創設するなどして、基幹的農道及び幹線農道(以下「広域農道等」という。)の整備、保全対策等を実施する都道府県、市町村等に対して国庫補助金等を交付している。

(2) 農道の保全対策に係る取組

上記のうち保全対策について、農林水産省は、平成19年度に、農道の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を考慮した保全対策を推進するために、農道保全対策事業(22年度以降は、農山漁村地域整備交付金事業)を創設するなどして、国庫補助金等を交付している。

そして、同省は、農道の適切な保全対策を推進するために、「農道保全対策の手引き(案)」(平成24年3月農林水産省農村振興局整備部。28年3月改訂。以下「手引」という。)を策定して、都道府県、農道の管理者である市町村等に示している。また、同省は、26年度か

ら32年度までを計画期間とする「インフラ長寿命化計画(行動計画)」(平成26年8月農林水産省農村振興局策定)において、農道を構成する施設等を対象として、32年度までに、定期点検等の実施時期等を記載した個別施設計画を管理者に策定させることにしている。

(3) 農道の保全対策

手引によれば、農道の保全対策の実施に当たっては、管理者は、次のような方法により、計画的、効率的に取り組むことが必要であるとされている。

- ① 日常的な管理を実施するとともに、構造物ごとに、損傷の種類、原因、程度等の状況(以下「損傷状況」という。)を把握するための定期点検等を実施する。なお、定期点検の頻度については5年に1回の実施に努める。
- ② 定期点検等により把握された損傷状況等を基に、構造物の機能に支障が生ずる可能性があったり、支障が生じていたりなどしているものについて、補修等の措置の緊急性や規模等を判定する(以下、定期点検等と合わせて「点検診断」という。)
- ③ 点検診断の結果を踏まえて、予防保全の観点から措置を講じたり、早期又は緊急に措置を講じたりするなど、補修等の方法、実施時期等を検討した保全対策計画を策定して、これに基づいて適切な保全対策を実施する(以下、保全対策計画と個別施設計画とを合わせて「保全対策計画等」という。)

また、管理者は、点検診断を効率的に実施することが必要であるため、緊急輸送道路の指定の有無、第三者への影響等の構造物の重要度等を踏まえて、優先順位を配慮した上で点検の頻度又は時期、点検項目、点検方法等を定めた点検計画を策定することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

広域農道等は昭和40年代から整備されており、広域農道等を構成する主要構造物である橋りょう及びトンネル(以下「橋りょう等」という。)は老朽化が進んでいる。そして、橋りょう等の中には、緊急輸送道路を構成するものやこ道橋及びこ線橋(以下、これらを合わせて「重要施設」という。)もあることから、第三者被害の防止、防災機能の強化を図る上でも、その機能を適切に維持していく必要がある。また、農林水産省は、農道の保全対策について、損傷が深刻化してから対策を行う従来の事後保全から、保全対策費用の最小化と平準化を図り、計画的、効率的に実施する予防保全への転換を図っている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、広域農道等における橋りょう等の保全対策に当たり、点検診断は適切に実施されているか、点検診断の結果は有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、農林水産省の国庫補助事業により整備され、平成28年度末現在、21道^(注)県管内の228管理者が管理する1,547橋及び134トンネル、計1,681施設並びに57事業主体が24年度から28年度までの間(以下「直近5年間」という。)に実施した橋りょう等の点検診断に係る業務委託契約172件(契約金額計14億2,001万余円、国庫補助金額等計11億7,905万余円)を対象として、農林水産省及び上記の21道県において、業務委託契約書等の

関係書類及び管理者等から徴した調書等並びに現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 21 道県 北海道、青森、群馬、千葉、神奈川、新潟、福井、静岡、三重、滋賀、兵庫、和歌山、島根、岡山、広島、徳島、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島各県

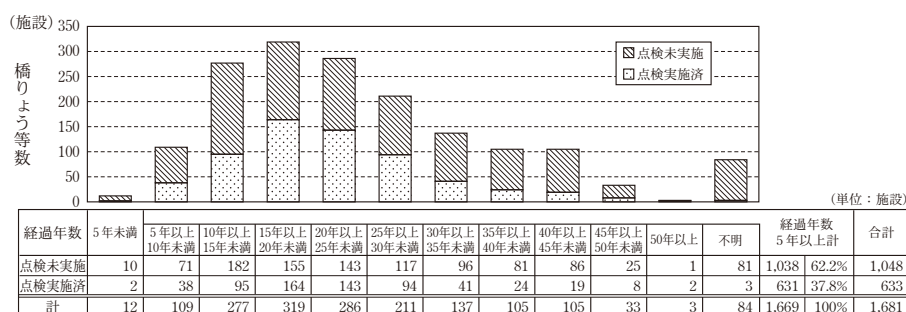
(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 橋りょう等の点検診断の実施状況等

前記 1,681 施設のうち、建設後の経過年数が 5 年以上又は不明となっている 1,669 施設について、直近 5 年間における点検診断の実施状況をみると、図のとおり、631 施設は点検診断が行われていた(1,669 施設の 37.8%。うち 549 施設は前記の業務委託契約により実施)が、1,038 施設は点検診断が実施されておらず(1,669 施設の 62.2%)、いずれの経過年数の区分においても点検診断の実施割合が低調となっていた。

図 直近 5 年間における経過年数ごとの点検診断の実施状況(平成 28 年度末現在)



(注) 経過年数 5 年以上計欄の割合は、点検未実施及び点検実施済の橋りょう等数の計に対する割合である。

また、上記の 631 施設に係る点検診断の結果をみると、表のとおり、早期又は緊急に措置を講ずべき状態とされたものが、経過年数 20 年未満の施設については 6.3% (300 施設のうち 19 施設)となっているのに対して、経過年数 20 年以上の施設については 16.9% (331 施設のうち 56 施設)とより高い割合となっていた。

表 631 施設に係る点検診断の結果

経過年数	I (健全)		II (予防保全段階)		III (早期措置段階)		IV (緊急措置段階)		III及びIV計		合計
	橋りょう 等数	(A)に占 める割合	橋りょう 等数	(A)に占 める割合	橋りょう 等数	(A)に占 める割合	橋りょう 等数	(A)に占 める割合	橋りょう 等数	(A)に占 める割合	
20年未満	118	39.3%	163	54.3%	17	5.7%	2	0.7%	19	6.3%	300
20年以上	82	24.8%	193	58.3%	39	11.8%	17	5.1%	56	16.9%	331
計	200	31.7%	356	56.4%	56	8.9%	19	3.0%	75	11.9%	631

注(1) 本表は、631 施設の点検診断の結果について管理者等から徴した調書を基に集計したものである。なお、調書の作成に当たっては、点検診断の結果について、道路橋定期点検要領(平成 26 年 6 月国土交通省道路局)に基づき、I (健全)、II (予防保全段階)、III (早期措置段階)、IV (緊急措置段階)の 4 区分の分類としている。

注(2) I (健全)は、構造物の機能に支障が生じていない状態を指す。

注(3) II (予防保全段階)は、構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態を指す。

注(4) III (早期措置段階)は、構造物の機能に支障が生ずる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態を指す。

注(5) IV (緊急措置段階)は、構造物の機能に支障が生じている、又は生ずる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態を指す。

注(6) 経過年数が 20 年未満の橋りょう等数には経過年数が不明なものを含む。

そして、直近5年間に点検診断が実施されていない1,038施設のうち935施設(1,669施設の56.0%)は、建設後1回も点検診断が実施されておらず、このうち経過年数が20年以上のものが471施設(935施設の50.4%)となっていた。

また、1,669施設のうち450施設が重要施設に該当していたが、このうち198施設(450施設の44.0%)は、建設後1回も点検診断が実施されておらず、さらに、経過年数が20年以上のものが98施設(198施設の49.5%)となっていた。なお、点検診断が実施されていない重要施設があるのに、それ以外の橋りょう等の点検診断を実施している管理者も見受けられた。

そこで、管理者における点検計画の策定状況等をみたところ、点検計画が策定されていたのは228管理者のうち、21管理者における109施設であったが、そのうち77施設が直近5年間に点検診断が実施されており、点検診断の実施割合は70.6%と全体の実施割合37.8%に比べて高い割合となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

滋賀県管内の7管理者は、広域農道等を構成する橋りょう等65施設を管理しているが、65施設全てについて点検計画が策定されていなかった。そして、65施設は全て経過年数が5年以上又は不明となっており、65施設のうち1施設については、直近5年間に点検診断が実施されていたが、残りの64施設(98.5%)については、建設後1回も点検診断が実施されておらず、このうち28施設は経過年数が20年以上となっていた。また、点検診断が実施されていない64施設のうち13施設は重要施設に該当する橋りょう等であり、このうち7施設については経過年数が20年以上となっていた。

(2) 点検診断の活用状況

前記の業務委託契約において点検診断が実施された549施設について、保全対策計画等が策定されているか確認したところ、448施設(81.6%)については、保全対策計画等が策定されておらず、実施した点検診断の結果が保全対策に十分に活用されていなかった。

そして、上記の448施設に係る点検診断の結果をみたところ、構造物の機能に支障が生ずる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態となっていたものが42施設、構造物の機能に支障が生じている、又は生ずる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態となっていたものが11施設あった。これら53施設のうち45施設については、28年度末現在、補修、監視等の措置が講じられていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

島根県は、平成26年度に、1管理者が管理する橋りょう3橋についての点検診断を実施している(契約額1,854,360円、国庫補助金額1,851,000円)。

しかし、点検診断の結果が管理者に適切に伝わっていなかったため、当該3橋については、保全対策計画等は策定されておらず、実施した点検診断の結果が農道の保全対策に十分に活用されていなかった。

そして、点検診断の結果によると、3橋のうち1橋については、主桁に亀裂が発生しているなど緊急に措置を講ずべき状態となっていたが、点検診断が実施されてから2年以上が経過した会計実地検査時(29年6月)においても、利用者の安全を確保するための措置が講じられていなかった。

このように、いずれの経過年数の区分においても点検診断の実施割合が低調となっていて、建設後1回も点検診断が実施されていないものが過半を占めていたり、重要施設に該当する橋りょう等について、建設後1回も点検診断が実施されていないものが4割を超えていたりしていた事態、また、点検診断を実施した施設であっても、そのうち8割以上において保全対策計画等が策定されておらず、点検診断の結果が十分に活用されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、点検診断を計画的、効率的に実施すること、点検診断の結果に基づいて保全対策計画等を策定することなどの重要性を周知する取組が十分でなかったことにもよるが、管理者において、施設の経過年数、重要度等を踏まえた点検計画を策定するなどして点検診断を計画的、効率的に実施すること、点検診断を実施した施設について、その結果に基づき保全対策計画等を策定して必要な措置を講ずることの重要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、29年9月に地方農政局等を通じるなどして、都道府県、管理者である市町村等に対して通知を発して、橋りょう等の保全対策が適切に実施されるよう、次のような処置を講じた。

- ア 農道の保全対策の重要性を改めて周知徹底するとともに、施設の経過年数、重要度等を踏まえた点検計画を策定するなどして点検診断を計画的、効率的に実施するための方策を助言した。
- イ 点検診断を実施した施設について、その結果に基づき保全対策計画等を策定して、必要な措置を適時適切に講ずることの重要性を改めて周知した。

(2) 農村地域防災減災事業の実施に当たり、耐震性点検として実施すべき内容を明確にし、その内容を周知するなどして、耐震性点検が事業の目的に沿って適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤整備事業費(平成27年度以前は、 (項)農地等保全事業費)
部 局 等	農林水産本省、6農政局
補助の根拠	予算補助
事業主体	県14、市44、町13、村1、土地改良区3、計75事業主体
補助事業	震災対策農業水利施設整備事業、農村地域防災減災事業

補助事業の概要	地震等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施することを目的として、橋りょう等の土地改良施設について耐震性点検を実施するなどのもの
上記の事業について検査の対象とした契約金額	15億2259万余円(平成25年度～28年度)
上記に対する国庫補助金額	15億0422万余円
耐震性点検を実施していない橋りょう等に係る契約金額相当額	4億5600万余円(平成25年度～28年度)
上記に対する国庫補助金相当額	4億5230万円

1 耐震性点検の概要等

(1) 耐震性点検の概要

農林水産省は、農地防災事業等補助金交付要綱(昭和31年31農地第4122号農林事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)等に基づき、地震等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るために、総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、もって災害に強い農村づくりを推進することを目的として、都道府県、市町村等(以下「事業主体」という。)が実施する農村地域防災減災事業(以下「防災減災事業」という。)等に対して、国庫補助金を交付している。

農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年24農振第2114号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等によれば、防災減災事業の事業内容は、地域の防災・減災対策に必要な調査計画事業、整備事業等とされ、このうち調査計画事業において、大規模地震発生のおそれのある地域における農業水利施設、農業用道路(以下「農道」という。)等の土地改良施設について、耐震性点検を実施することなどとされており、耐震性点検として実施すべき項目は、土地改良施設の耐震性の調査とされている。

土地改良施設の耐震設計に関する一般的な内容を定めた「土地改良事業設計指針[耐震設計]」(農林水産省農村振興局整備部監修。以下「指針」という。)によれば、現状の構造物は建設当時における耐震性能は確保していても、現時点の指針に照らして耐震性能が確保されていない可能性があるため、既設構造物が要求される耐震性能を確保しているか評価するために必要に応じて耐震診断を行うとされている。

(2) 耐震性点検の実施の経緯

耐震性点検は、東日本大震災において農業水利施設に甚大な被害が発生したことを受けて、平成23年11月に創設された震災対策農業水利施設整備事業(以下「震災対策事業」という。)において農業水利施設を対象として実施されていたが、農道の耐震対策が進んでおらず、これを推進させる必要があるとして、25年2月に、農業水利施設のほかに農道を含めた土地改良施設を対象として実施されることとなった。その後、震災対策事業が防災

減災事業に統合されて、耐震性点検は防災減災事業において実施されることとなった(以下、防災減災事業と震災対策事業とを合わせて「防災減災事業等」という。)

(3) 耐震性点検に係る調査計画事業の補助率

交付要綱等によれば、防災減災事業における耐震性点検に係る調査計画事業については、原則、国は地域の防災減災対策に必要な調査等に要する費用の100分の50を補助することとされているが、30年度までに採択される場合にあっては、東日本大震災の被害状況等を踏まえて土地改良施設の耐震対策を集中的に推進する必要があることから、その費用の全額を補助することになっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、耐震性点検は、東日本大震災による被害状況を踏まえて、農業水利施設を対象として実施されていたが、25年2月に、農道についても、耐震対策を推進させるためにその対象とされた。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、防災減災事業等により実施された農道の耐震性点検が、防災・減災対策を実施するという事業の目的に沿って適切に実施されているかなどに着眼して、25年度から28年度までの間に18道県管内の75事業主体が耐震性点検として防災減災事業等により実施した業務委託契約219件(契約金額計15億2259万余円、国庫補助金額計15億0422万余円)を対象として、農林水産省及び上記の18道県において、特記仕様書、委託業務の成果品、契約書等の関係書類等及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 18道県 北海道、千葉、神奈川、新潟、福井、静岡、三重、滋賀、兵庫、島根、岡山、広島、徳島、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記の業務委託契約について、受託者から提出を受けた成果品を確認したところ、18道県管内の75事業主体が実施した219件のうち、17道県管内の44事業主体が実施した141件においては、耐震性点検として、農道を構成する橋りょう、トンネル等の構造物(以下「橋りょう等」という。)の耐震性能を評価するために必要な耐震診断を実施していた。

しかし、13道県管内の40事業主体が実施した78件においては、橋りょう等の全部又は一部について、構造物の劣化、損傷等の状況の点検、把握等(以下「現況調査」という。)を実施したのみであり、耐震性能を評価するために必要な耐震診断は実施していなかった。そして、上記の78件に係る特記仕様書を確認したところ、委託により実施する業務の目的として、橋りょう等の劣化、損傷等の情報を収集、記録等することなどと記載されており、耐震性能の評価を求める内容となっていなかった。

そこで、防災減災事業等において現況調査のみを実施した理由について事業主体等から聴取したところ、その理由は、実施要綱等においては、前記のとおり、実施すべき項目が示さ

れているのみで、農道の耐震性点検として実施すべき内容が示されていなかったことから、耐震性能を評価しなくても、橋りょう等の現況調査を実施すれば、防災減災事業等の対象となると判断したものなどであった。

しかし、農林水産省によると、耐震性点検は土地改良施設の耐震性を調査することを目的としており、橋りょう等の現況調査のみを実施するものではないとしている。したがって、橋りょう等の耐震性能を評価せず、現況調査のみを実施している業務委託契約については、防災・減災対策を実施するという事業の目的に沿ったものとは認められない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

宮崎県は、平成25年度に、震災対策事業により、農道の耐震性点検として業務委託契約8件(契約金額計6773万余円、国庫補助金同額)を実施している。

上記8件の契約に係る特記仕様書、成果品等を確認したところ、同県は、実施要綱等において農道の耐震性点検として実施すべき内容が示されていなかったことなどから、橋りょう等の現況調査のみを実施する場合であっても震災対策事業の補助対象となると判断して、受託者に対して、橋りょう等の現況調査の実施を求めたのみであり、8件全てにおいて、橋りょう等の耐震性能を評価するために必要な耐震診断を実施していなかった。

このように、前記の業務委託契約78件(契約金額相当額計4億5600万余円、国庫補助金相当額計4億5230万余円)について、橋りょう等の現況調査を実施したのみで、耐震性点検を実施していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注2) 17道県 北海道、千葉、神奈川、新潟、福井、静岡、三重、滋賀、兵庫、島根、岡山、広島、徳島、福岡、大分、宮崎、鹿児島各県

(注3) 13県 千葉、神奈川、新潟、静岡、滋賀、兵庫、広島、徳島、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島各県

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において防災減災事業等における農道の耐震性点検の目的についての理解が十分でなかったことにもよるが、農林水産省において、防災減災事業等で実施すべき農道の耐震性点検の内容を明確にしていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、29年8月に地方農政局等に対して通知を発して、防災減災事業は土地改良施設の耐震性を調査することを目的としており、施設の現況調査のみを実施するものではないことを明確にした上で、防災減災事業の実施に当たっては、必要に応じて指針に記載されている考え方を参照するなどして耐震性点検として実施する内容を把握することにより、耐震性点検が、事業の目的に沿って適切に実施されるよう、また、防災減災事業等により現況調査のみを実施した成果品が、今後の施設の耐震性能を評価するための基礎資料として活用されるよう、事業主体に対して指導、助言等を行うことを周知徹底し、さらに、地方農政局等を通じるなどして、都道府県等に対しても同様の内容を周知徹底する処置を講じた。

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

家畜導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の返納について

平成 23 年度決算検査報告 407 ページ参照
平成 24 年度決算検査報告 452 ページ参照
平成 25 年度決算検査報告 502 ページ参照
平成 26 年度決算検査報告 410 ページ参照
平成 27 年度決算検査報告 404 ページ参照

1 本院が要求した適宜の処置

農林水産省は、家畜導入事業のうち特別導入事業の実施に必要な資金に充てるための基金を造成する事業主体に補助金を交付する都道府県に対して、国庫補助金を交付していた。そして、本事業を平成 17 年度に終了させたことに伴い、各事業主体は、18 年度から 23 年度までに本事業に係る基金の国庫補助金相当額を、都道府県を経由して国庫に納付することとなった。しかし、鹿児島県は「鹿児島県家畜導入事業実施要領」等を定めて、本事業の事業主体となっていた同県下の市町村が引き続き本事業と同様の事業を実施できるようにしていた。そして、この事業の財源として、事業主体が特別導入事業により造成した基金を取り崩すことができることとしていたため、同県下の 34 事業主体は、18 年度以降、国庫補助金相当額の納付を全く行っておらず、また、農林水産省も、国庫補助金相当額の納付の進捗に向けた具体的な措置を十分に講じていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、本事業に係る事業主体間の公平を確保するとともに、国費を効率的に使用することができるようにするために、鹿児島県下の 34 事業主体が納付すべきであった国庫補助金相当額を速やかに返納させるよう、農林水産大臣に対して 24 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、農林水産本省及び鹿児島県において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、25 年 3 月に、鹿児島県から国庫補助金相当額の返納について詳細な返納計画を提出させた上で、本院指摘の趣旨に沿い、34 事業主体のうち 9 事業主体について、18 年度から 23 年度までに納付すべきであった国庫補助金相当額(以下「要返納額」という。)の全額に 24 年度に発生した利子を加えた額を 25 年 4 月に国庫に返納させる処置を講じていた。また、他の 8 事業主体について、上記の返納計画に基づき分割して返納させることとした上で、要返納額にその後発生した利子を加えた額を、5 事業主体については 28 年 4 月までに、3 事業主体については 29 年 4 月までに、それぞれ国庫に返納させる処置を講じていた。

一方、農林水産省は、残る 17 事業主体について、上記の返納計画に基づき、要返納額にその後発生する利子を加えた額を 24 年度から 29 年度までに分割して返納させることとしており、返納計画に沿って、上記の額の一部について 25 年 4 月、26 年 4 月、27 年 4 月、28 年 4 月及び 29 年 4 月にそれぞれ国庫に返納させていて、残りの要返納額についても、今後返納させることとしている。

平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 農業農村整備事業の実施における既存公共施設等の移設補償費の算定について

(平成 27 年度決算検査報告 343 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

農林水産省は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)等に基づき、農業農村整備事業を自ら実施するほか、都道府県等が事業主体として実施する場合に事業の実施に要する経費の一部を補助している。同事業の施行により事業地内の水道管等の既存公共施設等についてその機能の廃止等が必要となる場合であって、公益上、その機能回復を図ることが必要である場合は、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」及び「既存公共施設等の機能回復補償に係る建設費の細部運用について」(以下「細部運用」という。)に基づき、国、都道府県等の事業主体がその原因者として既存公共施設等の管理者(以下「被補償者」という。)に対して補償費を支払うこととなっている。これらによれば、代替施設の建設による場合の補償費(以下「移設補償費」という。)は、代替施設を建設するために必要な費用から既存公共施設等の機能の廃止の時までの財産価値の減耗分(以下「減耗分」という。)を控除するなどして算定することとされている。ただし、国、地方公共団体等が管理している既存公共施設等に関しては、被補償者において減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等やむを得ないと認められるときは、減耗分の全部又は一部を控除しないことができることとされている。しかし、一部の事業主体において、被補償者において減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等やむを得ないと認められるときには該当しないにもかかわらず、減耗分を控除せずに移設補償費を算定したため、移設補償費の支払額が過大となっている事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して平成 28 年 10 月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア 前記の事態が見受けられた事業主体に対して、過大となっていた支払額又は国庫補助金等が返還されるよう被補償者と協議を行うよう指導するなどすること(会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 今後、適正な移設補償費の算定が行われるよう、減耗分を控除しないことができる場合に該当するか否かについての判断方法及び判断基準を細部運用で明示するなどし、事業主体に対して、その内容を周知及び助言するなどすること(同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 前記の事態が見受けられた事業主体に対して、過大となっていた支払額又は国庫補助金等が返還されるよう被補償者と協議を行うよう指導した。その結果、29 年 3 月までに過大となっていた支払額及び国庫補助金等の全額が国庫に返還された。

イ 適正な移設補償費の算定が行われるよう、同年2月に細部運用の一部を改正して、減耗分を控除しないことができる場合に該当するか否かについての判断方法及び判断基準を明示した。そして、事業主体に対して、同年2月から5月までの間に開催した会議等においてその内容を周知及び助言するなどした。

(2) 国有林野事業における立木販売に係る造材作業及び集材作業に係る経費の積算について

(平成27年度決算検査報告347ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

林野庁は、立木の状態で木材を販売する立木販売を行っており、立木販売においては、立木の伐倒、造材、集材等の作業を立木の買受者(買受者が作業を委託した森林組合、業者等の林業事業体を含む。以下同じ。)が行うこととしている。立木販売の契約に係る予定価格は、各森林管理局が制定した予定価格を算定するための基準(以下「積算基準」という。)等に基づいて、丸太の価格から買受者が負担することになる立木の伐倒、造材、集材等の作業に係る経費等を差し引くなどして算定されている。一方、林野庁は、低コストで効率的な木材生産を実現するために、林業事業体に対して多機能で高性能な林業機械(以下「高性能林業機械」という。)の購入に対する補助等を行い、その普及・定着を図っている。しかし、北海道、東北、九州各森林管理局(以下「3森林管理局」という。)において、高性能林業機械の普及が進み、立木販売に係る造材作業及び集材作業においても高性能林業機械が多数使用されているにもかかわらず、造材作業及び集材作業の両方又は一方に係る経費の積算に当たり、高性能林業機械の使用実態を積算基準に反映させることなく、従来型の林業機械を採用することとして積算している事態が見受けられた。

したがって、林野庁において、3森林管理局に対して、高性能林業機械の使用実態を把握して、これを積算基準に反映させて、立木販売に係る造材作業及び集材作業に係る経費について実態に即した積算を行わせるよう、林野庁長官に対して平成28年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、28年11月に3森林管理局に対して通知を発するなどして、高性能林業機械の使用実態を踏まえて積算基準を改正させて、29年4月以降に行う立木販売に係る造材作業及び集材作業に係る経費の積算に適用させることとする処置を講じていた。

(3) 森林病虫害等防除事業等における樹幹注入の補助単価の設定について

(平成27年度決算検査報告352ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

林野庁は、森林病虫害等防除事業を実施する都道府県に対して森林病虫害等防除事業費補助金を、また、森林病虫害対策等の事業を実施する都道府県に対して森林整備加速化・林

業再生整備費補助金を、それぞれ交付している(以下、森林病虫害等防除事業と森林病虫害対策の事業とを合わせて「防除事業等」という。)。そして、各都道府県は、自ら防除事業等を実施するほか、管内の市町村等が事業主体として実施する防除事業等に対して補助金を交付している。防除事業等の補助金額は、森林病虫害等防除事業実施要領(以下「要領」という。)等において、都道府県知事が定めた補助単価に事業量を乗じて算定した額(以下「標準価額」という。)と実際に要した経費とを比較して低い方の額を基にするなどして算定することとなっている。そして、防除事業等のうち、松くい虫が運ぶ線虫による松の枯死を予防するために行う松の生立木への薬剤の注入の事業(以下「樹幹注入」という。)に係る補助単価は、資材費、労務費等から構成されており、このうち資材費は、樹幹注入剤の価格等を基に算定されている。しかし、16県で実施された樹幹注入において、各県は、製造業者等から徴取した見積価格をそのまま樹幹注入剤の価格として採用するなどして、施工業者等が実際の取引で購入する価格(以下「実勢価格」という。)を適切に把握しておらず、補助単価を割高に設定して、標準価額を割高に算定している事態が見受けられた。

したがって、林野庁において、要領等を改正して、都道府県が樹幹注入剤の実勢価格を適切に把握するよう定めたり、都道府県に対して上記の改正内容を周知して、都道府県が毎年度の補助単価の設定の際に樹幹注入剤の取引の実態を十分に把握して適切な補助単価を設定するよう周知したりするよう、林野庁長官に対して平成28年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、29年3月に要領を改正して、都道府県が樹幹注入剤の取引の実態に係る調査を毎年度行って実勢価格を適切に把握して、その結果を踏まえて補助単価を設定するよう定めるとともに、同年4月に開催した会議において、都道府県に対して要領の改正内容を周知する処置を講じていた。

(4) 木造公共施設等の整備事業における補助対象とする工事の範囲及び事業の採択基準について

(平成27年度決算検査報告355ページ参照)

1 本院が表示した意見

林野庁は、地域材の需要拡大等を図るために、都道府県、市町村等が事業主体として実施する木造公共施設等の整備等の事業に対して森林・林業再生基盤づくり交付金等を交付するなどしている。森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領等(以下「要領等」という。)によれば、都道府県知事は、上記の交付金等により木造公共施設等の整備の事業(以下「整備事業」という。)を実施するに当たっては、その必要性や効率性、有効性等を厳に検証すること、事業の採択に当たっては、真にモデル的な施設の整備と認められるものに絞り込んだ上でこれを行うこととされている。そして、整備事業において実施される設備工事のうちの電気・上

下水道工事等は地域材の利用促進に直接寄与するものではないことから補助対象から除くこととされており、また、事業費当たり又は延床面積当たりの地域材利用量等の目標が原則として都道府県の目標値以上であることなどを事業の採択基準として設定することとされている。しかし、木材をほとんど使用せず、地域材の利用促進に直接寄与しない昇降機設備や空気調和設備等の設備工事等を補助対象に含めている事態、及び採択基準が地域材を利用するモデル的な公共建築物等の整備を行う事業を選定する上で適切なものになっておらず、事業費当たり又は延床面積当たりの地域材利用量(以下「地域材利用割合」という。)が非常に低く、地域材利用のモデルとしての効果を期待し難い事業が採択されている事態が見受けられた。

したがって、林野庁において、地域材の利用促進に直接寄与しない設備工事等を補助対象から除くなど、補助対象の範囲について十分に検討した上で要領等に定めて、事業主体及び都道府県に対して周知したり、整備事業の採択基準について、地域材利用割合が一定程度以上であることを要件とするなど具体的な基準等を設けるとともに、その内容及び地域材の利用を促進するために整備事業を効率的、効果的に実施することの重要性について事業主体及び都道府県に対して周知したりするよう、林野庁長官に対して平成28年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 29年3月に要領等を改正して、地域材の利用促進に直接寄与しない設備工事等を補助対象から除くこととするなどして補助対象の範囲を明確にした上で、同年4月にこれを都道府県及び都道府県を通じて事業主体に対して周知した。

イ 28年10月に通知を発して、地域材の利用を促進するために整備事業を効率的、効果的に実施することの重要性について、都道府県及び都道府県を通じて事業主体に対して周知し、また、29年3月に要領等を改正して、整備事業の採択基準について、地域材利用割合に関する具体的な基準を設けて、同年4月に当該基準の内容について、都道府県及び都道府県を通じて事業主体に対して周知した。

(5) 強い農業づくり交付金事業等による TMR センターの整備に係る事業効果について

(平成27年度決算検査報告363ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、強い農業づくり交付金事業、畜産担い手育成総合整備事業等の各補助事業等により、完全混合飼料(以下「TMR」という。)等の飼料生産の基盤施設である TMR センター(以下「センター」という。)の整備を行う地方公共団体、農業協同組合等の事業主体に対して国庫補助金等を交付している。各補助事業等の実施要綱等によれば、センターを整備しようとする事業主体は、整備するセンターの利用計画等に係る具体的な数値(以下「計画値」

という。)等を記載した事業実施計画を作成して都道府県又は地方農政局等に提出し、都道府県又は地方農政局等は、提出された事業実施計画について採択要件に適合しているかなどを審査することとされている。また、各補助事業等のうち、強い農業づくり交付金等の交付金事業に係る実施要綱等によれば、事業主体は、計画値に加えて、成果目標及びその目標年度を事業実施計画に記載することとされている。そして、事業主体は、成果目標の達成状況について自ら評価を行い、都道府県は、成果目標が達成されていない場合には、当該事業主体に対して必要な改善措置を指導し、また、地方農政局等は、必要に応じて都道府県を指導することとされている。しかし、センターについて、地域の農家、市町村等との連携が十分に図られておらず、TMRの製造量や飼料自給率等に係る目標達成率が50%未満と低調になっているものがあるなど、事業効果が十分に発現していない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、都道府県に対して、地域の農家、市町村等と連携することの重要性について事業主体に周知するとともに事業実施計画の審査に当たってはセンターと地域の農家、市町村等との連携について十分に審査するよう指導したり、都道府県及び市町村に対して、センターとの円滑な連携を図るよう要請したり、都道府県及び地方農政局等に対して、計画値等の達成状況の確認、達成されていない場合の原因分析及びこれに基づく改善に向けた指導を十分に行うよう指導するとともに、事業主体に対して指導を行う際の留意事項や事業効果が発現しているセンターの取組事例集等を取りまとめるなどして周知したりする処置を講ずるよう、農林水産大臣に対して平成28年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 28年10月に地方農政局等に通知を発して、地方農政局等から都道府県に対して、地域の農家からTMRの原料となる自給飼料を調達したり、市町村等から技術指導や情報提供を受けたりすることなどにより、地域の農家、市町村等と連携することの重要性について事業主体に周知するとともに事業実施計画の審査に当たってはセンターと地域の農家、市町村等との連携について十分に審査するよう指導した。また、地方農政局等から都道府県及び市町村に対して、センターに十分に技術指導や情報提供を行うなどしてセンターとの円滑な連携を図るよう要請した。

イ 都道府県及び地方農政局等に対して、28年10月に地方農政局等に通知を発して、計画値等の達成状況の確認、達成されていない場合の原因分析及びこれに基づく改善に向けた指導を十分に行うよう指導するとともに、29年1月に取組事例集を作成し都道府県及び地方農政局等に配布したり、同年6月に指導に当たっての留意事項を地方農政局等に通知したりなどして周知した。

(6) 経営体育成支援事業における経営改善目標の設定及びその達成状況の確認等について

(平成27年度決算検査報告369ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、経営体育成支援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)等に基づき、意欲ある農業経営体等(以下「経営体」という。)の育成・確保を図ることを目標として、経営体が農業用機械、施設等の導入等を行うための費用を助成する経営体育成支援事業を実施する地域協議会等(以下「協議会等」という。)に対して、国庫補助金を交付している。実施要綱等によれば、協議会等は、事業実施地区ごとに経営体の育成・確保に関する成果目標を定めることとされており、この成果目標について、経営体は事業実施年度の翌々年度(以下「目標年度」という。)に達成することを目標とした数値目標等(以下「経営改善目標」という。)を設定し、協議会等は経営改善目標を達成する経営体の数等を目標値として設定することとされている。そして、経営体において経営改善効果が発現するためには、成果目標が経営改善効果が見込まれるよう適切に設定されていることが前提であり、また、達成されていない成果目標がある場合は、当該目標が達成されるよう地方農政局等は協議会等に対して指導等を行うことなどとされているため、達成状況を客観的に確認することが必要である。しかし、数値目標に係る事業計画時の現状値(以下「現状値」という。)の確認や、目標年度における数値目標の実績値等の確認が、協議会等が数値を客観的に確認できる資料(以下「客観資料」という。)に基づいて適切に行われていないなどしたため、数値目標の目標値が実際の現状値以下となっていて数値目標が適切に設定されていなかったり、達成したとしていた経営改善目標が実際には達成されていなかったりしている事態や客観資料が保存されておらず、数値目標の妥当性や経営改善目標の達成状況を確認することができない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、経営改善目標に係る現状値及び実績値等について、協議会等が客観資料により確認を行い、当該資料を一定期間保存することを具体的に定めたり、現状値及び実績値等を正確に確認することの重要性について協議会等に周知したり、実際には達成していなかった経営改善目標について、協議会等に対して、必要に応じて経営体に経営改善に向けた取組を行わせるよう指導したりするよう、農林水産大臣に対して平成28年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 29年3月に実施要綱を改正して、経営改善目標に係る現状値及び実績値等について、協議会等が客観資料により確認を行うこと及び当該資料を協議会等において事業終了年度の翌年度から5年間保存することを定めた。

イ 29年3月に地方農政局等に事務連絡を発して、地方農政局等から協議会等に対して、各経営体の経営改善目標に係る現状値及び実績値等を正確に確認することが、経営改善目標における数値目標を設定したり、経営改善効果を踏まえて各経営体に対する改善措置を講じたりなどする上で重要であることを周知した。

ウ 29年3月に地方農政局等に事務連絡を発して、経営改善目標を達成したとしていたが実際には達成していなかったものについて、地方農政局等から協議会等に対して、経営改善目標の達成に向けて改善措置を検討し、経営体に対して経営改善に向けた取組を行わせるよう指導した。

(7) 都市農村共生・対流総合対策事業の実施について

(平成27年度決算検査報告378ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、都市と農山漁村の共生・対流を推進することなどを目的として、平成25年度から、都市農村共生・対流総合対策事業(以下「共生・対流事業」という。)を実施する事業主体に対して、都市農村共生・対流総合対策交付金を交付している。共生・対流事業における取組の一つである集落連携推進対策について、事業主体は、事業の応募に当たって、交流人口、売上げ及び雇用に係る数値目標を設定することとなっており、地方農政局等は、事業実施提案書(以下「提案書」という。)の採択に当たって、数値目標の設定は妥当であるか、事業完了後に自立的、継続的な取組が可能であるかなどについて審査することとなっている。また、地方農政局等は、提案書の採択後に事業主体が作成する共生・対流促進計画(以下「促進計画」という。)について、自立的、発展的な取組であることなどを要件として、都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱等に照らして適当であると認める場合はこれを承認することとなっている。そして、地方農政局等は、事業開始年度の翌年度以降、事業の実施状況、数値目標の達成状況等の各評価項目について評価し、これらの結果を踏まえて、総合的評価がC(低調)とされた事業について、その要因を分析するなどした上で、取組の改善を図るための重点指導を実施することとなっている。しかし、集落連携推進対策について、数値目標が適切に設定されていないのに提案書の採択及び促進計画の承認がされている事態、提案書や促進計画に記載され、事業完了後に自立的、継続的な取組が可能であるかについて審査を受け、採択及び承認がされている取組の実施が低調となっていたり、数値目標の達成率が低調となっていたりしている事態並びに取組の実施や数値目標の達成率が低調となっているにもかかわらず、重点指導が十分に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、実施要綱等に数値目標の設定方法を定めるなどして、事業主体に対して、集落連携推進対策で実施する取組に対応した数値目標を適切に設定するよう指導したり、地方農政局等に対して、提案書の採択及び促進計画の承認に当たり、数値目標の設定の妥当性及び事業完了後の自立的、継続的な取組への展開の可能性について適切に審査するよう指導したり、事業主体及び地方農政局等に対して、事業完了後に自立的、継続的な取組へ展開していくことの重要性について周知するとともに、重点指導の対象とする範囲を拡充するなどした上で、地方農政局等に対して、取組の実施や数値目標の達成率が低調となっている事業主体に対して適時適切な重点指導を行うように指導したりするよう、農林水産大臣に対して28年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、共生・対流事業を組み込んで28年度に新設した農山漁村振興交付金事業において、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 28年10月及び11月に地方農政局等を通じて事業主体に対して通知を発したり、29年2月に公表した公募要領において数値目標の設定方法を示したりなどして、数値目標を適切に設定するよう指導した上で、同年3月に実施要綱等を改正して、取組に対応した数値目標を設定するよう定めた。

イ 28年9月に地方農政局等に対して通知を発したり、アの公募要領において、実施する事業が自立的、継続的なものとなるために取り組む内容を提案書に記載させることを具体的に示したり、担当者会議で数値目標の設定例を示したりなどして、提案書の採択等に当たっては、取組に対応した数値目標及び事業完了後も自立的、継続的に実施していく方を事業主体に確実に提案書等に記載させ、数値目標の設定の妥当性及び事業完了後の自立的、継続的な取組への展開の可能性について適切に審査するよう指導した。

ウ 28年9月に地方農政局等に対して通知を発して、事業完了後に自立的、継続的な取組へ展開していくことの重要性について周知した。これを受けて地方農政局等は、同年10月及び11月に事業主体に対して通知を発して上記の趣旨を周知した。また、同年9月に発した通知において、取組の実施や数値目標の達成状況が低調となる場合に、地方農政局等が事業主体に対して改善を促すための重点的な指導、助言等を行うことを示し、さらに、アの実施要綱等の改正において、重点指導の対象とする範囲を拡充するなどして、適時適切な重点指導を行うよう指導した。

(8) 機能保全計画に基づく漁港施設の維持管理について

(平成27年度決算検査報告384ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

水産庁は、平成20年度に水産物供給基盤機能保全事業を創設して、漁港施設等の機能保全計画の策定及び同計画に基づく漁港施設等の機能保全対策を実施するための工事(以下「機能保全工事」という。)を行う都道府県又は市町村に対して国庫補助金を交付している。そして、同庁が定めたガイドラインによれば、漁港管理者(漁港が所在する都道府県又は市町村)において、施設の現況把握、機能診断の実施、機能保全対策の検討等を経て機能保全計画の策定を行い、同計画に定めた日常管理計画に基づく点検を行うとともに、計画的に機能保全対策を実施し、これらを通じて得られた施設情報を蓄積し及び活用して効率的な維持管理を行うなどの取組が重要であるとされている。しかし、機能保全計画に沿って機能保全工事が実施されていない事態、機能保全計画において定めた日常管理計画に基づく点検の結果が適切に記録及び保存されておらず、老朽化の進行状況が確認できない事態、施設情報が保存されておらず、機能保全計画の策定等に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、水産庁において、漁港管理者に対して、施設の効率的な維持管理を図る上で、機能保全計画に基づいて機能保全工事や点検結果の記録及び保存を適切に実施すること並びに施設情報を保存することの重要性を周知徹底して、機能保全計画に基づいて施設の維持管理を効率的に行うことを助言するよう、水産庁長官に対して28年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、水産庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、水産庁は、本院指摘の趣旨に沿い、28年12月に関係都道府県に対して通知を発して、漁港管理者として、機能保全計画に基づいて機能保全工事や点検結果の記録及び保存を適切に実施すること並びに施設情報を保存することの重要性を周知徹底するとともに、漁港管理者である関係市町村にその旨を周知徹底するよう求めて、機能保全計画に基づいて施設の維持管理が効率的に行われるよう助言するなどの処置を講じていた。

第10 経済産業省

不 当 事 項

予 算 経 理

(248) 特会法改正法の規定に基づき東日本大震災復興特別会計に繰り入れられるべき返納金等について、返納金等の額等を財務省に報告するなどの所要の措置を執っていなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)弁償及返納金 東日本大震災復興特別会計 (款)他会計より受入 (項)一般会計より受入
部 局 等	北海道経済産業局
返納金等の概要	東日本大震災からの復旧・復興事業を実施した結果、国庫補助事業において概算払により交付した補助金額を事業の完了により確定した補助金額が下回った場合のその差額等の復旧・復興事業に関連して発生した返納を要する額を債務者から国庫に納付させるもの
東日本大震災復興特別会計に繰り入れられるよう所要の措置を執っていなかった額	772,775,803 円(平成 24 年度～27 年度、4 省分)
上記のうち経済産業省に係る額	14,269,694 円(平成 27 年度)

(東日本大震災からの復旧・復興事業に関連して発生した返納金等の概要等については 550 ページ及び検査の結果については 308 ページ参照)

補 助 金

(249) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(256)

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)地域経済活性化対策費 (組織)中小企業庁 (項)経営革新・創業促進費 (項)経営安定・取引適正化費 東日本大震災復興特別会計 (組織)経済産業本省 (項)経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(組織)中小企業庁	
(項)経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費(平成23年度は、一般会計 (組織)中小企業庁 (項)中小企業事業環境整備費)	
部 局 等	経済産業本省、2 経済産業局
補助の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	県2、会社等3、計5補助事業者(2会社)
間接補助事業者(事業主体)	6会社
補助事業	地域経済産業復興立地推進事業、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業、下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策事業等
事業費の合計	1,669,409,985 円
補助対象事業費の合計	1,444,406,390 円
上記に対する国庫補助金交付額の合計	793,136,416 円
不当と認める補助対象事業費の合計	472,488,021 円
不当と認める国庫補助金相当額の合計	300,743,500 円

1 補助金等の概要

経済産業省所管の補助事業は、地方公共団体、会社等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、26道府県、57市町村及び710会社等において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、8会社が事業主体となって実施した地域経済産業復興立地推進事業、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業、下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策事業等に係る国庫補助金300,743,500円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- | | | |
|-------------------------------|----------------|---------------|
| (1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの | 4件 不当と認める国庫補助金 | 33,511,684 円 |
| (2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの | 2件 不当と認める国庫補助金 | 255,329,149 円 |
| (3) 補助の対象とならないもの | 1件 不当と認める国庫補助金 | 9,352,667 円 |
| (4) 補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの | 1件 不当と認める国庫補助金 | 2,550,000 円 |

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

4件 不当と認める国庫補助金 33,511,684円

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費を過大に精算していたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 29,262,666円)

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金は、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的として、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金(中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業)交付要綱(平成23・06・07財中第1号)等に基づき、経済産業省が都道府県に交付して、同補助金の交付を受けた都道府県が中小企業等グループ又はその構成員に対して、施設及び設備の復旧・整備に要する経費の一部を補助するものである。

上記の交付要綱等によれば、補助の対象となる経費は、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備の復旧・整備に要するものとされている。

本院が、70事業主体において会計実地検査を行ったところ、福島県の2事業主体が実施した補助事業において、請負業者から支払った代金の一部の返金を受けたり、実際に支払った額よりも多額の経費を補助対象事業費に計上したりなどして補助対象事業費計58,537,522円が過大に精算されていたため、これらに係る国庫補助金相当額計29,262,666円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同県において補助事業の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(249) 東北経済産業局	福島県	株式会社双葉ホンダモーターズ (福島県双葉郡浪江町) (事業主体)	中小企業組合等共同施設等災害復旧	24、25	309,098 (176,651)	88,325	50,701	25,350

中小企業等グループの構成員である株式会社双葉ホンダモーターズは、東日本大震災により継続して使用することが困難になった自動車販売等の店舗の移転及び看板の設置並びに設備の取替えなどによる復旧に要したとする事業費309,098,203円(補助対象事業費176,651,947円)に対して国庫補助金88,325,333円の交付を受けていた。

しかし、同会社は、上記事業費のうち店舗の移転工事及び設備の取替工事に係る代金の全額を請負業者に一旦支払った後、請負業者からその一部の返金を受けたり、店舗の看板の設置に要した部材費等の一部として自動車メーカーから支援金を受領したりなどしていた。

したがって、同会社が実際に負担した額によるなどして適正な補助対象事業費を算定すると125,950,582円となり、前記の補助対象事業費176,651,947円との差額50,701,365円(国庫補助金相当額25,350,666円)が過大に精算されていた。

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(250) 東北経済産業局	福島県	株式会社金森自動車整備工場 (福島県郡山市) (事業主体)	中小企業等共同施設等災害復旧	24	20,766 (19,680)	9,833	7,836	3,912
(249) (250) の計					329,864 (196,331)	98,158	58,537	29,262

中小企業等グループの構成員である株式会社金森自動車整備工場は、東日本大震災により損壊した整備工場建屋の修繕及び設備の取替えによる復旧に要したとする事業費 20,766,000 円(補助対象事業費 19,680,000 円)に対して国庫補助金 9,833,333 円の交付を受けていた。

しかし、同会社は、支払っていない経費を含めた領収書を取引業者に作成させたり、設備の取替えを実施しなかったにもかかわらず、これを実施したこととして、上記整備工場建屋の修繕及び設備の取替えに要した経費を実際に支払った額より過大に補助対象事業費に計上していた。

したがって、同会社が実際に支払った経費に基づき適正な補助対象事業費を算定すると 11,843,843 円となり、前記の補助対象事業費 19,680,000 円との差額 7,836,157 円(国庫補助金相当額 3,912,000 円)が過大に精算されていた。

補助対象経費として認められないとされている回し手形による支払額を経費に含めていたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,165,109 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(251) 東北経済産業局	株式会社橘機工 (青森県三戸郡五戸町) (事業主体)	—	下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策	25	22,753 (21,670)	14,437	4,761	3,165

この補助事業は、下請中小企業における取引先の多様化を図り、下請中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的として、下請事業者 2 人以上が下請中小企業振興法(昭和 45 年法律第 145 号)第 8 条の規定に基づく主務大臣の認定を受けた「特定下請連携事業計画」に従って連携体として新たな事業活動を実施する場合に、事業を実施する連携体参加者に対して、必要な経費の一部を補助するものである。

経済産業省の補助事業事務処理マニュアル等によれば、補助事業における支払については支払の事実を証明できる銀行振込を原則とするとされ、自ら振り出したものではない約束手形(以下「回し手形」という。)による支払額については、回し手形の額面金額が確実に支払われ、補助対象設備に係る取引が成立したことを手形の振出人や銀行に対して確認することが困難なことなどにより、補助対象経費として認められないとされている。

連携体の代表者である事業主体は、連携体における取引先の拡充及び経営の安定化を図るなどのための事業に係る計画について前記の認定を受け、この計画に基づき、平成 25 年度に三次元測定器、3D プリンター及び 3D スキャナーを購入するなどの事業を事業費 22,753,500 円(補助対象事業費 21,670,000 円)で実施したとして東北経済産業局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金 14,437,172 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記三次元測定器等の購入に当たって、購入額計 22,753,500 円のうち 5,000,000 円については、回し手形による支払を行っており、その支払額を補助対象経費に含めていた。

したがって、補助対象経費として認められないとされている回し手形による支払額に係る補助対象事業費 4,761,905 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額 3,165,109 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業に係る経費の支払方法に関する理解が十分でなかったこと、東北経済産業局において事業主体に対する指導並びに実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

地域中小企業・小規模事業者 U I J ターン人材確保等支援事業費補助金の補助対象事業費を過大に精算していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,083,909 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
					千円	千円	千円	千円
(252) 関東経済産業局	株式会社さんぼう (東京都渋谷区) (事業主体)	—	地域中小企業・小規模事業者 U I J ターン人材確保等支援	27	8,830 (8,318)	8,318	1,083	1,083

この補助事業は、大都市への人口流出が進む地域の中小企業・小規模事業者が必要とする人材の確保及び定着が継続して行われることを目的として、公募により選定された民間団体等が、地域中小企業・小規模事業者 U I J ターン人材確保等支援事業費補助金交付要綱(20150209 財中第 2 号)等に基づき、都市部における若年層の人材発掘から地域の中小企業・小規模事業者への定着までを一貫して支援する場合に必要な経費を補助するものである。

事業主体は、神奈川県を担当地域として、横浜、川崎両市を除く神奈川県内への U I J ターン^(注)を対象に、Web マッチングシステムを構築して、都市部における若年層の人材と地域の中小企業・小規模事業者とのマッチングを行うなどの事業を事業費 8,830,093 円(補助対象事業費 8,318,428 円)で実施したとして関東経済産業局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金 8,318,428 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記のシステムに係るサーバ保守料 8 か月分のうち 6 か月分について、誤って、実際に支払った月額額の 10 倍の金額を補助対象事業費に計上するなどしていた。

したがって、実際に支払ったサーバ保守料に基づくなどして適正な補助対象事業費を算定すると 7,234,519 円となり、前記の補助対象事業費 8,318,428 円との差額 1,083,909 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額 1,083,909 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において実績報告書の提出に当たり確認が十分でなかったこと、関東経済産業局において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) U I J ターン U ターン(地方出身の大都市居住者が出身地に移住すること)、I ターン(大都市出身者が地方に移住すること)及び J ターン(地方出身の大都市居住者が出身地近くの地方に移住すること)の総称である。

(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

2件 不当と認める国庫補助金 255,329,149円

地域経済産業復興立地推進事業費補助金により造成した基金を活用する事業を実施してい
なかつたもの (1件 不当と認める国庫補助金 254,100,000円)

部 局 等	補助事業者 (所在地)	間接補助事 業者 (所在地)	補助事業	年 度	事 業 費 (補助対 象事業 費) 千円	左に対す る国庫補 助金交付 額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金相 当額 千円
(253) 経済産業本 省	福 島 県	株 式 会 社 C K U (大阪府岸 和田市) (事業主体)	地域経済 産業復興 立地推進	24~26	401,326 (381,841)	254,100	381,841	254,100

この補助事業は、原子力災害により甚大な被害を受けた福島県における企業の生産拡大及び継続的な雇用創出を図り、もって福島県の早急な地域経済の復興再生に寄与することを目的として、平成23、24両年度に、福島県(以下、補助事業者としての福島県を「県」という。)が、経済産業省から地域経済産業復興立地推進事業費補助金の交付を受けて、福島県原子力災害等復興基金(以下「基金」という。)を造成したものである(基金造成額2102億円)。県は、地域経済産業復興立地推進事業費補助金交付要綱(平成23・12・05財地第1号)等に基づき、福島県内に工場等を設置して操業するなどの企業であつて福島県知事が指定した企業に対して、土地、建物及び機械設備の取得等に係る経費の一部を対象として、造成した基金を取り崩して「ふくしま産業復興企業立地補助金」(以下「基金補助金」という。)を交付している。また、県は、基金補助金を受けて実施する事業(以下「基金補助事業」という。)に係る公募、基金補助事業の実施者(以下「基金補助事業者」という。)に対する確定検査等の事務を実施している。

事業主体は、熱交換器の量産化の拠点としての工場を設置して操業することを目的とし、福島県白河市において土地、建物及び機械設備の取得等の事業を行うとして、24年3月に福島県知事に対して基金補助事業者としての指定を受けるために申請し、同年12月に福島県知事から基金補助事業者としての指定を受けていた。そして、事業主体は、26年3月に上記の事業を実施したと県に報告していたが、県が同月に現地の状況を確認した結果、工場の操業が確認できなかったことなどから、県は事業主体に改めて関係書類等を提出するよう指示していた。その後、県は、同年10月に再度現地の状況を確認した結果、事業主体から工場の操業を示す証拠として熱交換器の試作に係る3件分の受注に関する書類が提示されたことなどから工場が操業していると判断して、同月に、事業費を計401,326,230円、基金補助対象事業費を381,841,056円と認定して、基金補助金の額を254,100,000円(国庫補助金額同額)と確定し、同年11月に、基金を取り崩して事業主体に対して同額の基金補助金を交付していた。

しかし、事業主体が県に提示した上記の受注に関する書類は事業主体が偽造したものであり、上記受注の事実は認められなかった。そして、事業主体において、熱交換器の製造の受注が実際にあったことを示す書類はなかった。また、事業主体において、熱交換器の製造に係る実際の工程を示した資料や、各機械設備の使用状況等を記録した日報等の書類もなく、機械設備については、29年6月の会計実地検査時点で廃棄処分を検討中として工場内の一角に集められた状態となっていて稼働していなかった。

これらのことから、事業主体は熱交換器の製造を全く行っておらず、補助の目的である熱交換器の製造のための工場の操業は行われていなかったと認められる。

したがって、本件基金補助事業はその実施が著しく適切を欠いていて、前記の基金補助対象事業費 381,841,056 円に係る取り崩された基金 254,100,000 円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において基金補助事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、県において実績報告書等の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業費補助金により造成した基金を用いた事業の実施に当たり、基金補助事業の対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,229,149 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(254) 経済産業本省	一般社団法人低炭素投資促進機構 (東京都中央区)	日本ニューマチック工業株式会社 (大阪府大阪市) (事業主体)	円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進	25、26	425,016 (354,625)	177,312	2,458	1,229

この補助事業は、日本経済再生に向けた緊急経済対策として、エネルギー制約の高まりや円高の状況の中で、産業競争力強化・空洞化防止を図ることを目的として、平成 24 年度に、一般社団法人低炭素投資促進機構(以下「基金設置法人」という。)が、経済産業省から「円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業費補助金」の交付を受けて、「円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進基金」を造成したものである(造成額 2000 億円)。基金設置法人は、「円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業費補助金交付要綱」(平成 25 年 3 月 20130311 財地第 1 号)等に基づき、最新設備・生産技術等の導入を図る企業に対して、この基金を取り崩して機械設備の購入等に必要経費を対象とした補助金(以下「基金補助金」という。)を交付している。また、基金設置法人は、基金補助金の交付を受けて実施する事業(以下「基金補助事業」という。)に係る公募、交付申請の受理、交付決定、基金補助事業の実施者に対する確定検査等の事務を、経済産業省が公募により先端設備投資促進事業費補助金事務局として選定した事業者(株式会社野村総合研究所。以下「受託事業者」という。)に委託している(図参照)。

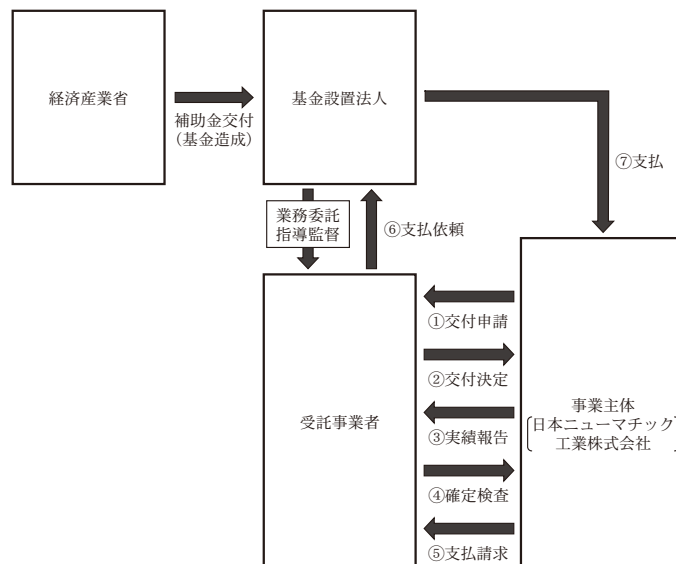
事業主体は、国内の工場で製造する機械工具部品の品質及び供給の安定性を確保するなどのために、25、26 両年度に、複合旋盤等の機械設備 12 台を導入する基金補助事業を、事業費 425,016,000 円(基金補助対象事業費 354,625,000 円)で実施したとする実績報告書を受託事業者に提出し、受託事業者による確定検査を受けた上で、基金補助金 177,312,500 円(国庫補助金額同額)の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記機械設備の購入に当たり、購入先からの依頼に基づき、支払期日より前に代金を支払ったことから、実際には請求書等に記載されている金額(以下「請求書等金額」という。)から仕入割引を受けた金額を支払っていたにもかかわらず、請求書等金額から仕入割引分の金額を差し引かずに基金補助対象事業費を算定していた。

したがって、請求書等金額から仕入割引分の金額を差し引くなどして、実際の支払額に基づき適正な基金補助対象事業費を算出すると 352,166,702 円となり、前記の基金補助対象事業費 354,625,000 円との差額 2,458,298 円が過大に精算されていて、これに係る取り崩された基金 1,229,149 円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において基金補助対象事業費に対する理解が十分でなかったこと、受託事業者における基金補助対象事業費に対する理解が十分でなかったのに基金設置法人において受託事業者に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

図 事業執行の主な枠組み



(3) 補助の対象とならないもの 1件 不当と認める国庫補助金 9,352,667 円

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 9,352,667 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
					千円	千円	千円	千円
(255) 東北経済産業局	福島県	東邦福島株式会社 (福島県郡山市)	中小企業組合等共同施設等災害復旧 (事業主体)	24, 25	231,464 (231,464)	115,732	18,705	9,352

この補助事業は、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的として、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付を受けた福島県が、施設及び設備の復旧・整備を行う中小企業等グループ又はその構成員に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

本件補助事業に係る交付要綱等によれば、補助の対象となるのは、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊等したもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備の復旧・整備に要する経費とされている。また、復旧に際しては、被災した施設及び設備と同等の水準等のものに建替えなどをした場合の費用を補助の対象とすることとされており、施設の面積の増加は、復旧の範囲を超えることになり、当該増加分については補助の対象とはならないこととされている。そして、同県は、面積が増加した場合、補助対象事業費の算定に当たっては、施設の建替えなどに係る事業費に、建替えなどの後の延床面積に対する建替えなどの前の延床面積の割合を乗じて面積案分を行うことにしている。

中小企業等グループの構成員である事業主体は、東日本大震災で損壊した事業所、営業所等の施設の建替えや移転等による復旧に要したとする事業費 231,464,659 円(補助対象事業費同額)に対して国庫補助金 115,732,000 円の交付を受けていた。そして、上記施設の復旧のうち、福島県郡山市に所在する事業所については、同一敷地内において建替えを、同県須賀川市に所在する営業所については、同県西白河郡矢吹町において土地及び中古施設を購入して移転をそれぞれ実施したとして、これらに係る事業費全額を補助対象事業費としていた。

しかし、建替え及び移転前の両施設の延床面積は合計で 959.2㎡であり、建替え及び移転後の両施設の延床面積は合計で 1,050.0㎡と 90.8㎡増加して復旧の範囲を超えていたことから、事業主体は面積の増加を考慮して補助対象事業費の算定を行うべきであった。

したがって、建替え及び移転に係る事業費 216,308,191 円に、建替え及び移転後の延床面積に対する建替え及び移転前の延床面積の割合 91.3% を乗じて面積案分を行うなどして適正な補助対象事業費を算定すると 212,759,328 円となり、前記の補助対象事業費 231,464,659 円との差額 18,705,331 円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額 9,352,667 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同県において本件補助事業の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 2,550,000 円

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付を受けて実施した事業により取得した設備を無断で譲渡していたもの (1 件 不当と認める国庫補助金 2,550,000 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額	
					千円	千円	千円	千円	
(256)	東北経済産業局	宮城県	株式会社 R E O 研究所 (宮城県東松島市) (事業主体)	中小企業組合等共同施設等災害復旧	23, 24	250,155 (250,155)	125,077	5,100	2,550

この補助事業は、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的として、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付を受けた宮城県が、施設及び設備の復旧・整備を行う中小企業等グループ又はその構成員に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

本件補助事業に係る交付要綱等によれば、補助の対象となるのは、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により滅失等したものうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備の復旧・整備に要する経費とされている。そして、補助事業を実施する者は、補助事業により取得した財産のうち取得価格が 50 万円以上の機械等の財産を、都道府県知事の承認を受けずに処分制限期間内に譲渡してはならず、都道府県知事の承認を受けて処分制限期間内に有償で譲渡する場合においては、原則として譲渡額に補助率を乗じて得た額を国庫に納付することとされている。

中小企業等グループの構成員である事業主体は、東日本大震災で滅失した飲料・研究水製造施設の建替えや同施設内の設備の取替えなどの復旧に要したとする事業費 250,155,300 円(補助対象事業費同額)に対して国庫補助金 125,077,650 円の交付を受けていた。そして、設備の復旧のうち、酸素ガス発生装置については平成 24 年 1 月に、オゾン発生装置については同年 2 月にそれぞれ取得していた。

しかし、事業主体は、酸素ガス発生装置については28年1月までの、オゾン発生装置については同年2月までの、それぞれ4年の処分制限期間内であったにもかかわらず、27年10月に、前記の承認を受けずに無断で、酸素ガス発生装置を2,500,000円、オゾン発生装置を2,600,000円、計5,100,000円で取引先へ譲渡していた。

したがって、事業主体が前記の承認を受けずに無断で譲渡した上記両装置の譲渡額計5,100,000円に係る国庫補助金相当額計2,550,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業により取得した財産の適正な処分についての理解が十分でなかったこと、同県において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 研究開発プロジェクト等に関する委託事業において受託者に取得物品を継続使用させるに当たり、無償貸付等の手続を適切に行うなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに委託事業の実施期間中における取得物品の使用状況等を把握して、取得物品の管理が適時適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

所管、会計及び科目	<p>経済産業省所管 一般会計（組織）経済産業本省 （項）技術革新促進・環境整備費（平成19年度以前は、（項）産業技術振興費）等</p> <p>内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定） （項）エネルギー需給構造高度化対策費 等</p> <p>平成19年度から23年度までは、 文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定） （項）エネルギー需給構造高度化対策費 等</p> <p>18年度以前は、 財務省、経済産業省及び環境省所管 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（石油及びエネルギー需給構造高度化勘定） （項）エネルギー需給構造高度化対策費 等</p>
部 局 等	<p>経済産業本省、国立研究開発法人産業技術総合研究所（平成27年3月31日以前は独立行政法人産業技術総合研究所）、独立行政法人製品評価技術基盤機構</p>
取得物品の概要	<p>研究開発プロジェクト等に関する委託事業を実施するために、委託費により受託者が取得した20万円以上の試験装置等</p>

検査の対象とした平成13年度から27年度までの間に締結された委託契約に係る取得物品の数量及び取得価格	6,312 個	119 億 4708 万余円
無償貸付等の手続を経ないまま受託者に長期間継続使用させていて物品管理簿に記録されていない取得物品の数量及び取得価格(1)	844 個 (うち重要物品 842 個)	12 億 3797 万円 12 億 3701 万円
無断で廃棄されている取得物品の数量及び取得価格(2)	651 個	9 億 1499 万円
需要調査を実施せずに使用される見込みがないまま受託者において長期間保管されている取得物品の数量及び取得価格(3)	250 個	2 億 9186 万円
(1)から(3)までの計	1,745 個	24 億 4482 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求したものの全文】

研究開発プロジェクト等に関する委託事業により取得した物品の管理について

(平成 29 年 10 月 30 日付け 経済産業大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第 36 条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 委託事業等の概要

(1) 委託事業の概要

貴省は、我が国の鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の企画、立案、推進等を目的として、3年から5年までの間の研究期間を前提とした各種の研究開発プロジェクト等を、独立行政法人等に委託して実施している(以下、委託して実施する研究開発プロジェクト等を「委託事業」という。)。そして、毎年度、受託者との間で委託契約を締結して、委託事業の実施に必要な経費を委託費として支払っており、受託者は、委託費により必要な試験装置等の物品を取得している(以下、委託事業により取得した20万円以上の物品を「取得物品」という。)。委託事業に係る委託契約書等によれば、受託者は、取得物品について、取得財産管理台帳を備えて、委託事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、貴省の指示があったときはその指示に従って処分しなければならないなどとされている。

(2) 国における物品の管理等

物品管理法(昭和31年法律第113号)等によれば、国の物品については、各省各庁の長が物品の取得、保管、供用及び処分を行い、各省各庁の長からその管理に関する事務の委任を受けた職員が物品管理官として当該事務を行うこととされている。そして、物品管理官は、物品管理簿を備えて、その管理する物品の分類及び品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を記録することとされており、取得価格が50万円以上の機械及び器具(以下「重要物品」という。)については、その取得価格を記録することとされている。

また、各省各庁の長は、重要物品について、毎会計年度末の物品管理簿の記録内容に基づいて、物品増減及び現在額報告書(以下「物品報告書」という。)を作成することとなっており、物品報告書に基づいた物品の現在額等は内閣から国会に報告されている。

(3) 委託事業終了後の取得物品の無償貸付等の手続

貴省の事務連絡「委託契約における取得財産の管理について」(平成22年大臣官房会計課)によれば、委託事業の執行担当課は、毎年度の委託事業終了後に、取得物品の活用方法を検討することとされており、その活用方法が確定し次第、受託者に対して、取得物品の所有権を貴省に移転するよう指示し、あわせて、会計機関は、取得物品を貴省の物品管理簿に記録することとされている。ただし、複数年度にわたる事業を前提として受託者を採択した委託事業の場合には、上記活用方法の検討を委託事業の最終年度に行うことができることとされている。貴省は、上記の複数年度にわたる委託事業については、毎年度の委託事業終了後に所有権の移転及び物品管理簿への記録の手続を経ることはなく、その実施期間中において受託者に取得物品を使用させることができるとしている。

取得物品の活用方法には、受託者への無償貸付、公募による売払い等の方法がある。このうち無償貸付は、受託者が委託事業終了後に取得物品の継続使用を希望する場合において、「経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」(平成15年経済産業省令第81号)等に基づき、受託者に対して、継続使用する取得物品を善良な管理者の注意をもって管理すること、貴省の指示に従って取得物品の使用実績の記録及び報告をすること、亡失又は損傷したときは直ちに報告することなどの条件を付して、取得物品を無償で貸し付けるものである。なお、受託者がその責めに帰すべき事由により貸付けを受けた取得物品を亡失し、又は損傷したときは、貴省は、受託者にその損害を弁償させるなどしなければならないこととなっている。

一方、公募による売払い等は、受託者が委託事業終了後に取得物品の継続使用を希望しない場合において、前記の事務連絡に基づき、取得物品に関する情報を貴省のホームページに掲載して需要調査を実施し、その需要に応じて、国等の他機関に管理換等を行ったり、競争入札による売払いを行ったりなどするものである。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、正確性、合規性、有効性等の観点から、受託者に継続使用させている取得物品に

ついて所有権の移転、物品管理簿への記録及び無償貸付(以下、これらを合わせて「無償貸付等」という。)の手續が適切に行われているか、取得物品が委託契約書等に基づき善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか、使用される見込みがない取得物品について有効活用を図るための措置が実施されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、貴省の委託事業を実施している独立行政法人のうち、委託費により試験装置等の物品を取得した実績のある国立研究開発法人産業技術総合研究所(平成27年3月31日以前は独立行政法人産業技術総合研究所。以下「研究所」という。)及び独立行政法人製品評価技術基盤機構が、13年度から27年度までの間に締結した委託契約に係る取得物品であって両法人の取得財産管理台帳等に記録されているもの6,312個(取得年度13年度～27年度、取得価格計119億4708万余円)を対象として、貴省及び両法人において、貴省の物品管理簿、委託事業の契約関係書類、取得物品の無償貸付関係書類等を検査するとともに、物品管理簿と取得財産管理台帳等とを突合したり、29年5月末現在における取得物品の管理状況を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、上記取得物品6,312個の29年5月末現在の管理状況は、受託者に使用させているものが4,873個(取得価格計98億1830万余円)、受託者により廃棄等されているものが825個(同13億1184万余円)、受託者において使用される見込みがないまま保管されているものが614個(同8億1693万余円)となっており、これらの取得物品について、次のような事態が見受けられた。

(1) 無償貸付等の手續を経ないまま受託者に取得物品を長期間継続使用させていて、取得物品が物品管理簿に記録されていない事態

受託者に使用させている取得物品4,873個について、無償貸付等の手續の状況を確認したところ、表1のとおり、委託事業の実施期間中に使用させている取得物品は250個(取得価格計5億9976万余円)、委託事業終了後に無償貸付等の手續を経て継続使用させている取得物品は3,766個(同79億6651万余円)となっていた。一方、残りの取得物品857個(同12億5203万余円)については、貴省による無償貸付等の手續を経ないまま、受託者に継続使用させているものであり、このうちの844個(同12億3797万余円(うち重要物品842個、同12億3701万余円))は、委託事業終了後1年以上の長期間にわたり継続使用させていた。これらについて、委託事業終了後の継続使用期間別にその内訳をみたところ、表2のとおり、継続使用期間が10年以上の取得物品は607個と全体の7割を超えていた。

表1 受託者に使用させている取得物品の無償貸付等の手続の状況

法人名	受託者に使用させている取得物品	委託事業の実施期間中に使用させているもの	委託事業終了後に受託者に継続使用させているもの	うち無償貸付等の手続を経て継続使用させているもの	うち無償貸付等の手続を経ないまま、受託者に継続使用させているもの	うち委託事業終了後の継続使用期間		
						1年未満	1年以上	
						国立研究開発法人 産業技術総合研究所	個数	4,805
	取得価格 (円)	9,666,795,317	579,704,940	9,087,090,377	7,835,056,227	1,252,034,150	14,063,565	1,237,970,585
独立行政法人 製品評価技術基盤機構	個数	68	16	52	52	0	0	0
	取得価格 (円)	151,513,447	20,055,420	131,458,027	131,458,027	0	0	0
計	個数	4,873	250	4,623	3,766	857	13	844 (うち重要物品 842)
	取得価格 (円)	9,818,308,764	599,760,360	9,218,548,404	7,966,514,254	1,252,034,150	14,063,565	1,237,970,585 (うち重要物品 1,237,013,134)

表2 無償貸付等の手続を経ないまま、受託者に1年以上継続使用させているもの

法人名	委託事業終了後の継続使用期間が1年以上のもの	左に係る継続使用期間の内訳				
		1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	委託事業終了日不明(1年以上)	
国立研究開発法人 産業技術総合研究所	個数	844	173	61	607	3
	取得価格 (円)	1,237,970,585	327,322,450	89,195,371	817,679,631	3,773,133
独立行政法人 製品評価技術基盤機構	個数	0	0	0	0	0
	取得価格 (円)	0	0	0	0	0
計	個数	844	173	61	607	3
	取得価格 (円)	1,237,970,585	327,322,450	89,195,371	817,679,631	3,773,133

(注) 「委託事業終了日不明(1年以上)」は、正確な年月日は確認できないが、委託事業終了後1年以上を経過していることが明らかなるものである。

このように、上記の取得物品844個については、貴省による無償貸付等の手続を経ないまま、委託事業終了後に受託者に長期間継続使用させていて、無償貸付等の手続が適切に行われておらず、物品管理簿に記録されていなかった。このため、物品管理簿、ひいては物品報告書が国の物品の現況を反映した正確なものとなっていない状況となっていた。

(2) 取得物品が無断で廃棄されている事態

受託者により廃棄等されている取得物品825個について、委託契約書等に基づく管理状況を確認したところ、表3のとおり、取得物品174個(取得価格計3億9685万余円)については、委託契約書等に基づき貴省の指示を受けて廃棄等されていたが、残りの取得物品651個(同9億1499万余円)については、貴省の指示を受けることなく無断で廃棄されていて、受託者において善良な管理者の注意をもって適切に管理されていなかった。そして、これら651個の取得物品について、貴省は、受託者に取得物品を使用する見込みがなくなった時点で速やかにその旨を報告させることについて十分に周知しておらず、受託者

から報告がなかったことから、このような事態を把握していなかった。このため、当該取得物品が受託者の責めに帰すべき事由により廃棄されて、国に損害を与えたと判断される場合であっても、委託契約書等に基づき、受託者に対してその損害を弁償させるなどの措置を講ずることが困難な状況となっていた。

表3 受託者により廃棄等されている取得物品

法人名		受託者により廃棄等されている取得物品	うち経済産業省の指示を受けて廃棄等されているもの	うち経済産業省の指示を受けることなく無断で廃棄されているもの
国立研究開発法人 産業技術総合研究所	個数	749	101	648
	取得価格 (円)	1,163,177,053	266,863,785	896,313,268
独立行政法人 製品評価技術基盤機構	個数	76	73	3
	取得価格 (円)	148,672,173	129,992,673	18,679,500
計	個数	825	174	651
	取得価格 (円)	1,311,849,226	396,856,458	914,992,768

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

研究所は、平成15年度に「平成15年度科学技術総合研究委託費」(材料の低環境負荷ライフサイクルデザイン実現のためのバリアフリープロセッシング技術に関する研究他全31課題)を貴省から受託し、乱流制御の研究に資するために壁乱流リアルタイム制御DSP装置(取得価格10,292,940円)を15年11月に購入し16年3月末まで使用していたが、同年4月以降は無償貸付等の手続を経ずに、関連する研究課題の研究に資するために継続使用していた。その後、研究所は、18年8月頃から故障により同装置を使用しなくなりそのまま保管していたところ、同年12月に、貴省から廃棄の指示があったものと誤認して所定の耐用年数の経過前に廃棄していた。しかし、貴省は、研究所に同装置を使用する見込みがなくなった時点で速やかにその旨を報告させることについて十分に周知しておらず、研究所から報告がなかったことから、このような事態を把握していなかった。

(3) 使用される見込みがない取得物品について需要調査を実施せずに受託者において長期間保管されている事態

受託者において使用される見込みがないまま保管されている取得物品614個について、貴省における取得物品の有効活用を図るための需要調査の実施状況を確認したところ、表4のとおり、取得物品334個(取得価格計5億0008万余円)については、需要調査が実施されていて、その需要に応じた活用方法の検討が行われていたが、残りの取得物品280個(同3億1684万余円)については、需要調査が実施されておらず、このうちの250個(同2億9186万余円)は、表5のとおり、受託者において1年以上の長期間にわたり保管されていた。そして、これら250個の取得物品について、貴省は、(2)と同様に、受託者に使用される見込みがなくなった時点で速やかにその旨を報告させることについて十分に周知しておらず、受託者から報告がなかったことから、このような事態を把握していなかった。この

ため、当該取得物品について需要調査を実施して、国等の他機関に管理換等を行ったり、競争入札による売払いを行ったりするなどして有効活用を図ることができない状況となっていた。

また、複数年度にわたる委託事業の実施期間中に使用されるなどしている取得物品については、多数の取得物品の現物を個別に確認して再使用の可否等を判断するまでに相当の時間を要するため、その活用方法の検討を委託事業の最終年度までに確実にしておく必要があるが、貴省において、委託事業の実施期間中における取得物品の使用状況や委託事業終了後における受託者の継続使用の希望の有無等を定期的に把握することとしておらず、活用方法の検討を速やかに行うことができない状況となっていた。

表4 受託者において使用されない見込みがないまま保管されている取得物品

法人名		受託者において使用される見込みがないまま保管されている取得物品	うち需要調査が実施されているもの	うち需要調査が実施されていないもの	左の保管期間	
					1年未満	1年以上
国立研究開発法人 産業技術総合研究所	個数	607	334	273	30	243
	取得価格 (円)	807,457,683	500,082,915	307,374,768	24,982,850	282,391,918
独立行政法人 製品評価技術基盤機構	個数	7	0	7	0	7
	取得価格 (円)	9,474,150	0	9,474,150	0	9,474,150
計	個数	614	334	280	30	250
	取得価格 (円)	816,931,833	500,082,915	316,848,918	24,982,850	291,866,068

表5 需要調査を実施せずに受託者において1年以上保管されているもの

法人名		保管期間が1年以上のもの	左に係る保管期間の内訳			
			1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	保管開始日不明 (1年以上)
国立研究開発法人 産業技術総合研究所	個数	243	202	24	1	16
	取得価格 (円)	282,391,918	237,044,636	28,954,747	519,750	15,872,785
独立行政法人 製品評価技術基盤機構	個数	7	0	2	5	0
	取得価格 (円)	9,474,150	0	3,260,145	6,214,005	0
計	個数	250	202	26	6	16
	取得価格 (円)	291,866,068	237,044,636	32,214,892	6,733,755	15,872,785

(注) 「保管開始日不明(1年以上)」は、正確な年月日は確認できないが、保管開始から1年以上を経過していることが明らかなものである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

研究所は、平成19年度に「平成19年度中小企業産業技術研究開発委託費」(可搬型X線透視分析装置の開発研究)を貴省から受託し、土壌等の地質試料を対象としたX線分析を行うために20年2月にX線カメラ(取得価格840,000円)を購入し21年3月の委託事業終了後も無償貸付等の手続を経て継続使用していた。その後、研究所は、25年1月頃から同カメラを使用しな

くなり、その翌月頃から実験室で保管していた。しかし、貴省は、研究所に同カメラを使用する見込みがなくなった時点で速やかに報告させることについて十分に周知しておらず、研究所から報告がなかったことから、このような事態を把握しておらず、同カメラは需要調査が実施されずに受託者において4年以上保管されていた。

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

貴省において、無償貸付等の手続を経ないまま受託者に取得物品を長期間継続使用させていて、取得物品が物品管理簿に記録されていなかったり、取得物品が貴省の指示を受けることなく無断で廃棄されていたり、使用される見込みのない取得物品について需要調査を実施せずに受託者において長期間保管されていたりしている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。また、貴省において、複数年度にわたる委託事業の実施期間中における取得物品の使用状況や委託事業終了後における受託者の継続使用の希望の有無等を定期的に把握することとしておらず、委託事業の最終年度までに取得物品の活用方法の検討を速やかに行うことができない状況となっている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、委託事業の執行担当課に対して、委託事業終了の際に、受託者が継続使用を希望する取得物品に係る無償貸付等の手続を適切に行うことについての周知が十分でないこと、また、受託者に対して、委託契約書等に基づき、取得物品を善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、使用する見込みがなくなった場合には速やかに貴省に報告することについての周知が十分でないこと、さらに、複数年度にわたる委託事業の最終年度までに取得物品の活用方法の検討を確実にを行うために、委託事業の実施期間中における取得物品の使用状況や委託事業終了後における受託者の継続使用の希望の有無等を定期的に把握することの必要性についての理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

貴省は、今後も委託による研究開発プロジェクト等を推進していくこととしており、受託者において当該研究開発プロジェクト等に必要な物品を多数購入することが見込まれる。

ついでには、貴省において、無償貸付等の手続を経ないまま受託者に継続使用させていて物品管理簿に記録されていない取得物品については、速やかにその手続を行ったり、貴省の指示を受けることなく無断で廃棄されている取得物品については、国に損害が生じたと判断される場合にその損害を弁償させるなどしたり、受託者において使用される見込みがないまま長期間保管されている取得物品については、速やかにその有効活用を図るための需要調査を行うなどしたりするよう是正の処置を要求するとともに、今後、受託者に継続使用させる取得物品の管理が適時適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 委託事業の執行担当課に対して、受託者が継続使用を希望する取得物品について、委託事業終了の際に無償貸付等の手続を適切に行うよう周知徹底を図ること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 受託者に対して、委託契約書等に基づき、取得物品を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、取得物品を使用する見込みがなくなった場合には、貴省に対して速やかにその旨を報告するよう周知徹底を図ること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

ウ 複数年度にわたる委託事業の最終年度までに取得物品の活用方法の検討を確実に行うために、委託事業の実施期間中における取得物品の使用状況や委託事業終了後における受託者の継続使用の希望の有無等を把握することとすること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資承継勘定における政府出資金について、同勘定で管理する株式等の管理費用等を考慮して真に必要な政府出資金の額を検討した上で、必要額を超えて保有していると認められる政府出資金に係る資産については、不要財産として速やかに国庫納付を行うことにより政府出資金を減資して、その規模を適切なものとするよう意見を表示したもの

部 局 等	経済産業本省、独立行政法人中小企業基盤整備機構
検 査 の 対 象	経済産業本省、独立行政法人中小企業基盤整備機構
設 置 根 拠 法	独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)
独立行政法人中小企業基盤整備機構出資承継勘定における政府出資金の額	78億6367万余円(平成28年度末現在)
上記のうち将来の株式等の管理業務に使用される見込みがない政府出資金の額(試算額)	32億2098万円

【意見を表示したものの全文】

独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資承継勘定における政府出資金の規模について

(平成29年10月17日付け 経 済 産 業 大 臣 宛て)
独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 出資承継勘定の概要等

(1) 出資承継勘定の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、平成16年7月に設立された際に、産業基盤整備基金(以下「基金」という。)の解散に伴い、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成14年法律第146号)附則第4条第1項の規定等に基づき、基金から権利及び義務の一部を承継している。承継した権利のうち株式(ファンドへの出資を含む。以下同じ。)は、基金が、産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和62年法律第24号)等に基づき、円高により雇用状況が悪化している地域において地域活性

化を図るプロジェクトを実施するなどのために、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(以下「第三セクター」という。)、ベンチャー企業及びベンチャーファンドに出資したことによるものである。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)附則第9条第1項の規定等によれば、機構は、基金から承継した株式に係る経理をその他の経理と区分し、出資承継勘定を設けて整理しなければならないこととされている。

また、同条第3項の規定によれば、機構は、承継した全ての株式の処分を終えたときは、出資承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際に同勘定に属する資産の価額に相当する金額を、政府又は政府以外の者から出資があったものとされた金額に応じて政府又は政府以外の者に対し分配することとされている。

29年3月末現在の出資承継勘定の純資産における出資金は、政府(財政投融资特別会計投資勘定からの出資金(以下「政府出資金」という。))78億6367万余円、株式会社日本政策投資銀行からの出資金10億円、計88億6367万余円となっている。

(2) 不要財産の国庫納付

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第8条第3項の規定に基づき、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととなっている。また、通則法第46条の2第1項の規定に基づき、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなっている。さらに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)によれば、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行い、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うこととされており、各独立行政法人及び主務府省においては、基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要であるとされている。

(3) 機構の第3期中期計画

機構は、経済産業大臣から指示された第3期中期目標に基づき策定した第3期中期計画(26年4月から31年3月まで)において、出資承継勘定に係る株式等の管理費用(以下「管理費用」という。)の削減等に努め、同勘定において収支の改善を図ることとしている。また、同勘定のベンチャー企業に対する出資については、株式の処分の着実な実行を図り、第三セクターに対する出資については、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行い、必要に応じ事業運営の改善を求め、関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式の処分等の対応を図るなどとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、各独立行政法人は、その保有する財産が不要財産と認められる場合には、

当該財産を処分しなければならないこととされている。また、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うこととされており、各独立行政法人及び主務府省においては、基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要であるとされている。

そこで、本院は、経済性、有効性等の観点から、出資承継勘定に係る政府出資金の規模は、管理費用等を考慮するなどして適切に見直されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、出資承継勘定の資産を対象として、経済産業省において、政府出資金の規模について機構との検討状況や同勘定に係る今後の方針等について説明を聴取するとともに、機構において、同勘定の資産の保有状況、収支の状況等について財務諸表等の関係書類を精査したり、管理費用や株式の処分見込みなどに係る説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 出資承継勘定における資産、負債及び純資産の状況

機構が設立された16年度の出資承継勘定の開始貸借対照表をみると、表1のとおり、資産は74億6423万余円、負債は6397万余円、純資産のうち繰越欠損金が14億6341万余円となっており、資産のうち、承継した株式は52億5714万余円、現金及び預金は22億0708万余円となっていた。

表1 出資承継勘定の開始貸借対照表(平成16年7月1日) (単位:円)

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,207,091,444	流動負債	658,200
現金及び預金	2,207,086,275	引当金	658,200
未収収益	5,169	賞与引当金	658,200
固定資産	5,257,143,847	固定負債	63,318,993
投資その他の資産	5,257,143,847	引当金	63,318,993
投資有価証券	1,055,441,000	退職給付引当金	63,318,993
関係会社株式	1,193,574,708	(負債合計)	63,977,193
出資金	3,008,128,139	資本金	8,863,671,779
		政府出資金	7,863,671,779
		日本政策投資銀行出資金	1,000,000,000
		利益剰余金	△ 1,463,413,681
		繰越欠損金	△ 1,463,413,681
		(資本合計)	7,400,258,098
資産合計	7,464,235,291	負債・資本合計	7,464,235,291

(注) 「投資その他の資産」の全額が承継した株式に該当する。

そして、28年度末現在の同勘定の貸借対照表をみると、表2のとおり、資産は74億0820万余円、負債は1902万余円、純資産のうち繰越欠損金は14億7449万余円となっており、主な資産については、現金及び預金は15億4438万余円、満期保有目的債券は48億円、承継した株式は10億6263万余円となっていた。この満期保有目的債券は、後述の承継した株式の処分収入等により買い入れられたものである。

表2 出資承継勘定の貸借対照表(平成28年度末現在)

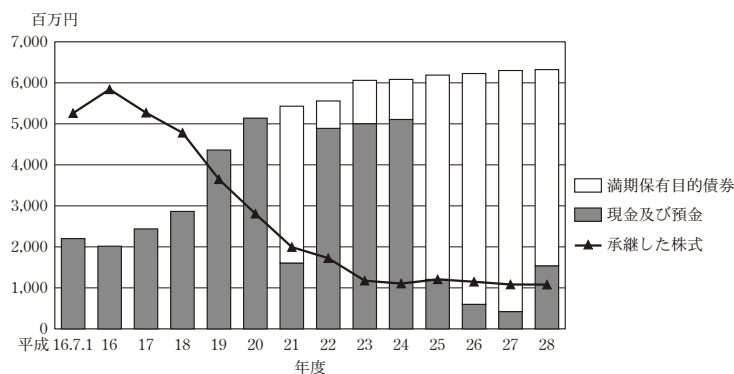
(単位:円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,545,565,007	流動負債	842,748
現金及び預金	1,544,388,979	未払金	433,007
貯蔵品	202	未払法人税等	1,900
前払費用	308	預り金	53,348
未収収益	838,601	引当金	354,493
未収入金	283,030	賞与引当金	354,493
前払金	53,887	固定負債	18,181,783
固定資産	5,862,637,106	引当金	18,181,783
投資その他の資産	5,862,637,106	退職給付引当金	18,181,783
投資有価証券	5,506,401,012	(負債合計)	19,024,531
関係会社株式	356,235,847	資本金	8,863,671,779
長期前払費用	247	政府出資金	7,863,671,779
		日本政策投資銀行出資金	1,000,000,000
		繰越欠損金	△ 1,474,494,197
		当期末処理損失	△ 1,474,494,197
		(純資産合計)	7,389,177,582
資産合計	7,408,202,113	負債・純資産合計	7,408,202,113

(注) 「投資有価証券」及び「関係会社株式」の計5,862,636,859円は、満期保有目的債券4,800,000,000円、承継した株式1,062,636,859円となっている。

そして、満期保有目的債券、現金及び預金並びに承継した株式の保有額の年度別推移をみると、図のとおり、承継した株式の保有額が減少する一方、満期保有目的債券と現金及び預金の保有額の合計が増加している。

図 満期保有目的債券、現金及び預金並びに承継した株式の保有額の年度別推移



(2) 出資承継勘定の株式の保有及び処分の状況

前記開始貸借対照表の添付書類をみると、基金から承継した株式は、33銘柄(開始貸借対照表における価額計52億5714万余円)となっていた。そして、33銘柄のうち7銘柄はベンチャーファンドへの出資に係るものであり、このうち6銘柄については、機構は、基金からの承継後に、ベンチャーファンドへの出資の際に締結された投資事業有限責任組合契約で定められた出資約束金額のうち、承継時には出資未履行であった金額に対応するために、23年度までに計20億7800万円の追加出資を行っている。そのため、これらを含めると33銘柄に係る出資額は、計73億3514万余円となっている。なお、ベンチャーファンドは27年度末までに全て解散したことから、上記出資約束金額のうち、出資未履行となっている金額はない。

これら 33 銘柄の株式は、16 年度以降処分が進められ、28 年度末までに 26 銘柄が処分されて、7 銘柄(28 年度末貸借対照表における価額計 10 億 6263 万余円)が未処分となっている。処分された 26 銘柄の処分収入(売却価額及び清算分配金の計)は、表 3 のとおり、機構が承継した株式の価額(以下「承継額」という。)と機構の追加出資額の計 73 億 3514 万余円に対して 62 億 4222 万余円が回収されて機構の収入となっている。

表 3 株式の処分等の状況(平成 28 年度末現在) (単位：千円)

出資先	機構の承継額 (A)		機構の追加出資額 (B)		機構の承継額と機構の追加出資額の計(A)+(B)	26 銘柄の処分収入		未処分となっている 7 銘柄の価額	
	銘柄数	金額	銘柄数	金額		銘柄数	金額	銘柄数	金額
ベンチャー企業	16 銘柄	255,441	—	—	255,441	15 銘柄	817,814	1 銘柄	12,621
ベンチャーファンド	7 銘柄	3,008,128	6 銘柄	2,078,000	5,086,128	7 銘柄	5,058,885	—	—
第三セクター	10 銘柄	1,993,574	—	—	1,993,574	4 銘柄	365,522	6 銘柄	1,050,015
計	33 銘柄	5,257,143	6 銘柄	2,078,000	7,335,143	26 銘柄	6,242,222	7 銘柄	1,062,636

また、未処分となっている 7 銘柄のうち、出資先が第三セクターである 6 銘柄については、機構が、毎年度の決算の報告等を通じて経営状況の把握を行い、必要に応じて出資先の事業運営の改善を求めるとともに、地方公共団体に対して機構が管理する株式の買取りを求めるなど関係省庁及び他の出資者と協議しているが、処分のめどは立っていない。出資先がベンチャー企業である残りの 1 銘柄については、当該出資先等への処分を検討したものの、株式の想定売却価額が機構の簿価を下回っているなどのため、処分を見合わせている。

(3) 管理費用の状況

前記出資の目的がおおむね達成されたことなどにより、出資の根拠となる法律は 17 年 4 月までに全て廃止されたことから、今後出資承継勘定から新規の出資が行われることはないため、同勘定における業務は、承継した株式等の管理(株式の処分を含む。以下同じ。)のみとなっている。

管理費用は、業務経費、一般管理費等から成っており、その主なものは人件費となっている。16 年度から 28 年度までの管理費用の状況は、表 4 のとおり、16 年度は 4113 万余円であったのに対して、株式の処分の進捗に伴い、28 年度は 772 万余円にまで減少している。

表 4 管理費用の状況 (単位：千円)

区分	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
管理費用	41,132	50,854	29,990	28,063	32,641	27,601	28,301
うち 業務経費	31,758	39,130	22,361	21,701	24,252	19,074	20,415
一般管理費等	9,374	11,723	7,628	6,361	8,389	8,527	7,885
区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	
管理費用	22,967	14,305	11,748	7,727	7,638	7,725	
うち 業務経費	17,610	10,847	8,710	5,989	5,659	5,843	
一般管理費等	5,357	3,457	3,038	1,738	1,979	1,881	

そして、機構は、管理費用について、平時の管理費用に加えて未処分となっている7銘柄の株式の処分時に発生することが見込まれる費用等を含め、今後年間約1380万円を見込んでいます。

(4) 出資承継勘定で保有している資産の運用状況

機構は、出資承継勘定において、現金、預金、債券及び承継した株式等の資産を保有しており、これらのうち債券については、表5のとおり、28年度末現在、48億円を満期保有目的債券として国内債券により運用している。

表5 満期保有目的債券の内訳(平成28年度末現在) (単位：千円)

種類及び銘柄	取得価額	償還年月日
第37回 日本政策投資銀行債券	1,500,000	平成30年9月20日
第80回 都市再生債券	1,500,000	30年9月20日
第20回 国際協力機構債券	1,000,000	35年9月20日
阪神高速道路株式会社第10回 社債	100,000	30年9月20日
株式会社ホンダファイナンス第26回無担保社債	300,000	30年9月20日
トヨタ紡織株式会社第2回無担保社債	200,000	35年9月20日
株式会社LIXILグループ第5回無担保社債	200,000	30年12月20日
計	4,800,000	

(注) この債券及び預金に係る財務収益は、表6のとおり、16年度は41万余円であったのに対して28年度は2276万余円となっている。

(注) 財務収益には、債券に係る運用収益、預金利息が含まれる。

表6 債券及び預金に係る財務収益 (単位：千円)

区分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
財務収益	419	706	9,273	28,723	37,107	25,444	18,912
区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
財務収益	11,306	10,114	15,760	23,766	23,744	22,765	

(5) 出資承継勘定に係る政府出資金の規模

経済産業省及び機構は、これまで基本方針等を踏まえて、出資承継勘定に係る政府出資金の規模について検討を行ってきたとしているが、同勘定で管理する株式の処分の完了時期を特定することができないため、同勘定廃止までの管理費用を見積もることが困難であることから同勘定における全ての資産を保有し続けるとして、政府出資金の規模の見直しを行っていない。そして、経済産業省及び機構は、同勘定に繰越欠損金があるため収支改善を図ることを優先することにしてきたことから、機構は、25年度以降長期の債券を購入するなどして、債券の運用収益の増加による管理費用の財源の確保等を行ってきたとしている。

しかし、出資承継勘定で管理する株式の銘柄数及び管理費用は、機構が株式を承継した16年度に比べていずれも大幅に減少しており、債券及び預金に係る財務収益により管理費用を上回る収益を計上している。一方、繰越欠損金の状況についてみると、債券により資産の運用を始めた25年度末現在の繰越欠損金は15億0238万余円であったのに対して、28年度末現在の繰越欠損金は14億7449万余円となっており、債券による運用収益の増加により同勘定の収支の大幅な改善を図るまでには至っていない状況となっている。

このような状況を踏まえると、同勘定に係る政府出資金の額が適切な規模となっているかについて改めて検討する必要があると認められる。

(6) 今後の承継した株式等の管理に必要な資産の額の試算等

前記のとおり、出資承継勘定では、28年度末現在、48億円が満期保有目的債券として国内債券により運用されており、この債券及び預金により年間2276万余円の財務収益が計上されていて、この額は年間の管理費用を上回っている。

機構は、今後の管理費用として年間約1380万円を見込んでいるが、仮に管理費用を今後も債券に係る運用収益により賄うとして、28年度の債券の運用実績をもとに試算すると、計27億円の債券により年間1526万余円の運用収益を見込めることから、計27億円の債券を保有すれば、その運用収益により管理費用を十分に賄えることになる。

したがって、28年度末現在保有している現金及び預金15億4438万余円、満期保有目的債券48億円、計63億4438万余円から上記の27億円と1年分の管理費用(計27億1380万円)を除いた計36億3058万余円のうち政府出資金に係る資産32億2098万余円は、株式等の管理業務に使用される見込みがない資産と認められる。

(改善を必要とする事態)

機構が出資承継勘定で管理する株式の銘柄数及び管理費用が減少しているにもかかわらず、機構において、使用される見込みがない政府出資金に係る多額の資産を保有している事態は国の資産の有効活用の面から適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、経済産業省及び機構において、出資承継勘定に繰越欠損金があることから収支改善を図ることを優先していることなどにもよるが、通則法及び基本方針の趣旨にのっとり、管理費用等を考慮して政府出資金の適切な規模の見直しを速やかに行うことの必要性の認識が欠けていることなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

前記のとおり、経済産業省及び機構は、出資承継勘定に繰越欠損金があるため収支改善を図ることを優先してきているが、新規の出資が行われることはないことから、今後見込まれる管理費用を債券の運用収益により賄うとして必要な保有資産の額を試算すると、同勘定で保有する資産の一部を国庫納付しても管理費用を十分確保できる見込みとなっている。

については、経済産業省及び機構において、管理費用等を考慮して出資承継勘定において真に必要となる政府出資金の額を検討した上で、機構において、必要額を超えて保有していると認められる政府出資金に係る資産については、通則法に基づき不要財産として速やかに国庫納付を行うことにより政府出資金を減資して、その規模を適切なものとするよう意見を表示する。

- (3) 灯油配送合理化促進支援事業について、計画が実績等を踏まえて策定されていることを確認することとしたり、灯油配送量等が増加していない場合に指導等を行うこととしたり、購入したタンクローリーによる重油類の配送を制限することとしたりするなどして、事業が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	経済産業省所管 一般会計 (組織) 経済産業本省 (項) 産業保安費
------------	------------------------------------------

	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管	
	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)	
	(項)燃料安定供給対策費	
部 局 等	資源エネルギー庁	
補助の根拠	予算補助	
補助事業者	一般社団法人全国石油協会(平成25年3月31日以前は社団法人全国石油協会)	
間接補助事業者(事業主体)	542事業主体	
補助事業	石油基地等産業保安強化事業(平成24年度～26年度) 石油製品販売業環境保全対策事業(平成25年度～27年度)	
補助事業の概要	経営悪化による揮発油販売業者等の廃業等が深刻化している過疎地域や老朽化したタンクローリーが稼働不能となる豪雪地帯において、灯油の安定供給を図ることなどを目的として、灯油配送を行うために必要なタンクローリーを大型化することなどによる灯油配送の合理化を促進する取組に要する経費の一部を助成するもの	
検査の対象とした事業件数及びこれに対する国庫補助金交付額	814件 24億3128万余円(平成25年度～27年度)	
配送計画に記載された灯油配送量が配送実績等を踏まえたものとなっていない事業件数及び国庫補助金交付額	65件 1億8241万円(背景金額)(平成25年度～27年度)	
配送計画に記載された灯油配送先件数が配送実績等を踏まえたものとなっていない事業件数及び国庫補助金交付額	47件 1億2977万円(背景金額)(平成26、27両年度)	
灯油配送量等が合理化事業実施後に増加していない事業件数及び国庫補助金交付額	74件 2億3968万円(背景金額)(平成25、26両年度)	
既存ローリーを売却等していることにより灯油配送可能総量が合理化事業により増加した状態が維持されおらず、交付申請時点の灯油配送可能総量を上回っていない事業件数及び国庫補助金交付額(1)	46件 1億4249万円(平成25年度～27年度)	

対象ローリーにより重油類を配送しており、灯油の配送が行われていないことにより灯油配送可能総量が合理化事業により増加した状態が維持されておらず、交付申請時点の灯油配送可能総量を上回っているとは認められない事業件数及び国庫補助金交付額(2)	8 件	3281 万円(平成 25 年度～27 年度)
(1)及び(2)の計	54 件	1 億 7530 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

灯油配送合理化促進支援事業の実施について

(平成 28 年 12 月 22 日付け 資源エネルギー庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 石油基地等産業保安強化事業費補助金等の概要

貴庁は、石油製品の安定的な供給の確保を図ることなどを目的として、石油基地等産業保安強化事業費補助金(災害時等石油製品供給・利用インフラ等整備事業に係るもの)交付要綱(20130308 財資第 3 号)を定めて、平成 24 年度に、灯油配送合理化促進支援事業(以下「合理化事業」という。)に要する経費を補助する事業を実施するために必要な基金を造成させるために、石油基地等産業保安強化事業費補助金(災害時等石油製品供給・利用インフラ等整備事業に係るもの)31 億 3518 万余円を、公募により選定した社団法人全国石油協会(25 年 4 月 1 日以降は一般社団法人全国石油協会。以下「石油協会」という。)に交付している。

また、貴庁は、灯油の安定供給を図ることを目的として、石油製品販売業環境保全対策事業費補助金(灯油配送合理化促進支援事業に係るもの)交付要綱(20140204 財資第 2 号。以下、上記二つの交付要綱を合わせて「交付要綱」という。)を定めて、26、27 両年度に、合理化事業に要する経費の一部を助成する事業を実施する民間団体等(以下「補助事業者」という。)に対して補助するために、石油製品販売業環境保全対策事業費補助金(灯油配送合理化促進支援事業に係るもの)計 74 億 2319 万余円(26 年度 46 億 4411 万余円、27 年度 27 億 7907 万余円)を、公募により選定した石油協会に交付している。

石油協会は、25 年 3 月から 27 年 3 月にかけて、計 7 回にわたり、合理化事業の事業主体となる揮発油販売業者等を公募している。そして、石油協会は、前記石油基地等産業保安強化事業費補助金の交付を受けて造成した基金を取り崩して、また、上記石油製品販売業環境保全対策事業費補助金の交付を受けて、表 1 のとおり、25 年度から 27 年度までの間に、事業主体である揮発油販売業者等が行う合理化事業に要する費用の一部に補助金

(以下、この補助金を「支援補助金」という。)を交付する事業(以下「支援事業」という。)を実施している。

表1 支援事業の実施状況 (単位：事業主体、件、千円)

予算年度	平成 24	25	26	計	
会計名	一般会計	エネルギー対策特別会計	エネルギー対策特別会計		
勘定名	—	エネルギー需給勘定	エネルギー需給勘定		
項目	(項)産業保安費 (目)石油基地等 産業保安強化事 業費補助金	(項)燃料安定供給対策費 (目)石油製品販売業構造 改善対策事業費等補助金	(項)燃料安定供給対策費 (目)石油製品販売業構造 改善対策事業費等補助金		
国庫補助金交付額	3,135,188	4,644,119	2,779,079	10,558,387	
事業年度	25	事業主体数	566	566	
		合理化事業数	566	566	
		支援補助金交付額	1,802,080	1,802,080	
	26	事業主体数	304	1,508	1,812
		合理化事業数	304	1,508	1,812
		支援補助金交付額	1,068,519	4,615,143	5,683,662
	27	事業主体数			1,159
		合理化事業数			1,159
		支援補助金交付額			2,748,652
計	事業主体数	870	1,508	1,159	2,483(注)
	合理化事業数	870	1,508	1,159	3,537
	支援補助金交付額	2,870,600	4,615,143	2,748,652	10,234,395

(注) 支援補助金の交付を複数回受けている事業主体が存在するため、各欄の事業主体数を合計しても事業主体数 2,483 と一致しない。

(2) 合理化事業の概要

交付要綱によれば、合理化事業とは、経営悪化による揮発油販売業者等の廃業等が深刻化している過疎地域や老朽化したタンクローリー(以下「ローリー」という。)が稼働不能となる豪雪地帯において、灯油の安定供給を図ることなどを目的として、灯油配送を行うために必要なローリーを大型化することなどによる灯油配送の合理化を促進する取組であるとされている。

そして、石油協会は、交付要綱に基づき、貴庁の承認を受けて、環境・安全等対策事業に係る業務方法書(25年3月)及び灯油配送合理化促進支援事業業務方法書(26年2月、同年6月及び27年2月)をそれぞれ定めており、さらに、支援事業の実施の都度、灯油配送合理化促進支援事業実施細則、申請手引書等(以下、これらを合わせて「規程等」という。)を定めるなどしている。

規程等において、支援事業については、次のとおり実施することとなっている。

ア 支援事業は、面積当たりの給油所数が少ないなど燃料の安定供給に不安のある地域、豪雪地帯、過疎地域等(以下「補助対象地域」という。)への灯油の配送量を増加させるなどとする事業主体が購入するローリーを対象とする。支援事業の補助対象経費はローリーの車両本体等の購入に要する費用で、支援補助金の額は補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以下とし、タンク容量10kL未満の場合は400万円、10kL以上の場合は1000万円をそれぞれ上限とする。

イ 事業主体は、支援補助金の交付申請に当たって、補助対象地域への灯油配送量、灯油配送先件数等の項目のうち、少なくともいずれか一つについて記載した灯油配送合理化計画(以下「配送計画」という。)を策定して、この配送計画において、合理化事業実施後1年間の補助対象地域への灯油配送量又は灯油配送先件数を、交付申請前よりも増加させる必要がある。そして、事業主体は、石油協会に提出した配送計画に基づき合理化事業を実施する。

ウ 事業主体は、交付申請前から灯油配送に使用しているローリー(以下「既存ローリー」という。)を手放して既存ローリーよりもタンク容量の大きいローリーを購入するか、新たにローリーを購入(以下、これらの購入したローリーを「対象ローリー」という。)して増車することにより、交付申請前よりも灯油配送を行うことができるタンク容量の合計(以下「灯油配送可能総量」という。)を増加させる。

エ 事業主体は、合理化事業としてローリーを購入した後に、これに係る実績報告書を石油協会に提出する。その際に、対象ローリーの設置場所、貯蔵する油種等を消防法(昭和23年法律第186号)等に基づき所轄消防署等に申請した危険物貯蔵所設置許可申請書(以下「許可申請書」という。)の写しなどを併せて提出する。

オ 事業主体は、石油協会の許可を得ることなく対象ローリーの処分を購入から一定期間(中古ローリーは一律2年、総排気量2L以下のローリーは3年、それ以外は4年。以下「処分制限期間」という。)行ってはならない。

そして、貴庁によれば、合理化事業の実施目的は補助対象地域への灯油配送量等を増加させることであるとしており、事業主体は、合理化事業実施後1年間を経過した後も補助対象地域への灯油配送量又は灯油配送先件数を合理化事業実施前の実績より上回るものとする事及び合理化事業により増加した灯油配送可能総量を維持することが重要であるとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、配送計画は配送実績等を踏まえて適切に策定されているか、補助対象地域への灯油配送量又は灯油配送先件数を増加させているか、合理化事業により増加した灯油配送可能総量が維持されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、2,483事業主体が25年度から27年度までの間に実施した合理化事業3,537件(支援補助金交付額計102億3439万余円)のうち、地域的な偏りがないよう抽出した542事業主体が実施した合理化事業814件(同計24億3128万余円)を対象とした。そして、貴庁、石油協会及び82事業主体(合理化事業117件、支援補助金交付額計4億6849万余円)において会計実地検査を行い、合理化事業に係る実績報告書等を確認するとともに、上記の82事業主体以外の460事業主体(同697件、同計19億6279万余円)について、事業主体から合理化事業の実施状況等に関する調書の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 配送計画に記載された灯油配送量又は灯油配送先件数が配送実績等を踏まえたものとなっていない事態

前記の542事業主体に係る814件の配送計画のうち、508事業主体に係る740件の配送計画では、合理化事業実施前の補助対象地域への1年間の灯油配送量(以下「実施前配送量」という。)及び合理化事業実施後の補助対象地域への1年間の灯油配送量(以下「実施後配送量」という。)が記載されており、また、506事業主体に係る735件の配送計画では、合理化事業実施前の補助対象地域への灯油配送先件数(以下「実施前配送先件数」という。)及び合理化事業実施後の補助対象地域への灯油配送先件数(以下「実施後配送先件数」という。)が記載されていた。

しかし、実際の実施前配送量を把握することができた92事業主体に係る93件(支援補助金交付額計2億5790万余円)についてみたところ、合理化事業実施後に灯油配送量が増加していることを確認する基準となる配送計画に記載された実施前配送量と実際の実施前配送量とが異なっていて、配送実績等を踏まえたものとなっていないものが、64事業主体に係る65件(同計1億8241万余円)見受けられた。同様に、実際の実施前配送先件数を把握することができた81事業主体に係る81件(同計2億2184万余円)についてみたところ、合理化事業実施後に灯油配送先件数が増加していることを確認する基準となる配送計画に記載された実施前配送先件数と実際の実施前配送先件数とが異なっていて、配送実績等を踏まえたものとなっていないものが、47事業主体に係る47件(同計1億2977万余円)見受けられた。

しかし、石油協会は、規程等において、配送計画に記載された実施前配送量又は実施前配送先件数が配送実績等を踏まえたものとなっているかを確認することとしていなかったことから、上記の事態について把握しておらず、実施後配送量又は実施後配送先件数が実際の実施前配送量又は実施前配送先件数より増加していることを的確に確認できない状況となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

北海道A市に所在する事業主体Bは、平成27年3月に、A市を補助対象地域として、配送計画に実施前配送量を5,500kLと記載して支援補助金の交付申請を行い、タンク容量3.75kLのローリーを購入して、支援補助金283万余円の交付を受けていた。

しかし、本院が実地検査において確認したところ、実際の実施前配送量となる26年3月から27年2月までの間の灯油配送量は7,076kLであるにもかかわらず、実施前配送量を集計するには伝票等を確認する必要があるが、Bはその業務量を勘案して実際の実施前配送量を適切に集計していなかった。そして、石油協会においても、配送実績等を踏まえたものとなっているかを確認することとしていないことから、これについて把握していなかった。

(2) 灯油配送量等が合理化事業実施後に増加していない事態

前記のとおり、事業主体は、配送計画において、実施後配送量又は実施後配送先件数を交付申請前よりも増加させる必要がある。しかし、貴庁は、石油協会に対して、配送計画の達成状況を事業主体から石油協会へ報告させることとしていなかった。

そこで、合理化事業実施後1年以上を経過していて実施後配送量を把握することができた440事業主体に係る546件についてみたところ、表2のとおり、実施後配送量が、配送計画に記載されるなどした実施前配送量(実際の実施前配送量が把握できたものについては実際の実施前配送量)を上回っていたものが362事業主体に係る423件あり、このうち177事業主体に係る192件は配送計画を達成していた。一方で、実施後配送量が実施前配送量を上回っていなかったものが111事業主体に係る123件(支援補助金交付額計4億0568万余円)見受けられた。

表2 灯油配送量の増加等の状況 (単位：事業主体、件、千円)

区 分	実施後配送量を把握することができたもの (A)+(B)	うち、実施後配送量が実施前配送量を上回っていたもの	
		(A)	うち、配送計画を達成していたもの (B)
事業主体数	440	362	177
合理化事業数	546	423	192
支援補助金交付額	1,758,685	1,353,000	628,006

(注) 支援補助金の交付を複数回受けている事業主体が存在するため、(A)+(B)欄の事業主体数は(A)欄の事業主体数と(B)欄の事業主体数の計と一致しない。

また、同様に、合理化事業実施後1年以上経過していて実施後配送先件数を把握することができた423事業主体に係る521件についてみたところ、表3のとおり、実施後配送先件数が、配送計画に記載されるなどした実施前配送先件数(実際の実施前配送先件数が把握できたものについては実際の実施前配送先件数)を上回っていたものが348事業主体に係る415件あり、このうち172事業主体に係る192件は配送計画を達成していた。一方で、実施後配送先件数が実施前配送先件数を上回っていなかったものが100事業主体に係る106件(同計3億4662万余円)見受けられた。

表3 灯油配送先件数の増加等の状況 (単位：事業主体、件、千円)

区 分	実施後配送先件数を把握することができたもの (A)+(B)	うち、実施後配送先件数が実施前配送先件数を上回っていたもの	
		(A)	うち、配送計画を達成していたもの (B)
事業主体数	423	348	172
合理化事業数	521	415	192
支援補助金交付額	1,677,491	1,330,861	615,343

(注) 支援補助金の交付を複数回受けている事業主体が存在するため、(A)+(B)欄の事業主体数は(A)欄の事業主体数と(B)欄の事業主体数の計と一致しない。

さらに、実施後配送量及び実施後配送先件数が実施前配送量及び実施前配送先件数のいずれも上回っていなかったものが69事業主体に係る74件(同計2億3968万余円)見受けられた。

これらの事業の中には、合理化事業の実施目的を十分に理解しておらず、補助対象地域への灯油配送量等を増加させる取組を十分に行っていないと認められる事業主体も見受けられた。

しかし、石油協会は、上記の事態が生じていることを把握しておらず、事業効果の発現に資するような事業主体への指導等を行っていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

佐賀県C市に所在する事業主体Dは、平成26年2月に、C市の一部を補助対象地域として、配送実績等を踏まえて、実施前配送量を2kL、実施前配送先件数を10件として、実施後配送量を2.5kL、実施後配送先件数を12件と記載した配送計画を策定して交付申請を行い、タンク容量2kLのローリーを購入して、支援補助金357万余円の交付を受けていた。

しかし、Dは、対象ローリーを購入した26年9月から27年8月までの1年間に1件の配送(灯油配送量0.11kL)を行った後、28年8月までの間に1件の配送(同1kL)しか行っておらず、灯油配送量及び灯油配送先件数を増加させることなく、主に補助対象地域外で灯油配送を行っていた。そして、石油協会は、実施後配送量又は実施後配送先件数の報告を受けることとしていなかったことから、上記の事態について認識しておらず、灯油配送量及び灯油配送先件数が増加していない原因の分析、事業主体への指導等を行っていなかった。

(3) 合理化事業により増加した灯油配送可能総量が維持されておらず、交付申請時点の灯油配送可能総量を上回っていない事態

ア 既存ローリーを売却等している事態

前記のとおり、事業主体は合理化事業により増加した灯油配送可能総量を維持することが重要であるとされており、規程等において、対象ローリーについて処分制限期間が定められているが、既存ローリーの処分制限等については特に定められていなかった。

そこで、前記の542事業主体に係る814件について、灯油配送可能総量をみたところ、表4のとおり、処分制限期間中の28年3月末時点で合理化事業により増加した灯油配送可能総量が維持されておらず、交付申請時点を上回っていないものが38事業主体に係る46件(支援補助金交付額計1億4249万余円)見受けられた。

表4 灯油配送可能総量の状況 (単位：件、千円)

区 分		交付申請時点の灯油配送可能総量						計	
		5 kL 以下		5 kL 超 10kL 以下		10kL 超			
		合理化事業数	支援補助金交付額	合理化事業数	支援補助金交付額	合理化事業数	支援補助金交付額	合理化事業数	支援補助金交付額
平成28年3月末時点の灯油配送可能総量	交付申請時点を上回っていたもの	493 (399)	1,310,587	131 (103)	408,160	144 (76)	570,045	768 (523)	2,288,793
	交付申請時点を上回っていないもの	14 (13)	35,674	13 (10)	42,213	19 (17)	64,607	46 (38)	142,496
計		507 (409)	1,346,261	144 (111)	450,374	163 (87)	634,652	814 (542)	2,431,289

注(1) ()内は事業主体数を示している。

注(2) 支援補助金の交付を複数回受けている事業主体が存在するため、各欄の事業主体数を合計しても検査対象とした事業主体数542と一致しない。

そして、上記の38事業主体に係る46件はいずれも、事業主体が合理化事業によりローリーを購入した後、タンク容量が対象ローリーと同等以上の既存ローリーを売却等していたものであった。

イ 対象ローリーにより重油類を配送しており、灯油の配送が行われていない事態

前記のとおり、事業主体は合理化事業により増加した灯油配送可能総量を維持することが重要であるとされているが、対象ローリーによる灯油以外の油種の配送については特段制限されていない。

そこで、前記の542事業主体に係る814件について、実績報告書を提出する際に併せて提出された許可申請書の写しの記載内容をみたところ、表5のとおり、214事業主体に係る335件において、対象ローリーで灯油以外にガソリン、軽油、重油類等の配送も行うとしており、このうち、88事業主体に係る128件(支援補助金交付額計4億6061万余円)においては、重油類の配送を行うとする申請をしていた。

表5 配送油種に係る申請及び配送状況 (単位：件、千円)

区 分	申請状況		配送状況	
	合理化事業数	支援補助金交付額	合理化事業数	支援補助金交付額
灯油のみを対象としていたもの	479 (341)	1,212,136	633 (432)	1,741,051
灯油以外の油種を対象としていたもの	335 (214)	1,219,152	181 (120)	690,237
うち、重油類を対象としていたもの	128 (88)	460,618	22 (17)	77,247
うち、専ら重油類の配送に使用しているなどしていたもの			8 (6)	32,811

(注) ()内は事業主体数を示している。

同一のローリーで重油類の配送を行った後に灯油を配送する場合には、揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)により定められている灯油の規格に適合させるために多額の費用及び時間をかけてタンク内の洗浄等を行う必要があることから、重油類の配送を行うローリーは重油類専用とすることが一般的となっている。

そして、前記の88事業主体に係る128件のうち、17事業主体に係る22件(同計7724万余円)において、事業主体は、対象ローリーの処分制限期間中に、対象ローリーにより重油類を配送していた。

このうち、対象ローリーにより前記の規格に適合した灯油を配送することが困難となるなどとして、対象ローリーを専ら重油類の配送に使用するなどして、合理化事業により増加した灯油配送可能総量が維持されておらず、交付申請時点の灯油配送可能総量を上回っているとは認められないものが、表5のとおり、6事業主体に係る8件(同計3281万余円)見受けられた。

(改善を必要とする事態)

合理化事業の実施に当たり、配送計画に記載された実施前配送量又は実施前配送先件数が配送実績等を踏まえたものとなっていなかったり、灯油配送量等が合理化事業実施後に増加していなかったり、合理化事業により増加した灯油配送可能総量が維持されておらず、交付申請時点の灯油配送可能総量を上回っていなかったりしている事態は、合理化事業の実施目的に照らして適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において合理化事業の実施目的である補助対象地域への灯油配送量等を増加させるための取組を行う必要性について理解が十分でないことにもよるが、貴庁において、次のようなことなどによると認められる。

- ア 石油協会に対して、配送計画が配送実績等を踏まえたものであることを確認させることとしていないこと
- イ 石油協会に対して、配送計画の達成状況を事業主体から石油協会へ報告させることとしておらず、事業効果の発現に資するよう、実施後配送量又は実施後配送先件数が増加していない場合に、その原因を分析して、事業主体への指導等を行わせることとしていないこと
- ウ 石油協会に対して、合理化事業により増加した灯油配送可能総量が維持されるようにする方法について十分検討させていないこと

3 本院が要求する改善の処置

近年、揮発油販売業者の廃業等が深刻化しており、暖房に使用する灯油の入手が困難となるなどしている補助対象地域において、灯油の安定供給を図ることは重要であることから、貴庁は、28年度にも石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(石油製品安定供給体制整備事業)を石油協会に交付して支援事業を実施させるとしており、今後とも支援事業を実施する補助事業者に補助金を交付していくとしている。

貴庁は、これらの事態に係る本院の指摘を受けて、27年度補正予算により石油協会に実施させている石油製品安定供給体制整備事業に係る申請手引書(28年3月)において、事業効果の発現に資するよう、合理化事業実施後の灯油配送量等が増加していない場合には事業主体への指導等を行えるように処分制限期間中毎年灯油配送量等の実績を石油協会に報告させることとして、また、配送計画の達成状況についてフォローアップが求められる点に留意して、やむを得ない場合を除き対象ローリーの処分制限期間中における既存ローリーの売却等を制限することとした。

については、貴庁において、上記に加えて、合理化事業が適切に実施されるよう、事業主体に対して合理化事業の実施目的について周知を図るとともに、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 補助事業者に対して、配送計画が配送実績等を踏まえて策定されていることを確認させること
- イ 補助事業者に対して、業務方法書において、事業主体から毎年報告させる実施後配送量及び実施後配送先件数が増加していない場合に、その原因を分析して、事業効果の発現に資するよう、合理化事業の実施目的を踏まえて、事業主体への指導等を行わせるように定めさせること
- ウ 補助事業者に対して、処分制限期間中における対象ローリーによる重油類の配送を制限することなどを定めさせること

【当局が講じた処置】

本院は、資源エネルギー庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、28年12月に、同月以降新たに実施する支援事業において、補助事業者に合理化事業の実施目的を申請手引書に明記させ

て、その内容を事業主体に周知するとともに、補助事業者に当該支援事業に係る業務方法書、申請手引書等を改訂させて、次のような処置を講じていた。

- ア 配送計画上の実施前配送量又は実施前配送先件数について、その実績をまとめた一覧表を事業主体から提出させるとともに、補助事業者にサンプル調査を実施させて、配送計画が配送実績等を踏まえて策定されていることを確認させることとした。
- イ 事業主体から毎年報告させる実施後配送量及び実施後配送先件数が増加していない場合等に、補助事業者がその原因を分析して、事業主体に対して事態の解消に向けた指導等を行わせることとした。
- ウ 処分制限期間中における対象ローリーによる重油類の配送を制限することとした。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施している中小企業倒産防止共済事業における前納減額金制度について、共済事業の経理の損益の状況等を踏まえて掛金の減額率を見直すことにより、制度の運営が適切なものとなるよう改善させたもの

部 局 等	中小企業庁(共済事業の所掌部局)、独立行政法人中小企業基盤整備機構(共済事業の実施部局)	
前納減額金制度の概要	共済契約の掛金を前納することを奨励するために共済契約者から掛金が前納された場合に掛金を減額するもの	
検査の対象とした共済契約者数及び前納減額金	110,223 者	66 億 1938 万余円(平成 26、27 両年度)
上記のうち一時貸付金の支払利息と前納減額金との差額を得ていた共済契約者数及び差額	1,815 者	4268 万円

1 中小企業倒産防止共済事業等の概要

(1) 中小企業倒産防止共済事業の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成 14 年法律第 147 号)等に基づき、中小企業倒産防止共済事業(以下「共済事業」という。)を実施している。

共済事業は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産するなどの事態の発生を防止するために、共済契約者の取引先企業が倒産して売掛金債権等が回収困難になった場合に、当該共済契約者が納付した掛金の積立額(積立限度額 800 万円)の 10 倍までの額と、回収困難となった売掛金債権等の額とのいずれか少ない額の範囲内において、共済金を無利子・無担保で共済契約者に貸し付けるものである。

そして、機構は、共済事業の業務に係る経理について、中小企業倒産防止共済勘定を設けて整理しなければならないこととなっており、さらに、共済事業の業務に関する取引は同勘定の基金経理(以下「共済事業の経理」という。)に区分することとなっている。

(2) 前納減額金制度の概要

機構は、共済契約者が不況の際等に掛金の滞納が重なって共済契約を解除せざるを得ない事態を回避等するために、掛金を前納することを奨励する観点から、共済事業の経理の許す範囲内で、掛金が前納された場合に掛金を減額する制度(以下「前納減額金制度」といい、掛金から減額する額を「前納減額金」という。)を設けている。

前納減額金制度は、共済契約者が納付すべき月の前月末日以前に掛金を前納したときに、中小企業倒産防止共済法(昭和52年法律第84号)、中小企業倒産防止共済法施行規則(昭和53年通商産業省令第6号。以下「省令」という。)等に基づき、掛金月額1000分の5(年利6%相当)に前納した月数を乗じて各共済契約者の前納減額金を算定して、これを当該共済契約者に返還するものである。

(3) 一時貸付金制度の概要

共済事業には、共済契約者が臨時の事業資金の調達が必要からやむを得ず共済契約を解除するなどの事態の防止を図るために、一時貸付金(貸付期間1年、年利0.9%)を貸し付ける制度(以下「一時貸付金制度」という。)が設けられており、機構は、共済契約者から臨時に事業資金を必要とするとして請求があった場合に一時貸付金を貸し付けている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、共済事業の経理の損益の状況はどのようになっているか、前納減額金制度等は制度の目的に沿って適切に運用されているかなどに着眼して、平成26、27両年度に前納減額金制度に係る各共済契約者の前納減額金が5,000円以上となっている共済契約者110,223者に係る前納減額金66億1938万余円を対象として、機構から調書を徴するとともに、中小企業庁及び機構において掛金前納申出書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

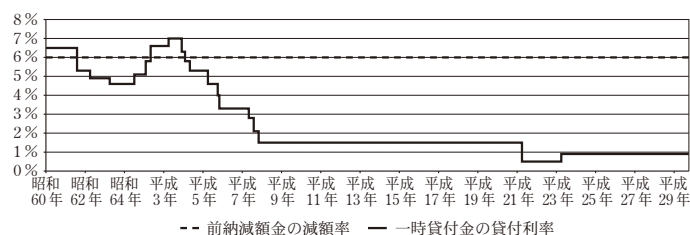
前納減額金制度は、23年10月に共済契約の掛金月額の上限額が引き上げられたことなどから利用実績が増加しており、23年度に5億0510万余円であった前納減額金の合計額は、26年度30億4947万余円、27年度35億8631万余円と大幅に増加している。一方、近年の金融市場における低金利等の影響を受けて、23年度に37億8033万余円であった共済事業の資産運用収入は、26年度22億4170万余円、27年度23億8504万余円と減少している。

このように、前納減額金の合計額が大幅に増加している一方で資産運用収入が減少していることなどから、23年度以降、共済事業の経理の損益は毎年度悪化しており、23年度は54億8409万余円の事業利益が生じていたものが、26年度の事業利益は6億2667万余円に減少し、27年度は10億6815万余円の事業損失が生じていた。

上記のとおり、前納減額金制度が共済事業の経理の損益の悪化要因となっているにもかかわらず、前納減額金制度における掛金の減額率は、昭和53年4月の共済事業の開始以来一度も見直されておらず、掛金月額1000分の5(年利6%相当)となっている。一方、一時

貸付金の貸付利率は、これまでに複数回見直されており、平成23年4月には年利0.9%となっていて前納減額金の減額率との間に大きな乖離が生じている(図参照)。

図 前納減額金の減額率及び一時貸付金の貸付利率の推移



そして、一時貸付金制度の利用者は、前納減額金制度を利用するに当たって特段の制約を受けないことから、一時貸付金で調達した資金を活用して前納減額金制度を利用することもできることになっている。このため、検査対象とした共済契約者110,223者の中には、一時貸付金の貸付けを受けて年利0.9%の利息を支払っている一方で前納減額金制度を利用して年利6%相当の掛金の減額を受けていて、結果としてその差額を得ている共済契約者も1,815者見受けられた。これらの者は、掛金の前納額に相当する一時貸付金の支払利息計1840万余円と、前納減額金計6108万余円との差額4268万余円を得ていたことになると認められた(表参照)。

表 一時貸付金の貸付けを受けて利息を支払っている一方で前納減額金制度を利用して掛金の減額を受けていて、結果としてその差額を得ている共済契約者の状況 (単位：者、千円)

年度	前納減額金制度利用者		一時貸付金制度利用者			
	共済契約者数	前納減額金	共済契約者数	前納減額金 (A)	掛金の前納額に相当する一時貸付金の支払利息 (B)	差額 (A) - (B)
平成26年度	82,156	3,048,417	1,040	27,985	8,454	19,531
27年度	92,595	3,570,966	1,374	33,101	9,950	23,151
計(注)	110,223	6,619,383	1,815	61,087	18,405	42,682

(注) 共済契約者数の計は、平成26年度の共済契約者数と27年度の共済契約者数で重複している者がいるため、26年度と27年度を合計したものとは一致しない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

共済契約者であるA社は、機構と掛金月額20万円で共済契約を締結しており、一時貸付金制度と前納減額金制度の両方の制度を利用して、平成27年3月26日に、機構から一時貸付金315万円の貸付けを受け、その翌日に、機構に同年3月分から28年2月分までの掛金計240万円を前納していた。

そのため、A社は、一時貸付金315万円の支払利息のうち、掛金の前納額240万円分に相当する2万1600円を支払っている一方で、前納減額金6万6000円の返還を受けており、結果としてそれらの差額4万4400円を得ていたことになる。

このように、前納減額金の合計額が大幅に増加して共済事業の経理の損益の悪化要因となっているのに、前納減額金の減額率が長期にわたり見直されておらず、一時貸付金の貸付

利率との間にもかい離が生じていて、一時貸付金制度と前納減額金制度を併用した場合、一時貸付金の支払利息と前納減額金との差額を共済契約者が得ることができるなどの問題が生じていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、中小企業庁において、前納減額金制度における掛金の減額率の見直しなどについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、中小企業庁は、共済事業の経理の損益の状況等を踏まえて前納減額金制度における掛金の減額率について検討を行うなどした。その結果、29年8月に省令を改正して、同年11月以降の掛金の減額率を1000分の5(年利6%相当)から1000分の0.9(年利1%相当)に引き下げることとするなど制度の運営が適切なものとなるよう処置を講じた。

平成26年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

自家発電設備導入促進事業等の効果の把握について

〔平成26年度決算検査報告430ページ参照〕
〔平成27年度決算検査報告425ページ参照〕

1 本院が表示した意見

資源エネルギー庁は、平成23年度から26年度までの間に、東日本大震災の影響等によって電力需給がひっ迫する、又はひっ迫するおそれがある地域において、電気の供給力を強化し、電力需給状況の安定化に資することを目的として、民間団体等が電気事業者への電気の供給又は自家消費のために、重油、ガス、石炭等を燃料として使用する自家発電設備の新增設・増出力、休止・廃止設備の再稼働を行う場合に必要な設備の購入費、燃料費等の2分の1以内又は3分の1以内を補助するなどの自家発電設備導入促進事業等(以下「自家発電事業」という。)を実施している。しかし、自家発電事業は国の緊急措置の一環として実施された事業であり、その制度設計に多くの時間をかけることができなかつたと思料される状況においては、事業実施中における検証とそれに基づく見直しが重要であるにもかかわらず、定められた自家発電事業の事業実施期間中において自家発電設備の運転状況が低調となるなどしているのに、実施済みの事業の効果把握した上で検証して、翌年度以降の事業にその検証結果を十分に反映させないまま事業を継続してきた事態が見受けられた。

したがって、資源エネルギー庁において、自家発電事業について、事業効果について改めて検証を行うとともに、将来同様の緊急措置的な事業を実施する場合に備えて、事業効果を把握して検証する方法についての知見を蓄積して、これを制度設計に活用する方法を検討するよう、資源エネルギー庁長官に対して27年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、資源エネルギー庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、事業効果について改めて検証を行うとともに、28年2月から、事業効果を把握して検証する方法についての知見を蓄積するために、自家発電事業において補助を受けた事業者へのヒアリング等によるフォローアップ調査を実施していた。そして、同庁は、将来同様の電力需給の逼迫等に対する緊急措置的な事業を実施する場合に備えて、フォローアップ調査等により蓄積された知見を踏まえ、制度設計に活用する方法を検討し、29年6月に、今後事業を実施する際に補助金等の交付要綱に規定すべき事項等をまとめるなどの処置を講じていた。

第11 国土交通省

不 当 事 項

予 算 経 理

- (257) 東日本大震災復興特別会計に納付させるべき返納金等を誤って一般会計に納付させて
 (261) いて会計法令に違反するなどしていたり、特会法改正法の規定に基づき同特別会計に
 繰り入れられるべき返納金等について返納金等の額等を財務省に報告するなどの所要
 の措置を執っていないかたりしていたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)弁償及返納金 等 東日本大震災復興特別会計 (款)雑収入 (項)雑収入 等
部 局 等	国土交通本省、2 地方整備局、北海道
返納金等の概要	東日本大震災からの復旧・復興事業を実施した結果、国庫補助事業において概算払により交付した補助金額を事業の完了により確定した補助金額が下回った場合のその差額等の復旧・復興事業に関連して発生した返納を要する額を債務者から国庫に納付させるもの
誤って一般会計に納付させていた額(1)	1,248,612,431 円(平成 24 年度～27 年度、4 省分)
東日本大震災復興特別会計に繰り入れられるよう所要の措置を執っていないかた額(2)	772,775,803 円(平成 24 年度～27 年度、4 省分)
(1)及び(2)の計	2,021,388,234 円(平成 24 年度～27 年度、5 省分)
(1)のうち国土交通省に係る額(3)	847,901,679 円(平成 24 年度～26 年度)
(2)のうち国土交通省に係る額(4)	704,473,000 円(平成 24、26 両年度)
(3)及び(4)の計	1,552,374,679 円

(東日本大震災からの復旧・復興事業に関連して発生した返納金等の概要等については 550 ページ及び検査の結果については 308 ページ参照)

工 事

- (262) 既設橋りょうの維持管理工事の実施に当たり、間接工事費の算定が適切でなかったため、契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)道路交通安全対策事業費
部 局 等	東北地方整備局福島河川国道事務所
工 事 名	^{かごいわ} 籠岩橋外上部工補修工事

工 事 の 概 要	既設橋りょうの主桁補修工、伸縮継手工等を施行するもの
契 約 額	357,048,000 円
請 負 人	株式会社小野工業所
契 約	平成 27 年 3 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 29 年 1 月
支 払	平成 27 年 5 月、28 年 9 月、29 年 2 月
割高となっていた契約額	1840 万円(平成 26 年度～28 年度)

1 工事の概要

この工事は、東北地方整備局福島河川国道事務所(以下「事務所」という。)が、道路維持管理業務の一環として、平成 26 年度から 28 年度までの間に、一般国道 13 号の西大橋(橋長 414.4m、幅員 12.5m、20 径間)等 4 橋りょうに係る主桁補修工、伸縮継手工等の橋りょう上部工補修工事を契約額 357,048,000 円で株式会社小野工業所に請け負わせて施工したものである。

このうち、伸縮継手工は、上記 4 橋りょうのうち福島市仁井田地内の西大橋の上り車線にある伸縮装置を更新するための材料を購入して、事務所の資材置場に搬入するものであり、伸縮装置の設置は本件工事とは別に行うこととされている。

事務所は、本件工事の工事費の積算を国土交通省制定の「土木工事標準積算基準書」(以下「積算基準」という。)に基づき行っており、積算基準によれば、工事費は、材料費、労務費等の直接工事費のほかに、共通仮設費及び現場管理費(以下、これらを合わせて「間接工事費」という。)、一般管理費等、消費税等で構成することとされている。このうち、間接工事費は、工事を管理するために必要な費用を計上するもので、間接工事費の対象額に所定の率を乗ずるなどして算定することとされており、共通仮設費については直接工事費を、現場管理費については直接工事費に共通仮設費を加えた純工事費を対象額として、当該対象額に共通仮設費率又は現場管理費率をそれぞれ乗ずるなどして算定することとされている。

そして、国土交通省は、積算基準に基づく間接工事費の算定に当たり、請負人が購入した材料を管理しない場合は、当該材料の購入費を間接工事費の対象額に含めないことにしている。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、工事費の積算が適切に行われているかなどに着眼して、事務所において、本件工事を対象に、積算内訳書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、事務所は、間接工事費の対象額の中の直接工事費に伸縮継手工に係る費用 24,375,807 円を含め、この対象額に共通仮設費率又は現場管理費率をそれぞれ乗ずるなどして間接工事費を 132,048,844 円と算定し、これを含めた工事費の総額を 357,253,200 円と積算していた。

しかし、本件伸縮継手工は、請負人が伸縮装置の材料の購入から事務所の資材置場への搬入までを行うもので、請負人が購入した材料を管理しないことから、事務所は、伸縮継手工に係る費用を間接工事費の対象額に含めるべきではなかった。

したがって、伸縮継手工に係る費用を間接工事費の対象額から控除して修正計算すると、間接工事費は116,347,798円となり、これらを含めた工事費の総額は338,593,145円となることから、本件契約額357,048,000円はこれに比べて約1840万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、間接工事費の積算に対する理解が十分でなかったこと、本件工事の工事費の積算に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

- (263) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (278)

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省	(項)住宅防災事業費 (項)社会資本総合整備事業費 (項)離島振興事業費 (項)河川等災害復旧事業費 (項)沖縄開発事業費
	東日本大震災復興特別会計	(項)東日本大震災復興推進費
部 局 等	(組織)国土交通本省	
補助等の根拠	国土交通本省、近畿地方整備局、11県	
補助事業者等 (事業主体)	道路法(昭和27年法律第180号)、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)、下水道法(昭和33年法律第79号)等、予算補助	
間接補助事業者 (事業主体)	県5、市5、町2、村1、団体1、計14補助事業者等 (県5、市5、町2、村1、計13事業主体)	
補助事業等	3団体	
事業費の合計	防災・安全交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、サービス付き高齢者向け住宅整備事業等	
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	4,168,413,710円	
不当と認める事業費の合計	2,186,283,259円	
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	1,645,118,837円	
	924,834,169円	

1 補助金等の概要

国土交通省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、43 都道府県、704 市区町村等、3 独立行政法人、103 団体、14 個人事業者において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、5 県、8 市町村、3 団体、計 16 事業主体が実施した防災・安全交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、サービス付き高齢者向け住宅整備事業等に係る国庫補助金 924,834,169 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 工事の設計が適切でなかったもの
 - 7 件 不当と認める国庫補助金 242,972,280 円
 - (2) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの
 - 7 件 不当と認める国庫補助金 66,527,939 円
 - (3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの
 - 1 件 不当と認める国庫補助金 609,268,000 円
 - (4) 工事の施工が設計と相違していたもの
 - 1 件 不当と認める国庫補助金 6,065,950 円
- また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- (1) 工事の設計が適切でなかったもの 7 件 不当と認める国庫補助金 242,972,280 円
- 擁壁の設計が適切でなかったもの (2 件 不当と認める国庫補助金 41,709,898 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(263) 長野県	上田市	社会資本 整備総合 交付金 (道路)	26~28	47,606 (43,000)	23,650	23,243 (20,781)	11,429

この交付金事業は、上田市が、上田市小牧地内において、市道小牧4号線の拡幅等を行うために、擁壁の築造、水路の設置等を実施したものである。

このうち、擁壁は、市道の法面の一部を掘削して割栗石を詰めた鋼製のかご枠(長さ1.0m又は2.0m、幅0.8m、高さ0.5m、延長計342.4m)を4段から6段積み重ねて設置するなどしたものである(参考図1参照)。

同市は、擁壁の設計を「道路土工 擁壁工指針」(公益社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)等に基づき行うこととしている。指針によれば、擁壁の直接基礎の原地盤面等からの根入れ深さ(以下「根入れ深さ」という。)は、将来予想される地盤の洗掘の影響等を考慮する必要があり、原則として0.50m以上確保することとされている。

しかし、同市は、擁壁の設計に当たって、必要とされる根入れ深さについて、指針に基づかずに、かご枠の製造メーカーの技術資料に示されている将来洗掘が予想されない場合に標準とされている根入れ深さの考え方により、かご枠の高さの半分から下までの深さ0.25mを埋め戻すこととして擁壁を施工していた。

そこで、現地の状況を確認したところ、参考図2のとおり、擁壁前面の原地盤面の高さが一定でないため、結果的に延長計43.2mにおいては、根入れ深さが0.50m確保されていたが、延長計299.2mに

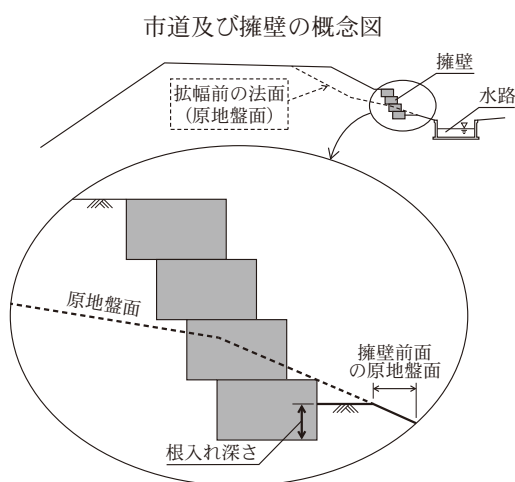
部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
-----	------------------	-------	----	--------------------------	----------------------	--------------------------------	-----------------------

においては、根入れ深さが0.50m確保されておらず最小で0.25mにとどまっております、根入れ深さが最大で0.25m不足していた。

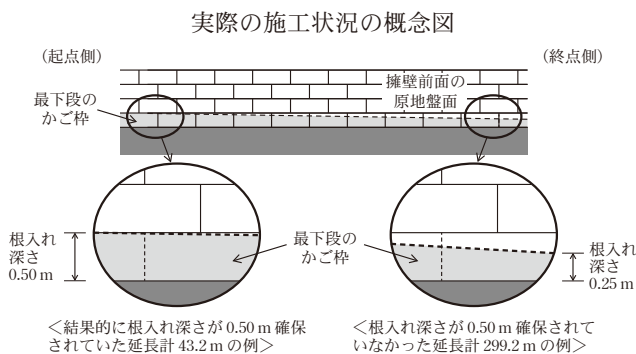
したがって、本件擁壁は設計が適切でなかったため、擁壁等延長計299.2m(工事費相当額計23,243,000円)は、降雨等の影響により地盤の洗掘等が進行すると転倒等するおそれがある状態となっており、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額計11,429,550円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図1)



(参考図2)



(264)	鹿児島県	大島郡大和村	防災・安全交付金(効果促進)	26	43,257 (43,257)	30,280	43,257 (43,257)	30,280
-------	------	--------	----------------	----	--------------------	--------	--------------------	--------

この交付金事業は、大和村が、防災・安全交付金事業における効果促進事業として、大和村大金久地内において、台風時や豪雨時の避難所や防災拠点となる防災会館の建築工事、擁壁工、側溝工、盛土工等の外構工事等を実施したものである。

このうち、擁壁工は、防災会館の敷地を約2m盛土するための土留工として、基礎形式を直接基礎とする、片持ばり式の現場打ち鉄筋コンクリート構造のL型擁壁(延長18.7m、高さ2.0m又は1.4m。以下「現場打ち擁壁」という。)及び片持ばり式のプレキャスト鉄筋コンクリート製のL型擁壁(延長47.0m、高さ2.0m。以下「プレキャスト擁壁」といい、現場打ち擁壁と合わせて「両擁壁」という。)を延

長計 65.7m 設置するものである。また、側溝工は、防災会館の敷地内の排水を目的として、プレキャスト擁壁前面にプレキャスト鉄筋コンクリート製の U 型側溝(高さ 0.67m)を延長 48.0m 設置するものである。

同村は、両擁壁の設計を「道路土工 擁壁工指針」(公益社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)等に基づき行うこととしている。指針によれば、擁壁の直接基礎の原地盤面等からの根入れ深さ(以下「根入れ深さ」という。)は、将来予想される地盤の洗掘の影響等を考慮する必要がある、片持ばり式擁壁等は、原則として底版厚さに 0.50m 以上加えた根入れ深さを確保することとされ、また、擁壁に接してコンクリート水路を設ける場合の根入れ深さは、水路底面より 0.30m 以上確保することとされている。

しかし、同村は、両擁壁の設計に当たって、必要とされる根入れ深さについての検討を行わないまま両擁壁を施工していた。

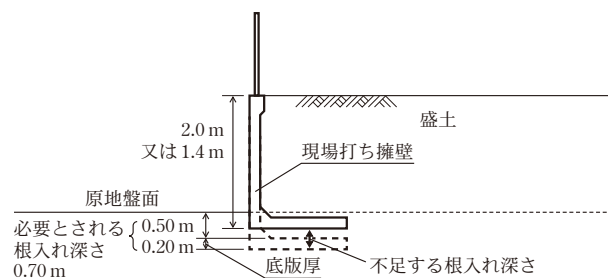
そこで、両擁壁の必要とされる根入れ深さを指針等に基づき算出すると、現場打ち擁壁については底版厚さ 0.20m に 0.50m を加えた 0.70m、プレキャスト擁壁については U 型側溝の水路底面までの深さ 0.67m に 0.30m を加えた 0.97m となる。そして、現地で根入れ深さを確認したところ、現場打ち擁壁では 0.11m から 1.01m までとなっており、全延長 18.7m のうち 13.2m の区間において根入れ深さが不足(最大 0.59m)していた。また、プレキャスト擁壁では 0m から 0.31m までとなっており、全延長 47.0m において根入れ深さが不足(最大 0.97m)していた(参考図参照)。

したがって、両擁壁は設計が適切でなかったため、降雨等の影響により地盤の洗掘等が進行すると転倒等するおそれがある状況となっており、両擁壁及び両擁壁で土留めされた盛土上に建設されている防災会館等(これらの工事費計 43,257,640 円)は工事の目的を達しておらず、これに係る交付金 30,280,348 円が不当と認められる。

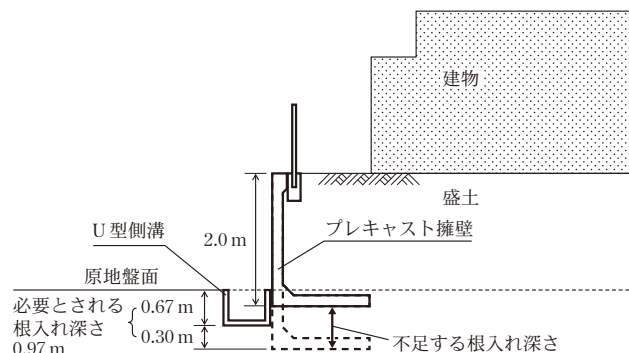
このような事態が生じていたのは、同村において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

現場打ち擁壁の概念図



U 型側溝に接しているプレキャスト擁壁の概念図



部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(263)	(264) の計			90,864 (86,257)	53,930	66,500 (64,038)	41,709

橋台の胸壁の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 141,654,100 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(265)	鳥取県	鳥取県 防災・安全交付金 (道路)	25～27	310,600 (310,600)	217,420	202,363 (202,363)	141,654

この交付金事業は、鳥取県が、鳥取市榎原地区において、橋りょう(橋長43.4m、幅員9.7m～10.7m)を新設するために、下部工として橋台2基(以下、右岸側の橋台を「A1橋台」、左岸側の橋台を「A2橋台」という。)の築造、上部工としてプレストレストコンクリート製の中空床版桁(以下「PC桁」という。)の製作、架設等を実施したものである。

本件橋りょうについては、地震発生時におけるPC桁の落下を防止するために、橋台の胸壁とPC桁とをPC鋼材で連結する落橋防止構造をA1橋台及びA2橋台の胸壁にそれぞれ9個、計18個設置していた(参考図参照)。

同県は、本件橋台の胸壁の設計に当たり、落橋防止構造の位置を橋台の橋座面から上方900mmの高さとして、この高さ(注)に落橋防止構造を設置すれば地震発生時に胸壁に作用する曲げモーメントが最大抵抗曲げモーメントを下回ることから、応力計算上安全であるとしていた。その後、同県は、各PC桁を横締めする鋼材の位置が落橋防止構造の位置とほぼ同じ高さになることから、落橋防止構造の位置をA1橋台では橋座面から上方1,122mmの高さ、A2橋台では同じく1,139mmの高さへ移動して設計図面を作成し、これにより施工していた(参考図参照)。

しかし、落橋防止構造の位置を上方へ移動すると、胸壁に作用する曲げモーメントが増加することとなるのに、同県は、落橋防止構造の位置の移動を踏まえた胸壁の応力計算を行っていなかった。

そこで、改めて落橋防止構造の位置を移動後の高さとして胸壁に作用する曲げモーメントを算出したところ、A1橋台では931.86kN・m、A2橋台では1,053.62kN・mとなり、両胸壁の最大抵抗曲げモーメント868.63kN・mを大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

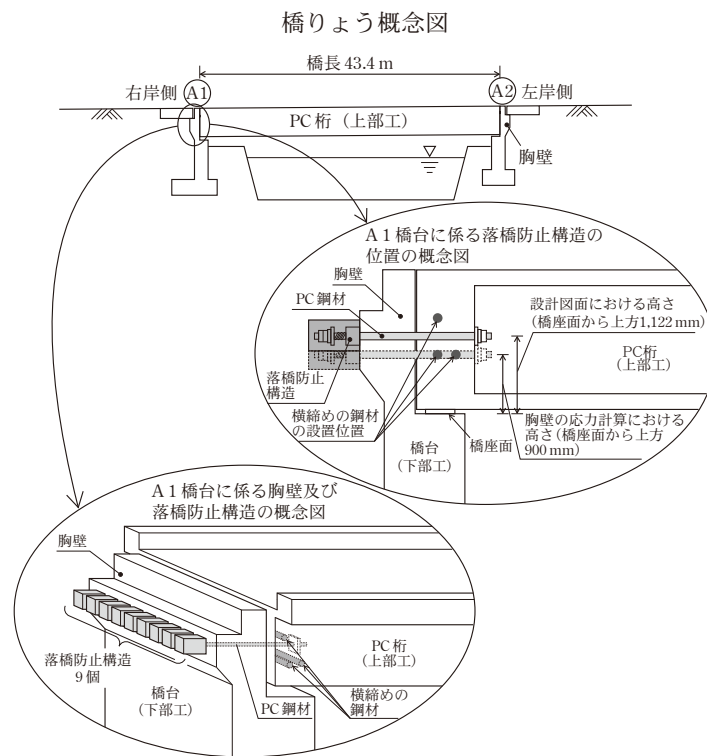
したがって、本件胸壁は設計が適切でなかったため、同胸壁及びこれと落橋防止構造で連結されているPC桁等(これらの工事費相当額計202,363,000円)は、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計141,654,100円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 曲げモーメント・最大抵抗曲げモーメント 「曲げモーメント」とは、外力が部材に作用し、これを曲げようとする力の大きさをいい、部材が抵抗できる曲げモーメントの最大値を「最大抵抗曲げモーメント」という。

(参 考 図)

第3章 第1節 第11 国土交通省



汚水処理槽の基礎工の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 38,624,300円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(266) 鹿児島県	奄美市	社会資本整備総合交付金 (下水道)	27、28	83,080 (83,080)	45,694	70,226 (70,226)	38,624

この交付金事業は、奄美市が、奄美市笠利町外金久地内において、平成 27、28 両年度に、汚水処理槽(縦 14.5m、横 24.5m、高さ 4.6m)を新設するために基礎工、く土工等の工事を実施したものである。

このうち、基礎工は、別工事で打設した基礎杭(鋼管杭、外径 267.4mm、杭長 12.9m~19.9m、計 72 本)の上端の杭頭部を鉄筋で補強すること(以下、杭頭部を補強する鉄筋を「杭頭補強鉄筋」という。)などにより、基礎杭と汚水処理槽のく体との結合部(以下「杭頭結合部」という。)を施工するものである。

同市は、25 年度に、本件基礎工の設計を「下水道施設の耐震対策指針と解説-2006 年版-」(社団法人日本下水道協会編。以下「2006 年版指針」という。)等に基づいて行っている。そして、同市は、杭頭結合部を杭頭補強鉄筋で補強する設計に当たって、レベル 1 地震動時に杭頭補強鉄筋及び汚水処理槽のく体コンクリートに生ずる応力度が許容応力度以下であることを確認する照査(以下「レベル 1 地震動時の照査」という。)を行い、杭頭部の外周に杭外周溶接鉄筋(径 25mm、長さ 1,000mmの鉄筋を杭 1 本当たり 12 本)を配置すれば、杭頭補強鉄筋及びく体コンクリートに生ずる応力度がそれぞれ許容応力度を下回ることなどから、設計計算上安全であるとして、これにより施工することとして、27 年度に工事を発注していた。

しかし、26年5月に、2006年版指針が「下水道施設の耐震対策指針と解説-2014年版-」（公益社団法人日本下水道協会編。以下「2014年版指針」という。）に改訂されたことを受けて、同月、「下水道施設の耐震・耐津波対策について」（平成26年5月国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡。以下「事務連絡」という。）が発出されており、これによれば、27年度以降に新規に発注する建設工事については、2014年版指針を適用することとされている。そして、2014年版指針において杭頭結合部の設計に用いることとされている「杭基礎設計便覧(平成18年度改訂版)」（社団法人日本道路協会編）によれば、杭頭結合部におけるレベル1地震動時の照査に当たっては、品質が確実に確保される中詰め補強鉄筋のみを杭頭補強鉄筋として考慮し、杭外周溶接鉄筋は考慮しないこととされているのに、同市は、25年度に行った設計を見直さないまま、杭外周溶接鉄筋を杭頭補強鉄筋として考慮していた（参考図参照）。このため、本件汚水処理槽は、設計計算上、杭頭結合部の補強が行われていない状態となっていた。

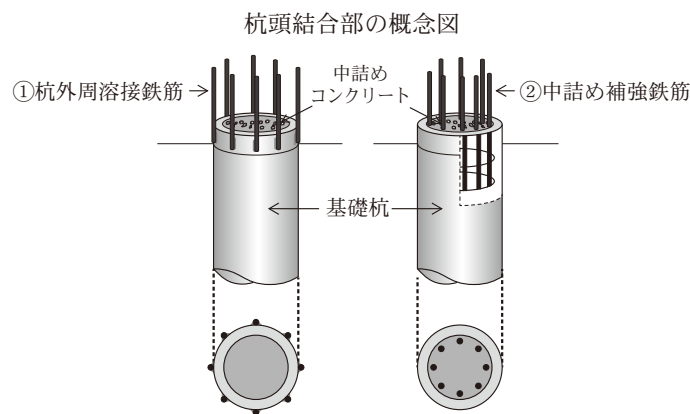
したがって、本件汚水処理槽（工事費相当額 70,226,000 円）は、基礎工の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額 38,624,300 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、事務連絡に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

（注1） レベル1地震動 汚水処理槽等の供用期間中に発生する確率が高い地震動をいう。

（注2） 応力度・許容応力度 「応力度」とは、材に外から力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容応力度」という。

（参 考 図）



根固工の設計が適切でなかったもの（1件 不当と認める国庫補助金 15,338,999 円）

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(267) 山口県	山口県	河川等災害復旧	26、27	24,300 (24,300)	16,208	22,997 (22,997)	15,338

この補助事業は、山口県が、周南市大字小松原地内の二級河川島田川において、豪雨により被災した護岸等を復旧するために、護岸の築造、根固工の敷設等を実施したものである。このうち、根固工（延長 41.0m）は、護岸の基礎を保護するために、コンクリート製ブロック（以下「根固ブロック」という。）を基礎前面の河床に敷設したものである。

同県は、根固工等の設計を「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(社団法人日本河川協会編。以下「技術基準」という。)等に基づいて行っており、幅 1.368mの根固ブロックを 2 列、計 2.736m敷設することとし、これにより施工していた(参考図 1 参照)。

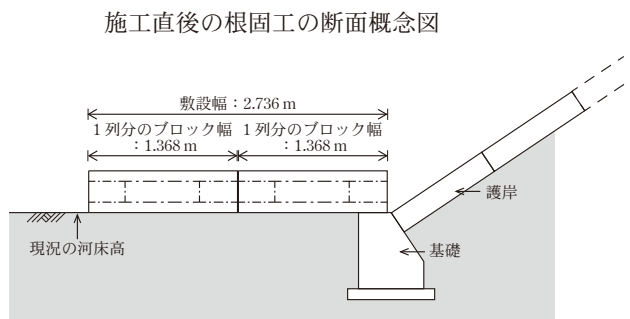
しかし、技術基準等によれば、護岸の破壊の契機となる護岸の基礎前面の洗掘を生じさせないために必要となる根固ブロックの敷設幅(以下「必要敷設幅」という。)は、根固ブロック 1 列分以上の平坦幅(以下「必要平坦幅」という。)に加えて、その前面で河床が低下した場合に低下した河床部分に向けて生ずる斜面の長さ(勾配 30 度と見込むため河床が低下した深さの 2 倍となる。)に相当する幅(以下「斜面長相当幅」という。)を確保することとされている。本件根固工の場合、同県は河床の低下を 0.9mと想定したことから斜面長相当幅は 1.8mとなり、この斜面長相当幅 1.8mを根固ブロックにより覆う設計とすべきであったのに、斜面長相当幅を覆うための根固ブロックの幅 1.368mは、斜面長相当幅 1.8mに対して 0.432m不足していた(参考図 2 参照)。

このため、本件根固工は、斜面長相当幅 1.8mのうち根固ブロックが敷設されている 1.368mを除いた 0.432mは根固ブロックにより河床が覆われておらず、護岸の基礎前面に洗掘を生じさせるおそれがある状況となっていた。

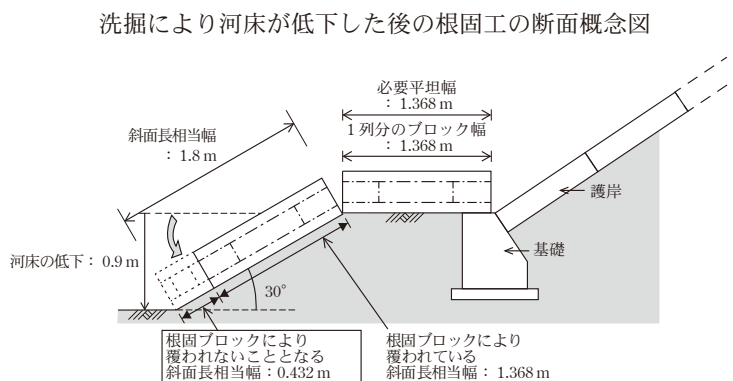
したがって、本件根固工は、設計が適切でなかったため、護岸の基礎を洗掘から保護できない構造となっていて、本件護岸、根固工等(これらの工事費相当額 22,997,000 円)は、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 15,338,999 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、根固工の必要敷設幅に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図 1)



(参考図 2)



受圧板工の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 3,501,083 円)

部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(268) 徳 島 県	美 馬 市	河川等災 害復旧	25、26	26,509 (24,723)	16,490	5,249 (5,249)	3,501

この補助事業は、美馬市が、美馬市木屋平字向樫原地内において、台風により被災した市道木屋平5号線の法面を復旧するために、受圧板工、アンカー工等を実施したものである。

受圧板工及びアンカー工は、地山に挿入した鋼材の先端部を注入材で地山に定着させるとともに、地表面側の鋼材の端部は法面に設けた受圧板に定着具で固定して緊張し、地山とこれらを連結することにより地すべりの力に抵抗させようとするものである。そして、同市は、本件受圧板工及びアンカー工について、3か所の施工箇所うちの1か所において、6基の受圧板にそれぞれアンカー1本ずつ計6本を施工していた。

同市は、受圧板工及びアンカー工の設計を「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説」(社団法人地盤工学会編)等に基づき行っており、受圧板の構造については、アンカーから作用する力(以下「設計アンカー力」という。)に対する強度を有する鉄筋コンクリート構造とすることとしていた。そして、設計計算書によれば、上記6基の受圧板の寸法を縦1.5m、横1.5m、厚さ0.4mとし、アンカーの固定位置(以下「アンカー位置」という。)から受圧板の上下端部までの長さをいずれも0.75mとして、受圧板が地山に接する背面側に径16mmの主鉄筋を25cm間隔で配置すれば、設計アンカー力により主鉄筋に生ずる引張応力度は $171.8\text{N}/\text{mm}^2$ となり、許容引張応力度 $180\text{N}/\text{mm}^2$ を下回ることから応力計算上安全であるとしていた。

しかし、受圧板の形状を設計図面等で確認したところ、当該受圧板は、縦方向の長さのうち地山に接して受圧板を支える背面側の長さについて、雨水の水切りのためにアンカー位置から受圧板の上端部までの長さが0.87mと設計計算書よりも0.12m長い形状になっており、これにより施工されていた(参考図参照)。

そこで、改めて、アンカー位置から受圧板の上端部までの長さを0.87mとして応力計算を行ったところ、主鉄筋に生ずる引張応力度は $218.9\text{N}/\text{mm}^2$ となり、前記の許容引張応力度 $180\text{N}/\text{mm}^2$ を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

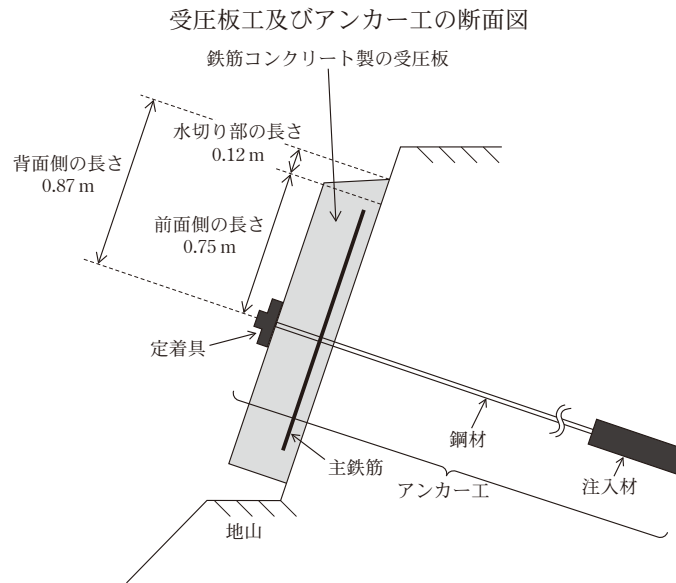
したがって、6基の受圧板及びこれらに施工されたアンカー等(工事費相当額5,249,000円)は、受圧板工の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額3,501,083円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対するチェックが十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(参 考 図)

第3章
第1節
第11
国土交通省



ガードレールの設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,143,900円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(269) 茨城県	茨城県	社会資本 整備総合 交付金 (道路)	26	24,656 (24,656)	13,561	3,898 (3,898)	2,143

この交付金事業は、茨城県が、猿島郡境町蛇池地内において、一般国道354号境岩井バイパスの路面排水を円滑に行うなどのために、排水構造物工、防護柵工等を実施したものである。

このうち、排水構造物工は、バイパスに近接した町道に並行している既存の水路を付け替えて水路の流下能力を増大させるために、プレキャストコンクリート製のU型水路(内空断面の幅1.8m、高さ0.9m～1.3m、延長104m。以下「U型水路」という。)等を築造するものであり、防護柵工は、U型水路に車両が転落するのを防止するために、支柱を土中に埋め込む構造のガードレール(参考図参照)を町道のU型水路側に39m設置するものである。

同県は、排水構造物工の設計に当たり、U型水路の側壁等に作用する土圧等を算定し、応力計算上安全であるとして、これにより施工していた。また、同県は、防護柵工の設計に際しては、「車両用防護柵標準仕様・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「防護柵設計標準」という。)等に基づいて行うこととしており、防護柵設計標準によれば、本件ガードレールの支柱の支持力については、車両がガードレールに衝突する際の荷重(以下「衝突荷重」という。)に対し、支柱1本が関与する背面土質量(以下「背面土質量」という。)(注1)が0.82t以上必要とされており、この背面土質量が確保できない場合は、他の構造を選定することによりガードレールの支柱の支持力を得ることとされている。

しかし、同県は、ガードレールの支柱の支持力についての検討を行うことなくガードレールの設計を行い、これにより施工していた。

そこで、改めてガードレールの支柱の背面土質量を確認したところ、延長39mのうち28mの区間において、ガードレールの支柱がU型水路の側壁に近接した位置に設置されていたことから、0.01tから

0.03t と 0.82t を大幅に下回っていて、ガードレールの支柱は背面土質量により所要の支持力が得られていなかった。このため、上記延長 28m の区間のガードレールに車両が衝突した場合、U 型水路には、前記排水構造物工の設計で想定していなかった衝突荷重が作用することになることから、改めて衝突荷重を考慮して応力計算を行ったところ、側壁の鉄筋に作用する引張応力度は 408N/mm² から 632 N/mm² となり、許容引張応力度 270N/mm² を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

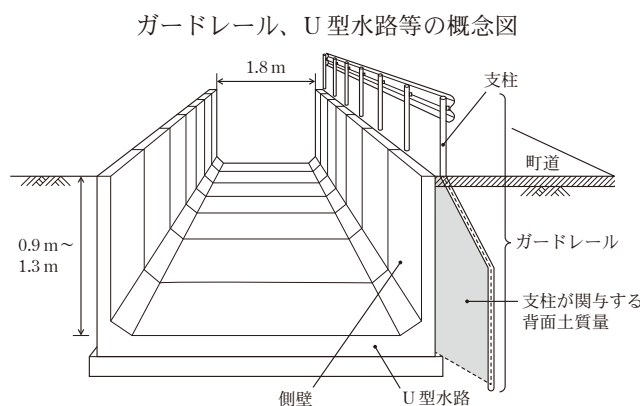
したがって、延長 28m 区間に係るガードレール、U 型水路等(工事費相当額 3,898,000 円)は、ガードレールの設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額 2,143,900 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったの
に、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 支柱1本が関与する背面土質量 1本の支柱にかかった衝突荷重に対し、その反力として働く背面土の質量

(注2) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(参 考 図)



(2) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

7件 不当と認める国庫補助金 66,527,939 円

支払っていない工事費を補助対象事業費に含めて実績報告書を提出するなどして、補助対象事業費の算定が適切でなかったもの

(3件 不当と認める国庫補助金 30,861,000 円)

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(270) 国土交通本省	株式会社市浦ハウジング&プランニング	株式会社すすきのプラザ	サービス付き高齢者向け住宅整備事業	24、25	129,675 (82,779)	27,593	109,675 (69,939)	23,313
(271) 同	同	有限会社はるかぜの家	同	26、27	236,520 (234,351)	23,434	20,000 (19,817)	1,982
(272) 同	同	株式会社シニア村	先導的事業	22、23	485,218 (459,535)	65,974	74,969 (55,660)	5,566
(270)-(272)の計					851,413 (776,665)	117,001	204,644 (145,416)	30,861

これらの補助事業は、2事業主体が、サービス付き高齢者向け住宅整備事業(以下「サ高住事業」という。)として、介護サービス施設を備えたサービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」という。)を新築又は既存の建物を改修することにより整備したもの、及び1事業主体が、先導的^(注1)事業として、医療施設を備えた高齢者等向けの住宅を入居希望者から出資を集め入居希望者と設計から建築まで相談しながら新築するなどしたものである。

国土交通省は、サ高住事業及び先導的^(注2)事業を行う民間事業者等の事業主体に対して、公募により選定した者(以下「事務事業者」という。)を通じて補助金を交付している。そして、事務事業者には株式会社市浦ハウジング&プランニングが選定されており、同会社は国土交通省から国庫補助金の交付を受けて、これらの事業を行う事業主体から提出された実績報告書等の審査等の事務を行っている。

国土交通省の承認を得て事務事業者が定めた募集要領等によれば、事業主体は、事業完了後、事業費の総額及び補助対象事業費を記載した実績報告書を提出することとされており、また、サ高住事業については、請負工事費の支払を証する領収書等の写しを実績報告書に添付することとされている。

しかし、3事業主体(サ高住事業2事業主体、先導的^(注2)事業1事業主体)が実施した計3件の補助事業(国庫補助金交付額計117,001,000円)において、事業主体は、虚偽の内容の領収書の写しを添付して支払っていない工事費を補助対象事業費に含めて実績報告書を提出していたり、値引きを受けて実績報告書において報告した事業費よりも低額で事業を実施していたりしていた。このため、補助対象事業費が計145,416,000円過大に算定されていて、これに係る国庫補助金相当額計30,861,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、事務事業者において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったこと、国土交通省において事務事業者に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 虚偽の内容の領収書の写しを添付して実績報告書を提出して支払っていない金額を含めて補助対象事業費を過大に算定していた事態

株式会社すすきのプラザ(札幌市所在)は、平成24、25両年度に既存の建物を改修して介護サービス施設を備えたサ高住の整備を総事業費129,675,000円(補助対象事業費82,779,000円)で実施したとする実績報告書を、工事請負代金129,675,000円を全額支払ったとする領収書の写しを添付して、事務事業者に提出し、国庫補助金27,593,000円の交付を受けていた。

しかし、本件工事の請負代金の支払状況等をみると、実績報告書に添付された領収書の写しは虚偽のものであり、実際には実績報告書提出時点において請負業者に支払っていたのは20,000,000円であった。

したがって、上記工事請負代金の支払額20,000,000円に基づき適正な補助対象事業費を算定すると、12,840,000円となり、補助対象事業費が69,939,000円過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額23,313,000円が過大となっていた。

＜事例2＞ 実績報告書の事業費よりも低額で事業を実施して補助対象事業費を過大に算定していた事態

株式会社シニア村(茨城県龍ヶ崎市の所在)は、平成22、23両年度に、医療施設を備えた高齢者等向けの住宅を入居希望者から出資を集め入居希望者と設計から建築まで相談しながら新築するなどの先導的^(注2)事業を、事業費計485,218,000円(補助対象事業費計459,535,000円)で実施したとする実績報告書を事務事業者に提出し、国庫補助金計65,974,000円の交付を受けていた。そして、実施した事業のうち医療施設を備えた高齢者等向けの住宅の建設については工事請負代金450,000,000円で請負業者と請負契約を締結していた。

しかし、本件工事の請負代金の支払状況等をみると、事業主体は、請負代金の支払に当たって、請負業者から75,627,992円の値引きを受けていて、実際の事業費は実績報告書の事業費よりも低額となっていた。

したがって、本件事業は、実際の工事に要した費用 374,372,008 円に基づき適正な補助対象事業費を算定すると、計 403,875,000 円となり、補助対象事業費が 55,660,000 円過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額 5,566,000 円が過大となっていた。

(注1) サービス付き高齢者向け住宅 入居する 60 歳以上の者、要介護認定者等に対して状況把握サービス、生活相談サービス等を提供する賃貸住宅又は有料老人ホーム

(注2) 先導的的事业 高齢者等向けの住宅に関する先導的な技術、システム等を導入したり、生活支援、介護サービス等を効率的かつ効果的に提供したりする事業のうち、これら創意工夫等を一般に公開することなどにより、高齢者等の居住の安定確保に資するまちづくりなどの推進上効果が高いと認められる事業

消費税等相当額の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 17,651,850 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(273) 愛知県	名古屋市	社会資本整備総合交付金(効果促進)	24~27	736,697 (736,697)	368,348	35,303 (35,303)	17,651

この交付金事業は、名古屋市が、中日本高速道路株式会社(以下「NEXCO 中日本」という。)との間で締結した協定に基づき、社会資本整備総合交付金事業における効果促進事業として、NEXCO 中日本が名古屋市道と東名高速道路を接続する守山スマートインターチェンジを整備するに当たり、立体交差施設(以下「高速連絡橋」という。参考図参照)の工事等に要する経費(以下「連絡橋工事費」という。)を負担したものである(以下、名古屋市が負担した額を「負担金」という。)。そして、整備後の高速連絡橋は NEXCO 中日本に帰属することとなっている。

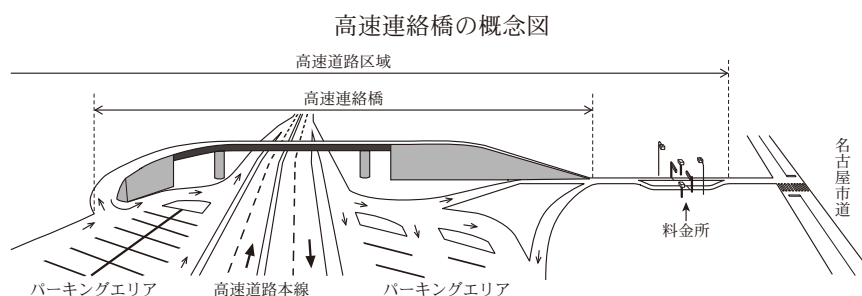
同市は、連絡橋工事費計 701,393,451 円に、この額を課税対象として算定した消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額計 35,303,700 円を加算し、負担金を計 736,697,151 円と算定していた。

しかし、前記のとおり、整備後の高速連絡橋は NEXCO 中日本に帰属することとなっていることから、連絡橋工事費は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)上の資産の譲渡等の対価に該当せず、同市は、負担金の算定に当たっては、連絡橋工事費を消費税等の課税対象外として処理すべきであった。

したがって、適正な負担金は計 701,393,451 円となり、前記の負担金計 736,697,151 円はこれに比べて 35,303,700 円過大となっており、これに係る交付金相当額計 17,651,850 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、負担金の算定に当たり、連絡橋工事費に係る消費税等の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



交付額の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 11,175,112 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(274) 近畿地方整備局	和歌山県	防災・安全交付金 (港湾改修)	26、27	134,643 (132,492)	66,246	67,050 (67,050)	11,175

この交付金事業は、和歌山県が、国際拠点港湾の和歌山下津港の本港区において、臨港交通施設の一部である青岸橋の耐震化及び延命化のために、耐震補強工、橋りょう補修工等を事業費 134,643,600 円(交付対象事業費 132,492,240 円)で実施したものである。

社会資本整備総合交付金交付要綱(平成 22 年国官会第 2317 号国土交通事務次官通知。以下「交付要綱」という。)によれば、国際拠点港湾における臨港交通施設に係る港湾改修事業の国の負担割合は、原則として、交付対象事業費の 10 分の 5 以内とすることとされている。ただし、コンクリート劣化対策等、既存施設の延命化のための改良を行うものについては、交付対象事業費の 3 分の 1 以内とすることとされている。

同県は、本件の交付対象事業費の全てについて国の負担割合を 10 分の 5 として交付金の額を 66,246,120 円と算定し、完了実績報告書を提出するなどして、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、本件事業には、既存施設の延命化のための改良を目的としたひび割れ注入工等の橋りょう補修工が含まれており、これに係る交付対象事業費について国の負担割合を 10 分の 5 としたのは誤りであって、正しくは 3 分の 1 以内であった。

したがって、交付要綱に基づき、橋りょう補修工に係る交付対象事業費に係る国の負担割合を 3 分の 1 として適正な交付金の額を算定すると 55,071,008 円となり、前記の交付を受けていた交付金 66,246,120 円との差額 11,175,112 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件交付金事業における国の負担割合についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

通信線路等の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 5,563,424 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(275) 沖縄県	島尻郡南風原町	防災・安全交付金 (下水道)	26、27	35,247 (17,271)	10,362	9,272 (9,272)	5,563

この交付金事業は、南風原町が、県道 128 号線に埋設する^{かんきょ}函渠等の下水道施設の整備に伴い支障となる通信線及びこれを保護する管路からなる通信線路(延長 174.8m)等の移設に要する費用として補償費 35,247,703 円(うち下水道施設の整備に係る補償費 17,271,374 円、交付対象事業費同額、交付金交付額 10,362,825 円)を電気通信事業者に対して支払ったものである。

「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」(昭和 42 年閣議決定)、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(昭和 42 年用地対策連絡会。以下、これらを合わせて「公共補償基準」という。)等によれば、公共事業の施

行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる既存公共施設等の代替の公共施設等を建設する場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分(以下「減価相当額」という。)等を控除して補償費を算定することとされている。

そして、当該公共施設等を建設するために必要な費用は、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用(以下「復成価格」という。)とされ、減価相当額については、既存公共施設等の復成価格に基づき、経過年数等を考慮して算定することとされている。

同町は、本件補償費の算定において、通信線路等を建設するために必要な費用については、通信線路等の材料費、通信線路等の設置費等からなる復成価格とした一方で、復成価格から控除する減価相当額については、通信線等の材料費のみに基づき算定するなどした額としていた。

しかし、公共補償基準等によれば、減価相当額は、復成価格に基づいて算定することとされていることから、通信線等の材料費のみに基づいて算定するのではなく、通信線路等の設置費等も含めた費用に基づくなどした額とすべきであった。

したがって、通信線路等の復成価格に基づき算定した減価相当額を控除するなどして適正な補償費の交付対象事業費を算定すると7,999,002円となり、本件補償費の交付対象事業費17,271,374円はこれに比べて9,272,372円過大となっており、これに係る交付金相当額5,563,424円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、本件補償費の算定に当たり、公共補償基準等における減価相当額等の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

橋りょうの建設工事に係る交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,276,553円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(276) 神奈川県	足柄上郡山北町	社会資本整備総合交付金 (道路)	25	113,537 (113,535)	62,444	2,322 (2,321)	1,276

この交付金事業は、山北町が、山北町川西地区において、町道10号河内川谷戸線の橋りょうの建設工事を中日本高速道路株式会社に委託して実施したものである。

本件橋りょうは、当初、新東名高速道路の建設に必要な工事用道路の仮橋として計画されていたが、同町の要望により、町道の一部としても使用できるように本設橋りょうとして建設されることになった。そして、同町は、委託工事の費用として、仮橋とする場合の工事費と本設橋りょうとする場合の工事費の差額113,537,285円(交付対象事業費113,535,910円、交付金交付額62,444,750円)を負担していた。

また、同町は、東京電力株式会社(平成28年4月1日以降は東京電力パワーグリッド株式会社。以下「会社」という。)が本件橋りょうに電線等を添架することを希望したため、そのために必要な埋込金具を設置する工事等についても委託工事に含めて実施することとし、会社に対して、電線等の添架のために道路の占用を許可していた。

道路法(昭和27年法律第180号)等によれば、道路橋に電線等を添架するなどの道路の占用に関する工事に要する費用(以下「占用工事費」という。)は、道路の占用につき道路管理者の許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)が負担しなければならないなどとされている。そして、国土交通省は、交付金の交付対象事業費の算定に当たっては、道路占用者が負担しなければならない占用工事費を控除する必要があるとしている。

しかし、同町は、占用工事費を交付対象事業費から控除していなかった。

したがって、占用工事費を交付対象事業費から控除して交付金交付額を算定すると61,168,197円(交付対象事業費111,214,905円)となり、本件交付金交付額との差額1,276,553円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、交付対象事業費の算定に当たり、占用工事費の取扱いなどについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 609,268,000円

交付金の交付対象とならない事業費の支払に充てるために、基金から交付金を取り崩して使用していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 609,268,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(277) 岩手県	陸前高田市	東日本大震災復興交付金(市街地復興効果促進)	24~28	1,557,777 (1,375,097)	1,100,078	944,262 (944,262)	609,268

この交付金事業は、陸前高田市が、東日本大震災により相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために復興交付金事業計画に基づき実施する事業として、防災集団移転促進事業等と一体となってその効果を増大させるために必要な復興まちづくりのための避難誘導施設整備等を行う事業(以下「市街地復興効果促進事業」という。)の事業費として国土交通省から東日本大震災復興交付金(以下「交付金」という。)の交付を受け、交付金を原資として基金を造成して事業を実施するものである。そして、市街地復興効果促進事業の実施に当たっては、交付対象事業費の10分の8について交付金を充てている。

東日本大震災復興交付金基金交付要綱(平成24年国会第2412号国土交通事務次官通知)等(以下「交付要綱等」という。)によれば、事業主体は、市街地復興効果促進事業の内訳である個々の事業(以下「細要素事業」という。)の実施に当たり、細要素事業ごとの事業費、基金を取り崩して事業費に充てるとして交付金交付額(以下「交付額」という。)、測量設計や本工事等の種別ごとの工事費内訳等が記載された使途内訳提出書等を、特定市町村に係るものは復興庁を經由して特定都道府県において審査した上で国土交通省に提出することにより事業に着手できることとされている。また、交付要綱等によれば、事業主体は、事業の実施に伴い提出済みの使途内訳提出書に記載された各細要素事業に対する交付額を増額する変更をしようとするなどの場合には、その都度、使途内訳変更提出書を上記と同様の手続により提出することとされているほか、毎会計年度終了後、復興交付金事業等の成果を記載した年度終了実績報告書を特定都道府県に提出することとされている。

(注1) 特定市町村 その全部又は一部の区域が東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条に規定する市町村の区域又はこれに準ずる区域として政令で定める地方公共団体である市町村

(注2) 特定都道府県 特定市町村が存する都道府県

このように定められているのは、市街地復興効果促進事業が、交付金を基金から取り崩して事業費の支払に充てる際に事業主体から国への申請等が不要であるなど、交付手続が簡素化され機動的な事業実施ができる制度であることから、国が事業主体における市街地復興効果促進事業の適正な執行を確保するために必要であることによるものである。そして、交付要綱等において、国土交通省は、市街地復興効果促進事業の適正な執行を確保するために必要があるときは、使途内訳提出書等に記載された上記の各事項に対して修正を加えることができることになっている。

また、事業主体に造成された基金については、東日本大震災復興交付金基金管理運営要領(平成24年府復第4号等)によれば、事業主体は、復興交付金事業等の実施に要する経費に充てる場合を除き、これを取り崩してはならないとされている。

同市は、平成24年度から28年度までの間に、緊急避難路を整備するなどの細要素事業16事業を実施するとして、使途内訳提出書に細要素事業ごとの事業費(計613,515,000円)、交付額(計490,810,000円)等を記載し、これを提出していた。そして、同市は、岩手県に提出している28年度の年度終了実績報告書において、上記使途内訳提出書のとおり16事業を実施し、上記の交付額を基金から取り崩したとしていた。

しかし、同市は、上記16事業の実施に当たり、使途内訳提出書に測量設計費、用地費及び補償費のみを計上していたのに本工事に着手したり、変更契約を行って契約金額を増額したりなどしたため、上記の事業費を944,262,731円上回る計1,557,777,731円の事業を実施していた。そして、同市は、この事業費の支払に充てるために上記の交付額を609,268,000円超える計1,100,078,000円を26年度から28年度までの3か年度にわたり基金から取り崩していた。

したがって、前記の16事業について、使途内訳提出書に記載されていない本工事等に要した事業費は、復興交付金事業等に要する経費として認められず交付金の交付対象とならないことから、同提出書に記載された交付額を超えて基金から取り崩して使用していた交付金計609,268,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において市街地復興効果促進事業の適切な実施及び基金の適切な運営に対する認識が著しく欠けていたこと、同県において年度終了実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(前掲93ページの「震災復興特別交付税の額の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めるなどしていたため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの」参照)

(4) 工事の施工が設計と相違していたもの 1件 不当と認める国庫補助金 6,065,950円
ボックスカルバートの施工が設計と相違していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 6,065,950円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補助 対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(278) 千葉県	千葉県	防災・安全交付金 (道路)	26、27	179,086 (179,086)	98,497	11,029 (11,029)	6,065

この交付金事業は、千葉県が、勝浦市墨名^{とな}地内において、一般国道128号のランプ部の形状変更、交差点の設置等を行うために、カルバート工、地盤改良工等を実施したものである。

このうち、カルバート工は、ランプ部の形状変更による拡幅に伴い、道路下を横断する水路として既設のボックスカルバート(以下「既設カルバート」という。)の上流側と下流側に、プレキャストコンクリート製のボックスカルバート(内空断面の幅1.5m、高さ2.0m、長さ1.0m~2.0m。以下「新設カルバート」という。)を、計40基設置するものである。また、地盤改良工は、新設カルバートの下を地盤改良するもので、支持層上の軟弱層をセメント系固化材により固結させるなどして、基礎地盤を造成するものである。

同県は、本件地盤改良工及びカルバート工を、設計図書等に基づき、次のように施工することとしていた。

- ① 地盤改良工については、新設カルバートを設置する箇所の下において施工することとする。ただし、下流側は、平成25、26両年度に先行して施工していた箇所を除いて、既設カルバートから6基目までの新設カルバートを設置する箇所の下において施工することとする。そして、下流側の軟弱層の厚さは、6基目の新設カルバートの下において最大2.2mと推定されており、この軟弱層が地盤改良工を施工する範囲となる(参考図1参照)。
- ② カルバート工については、地盤改良工により造成した基礎地盤の上に、均しコンクリートを厚さ150mmで打設して、その上にモルタルを厚さ20mmで均一に敷き詰めた後に新設カルバートを設置して、新設カルバートとモルタルとを密着させる(参考図2参照)。

しかし、現地の状況を確認したところ、地盤改良工については、既設カルバートの下流側に設置した6基目の新設カルバートの下において、最大2.2mの厚さで施工することとしていたのに、最大でも1.2mしか施工しておらず、支持層上の軟弱層が残った状態となっていた(参考図1参照)。また、カルバート工については、既設カルバートの上流側に設置した2基目の新設カルバートの下において、モルタルの厚さが不足しており、均しコンクリートの上にモルタルを均一に敷き詰めておらず、新設カルバートとモルタルが密着していなかった(参考図2参照)。このため、盛土、カルバートの荷重等のため、カルバートの不同沈下が発生して、既設カルバートの下流側に設置した6基目と7基目の新設カルバートの間及び上流側に設置した1基目と2基目の新設カルバートの間に、段差が10mmから20mm生じていて、カルバート内面の継手付近のコンクリートがひび割れていたり、剝離して鉄筋等が露出したりしていた。

したがって、上流側及び下流側各2基、計4基の新設カルバートに係るカルバート工等(工事費相当額計11,029,000円)は、施工が設計と相違して粗雑なものとなっていたため、カルバートとしての耐久性が著しく低い状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額計6,065,950円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、請負人が設計図書等についての理解が十分でなく、粗雑な施工を行っていたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

補助事業者 (事業主体)	道、府1、県6、市29、区6、町10、村1、計54事業主体
補助事業	公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅等改善事業
二重床下地の施工の概要	鉄筋コンクリート構造等の公営住宅等における内装工事の一環として、コンクリートスラブの上に床仕上げ材の下地となる支持脚の付いた床パネルを設置するもの
二重床下地の施工単価を見積りなどを基礎とした単価より物価資料掲載単価により積算した方が低額となっていた工事件数	177工事
上記の二重床下地に係る直接工事費の積算額	13億9037万余円(平成23年度～27年度)
上記に対する交付金等相当額	6億8450万余円
低減できた二重床下地に係る直接工事費の積算額	3億3750万円(平成23年度～27年度)
上記に対する交付金等相当額	1億6385万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

公営住宅等整備事業等における二重床下地に係る工事費の積算について

(平成29年9月28日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 工事の概要

(1) 公営住宅等の整備の概要

地方公共団体は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)等に基づき、公営住宅等整備事業等の一環として、公営住宅及び改良住宅(以下「公営住宅等」という。)の建設、改善等の整備事業を実施している。

そして、貴省は、公営住宅等を整備する地方公共団体(以下「事業主体」という。)に対し、社会資本整備総合交付金等を交付している。

(2) 公営住宅等の建設、改善等における工事費の積算の概要

事業主体は、公営住宅等の建設、改善等における工事費の積算については、材料費と労務費等を合計した施工費等の単価(以下「施工単価」という。)に、設計数量を乗ずるなどして予定価格の積算を行っている。そして、事業主体では、積算に用いる施工単価について、原則として、事業主体が市場調査を行うなどして毎年度制定する単価表に記載されていればその単価を、単価表に記載されていないもので物価資料(刊行物である積算参考資料をいう。以下同じ。)に市場価格として記載されている単価(以下「物価資料掲載単価」と

いう。)があればその単価を、単価表にも物価資料にも市場価格が記載されていないものは製造業者等からの見積価格や公表価格を査定するなどして決定する単価(以下「見積りなどを基礎とした単価」という。)を用いることにして、積算を行い、予定価格を定めている。

(3) 公営住宅等における二重床下地の施工

公営住宅等の大半は鉄筋コンクリート構造等となっており、事業主体は、内装工事の一環として、畳、フローリング等の床仕上げ材を設置するために、コンクリートスラブの上に床仕上げ材の下地(以下「床下地」という。)となる構造材を施工している。そして、床下地の施工方法の一つとして、支持脚の付いた床パネルを床下地(以下「二重床下地」という。参考図参照)として施工する方法がある。二重床下地は、支持脚の高さを一定程度容易に調整することができること、また、コンクリートスラブと床パネルとの間には給排水管等を配置できる空間があることから、施工が比較的容易なものとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

二重床下地は、施工が比較的容易であることなどから、多くの公営住宅等の建設工事等で用いられている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、鉄筋コンクリート構造等の公営住宅等の二重床下地に係る工事費の積算が適切に行われているかに着眼して、14都道府県管内の112事業主体が平成23年度から27年度までの間に実施した二重床下地の施工を含む鉄筋コンクリート構造等の公営住宅等の整備事業625工事(これに係る工事費計3569億1386万余円、交付金等計1614億6969万余円、二重床下地に係る直接工事費の積算額計31億6972万余円、交付金等相当額計15億3503万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、貴省及び14都道府県管内の69事業主体において、当該公営住宅等の設計図書、積算書等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの6都道府県管内の43事業主体から調書等の提出を受けるなどして検査した。

(注1) 14都道府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、宮城、茨城、埼玉、千葉、神奈川、福井、岐阜、愛知、鳥取、香川各県

(注2) 6都道府県 東京都、北海道、千葉、福井、岐阜、愛知各県

(検査の結果)

検査したところ、二重床下地に係る工事費の積算について次のような事態が見受けられた。

すなわち、前記の112事業主体が実施した625工事の二重床下地に係る工事費の積算についてみたところ、14都道府県管内の93事業主体が実施した338工事(二重床下地に係る直接工事費の積算額計23億3492万余円、交付金等相当額計11億4667万余円)において、事業主体は、二重床下地の施工単価について、物価資料掲載単価を用いることなく、見積りなどを基礎とした単価を施工単価と決定し、これに施工面積を乗じて二重床下地に係る工事費を積算していた。

しかし、このうち、12都道府県管内の67事業主体が実施した228工事に係る施工面積435,711㎡の二重床下地(これに係る直接工事費の積算額計16億0917万余円、交付金等相当額計7億9279万余円)は、その床高さが、物価資料に掲載単価が記載されている65mmから180mmまでの範囲内にあり、また、二重床下地は支持脚の高さを調整することで高さを調整することができることなどから、積算に当たり物価資料掲載単価を用いることが可能であった。

そして、上記の67事業主体が実施した228工事に係る施工面積435,711㎡の約8割に当たる11都道府県管内の54事業主体が実施した177工事に係る施工面積352,210㎡(これに係る直接工事費の積算額計13億9037万余円、交付金等相当額計6億8450万余円)についてみると、物価資料掲載単価により積算した方が見積りなどを基礎とした単価により積算するよりも低額となっていて、物価資料掲載単価を用いることにより経済的な積算を行うことが可能であった。

これらのことから、上記の177工事に係る施工面積352,210㎡について、見積りなどを基礎とした単価を物価資料掲載単価に置き換えて、本件各工事における二重床下地に係る直接工事費の積算額を修正計算すると、計10億5278万余円(交付金等相当額計5億2065万余円)となり、上記の積算額を約3億3750万円(交付金等相当額計1億6385万余円)低減できたと認められる。

(注3) 12都道府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、埼玉、千葉、神奈川、福井、岐阜、愛知、鳥取、香川各県

(注4) 11都道府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、埼玉、千葉、神奈川、福井、愛知、鳥取、香川各県

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

神奈川県は、平成23年度に県営緑ヶ丘団地(鉄筋コンクリート構造4階建て1棟)の建築工事を実施しており、本件工事においては、床下地を二重床下地(施工面積1,277㎡)としていた。二重床下地の施工単価については、設計及び積算を受託した設計事務所が製造業者から見積書を徴取して作成した単価を査定して、床高さ100mm(施工面積783㎡)及び200mm(施工面積494㎡)のものについて、それぞれ1㎡当たり4,880円及び5,200円としていた。

しかし、本件工事で使用する二重床下地のうち床高さ100mmの二重床下地(直接工事費の積算額382万余円)に関しては、物価資料に床高さ105mmの場合における単価が市場価格として記載されていて、同床高さの施工に通常用いる製品は床高さ100mmまで容易に調整して施工することができることから、物価資料掲載単価である床高さ105mmの単価1㎡当たり3,000円を用いて積算を行うことが可能であったと認められる。

そこで、本件工事において採用した床高さ100mmの施工単価4,880円を物価資料掲載単価の3,000円に置き換えて二重床下地に係る直接工事費の積算額を修正計算すると234万余円となり、当初の積算額を147万余円(交付金相当額66万余円)低減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

事業主体において、二重床下地に係る工事費の積算に当たり、工事の仕様から物価資料掲載単価を用いて経済的な積算を行うことが可能な場合においてもこれを用いることなく見積りなどを基礎とした単価により積算を行っている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

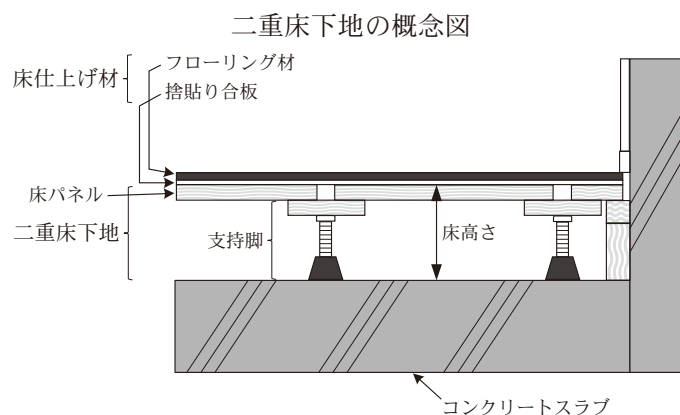
このような事態が生じているのは、事業主体において、二重床下地に係る工事費の積算に当たり、工事の仕様から物価資料掲載単価を用いることが可能であったことについての理解が十分でなかったり、物価資料掲載単価等により市場価格を把握して経済的な積算を行うことについての理解が十分でなかったりなどしていること、また、貴省において、事業主体に対して、物価資料掲載単価等により市場価格を把握して経済的な積算を行うことについての周知が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴省においては、今後も引き続き、二重床下地の施工を含む鉄筋コンクリート構造等の公営住宅等の整備を推進していくことが見込まれる。

ついては、貴省において、二重床下地に係る工事費の積算について、その仕様から物価資料掲載単価を用いることが可能な場合には物価資料掲載単価を参考にするなど市場価格を把握した上で施工単価を決定するよう各事業主体に周知して、経済的な積算となるよう是正改善の処置を求める。

(参考 図)



- (2) 地域間幹線系統確保事業において、運送収入に計上できる市町村からの運賃補填額は輸送実態を伴うことが必要であることを具体的に示したり、市町村が発券を受けた回数券等の利用実態を把握したりなどすることにより、同事業が輸送実態を反映した適切な生活交通計画に基づき実施されて、地域の特性、実状に応じた最適な交通手段の提供に資するものとなるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)地域公共交通維持・活性化推進費
部 局 等	国土交通本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	16 一般乗合旅客自動車運送事業者
補助事業	地域間幹線系統確保事業
補助事業の概要	複数の市町村にまたがる幹線系統を定期的に運行して不特定多数の旅客を運送する路線バスの運行に係る経費の一部を補助するもの
輸送実態を伴っていない市町村補填額を運送収入から除いて輸送量を算定すると15人未満となる補助系統	61 補助系統 (15 補助事業者) (平成 26 年度) 64 補助系統 (15 補助事業者) (平成 27 年度)
上記に対する国庫補助金交付額	4 億 7714 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

地域間幹線系統確保事業における輸送量の算定について

(平成 29 年 10 月 30 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 地域公共交通確保維持事業及び生活交通計画の概要

貴省は、地域公共交通の存続が危機にひんしている地域において、地域の特性、実状に最適な交通手段を確保、維持することを目的として、路線バスの運行支援等の地域公共交通確保維持事業(以下「地域公共交通事業」という。)を実施している。地域公共交通事業の実施に当たっては、地域公共交通に係わる都道府県、市区町村、交通事業者、地方運輸局等、地域の関係者は協議会を組織して、当該地域において地域の特性、実状に応じた最適な交通手段の提供等が図られることになるように、地域の生活交通の実状を的確に把握しつつ、当該地域公共交通事業の必要性、目標、効果等を議論することとなっている。そして、協議会、都道府県又は市区町村(以下「協議会等」という。)は、生活交通確保維持改善計画(平成 26 年度以前は生活交通ネットワーク計画。以下「生活交通計画」という。)を策定し、貴省に対して生活交通計画を申請し認定を受けることとなっている。

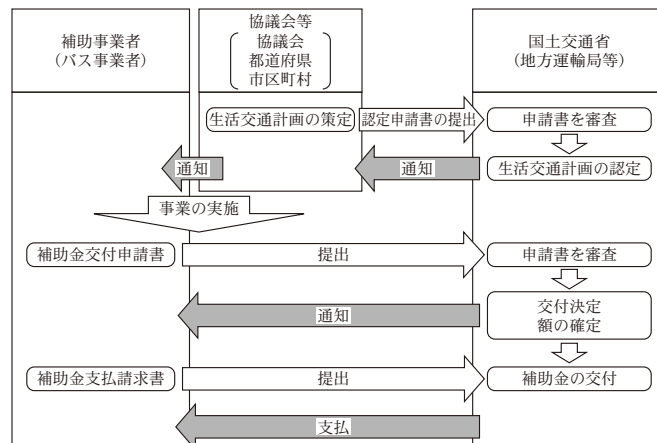
貴省は、生活交通計画に基づき実施される地域公共交通事業として、複数の市町村にまたがる地域間の交通ネットワークを確保、維持するために、幹線となる路線バス系統(以下「幹線系統」という。)の運行等に対する支援を行っているほか、幹線を補完する地域内交通を確保、維持するために、別途^(注1)デマンドバスや乗合タクシー等の運行等に対する支援等も行っている。

(注1) デマンドバス 利用者の需要に応じて、あらかじめ定めた路線以外の経路を運行するバス

(2) 地域間幹線系統確保事業の概要

貴省は、地域公共交通事業のうち、地域間の交通ネットワークを確保、維持するために複数の市町村にまたがる幹線系統を定期的に運行して不特定多数の旅客を運送する一般乗合旅客自動車運送事業者等(以下「補助事業者」という。)に対して、幹線系統の運行(以下「補助対象事業」という。)に係る収支の赤字額を対象として、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成 23 年国総計第 97 号ほか。以下「交付要綱」という。)に基づき地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下、「補助金」といい、補助金を交付する事業を「地域間幹線系統確保事業」という。)を交付している(図参照)。

図 地域間幹線系統確保事業の事務の流れ



交付要綱によれば、地域間幹線系統確保事業の実施に当たって策定する生活交通計画には、事業に係る目的及び必要性のほか、補助対象期間の前々年度(以下「基準期間」という。)の実績に基づき補助事業者が算定した1日当たりの幹線系統ごとの平均乗車人数(以下「輸送量」という。)等を記載することとされている。そして、交付要綱によれば、補助対象となる幹線系統(以下「補助系統」という。)は輸送量が15人以上150人以下の範囲内であることなどとされている。

これについて、貴省は、補助系統については、地域間の幹線系統の運行を支援する趣旨から、最低限、15人(1日当たりの運行回数3回に普通乗用車では輸送できない1回当たりの乗車人数である5人を乗じたもの)以上の輸送量であることが必要としている。そして、輸送量が15人を下回る場合は、地域間の交通ネットワークとして確保、維持することが適切であるのか協議会により議論を行った上で地域の特性、実状に応じて、運行系統の再編やデマンドバス、乗合タクシー等の路線バスの代替移動手段等の最適な交通手段を検討すべきであるとしており、貴省においても、これらの最適な交通手段の提供が行われるよう、前記のとおり様々な支援を実施している。

(3) 輸送量の算定方法

交付要綱によれば、地域間幹線系統確保事業における輸送量については次のとおり、計画平均乗車密度に基づき算定することとされている。

$$\boxed{\text{輸送量}} = \boxed{\text{計画平均乗車密度}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{計画運行回数} \\ \text{(系統の1日当たりの計画往復回数)} \end{array}}$$

計画平均乗車密度については、実際の乗車人数を調査することが難しいことなどから、次のとおり計画運送収入を基に算定されることとされており、この計画運送収入は基準期間の運送収入の実績値等を用いることとされている。

$$\boxed{\text{計画平均乗車密度}} = \boxed{\text{計画運送収入}} \div \left(\boxed{\begin{array}{c} \text{計画実車走行キロ} \\ \text{(系統距離に1年間の運行} \\ \text{回数に乗じた計画距離)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{平均賃率} \\ \text{(系統1km当たりの運賃)} \end{array}} \right)$$

また、「旅客自動車運送事業等報告規則に基づく報告書類の記載等に際しての留意点等について」(平成14年国自旅第31号)によれば、上記の運送収入は、補助事業者が営業収益として計上する旅客運賃等とされており、旅客運賃には地方公共団体からの運賃補填額を含むとされているが、貴省では、運賃補填額が旅客運賃に含まれるためには、地方公共団体が地域振興政策及び福祉政策の一環として住民等に配布した回数券等を実際に住民等が使用するなどして、住民等が実際にバスを利用するという輸送実態を伴うことが必要であるとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

交付要綱によれば、生活交通計画に記載される補助系統の輸送量について、運送収入等を用いて算定することとされており、前記のとおり、運送収入には地方公共団体からの運賃補填額も含むとされている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、地域間幹線系統確保事業が輸送実態を反映した適切な生活交通計画に基づき実施されて、地域の特性、実状に応じた最適な交通手段

の提供に資するものとなっているかなどに着眼して、26、27両年度に補助金の交付を受けている230補助事業者が実施した補助対象事業(補助金交付額26年度80億3190万余円、27年度81億8050万余円、計162億1240万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、貴省及び6地方運輸局管内の17補助事業者において、補助金に係る交付申請書、事業完了実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、2地方運輸局管内の7補助事業者から関係書類の提出を受けるなどして検査した。

(注2) 6地方運輸局 北海道、北陸信越、中部、近畿、中国、四国各運輸局

(注3) 17補助事業者 網走バス株式会社、宗谷バス株式会社、網走観光交通株式会社、加越能バス株式会社、福井鉄道株式会社、京阪京都交通株式会社、京都交通株式会社、奈良交通株式会社、御坊南海バス株式会社、龍神自動車株式会社、日ノ丸自動車株式会社、日本交通株式会社、中鉄北部バス株式会社、備北バス株式会社、琴参バス株式会社、小豆島オーリーブバス株式会社、有限会社下段モーターズ

(注4) 2地方運輸局 近畿、中国両運輸局

(注5) 7補助事業者 丹後海陸交通株式会社、和歌山バス那賀株式会社、中紀バス株式会社、株式会社美作共同バス、中国ジェイアールバス株式会社、株式会社中国バス、鞆鉄道株式会社

(検査の結果)

検査したところ、26年度20補助事業者が運行する79補助系統(補助金交付額3億2988万円)、27年度20補助事業者が運行する82補助系統(補助金交付額3億4466万余円)、計21補助事業者が運行する161補助系統(補助金交付額計6億7454万余円)において、市町村が運賃補填の目的で回数券等を購入しており、運送収入に市町村からの運賃補填額(以下「市町村補填額」という。)が計上されていた。そこで、これらの市町村の補填が輸送実態を伴っているか確認したところ、次のとおり、回数券等を利用した住民等のバス利用がないなど、市町村の補填が輸送実態を伴っていない事態が見受けられた(27年度の2補助系統については(1)、(2)の事態が重複している。)

(1) 市町村の補填を受けた補助事業者が回数券等を発券していなかったもの

26年度12補助事業者が運行する54補助系統(補助事業者に対して運賃補填を行っていた地方公共団体数46市町村)、27年度10補助事業者が運行する55補助系統(同43市町村)においては、補助事業者は、市町村補填額を回数券等の売上げとして運送収入に計上していた。しかし、いずれの補助事業者も、運賃補填を行った市町村から回数券等の管理が困難であるとの申出を受けたことなどから、実際には、市町村補填額に相当する回数券等を発券していなかった。このため、回数券等の売上げとして運送収入に計上された市町村補填額については、住民等のバス利用は全くなく、市町村補填額に対応した輸送実態はなかった。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

富山県高岡市の加越能バス株式会社は、平成26年度20補助系統で補助金6456万余円、27年度23補助系統で補助金6771万余円の交付を受けていた。このうち、26年度15補助系統(補助金交付額3879万余円)、27年度15補助系統(補助金交付額3623万余円)について、同会社

は、補助系統が経由する富山県富山、高岡、氷見、砺波、小矢部、南砺、射水各市及び岐阜県大野郡白川村からの依頼等により、補助対象となる15人以上の輸送量を確保するために必要となる運送収入をあらかじめ算定し、不足する金額を24年度計5110万余円、25年度計5501万余円と通知して、各市村は同額を市町村補填額として支払っていた。そして、同会社は同額を団体乗車券等の売上げとして運送収入に計上していたが、実際には団体乗車券等は発券しておらず、市町村補填額に対応した輸送実態はなかった。

(2) 市町村が発券を受けた回数券等を配布していなかったもの

26年度8補助事業者が運行する25補助系統(同19市町)、27年度11補助事業者が運行する29補助系統(同23市町村)においては、補助事業者は、回数券等を市町村に発券するなどしていた。しかし、このうち26年度3補助事業者が運行する18補助系統(同12市町)、27年度7補助事業者が運行する23補助系統(同16市町村)においては、回数券等を住民に配布すると実際に運賃を支払ってバスを利用する住民が回数券等を使用することになり、運送収入が減少するおそれがあることから、運賃補填を行った市町村は回数券等を配布していなかった。このため、回数券等の売上げとして運送収入に計上された市町村補填額についても、住民等のバス利用は全くなく、市町村補填額に対応した輸送実態はなかった。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

北海道網走市の網走バス株式会社は、平成26年度6補助系統で補助金2933万余円、27年度6補助系統で補助金2997万余円の交付を受けていた。このうち26年度5補助系統(補助金交付額2327万余円)、27年度5補助系統(補助金交付額2357万余円)について、同会社は、補助系統が経由する北海道北見、網走両市、網走郡美幌、大空、斜里郡斜里、小清水各町からの依頼等により、補助対象となる15人以上の輸送量を確保するために必要となる運送収入をあらかじめ算定し、不足する金額を24年度2591万余円、25年度2706万余円と通知して、各市町は同額の回数券を購入していた。そして、同会社は同額を発券して回数券の売上げとして運送収入に計上していたが、各市町ではこれらの回数券を住民に配布すると、住民からの旅客運賃が回数券と置き換わり、配布しない場合と比べて運送収入が減少するおそれがあるため、回数券は使用しないこととしており、運送収入に計上された回数券による輸送実態はなかった。なお、北見、網走両市、美幌、大空、斜里各町では、回数券は配布せず保管しており、小清水町では、管理が煩雑であるため購入して1年間保管した後、廃棄処分としていた。

そして、輸送実態を伴っていない市町村補填額を運送収入から除いて輸送量を算定すると、市町村補填額が計上されていた26年度79補助系統、27年度82補助系統のうち、表のとおり、それぞれ15補助事業者が運行する61補助系統(補助金交付額2億3641万余円)、15補助事業者が運行する64補助系統(補助金交付額2億4072万余円)、計16補助事業者が運行する125補助系統(補助金交付額計4億7714万余円)において15人未満となり、地域間幹線系統確保事業が輸送実態を反映していない生活交通計画に基づき実施されていて、地域の特性、実状に応じた最適な交通手段の提供に資するものとなっていなかった。

表 輸送実態を伴っていない市町村補填額を運送収入から除いて輸送量を算定すると15人未満となる補助系統

補助事業者	年度	補助系統	補助金交付額	運賃補填を行っていた市町村
網走バス株式会社	平成26	5	2327万円	北海道北見、網走両市、網走郡美幌、大空、斜里郡斜里、小清水各町
	27	5	2357万円	
宗谷バス株式会社	26	7	6072万円	北海道稚内市、枝幸郡浜頓別、中頓別、枝幸、利尻郡利尻、利尻富士、紋別郡雄武各町、中川郡音威子府、宗谷郡猿払両村
	27	7	6374万円	
網走観光交通株式会社	26	—	—	北海道網走市、網走郡大空町
	27	1	59万円	
加越能バス株式会社	26	15	3879万円	富山県富山、高岡、氷見、砺波、小矢部、南砺、射水各市、岐阜県大野郡白川村
	27	15	3623万円	
京阪京都交通株式会社	26	2	501万円	京都府京都、亀岡、南丹各市
	27	2	514万円	
丹後海陸交通株式会社	26	5	1980万円	京都府福知山、宮津、京丹後各市、与謝郡伊根、与謝野両町
	27	5	2436万円	
京都交通株式会社	26	3	785万円	京都府福知山、舞鶴両市、福井県大飯郡高浜町
	27	3	748万円	
奈良交通株式会社	26	4	2520万円	奈良県桜井、五條、宇陀各市、吉野郡下市町、黒滝、天川、十津川、東吉野各村
	27	5	2788万円	
御坊南海バス株式会社	26	2	615万円	和歌山県御坊市、有田郡広川、日高郡印南両町
	27	2	647万円	
龍神自動車株式会社	26	2	732万円	和歌山県田辺市、日高郡みなべ町
	27	—	—	
中紀バス株式会社	26	1	191万円	和歌山県有田郡広川、日高郡由良両町
	27	1	141万円	
日ノ丸自動車株式会社	26	2	344万円	鳥取県鳥取、倉吉両市、東伯郡三朝町
	27	2	414万円	
日本交通株式会社	26	1	127万円	鳥取県鳥取、米子、倉吉各市、八頭郡若桜、八頭、東伯郡湯梨浜各町、西伯郡日吉津村
	27	5	815万円	
中鉄北部バス株式会社	26	3	922万円	岡山県津山市、苫田郡鏡野、久米郡美咲両町
	27	3	1040万円	
備北バス株式会社	26	1	261万円	岡山県新見市
	27	1	271万円	
琴参バス株式会社	26	8	2379万円	香川県丸亀、坂出両市、仲多度郡まんのう町
	27	7	1839万円	
計	26	61	2億3641万円	
	27	64	2億4072万円	
合計		125	4億7714万円	

(注) 表示単位未満を切り捨てているため、補助金交付額の合計は、計欄及び合計欄と一致しない。

また、協議会等は、前記回数券等の配布及び利用の状況について十分把握しないまま、生活交通計画を策定していた。

(改善を必要とする事態)

市町村補填額に対応した輸送実態がないにもかかわらず運送収入に計上され、この運送収入に基づく輸送量が生活交通計画に記載された結果、地域間幹線系統確保事業が地域の輸送実態を反映していない生活交通計画に基づき実施されていて、地域の特性、実状に応じた最適な交通手段の提供に資するものとなっていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 補助事業者に対して、運送収入に計上できる市町村補填額は輸送実態を伴うことが必要であることを具体的に示していないこと
- イ 協議会等に対して、市町村が発券を受けた回数券等の利用状況を把握するなどして、輸送量が地域の輸送実態を反映したものとなるよう求めていること

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、人口減少や少子高齢化に伴い地域の生活交通の維持が年々困難となる中で、日常生活を営むに当たって必要不可欠な交通手段を確保、維持するために、様々な支援を実施している。

については、貴省において、地域間幹線系統確保事業が輸送実態を反映した適切な生活交通計画に基づき実施されることにより、地域の特性、実状に応じた最適な交通手段の提供に資するものとなるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 補助事業者に対して、運送収入に計上できる市町村補填額は輸送実態を伴うことが必要であることを具体的に示すこと
- イ 協議会等に対して、市町村が発券を受けた回数券等の利用状況を把握するなどして、輸送量が地域の輸送実態を反映したものとなるよう指導すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) コンテナクレーン整備事業に係る貸付け及び補助の対象から予備品等の購入費を除くことを明確にするなどして、貸付金の貸付け及び補助金の交付が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省
	(項)総合的物流体系整備推進費(補助金)
	(項)港湾事業費(貸付金 平成26年度~28年度)
	社会資本整備事業特別会計(港湾勘定)
	(項)埠頭整備資金貸付金(貸付金 平成23年度~25年度)
部 局 等	国土交通本省、5地方整備局

＜貸付金＞	
貸付けの根拠	港湾法(昭和25年法律第218号)、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(昭和56年法律第28号)
貸付けの概要	港湾運営会社等が行うコンテナクレーン整備事業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける港湾管理者に対して、その貸付金額の一部を無利子で貸し付けるもの
検査の対象とした貸付先数及び貸付件数	5 港湾管理者 35 件
上記の貸付けに係る貸付対象事業費	336 億 9303 万余円(平成23年度～28年度)
上記に対する貸付金額	126 億 2597 万余円
貸付対象事業費に予備品等の購入費を含めていた貸付先数及び貸付件数	5 港湾管理者 30 件
上記の貸付けに係る予備品等の購入費の額	8 億 0698 万余円(平成23年度～28年度)
上記に対する貸付金相当額(1)	3 億 0046 万円
＜補助金＞	
補助の根拠	予算補助
補助事業	港湾機能高度化施設整備事業
補助事業の概要	地方公共団体が行うコンテナクレーン整備事業に要する経費の一部を補助するもの
検査の対象とした補助事業者(事業主体)数及び補助事業の件数	3 県 3 件
上記の補助事業に係る補助対象事業費	21 億 7388 万余円(平成23年度～25年度、27、28両年度)
上記に対する補助金交付額	7 億 2462 万余円
補助対象事業費に予備品等の購入費を含めていた補助事業者数及び補助事業の件数	2 県 2 件
上記の補助事業に係る予備品等の購入費の額	2427 万余円(平成23年度～25年度)
上記に対する補助金相当額(2)	809 万円
(1)及び(2)の計	3 億 0855 万円

1 コンテナクレーン整備事業に係る貸付け及び補助の概要

(1) コンテナクレーン整備事業に係る貸付けの概要

国土交通省は、港湾法(昭和25年法律第218号)に基づき、同法で定められた国際戦略港湾及び同法附則第31項の規定により国際戦略港湾とみなされた国際拠点港湾(以下、これらを合わせて「国際戦略港湾等」という。)ごとに、当該国際戦略港湾等における埠頭群を運営する者として、同法で定められた要件を備えていると認められる株式会社を指定している(以下、この指定を受けた株式会社を「港湾運営会社」という。)

また、国土交通省は、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(昭和56年法律第28号。以下「外貿法」という。)に基づき、東京港、横浜港、大阪港又は神戸港ごとに、外貿法で定められた特定外貿埠頭における管理運営を行う者として、外貿法で定められた要件を備える法人を指定している(以下、この指定を受けた法人を「指定会社」という。)

そして、港湾運営会社及び指定会社(以下、これらを合わせて「港湾運営会社等」という。)は、コンテナ貨物量の増加等に対応することを目的として、コンテナ埠頭の岸壁に係留される外航コンテナ船等に係る貨物の荷さばきを行うための荷役機械(以下「コンテナクレーン」という。)の建設又は改良を行っている。

一方、地方公共団体等の港湾管理者は、国際戦略港湾等において港湾運営会社等が行うコンテナクレーンの建設又は改良に係る事業(以下「コンテナクレーン整備事業」という。)等に要する費用に充てる資金を当該港湾運営会社等に対して無利子で貸し付けている。そして、国土交通省は、我が国産業の国際競争力の強化等に寄与することなどを目的として、港湾法等又は外貿法等に基づき、港湾管理者の貸付金額の2分の1以内の金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けている(以下、港湾運営会社等に資金を貸し付ける港湾管理者に対して国土交通省が貸し付ける無利子貸付金を「貸付金」という。)

貸付金は、「港湾法第55条の9に基づく無利子資金の貸付要綱」(平成17年国港総第14号)、「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第6条の外貿埠頭施設整備事業無利子貸付金貸付要綱」(平成20年国港総第971号)等(以下、これらを「貸付要綱」という。)に基づき貸し付けられており、貸付要綱によれば、貸付けの対象は、コンテナクレーン等の各港湾施設の建設又は改良とされている。また、貸付要綱等によれば、国土交通省から貸付金の貸付けを受けようとする港湾管理者は、港湾運営会社等から港湾管理者に対する貸付申請書を受領した後、貸付金の貸付申請書を当該港湾管理者が管理する港湾を管轄する地方整備局等を経由して国土交通省に提出することとされている。

(2) コンテナクレーン整備事業に係る補助の概要

国土交通省は、港湾の国際競争力の強化、物流の効率化等を図ることを目的として、「港湾機能高度化施設整備費補助交付要綱」(平成17年国港管第1号。以下「補助要綱」という。)に基づき、港湾の機能の高度化を図るために必要な施設の整備を行う地方公共団体等に対して、港湾機能高度化施設整備費補助(以下「補助金」という。)を交付している。

補助要綱によれば、補助対象事業は、港湾の機能の高度化を図ることを目的として行うコンテナクレーン等の各施設の整備に係る事業とされている。そして、コンテナクレーン整備事業に係る補助金の額は、補助対象事業費の3分の1以内とされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、貸付要綱等に従って適切に貸付金の貸付けが行われているか、また、補助要綱等に従って適切に補助金の交付が行われているかなどに着眼し

て、7港湾運営会社等^(注1)が実施し、平成24年度から28年度までの間に完了したコンテナクレーン整備事業に対して5港湾管理者^(注2)が実施した貸付け35件(貸付対象事業費計336億9303万余円、貸付金額計126億2597万余円)及び3県^(注3)が補助事業により実施し、25、28両年度に完了したコンテナクレーン整備事業3件(補助対象事業費計21億7388万余円、補助金交付額計7億2462万余円)を対象として、申請書、完了実績報告書、仕様書等の内容を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 7港湾運営会社等 東京港埠頭、横浜港埠頭、横浜川崎国際港湾、名古屋港埠頭、大阪港埠頭、神戸港埠頭、阪神国際港湾各株式会社

(注2) 5港湾管理者 東京都、横浜、大阪、神戸各市、名古屋港管理組合

(注3) 3県 岡山、香川、愛媛各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貸付要綱によれば、貸付金の貸付けの対象は各港湾施設の建設又は改良とされており、また、補助要綱によれば、補助金の補助対象事業は港湾の機能の高度化を図ることを目的として行う各施設の整備に係る事業とされている。一方、コンテナクレーン等の港湾施設に係るワイヤロープ、ヒューズ等の予備品、消耗品、工具及び備品(以下、これらを合わせて「予備品等」という。)が貸付け及び補助の対象とならないことについては、貸付要綱等や補助要綱等に明記されていないものの、貸付金の貸付けは港湾施設の建設又は改良を対象とし、補助金の交付は施設の整備を対象とするものであることから、コンテナクレーンのしゅん工後に行う維持管理において使用されることとなる予備品等の購入費は、貸付け及び補助の対象とならないと認められた。

しかし、5港湾管理者は、7港湾運営会社等が実施したコンテナクレーン整備事業に対する貸付け30件において、コンテナクレーン本体の建設等に併せて購入した予備品等(購入費計8億0698万余円)を貸付けの対象に含めて資金を貸し付けており、これらの貸付けを踏まえて、国土交通省から貸付金の貸付け(上記予備品等の購入費に係る貸付金相当額計3億0046万余円)を受けていた。

また、岡山、香川両県が補助事業として行ったコンテナクレーン整備事業2件においては、コンテナクレーン本体の整備に併せて購入した予備品等(購入費計2427万余円)を補助の対象に含めており、国土交通省から補助金の交付(上記予備品等の購入費に係る補助金相当額計809万余円)を受けていた。

このように、コンテナクレーン整備事業について、貸付けの対象とならない予備品等の購入費を貸付けの対象に含めて貸付金が貸し付けられたり、補助の対象とならない予備品等の購入費を補助の対象に含めて補助金が交付されたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、地方整備局等、貸付先である港湾管理者及び補助事業者である地方公共団体に対して、予備品等の購入費がコンテナクレーン整備事業に係る貸付け及び補助の対象とならないことを明確に示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、29年3月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、コンテナクレーン整備事業に係る貸付け及び補助の対象から予備品等の購入費を除くことを明確に示すとともに、港湾管理者からの貸付けの申請及び地方公共団体からの補助の申請に係る手続を適切に実施するよう周知徹底するなどの処置を講じた。

- (2) 社会資本整備総合交付金等の交付を受けて地方公共団体が実施する公共工事において、総合評価落札方式による入札には最低制限価格が設定できないことを地方公共団体に対して周知徹底し、誤って設定した最低制限価格により価格その他の条件が最も有利な者が失格として排除されないよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 自動車安全特別会計(空港整備勘定) (項)離島空港整備事業費 東日本大震災復興特別会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費	
部 局 等	10 都府県	
交付等の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)、河川法(昭和39年法律第167号)等、予算補助	
事業主体	都、府1、県6、市11、区2、町2、計23事業主体	
総合評価落札方式の概要	価格その他の条件が最も有利なものをもって入札した者を落札者とする方式	
検査の対象とした総合評価落札方式による入札の契約件数及び契約金額	5,081件	1兆1169億1046万余円(平成27、28両年度)
上記に対する交付金等交付額		2854億5224万余円
最低制限価格制度を誤って適用して最低制限価格を設定していた契約件数及び契約金額	2,301件	3745億0652万余円(平成27、28両年度)
上記に対する交付金等交付額		1224億9672万余円
最低制限価格を設定していた契約のうち評価値の最も高い者をその価格を下回る価格で入札したことをもって失格として排除していた契約件数及び契約金額	640件	728億6536万余円(平成27、28両年度)
上記に対する交付金等交付額		269億8739万円

1 公共工事に係る入札及び契約制度の概要

(1) 総合評価落札方式の概要

国土交通省は、道路法(昭和27年法律第180号)、河川法(昭和39年法律第167号)等に基づき、道路事業、河川事業等を行う地方公共団体に対して、毎年度、多額の社会資本整備総合交付金等(以下「交付金等」という。)を交付している。そして、地方公共団体は、交付金等の交付を受けて、公共工事を請負契約により多数実施している。

地方公共団体は、競争入札に付して工事請負契約を締結する場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項本文の規定に基づき、地方公共団体の定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする事となっている(以下、この方式を「最低価格落札方式」という。)。ただし、同条同項ただし書の規定に基づき、地方公共団体は、政令の定めるところにより、最低価格落札方式によらずに落札者を決定することができる事となっており、平成11年に改正された地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10の2第1項において、契約がその性質又は目的から最低価格落札方式により落札者を決定し難いものである場合には、価格その他の条件が地方公共団体にとって最も有利なものをもって入札した者(以下「価格その他の条件が最も有利な者」という。)を落札者とする事となっている(以下、この方式を「総合評価落札方式」という。))。

総合評価落札方式は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)において、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されたことにより、公共工事の品質を確保するための主要な取組の一つとなっている。

そして、地方公共団体の運営に関する制度の企画及び立案に関することを所掌する総務省と建設工事の請負契約の適正化に関することを所掌する国土交通省が連名で、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に基づき地方公共団体に対して発出した「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成18年総行第208号総務省自治行政局長、国総入企第49号国土交通省総合政策局長連名通知)において、発注者は、総合評価落札方式の導入に向けて評価基準を整備するなど円滑な実施に必要な措置を講ずることとなっている。

総合評価落札方式による入札における落札者の決定方法等は、「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」(平成19年3月国土交通省作成)に例が記載されている。これによれば、地方公共団体は、入札参加者から提出された技術資料を基に、同種工事の施工実績、工事成績等の価格以外の要素を数値化した技術に関する評価点(以下「技術評価点」という。)を算出し、それを入札価格で除するなどして算定した数値(以下「評価値」という。)で入札参加者の評価を行い、評価値の最も高い者を落札者とする事とされている。

(2) 契約の内容に適合した履行を確保するための制度

地方公共団体が競争入札に付して工事請負契約を締結する場合において、契約の内容に適合した履行を確保することを目的として、施行令に基づき、最低価格での入札者を落札者としないうことができない事となっており、当該入札者を排除できる制度として最低制限

価格制度がある。最低制限価格制度は契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認められるときに、あらかじめ最低制限価格を設けて、これを下回る価格で入札した者は無条件に失格として落札者としめない制度であり、施行令第167条の10第2項により、最低価格落札方式による入札にのみ適用されるものである。一方、総合評価落札方式による入札においては、価格と価格以外の要素を総合的に評価して評価値の最も高い者を落札者とするという総合評価落札方式の趣旨に鑑みて、落札者の決定に当たり価格のみを考慮する最低制限価格制度は適用できないこととされている。

なお、契約の内容に適合した履行を確保するための制度としては、このほか、入札価格が地方公共団体が定めた基準価格を下回った場合、入札者により契約が適正に履行されるかどうかを調査した上で当該入札者を落札者としめないことができる低入札価格調査制度があり、最低価格落札方式と総合評価落札方式のいずれによる入札にも適用される。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

地方公共団体は、国土交通省から交付金等の交付を受けて、公共工事を多数実施しており、同省が実施した調査によれば、総合評価落札方式による入札は、27年度において23,805件と多数に上っている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、地方公共団体が発注する公共工事において、総合評価落札方式による入札における落札者の決定は、施行令に基づいて適正に実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、^(注1)16都道府県及び127市区町、計143事業主体が、27、28両年度に国土交通省から交付金等の交付を受けて実施した公共工事のうち、総合評価落札方式による入札を実施して落札者を決定した当初契約金額5000万円以上の工事請負契約5,081件(契約金額計1兆1169億1046万余円、交付金等交付額計2854億5224万余円)を対象として、契約書、入札状況調書、評価結果書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 16都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、埼玉、神奈川、富山、静岡、愛知、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、山口、福岡、長崎各県

(検査の結果)

検査したところ、12都道府県の68事業主体が締結した工事請負契約2,301件(検査の対象とした5,081件の45.3%。契約金額計3745億0652万余円、交付金等交付額計1224億9672万余円)において、総合評価落札方式による入札には適用できない最低制限価格制度を誤って適用して、最低制限価格を設定していた。

そこで、価格その他の条件が最も有利な者が誤って設定された最低制限価格により失格として排除されていないかについて、事業主体から提出を受けた落札者及び失格者の評価値を確認したところ、表のとおり、^(注2)10都府県の23事業主体が締結した工事請負契約640件(契約金額計728億6536万余円、交付金等交付額計269億8739万余円)において、評価値の最も高い者すなわち価格その他の条件が最も有利な者が、誤って設定された最低制限価格を下回る価格で入札したことをもって失格として排除されていた。

表 価格その他の条件が最も有利な者が失格となっていた契約 (単位：件、万円)

項目	検査の対象	左のうち価格その他の条件が最も有利な者が失格となっていた契約	
		左のうち誤って最低制限価格を設定していた契約	左のうち価格その他の条件が最も有利な者が失格となっていた契約
契約件数	5,081	2,301	640
契約金額	1兆1169億1046	3745億0652	728億6536
交付金等交付額	2854億5224	1224億9672	269億8739

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

兵庫県は、平成27年度に、総合評価落札方式による道路改良工事の入札に当たり、予定価格を255,200,000円(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)抜き)、誤って、設定することができない最低制限価格を225,138,267円(消費税等抜き。予定価格の88.2%)と設定していた。そして、23者による入札の結果、誤って設定した最低制限価格を下回る価格で入札した8者を失格として排除した上で、最低制限価格を上回る価格で入札した15者のうち、技術評価点を入札価格で除するなどして算定した評価値が46.907と最も高かった者(技術評価点106.667点、入札価格227,400,000円(消費税等抜き。同89.1%))を落札者として、契約金額245,592,000円(消費税等込み。最終契約金額283,137,120円、交付金交付額141,568,560円)で契約を締結していた。

しかし、失格となった8者のうち、評価値の最も高い者は49.394(技術評価点107.333点、入札価格217,300,000円(消費税等抜き。同85.1%))と評価値が落札者より高くなっており、この者は技術評価点についても落札者より高くなっていました。

このように、交付金等の交付を受けて実施した総合評価落札方式による入札において、誤って最低制限価格を設定して価格その他の条件が最も有利な者を最低制限価格を下回る価格で入札したことをもって失格として排除していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注2) 23事業主体 東京都、京都府、神奈川県、愛知県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、長崎県、吉川市、昭島市、藤沢市、岡崎市、安城市、舞鶴市、米子市、境港市、北九州市、大牟田市、長崎市、目黒区、板橋区、日高郡みなべ町、日高川町

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において、総合評価落札方式による入札には最低制限価格を設定できないことについての理解が十分でなかったことにもよるが、国土交通省において、事業主体に対して総合評価落札方式の趣旨及び総合評価落札方式による入札には最低制限価格を設定できないことについて十分に周知していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、最低制限価格の設定により価格その他の条件が最も有利な者が失格として排除されることがないように、総務省と連名で、29年9月に地方公共団体に対して通知を発して、総合評価落札方式による入札には最低制限価格を設定できないことなどについて、周知徹底する処置を講じた。

- (3) 独立行政法人住宅金融支援機構に対して3補助金として交付された資金について、その管理方法を金銭の信託による運用のみに限定しないこととするよう交付要綱を改正することにより、日銀当座預金残高に係るマイナス金利相当分の費用負担を軽減できるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅市場整備推進費 (項)住宅対策諸費 (項)東日本大震災復旧・復興住宅市場整備推進費 東日本大震災復興特別会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅・地域公共交通等復興政策費
部 局 等	国土交通本省
検査の対象	国土交通本省、独立行政法人住宅金融支援機構本店
補助の根拠	予算補助
補助事業者	独立行政法人住宅金融支援機構
3補助金の概要	住宅金融に関する事業により発生する金利の負担軽減措置等による減収に対応することを目的として交付されたもの
独立行政法人住宅金融支援機構が行っている金銭の信託の額	5567億2076万余円(平成28年度末現在)
上記のうち日銀当座預金に預託されている額	2163億5501万余円(平成28年度末現在)
日銀当座預金残高に係るマイナス金利相当分の費用	9627万円(背景金額)(平成28年度)

1 独立行政法人住宅金融支援機構に交付した補助金の概要等

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構に交付した補助金の概要

国土交通省は、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)に対して、機構が行う証券化支援事業、東日本大震災に係る被災地の復興を支援するための住宅金融に関する事業等に係る金利の負担軽減等の措置による機構の減収に対応するために、住宅金融円滑化緊急対策費補助金、優良住宅整備促進事業等補助金及び災害復興住宅融資等緊急対策費補助金を交付している(以下、これらの補助金を合わせて「3補助金」という。)

国土交通省は、3補助金について、各年度の必要額を見込むことが難しく、弾力的な支出が必要であるなどとして、年度ごとに必要額を措置するのではなく、事業実施期間における必要額の総額を見込んで一括して交付している。そして、機構は、一定の期間(以下「措置対象期間」という。)内に行った融資、買取り等に係る金利の負担軽減等の措置による利息収入の減収を補てんするため、3補助金として交付された資金(以下「補助金残高」という。)の一部を毎月取り崩していることから、短期的な運用によって流動性を確保する必

要がある資金が常時一定程度見込まれることになる。そして、平成28年度末の補助金残高は、表1のとおり、計5494億5844万余円となっている。

なお、措置対象期間が終了した後も、措置対象期間に機構が行った融資、買取り等に係る機構の利息収入の減収が長期にわたり発生するため、補助金残高は継続的に取り崩されることになる。

表1 3 補助金の措置対象期間及び平成28年度末の補助金残高 (単位：千円)

区分	措置対象期間	平成28年度末残高
住宅金融円滑化緊急対策費補助金	平成22年 1月29日～24年 10月31日	276,238,312
優良住宅整備促進事業等補助金	27年 2月 9日～28年 1月29日	88,519,267
災害復興住宅融資等緊急対策費補助金	23年 5月 2日～33年 3月31日	184,700,870
計		549,458,449

また、国土交通省は、住宅金融円滑化緊急対策費補助金交付要綱(平成22年国住民支第184号)、優良住宅整備促進事業等補助金交付要綱(平成22年国住民支第3号)及び災害復興住宅融資等緊急対策費補助金交付要綱(平成23年国住民支第24号)(以下、これらを合わせて「交付要綱」という。)において、補助金残高の全てについて、その管理方法を信託業務を営む金融機関への金銭の信託によって運用することに限定している。これについて、国土交通省は、機構が国民その他の利害関係者に対する説明を行うためには、補助金残高を機構の他の資産と明確に区分して管理するとともに、補助金残高の運用から生ずる利息収入を機構の収益と区分して会計処理する必要があるためとしている。

(2) 日銀当座預金残高に対するマイナス金利の適用

日本銀行は、世界的に金融市場の動きが不安定となっており、家計や企業のインフレ期待が消滅するリスクを回避する必要があるとして、消費者物価の対前年度上昇率を2%とする「物価安定の目標」をできるだけ早期に実現するために、28年2月から、いわゆるマイナス金利政策を導入している。これにより、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金(以下「日銀当座預金」という。)残高のうち一定期間における各金融機関の平均残高である基礎残高及び法定準備預金額等により構成されるマクロ加算残高の合算額を上回る額である政策金利残高に対してはマイナス0.1%の金利(以下「マイナス金利」という。)が適用されている。

これに伴い、国内の一部の信託銀行は、同年4月から、日銀当座預金残高のうち政策金利残高に係るマイナス金利に要する費用を直接顧客に請求し、転嫁しているが、預金口座に資金を預け入れる顧客に対してこのような費用を請求せず、転嫁していない金融機関もある。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、補助金残高の管理方法は適切かなどに着眼して、28年度末の補助金残高計5494億5844万余円を対象として、国土交通本省及び機構本店において、運用に要した費用等に関する運用状況報告書等を徴するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、交付要綱に基づき、補助金残高について、三菱 UFJ 信託銀行株式会社及び野村信託銀行株式会社(以下、両者を合わせて「2 銀行」という。)に金銭の信託をしている。そして、2 銀行は、短期に取り崩される見込みがない資金については債券で、短期に取り崩される見込みがある資金については日銀当座預金への預託等でそれぞれ運用している。28 年度末の運用方法別の補助金残高は、表 2 のとおりであり、このうち日銀当座預金に預託されている額は、計 2163 億 5501 万余円に上っている。

表 2 平成 28 年度末の運用方法別の補助金残高 (単位：千円)

区分	債券	日銀当座預金	譲渡性預金等	計
住宅金融円滑化緊急対策費補助金	139,848,802	4,982,751	136,087,000	280,918,553
優良住宅整備促進事業等補助金	29,619,241	59,628,588	1,065,000	90,312,830
災害復興住宅融資等緊急対策費補助金	31,036,704	151,743,675	2,709,000	185,489,379
計	200,504,748	216,355,014	139,861,000	556,720,763

金銭の信託において、短期に取り崩す見込みがない資金については、機構の 2 銀行に対する指図により、債券で運用されているが、短期的な運用によって流動性を確保することが必要となる資金については、2 銀行の判断により、譲渡性預金等で運用されている。しかし、現下の金利状況において、譲渡性預金の預入先が減少していることなどにより、2 銀行は、短期に取崩しが必要となる資金の一部を日銀当座預金に預託せざるを得ない状況となっている。このため、金銭の信託を受けた 2 銀行は、日銀当座預金残高のうち政策金利残高に係るマイナス金利相当分の費用を直接機構に請求し、機構は当該費用を補助金残高から取り崩して支払っていた。

そして、補助金残高の中には、上記のとおり、短期的な運用によって流動性を確保する必要がある資金が一定程度見込まれるが、機構は、28 年度においても、交付要綱に基づき、このような流動性を確保する必要がある資金を含めて金銭の信託による運用を行っていた。そのため、日銀当座預金に預託されている資金のうち、マイナス金利の適用を受けている政策金利残高について、表 3 のとおり、マイナス金利相当分の費用は、計 9627 万余円に上っていた。

表 3 補助金残高のうち平成 28 年度の日銀当座預金残高に係るマイナス金利相当分の費用 (単位：千円)

区分	マイナス金利相当分の費用
住宅金融円滑化緊急対策費補助金	6,095
優良住宅整備促進事業等補助金	27,721
災害復興住宅融資等緊急対策費補助金	62,456
計	96,272

国土交通省は、前記の理由により、交付要綱において、補助金残高の管理方法を金銭の信託による運用のみに限定していた。しかし、補助金残高について金銭の信託による運用以外の管理方法を採った場合、補助金残高に係る運用資産額及び収益額を機構の貸借対照表及び

損益計算書上で明示できなくなるものの、機構が補助金残高の運用資産及び収益を明確に区分し、財務諸表上の附属明細書に適切に表示等することで補助金残高の分別管理が可能である。

したがって、補助金残高の管理方法を金銭の信託による運用に限定せず、金利状況、流動性の確保が必要な資金の状況等を勘案しながら、日銀当座預金残高に係るマイナス金利相当分の費用を請求せず、転嫁していない金融機関への預金等により管理することを可能とした上で機構が分別管理を適切に行い、財務諸表上適切に表示等することで、補助金残高の分別管理という趣旨を損なうことなく、日銀当座預金残高に係るマイナス金利相当分の費用負担を軽減できると認められた。なお、金融機関への預金等を行う場合は、金融機関の収益に対する影響の有無等も踏まえ、金融機関と適切に協議を行う必要がある。

このように、日銀当座預金残高の一部に対してマイナス金利が適用されて以降、金融機関や運用方法によっては顧客にマイナス金利相当分の費用を転嫁する場合がある中で、補助金残高の運用において機構がマイナス金利相当分の費用を負担し、結果として、当該費用が補助金残高から取り崩されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、補助金残高の分別管理を重視して、交付要綱によりその管理方法を金銭の信託による運用のみに限定していたことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、29年9月に、3補助金の交付要綱を改正して補助金残高の管理方法を金銭の信託による運用のみに限定しないこととし、金利状況、流動性の確保が必要な資金の状況等を勘案しながら管理することを可能とすることにより、日銀当座預金残高に係るマイナス金利相当分の費用負担を軽減できるよう処置を講じた。

- (4) トンネル工事における濁水処理設備の規格の選定に当たり、設計濁水量に応じた適切な処理能力の規格を選定したり、トンネルの掘削が進捗するのに伴い設備を段階的に入れ替えるなどしたりすることにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 東日本大震災復興特別会計 (組織)国土交通本省 (項)東日本大震災復興事業費 等
部 局 等	直轄事業 6 地方整備局等 補助事業 14 道府県
事業及び補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)等
事業主体	直轄事業 8 国道事務所等 補助事業 道、府2、県10、市2、町1
	計 24 事業主体

濁水処理設備の概要	トンネル工事において、地山の掘削等によって発生する濁水を都道府県が定めた排水基準値以下に処理するための設備	
契 約 額	直轄事業 60 工事	2535 億 7786 万余円(平成 27、28 両年度)
	補助事業 77 工事	1715 億 8505 万余円(平成 27、28 両年度)
	(国庫補助金等相当額	994 億 9300 万余円)
濁水処理費の積算額	直轄事業 60 工事	24 億 7344 万余円(平成 27、28 両年度)
	補助事業 77 工事	18 億 5968 万余円(平成 27、28 両年度)
	(国庫補助金等相当額	11 億 1911 万余円)
経済的な設計となっていなかった濁水処理費の積算額	直轄事業 24 工事	9 億 4111 万余円(平成 27、28 両年度)
	補助事業 36 工事	7 億 9240 万余円(平成 27、28 両年度)
	(国庫補助金等相当額	4 億 7410 万余円)
上記について低減できた積算額	直轄事業	1 億 1550 万円
	補助事業	1 億 0070 万円
	(国庫補助金等相当額	6031 万円)

1 トンネル工事における濁水処理設備の概要

国土交通省は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)等に基づいて、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業等(以下「補助事業」という。)として、トンネル工事を毎年度多数実施している。そして、国道事務所等及び地方公共団体(以下、これらを合わせて「事業主体」という。)は、トンネル工事期間中、掘削機械のせん孔水や油分等を含む建設機械の洗浄水(以下「工事使用水」という。)による濁水と、トンネル内の湧水に地山の掘削によって発生する粉じんや吹付コンクリートのセメント等が混入して発生する濁水とをトンネル外に排水している。事業主体は、これらの濁水を都道府県が定めた排水基準値以下に処理して河川等に放流する必要があるため、濁水処理設備を設置して処理することとしている。

事業主体は、工事使用水量については、各トンネル工事に使用する掘削機械や建設機械の種類等に基づき、単位時間当たりには一定量が発生するとして算出している。一方、トンネル内の湧水は、トンネルの坑口から掘削先端部までの延長(以下「掘削延長」という。)の全区間にわたって生じ、トンネルの掘削が進捗するのに伴い増加することとしていることから、トンネル内の湧水の量については、一般的に、掘削するトンネルの地質分類から推定するなどした単位時間当たりのトンネル 1 km 当たりの湧水量(以下「単位湧水量」という。)に各トンネル工事における最長の掘削延長を乗じて算出している(以下、このように算出した湧水の量を「最大湧水量」という。)。そして、濁水処理設備の規格については、工事使用水量と最大湧水量とを合算した水量(以下「設計濁水量」という。)に基づくなどして選定している。

国土交通省制定の「土木工事標準積算基準書」及びこれを基に都道府県等がそれぞれ制定している積算基準(以下、これらを合わせて「積算基準等」という。)には、処理能力 30m³/h 又は 60m³/h の規格の濁水処理設備を使用する場合の設置、撤去及び保守点検に係る歩掛かりが掲載されている。また、同省制定の「建設機械等損料算定表」(以下「損料算定表」という。)

には、表1のとおり、処理能力20m³/h、30m³/h、60m³/h、100m³/h及び150m³/hの各規格の濁水処理設備の損料が掲載されている。

表1 損料算定表に掲載されている濁水処理設備の規格及び損料

規格 (処理能力)	運転1日当たり損料(円/日)	
	平成27年度	28年度
20m ³ /h	55,700	69,000
30m ³ /h	67,100	83,000
60m ³ /h	97,900	121,000
100m ³ /h	113,000	139,000
150m ³ /h	121,000	150,000

そして、事業主体は、設計濁水量を処理するための濁水処理費のうち、濁水処理設備の運転経費については、損料算定表に規格別に掲載されている運転1日当たりの損料に運転日数を乗ずるなどして算出している。また、設置撤去費及び保守点検費については、処理能力30m³/hの規格又は処理能力60m³/hの規格を選定した場合は積算基準等に基づき、処理能力30m³/h及び60m³/h以外の規格を選定した場合は見積りを徴するなどして算出している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、濁水処理設備の規格が、設計上処理すべき濁水量に応じて適切に選定されているかなどに着眼して、9^(注1)地方整備局等管内の15^(注2)国道事務所等、18^(注3)道府県及び8^(注4)市町の計41事業主体が平成27、28両年度に実施したトンネル工事計137工事(直轄事業60工事(契約金額計2535億7786万余円、濁水処理費の積算額計24億7344万余円)、補助事業77工事(契約金額計1715億8505万余円、国庫補助金等相当額計994億9300万余円、濁水処理費の積算額計18億5968万余円、国庫補助金等相当額計11億1911万余円))を対象として、国道事務所等において設計計算書、設計図面、施工計画書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 9地方整備局等 北海道開発局、東北、関東、北陸、中部、近畿、四国、九州各地方整備局、沖縄総合事務局

(注2) 15国道事務所等 札幌、函館両開発建設部、南三陸、長岡、長野、静岡、福岡、北部各国道事務所、仙台、福島、甲府、浜松、福知山、和歌山、徳島各河川国道事務所

(注3) 18道府県 北海道、京都、大阪両府、岩手、宮城、福島、栃木、埼玉、千葉、石川、長野、静岡、愛知、鳥取、岡山、広島、福岡、鹿児島各県

(注4) 8市町 札幌、宮古、いわき、逗子、上田、広島各市、上閉伊郡大槌、下閉伊郡山田両町

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記の137工事で施行している144トンネルの事業主体が当初設計で設置することとした濁水処理設備の規格についてみると、設計濁水量が20m³/h以下の54トンネルの事業主体のうち51トンネルの事業主体は、積算基準等に歩掛かりが掲載されている規格のうち処理

能力 30m³/h の規格を選定していた。しかし、損料算定表には、前記のとおり処理能力 20m³/h の規格も掲載されていることから、設計濁水量が 20m³/h 以下の場合は処理能力 20m³/h の規格を選定することにより、より経済的な設計となったと認められた(表2参照)。

また、設計濁水量が 20m³/h を超える 90 トンネルの事業主体が選定した濁水処理設備の規格についてみると、63 トンネルの事業主体は、工事の当初から設計濁水量に基づく規格の濁水処理設備を選定していた。しかし、前記のとおり、設計濁水量は単位湧水量に各トンネル工事における最長の掘削延長を乗ずるなどして算出していることから設計上処理すべき最大の濁水量であり、濁水処理設備の規格については、工事の当初は設計濁水量に基づき選定するのではなく、当面必要となる規格を選定することとして、トンネルの掘削の進捗により処理すべき濁水量が増加するのに伴い、現場条件等を考慮した上で設備を段階的に入れ替えるなどすることが可能であった。そして、上記 63 トンネルのうち 8 事業主体が施行した 12 トンネルは、入替えに係る設置撤去費を考慮しても、入れ替えることでより経済的な設計となったと認められた。現に、27 トンネルの事業主体は、濁水処理設備を段階的に入れ替えるなどする経済的な設計を行っていた(表2参照)。

表2 設計濁水量と事業主体が当初設計で設置することとした濁水処理設備の規格 (単位：トンネル)

設計濁水量		事業主体が当初設計で設置することとした濁水処理設備の規格			
		20m ³ /h	30m ³ /h	60m ³ /h	100m ³ /h
20m ³ /h 以下	54	3	注(1) 51	0	0
20m ³ /h 超 30m ³ /h 以下	51	0	51	0	0
30m ³ /h 超 60m ³ /h 以下	33	0	注(3) 23	注(2) 10	0
60m ³ /h 超	6	0	注(3) 2	注(3) 2	注(2) 2
計	144	3	127	12	2

注(1) 処理能力 20m³/h の濁水処理設備を選定することでより経済的な設計となるもので、51 トンネルである。

注(2) 濁水処理設備を段階的に入れ替えることでより経済的な設計となるもので、計 12 トンネルである。

注(3) 濁水処理設備を段階的に入れ替えるなどする経済的な設計を行っているもので、計 27 トンネルである。

上記の事態について、濁水処理設備を段階的に入れ替えることでより経済的な設計とすることが可能であった事例を示すと次のとおりである。

<事例>

栃木県は、平成 27 年度に施行したトンネル工事(延長 1,458.0m)で使用する濁水処理設備の規格について、設計濁水量が 42.6m³/h であることから 60m³/h の規格を選定して、運転 1 日当たり損料に運転日数 461 日 を乗じて運転経費を算出し、これに設置撤去費を加えて、濁水処理費の積算額を 5061 万余円(交付金相当額 2783 万余円)と算定していた。

しかし、トンネルの掘削に応じて設備を段階的に入れ替えることとして、濁水量が 30m³/h を下回る掘削延長 600m までの運転日数 163 日については処理能力 30m³/h の規格で処理することとして、それ以降の運転日数 298 日については処理能力 60m³/h の規格に入れ替えることとしてい

れば、濁水処理費の積算額は、入替えに係る設置撤去費を考慮しても4623万余円(交付金相当額2542万余円)となり、上記濁水処理費の積算額が437万余円(交付金相当額240万余円)低減されることから、より経済的な設計とすることが可能であった。

このように、濁水処理設備の規格の選定に当たり、設計濁水量が20m³/h以下の場合に処理能力20m³/hの規格を選定していなかったり、工事の当初から設計濁水量に基づく規格を選定していて、トンネルの掘削が進捗するのに伴い設備を段階的に入れ替えるなどしていなかったりしていたため、経済的な設計となっていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた濁水処理費の積算額)

設計濁水量が20m³/h以下の場合に処理能力30m³/hの規格を選定した20事業主体が施行した51トンネル及び濁水処理設備を段階的に入れ替えるなどしていなかった8事業主体が施行した12トンネル、計63トンネル(濁水処理費の積算額計17億3351万余円(直轄事業24工事計9億4111万余円、補助事業36工事計7億9240万余円(国庫補助金等相当額計4億7410万余円)))の濁水処理設備について、処理能力20m³/hの規格を選定することとしたり、入替えに係る設置撤去費を考慮した上で濁水処理設備を段階的に入れ替えたりして濁水処理費の積算額を修正計算すると、濁水処理費の積算額は計15億1718万余円(直轄事業計8億2551万余円、補助事業計6億9167万余円)となり、上記濁水処理費の積算額を直轄事業で約1億1550万円、補助事業で約1億0070万円(国庫補助金等相当額6031万余円)低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において、濁水処理設備の規格の選定に当たり、より経済的な設計とすることを検討していなかったことにもよるが、国土交通省において、事業主体に対して、設計濁水量に応じた適切な処理能力の規格を選定したり、トンネルの掘削が進捗するのに伴い設備を段階的に入れ替えるなどしたりすることを検討する必要性についての周知又は助言が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、29年9月に地方整備局等に対して通知を発して、濁水処理設備の規格の選定に当たっては、設計濁水量に応じた適切な処理能力の規格を選定したり、トンネルの掘削が進捗するのに伴い、現場条件等を考慮した上で設備を段階的に入れ替えるなどしたりすることを検討することにより、より経済的な設計となるよう、国道事務所等に対して周知するとともに、地方整備局等を通じて都道府県等に対しても同様に助言する処置を講じた。

- (5) 延命工事を実施した巡視船について、国有財産台帳における国有財産の価格の増減事由に該当する工事項目の選定方法及び延命工事に伴う国有財産の価格の算定方法を明確に示した指針を定めることなどにより、国有財産台帳に価格の増減事由及びその増減が適正に記録されるよう改善させたもの

会計名	一般会計
部局等	海上保安庁本庁(契約部局)、3管区海上保安本部(国有財産の管理部局)
国有財産の分類	(分類)行政財産 (種類)公用財産 (区分)船舶

平成25年度から28年度までの間に延命工事を実施した巡視船の隻数及び国有財産台帳価格	3隻	21億0829万余円(平成28年度末)
延命工事に伴う国有財産の価格の増減が適正に算定されていなかったため、国有財産台帳価格が過大又は過小となっていた巡視船の隻数及び価格	過大 2隻	5億4008万円(平成28年度末)
	過小 1隻	3億4427万円(平成28年度末)

1 制度の概要

(1) 国有財産台帳への記録の概要

国有財産台帳は、国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づき各省各庁及びその国有財産に関する事務を分掌している部局等に備え付けられるものとされ、また、各省各庁の長又は部局等の長は、その所管又は所属に属する国有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基づく変動があった場合には、それらの事実を直ちに国有財産台帳に記録する必要があるとされている。そして、各省各庁の長は、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)に基づき、その所管に属する国有財産につき、毎会計年度、当該年度末の現況において、財務大臣の定めるところにより評価し、その評価額により国有財産台帳価格を改定しなければならないこととされている。

国土交通省では、国土交通本省の大臣官房会計課長が国土交通省所管の国有財産に関する管理及び処分に関する事務(以下「国有財産に関する事務」という。)を総括しており、同省の外局である海上保安庁では、海上保安庁長官、管区海上保安本部長等の部局の長が、海上保安庁本庁(以下「本庁」という。)、管区海上保安本部(以下「管区本部」という。)等に所属する国有財産に関する事務を分掌している。また、同庁では、国有財産に関する事務について、本庁、管区本部等が国有財産取扱規則(以下「取扱規則」という。)等をそれぞれ定めている。

国有財産法等によれば、国有財産の価格に増減が生じた場合には、価格の増減事由及びその増減等を国有財産台帳に記録することとされている。そして、国有財産法施行細則(昭和23年大蔵省令第92号。以下「細則」という。)等によれば、船舶工事に係る国有財産の価格の増減事由には、主要構造を変更することなく改良した際の「模様替」、船舶の全面的改装等を行った際の「改造」、通信装置等の属具を新たに又は追加して取り付けられた際の「属具取付」等があり、国有財産台帳に、当該価格の増減事由及びその増減等を記録することとされている一方、減耗、老朽化等を回復する修繕に該当する場合は価格を増減させないこととされている。

(2) 巡視船の工事に係る国有財産台帳への記録等の概要

海上保安庁が保有する船舶のうち巡視船は、各管区本部に属する各海上保安部等に配属されていて、当該管区本部所属の国有財産とされており、各管区本部は、巡視船の工事を実施するに当たり、各管区本部において仕様書作成等の契約事務を実施している。そして、当該巡視船が配属されている海上保安部等の職員が給付の完了の確認を行う検査職員

として任命されている。検査職員は、取扱規則によれば、給付の完了の確認を行った後、工事に伴う国有財産の価格の増減事由及びその増減等を記載した営繕工事等明細書(以下「明細書」という。)を当該海上保安部等が属する管区本部の経理補給部長(第四、八、九、十各管区本部においては総務部長。以下同じ。)に提出することとされている。

検査職員が明細書に記載する価格の増減事由及びその増減については、当該工事の予定価格調書の内訳書(以下「予定価格内訳書」という。)等に示された工事の項目(以下「工事項目」という。)から、増減事由に該当するものを選定してその増減事由を記載するとともに、当該工事項目の直接工事費の金額に諸経費を加え落札率を乗ずるなどして算出した価格を記載している。そして、経理補給部長は、明細書に基づき、価格の増減事由及びその増減等を国有財産台帳に記録することになっている。

(3) 巡視船に係る延命工事の概要

海上保安庁は、就役後、長期間が経過して船体等の老朽化が進んでいるなどの巡視船については、船体腐食部の修繕、電気機器等の換装、船橋区画^{せんきょう}の拡張、近年の国際情勢を踏まえた領海警備等の業務にも対応できる装置の設置等の多岐にわたる工事項目を内容とする延命・機能向上工事(以下「延命工事」という。)を実施している。これらの延命工事については、通常の巡視船の工事と異なり本庁が仕様書作成等の契約事務を実施し、巡視船が配属されている海上保安部等の職員が検査職員として任命されている。そして、平成25年度から28年度までの間に、第十一管区本部所属の「うるま」(26年6月29日までは第十管区本部に「はやと」として所属。以下「うるま(はやと)」という。)及び「おきなわ」並びに第一管区本部所属の「つがる」の計3隻の巡視船について延命工事を実施している。

(4) 国有財産の現況等の報告

国有財産法によれば、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、国有財産台帳を基に毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在額を集計して「国有財産増減及び現在額報告書」(以下「現在額報告書」という。)を作成し、翌年度の7月31日までに財務大臣に送付することとされている。そして、財務大臣は、各省各庁の長から送付された現在額報告書に基づき「国有財産増減及び現在額総計算書」(以下「総計算書」という。)を作成することとされている。また、内閣は、総計算書を現在額報告書とともに本院に送付し、本院の検査を経た総計算書を国会に報告することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性、合規性等の観点から、国有財産台帳に巡視船の価格の増減事由及びその増減が適正に記録されているかなどに着眼して、25年度から28年度までの間に延命工事を実施した前記3隻の巡視船(28年度末の国有財産台帳価格計21億0829万余円)を対象として、本庁において、巡視船に係る延命工事の仕様書、予定価格内訳書等の国有財産の価格の増減に関する資料を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、第一、第十、第十一各管区本部から、国有財産台帳等の書類の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

前記3隻の巡視船に係る延命工事の仕様書等によれば、延命工事の工事項目には、3隻とも細則等に基づく増減事由のうち「改造」に該当する船橋区画の拡張が含まれていたが、3隻の巡視船のいずれについても、国有財産台帳に「改造」による価格の増は記録されていなかった。また、各海上保安部等の検査職員が作成した明細書には、「改造」に該当する船橋区画の

拡張工事に係る金額が記載されていなかった。そして、延命工事は工事項目が多岐にわたるため、工事項目には国有財産の価格の増減を伴うものと伴わないものとが混在しており、価格の増減事由に該当する工事項目の選定等が容易ではないものとなっていた。

そこで、本院が、延命工事を実施した前記の3隻について、改めて、予定価格内訳書等により、国有財産の価格の増減事由に該当する工事項目を選定するなどして適正な価格の増減事由及びその増減を検査したところ、表1のとおり、3隻とも価格の増減事由の記載が誤っており、価格の増減事由及びその増減等を記録すべき時点において、「うるま(はやと)」及び「おきなわ」はそれぞれ3億6115万余円、4億0424万余円過大、「つがる」は4億3127万余円過小となっていた。

表1 延命工事に伴う国有財産台帳価格の増減 (単位：千円)

巡視船名	国有財産台帳に記録されていた延命工事に伴う価格の増減		延命工事に伴う適正な価格の増減		差額 (A)-(B)
	増減事由	増減(A)	増減事由	増減(B)	
うるま(はやと)	模様替	1,176,219	改造	116,066	/
	/		属具取付	698,998	
	計	1,176,219	計	815,065	
おきなわ	模様替	1,214,676	改造	151,523	/
	/		属具取付	658,908	
	計	1,214,676	計	810,432	
つがる	模様替	66,062	改造	157,057	/
	属具取付	454,741	属具取付	795,020	
	計	520,803	計	952,078	

(注) 表中の金額は単位未満を切り捨てているため、「差額」欄等の金額は計算しても一致しないものがある。

そして、上記の3隻について延命工事に伴う適正な価格の増減を反映するなどして28年度末の適正な国有財産台帳価格を算定すると、表2のとおり、「うるま(はやと)」及び「おきなわ」はそれぞれ2億1669万余円、3億2339万余円、計5億4008万余円過大、「つがる」は3億4427万余円過小になっていた。

表2 過大又は過小となっていた平成28年度末の国有財産台帳価格 (単位：千円)

巡視船名	態様	平成28年度末の国有財産台帳価格 (A)	延命工事に伴う増減の修正を反映した28年度末の国有財産台帳価格 (B)	過大又は過小となっていた国有財産台帳価格 (A)-(B)
うるま(はやと)	過大	712,714	496,021	216,692
おきなわ	過大	971,740	648,345	323,395
つがる	過小	423,844	768,118	△ 344,273
計	過大	/		540,087
	過小	/		△ 344,273

(注) 表中の金額は単位未満を切り捨てているため、「過大又は過小となっていた国有財産台帳価格」欄の金額は計算しても一致しないものがある。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

第十一管区本部は、平成27年5月、延命工事が完了した「おきなわ」について、国有財産台帳に「模様替」による価格の増として12億1467万余円を記録していた。しかし、当該延命工事の予定価格内訳書等を確認したところ、「模様替」に該当する工事項目を含まないものであったことから、改めて、当該予定価格内訳書等により適正な価格の増減を算定すると、「改造」1億5152万余円の増、「属具取付」6億5890万余円の増、計8億1043万余円の増となり、国有財産台帳に延命工事に伴う価格の増減が4億0424万余円過大に記録されていた。そして、延命工事に伴う適正な価格の増減を反映するとともに、毎年度の台帳価格の改定を踏まえて算定すると、28年度末の適正な国有財産台帳価格は6億4834万余円となり、同年度末の国有財産台帳価格9億7174万余円は3億2339万余円過大になっていた。

このように、延命工事を実施した巡視船について国有財産台帳に適正な増減事由及びその増減が記録されておらず、その結果、現在額報告書等が国有財産の増減等を正確に反映したものとなっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、仕様書作成等の契約事務を実施している本庁において、延命工事に係る価格の増減事由に該当する工事項目の選定等が容易ではないものとなっていたにもかかわらず、細則等に基づく価格の増減事由に該当する工事項目の選定方法や価格の算定方法等についての管区本部等に対する指導等がなされていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上保安庁は、29年8月に、前記の3隻について、国有財産台帳に適正な増減事由及びその増減を記録した。また、同庁は、同年9月に、延命工事を実施した巡視船について、国有財産台帳に適正な増減事由及びその増減を記録することができるよう、次のような処置を講じた。

ア 本庁において細則等に基づく価格の増減事由に該当する工事項目の選定方法や価格の算定方法を明確に示した指針を定めて、各管区本部に対して事務連絡を発して周知した。

イ 巡視船の延命工事を実施した際には、本庁が明細書に記載する価格の増減事由及びその増減を示した資料を作成して、これを管区本部に示すことで当該巡視船が所属する管区本部において国有財産台帳に適正な増減事由及びその増減が記録される体制を整備した。

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

電線共同溝における無電柱化の効果について

平成25年度決算検査報告 599 ページ参照
平成26年度決算検査報告 557 ページ参照
平成27年度決算検査報告 530 ページ参照

1 本院が表示した意見

国土交通省は、安全かつ円滑な交通の確保を図ることなどを目的として、電線を入溝する管路等を道路の地下に整備して無電柱化の推進を図る電線共同溝整備事業を、国道事務所等が事業主体となる直轄事業又は都道府県等が事業主体となる交付金等事業として実施してい

る。そして、事業主体は、電線共同溝の整備完了後の占用の許可を申請した電気事業者、電気通信事業者等(以下、これらを合わせて「占用予定者」という。)の意見を聴いて、電線共同溝整備計画(以下「整備計画」という。)を策定することができることとなっており、整備計画を策定した場合には、整備計画に基づき整備を行わなければならないこととなっている。しかし、電線共同溝の整備が完了してから長期間経過しているのに無電柱化が完了していなかったり、占用予定の管路延べ延長に対する電線が入溝されていない管路延べ延長の割合が高かったりして、電線共同溝を整備した効果が発現していない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、事業主体に対して、既に電線共同溝を整備した箇所における電線及び電柱の撤去を占用予定者等に働きかけることを周知したり、占用予定者の電柱の撤去予定時期を整備計画の策定時点で事業主体が把握してその進捗管理を行うなどの、無電柱化の効果を早期に発現させるための方策を検討してその結果を周知したり、地元関係者の実情を踏まえた整備計画の策定又は見直しをするなどして計画的な無電柱化の推進を図ることを周知したりするとともに、電線共同溝の整備前及び整備後において、将来の需要に応じて必要となる電線の条数及びその入溝状況を十分に把握してその実態を踏まえるなどして、整備する管路の必要条数を事業主体に決定させるための方策を検討し、その結果を周知するよう、国土交通大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して、26年11月に通達を発して、占用予定者等に対して電線等を速やかに撤去するよう要請することを周知した。また、事業主体に対して、27年8月に通達を発して、整備計画に電柱の撤去予定時期を記載することとしてその進捗管理の徹底を図るよう周知し、地元関係者の実情を踏まえた整備計画の策定又は見直しをするなどして計画的な無電柱化の推進を図るよう周知した。

イ 電線共同溝の整備前及び整備後において、将来の需要に応じて必要となる電線の条数及びその入溝状況を抽出調査し、その実態を把握するなどして、整備する管路の必要条数を事業主体に決定させるための方策を検討した。そして、事業主体に対して、29年7月に通達を発して、整備する管路の必要条数は、電線共同溝の建設後直ちに入溝が想定される現況の需要に応じた電線の条数に、占用予定者から事業主体に提出される書類等により入溝予定時期を確認できる電線の条数を加えた数に限ることなどを周知した。

平成27年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 道路事業、河川事業及び砂防事業において取得した電気通信設備の物品管理簿への記録について

(平成27年度決算検査報告462ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

国土交通省は、道路事業、河川事業及び砂防事業の一環として、道路や河川の管理業務及び防災業務に資することを目的とした気象観測施設、無線通信設備等(以下「電気通信設備」

という。)を多数取得しており、これらの電気通信設備は、国土交通本省、地方整備局等及び河川国道事務所等(以下、地方整備局等と河川国道事務所等を合わせて「事務所等」という。)が管理している。物品管理法(昭和31年法律第113号)等によれば、物品管理官は、物品管理簿を備えて、物品の増減等の異動数量、現在高等を記録することとされており、取得価格が50万円以上の機械及び器具については、その取得価格を記録することとされている。電気通信設備のうち、道路の附属物、河川管理施設及び砂防設備(以下、これらを合わせて「道路附属物等」という。)は、国有財産法(昭和23年法律第73号)に規定する国有財産に該当し、道路法(昭和27年法律第180号)等に基づき管理されることとなっている。そして、電気通信設備のうち国有財産に該当しないものについては、物品管理法等に基づき物品として管理されることとなる。しかし、物品である電気通信設備を物品管理簿に記録していなかったり、道路附属物等となった電気通信設備について、物品管理簿の数量等を減ずることなく記録したままとしていたりなどして、物品管理簿等が物品の現況を正確に反映したものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して平成28年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

- ア 物品管理簿に記録されていないなどの電気通信設備について物品管理簿に適切に記録するために必要な措置を講ずること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)
- イ 電気通信設備を物品として取得するなどした際に、物品管理簿に速やかに記録することについて、事務所等を指導すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- ウ 電気通信設備が道路附属物等となった際に、速やかに物品管理簿の数量等を減ずることなどについて、事務所等に周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 電気通信設備の物品管理簿への記録状況を把握し、この内容を基に、物品管理簿に記録されていないか、物品管理簿の数量等を減ずることなく記録したままとなっていたりなどしている電気通信設備について29年3月末までに物品管理簿に適切に記録した。
- イ 事務所等に対して、28年12月に事務連絡を発し、また、29年2月に開催された物品管理事務担当者会議等において、電気通信設備を物品として取得するなどした際に、物品管理簿に速やかに記録するよう指導した。
- ウ 事務所等に対して、28年12月に事務連絡を発して、電気通信設備が道路附属物等となった際に、速やかに物品管理簿の数量等を減ずることなどについて周知した。

(2) 都市防災総合推進事業における防災情報通信ネットワークの整備について

(平成27年度決算検査報告467ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

国土交通省は、市街地の防災性の向上等を図るために、都市の防災構造化等を総合的に推進する都市防災総合推進事業(以下「都市防災事業」という。)を実施する地方公共団体等に対

して、社会資本整備総合交付金等を交付している。そして、市区町村が地震防災対策として策定した「地震に強い都市づくり推進五箇年計画」に基づく場合は、交付対象施設の特例として、災害時の情報通信を確保するために情報の送受信等を行うのに必要な施設(以下「防災情報通信ネットワーク」という。)を都市防災事業により整備できるとされている。防災情報通信ネットワークの整備として防災行政無線の設備を建物に設置する場合は、地震発生時に有効に機能するよう、耐震診断により耐震性が確保されていることが確認できているなどの建物に設置する必要がある。しかし、27市区町において、防災行政無線の設備が、耐震性が確保されていない建物又は耐震診断が行われておらず耐震性が確保されているか確認できない建物に設置されているなどして、地震発生時に有効に機能しないおそれがある事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して平成28年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

- ア 27市区町に対して、防災行政無線の設備のうち耐震性が確保されていない建物等に設置されている設備について、地震発生時に有効に機能させるために、耐震診断、設備の移設等の各設備に応じた必要な措置を講ずるための計画を策定させること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)
- イ 地方公共団体等に対して、都市防災事業により整備する防災情報通信ネットワークを地震発生時に有効に機能させるために、その設備の設置場所に係る耐震性を確保しなければならないことを周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、28年12月に都道府県等に事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 27市区町に対して、防災行政無線の設備のうち耐震性が確保されていない建物等に設置されている設備について、地震発生時に有効に機能させるために、耐震診断や設備の移設等の対策方法、時期等の各設備に応じた必要な措置を講ずるための計画を29年2月までに策定させて、当該計画に基づき改善させることとし、改善の進捗状況について定期的に確認することとした。
- イ 地方公共団体等に対して、都市防災事業により整備する防災情報通信ネットワークを地震発生時に有効に機能させるために、整備に当たっては、その設備の設置場所に係る耐震性を確保しなければならないことについて周知した。

(3) 木造公営住宅等の設計及び施工における事業主体の確認等について

(平成27年度決算検査報告472ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するなどのために、公営住宅等を整備する地方公共団体(以下「事業主体」という。)に対して社会資本整備総合交付金を交付している。柱、土台、筋交いなどで骨組みを構成する木造軸組工法により建築する公営住宅等(以下「木造公営住宅等」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づき、地震等により生ずる水平力に抵抗するために、柱と柱の間に筋交いなどが設置された

壁(以下「耐力壁」という。)を設計計算上必要な長さ以上、釣合い良く配置しなければならないとなっている。そして、耐力壁を構成する柱は、水平力により生ずる引抜力に抵抗するために、建築基準法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」等に基づき、必要な引抜耐力を有する金物等を選定して土台等と接合することとなっている。しかし、建築物の安全を確保する上で重要な建物の外側の隅の柱(以下「出隅の柱」という。)に取り付けた金物の引抜耐力が不足するなど、設計及び施工が適切でない状態が継続して見受けられているにもかかわらず、国土交通省において、建築技術系の専門知識を有した職員がいない事業主体の実態等を踏まえた実効性のある再発防止策を講じていないなどの事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、木造公営住宅等の建築に当たり、出隅の柱と土台等とを接合する金物等の設計や施工が適切に行われているかなどの確認等に重点を置いたチェックリストを作成して、事業主体がチェックリストを活用した工事監理等の状況を設計事務所等に報告させてその内容の確認等を行うことができるようにするなど、実効性のある再発防止策を検討して、事業主体に対してこれを周知するよう、国土交通大臣に対して平成28年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、木造公営住宅等の建築に当たり出隅の柱と土台等とを接合する金物等の設計や施工が適切に行われているかなどの確認等を行うことができるチェックリストを作成した。そして、29年3月に都道府県及び政令市に対して通知を発して、事業主体がチェックリストを活用した工事監理等の状況を設計事務所等に報告させてその内容の確認等を行うことができるようにするなどの再発防止策を事業主体に対して周知する処置を講じていた。

(4) 電線共同溝整備事業に係る建設負担金の算定に適用する年利率について

(平成27年度決算検査報告477ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、安全かつ円滑な交通の確保を図ることなどを目的として、電線を入溝する管路等を道路の地下に整備して無電柱化の推進を図る電線共同溝整備事業を、国道事務所等が事業主体となる直轄事業又は都道府県等が事業主体となる交付金事業として実施している。電線共同溝の建設に要する費用は事業主体が負担する一方、電線共同溝の整備完了後の占用の許可を申請した電気事業者、電気通信事業者等(以下、これらを合わせて「占用予定者」という。)も、電線共同溝の建設によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して算出した額(以下「建設負担金」という。)を負担することとなっている。そして、建設負担金の算定に当たっては、占用予定者が自ら電線を埋設した場合の道路掘削等の工事費用(以下「初年度埋設工事費」という。)と、占用予定者が電線の耐用年数が到来した際に行う電線の更新作業に伴う道路掘削等の工事費用として、初年度埋設工事費を国土交通大臣が定める年利率等で割り戻して現在価値に換算することとされている額とを合算するなどして算出した標準単価(電線1条及び1km当たりの単価。以下同じ。)を用いることなどとなっている。上記の年利率は、平成7年に金利情勢等を勘案して6.5%と定められ、これ以降、同じ

率が適用されていた。しかし、建設負担金の算定に当たり、年利率が、当初設定したまま見直されていないため、金利水準が長期間にわたって低下傾向となっている状況を勘案したものとっておらず、建設負担金が過小に算定されている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、建設負担金の算定について、金利情勢等を勘案した年利率を適用して標準単価を設定し、その内容について地方整備局等及び都道府県等に周知するなどして、建設負担金の額が適切なものとなるよう、国土交通大臣に対して28年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、29年7月に、建設負担金の算定に適用する年利率を金利情勢等を勘案して4.0%に改め、当該年利率を適用した標準単価を設定するとともに、地方整備局等及び都道府県等に対して事務連絡を発して、同年8月以降に算定する建設負担金から当該標準単価を適用するよう周知する処置を講じていた。

(5) 新重点密集市街地の解消に向けた事業の実施等について

(平成27年度決算検査報告483ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、地震時等に著しく危険な密集市街地である新重点密集市街地を平成32年度末までにおおむね解消するために、新重点密集市街地等において市区町が延焼危険性等の改善に向けて実施する住宅市街地総合整備事業等に交付金等を交付している。しかし、新重点密集市街地の地区内に一時避難場所等が指定されているのに延焼危険性が高いなど最低限の安全性を確保しておらず新重点密集市街地が解消していない事態、住宅市街地総合整備事業において、事業計画を作成しておらず事業の進捗状況を確認できなかったり、地域住民等から構成されるまちづくり協議会等を設置していないこと、ハザードマップ等により新重点密集市街地の危険度を公表していないことなどにより事業が進捗していなかったりする事態及び新重点密集市街地の設定に当たり、過大な面積を1地区として設定するなどして、最低限の安全性が確保されているか適切に判定されず危険な区域が地区内に残存するおそれがある事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、市区町に対して、新重点密集市街地内に一時避難場所等が指定されている地区について早期に最低限の安全性を確保して新重点密集市街地を解消することの重要性等について周知徹底し、必要に応じて助言したり、事業計画を作成すること、協議会等を設置すること及びハザードマップ等により新重点密集市街地の危険度を公表することの重要性等について、他の地区の事例集等を作成して、市区町に対して情報提供するなどして周知徹底し、必要に応じて助言したり、市区町に対して、地区の状況に応じて最低限の安全性が確保されているかきめ細かく適切に判定することについて具体的に明示し、必要に応じて助言したりするよう、国土交通大臣に対して28年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、29年1月に市区町の担当者を対象とした説明会を開催するなどして、市区町に対して次のような処置を講じていた。

- ア 新重点密集市街地内に一時避難場所等が指定されている地区について早期に最低限の安全性を確保して新重点密集市街地を解消することの重要性等について、避難場所の安全性確保の必要性、避難場所に留意した密集市街地の改善整備の方法等を示すなどして周知徹底し、市区町からの個別の相談に応じて助言するなどした。
- イ 事業計画を作成すること、協議会等を設置すること及びハザードマップ等により新重点密集市街地の危険度を公表することの重要性等について、他の地区の取組事例を用いて情報提供するなどして周知徹底し、市区町からの個別の相談に応じて助言するなどした。
- ウ 地区の状況に応じて最低限の安全性が確保されているかきめ細かく適切に判定することについて、地区の面積が非常に大きい場合や飛び地を含めて1地区としているなどの場合は地区を分割するなどして適切な地区の単位で判定することを具体的に明示し、市区町からの個別の相談に応じて助言するなどした。さらに、市区町が毎年度国土交通省に報告することとなっている新重点密集市街地の改善整備の進捗状況等を把握する調査のための手引を29年2月に改訂して、上記の判定方法等を具体的に明示した。

(6) 離島航路運営費等補助金の交付額の算定方法及びその審査について

(平成27年度決算検査報告491ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、離島航路整備法(昭和27年法律第226号)に基づき、離島航路を運営する事業者(以下「補助事業者」という。)に対して、離島航路運営費等補助金(以下「補助金」という。)を交付している。補助金の額は、都道府県、補助事業者等の地域の関係者が組織した協議会等により策定された生活交通ネットワーク計画(平成27年度以降は生活交通確保維持改善計画)に基づく離島航路の運営事業を対象として、補助事業者が対象航路ごとに作成した航路損益見込計算書(以下「見込計算書」という。)における欠損額を基準として算定することとなっている。そして、国土交通省は、補助対象経費の2分の1に相当する額について、予算の範囲内において補助金の額として内定して(以下、内定の際に行われる審査を「内定時の審査」といい、内定した補助金の額を「内定額」という。)、補助事業の実施前に補助事業者に通知を行っている。補助事業者は、補助事業の実施後に、実際の収支実績に基づく航路損益計算書等を国土交通省に提出し、同省は、これを審査して交付決定及び最終的な補助金の額の確定を行うこととしており、原則として内定額をそのまま補助金の額として確定している。しかし、国土交通省において、見込計算書における収益及び費用の科目別の見込額(以下「科目別見込額」という。)の算定方法が補助事業者によって区々となっているのに、見込計算書上で算定方法や算定理由が把握できず、補助事業者間の公平性が確保されていないおそれがある事態、また、内定時の審査過程が書面に残されていなかったり、補助事業者が経営改善を行っているか書面で確認できない状況で補助金の額の確定における審査を行っていたりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、補助事業者に対して見込計算書の提出に当たって科目別見込額の算定方法等を具体的に示すよう周知したり、内定時の審査における科目別見込額の審査方法を具体的に定めるよう検討し、また、補助金の額の確定における審査に当たり、実績額と科目別見込額の差額が生じた理由等を補助事業者から報告させる方法を具体的に定めるよう検討したりするよう、国土交通大臣に対して28年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 29年6月に補助金の実施要領を改正して、科目別見込額の算定方法について、過去3年間の実績の平均値等を用いることを原則とすること、それ以外の算定方法を採用する場合は理由を明記することなどを定めて、補助事業者に対して周知した。
- イ 同月に補助金の交付要綱等を改正して、内定時の審査に当たり、補助事業者が科目別見込額の算定方法として原則以外の方法を採用している場合は、当該科目別見込額の妥当性を審査し、審査結果を記録すること、また、補助金の額の確定における審査に当たり、補助事業者の実績額と科目別見込額との比較表を作成させて、大幅な差異がある科目はその理由を明記させてこれを提出させることとした。

第12 環 境 省

不 当 事 項

工 事

(279) 防止柵設置工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、防止柵が転倒するおそれがある状態になっていて、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境本省 (項)自然公園等事業費
部 局 等	関東地方環境事務所
工 事 名	平成 26 年度父島列島自然再生施設兄島グリーンアノール柵設置工事
工 事 の 概 要	特定外来生物であるグリーンアノールが島内の未生息域に侵入して希少昆虫を捕食することを最小限にとどめるために、生息域と未生息域とを遮断する防止柵を設置するもの
工 事 費	389,806,560 円
請 負 人	太平洋建設株式会社
契 約	平成 26 年 5 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 27 年 3 月
支 払	平成 26 年 6 月、27 年 1 月、4 月
不適切な設計となっていた防止柵の設置に係る工事費	74,189,832 円(平成 26 年度)

1 工事の概要

この工事は、小笠原国立公園特別保護地区である東京都小笠原村兄島において、特定外来生物^(注)に指定されているトカゲの一種であるグリーンアノールが島内の未生息域に侵入して、島内在来種である希少昆虫を捕食することを最小限にとどめるために、関東地方環境事務所(以下「事務所」という。)が、平成 26 年度に、生息域と未生息域とを遮断するための柵(高さ 0.8m、1.0m 及び 1.8m。延長計 2,703.8m。以下「防止柵」という。)の設置等を工事費 389,806,560 円で実施したものである。

(注) 特定外来生物 外来種のうち、生態系、農林水産業等へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれのあるものとして指定されているものをいう。

防止柵は、樹脂ネット及びフッ素加工パネル等を支えるために、ステンレス異形鉄筋又はガラス繊維強化プラスチック製の主支柱を設置して、それぞれの主支柱に異形鉄筋の控え支柱を結合させたものである(参考図参照)。

事務所は、防止柵の設計を「自然公園等施設技術指針」(環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室制定。以下「技術指針」という。)等に基づき行うこととしており、設置目的等を踏まえ、グリーンアノールが防止柵を跳び越えないよう、防止柵を設置する周囲に草木等がない場合は高さ 0.8m 又は 1.0m の柵(延長計 2,211.5m。以下「柵 A」という。)を、草木等がある場

合は高さ1.8mの柵(延長492.3m。以下「柵B」という。)を、それぞれ設置することとして、これにより施工していた。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、防止柵の設計が技術指針等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、事務所において、本件工事を対象に、設計図面、設計計算書等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

技術指針等によれば、防止柵を含む自然公園等施設の設置に当たっては、当該施設の構造等の安全性について検討を行うことなどとされている。しかし、事務所は、柵A及び柵Bの設計に当たり、風荷重による転倒に対する安定計算を行っていなかった。

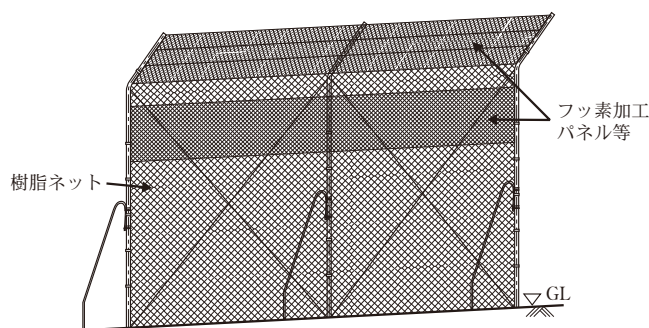
そこで、技術指針等に基づき、柵A及び柵Bの転倒に対する安定計算を行ったところ、柵Bにおいて、風荷重により控え支柱の基礎に作用する押込み力1.8kNが許容押込み支持力0.9kNを大幅に上回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件工事のうち、柵B(延長492.3m)は設計が適切でなかったため、転倒するおそれがある状態になっており、工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額74,189,832円が不当と認められる。

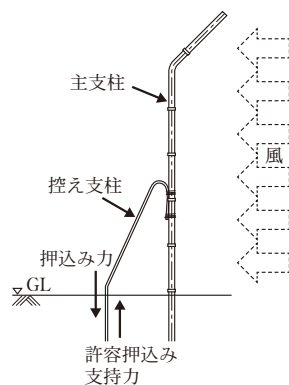
このような事態が生じていたのは、事務所において、防止柵の設計における風荷重による転倒に対する安定計算の必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

防止柵の概念図(地上部)



防止柵の断面概念図



補 助 金

第3章
第1節
第12
環境省

- (280) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(295)

所管、会計名及び科目	環境省所管 一般会計 (組織) 環境本省 (項) 大気・水・土壌環境等保全費 (項) 廃棄物処理施設整備費 (項) 離島振興事業費 (項) 沖縄開発事業費 (項) 東日本大震災復旧・復興環境・経済・社会の統合的向上費 東日本大震災復興特別会計 (組織) 環境本省 (項) 東日本大震災復興事業費(平成23年度は、一般会計 (組織) 環境本省 (項) 東日本大震災復旧・復興廃棄物処理施設整備費) (項) 環境保全復興政策費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項) エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	環境本省、7 県
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等(事業主体)	県5、市5、町1、一部事務組合4、計15 補助事業者等
補助事業等	循環型社会形成推進交付金事業、再生可能エネルギー等導入推進基金事業、放射線量低減対策特別緊急事業等
事業費の合計	21,418,355,813 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	10,191,789,386 円
不当と認める事業費の合計	669,450,475 円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	312,367,193 円

1 補助金等の概要

環境省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、25 道府県、332 市町村、59 一部事務組合及び 20 会社等に

において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、5県、6市町、4一部事務組合、計15事業主体が実施した循環型社会形成推進交付金事業、再生可能エネルギー等導入推進基金事業、放射線量低減対策特別緊急事業等に係る国庫補助金312,367,193円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助金が過大に交付されていたなどのもの
 - 6件 不当と認める国庫補助金 164,598,100円
 - (2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの
 - 6件 不当と認める国庫補助金 53,319,093円
 - (3) 補助の対象とならないもの
 - 4件 不当と認める国庫補助金 94,450,000円
- また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助金が過大に交付されていたなどのもの

6件 不当と認める国庫補助金 164,598,100円

除染作業等に係る事業費の算定が実際の作業量に基づいていなかったため、補助金が過大に交付されていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 59,440,600円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(280) 環境本省	栃木県那須塩原市	放射線量低減対策特別緊急	24～26	7,106,317 (5,048,588)	5,048,588	59,440 (59,440)	59,440

この補助事業は、那須塩原市が、東日本大震災による原子力災害に伴う放射線が人の健康等に及ぼす影響を減少させるために、除染作業等を平成24年度から26年度までの間に事業費計7,106,317,500円(補助対象事業費計5,048,588,200円、国庫補助金交付額同額)で実施したものである。

上記の除染作業等は、同市が24年4月に策定した那須塩原市除染実施計画における除染対象区域(空間線量率が^(注)0.23μSv/h以上の区域)に所在する住宅及び公共施設を対象として、住民からの除染実施の同意取得から、除染作業前の放射線モニタリング、設計図書の作成、除染作業(雨どいなどの清掃及び洗浄、除草、汚泥及び落葉の除去、表土除去等)、除染作業後の放射線モニタリングを実施し安全性を確認するまでの一連の作業を、業者に請け負わせて実施したものである。

(注) Sv(シーベルト) 人体の被ばくによる生物学的影響の大きさ(線量当量)を表す単位。なお、1時間被ばくを受け続けた場合に、どの程度の線量当量を受けるかを表す線量率の単位が[Sv/h]である。

1日のうち屋外に8時間、屋内(遮へい効果0.4倍)のある木造家屋に16時間滞在したと仮定して、1年間の追加被ばく線量(自然界からの被ばく線量及び医療被ばくを除いた被ばく線量)1mSvを1時間当たりに換算すると0.19μSv/hとなり、これに自然界からの放射線のうち大地からの放射線に係る線量率0.04μSv/hを加えると、0.23μSv/hとなる。

「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金取扱要領」(環水大総発第111222001号平成23年12月環境事務次官通知)等によれば、除染作業のうち戸建て住宅等における雨どいなどの清掃及び洗浄、除草、汚泥

及び落葉の除去等は補助対象とされているが、表土除去については、福島県外の同市が実施するものは補助対象とされていない。このため、同市は、表土除去については、比較的放射線の影響を受けやすいとされる18歳以下の子どもが居住する住宅に限り、同市の単独事業費により実施していた。

除染作業等に係る請負契約の特記仕様書によれば、同市は、一連の除染作業により発生した除去土壌等について、将来、同市が設置する予定の仮置場に搬出するまでの間、当該住宅等敷地内に保管穴を掘削して埋設保管することとしていた。そして、保管穴の掘削に係る作業は次の手順のとおり実施することとしていた。

- ① 除染作業により発生した除去土壌等を埋設保管するための保管穴を掘削し、その寸法(掘削幅、掘削長及び掘削深)を計測する。
- ② 保管穴に遮水シートを設置した上で、除去土壌等を保管穴に投入し、その上部から地表までの深さ(以下「覆土厚」という。)を計測した後、遮水シートで覆い、保管穴の掘削で発生した土砂(以下「掘削土」という。)により覆土を行い、除染作業後の放射線モニタリングを実施して安全性を確認する。
- ③ 保管穴の覆土及び表土除去後の復旧に使用してもなお余った掘削土は残土として敷地外の一般廃棄物処分場に運搬して処分する。
- ④ 保管穴の寸法を記載した精算設計図を住宅ごとに作成し、これに基づき保管穴の掘削量、除去土壌等の保管量、残土処分量等を計算した精算設計数量計算書を作成する。

同市は、上記の特記仕様書等において、発注者は実数量により設計数量及びそれに伴う契約金額を変更できるとされていることから、業務完了時に、請負業者から住宅ごとの精算設計図及び精算設計数量計算書(以下、これらを合わせて「精算設計図等」という。)に施工写真を添付させた上で提出させて、精算設計図等に記載された保管穴の掘削量、残土処分量等に基づき、掘削費、残土処分費等の直接工事費を再算定するなどして契約金額を確定し、これにより最終変更契約を締結していた。その後、同市は、精算設計図等を基に工事の出来形について寸法等の検査を実施したとして、契約金額を支払っていた。そして、補助対象事業費の算定に当たっては、補助事業及び市の単独事業それぞれの除染作業の内容や作業量を踏まえ、契約金額のうち補助対象事業費とすべき額を算定し、残額を市の単独事業費としていた。

しかし、本件除染作業等において掘削された保管穴12,014か所について、上記の請負業者から市に提出されていた施工写真により、実際の掘削量及び覆土量を確認したところ、3,683か所において、精算設計図等に記載されている掘削したとする土量や覆土したとする土量と比べて相当程度小さいものとなっているなどしており、掘削量等が過大となるなどしていた。また、表土除去後の復旧に当たっては、掘削土を用いているが、1,847か所における掘削土の残土処分量について、表土除去後の復旧に要した量を掘削土の残土処分量から控除していないなどの計算誤りがあり、残土処分量が過大となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

平成24年度に実施した家屋Aにおける除染作業において、請負業者は、精算設計図に、保管穴の寸法として、掘削幅1.3m、掘削長2.0m、掘削深1.0mと記載していた。そして、これに基づき、精算設計数量計算書において、覆土厚が0.5mとされていたことから埋戻し量を1.3m³、除去土壌等の保管量を1.3m³として、これらを合計した2.6m³を掘削量としていたほか、掘削量と埋戻し量の差である残土処分量を1.3m³と算出していた。

しかし、施工写真を確認したところ、除去土壌等の保管量に基づく実際の保管穴の寸法は、掘削幅が1.3m、掘削長が1.0m、掘削深が1.0mであり、覆土厚は0.45mとなっていた。

このため、実際の寸法等により再算定すると、埋戻し量は0.58m³、除去土壌等の保管量は0.71m³であり、掘削量が1.29m³、残土処分量が0.71m³となることから、埋戻し量が0.72m³、除去土壌等の保管量が0.59m³、掘削量が1.31m³、残土処分量が0.59m³、それぞれ過大に計上されていた。

したがって、実際の掘削寸法、覆土厚等により掘削量、残土処分量等を算出し、これらを基にして適正な契約金額を算定すると計6,967,818,900円となり、本件契約金額計7,106,317,500円はこれに比べて計138,498,600円過大となっていた。そして、適正な補助対象事業費は計4,989,147,600円となり、前記の補助対象事業費計5,048,588,200円との差額59,440,600円が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額59,440,600円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において請負業者が誤った数量を記載した精算設計数量計算書を作成して同市に提出していたのに、これに対する検査が十分でなかったこと、環境本省において同市に対する助言が十分でなかったことなどによると認められる。

(前掲93ページの「震災復興特別交付税の額の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めるなどしていたため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの」参照)

循環型社会形成推進交付金事業において、現場管理費等の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 55,772,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(281) 栃木県	芳賀地区広域行政事務組合	循環型社会形成推進交付金	26~28	2,850,487 (2,329,202)	776,400	167,313 (167,313)	55,772

この交付金事業は、芳賀地区広域行政事務組合^(注)が、最終処分場を整備する事業として、芳賀郡芳賀町大字給部地内において、一般廃棄物最終処分場を整備する工事等を事業費2,850,487,200円(交付対象事業費2,329,202,000円、交付金交付額776,400,000円)で実施したものである。

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成17年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「取扱要領」という。)によれば、交付対象事業費のうちの本工事費の算定に当たっては、材料費、労務費及び直接経費から構成される直接工事費に、共通仮設費及び現場管理費から構成される間接工事費と、一般管理費等を加えて算出することとされている。このうち、現場管理費は、工場において生産される鉄鋼製品等の調達額(以下「特殊製品費」という。)が直接工事費に含まれている場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を直接工事費及び共通仮設費の合計額である純工事費から減額した上で、取扱要領に定められた所定の率をこれに乗じて得た額の範囲内とされている。

しかし、同組合は、現場管理費について、純工事費から特殊製品費を適切に減額せず、また、取扱要領に定められた所定の率と異なる率を用いて算出していた。

したがって、取扱要領に基づいて現場管理費を算出するなどして適正な交付対象事業費を算定すると2,161,888,865円となることから、本件交付対象事業費2,329,202,000円は、これに比べて167,313,135円過大になっており、これに係る交付金相当額55,772,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同組合において適正な交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、栃木県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び同組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(前掲 93 ページの「震災復興特別交付税の額の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めるなどしていたため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの」参照)

(注) 芳賀地区広域行政事務組合 真岡市、芳賀郡益子、茂木、市貝、芳賀各町の 5 市町から構成される一部事務組合

循環型社会形成推進交付金事業において、現場管理費等の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたなどのもの（1 件 不当と認める国庫補助金 43,884,000 円）

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(282) 沖縄県	宮古島市	循環型社会形成推進交付金	25、26	361,663 (361,663)	180,831	87,768 (87,768)	43,884

この交付金事業は、宮古島市が、焼却施設を整備する事業として、宮古島市平良字西仲宗根地内において、焼却施設棟、管理棟、ストックヤード(回収した資源物等の貯留施設)、車庫棟等を整備するための土地造成工事を事業費 361,663,153 円(交付対象事業費同額、交付金交付額 180,831,000 円)で実施したものである。

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成 17 年 4 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「取扱要領」という。)によれば、交付対象事業費のうちの土地造成費の算定に当たっては、材料費、労務費及び直接経費から構成される直接工事費に、共通仮設費及び現場管理費から構成される間接工事費と、一般管理費等を加えて算出することとされている。このうち、現場管理費は、工場において生産される大型ブロック等の調達額(以下「特殊製品費」という。)が直接工事費に含まれている場合には、当該特殊製品費の 2 分の 1 に相当する額を直接工事費及び共通仮設費の合計額である純工事費から減額した上で、取扱要領に定められた所定の率をこれに乗じて得た額の範囲内とされている。

また、焼却施設を整備する事業においては、管理棟、ストックヤード及び車庫棟の用地に係る土地造成費は交付対象とはされていない。

しかし、同市は、交付対象事業費の算定に当たり、現場管理費について、純工事費から特殊製品費を適切に減額せず、また、取扱要領に定められた所定の率と異なる高い率を用いて算出していたり、交付対象とならない管理棟、ストックヤード及び車庫棟の用地計 4,575.7㎡に係る土地造成費を含めていたりしていた。

したがって、取扱要領に基づいて現場管理費を算出するとともに、上記管理棟等の用地に係る土地造成費を交付対象事業費から除くなどして適正な交付対象事業費を算定すると 273,895,138 円となることから、本件交付対象事業費 361,663,153 円は、これに比べて 87,768,015 円過大になっており、これに係る交付金相当額 43,884,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において適正な交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、沖縄県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

循環型社会形成推進交付金事業において、事務費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 2,133,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(283)	佐賀県 佐賀市	循環型社会形成推進交付金	26, 27	352,925 (352,925)	142,454	5,223 (5,223)	2,133

この交付金事業は、佐賀市が、浄化槽市町村整備推進事業として、生活排水を処理するための浄化槽計400基を整備する工事等を事業費計352,925,000円(交付対象事業費同額、交付金交付額計142,454,000円)で実施したものである。

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成17年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「取扱要領」という。)によれば、浄化槽市町村整備推進事業における交付対象事業費の範囲は、浄化槽の整備に係る工事費、事務費等とされており、このうち、事務費は工事費に所定の率を乗じて得た額の範囲内とされており、その対象は、事業主体が工事施工のために直接必要な事務に要する旅費及び庁費とされている。

同市は、本件交付金事業の実績報告書において、事務費の交付対象事業費について、工事費に所定の率を乗ずるなどして計11,911,000円としていた。

しかし、同市における本件交付金事業に係る旅費及び庁費の実支出額は計6,687,657円となっており、上記事務費の交付対象事業費を計5,223,343円下回っていた。

したがって、取扱要領に基づいて適正な交付対象事業費を算定すると計347,701,657円となることから、本件交付対象事業費計352,925,000円は、これに比べて5,223,343円過大になっており、これに係る交付金相当額計2,133,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において適正な交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、佐賀県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

除染作業に係る事業費の算定を誤っていたため、補助金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,900,500円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(284)	環境本省 栃木県日光市	放射線量低減対策特別緊急	25	10,048 (10,048)	10,048	1,900 (1,900)	1,900

この補助事業は、日光市が、東日本大震災による原子力災害に伴う放射線が人の健康等に及ぼす影響を減少させるために、同市が平成24年4月に策定した日光市除染実施計画における除染対象区域(注)(空間線量率が0.23μSv/h以上の区域)に所在する住宅を対象として、除染作業(雨どいなどの清掃及び洗浄、除草、汚泥及び落葉の除去並びに除去土壌等の一時保管)を業者に請け負わせて実施したものである。

(注) Sv(シーベルト) 人体の被ばくによる生物学的影響の大きさ(線量当量)を表す単位。なお、1時間被ばくを受け続けた場合に、どの程度の線量当量を受けるかを表す線量率の単位が「Sv/h」である。

1日のうち屋外に8時間、屋内(遮へい効果(0.4倍)のある木造家屋)に16時間滞在したと仮定して、1年間の追加被ばく線量(自然界からの被ばく線量及び医療被ばくを除いた被ばく線量)1mSvを1時間当たりに換算すると0.19 μ Sv/hとなり、これに自然界からの放射線のうち大地からの放射線に係る線量率0.04 μ Sv/hを加えると、0.23 μ Sv/hとなる。

本件請負契約の契約書によれば、発注者は、必要があると認めるときは設計変更することができ、この場合において必要があると認められるときは契約金額を変更しなければならないとされている。

そして、同市は、本件請負契約の完了時に、除染作業の実績数量等を記載した業務報告書を請負業者から提出させ、これに基づき、当初契約において予定していた67世帯分の除染作業を53世帯分の除染作業に変更するとして最終変更契約を締結していた。

同市は、設計変更に当たっては、「土木工事標準積算基準書(共通編)」(栃木県県土整備部)に基づくこととしており、これによれば、当初設計金額に対する当初契約金額の割合である請負比率を算出し、これを変更後の設計金額に乗ずるなどして、変更後の契約金額を算定することとされている。

しかし、同市は、請負比率81.105%を変更後の設計金額9,570,000円に乘じ、これに消費税及び地方消費税を加算して契約金額を算定すべきところ、誤って、請負比率を乗ずることなく、変更後の設計金額に消費税及び地方消費税を加算して契約金額を10,048,500円と算定して、同額を請負業者に支払っていた。

したがって、本件請負契約について、請負比率81.105%を変更後の設計金額9,570,000円に乘ずるなどして適正な契約金額を算定すると8,148,000円となり、本件契約金額10,048,500円は、これに比べて1,900,500円(補助対象事業費同額)過大となっており、これに係る国庫補助金相当額1,900,500円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において契約を変更する際の契約金額の算定に当たり請負比率を設計金額に乗ずることについての理解が十分でなかったこと、環境本省において同市に対する助言が十分でなかったことなどによると認められる。

循環型社会形成推進交付金事業において、鉄くずの売却収入を事業費から控除していなかったため、交付金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,468,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(285) 青森県	黒石地区清掃施設組合	循環型社会形成推進交付金	23~25	2,016,809 (1,895,970)	631,989	4,405 (4,405)	1,468

この交付金事業は、黒石地区清掃施設組合が、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業として、黒石市大字竹鼻地内に所在する環境管理センターにおいて、老朽化した既設のごみ焼却設備を撤去して、新たな設備に更新する工事等を事業費2,016,809,000円(交付対象事業費1,895,970,000円、交付金交付額631,989,000円)で実施したものである。

「循環型社会形成推進交付金の実績報告及び額の確定マニュアル」(平成23年2月環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課及び浄化槽推進室作成)によれば、鉄くずなどの売却収入が生じた場合は、事業費から当該売却収入を控除して交付対象事業費を算定することとされている。

しかし、同組合は、既設設備の解体により発生した鉄くず 160.8 t の売却収入 4,405,199 円を得ていたのに、これを事業費から控除していなかった。

したがって、上記の売却収入を事業費から控除して適正な交付対象事業費を算定すると 1,891,564,801 円となることから、本件交付対象事業費 1,895,970,000 円は、これに比べて 4,405,199 円過大になっており、これに係る交付金相当額 1,468,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同組合において適正な交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、青森県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び同組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

6 件 不当と認める国庫補助金 53,319,093 円

再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等により実施した事業において、設備の設計が適切でなかったり基金事業の対象とならない経費を含めていたりしていたもの

(5 件 不当と認める国庫補助金 47,561,734 円)

再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金及び再生可能エネルギー等導入推進基金は、環境省が東日本大震災による被災地域の復旧・復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需要のひっ迫への対応の必要性に鑑み、再生可能エネルギー等を活用したエネルギーシステムの導入等を支援し、環境先進地域の構築に資する事業を実施することなどを目的として、都道府県及び政令指定都市(以下「事業主体」という。)に対して、平成 23 年度に地域環境保全対策費補助金(前者の基金に係るもの)を、24 年度から 26 年度までの各年度に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(後者の基金に係るもの)をそれぞれ交付して造成させたものである(以下、両基金を合わせて「基金」という。)

事業主体は、「平成 23 年度地域環境保全対策費補助金(再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金)及び災害廃棄物処理促進費補助金(災害等廃棄物処理基金)交付要綱」(平成 23 年 11 月環境事務次官通知)、「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領」(平成 23 年 11 月環境省総合環境政策局長及び大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)、「平成 23 年度再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の取扱いについて」(平成 23 年 12 月環境省総合環境政策局環境計画課通知)等(以下、これらを合わせて「要綱等」という。)に基づき、基金を財源として、地震等の災害時に避難所、災害対策本部等の防災拠点となる施設等において、太陽光発電設備、バイオマスボイラー^(注1)、LED 外灯等を設置するなどする事業(以下「基金事業」という。)を自ら実施するほか、基金事業を実施する市町村等に対して、基金を取り崩して補助金(以下、事業主体からの補助金を「県補助金」という。)を交付している。

(注1) バイオマスボイラー バイオマス(未利用間伐材等の再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの)を燃料とするボイラー

要綱等によれば、基金事業により設置される太陽光発電設備等は、地震等の災害が発生して電力会社からの電力供給が遮断された際に、上記の防災拠点となる施設等において必要な機能を確保するためのものであるとされている。また、基金事業の対象となる経費(以下「基金事業対象経費」という。)は、太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーに係る設備及びこれに附帯する蓄電池設備等の設備を導入する事業を実施するために必要な設計費、工事費等とされており、当該設備を設置するための建屋の建築工事に係る経費は基金事業の対象とならないとされている。

本院が事業主体である 23 道府県及び 3 政令指定都市並びに県補助金の交付を受けた 251 市町村等に

において会計実地検査を行ったところ、青森、島根、岡山、山口各県の4市町^(注2)において、基金事業により実施した設備の設置工事において設計が適切でなく所要の安全度が確保されていなかったり、山形県において、基金事業の対象とならない経費を基金事業対象経費に含めていたりしていたため、取り崩された基金計47,561,734円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

(注2) 4市町 青森、井原、長門各市、邑智郡川本町

このような事態が生じていたのは、4市町において設備の設計に当たり所要の安全度についての検討が十分でなかったこと、青森、島根、岡山、山口各県において市町に対する助言が十分でなかったこと、山形県において要綱等における基金事業対象経費についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	実施年度	基金使用額	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める基金使用額	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(286) 環境本省	青森県	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金	25	18,251	18,251	18,251	18,251

青森県は、青森市に対して県補助金を交付しており、同市は、地震等の災害時に災害拠点病院となる青森市民病院の駐車場に、太陽光発電式蓄電池内蔵LED外灯(以下「ソーラーLED外灯」という。)10基を設置する工事を工事費18,270,000円(県補助金18,251,369円、国庫補助金相当額同額)で実施していた。

同市は、上記ソーラーLED外灯10基の設計を「照明用ポール強度計算基準JIL1003」(社団法人日本照明器具工業会編)、「道路標識ハンドブック2012年度版」(一般社団法人全国道路標識・標示業協会編)等に基づいて行っており、これらの基準等によれば、風荷重の算定の基となる設計風速は60m/sとすることとされており、ソーラーLED外灯の基礎の設計に当たっては、風荷重により基礎に加わる外力に対する抵抗力の比率(以下「外力に対する抵抗力の比率」という。)が、許容値である1.1以上となることなどを確認することとされている。

そして、同市は、前記ソーラーLED外灯10基の基礎の設計に当たり、土中への埋込み長さを1.5mとするなどして安定計算を行った結果、外力に対する抵抗力の比率が上記の許容値を上回ることから、安定計算上安全であるとして、これにより工事を発注していた。

しかし、同市は、本件工事の発注後に、請負人から、前記ソーラーLED外灯10基のうち4基の基礎について、設置予定箇所に埋設物があるため土中への埋込み長さを1.5mとすることが困難であるとの報告を受けたため、10基全ての基礎について、土中への埋込み長さを0.9mとする設計に変更していたのに、この設計変更に当たり、設計風速60m/sとして安定計算を行っていなかった(参考図1参照)。

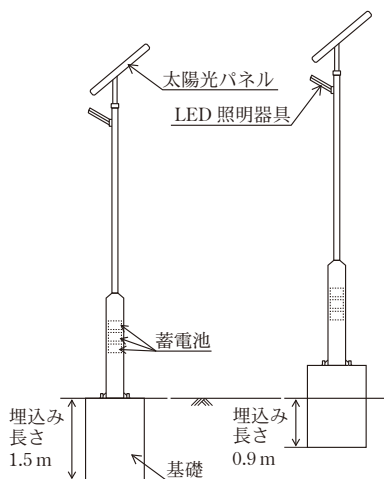
そこで、基礎の安定計算を行ったところ、ソーラーLED外灯10基全てについて、外力に対する抵抗力の比率が0.50となり、許容値である1.1を大幅に下回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件ソーラーLED外灯10基(工事費18,270,000円、国庫補助金相当額18,251,369円)は、基礎の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	実施年度	基金使用額 千円	左に対する 国庫補助金等交付額 千円	不当と認める基金 使用額 千円	不当と認める国庫 補助金等相当額 千円
-----	------------------	-------	------	-------------	--------------------------	-----------------------	---------------------------

(参考図1)

ソーラー LED 外灯の概念図
(当初設計) (変更設計)



(287)	環境本省	山形県	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金	25	13,020	13,020	3,958	3,958
-------	------	-----	------------------------	----	--------	--------	-------	-------

山形県は、地震等の災害時に災害対策本部が設置される山形県庄内総合支庁に、空調設備の熱源としてバイオマスボイラー等を設置する工事の設計を設計費 13,020,000 円(基金事業対象経費同額、国庫補助金相当額同額)で実施していた。

しかし、上記の設計費には、基金事業の対象とならないバイオマスボイラー等を設置する建屋の建築工事に係る設計費 3,958,941 円が含まれていた。

したがって、上記建屋の建築工事に係る設計費は、基金事業の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額 3,958,941 円が基金から過大に取り崩されて使用されていた。

(288)	環境本省	島根県	再生可能エネルギー等導入推進基金	25	27,180	27,180	7,509	7,509
-------	------	-----	------------------	----	--------	--------	-------	-------

島根県は、邑智郡川本町に対して県補助金を交付しており、同町は、地震等の災害時に避難所となる川本中学校校舎屋上等に、太陽光発電設備等を設置する工事を工事費 27,457,500 円(県補助金 27,180,000 円、国庫補助金相当額同額)で実施していた。このうち、太陽光発電設備は、校舎屋上の床面にコンクリート基礎を据え置いた上に、架台及び太陽光パネルを設置するものである。

同町は、上記太陽光発電設備の設計を「太陽電池アレイ用支持物設計標準」(財団法人日本規格協会発行)等に基づいて行っており、これらの基準等によれば、太陽光発電設備の基礎の設計に当たっては、地震時、暴風時等において基礎底面に作用する水平力が、基礎底面と床面との摩擦により生ずる滑動抵抗力を下回ることを確認することとされている。

そして、同町は、前記太陽光発電設備の基礎としてコンクリート基礎(縦 0.45m、横 0.45m、高さ 0.60m)12 基を築造することとし、当該基礎を校舎屋上の床面コンクリート(厚さ 0.10m)及び防水層を

部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業 等	実施年度	基金使用 額	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める基金 使用額	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円

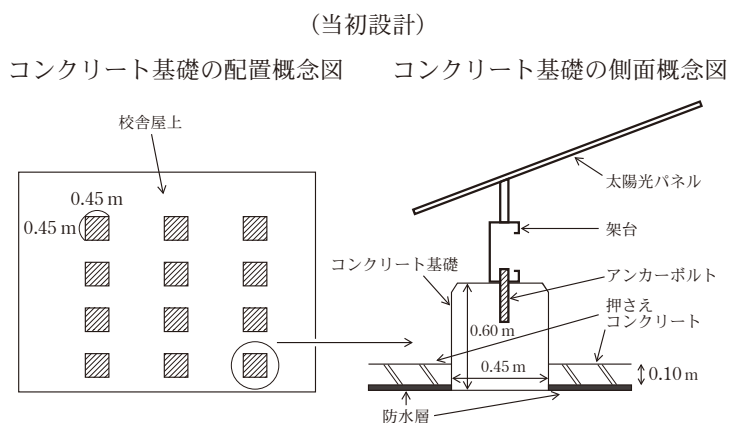
削り取った部分に設置して、削り取られていない周りの床面コンクリートが押さえコンクリートになることによって当該基礎を固定することとする設計を行っており、これにより安定計算上安全であるとして工事を実施することとしていた(参考図2参照)。

しかし、同町は、本件工事の発注後に、請負人から、上記の設計に基づくコンクリート基礎の施工方法では、防水層の一部を削り取ることにより漏水するおそれがあることなどから、床面コンクリート及び防水層の撤去を行わず、校舎屋上の床面にコンクリート基礎(縦0.25m、横8.27m、高さ0.50m)4基を固定せずに据え置くこととする施工方法に変更したいとの協議を受け、これを承認して設計を変更していたが、設計変更後の安定計算を行っていなかった(参考図3参照)。

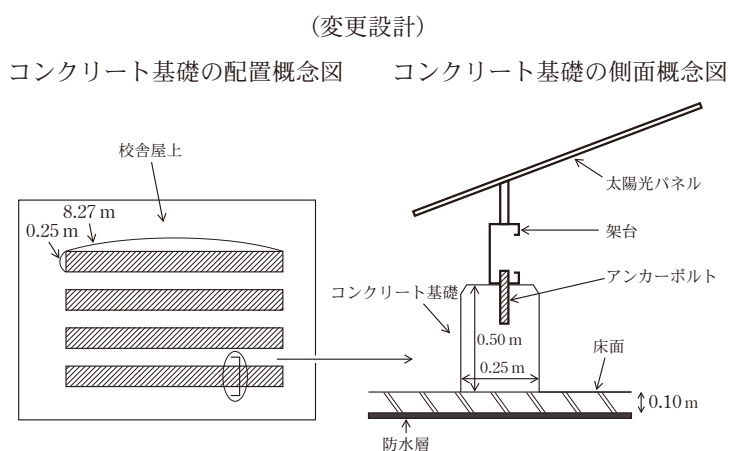
そこで、改めて太陽光発電設備の基礎の安定計算を行ったところ、地震時において基礎底面に作用する水平力は112.18kNとなり、基礎底面と床面との摩擦により生ずる滑動抵抗力35.56kNを大幅に上回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件太陽光発電設備(工事費相当額7,786,604円、国庫補助金相当額7,509,452円)は、基礎の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

(参考図2)



(参考図3)



(289)	環境本省	岡山県	再生可能 エネルギー 等導入 推進基金	28	26,503	26,503	10,756	10,756
-------	------	-----	------------------------------	----	--------	--------	--------	--------

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	実施年度	基金使用額 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める基金使用額 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(290) 環境本省	山口県	再生可能エネルギー等導入推進基金	27	17,820	17,820	7,085	7,085

岡山県は、井原市に対して県補助金を交付しており、同市は、地震等の災害時に避難所となる芳井生涯学習センター(鉄筋コンクリート造り2階建て)に、太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置する工事を工事費26,936,280円(県補助金26,503,317円、国庫補助金相当額同額)で実施していた。このうち、蓄電池設備(高さ185cm、幅100cm、奥行き94cm、重さ750kg)は、同センター2階の床面にアンカーボルトで固定して設置するものである。

同市は、上記蓄電池設備の設計を「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修。以下「耐震設計指針」という。)等に基づいて行っており、耐震設計指針等によれば、設備機器を固定するアンカーボルトの設計に当たっては、地震時に作用する引抜力が許容引抜力を上回らないようにすることとされており、設備機器を設置する施設等の種類、設備機器の設置場所等に応じて定められている係数である設計用標準震度を用いるなどして引抜力を算出することなどとされている。

そして、同市は、前記蓄電池設備の設計に当たり、設計用標準震度を1.5とするなどして耐震設計計算を行い、アンカーボルト4本(径12mm、埋込み長さ60mm)で床に固定すれば、地震時にアンカーボルトに作用する引抜力5.91kN/本が許容引抜力6.70kN/本を上回らないことから、耐震設計上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、耐震設計指針によれば、2階建て建築物の2階に設備機器を設置する場合等に用いる設計用標準震度は1.5ではなく、2.0とすることとされている。

そこで、設計用標準震度を2.0として改めて耐震設計計算を行ったところ、地震時にアンカーボルトに作用する引抜力は8.42kN/本となり、許容引抜力6.70kN/本を大幅に上回っており、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件蓄電池設備(工事費相当額10,756,843円、国庫補助金相当額同額)は、アンカーボルトの設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

(注3) 引抜力・許容引抜力 「引抜力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たり作用する力をいう。また、当該ボルトに作用することが許容される引抜力の上限を「許容引抜力」という。

山口県は、長門市に対して県補助金を交付しており、同市は、地震等の災害時に災害情報発信拠点となる長門市ケーブルテレビ放送センター屋上等に、太陽光発電設備等を設置する工事を工事費17,820,000円(県補助金同額、国庫補助金相当額同額)で実施していた。このうち、太陽光発電設備は、同センター屋上の床面にコンクリート基礎を据え置いた上に、架台及び太陽光パネルを設置するものである。

同市は、上記太陽光発電設備の設計を「太陽電池アレイ用支持物設計標準」(財団法人日本規格協会発行)等に基づいて行い、これにより同設備を設置していた。

しかし、上記の基準等によれば、太陽光発電設備の基礎の設計に当たっては、地震時、暴風時等において基礎底面に作用する水平力が、基礎底面と床面との摩擦により生ずる滑動抵抗力を下回ることを確認することとされているのに、同市は、この確認を行っていなかった。

そこで、前記の基準等に基づき太陽光発電設備の基礎の安定計算を行ったところ、地震時において

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	実施年度	基金使用額 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める基金使用額 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
				基礎底面に作用する水平力は150.52kNとなり、基礎底面と床面との摩擦により生ずる滑動抵抗力37.63kNを大幅に上回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。			
				したがって、本件太陽光発電設備(工事費相当額 7,085,129 円、国庫補助金相当額同額)は、基礎の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。			
			(286)-(290)の計	102,774	102,774	47,561	47,561

海岸漂着物地域対策推進事業により造成した基金を用いて実施した事業において、仕様書の変更を適切に行わなかったため、事業実績額が過大となっていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 5,757,359 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	実施年度	基金使用額 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める基金使用額 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(291) 環境本省	島根県	海岸漂着物地域対策推進	26	31,212	31,212	5,757	5,757

この補助事業は、海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等において、海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策に関する事業(以下「処理事業」という。)を実施することなどを目的とする基金を造成させるために、環境省が、都道府県に対して、地域環境保全対策費補助金を交付するものである。

島根県は、平成 24 年度地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)交付要綱(平成 25 年 3 月環境事務次官通知)等に基づき、基金を財源として、処理事業を自ら実施するほか、処理事業を実施する市町村に対して、基金を取り崩して同県からの補助金(以下「県補助金」という。)として交付している。

出雲市は、県補助金の交付を受けて、平成 26 年度に、地合漁港等の海岸に漂着したごみの回収、運搬及び処分の業務を、契約額 31,212,000 円(県補助金同額)で業者に請け負わせて実施することとし、業務の完了時に業者から作業完了報告書の提出を受け、同額を業者に支払っていた。同市は、本件契約の仕様書において、処分する予定のごみの重量を計 495.4t(処分費計 7,063,907 円)とし、処分されたごみの重量に基づくなどして仕様書の変更を行うこととしていた。

しかし、作業完了報告書等によれば、実際に処分されたごみの重量は、発泡スチロール等の軽いごみが大量に含まれていたことなどから計 34.4t であり、仕様書の数量より少ないものとなっていたのに、同市は、仕様書の変更を行わず、その全額を支払っており、同額を県補助金の事業実績額としていた。

したがって、実際に処分されたごみの重量等の実績に基づくと適正な処分費は計 556,132 円となり、適正な事業実績額は 25,454,641 円(県補助金同額)となることから、上記の事業実績額 31,212,000 円はこれに比べて 5,757,359 円過大となっており、取り崩された基金 5,757,359 円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において県補助金の対象となる契約額の変更に対する理解が十分でなかったこと、同県において県補助金に係る実績報告書の審査及び同市に対する助言が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助の対象とならないもの 4件 不当と認める国庫補助金 94,450,000円
 循環型社会形成推進交付金事業の交付対象事業費に交付の対象とならない建築物の整備に
 要した費用を含めていたもの (4件 不当と認める国庫補助金 94,450,000円)

部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(292) 栃 木 県	小山広域保 健衛生組合	循環型社 会形成推 進交付金	26、27	896,508 (841,916)	280,638	112,373 (112,373)	37,457
(293) 岡 山 県	倉 敷 市	同	25～28	4,978,051 (4,210,363)	2,105,180	17,778 (17,778)	8,890
(294) 香 川 県	中讃広域行 政事務組合	同	25、26	1,510,950 (1,479,282)	493,094	8,620 (8,620)	2,874
(295) 鹿 児 島 県	大島郡与論 町	同	27、28	1,199,880 (1,181,069)	388,580	151,013 (151,013)	45,229
(292)～(295)の計				8,585,389 (7,712,630)	3,267,492	289,784 (289,784)	94,450

これらの交付金事業は、4事業主体が、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備を実施したものである。

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成17年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「取扱要領」という。)によれば、交付金の交付の対象となるのは焼却施設に設置される受入・供給設備等の各種の設備のほか、特定の設備のための建築物とされている。そして、焼却灰を取り出す灰出し設備等のための建築物(基礎及び杭の工事に係る部分を除く。以下同じ。)や、見学者説明室等については、交付の対象とはされていない。

しかし、4事業主体は、交付の対象とされていない建築物の整備に要した費用計289,784,807円を交付対象事業費に含めていた。

したがって、上記建築物の整備に要した費用計289,784,807円は交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額計94,450,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4事業主体において交付金事業における交付の対象についての理解が十分でなかったこと、4県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び4事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

与論町は、焼却施設を整備する事業として、与論町立長地内において、収集したごみを焼却するために必要な設備の整備及びこれらの設備に係る建屋等(延べ床面積計1,351.4m²)の建築工事等を事業費1,199,880,000円(交付対象事業費1,181,069,000円、交付金交付額388,580,000円)で実施し、焼却灰を取り出す灰出し設備等のための建築物、見学者説明室等の建築に要した費用を交付対象事業費に含めていた。

しかし、取扱要領によると、焼却灰を取り出す灰出し設備等のための建築物、見学者説明室等は交付の対象とはならず、その建築に要した費用は、交付対象事業費に含めることができない費用であった。

したがって、前記の交付対象事業費から上記の焼却灰を取り出す灰出し設備のための建築物、見学者説明室等(同計803.1m²)の建築等に要した費用151,013,000円を除くなどして適正な交付対象事業費を算定すると1,030,056,000円となり、適正な交付金交付額は343,351,000円となって、交付金相当額45,229,000円が過大に交付されていた。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 防災拠点施設に整備する太陽光発電設備等について、蓄電池設備等を整備するなどして、災害等による停電時に発電した電力を供給することができるようにするための必要な措置を講じさせるよう適宜の処置を要求し、設計に必要な留意点等を示して周知徹底するよう是正改善の処置を求めたもの

所管、会計名及び科目	環境省所管 一般会計 (組織)環境本省 (項)東日本大震災復旧・復興環境・経済・社会の統合的向上費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	環境本省
補助の根拠	予算補助
補助事業	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業等
補助事業者(事業主体)	5 県、一般財団法人環境イノベーション情報機構
基金の名称	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等
再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等による事業の概要	災害等による停電時に、防災拠点施設において必要とされる最低限の機能を維持することを目的として、太陽光発電設備等を整備するもの
検査の対象とした整備事業を実施した府県市町村等数、事業数及び事業費	275 府県市町村等 726 事業 394 億 1387 万余円
上記のうち一部の系統において災害等による停電時に発電した電力を防災拠点施設内に供給することができない太陽光発電設備等を整備した県市町村等数、事業数及び事業費	12 県市町村等 36 事業 11 億 5562 万余円
上記の太陽光発電設備等のうち発電した電力を供給することができない機器に係る事業費相当額	1 億 5258 万余円 (平成 24 年度～27 年度)
上記に対する国庫補助金相当額	1 億 4448 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

防災拠点施設に整備する太陽光発電設備等の設計等について

(平成 29 年 10 月 24 日付け 環境大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等の概要

貴省は、東日本大震災による被災地域の復旧・復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給のひっ迫への対応の必要性等に鑑み、平成 23 年度から 26 年度までの各年度に、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入等を支援することなどを目的として、各都道府県及び政令指定都市(以下「都道府県等」という。)に対して、地域環境保全対策費補助金又は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を交付し、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金又は再生可能エネルギー等導入推進基金を造成させて、当該基金を造成させた都道府県等にその管理等を行わせている(以下、これらの基金を「基金」という。)(表 1 参照)。

また、貴省は、27 年度に、再生可能エネルギー等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムを導入し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を早期に実現することを目的として、一般財団法人環境イノベーション情報機構(以下「機構」という。)に対して、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を交付している(表 1 参照)。

表 1 年度別の再生可能エネルギー等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムに係る国庫補助金の概要

年度	国庫補助金の名称	交付要綱	国庫補助等の概要
平成 23	平成 23 年度地域環境保全対策費補助金(再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金)	平成 23 年度地域環境保全対策費補助金(再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金)及び災害廃棄物処理促進費補助金(災害等廃棄物処理基金)交付要綱(平成 23 年 11 月環境事務次官通知)	都道府県等を対象として国が交付 交付を受けた都道府県等は基金を造成
24	平成 24 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー等導入推進基金)	平成 24 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー等導入推進基金)交付要綱(平成 24 年 5 月環境事務次官通知)	
25	平成 25 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー等導入推進基金事業)	平成 25 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー等導入推進基金事業)交付要綱(平成 25 年 5 月環境事務次官通知)	
26	平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー等導入推進基金事業)	平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー等導入推進基金事業)交付要綱(平成 26 年 6 月環境事務次官通知)	
27	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業)	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業)交付要綱(平成 27 年 4 月環境大臣通知)	機構に対して国が交付

(2) 再生可能エネルギーを利用した設備の整備

都道府県等は、「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領」(平成 23 年 11 月環境省総合環境政策局長及び大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)等に基づき、災害時の避難所、災害対策本部等の防災拠点となる施設等

(以下「防災拠点施設」という。)において、基金を活用して、太陽光等の再生可能エネルギーを利用した設備を整備する事業(以下「整備事業」という。)を自ら実施するほか、管内の市町村等が実施する整備事業に対して、補助金を交付している。

また、機構は、「防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業実施要領」(平成27年4月環境省総合環境政策局長通知)等に基づき、地方公共団体が実施する整備事業に対して、貴省から交付された国庫補助金の範囲内において補助金を交付している。

(3) 太陽光発電設備の整備

整備事業のうち、太陽光を利用した発電設備(以下「太陽光発電設備」という。)は、太陽光パネル、パワーコンディショナ^(注1)等で構成され、太陽光パネルにより発電した電力を防災拠点施設内に供給する設備である。

(注1) パワーコンディショナ 太陽光パネルにより発電された直流電力を当該施設で使用可能な交流電力に変換するなどの装置

「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の取扱いについて」(平成23年12月環境省総合環境政策局環境計画課通知)等によれば、整備事業により整備する設備については、災害等により電力会社から供給される商用電力が遮断された際(以下「災害等による停電時」という。)に、防災拠点施設において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とすることとされている。

(4) 蓄電池設備の整備

太陽光発電設備を整備する際には、災害等による停電時に、太陽光パネルで発電される電力だけでは天候により電力の供給が不安定になったり、夜間は太陽光パネルで発電できなかったりすることから、蓄電池からの電力をバックアップ電力(太陽光パネルからの電力が小さい、あるいは全くない場合に、これを補完する電力をいう。以下同じ。)とするなどのために、蓄電池設備の整備が必要となっている。

また、平常時には、商用電力をバックアップ電力として用いることにより、太陽光パネルにより発電した電力を利用することができるものとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、整備された太陽光発電設備等は、災害等による停電時に、発電した電力を防災拠点施設内に安定的に供給することができるよう適切に設計されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、24年度から28年度までの間に、整備事業を自ら実施した20府県市及び24道府県等^(注3)から補助金の交付を受けた255市町村等、計275府県市町村等が実施した整備事業計726事業(事業費計394億1387万余円、国庫補助金相当額計219億5685万余円)を対象として、設計図書及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 20府県市 京都府、青森、秋田、山形、福島、栃木、埼玉、千葉、富山、三重、兵庫、和歌山、徳島、香川、高知、山口、宮崎各県、千葉、京都、神戸各市

(注3) 24道府県等 北海道、京都府、青森、秋田、山形、福島、栃木、埼玉、千葉、富山、石川、三重、兵庫、和歌山、徳島、香川、高知、岡山、島根、山口、宮崎、鹿児島、沖縄各県、一般財団法人環境イノベーション情報機構

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

整備事業を実施した 275 府県市町村等は、整備する太陽光パネルの発電規模が大きいなどの場合には、当該太陽光パネルからの電力を供給する系統を複数設ける設計を行い、それぞれの系統において電力を供給することになっている。そして、災害等による停電時には、それぞれの系統ごとに整備されている蓄電池設備からの電力をそれぞれの系統のバックアップ電力として、太陽光パネルからの電力を災害等による停電時に電力を供給するための専用回路に安定的に供給することとしていた。

しかし、上記 275 府県市町村等のうち、^(注4) 6 県等における ^(注5) 12 県市町村等が、24 年度から 27 年度までの間に実施した整備事業計 36 事業(事業費計 11 億 5562 万余円、国庫補助金相当額計 8 億 8915 万余円)において防災拠点施設に整備した太陽光発電設備等計 36 設備については、計 88 系統(太陽光パネル発電量計 592.7kW)のうち計 45 系統(同計 322.4kW)については、蓄電池設備及び専用回路(以下、蓄電池設備と専用回路を合わせて「蓄電池設備等」という。)を設ける設計とせずに整備していた(表 2 参照)。

(注 4) 6 県等 青森、秋田、栃木、和歌山、高知各県、一般財団法人環境イノベーション情報機構

(注 5) 12 県市町村等 栃木県、大館、田辺両市、上北郡七戸、山本郡三種、山本郡八峰、南秋田郡五城目、南牟婁郡紀宝、安芸郡安田、幡多郡黒潮各町、南秋田郡大潟村、秋田空港ターミナルビル株式会社

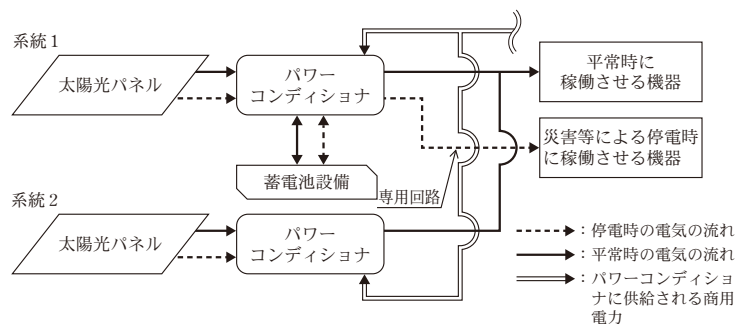
表 2 太陽光発電設備の一部の系統において蓄電池設備等を設ける設計としていなかった県市町村等の状況

補助事業者	整備事業を実施した県市町村等	整備事業実施年度	整備事業数	整備した系統数	左のうち蓄電池設備等が整備されていない系統数
青森県	上北郡七戸町	25	2	7	3
秋田県	大館市	24、25	1	3	1
	山本郡三種町	25、26	9	18	9
	山本郡八峰町	25、26	4	8	4
	南秋田郡五城目町	24、25、27	3	8	5
	南秋田郡大潟村	25	1	8	5
	秋田空港ターミナルビル株式会社	25	1	4	3
栃木県	栃木県	25~27	10	20	10
和歌山県	田辺市	27	2	4	2
高知県	安芸郡安田町	26	1	2	1
	幡多郡黒潮町	27	1	2	1
一般財団法人環境イノベーション情報機構	南牟婁郡紀宝町	27	1	4	1
計			36	88	45

このため、蓄電池設備等が整備されていない系統(当該系統に係る太陽光パネル及びパワーコンディショナの事業費相当額計 1 億 5258 万余円、国庫補助金相当額計 1 億 4448 万余

円)においては、平常時は、商用電力をバックアップ電力として用いることにより、発電した電力を供給することができる状態となっていたものの、災害等による停電時には、発電した電力を供給することができない状態となっていた(図参照)。

図 2 系統のうち1系統(系統2)に蓄電池設備等を整備していなかったものの例



上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

三重県南牟婁郡紀宝町は、平成27年度に、同町の地域防災計画において避難所として位置付けられている生涯学習センターの建物に、太陽光発電設備等を整備する事業を事業費64,692,000円で実施し、機構から補助金64,692,000円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

そして、同町は、太陽光パネル計168枚(太陽光パネル発電量計40.3kW)を整備することとし、太陽光パネルからの電力の供給については、計42枚(同計10.0kW)を1系統として計4系統とする設計を行い、このうち3系統については蓄電池設備等を設けることとして、これに基づき整備を行っていた。しかし、上記4系統のうち、1系統(計42枚、太陽光パネル発電量計10.0kW)については、蓄電池設備等を設ける設計とせず整備していた。このため、当該1系統(当該系統に係る太陽光パネル及びパワーコンディショナの事業費相当額5,971,570円、国庫補助金相当額同額)については、災害等による停電時に、発電した電力を同センター内に供給することができない状態となっていた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

防災拠点施設において整備された太陽光発電設備等のうち、一部の系統において、蓄電池設備等が整備されていないため、災害等による停電時に、発電した電力を供給することができない事態は適切でなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 太陽光発電設備等の整備事業を実施した区市町村等において、災害等による停電時に、発電した電力を安定的に供給するためには蓄電池設備等が必要であることについての認識が欠けていること
- イ 貴省において、災害等による停電時に、発電した電力を安定的に供給することができるよう、各系統に蓄電池設備等を整備する必要があることなどの太陽光発電設備等の設計に必要な留意点等を都道府県等及び機構に示していないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

太陽光発電設備等は、災害等による停電時に、発電した電力を防災拠点施設に供給することを目的としている。

については、貴省において、整備事業により整備した太陽光発電設備等について、災害等による停電時に、発電した電力を防災拠点施設内に安定的に供給することができるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 6 県等に対して、12 県市町村等における太陽光発電設備等のうち、災害等による停電時に、発電した電力を供給することができない太陽光発電設備について、蓄電池設備等を整備するなどして、当該電力を供給するための必要な措置を講じさせること(会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求するもの)

イ 災害等による停電時に発電した電力を安定的に供給することができるよう、各系統に蓄電池設備等を整備する必要があることなどの太陽光発電設備等の設計に必要な留意点等を示して、県及び県を通じて管内の市町村等に対して周知徹底すること(同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

(2) 会議開催等業務に係る契約について、業務内容の変更に応じて適時適切に仕様書等を変更するなどの体制を整備することなどにより、契約額が実施された業務に即したもののとなるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計(組織)環境本省	(項)地球温暖化対策推進費 (項)大気・水・土壌環境等保全費 (項)廃棄物・リサイクル対策推進費 (項)生物多様性保全等推進費 (項)環境保健対策推進費 (項)環境政策基盤整備費
部 局 等	環境本省	
契 約 の 概 要	環境保全に関する国際・国内会議の開催に係る業務や調査、啓発活動、広報活動等に係る業務を実施するもの	
請 負 人	18 会社等	
検査の対象とした契約件数及び契約額	192 件	129 億 6947 万余円(平成 26、27 両年度)
仕様書等に記載された業務の一部を請負人に実施させていないのに、契約変更の手続を行っておらず、契約額の全額を支払っていた契約件数及び契約額	29 件	10 億 1042 万余円(平成 26、27 両年度)
上記のうち契約額が実施された業務に即したものとなっていないものの契約件数及び生ずる開差額	29 件	9072 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

会議開催等業務に係る契約における仕様書等の変更手続等について

(平成 29 年 10 月 30 日付け 環境大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求め

記

1 会議開催等業務に係る契約の概要

(1) 事業の概要

貴省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全並びに原子力の研究、開発及び利用における安全の確保を図ることを目的として、国際・国内会議の開催に係る業務(以下「会議開催業務」という。)や、調査、啓発活動、広報活動等に係る業務(以下、これらを「調査広報等業務」という。)を民間事業者等に請け負わせて実施している(以下、これらの民間事業者等を「請負人」という。)

(2) 貴省における契約事務の概要

貴省は、請負契約の事務を、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)等に基づいて実施している。貴省は、会議開催業務や調査広報等業務(以下、これらを合わせて「会議開催等業務」という。)について、これらを請け負わせて実施しようとする部局(以下「実施部局」という。)の担当者は、請け負わせようとする業務の具体的な内容、履行期限、及び業務の終了後に実際に行った業務の内容を取りまとめた報告書(以下「報告書」という。)を提出すべきことなどを明記した仕様書等の原案を作成して支出負担行為担当官である大臣官房会計課長(以下「支出負担行為担当官」という。)に送付し、支出負担行為担当官は、実施部局の担当者から提出された仕様書の内容を基に、仕様を決定するとともに、予定価格を算定し、入札を実施するなどした上で請負人、契約額等を決定して契約を締結することとしている。

契約に当たり、貴省は、「請負契約書等の制定について」(平成 14 年環境省大臣官房会計課長通知)により、契約書には、支出負担行為担当官は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を契約相手に通知して、仕様書等を変更することができ、この場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約額を変更しなければならないとする契約条項を設ける必要があるとしている。そして、会議開催等業務に係る契約の仕様書には、請負人に実施させる業務の具体的な内容として、会議等の開催回数や招へい者数等を詳細に記載することにしており、契約を履行させるに当たり、請負人に実施させる業務の内容に変更が必要となった場合には、上記の契約条項に基づいて適宜仕様書等を変更することができることとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、毎年度、多数の会議開催等業務を請け負わせて実施しており、その契約額も多額に上っている。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、貴省が締結した会議開催等業務に係る契約について、仕様書に記載された業務は適正に履行されているか、請負人に実施させる業務の内容に変更が必要となったときは仕様書等は適切に変更されているかなどに着眼して、貴

省本省が平成 26、27 両年度に締結した契約額 500 万円以上の会議開催等業務に係る契約 192 件、契約額計 129 億 6947 万余円を対象に、貴省本省において、契約書、仕様書、報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、上記 192 件の契約のうち、29 件(契約額計 10 億 1042 万余円)において、次のような事態が見受けられた。

(1) 会議開催業務における状況

貴省は、会議開催業務に係る 18 件の契約(契約額計 6 億 9243 万余円)について、請負人は仕様書に記載された業務を全て適正に履行したとして、契約額の全額を支払っていた。

しかし、仕様書等に記載されていた業務の具体的な内容と請負人から提出された報告書等の内容とを突合したところ、18 件の契約において、表 1 のとおり、実際の会議等の開催回数や招へい者数等が、仕様書等に記載された数量を下回っており、請負人により実施された業務と仕様書等に記載された業務がかい離している状況となっていた。

表 1 会議開催業務における状況

番号	年度	契約件名	請負人	契約額 (千円)	変更された業務内容	具体的な内容	実際に実施された業務
1	平成 26	平成 26 年度森林等の吸収源に関する調査業務	三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社	29,000	ワーキンググループ開催回数	2 回	1 回
					招へい者数	10 名	6 名
2	27	平成 27 年度ダイオキシン類環境測定精度管理調査業務	日本工営株式会社	19,764	分科会出席者数	34 名	29 名
3	26	平成 26 年度黄砂・大気汚染に関する国際協力推進調査業務	一般社団法人海外環境協力センター	21,600	運営委員会参加者数	8 名	2 名
4	27	平成 27 年度水銀大気排出抑制対策調査業務	株式会社エックス都市研究所	22,842	打合せ出席者人日数	110 人日	61 人日
5	26	平成 26 年度水循環基本法等に係る啓発等業務	株式会社博報堂	19,800	審査委員会委員数	7 名	5 名
					子供向け大会の招へい者数	21 名	20 名
6	27	平成 27 年度中国における畜産排水処理事業に係る調査検討業務	株式会社データ設計	47,995	訪日調査回数	2 回	1 回
7	26	平成 26 年度 OECD グローバル・フォーラム東京会合に関する企画・準備・運営等業務	株式会社オーエムシー	37,205	旅費の支払対象となる招へい者数	45 名	27 名
8	26	平成 26 年度我が国循環産業海外展開事業化促進のための研修企画・運営業務	一般財団法人日本環境衛生センター	21,600	旅費の支払対象となる招へい者数	50 名	34 名
9	27	平成 27 年度アジア太平洋地域の 3R の推進に向けた調査・検討・広報業務	一般財団法人日本環境衛生センター	22,680	官民大会出席者数	6 名	3 名
					フォーラム招へい者数	12 名	10 名
10	27	平成 27 年度「アジア太平洋 3R 白書」作成に係る基礎調査業務	公益財団法人地球環境戦略研究機関	21,989	フォーラム招へい者数	43 名	33 名
11	26	平成 26 年度外国人を対象とした国立公園の魅力発信モデル事業実施業務	株式会社電通	200,000	オープンラボ開催回数	5 回	4 回
					オープンラボ有識者人日数	165 人日	113 人日
12	27	平成 27 年度生物多様性及び生態系サービスに関する科学的知見に関する調査業務	公益財団法人地球環境戦略研究機関	18,107	国際会議出席者数	173 名	157 名
13	26	平成 26 年度国連生物多様性の 10 年日本委員会企画運営等業務	一般社団法人環境パートナーシップ会議	10,908	委員会出席者人日数	83 人日	59 人日
14	27	平成 27 年度国連生物多様性の 10 年日本委員会企画運営広報等業務	一般社団法人環境パートナーシップ会議	10,908	委員会委員数	7 名	5 名
15	26	平成 26 年度全国野鳥保護のつどい記念式典実施業務	公益財団法人日本鳥類保護連盟	17,172	実績発表大会出席者数	30 名	20 名
16	26	平成 26 年度アジアにおける環境影響評価連携推進業務	公益財団法人地球環境戦略研究機関	53,900	海外関係者打合せ回数	3 回	2 回
17	26	平成 26 年度水銀等の管理に関する内外の動向、技術的事項及び国内対応策の検討に係る調査業務	株式会社エックス都市研究所	38,664	作業部会開催回数	4 回	2 回
18	26	平成 26 年度エコチル調査に関する企画調査実施等業務	一般社団法人環境情報科学センター	78,300	国際連携調査委員会開催回数	4 回	3 回
					作業グループ開催回数	2 回	1 回
計				692,436			

そして、上記18件の契約について、貴省における履行確認状況を検査したところ、いずれの契約においても、仕様書等に記載された業務の具体的な内容の一部を実施しないことについては、実施部局の担当者が、請負人と協議するなどして、請負人に対して口頭で承認を与えていた。

しかし、当該実施部局の担当者は、上記のような承認を与えたことを支出負担行為担当官に報告していなかったため、支出負担行為担当官は、実施部局の担当者と請負人との協議により実際に行われることになった業務の具体的な内容に応じて仕様書等を変更し契約額を減額するなどの契約変更に必要な手続を行っていなかった。

そして、前記18件の契約について、本院において、実際に実施された業務の具体的な内容が仕様書等に反映されるなどの契約変更が行われたと仮定して契約額を試算すると計6億4356万余円となり、前記の支払われた契約額6億9243万余円との開差額4886万余円が生ずることになると認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

貴省は、経済協力開発機構(以下「OECD」という。)とともに、「環境に関するOECDグローバル・フォーラム東京会合」(以下「会合」という。)を平成26年6月に開催することから、会合の円滑な準備、運営等を行うために、「平成26年度OECDグローバル・フォーラム東京会合に関する企画・準備・運営等業務」を株式会社オーエムシー(以下「会社」という。)に契約額37,205,460円で請け負わせて実施している。

本件契約の仕様書によれば、会社は、会合に関する準備、運営等の業務を行うこととされ、世界各国からの会合参加者等のうちの一部については、その旅費等を負担するため、会社は、これらの費用負担の詳細及びその方法について、貴省本省の実施部局の担当者との協議の上で決定することとされている。

これに基づき、貴省は、会合の開催に当たり、世界各国からの会合参加者40名程度及びOECD事務局員5名程度については、旅費及び宿泊費の実費を負担することとし、旅費9,229,008円、航空券・宿泊の手配・支払等を含む運営に係る人件費925,000円、計10,154,008円をこれらに要する費用としていた。

しかし、会社は、貴省の実施部局の担当者からの承認を得て、旅費等を負担する会合参加者については40名を23名に、OECD事務局員5名を4名に減少させていた。そして、これらに要する費用は、旅費5,293,299円、人件費608,400円、計5,901,699円となるのに、貴省は、仕様書等を変更し契約額を減額するなどの契約変更を行わないままその全額を会社に支払っていた。

したがって、契約変更が適切に行われたと仮定して適正な契約額を試算すると計32,544,722円となり、前記の支払われた契約額37,205,460円との開差額4,660,738円が生ずることになると認められる。

(2) 調査広報等業務における状況

貴省は、調査広報等業務に係る11件の契約(契約額計3億1798万余円)について、請負

人は仕様書に記載された業務を全て適正に履行したとして、契約額の全額を支払っていた。

しかし、仕様書等に記載されていた業務の具体的な内容と請負人から提出された報告書等の内容とを突合したところ、11件の契約において、表2のとおり、実際の検討会開催回数や調査回数等が、仕様書等に記載された数量を下回っており、請負人により実施された業務と仕様書等に記載された業務がかい離している状況となっていた。

表2 調査広報等業務における状況

番号	年度	契約件名	請負人	契約額 (千円)	変更された業務内容	具体的な内容	実際に実施された業務
1	平成26	平成26年度家電リサイクル法の見直しに係る調査業務	株式会社三菱総合研究所	42,660	検討会開催回数	9回	6回
					調査回数	100回	31回
2	26	平成26年度自動車リサイクル制度の高度化・安定化方策等に係る検討・調査業務	株式会社三菱総合研究所	27,000	検討会開催回数	3回	2回
3	27	平成27年度家電リサイクル制度の高度化に係る調査業務	株式会社三菱総合研究所	39,960	検討会委員数	7名	6名
					調査回数	160回	107回
4	27	平成27年度自動車リサイクルに関する3Rの推進・質の向上に向けた検討・調査業務	株式会社三菱総合研究所	19,980	検討会開催回数	3回	2回
					検討会委員数	10名	9名
					ヒアリング回数	20回	11回
5	26	平成26年度総合的な2Rシステムの構築に向けた調査・検討業務	公益財団法人廃棄物・3R研究財団	14,499	検討会開催回数	4回	3回
6	27	平成27年度産業廃棄物処理業の振興方策の検討に関する基礎的調査業務	株式会社三菱総合研究所	38,880	検討会開催回数	2回	0回
7	27	平成27年度犬猫幼齢個体を親兄弟から引き離す理想的な時期に関する動物行動学的調査業務	合同会社 Symbio	12,751	調査結果の送付部数	2,405部	984部
8	27	平成27年度石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査等に関する検討調査業務	医療法人社団こころとからだの元気プラザ	19,440	意見交換会回数	4回	1回
					検査受診者数	150名	101名
9	27	平成27年度花粉症に関する調査・検討業務	ウェザー・サービス株式会社	13,716	検討会開催回数	3回	2回
10	26	平成26年度我が国の水銀対策手法の国際展開に係る調査等業務	株式会社エックス都市研究所	59,940	調査対象社数	30社	13社
					調査人日数	168人日	70人日
11	27	平成27年度エコチル調査における広報に関する企画実施業務	一般社団法人環境情報科学センター	29,160	戦略広報委員会開催回数	4回	3回
					ワーキンググループ回数	1回	0回
計				317,986			

そして、上記11件の契約について、貴省における履行確認状況を検査したところ、いずれの契約においても、仕様書等に記載された業務の具体的な内容の一部を実施しないことについては、実施部局の担当者が、請負人と協議するなどして、請負人に対して口頭で承認を与えていた。

しかし、当該実施部局の担当者は、上記のような承認を与えたことを支出負担行為担当官に報告していなかったため、支出負担行為担当官は、実施部局の担当者と請負人との協議により実際に行われることになった業務の具体的な内容に応じて仕様書等を変更し契約額を減額するなどの契約変更に必要な手続を行っていなかった。

そして、前記11件の契約について、本院において、実際に実施された業務の具体的な内容が仕様書等に反映されるなどの契約変更が行われたと仮定して契約額を試算すると計2億7612万余円となり、前記の支払われた契約額3億1798万余円との開差額4185万余円が生ずることになると認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

貴省は、我が国の水銀対策技術の国際展開に向けて、国内における水銀対策技術シーズ調査(以下「国内シーズ調査」という。)、途上国における水銀対策技術ニーズ調査(以下「途上国ニ

ズ調査」という。)等を行うために、「平成26年度我が国の水銀対策手法の国際展開に係る調査等業務」を株式会社エックス都市研究所(以下「会社」という。)に契約額59,940,000円で請け負わせて実施している。

本件契約の仕様書によれば、会社は、国内シーズ調査については、水銀対策技術を保有する企業等への個別訪問ヒアリング調査を30社程度実施することなど、途上国ニーズ調査については、我が国の技術展開に向けた現地調査として3か国において、1か国当たり56人日、3か国計168人日で実施することなどとされている。

これに基づき、貴省は、旅費12,919,315円、運営に係る人件費10,080,700円、雑役務費等7,882,450円、計30,882,465円をこれらに要する費用としていた。

しかし、会社は、貴省の実施部局の担当者からの承認を得て、国内シーズ調査の水銀対策技術を保有する企業等への個別訪問ヒアリング調査については30社を13社に、途上国ニーズ調査の我が国の技術展開に向けた現地調査については3か国計168人日を計70人日に減少させていた。そして、これらに要する費用は、旅費12,075,520円、人件費5,678,100円、雑役務費等7,132,300円、計24,885,920円となるのに、貴省は、仕様書等を変更し契約額を減額するなどの契約変更を行わないままその全額を会社に支払っていた。

したがって、契約変更が適切に行われたと仮定して適正な契約額を試算すると計52,499,517円となり、前記の支払われた契約額59,940,000円との開差額7,440,483円が生ずることになると認められる。

前記29件の契約について、本院において、実際に実施された業務の具体的な内容が仕様書等に反映されるなどの契約変更が行われたと仮定して契約額を試算すると計9億1969万余円となり、前記の支払われた契約額計10億1042万余円との開差額9072万余円が生ずることになると認められる。

(是正改善を必要とする事態)

仕様書等に記載された業務の具体的な内容等を変更する必要性が生じているのに、支出負担行為担当官による必要な仕様書及び契約の変更の手続が行われていない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、実施部局において、会議開催等業務に係る契約を請負人に履行させるに当たり、仕様書の内容等を変更する必要性が生じたときは適切に仕様書及び契約を変更することの必要性についての認識が欠けていること、貴省において、上記のような契約変更を行うために必要な手続等を定めていないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴省においては、今後も、契約の履行過程で業務の具体的な内容が変動する多数の会議開催等業務を民間事業者等に請け負わせて実施することが見込まれる。

については、貴省において、会議開催等業務に係る契約の締結に当たり、請負人に実施させる業務の具体的な内容の変更に応じて仕様書及び契約を変更するために必要な手続等を定めたマニュアル等を整備して、これらを業務の実施部局に周知徹底することにより、会議開催

等業務に係る契約を適時適切に変更して、契約額が実施された業務に即したものとなるよう是正改善の処置を求める。

- (3) 除染事業等の実施に当たり、除染工事等に係る工事費の積算が工事規模の実態に即したものとなるよう、実態調査を行うなどして適切な共通仮設費率及び現場管理費率を設定するとともに、事業の実施主体に対してこれを周知するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	東日本大震災復興特別会計 (組織)環境本省 (項)環境保全復興政策費 等	
部 局 等	環境本省、福島環境再生事務所(平成29年7月14日以降は福島地方環境事務所)、福島県、24市町村	
事業の根拠	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)	
除染事業等における工事の概要	放射線量の低減を図るための住宅屋根、路面等の清掃、表土等の除去等を行う除染工事及び除去土壌等を一時保管するための仮置場の造成工事	
直轄除染事業における除染工事等に係る工事件数及び工事費(1)	11件	3090億2076万円(平成27年4月から28年12月末までの間にしゅん功したもの)
市町村等除染事業における除染工事等に係る工事件数及び工事費(2)	674件	2716億1775万余円(平成27年4月から28年12月末までの間にしゅん功したもの)
上記に対する国庫補助金交付額		2715億9313万余円
(1)及び(2)の計	685件	5806億3851万余円
(1)のうち共通仮設費算定対象額が1億円を超えていて、積算基準上の下限率を用いて共通仮設費を算定していた工事件数及び工事費(3)	11件	3090億2076万円
(2)のうち共通仮設費算定対象額が1億円を超えていて、積算基準上の下限率を用いて共通仮設費を算定していた工事件数及び工事費	228件	2474億7390万余円
上記に対する国庫補助金交付額(4)		2474億7390万余円

(1)のうち現場管理費算定対象額が1億円を超えていて、積算基準上の下限率を用いて現場管理費を算定していた工事件数及び工事費(5)	11 件	3090 億 2076 万円
(2)のうち現場管理費算定対象額が1億円を超えていて、積算基準上の下限率を用いて現場管理費を算定していた工事件数及び工事費	244 件	2511 億 2986 万余円
上記に対する国庫補助金交付額(6)		2511 億 2986 万余円
(3)から(6)までの純計	255 件	5601 億 5062 万円(背景金額)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

除染工事等に適用される共通仮設費率及び現場管理費率について

(平成 29 年 10 月 30 日付け 環境大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 工事の概要

(1) 除染事業等の概要

国は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 110 号。以下「特措法」という。)を制定している。特措法によれば、環境大臣は、^(注1)国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を^(注2)除染特別地域に指定することができ、国は同地域について除染等の措置等を実施しなければならないこととされている(以下、この事業を「直轄除染事業」という。)

(注 1) 除染等の措置等 特措法によれば、「土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分」が「除染等の措置等」とされている。このうち、「土壌等の除染等の措置」は、「事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置」とされている。

(注 2) 除染特別地域 福島県双葉郡楡葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、葛尾村及び相馬郡飯舘村の全域並びに田村、南相馬両市、伊達郡川俣町及び双葉郡川内村の区域のうち指定された地域

また、特措法等によれば、環境大臣は、除染特別地域を除いた地域のうち環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域を汚染状況重点調査地域(以下「重点地域」という。)として指定することとされている。そして、都道府県知事及び市町村長は、重点地域内の環境汚染の状況について調査測定をした結果等により、空間線量率が一定以上となる区域について除染実施計画を定めることとされ、都道府県、市町村等は、除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならないこととされている(以下、この事業を「市町村等除染事業」といい、直轄除染事業と合わせて「除染事業」という。)

そして、貴省は、福島県内における市町村等除染事業を行うために、同県に対して、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金を交付し、同県は、同補助金により福島県民健康管理基金を造成し、同基金を取り崩して、自ら除染等の措置等を実施するほか、除染実施計画に従って除染等の措置等を実施する管内市町村等に対して、実施に要した費用の全額を交付金として交付している。

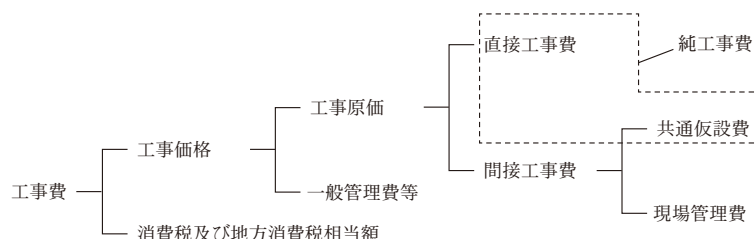
(2) 除染積算基準における間接工事費

除染事業では、放射線量の低減を図るために、住宅屋根、路面等の清掃や、除草、表土等の除去等の作業を行う除染工事が実施され、また、除染工事において除去した汚染土壌等を中間貯蔵施設に搬出するまでの間、これを一時保管するために必要となる仮置場の造成工事(以下、これらの工事を「除染工事等」という。)が実施されている。

貴省は、貴省制定の「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準」(以下「直轄除染積算基準」という。)に基づき除染工事等の工事費を積算しており、福島県及び管内市町村等は、直轄除染積算基準に準拠して福島県が制定した「福島県除染作業暫定積算基準」(以下、これらの積算基準を「除染積算基準」という。)等に基づき除染工事等の工事費を積算している。

除染積算基準によれば、工事費は、図のとおり、直接工事費と間接工事費を合算した工事原価に一般管理費等を加算して、工事価格を算定し、これに消費税及び地方消費税相当額を加算して算定することとされている。

図 工事費の積算体系図



間接工事費のうち、共通仮設費は、作業上必要となる資機材等の運搬費、作業地域内の安全管理上の監視、連絡等に要する安全費、営繕費等の費用に充てられるものであり、また、現場管理費は、現場において作業を実施するために必要な労務管理費、安全訓練費等の費用に充てられるものである。そして、共通仮設費の算定に当たっては直接工事費を算定対象額として、現場管理費の算定に当たっては純工事費を算定対象額として、それぞれの算定対象額に所定の共通仮設費率又は現場管理費率を乗ずるなどして算定することとされている。

そして、貴省は、除染工事等の開始に際して、除染工事等の工事实績がないため、直轄除染積算基準における共通仮設費率及び現場管理費率の決定のための実態調査を実施することができなかったことなどから、除染工事等の内容が、国土交通省の実施する道路維持工事における除草や道路清掃等に類似しているなどとして、直轄除染積算基準における共通仮設費率及び現場管理費率について、国土交通省制定の「土木工事標準積算基準書」(以下「国交省積算基準」という。)における道路維持工事の共通仮設費率及び現場管理費率を準用している。

(3) 国交省積算基準における道路維持工事の共通仮設費率及び現場管理費率

国交省積算基準における道路維持工事では、共通仮設費率及び現場管理費率は、算定対象額が増加するに従って逡減しているが、算定対象額が1億円を超えると、共通仮設費率及び現場管理費率は逡減せずに下限となる一定の率(以下「下限率」という。)とされている(表1参照)。

表1 除染工事等及び道路維持工事における算定対象額と共通仮設費率及び現場管理費率

工種区分	算定対象額	共通仮設費率			現場管理費率				
		200万円以下	200万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの	200万円以下	200万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの		
		適用区分 下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b		下記の率とする	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による A b	下記の率とする	
道路維持工事	26年度	28.49	34596.3	-0.4895	4.20	47.02	264.7	-0.1191	29.51
	27年度	28.49	34596.3	-0.4895	4.20	51.14	316.8	-0.1257	31.27
	28年度	23.94	4118.1	-0.3548	5.97	58.61	605.1	-0.1609	31.23
算定式		Kr=A・P ^b ただし、Kr:共通仮設費率(%) P:対象額(円) A・b:変数値					Jo=A・P ^b ただし、Jo:現場管理費率(%) P:対象額(円) A・b:変数値		

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

除染工事等が開始されてから3年以上が経過しその実績が積み重ねられたこと、また、除染工事等は、今後も実施されることが見込まれ、その規模も大きいことから、本院は、経済性等の観点から、除染工事等の工事費の積算が工事の実績を踏まえた適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、除染特別地域及び福島県内の重点地域において、除染工事等が開始されて3年以上が経過した平成27年4月から28年12月末までの間にしゅん功した除染工事等のうち、直轄除染事業の一環として貴省が実施した除染工事等(以下「直轄除染工事」という。)11工事(契約金額計3090億2076万円)並びに市町村等除染事業の一環として福島県及び管内24市町村が実施した除染工事等(以下「市町村等除染工事」という。)674工事(契約金額計2716億1775万余円、国庫補助金交付額2715億9313万余円)を対象として、貴省本省及び貴省福島環境再生事務所(29年7月14日以降は福島地方環境事務所)並びに福島県及び同県管内の24市町村において、契約書、設計書、積算基準等の関係書類及び現地の状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 24市町村 福島、郡山、いわき、白河、須賀川、相馬、二本松、伊達、本宮各市、伊達郡桑折、国見、岩瀬郡鏡石、河沼郡会津坂下、西白河郡矢吹、東白川郡棚倉、石川郡石川、田村郡三春、小野、双葉郡広野各町、安達郡大玉、岩瀬郡天栄、西白河郡西郷、泉崎、中島各村

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 共通仮設費率及び現場管理費率の適用状況

検査した直轄除染工事11工事及び市町村等除染工事674工事計685工事について、間接工事費の算定対象額を確認したところ、共通仮設費に対する算定対象額が1億円を超えるものは、直轄除染工事において11工事(契約金額計3090億2076万円)、市町村等除染工事において228工事(契約金額計2474億7390万余円、国庫補助金同額)計239工事(契約金額計5564億9466万余円)となっていた。また、現場管理費に対する算定対象額が1億円を超えるものは直轄除染工事において上記の11工事(契約金額計3090億2076万円)、市町村等除染工事において上記の228工事に16工事を加えた244工事(契約金額計2511億2986万余円、国庫補助金同額)計255工事(契約金額計5601億5062万余円)となっていて、契約金額は全体685工事計5806億3851万余円の約96%を占めている状況であった。そして、上記239工事の共通仮設費及び上記255工事の現場管理費は、それぞれの算定対象額が1億円を超えることから、共通仮設費率及び現場管理費率の下限率を用いて、これに、被災地に係る補正係数を乗ずるなどして算定されていた。

一方、上記の共通仮設費率及び現場管理費率は、前記のとおり、国交省積算基準の共通仮設費率及び現場管理費率を準用しており、国交省積算基準において、国土交通省は、実態調査の結果を踏まえて、工事の規模等に応じて逡減する共通仮設費率及び現場管理費率を設定している。これは現場事務所の営繕費等の共通仮設費や現場従業員の給与等の現場管理費は工事の規模が大きくなると増加するものの、必ずしも工事の規模に比例して増加はしないことなどから、共通仮設費率及び現場管理費率は算定対象額の増加に伴って逡減することとなるためである。また、同省は、国交省積算基準における道路維持工事の共通仮設費率及び現場管理費率の設定において算定対象額が1億円を超えると共通仮設費率及び現場管理費率を一定としているのは、算定対象額が1億円を超える道路維持工事の実態が少ないためとしている。

これに対して、国土交通省が実施する道路維持工事よりも規模の大きな道路維持工事を実施している東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社は、実態調査の結果を踏まえて、国交省積算基準における道路維持工事と同様の共通仮設費率及び現場管理費率を用いているが、算定対象額が1億円を超える工事が多数あることなどから、工事の実態に応じて、算定対象額が1億円を超えても逡減する率を適用することとしている。

(2) 共通仮設費率及び現場管理費率の推計

貴省及び郡山市、白河市、本宮市、桑折町、国見町の5市町は、除染工事等の実施に当たり、契約時に請負工事契約書に基づいて当該工事を実施するために必要となる費用の見積額を記載した工事費内訳書を施工業者から提出させている。そこで、本院は、算定対象額が1億円を超えている除染工事等で、工事費内訳書において共通仮設費及び現場管理費

の詳細が確認できるなどの32工事について、工事費内訳書における直接工事費に対する共通仮設費の割合、純工事費に対する現場管理費の割合等により共通仮設費率及び現場管理費率を推計した。その結果、表2のとおり、32工事において、工事費内訳書から推計した共通仮設費率が除染積算基準上の共通仮設費率(4.44%~9.30%)より低いものが16工事に対して高いものは8工事となっていた。そして、32工事における共通仮設費率の差の平均値は工事費内訳書から推計した共通仮設費率の方が0.33ポイント低いものとなっていた。また、32工事において、工事費内訳書から推計した現場管理費率が除染積算基準上の現場管理費率(29.66%~38.72%)より低いものが23工事に対して高いものは8工事となっていた。そして、32工事における現場管理費率の差の平均値は工事費内訳書から推計した現場管理費率の方が4.46ポイント低いものとなっていた。

表2 工事費内訳書から推計した共通仮設費率及び現場管理費率と除染積算基準上用いている共通仮設費率及び現場管理費率との比較等

		工事費内訳書から推計した率と除染積算基準上用いている率との比較			工事件数計
		推計した率の方が低いものとなっていた工事件数	推計した率と同率のものとなっていた工事件数	推計した率の方が高いものとなっていた工事件数	
直轄除染事業	共通仮設費率	2件	4件	2件	8件
	現場管理費率	5件	1件	2件	8件
除染事業(市町村等)	共通仮設費率	14件	4件	6件	24件
	現場管理費率	18件	0件	6件	24件
全体	共通仮設費率	16件	8件	8件	32件
	現場管理費率	23件	1件	8件	32件
	工事費内訳書から推計した共通仮設費率と除染積算基準上用いている共通仮設費率の差	-4.61ポイント ~ -0.01ポイント	—	0.01ポイント ~ 2.66ポイント	32件における共通仮設費率の差の平均値 -0.33ポイント
	工事費内訳書から推計した現場管理費率と除染積算基準上用いている現場管理費率の差	-26.22ポイント ~ -0.01ポイント	—	0.06ポイント ~ 3.77ポイント	32件における現場管理費率の差の平均値 -4.46ポイント

このように、除染工事等は、国土交通省における道路維持工事とは異なり、間接工事費に対する算定対象額が1億円を超える工事が多数ある状況となっており、また、上記の32工事においては、工事費内訳書から推計した共通仮設費率及び現場管理費率が除染積算基準上の共通仮設費率及び現場管理費率より低い工事が、高い工事よりも多く見受けられ、それぞれの共通仮設費率及び現場管理費率の差の平均値は工事費内訳書から推計した共通仮設費率及び現場管理費率の方が低い状況となっている。

したがって、除染工事等の積算に当たっては、算定対象額が1億円を超える場合に、共通仮設費率及び現場管理費率の下限率を一律に用いて間接工事費を算定するのではなく、除染工事等における工事規模の実態に即した共通仮設費率及び現場管理費率を調査の上、設定し、これを用いて算定すれば、共通仮設費及び現場管理費を相当額低減できたと認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

貴省福島環境再生事務所は、平成26年度に福島県南相馬市において「平成25年度南相馬市除染等工事(その3)」を契約金額32,724,000,000円で実施している。同事務所は本件工事費の積算を直轄除染積算基準に基づき実施しており、間接工事費については、共通仮設費に対する算定対象

額を15,285,045,106円、現場管理費に対する算定対象額を20,533,128,049円として、それぞれ1億円を超えることから、共通仮設費率及び現場管理費率の下限率を用いるなどして算定していた。

しかし、本院が、本件工事を実施するに当たり施工業者から提出された工事費内訳書から共通仮設費率及び現場管理費率を推計したところ、工事費内訳書における共通仮設費は1,400,408,000円とされており、直接工事費が24,610,819,875円であることから、共通仮設費率は5.69%となり、除染積算基準上の共通仮設費率6.3%(下限率の4.2%に被災地に係る補正係数を乗じたもの)に対して0.61ポイント低くなっていた。また、工事費内訳書における現場管理費は9,324,115,000円とされており、直接工事費と共通仮設費とを合算した純工事費が27,617,217,052円であることから、現場管理費率は33.76%となり、除染積算基準上の現場管理費率35.41%(下限率の29.51%に被災地に係る補正係数を乗じたもの)に対して1.65ポイント低くなっていた。

(是正改善を必要とする事態)

除染工事等における工事費の積算について、除染工事等の実績が積み重ねられ、その実態を把握することが可能となっている中で、実態調査を行わずに、算定対象額が1億円を超える場合に、共通仮設費率及び現場管理費率の下限率を一律に用いて算定していて、工事規模の実態に即した共通仮設費率及び現場管理費率に基づいた共通仮設費及び現場管理費の算定がなされていない事態は適切でなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、工事規模の実態に即した共通仮設費率及び現場管理費率を適切に設定する必要があることについての認識が欠けていることなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

除染事業等においては、今後も除染特別地域における除染工事、重点地域におけるフォローアップ除染、仮置場の整備等が見込まれている。

については、貴省において、除染工事等に係る工事費の積算が工事規模の実態に即したものとなるよう、実態調査を行うなどして適切な共通仮設費率及び現場管理費率を設定するとともに、事業の実施主体に対してこれを周知するよう是正改善の処置を求める。

平成27年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

除染事業等における仮置場の整備について

(平成27年度決算検査報告548ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

環境省は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号)に基づき、国が指定した地域における除染等の措置等、廃棄物の収集、保管等を実施しており、除染等の措置等に併い除去した汚染土壌(以下「除去土壌」という。)等及び収集した廃棄物をそれぞれの仮置場(以下、それぞれ「除染仮置場」「廃棄物仮置場」とい

う。)に一時保管することとしている。除去土壌等は、フレキシブルコンテナ等(以下「コンテナ」という。)に詰めて除染仮置場に運搬して、コンテナを台形状に積み上げて保管し、除去土壌等に含まれる放射性物質の流出及び雨水の浸入を防止するために、コンテナ全体を遮水シート等で密閉することとなっている。そして、コンテナが遮水性を有していない場合、除去土壌等から放射性物質を含む水が浸出して遮水シート内にたまるおそれがあることから、除染仮置場の造成工事において、その浸出水を集水するために、基礎底面に勾配を設けて集水管及び集水タンクを設置し、浸出水中の放射性物質濃度を測定するなどして、安全に管理されていることを確認することになっている。また、部外者の立入りが可能となる場所に除染仮置場及び廃棄物仮置場を整備するときは、金属製の目隠しフェンス(以下「囲い柵」という。)等を設置することとしている。しかし、除染仮置場の設計に当たり、基礎地盤の沈下を考慮せずに集水勾配を決定しており、基礎地盤の沈下量の最大想定値に基づく集水勾配が逆勾配となって浸出水の集水を適切に行えず、浸出水の放射性物質濃度を測定することができなくなるおそれがあるなどの事態並びに除染仮置場及び廃棄物仮置場の囲い柵の設計に当たり、設計基準がなく、現地の状況を踏まえた設計風速及び安全率を用いて設計を行っていない事態が見受けられた。

したがって、環境大臣に対して平成28年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

- ア 除染仮置場の造成工事について、上載荷重等により生ずるおそれのある基礎地盤の沈下を考慮した設計方法を策定するとともに、沈下が見受けられた際の対応について検討を行い、その方策を定めること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- イ 除染仮置場及び廃棄物仮置場の囲い柵に作用する設計風速、安全率等について検討し、現地の状況を踏まえた設計基準を策定するとともに、策定した設計基準に基づき安定計算を行い必要な措置を講ずること(同法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 29年5月に、除染仮置場の造成に当たっては、沈下の予測結果を踏まえて排水勾配の見直しを行うなど、コンテナ等の上載荷重等により生ずるおそれのある基礎地盤の沈下を考慮した設計方法を策定した。また、沈下が見受けられた際の対応について検討した結果、既存の仮置場等において沈下のおそれがあるものについては、必要に応じて地盤の状況等を確認しながらコンテナの積上げ段数を制約するなどの取扱いを定めた。
- イ 除染仮置場及び廃棄物仮置場の囲い柵については、28年11月までに、現地の状況を踏まえた設計風速及び安全率を用いて設計し、補強工事を実施した。そして、29年5月に上記の囲い柵に作用する設計風速、安全率等について現地の状況を踏まえた設計基準を策定し、補強工事実施後の囲い柵について、改めて当該設計基準に基づき安定計算を行い、所要の安全度が確保されていることを確認した。

第13 防 衛 省

不 当 事 項

予 算 経 理 (296)-(311)

- (296)
(302) 東日本大震災復興特別会計に納付させるべき返納金等を誤って一般会計に納付させていて会計法令に違反するなどしていたり、特会法改正法の規定に基づき同特別会計に繰り入れられるべき返納金等について返納金等の額等を財務省に報告するなどの所要の措置を執っていないかたりしていたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)物品売払収入 等 東日本大震災復興特別会計 (款)雑収入 (項)雑収入 等
部 局 等	5 防衛局、2 防衛支局
返納金等の概要	東日本大震災からの復旧・復興事業を実施した結果、国庫補助事業において概算払により交付した補助金額を事業の完了により確定した補助金額が下回った場合のその差額等の復旧・復興事業に関連して発生した返納を要する額を債務者から国庫に納付させるもの
誤って一般会計に納付させていた額(1)	1,248,612,431 円(平成 24 年度～27 年度、4 省分)
東日本大震災復興特別会計に繰り入れられるよう所要の措置を執っていないかた額(2)	772,775,803 円(平成 24 年度～27 年度、4 省分)
(1)及び(2)の計	2,021,388,234 円(平成 24 年度～27 年度、5 省分)
(1)のうち防衛省に係る額(3)	158,541,047 円(平成 24 年度～26 年度)
(2)のうち防衛省に係る額(4)	46,308,509 円(平成 24 年度～26 年度)
(3)及び(4)の計	204,849,556 円

(東日本大震災からの復旧・復興事業に関連して発生した返納金等の概要等については 550 ページ及び検査の結果については 308 ページ参照)

- (303)
(311) 若年定年退職者給付金の支給に当たり、支給額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省共通費
部 局 等	海上、航空両自衛隊の9基地隊等
若年定年退職者給付金の概要	若年定年制により退職した自衛官に対して、退職後から60歳までの間の所得上の不利益を補う給付金

給付金の支給額	45,085,040,257 円(平成 24 年度～28 年度)
上記のうち過大に支給していた給付金の額	7,292,120 円
支給不足となっていた給付金の額	5,782,225 円(平成 27、28 両年度)

1 若年定年退職者給付金の概要

防衛省は、自衛官の退職に関して、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)等により、自衛官の階級に応じて 53 歳から 56 歳までを定年とする若年定年制を採用している。そして、防衛省は、若年定年制により退職した自衛官(以下「退職者」という。)に対して、国家公務員の定年が原則として 60 歳であることから、退職後から 60 歳までの間の所得上の不利益を補う給付として、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和 27 年法律第 266 号)、若年定年退職者給付金に関する省令(平成 21 年防衛省令第 5 号)等(以下「給付金関係法令等」という。)に基づき、若年定年退職者給付金(以下「退職者給付金」という。)を支給している。

退職者給付金の支給額は、給付金関係法令等に基づき、退職時の俸給月額^(注1)の 6 か月分に、退職者が定年となった年齢から 60 歳までの期間の年数を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、給付金支給機関である陸上、海上、航空各自衛隊の基地隊等が若年定年退職者給付金支給調書(以下「支給調書」という。)に基づき算定して退職者に支給している。

平成 18 年 4 月 1 日及び 27 年 4 月 1 日に、給付金関係法令等の一部が改正され、自衛官の俸給月額が減額されたが、それぞれ 26 年及び 30 年の 3 月 31 日までの経過措置として、自衛官が改正後に受ける俸給月額が改正前に受けていた俸給月額に達しない場合には、その差額に相当する額(以下「加算額」という。)を算定して、俸給月額に加算額を加えて支給することとする現給保障が定められている。そして、現給保障を受ける者(以下「現給保障者」という。)に対しては、俸給月額に加算額を加えた額を退職時の俸給月額として退職者給付金の支給額を算定することとなっている。ただし、現給保障者のうち、部隊長等の職にある自衛官が同時期に一斉に定年により退職すると業務に支障が生ずることなどから、退職までの短期間、別部署に勤務するために降任^(注1)(以下、単に「降任」という。)した者については、単に現給保障者として加算額を算定すると、降任による俸給月額の減額が適用されないこととなるため、降任する前に受けていた俸給月額と降任後に受ける俸給月額との差額を加算額から減ずることなどが定められている。

また、退職者給付金の支給は、給付金関係法令等に基づき、原則として 2 回に分割して行われ、1 回目の支給は退職後の 4 月又は 10 月に、2 回目の支給は退職の翌々年の 8 月に、それぞれ行われることとなっている。そして、2 回目の支給の際には、退職の翌年における所得金額が、退職者が退職の翌年まで自衛官として在職していたと仮定した場合に受けるべき俸給月額、扶養手当等を基礎として算出された退職の翌年における給与年額相当額から退職時の俸給月額の 6 か月分を差し引いた額を超える場合には、その超えた額に応じて支給額の算定を行うこととなっている。なお、給与年額相当額を算出する際の扶養手当については、扶養対象者の続柄等に応じて金額が定められている。

(注1) 降任 自衛官にあってはその者を現に任命されている階級より下位の階級に任命等すること

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、退職者給付金が給付金関係法令等に基づき適正に支給されているかなどに着眼して、陸上、海上、航空各自衛隊の19基地隊等において、24年度から28年度までの間に支給された退職者給付金を対象として支給調書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

(1) 退職者給付金を過大に支給していたもの

(注2) 2基地隊等は、24年から26年までの退職者15人に対する1回目及び2回目の退職者給付金の支給に当たり、現給保障者のうち、退職前に降任した者について、降任する前に受けていた俸給月額と降任後に受ける俸給月額との差額を加算額から減ずることなく退職時の俸給月額を算出するなどし、これにより退職者給付金の支給額を算定していたため、退職者給付金計4,218,356円を過大に支給していた。

(注3) 4基地隊等は、25、26両年の退職者12人に対する2回目の退職者給付金の支給に当たり、退職の翌年における給与年額相当額について、誤った扶養対象者の続柄等による扶養手当の額に基づいて算出するなどし、これにより退職者給付金の支給額を算定していたため、退職者給付金計3,073,764円を過大に支給していた。

(注2) 2基地隊等 海上自衛隊東京業務隊、同横須賀基地業務隊

(注3) 4基地隊等 海上自衛隊厚木、岩国両航空基地隊、航空自衛隊中部航空警戒管制団、同第2補給処十条支処

(2) 退職者給付金が支給不足となっていたもの

(注4) 4基地隊等は、25、26両年の退職者12人に対する2回目の退職者給付金の支給に当たり、退職の翌年における給与年額相当額について、退職者が現給保障者であるのに、俸給月額に加算額を加えることなく算出するなどし、これにより退職者給付金の支給額を算定していたため、退職者給付金計5,782,225円が支給不足となっていた。

(注4) 4基地隊等 海上自衛隊鹿屋、八戸、厚木各航空基地隊、航空自衛隊航空中央業務隊
したがって、(1)及び(2)のとおり、退職者給付金の支給に当たり、退職者給付金の支給額の算定が適正に行われておらず、24年度から28年度までの間に9基地隊等において支給された退職者給付金計45,085,040,257円のうち計7,292,120円(退職者27人)を過大に支給していたり、退職者給付金計5,782,225円(退職者12人)が支給不足となっていたりして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、各基地隊等において、退職者給付金の支給額の算定に当たり給付金関係法令等の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(1)の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

海上自衛隊東京業務隊は、平成24年2月に退職した自衛官Aに対して、退職時の俸給月額519,900円が給付金関係法令等の一部改正前に受けていた俸給月額546,900円に達していないことから、現給保障者として、加算額を加えた額である退職時の俸給月額により退職者給付金の支給額を算定し、同年4月に1回目の退職者給付金3,569,444円、26年8月に2回目の退職者給付金2,301,347円、計5,870,791円を支給していた。

しかし、自衛官Aは、退職前に降任していたことから、降任する前に受けていた俸給月額534,800円と降任後に受ける俸給月額との差額14,900円を加算額から減ずるなどして退職時の俸給月額を算定すべきであった。このため、上記の差額を加算額から減じた退職時の俸給月額により適正な退職者給付金の支給額を算定すると、1回目の支給額は3,560,328円、2回目の支給額は1,361,010円、計4,921,338円となり、退職者給付金949,453円が過大に支給されていた。

以上を基地隊等別に示すと次のとおりである。

	基地隊等名	年度	退職者給付金を過大に支給していた人数		退職者給付金が支給不足となっていた人数	
			人	千円	人	千円
(303)	海上自衛隊東京業務隊	24~28	11	3,449	—	—
(304)	同横須賀基地業務隊	24~27	4	768	—	—
(305)	同鹿屋航空基地隊	28	—	—	4	△ 3,723
(306)	同八戸航空基地隊	28	—	—	6	△ 1,390
(307)	同厚木航空基地隊	27、28	5	434	1	△ 142
(308)	同岩国航空基地隊	27、28	2	775	—	—
(309)	航空自衛隊中部航空警戒管制団	28	2	1,404	—	—
(310)	同第2補給処十条支処	27	3	459	—	—
(311)	同航空中央業務隊	27	—	—	1	△ 526
(303)-(311)の計			27	7,292	12	△ 5,782

工 事

- (312) 浮棧橋の係留アンカーの設置に当たり、設計が適切でなかったため、船舶を安全かつ円滑に係留するための所要の水深が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛力基盤整備費
部 局 等	海上自衛隊佐世保地方総監部(契約部局) 沖縄基地隊(監督部局)
工 事 名	沖縄基地隊棧橋の整備
工 事 の 概 要	えい船に係留する浮棧橋を更新するために、浮函 ^{かん} 、係留アンカー等の設計、製作及び施工を実施するもの
工 事 費	142,765,200 円
請 負 人	ゼニヤ海洋サービス株式会社
契 約	平成 27 年 2 月 一般競争後の随意契約
しゅん功検査	平成 28 年 2 月
支 払	平成 27 年 6 月、28 年 3 月
不適切な設計となっていた沖側係留アンカー等に係る工事費相当額	8,985,076 円(平成 27 年度)

1 工事等の概要

(1) 工事の概要

この工事は、海上自衛隊佐世保地方総監部(以下「佐世保地方総監部」という。)が、平成

26、27 両年度に、沖縄基地隊(以下「基地隊」という。)が所在する沖縄県うるま市勝連平敷屋地先において、えい船^(注1)を係留する浮棧橋を更新するために、浮棧橋に係る設計図面、施工計画書等(以下「設計図書等」という。)の作成や浮函^(注2)、係留アンカー等の製作及び施工を一体とした工事を随意契約により、ゼニヤ海洋サービス株式会社(以下「会社」という。)に工事費計 142,765,200 円で請け負わせて実施したものである。そして、佐世保地方総監部は、会社が作成した設計図書等の承諾や出来形等の確認を基地隊に行わせている。

(注1) えい船 艦船をえい航し、出入港の支援等を行う船舶

(注2) 浮函 浮棧橋の本体である箱状の浮体で、船舶を係留させるための係留設備等が設置されているもの

(2) 浮棧橋の概要

浮棧橋は、潮位の干満に合わせて上下する特徴を有しており、浮函、浮函と岸壁を結ぶ連絡橋、係留アンカー、係留アンカーに浮函を係留する係留チェーン等で構成されている。

浮棧橋の整備については、前記契約の仕様書において、「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」(平成 19 年国土交通省令第 15 号。以下「省令」という。)に基づき、船舶の安全かつ円滑な係留、人の安全かつ円滑な乗降及び貨物の安全かつ円滑な荷役が行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たすこととなっている。そして、省令の「国土交通大臣が定める要件」とは、「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示」(平成 19 年国土交通省告示第 395 号)及び「港湾の施設の技術上の基準・同解説」(国土交通省港湾局監修。以下「技術基準」という。)によれば、浮棧橋を整備する際の所要の水深は、対象船舶の利用に支障を及ぼさない適切な値とするために、対象船舶の満載喫水等の最大喫水に対象船舶に応じた余裕水深(対象船舶の最大喫水のおおむね 10%)を加えた値として設定することなどとされている。

(3) 係留アンカーの設計の概要

会社は、係留アンカーの設計に当たり、当該浮棧橋に係留する 4 隻のえい船の最大喫水が 2.9m 又は 2.3m であることから、技術基準に基づき、所要の水深を、対象船舶の最大喫水 2.9m に余裕水深 0.3m を加えた 3.2m と設定していた。

また、会社は、浮函(長さ 46.0m、幅 10.0m、高さ 2.5m)を係留するために、コンクリートブロック製の係留アンカー(縦 3.0m、横 3.0m、高さ 2.0m、計 4 基)を岸壁側の浅瀬の海底に 2 基及び沖側の海底に 2 基(以下「沖側係留アンカー」という。)設置し、4 本の係留チェーンを使用して浮函と係留アンカー 4 基をつなぐこととしていた。このうち、沖側係留アンカーについては、会社は、海面から沖側係留アンカーを設置する海底面までの水深を 5.5m としていた。そして、会社は、沖側係留アンカーの直上をえい船が航行する位置に設置することになるが、高さ 2.0m の沖側係留アンカーを海底に直置きしたとしても、海面から沖側係留アンカーの上端部までの水深は 3.5m となり、所要の水深 3.2m を確保できるとして、沖側係留アンカーを海底に直置きする設計としていた。その後、会社は、設計図書等の承諾願を基地隊に提出し、基地隊の承諾を得た上で、これにより施工していた。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、浮棧橋の設計が省令等に基づいた適切なものとなっている

かなどに着眼して、本件工事を対象として、佐世保地方総監部及び基地隊において、設計図書等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

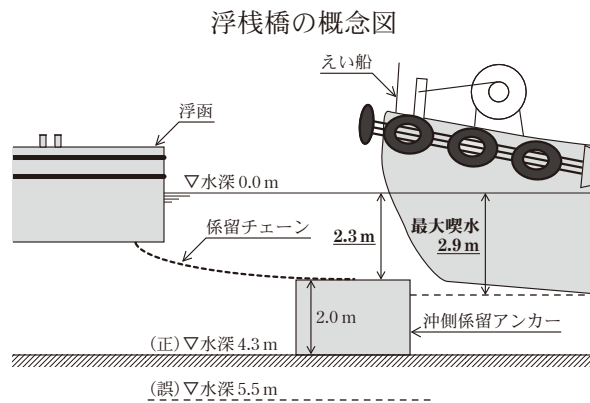
会社は、本件契約後、基地隊から浮棧橋を設置する海面の水深が5.5mであるとの説明を受けていた。その後、27年4月に、浮棧橋を設置する海面の水深を計測したところ、その水深が4.3mであることを把握していたにもかかわらず、海面から沖側係留アンカーを設置する海底面までの水深を誤って5.5mとした設計図書等の承諾願を、同年7月に基地隊に提出していた。そして、基地隊は、提出された設計図書等を十分に確認しないままこれを承諾していた。

そして、上記の設計図書等に基づき、高さ2.0mの沖側係留アンカーを海底に直置きしたことにより、海面から沖側係留アンカーの上端部までの水深は、前記の3.5mではなく2.3mとなり、前記所要の水深3.2mが確保されていない状況となっていた。そのため、当該浮棧橋に係留するえい船(最大喫水2.9m又は2.3m)が、沖側係留アンカーの直上を航行すると、潮位によっては高さ2.0mの沖側係留アンカーと船底が接触する状態となっていた(参考図参照)。

したがって、本件沖側係留アンカー及び沖側係留アンカーに係留する係留チェーンは、沖側係留アンカーの設計が適切でなかったため、船舶を安全かつ円滑に係留することができない状態となっており、工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額8,985,076円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、基地隊において、会社から提出された設計図書等に誤りがあったのに、これに対する確認等が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



物 件

- (313) 99 式空対空誘導弾(B)製造請負契約において、代金の中途確定に関する特約条項に基づく確定計算価格の算定に当たり、部品の製造に要する費用を重複して計算したり、部品の数量を誤って計算したりなどしていたため、支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	防衛装備庁(平成27年9月30日以前は装備施設本部)
契 約 名	99 式空対空誘導弾(B)製造請負契約

契約の概要	航空機に搭載する99式空対空誘導弾(B)を調達するもの
契約の相手方	三菱電機株式会社
契約	平成26年3月 随意契約
納入	平成28年2月
支払	平成27年5月ほか
支払額	5,800,854,960円(平成27年度)
過大となっていた支払額	45,642,960円(平成27年度)

1 製造請負契約等の概要

(1) 製造請負契約の概要

防衛装備庁(平成27年9月30日以前は装備施設本部。以下「装備庁」という。)は、航空自衛隊の調達要求に基づき、航空機に搭載する99式空対空誘導弾(B)を調達するために、26年3月に、三菱電機株式会社(以下「会社」という。)と随意契約により製造請負契約を契約金額5,935,626,000円で締結している。

(2) 代金の中途確定に関する特約条項等の概要

本件契約には、「契約事務に関する達」(平成18年装備本部達第4号)等に基づき「代金の中途確定に関する特約条項」(以下「中確条項」という。)が付されている。中確条項は、製造等の期間が1年を超え、当該期間中に材料の価格、所要工数等の計算項目に相当の変動が予想される場合等に必要に応じて付するもので、中確条項が付されている契約においては、当該契約の履行の中途までの実績に基づくなどして代金を確定することとなっている。そして、その手続は、次のとおりとなっている。

- ① 契約の相手方は、契約履行の中途までに契約の履行のために支出し、又は負担した費用を計算した実際原価計算書を作成して、装備庁に提出する。
- ② 装備庁は、地方防衛局の原価監査官等に実際原価計算書の適否を審査するための原価監査を実施させ、原価監査官等は、原価監査報告書を作成して、装備庁に提出する。
- ③ 契約の相手方は、契約の全期間において契約の履行のために支出し、又は負担した費用及び支出し、又は負担すべき費用に適正な利益を加えた金額を計算した確定計算価格見積書を作成して、装備庁に提出する。
- ④ 装備庁は、提出された原価監査報告書及び確定計算価格見積書の内容の適否について審査するなどして、直接材料費、加工費及び直接経費を積み上げた製造原価に一般管理及び販売費、利子並びに利益から成る総利益を加えるなどして計算価格を計算し、これに消費税及び地方消費税を加えて最終的な計算価格(以下「確定計算価格」という。)を算定する。このうち加工費は、工数(製造等に直接従事した作業時間)に、装備庁が毎年度設定する加工費率(期間加工費を期間工数で除して算定した1作業時間当たりの加工費)を乗ずることなどにより計算することとなっている。

上記の直接材料費には、契約物品を製造するために必要な材料及び部品の購入費、部品を会社が自社で製造するのに要する費用(以下「自社製造費」という。)等を含めて計上することとなっており、自社製造費のうちの加工費は、上記の加工費率を用いて計算することとなっている。

⑤ 装備庁は、確定計算価格が契約金額に達しない場合、当該確定計算価格を基に最終的な契約金額を確定し、変更契約を締結する。

(3) 本件契約における代金の確定

本件契約において、会社は、契約の履行中である27年10月に、実際原価計算書を作成して、装備庁に提出しており、これを受けて、南関東防衛局の原価監査官は、原価監査を実施した上で原価監査報告書を作成して、同年11月に装備庁に提出している。

その後、会社は、確定計算価格見積書を作成して、同月に装備庁に提出しており、装備庁は、上記の原価監査報告書及び確定計算価格見積書の内容の適否について審査するなどして、確定計算価格を5,801,112,000円と算定している。

そして、装備庁は、確定計算価格が当初の契約金額5,935,626,000円に達しなかったことから、28年2月に当該確定計算価格を基に最終的な契約金額を5,800,854,960円と確定する変更契約を締結し、27年5月から28年3月までの間に7回(前金払を含む。)に分けて同額を会社に支払っている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、中確条項に基づく確定計算価格の算定は適切に行われているかなどに着眼して、本件契約を対象として、装備庁及び会社において、契約書、原価監査報告書、確定計算価格見積書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

装備庁は、確定計算価格の算定に当たり、直接材料費3,333,952,000円のうち8部品の自社製造費を747,936,398円としていた。

しかし、装備庁は、8部品の自社製造費のうち、3部品について自社製造費を重複して計算したり、1部品について数量を誤って計算したり、5部品について装備庁が年度ごとに会社に設定した加工費率でなく会社が定めた加工費率を適用して計算したりなどしていた。このため、8部品の自社製造費を修正計算すると709,682,000円となり、これに基づくなどして直接材料費を計算すると3,295,698,000円となる。

したがって、上記の直接材料費に基づくなどして適正な確定計算価格を算定すると5,755,212,000円となり、前記の支払額5,800,854,960円との差額45,642,960円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、装備庁において、中確条項に基づく確定計算価格の算定に当たり、直接材料費のうち自社製造費の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

- (314)
- (315) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)防衛本省	(項)防衛施設安定運用関連諸費
部 局 等	2 防衛局		

補助等の根拠	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)
補助事業者等(事業主体)	市1、町1、計2補助事業者等
補助事業等	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、再編交付金事業
事業費の合計	209,653,590円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	205,469,000円
不当と認める事業費の合計	181,391,750円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	178,240,174円

1 補助金等の概要

防衛省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、有効性等の観点から、2県、46市町村において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、2市町が事業主体となって実施した特定防衛施設周辺整備調整交付金事業及び再編交付金事業に係る国庫補助金178,240,174円が不当と認められる。

これを不当の態様別に掲げると次のとおりである。

- (1) 補助の目的を達していなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 150,569,000円
 特定防衛施設周辺整備調整交付金で整備したIP告知システムによる一斉放送が実施できず、補助の目的を達していなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 150,569,000円)

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(314) 東北防衛局	宮城県加美郡色麻町	特定防衛施設周辺整備調整交付金(IP告知システム整備)	23~26	161,637 (161,637)	160,469	151,725 (151,725)	150,569

この交付金事業は、色麻町が、王城寺原演習場関連公共用施設整備事業として、行政や防災等に関する情報を町民に提供できるようにすることを目的に、色麻町内に六つの基地局を設置するとともに、色麻町内の全世帯(約2,000世帯)にIP告知端末を設置して、地域WiMAX^(注)を利用して情報を音声により一斉放送するシステム(以下「IP告知システム」という。)の構築を行ったものである。

同町は、基地局ごとに無線機1台を分配器でアンテナ2本又は3本に接続しても十分な送信電力が確保でき、また、音声情報のデータ量を8分の1に圧縮する方式等で基地局から送信すれば色麻町内の全世帯向けに一斉放送が実施できるとして、IP告知システムを構築していた。

しかし、平成27年4月に運用開始することとされていたIP告知システムによる色麻町内の全世帯への一斉放送は、28年6月の会計実地検査時点においても実施できていなかった。そして、本院の検査結果を受けて同町が設置した検証委員会の検証結果報告書を確認するなどしたところ、一斉放送が実施できていない原因は、一斉放送のために必要な送信電力を確保するには無線機1台に対して接続するアンテナは1本とする必要があったのに、前記のとおり無線機1台を分配器でアンテナ2本又は3本に接続したため送信電力が約2分の1から約3分の1に低下していたこと、音声情報のデータ量を8分の1に圧縮して一斉放送する場合、通信速度は1基地局当たり13.3Mbpsを確保する必要があったのに、最大10Mbpsしか確保できず不足していたことなどによるとされており、これらの課題は現状では解決が困難であるとされていた。このため、色麻町内の全世帯へのIP告知システムによる一斉放送は今後も実施できない状況となっていた。

したがって、本件交付金事業により整備したIP告知システム(交付対象事業費計151,725,000円)は、補助の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額計150,569,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、補助事業の適正な実施についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

(注) 地域WiMAX 地域における情報格差の解消や公共の福祉の増進に寄与することを目的として導入された2.5GHz帯の周波数(2,582MHz~2,592MHz)の電波を用いた無線システム

(2) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 27,671,174円

魚礁の設計及び施工が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 27,671,174円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(315) 中国四国防衛局	山口県岩国市	再編交付金(増殖礁整備)	25、26	48,015 (48,015)	45,000	29,666 (29,666)	27,671

この交付金事業は、岩国市が、岩国港海域において、魚介類の成育場(以下「魚礁」という。)を整備するために、成長に伴い深所へ逸散していく増産対象魚種の稚魚を効率的に滞留させるための自然石を積み上げた投石礁24基及び来遊した増産対象魚種を集めて投石礁等へ誘導するなどのためのコンクリート製ブロックの誘導礁40基の設置工事を実施したものである。

このうち、投石礁は、石材と石材の間に稚魚の隠れ場所となる大小様々な空隙を確保するために、石材(1個当たり1,000kg程度)を同海域の海底地盤の所定の範囲に投入して、四角^{すい}錐台状に積み上げるものである(参考図1参照)。また、誘導礁は、増産対象魚種の餌料となる生物が着生するために必要な表面積(1基当たり56.6㎡、40基計2,265.2㎡。以下「餌料着生面積」という。)を確保するために、コ

ンクリート製ブロックを同海域の海底地盤に設置するものである。

同市は、魚礁の設計を「漁港・漁場の施設の設計の手引 2003 年版」(水産庁監修。以下「手引」という。)等に基づいて行っている。手引によれば、魚礁は、海底地盤の地質等により洗掘、埋没又は沈下してその機能が低下しないように考慮することなどとされている。

そして、同市は、投石礁の設計に当たり、各投石礁の海底地盤から天端までの高さ(以下「天端高」という。)を 2.7m、各投石礁の海底地盤へのめり込み深さ(以下「めり込み深度」という。)を最深部で 1.0m と算出し、これらにより必要となる石材の投入量(以下「設計投入量」という。)を投石礁 1 基当たり 168.8 m^3 と算定して、これにより施工していた。同市は、石材を海底地盤に設置するに当たり、当初潜水士が石材の投入位置や設置状況を海底から確認する方法により行うとしていたが、請負人からの申出を受けて、作業員が石材の投入位置や設置状況を船上から GPS により確認する方法で行うことに変更していた。また、同市は、誘導礁の設計に当たり、本件コンクリート製ブロックと同種の誘導礁が同海域近傍の誘導礁として採用実績があり顕著な埋没が見られていないことから、誘導礁に採用することとして、これにより施工していた。

しかし、同市は、投石礁の 1 基当たりの設計投入量の算定に当たり、海底地盤の支持力係数の計算を誤っていたため、めり込み深度を最深部で 0.5m 過小に算出していた。そこで、適正なめり込み深度に基づき石材の投入量を算定すると 214.3 m^3 となり、上記の設計投入量 168.8 m^3 は 45.5 m^3 不足していた。また、石材を海底地盤に設置する際、上記の船上から確認する施工方法では、石材が設計図どおりに積み上がっているか確認できないおそれがあるのに、同市は、その施工方法が適切であるかを十分に検討していなかった。さらに、同市は、誘導礁の設計に当たり、海底地盤の地質等を考慮した埋没量の算定や、誘導礁が埋没しないようにするために必要な対策を検討していなかった。

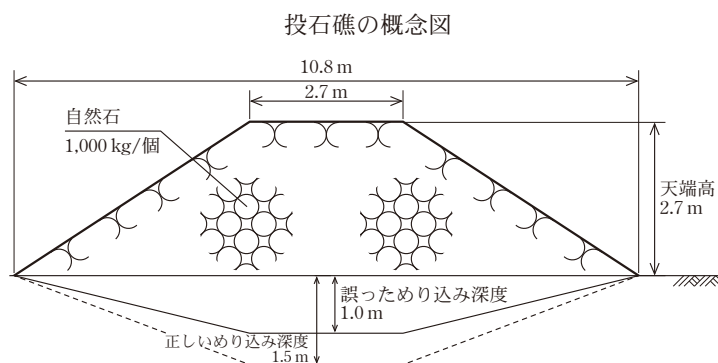
そこで、投石礁及び誘導礁の設置状況を確認したところ、投石礁 24 基全てにおいて、石材の投入量が不足していたり、投入した石材が広範囲に散乱していたため実際の天端高が設計の天端高 2.7m を大幅に下回る 0.2m から 1.3m となっていたりして、設計図どおりの四角錐台状に積み上がっていなかった。

また、誘導礁 40 基全てにおいて、海底地盤に一部埋没していたため、餌料着生面積が計 1,453.8 m^2 となっており、設計の餌料着生面積計 2,265.2 m^2 に比べて計 811.4 m^2 不足していた(参考図 2 参照)。

したがって、本件投石礁及び誘導礁のうち埋没した部分(工事費相当額計 29,666,000 円)は、設計及び施工が適切でなかったため、稚魚の隠れ場所となる大小様々な空隙が確保されていなかったり、必要な餌料着生面積が確保されていなかったりしている状況となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額計 27,671,174 円が不当と認められる。

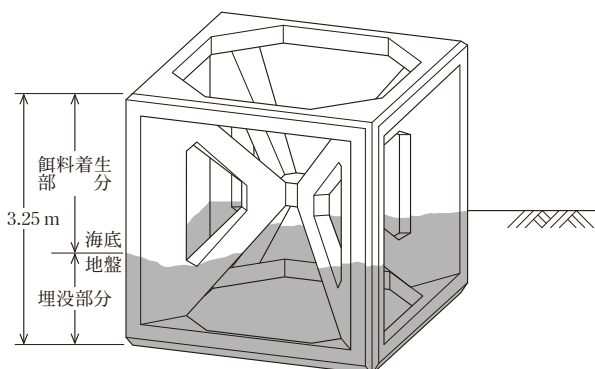
このような事態が生じていたのは、同市において、投石礁及び誘導礁の設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったり、投石礁の施工方法が適切であるかの検討が十分でなかったりしたことなどによると認められる。

(参考図1)



(参考図2)

海底地盤に一部が埋没した状態の誘導礁の概念図



不正行為

(316) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)自衛官給与費
部 局 等	海上自衛隊館山航空基地隊館山経理隊
不正行為期間	平成26年8月～28年6月
損害金の種類	前渡資金
損 害 額	1,500,181 円

本院は、海上自衛隊館山航空基地隊館山経理隊(以下「経理隊」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく防衛大臣からの報告及び予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)第4条第4項の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、経理隊において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、経理隊において、出納班員である自衛官が、給与の支払等の事務に従事中、平成26年8月から28年6月までの間に、給与振込額を算出するためのデータを不正に操作するなどして航空手当等を増額させた上で、虚偽の国庫金振込請求書及び国家公務員給与振込明細表を作成して、その増額分を自己名義の預金口座に振り込ませて前渡資金計1,500,181円を領得

したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、28年10月に全額が同人から返納されている。

意見を表示し又は処置を要求した事項

有償援助調達の実施に当たり、防衛装備品の不具合及び計算書の誤りに対する是正措置の要求を速やかに行うことを周知徹底するよう是正改善の処置を求め、及び計算書と受領検査調書との照合の過程や結果を書面等に記録及び保存するとともに、計算書と受領検査調書の項目において極めて多くの記載内容が一致していない状況となっている根本的な原因を調査し、適切な照合を行うための効果的な方策について検討するよう意見を表示したもの

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計	(組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費 等
		〔平成17年度以前は、 内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁 (項)武器車両等購入費 等〕
部 局 等	防衛装備庁(防衛装備品等調達制度の所掌部局及び契約部局。平成27年9月30日以前は防衛省内部部局の一部及び装備施設本部)、陸上自衛隊補給統制本部、海上自衛隊補給本部(契約部局)	
ケース(契約)の概要	アメリカ合衆国政府から有償援助により防衛装備品等を調達するもの	
不具合報告書を送付していたケースの件数及び契約額	107 ケース	2276 億 6211 万余円(平成17年度～28年度)
防衛装備品の不具合に対して合衆国政府に送付した不具合報告書の件数及び不具合報告書価格	734 件	91 億 9118 万余円
上記のうち是正措置の要求を速やかに行っていなかった件数及び不具合報告書価格(1)	12 件	3194 万円
計算書の誤りに対して合衆国政府に送付した不具合報告書の件数及び不具合報告書価格	252 件	4 億 1171 万余円
上記のうち是正措置の要求を速やかに行っていなかった件数及び不具合報告書価格(2)	19 件	1391 万円

(1)及び(2)の計	31 件	4585 万円
最終計算書の送付を受けていたケースの件数及び契約額	73 ケース	711 億 5327 万余円 (平成 13 年度、15 年度～23 年度、25 年度)
上記のうち計算書と受領検査調書の記載内容が一致していない防衛装備品が見受けられたケースの件数及び契約額	64 ケース	671 億 7229 万円(背景金額)

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

有償援助調達における防衛装備品の不具合及び計算書の誤りに対する是正措置の要求並びに計算書と受領検査調書との照合の適切な実施について

(平成 29 年 10 月 26 日付け 防衛装備庁長官宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 有償援助による防衛装備品等の調達の概要

貴庁(平成 27 年 9 月 30 日以前は防衛省内部部局の一部及び装備施設本部)及び陸上、海上、航空各自衛隊は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」(昭和 29 年条約第 6 号)に基づき、アメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)から有償援助(Foreign Military Sales)により、防衛装備品及び役務(以下「防衛装備品等」という。)の調達を行っている(以下、この調達方法を「FMS 調達」という。)

「有償援助による調達の実施に関する訓令」(昭和 52 年防衛庁訓令第 18 号。以下「訓令」という。)によれば、その調達源が合衆国政府に限られるもの又はその価格、調達時期等を考慮して有償援助による調達が妥当であると認められ、かつ、合衆国政府が有償援助による販売を認めるものについて FMS 調達を行うこととされている。

また、有償援助は、武器輸出管理法等のアメリカ合衆国の法令等に従って行われ、①契約する防衛装備品等の価格は合衆国政府が負担する総費用(合衆国政府の事務経費等を含む。)の見積りによること、②支払は原則として前払とすること、③防衛装備品の所有権はアメリカ合衆国内の製造会社等の最初の出荷地点で日本国政府に移転することといった合衆国政府から示された条件を受諾することにより、防衛装備品等が提供されるものとなっている。

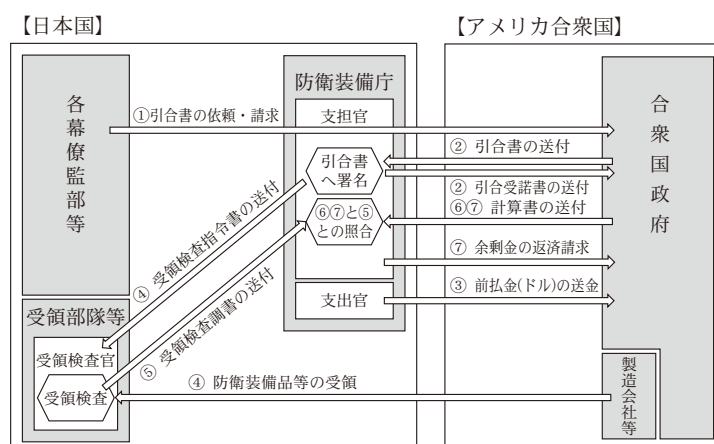
そして、FMS 調達は、貴庁が実施機関として行う調達(以下「FMS 中央調達」という。)と、陸上自衛隊補給統制本部及び海上、航空両自衛隊補給本部(以下、これらを合わせて「3 補本」という。)が行う調達(以下「FMS 地方調達」という。)に区分されている。

(2) FMS 調達の要求から余剰金の返済までの手続

訓令等によれば、FMS 中央調達における防衛装備品等の調達の要求から余剰金の返済までの手続は、次のとおり行うこととされている(図参照)。

- ① 貴庁の支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官を含む。以下「支担官」という。)は、陸上、海上、航空各幕僚監部等の調達要求元からの依頼を受けて、合衆国政府に引合書^(注1)(Letter of Offer)の請求を行う。
- ② 支担官は、合衆国政府から引合書の送付を受けた場合、必要に応じて調達要求元と調整を行うなどして、支出負担行為として当該引合書に署名して引合受諾書^(注2)(Letter of Offer and Acceptance)とした後、これを合衆国政府に送付すると、契約が成立する(以下、引合受諾書に基づく個々の契約を「ケース」といい、引合受諾書に記載された金額を「契約額」という。)
- ③ 貴庁の支出官は、引合受諾書に定められた支払予定に合わせて、合衆国政府に支払うべきドル建ての前払金について、日本銀行に外国送金の依頼をする。
- ④ 支担官は、引合受諾書に基づき、調達要求元に属する防衛装備品等を受領する部隊等(以下「受領部隊等」という。)が防衛装備品等を受領するときは、受領部隊等の職員のうちから当該部隊等の長が指名した者を受領検査官に任命する。支担官は、受領検査官に受領検査指令書を送付する。受領検査指令書は、合衆国政府等から送付されてくる出荷証書(Shipping Document)に記載されている証書番号、品目、数量等を転記するなどして作成されている。
- ⑤ 受領検査指令書の送付を受けた受領検査官は、遅滞なく、防衛装備品等と受領検査指令書を照合するなどして、受領した防衛装備品等の品目の相違、数量の過不足、外観上の損傷等(以下、これらを「不具合」という。)の確認(以下「受領検査」という。)を行い、受領検査の合格又は保留の判定を行う。そして、受領検査が完了した場合には、直ちに、受領検査調書を作成して、受領部隊等の物品管理官(分任物品管理官を含む。)等を経由するなどして、支担官に送付する。
- ⑥ 支担官は、ケースに係る一部の提供が完了し、合衆国政府から中間の計算書(Foreign Military Sales Billing Statement。以下、中間の計算書を「中間計算書」という。)を受領した場合は、6か月以内に受領検査調書と照合して、提供の確認を行う。
- ⑦ 支担官は、ケースに係る全ての提供が完了して、合衆国政府から最終の計算書(以下「最終計算書」という。)が送付されたときは、速やかに受領検査調書と照合してケースに係る提供の完了の確認を行うとともに、前払金に係る余剰金が発生した場合には、速やかに余剰金の返済を請求するための措置を執る。

図 FMS 中央調達における防衛装備品等の調達に係る概念図



引合受諾書の標準条項等によれば、計算書は、合衆国政府が有償援助により販売した防衛装備品等を購入国に出荷した証拠として扱われる書類であり、前払金に対する精算書(Bill)及び会計報告書(Statement of Account)としての意味を持つものとされ、合衆国政府から四半期ごとに複数ケース分がまとめて送付される。そして、計算書には、当該防衛装備品等に係る品目、数量、価格、出荷証書の証書番号等の項目が記載されており、合衆国政府が作成しているマネジメントハンドブックによれば、証書番号によって計算書の記載内容と出荷証書の記載内容とが関連付けられるとされている。

一方、FMS 地方調達においては、FMS 中央調達の場合と異なり、引合受諾書には調達する防衛装備品等の発注限度額等が記載されるのみであって、ケースの成立後に3補本の支担当が個々の防衛装備品等の品目、数量等を指定して発注を行うことになっている。

(注1) 引合書 防衛装備品等の内容及び条件を記載した書類で、合衆国政府の代表者が署名したもの

(注2) 引合受諾書 日米両政府の代表者(日本側は支担当)が署名する文書で、これに基づきFMS 調達が行われる。この文書には、両政府が合意する防衛装備品等の出荷予定時期、品目、数量、単価、契約額等の条件が記載される。

(3) 防衛装備品等の不具合及び計算書の誤りに対する是正措置の要求

受領部隊等の物品管理官等は、訓令等に基づき、受領検査において保留と判定された防衛装備品等で合衆国政府の責任により不具合が生じた受領検査官が判断したものについて、直ちに、要求する是正措置の内容、不具合が判明した防衛装備品等の価格等を記載した不具合報告書を作成して支担当に送付し、支担当は、速やかに合衆国政府に対して不具合の是正措置の要求を行うことなどとなっている。

また、支担当は、訓令等に基づき、合衆国政府から送付された計算書に疑義がある場合には、速やかに、合衆国政府に対して説明の要請を行うこと、計算書と受領検査調書との照合の結果、計算書に受領していない防衛装備品等が計上されているなど計算書の記載内容に誤り(以下「計算書の誤り」という。)がある場合には、要求する是正措置の内容、計算書の誤りが判明した防衛装備品等の価格(以下、上記の防衛装備品等の不具合又は計算書の誤りが判明した防衛装備品等の価格を「不具合報告書価格」という。)等を記載した不具合報告書を作成して、速やかに合衆国政府に対して是正措置の要求を行うこととなっている。

引合受諾書の標準条項によれば、不具合報告書による是正措置の要求は、原則として、防衛装備品等の不具合の場合は所有権が移転するなどした日から、計算書の誤りの場合は計算書の送付日から、それぞれ1年以内に行わなければ、当該要求が合衆国政府から却下されることとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、法規性、有効性等の観点から、FMS 調達により防衛装備品等の調達を行ったケースについて、防衛装備品の不具合に対する是正措置の要求が適切に行われているか、計算書と受領検査調書との照合が適切に行われているか、計算書の誤りに対する是正措置の要求が適切に行われているかなどに着眼して、貴庁、3補本及び7補給処等において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、貴庁及び3補本が13年度から28年度までの間にFMS調達により防衛装備品の調達を行ったケースのうち、24年度から28年度までの間に防衛装備品の不具合又は計算書の誤りに対する不具合報告書を合衆国政府に送付していた107ケース(契約額計2276億6211万余円。引合受諾書に記載されたドル建ての契約額をケース成立時の年度の支出官レートにより邦貨に換算したもの。以下同じ。)及び26、27両年度の各四半期の計算書として最終計算書が送付されるなどしていた73ケース(契約額計711億5327万余円。このうち2ケース(契約額7億1531万余円)が上記の107ケースと重複している。)を対象として、これらに係る引合受諾書、受領検査調書、不具合報告書、計算書等の書類を確認するなどして検査した。

(注3) 7補給処等 陸上自衛隊関東補給処、海上自衛隊横須賀、呉、佐世保各地方総監部、同厚木航空基地、航空自衛隊第3、第4両補給処

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 防衛装備品の不具合に対する是正措置の要求

貴庁及び3補本が24年度から28年度までの間に防衛装備品の不具合に対して合衆国政府に送付した不具合報告書の件数は、FMS中央調達110件(不具合報告書価格計77億8516万余円)及びFMS地方調達624件(不具合報告書価格計14億0602万余円)の計734件(不具合報告書価格計91億9118万余円)となっている。

上記FMS中央調達110件のうち7件(不具合報告書価格計3092万余円)及びFMS地方調達624件のうち陸上自衛隊補給統制本部が調達した5件(不具合報告書価格計101万余円)の計12件(不具合報告書価格計3194万余円)については、貴庁又は陸上自衛隊補給統制本部の支担当は、要求する是正措置の内容等に関する受領部隊等との調整に時間を要したなどとして、受領検査官が不具合を発見した受領検査日から不具合報告書の送付日までに232日(約7か月)から2,178日(約5年11か月)の期間を要していて、合衆国政府に対する是正措置の要求を速やかに行っていなかった。そのため、上記12件のうち、合衆国政府等が防衛装備品を出荷した日が確認できた9件に係る是正措置の要求は、所有権の移転日である出荷日から不具合報告書の送付日までに1年を超える408日(約1年1か月)から2,367日(約6年5か月)を要していた。

そして、出荷日が確認できない3件を含む上記の12件(不具合報告書価格計3194万余円)に係る是正措置の要求は、不具合報告書の送付が所有権の移転日から1年以内に行われていないとして、全て合衆国政府から却下されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

貴庁は、平成24年3月に、海上自衛隊からの調達要求に基づき、C-130R輸送機、同輸送機の整備用器材等をFMS調達(契約額151億3000万円)により取得していた。

このうち、C-130R輸送機の整備用器材一式は、27年12月にアメリカ合衆国内の米軍施設から出荷され、28年3月に京浜港に到着し、国内輸送された後、受領部隊である海上自衛隊厚木航空基地の第4航空群第4整備補給隊(以下「整備補給隊」という。)に納入されていた。そして、整備補給隊の受領検査官は、同年3月に受領検査を実施して、その結果、納入された整備用器材一式が損傷等していたことから保留の判定を行い、第4航空群の分任物品管理官は同年5月に不具合報告書(不具合報告書価格135万余円)を貴庁の支担当に送付していた。

しかし、貴庁の支担当は、上記の不具合報告書を同年6月に受領していたが、不具合が是正措置の対象になり得るかなどについて、合衆国政府に問合せを行ったり、整備補給隊等との調整に時間を要していたりして、合衆国政府に対する不具合報告書の送付による是正措置の要求を、出荷日から408日(約1年1か月)、受領検査日から315日(約10か月)経過した29年2月に行っていた。このため、所有権の移転日である出荷日から1年以内に不具合報告書が送付されていないとして、合衆国政府から当該是正措置の要求が却下されていた。

(2) 計算書と受領検査調書との照合及び計算書の誤りに対する是正措置の要求

ア 計算書と受領検査調書との照合

前記のとおり、受領検査調書は、合衆国政府等から送付されてくる出荷証書等に基づいて行われる受領検査の結果により作成されている。そのため、支担当が計算書の送付を受けた際に行うこととされている計算書と受領検査調書との照合は、合衆国政府から通知される前払金の精算内容と実際の出荷内容が整合しているかを確認していることになる。そして、計算書と受領検査調書の記載内容が一致していないなどの疑義が見受けられた場合、速やかに合衆国政府に対して説明の要請を行って疑義の解明を行い、その結果により適切に是正措置の要求を行わなければ、受領していない防衛装備品について前払金の精算対象とされ、余剰金の返済を受けられないおそれがある。

そこで、貴庁及び3補本が、26、27両年度の各四半期の計算書として最終計算書が送付されるなどしていた前記73ケース(契約額計711億5327万余円)のうち、FMS地方調達9ケース(契約額計39億8097万余円)における計算書と受領検査調書の照合の状況についてみると、次のようになっていた。

前記のとおり、3補本の支担当は、個々の防衛装備品等の品目、数量等を指定して発注を行っている。そして、3補本の支担当は、発注した防衛装備品を一覧表に整理し、当該一覧表に中間計算書や受領検査調書に記載された証書番号、品目、数量等の項目の記載内容を転記して、中間計算書と受領検査調書それぞれの記載内容を突合するなどして照合していた。そして、3補本は、最終計算書が送付された際に、計算書の照合結果に基づいて、ケースに係る提供の完了の確認を行い、最終計算書に記載されている価格で余剰金の返済を請求していた。

一方、FMS中央調達の64ケース(契約額計671億7229万余円)についてみると、貴庁は照合の過程や結果に関する記録及び保存を行っておらず、計算書及び受領検査調書以外の関係資料が残存していなかったことから、照合の過程や結果が確認できない状況となっていた。そこで、貴庁から、64ケースに係る全ての計算書と受領検査調書の提出を受けるなどして、本院において両者の記載内容を突合したところ、同じ証書番号が他方の書類に見当たらなかったり、同じ証書番号であるのに、品目、数量等が両書類間で異なっていたりして、こうした記載内容が一致していない防衛装備品が64ケース全てで見受けられ、このうち48ケースにおいては、記載内容の全てが一致する防衛装備品が一つもなかった。

上記の状況について、貴庁は、計算書と受領検査調書の項目において極めて多くの記載内容が一致していないことは把握しており、可能な限り合衆国政府に対して説明の要請等を行って個々の計算書の疑義の解明に努めているとしているが、多くの一致していない記載内容について説明の要請を行っても合衆国政府から十分な説明を受けられない

ことが想定されることなどから、支担当が全ての疑義を解明することは困難であるとして、中間計算書と受領検査調書とを照合する際に疑義の解明を十分に行わないまま、ケースに係る提供の確認を行っているとしている。

そして、貴庁は、照合の過程や結果に関する記録及び保存を行っていなかったことなどから、最終計算書が送付された際に、中間計算書の疑義の解明が十分に行われているかどうか分からない状況となっている。このため、貴庁は、誤りが看過されているおそれがある中間計算書に基づいて、当該ケースに係る提供の完了の確認を行い、最終計算書に記載されている価格で余剰金の返済を請求していた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

貴庁は、平成19年11月に、航空自衛隊からの調達要求に基づき、早期警戒機E-2Cの能力向上に係る防衛装備品等をFMS調達(契約額46億2419万余円)により取得していた。

このケースについて、計算書及び受領検査調書以外の関係資料が残存していなかったことから、合衆国政府から送付された19年度第4四半期から26年度第4四半期までの間の計29期分の計算書の記載内容(18品目)と同期間の受領検査調書10件分の記載内容(28品目)を突合したところ、記載内容の全てが一致する防衛装備品が一つもなかった。

そして、貴庁は、照合の過程や結果に関する記録及び保存を行っていなかったことなどから、27年4月に、最終計算書が送付された際に、中間計算書の疑義の解明が十分に行われているかどうか分からない状況となっている。このため、貴庁は、誤りが看過されているおそれがある中間計算書に基づいて、当該ケースに係る提供の完了の確認を行い、最終計算書に記載されている価格で余剰金の返済を請求していた。

このように、計算書と受領検査調書の項目において極めて多くの記載内容が一致していないことなどから、支担当が全ての疑義を解明することが困難な状況となっているにもかかわらず、貴庁は、支担当が計算書に基づく余剰金の返済請求を適正に行うことができるよう、極めて多くの記載内容が一致していない状況となっている根本的な原因を合衆国政府に協力を求めるなどして調査し、適切な照合を行うための効果的な方策を講じていない。

イ 計算書の誤りに対する是正措置の要求

貴庁及び3補本が24年度から28年度までの間に計算書の誤りに対して合衆国政府に送付した不具合報告書の件数は、FMS中央調達2件(不具合報告書価格計120万余円)及びFMS地方調達250件(不具合報告書価格計4億1050万余円)の計252件(不具合報告書価格計4億1171万余円)となっている。

上記FMS地方調達250件のうち陸上自衛隊補給統制本部及び海上自衛隊補給本部(以下、両者を合わせて「2補本」という。)がそれぞれ調達した15件(不具合報告書価格計167万余円)及び4件(不具合報告書価格計1223万余円)の計19件(不具合報告書価格計1391万余円)については、照合の結果、計算書に受領していない防衛装備品が計上されていることが判明していたものの、2補本の支担当は、照合後に、合衆国政府が当該防衛装備品を出荷する可能性があったとして、計算書の誤りであると断定せずに不具合報告書の送付を見送っていた。その結果、中間計算書の送付日から不具合報告書の送付日までに402日(約1年1か月)から2,683日(約7年4か月)の期間を要して、合衆

国政府に対する是正措置の要求を速やかに行っていなかった。

そして、上記の19件(不具合報告書価格計1391万余円)に係る是正措置の要求は、不具合報告書の送付が計算書の送付日から1年以内に行われていないとして、全て合衆国政府から却下されていた。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

貴庁及び2補本において、防衛装備品の不具合又は計算書の誤りが発見された場合に、訓令等に基づき、支担当が合衆国政府に対する是正措置の要求を速やかに行っておらず、是正措置の要求が合衆国政府から却下されている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

また、貴庁において、照合の過程や結果に関する記録及び保存を行っていない事態、計算書と受領検査調書の項目において極めて多くの記載内容が一致していない状況となっている根本的な原因を合衆国政府に協力を求めるなどして調査し、適切な照合を行うための効果的な方策を講じていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴庁及び2補本の支担当が合衆国政府に対する是正措置の要求を速やかに行うことについての重要性の理解が十分でないことにもよるが、貴庁において、貴庁及び2補本の支担当に対する上記重要性の周知が十分でないこと
- イ 貴庁において、計算書と受領検査調書との照合が余剰金の返済請求を適正に行うための必要かつ重要な手続であるにもかかわらず、照合の過程や結果に関する記録及び保存を行うことの必要性についての理解が十分でないこと、また、計算書と受領検査調書の項目において極めて多くの記載内容が一致していない状況となっている根本的な原因を合衆国政府に協力を求めるなどして調査し、適切な照合を行うための効果的な方策を講じることについての検討が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

FMS調達に係る予算額は27年度以降大幅に増加しており、貴庁及び陸上、海上、航空各自衛隊は、今後もFMS調達により合衆国政府から多額の防衛装備品等を調達することが見込まれる。

については、貴庁において、FMS調達の実施に当たり、不具合報告書による是正措置の要求が訓令等に基づき適切に行われるよう、また、計算書と受領検査調書との照合が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示する。

- ア 引合受諾書の標準条項により、所有権が移転するなどした日又は計算書の送付日からそれぞれ1年以内に不具合報告書を送付して是正措置の要求を行わなければ当該是正措置の要求が却下されることに鑑み、不具合報告書による是正措置の要求を速やかに行うことを、貴庁及び2補本の支担当に対して周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- イ 計算書と受領検査調書との照合の過程や結果を书面等に記録及び保存するとともに、計算書と受領検査調書の項目において極めて多くの記載内容が一致していない状況となっている根本的な原因を合衆国政府に協力を求めるなどして調査し、適切な照合を行うための効果的な方策について検討すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) シースパローミサイル RIM-162 の新規組立整備を^{かし}瑕疵担保期間内に実施し、瑕疵に該当する異状等を発見した場合に会社に対して^{かし}瑕疵修補等の請求等を行うことができるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費 (項)平成 21 年度甲型警備艦建造費
部 局 等	海上幕僚監部
契 約 名	シースパローミサイル RIM-162 製造請負契約
契 約 の 概 要	護衛艦に搭載して運用する艦対空誘導弾を製造する契約
契 約 の 相 手 方	三菱電機株式会社
シースパローミサイル RIM-162 の調達額	445 億 6380 万余円(平成 21 年度～24 年度)
上記のうち新規組立整備で異状等が発見されていたのに ^{かし} 会社に対して ^{かし} 瑕疵修補等の請求等を行うことができずそのままでは使用できない状況となっていた RIM-162 の調達額	9 億 0910 万円(平成 21、22、24 各年度)

1 シースパローミサイル RIM-162 の整備等の概要

(1) シースパローミサイル RIM-162 の概要

海上自衛隊は、各種の艦対空誘導弾を護衛艦に搭載して運用している。シースパローミサイル RIM-162(以下「RIM-162」という。)は、艦対空誘導弾の一つであり、誘導部、弾頭部、制御部、推進部等の構成部品により構成されている。

海上幕僚監部(以下「海幕」という。)は、RIM-162 の調達に当たって、防衛装備庁(平成 27 年 9 月 30 日以前は装備施設本部。以下「装備庁」という。)に調達要求を行っており、これを受けて装備庁は、RIM-162 製造請負契約を三菱電機株式会社(以下「会社」という。)と締結している。

会社は、火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)に定める火薬類の製造等の許可を受けていないことなどから、火薬が装填された構成部品を組み立てて完成弾とすることができないため、RIM-162 製造請負契約の仕様書等に基づき、RIM-162 を構成部品ごとに梱包した状態で海上自衛隊の部隊に納入している。

(2) RIM-162 の^{かし}瑕疵の処理

装備庁は、「防衛装備庁における契約事務に関する訓令」(平成 27 年防衛装備庁訓令第 34 号。27 年 9 月 30 日以前は「契約事務に関する達」(平成 18 年装備本部達第 4 号)。以下「訓令」という。)等に基づき、装備品等の調達における契約に原則として適用される基本契約条項

等において、納入された装備品等に瑕疵がある場合、契約の相手方に対して修補若しくは代金の減額又は契約の解除(以下、これらを合わせて「瑕疵修補等」という。)の請求等を行うことができる旨を定めた規定を設けている。

また、海上自衛隊は、「海上自衛隊補給実施要領について(通知)」(平成18年補本装補第2072号)等に基づき、調達品等を受領した部隊等が当該調達品等について瑕疵に該当する異状等を発見するなどした場合には、その内容を記載した異状報告書を装備庁に提出することとなっている。

異状報告書の提出を受けた装備庁は、訓令等に基づき、異状報告書に記載された瑕疵について、瑕疵修補等の請求等を行うことができる期間(以下「瑕疵担保期間」という。)内に発見されるなどした異状等であるか否かを確認するなどした上で、瑕疵修補等の請求等を行うこととなっている。RIM-162製造請負契約においては、瑕疵担保期間は納入の日から1年以内となっており、海上自衛隊において瑕疵担保期間を経過した後に瑕疵に該当する異状等を発見するなどして、修理等の措置を講ずるとした場合には、瑕疵修補等の請求等を行うことはできないことから、別途、修理契約等を会社と締結することになる。

(3) RIM-162の整備等の概要

海幕は、弾薬等の整備を担当する部隊(以下「整備担当部隊」という。)等が行う弾薬等及び同関連器材の整備に関して必要な事項を、弾薬等整備基準(平成27年海幕艦武第1263号)において定めるなどして、整備担当部隊等の監督及び指導を実施することとしている。

そして、弾薬等整備基準に基づき、海上自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)は、誘導弾整備要領(平成29年補本艦武弾第116号。以下「新整備要領」という。29年1月18日以前は誘導弾整備要領(平成10年補本武弾第116号)。以下「旧整備要領」という。)において、誘導弾の弾種ごとに、整備の実施方法、実施範囲等を定めており、整備担当部隊は、誘導弾が構成品ごとに新規に納入された場合、構成品を組み立てて完成弾とし、試験装置を用いて機能試験を行うこととされている。

旧整備要領によれば、RIM-162については上記の機能試験を行う新規納入時検査の実施方法、実施範囲等の詳細は定められておらず、整備担当部隊は、旧整備要領に定められている他の誘導弾の実施方法、実施範囲等を参考にするなどしてRIM-162の新規納入時検査を実施している。

新整備要領によれば、新規納入時検査は、組立整備のうち納入後の最初の組立整備(以下、旧整備要領に基づく新規納入時検査と合わせて「新規組立整備」という。)として整理されている。そして、新整備要領においては、旧整備要領と異なり、RIM-162についても新規組立整備の実施方法、実施範囲等が定められている。

(注) 組立整備 新規に納入した誘導弾の構成品を組み立てる新規納入時検査と既に供用等した誘導弾の構成品を組み立てる検査を総称したもので、旧整備要領に定められた新規納入時検査と同じ内容の整備事項となっている。

また、整備担当部隊は、旧整備要領又は新整備要領に基づき、整備を円滑に行うために整備計画を作成することとなっていて、整備計画に基づく進捗状況の把握、整備の優先順位の指定等を行い、適切な作業管理を行うこととなっている。そして、整備を行った場合は、整備等の履歴を管理するために経歴簿を作成することとなっている。

RIM-162の整備担当部隊は、横須賀、佐世保両地方総監部の所在地に設置されている

横須賀、佐世保両弾薬整備補給所(以下、これらを合わせて「2弾薬整備補給所」という。)となっており、横須賀弾薬整備補給所は19年度から、佐世保弾薬整備補給所は整備器材の納入が遅延したため26年度から、RIM-162の新規組立整備をそれぞれ実施している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、法規性、経済性、有効性等の観点から、RIM-162の新規組立整備が瑕疵担保期間内に実施されているか、新規組立整備により発見された異状等について瑕疵修補等の請求等が適切に行われているかなどに着眼して、海幕の調達要求に基づき21年度から24年度までの間に締結されたRIM-162製造請負契約(調達額計445億6380万余円、納入時期は23年度から26年度まで)を対象として、装備庁、海幕、補給本部、横須賀、佐世保両地方総監部及び会社において会計実地検査を行った。検査に当たっては、契約関係書類、経歴簿等を確認するとともに、会社において、RIM-162の瑕疵修補等の状況について聴取するなどして検査した。

(検査の結果)

2弾薬整備補給所における27、28両年度の整備計画についてみたところ、いずれも、RIM-162の新規組立整備を瑕疵担保期間内に実施することを前提としたものとなっていなかった。また、海幕は、2弾薬整備補給所等に対して、RIM-162の新規組立整備を瑕疵担保期間内に実施することを明示していなかった。

そして、2弾薬整備補給所におけるRIM-162の新規組立整備の実施状況についてみたところ、調達額計152億3306万余円に相当するRIM-162については、28年4月1日時点において、会社から納入された後に既に瑕疵担保期間を経過しているのに、新規組立整備が実施されていなかった。その後、新規組立整備は29年5月に完了しているが、それぞれの納入日から新規組立整備の完了までに平均で2年3か月の期間(最長4年6か月、最短1年1か月)を要していた。

これについて海幕は、佐世保弾薬整備補給所へのRIM-162に係る整備器材の納入が遅延したため、整備開始時期が26年10月となり、整備器材の運用が可能となるまでの間、新規組立整備を十分に実施することができなかったことによるとしている。しかし、26年10月以降に2弾薬整備補給所に納入された調達額計77億4047万余円に相当するRIM-162についても、28年4月1日時点において、新規組立整備が瑕疵担保期間内に実施されていなかった。

しかし、前記のとおり、RIM-162製造請負契約においては、瑕疵担保期間は納入の日から1年以内となっており、瑕疵担保期間を経過した後に瑕疵に該当する異状等を発見したとしても、瑕疵修補等の請求等を行うことはできない。そして、RIM-162を使用できるように修理等の措置を講ずるとした場合には、別途、修理契約等を会社と締結する必要がある。

現に、RIM-162の新規組立整備の実施により発見した異状等の処理状況について確認したところ、調達額計9億0910万余円に相当するRIM-162は、新規組立整備(実施時期は25年10月から29年4月まで)で異状等が発見されていたものの、会社から納入(納入時期は24年1月から27年1月まで)された後に既に瑕疵担保期間を経過(最長1年4か月、最短8か月)していたため、装備庁は、会社に対して瑕疵修補等の請求等を行うことができなく

なっていた。そして、これらのRIM-162は、そのままでは使用することができない状況となっていた。

このように、RIM-162の新規組立整備が瑕疵担保期間内に実施されておらず、瑕疵担保期間を経過した後に瑕疵に該当する異状等を発見したとしても、会社に対して瑕疵修補等の請求等を行うことができない状況となっており、一部のRIM-162について、新規組立整備で異状等が発見されていたのに会社に対して瑕疵修補等の請求等を行うことができず、そのままでは使用することができない状況となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、補給本部及び2弾薬整備補給所においてRIM-162の新規組立整備を瑕疵担保期間内に実施することの必要性についての理解が十分でなかったこと、海幕において補給本部及び2弾薬整備補給所に対して、新規組立整備を瑕疵担保期間内に実施することを明示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海幕は、29年9月に補給本部及び2弾薬整備補給所に対して通知を発して、今後、納入されるRIM-162に瑕疵に該当する異状等を発見した場合に会社に対して瑕疵修補等の請求等を行うことができるよう、新規組立整備を瑕疵担保期間内に実施することとする整備計画を作成して、当該計画に基づき新規組立整備を瑕疵担保期間内に実施することの必要性を周知徹底する処置を講じた。

- (2) 統合気象システムの整備に当たり、運用機器の設置場所に応じて中継機器と端末とを経済的に接続する方法や光伝送路の整備状況に関する情報の共有等について関係部署に周知するとともに、光伝送路の整備の現況と今後の接続方法を整理した一覧表を作成するなどして、借り上げる接続機器の品目及び数量を適切に決定するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	航空幕僚監部
契 約 名	通信電子機器借上 統合気象システム借上等2件
契 約 の 概 要	統合気象システムの運用に必要なサーバ、ネットワーク機器、端末等を借り上げるもの
契 約 の 相 手 方	日本電気株式会社及び株式会社 JECC(平成25年6月30日以前は日本電子計算機株式会社)
契 約	平成24年12月(一般競争後の随意契約)、29年2月(随意契約)
契 約 額	99億6230万余円(平成24、28両年度)
上記のうち接続機器に係る契約額相当額	1億1248万余円
上記のうち節減できた契約額相当額	2340万円

1 統合気象システム等の概要

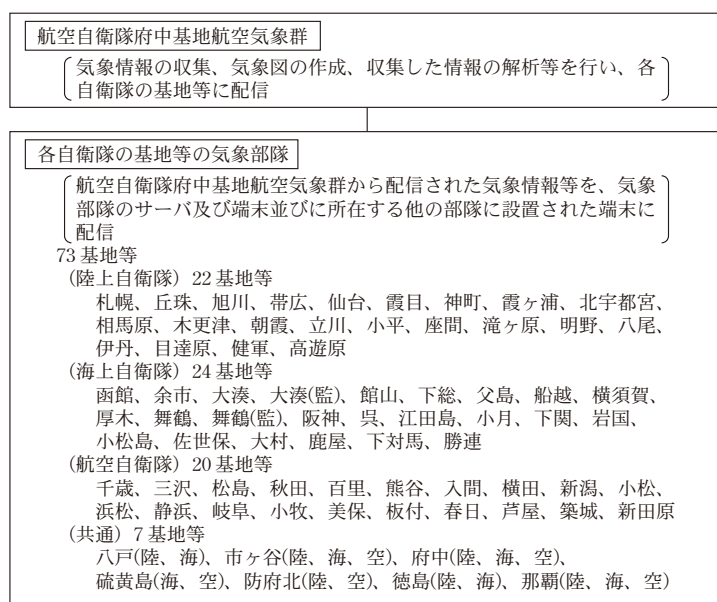
(1) 統合気象システムの概要

陸上、海上、航空各自衛隊(以下「各自衛隊」という。)は、効率的な部隊、艦艇及び航空機の運用と安全の確保を目的として、平成25年3月から統合気象システム(Joint Weather System。以下「JWS」という。)を運用している。JWSは、各自衛隊の駐屯地、基地及び分屯基地(以下「基地等」という。)計73基地等に整備されており、航空自衛隊は、各自衛隊の上記目的のためにJWSを継続的かつ安定的に運用等することに努めている。

また、航空幕僚監部は、各自衛隊からのJWSの整備に関する要望を取りまとめるなどして、JWSを30年度に新たなシステム(以下「次期JWS」という。)に換装する予定としている。

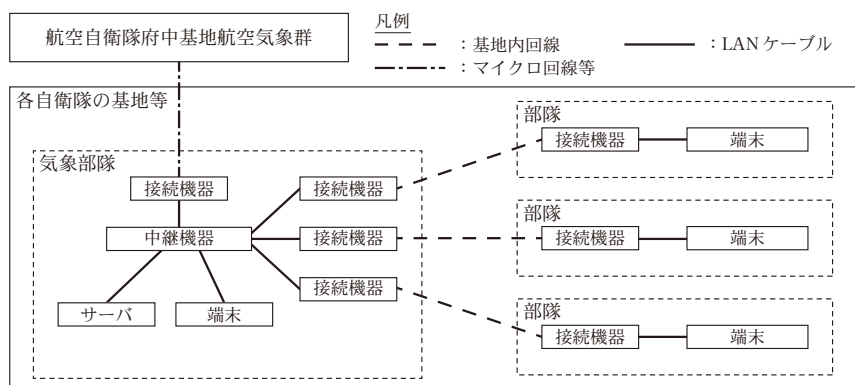
JWSは、サーバ、ネットワーク機器、端末等(以下、これらを合わせて「運用機器」という。)で構成され、気象情報の収集、気象図の作成等を行う機能を有するシステムである。航空自衛隊府中基地航空気象群及び各基地等の気象部隊は、JWSを活用して業務を行っており、同航空気象群は、収集した情報の解析等を行い、収集、解析した情報等を各基地等の気象部隊に設置された中継機器を介して、気象部隊のサーバ及び端末並びに気象部隊と同一の基地等に所在する他の部隊に設置された端末に配信するなどしている(図1参照)。

図1 JWSにおける航空自衛隊府中基地航空気象群と各自衛隊の基地等の気象部隊の関係



中継機器とこれら端末等との間は、直接LANケーブルで接続されたり、各基地等内に整備された通信回線(以下「基地内回線」という。)を経由して接続されたりしている(図2参照)。

図2 JWSにおける情報等の伝送経路



各自衛隊は、基地内回線として、既存のメタルケーブルの構内回線(以下「メタル回線」という。)^(注1)を使用しているほか、大容量で高速のデータ通信を行うことができるノードや光ファイバーケーブル等から構成される基地内光伝送路等(以下「光伝送路」という。)を計画的に整備して使用している。

(注1) ノード 各自衛隊で運用している各種システムの機器と光伝送路とをLANケーブルで接続して通信を可能にする機器

(2) JWSの運用機器に係る契約の概要

陸上、海上、航空各幕僚監部(以下「各幕僚監部」という。)には、それぞれJWSの整備計画を担当する部署(以下「JWS担当部署」という。)と基地内回線の整備計画を担当する部署(以下「回線担当部署」という。)があり、JWSの整備に当たっては、各幕僚監部のJWS担当部署が、それぞれの回線担当部署に基地内回線の整備状況を確認するなどしてJWSの運用機器の品目及び数量を検討している。そして、各幕僚監部のJWS担当部署は、当該検討結果を踏まえて必要に応じてそれぞれの回線担当部署との間で再度調整するなどして運用機器の品目及び数量をそれぞれ決定している。

この決定に基づき、航空幕僚監部は、各幕僚監部分を取りまとめて、防衛装備庁(27年9月30日以前は装備施設本部。以下「装備庁」という。)に運用機器の調達を要求している。そして、装備庁は、24年12月に、実際に運用機器の供給等を行う日本電気株式会社(以下「NEC」という。)、NECが供給する運用機器を装備庁に賃貸する株式会社JECC(25年6月30日以前は日本電子計算機株式会社)及び装備庁の三者間で25年1月から29年2月までの間を賃貸借期間とした賃貸借契約を、29年2月に、同年3月から30年2月までの間を賃貸借期間とした上記の契約を継続する賃貸借契約をそれぞれ締結(24年度契約額80億6560万余円、28年度契約額18億9669万余円、計99億6230万余円)して運用機器を借り上げ、基本使用料金を毎月支払っている。

(3) 接続機器の概要

前記73基地等のうち27基地等においては、上記の2契約により装備庁が借り上げている運用機器のうち、中継機器と端末との間を基地内回線を経由して接続する場合の接続機器として、光コンバータ計140個、DSLモデム及び構内回線モデム(以下「DSLモデム等」という。)計366個、合計506個(契約額相当額計1億1248万余円)が設置されている。

光コンバータは、LANケーブルと光伝送路のケーブルとを接続して通信を可能にする

機器であり、中継機器と端末との間を光伝送路を経由して接続する場合に使用されるものである。

また、DSL モデム等は、LAN ケーブルとメタル回線のケーブルとを接続して通信を可能にする機器であり、中継機器と端末との間をメタル回線を経由して接続する場合などに使用されるものである。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

航空幕僚監部は、前記のとおり、JWS を 30 年度に次期 JWS に換装する予定であり、その整備に当たっても接続機器を借り上げることにしている。そして、接続機器の借り上げに当たっては、次期 JWS の運用機器の設置場所や基地内回線の整備状況を踏まえて、接続機器の品目及び数量を適切に決定することが重要である。

そこで、本院は、経済性等の観点から、前記 24、28 両年度の契約において借り上げた運用機器の品目、数量等は設置場所や基地内回線の整備状況に応じて適切に決定されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、各幕僚監部、航空自衛隊補給本部及び装備庁において、契約書、基地内回線の整備状況に関する書類等を確認したり、JWS が整備されている 73 基地等のうち航空自衛隊の 15 基地^(注2)において、接続機器の設置状況等を実地に確認したりするなどして会計実地検査を行った。また、残りの 58 基地等については、各幕僚監部を通じて、接続機器の設置状況等に関する報告を求めてその内容を確認するなどして検査した。

(注2) 15 基地 千歳、三沢、百里、入間、府中、小松、浜松、静浜、小牧、美保、防府北、春日、築城、新田原、那覇各基地

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

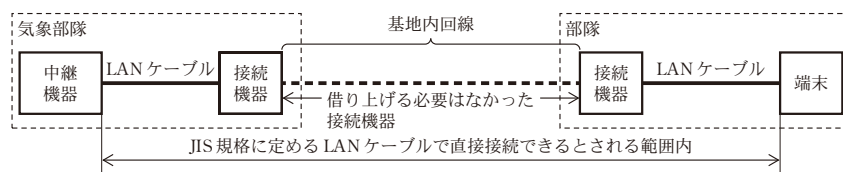
前記 27 基地等のうち航空自衛隊の 18 基地等^(注3)においては、中継機器と端末とを接続するために、光コンバータ計 136 個、DSL モデム等計 317 個、合計 453 個の接続機器が設置されていた。

日本工業規格の「構内情報配線システム (JISX5150 : 2004)」(以下「JIS 規格」という。)によれば、LAN ケーブルを敷設する際の伝送経路の最大長は 100m とされていることなどから、中継機器と端末との間の伝送経路の距離が比較的短く、JIS 規格に定める LAN ケーブルで直接接続できるとされる範囲内であれば、光コンバータや DSL モデム等の接続機器を使用せずに中継機器と端末とを LAN ケーブルで直接接続することができることとなる。

そこで、実際の中継機器と端末との間の伝送経路の距離を確認したところ、前記の 18 基地等において、中継機器と端末とが同一執務室内等に設置されていて、伝送経路の距離が JIS 規格に定める LAN ケーブルで直接接続できるとされる範囲内となっているものが 33 か所見受けられるなどした。このため、これらの光コンバータ計 6 個、DSL モデム等計 66 個、合計 72 個(契約額相当額 2025 万余円)の接続機器を借り上げる必要はなかったと認められた(図 3 参照)。

(注3) 18 基地等 千歳、三沢、松島、百里、入間、府中、小松、浜松、静浜、岐阜、小牧、美保、防府北、芦屋、築城、新田原、那覇各基地、秋田分屯基地

図3 LANケーブルで直接接続できるとされる範囲内となっていたもの



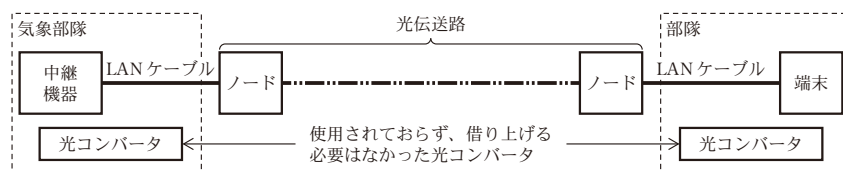
また、光伝送路が整備されてJWS用のLANケーブルの差込口(以下「JWS用差込口」という。)があるノードが設置された場合、光コンバータを使用せずに、ノードにLANケーブルを接続することができる。

前記航空自衛隊の18基地等のうち5基地においては、借り上げる接続機器を決定する時点では光伝送路が整備中であり、JWS担当部署は、ノードにはJWS用差込口がないものとして、光コンバータを借り上げることにしていた。

そこで、上記の5基地^(注4)においてノードの差込口の有無等を確認したところ、JWSの運用開始時点までに整備された光伝送路のノードにはJWS用差込口があり、現にノードにLANケーブルを接続していたことから、光コンバータ計100個(契約額相当額315万余円)は気象部隊等でダンボール箱に保管されるなどして使用されておらず、これを借り上げる必要はなかったと認められた(図4参照)。

(注4) 5基地 小松、浜松、小牧、築城、新田原各基地

図4 ノードにLANケーブルを接続していたもの



上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

航空自衛隊新田原基地においては、中継機器と端末とを接続するためにDSLモデム等4個が設置されていた。しかし、中継機器と端末とが同一執務室内に設置されていて、伝送経路の距離がJIS規格に定めるLANケーブルで直接接続できるとされる範囲内となっていたため、DSLモデム等4個は借り上げる必要はなかった。

また、光伝送路が平成25年2月までに整備される計画となっていたが、航空幕僚監部のJWS担当部署は、借り上げる接続機器を決定する際に、回線担当部署にノードの差込口の状況を十分に確認しないまま、ノードにはJWS用差込口がないものとして光コンバータ22個を借り上げることにしていた。しかし、実際は同月に計画どおり整備された光伝送路のノードにはJWS用差込口があり、同基地は、ノードにLANケーブルを接続していて、借り上げた光コンバータを同年3月の借上開始時点から全く使用していなかった。

このように、JWSの整備に当たり、必要のない接続機器を借り上げていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

なお、陸上、海上両自衛隊の各基地等においては、航空自衛隊と同様の事態は見受けられなかった。

(節減できた契約額相当額)

JWS の運用機器に係る契約に当たり、中継機器と端末との間の伝送経路や光伝送路の整備状況を適切に把握するなどして借り上げる接続機器の品目及び数量を決定すれば、接続機器計 172 個を借り上げる必要はなく、契約額相当額計 2340 万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、航空幕僚監部の JWS 担当部署において、必要となる接続機器の品目及び数量を決定するに当たり、運用機器の設置場所に応じて中継機器と端末とを経済的に接続する方法についての検討が十分でなかったこと、光伝送路の整備状況に応じて必要となる接続機器の確認を行う際に回線担当部署との連携が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、航空幕僚監部の JWS 担当部署は、29 年 7 月に、回線担当部署等に対して通知を発して、次期 JWS で借り上げる接続機器の品目及び数量を適切に決定するよう、運用機器の設置場所に応じて中継機器と端末とを経済的に接続する方法や JWS 担当部署と回線担当部署との間で借上品目や光伝送路の整備に変更が生ずる場合の情報共有等に関して留意事項を策定して周知した。また、JWS 担当部署は、各基地等における光伝送路の整備の現況と今後の中継機器と端末との間の接続方法を整理した一覧表を作成して、回線担当部署との間において情報を共有するなどの連携を図った。さらに、JWS 担当部署は、回線担当部署のほか関係部署が出席した次期 JWS に関する検討会議において、これらを周知するなどの処置を講じた。

- (3) **海上警備業務契約の予定価格の積算に当たり、業務内容を十分精査した上で、同種の業務に係る他の機関を含めた取引の実例価格又は官公庁の定める労務単価によることができるものについてはこれらを採用するなどして、労務費の算定を適切なものとするよう改善させたもの**

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)在日米軍等駐留関連諸費
部 局 等	内部部局、沖縄防衛局
契 約 名	シュワブ(H27)海上警備業務等 3 件
契 約 の 概 要	キャンプ・シュワブ区域沿岸の海上部における工事の適正かつ円滑な実施の確保に必要な海上警備業務を請け負わせるもの
契 約 の 相 手 方	株式会社ライジングサンセキュリティーサービス
契 約	平成 27 年 7 月、28 年 3 月、同年 10 月 一般競争契約
契 約 額	46 億 1190 万余円(平成 27、28 両年度)
上記に係る警備員労務費の積算額	12 億 1223 万余円
低減できた警備員労務費の積算額	1 億 8880 万円(平成 27、28 両年度)

1 海上警備業務等の概要

(1) 海上警備業務の概要

防衛省沖縄防衛局(以下「局」という。)は、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊に対して我が国政府が提供している沖縄県宜野湾市の市街地に隣接する普天間飛行場の我が国政府への返還に際して、同飛行場の代替施設を同県名護市及び国頭郡宜野座村にまたがるキャンプ・シュワブ区域に設置することとして、必要な建設工事を実施している。

そして、局は、同区域沿岸の海上部における工事の適正かつ円滑な実施の確保に必要な海上警備業務を請け負わせるために、平成27年7月から28年10月までの間に、株式会社ライジングサンセキュリティサービス(以下「ライジングサン」という。)と3件の契約を締結している(以下、これら3件の契約を合わせて「海上警備業務3契約」という。)

(2) 海上警備業務3契約に係る予定価格の積算の概要

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)によれば、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めなければならないとされている。

また、防衛省は、毎年度、防衛省整備計画局長から地方防衛局長等に対して、公共工事の労務費の予定価格に適用する労務単価についての通知を发出しており、同通知によれば、農林水産省及び国土交通省が定めている「公共工事設計労務単価」を労務単価として適用することとされている。

局は、海上警備業務3契約の予定価格の積算に当たり、警備艇等に乗船して海上警備業務に従事する警備員の労務費(以下「警備員労務費」という。)を、警備艇等ごとに、海上警備業務に従事する船長、船員等の職種ごとの労務単価に配置人員や従事日数を乗ずるなどして算定している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、海上警備業務3契約の予定価格の積算に当たり、警備員労務費の算定に採用されている労務単価は取引の実例価格等を考慮して適正に定められているかなどに着眼して、局が締結した海上警備業務3契約(契約金額計46億1190万余円)を対象として、防衛省内部部局及び局において、契約書、特記仕様書、積算価格内訳明細書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

局は、警備員労務費の算定に当たり、業務内容の特殊性を考慮すると、海上警備業務に従事する船長、船員等の職種ごとの労務単価については前記の「公共工事設計労務単価」に記載されている高級船員及び普通船員の各労務単価(以下「船員等単価」という。)のうちの27年度の沖縄県に係る単価22,680円から25,440円(1日9時間当たりの換算単価)等を採用できないとして、ライジングサンを含む複数の警備業者へ参考見積書の提出を依頼していた。そして、局は、ライジングサン1者のみから参考見積書の提出を受けて、当該参考見積書に記載

された船長、船員等の職種ごとの労務単価である39,000円から59,400円(1日9時間当たり)等をそのまま採用して、警備員労務費を計12億1223万余円と算定していた。

しかし、海上警備業務3契約の特記仕様書を基に海上警備業務の内容等を確認したところ、警備の実施場所、実施期間、海上警備業務に従事する船員等の配置人員及び配置時間のほか、警備等に必要とされている小型船舶操縦等の免許資格等が定められているだけで、警備員に特別な技能等を要求するものとなっていなかった。また、特記仕様書に基づきライジングサンが局に提出した海上警備計画書においても、制限区域内に接近する船舶等に対して立ち入らないよう注意喚起を図る広報・警告を行うなど、海上警備業務の内容は一般的なものとなっていた。

現に、局は海上警備業務3契約を締結する前の26年度に、キャンプ・シュワブ区域沿岸の海上部における海上警備業務を含む工事契約を締結し、その予定価格の積算における警備員労務費の算定の際、海上警備業務3契約と同様に、ライジングサンから徴した参考見積書の労務単価を採用していたが、船長、船員等の職種ごとの労務単価は21,937円から33,412円(1日9時間当たりの換算単価)等となっており、船員等単価のうちの同年度の沖縄県に係る単価21,480円から25,200円(1日9時間当たりの換算単価)とおおむね同額となっていた。そして、上記の海上警備業務を含む工事契約の特記仕様書の記載内容をみたところ、海上警備業務3契約と同様の内容となっていたが、海上警備業務の実施に何ら支障は生じていなかった。

また、他の機関についてみたところ、国土交通省東京航空局が警備業者に請け負わせている東京国際空港の周辺海上部における海上警備業務契約の特記仕様書によると、業務内容は、航空機の安全運航を阻害する海上警備区域内への船舶等の不法侵入等の未然防止を図るなどのため、警備艇等を活用して警戒・監視等の業務を実施するなどとなっていた。これらは、海上警備業務3契約とおおむね同様の業務内容となっているが、当該契約に係る予定価格の積算において、警備員労務費の算定では船員等単価のうちの東京都に係る単価を採用していた。

なお、局を通じてライジングサン等から提出を受けた賃金台帳を基に、実際に海上警備業務3契約に従事した警備員に支払われた賃金を確認したところ、1日当たり9,000円から10,000円程度となっていた。

このように、警備員労務費の算定に当たり、契約海上警備業務に従事する警備員について特別な技能等を要求していないのに、同種の海上警備業務契約に係る他の機関を含めた取引の実例価格又は船員等単価によることなく、警備業者から提出を受けた参考見積書に記載された見積単価をそのまま労務単価として採用している事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

警備員労務費の積算額計12億1223万余円について、海上警備業務に従事する警備員の労務単価に前記の船員等単価を採用するなどして修正計算すると、計10億2339万余円となり、積算額を約1億8880万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、局において海上警備業務3契約の業務内容を十分精査した上で労務単価を決定することや同種の海上警備業務に係る他の機関を含めた積算単価等の情報を収集することの必要性についての理解が十分でなかったこと、防衛省内部部局において上記の必要性に関する局への周知が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛省内部部局は、29年9月に局を含む地方防衛局等に通知を発して、労務単価について、業者から提出された見積単価をそのまま採用するのではなく、業務内容を十分精査した上で、同種の業務に係る他の機関を含めた取引の実例価格又は官公庁の定める労務単価によることができるものについてはこれらを採用するなどして、労務費の算定を適切なものとするよう周知徹底する処置を講じた。

- (4) 装備品等の整備に使用する油脂等の調達に当たり、調達数量の算定根拠となる調達所要量の算出方法等を具体的に示すなどして、調達所要量の妥当性を確保する態勢を整備することなどにより、適切な調達数量を算定するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛力基盤整備費
部 局 等	陸上幕僚監部、陸上自衛隊補給統制本部
契 約 名	マルチグレードギヤー油、200L売買契約等 115 契約
契 約 の 概 要	装備品等の整備に使用するエンジン油、潤滑用グリース等の油脂や不凍液を調達するもの
契 約	平成 27 年 7 月、8 月、28 年 5 月、6 月及び 7 月
調達した油脂等の品目数及び契約金額	32 品目 7 億 2447 万余円(平成 27、28 両年度)
上記のうち節減できた油脂等の品目数及び調達価格相当額	32 品目 1 億 4942 万円

1 装備品等の整備に使用する油脂等の調達等の概要

(1) 装備品等の整備に使用する油脂等の概要

陸上自衛隊は、装備品等を常に良好な状態に維持するなどのために、エンジン油、潤滑用グリース等の油脂や不凍液(以下「油脂等」という。)を交換するなどの整備を実施している。

これらの油脂等については、原則として、^(注1)8 燃料支処等が、駐屯地業務隊等を経由して当該駐屯地等に所在する油脂等を使用する部隊等(以下「使用部隊等」という。)に払い出している。

(注1) 8 燃料支処等 各方面隊に設置された補給処が行う業務のうち油脂等の補給業務を担当する部署。関西補給処、北海道補給処早来燃料支処、同近文台燃料支処、東北補給処多賀城燃料支処、関東補給処朝日燃料支処、九州補給処鳥栖燃料支処、関東補給処富士燃料出張所、海上自衛隊呉造修補給所貯油所

そして、陸上幕僚監部(以下「陸幕」という。)は、燃料支処等から駐屯地業務隊等への油脂等の払出しを支障なく継続するために、燃料支処等が保有する油脂等の数量の目標となる基準を設定している。この基準は、予想外の所要量の増加等に対応するための数量及び次回の納品までの間の払出しを継続するための数量からなっている。また、陸上自衛隊補給統制本部(以下「補給統制本部」という。)は、燃料支処等の在庫数量を適正に維持するために、必要に応じて、在庫調整^(注2)をするなどしている。

(注2) 在庫調整 在庫数量を適正に維持するために、管理換等により在庫品の偏在を調整すること

(2) 油脂等の調達等の概要

補給統制本部は、定期整備で使用するなど年間の調達数量が多い油脂等について、毎年度1回、品目ごとに、防衛装備庁(平成27年9月30日以前は装備施設本部。以下「装備庁」という。)に調達要求を行っている。調達要求を行うに当たって、補給統制本部は、各燃料支処等が当該年度に調達を必要とする数量(以下「調達所要量」という。)について補給処から報告を受けてこれを集計するなどして、調達数量を算定することとしている。補給統制本部によれば、各燃料支処等の調達所要量は、使用部隊等が当該年度に必要とする数量から前年度末の保有数量を差し引くなどして算出するものであるとしている。

補給統制本部から調達要求を受けた装備庁は、油脂等の品目及び納期ごとに分けて売買契約を締結しており、27年度又は28年度において契約金額が年間150万円を超えるなどしている油脂等は32品目となっている。この32品目に係る契約件数及び契約金額は、27年度32品目分で56件、3億8615万余円、28年度30品目分で59件、3億3831万余円、計115件、7億2447万余円となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性等の観点から、油脂等の調達数量は適切なものとなっているかなどに着眼して、上記32品目の油脂等及びこれに係る売買契約計115件を対象として、陸幕、補給統制本部、燃料支処等や使用部隊等が所在する48駐屯地等^(注3)及び装備庁において、契約書、仕様書、調達数量の算定根拠資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。また、8燃料支処等における油脂等の保有状況、受払状況等について、陸幕に調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(注3) 48駐屯地等 滝川、釧路、岩見沢、札幌、島松、幌別、静内、函館、仙台、神町、福島、郡山、勝田、霞ヶ浦、北宇都宮、宇都宮、新町、朝霞、十条、市ヶ谷、小平、横浜、富山、春日井、久居、桂、宇治、伊丹、千僧、青野原、三軒屋、善通寺、高知、福岡、前川原、目達原、健軍、北熊本、湯布院、玖珠、川内、那覇各駐屯地、早来、朝日、吉井、祝園、高遊原、八重瀬各分屯地

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

8燃料支処等における27、28両年度の油脂等の保有状況、受払状況等をみたところ、前

年度末の保有数量のみで当該年度分の払出しは賄えるのに新たに調達した油脂等の納品を受けるなどして、全ての燃料支処等において、年度末の保有数量が次回の納品までの間の払出しを支障なく継続するために必要と認められた数量(以下「目標保有数量」という。)を上回っていた油脂等が見受けられた。そして、全32品目の油脂等は、8燃料支処等のいずれかにおいて保有数量が目標保有数量を上回っており、このうち23品目は、保有数量が目標保有数量の3倍以上となっていた。

そこで、各燃料支処等が保有している油脂等を燃料支処等の間で相互に管理換して活用することを念頭に置いた上で、27年度末の保有数量が目標保有数量を上回らないこととして、27年度分の適正な調達数量を試算すると、同年度に調達した油脂等全32品目に係る調達数量がこれを上回っていることから、同年度に実際に調達した数量に係る契約金額3億8615万余円のうち調達価格相当額1億0377万余円分の油脂等は新たに調達する必要はなかったと認められた。

27年度において新たに調達する必要はなかったと認められた油脂等について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東北補給処多賀城燃料支処(多賀城駐屯地所在)は、自動車、火砲等の整備に使用する油脂「はん(汎)用グリース」を平成26年度末時点で4,640kg保有していた。そして、27年度分として3,264kg(調達価格相当額141万余円)の納品を受けていた。

しかし、多賀城燃料支処における目標保有数量は1,968kgであることから、27年度分として適正な調達数量を試算すると、同年度の払出数量1,632kgと同年度末の目標保有数量1,968kgの計3,600kgは、26年度末の保有数量4,640kgのみで賄えるため、27年度分として納品を受けた3,264kg(調達価格相当額141万余円)分は新たに調達する必要はなかったと認められた。

また、多賀城燃料支処は、上記3,264kgの調達がなかったとしても、同年度末で3,008kgを保有していることになることから、目標保有数量1,968kgを上回る分の1,040kgを、同年度中に調達が必要な分として1,936kgの納品を受けていた北海道補給処早来燃料支処(早来分屯地所在)に管理換することとすれば、同年度の早来燃料支処分として調達した1,936kgのうち1,040kg(調達価格相当額45万余円)分についても、新たに調達する必要はなかったと認められた。

そして、前記の調達価格相当額1億0377万余円分の油脂等32品目を、27年度中に調達しなかったとして同年度末の保有数量を試算し、これに基づき28年度分の適正な調達数量を27年度と同様に試算すると、調達価格相当額4565万余円分の油脂等29品目は、28年度において新たに調達する必要はなかったと認められた。

こうした事態を踏まえて、補給統制本部における調達数量の算定方法をみたところ、次のとおりであった。

補給統制本部は、前記のとおり、各燃料支処等の調達所要量について各補給処から報告を受けてこれを集計するなどして、調達数量を算定することとしている。そして、補給統制本部は、27、28両年度の調達要求を行うに当たって、調達数量を算定する必要から、使用部隊等が当該年度に必要なとする数量から前年度末の保有数量を差し引くなどして算出する調達

所要量を把握することを想定して、実務上は各補給処に対して「年間所要量」の報告を求めていた。

しかし、補給統制本部は、「年間所要量」が上記のような調達所要量を意味することを明示しておらず、また、調達所要量の具体的な算出方法も示していなかった。

このため、各補給処から補給統制本部に報告された各燃料支処等の「年間所要量」は前年度末の保有数量等を勘案していないものとなっているなどしていたのに、補給統制本部は、各燃料支処等の「年間所要量」の内容を十分に確認することなく、これらを基に調達数量を算定して、装備庁に調達要求を行っていた。

このように、油脂等の調達に当たり、調達数量の算定根拠となる調達所要量が適切に算出されておらず、新たに調達する必要がない油脂等を調達していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた調達価格相当額)

27、28 両年度に調達した油脂等 32 品目に係る契約金額計 7 億 2447 万余円(27 年度 32 品目分で 3 億 8615 万余円、28 年度 30 品目分で 3 億 3831 万余円)は、表のとおり、調達価格相当額計 1 億 4942 万余円(27 年度同計 1 億 0377 万余円、28 年度同計 4565 万余円)を節減できたと認められた。

表 節減できた油脂等の品目数及び調達価格相当額 (単位：品目、千円)

年 度	調達した油脂等		節減できた油脂等		年度末の保有数量が目標保有数量を上回っていて新たに調達する必要はなかったと認められた油脂等		左のほか管理換を活用することにより新たに調達する必要はなかったと認められた油脂等	
	品目数	契約金額	品目数	調達価格相当額	品目数	調達価格相当額	品目数	調達価格相当額
平成 27 年度	32	386,156	32	103,774	32	68,465	24	35,309
28 年度	30	338,318	29	45,653	29	36,803	10	8,850
計	32	724,475	32	149,428	32	105,269	25	44,159

注(1) 品目数の計は、品目が重複しているため一致しない。

注(2) 契約金額の計及び調達価格相当額の計は、単位未満を切り捨てているため一致しないものがある。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、補給統制本部において、油脂等の調達数量を適切に算定するために、各補給処に対して調達数量の算定根拠となる調達所要量の算出方法等を具体的に示していなかったこと、各補給処から報告された各燃料支処等の調達所要量の妥当性について確認が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸幕は、29 年 9 月に補給統制本部等に対して通達を発して、調達数量の算定根拠となる調達所要量の算出方法等を具体的に示すなどして、調達所要量の妥当性を確保する態勢を整備することなどにより、適切な調達数量を算定することとする処置を講じた。

- (5) 鉛蓄電池の交換作業等により発生する廃電池について、売払いの実施に必要な手順等を定めた要領等を整備するなどして、その処理を経済的に実施するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省共通費 (項)防衛力基盤整備費 (組織)防衛装備庁 (項)防衛装備庁共通費
部 局 等	内部部局
契 約 名	蓄電池交換役務契約等 3 件
契 約 の 概 要	市ヶ谷庁舎に設置されている無停電電源装置等の既設の鉛蓄電池を新品と交換して、処分させるもの
契 約 の 相 手 方	3 会社
契 約	平成 27 年 12 月、28 年 12 月 一般競争契約
支 払	平成 28 年 4 月、29 年 4 月
支 払 額	4231 万余円(平成 27、28 両年度)
上記のうち節減できた廃電池の処分に係る費用相当額	1218 万円

1 契約等の概要

(1) 契約の概要

防衛省は、市ヶ谷庁舎において、通信用設備等を多数設置して 24 時間運用している。そして、災害等によって商用電源が停電した際、自家発電設備から電気が供給されるまでの間に通信用設備等に電気を供給するために、無停電電源装置等(以下「電源装置」という。)を設置し、管理している。これらの電源装置は、電気を供給する負荷に見合った容量を持つ鉛蓄電池等で構成されている。

防衛省内部部局(以下「内局」という。)は、市ヶ谷庁舎に設置されている電源装置の維持管理として、経年劣化した既設の鉛蓄電池を新品の鉛蓄電池と交換する作業に係る役務契約を必要の都度締結しており、平成 27、28 両年度においては 3 件の役務契約を 3 会社と契約金額計 4231 万余円で締結していた。これらの契約の内容は、既設の鉛蓄電池(以下「廃電池」という。)976 個を取り外して新品の鉛蓄電池と交換することに加えて、取り外した 976 個と、別途不要となった 36 個とを合わせた廃電池 1,012 個を産業廃棄物として処分させるものとなっていた。

(注) 3 会社 株式会社 NTT ファシリティーズ、東芝電機サービス株式会社、日立化成株式会社

(2) 廃棄物処理法等の概要

廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)等に従って処分等を行うこととなっている。廃棄物処理法によれば、事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、産業廃棄物管理票を交付するなどして、都道府県知事に報告書を提出しなければならないなどとされており、事業者は最

終処分に至るまでの過程を管理する必要がある。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長が発した「行政処分の指針について(通知)」(平成25年環廃産発第1303299号)によれば、廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものとされている。そして、廃棄物に該当しない有価物については、廃棄物処理法の適用を受けないこととなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、鉛蓄電池の交換作業等に係る役務契約について役務の内容が適切なものとなっているかなどに着眼して、内局が27、28両年度に締結した前記の3契約を対象として、内局において、契約書、仕様書、予定価格調書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

内局は、鉛蓄電池の交換作業等により発生する廃電池計1,012個について、有価物として売り払うのではなく、前記のとおり産業廃棄物として処分することとして、当該処分についても役務契約の内容に含めていた。その理由について、内局は、有価物として売り払うことについて検討した際に、廃電池の最終処分に至るまでの過程を報告すること(以下「処分報告」という。)を条件として買受人を探したところ、買受人が見つからなかったためとしていた。

しかし、有価物として廃電池を売り払う場合には、産業廃棄物として処分する場合と異なり、売払人が最終処分に至るまでの過程を管理することは法令等で求められておらず、売払い後に仮に当該廃電池から発生する不要物や当該廃電池自体が処分される際は、廃棄物処理法に従って行われることとなることから、内局が、売払いに当たって処分報告を条件とする必要はなかったと認められた。

現に、海上自衛隊横須賀、呉、佐世保各地方総監部は、27、28両年度に、庁舎の補修等により発生した廃電池について、処分報告を条件とすることなく、有価物として売り払っていた。

このように、鉛蓄電池の交換作業等により発生する廃電池について、有価物として売り払うことができるのに、産業廃棄物として費用を負担して処分していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた廃電池の処分に係る費用相当額等)

内局が、鉛蓄電池の交換作業等により発生する廃電池について、産業廃棄物として費用を負担して処分するのではなく、別途、有価物として売り払うことにしたとすると、前記の3契約において、廃電池計1,012個を処分する必要はなくなることから、前記の契約金額計4231万余円は、廃電池の処分に係る費用相当額計1218万余円の節減が図られるとともに、別途、売払いによる収入を得ることができたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、内局において、鉛蓄電池の交換作業等により発生する廃電池について、処分するか又は売り払うかの処理を決定するに当たり、売払いに係る取引

の実例や売払いの条件を十分検討していなかったり、経済的に実施することの重要性についての理解が十分でなかったりしていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、内局は、29年9月に、鉛蓄電池の交換作業等により発生する廃電池について、売払いの実施に必要な手順等を定めた要領等を整備し、同月に、関係部署に通知を発して、廃電池の処理を経済的に実施するよう処置を講じた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について

平成23年度決算検査報告 693 ページ参照
平成24年度決算検査報告 633 ページ参照
平成25年度決算検査報告 722 ページ参照
平成26年度決算検査報告 630 ページ参照
平成27年度決算検査報告 607 ページ参照

1 本院が表示した意見

防衛省は、自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち指定する区域(以下「補助対象区域」という。)内において、日本放送協会と放送の受信についての契約を締結した者に対して、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(以下「テレビ聴取障害」という。)の対策として、放送受信料のうち地上系放送分の半額相当額を補助している。しかし、補助対象区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(以下「指定基準」という。)を定めた際の根拠資料が残されておらず、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を適切に反映したものとなっているか不明となっている事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を反映させたものとなっているかを検証し、指定基準を見直すなどして、防衛施設周辺放送受信事業により補助金を交付する根拠について透明性を十分に確保するよう、防衛大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、防衛省内部部局、各地方防衛局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年度には指定基準の見直しなどに係る検討のための基礎的な資料を収集し整理するために文献調査等を実施し、25年度にはテレビ聴取障害の定義付けや指定基準の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、26年度には25年度の検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査を実施して、その結果について検討委員会において検証を行い、27年度には検討委員会において26年度までの調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行った。これまでの調査結果等を踏まえて、28年度には航空機騒音の実態を反映させた指定基準の改正の方向性を取りまとめた。そして、

29年度以降は、地元関係者に対して説明を行うなどした上で指定基準を制定し各地方防衛局等に対して周知するなどの所要の処置を講ずることとしている。

平成27年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国有財産台帳に記録する艦船の価格について

(平成27年度決算検査報告573ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

国有財産法(昭和23年法律第73号)等によれば、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額を集計して「国有財産増減及び現在額報告書」(以下「現在額報告書」という。)を作成し、財務大臣に送付することとされている。そして、防衛省では、同省内部部局が同省所管の国有財産に関する事務を総括しており、部局の長は、部局所属の国有財産について、取得等の異動があった場合には、直ちに、国有財産台帳に記録しなければならないこととなっている。また、海上自衛隊では、艦船取得時の国有財産台帳への記録は、造船会社から提出される生産明細書における国有財産の合計額を基に行うこととなっており、艦船に係る国有財産台帳の価格改定は、「国有財産台帳の価格改定に関する評価要領について」(平成3年海幕艦船第1720号。以下「海幕通知」という。)において定められている艦船の種別等ごとの耐用年数に対応する償却率を用いて算定した価格を価格改定後の国有財産台帳価格とすることとなっている。しかし、呉地方総監部において艦船取得時の価格を誤っていたり、横須賀、佐世保、舞鶴各地方総監部において誤った耐用年数に対応する償却率を用いていたいたりして、艦船に係る国有財産台帳価格が正確に記録されておらず、国有財産台帳、現在額報告書等が国有財産の増減等を正確に反映したものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、防衛大臣に対して平成28年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア 艦船に係る国有財産事務を担当する4地方総監部に対して、生産明細書の国有財産の合計額を艦船取得時の国有財産台帳価格とすること、また、海幕通知に示されている耐用年数に対応した償却率を用いて適正に価格改定を行うことなどにより、国有財産台帳に適正な台帳価格を記録させるとともに、現在額報告書の誤り訂正の報告を行うこと(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 艦船に係る国有財産台帳価格の記録に当たり、艦船取得時及び価格改定時の事務処理上の留意点等を明確にして、艦船に係る国有財産事務を担当する6地方総監部等に通知するなどして指導等を徹底するとともに、艦船に係る国有財産の事務担当者に対して、上記の通知等に即して周知徹底を図ること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 28年11月に、艦船に係る国有財産事務を担当する4地方総監部に対して、生産明細書の国有財産の合計額を艦船取得時の国有財産台帳価格とすること、また、海幕通知に示されている耐用年数に対応した償却率を用いて適正に価格改定を行うことなどにより国有財産台帳に適正な台帳価格を記録させるとともに、29年3月に現在額報告書の誤びゅう訂正の報告を行った。

イ 29年2月までに、艦船に係る国有財産台帳価格の記録に当たり、艦船取得時及び価格改定時の事務処理上の留意点等を明確にして、艦船に係る国有財産事務を担当する6地方総監部等に通知するなどして指導等を徹底するとともに、艦船に係る国有財産の事務担当者に対して、上記の通知等に即して周知徹底を図った。

(第2 内閣府(内閣府本府)、第7 文部科学省、第8 厚生労働省、第9 農林水産省、第10 経済産業省、第11 国土交通省、第13 防衛省)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(7) 東日本大震災からの復旧・復興事業に関連して発生した返納金等について誤って一般会計に納付させていた額等を財務省に報告するとともに、今後発生する返納金等について、適正な会計に納付させたり、所要の措置を適正に執らせたりするためのマニュアルを定めることなどにより、復旧・復興事業に充てられる費用等の財源が適時適切に確保されることとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)弁償及返納金 等
部 局 等	東日本大震災復興特別会計 (款)雑収入 (項)雑収入 等
返納金等の概要	<p>(1) 内閣府本府、8 都県</p> <p>(2) 文部科学本省、5 府県</p> <p>(3) 厚生労働本省、7 県</p> <p>(4) 林野庁本庁、水産庁、近畿農政局、関東森林管理局、5 道県</p> <p>(5) 3 経済産業局</p> <p>(6) 国土交通本省、5 地方整備局等、4 道県</p> <p>(7) 8 防衛局、2 防衛支局</p> <p>東日本大震災からの復旧・復興事業を実施した結果、国庫補助事業において概算払により交付した補助金額を事業の完了により確定した補助金額が下回った場合のその差額等の復旧・復興事業に関連して発生した返納を要する額を債務者から国庫に納付させるもの</p> <p>8 兆 2750 億余円(平成 24 年度～27 年度)</p>
一般会計における各府省主管の収納済歳入額の計	
復旧・復興事業に充てられる費用等の財源とする額を判断するために必要な所要の措置を執っていない額(ア)	<p>(1) 9 億 7791 万円(平成 24 年度～27 年度)</p> <p>(2) 3976 万円(平成 24 年度～27 年度)</p> <p>(3) 4126 万円(平成 24、25 両年度)</p> <p>(4) 42 億 7445 万円(平成 24 年度～27 年度)</p> <p>(6) 69 億 4606 万円(平成 24 年度～26 年度)</p> <p>(7) 3 万円(平成 26 年度)</p>
誤って一般会計に納付させていた額(イ)	<p>(2) 1 億 4894 万円(平成 24 年度～27 年度)</p> <p>(4) 9483 万円(平成 24 年度～27 年度)</p> <p>(6) 8 億 4832 万円(平成 24 年度～26 年度)</p> <p>(7) 1 億 6186 万円(平成 24 年度～26 年度)</p>
東日本大震災復興特別会計に繰り入れられるよう所要の措置を執っていない額(ウ)	<p>(4) 772 万円(平成 25、26 両年度)</p> <p>(5) 1834 万円(平成 24、27 両年度)</p> <p>(6) 7 億 0560 万円(平成 24、26 両年度)</p> <p>(7) 4776 万円(平成 24 年度～26 年度)</p>

(ア)、(イ)及びウの計	(1) 9億7791万円(平成24年度～27年度)
	(2) 1億8870万円(平成24年度～27年度)
	(3) 4126万円(平成24、25両年度)
	(4) 43億7700万円(平成24年度～27年度)
	(5) 1834万円(平成24、27両年度)
	(6) 84億9998万円(平成24年度～26年度)
	(7) 2億0965万円(平成24年度～26年度)
各府省の(ア)、(イ)及びウの額の計	143億1284万円(平成24年度～27年度)

(「東日本大震災復興特別会計に納付させるべき返納金等を誤って一般会計に納付させていて、会計法令に違反するなどしていたもの」(第7文部科学省140ページ)、「特会法改正法の規定に基づき東日本大震災復興特別会計に繰り入れられるべき返納金等について、返納金等の額等を財務省に報告するなどの所要の措置を執っていなかったもの」(第10経済産業省379ページ)、及び「東日本大震災復興特別会計に納付させるべき返納金等を誤って一般会計に納付させていて会計法令に違反するなどしていたり、特会法改正法の規定に基づき同特別会計に繰り入れられるべき返納金等について返納金等の額等を財務省に報告するなどの所要の措置を執っていなかったりしていたもの」(第9農林水産省308ページ、第11国土交通省417ページ、第13防衛省509ページ)参照)

1 東日本大震災からの復旧・復興事業に関連して発生した返納金等の概要等

(1) 東日本大震災からの復旧・復興事業に係る復旧・復興予算及びその財源

東日本大震災からの復旧・復興事業(以下「復旧・復興事業」という。)に係る復旧・復興予算は、平成23年度に、平成23年度一般会計補正予算(第1号)(以下「23年度第1次補正予算」という。)、平成23年度一般会計補正予算(第2号)(以下「23年度第2次補正予算」という。)、平成23年度一般会計補正予算(第3号)(以下「23年度第3次補正予算」という。)等において措置されている。また、24年度に、一般会計の歳入歳出と区分して、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために、復旧・復興事業に関する経理を明確にすることを目的として東日本大震災復興特別会計(以下「復興特会」という。)が設置されており、24年度以降の復旧・復興事業に係る予算は、復興特会に計上された予算において措置されている。

そして、復旧・復興事業に充てる費用の財源は、東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)に基づき定められた「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定。以下「復興基本方針」という。)において、23年度第1次補正予算及び23年度第2次補正予算における財源等に加えて、歳出の削減、国有財産の売却収入等により確保することとしている。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。以下「財源確保法」という。)において、復興特別税の収入のほか租税収入以外の収入等を活用して、財源を確保することとしている。

(2) 復旧・復興事業に関連して発生した返納金等の納付方法等の概要

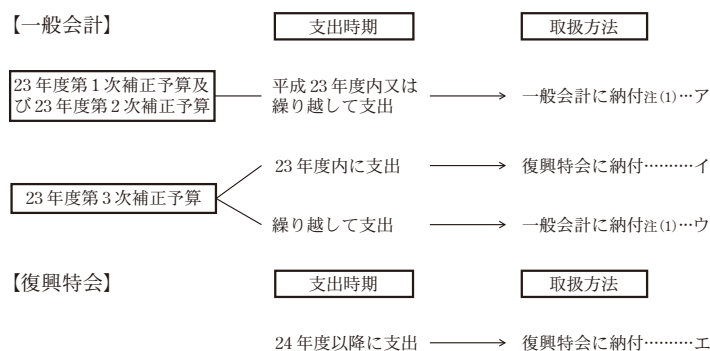
(注) 各府省は、復旧・復興事業を実施した結果、国庫補助事業において概算払により交付した補助金額を事業の完了により確定した補助金額が下回った場合のその差額等の復旧・復興事業に関連して発生した返納を要する額を債務者から国庫に納付させている(以下、復旧・復興事業に関連して発生して、国庫に納付させるものを「返納金等」という。)

(注) 各府省 内閣府(内閣府本府)、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、防衛各省

そして、各府省の長は、会計法(昭和22年法律第35号)等の規定に基づき、返納金等を国庫に納付させる際、その徴収に関する事務を各府省の職員に委任しているほか、必要に応じて、各府省の補助金の交付等に関連して発生する返納金等の徴収に関する事務を都道府県の職員に行わせている。

各府省は、返納金等について、復旧・復興事業に充てられる費用等の財源となるように、前記の復旧・復興予算ごとに次のとおり取り扱うこととなっている(図1参照)。

図1 返納金等の取扱方法



注(1) 各府省等は、返納金等の額等を記録して、これを復興庁を経由して財務省に報告する措置を執る必要がある。

注(2) 図中ア～エは、本文ア～エに対応している。

ア 23年度第1次補正予算及び23年度第2次補正予算に計上されて支出された経費に関連して発生した返納金等

復興基本方針によれば、前記のとおり、復旧・復興事業に充てる費用の財源は、23年度第1次補正予算及び23年度第2次補正予算における財源等により確保することとされており、23年度第1次補正予算及び23年度第2次補正予算に計上されて支出された経費に関連して発生した返納金等を国庫に納付させる場合、当該返納金等が一般会計の支出に関連して発生したものであることなどから、国は、一般会計に納付させている。そして、復興基本方針、財源確保法等で定める財源確保の趣旨に鑑み、財務省において返納金等の収納実績を把握して復旧・復興事業の費用等の財源に充てられる額を判断することが可能となるように、各府省等は、一般会計に納付させた返納金等の額、その原因となる歳出予算の区分等について記録して、これを復興庁を経由して財務省に報告する措置を執ることとなっている(以下、これらの記録及び報告を「所要の措置」という。)

イ 23年度第3次補正予算に計上されて23年度内に支出された経費に関連して発生した返納金等

特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第15号。以下「特会法改正法」という。)附則第3条の規定によれば、23年度第3次補正予算に計上された費用のうち財源確保法第69条第5項の規定により国会の議決を受けた復興施策に要する費用(以下「復興費用」という。)に関する権利義務は、翌年度以降に繰り越して使用することとされたものを除き復興特会に帰属することとされている。これにより、23年度第3次補正予算に計上されて23年度内に支出された経費に関連して発生した返納金等を国庫に納付させる場合、国は、復興特会に納付させることとなっている。

ウ 23年度第3次補正予算に計上されて翌年度に繰り越して支出された経費に関連して発生した返納金等

特会法改正法附則第5条第1項の規定によれば、23年度第3次補正予算に復興費用として計上されて翌年度に繰り越して支出された経費に関連して発生した返納金等を国庫に納付させる場合、国は、一般会計に納付させた後、その翌々年度までに復興特会に繰り入れることとされている。そして、当該返納金等が一般会計から復興特会に繰り入れられるよう、各府省等は、上記の返納金等について、所要の措置を執ることとなっている。

エ 復興特会に計上されて支出された経費に関連して発生した返納金等

国は、財政法(昭和22年法律第34号)第13条第2項の規定において、特定の歳入をもって特定の歳出に充てて一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合等に限り、法律をもって特別会計を設置するとされていること、また、前記のとおり、復興特会は、復旧・復興事業に関する経理を明確にすることを目的として設置されていることなどから、復興特会に計上されて支出された経費に関連して発生した返納金等を国庫に納付させる場合、当該返納金等を復興特会に納付させている。

また、返納金等が発生した場合、復旧・復興事業を実施する部局に所属する者は、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)等に基づき債権発生通知書を作成して、歳入徴収官に通知しなければならないこととなっている。そして、歳入徴収官は、債権発生通知書を基に納付させる会計名等を記載した納入告知書を作成して債務者に送付し、返納金等を納付させることなどとなっている。その際、債権発生通知書には、必ずしも返納金等が発生する原因となる支出に係る歳出予算や支出年度を記載することとされていないことから、歳入徴収官は、復旧・復興事業を実施する部局と連携するなどして、これらの内容を把握した上で適正な会計に納付させる必要がある。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、23年度第3次補正予算に計上されて23年度内に支出された経費に関連して発生した返納金等を誤って一般会計に納付させていた事態について、平成26年度決算検査報告及び平成27年度決算検査報告に不当事項として掲記した。そして、上記の事態を踏まえて、本院は、合规性、有効性等の観点から、返納金等について、各府省において所要の措置を執っているか、また、復興特会に納付させるべき返納金等はないかなどに着眼して、24年度から27年度までの一般会計における各府省主管の収納済歳入額計8兆2750億余円を対象として、各府省の本府省において、返納金等の国庫への納付等に関する書類を確認するなどして横断的に会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

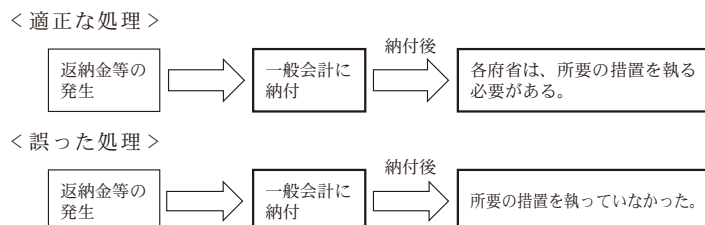
(1) 23年度第1次補正予算又は23年度第2次補正予算に関連して発生した返納金等について所要の措置を執っていないかった事態

6府省は、23年度第1次補正予算又は23年度第2次補正予算に計上されて支出された経費に関連して発生した返納金等計122億7950万余円について、一般会計に納付させた後、復興基本方針、財源確保法等で定める財源確保の趣旨に鑑みて、財務省において収納実績を把握して復旧・復興事業の費用等の財源に充てられる額を判断することが可能となるように、所要の措置を執る必要があったのに、これを行っていないかった(表1及び図2参照)。

表1 (1)の事態に係る府省別の返納金等の額 (単位：千円)

府省名	返納金等の額				計
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	
内閣府(内閣府本府)	286	262,422	304,227	410,980	977,918
文部科学省	194	2,336	34,111	3,118	39,761
厚生労働省	41,266	0	—	—	41,266
農林水産省	14,596	9,556	0	4,250,305	4,274,458
国土交通省	6,886,244	58,359	1,459	—	6,946,062
防衛省	—	—	39	—	39
計	6,942,589	332,675	339,838	4,664,404	12,279,506

図2 (1)の事態に係る各府省が執っていた返納金等の処理



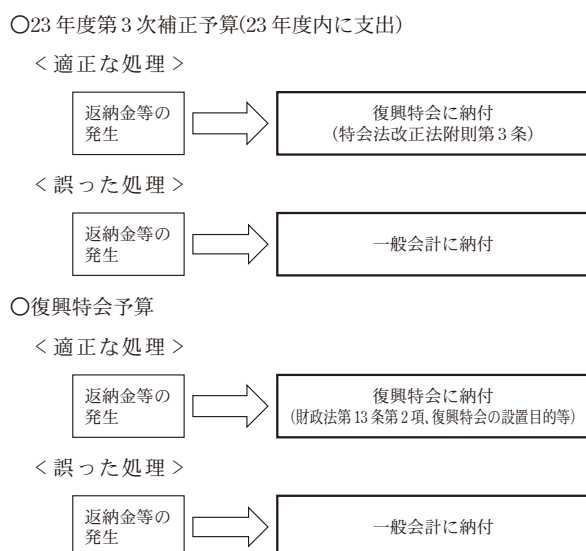
(2) 23年度第3次補正予算のうち23年度内に支出された経費及び復興特会から支出された経費に関連して発生した返納金等について、誤って一般会計に納付させていた事態

4省は、23年度第3次補正予算に計上されて23年度内に支出された経費に関連して発生した返納金等及び復興特会に計上されて支出された経費に関連して発生した返納金等計12億5397万余円について、特会法改正法附則第3条の規定に基づくなどして復興特会に納付させる必要があったのに、誤って一般会計に納付させていた(表2及び図3参照)。

表2 (2)の事態に係る府省別の返納金等の額 (単位：千円)

府省名	返納金等の額				計
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	
文部科学省	20,509	70,239	26,670	31,522	148,941
農林水産省	32,616	53,710	228	8,284	94,839
国土交通省	813,077	15,953	19,295	—	848,325
防衛省	11,278	38,966	111,623	—	161,868
計	877,482	178,870	157,817	39,806	1,253,976

図3 (2)の事態に係る各府省が執っていた返納金等の処理



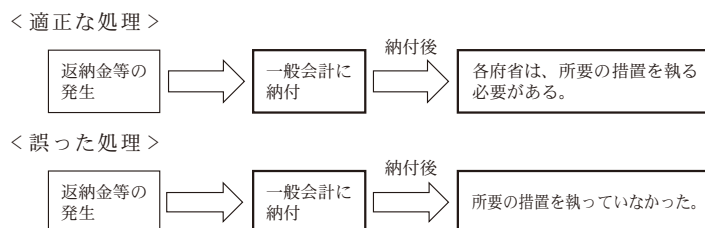
(3) 23年度第3次補正予算のうち翌年度に繰り越して支出された経費に関連して発生した返納金等について所要の措置を執っていなかった事態

4省は、23年度第3次補正予算に復興費用として計上されて翌年度に繰り越して支出された経費に関連して発生した返納金等計7億7944万余円について、一般会計に納付させた後、特会法改正法附則第5条第1項の規定に基づき復興特会に繰り入れられるよう所要の措置を執る必要があったのに、これを行っていなかった(表3及び図4参照)。

表3 (3)の事態に係る府省別の返納金等の額 (単位：千円)

府省名	返納金等の額				計
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	
農林水産省	—	1,321	6,403	—	7,724
経済産業省	4,074	—	—	14,269	18,343
国土交通省	704,134	—	1,473	—	705,607
防衛省	1,176	15,675	30,918	—	47,769
計	709,384	16,996	38,794	14,269	779,445

図4 (3)の事態に係る各府省が執っていた返納金等の処理



このように、返納金等について、各府省において、誤って一般会計に納付させていた事態及び復旧・復興事業に充てられる費用等の財源とする額を判断するために必要な所要の措置を執っていなかった事態は、特会法改正法の規定に違反するなどしており、また、上記の事態に加えて、特会法改正法の規定に基づき復興特会に繰り入れられるよう所要の措置を執っていなかった事態(1)から(3)までの事態に係る返納金等の額計143億1284万円は、復旧・復興事業に充てられる費用等の財源が適時適切に確保されないことになり、ひいては復興債

の償還の適切な管理に支障を来すおそれがあり適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、各府省において、返納金等を適正な会計に納付させたり、一般会計に納付させた返納金等について所要の措置を適正に執らせたりするためのチェック体制が十分整備されていなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、各府省は、29年9月までに、復旧・復興事業に関連して発生した返納金等について誤って一般会計に納付させていた額等を財務省に報告するとともに、今後発生する返納金等について、適正な会計に納付させたり、所要の措置を適正に執らせたりするためのマニュアルを定めて、事務連絡を発して歳入徴収官及び復旧・復興事業を実施する部局に周知徹底を図るなどの処置を講じた。

第3章
第1節
第2
内閣府(内閣府本府)
第7
文部科学省
第8
厚生労働省
第9
農林水産省
第10
経済産業省
第11
国土交通省
第13
防衛省

第2節 団体別の検査結果

第1 日本私立学校振興・共済事業団

不 当 事 項

補 助 金

- (317) 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの
(324)

科 目	(助成勘定)補助金経理 (項)交付補助金
部 局 等	日本私立学校振興・共済事業団
補助の根拠	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)
事業主体	8学校法人
補助の対象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額	21,727,961,000円(平成24年度～27年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	47,928,000円(平成24年度～27年度)

1 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等^(注)を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高めることを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

(注) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(2) 補助金の額の算定

事業団は、私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和52年文部大臣裁定)等に基づき、補助金の額を算定する資料(以下「算定資料」という。)として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料等を提出させている。

ア 申請年度の5月1日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料

イ 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出等に関する資料

そして、事業団は、算定資料に基づき、私立大学等経常費補助金配分基準(平成10年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定)に定める方法により、補助金の額を算定している。

(3) 一般補助

事業団は、次の①から③までの方法により、私立大学等における経常的経費に対する一般補助の額を算定している。

- ① 経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分して、経費区分ごとに専任教員等の数、専任職員数、学生数等に所定の補助単価を乗ずるなどして補助金の基準額を算定する。

そして、上記のうち専任教員等の数について、1週間の割当授業時間数が6時間以上であることが、算定対象となる要件の一つとなっている。ただし、専任教員等のうち助教及び助手については、当該割当授業時間数の要件はないが、申請年度の4月1日から3月31日までの間に育休等により勤務しない期間がある場合、5月1日現在で、その期間が休暇届等により6か月を超えると判断される者は、補助金の基準額の算定対象とすることができないこととなっている。また、専任職員については、校友会等の補助対象となる私立大学等とは別の組織等の職務に主として従事している者や調理師等の職務に従事している者は、補助金の基準額の算定対象とすることができないこととなっている。

- ② 各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案して、補助金の重点的な配分を行うために、収容定員に対する在籍学生数の割合、専任教員等の数に対する在籍学生数の割合、学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額の割合等に基づいて増減率を算定する。
- ③ ①で算定した経費区分ごとの基準額に②で算定した増減率を乗ずるなどの方法により得られた金額を合計して、一般補助の額とする。

(4) 特別補助

上記のほか、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付すること(以下「特別補助」という。)ができることとなっている。

特別補助の対象となる項目には「大型設備等運営支援」があり、これは、大学院等の機能高度化を促進するために、申請年度の維持費等(消耗品費、光熱水費、保守管理費等)の所要経費が100万円以上であることなどの一定の要件を満たす大型設備等を保有して研究活動を行っている私立大学等を対象として、当該大型設備等に係る維持費等の所要経費に応じて定められた額の増額を行うものである。

そして、事業団は、各学校法人から算定対象となる大型設備等の所要経費の見込額等を記載した算定資料を提出させて、特別補助の額を算定し、見込額に比べて実際の所要経費が減少した場合は、実績額を報告させて、特別補助の額の減額を行っている。

(5) 私立大学等改革総合支援事業の支援対象校に対する補助金の増額

平成25年度以降、事業団及び文部科学省は、教育の質的転換、地域発展、産業界・国内外の大学等との連携等の改革に取り組む私立大学等に対する支援を強化するために、私立大学等改革総合支援事業(以下「総合支援事業」という。)を実施している。

総合支援事業の実施に当たり、文部科学省は、各学校法人が改革の取組状況を記載して事業団に提出した私立大学等改革総合支援事業調査票(以下「総合支援事業調査票」という。)に基づき算定された点数により、支援対象校を選定している。そして、事業団は、提

出された総合支援事業調査票を基に、支援対象校として選定された私立大学等に係る一般補助の額の増額を行うとともに、特別補助による総合支援事業調査票の点数に応じて定められた額の増額を行っている。また、支援対象校に選定される総合支援事業調査票の点数には下限が定められており、下限点数を下回った場合は支援対象校に選定されず、一般補助及び特別補助共に総合支援事業に係る増額は行われぬ。

2 検査の結果

本院は、法規性等の観点から、一般補助における専任教員等の数や専任職員数は適切に算定されているか、特別補助の算定対象となる経費は適切に算定されているか、また、総合支援事業の支援対象校に対する補助金の増額は適切に行われているかなどに着眼して、事業団が24年度から27年度までに補助金を交付している648学校法人のうち26学校法人において、算定資料等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、8学校法人において、事業団に提出した算定資料に一般補助の算定対象とならない専任教員等や専任職員を含めたり、特別補助の算定対象とならない経費を含めたり、総合支援事業調査票に実態と異なる改革の取組状況を記載したりしていたのに、事業団は、これらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金計47,928,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、8学校法人が、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていなかったりしているのに、事業団において、これらの学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

学校法人武蔵野大学は、一般補助において、事業団に提出した算定資料に、武蔵野大学における平成25、26、27各年度の算定対象の専任職員数について、校友会等の補助対象となる私立大学等とは別の組織等の職務に主として従事している者であることから算定対象とならない職員を、それぞれ、1名、1名、2名含めて計上していた。

また、特別補助において、同学校法人は、事業団に提出した算定資料に、同大学における27年度の大型設備等運営支援に係る4設備の維持費等の所要経費に関して、実際には、使用しておらず、所要経費が発生していない1設備について、誤って他の設備に係る所要経費を算定対象として計上していた。

さらに、総合支援事業において、同学校法人は、27年度の同大学に係る総合支援事業調査票の提出に当たり、少なくとも、学長又は副学長若しくは理事に相当する職、全学部長等を構成員として含むこととされている国際化推進のための全学的な体制の整備、並びに国際化の企画及び実施を担う常設の担当部署の整備について、「いずれも整備している」と記載していたが、実際に整備した国際化の推進のための全学的な体制には、いずれの学部長も含まれておらず、総合支援事業調査票の点数が過大となっていた。

したがって、25、26、27各年度において、一般補助の算定対象とならない職員を除外し、また、27年度において、特別補助の算定対象とならない他の設備に係る所要経費を除外するとともに、27年度の適正な総合支援事業調査票の点数に基づいて算定すると、適正な補助金の額は、25年度926,096,000円、26年度984,202,000円、27年度1,009,323,000円となり、それぞれ、845,000円、759,000円、3,034,000円、計4,638,000円が過大に交付されていた。

<事例2>

学校法人花園学園は、総合支援事業において、平成27年度の花園大学に係る総合支援事業調査票の提出に当たり、学修時間の実態の把握、集計及び分析の組織的な実施について、「一部の学部等又は一つの学年のみについて行っている」と記載していたが、実際には学修時間の実態の集計及び分析を組織的に行っておらず、総合支援事業調査票の点数が過大となっていた。また、学内の教育改革に取り組む教員又は組織(学部等)を財政的に支援するためにあらかじめ別枠で確保され、学内における公募による自由競争によって配分されることを要件とする予算について、「設けている」と記載していたが、同大学が設けていた予算は学内の教育改革等に取り組む部署全体の予算であり、要件を満たしておらず、総合支援事業調査票の点数が過大となっていた。

したがって、適正な総合支援事業調査票の点数を算定すると、下限点数を下回り、総合支援事業の支援対象校に選定されず、一般補助及び特別補助共に総合支援事業に係る増額は行われなことから、適正な補助金の額は、194,804,000円となり、16,363,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額 千円	不当と認める 補助金額 千円	摘 要
(317) 学校法人国際医療福祉大学 (栃木県大田原市)	26	1,115,240	1,000	総合支援事業において総合支援事業調査票に実態と異なる改革の取組状況を記載していたもの (国際医療福祉大学)
	27	1,230,049	2,000	
	小計	2,345,289	3,000	
(318) 学校法人國學院大學 (東京都渋谷区)	26	650,098	1,000	同 (國學院大學)
(319) 学校法人昭和大学 (東京都品川区)	26	5,115,718	1,000	一般補助において算定対象とならない専任職員が含まれていたものなど (昭和大学)
	27	5,167,166	11,667	
	小計	10,282,884	12,667	
(320) 学校法人武蔵野大学 (東京都江東区)	25	926,941	845	一般補助において算定対象とならない専任職員が含まれていたもの、特別補助において算定対象とならない経費が含まれていたものなど (武蔵野大学)
	26	984,961	759	
	27	1,012,357	3,034	
	小計	2,924,259	4,638	
(321) 学校法人明治薬科大学 (東京都清瀬市)	26	383,913	1,000	総合支援事業において総合支援事業調査票に実態と異なる改革の取組状況を記載していたもの (明治薬科大学)
(322) 学校法人花園学園 (京都市)	27	211,167	16,363	総合支援事業において総合支援事業調査票に実態と異なる改革の取組状況を記載していたため支援対象校に選定されないもの (花園大学)
(323) 学校法人兵庫医科大学 (兵庫県西宮市)	24	1,972,930	6,486	特別補助において算定対象とならない経費が含まれていたものなど (兵庫医科大学)
	27	2,121,195	1,000	
	小計	4,094,125	7,486	
(324) 学校法人村崎学園 (徳島県徳島市)	27	836,226	1,774	一般補助において算定対象とならない専任教員等が含まれていたもの (徳島文理大学)
(317)-(324)の計		21,727,961	47,928	

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

私立大学等経常費補助金(大型設備等運営支援に係る特別補助)について、大型設備等を使用して得ている収入を所要経費の算定に当たり考慮することにより、その交付額の算定が適正なものとなるよう改善させたもの

科 目	(助成勘定)補助金経理	(項)交付補助金
部 局 等	日本私立学校振興・共済事業団	
補助の根拠	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)	
私立大学等経常費補助金(大型設備等運営支援に係る特別補助)の概要	大学院等の機能の高度化を促進するために、一定の要件を満たす大型設備等を保有し、研究活動を行っている私立大学等に対して私立大学等経常費補助金を増額するもの	
上記特別補助の補助金が交付されていた私立大学等に係る学校法人数及び補助金交付額	125 学校法人	21 億 0359 万余円(平成 26、27 両年度)
上記のうち検査の対象とした私立大学等に係る学校法人数及び補助金交付額(1)	19 学校法人	8 億 4819 万余円
(1)のうち大型設備等を受託研究等に使用して得ている収入を考慮することなく所要経費を算定していた私立大学等に係る学校法人数及び補助金交付額	3 学校法人	342 万円(背景金額)
(1)のうち大型設備等を附属病院において診療に使用して得ている収入を考慮することなく所要経費を算定していた私立大学等に係る学校法人数及び補助金交付額	7 学校法人	4 億 7341 万円(背景金額)

1 補助金の概要

(1) 私立大学等経常費補助金の概要

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、国の補助金を財源として、私立の大学、短期大学及び高等専門学校(以下「私立大学等」という。)を設置する学校法人に対して、私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高

めることを目的として、私立大学等における教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。そして、経常的経費のうち教育研究経常費については、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、補助金を増額して交付すること(以下「特別補助」という。)ができることとなっている。

事業団は、私立大学等経常費補助金取扱要領(平成10年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定)に基づいて定めた私立大学等経常費補助金配分基準(平成10年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定。以下「配分基準」という。)において、特別補助の対象及び算定方法を示している。

また、事業団は、同要領において私立大学等が事業団へ提出することとなっている資料として、特別補助の算定の基礎となる調査票の様式を定めており、その作成上の留意点等を記載した記入要領等(以下「記入要領等」という。)と併せて学校法人に示している。

(2) 大型設備等運営支援等に係る特別補助

事業団は、配分基準等に基づき、大学院等の機能の高度化を促進するために、特別補助の項目のうち、研究施設運営支援、戦略的研究基盤形成支援、大学間連携等による共同研究(以下、これらを合わせて「研究施設運営支援等」という。)及び大型設備等運営支援という四つの項目等において、研究活動等に伴い発生した経費(以下「所要経費」という。)に応じて定めるなどした額の補助金を交付している。

上記のうち大型設備等運営支援については、1個又は1組の購入価格等が3000万円以上であり、かつ、当該年度の維持費等(消耗品費、光熱水費、保守管理費等)の所要経費が、私立大学の場合は100万円以上であるなどの要件を満たす大型設備等を保有し、研究活動を行っている私立大学等を特別補助の対象とすることとなっている(以下、この特別補助に係る補助金を「大型設備等補助金」という)。

平成26、27両年度における大型設備等補助金の交付額は、125学校法人134私立大学等に対し計21億0359万余円に上っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、大型設備等補助金の算定の基礎となる維持費等の所要経費が適切に算定されているかなどに着眼して、事業団が26、27両年度に交付していた19学校法人^(注1)20私立大学等^(注2)における206設備に係る大型設備等補助金計8億4819万余円を対象として、事業団において大型設備等補助金の算定資料を確認したり、19学校法人において、事業団に提出した算定資料の根拠資料等を確認したりなどして会計実地検査を行った。

(注1) 19学校法人 国際医療福祉大学、獨協学園、北里研究所、杏林学園、昭和大学、日本工業大学、日本体育大学、武蔵野大学、明治薬科大学、総持学園、金沢医科大学、北陸大学、愛知医科大学、龍谷大学、関西大学、兵庫医科大学、加計学園、四国大学、村崎学園

(注2) 20私立大学等 国際医療福祉大学、獨協医科大学、北里大学、杏林大学、昭和大学、日本工業大学、日本体育大学、武蔵野大学、明治薬科大学、鶴見大学、金沢医科大

学、北陸大学、愛知医科大学、龍谷大学、関西大学、兵庫医科大学、岡山理科大学、倉敷芸術科学大学、四国大学短期大学部、徳島文理大学

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 受託研究等に使用して発生した収入

3 学校法人^(注3) 3 私立大学等^(注4)は、生体分子イメージングシステム等の3 設備について支出した維持費等計 947 万余円を大型設備等運営支援の所要経費として、大型設備等補助金計 342 万余円の交付を受けていた。一方、3 学校法人は、民間企業から委託を受けて、次世代商品の基盤となる技術開発のための研究等を行う際にも上記の3 設備を使用しており、26、27 両年度に、計 524 万円の受託収入を得ていた。こうした民間企業等からの受託研究等においても設備の使用に伴い所要経費が発生していることを踏まえると、大型設備等運営支援に係る維持費等の所要経費の算定に当たり、受託収入を考慮していないことは適切ではないと認められた。

(注3) 3 学校法人 日本工業大学、四国大学、村崎学園

(注4) 3 私立大学等 日本工業大学、四国大学短期大学部、徳島文理大学

(2) 附属病院において診療に使用して発生した収入

7 学校法人^(注5) 7 私立大学^(注6)は、コンピューター断層撮影装置等の52 設備について支出した維持費等計 10 億 5784 万円を大型設備等運営支援の所要経費として、大型設備等補助金計 4 億 7341 万余円の交付を受けていた。一方、7 学校法人は、当該52 設備を附属病院に設置して診療にも使用していた。そこで、7 学校法人が52 設備の使用により26、27 両年度に得ていた収入額を当該52 設備に係る保険請求件数等を基に試算すると計 34 億 7183 万余円となった。

上記の52 設備は、附属病院において広く診療に使用され、学校法人では診療報酬点数等を基に算定される収入を得ている。診療報酬点数は、保険医療機関における機器の維持費等を含めた保険診療に必要な費用を、全体として賄えるように設定されていることを踏まえると、大型設備等運営支援に係る維持費等の所要経費の算定に当たり、この収入を考慮していないことは適切ではないと認められた。

(注5) 7 学校法人 獨協学園、北里研究所、杏林学園、昭和大学、金沢医科大学、愛知医科大学、兵庫医科大学

(注6) 7 私立大学 獨協医科大学、北里大学、杏林大学、昭和大学、金沢医科大学、愛知医科大学、兵庫医科大学

このように、学校法人は、民間企業による自社の研究開発のための受託研究等及び附属病院における診療に大型設備等を使用することに伴い所要経費が発生しているところ、受託収入及び診療による収入を得ているのに、大型設備等運営支援に係る維持費等の所要経費の算定に当たり、これらの収入を考慮していないことは適切ではないと認められた。現に、事業団は、研究施設運営支援等の特別補助における補助金について、研究活動等に伴い発生した経費に対する補助であることから、当該研究活動等の遂行に当たり収入が発生した場合、補助金交付額の算定の基礎となる所要経費からこの収入を除外する仕組みとしていた。

したがって、大型設備等運営支援において、学校法人が受託研究等や附属病院における診療に大型設備等を使用して得ている収入を考慮することなく、支出した維持費等を全て所要

経費とし、これにより算定した大型設備等補助金の交付を受けていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業団において、所要経費の算定に当たり、学校法人が大型設備等を使用して得ている収入を考慮する必要性の検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、事業団は、学校法人が大型設備等を使用して得る収入を考慮する必要性の検討を行い、29年9月に、大型設備等補助金の交付額の算定に当たり、維持費等の所要経費から大型設備等を使用して得ている収入のうちの当該大型設備等の維持費等に係る金額を除外するなど具体的な所要経費の取扱いを定め、記入要領等を改定し各学校法人に周知して、29年度の事業から適用する処置を講じた。

平成27年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

私立大学等経常費補助金の社会人の組織的な受入れに係る特別補助の取扱いについて

(平成27年度決算検査報告619ページ参照)

1 本院が表示した意見

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、私立大学等を設置する学校法人に対して、私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)を交付しており、私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興等のために特に必要があると認めるときは、補助金を増額して交付すること(以下「特別補助」という。)ができることとなっている。そして、事業団は、大学における社会人の受入れを促進するために、社会人の就学を促進する取組を実施している私立大学等を設置する学校法人に対して、社会人の組織的な受入れに係る特別補助を行っている(以下、この特別補助の補助金を「社会人受入れ補助金」という。)。しかし、社会人受入れ補助金の算定対象となる社会人学生について、就業している者であることなどの要件は設けられておらず、当該年度の4月1日現在で25歳以上の者で、永続的に日本に生活拠点を置かず一時的な滞在を予定している外国人留学生を除くこと(以下「25歳以上要件」という。)のみが要件となっているため、出産、育児、就職等やむを得ない理由がないのに卒業に必要な単位を取得できず修業年限を超えて在籍した結果、25歳以上要件を満たすこととなった学生(以下「修業年限を超えた学生」という。)が算定対象に含まれていたり、研究科に在籍する学生のうち25歳以上要件を満たす者が一律に算定対象に含まれていたりしている事態が見受けられた。

したがって、事業団において、社会人受入れ補助金の算定対象に、修業年限を超えた学生を含めたり、研究科に在籍する学生のうち25歳以上要件を満たす者を一律に含めたりすることにならないようにその要件等を見直すことにより、社会人受入れ補助金が社会人受入れを促進する意義等を踏まえた効率的、効果的なものとなるよう、日本私立学校振興・共済事業団理事長に対して平成28年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、事業団において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、事業団は、本院指摘の趣旨に沿い、29年度からの社会人受入れ補助金の算定対象について、学部等に関しては、修業年限を超えた学生を含めることとならないよう、補助対象年度の25歳以上の入学者等に、また、研究科に関しては、研究科に在籍する学生のうち25歳以上要件を満たす者を一律に含めることとならないよう、文部科学省が実施している学校基本調査における社会人の定義^(注)に該当する補助対象年度の入学者に、要件等をそれぞれ変更するなどして、29年5月に各学校法人に対して事務連絡を発して周知するなどの処置を講じていた。

(注) 社会人の定義 ①職に就いている者、②給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者又は③主婦・主夫のいずれかに該当する者であること

第2 日本中央競馬会

不 当 事 項

そ の 他

(325) 非課税の適用を受けることができる固定資産について、固定資産税及び都市計画税を過大に納付していたもの

科 目	一般勘定 (項)業務管理費
部 局 等	日本中央競馬会競走馬総合研究所
税 の 名 称	固定資産税、都市計画税
税 の 概 要	栃木県宇都宮市に所在する日本中央競馬会競走馬総合研究所が管理する土地、建物等に対し、地方税法(昭和25年法律第226号)等に基づき、同市から賦課された固定資産税及び都市計画税
納 付 先	栃木県宇都宮市
固定資産税等の納付額	560,207,400円(平成23年度～28年度)
過大に納付していた固定資産税等の額	21,139,900円(平成23年度～28年度)

1 固定資産税等の納付等の概要

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)の本部附属機関である競走馬総合研究所(以下「総合研究所」という。)は、平成27年12月まで庁舎として使用するなどしていた栃木県宇都宮市(以下「市」という。)に所在する競馬会所有の土地、建物等(以下「旧庁舎等資産」という。)を管理(29年1月23日以降は競馬会の本部附属機関である馬事公苑が管理)しており、12年4月以降、旧庁舎等資産の一部である土地9,784.00㎡及び建物床面積4,976.48㎡を、日本中央競馬会不動産貸付基準(昭和50年理事長達第9号)に基づき、公益財団法人競走馬理化学研究所(23年5月31日以前は財団法人競走馬理化学研究所。以下「競理研」という。)に貸し付けている。

地方税法(昭和25年法律第226号)等によれば、固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)は、固定資産の所在する市町村が当該固定資産の所有者に対して課することとされているが、公益財団法人等で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接研究の用に供する固定資産については、公益財団法人等が固定資産の所有者から当該固定資産を有料で借り受けて使用する場合を除き、固定資産税等を課することができないとされている。

そして、市の条例によれば、上記固定資産税等の非課税の適用を受けようとする固定資産の所有者は、所定の事項を記載した申告書(以下「非課税申告書」という。)を市長に提出しなければならないとされており、公益財団法人等に無料で貸し付けて使用させている場合は、これを証明する書面を非課税申告書に添付しなければならないとされている。

総合研究所は、市からの納税通知書に従って、23年度から28年度までの間に、旧庁

舎等資産に係る固定資産税等について、23年度96,332,450円、24年度93,860,250円、25年度93,156,250円、26年度92,648,450円、27年度92,001,100円、28年度92,208,900円、計560,207,400円を納付している。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、非課税の適用を受けることができる固定資産が含まれていないかなどに着眼して、総合研究所において、関係書類が保存されていた23年度以降に固定資産税等の課税対象とされた固定資産を対象として、固定資産税等の納税通知書、課税資産明細書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

総合研究所は、前記の貸し付けている土地及び建物の一部(土地6,391.18㎡、建物床面積3,250.77㎡)を競理研に無償で貸し付けている。

競理研は、競走馬の薬物検査等に係る検査業務のほか、家畜、農畜産物等に係る理化学的な研究等の研究業務を行っている公益財団法人であり、競理研は総合研究所から借り受けた土地及び建物の一部(23年度及び24年度は土地3,326.56㎡、建物床面積1,669.32㎡、25年度から28年度までは土地2,446.00㎡、建物床面積1,223.24㎡)を研究業務に使用している。

このため、これらの固定資産は、地方税法に定める公益財団法人等で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接研究の用に供する固定資産に該当し、固定資産税等の非課税の適用を受けることができたとは認められた。

しかし、総合研究所は、これらの固定資産について、非課税の適用を受けるための非課税申告書等を市に提出していなかった。

したがって、前記の市に納付した固定資産税等の課税対象とされた固定資産から非課税の適用を受けることができた固定資産を除いて固定資産税等の額を計算すると、23年度から28年度までの固定資産税等の額は、それぞれ、23年度91,710,850円、24年度89,597,450円、25年度90,065,450円、26年度89,579,650円、27年度88,947,200円、28年度89,166,900円、計539,067,500円となり、前記の納付した固定資産税等の額と比べて23年度4,621,600円、24年度4,262,800円、25年度3,090,800円、26年度3,068,800円、27年度3,053,900円、28年度3,042,000円、計21,139,900円が過大となっていて、不当と認められる。

なお、29年度の固定資産税等の納付に当たり、総合研究所は、本院の指摘を受けて、非課税の適用を受けることができる固定資産について、非課税申告書等を市に提出して非課税の適用を受けている。

このような事態が生じていたのは、総合研究所において、固定資産税等の非課税の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

土地、建物等の貸付けに当たり、貸付資産の使用実態を反映することにより、適切な貸付料の算定を行うよう改善させたもの

科	目	一般勘定 (項) 事業外収入
部	局 等	日本中央競馬会本部、競走馬総合研究所

貸付けの概要	土地、建物等を公益法人等に貸し付けるもの
貸付料	1億7238万余円(平成23事業年度～28事業年度)
貸付資産の使用実態を反映した場合の貸付料	1億9731万余円(平成23事業年度～28事業年度)
更に徴収することができた貸付料	2493万円(平成23事業年度～28事業年度)

1 貸付資産の概要等

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)は、日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号)等に基づき、中央競馬の開催等の業務を行っており、業務に必要であるとして取得した土地、建物等の資産を所有している。そして、競馬会は、日本中央競馬会不動産貸付基準(昭和50年理事長達第9号。以下「不動産貸付基準」という。)等に基づき、公共性又は公益性のある団体等(以下「公益法人等」という。)に対して、これら資産の一部を賃貸借契約により有償で又は使用貸借契約により無償で貸し付けている。

不動産貸付基準等によれば、土地、建物等の貸付料の年額は、当該土地、建物等に係る固定資産課税台帳登録価格等に貸付料率を乗ずるなどして得た額とするが、公益法人等が公共又は公益の目的のために使用するなどの場合であって理事長が適当と認めるときなどには無償とするとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、競馬会が貸し付けている土地、建物等の資産(以下「貸付資産」という。)に係る貸付料の算定は貸付資産の使用実態を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して、競馬会本部、3競馬場及び2本部附属機関^(注1)において、平成23事業年度から28事業年度までの間に9公益法人等^(注2)との間で締結している賃貸借契約(24件、貸付料計2億0275万余円)及び7公益法人等^(注3)との間で締結している使用貸借契約(20件)を対象として、契約書、貸付資産の図面等の関係書類を確認するとともに、現地に赴き契約の相手方の使用実態等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 3競馬場及び2本部附属機関 函館、新潟、東京各競馬場、競走馬総合研究所、美浦トレーニング・センター

(注2) 9公益法人等 一般社団法人函館馬主協会、一般社団法人東京馬主協会、一般社団法人日本調教師会、一般社団法人新潟馬主協会、公益財団法人競走馬理化学研究所、公益財団法人競馬保安協会、公益社団法人日本軽種馬協会、公益社団法人競走馬育成協会、一般財団法人競馬共助会

(注3) 7公益法人等 一般社団法人函館馬主協会、一般社団法人東京馬主協会、一般社団法人日本調教師会、一般社団法人新潟馬主協会、公益財団法人競走馬理化学研究所、公益財団法人競馬保安協会、一般財団法人競馬共助会

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

競馬会の本部附属機関である競走馬総合研究所(以下「総合研究所」という。)が27年12月

まで庁舎として使用するなどしていた栃木県宇都宮市に所在する土地、建物等は、総合研究所の移転等に伴い29年1月22日までは総合研究所が、それ以降は競馬会の本部附属機関である馬事公苑が管理してきた。

そして、総合研究所又は馬事公苑は、12年4月以降、それぞれが管理する土地や建物等の一部(土地9,784.00㎡、建物床面積4,976.48㎡等)を公益財団法人競走馬理化学研究所(23年5月31日以前は財団法人競走馬理化学研究所。以下「競理研」という。)に賃貸借契約及び使用貸借契約を締結して貸し付けている。

総合研究所は、貸付けを開始した12年4月当時の競理研における建物の使用内容に応じて、建物については、家畜及び農畜産物等に係る理化学的な研究等の研究業務で使用する部分(床面積3,250.77㎡)は公益目的に相当するとして使用貸借契約により無償で貸し付けることとし、これ以外の業務である競走馬の薬物検査等に係る検査業務で使用する部分(床面積1,725.71㎡)は賃貸借契約により有償で貸し付けることとしていた。そして、総合研究所は、土地、建物等の貸付資産の貸付料について、貸し付けた建物の総床面積に対する有償で貸し付けるとした部分の床面積の比率をそれぞれの資産の固定資産課税台帳登録価格等に乗ずるなどして算定しており、23事業年度から28事業年度までの間に、競理研から計1億7238万余円の貸付料を徴収していた。

しかし、貸し付けた建物の実際の使用状況等を確認したところ、競理研では、近年、競走馬の薬物検査の種類及び件数が増加してきていることなどから、従来研究業務で使用していた部分の一部を検査業務で使用してきており、検査業務で使用する部分の床面積は貸付けを開始した12年4月当時に比べて、21年12月に23.29㎡、24年9月には更に297.74㎡増加するなどしていたが、総合研究所は、貸付料を見直していなかった。

このように、総合研究所において、貸付資産の使用実態が変更されていたのに貸付料を見直していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(更に徴収することができた貸付料)

23事業年度から28事業年度までの賃貸借契約について、貸付資産の使用実態により貸付料を算定すると計1億9731万余円となり、徴収した貸付料計1億7238万余円との差額2493万余円が更に徴収できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、競馬会において、貸付資産の使用実態を貸付先の公益法人等から報告を受けるなどして把握した上でこれを反映して貸付料の算定を行うこととしていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、競馬会は、29年9月に、競馬会の競馬場、本部附属機関等に対して通知を発して、貸付先の公益法人等において貸付資産の使用実態を変更する場合には、競馬会に契約変更をするための協議を申し入れることなどを賃貸借契約書及び使用貸借契約書に規定することなどにより、貸付資産の使用実態を把握した上でこれを反映して適切な貸付料の算定を行うこととする処置を講じた。また、馬事公苑は、同通知を受け、同月に賃貸借契約及び使用貸借契約を変更して、貸付資産の使用実態を反映した貸付料を徴収する処置を講じた。

第3 東日本高速道路株式会社、第4 中日本高速道路株式会社、第5 西日本高速道路株式会社、第6 本州四国連絡高速道路株式会社、第7 首都高速道路株式会社、第8 阪神高速道路株式会社

平成27年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)-(6) 大口・多頻度割引制度における道路法令違反者に対する割引停止措置等の見直しについて

(平成27年度決算検査報告633ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社(以下、これらの3会社を総称して「東日本等3会社」という。)、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社(以下、これらの6会社を総称して「高速道路6会社」という。))は、高速道路の大口・多頻度利用者を対象にETC(有料道路自動料金収受システム)の利用を前提とした大口・多頻度割引制度を実施している。そして、高速道路6会社は、高速道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するために、道路管理者(国土交通省等)の権限を代行する独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの要請により、道路法(昭和27年法律第180号)の規定に違反して総重量等が車両制限令(昭和36年政令第265号)で定める最高限度を超えるなど、道路法令に違反して通行している車両の通行の禁止又は制限のために必要な措置等を講じている。また、高速道路の通行者の中には、大口・多頻度割引の利益を享受する一方で、道路法令違反により道路橋等の構造物の劣化、重大事故等を引き起こすなどして高速道路6会社に対して劣化対策及び安全対策に係る費用負担を増大させるなどの不利益を与えている者(以下「道路法令違反者」という。)が多数存在していることから、東日本等3会社は、交通管理部門及び料金徴収部門が連携して割引停止措置等を実施しており、さらに、高速道路6会社は、平成28年10月から新たに、割引停止措置等について統一的な運用を実施している。しかし、総重量等の違反の程度に応じた違反点数が付与されていない軸重(車両の重量がそれぞれの車軸に掛かる荷重)超過等の違反や道路法の規定に係る行政処分の発出基準(以下「措置命令発出基準」という。)未満の違反等を繰り返している道路法令違反者に対して割引停止措置等が実施されておらず、道路法令違反者に対する割引停止措置等の適用要件等が道路構造物の保全、道路法令違反の抑止等に十分実効性のあるものとはなっていないと認められ、高速道路6会社が、大口・多頻度割引の利益を享受する道路法令違反者から道路構造物の劣化等の不利益を受け続けていたり、道路法令違反者に係る割引適用状況に係る情報の共有が各会社間及び各部門間で十分に図られていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、高速道路6会社において、大型車交通の急激な増加等の社会情勢の変化、軸重を自動的に計測する自動軸重計等の整備状況及びこれら機器による取締りの実施状況を考慮し、割引停止措置等に係る更なる強化策として、違反点数が付与されていない軸重超過等の違反や措置命令発出基準未満の違反等に係る道路法令違反者に対しても割引停止措置等を適用するなどのため、利用約款、営業規則、マニュアル等における違反点数の付与・累計方法等適用要件の見直しを適切に行ったり、高速道路6会社間及び各部門間において、道路法

令違反者に係る違反履歴情報及び割引適用情報の共有が適切に行われるような体制を整備したりするよう、高速道路6会社の代表取締役社長に対して28年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、高速道路6会社の本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、高速道路6会社は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 割引停止措置等に係る更なる強化策として、利用約款等を改正し、当該改正を踏まえて「車両制限令違反者情報の集計及び大口・多頻度割引制度における割引停止措置等の実施マニュアル」(以下「新マニュアル」という。)を制定するなどして、29年4月から、軸重超過等の違反や措置命令発出基準未満の違反に対しても違反点数を付与することとした上で違反点数の累計期間を四半期から2年に延長して、違反点数に係る従来の付与・累計方法では30点未満となる違反を繰り返す道路法令違反者に対しても累計期間中の違反点数に応じて割引停止措置等を適用することとしたり、道路法令違反を理由とする告発について、その事実をもって割引停止措置等を適用することとしたりするなど適用要件の見直しを行った。
- イ 高速道路6会社間で新マニュアル等に基づき割引停止措置等の適用に必要な道路法令違反者に係る違反履歴情報を集約して一元的に管理し、違反履歴情報の共有が適切に行えるよう体制を整備するとともに、交通管理部門と料金徴収部門間において違反履歴情報及び割引適用情報の共有が適切に行われるよう高速道路6会社においてその体制を整備した。

(第3 東日本高速道路株式会社、第4 中日本高速道路株式会社、第7 首都高速道路株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(3) 高速道路に係る維持・保全業務の子会社への委託に当たり、子会社において実際に要する材料費を契約単価に反映させ、子会社に支払う業務費を維持・保全業務の実施に要する費用の実態に見合ったものとする事により、高速道路3会社の管理費の縮減が図られるよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 首都高速道路株式会社
科目	(1)~(3) 仕掛道路資産、管理費用
部局等	(1) 本社、4支社 (2) 本社、4支社 (3) 本社、3局
契約の概要	高速道路の事故復旧、土木構造物等に係る補修等及び土木構造物・機械設備等の点検作業等の業務を委託して実施させるもの
契約件数及び契約金額	(1) 44件 2315億8027万余円(平成27、28両年度) (2) 156件 1615億6217万余円(平成27、28両年度) (3) 10件 388億8715万余円(平成27年度)
3会社との契約単価における材料費よりも安価に購入するなどしていた子会社に対して契約単価に基づき支払った材料費	(1) 87億0635万円(背景金額)(平成27、28両年度) (2) 5億1466万円(背景金額)(平成27、28両年度) (3) 16億7688万円(背景金額)(平成27年度)

1 高速道路事業等の概要

(1) 高速道路事業の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。))及び首都高速道路株式会社(以下「首都会社」という。以下、これらの会社を総称して「3会社」という。)は、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕、保全点検等(以下、これらを合わせて「高速道路事業」という。)を行っている。そして、3会社は、高速道路事業のうち、事故復旧、雪氷対策、土木構造物等に係る補修等を行う維持修繕業務及び土木構造物・機械設備等の点検作業等を行う保全点検業務(以下、これらを合わせて「維持・保全業務」という。)を、3会社のそれぞれの連結子会社(以下「子会社」という。)である21子会社(表参照)に委託して実施させている。

表 3 会社が維持修繕業務及び保全点検業務を委託している子会社

会社名	委託業務の内容	子会社名
東会社	維持修繕業務	(株)ネクスコ・メンテナンス北海道 (株)ネクスコ・メンテナンス東北 (株)ネクスコ・メンテナンス関東 (株)ネクスコ・メンテナンス新潟
	保全点検業務	(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道 (株)ネクスコ・エンジニアリング東北 (株)ネクスコ東日本エンジニアリング (株)ネクスコ・エンジニアリング新潟
中会社	維持修繕業務	中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株) 中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株) 中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株) 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)
	保全点検業務	中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株) 中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)
首都会社	維持修繕業務	首都高メンテナンス西東京(株) 首都高メンテナンス東東京(株) 首都高メンテナンス神奈川(株)
	維持修繕業務及び 保全点検業務	首都高電気メンテナンス(株) 首都高ETCメンテナンス(株) 首都高機械メンテナンス(株)
	保全点検業務	首都高技術(株)

(2) 高速道路会社が機構に対して支払う貸付料の概要等

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)等に基づき、日本道路公団等から高速道路に係る道路資産(以下「道路資産」という。)とこれに係る債務を承継し、また、六つの高速道路会社(以下「高速道路会社」という。)が新設、改築等した道路資産と高速道路会社が新設、改築等のために負った債務を引き受けている。そして、機構は、その保有する道路資産を高速道路会社に貸し付け、高速道路会社が支払う道路資産の貸付料(以下「貸付料」という。)を原資として、債務を返済している。

高速道路会社が機構に対して支払う貸付料は、毎年度の各高速道路会社の高速道路事業の計画料金収入から道路資産の維持管理等のための計画管理費を減じた額となっている。そして、計画料金収入は、国全体の交通需要予測に基づくなどして推計された各高速道路に係る交通量に高速道路料金を乗ずるなどして算定され、また、計画管理費は、各高速道路会社^(注1)の過去の管理費の実績等を基に算定されている。

機構は、債務の早期の確実な返済を目的として、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく年度計画等において、適正な貸付料の算定を図るために、計画管理費と管理費の実績とでかい離が生じた場合にはその要因を分析し、必要に応じて計画管理費の見直しを含む協定変更の対応等を行うこととしている。そして、維持・保全業務等に係る管理費の縮減を継続的に図ることは、計画管理費の見直しにつながり、機構の債務返済の原資となる貸付料も見直され、その結果、機構の債務返済が促進されることになることから、高速道路会社は、管理費が適切なものとなるよう業務を不断に見直していくことが求められている。

(注1) 管理費 高速道路の維持管理に必要となる費用で維持修繕費、管理業務費及び一般管理費に区分される。

(3) 3会社の維持・保全業務に係る事務の概要

3会社は、子会社に維持・保全業務を委託するに当たり、維持・保全業務の実施に必要な材料費等については、おおむね次のような事務手続を行い、使用する材料、工種等ごとに契約単価を決定するなどしている。

ア 東会社及び中会社

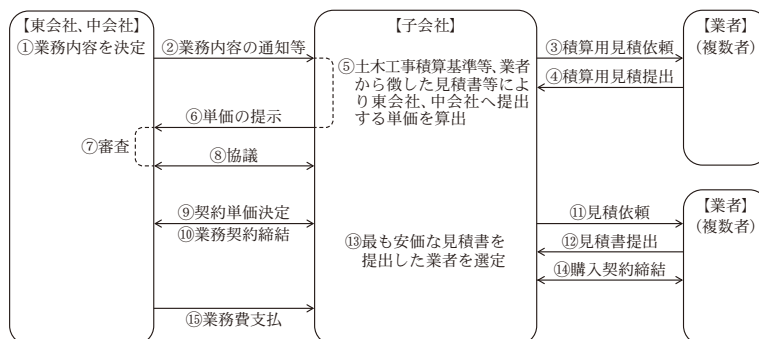
東会社及び中会社は、使用する材料、工種等ごとに、子会社が、東会社又は中会社制定の「土木工事積算基準」等に基づいたり、業者から徴した見積書によるなどしたりして算出した単価について、業務内容の確認や過去の同種業務の契約単価と対比するなどして審査を行い、子会社と協議を行った上で契約単価を決定し、維持・保全業務の委託に関する契約(以下「業務契約」という。)を子会社と締結する。

一方、子会社は、業務契約締結後、維持・保全業務に必要な照明灯のランプや遮音壁等の材料購入の契約に当たり、子会社制定の契約規程等に基づき、社内の審査に合格した業者の中から2者又は3者以上を選定して見積依頼を行い、最も安価な見積書を提出した業者と契約を締結する。

そして、東会社及び中会社は、前記の契約単価に基づき維持・保全業務に係る費用(以下「業務費」という。)を子会社に支払う(参考図1参照)。

(参考図1)

東会社及び中会社における維持・保全業務の事務の概念図



イ 首都会社

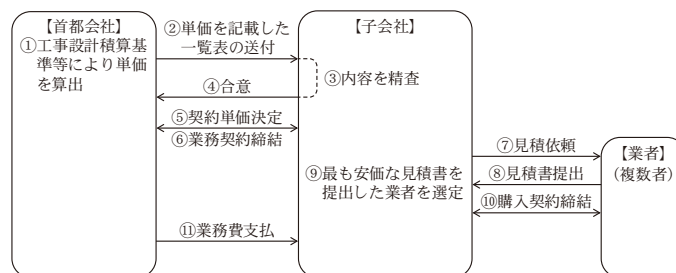
首都会社は、首都会社制定の「工事設計積算基準」等に基づくなどして算出した単価を記載した一覧表を子会社へ送付し、子会社から合意を得た上で契約単価を決定し、子会社と業務契約を締結する。

一方、子会社は、維持・保全業務に必要な材料購入の契約に当たり、前記の東会社及び中会社の子会社と同様に、業務契約締結後、見積依頼を行って最も安価な見積書を提出した業者と契約を締結する。

そして、首都会社は、前記の契約単価に基づき、業務費を子会社に支払う(参考図2参照)。

(参考図 2)

首都会社における維持・保全業務の事務の概念図



なお、3 会社が子会社に支払っている業務費には、管理費のほか、土木構造物の機能を向上させる工事に係る経費など費用に計上するのではなく資産に計上すべき資本的支出となる経費が含まれている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性等の観点から、3 会社が子会社に支払った業務費は、子会社の業務の実施に要する費用の実態に見合ったものとなっており、3 会社の維持・保全業務に係る管理費が適切なものとなっているかなどに着眼して、東会社及び中会社が平成 27、28 両年度に、首都会社が 27 年度に、それぞれ計 21 子会社と締結した業務契約、東会社計 44 件(契約金額計 2315 億 8027 万余円)、中会社計 156 件(同計 1615 億 6217 万余円)、首都会社計 10 件(同計 388 億 8715 万余円)を対象として、3 会社の本社、11 支社等及び 5 子会社において、契約単価の内訳及び 5 子会社が実際に支払った材料費を確認するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、21 子会社が実際に支払った材料費に関する調書の作成及び提出を求め、その内容を分析するなどして調査した。

(注 2) 11 支社等 東会社北海道、東北、関東、新潟各支社、中会社東京、名古屋、八王子、金沢各支社、首都会社東京西、東京東、神奈川管理各局

(注 3) 5 子会社 東会社の子会社であるネクスコ・メンテナンス東北、ネクスコ東日本エンジニアリング両株式会社、中会社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋両株式会社及び首都会社の子会社である首都高メンテナンス東東京株式会社

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

3 会社は、前記のとおり、業務契約における契約単価について、3 会社の積算基準等に基づくなどして決定していた。しかし、21 子会社のうち 18 子会社は、3 会社との業務契約の締結後に、複数の業者から見積書を徴して最も安価な見積書を提出した業者と購入契約を締結するなどして、3 会社との契約単価における材料費よりも安価に購入するなどしていた。

そこで、購入額が 100 万円以上の材料を対象として、18 子会社が実際に支払った材料費を確認したところ、東会社の 8 子会社において計 83 億 9231 万余円(27、28 両年度)、中会社の 4 子会社において計 4 億 1227 万余円(同)、首都会社の 6 子会社において計 14 億 2068 万余円(27 年度)となっていて、3 会社が契約単価に基づき 18 子会社に支払った東会社計 87 億 0635 万余円(27、28 両年度)、中会社計 5 億 1466 万余円(同)、首都会社計 16 億 7688 万余円(27 年度)は、それぞれ東会社 3 億 1404 万余円、中会社 1 億 0238 万余円、首都会社 2

億 5619 万余円上回るものとなっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

首都会社は、維持修繕業務を実施するため、平成 27 年度に、首都高メンテナンス東東京株式会社(以下「メンテ東」という。)との間で、首都会社制定の工事設計積算基準等に基づくなどして算定した単価を提示し、合意の上、契約単価を決定し、これに基づきメンテ東と業務契約を締結している。このうち、遮音壁の部材の契約単価についてみると、材料費として 1 基当たり 66,096 円が計上されており、首都会社は、この契約単価に基づき、年間に設置した 389 基の同部材の材料費として 25,711,344 円を支払っていた。一方、メンテ東は、首都会社と契約締結後、当該材料に係る見積書を業者から徴して 1 基当たり 49,680 円で購入し、計 19,325,520 円を支払っていた。このため、首都会社が、契約単価に基づき支払った 25,711,344 円は、メンテ東が実際に支払った 19,325,520 円を 6,385,824 円上回っていた。

このように、3 会社において、18 子会社が実際に要する材料費を契約単価に反映することとしていなかったため、業務費が維持・保全業務の実施に要する費用の実態に見合ったものとなっておらず、これにより維持・保全業務に係る管理費の縮減が図られていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注 4) 18 子会社 東会社の子会社であるネクスコ・メンテナンス北海道、ネクスコ・メンテナンス東北、ネクスコ・メンテナンス関東、ネクスコ・メンテナンス新潟、ネクスコ・エンジニアリング北海道、ネクスコ・エンジニアリング東北、ネクスコ東日本エンジニアリング、ネクスコ・エンジニアリング新潟の各株式会社、中会社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス中央、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋の各株式会社及び首都会社の子会社である首都高メンテナンス西東京、首都高メンテナンス東東京、首都高メンテナンス神奈川、首都高電気メンテナンス、首都高 ETC メンテナンス、首都高機械メンテナンスの各株式会社

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、3 会社において、業務費を維持・保全業務の実施に要する費用の実態に見合ったものとし、これにより維持・保全業務に係る管理費の縮減を図る必要があることについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、3 会社は、29 年 8 月及び 9 月にそれぞれ関係部署へ事務連絡を発して、業務契約の材料費に係る契約単価の決定に当たっては、子会社が実際に要する材料費を確認し、審査するなどの事務手続を行い、これを契約単価に適切に反映することとして、同年 8 月及び 10 月からこれを適用することとする処置を講じた。

(第6 本州四国連絡高速道路株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

高圧電力の電気需給契約を締結するに当たり、契約規程等に基づいて一般競争に付することにより、競争の利益を享受できるようにするとともに、特定調達の対象となる要件を満たす場合には協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの

科 目	管理費用、休憩所等事業費、鉄道管理受託業務費用
部 局 等	本社、6管理センター
契 約 の 概 要	6管理センターが管轄する施設等で使用する高圧電力の電気の調達を行うもの
一般競争に付することなく随意契約により締結していた契約件数及び支払額	52件 5億5576万円(平成28年度)
上記のうち協定等に基づく契約手続を行っていないものの契約件数及び支払額	9件 3億0955万円

1 高圧電力の電気需給契約等の概要

(1) 高圧電力の電気需給契約の概要

本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)は、本州と四国を連絡する自動車専用道路等の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行っており、本四会社の6管理センター^(注1)は、それぞれが管轄する橋りょう、トンネル等(以下、これらを「施設等」という。)の維持管理等を行っている。そして、6管理センターは、施設等で使用する電気について、本四会社の受電所ごとに、関西電力株式会社等3会社^(注2)(以下「3会社」という。)と高圧電力の電気需給契約を締結して電気の供給を受けている。

(注1) 6管理センター 神戸、鳴門、岡山、坂出、しまなみ尾道、しまなみ今治各管理センター

(注2) 関西電力株式会社等3会社 関西電力、中国電力、四国電力各株式会社

(2) 契約に関する事務の概要

本四会社は、契約に関する事務を、本四会社制定の契約規程、契約事務細則等(以下「契約規程等」という。)の内部規程等に基づいて行うこととしており、契約規程等によれば、契約を締結する場合においては、広告等をして申込みをさせることにより一般競争に付さなければならないこととされている。そして、契約の性質又は目的が競争を許さないときなどは随意契約によるとされ、また、予定価格が250万円を超えないときなどは随意契約によることができることとされている。

(3) 高圧電力の電気の小売自由化

需要家に対する高圧電力の電気の^(注3)小売については、3会社等の一般電気事業者による地域独占供給となっていたが、電気事業法(昭和39年法律第170号)の改正により、順次自由化されている。すなわち、平成16年4月には、契約電力が原則として500kW以上の需要家は一般電気事業者以外の事業者からも供給が受けられるようになり、17年4月には、契約電力が原則として50kW以上の需要家にまでこの取扱いが拡大され、さらに、28年4月には、契約電力にかかわらず全ての需要家にこの取扱いが拡大された。また、同月以降は、これまでの一般電気事業者等や新たに一般の需要に応じ電気を供給しようとする者は、経済産業大臣の登録を受けて小売電気事業者として電気を供給する事業を行うこととなった。そして、高圧電力の供給実績がある事業者数は、27年4月時点では84者であったが、28年4月には168者となり、さらに29年4月時点では239者となるなど、大きく増加している。

(注3) 一般電気事業者 平成28年4月施行前の電気事業法に基づき、経済産業大臣の許可を受けて、一般の需要に応じ電気を供給する事業を行っていた者。同月以降は、電気事業法の改正により、経済産業大臣の登録を受けて、小売電気事業者として電気を供給する事業を行うこととなった。

(4) 政府調達に関する協定等の概要

「政府調達に関する協定」(平成7年条約第23号。以下「協定」という。)は、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている協定の一つで、各加盟国の中央政府、地方政府及び協定が定める機関による調達の分野における内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保を目的として、各国が遵守すべき調達手続上の義務等を規定している。そして、我が国政府は、「政府調達手続に関する運用指針等について」(平成26年3月関係省庁申合せ)等を我が国の自主的措置として決定している(以下、協定及び我が国の自主的措置を合わせて「協定等」という。)。また、協定等の対象となる機関が、協定等の対象となる調達契約を締結する場合には、内部規程等に加えて、協定等に基づき事務を行う必要がある。

協定等によれば、本四会社は、協定の適用対象となる機関とされており、また、電気については適用対象となる物品の調達の例外ではないとされている。そして、物品の調達契約における評価の基礎となる額(予定価格等)は、我が国の政府調達に関する自主的措置により10万SDR^(注4)以上の場合が協定等の適用対象となっており(以下、協定等の適用対象となる調達を「特定調達」という。)、その邦貨は、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)に基づく告示によれば、28年4月1日から30年3月31日までの間は1600万円(以下、この額を「基準額」という。)とするとされている。

協定の適用対象となる機関は、特定調達を行うに当たり、協定等に基づき、原則として一般競争に付することとなっており、一般競争に付する際には、協定等で定める公告期間を設け、また、契約期間等に関する情報等を官報に公告することなどとなっている。

(注4) SDR IMF(国際通貨基金)の特別引出権(Special Drawing Rights)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、6管理センターが高圧電力の電気需給契約を締結するに当たり、競争の利益を享受できるよう契約規程等に基づいて一般競争に付するなどし

ているか、協定等に基づいて特定調達に係る契約手続を実施しているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、28年度に6管理センターが締結した高圧電力の電気需給契約計52件(支払額計5億5576万余円)を対象として、本四会社の本社及び6管理センターにおいて、契約書、請求書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

6管理センターは、28年度の高圧電力の電気需給契約52件の全てについて、27年度までと同様に、3会社との随意契約を自動更新条項等に基づいて更新していた。そして、6管理センターは、上記52件の電気需給契約については、52の受電所それぞれにおいて、高圧電力の電気の安定供給が可能な事業者は1者のみであり、契約規程等において随意契約による場合とされている契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するとしていた。

しかし、高圧電力の電気については、前記のとおり、28年4月には全ての需要家が小売自由化の対象となっている。そして、6管理センターにおいても、3会社以外の小売電気事業者から高圧電力の電気の供給を受けることができる状況となっており、契約の相手方が3会社に限定されるものではないことから、契約の性質又は目的が競争を許さないときには該当しないものとなっていた。さらに、28年度の予定価格を算定する際に用いる前年度(27年度)の電気料金の支払額についてみたところ、これら52件の契約はいずれも250万円を超えていて、随意契約によることができる場合にも該当しないものとなっていた。

また、上記のうち、28年度の支払額が基準額である1600万円以上となっている9件の契約(支払額計3億0955万余円)については、当該契約の評価の基礎となる額を算定する際に用いる前年度(27年度)の電気料金の支払額が基準額である1600万円を上回っていて、特定調達の適用対象であったのに、6管理センターは特定調達に係る契約手続を実施していなかった。

このように、6管理センターにおいて、高圧電力の電気需給契約について、一般競争に付することなく随意契約を自動更新していて、競争の利益を享受できていなかった事態及び特定調達の適用対象であったのに、特定調達に係る契約手続が実施されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 6管理センターにおいて3会社以外の小売電気事業者から高圧電力の電気の供給を受けることができる状況となっていることの理解が十分でなかったこと、本社において電気需給契約の締結を契約規程等に基づいて適正に行うことについての6管理センターに対する周知徹底が十分でなかったこと

イ 6管理センターにおいて、電気需給契約に関して、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保という協定の趣旨を踏まえて、特定調達に係る契約手続を協定等に基づいて実施することの重要性に対する理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、本四会社は、29年7月に6管理センターへ通知を發して、高圧電力の電気需給契約を締結するに当たっては、競争の利益を享受するために契約規程等に基づき一般競争に付すること及び特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等に基づいて実施することを周知徹底した。そして、6管理センターは、受電所ごとに契約していた52件の契約を管理センターごとにまとめるなどして9件にして一般競争に付することとし、これらが特定調達の対象となる要件を満たすことから、同月に、協定等に基づいて官報に入札公告を掲載するなどの処置を講じた。

第9 日本郵政株式会社、第10 日本郵便株式会社

平成27年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)(2) 郵政総合情報通信ネットワークにおける新サービスの利用について

(平成27年度決算検査報告645ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社(以下「両会社」という。)は、各拠点に配備されたパーソナルコンピュータ(以下「PC」という。)等と各種業務を行うシステムセンター等との間の通信に、郵政総合情報通信ネットワーク(以下「PNET」という。)を利用している。そして、両会社は、PCをPNETに無線で接続する無線LANサービス及び両会社の各拠点外からインターネット等を通じて端末機をPNETに接続するリモートアクセスサービス(以下、これらのサービスを「新サービス」という。)を導入し利用している。しかし、無線LANサービスの導入時及び導入後に実施することが一般的とされている通信品質等の評価等及びその結果に基づく調整作業(以下「評価・調整作業」という。)を、両会社が実施していなかったこと、リモートアクセスサービスの端末機と接続回線との組合せ(以下「接続形態」という。)に係る問題点について、日本郵便株式会社が検証及び対策を執っていなかったこと、新サービスの利用啓発に係る取組を両会社が行っていなかったことなどのため、新サービスが有効利用されていない事態が見受けられた。

したがって、両会社において無線LANサービスについて評価・調整作業を実施し、日本郵便株式会社においてリモートアクセスサービスについて安全に利用することが可能な接続形態を明確にするとともに、両会社において全ての新サービスの利用対象者に両会社の業務における利用方法等を周知するなどして利用啓発についての取組を実施するよう、日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長及び日本郵便株式会社代表取締役社長に対して平成28年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、両会社の本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、両会社は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 両会社は、無線LANサービスについて、29年3月までに、評価・調整作業を実施した。また、日本郵便株式会社は、リモートアクセスサービスについて、同月までに、既に利用を開始していた日本郵政株式会社から同サービスの接続形態について聞き取りを行い、当該接続形態の安全性を検証して、自社所有の端末機を使用することが同サービスを安全に利用することが可能な接続形態であることを明確にした。

イ 両会社は、同年6月までに、社内向け研修の実施や周知文書の発出により、新サービスの利用促進及び具体的な活用事例について周知するなど、全ての新サービスの利用対象者に対する利用啓発についての取組を実施した。

第11 全国健康保険協会

不 当 事 項

保 険 給 付

(326) 健康保険の傷病手当金の支給において、厚生年金保険の障害厚生年金との併給調整が適正でなかったもの

科 目	保険給付費
部 局 等	全国健康保険協会 5 支部
傷病手当金の概要	療養のため労務に服することができず、事業主から報酬の全部又は一部を受けることができない被保険者に対して支給するもの
支給の相手方	33 人
傷病手当金の支給額	143,770,007 円(平成 24 年度～28 年度)
不当と認める支給額	16,435,179 円(平成 25 年度～28 年度)

1 傷病手当金等の概要

(後掲 582 ページの「健康保険の傷病手当金の支給に当たり、日本年金機構から年金情報の提供を受ける対象者の範囲について見直しを行うことにより厚生年金保険の障害厚生年金との併給調整が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの」参照)

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、傷病手当金の併給調整が適正に行われているかなどに着眼して、協会本部及び26支部において、平成26、27両年度に傷病手当金の支給決定を行った対象者のうち10,204人に支給された傷病手当金を対象として、申請書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、5支部において次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

5支部は、管内の事業所に勤務していた対象者計33人から申請書の提出を受け、傷病手当金計143,770,007円(支給期間：24年度から28年度まで)の支給決定を行っており、協会本部は、これに基づき同額の傷病手当金を支給していた。

しかし、上記の33人は、同一の疾病等により傷病手当金と障害厚生年金を同じ期間を対象として受けており、また、協会本部が機構から上記の33人に係る年金情報の提供を受けていて、5支部においても年金情報を確認した上で併給調整を行うことができたにもかかわらず、5支部は、上記の33人に支給された傷病手当金について併給調整を行っていなかった。

したがって、前記支給額のうち、同一の疾病等により障害厚生年金の支給を受けている

期間に支給された傷病手当金計 34,147,943 円について適正な支給額を算出すると、計 17,712,764 円となり、その差額 16,435,179 円(支給期間：25 年度から 28 年度まで)の併給調整が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5 支部において、協会が機構から年金情報の提供を受けているのに、併給調整の要否についての確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

大阪支部は、管内の事業所に勤務していた対象者 A から同一の疾病等により計 8 回の申請書の提出を受け、平成 26 年 1 月 25 日から 27 年 6 月 25 日までの間の休業日数計 499 日分に係る傷病手当金計 3,992,000 円の支給決定を行い、協会本部は、これに基づき A に対して同額の傷病手当金を支給していた。

一方、A については、27 年 12 月 3 日に障害厚生年金の裁定が行われており、26 年 8 月分以降の障害厚生年金が遡及して支給されることとなっていた。

しかし、協会本部は、機構から A に係る年金情報の提供を受けており、同支部は、年金情報を確認した上で併給調整を行うことができたにもかかわらず、併給調整を行っていなかった。

したがって、前記支給額のうち、同一の疾病等により障害厚生年金の支給を受けている期間に支給された傷病手当金計 2,632,000 円について適正な支給額を算出すると計 383,318 円となり、その差額 2,248,682 円の併給調整が適正でなかったと認められる。

なお、本院の指摘により、前記の適正でなかった支給額計 16,435,179 円は、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を支部ごとに示すと次のとおりである。

支部名	併給調整を行う必要があった対象者数	左の対象者に支給した傷病手当金の額	左のうち併給調整を行う必要がある期間に支給した傷病手当金の額	左のうち不当と認める傷病手当金の額
	人	千円	千円	千円
神奈川	2	11,271	2,514	1,242
長野	6	23,887	6,805	4,250
大阪	12	51,152	11,627	5,431
兵庫	9	36,824	6,851	3,648
長崎	4	20,633	6,349	1,862
計	33	143,770	34,147	16,435

意見を表示し又は処置を要求した事項

健康保険の傷病手当金の支給に当たり、日本年金機構から年金情報の提供を受ける対象者の範囲について見直しを行うことにより厚生年金保険の障害厚生年金との併給調整が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

科 目	保険給付費
部 局 等	全国健康保険協会 15 支部
支給の根拠	健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)

傷病手当金の概要	療養のため労務に服することができず、事業主から報酬の全部又は一部を受けることができない被保険者に対して支給するもの
併給調整の概要	傷病手当金の支給を受けている対象者が、同一の疾病等により障害厚生年金等の支給を受けることができるときに、傷病手当金を支給しないか、又は支給額を減額するもの
検査の対象とした傷病手当金の支給決定を行った対象者数	12,679 人
上記のうち障害厚生年金が支給されている対象者数	1,783 人
年金情報の提供を受けていないため併給調整が適切に行われていない対象者数	31 人
上記の対象者に対する傷病手当金の支給額	1 億 2902 万余円(平成 21 年度～28 年度)
上記のうち併給調整が適切に行われていない傷病手当金の支給額	1761 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

健康保険の傷病手当金の支給における厚生年金保険の障害厚生年金との併給調整について

(平成 29 年 10 月 11 日付け 全国健康保険協会理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 傷病手当金等の概要

(1) 健康保険法に基づき支給される傷病手当金の概要

貴協会は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号。以下「法」という。)に基づく保険給付の一環として、療養のため労務に服することができず、事業主から報酬の全部又は一部を受けることができない健康保険の被保険者(以下「対象者」という。)に対して傷病手当金を支給している。傷病手当金の支給期間は、対象者が労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日、すなわち 4 日目を初日として、それ以降労務に服することができなかった期間(以下「休業日数」という。)とすることとなっている。ただし、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病の場合は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 か月を超えない期間とすることとなっている。また、傷病手当金の支給額は、支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 12 か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の 30 分の 1 に相当する額の 3 分の 2 に相当する額(以下「傷病手当金の支給日額」という。)に休業日数を乗ずるなどして算出することとなっている。^(注 1)

対象者は、傷病手当金の支給を受けようとするときは、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号。以下「規則」という。)に基づき、傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日、休業日数等を記載した「健康保険傷病手当金支給申請書」(以下「申請書」という。)等を貴協会に提出しなければならないこととなっている。そして、対象者は、通常、月ごとに申請書の提出を行っている。

傷病手当金の支給に係る申請書等の受付及び内容の審査、確認、支給決定等の事務は、貴協会の各支部が行っており、各支部による支給決定に基づき、貴協会本部は、対象者に傷病手当金を支給することとなっている。

(注1) 被保険者の標準報酬月額、健康保険では第1級58,000円から第50級1,390,000円までの等級に区分され、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。そして、傷病手当金の支給額は、平成27年度以前は、休業した日における標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額に休業日数を乗じて算出することとなっていた。

(2) 厚生年金保険法に基づき支給される障害厚生年金の概要

厚生年金保険の被保険者は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づき、疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき初めて医師等の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して1年6か月を経過した日に障害厚生年金の受給権が発生し、その障害の程度に応じて支給を受けることができることとなっている。ただし、初診日から起算して1年6か月を経過しない場合であっても、症状が固定して治療の効果が期待できない状態に至った日があるときは、その日を障害厚生年金の受給権の発生日とし、支給を受けることができることとなっている。

障害厚生年金は、被保険者からの請求に基づいて、厚生労働大臣等の裁定により、受給権の発生日の翌月分から支給されることとなっている。このため、被保険者からの請求が受給権の発生日を過ぎてから行われるなどして、裁定が受給権の発生日の翌々月以降に行われたときは、障害厚生年金は受給権の発生日の翌月分から遡及して支給されることになる。

(注2) 裁定 年金の給付を受ける権利があることを確認すること

(3) 傷病手当金と障害厚生年金等との併給調整

法及び規則によれば、対象者が傷病手当金の傷病と同一の疾病等により障害厚生年金等の支給を受けることができるときは、傷病手当金を支給しないか、又はその支給額を減額することとされている(以下、この取扱いを「併給調整」という。)。具体的には、対象者に支給される障害厚生年金等の額(当該障害厚生年金と同一の事由により障害基礎年金の支給を受けることができるときはその合算額)を360で除して得た額が傷病手当金の支給日額よりも多い場合は、傷病手当金を支給せず、また、少ない場合は、その差額を傷病手当金の支給額とすることとされている。

なお、傷病手当金は、労務に服することができなくなった日から起算して4日目を初日として1年6か月を超えない期間支給されるのに対し、障害厚生年金は、初診日から起算して1年6か月を経過した日又はそれ以前に症状が固定した日の翌月から支給されることから、併給調整が必要となるのは、対象者が初診日から相当期間経過した後に労務に服することができなくなり傷病手当金の支給開始が遅れた場合や、症状が早期に固定して治療

の効果が期待できない状態に至り初診日から起算して1年6か月を経過するより前に障害厚生年金の受給権が発生した場合となる。

そして、障害厚生年金は、前記のとおり、厚生労働大臣等の裁定が受給権の発生日より後に行われたときは、受給権の発生日の翌月分から遡及して支給されることになる。このため、傷病手当金の支給決定の時点では、併給調整の要否が必ずしも明らかとならず、一旦傷病手当金の支給決定を行った対象者についても、その後障害厚生年金の裁定が行われて遡及して支給される結果、傷病手当金との併給が生ずることとならないかを継続して確認する必要がある。

貴協会は、法に基づき、併給調整を行うために必要があると認めるときは、年金を支給する者に対し、障害厚生年金等の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができることとなっている。

すなわち、貴協会本部は、日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、毎月、前月までの過去1年間に申請書の受付を行った対象者に係る障害厚生年金の年額、支給開始日、傷病名等に関する情報(以下「年金情報」という。)^(注4)を照会してその提供を受けることとしており、提供を受けた年金情報を、各支部が貴協会内部のシステム上で確認できるようにしている。そして、各支部は、一旦傷病手当金の支給決定を行った対象者についても、支給決定後に障害厚生年金の裁定が行われて遡及して支給されていないかを継続して確認して、併給調整の要否を判断している。そして、当該対象者が同一の疾病等により障害厚生年金の支給を受けていることが判明した場合には併給調整を行って、既に支給した傷病手当金の全部又は一部を返還させることとしている。

(注3) 過去1年間 貴協会及び機構における毎月の年金情報の事務処理の関係で、1年(365日)未満となる場合がある。

(注4) 年金情報を照会 平成27年6月以前は、毎年9月に、前月までの過去1年間に申請書の受付を行った対象者に係る年金情報の提供を受けるとともに、毎月、前月に申請書の受付を行った対象者に係る年金情報の提供を受けていた。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

傷病手当金の支給額は年々増加しており、平成27年度において1694億余円(延べ申請件数941,187件)と多額に上っている。また、同年度の障害厚生年金の支給額は3003億余円(受給者数約41万人)となっており、傷病手当金との併給調整を適切に行うことが求められている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、傷病手当金の併給調整が適切に行われているかなどに着眼して、貴協会本部及び33支部^(注5)において、25年度から27年度までの間に傷病手当金の支給決定を行った対象者のうち12,679人に支給された傷病手当金を対象として、申請書等の書類を確認したり、貴協会を通じて機構に年金情報の照会をしたりするなどして会計実地検査を行った。

(注5) 33支部 北海道、岩手、宮城、秋田、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、富山、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島各支部

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記の対象者 12,679 人のうち 33 支部に係る 1,783 人については、別途障害厚生年金の裁定が行われており、受給権が発生した日の翌月分から障害厚生年金が支給されることになっていた。したがって、この 1,783 人に対する傷病手当金の支給については、貴協会において併給調整の要否を判断する必要がある。

貴協会本部は、機構から対象者に係る年金情報の提供を受けて各支部が年金情報を確認して併給調整の要否を判断することができるようにしているが、前記のとおり、年金情報の提供を受ける対象者の範囲は過去 1 年間に申請書の受付を行った対象者に係るものに限定している。この理由について、貴協会本部は、傷病手当金の支給終了日と障害厚生年金の支給開始日とがおおむね一致することから、傷病手当金の支給終了後 1 年以上経過してから障害厚生年金の裁定が行われることは通常見込まれないと考えていたためなどとしている。^(注6)

しかし、前記の 1,783 人について併給調整の状況をみたところ、申請書の受付から 1 年を超えた時期に障害厚生年金の裁定が行われていて、同一の疾病等により傷病手当金と障害厚生年金とを同じ期間を対象として支給しているのに併給調整が行われていないものが、15^(注7)支部に係る 31 人の対象者(傷病手当金の支給期間：21 年度から 28 年度まで、支給額計 1 億 2902 万余円)について見受けられた。これらの対象者については、貴協会本部は機構から年金情報の提供を受けていないため、15 支部は、これらの対象者に係る年金情報を確認しておらず、併給調整の必要があることを把握していなかった。これら 31 人の対象者について、15 支部は、適切に併給調整を行って、同一の疾病等により障害厚生年金の支給を受けている期間に支給された傷病手当金計 1761 万余円の返還を求める必要があったと認められる。

(注6) 1 年 貴協会及び機構における毎月の年金情報の事務処理の関係で、1 年(365 日)未
満となる場合を含む。

(注7) 15 支部 栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広
島、山口、香川、愛媛、福岡各支部

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

神奈川支部は、管内の事業所に勤務していた対象者 A から同一の疾病等により計 8 回の申請書の提出を受け、平成 25 年 12 月 5 日から 27 年 1 月 30 日までの間の休業日数計 422 日分に係る傷病手当金計 440 万余円の支給決定を行い、貴協会本部は、これに基づき A に対して同額の傷病手当金を支給していた。

一方、28 年 5 月 26 日に A に係る障害厚生年金の裁定が行われ、26 年 7 月分以降の障害厚生年金が遡及して支給されることとなったことから、同支部は、障害厚生年金の支給開始後に A に係る年金情報を確認して、併給調整の要否を判断する必要があった。

しかし、A に係る裁定が行われた 28 年 5 月 26 日は、同支部が 8 回目の申請書の受付を行った 27 年 2 月 23 日から 1 年を超えていたことから、貴協会本部は、機構から A に係る年金情報の提供を受けていなかった。その結果、同支部は、A に係る年金情報を確認することができず、併給調整の要否を判断することができない状況となっていた。

そこで、A に係る年金情報を確認したところ、A は同一の疾病等により傷病手当金と障害厚生

年金とを同じ期間を対象として支給されており、同支部は、適切に併給調整を行って、同一の疾病等により障害厚生年金の支給を受けている期間に支給された傷病手当金計 153 万余円の返還を求める必要があったと認められる。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

貴協会において、申請書の受付から 1 年を超えた時期に障害厚生年金の裁定が行われている対象者について併給調整が適切に行われていない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴協会本部において、過去 1 年間に申請書の受付を行った対象者に限定して機構から年金情報の提供を受けることとしていることなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴協会は、傷病手当金の支給に当たり、法及び規則の定めるところにより、今後とも併給調整を適切に行っていく必要がある。

については、貴協会において、併給調整が適切に行われていなかった 15 支部に係る 31 人の対象者に対して、支給済みの傷病手当金のうち併給調整により減額することとなる額の返還を求める処置を講ずるよう是正の処置を要求するとともに、併給調整を今後より適切に行うことができるよう、機構から年金情報の提供を受ける対象者の範囲について見直しを行うよう是正改善の処置を求める。

第12 日本年金機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

国民年金保険料の強制徴収業務等について、厚生労働省において日本年金機構に対して強制徴収業務等を適切に行うことを指導監督するよう是正改善の処置を求め、日本年金機構において時効の中断により徴収することができる未納保険料に係る督促、差押可能財産を保有していることが判明している未納者等に対する差押え、延滞金の納付督促等が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに強制徴収業務等の進捗の管理等を適切に行うよう改善の処置を要求したもの

(平成29年10月30日付けで厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛てに適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求したものの全文は、263ページの厚生労働省の項に掲記)

平成26年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

健康保険及び厚生年金保険の未適用の事業所に対する適用促進の実施状況等について

〔平成26年度決算検査報告669ページ参照〕
〔平成27年度決算検査報告657ページ参照〕

1 本院が要求した改善の処置及び表示した意見並びに求めた是正改善の処置

日本年金機構(以下「機構」という。)は、厚生労働省の監督の下に、健康保険及び厚生年金保険を適用すべき事業所であるにもかかわらず、その適用を受けていない事業所の適用を促進する業務(以下「適用促進業務」という。)を行っている。適用促進業務は、平成24年10月以降、法務省から新規に設立された法人の情報及び異動又は閉鎖された法人の情報(以下、これらの情報を「法人登記簿情報」という。)の提供を毎月受けるなどして選定された健康保険及び厚生年金保険の適用の可能性がある事業所(以下「適用調査対象事業所」という。)について、外部委託による加入勧奨、年金事務所による加入指導等を行うものであり、機構は、23、25両年度に改正された業務処理マニュアル(以下「事務処理手順」という。)において、加入指導から立入検査等に至る実施手順等を定めている。しかし、適用促進業務等に係る事務処理の効率化を図ることを目的とした「厚生年金保険適用業務支援システム」(以下「支援システム」という。)に収録された法人登記簿情報に事業主の現住所等の情報(以下「謄本記載情報」という。)が不足するなどして、法人に係る情報の取得が効率的に行われていない事態、加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を検討していない事態、外部委託を活用した適用促進業務が効率的に行われていない事態、立入検査の手続が的確にとられていない事態及び加入勧奨に係る委託契約において委託費の減額についての規定が定められておらず、電話による加入勧奨(以下「電話勧奨」という。)に係る委託費が実績に応じて支払われていない事態が見受けられた。

したがって、次のとおり、日本年金機構理事長に対して27年10月に、改善の処置を要求し及び意見を表示し、並びに是正改善の処置を求めた。

- ア 加入指導を行うに当たり不足している謄本記載情報を把握し、当該情報を法人登記簿情報に追加することを検討するとともに、各年金事務所が支援システムに収録された法人登記簿情報を活用して事業実態のないことを確認した適用調査対象事業所については加入指導の対象外とするなど、効率的に加入指導を行うための方策を検討し、「適用促進業務における適用対象外事業所の取扱基準(指示・依頼)」(以下「取扱基準」という。)の改正等を行うこと(会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)
- イ 加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を十分検討すること(同法第36条の規定により意見を表示したもの)
- ウ 外部委託を活用した適用促進業務を効率的に行うために、今後締結される委託契約の仕様書等に、事業所の電話番号が不明の場合、訪問勧奨の面談の際に電話番号を聴取することを明記すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)
- エ 事務処理手順を改正するなどの的確に立入検査の手続をとる方法について検討し、その方法を定めるとともに、これを年金事務所に周知徹底すること(同法第36条の規定により意見を表示したもの)
- オ 加入勧奨に係る委託契約の電話勧奨経費について、電話勧奨の実績に応じて支払うことができるよう、契約書等において委託費の減額についての規定を定めるなどすること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 加入指導を行うに当たり不足している謄本記載情報を把握し、法人登記簿情報に追加することとした場合における支援システムの改修経費、国税庁から提供される源泉徴収義務者情報の活用により効率的に加入指導を行うことができる状況等を考慮した結果、謄本記載情報の追加は行わないこととし、また、27年10月に効率的に加入指導を行うために取扱基準を改正し、各年金事務所において、既に支援システムに収録されている法人登記簿情報を活用し、事業実態のないことを確認した適用調査対象事業所については加入指導の対象外とするなどした。
- イ 加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方について検討した結果、外部委託による加入勧奨を全ての年金事務所において一律に行うのではなく、年金事務所ごとの業務の効率化等を考慮して、適用調査対象事業所数が一定数を下回る年金事務所については、原則として外部委託を行わずに年金事務所が加入指導を行うこととした。また、外部委託による加入勧奨は、新規に設立された法人等の事業実態のない可能性が高い適用調査対象事業所を対象として厚生年金保険等の制度について周知するなどのために行うこととした上で、電話勧奨及び訪問勧奨を行わずに、リーフレット等の印刷物を送付する文書勧奨及び文書勧奨に対する電話照会に関する受電業務を行うこととした。そして、29年1月に文書勧奨及び受電業務に係る委託契約を受託事業者との間でそれぞれ締結するとともに、同年2月に年金事務所に対して指示文書を発出して、適用調査対象事業所数が一定数を下回る場合には、原則として年金事務所が加入指導を行うよう周知徹底した。
- ウ 27年9月に加入勧奨に係る委託契約を締結する際の仕様書等に、事業所の電話番号が不明の場合には訪問勧奨時の面談の際に電話番号を聴取することを明記した。

エ 28年3月に年金事務所に対して指示文書を発出して、事務処理手順等を改正するなどして、的確に立入検査の手段をとる方法を定めて、これを周知徹底した。

オ 加入勧奨に係る委託契約については、イのとおり、外部委託の在り方について検討した結果、電話勧奨を行わないこととした。これにより、電話勧奨経費は委託契約の対象経費に含まれないことになった。

第13 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

不 当 事 項

役 務

- (327) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の復旧作業への従事者の健康管理支援等に係るフォローアップシステムの整備等を行う事業について、想定していた健康管理支援等を行うことが見込めないことが明らかとなったにもかかわらず、事業を見直すことなく、その後もシステムの保守契約等を締結するなどしていたもの

科 目	経常費用
部 局 等	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(平成27年4月1日から28年3月31日までは国立研究開発法人放射線医学総合研究所。27年3月31日以前は独立行政法人放射線医学総合研究所)
事業の概要	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の復旧作業への従事者約10万人を対象としたフォローアップシステムの整備等を行い、健康管理支援や健康管理支援に資するための長期的な疫学研究を行うもの
上記の事業に係る契約等件数及び支払額	78件 427,010,771円(平成23年度～28年度)
上記のうち不当と認める契約等件数及び支払額	27件 129,192,012円(平成26年度～28年度)

1 フォローアップシステムの概要等

(1) フォローアップシステムの概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(平成27年4月1日から28年3月31日までは国立研究開発法人放射線医学総合研究所。27年3月31日以前は独立行政法人放射線医学総合研究所。以下「機構」という。)は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の緊急事態応急対策を実施するために、当該事故の初動対応として復旧作業に従事した警察、消防、自衛隊等の職員約6万人(以下「国等の従事者」という。)と東京電力株式会社福島第一原子力発電所構内で緊急作業に従事した東京電力株式会社(28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社)及び協力会社の職員約2万人(以下「東電等の従事者」といい、国等の従事者と合わせて「復旧作業従事者」という。)に加えて、復旧作業従事者の増加分を考慮した約10万人を対象として、作業中に受けた被ばく線量やその後の健康状況等の関連解析・評価体制を整備し、復旧作業従事者の中長期にわたる健康管理に役立てることを目的としたフォローアップシステムの整備等を行う事業を、23年度から28年度までの間に、運営費交付金等を財源として実施しており、事業に係る契約等件数は78件、これらに係る支払額は427,010,771円となっている。

機構は、中長期にわたり、復旧作業従事者の各所属官署等が保有している健康診断等のデータ(以下「健診データ」という。)の提供を受けてフォローアップシステムのデータベースに登録して、この登録した健診データ等のうち被ばく及び健康に係るデータ全般を解析

することにより、国等の従事者の健康の維持・増進に寄与するなどの健康管理支援を行うとともに、健康管理支援に資するための復旧作業従事者を対象とした長期的な疫学研究^(注)を行うこととしていた。

そして、健康管理支援については、フォローアップシステムのデータベースに、国等の従事者がインターネットを通じて直接アクセスして自らの健診データを閲覧することができる機能を設けていた。

(注) 疫学研究 明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究

(2) 健診データの提供等

機構は、23年度の事業開始当初における不安定かつ予見不可能であった復旧作業の情勢を鑑みると、本件事業の実施体制を緊急に整備する必要があったとしており、警察、消防及び自衛隊の関係官署や厚生労働省に対して本件事業の概要を説明するとともに、健診データの提供を受けるための協議を23年度中に開始し、協議を継続しながら、フォローアップシステムの整備に着手することとしていた。そして、24年度以降に、上記のうち、国等の従事者の健診データについては、警察、消防及び自衛隊の関係官署と個別に協議を行い、協定等を締結した後、健診データの提供を受けて、フォローアップシステムのデータベースに登録することとしていた。また、東電等の従事者の健診データについては、厚生労働省が23年度から構築している「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム」の対象者の健診データの提供を受けられると見込んでいた。

また、本件事業の計画及び実施に当たり、機構は、国内の放射線医学、公衆衛生、産業衛生等の専門家から構成される調査検討委員会(以下「調査検討委員会」という。)を設立し、適宜、助言や評価を得ることとしていた。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、フォローアップシステムの整備、保守等に係る契約等は健診データの提供の状況に見合った適切なものとなっているかなどに着眼して、フォローアップシステムの整備、保守等に係る前記の契約等78件(支払額計427,010,771円)を対象として、機構において、契約関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

機構は、本件事業の実施に当たり、前記のとおり、復旧作業従事者の健診データの提供を受けるために、関係官署等との協議を複数回にわたり行っていた。そして、協議の結果、機構が協定を締結して提供を受けることができた健診データは、警察関係官署から25年3月までに提供された復旧作業に従事した警察関係職員645人分となっていた。また、消防、自衛隊及び厚生労働省からの健診データの提供については、協議等は行ったものの合意に至らなかった。その理由について機構は、事故からの年月の経過とともに復旧作業による被ばく線量が低いことが明らかになってきたことなどとしている。その結果、26年10月までに、上記645人以外の健診データの提供を受けることができない状況となっていた。

また、26年10月時点において、健診データの提供を受けた645人が、インターネットを通じて直接アクセスして自らの健診データを閲覧した実績はなく、今後も見込めない状況となっていた。

このように、26年10月時点において、フォローアップシステムに登録されることとなっ

た健診データは、当初見込んでいた10万人の0.6%に相当する上記の645人分のみとなることが明らかとなり、今後、機構が想定していたフォローアップシステムを利用した健康管理支援や十分な規模の健診データに基づく長期的な疫学研究を行うことは見込めないことが明らかとなった。

しかし、このような状況にもかかわらず、機構は、645人以外の健診データの提供を受けることができなくなった26年10月時点において、調査検討委員会に対して速やかに助言等を求めるなどしておらず、事業を見直していなかった。そして、機構は、26年11月以降も事業を継続することとして、26年11月から29年2月までの間に、フォローアップシステムを維持するための保守契約等27件の契約等を締結するなどしていた。

したがって、26年11月以降、健診データの提供を受けることができなくなり、想定していた健康管理支援及び疫学研究を行うことが見込めないことが明らかとなったにもかかわらず、事業を見直すことなく、その後もフォローアップシステムの保守契約等27件を締結するなどしていた事態は適切とは認められず、これに係る支払額計129,192,012円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、想定していた健康管理支援及び疫学研究を行うことが見込めないことが明らかとなった時点で事業を見直す必要があることについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

第14 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

第3章 第2節 第14 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

不 当 事 項

役 務

- (328) 利用者端末装置管理システムを構成する台帳システムについて構築を計画する際の検討等が十分でなかったことなどのため、台帳システムが端末等の管理に利用されていなかったもの

科 目	経常費用
部 局 等	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
契 約 名	利用者端末装置管理システム構築及び保守業務
契 約 の 概 要	情報機器の資産管理、ソフトウェアライセンスの管理と把握、セキュリティ対策の向上等に資するためのシステムの構築及び保守を行うもの
契 約 の 相 手 方	NEC フィールディング株式会社
契 約	平成 27 年 11 月 一般競争契約
支 払	平成 28 年 4 月、29 年 4 月 計 2 回
支 払 額	(1) 構築費 58,273,470 円(平成 27 年度) (2) 保守費 4,957,585 円(平成 28 年度)
不当と認める支払額	(1) 10,390,491 円(平成 27 年度) (2) 366,298 円(平成 28 年度)
	計 10,756,789 円

1 契約等の概要

(1) 利用者端末装置管理システム構築等に係る契約の概要

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「機構」という。)は、平成 28 年 4 月 1 日の旧独立行政法人種苗管理センター等との組織統合に伴い、組織統合以降の情報機器の資産管理、ソフトウェアライセンスの管理と把握、セキュリティ対策の向上等に資するために、27 年 11 月に、利用者端末装置管理システム(以下「管理システム」という。)の構築及び 28 年 4 月からの 5 年間の保守に係る契約を、NEC フィールディング株式会社(以下「会社」という。)と契約額 83,061,391 円で締結し、28 年 4 月に構築費として 58,273,470 円、29 年 4 月に 28 年度分の保守費として 4,957,585 円を支払っている。

管理システムは、管理対象とする利用者端末(以下「端末」という。)のハードウェア・ソフトウェア情報の収集、ソフトウェアの更新プログラムの自動適用、ソフトウェアの稼働状況の把握等を行う「インベントリ収集システム」、端末にウイルス対策ソフトウェアの導入等を行う「ウイルス対策集中監視システム」及び端末とソフトウェア(以下、これらを合わせて「端末等」という。)の台帳管理等を行う「台帳システム」の三つのサブシステムから構成されている。

(2) 台帳システムの概要

上記三つのサブシステムのうち、台帳システムは、端末の利用者が行うソフトウェア等の導入等の各種申請をシステム上で処理する機能(以下「申請機能」という。)を設けて、利用者からの申請の一元集約と、管理者が行う利用者からの申請に対する承認等の負担の軽減を図るとともに、機構で管理している全ての端末が登録されたハードウェア台帳や全てのソフトウェアライセンスが登録されたライセンス台帳等の台帳データと、インベントリ収集システムにより収集したデータとを突合せするなどして、端末等の適切な管理を行うシステムである。

機構は、本件契約に先立つ27年10月までの時点で、台帳システムについては、運用に先立って組織統合後の新たな管理者権限を有する者及び管理者権限の範囲等の端末等を管理する体制(以下「端末等の管理体制」という。)を定めたり、既存の台帳データを台帳システムに移行したりなどすること、28年4月から運用することを前提として構築することを計画していた。

2 検査の結果

本院は、有効性等の観点から、管理システムが業務に利用されているかなどに着眼して、本件契約を対象として、機構本部において、契約関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 端末等の管理体制

機構は、台帳システムの構築を計画する際に、端末等の管理体制について検討を十分に行っていなかったが、28年4月の組織統合に合わせて管理システムを稼働させる必要があるとして、台帳システムにおける管理者権限の範囲等を明確にしないまま、27年11月に本件契約を締結していた。そして、台帳システムの申請機能に係る管理者権限の範囲については、組織統合後の新たな組織における部局ごとに配置された管理者が所属する部局とすれば十分であるなどと想定して、会社に台帳システムを構築させて、28年3月に納品を受けていた。

しかし、機構は、台帳システムを28年4月から稼働させる予定であったものの、29年6月時点においても、端末等の管理体制を定めておらず、端末等の管理に台帳システムを利用していなかった。そして、機構が構築させた台帳システムは、上記の想定に基づいて申請機能に係る設計が行われていたが、機構は、組織統合に当たり、一部の部局には管理者を配置しないこととしたことから、申請機能に係る管理者権限の範囲が組織統合後の管理者の配置に対応したものとなっていなかった。このため、台帳システムは、管理者権限の範囲等を修正するなどの改修をしなければ、端末等の管理に利用できない状況となっていた。

イ 台帳データの移行

台帳システムへの台帳データの移行に当たっては、台帳データには、機構が管理している全ての端末等の使用者名や管理番号等が登録されている必要があるが、機構は、台帳システムの構築を計画する際に、既存の台帳データに必要な情報が適切に登録されているかについて十分に把握しないまま、当該台帳データを台帳システムに移行できるものと想定していた。

しかし、既存の台帳データは、部局によって端末等の管理方法等が大きく異なっており、管理番号が付与されていない端末や使用者のみがソフトウェアライセンスを管理しているソフトウェアがあるなどしていたことから、必要な情報が十分に登録されておらず、29年6月時点においても、台帳システムに当該台帳データを移行することができないものとなっていた。

したがって、台帳システムは、納品された28年4月以降、端末等の管理に利用されておらず、また、台帳システムの改修等を行わなければ端末等の管理に利用できない状況となっていて、台帳システムの構築費相当額10,390,491円及び台帳システムの保守費相当額366,298円、計10,756,789円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、組織統合に伴う大きな不確定要因があったにもかかわらず、台帳システムの構築を計画する際に、組織統合後の端末等の管理体制の検討や台帳データの状況についての把握が十分でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 委託事業の実施に必要な研究用機器等の物品をリースにより調達する場合において、合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを実施要領に明示することにより、委託費の対象経費となる物品のリース料を適切に算定させるよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成27年3月31日以前は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構)生物系特定産業技術研究支援センター
契 約 の 概 要	大幅なコスト低減等による農林水産業経営の収益増大等を目的とした研究の実施を委託するもの
検査の対象とした委託契約の件数及び契約金額	19契約 20億1469万余円(平成26、27両年度)
物品のリース料の算定が適切でなかった委託契約の件数及び契約金額	8契約 10億7944万余円(平成26、27両年度)
上記契約金額のうち過大に算定されていたリース料	3975万円

1 委託事業等の概要

(1) 委託事業の概要

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成27年3月31日以前は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構。以下「機構」という。)生物系特定産業技術研究支援センター(以下「センター」という。)は、毎年度、生物系特定産業技術に関する基礎的な

試験及び研究を他に委託して行っている。そして、26、27両年度には、大幅なコスト低減等による農林水産業経営の収益増大等を目的として、国立研究開発法人等の構成員で構成される研究グループ等と委託契約を締結し、「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業(うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立)」を実施している。

(2) 委託費の額の算定

機構が制定した基礎的委託研究事業実施規程(平成15年15規程第73号)等によれば、センターは、委託事業に係る契約の締結に当たり、委託契約書において委託試験研究の委託費の額並びに支払の時期及び方法を定めるものとされ、委託費の額は、当該委託試験研究の実施に要すると認められる経費の額とされている。また、委託費の額の算定は、センターが26年10月に制定した委託試験研究事務処理マニュアル(以下「マニュアル」という。)等に基づいて行うこととされている。

マニュアルによれば、センターは、毎年度、受託者から当該年度の経費使用実績について委託試験研究実績報告書(以下「実績報告書」という。)を提出させた上で、実績報告書等に基づいて確定検査を実施して、その検査の結果に基づき委託費の額を確定することとされており、委託費の確定額は、委託事業に要した経費に係る適正な支出額又は委託契約書に記載された委託費の限度額のいずれか低い額とされている。

委託費の対象経費は、研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要な経費とされ、人件費、謝金、旅費、試験研究費等に区分して計上することとされている。このうち試験研究費については、更に機械・備品費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料等に区分して計上することとされている。

また、委託事業の実施期間を超える耐用年数を有する研究用機器等の物品については、原則として、リース又はレンタル方式により調達することとなっている。このうちリースは、リース会社が賃借しようとする者に代わって物品を購入して、当該物品の購入価格と諸経費を合わせた経費を、リース期間を通じてリース料により回収するものである。リース料については、マニュアルに基づき、委託契約締結日から、原則として委託事業の実施期間中に委託事業を行うに当たって発生し、かつ、支払われたリース料を、上記試験研究費のうちの借料及び損料の区分に計上することとされているが、リース料の算定に用いるリース期間の設定方法等は、マニュアル等では明示されていない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、委託費の対象経費に計上されている研究用機器等の物品のリース料が適切に算定されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、26、27両年度にセンターが実施した委託事業に係る契約のうち、物品に係るリース料等が借料及び損料として委託費の対象経費に計上されている、19研究グループ等(116構成員(以下、研究グループ等の構成員を「受託者」という。))との間で締結した19契約(契約金額計20億1469万余円、うち物品をリース等により調達した23受託者^(注)が調達した54物品に係るリース料等計1億1672万余円)を対象として、センターにおいて、契約書、見積書、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに

に、センターからリース契約に関する調書の提出を受け、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注) 23 受託者 長野、福岡、熊本、鹿児島各県、大島郡和泊町、新潟大学、三重大学、広島大学、九州大学、鹿児島大学の各国立大学法人、地方独立行政法人北海道立総合研究機構、有限会社フクハラファーム、有限会社横田農場、株式会社ぶった農産、株式会社AGL、ヤンマー株式会社、株式会社クボタ、佐藤商会、農事組合法人ファーム・おだ、NTT データカスタマサービス株式会社、菊池地域農業協同組合、株式会社CSソリューション、株式会社アイエスイー

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記19契約のうち、8契約(契約金額計10億7944万余円)における31物品(契約金額のうちリース料計6756万余円)については、受託者が、委託事業の終了後も当該物品をリース会社から低額で再リースしたり低額で買い取ったりして、継続して使用していた。そして、上記31物品のリース料についてみると、受託者は委託費の対象経費の算定に当たり、委託事業の終了後も物品を継続して使用することを考慮することなく、物品の使用可能年数として一般的に認められている「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間(以下「法定耐用年数」という。)等の合理的な基準に基づく期間(48か月から84か月)よりも短い期間となる当該委託事業の実施期間内における物品の使用期間等(4か月から24か月)をリース期間として設定してリース料を算定しており、この額を委託費の対象経費に計上していた。

リース料をこのように算定して委託費の対象経費に計上することは、センターが物品の総額に相当する額を受託者に支払うこととなり、委託事業の終了後に受託者が当該物品を継続して使用する場合は受託者自らが本来負担すべきリース料をセンターが負担していることになる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

センターは、平成26年度に、農業産業化ジャパノクオリティ・システム形成に向けた革新的生産技術体系の確立を行わせるための委託事業を、11受託者から構成される研究グループと委託契約(契約金額計1億4508万余円)を締結して実施している。契約において、受託者のうち国立大学法人三重大学は、当該委託事業を実施するために必要なポータブル光合成蒸散測定装置をリースにより調達していたが、同装置を継続して使用することを考慮することなく、法定耐用年数等の合理的な基準に基づく期間(60か月)よりも短い期間となる当該委託事業の実施期間内における当該装置の使用期間(20か月)をリース期間として設定してリース料を計478万余円と算定し、この額を委託費の対象経費に計上していた。そして、同法人は、当該委託事業の終了後、同装置をリース会社から5万余円で買い取って継続して使用していた。

このように、委託事業の実施に必要な物品を受託者がリースにより調達する場合において、受託者が、調達した物品を委託事業の終了後も継続して使用しているにもかかわらず、受託者自らが負担すべきリース料を含めて委託費の対象経費に計上していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(過大に算定されていたリース料)

リース料の総額を法定耐用年数で除して算出した月額単価に委託事業の実施期間内における物品の使用期間を乗じて算定した額のみを委託費の対象経費としたとすると、前記 31 物品のリース料は計 2781 万余円となり、受託者が委託費の対象経費として計上していたリース料計 6756 万余円は、これに比べて 3975 万余円過大に算定されていたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、委託事業の実施に必要な物品を受託者がリースにより調達する場合において、委託事業の終了後も物品を継続して使用することを考慮してリース料を算定するのに用いるリース期間の設定方法をマニュアル等に明示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、センターは、委託事業の実施に必要な研究用機器等の物品に係るリース料の算定を適正なものとするよう、29 年 9 月に委託業務研究実施要領を制定するなどして、受託者が物品をリースにより調達する場合に、法定耐用年数等の合理的な基準に基づいてリース期間を設定した上で、委託事業の実施期間内における当該物品の使用期間に発生した分のリース料のみを委託費の対象経費とすることを同要領に明示する処置を講じた。

- (2) 電子ジャーナルの購読契約を締結するに当たり、過去の利用実績を参考にすることで、利用見込みに応じて PPV 方式を利用する電子ジャーナルを選定することにより、購読料金の節減を図るよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成 28 年 3 月 31 日以前は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所)
契 約 名	電子ジャーナルの年間購読契約
契 約 の 概 要	電子ジャーナルに掲載されている学術論文をダウンロードして利用できる権利を取得するもの
契 約 の 相 手 方	エルゼビア・ピー・ブイ(オランダ王国)
契 約	平成 26 年 11 月、27 年 3 月、4 月、28 年 4 月 一般競争契約、随意契約
支 払 額	1 億 8717 万余円(平成 27 年 1 月～ 3 月、27、28 両年度)
節減できた購読料金	3963 万円(平成 27 年 1 月～ 3 月、27、28 両年度)

1 契約等の概要

(1) 電子ジャーナルの年間購読契約の概要

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「機構」という。)は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成 11 年法律第 192 号。平成 27 年 3 月 31 日

以前は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法)に基づき、農業等に関する技術の向上に寄与するなどのために、農業及び食品産業に関する技術上の試験、研究等の業務を行っており、当該業務に従事する職員は、研究の必要に応じて国内外の学術雑誌に掲載されている学術論文を参照して、試験研究等に利用している。また、国立研究開発法人農業生物資源研究所(28年4月1日以降は機構に統合。以下「旧生物研」という。)及び国立研究開発法人農業環境技術研究所(28年4月1日以降は機構に統合。以下「旧農環研」という。以下、機構と旧生物研及び旧農環研とを合わせて「機構等」という。)においても、28年3月まで、それぞれの研究等の業務に従事する職員が、機構と同様に学術雑誌に掲載されている学術論文を参照して、研究等に利用している。

これらの学術雑誌は、紙媒体の冊子として販売されているほか、出版社のデータベースに利用者がダウンロードすることができる形態で提供されており(以下、この形態で提供される学術雑誌を「電子ジャーナル」という。)、出版社と購読契約を締結して所定の購読料金を支払うなどして利用できるようになっている。

機構等は、オランダ王国の出版社のエルゼビア・ビー・ブイ(以下「エルゼビア社」という。)との間で、表のとおり電子ジャーナルの購読契約を締結している(以下、統合前の機構、旧生物研及び旧農環研が締結した購読契約を「27年の購読契約」といい、統合後の機構が締結した購読契約を「28年度の購読契約」という。)

表 電子ジャーナルの購読契約の概要

	法人名	契約年月	契約方式	購読する電子ジャーナルのタイトル数	契約金額(千円)	電子ジャーナルの利用期間
①	機構(統合前)	平成26年11月	随意契約	94	66,105	27年1月～28年3月
②	旧生物研	27年3月	一般競争契約	50	21,318	27年4月～28年3月
③	旧農環研	27年4月	随意契約	23	18,576	27年4月～28年3月
④	機構(統合後)	28年4月	随意契約	127	81,169	28年4月～29年3月
計				294	187,170	

注(1) ①について、機構は、平成27年11月に、27年1月から12月までとしていた電子ジャーナルの利用期間を28年3月まで延長する変更契約を締結している。

注(2) ①、②及び③が27年の購読契約であり、④が28年度の購読契約である。

これらの契約により、機構等の職員は、利用期間内に自席等の端末からエルゼビア社のデータベースにアクセスして、購読している電子ジャーナルに掲載されている学術論文をダウンロードして利用できることとなっており、機構等は、学術論文のダウンロード数(以下「DL数」という。)にかかわらず、電子ジャーナルごとに定められた定額の年間購読料を支払うこととなっている(以下、このような契約を「年間購読契約」という。)。なお、学術論文の毎月のDL数は、電子ジャーナルごとに、原則として、利用した月の翌々月に機構等の図書担当者が端末で把握できるようになっている。

(2) 年間購読契約の対象としていない電子ジャーナルの利用

エルゼビア社は、年間購読契約を締結している利用者に対して、年間購読契約の対象としていない電子ジャーナルに掲載されている学術論文についても、学術論文をダウンロードする都度、課金されるペイ・パー・ビュー方式(以下「PPV方式」という。)により、ダウ

ンロードして利用できることとしている。PPV 方式は、エルゼビア社が毎年定める単価（以下「PPV 単価」という。）に、学術論文のダウンロード予定回数に乗じて算定した料金を事前にエルゼビア社に支払うことなどにより利用することができ、ダウンロードする都度、事前に支払った料金から PPV 単価の金額が差し引かれることとなっている。そして、学術論文をダウンロードする回数が増加し、事前に支払った料金の残高が利用期間中に不足した場合には、料金を追加して支払うことにより、PPV 方式による利用を継続することができることとなっている。なお、PPV 方式による利用実績は、機構等の図書担当者が端末で把握できるようになっている。

2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性等の観点から、機構等における電子ジャーナルの年間購読契約は利用の実態に応じた経済的なものとなっているかなどに着眼して、26 年 11 月から 28 年 4 月までの間に機構等が契約を締結した年間購読契約 4 件を対象として、機構において、契約書や電子ジャーナルの利用状況に関する資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構等は、27 年の購読契約を締結する際に、統合前の機構においては 94 タイトル、旧生物研においては 50 タイトル、旧農環研においては 23 タイトルの電子ジャーナルを、また、28 年度の購読契約を締結する際に、127 タイトルの電子ジャーナルを、全て年間購読契約の対象として選定していた。そして、電子ジャーナルごとの年間購読料は、27 年の購読契約では、統合前の機構分が 2 万余円から 424 万余円、旧生物研分が 2 万余円から 157 万余円、旧農環研分が 6 万余円から 318 万余円、28 年度の購読契約では 2 万余円から 360 万余円となっていた。また、学術論文の利用期間中の DL 数は、27 年の購読契約では、統合前の機構分が利用実績のないものから 11,440 回、旧生物研分が 8 回から 2,953 回、旧農環研分が 54 回から 1,585 回、28 年度の購読契約では利用実績のないものから 6,060 回となっていた。

そこで、上記年間購読契約の対象とされている電子ジャーナルごとの年間購読料を、機構等が 27 年の購読契約及び 28 年度の購読契約の締結を検討していた時点で判明していた過去 1 年間（統合前の機構は 15 か月間）の DL 数でそれぞれ除して、1 ダウンロード当たりの費用を算出し、PPV 単価が当該費用を下回っていて、PPV 方式とする方が年間購読契約とするよりも経済的になる電子ジャーナルを選定したところ、27 年の購読契約では、機構分が 30 タイトル、旧生物研分が 22 タイトル、旧農環研分が 13 タイトル、28 年度の購読契約では 45 タイトルとなっていた。

このように、利用実績の少ない電子ジャーナルがあるのに、過去の利用実績を参考にするなどして、利用見込みに応じて PPV 方式を利用する電子ジャーナルを選定しておらず、利用している全ての電子ジャーナルを年間購読契約の対象としていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（節減できた購読料金の支払額）

機構等において、前記の利用実績が少ない電子ジャーナルを年間購読契約の対象とせず、当該電子ジャーナルに係る過去 1 年間（統合前の機構は 15 か月間）の DL 数分の料金を事前に支払って PPV 方式を利用したとすれば、実際の利用期間中の DL 数を満たすために不足

する料金を追加して支払うことなどを考慮しても、購読料金は、27年の購読契約については、機構において4930万余円、旧生物研において1764万余円、旧農環研において1046万余円、計7741万余円、28年度の購読契約については7011万余円となり、購読料金を27年の購読契約2858万余円、28年度の購読契約1104万余円、計3963万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構等において、電子ジャーナルの購読契約の内容についての理解が十分でなく、PPV方式を利用するなどして、電子ジャーナルの購読契約をより経済的なものとするための検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、28年11月に関係部署に通知文書を発して、毎年度の電子ジャーナルの購読契約を締結するに当たり、過去の利用実績を参考にするなどして、利用見込みに応じてPPV方式を利用する電子ジャーナルを選定することにより、購読料金の節減を図る処置を講じた。

第15 国立研究開発法人産業技術総合研究所

意見を表示し又は処置を要求した事項

事務用品等の調達に当たり、政府調達に関する協定等や会計規程等に基づき予定価格を作成して一般競争に付するなどすることにより、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争の利益を享受できるように是正改善の処置を求めたもの

科 目	消耗品費、図書印刷費、預り金
部 局 等	国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば本部
契 約 の 概 要	研究拠点等で使用する文具・事務用品、理化学用品、試薬、電子部品、書籍及び雑貨用品の調達を行うもの
協定等や会計規程等に基づき予定価格を作成して一般競争に付するなどの契約手続を行っていないなかった契約件数及び支払額	14件 20億9650万円(平成27、28両年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

事務用品等の調達について

(平成29年10月30日付け 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長宛て)
標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 事務用品等の調達業務の概要等

(1) 事務用品等の調達業務の概要

貴研究所は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法(平成11年法律第203号)に基づき、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的として、東京、つくば両本部のほか、国内10か所に研究拠点^(注1)を設置するなどして研究を実施している。

貴研究所は、平成13年度から、調達業務のコスト削減を図るため、これらの研究拠点等に分散していた調達機能をつくば本部に集約して調達に係る担当職員数を削減し、研究拠点等で使用する文具・事務用品、理化学用品、試薬、電子部品、書籍及び雑貨用品(以下「事務用品等」という。)の6種類の調達を順次インターネットを利用して行っている。そして、つくば本部は、27年度に、インターネット上で購買サイトを運営する運業者11者と事務用品等の種類ごとに14件の調達契約(契約期間は27年4月から31年3月まで)を締結している。この契約により、購買サイトに登録した研究者等の職員が貴研究所の財務会計システムを通じて購買サイトにアクセスして事務用品等の発注を行い、購買サイトの運業者が発注に応じて研究拠点等に納品し、つくば本部が調達契約ごとに1か月分の金額をまとめて支払うことになっている。

(2) 調達手続の概要

貴研究所は、契約や支払等の調達に係る事務を国立研究開発法人産業技術総合研究所会計規程(平成13年13規程第5号。以下「会計規程」という。)等の内部規程等に基づいて行うこととしている。会計規程等によれば、売買、賃貸、請負その他の契約を締結する場合は、予定価格を作成した上で、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならぬこととされている。ただし、概算見積額が100万円を超えない契約を締結するときは、予定価格の作成を省略できることとされており、予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるときなどは、随意契約によることができることとされている。

また、予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならないとされている一方で、一定期間継続してする製造、売買等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができることとされている。

そして、貴研究所は、単価契約(単価についてのみ約定し、支払額については購入額の実績に基づき決定する契約。以下同じ。)を締結する場合に予定価格の作成を省略できるかどうかは、1品目当たりの単価ではなく、当該単価に調達すべき数量を乗じて算定した概算見積額が100万円を超えていないかにより判断するとしている。また、単価契約を締結する場合に随意契約によることができるかどうかは、1品目当たりの単価の予定価格ではなく、当該単価の予定価格に調達すべき数量を乗じて算定した支払予定総額が160万円を超えていないかにより判断するとしている。

(注1) 研究拠点 北海道、東北、つくば、臨海副都心、中部、関西、中国、四国、九州各センター、福島再生可能エネルギー研究所

(3) 政府調達に関する協定等の概要

「政府調達に関する協定」(平成7年条約第23号。以下「協定」という。)は、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている協定の一つで、各加盟国の中央政府、地方政府及び協定が定める機関による調達の分野における内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保を目的として、各国が遵守すべき調達手続上の義務等を規定している。そして、我が国政府は、「政府調達手続に関する運用指針等について」(平成26年関係省庁申合せ)等を我が国の自主的措置として決定している(以下、協定及び我が国の自主的措置を合わせて「協定等」という。)。また、協定等の対象となる機関が、協定等の対象となる調達契約を締結する場合には、内部規程等に加えて、協定等に基づき事務を行う必要がある。

協定等によれば、貴研究所は、協定の適用対象となる機関とされており、また、物品については、全ての物品の調達を適用対象とすることとされている。そして、物品の調達契約における評価の基礎となる額(予定価格等)は、我が国の政府調達に関する自主的措置により10万SDR^(注2)以上の場合が協定等の適用対象となっており(以下、協定等の適用対象となる調達を「特定調達」という。)、その邦貨は、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)に基づく告示によれば、26年4月1日から28年3月31日までの間は1300万円(以下、この額を「基準額」という。)とするとされている。

協定の適用対象となる機関は、特定調達を行うに当たり、協定等に基づき、原則として一般競争に付することとなっており、一般競争に付する際には、協定等で定める公告期間を設け、また、契約期間等に関する情報等を官報に公告することなどとなっている。

そして、貴研究所は、協定等を遵守して契約事務を行うため、「政府調達事務取扱要領」

(平成13年13要領第14号)を定めており、物品等の調達に当たり、予定価格が基準額以上の物品等の調達契約が特定調達の適用対象となることを定めるとともに、適用対象となる基準額以上となるかどうかは、単価についてその予定価格が定められる場合、当該単価の予定価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じて算定した支払予定総額により判断することなどを定めている。

(注2) SDR IMF(国際通貨基金)の特別引出権(Special Drawing Rights)

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、事務用品等の調達に当たり、協定等や会計規程等に従って契約手続が適正に行われ、公正性及び透明性が確保されているかなどに着眼して、貴研究所が27年度に締結した事務用品等の調達契約(14件、27、28両年度の支払額計20億9650万余円)を対象として、つくば本部において、契約書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴研究所は、インターネットを利用した事務用品等の調達を行う場合、1回当たりの調達額を原則10万円未満に制限していることなどから、概算見積額が100万円を超えておらず、予定価格の作成を省略できるとして、単価の予定価格を作成したり、調達すべき数量を算出したりなどしないまま、前記14件の調達契約について少額を理由とする随意契約によることとしていた。

また、貴研究所は、事務用品等の調達契約を締結するに当たり、企画競争によっていて、貴研究所の財務会計システムと購買サイトとの連携が図られること、研究拠点等に配送可能であること、通常価格からの一定の値引き率が提示できることなどの条件を付し、事務用品等の種類ごとに公募を行うなどして、点数を付けているが、応募した者のうち条件を満たす者が複数ある場合は、最も高い点数の運営業者だけでなく条件を満たす全ての運営業者(事務用品等の種類ごとに2者から4者)と契約を締結していた。そして、購買サイトに登録した研究者等の職員が事務用品等を発注するに当たって、それらの運営業者の中から発注先を任意に選択できることになっていて、購入しようとする品目について各運営業者が提示する価格の比較はしていないため、必ずしも最低価格で当該品目を提供することになる運営業者に対して発注することにはなっていなかった。

しかし、前記のとおり、貴研究所は、会計規程等において、単価契約を締結する場合に予定価格の作成を省略できるかどうかは、単価に調達すべき数量を乗じて算定した概算見積額により判断することとしており、また、随意契約によることができるかどうかや、特定調達の適用対象となる基準額以上となるかどうかは、単価の予定価格に調達すべき数量を乗じて算定した支払予定総額により判断することとしている。

そこで、27年度の事務用品等の調達契約を締結するに当たり、支払予定総額に当たるものとして参考となる前年度(26年度)における事務用品等の契約の支払額をみると、292万余円から2億4017万余円となっており、いずれの契約の額も160万円を超えていて、中には基準額の1300万円を超えているものがあつたにもかかわらず、貴研究所は、協定等や会計規程等に基づき予定価格を作成して一般競争に付するなどの契約手続を行っていなかった。

現に、14件の事務用品等の調達契約の支払額のうち27、28両年度の2か年分の支払額計20億9650万余円についてみたところ、27年度の各調達契約における支払額は252万余円から2億4291万余円、28年度の各調達契約における支払額は384万余円から2億7399万余円となっており、いずれも160万円を超えていて、中には基準額の1300万円を超えているものも見受けられた。そして、前記14件の調達契約のうち文具・事務用品の調達契約について、支払額が多額な品目の中には、同一規格で大量に購入されていて一般競争に付するなどすれば競争による利益の享受が見込まれるトナーカートリッジ、コピー用紙等の品目が複数見受けられた。

したがって、単価に調達すべき数量を乗じて算定した概算見積額が100万円を超えるときは、単価について予定価格を定めて、これに調達すべき数量を乗ずるなどして契約期間における支払予定総額を算定し、これが160万円を超えたり、基準額の1300万円以上となっていたりしている場合は、協定等や会計規程等に基づき一般競争に付するなどの契約手続を行うべきであった。

(是正改善を必要とする事態)

事務用品等の調達契約において、協定等や会計規程等に基づくことなく、予定価格の作成を省略したり、一般競争に付するなどの契約手続を行っていなかったりしている事態は、契約手続の公正性及び透明性が確保されておらず、競争による利益を十分に享受できないものとなっていて適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴研究所において、事務用品等の調達契約を締結する場合において、契約手続を協定等や会計規程等に基づいて適切に行う必要があることについての担当職員に対する周知徹底が十分でないこと、契約手続の公正性及び透明性を確保することについての必要性の認識が欠けていることなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴研究所は、31年4月以降の事務用品等の調達に当たっては、前記のような事務用品等の種類ごとの調達は行わないとしているものの、今後も調達業務の効率化のためにインターネットを利用するなどして事務用品等の調達を行う予定としていることから、これらの調達に当たっては、協定等や会計規程等に基づく適正な契約手続を行って、公正性及び透明性を確保して、競争による利益を十分享受できるようにする必要がある。

については、貴研究所において、契約手続を協定等や会計規程等に基づいて適切に行うよう担当職員に周知徹底し、事務用品等の調達契約について、公正性及び透明性を確保して、競争の利益を享受できるよう、同一規格で大量に購入することが見込まれる品目であって単価に調達すべき数量を乗じて算定した概算見積額が100万円を超えるときは、単価について予定価格を定めて、これに調達すべき数量を乗ずるなどして契約期間における支払予定総額を算定し、これが160万円を超える場合は、一般競争に付するなどの協定等や会計規程等に基づく適正な契約手続を行うよう、是正改善の処置を求める。

第16 独立行政法人造幣局

不 当 事 項

不 正 行 為

(329) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部 局 等	独立行政法人造幣局本局、東京支局(平成 28 年 10 月 3 日以降はさいたま支局)、広島支局
不正行為期間	平成 26 年 3 月頃～28 年 5 月
損害物品の種別	金塊、各種メダル等の收藏品計 162 点
損 害 額	83,599,441 円

本院は、独立行政法人造幣局(以下「造幣局」という。)本局、東京支局(平成 28 年 10 月 3 日以降はさいたま支局)及び広島支局における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく造幣局理事長からの報告を受けるとともに、造幣局本局及び東京、広島両支局において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、東京支局総務課専門官梅野某が、広報等の事務の担当者として、造幣局の事業に関する史料を同支局の造幣東京博物館において展示するなどの事務に従事中、26 年 3 月頃から 28 年 5 月までの間に、外部に貸し出す必要があると偽り、同博物館の担当職員に指示して展示中の金塊 1 点を展示ケースから取り出させて持ち出したり、同博物館で企画展示するためなどと偽り、本局の造幣博物館及び広島支局の造幣広島展示室の担当職員に依頼してそれぞれの博物館等に収蔵されていた各種メダルを借用し、それらを東京支局に送付させたりするなどして、收藏品計 162 点(評価額 83,599,441 円)を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、29 年 9 月末までに東京支局の同人の机等の中から見つかった收藏品計 13 点(評価額 154,841 円)が捜査当局から返還されている。

第17 独立行政法人国際協力機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

政府開発援助の実施に当たり、建物の設計を伴う建築工事を行う事業を実施する場合、事業の申請を受けるなどの段階で、設計を行う者の専門的能力の有無等について確認することにより、適切な設計等が実施されるよう事業実施機関に要請するなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

(平成 29 年 10 月 30 日付けで外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、113 ページの外務省の項に掲記)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) フォローアップ協力を実施する事業の選定に当たり、同協力後の持続性の有無等を判断するための確認項目や留意点を実施要領に具体的に明示することなどにより、同協力の目的に沿って事業が適切に選定されるよう改善させたもの

科 目	一般勘定 (項) 援助促進関係費	
部 局 等	独立行政法人国際協力機構本部、14 在外事務所等	
フォローアップ協力の概要	過去に実施した無償資金協力等により整備した資機材や施設の機能が、予期せぬ自然災害等で損なわれ、相手国側の自助努力では対応できない場合に、比較的少額の追加投入を行うことにより、機能の回復を支援するもの	
検査及び現地調査の対象とした事業数及びこれらに係る支出額	78 事業	58 億 9066 万余円(平成 22 年度～27 年度)
フォローアップ協力後の持続性の有無についての確認が十分に行われていない事態に係る事業数及び支出額(1)	3 事業	1 億 9249 万円(平成 22 年度～27 年度)
事業実施機関による自助努力での対応の可否についての確認が十分に行われていない事態に係る事業数及び支出額(2)	6 事業	3 億 0298 万円(平成 22 年度～27 年度)
(1)及び(2)の純計		4 億 4810 万円(背景金額)

1 フォローアップ協力の概要

(1) 事業の概要

独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人国際協力機構法(平成

14年法律第136号)に基づき開発途上にある海外の地域に対して無償資金協力及び技術協力を行っている。そして、過去に実施した無償資金協力又は技術協力(以下「過去の協力」という。)を通じて整備等した資機材や施設の機能が、予期せぬ自然災害や財政上の理由による維持管理の不備等で損なわれた場合において、本来これらの資機材や施設は過去の協力の相手となった国又は地域(以下「相手国」という。)側の自助努力により機能の回復が行われるべきものであるが、相手国側の努力、工夫にもかかわらず機能の回復が困難な状況が発生したときには、比較的少額の資金を投入することにより、機能の回復を支援することを目的として、フォローアップ協力を実施している。

(2) フォローアップ協力実施要領の概要

機構本部は、フォローアップ協力を実施するに当たり、同協力の対象、選定基準、手続等を定めた、フォローアップ協力実施要領(平成25年12月改定。以下「実施要領」という。)を作成している。

実施要領によれば、フォローアップ協力には、同協力の円滑、適正な実施のための計画策定等に関する調査を行う「フォローアップ調査」(以下、同調査による調査結果の報告書を「フォローアップ調査報告書」という。)、過去の協力で整備した資機材に不具合が生じた場合に、修理部品等の供与等を通じて機能の回復を支援する「資機材供与・修理」等の実施種別があるとされている。

また、フォローアップ協力を実施する事業を選定するための基準として、①過去の協力以降の経緯や現状の問題点等が十分に明確であり、追加的な支援である同協力により行うことの妥当性が認められること、②同協力の実施による成果が明確であり、同協力後の持続性も十分見込めること、③自助努力により対応できない理由が明確であることなどとされている。そして、自助努力については、相手国側の自主性を確保するために、相手国側の関係者と十分に協議して相手国側に費用等の相応の負担を求めていくことが望ましいとされている。

(3) フォローアップ協力の実施までの手続

フォローアップ協力の実施までの手続は、次のとおりとなっている。

- ① 機構在外事務所及び支所(以下「在外事務所等」という。)は、相手国政府等からフォローアップ協力の依頼があったなどの場合は、同協力の対象となり得る当該案件について、現時点における状況を把握するなどして同協力の必要性を確認した上で相手国政府等と協議を行い、事業実施機関等へのヒアリング等により内容、概算必要経費等が実施要領に適合しているかを確認して、適合していると認められた場合には同協力を実施する事業として選定を行う。そして、同協力の目的、内容、概算必要経費等を実施要領に定められているフォローアップ協力申請フォーム(以下「申請フォーム」という。)に記載して、機構本部に申請する。
- ② 機構本部は、申請された事業の内容について、実施要領に適合しているかの審査を行い、適合していると認められた場合にはフォローアップ協力を実施する事業として決定するとともに、担当する業務主管部門を決定する。
- ③ 業務主管部門は、フォローアップ協力の実施計画書を作成した後、同協力の内容等について、事業実施機関との間で合意した上で同協力を実施する。

2 検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、機構はフォローアップ協力を実施する事業の選定に当たり、同協力後の持続性の有無、自助努力での対応の可否等の確認を十分に行い、同協力の目的に沿って事業を適切に選定しているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、機構本部において、フォローアップ協力の制度等について説明を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、平成22年度から26年度までの間に実施された同協力^(注1)で支出額が3000万円以上の37か国1地域の50事業(支出額計43億4020万余円)を対象として、機構から申請フォーム、実施計画書、フォローアップ調査報告書等の書類の提出を受けて、その内容を分析するなどして検査した。また、14か国^(注2)に所在する在外事務所等において、22年度から27年度までの間に実施された同協力28事業(支出額計15億5045万余円)を対象として、申請フォーム等によりその内容を分析するなどして検査するとともに、機構の職員の立会いの下に相手国の事業実施機関等の協力が得られた範囲内で、事業実施機関の責任者等から説明を受けたり、事業実施現場の状況を確認したりするなどして現地調査を実施した。これらにより、計47か国1地域の78事業(支出額計58億9066万余円)について会計実地検査又は現地調査を実施した。

(注1) 37か国1地域 アフガニスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ボリビア多民族国、カンボジア王国、中華人民共和国、ドミニカ共和国、エクアドル共和国、エジプト・アラブ共和国、エリトリア国、グアテマラ共和国、ギニア共和国、ガイアナ共和国、ホンジュラス共和国、インド、ヨルダン・ハシェミット王国、ケニア共和国、キルギス共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、ネパール連邦民主共和国、パキスタン・イスラム共和国、フィリピン共和国、ルワンダ共和国、セントクリストファー・ネイヴィス、セントルシア、セネガル共和国、南アフリカ共和国、東ティモール民主共和国、トンガ王国、ツバル、ウガンダ共和国、ベトナム社会主義共和国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、パレスチナ

(注2) 14か国 インド、インドネシア共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、ミクロネシア連邦、モンゴル国、モロッコ王国、ニカラグア共和国、パラオ共和国、パラグアイ共和国、セネガル共和国、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、ウガンダ共和国

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査を実施したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) フォローアップ協力後の持続性の有無についての確認が十分に行われていない事態

機構は、3か国^(注3)において過去の協力によって整備された発電設備内のディーゼルエンジン又は医療機材の一部に故障等による不具合が見受けられたことから、フォローアップ協力計3事業(支出額計1億9249万余円)により、ディーゼルエンジン又は医療機材の修理等を行っていた(以下、同協力により修理等を行ったディーゼルエンジン又は医療機材を「対象機器」という。)

機構は、これらの事業について、対象機器の部品を交換するなどの修理を行うことにより修理後5年から10年程度の使用可能な期間の延長の見込みがあることなどから、実施

要領で示されているフォローアップ協力後の持続性が十分見込めることという条件を満たしているとして、同協力を実施する事業として選定していた。

しかし、対象機器については、フォローアップ協力による修理時点で老朽化が進行するなどしていたため、修理の対象外であった部品が故障するなどして、早いもので修理等の翌年に故障して使用できない状況となっており、機構は、同協力後の持続性の有無に関して、対象機器の老朽化の程度、耐用年数等を踏まえた修理後の使用可能な期間についての確認を十分に行っていなかった。

(注3) 3か国 インド、ミクロネシア連邦、ウガンダ共和国

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

機構は、ミクロネシア連邦において、無償資金協力によって平成6年に整備された発電設備に機能低下が見受けられたことから、機能の回復を目的として、23年度にフォローアップ協力(支出額5950万円)により、発電機を動かすためのディーゼルエンジンの修理を行っていた。

検査及び現地調査を実施したところ、機構は、ディーゼルエンジンの状況を調査した結果、修理を行うことにより修理後10年程度は使用できるとしてフォローアップ協力を実施する事業として選定していた。

しかし、ディーゼルエンジンは、フォローアップ協力による修理時点で設置後17年が経過し、耐用年数の15年を超過するなどしていた。そして、修理の対象外であったディーゼルエンジンの部品の一つであるクランクシャフトが故障したため、修理後3年で、ディーゼルエンジンは稼働を停止していた。

(2) 事業実施機関による自助努力での対応の可否についての確認が十分に行われていない事態

機構は、^(注4)6か国において、事業実施機関が保有する医療機材、職業訓練用機材等(以下、これらを合わせて「機材等」という。)のうち、過去の協力によって整備された機材等の一部に故障等による不具合が見受けられたことから、フォローアップ協力計6事業(支出額計3億0298万余円)により修理等を行っていた(以下、同協力により修理等を行った機材等を「対象機材等」という。)

機構は、これらの事業について、事業実施機関において対象機材等の修理等に係る費用の確保が困難であることから、実施要領で示されている自助努力により対応できないという条件を満たしているとして、フォローアップ協力を実施する事業として選定していた。

しかし、機構は、前記6事業のうち1事業については、フォローアップ調査報告書等により事業実施機関がこの事業に係る費用(支出額計4737万余円)の約9割に相当する額の、対象機材等を含む事業実施機関が保有する全ての機材等を維持管理するための予算(邦貨換算額計4119万余円)を有していることを把握していた。また、機構は、この事業以外の5事業についても同様に事業実施機関が全ての機材等を維持管理するための予算を有していることを把握していたが、これら6事業全てにおいて、自助努力での対応の可否に関して、事業実施機関の維持管理するための予算の中に対象機材等の修理等に充てることが可能な費用を確保しているかの確認を十分に行っていなかった。このため、6事業については、事業実施機関の自助努力により対応できないことの確認が十分に行われないうまま、事業実施機関において対象機材等の修理等に係る費用の確保が困難であるとしてフォローアップ協力の対象事業となっていた。

(注4) 6か国 ボリビア多民族国、エクアドル共和国、グアテマラ共和国、インド、モーリタニア・イスラム共和国、パキスタン・イスラム共和国

このように、フォローアップ協力を実施する事業の選定に当たり、同協力後の持続性の有無に関して対象機器の老朽化の程度等を踏まえた修理後の使用可能な期間の確認や、事業実施機関による自助努力での対応の可否に関して事業実施機関が全ての機材等を維持管理するための予算の中に対象機材等の修理等に充てることが可能な費用を確保しているかの確認が十分に行われていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構本部において、在外事務所等が行うフォローアップ協力を実施する事業の選定に当たり、同協力後の持続性の有無及び事業実施機関による自助努力での対応の可否を判断するための確認項目や留意点を実施要領に明確に示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構本部は、フォローアップ協力の目的に沿って事業が適切に選定されるよう、29年9月に実施要領を改定して、同協力後の持続性の有無及び事業実施機関による自助努力での対応の可否を判断するための確認項目や留意点を実施要領に具体的に明示するとともに、同月に関係部署及び在外事務所等に対して通知を発して周知徹底を図る処置を講じた。

- (2) 円借款の実施に当たり、協力準備調査及び貸付審査時において事業の採算性及び効率性を確認するための指標である内部収益率が、事業分野ごとの費用及び便益の範囲や算出方法等を整理して算出マニュアルを改訂することなどにより、適切に算出されるよう改善させたもの

科 目	有償資金協力勘定(平成11年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行 海外経済協力勘定、11年9月30日以前は海外経済協力基金)
部 局 等	独立行政法人国際協力機構(平成11年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行、11年9月30日以前は海外経済協力基金)本部
内部収益率の概要	円借款の協力準備調査及び貸付審査時に、事業の採算性及び効率性を確認するための指標
検査の対象とした円借款事業の事業数及び貸付実行額の合計	95事業 1兆5531億4308万余円(平成元年度～23年度)
協力準備調査又は事後評価で内部収益率が算出されていない円借款事業の事業数及び貸付実行額(1)	60事業 9548億2949万円(平成5年度～23年度)

内部収益率の算出を誤っていたり、算出結果の妥当性が確認できなかつたりなどとしていた円借款事業の事業数及び貸付実行額(2)	12 事業	3701 億 6071 万円(平成7年度～23年度)
(1)及び(2)の純計	66 事業	1 兆 2262 億 5939 万円(背景金額)

1 円借款の概要等

(1) 円借款の概要

独立行政法人国際協力機構(平成11年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行、11年9月30日以前は海外経済協力基金。以下「機構」という。)は、政府開発援助の一環として、開発途上地域の政府等又は国際機関(以下「被援助国政府等」という。)が実施する事業に対して、資金供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないように金利、償還期間等について緩やかな条件が付されている資金を被援助国政府等に供与することにより行われる円借款を実施している。

(2) 円借款の採択から貸付実行までの手順等

円借款の対象として被援助国政府等が実施する事業(以下「事業」という。)が採択され、貸付けが実行されるまでの手順は、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 機構は、被援助国政府等の支援ニーズに係る妥当性、有効性等を確認するための調査(以下「協力準備調査」という。)をコンサルタント業者に委託して実施し、協力準備調査報告書を作成する。
- ② 機構は、協力準備調査報告書等に基づき、貸付審査を行い、事業を実施する必要性が認められれば、案件計画調書を作成して、外務省等に対して審査結果を報告する。
- ③ 日本政府及び被援助国政府等の間で交換公文を締結するとともに、機構は被援助国政府等との間で、借款契約を締結して、機構から被援助国政府等の機関(以下「実施機関」という。)に対する貸付けが実行される。

また、機構は、事業に対して事業評価である事前評価及び事後評価を実施しており、事後評価については、機構自ら又は第三者に委託することにより実施している(以下、事後評価を行う者を「事後評価者」という。)

(3) 内部収益率の概要

機構は、事業の採算性及び効率性を測定するための指標として、「円借款事業の内部収益率(IRR)算出マニュアル」(平成19年国際協力銀行作成。以下「算出マニュアル」という。)に基づき、事業範囲等が事前に特定できないなどの事業を除き、内部収益率を算出することとしている。

内部収益率は、事業効果が見込まれる期間(以下「分析期間」という。)に発生するであろう便益の現在価値の総額と費用の現在価値の総額が等しくなるような割引率であり、事業の採算性を測定するために算出される財務的内部収益率(以下「財務的収益率」という。)と、国民経済における資源配分上の効率性の程度を測定するために算出される経済的内部

収益率(以下「経済的収益率」という。)とがある。財務的収益率の算出に当たり、費用として計上する項目は、分析期間において発生する事業の建設費、運営費、維持費、修繕費等であり、便益として計上する項目は、事業を実施することにより分析期間に得られる収入となっている。また、経済的収益率の算出に当たり、費用として計上する項目は、分析期間において国民所得を減少させるもの、便益として計上する項目は、分析期間において国民所得を増加させるものとなっていて、例えば、道路を建設する事業の場合には、費用として建設費、運営費、維持費等を、便益として走行時間の削減、交通事故の減少等の事象をそれぞれ金銭価値に換算した額を計上することになっている。

また、算出マニュアルによれば、料金徴収等を通じて単独で事業の採算性の維持・確保が求められている鉄道、空港、港湾等の事業(以下「独立採算型事業」という。)については、財務的収益率と経済的収益率の両方を算出することとされており、一方、単独で事業の採算性の維持・確保が求められていない防災等の事業(以下「非独立採算型事業」という。)については、経済的収益率のみを算出することとされている。さらに、財務的収益率については被援助国の長期金利を上回っていること、経済的収益率については被援助国の社会的割引率(10%~12%)を上回っていることが一般的な投資指標であるとされている。

機構は、協力準備調査時、貸付審査時及び事後評価時の各時点において内部収益率を算出することとしており、貸付審査時においては、協力準備調査等で算出された内部収益率を確認した上で使用している(以下、協力準備調査等で算出されて貸付審査時において確認された内部収益率を「審査時内部収益率」という。)

(4) 協力準備調査及び貸付審査時における内部収益率の重要性

機構は、協力準備調査を実施する過程で、事業の内部収益率の数値が前記の一般的な投資指標を下回ることが予想された場合には、実施機関やコンサルタント業者と協議を行い、事業内容や対象地域を再検討するなどの事業計画の見直しを行うことにしている。そして、事業計画の見直しを行ったとしても内部収益率の数値が前記の一般的な投資指標を極端に下回るなど事業の採算性や効率性が低いと認められる場合で、これに対して被援助国政府等の適切な措置が期待できず事業の持続性や効率的な実施が見込めないときは、協力準備調査の実施をもって案件を終了し、事業が実施されないこともあるとしている。

そして、機構は、審査時内部収益率を参考に貸付審査を行うこととしており、これにより、原則として、事業の採算性や効率性が見込まれる事業が採択されることになる。したがって、協力準備調査において内部収益率が算出されず、審査時内部収益率を用いた貸付審査がなされない場合には、採択された事業の採算性の正確な把握や効率性の確認が必ずしも十分でなくなる可能性があり、必ずしも効率的ではない事業が採択されるなどのおそれがある。

(5) 事後評価における内部収益率の位置付けについて

機構は、事後評価における内部収益率の算出に当たり、推計値を用いて算出した審査時内部収益率と同一の算出方法及び条件により実績値を用いて再計算することとしており、事後評価者に対して外部事後評価レファレンス(以下「レファレンス」という。)を配布して、その旨を指示している。

また、算出マニュアルによれば、事後評価において内部収益率を算出することにより、

貸付審査時において推計値を用いて算出した内部収益率を構成する便益等が事後評価において実績値を用いて算出した便益等との点において、どの程度の差異があるかについて把握することで、貸付審査時における推計内容の適切性を評価することが可能となるとされており、ひいては、このような推計内容の整合性の確認を重ねることにより、今後の内部収益率の算出における教訓を得ることも可能となるとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、効率性等の観点から、機構において協力準備調査及び貸付審査を実施するに当たり、内部収益率が算出マニュアル等に従って適切に算出されて事業の採算性及び効率性が確認されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。検査に当たっては、会計実地検査を実施した5在外事務所^(注1)に係る18年度から28年度までの間に完了するなどした16事業及び機構本部において25年度から27年度までの間に事後評価が実施された事業のうち事業範囲等が事前に特定できないなどの事業を除いた79事業の計95事業(貸付実行額計1兆5531億4308万余円)を対象として、協力準備調査報告書、案件計画調書、事後評価報告書等の関係書類により検査した。

(注1) 5在外事務所 ラオス、インド、スリランカ、ブラジル、ウガンダ各事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 協力準備調査及び事後評価における内部収益率の算出状況等

検査の対象とした95事業の協力準備調査及び事後評価における内部収益率の算出状況は、表1のとおり、協力準備調査において、財務的収益率が算出されていないものは14事業(独立採算型事業64事業に占める割合は21.8%)、経済的収益率が算出されていないものは29事業(95事業に占める割合は30.5%)、また、事後評価において、財務的収益率が算出されていないものは12事業(協力準備調査で内部収益率を算出しており、かつ、事後評価を実施している44事業に占める割合は27.2%)、経済的収益率が算出されていないものは25事業(同53事業に占める割合は47.1%)となっていた^(注2)。これらの結果、95事業のうち協力準備調査又は事後評価で内部収益率が算出されていない事業は60事業(貸付実行額計9548億2949万余円)となっていた。

(注2) 事後評価における内部収益率の算出割合については、機構は、審査時内部収益率を算出している場合に事後評価時の内部収益率を算出することになっているため、協力準備調査において内部収益率を算出しているもののうち事後評価を実施している事業を対象として算出している。

表1 協力準備調査及び事後評価における内部収益率の算出状況 (単位：事業、%)

事業区分	事業分野	協力準備調査(A)				(A)で内部収益率を算出しており、かつ(B)を実施している事業数		事後評価(B)				
		事業数	財務的収益率		経済的収益率		財務的収益率	経済的収益率	財務的収益率		経済的収益率	
			有	無	有	無			有	無	有	無
独立採算型事業	有料道路	4	3 (75.0)	1 (25.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	3	4	2 (66.6)	1 (33.3)	2 (50.0)	2 (50.0)
	鉄道	4	4 (100.0)	0 (0.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	4	4	2 (50.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	2 (50.0)
	電力	24	15 (62.5)	9 (37.5)	12 (50.0)	12 (50.0)	11	5	9 (81.8)	2 (18.1)	1 (20.0)	4 (80.0)
	上水道	9	6 (66.6)	3 (33.3)	6 (66.6)	3 (33.3)	4	2	3 (75.0)	1 (25.0)	2 (100.0)	0 (0.0)
	下水道	6	6 (100.0)	0 (0.0)	2 (33.3)	4 (66.6)	6	2	4 (66.6)	2 (33.3)	1 (50.0)	1 (50.0)
	上下水道	9	9 (100.0)	0 (0.0)	2 (22.2)	7 (77.7)	9	2	8 (88.8)	1 (11.1)	1 (50.0)	1 (50.0)
	その他	8	7 (87.5)	1 (12.5)	7 (87.5)	1 (12.5)	7	7	4 (57.1)	3 (42.8)	2 (28.5)	5 (71.4)
小計		64	50 (78.1)	14 (21.8)	37 (57.8)	27 (42.1)	44	26	32 (72.7)	12 (27.2)	11 (42.3)	15 (57.6)
非独立採算型事業	道路	13	/	/	13 (100.0)	0 (0.0)	/	11	/	/	7 (63.6)	4 (36.3)
	河川	3	/	/	2 (66.6)	1 (33.3)	/	2	/	/	2 (100.0)	0 (0.0)
	農業	7	/	/	6 (85.7)	1 (14.2)	/	6	/	/	3 (50.0)	3 (50.0)
	その他	8	/	/	8 (100.0)	0 (0.0)	/	8	/	/	5 (62.5)	3 (37.5)
小計		31	/	/	29 (93.5)	2 (6.4)	/	27	/	/	17 (62.9)	10 (37.0)
計		95	50 (78.1)	14 (21.8)	66 (69.4)	29 (30.5)	44	53	32 (72.7)	12 (27.2)	28 (52.8)	25 (47.1)

注(1) 上下水道事業については、上水道事業と下水道事業を合わせて内部収益率を算出している。

注(2) その他の事業には、独立採算型事業においては、空港、港湾等の事業があり、非独立採算型事業においては、水産、水資源開発等の事業がある。

そして、これらの内部収益率を算出していない理由については、協力準備調査では、内部収益率を算出しない場合の理由を協力準備調査報告書に記載することになっていないことから当該理由を把握できない状況となっていた。一方、事後評価では、内部収益率を算出しない場合は、レファレンスに基づき、事後評価者は算出しない理由を事後評価報告書等に必ず記載することになっており、内部収益率が算出されていない30事業においては、表2のとおりとなっていた。

表2 事後評価において内部収益率を算出していない理由 (単位：事業、%)

事業区分	算出の区分	算出していない事業数	算出していない理由 注(1)					その他
			被援助国政府等からのデータ入手が困難	審査時内部収益率の計算式等の根拠が不明	データの定量化が困難	事業内容が算出にない	計画と実績が大幅に異なる	
独立採算型事業	財務的収益率を算出していないもの	12	9 (75.0)	3 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (16.6)	3 (25.0)
	経済的収益率を算出していないもの	15	10 (66.6)	3 (20.0)	2 (13.3)	2 (13.3)	2 (13.3)	1 (6.6)
非独立採算型事業	経済的収益率を算出していないもの	10	8 (80.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	1 (10.0)
計 注(2)		30	21 (70.0)	6 (20.0)	3 (10.0)	2 (6.6)	4 (13.3)	5 (16.6)

注(1) 同一事業で算出していない理由が複数あるものがあるため、合計しても算出していない事業数とは一致しない。

注(2) 独立採算型事業において、同一事業で財務的収益率と経済的収益率のどちらも算出していないものがあるため、算出していない事業数を合計しても計とは一致しない。

そして、上記 30 事業のうち、計画と実績が大幅に異なるためなど内部収益率を算出していない理由が妥当と認められるものを除いて、内部収益率を算出していない主な理由については、次のとおりであった。

- ア 被援助国政府等からのデータ入手が困難であるため算出できないとしているもの
被援助国政府等からのデータ入手が困難であるため算出できないとしている事業は、被援助国政府等において、データの提供の必要性を十分認識していないことなどのため、内部収益率の算出に必要なデータを入手することができないものと考えられる。
- イ 審査時内部収益率の計算式等の根拠が不明であるため算出できないとしているもの
審査時内部収益率の計算式等の根拠が不明であるため算出できないとしている事業は、機構において算出根拠資料が適切に管理されていなかったことから事後評価者に提出されなかったため、貸付審査時と同じ算出方法で算出することができないとしているものである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

機構は、スリランカ民主社会主義共和国が、かんがい施設の改修等を通じて、農村の開発復興、貧困削減、持続的な農業開発等に寄与することを目的として実施する農村経済開発復興事業に対して、円借款(貸付実行額 59 億 7874 万余円)を実施している。

本事業については、平成 12 年度に協力準備調査が実施されており、審査時内部収益率は、経済的収益率について、事業費及び維持管理費を費用として、また、かんがい施設の改修に伴う用水の安定的供給による単位面積当たり収穫高の増加及び作付面積の増加による農業収入の増加を便益として、13.7%となっていた。

しかし、協力準備調査から 15 年が経過した 27 年度に実施した事後評価においては、審査時内部収益率の算出方法等が不明であったことから、再計算を行うことができないとして内部収益率は算出されていなかった。

ウ データの定量化が困難である又は事業内容が算出になじまないため算出できないとしているもの

データの定量化が困難である又は事業内容が算出になじまないため算出できないとしている事業は、経済的収益率を算出するに当たって必要となる、事業を実施することにより得られる便益の範囲や算出方法等が不明であるため、便益の金銭価値への換算ができないなどとしているものである。これらの事業の中には、同一の事業分野で内部収益率を算出している事業における便益等の範囲の設定や算出方法等を参考にすることで、内部収益率の算出が可能となるものもあると考えられる。

(2) 審査時内部収益率と事後評価時の内部収益率の比較

審査時内部収益率と事後評価時の内部収益率の両方を算出している50事業のうち、事業の規模が大幅に変更になるなどして単純に比較することが困難である7事業を除く43事業について、審査時内部収益率に対する事後評価時の内部収益率の比率についてみたところ、表3のとおり、50%以下のものが、財務的収益率においては9事業(32.1%)、経済的収益率においては3事業(12.5%)となっていた。また、150%超のものが、財務的収益率においては4事業(14.3%)、経済的収益率においては6事業(25.0%)となっていた。このように、事後評価時における内部収益率は、審査時内部収益率と比べて大幅に差異が生じているものも見受けられた。しかし、事後評価において、これら内部収益率の差異を踏まえて、貸付審査時における推計内容が適切であったかの評価に向けて推計内容の分析が実施されているか確認したところ、1事業を除いては実施されていなかった。

また、推計内容の整合性の確認を重ねることにより内部収益率の算出に係る精度を上げるためには、協力準備調査及び事後評価における内部収益率の算出方法について比較する必要があるため、両者の算出根拠資料が必要となる。しかし、機構は、協力準備調査の内部収益率の算出根拠資料については委託するコンサルタント業者に対して提出を求めることにしていたが、事後評価の内部収益率の算出根拠資料については事後評価者に対して提出を求めることとしていなかった。

表3 審査時内部収益率に対する事後評価時の内部収益率の比率 (単位：事業、%)

		審査時内部収益率に対する事後評価時の内部収益率の比率	財務的収益率	経済的収益率
貸付審査時と比べた事後評価時の内部収益率の数値	低くなっている事業	0%以下(数値が0又は負)	4 (14.3)	0 (0.0)
		0%超50%以下	5 (17.9)	3 (12.5)
		50%超100%未満	9 (32.1)	7 (29.2)
		小計	18 (64.3)	10 (41.7)
	高くなっている事業	100%超150%以下	6 (21.4)	8 (33.3)
		150%超200%以下	1 (3.6)	2 (8.3)
		200%超	3 (10.7)	4 (16.7)
		小計	10 (35.7)	14 (58.3)
計		28 (100.0)	24 (100.0)	

(注) 貸付審査時と事後評価時で内部収益率の数値が一致しているものはない。

(3) 内部収益率の算出誤りなど

検査の対象とした95事業のうち、内部収益率の算出根拠資料が確認できたのは50事業となっていた。そこで、これらの事業について、内部収益率が適切に算出されているか、算出根拠資料で確認したところ、費用の一部が計上されていなかったり、便益が二重に計上されていたりしていたため、内部収益率が本来算出されるべき数値よりも高く算出されているものが2事業、高く算出されている可能性があるものが5事業、データが欠損するなどして内部収益率の算出結果の妥当性が確認できなかったものが6事業見受けられた(これらの12事業(純計)に係る貸付実行額計3701億6071万余円)。

このように、協力準備調査及び貸付審査時に内部収益率による事業の採算性及び効率性の確認がされていなかったり、事後評価において貸付審査時における推計内容が適切であったかの評価に向けて推計内容の分析が行われていなかったり、内部収益率の算出を誤るなどしていたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、次のことなどによると認められた。

- ア 協力準備調査において内部収益率が算出されていない理由を把握する仕組みがなかったこと
- イ 内部収益率の算出に必要なデータの提供に向けた実施機関に対する働きかけが十分でなかったり、協力準備調査において算出された内部収益率の算出根拠資料を事後評価まで適切に管理する体制が整備されていなかったり、内部収益率を事業分野別に分析して算出マニュアルに記載するなど内部収益率の算出が可能となる方策について十分に検討していなかったりしていたこと
- ウ 事後評価において算出した内部収益率により貸付審査時における推計内容が適切であったかを評価することの重要性に対する認識が欠けていたこと
- エ 協力準備調査等において算出された内部収益率の検証が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、29年9月に算出マニュアル等を改訂するなどして、円借款の実施に当たり、協力準備調査及び貸付審査時における事業の採算性及び効率性を確認するために内部収益率を適切に算出することができるような処置を講じた。

- ア 協力準備調査において、内部収益率を算出していない場合は、その理由を案件計画調査に記載することとした。
- イ 協力準備調査又は事後評価を実施する際に実施機関から内部収益率の算出に必要なデータを入手することができるよう、協力準備調査又は円借款の実施前に、実施機関と文書等でデータの提供について合意しておくこととしたり、協力準備調査において算出された内部収益率の算出根拠資料を事後評価者に確実に提供するために、当該資料を事後評価が実施されるまで機構において保管することとしたり、過去に算出された内部収益率について、その算出方法等を分析し、事業分野ごとの費用及び便益の範囲や算出方法等を整理するなどして算出マニュアルを改訂し、コンサルタント業者等に周知したりなどした。
- ウ レファレンスを改正するなどして、事後評価において、審査時内部収益率の推計内容が適切であったかの評価に向けて推計内容の分析に努めるよう事後評価者に対して指示するとともに、事後評価者から内部収益率の算出根拠資料を提出させることとした。

エ 内部収益率を検証する体制を強化するために、関係部署において、改訂した算出マニュアルに沿って研修を実施するとともに、算出された内部収益率の妥当性を確認するよう周知徹底した。

平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 技術協力における研修員受入事業の実施について

(平成 27 年度決算検査報告 676 ページ参照)

1 本院が表示した意見

独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、開発途上地域から教育、保健医療等各分野の開発の中核を担う人材を技術研修員として我が国に招き、それぞれの国が必要とする知識や技術に関する研修等を行う研修員受入事業を実施している。そして、上記研修のうち、我が国が課題を開発途上地域の政府に提案して、当該政府の要請を得て実施する課題別研修について、研修の実施機関である機構の各国際センター及び各支部(以下、これらを合わせて「国際センター」という。)は、帰国した技術研修員(以下「帰国研修員」という。)に対して、研修で学んだ知識等を所属組織においてどのように共有したか、研修中に作成した活動計画をどのように実施したかなどの活動内容を最終報告書に記載して報告させることとしており、これらの内容から得られる教訓等は研修の評価や研修の企画・立案等に活用できるものとなっている。また、機構の各在外事務所及び各支所(以下、これらを合わせて「在外事務所等」という。)において、帰国研修員が開発途上地域の開発の中核を担う人材として活動しているかなどの現況を的確に把握することが重要となっている。しかし、最終報告書が提出されていないなどのため、国際センターにおいて、帰国研修員に係る研修効果が発現しているかを把握できておらず、また、最終報告書を研修の評価や研修の企画・立案等に活用できていない状況となっているなどの事態及び在外事務所等において帰国研修員の現況を的確に把握できない状況となっている事態が見受けられた。

したがって、機構本部において、課題別研修を受講する技術研修員に対して最終報告書の提出の意義や重要性について周知するよう国際センターに指示するとともに、最終報告書の管理及び督促の具体的な方法を検討して、これを国際センターに指示するなどして帰国研修員の活動状況や研修効果の発現状況を的確に把握する体制を整備し、最終報告書を研修の評価や研修の企画・立案等に適切に活用できるようにしたり、帰国研修員の現況把握の具体的な方法を検討して、これを在外事務所等に指示するなどして帰国研修員が開発途上地域における開発の中核を担う人材となっているかなどを的確に把握する体制を整備したりするよう、独立行政法人国際協力機構理事長に対して平成 28 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 機構本部は、29年6月に国際センターに指示して、29年度以降に実施される課題別研修を受講する技術研修員に対して最終報告書の提出の意義や重要性について来日時及び帰国前に周知させるとともに、最終報告書管理簿を作成させ、同管理簿により最終報告書の提出状況を把握して提出期限までに提出されていない場合はメール等の方法により督促させたり、帰国研修員が研修で学んだ知識等の所属組織における共有の状況等が最終報告書へ確実に記載されるようにしたりして、帰国研修員の活動状況や研修効果の発現状況を的確に把握する体制を整備し、最終報告書から得られた教訓等を研修の評価や研修の企画・立案等に適切に活用できるようにした。

イ 機構本部は、同月に在外事務所等に指示して、帰国研修員の名簿を定期的に更新させるとともに、必要に応じて当該名簿を補完するために帰国研修員が任意で組織する同窓会の名簿を入手するなどして帰国研修員の所属組織や職務等の現況を把握させることなどにより、帰国研修員が開発途上地域における開発の中核を担う人材となっているかなどを的確に把握する体制を整備した。

(2) 政府開発援助の効果の発現について

(平成27年度決算検査報告123、684ページ参照)

(128ページの外務省の項に掲記)

第18 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

第3章 第2節 第18 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

X線天文衛星 ASTRO-H の事故の教訓を踏まえて、打上げ前審査において、人工衛星の打上げ後に契約の相手方による検証作業が行われたかの確認を含む人工衛星の運用に係る作業手順が作成されているかなどについての確認を徹底することにより、今後、人工衛星の打上げ後に、契約の相手方が新たなコマンドを作成する必要が生じた場合であっても、人工衛星の運用に重大な影響を生じさせないよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(平成27年3月31日以前は独立行政法人宇宙航空研究開発機構)相模原キャンパス
ASTRO-H の概要	X線等で観測される天体の研究を通じて宇宙の構造等を解明することを目的とした人工衛星(X線天文衛星)
ASTRO-H の開発等に係る支出額	318億3257万円(背景金額)(平成15年度～28年度)
事故の一因となった作業が実施された契約名	X線天文衛星 ASTRO-H フライトモデルの開発契約
契 約 金 額	79億8477万余円(平成22年度～27年度)
上記のうち、打上げ後に作成された新たなコマンドについて、検証作業が行われたかの確認を行う取扱いとしていなかった初期運用支援に係る契約金額相当額	3130万円(平成27年度)

1 X線天文衛星 ASTRO-H等の概要

(1) 人工衛星の開発、運用等の業務の概要

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(平成27年3月31日以前は独立行政法人宇宙航空研究開発機構。以下「機構」という。)は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成14年法律第161号。27年3月31日以前は独立行政法人宇宙航空研究開発機構法)に基づき、人工衛星等の開発、運用等の業務を行っている。

人工衛星の運用は、人工衛星ごとに作成された運用計画書や運用手順書等に基づき、機構の追跡管制センター等から人工衛星に対して、軌道や姿勢を制御するなどの様々な動作を指令するためのデータ(以下「コマンド」という。)を送信することなどにより行われている。コマンドには、姿勢制御等を行う際の具体的な移動角度等の数値(以下「パラメータ」という。)が含まれているものがあり、パラメータを変更したコマンドを送信することで、^(注1)スラスタの噴射方向等の設定を変更して、人工衛星の軌道や姿勢を制御することができ

る。そして、これらのコマンドは、研究開発契約等により人工衛星の開発及び運用を請け負った企業(以下「契約の相手方」という。)等が打上げ前に作成するとともに、運用中においても必要に応じて作成している。

(注1) スラスタ 人工衛星の軌道や姿勢を微修正する際に使用される小型ロケットエンジン機構が制定した品質保証プログラム標準(平成16年安全・信頼性推進部長制定)によれば、契約の相手方は、作成したコマンド等の品質が設計段階から運用まで維持されていることを確認することなど、同標準に定められた必要な要求事項を満足するよう規定した品質保証プログラム計画書(以下「品質計画書」という。)を作成することとされており、機構の承認を得た品質計画書に基づき契約を履行することとされている。

また、機構は、人工衛星の開発、運用等に係る各プロジェクトに対して、打上げ前に実施している詳細設計審査等(以下「打上げ前審査」という。)において、作成されたコマンドの妥当性を確認するほか、人工衛星の打上げ後も、品質計画書に基づき品質が維持された適切なコマンドが作成されるなど、契約の適切な履行を確保するために、契約の相手方が、コマンドを作成する際に実施する作業過程(以下「コマンド作成プロセス」という。)に、作成されたコマンドにより人工衛星がどのような動きをするかのシミュレーション(以下「検証作業」という。)の実施を含めていることを確認している。

(2) X線天文衛星 ASTRO-H の概要

ア ASTRO-H の開発に係る契約等の概要

X線天文衛星 ASTRO-H「ひとみ」(以下「ASTRO-H」という。)は、X線等で観測される天体の研究を通じて宇宙の構造等を解明することを目的とした人工衛星である。機構は、ASTRO-H の開発や、打上げ後から本格的な運用開始までの間に係るコマンド作成等の運用支援(以下「初期運用支援」という。)等を行わせるため、22年7月に日本電気株式会社(以下「NEC」という。)との間で「X線天文衛星 ASTRO-H フライトモデルの開発契約」(22年度から27年度までの契約金額計79億8477万余円。以下「開発契約」という。)を締結している。

開発契約の履行に当たっては、NECは、作成したコマンドの品質が設計段階から運用まで維持されていることを確認することなどを明記した品質計画書に基づき、初期運用支援等の業務を実施することとしている。そして、機構は、ASTRO-H の打上げ後も、品質計画書に基づき品質が維持された適切なコマンドが作成されることを確保するために、前記のとおり、NECがコマンド作成プロセスに検証作業の実施を含めていることを確認している。

イ ASTRO-H の事故の概要

ASTRO-H は、28年2月17日に打上げに成功したが、同年3月26日に通信不通状態となった。そして、機構は、復旧調査等の結果から、ASTRO-H は人工衛星としての機能を喪失している可能性が高いと判断して、同年4月に運用を断念した。当該事故については、機構が同年6月に文部科学省に提出した「X線天文衛星 ASTRO-H「ひとみ」異常事象調査報告書」(以下「報告書」という。)において、様々な原因が報告されている。報告書によれば、ASTRO-H 打上げ後の同年2月25日に NEC が実施した、スラスタを制御するためのパラメータを変更して新たなコマンドを作成する作業において、プラスで入力すべきパラメータを誤ってマイナスで入力し、さらに、同作業で作成した

新たなコマンドについて、NECが検証作業を実施していなかったことから、同年2月28日に不適切なコマンドがASTRO-Hに送信されていたとされている。そして、同年3月26日にASTRO-H本体が回転する姿勢異常が継続したことから、セーフホールドモード^(注2)に移行するためにスラスタを噴射したが、上記の不適切なコマンドが送信されていたことによってスラスタが正常に作動せず、ASTRO-Hの回転を更に加速させたことが事故の原因の一つとされている。

(注2) セーフホールドモード 異常事態が発生した場合の安全対策の一つとして、力学的に安定かつ発生電力が確保できる姿勢に移行し、地上から復旧のためのコマンドが送信されるまで待機するモード

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

ASTRO-Hは、開発等に多額の国費が投じられたにもかかわらず、本格的な運用前に機構が運用を断念したため、X線等で観測される天体の研究を通じて宇宙の構造等を解明するという目的を達成できない結果となっており、世界のX線天文学将来計画に空白域を生じさせてしまうなどの影響を及ぼしている。そして、開発契約に基づき実施された初期運用支援において不適切なコマンドが作成されていたことが、事故の原因の一つとして挙げられている。

そこで、本院は、法規性、有効性等の観点から、NECによる開発契約の履行において、機構による打上げ前審査はASTRO-Hの運用に重大な影響を生じさせないために十分なものとなっていたかなどに着眼して、開発契約をはじめとするASTRO-Hの開発等に対して機構が支出した額計318億3257万余円を対象として、機構相模原キャンパスにおいて、契約書、調達仕様書等の関係書類を確認するとともに、開発契約の相手方であるNECにおいて、初期運用支援の作業実態等について関係者から説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、開発契約に基づき27年度に実施された初期運用支援(契約金額相当額3130万余円)において、次のような事態が見受けられた。

NECは、報告書のとおり、打上げ後に新たなコマンドを作成する作業において誤ったパラメータを入力し、コマンド作成プロセスにおいて実施することとしていた検証作業を実施していなかった。その結果、NECは、適切なコマンドを作成しておらず契約を適切に履行していなかった。

これに対して機構は、NECが打上げ後に作成した新たなコマンドについて、コマンド作成プロセスに従って検証作業が行われたかについての確認を行う取扱いとはしていなかった。

このような取扱いとしている理由について機構は、打上げ前審査においてコマンド作成プロセスに検証作業の実施が含まれていることが確認できていれば、打上げ後に新たなコマンドを作成する場合についても、確認済みのコマンド作成プロセスに従って契約の相手方が適切に作業するものと考えていたためとしている。

しかし、たとえば打上げ前審査においてコマンド作成プロセスに検証作業の実施が含まれていることが確認できていたとしても、契約の相手方によって打上げ後に新たなコマンドを作

成する際にパラメータの入力を誤ったり、検証作業の実施や確認を失念したりする人為的ミスが生ずる可能性を否定することはできない。したがって、このような取扱いは、契約の適切な履行を確保する枠組みとしては十分でなく、機構は、打上げ後に契約の適切な履行がなされなかった場合には回復不可能な重大な影響を生じさせる可能性があるという人工衛星の開発及び運用の特性を踏まえた必要な処置を講ずべきであったと認められる。現に、NECが検証作業の実施を失念した結果、不適切なコマンドがASTRO-Hにそのまま送信されており、これにより、ASTRO-Hの運用に重大な影響を生じさせていた。

このように、打上げ後に作成された新たなコマンドについて、機構がコマンド作成プロセスに従って検証作業が行われたかの確認を行う取扱いとしていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、打上げ後にNECが契約に基づき行う作業がASTRO-Hの運用に重大な影響を生じさせないようにするための審査や確認の在り方についての検討が十分でなかったことなどによるものと認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、29年9月に、人工衛星の開発、運用等に係る各プロジェクトが適用すべき過去の重要な教訓を適切に反映しているかを審査するために用いるチェックリストを改訂して、ASTRO-Hの事故を踏まえて、打上げ前審査において、人工衛星の打上げ後に契約の相手方による検証作業が行われたかの確認を含む人工衛星の運用に係る作業手順が作成されているかなどについての確認を徹底することにより、今後、人工衛星の打上げ後に、契約の相手方が新たなコマンドを作成する必要性が生じた場合であっても、人工衛星の運用に重大な影響を生じさせないよう処置を講じた。

第19 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、第20 北海道旅客鉄道株式会社、第21 四国旅客鉄道株式会社

第3章 第2節 第19 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 第20 北海道旅客鉄道株式会社 第21 四国旅客鉄道株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(3) 現場吹付法枠工の実施に当たり、枠内排水の方式や法枠本体の表面仕上げについて、経済的な設計を行うよう改善させたもの

法人名	(1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (2) 北海道旅客鉄道株式会社 (3) 四国旅客鉄道株式会社
科目	(1) (建設勘定) (項)業務経費 (2) (款)建設勘定 (項)保安防災対策 (款)鉄道事業営業費 (項)受託工事費 (3) (款)建設勘定 (項)直接工事費
部局等	(1) 本社、2支社、2新幹線建設局、2工事事務所 (2) 本社 (3) 本社
現場吹付法枠工の概要	トンネル坑口部周辺等の法面表層部の崩落防止等を目的として、法面に型枠を格子状に設置して施工するもの
契約額	(1) 25件 1015億4242万余円(平成25年度～28年度) (2) 12件 48億5230万余円(平成25年度～28年度) (3) 17件 4億5236万余円(平成25年度～28年度)
上記のうち現場吹付法枠工に係る直接工事費の積算額	(1) 25件 12億8161万余円 (2) 12件 3億7530万余円 (3) 17件 1億9212万余円
枠内排水の方式をパイプ方式にすることにより低減できた積算額(ア)	(1) 18件 3210万円(平成25年度～28年度) (2) 9件 210万円(平成25年度～28年度) (3) 17件 670万円(平成25年度～28年度)
法枠本体の表面仕上げを行わないことにより低減できた積算額(イ)	(1) 11件 1050万円(平成25年度～28年度) (2) 4件 370万円(平成25年度～28年度)
(ア)及び(イ)の計	(1) 4260万円 (2) 580万円 (3) 670万円

1 工事の概要

(1) 現場吹付法枠工の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)、北海道旅客鉄道株式会社(以下「JR 北海道」という。))及び四国旅客鉄道株式会社(以下「JR 四国」という。))ま

た、これらの会社を合わせて「2会社」という。)は、新幹線鉄道建設事業又は在来線鉄道施設の防災対策事業として、トンネル坑口部周辺等の法面表層部の崩落や岩盤剥落の防止等を目的とした法面工を多数施工している。

機構及び2会社は、法面工について、「鉄道構造物等設計標準・同解説 土構造物」(国土交通省鉄道局監修、公益財団法人鉄道総合技術研究所編)、「のり枠工の設計・施工指針」(一般社団法人全国特定法面保護協会編。以下「指針」という。)等に基づき、法面の規模・形状、環境条件、施工条件等に応じて張りブロック工、現場吹付法枠工等の工種の中から最も適切な工種を選択することとしている。そして、これらの工種のうち現場吹付法枠工は、法面に型枠を格子状に設置して施工することなどにより法面の形状に合わせて施工することができることから、機構及び2会社では、従来、法面工としてこれを選択して多数施工してきている(参考図1参照)。

(2) 枠内排水の設計

機構及び2会社は、現場吹付法枠工の縦枠及び横枠(以下「法枠本体」という。)に囲まれる部分(以下「枠内」という。)に、法面の勾配等を考慮し、雨水、湧水等(以下「雨水等」という。)による浸食や崩落防止等の目的に応じて、モルタル等を吹き付けるなどの工事(以下「中詰工」という。)を施工している。

そして、機構及び2会社は、雨水等が枠内に滞留すると横枠が劣化するおそれがあることなどから、雨水等を速やかに排水すること(以下「枠内排水」という。)を目的として、①横枠の内部に径50mm程度の塩化ビニル製の水抜きパイプを設置する方式(以下「パイプ方式」という。)又は②横枠の上面に三角形断面となるようモルタルを吹き付ける方式(以下、三角形断面に吹き付けられたモルタルを「水切り」といい、これにより枠内排水を行う方式を「水切り方式」という。)のいずれかを選択して枠内排水の設計を行っている(参考図2参照)。

(3) 法枠本体の表面仕上げ

法枠本体の表面仕上げは、モルタル等を吹き付けて法枠本体を形成した後に、その表面に残った細かな凹凸をコテにより平滑に仕上げる作業であり、指針では、法枠の景観を重視する必要がある場合を除き原則としてこれを行わないこととなっている。

(4) 現場吹付法枠工の工事費の積算

現場吹付法枠工の工事費の積算に当たって機構及び2会社が準用している「国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編)」等によれば、法枠本体については、機械経費、労務費及び材料費が一体となって構成されている市場単価により積算することとされている。そして、水切り方式により設計する場合には、法枠本体の市場単価に水切りの工事費を別途加算することとされている。一方、パイプ方式により設計する場合には、枠内排水に必要な工事費が法枠本体の市場単価に含まれており、別途加算が不要とされている。また、法枠本体の表面仕上げを行う場合は、法枠本体の市場単価に表面仕上げの工事費を別途加算することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、法規性、経済性等の観点から、機構及び2会社が実施している現場吹付法枠工について、枠内排水は経済性に配慮して適切に設計されているか、法枠本体の表面仕上げは指

針等に沿って適切に設計されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、機構6支社局等、JR北海道本社及び釧路支社並びにJR四国本社において、平成25年度から28年度までの間に契約した現場吹付法砕工を含むトンネル本体工等の工事(機構25件、契約金額計1015億4242万余円(現場吹付法砕工に係る直接工事費計12億8161万余円)、JR北海道12件、契約金額計48億5230万余円(同計3億7530万余円)、JR四国17件、契約金額計4億5236万余円(同計1億9212万余円))を対象として、設計図書等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 機構6支社局等 東京、大阪両支社、北海道、九州両新幹線建設局、青森、富山両工事事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 枠内排水の設計

機構及び2会社は、枠内排水の設計においてパイプ方式又は水切り方式いずれを選択すべきかの基準を明確にしていなかった。

そして、検査の対象とした機構25件、JR北海道12件及びJR四国17件の工事における枠内排水の方式をみたところ、表1のとおり、パイプ方式を選択していたものは機構7件及びJR北海道3件、また、水切り方式を選択していたものは機構18件、JR北海道9件及びJR四国17件となっていた。

表1 枠内排水の方式

法人名	パイプ方式		水切り方式	
	件数	現場吹付法砕工に係る直接工事費	件数	現場吹付法砕工に係る直接工事費
機構	7件	2億3463万余円	18件	10億4698万余円
JR北海道	3件	3209万余円	9件	3億4321万余円
JR四国	—	—	17件	1億9212万余円

枠内排水の積算について、前記のとおり、水切り方式の場合には、法枠本体の市場単価に水切りの工事費を別途加算することとされているのに対し、パイプ方式の場合には、枠内排水に必要な工事費が法枠本体の市場単価に含まれていて別途加算が不要であることから、水切り方式よりもパイプ方式の方が経済的な方法である。

また、中詰工にモルタルが用いられる場合は、同様の枠内排水機能を有するパイプ方式を選択したとしても、水抜きパイプが詰まるなどの問題が生じる可能性は低いと考えられる。現に、パイプ方式を選択していた工事についてみたところ、その全てにおいて、問題は生じていなかった。

そこで、水切り方式を選択していた工事に係る中詰工を確認したところ、全ての工事においてモルタルが用いられていたことから、これらの工事についても、水切り方式に代えてパイプ方式を選択して設計することが可能であったと認められた。

(2) 法枠本体の表面仕上げ

検査の対象とした機構25件、JR北海道12件及びJR四国17件の工事のうち、法枠本体の表面仕上げを行っていたものは、表2のとおり、機構11件及びJR北海道4件となっていた。

表2 法枠本体の表面仕上げを行っていた工事

法人名	件数	現場吹付法枠工に係る直接工事費
機構	11件	3億7901万余円
JR北海道	4件	8023万余円

これらの工事における現場の状況等を確認したところ、いずれの施工箇所もトンネル坑口部周辺等であって、通常、沿線住民等の目に触れる場所ではないことから、指針による法枠の景観を重視する必要がある場合に当たるとは認められず、法枠本体の表面仕上げを行う必要はなかったと認められた。

このように、現場吹付法枠工において、中詰工に水抜きパイプが詰まる可能性が低いモルタルが用いられていたのに枠内排水の設計に水切り方式を選択していた事態及び法枠の景観を重視する場合に当たるとは認められないのに法枠本体の表面仕上げを行っていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

枠内排水については、表3のとおり、機構18件、JR北海道9件及びJR四国17件の工事について水切り方式に代えてパイプ方式により設計したとして工事費を積算すると、機構で約3210万円、JR北海道で約210万円、JR四国で約670万円の直接工事費が低減でき、また、法枠本体の表面仕上げについては、表4のとおり、機構11件及びJR北海道4件の工事についてこれを行わなかったものとして工事費を積算すると、機構で約1050万円、JR北海道で約370万円の直接工事費が低減できることから、現場吹付法枠工に係る直接工事費について、機構で計4260万円、JR北海道で計580万円、JR四国で670万円が低減できたと認められた。

表3 枠内排水の方式に係る積算額

法人名	件数	直接工事費	(本院修正)直接工事費	低減額
機構	18件	10億4698万余円	10億1487万余円	3210万円
JR北海道	9件	3億4321万余円	3億4102万余円	210万円
JR四国	17件	1億9212万余円	1億8537万余円	670万円

表4 表面仕上げに係る積算額

法人名	件数	直接工事費	(本院修正)直接工事費	低減額
機構	11件	3億7901万余円	3億6849万余円	1050万円
JR北海道	4件	8023万余円	7650万余円	370万円

(発生原因)

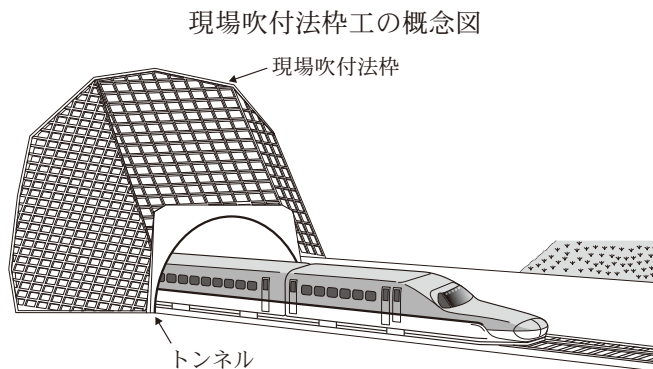
このような事態が生じていたのは、機構及び2会社において、現場吹付法枠工の設計について、より経済的な設計方法を明確にしていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

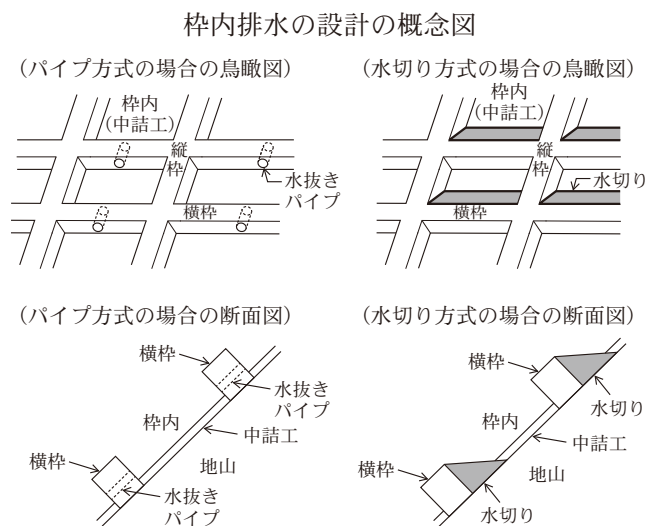
上記についての本院の指摘に基づき、機構は29年3月に各支社局等に対して、JR北海道は同年8月に会社内にそれぞれ通知を発して、枠内排水の設計について、経済性、維持管理等を考慮した上で中詰工にモルタルが用いられる場合はパイプ方式を選択することを基本としたり、法枠本体の表面仕上げについて、法枠の景観を重視する必要がある場合を除き原則

として行わないこととしたりするよう、また、JR 四国は同年8月に会社内に通知を発して、**枠内排水**について、**経済性、維持管理等**を考慮した上で**中詰工**に**モルタル**が用いられる場合は**パイプ方式**を選択することを基本とするよう、周知徹底する処置を講じた。

(参考図1)



(参考図2)



第22 独立行政法人自動車事故対策機構

不 当 事 項

そ の 他

- (330) 損失の処理に関する書類における当期末処理損失の算定に当たり、当期総損失に前期繰越欠損金を加算しなかったため、貸借対照表及び損失の処理に関する書類の当期末処理損失が過小となっていて、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの

科 目	貸借対照表 純資産の部 繰越欠損金 当期末処理損失 損失の処理に関する書類 当期末処理損失
部 局 等	独立行政法人自動車事故対策機構
当期末処理損失の算定方法	前期繰越欠損金が存在し、当期総損失を生じた場合は当期総損失に前期繰越欠損金を加えて算定し、前期繰越欠損金が存在し、その額よりも小さい当期総利益を生じた場合は、前期繰越欠損金から当期総利益を差し引いて算定する
財務諸表作成の根拠	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)
過小に表示されていた当期末処理損失の額	41,891,457円(平成27年度)

1 財務諸表の作成

独立行政法人は、独立行政法人通則法(平成11年7月法律第103号。以下「通則法」という。)によれば、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該年度の終了後3月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされている。そして、政令で定める基準により監事の監査のほか会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、財務諸表を主務大臣に提出するときは、財務諸表及び決算報告書に関する監事の監査報告及び会計監査人の会計監査報告を添付しなければならないとされている。

また、独立行政法人の会計については、通則法及び主務省令に基づき、「独立行政法人会計基準」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「会計基準」という。)に従うものとされ、会計基準に定められていない事項については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされている。会計基準によれば、損失の処理に関する書類において、「当期末処理損失は、前期繰越欠損金が存在し、当期総損失を生じた場合は当期総損失に前期繰越欠損金を加えて表示し」なければならないとされている。

そして、独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)は、平成27年度の財務諸表を28年6月27日に国土交通大臣に提出し、同年9月1日、機構が提出した財務諸表のとおり国土交通大臣の承認を受けている。

2 検査の結果

本院は、正確性等の観点から、財務諸表が会計基準等に準拠して適正に表示されているかなどに着眼して、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき本院に提出された機構の27年度の財務諸表について書面検査を行うとともに、機構本部及び国土交通本省において、当該財務諸表の作成から大臣承認までの事務の実施状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

機構は、27年度の決算において、前期繰越欠損金が存在し、当期総損失が生じているのに、損失の処理に関する書類における「I 当期末処理損失」を、「当期総損失に前期繰越欠損金を加えて表示し」なければならないという会計基準の規定に従うことなく、表1の左欄のとおり、当期総損失と同額の32,977,412円と表示していた。しかし、正しくは、表1の右欄のとおり、当期総損失32,977,412円に前期繰越欠損金41,891,457円を加えて算定した額である74,868,869円と表示すべきであり、機構の損失の処理に関する書類には41,891,457円過小な額が表示されていた。

表1 損失の処理に関する書類 (単位：円)

機構が行った表示		会計基準に準拠した表示	
I 当期末処理損失	32,977,412	I 当期末処理損失	74,868,869
当期総損失	32,977,412	当期総損失	32,977,412
前期繰越欠損金	41,891,457	前期繰越欠損金	41,891,457
II 次期繰越欠損金	74,868,869	II 次期繰越欠損金	74,868,869

また、機構は、貸借対照表における純資産の部の「Ⅲ繰越欠損金」の内訳について、表2の右欄のとおり、損失の処理に関する書類における当期末処理損失について、当期総損失に前期繰越欠損金を加えて算定した74,868,869円と表示すべきであるのに、前期からの繰越欠損金の額41,891,457円及び当期総損失の額32,977,412円を用いて、表2の左欄のとおり、それぞれ繰越欠損金及び当期末処理損失として表示していた。

表2 貸借対照表 (単位：円)

機構が行った表示		会計基準に準拠した表示	
Ⅲ 繰越欠損金		Ⅲ 繰越欠損金	
繰越欠損金	41,891,457	当期末処理損失	74,868,869
当期末処理損失	32,977,412	(うち当期総損失	32,977,412)
(うち当期総損失	32,977,412)	繰越欠損金合計	74,868,869
繰越欠損金合計	74,868,869		

前記のとおり、当期末処理損失を、当期総損失に前期繰越欠損金を加えて表示することは、損失の処理に関する書類における基本的な経理処理として、会計基準に明記されているものである。

しかし、機構は、会計基準を十分に確認することなく、表1及び表2の左欄のとおり表示

した財務諸表を作成していた。

したがって、機構の財務諸表は、貸借対照表及び損失の処理に関する書類の当期末処理損失の額が適正に表示されておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、財務諸表の作成者である機構において、会計基準に対する基本的な理解が十分でなかったことによると認められる。

第23 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

必要な数量を超過するなどしている予備部品の優先的な使用を操業会社に指示することなどにより、国家備蓄施設における備蓄機器の部品の調達に係る経費を抑制させて業務委託料の節減を図るよう改善の処置を要求したもの

科 目	(石油天然ガス等勘定)経常費用 (平成 23 年度以前は、(石油天然ガス勘定)経常費用)
部 局 等	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
備蓄機器の部品の概要	我が国又は国内の特定の地域において石油の供給が不足する事態に備えて設置された国家備蓄施設に整備された原油ポンプ等の備蓄機器の部品
備蓄機器の部品の調達に係る契約件数及び契約金額	30 件 26 億 5898 万余円(平成 21 年度～28 年度)
必要な数量を超過するなどしている予備部品を使用することなく調達していた部品の品目、数量及び調達額	8 品目 15 個 5481 万円(平成 21 年度～25 年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

国家備蓄施設における備蓄機器の部品の調達等について

(平成 29 年 10 月 30 日付け 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事長宛て) 標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 備蓄機器の部品の調達等の概要

(1) 国家備蓄施設等の概要

貴機構は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成 14 年法律第 94 号)に基づき、国の委託を受けて、石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和 50 年法律第 96 号)に規定する国家備蓄石油及び国家備蓄施設(以下「備蓄基地」という。)を管理している。

国家備蓄石油は、我が国への石油の供給が不足する事態及び我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態に備えて国が所有するものである。また、備蓄基地は、国家備蓄石油の備蓄に必要な施設であって国が所有するものであり、国家備蓄石油のうち原油を備蓄するために全国に 10 備蓄基地^(注1)が設置されている。

(注1) 10 備蓄基地 むつ小川原、苫小牧東部、白島、福井、上五島、秋田、志布志、串木野、久慈、菊間各国家石油備蓄基地

貴機構は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構業務方法書(平成 16 年資第 2 号)に基づき、10 備蓄基地の管理等に係る業務の一部を、備蓄基地の運営、保守管理等の

業務を実施することを目的として設立されるなどした8株式会社(以下「操業会社」という。)に委託している。

(2) 備蓄基地の管理に係る委託契約等の概要

国と貴機構との間で毎年度締結されている備蓄基地の管理に係る委託契約によれば、貴機構は、備蓄基地の管理のための支出を委託契約書に附属する実施計画書に記載された支出計画により行い、国はその費用を負担することとされている。そして、国は、毎年度、委託契約の業務完了後に、貴機構が提出する実績報告書に基づき支払うべき金額を確定することとされている。

また、貴機構と操業会社との間で締結されている備蓄基地の運営、保守管理等に係る業務委託契約(以下「操業委託契約」という。)によれば、操業会社が委託業務の実施に要した経費については貴機構が全て負担することとされている。そして、貴機構は、毎年度、委託業務完了後に、操業会社が提出する実績報告書に基づき支払うべき金額を確定することとされている。

操業委託契約によれば、操業会社は、備蓄基地に係る運転業務、施設管理業務等を実施することとされており、このうち施設管理業務は、原油ポンプ等の機器等(以下「備蓄機器」という。)の定期的な点検・検査、それらの結果に基づく整備・修理等の実施等とされている。そして、操業会社は、備蓄機器の整備等の実施に当たっては、その際に使用する部品の調達を含めた備蓄機器の整備等の計画を事前に貴機構に提出してその承認を受けることとされている。

(3) 備蓄機器の部品の調達及び予備部品の概要

操業会社は、上記施設管理業務の一環として、備蓄機器の部品を含む物品の調達、保管等を行っている。保管等を行っている物品には、操業会社が業務委託料により、製造業者等と購入契約を締結して調達したり、工事等の請負人と締結した備蓄機器の修繕に係る契約に含めて調達したりしているもののほかに、石油公団(平成17年4月1日解散)が資本金の70%を出資して設立した操業会社の前身となる株式会社が、同公団からの資金を原資として調達した後、同公団の解散が決定したことに伴って16年2月に解散するなどした際に貴機構が承継して、操業会社に貸与しているもの(以下「貸与品」という。)がある。そして、操業会社が業務委託料により調達する物品及び貸与品には、故障等が生じた備蓄機器の部品と交換するために保管することとしている原油ポンプの回転軸を支えるベアリング、防油堤のオイルフェンス用膜材等の部品(以下「予備部品」という。)が含まれている。これらの予備部品は、それぞれの備蓄機器の専用品であって、品目ごとに用途が異なる。

貴機構は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構物品管理要領(2004年(財経)要領第5号。以下「要領」という。)等に基づき、取得価額が10万円以上であって耐用年数が1年以上の貸与品である予備部品及び貸与品以外の予備部品であって取得価額が20万円以上等の要件に該当するものについては、台帳を作成するなどして保管数量や受払いについて記録することとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴機構は、各備蓄基地において、備蓄機器を適切に管理するために、前記のとおり、操業会社に、予備部品の保管等を行わせている。そこで、本院は、経済性等の観点から、予備部

品の活用を考慮して部品を調達しているかなどに着眼して、10 備蓄基地において、取得価額が10 万円以上であって耐用年数が1 年以上の予備部品を対象として、調書の提出を求めるなどして検査を行った上で、3 備蓄基地^(注2)における部品の調達に係る契約について、契約書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 3 備蓄基地 上五島、串木野、菊間各国家石油備蓄基地

(検査の結果)

貴機構は、29 年3 月末時点で、8 備蓄基地で419 品目1,034 個の予備部品(取得価額計8 億8156 万余円)を操業会社に保管させているが、これらの予備部品について専ら故障時の対応のために保管することになっていること、それらの多くが貸与品であることなどから、各備蓄機器に必要な予備部品の品目及び数量を設定しておらず、予備部品として保管する必要がなかったり、予備部品として保管する必要がある数量を超過していたりするもの(以下「余剰部品」という。)があるかを把握することとしていなかった。

そこで、上記419 品目1,034 個の予備部品についてみたところ、非常時の対応のために不可欠と認められるものがある一方で、表1 のとおり、5 備蓄基地における109 品目189 個(取得価額計2 億9821 万余円)については、使用先となる備蓄機器に故障等が生じた際でも当該予備部品を使用することなく別途整備されている予備の備蓄機器を使用して対応できたり、点検の結果、劣化の兆候が確認できた時点で調達手続をとることにより交換が必要な時期までに調達することが可能であったりすることなどから、余剰部品であると認められた。

表1 予備部品及び余剰部品の数量等 (単位：品目、個、千円)

備蓄基地名	平成29年3月末時点において保管させていた予備部品			うち、余剰部品と認められたもの		
	品目数	個数	取得価額計	品目数	個数	取得価額計
むつ小川原国家石油備蓄基地	130	229	83,226	3	5	2,170
白島国家石油備蓄基地	80	102	138,002	7	22	10,689
福井国家石油備蓄基地	5	9	26,838	0	0	—
上五島国家石油備蓄基地	95	346	555,935	25	46	253,703
秋田国家石油備蓄基地	15	196	32,978	0	0	—
志布志国家石油備蓄基地	18	31	11,389	0	0	—
串木野国家石油備蓄基地	53	79	21,408	53	79	21,408
菊間国家石油備蓄基地	23	42	11,782	21	37	10,242
合計	419	1,034	881,560	109	189	298,214

注(1) 表中の金額は単位未満を切り捨てていることから、合計欄の取得価額計は各備蓄基地の合計と一致しない。

注(2) 苫小牧東部、久慈両国家石油備蓄基地には、検査の対象とした取得価額が10 万円以上であって耐用年数が1 年以上の予備部品が存在しない。

そして、上記109 品目189 個の余剰部品のうち99 品目162 個(取得価額計2 億8535 万余円)を保管している前記の3 備蓄基地において、21 年度から28 年度までの間に操業会社が製造業者、工事の請負人等と締結した部品の調達に係る契約のうち契約書等により確認できた30 件の契約(契約金額計26 億5898 万余円)について、余剰部品の活用を考慮して部品を調達しているか検査したところ、次のような事態が見受けられた。

上五島国家石油備蓄基地には、原油を貯蔵している洋上タンクの周囲の海域に原油の流出拡大を防止するための防油堤が設置されており、その防油堤には、海上及び海中における原油の流出を防止するためのオイルフェンス用膜材等の交換可能な部品が取り付けられている。そして、貴機構は、操業会社に点検・整備を行わせた結果、交換の必要性が確認できたことから、21年度以降、毎年度、当該部品を交換することとする計画を承認していた。操業会社は、これに基づき、21年度から28年度までの間、毎年度、製造業者等と浮防油堤補修工事契約等を締結して、表2のとおり、同備蓄基地において保管する12品目の予備部品と同一品目の部品を計283個調達していた。

表2 上五島国家石油備蓄基地における防油堤の部品に係る12品目の調達状況 (単位：件、千円、品目、個)

年度	契約件数	契約額計	12品目の部品の調達状況	
			品目数	個数
平成21	2	192,675	3	42
22	2	264,705	6	52
23	2	190,260	4	33
24	2	189,504	3	32
25	2	264,127	4	29
26	2	279,504	4	29
27	2	301,320	5	33
28	2	264,384	2	33
合計	16	1,946,479	12	283

注(1) 契約額には工事費等が含まれている。

注(2) 各年度で同一の品目を調達しているものがあることから、合計欄の品目数は各年度の合計と一致しない。

しかし、上記12品目283個の部品のうち、8品目15個(調達価格計5481万余円)^(注3)については、同備蓄基地に同一品目の余剰部品8品目15個(取得価額計5712万余円)があることから、これらを考慮することなく別途調達していたことは適切とは認められない。

(注3) 調達価格 調達単価を確認することができた7品目14個の部品の価格

貴機構は、備蓄機器の部品の調達に当たっては、当該部品の調達を含めた備蓄機器の整備等の計画の承認を行っているが、前記のとおり、各備蓄機器に必要な予備部品の品目及び数量を設定しておらず、余剰部品の存在を把握することとしていなかった。また、貴機構は、大半の予備部品について要領等に基づき品目、保管数量等を台帳により管理しているものの、予備部品の使用先となる備蓄機器の名称等を記載することとしておらず、さらに、要領等に基づく管理の対象とならない予備部品もあることから、予備部品の使用先となる備蓄機器等を認識できず、予備部品の活用に係る検討を行えない状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

貴機構において、余剰部品の存在を把握しないまま、操業会社に余剰部品を活用させることなく同一品目の部品を別途調達させている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、各備蓄機器に必要な予備部品の品目及び数量を設定することについて検討していないこと、備蓄機器の部品を調達する操業会社に対して余剰部品を優先的に使用するなどその有効活用を図る指示を行っていないこと、予備部品の適切な管理に必要な情報を把握することについての理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴機構が管理を受託している備蓄基地は、国民生活の安定を保証するための重要施設であることから、今後も引き続き適切に管理していく必要がある一方で、その管理に当たっては更なるコスト削減が求められている。

については、貴機構において、備蓄基地の運営、保守管理等に当たり、部品の調達に係る経費を抑制させて業務委託料の節減を図るよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 操業会社に対して、予備部品として保管する必要性及び数量を判断する際の要件を示して、これに沿って各備蓄機器に必要な予備部品の品目及び数量を設定させること
- イ 操業会社に対して、部品を交換する必要がある場合には同一品目の余剰部品を優先的に使用するよう求めるなど、余剰部品の有効活用を図るための指示を行うこと
- ウ 必要な予備部品及び余剰部品の品目や数量、その使用先となる備蓄機器の名称等の情報を操業会社に報告させて、その情報を基に管理台帳を整備して、予備部品の活用状況について定期的に確認すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

退職給付債務に係る引当外退職給付増加見積額等について、財務諸表を適正な表示に是正させるとともに、事務処理体制を整備したりマニュアルを作成したりして退職給付債務に係る算定等を適切に行うよう改善させたもの

科 目 等	貸借対照表 注記 行政サービス実施コスト計算書 引当外退職給付増加見積額
部 局 等	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
運営費交付金により財源措置が行われる退職一時金に係る退職給付債務の財務諸表における表示の概要	運営費交付金により財源措置が行われる退職一時金に係る退職給付債務については、その見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、退職給付債務の毎事業年度の増加額を行政サービス実施コスト計算書に引当外退職給付増加見積額として表示するもの
過小に表示していた運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額	444万円(平成25年度)

過小に表示して
いた引当外退職
給付増加見積額

444 万円(平成 25 年度)
1 億 8176 万円(平成 27 年度)

1 制度の概要

(1) 財務諸表の作成と会計基準

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に基づき、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類等(以下「財務諸表」という。)を作成することとなっている。そして、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」(平成 16 年経済産業省令第 9 号)によれば、上記の主務省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書等とするとされている。また、機構がその会計を処理するに当たっては、「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]」(平成 12 年 2 月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「会計基準」という。)に従うものとされている。

(2) 行政サービス実施コスト計算書の概要

会計基準によれば、独立行政法人は、納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するために行政サービス実施コスト計算書を作成して、損益計算書等には計上されないが、一会計期間に属する独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストである行政サービス実施コストを集約して表示することとされている。

(3) 財務諸表における退職給付債務の取扱い

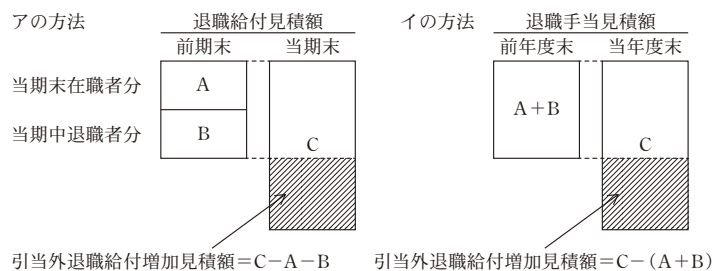
会計基準によれば、退職給付(独立行政法人の役員及び職員の退職を事由として支払われる退職一時金等をいう。以下同じ。)に係る引当金は貸借対照表の固定負債に計上するものとするとしているが、独立行政法人の業務運営の財源に充てるために必要な資金として国が交付する運営費交付金により財源措置が行われる退職一時金に係る退職給付債務については、退職給付引当金を貸借対照表に計上せず、その注記において「運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額」等として表示することとされている。そして、当該退職給付債務に係る毎事業年度の増加額は、費用として損益計算書に計上せず、行政サービス実施コスト計算書において、引当外退職給付増加見積額として表示することとされている。引当外退職給付増加見積額の算定に関しては、会計基準に関して実務上の留意点を示した「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]に関する Q&A」(平成 12 年 8 月総務省行政管理局、財務省主計局及び日本公認会計士協会策定)に次のア及びイの方法が示されており(図 1 参照)、機構は、アの方法を採用している。

ア 事業年度末に在職する役職員について、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積相当額を控除する。

イ 当年度末退職手当見積額から前年度末退職手当見積額を控除する。

退職一時金に係る引当外退職給付増加見積額の算定においては、アの退職給付見積額とイの退職手当見積額は同義であり、アの方法は、イの方法における前年度末退職手当見積額を当期末在職者と当期中退職者とに区分してそれぞれ算定しているものである。そのため、ア及びイのいずれの方法によっても、引当外退職給付増加見積額の算定結果は同じになる。

図1 引当外退職給付増加見積額の算定方法の概念図



(4) 機構における決算の概要

機構は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構会計規程(2004年(財経)規程第6号)によれば、毎事業年度終了後、速やかに資産、負債及び損益等の諸勘定について、所要の整理をしなければならないとされ、その後、財務諸表を作成することとされている。そして、その作成の際に、決算における経理処理として、固定資産の減価償却、引当金の計上等を行っており、その算定のための決算資料を作成している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

会計基準によれば、独立行政法人の業務運営について、適切に事後チェックを行うためには、業績評価が適正に行われなければならないとされており、業績の適正評価の観点等から、独立行政法人の会計は、その財政状態及び運営状況に関して、真実な報告を提供するものでなければならないとされている。

そこで、本院は、正確性等の観点から、財務諸表が会計基準等に準拠して適正に表示されているか、決算に係る事務処理体制が適切なものになっているかなどに着眼して、機構の平成23年度から27年度までの財務諸表を対象として、機構本部において、退職給付引当金関係書類等の決算資料と財務諸表の表示とを照合するとともに、決算資料の作成状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、運営費交付金により財源措置が行われる退職一時金に係る退職給付債務の算定等に関して、次のような事態が見受けられた。

(1) 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額を過小に表示していた事態

機構は、25年度末の退職給付引当金の見積額の算定に当たり、同年度末時点で未払となっていた退職一時金の額を退職給付引当金の見積額に含めるべきであったのに、これを含めることなく決算資料を作成していた。このため、機構は、25年度の貸借対照表の注記の「運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額」を76億4293万余円とすべきところを76億3849万余円として444万余円過小に表示していた(表参照)。

(2) 引当外退職給付増加見積額を過小に表示していた事態

機構は、(1)の誤りなどにより、25年度の行政サービス実施コスト計算書の引当外退職給付増加見積額を5066万余円とすべきところを4622万余円として444万余円過小に表示していた(表参照)。

また、機構は、退職給付債務に係る決算資料の作成に当たり、引当外退職給付増加見積額については、1(3)アの算定方法により、①事業年度末に在職する役職員に係る当期末の退職給付見積額(図2のC)から当該役職員に係る前期末の退職給付見積額(図2のA)を控

除した額を求めた上で、②その額から、事業年度中に退職した者に係る前期末の退職給付見積相当額(図2のB)を控除して計算することとしている。

しかし、機構は、27年度の引当外退職給付増加見積額の算定に当たり、1(3)イの算定方法と混同して、上記①の計算において、同年度末に在職する役職員に係る前期末の退職給付見積額(図2のA)を控除する際に、誤って同年度中に退職した者に係る前期末の退職給付見積相当額(図2のB)1億8176万余円を含めて控除した上で、上記②の計算において同額を重ねて控除して決算資料を作成していた(図2参照)。このため、機構は、27年度の行政サービス実施コスト計算書の引当外退職給付増加見積額を1億8176万余円過小に表示していた(表参照)。

図2 機構における平成27年度の引当外退職給付増加見積額の算定誤りの概念図

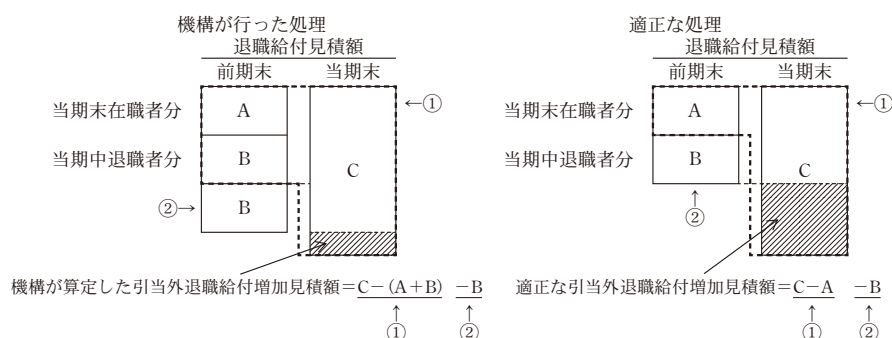


表 (1)及び(2)の算定誤りの状況

(単位：千円)

項目	平成25年度			27年度		
	(ア)機構計算	(イ)適正額	過小金額 (イ)-(ア)	(ア)機構計算	(イ)適正額	過小金額 (イ)-(ア)
a 事業年度末に在職する役職員に係る当期末の退職給付見積額(「運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額」として貸借対照表の注記に表示)	7,638,494	7,642,937	4,442	4,277,450	4,277,450	—
b 事業年度末に在職する役職員に係る前期末の退職給付見積額	7,228,716	7,228,716	—	7,939,540	7,757,771	△ 181,769
c 事業年度中の退職者に係る前期末の退職給付見積相当額	291,211	291,211	注(1) △ 0	181,769	181,769	—
d 差引 (a - b - c)	118,566	123,009	4,442	△ 3,843,859	△ 3,662,090	181,769
e その他所要の調整	△ 72,346	△ 72,346	—	89,485	89,485	—
f 引当外退職給付増加見積額 (d + e) (行政サービス実施コスト計算書に表示)	46,220	50,662	4,442	△ 3,754,373	△ 3,572,604	181,769

注(1) 計算する際の端数処理を単位未満で誤ったものである。

注(2) 表の網掛けは、aは(1)の算定誤りについて、fは(2)の算定誤りについて、それぞれ表している。

注(3) 表中の金額は単位未満を切り捨てているため、差引欄等と一致しないものがある。

(1)及び(2)の事態に関して、機構の決算に係る事務処理体制についてみたところ、機構は、決算における経理処理の事務処理体制は定めていなかったが、常時経理処理を行う必要がある固定資産、有価証券等については、担当者を複数配置して業務を実施しており、それらに係る決算資料の作成に当たっても通常の経理処理と同様にこれらの複数の担当者が業務を実施していた。一方で、年に1回の決算時しか経理処理を行う必要がない退職給付債務等については、担当者を1名しか配置していなかった。その結果、固定資産、有価証券等の決算資料については通常の経理処理と同様に複数の担当者がその内容を確認していたが、退職給付

債務に係る決算資料については複数の担当者がその内容を確認していなかった。さらに、機構は、退職給付債務に係る決算資料の作成は前記のとおり複雑な算定を要するものであるのに、担当者が当該算定方法を十分に理解できるように具体的な算定方法等を記述したマニュアル等を作成するなどしていなかった。

上記のように、25、27両年度において、退職給付債務に係る金額の算定を誤ったことにより行政サービス実施コスト計算書や貸借対照表の注記の額を過小に表示していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、行政サービス実施コスト計算書等の退職給付債務に係る決算資料の作成に当たり、複数の担当者がその内容を確認するよう定めて、これを確実に実施させることなどの必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、次のような処置を講じた。

ア 25、27両年度の財務諸表の表示の誤りについて、28年度の財務諸表において、当該誤りに係る修正額を行政サービス実施コスト計算書の引当外退職給付増加見積額に含めて表示するとともに、「重要な会計方針」及び「注記事項」に当該修正額を記載した。

イ 29年4月に、行政サービス実施コスト計算書等の退職給付債務に係る決算資料を含む財務諸表の基礎となる決算資料の全てについて、担当者を複数配置し、作成担当者以外の担当者による確認を行う事務処理体制にするとともに、退職給付債務に含むべき対象やその増加額の算定方法を具体的に記述したマニュアルを作成した。

第24 独立行政法人国立病院機構

不 当 事 項

予 算 経 理

- (331) 診療材料の購入に当たり、会計規程等に違反して予定価格を定めるなどせずに、一般競争に付することなく特定の販売業者から随意契約により購入していて、契約手続が適正を欠いていたもの

科 目	材料費
部 局 等	独立行政法人国立病院機構あきた病院
契 約 の 概 要	患者の診療等に必要なるガーゼ、カテーテル等の診療材料を年間を通じて繰り返し購入するもの
年間を通じて繰り返し購入している診療材料に係る支払額	628,006,579 円(平成 23 年 4 月～28 年 12 月)
上記のうち契約手続が適正を欠いていた支払額	607,125,952 円

1 診療材料の購入の概要等

独立行政法人国立病院機構あきた病院(以下「あきた病院」という。)は、独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)が設置し、病床数 340 床(平成 28 年 12 月末現在)を有する病院であり、患者の診療等に当たり必要となるガーゼ、カテーテル等の診療材料を年間を通じて繰り返し購入している。

独立行政法人国立病院機構会計規程(平成 16 年規程第 34 号。以下「会計規程」という。)によれば、機構の病院等が売買等の契約を締結する場合には、原則として、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないとされている。ただし、会計規程及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(平成 16 年細則第 6 号。以下「細則」という。)によれば、予定価格が 160 万円を超えない財産を買い入れる場合等には随意契約によることができることとされている(以下、この随意契約によることができる限度額を「少額随契基準額」という。)が、この場合であっても予定価格の決定を省略することはできないことになっている。

また、細則によれば、経理責任者である院長は、予定価格が 100 万円を超えない随意契約による場合を除き、契約する事項に関し、当該事項に関する仕様書等に基づき予定価格を明らかにした予定価格調書を作成しなければならないとされており、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、数量の多寡等を考慮して適正に定めなければならないとされている。また、契約する事項の価格の総額又は単価について定めなければならないとされている。さらに、院長は、契約を締結するときは、原則として契約書を作成しなければならないとされている。

そして、機構本部から各病院に対して発出された「競争性、公正性、透明性を確保するための契約事務の徹底について」(平成 20 年 6 月 25 日企発第 0625001 号)によれば、予定価格は、

契約額を決定するための基準となる重要なものであることから、契約の締結に当たっては必ず事前に定めることなどとされている。また、競争性の確保については、いわゆる分割発注による恣意的な随意契約であるとの誤解を受けないように、年間の購入予定総額が少額随契基準額を超える場合には一般競争に付すること、年間を通じて頻繁に契約を締結することが明らかなものについては、一般競争による単価契約として年間分を一括して契約することなどとされている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、診療材料の購入は会計規程等に基づいて適正に行われているかなどに着眼して、あきた病院が23年度から28年度までの間に年間を通じて繰り返し購入していた診療材料の購入に係る契約(23年4月から28年12月までの支払額計628,006,579円)を対象として、あきた病院において、見積書等の契約関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

あきた病院は、前記診療材料の購入のうち、23年度計82,587,972円、24年度計90,885,928円、25年度計97,224,097円、26年度計115,033,499円、27年度計122,338,994円、28年度計99,055,462円、合計607,125,952円分については、品目ごとに年間を通じて同一の販売業者から随意契約により購入していた。これら診療材料の購入に係る契約の締結に当たり、あきた病院は、前年度の契約単価や市場価格の調査等を行っていなかったり、過去の購入実績等により年間の購入予定総額を算出していなかったりして、これらに基づく予定価格を定めておらず、予定価格調書も作成していなかった。このため、これら診療材料の購入に係る契約は、予定価格がないことから予定価格が少額随契基準額を超えない場合には該当しないのに、あきた病院は、本件診療材料の購入に当たり、一般競争に付することなく一律に随意契約により契約を締結していた。そして、毎年度、特定の販売業者から提出させた見積書に基づくなどして年度当初に品目ごとに決定した単価により、契約書を作成することなく、年間を通じて繰り返し当該特定の販売業者から診療材料を購入しており、こうした手続による診療材料の購入は、本院が会計実地検査を行った28年12月まで継続されていた。

しかし、このような契約手続は、予定価格を定めなければならないなどとする会計規程等に違反するのみならず、一般競争に付すべき購入契約が特定の販売業者との随意契約により行われており、競争性が確保されていないものとなっていた。現に、直近で1年間の支払額が確認できる27年度における診療材料の購入契約についてみると、1年間の支払額が少額随契基準額を超えていたものが16品目、支払額計61,635,713円あり、上記27年度の支払額計122,338,994円の50.3%を占めていた。

このように、あきた病院において、診療材料の購入に当たり、会計規程等に違反して予定価格を定めるなどせず、一般競争に付することなく特定の販売業者から随意契約により購入していた事態は、契約手続が適正を欠いており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、あきた病院において、診療材料の購入に当たり、会計規程等に従い契約手続を適正に行う必要があることについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

不正行為

(332) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部 局 等	独立行政法人国立病院機構盛岡病院、山形病院
不正行為期間	平成 25 年 12 月～27 年 10 月
損害金の種類	消耗品費等
損 害 額	6,240,718 円

本院は、独立行政法人国立病院機構盛岡病院及び山形病院(以下「両病院」という。)における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく同機構理事長からの報告を受けるとともに、両病院において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、両病院において、企画課契約係長等であった白鳥某が、消耗品等の購入に関する事務等に従事中、平成 25 年 12 月から 27 年 10 月までの間に、販売業者に作成させた架空の納品書に基づき虚偽の会計伝票を作成するなどして、当該業者の銀行口座に代金として計 6,240,718 円を振り込ませた上でその一部を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、29 年 9 月末までに 5,568,668 円が同人から返納されるなどしている。

平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

重症心身障害者等の日用品費に係る患者負担額の算定について

〔平成 26 年度決算検査報告 756 ページ参照〕
〔平成 27 年度決算検査報告 698 ページ参照〕

1 本院が求めた是正改善の処置

独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)が設置している 143 病院のうちの 73 病院は、重症心身障害者及び重症心身障害児を受け入れており、当該 73 病院は、医療の提供のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 3 月 31 日以前は障害者自立支援法)等に基づき、療養介護に係る障害福祉サービス等として、生活支援員等による支援のほか、紙おむつ、衛生用品等の日用品の提供及び衣類等の洗濯等のサービスの提供を行うなどしている。そして、機構本部が各病院に対して発出した通知によれば、これらの日用品及びサービスの提供に要する費用(以下「日用品費」という。)のうち、10,000 円(月額)を超える部分(以下「患者負担額」という。)は、重症心身障害者又は重症心身障害児の保護者(以下、両者を合わせて「重症心身障害者等」という。)に負担を求めることとされており、また、患者負担額の変更は、年度ごとに行うこととされている。しかし、12 病院を検査したところ、5 病院において、患者負担額の見直しを行っていなかったことなどにより、重症心身障害者等に負担を求める日用品費を過小に算定している事態が見受けられた。

したがって、機構本部において、重症心身障害者及び重症心身障害児を受け入れている73病院に対して、重症心身障害者等に負担を求める趣旨等を周知徹底するとともに、患者負担額の具体的な算定方法等を周知するなどして患者負担額を適切に算定できるよう、独立行政法人国立病院機構理事長に対して27年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構本部は、本院指摘の趣旨に沿い、関係団体等と調整するなどした上で、28年12月に73病院等に対して通知を発出し、重症心身障害者等に負担を求める趣旨等を周知徹底するとともに、患者負担額の具体的な算定方法等を周知して各病院が患者負担額を適切に算定できるよう処置を講じていた。

第25 独立行政法人中小企業基盤整備機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資承継勘定における政府出資金について、同勘定で管理する株式等の管理費用等を考慮して真に必要となる政府出資金の額を検討した上で、必要額を超えて保有していると認められる政府出資金に係る資産については、不要財産として速やかに国庫納付を行うことにより政府出資金を減資して、その規模を適切なものとするよう意見を表示したもの

(平成 29 年 10 月 17 日付けで経済産業大臣及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、396 ページの経済産業省の項に掲記)

第26 独立行政法人都市再生機構

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について

〔平成 25 年度決算検査報告 883 ページ参照〕
〔平成 26 年度決算検査報告 770 ページ参照〕
〔平成 27 年度決算検査報告 700 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について、独立行政法人都市再生機構会計規程等を定めて、これに基づき会計処理を行っている。そして、一部の賃貸住宅を対象に、賃貸住宅団地の経営管理を行うために、保全工事の実施による損益等の推移等を検討した賃貸住宅団地ごとの事業計画(以下「団地別事業計画」という。)を策定している。しかし、保全工事に係る会計処理に当たり、除却した建物附属設備等、構築物及び機械装置(以下、これらを合わせて「設備等」という。)の機能を考慮しないまま工事費の資産計上及び費用処理(以下、これらを合わせて「資産計上等」という。)を実施している事態及びこのような資産計上等により算定された損益等に基づく団地別事業計画を踏まえて保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を行っている事態が見受けられた。

したがって、機構において、除却した設備等の機能を考慮しないまま工事費の資産計上等を行っている保全工事については、適切な資産計上等が行えるよう工事費の範囲等を検討したり、この検討結果を踏まえた保全工事に係る会計処理に基づく損益等を団地別事業計画等に反映させた上で、これを踏まえて保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を行うよう支社等に周知したりするよう、独立行政法人都市再生機構理事長に対して平成 26 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、27 年 6 月から 28 年 3 月まで外部機関を活用して保全工事の仕様、積算内容等の分析及び調査を行い、その後、当該調査結果等を踏まえて、適切な資産計上等が行えるよう工事費の範囲等の検討を行った。その結果、工事費のうち撤去費相当額については資産計上をしないこととする見直しを行い、同年 11 月に支社等にその旨を周知した。また、同年 4 月以降、団地別事業計画は策定しないこととされたが、機構は、29 年 1 月に、見直し後の会計処理に基づく損益等が反映された個別団地の経営状況等を総合的に勘案の上、保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を効果的、効率的に行うよう、支社等に周知する処置を講じていた。

一方、機構は、上記の見直しに加えて、保全工事において除却される設備等の未償却簿価相当額を踏まえた資産計上等が行えるよう、外部機関を活用して、その算出方法等を検討している。

第27 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税について

(平成 27 年度決算検査報告 703 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、機構の研究開発に係る各種業務を実施している東海拠点において、原子力発電所等において使用済みとなった核物質燃料(以下「使用済核燃料」という。)をせん断し、溶解するなどして、ウラン、プルトニウム、高レベルの放射性液体廃棄物(以下「高放射性廃液」という。)等に分離する処理(以下「再処理」という。)を行っている。そして、機構が保管している高放射性廃液の多くは、機構が8電気事業者と締結した再処理に係る役務契約に基づき、電気事業者から受け入れた使用済核燃料を再処理した^(注)ことにより発生したものとなっている。しかし、機構が、再処理事業者等として、茨城県核燃料等取扱税条例に基づき茨城県に納付している高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税については、高放射性廃液が電気事業者由来のものであるか否かにかかわらず、その全額を機構が負担している事態が見受けられた。

したがって、機構において、高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税の負担の在り方について、電気事業者と協議を行うなどして応分の負担を求めるよう、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長に対して平成 28 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

(注) 8 電気事業者 東北電力、東京電力ホールディングス(平成 28 年 3 月 31 日以前は東京電力株式会社)、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電の各株式会社

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部及び東海拠点において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、28 年 10 月以降、8 電気事業者と高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税の負担の在り方について協議を行い、各電気事業者に対して応分の負担を求める処置を講じていた。

なお、上記協議の結果、機構は、29 年 8 月に 8 電気事業者との間で、電気事業者由来の高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税について、29 年度納付分から 8 電気事業者が全額負担することとする覚書を締結していた。

第28 独立行政法人地域医療機能推進機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

診療材料等の調達と在庫管理等とを合わせて行うことを委託する契約の締結に当たり、労務費相当分のみならず材料費等相当分も含めた総額を競争に付することにより、契約手続の適正性及び透明性を確保するとともに、競争による利益を十分に享受できるように改善させたもの

科 目	材料費
部 局 等	独立行政法人地域医療機能推進機構本部、3病院
契 約 名	医療材料調達及び医療材料管理業務委託(SPD)等4契約
契 約 の 概 要	診療材料等の調達と在庫管理等とを合わせて行うことを委託するもの
契 約 の 相 手 方	3会社
契 約	平成26年10月～28年4月 一般競争契約、公募型企画競争契約
上記契約のうち平成26年度から28年度までに係る支払額	24億2330万余円(平成26年10月～29年3月)
上記のうち競争に付していない材料費等相当分に係る支払額	23億9179万円(平成26年度～28年度)

1 診療材料等の調達管理業務委託契約の概要等

(1) 診療材料等の調達管理業務委託契約の概要

独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「機構」という。)は、地域において必要とされる医療等を提供する機能の確保を図ることを目的として、全国各地に所在する計57の病院の設置、運営等を行っている。

各病院は、患者の診療等に必要となる診療材料及び医療消耗器具備品(以下「診療材料等」という。)を多数調達しているが、一部の病院では、業務の効率化を図るなどのために、外部の業者との間で、診療材料等の調達と在庫管理等とを合わせて行うことを委託する契約(以下「調達管理業務委託契約」という。)を締結している(以下、調達管理業務委託契約の相手方を「受託業者」という。)

調達管理業務委託契約を締結した病院は、調達管理業務委託契約の対象の診療材料等を個々の販売業者から直接調達するのではなく、受託業者から一元的に調達することになる。このため、病院は、受託業者に対して、委託した業務を実施する上で必要となる人件費等の経費(以下「労務費相当分」という。)や診療材料等の購入費(以下「材料費等相当分」という。)を支払うこととなる。

(2) 契約手続の概要

独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程(平成26年規程第61号)によれば、機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する際、原則として、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないこととされており、理事長が別に定める契約方法による場合を除き、競争は入札の方法をもって行わなければならないこととされている。

そして、独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(平成26年細則第6号)によれば、上記の理事長が定める契約方法は、契約の性質又は目的から価格のみならず企画、技術の提案等を公募して、応募があった提案等を総合的に評価して契約の相手方を決定する方法(以下「公募型企画競争」という。)とされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、調達管理業務委託契約の締結に当たり、契約手続の適正性及び透明性は確保され、競争による利益は十分に享受されているかなどに着眼して、平成26年度から28年度までの間に7病院が締結した調達管理業務委託契約計8契約(26年度から28年度までの支払額計56億8683万余円)を対象として、機構本部及び7病院において、契約書、仕様書、入札状況調書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(注1) 7病院 船橋中央、横浜中央、大阪みなと中央、神戸中央、諫早総合各病院、東京新宿メディカルセンター、京都鞍馬口医療センター

(検査の結果)

検査したところ、3病院が3会社と締結した調達管理業務委託契約計4契約について、次のような事態が見受けられた。

(注2) 3病院 横浜中央、大阪みなと中央、諫早総合各病院

3病院は、調達管理業務委託契約の締結に当たり、一般競争入札又は公募型企画競争を実施していたが、材料費等相当分については、毎月の定額払いとなる労務費相当分とは異なり、患者の診療等の状況に応じた実際の調達数量に応じて定まるものであることから、あらかじめ必要な調達予定数量を見込むことが難しいなどとして、競争に付していなかった。また、3病院は、競争に付していない材料費等相当分について、当該契約を締結した受託業者と別途の協議を行って診療材料等の品目ごとに単価を決定し、その単価に実際の調達数量を乗ずるなどして受託業者に支払っていた。

そして、3病院が締結した計4契約に基づく26年10月から29年3月までの支払額は、労務費相当分として計3151万余円、材料費等相当分として計23億9179万余円、合計24億2330万余円となっていて、競争に付していなかった材料費等相当分の占める割合は、いずれの契約においても98%を超えている状況となっていた。

しかし、調達管理業務委託契約は、診療材料等の調達と在庫管理等とを合わせて行うことを委託する契約であり、診療材料等の調達実績等を参考にして調達予定数量を見込むことにより材料費等相当分を競争に付することは可能であることなどから、上記のとおり材料費等相当分が支払額の大部分を占めることを踏まえると、労務費相当分のみならず材料費等相当分も含めた総額を競争に付すべきであったと認められた。

現に、他の4病院は、調達管理業務委託契約の締結に当たり、労務費相当分のみならず材料費等相当分も含めた総額を競争に付していた。

(注3) 4病院 船橋中央、神戸中央両病院、東京新宿メディカルセンター、京都鞍馬口医療センター

このように、3病院における調達管理業務委託契約の締結に当たり、労務費相当分のみならず材料費等相当分も含めた総額を競争に付していなかった事態は、契約手続の適正性及び

透明性が確保されておらず、競争による利益を十分に享受できないものとなっていて適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、3病院において調達管理業務委託契約の締結に当たり契約手続の適正性及び透明性を確保するとともに競争による利益を十分に享受できるようにする必要があることについての認識が欠けていたこと、機構本部において各病院における調達管理業務委託契約の契約手続に関する実態の把握及び指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、29年9月に各病院に対して通知を発して、今後、調達管理業務委託契約を締結する際の受託業者の選定に当たっては、労務費相当分のみならず材料費等相当分も含めた総額を競争に付するよう周知徹底する処置を講じた。

第29 独立行政法人住宅金融支援機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

証券化支援勘定において、他勘定が保有する運用益型出資金について、金利の状況等を確認しながら勘定間貸付けを受けてローン債権の買取原資として活用することにより、機構債券の発行額を削減して債券発行費用を節減するよう改善させたもの

科 目	(証券化支援勘定)債券発行費償却
部 局 等	独立行政法人住宅金融支援機構本店
運用益型出資金の概要	政府出資金のうち、政策として実施する住宅ローン金利の引下げなどに要する費用をその運用益で賄うことを目的としたもの
住宅融資保険勘定、住宅資金貸付等勘定及び既往債権管理勘定の3勘定における運用益型出資金の保有額	1135億9100万円(平成28年度末現在)
3勘定における運用益型出資金を証券化支援勘定への勘定間貸付けの原資として活用した場合の債券発行費用の節減額(試算額)	3億4675万円(平成28年度)

1 証券化支援事業の概要等

(1) 証券化支援事業の概要

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号。以下「機構法」という。)に基づき、民間の金融機関(以下「金融機関」という。)が長期固定金利の住宅ローンを国民に提供することを支援するために、金融機関においてフラット35等の商品名で販売されている長期固定金利の住宅ローンの債権(以下「ローン債権」という。)を買い取るなどの証券化支援事業を実施している。

そして、機構は、ローン債権を買い取る資金を調達するために、平成19年度から、機構の財産を担保とした一般担保債券(以下「機構債券」という。)を発行している。

(2) 機構に設置された勘定等の概要

機構は、機構法に基づき、事業ごとに経理を区分し、証券化支援事業に関する経理を行う証券化支援勘定、金融機関の住宅ローンについて信用補完を行い円滑な供給を支援する業務に関する経理を行う住宅融資保険勘定、財形貯蓄を行っている勤労者に対し住宅ローンを供給する業務に関する経理を行う財形住宅資金貸付勘定、民間では資金供給が困難な災害関連等に限定して融資等を実施する業務等に関する経理を行う住宅資金貸付等勘定及び旧住宅金融公庫が16事業年度までに申込みを受理した債権の管理回収業務に関する経理を行う既往債権管理勘定の5勘定を設けている。これら5勘定のうち、財形住宅資金貸

付勘定を除く4勘定は、それぞれ政府出資金(以下「出資金」という。)を保有しており、28年度末時点での証券化支援勘定における出資金の保有額は5541億4200万円、住宅融資保険勘定、住宅資金貸付等勘定及び既往債権管理勘定の3勘定(以下「3勘定」という。)における出資金の保有額は計1545億円となっている。

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第47条において、独立行政法人は、国債、地方債、政府保証債その他主務大臣の指定する有価証券(以下「通則法対象有価証券」という。)の取得等の場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならないと規定されていることから、機構は、保有する出資金の大部分を通則法対象有価証券により運用している。

また、出資金は、それぞれ固有の目的をもって国が一般会計又は財政投融资特別会計から出資したものであり、その性質により、出資金を保有することで通常予測される範囲を超えるリスクに対応することを目的としたもの(以下「保有型出資金」という。)と、政策として実施する住宅ローン金利の引下げなどに要する費用を出資金の運用益で賄うことを目的としたもの(以下「運用益型出資金」という。)とに大別される(表1参照)。

表1 証券化支援勘定及び3勘定における出資金の残高等

勘定	略称	出資金の性質	概要	出資金残高 (平成28年度末)	
証券化支援勘定	信用補完対応	保有型出資金	証券化支援事業(買取型・保証型)に係るリスクのうち異常リスクに対応するためのもの	1477億8898万円	
	9割超(注(1))融資に係る信用補完対応	運用益型出資金	証券化支援事業(買取型)において、9割超融資実施に係る信用リスクに対応する金利の引下げに要するコストをその運用益により賄うためのもの	542億5376万円	
		保有型出資金	証券化支援事業(買取型)において、9割超融資実施に伴う異常リスクに対して、出資金そのものを充てることにより対応するためのもの	1392億8030万円	
	優良住宅取得支援制度	運用益型出資金	優良住宅取得支援制度に係る金利引下げに要するコストをその運用益により賄うためのもの	721億3209万円	
		保有型出資金	優良住宅取得支援制度に係る信用リスクに対して出資金そのものを充てることにより、信用リスクに対応する金利を引き下げるためのもの	181億9344万円	
	資産担保証券の超過担保に係るALMリスク(注(2))対応	保有型出資金	証券化支援事業(買取型)において、超過担保部分等を機構債券により調達することに伴い発生するALMリスクのうちの異常リスクに対して、出資金そのものを充てることにより対応するためのもの	335億9343万円	
	金利変動リスク対応	運用益型出資金	証券化支援事業(買取型)において、金利決定時から資産担保証券のクーポン決定時までの間の金利変動に対応するためのスワップ取引のレートが、通常想定しない異常な推移をした場合のコストをその運用益により賄うためのもの	344億円	
	業務コストの低減	運用益型出資金	証券化支援事業(買取型)において、機構が金融機関に支払う買取代金利息をその運用益により賄うためのもの	545億円	
				運用益型出資金計	2152億8585万円
				保有型出資金計	3388億5615万円
			合計	5541億4200万円	
保住宅勘定	信用補完対応	保有型出資金	保険引受リスクのうち異常リスクに対して、出資金そのものを充てることにより対応するためのもの	397億0900万円	
	保険料率引下げ	運用益型出資金	保険料率引下げに要するコストをその運用益により賄うためのもの	622億9100万円	
住宅資金貸付等勘定	まちづくり融資	運用益型出資金	まちづくり融資(短期事業資金)に係る信用リスクに対応する金利の引下げに要するコストをその運用益により賄うためのもの	328億円	
	サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資	保有型出資金	サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資(施設共用型)に係る信用リスクのうち異常リスクに対して、出資金そのものを充てることにより対応するためのもの	12億円	
	災害復興住宅融資	運用益型出資金	災害復興住宅融資のALMリスク等に対応する金利の引下げに要するコストをその運用益により賄うためのもの	89億円	
管既住勘定	返済困難者対策	運用益型出資金	住宅ローン返済困難者に対する据置期間中の金利引下げに伴うコストをその運用益により賄うためのもの	96億円	
3勘定			運用益型出資金計	1135億9100万円	
			保有型出資金計	409億0900万円	
			合計	1545億円	
証券化支援勘定及び3勘定の合計				7086億4200万円	

注(1) 9割超とは、住宅の建設費又は住宅の購入価額に対する融資額の割合(融資率)のことであり、融資率が9割を超える場合は、9割以下の場合と比較して、返済の確実性などをより慎重に審査するとともに、融資額全体の金利を一定程度高く設定している。

注(2) ALM(Asset Liability Managementの略称。資産・負債の総合管理)リスクとは、低金利下での滞留資金の運用や高金利下での不足資金の調達を要因とする期間損益の悪化のリスクのことである。

(3) 機構債券の発行に要する費用及び勘定間貸付けの概要

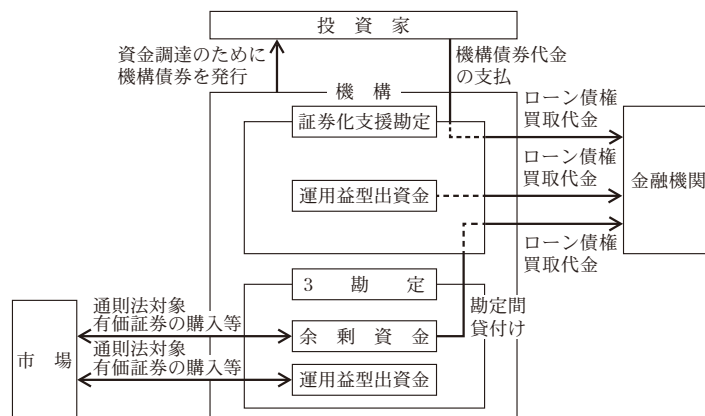
機構は、機構債券の発行に当たり、引受主幹事証券会社(機構債券の販売等を引き受け

る各証券会社を取りまとめる証券会社)に対して引受責任料、販売手数料等を、事務受託会社(機構債券の発行代理人業務、支払代理人業務等を行う会社)に対して事務委託手数料、元利金支払手数料等をそれぞれ支払っている。また、機構は、機構債券を発行する都度、格付けを取得していることから、格付機関に対して格付手数料を支払っている(以下、これらの引受主幹事証券会社、事務受託会社及び格付機関に支払っている手数料等を合わせて「債券発行費用」という。)。そして、28年度に支払った債券発行費用の総額は、11億5676万余円となっている。

また、機構は、各勘定において生ずる業務上の余剰資金を内部において有効に活用し、機構債券の発行額を削減して債券発行費用を節減するために、余剰資金が生じた場合に勘定間で貸付けを行う勘定間貸付けを行っている。そして、機構は、証券化支援勘定において、勘定間貸付けにより3勘定から借り入れた業務上の余剰資金をローン債権の買取原資として活用している。

機構は、勘定間貸付けを行うに当たって、各勘定の経理を適切に区分するという区分経理の考え方に反する勘定間の利益の付替えとならないよう、勘定間貸付けにおいても、借り入れる側の勘定が機構債券を発行して外部から資金調達した場合の金利と同等の金利を付している。そして、機構は、業務上の余剰資金を勘定間貸付けの原資としており、運用益型出資金は勘定間貸付けの原資としていない(図参照)。

図 勘定間貸付けなどに係る概念図



2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性等の観点から、出資金の運用方法が機構にとって最適なものとなっているか、債券発行費用は経済的なものとなっているかなどに着眼して、24年度から28年度までの間における機構の通則法対象有価証券の購入額計1899億3375万余円、機構債券の発行額計1兆5480億円及び28年度に機構が支払った債券発行費用計11億5676万余円を対象として、機構本店において出資金の運用や機構債券の発行に関する資料を徴するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、証券化支援勘定における運用益型出資金については、通則法対象有価証券での運用を原則としつつ、機構債券の発行額を削減するよう必要な範囲でローン債権の買取原資と

して活用している。一方、前記のとおり、機構は、運用益型出資金を勘定間貸付けの原資としていないことから、3勘定における運用益型出資金(表2参照)についてローン債権の買取原資とはしていなかった。

表2 3勘定における運用益型出資金の残高等

勘定	略称	出資金の性質	概要	出資金残高(平成28年度末)
保住宅勘定融資	保険料率引下げ	運用益型出資金	保険料率引下げに要するコストをその運用益により賄うためのもの	622億9100万円
付住宅勘定資金貸	まちづくり融資	運用益型出資金	まちづくり融資(短期事業資金)に係る信用リスクに対応する金利の引下げに要するコストをその運用益により賄うためのもの	328億円
	災害復興住宅融資	運用益型出資金	災害復興住宅融資のALMリスク等に対応する金利の引下げに要するコストをその運用益により賄うためのもの	89億円
管既往勘定債権	返済困難者対策	運用益型出資金	住宅ローン返済困難者に対する据置期間中の金利引下げに伴うコストをその運用益により賄うためのもの	96億円
3勘定	運用益型出資金計			1135億9100万円

しかし、通則法を所管する総務省によれば、運用益型出資金は、運用益を生み出すことを目的として措置されたものであることから、個別法において特段の定めがない限り運用の制限を受けず、通則法対象有価証券での運用のみに縛られるものではないとしている。そして、3勘定における運用益型出資金の運用方法については、個別法において特段の定めはない。

また、24年度から28年度までの間に発行した機構債券の発行金利と、同じ期間に機構が購入した通則法対象有価証券の運用金利について、発行額又は購入額を用いた単純な加重平均により算定して、年度間でその推移をみるところ、表3のとおり、24、25、27、28各年度では運用金利が発行金利を下回っており、機構は、発行金利に比べて相対的に低い金利で保有資金を運用していた。

表3 機構債券の発行金利と通則法対象有価証券の運用金利の推移

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
機構債券の発行額	5230億円	2000億円	700億円	4150億円	3400億円
発行金利	1.625%	1.283%	0.396%	0.740%	0.159%
通則法対象有価証券の購入額	476億9300万円	320億5130万円	109億6945万円	300億2000万円	692億円
運用金利	0.636%	0.609%	0.503%	0.306%	0.053%

このように、市況により通則法対象有価証券の運用金利が機構債券の発行金利を下回る場合は、3勘定における運用益型出資金を通則法対象有価証券の購入に充てるのではなく、余剰資金が生じた場合と同様に、3勘定の資金需要を勘案しながら勘定間貸付けとして証券化支援勘定に貸し付け、ローン債権の買取りに充てることにより、機構債券の発行額を削減でき、金利の低い通則法対象有価証券からの運用益は減少する一方、より金利の高い機構債券に係る利払費及び債券発行費用を削減できることとなり、機構にとって運用益型出資金の更なる有効活用が可能となる。

また、3勘定における運用益型出資金は28年度末現在で1135億9100万円となっており、これを証券化支援勘定に対する勘定間貸付けの原資として活用し、機構債券の発行額を28年度末現在における各年限の発行残高の割合に応じて削減したとして、債券発行費用の節減額を試算したところ、表4のとおり、計3億4675万余円となる。

表4 機構債券の発行額を削減した場合の債券発行費用の節減額(試算額) (単位:千円、%)

年限	平成28年度末 機構債券発行 残高 (A)	合計残高に 対する割合 (B)	想定機構債券発 行削減額 (C) = 113,591,000 × (B)	債券発行費用 単価 (D)	債券発行費 用節減額 (E) = (C) × (D)
3年	30,000,000	1.86	2,111,888	12.88 銭/100円	2,720
5年	80,000,000	4.96	5,631,702	17.88 銭/100円	10,069
10年	603,440,614	37.40	42,479,973	25.38 銭/100円	107,814
15年	116,969,800	7.25	8,234,238	30.38 銭/100円	25,015
20年	668,183,410	41.41	47,037,625	35.38 銭/100円	166,419
30年	115,000,000	7.13	8,095,572	42.88 銭/100円	34,713
計	1,613,593,824	100.00	113,591,000		346,752

注(1) (C)欄の計の113,591,000千円は、3勘定における運用益型出資金の保有額の合計である。

注(2) (D)欄の「12.88 銭～42.88 銭/100円」とは、機構債券発行額100円当たりの債券発行費用が12.88 銭～42.88 銭であることを表す。

注(3) 債券の発行回数に関連する格付手数料等は、債券発行費用から除外している。

注(4) 端数処理の関係で計欄等が一致しないものがある。

このように、機構において、運用益型出資金を通則法対象有価証券に限定して運用し、運用金利が発行金利を下回る場合に3勘定における運用益型出資金を証券化支援勘定に対する勘定間貸付けの原資として活用していなかったため、機構債券の発行額を削減できておらず、債券発行費用を節減できていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、3勘定における運用益型出資金を勘定間貸付けの原資とできることについての理解が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、29年8月に、運用益型出資金の運用に係る規程を改正して、運用益型出資金を勘定間貸付けの原資として活用できることを明文化することにより、勘定ごとの資金需要等を見極めた上で運用益型出資金を運用した場合の運用金利の状況、機構債券を発行した場合の発行金利の状況等を確認しながら運用益型出資金を勘定間貸付けの原資とすることで、機構債券の発行額を削減して債券発行費用を節減できるよう処置を講じた。

第30 国立研究開発法人国立国際医療研究センター

不 当 事 項

予 算 経 理

(333) 深夜勤務に従事した職員に対する夜勤手当の支給が適正でなかったもの

科 目	給与費
部 局 等	国立研究開発法人国立国際医療研究センター(平成27年3月31日以前は独立行政法人国立国際医療研究センター)
夜勤手当の概要	深夜勤務に従事した職員に対して、その従事した深夜勤務の時間数に応じて支給される手当
夜勤手当の支給額	312,012,510円(平成26年4月～29年3月)
上記のうち適正でなかった夜勤手当の支給額	71,635,064円

1 夜勤手当の概要等

(1) 夜勤手当の概要

国立研究開発法人国立国際医療研究センター(平成27年3月31日以前は独立行政法人国立国際医療研究センター。以下「センター」という。)は、「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」(平成20年法律第93号)に基づき設立された国立高度専門医療研究センターの一つであり、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、感染症その他の疾患に関する医療の提供等を行っている。

センターは、医療の提供等を行うために、国立国際医療研究センター病院(以下「病院」という。)等を設置している。そして、病院では、入院患者等の診療、看護等を行うために、医師、看護師等の職員(以下「職員」という。)が終日、交替勤務をしており、そのため、職員の正規の勤務時間に、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の時間帯が含まれる場合がある(以下、深夜の時間帯における勤務を「深夜勤務」という。)

そこで、センターは、国立研究開発法人国立国際医療研究センター職員給与規程(平成22年規程第14号)等に基づき、深夜勤務に従事した職員に対して夜勤手当を支給することとしている。夜勤手当は、その従事した深夜勤務の時間数(以下「深夜勤務時間数」という。)に応じて支給されるもので、その支給額は、深夜勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額^(注)の100分の25となっている。

(注) 勤務1時間当たりの給与額 基本給、地域手当、医師手当等の月額合計額に12を乗じた額を当該年度の所定勤務時間数で除した額

(2) 勤務時間の管理等

国立研究開発法人国立国際医療研究センター職員就業規則(平成22年規程第4号)によれば、勤務形態が交替勤務である職員の日勤、夜勤等の勤務の種類、始業時刻及び終業時刻については、所属長が定めることとされている。また、1日の正規の勤務時間が6時間を超える場合には、勤務時間の中に所定の休憩時間を設けることとされており、夜勤手当の対象となる深夜勤務時間数には上記の休憩時間を含まないとされている。そして、病院は、深夜勤務に従事する職員の休憩時間の開始時刻及び終了時刻については、職員が交替で休憩時間を取得することができるように割り振ることにしている。

また、病院は、毎月、職員ごとに日別の始業時刻、終業時刻、深夜勤務時間数等を記録した勤務時間管理簿を作成し、これをセンターに報告することとなっている。そして、センターは、勤務時間管理簿に記録された深夜勤務時間数に基づき、職員ごとに夜勤手当の額を算定して支給している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、深夜勤務に従事した職員に対する夜勤手当の支給は適正に行われているかなどに着眼して、センターにおいて、26年4月から29年3月までの間に計1,347人の職員に対して支給された夜勤手当計312,012,510円を対象として、勤務時間管理簿等の関係書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

病院は、職員の勤務時間等の管理を適切に行うための電算システム(以下「勤務管理システム」という。)を導入して勤務時間管理簿を作成していた。そして、勤務管理システムでは、職員が深夜勤務に従事する場合、当日の始業時刻から終業時刻までの間における深夜の時間数全体が深夜勤務時間数として勤務時間管理簿に記録される設定となっていた。このため、勤務時間管理簿に記録されていた深夜勤務時間数には休憩時間の時間数も一律に含まれていた。

しかし、病院は、このように勤務時間管理簿に記録される深夜勤務時間数には休憩時間の時間数が含まれる設定となっていたのに、この勤務時間管理簿をそのままセンターに報告していた。そして、センターは、上記の勤務時間管理簿に基づき、休憩時間の時間数を深夜勤務時間数に含めて職員ごとに夜勤手当の額を算定して支給していた。

したがって、所定の休憩時間(1回の勤務につき45分から2時間まで)を勤務時間管理簿に記録されている深夜勤務時間数から控除して、深夜勤務に従事した職員に係る夜勤手当の支給額を修正計算すると計240,377,446円となり、前記の支給額との開差額71,635,064円は、支給が適正ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、病院において勤務管理システムにより作成される勤務時間管理簿に記録される深夜勤務時間数には休憩時間の時間数が含まれる設定となっていることについての認識が欠けていたこと、センターにおいて病院から報告を受けた勤務時間管理簿の記録内容についての確認が十分でなかったことなどによると認められる。

第31 国立大学法人京都大学

平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

職員等駐車場に係る駐車整理業務の委託契約の見直し等について

(平成 27 年度決算検査報告 726 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国立大学法人京都大学(以下「京都大学」という。)は、医学部附属病院の敷地内に職員、学生、納品業者及びその他大学関係者が利用する駐車場(以下「職員等駐車場」という。)等を設置している。そして、京都大学は、職員等駐車場における車両の誘導、適正駐車指導、パスカードの発行、駐車整理料の収納・管理等の整理業務(以下「駐車整理業務」という。)を、毎年度、随意契約により、一般財団法人和進会(以下「和進会」という。)と委託契約(以下「職員等駐車場委託契約」という。)を締結して実施している。職員等駐車場委託契約の内容は、駐車する者から徴収する駐車整理料を駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とすること、駐車整理料をもって駐車整理業務に必要な一切の経費(以下「駐車整理業務経費」という。)を賄うこと、剰余金が生じたときは駐車整理業務等に必要な経費に充てることなどとなっている。しかし、職員等駐車場委託契約について、契約の内容を見直すなどすれば、一般競争入札等の競争性及び透明性を確保した契約方法により契約を締結することが可能であるのに、随意契約により委託契約を締結している事態及び駐車整理料による収入が駐車整理業務経費を上回っていて利益が生じているのに京都大学がこれを享受していない事態が見受けられた。

したがって、京都大学において、契約の内容を見直すなどした上で一般競争入札等の競争性及び透明性を確保した契約方法により契約を締結したり、職員等駐車場に係る駐車整理業務により生ずる利益を京都大学が享受できるよう契約の内容を見直すとともに、和進会が管理している剰余金については京都大学の収入とするよう和進会と協議したりするよう、国立大学法人京都大学学長に対して平成 27 年 12 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、京都大学において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、京都大学は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 30 年度以降の駐車整理業務については、契約の内容を見直して一般競争入札により契約を締結することとした。

イ 30 年度以降の駐車整理業務に係る契約については、駐車整理料を京都大学の収入とすることにより、駐車整理業務により生ずる利益を京都大学が享受できるようにすることとした。また、剰余金について和進会と協議して、27 年度の職員等駐車場委託契約において発生することが見込まれた額を加味した上で、納付しても業務運営に支障がないとされた額の 4500 万円を 28 年 3 月に京都大学に納付させるとともに、28、29 両年度の職員等駐車場委託契約の内容を見直し、契約終了後に剰余金が生じている場合は、当該剰余金を納付させることとした。

第32 東日本電信電話株式会社、第33 西日本電信電話株式会社

第3章 第2節 第32 東日本電信電話株式会社 第33 西日本電信電話株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1)(2) メタリックケーブル等の外被等が損傷した場合にケーブル内に水が浸入するのを防ぐために設置している乾燥空気供給装置の更改に当たり、ケーブルの条数等に応じた規格の装置を選定することにより経済的な設計となるよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本電信電話株式会社 (2) 西日本電信電話株式会社
科目	固定資産市内線路設備
部局等	(1) 本社、6事業部 (2) 本社、5地域事業本部
乾燥空気供給装置の概要	地下に埋設した管路等においてメタリックケーブル等の外被等が損傷した場合にケーブル内に水が浸入するのを防ぐために乾燥空気等のガスを生成し必要に応じて供給するもの
更改した乾燥空気供給装置の台数	(1) 439台(平成26年度～28年度) (2) 118台(平成26年度～28年度)
上記のうち更改前の規格よりも下位の規格を選定することができたもの	(1) 61台 (2) 12台(平成27、28両年度)
更改前の規格よりも下位の規格を選定することにより節減できた物品費	(1) 803万円(平成26年度～28年度) (2) 158万円(平成27、28両年度)

1 乾燥空気供給装置等の概要

(1) 固定電話網等の概要

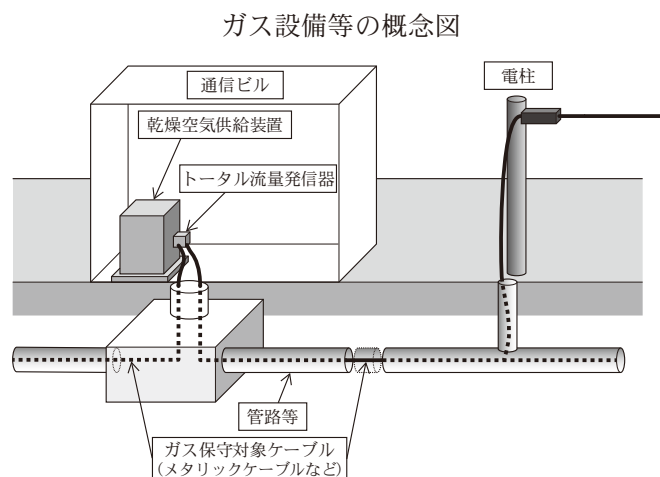
東日本電信電話株式会社(以下「東会社」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「西会社」という。)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)等に基づき、あまねく日本全国において適切、公平かつ安定的に提供する必要がある基礎的電気通信役務としての加入電話、緊急通報、公衆電話等の電話サービス等を提供するために、固定電話網等を維持運営している。固定電話網等は、伝送装置、交換機等が設置された通信ビルと加入者宅、他の通信ビル等との間をメタリックケーブル又は光ファイバケーブルで接続するものである。そして、両会社は、通信ビルと他の通信ビルとの間を接続するメタリックケーブルを光ファイバケーブルに更改してメタリックケーブルを減少させているが、主に加入者宅に接続するメタリックケーブルについては引き続き利用することとしている。

(2) ガス設備等の概要

通信ビル内の諸設備には、乾燥空気供給装置、トータル流量発信器等から構成されるガス設備がある。乾燥空気供給装置は、乾燥空気等のガスを生成し、地下に埋設した管路等

に収容されているメタリックケーブル及び平成2年3月以前に製造された光ファイバケーブル(以下、これらを合わせて「ガス保守対象ケーブル」という。)内に必要に応じて供給して、ガス保守対象ケーブル内の圧力を大気圧より高く保つことにより、ガス保守対象ケーブルの外被等が損傷した場合にケーブル内に水が浸入することを防ぐためのものである。また、トータル流量発信器は、乾燥空気供給装置に取り付け、複数のガス保守対象ケーブルから漏えいするガスの総流量(以下「トータル流量」という。)を測定して損傷を早期に発見できるようにするためのものである(参考図参照)。

(参 考 図)



(3) 乾燥空気供給装置の規格等

乾燥空気供給装置は、以前は空気を冷やして乾燥空気を生成する冷凍方式が用いられていたが、現在は主に乾燥剤で乾燥空気を生成する乾燥剤方式のLA型が用いられていて、両会社本社制定の電気通信技術標準実施方法ガス設備設計編(以下「SOP」という。)によって、設計に当たっての基本的な考え方及びその設計手順が定められている。SOPによれば、LA型の乾燥空気供給装置には、ガス保守対象ケーブルの条数に応じて、15LA(28年度の物品費766,300円)、40LA(同1,012,000円)、100LA(同1,276,000円)の3種類の規格があり、ガスを供給するガス保守対象ケーブルの条数が15条以下の場合には15LA、40条以下の場合には40LA、100条以下の場合には100LAを選定することとされている。

また、トータル流量発信器は、両会社本社制定の電気通信技術標準実施方法ガス設備保守編によれば、乾燥空気供給装置の規格ごとに定められたトータル流量(15LAは2.5L/分、40LAは6.5L/分、100LAは16.5L/分)を超える場合に警報を発することとされている(以下、これらのトータル流量を「警報発生値」という。)

(4) 乾燥空気供給装置の設置

乾燥空気供給装置は、通信ビル内のコンクリート基礎台に埋め込まれたアンカーボルトに固定して設置するが、アンカーボルトの位置は前記の規格ごとに異なっている。SOPによれば、乾燥空気供給装置を冷凍方式からLA型に更改する場合には、既存のコンクリート基礎台に埋め込まれたアンカーボルトに専用の取付台を固定して、その上に同装置を設置できることとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

東会社の事業部及び西会社の地域事業本部(以下、これらを合わせて「事業部等」という。)は、乾燥空気供給装置の総稼働時間、過去の故障履歴等を総合的に勘案した上で優先順位をつけて、毎年度、順次更改を行ってきており、今後も乾燥空気供給装置を更改することが見込まれている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、乾燥空気供給装置の更改に当たり、乾燥空気供給装置の規格の選定が、ガスを供給しているガス保守対象ケーブルの条数に応じた経済的なものとなっているかなどに着眼して、東会社の6事業部^(注1)(26年6月以前は10支店)^(注2)が26年度から28年度までの間に更改した乾燥空気供給装置439台(物品費4億0697万余円)、西会社の5地域事業本部^(注3)が26年度から28年度までの間に管内の8支店^(注4)において更改した乾燥空気供給装置118台(物品費1億1869万余円)を対象として、東会社の本社及び6事業部並びに西会社の本社及び5地域事業本部において乾燥空気供給装置の更改に関する調書等の関係書類を確認したり、担当者から説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

(注1) 6事業部 東京、神奈川、千葉、埼玉、宮城、北海道各事業部

(注2) 10支店 東京、神奈川、千葉、埼玉、群馬、長野、宮城、福島、山形、北海道各支店

(注3) 5地域事業本部 関西、東海、中国、四国、九州各地域事業本部

(注4) 8支店 大阪、名古屋、広島、山口、愛媛、高知、福岡、大分各支店

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記のとおり、両会社がメタリックケーブルを減少させていることから、ガス保守対象ケーブルの条数も減少してきているものの、事業部等が、26年度から28年度までの間に更改した東会社の439台及び西会社の118台の乾燥空気供給装置については、東会社の1台を除いて全て更改前と同じ規格のものとなっていた。

一方、前記のとおり、乾燥空気供給装置の規格を選定するに当たっては、ガス保守対象ケーブルの条数を確認した上で行うことがSOPで規定されていたものの、両会社の本社は、LA型の同装置を下位の規格に更改する場合に、既存のコンクリート基礎台を利用する設置方法についての規定は定めていなかった。

しかし、乾燥空気供給装置を冷凍方式からLA型に更改する場合には、専用の取付台を使用することで既存のコンクリート基礎台に設置できたことを踏まえると、LA型の同装置を下位の規格に更改する場合にも同様の方法により設置することができたと認められた。

そこで、前記の更改された乾燥空気供給装置のガス保守対象ケーブルの条数についてみると、表のとおり、下位の規格に適用される条数内に収まっていたものが見受けられた。そして、これらのうちトータル流量が警報発生値を上回ることにより常時警報が発せられるなど保守上の支障が生ずるおそれがあるものを考慮しても、東会社の100LA34台、40LA27台、計61台、及び西会社の100LA6台、40LA6台、計12台については、下位の規格の乾燥空気供給装置で足りたと認められた。

表 平成26年度から28年度までの間に更改した乾燥空気供給装置 (単位：台)

会社名	更改した乾燥空気供給装置		左のうちガス保守対象ケーブルの条数が下位の規格に適用される条数内に収まっていたもの	左のうちトータル流量が下位の規格の警報発生値内に収まっていたもの			
東会社	439	100LA	92	88	51	61	34
		40LA	87		37		27
		15LA	260				
西会社	118	100LA	40	27	17	12	6
		40LA	29		10		6
		15LA	49				

注(1) 表中の規格は、更改後のものである。

注(2) 東会社が40LAに更改した87台には、15LAから40LAに更改した1台を含む。

したがって、両会社において、ガス保守対象ケーブルの条数及びトータル流量に応じた乾燥空気供給装置の規格を選定していなかった事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた物品費)

東会社の乾燥空気供給装置61台(物品費計7119万円)及び西会社の乾燥空気供給装置12台(物品費計1379万余円)については、専用の取付台や電圧変更等のために要する費用を考慮しても、東会社計803万円、西会社計158万円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 両会社の本社において、事業部等が乾燥空気供給装置の更改を経済的に行うために、LA型の乾燥空気供給装置を下位の規格に更改する場合に、専用の取付台を使用するなど既存のコンクリート基礎台に設置する方法について検討を行っていなかったこと
- イ 事業部等において、乾燥空気供給装置の更改に当たり、ガスを供給している実際のガス保守対象ケーブルの条数及びトータル流量を確認して経済的な設計を行う必要性についての理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、東会社の本社は29年8月に、西会社の本社は同年9月に、事業部等に対して指示文書を発するなどして、乾燥空気供給装置の更改に当たって経済的な設計となるよう、次のような処置を講じた。

- ア LA型の乾燥空気供給装置を下位の規格に更改する場合に、専用の取付台を使用して既存のコンクリート基礎台に設置できることを確認した。
- イ アの設置方法等を踏まえて、専用の取付台を使用して既存のコンクリート基礎台に設置できることや、ガスを供給している実際のガス保守対象ケーブルの条数及びトータル流量を確認した上で、更改前の規格より下位の規格で足りる場合は下位の規格を選定することを事業部等に周知徹底した。

第3節 特に掲記を要すると認めた事項

河川整備計画等により堤防等を整備することとしている区間において、一部未整備の箇所又は改築が必要な橋りょうが残存していて、整備済みの堤防等の整備効果を十分に発現させる方策を講ずる必要がある事態について

検査対象	国土交通省	
会計名及び科目	一般会計(組織)国土交通本省 (項)河川整備事業費 等 社会資本整備事業特別会計(治水勘定) (項)河川整備事業費 等 東日本大震災復興特別会計 (組織)国土交通本省 (項)河川整備事業費 等	
部局等	直轄事業 3 地方整備局等 補助事業 9 県	
河川改修事業の概要	洪水等による災害発生の防止を図るなどのために河川を総合的に管理し、公共の安全を保持することなどを目的として、堤防の整備、河道の拡幅、橋りょうの改築等を行う事業	
検査の対象とした河川	直轄事業	97 河川
	補助事業	760 河川
一部未整備の箇所又は改築が必要な橋りょうが残存している河川	直轄事業	4 河川
	補助事業	16 河川
上記の河川に係る河川改修事業費	直轄事業	331 億 5329 万円(背景金額) (平成 24 年度～28 年度)
	補助事業	161 億 1975 万円(平成 24 年度～28 年度) (国庫補助金等交付額 80 億 5540 万円)(背景金額)

1 事業の概要

(1) 河川改修事業の概要

国土交通省は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。)等に基づき、^(注1)洪水等による災害発生の防止を図るなどのために河川を総合的に管理し、公共の安全を保持することなどを目的として、堤防の整備、河道の拡幅等(以下「堤防等の整備」と総称する。)、堤防等の整備により必要となる橋りょうの改築等の河川改修事業を直轄事業及び補助事業により実施している。

河川は、法等により、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に係る河川については一級河川、上記水系以外の水系で公共の利害に重要な関係のある水系に係る河川については二級河川とされていて、平成 28 年度末現在の全国の一級河川は、109 水系で 14,060 河川、延長計 88,073.4km、二級河川は、2,711 水系で 7,079 河川、延長計 35,858.9kmとなっている。

そして、法等に基づき、一級河川は国土交通大臣が、二級河川は都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)が河川の管理者とされている。なお、一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については都道府県知事等が、一級河川又は二級河川のうち河川の管理者と市町村長が協議により定めた区間については当該市町村長が、河川の管理者である国土交通大臣又は都道府県知事等に代わってその権限に属する事務の一部を行っている(以下、一級河川又は二級河川の管理を行っている者を「河川管理者」と総称する。)

28年度における直轄事業の河川改修費は2001億円となっていて、補助事業の河川改修費は、社会資本整備総合交付金8983億円及び防災・安全交付金1兆1002億円等の中から交付されている。

(注1) 洪水 大雨により河川の水量が急激に増大する現象。この洪水が堤防を越水するなどと背後地に浸水被害が生ずる。

(2) 河川整備計画等

河川改修事業の実施に当たっては、水系ごとに工事実施基本計画を策定していた制度が、9年の法の改正により、計画高水流量等^(注2)を示した河川整備基本方針(以下「基本方針」という。)を策定し、策定した基本方針を踏まえておおむね20年ないし30年の期間(以下「計画対象期間」という。)に実施する河川整備の目標、内容等を定めた河川整備計画を策定する制度に改正され、基本方針が策定された水系から河川整備計画の策定が進められている。なお、改正後の法によれば、河川整備計画が策定されるまでの間においては、工事実施基本計画の一部を河川整備計画とみなすこととされている(以下、河川整備計画と工事実施基本計画とを「河川整備計画等」と総称する。)

(注2) 計画高水流量 過去の主要な洪水、水害実績、流域の人口、資産の集積、今後発生すると見込まれる豪雨等を勘案し、基準地点等で河道を流下する計画上の最大流量

(3) 治水安全上必要とされる堤防、橋りょう等の構造の概要

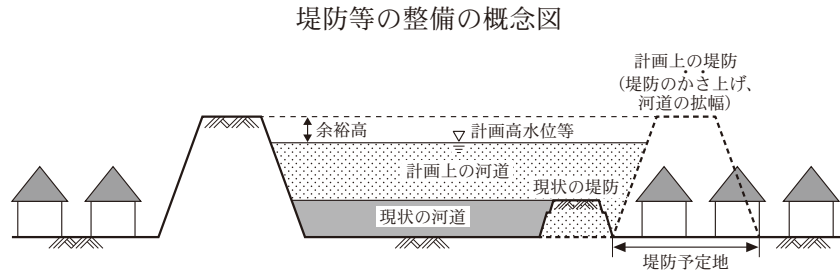
堤防、河川に架設される橋りょう等の構造は、法、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号。以下「構造令」という。)等で定められている。

構造令によれば、堤防は、計画高水流量が河道を流下するときの最高水位(以下「計画高水位」という。)、高潮の影響を受ける区間にあつては、過去の主要な高潮による災害の発生状況等を勘案して定められた潮位(以下「計画高潮位」といい、計画高水位と合わせて「計画高水位等」という。)以下の流水に対して安全な構造とするものとされており、堤防の高さは、計画高水位等に洪水時の風浪等による水位上昇を考慮した余裕高を加えた高さ以上とするなどとされている。

そして、堤防の高さが計画高水位よりも低かったり河道の幅が河川整備計画等で計画された河道よりも狭かったりして河道の断面積が十分に確保されていない区間等においては、計画高水流量以下の洪水又は計画高潮位以下の高潮であっても越水するなどして、地形によっては越水地点等から広範囲に浸水域が拡大するおそれがあり、治水安全上の弱い弱部となる。このため、河川管理者は、河川整備計画等において、計画高水流量を基に計画対象期間における整備の目標とする流量(以下「整備計画流量」という。)を定めるなどして、整備計画流量を安全に流下させる河道の断面積が確保されるなどしていないなどの区間(以下「整備未済区間」という。)について、整備計画流量を流下させることができるよ

う堤防のかさ上げや河道の拡幅等を行う河川改修事業を実施することとしている(参考図1参照)。そして、河川管理者は、堤防等については、過去に発生した災害の状況、背後地の資産等の状況等を勘案して整備するなどしている。

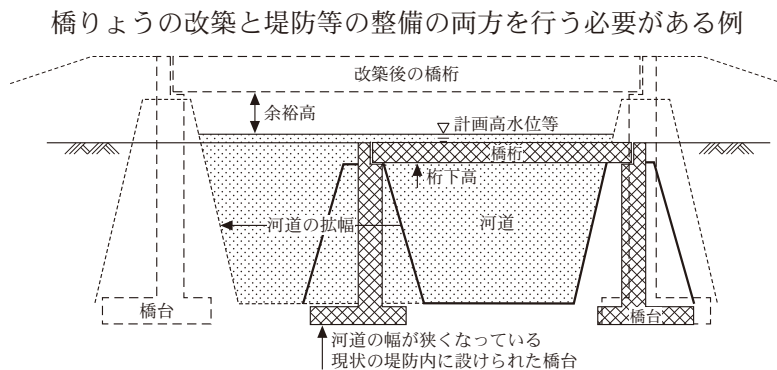
(参考図1)



また、構造令によれば、橋りょうは、計画高水位等以下の洪水の流下を妨げないなどの構造とするとされており、橋桁の下面の高さ(以下「桁下高」という。)は計画高水位等に余裕高を加えた高さ以上とし、橋台は河道内に設けてはならないなどとされている。

しかし、河川整備計画等が策定される以前から架設されている橋りょうの中には、桁下高が計画高水位等よりも低い位置にあるなどして、架け替えなどの改築を要するものがある。また、橋りょうが河道の幅が狭くなっている箇所には架設されている場合は、橋りょうの改築と堤防等の整備の両方を行う必要がある(参考図2参照)。このように、桁下高が計画高水位等よりも低い位置にあつたり、架設箇所の河道の幅が狭くなっている箇所に架設されたりしている橋りょうは、洪水時に流木が橋桁等に集積するなどして洪水の安全な流下を著しく阻害するおそれがあり、治水安全上のぜい弱部となる。

(参考図2)



橋りょうを架設して管理しているのは道路管理者、鉄道事業者等(以下「橋りょう管理者」と総称する。)であり、河川改修事業により橋りょうの改築を行う場合には、改築について橋りょう管理者の同意を得た上で協議を行って、事業期間、事業費、工事計画等について合意することが必要である。橋りょうの改築の費用は、原則として、原因者である河川管理者が負担することとされているが、橋りょうとしての機能を向上させる場合の機能向上分の費用及び老朽化等に伴う架け替えなど橋りょう管理者の事情により橋りょうの改築を行う場合の費用は、橋りょう管理者が負担することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

河川改修事業は、河川整備計画等に基づき、直轄事業及び補助事業として毎年実施されて

おり、これまで多額の国費が投じられている。そして、本院は、平成10年度決算検査報告に「特に掲記を要すると認められた事項」として「河川改修事業の実施について」を掲記し、7河川管理者が管理する7河川の7か所について、堤防等の整備や橋りょうの改築に着手できず治水安全度の向上を図ることができない事態の早期解消を図るよう問題提起を行った。

その後、河川管理者は、河川改修事業を実施して治水安全度の向上を図ってきており、上記の検査報告に掲記した7か所についても、約20年が経過して7河川管理者により堤防等の整備や橋りょうの改築が実施されるなどしている。しかし、河川改修事業を必要とする河川がまだまだ多くあり、事業には相当の期間と多額の費用を要する状況となっている一方、近年、豪雨により生じた洪水が堤防を越水するなどして浸水被害が多発する状況となっている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、堤防等の整備及び橋りょうの改築が着実に進められて、整備済みの堤防等についてはその効果が十分に発現しているかなどに着眼して、24年度から28年度までの間に、9地方整備局等管内の27河川事務所等(以下、河川事務所等を「事務所」という。)^(注3)^(注4)が直轄事業により実施している計97河川の河川改修事業(事業費計6816億9996万余円)^(注5)^(注6)、26道府県及び5市が補助事業により実施している計760河川の河川改修事業(事業費計6510億6717万余円、国庫補助金等交付額計3442億0496万余円)を対象として、堤防等の整備、橋りょうの改築の状況等について、河川整備計画等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 9地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局

(注4) 27河川事務所等 新庄、利根川上流、荒川上流、利根川下流、京浜、信濃川、阿賀野川、木曾川上流、静岡、木曾川下流、淀川、日野川、出雲各河川事務所、湯沢、山形、羽越、沼津、豊岡、福山、松山、中村、長崎、宮崎、延岡各河川国道事務所、札幌、函館、旭川各開発建設部

(注5) 26道府県 北海道、京都府、秋田、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、富山、福井、愛知、三重、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、山口、徳島、香川、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注6) 5市 札幌、名古屋、京都、ひたちなか、富山各市

(検査の結果)

検査したところ、次のような状況が見受けられた。

(1) 河川改修事業の実施状況

前記の27事務所、26道府県及び5市が実施している計857河川における河川改修事業の実施状況について、河川整備計画に基づき事業を実施している河川(以下「整備計画河川」という。)計760河川と工事实施基本計画に基づき事業を実施している河川(以下「工事实施基本計画河川」という。)計97河川とに区分して、河川整備計画又は工事实施基本計画において堤防等の整備を実施するとしている区間(以下「整備計画区間」という。)^(注7)の延長に対する整備が完了した区間(以下「整備済区間」という。)の延長の割合(以下「整備率」という。)をみたところ、次のような状況となっていた。

整備計画河川は、計画対象期間をおおむね20年ないし30年としており、表1のとおり、河川整備計画を策定してからの経過期間が計画対象期間の半分に満たないものが、直

轄事業及び補助事業ともに80%以上を占めていることから、整備率は、直轄事業で平均17.1%、補助事業で平均31.3%となっている。また、工事実施基本計画河川は、整備計画河川と異なり、計画対象期間が定められておらず、工事実施基本計画を策定してからの経過期間が既に40年以上となっているものもあり、整備率は、表2のとおり、直轄事業で30.3%、補助事業で平均51.0%となっている。

上記のような整備率等の状況を踏まえると、河川改修事業の実施には今後も相当の期間を要することが見込まれる。

表1 河川改修事業の実施状況(整備計画河川)(平成29年3月末現在)
(直轄事業)

地方整備局等名	事務所名	河川数	整備計画区			河川整備計画策定からの経過期間	
			間の延長 (A) (km)	整備済区間 の延長 (B) (km)	整備率 (B)÷(A)	計画対象期 間の半分に 満たないも のの河川数	計画対象期 間の半分に 経過したも のの河川数
東北地方整備局	湯沢河川国道事務所	2	49.2	0.0	0.0%	2	—
	山形河川国道事務所	7	77.7	36.3	46.7%	7	—
	新庄河川事務所	3	31.9	6.0	18.8%	3	—
関東地方整備局	利根川上流河川事務所	8	126.5	0.0	0.0%	8	—
	荒川上流河川事務所	5	59.9	0.8	1.3%	5	—
	利根川下流河川事務所	1	34.5	0.0	0.0%	1	—
	京浜河川事務所※	4	79.5	32.7	41.1%	2	2
北陸地方整備局	羽越河川国道事務所	1	0.8	0.3	37.5%	1	—
	信濃川下流河川事務所	1	8.2	2.9	35.4%	1	—
	阿賀野川河川事務所	1	5.2	0.0	0.0%	1	—
中部地方整備局	木曾川上流河川事務所	9	87.3	13.7	15.7%	9	—
	沼津河川国道事務所※	4	18.4	6.1	33.2%	4	—
	静岡河川事務所※	3	28.8	7.1	24.7%	3	—
	木曾川下流河川事務所	5	39.3	5.1	13.0%	5	—
近畿地方整備局	淀川河川事務所※	2	22.8	0.0	0.0%	2	—
	豊岡河川国道事務所※	1	9.9	1.7	17.2%	1	—
中国地方整備局	日野川河川事務所※	2	29.0	0.0	0.0%	2	—
	出雲河川事務所※	3	9.5	7.9	83.2%	3	—
	福山河川国道事務所※	1	4.8	1.6	33.3%	1	—
四国地方整備局	松山河川国道事務所※	2	0.4	0.1	25.0%	2	—
	中村河川国道事務所※	3	17.3	0.7	4.0%	3	—
九州地方整備局	長崎河川国道事務所※	1	5.1	3.9	76.5%	1	—
	宮崎河川国道事務所※	2	19.8	16.8	84.8%	2	—
	延岡河川国道事務所※	1	8.1	4.8	59.3%	1	—
北海道開発局	札幌開発建設部	17	297.4	33.2	11.2%	9	8
	函館開発建設部	1	15.4	5.2	33.8%	1	—
	旭川開発建設部	6	93.9	14.7	15.7%	6	—
計		96	1,180.6	201.6	17.1%	86 (89.6%)	10 (10.4%)

(注) ※は平成28年3月末時点

(補助事業)

道府県市名	河川数	整備計画区間の延長			河川整備計画策定からの経過期間	
		(A) (km)	整備済区間の延長 (B) (km)	整備率 (B)÷(A)	計画対象期の半分に満たないものの河川数	計画対象期の半分以上を経過したものの河川数
北海道	75	517.2	114.9	22.2%	60	15
札幌市	3	5.4	4.4	81.5%	3	—
秋田県	21	88.4	29.1	32.9%	11	10
茨城県	23	248.8	88.7	35.7%	14	9
ひたちなか市	1	2.7	0.9	33.3%	1	—
栃木県	28	325.0	196.2	60.4%	17	11
群馬県※	20	56.3	14.2	25.2%	20	—
埼玉県※	33	339.7	53.7	15.8%	33	—
千葉県※	27	182.4	72.5	39.7%	18	9
富山県	19	61.7	19.6	31.8%	14	5
富山市	2	1.5	1.2	80.0%	2	—
福井県	17	54.1	12.6	23.3%	15	2
愛知県※	40	229.3	30.9	13.5%	40	—
名古屋市※	4	22.1	5.9	26.7%	4	—
三重県※	12	68.3	3.2	4.7%	9	3
京都府	27	69.8	17.5	25.1%	27	—
京都市	8	9.6	0.4	4.2%	8	—
兵庫県	48	246.8	116.4	47.2%	39	9
奈良県	26	76.5	21.0	27.5%	12	14
和歌山県※	26	92.2	25.9	28.1%	23	3
鳥取県	14	42.6	11.6	27.2%	11	3
島根県	19	54.4	20.1	36.9%	13	6
山口県※	23	119.3	34.5	28.9%	23	—
徳島県※	22	65.7	18.7	28.5%	19	3
香川県※	10	31.5	10.5	33.3%	8	2
佐賀県	12	34.7	6.2	17.9%	9	3
長崎県※	20	61.8	27.8	45.0%	18	2
大分県※	22	88.1	29.8	33.8%	21	1
宮崎県※	19	129.6	46.1	35.6%	10	9
鹿児島県※	23	70.6	18.4	26.1%	19	4
沖縄県※	20	67.2	32.3	48.1%	12	8
計	664	3,463.3	1,085.2	31.3%	533 (80.3%)	131 (19.7%)

(注) ※は平成28年3月末時点

表2 河川改修事業の実施状況(工事実施基本計画河川)(平成29年3月末現在)

(直轄事業)

地方整備局名	事務所名	河川数	整備計画			工事実施基本計画策定からの経過年数			
			整備計画区間の延長(A)(km)	整備済区間の延長(B)(km)	整備率(B)÷(A)	20年未満の河川数	20年以上30年未満の河川数	30年以上40年未満の河川数	40年以上の河川数
関東地方整備局	京浜河川事務所※	1	6.6	2.0	30.3%	—	—	—	1

(補助事業)

道府県名	河川数	整備計画			工事実施基本計画策定からの経過年数			
		整備計画区間の延長(A)(km)	整備済区間の延長(B)(km)	整備率(B)÷(A)	20年未満の河川数	20年以上30年未満の河川数	30年以上40年未満の河川数	40年以上の河川数
北海道	28	176.1	73.2	41.6%	7	16	5	—
栃木県	1	5.7	5.5	96.5%	—	—	—	1
千葉県※	5	37.5	32.5	86.7%	1	1	1	2
富山県	2	14.8	9.4	63.5%	—	—	2	—
三重県※	5	33.9	15.7	46.3%	2	1	1	1
京都府	7	49.9	25.6	51.3%	2	2	—	3
和歌山県※	1	4.4	0.0	0.0%	—	—	—	1
徳島県※	2	5.2	2.4	46.2%	2	—	—	—
香川県※	4	11.2	5.0	44.6%	2	1	—	1
佐賀県	11	53.1	27.1	51.0%	1	2	4	4
長崎県※	9	23.1	11.6	50.2%	4	2	3	—
宮崎県※	1	0.7	0.7	100.0%	—	1	—	—
鹿児島県※	17	64.8	36.2	55.9%	4	7	6	—
沖縄県※	3	8.8	4.6	52.3%	—	1	1	1
計	96	489.2	249.5	51.0%	25	34	23	14

(注) ※は平成28年3月末時点

(注7) 整備が完了した区間 河川整備計画等で定められた堤防の高さなどによる断面により整備された区間のほか、河川整備計画等とは異なるものの、一定の安全性の確保を優先して整備された区間を含む。

(2) 堤防等の整備及び橋りょうの改築の状況

堤防等の整備は、整備計画区間の全ての整備が完了するまでには今後も相当の期間を要することが見込まれることを踏まえると、整備計画区間の整備の途上においても、段階的に、治水安全上の効果を速やかに発現させるよう実施していく必要がある。

しかし、河川管理者が堤防等を整備することとしている区間における堤防等の整備の状況を確認したところ、その上下流の堤防等の整備が一定の区間概成しているのにこれらの堤防等の間に整備未済区間又は改築が必要となる橋りょうが残存しているため、整備済区間の堤防等がその効果を十分に発現していない事態が、次のア及びイのとおり見受けられた。

ア 一定の区間概成した堤防等の間に整備未済区間が残存しているため、その上下流の整備済みの堤防等がその効果を十分に発現していない事態

(ア) 整備未済区間が残存している事態

28年度末において、隣接する上下流の堤防等の整備が行われてから5年以上が経過している箇所のうち、堤防高が計画高水位より低い位置にあって流下能力が整備計画流量を下回るなどして、当該区間からの越水等により地形上広範囲に浸水が及び住宅等への被害のおそれがある整備未済区間が残存している箇所(以下「残整備箇所」という。)が、表3のとおり、2事務所が管理する3河川で4か所(3河川に係る河川改修事業費計312億2841万余円(24年度から28年度までの事業費。以下同じ。))、6県が管理する9河川で10か所(9河川に係る河川改修事業費計112億7795万余円(国庫補助金等交付額計56億3450万余円))、計12河川で14か所見受けられた。

これらの残整備箇所は、現状の流下能力が当該区間の整備計画流量に対して47.3%から86.4%となっており、洪水を安全に流下させることができないなどの状況となっていた。

表3 残整備箇所の状況

① 流下能力が整備計画流量を下回っている残整備箇所
(直轄事業)

地方整備局名 事務所名	河川名	残整備 箇所となつた 要因 注(1)	残整備 箇所の 延長 (m)	上下流の堤防の整備完了年度等				流下能力の比較			当該河川に係る 河川改修事業に 平成24年度から 28年度までの間 に支出した事業 費 (千円)
				上流		下流		残整備 箇所の現状 の流下能 力 (A) (m ³ /s)	整備計画 流量 (B) (m ³ /s)	(A)÷(B)	
				整備完 了年度	経過 年数	整備完 了年度	経過 年数				
東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	雄物川	a	400	平成16	12	平成8	20	3,000	5,600	53.6%	12,721,413
関東地方整備局 荒川上流河川事務所	荒川	c	200	平成20	8	昭和60	31	不明 注(3)	7,000	—	18,507,002
	高麗川	c	60	平成10	18	不明	—	不明 注(4)	600	—	
		a	100	平成15	13	平成15	13	不明 注(5)	600	—	
計											31,228,415

- 注(1) 「残整備箇所となつた要因」欄の「a」は土地権利者、周辺住民等の同意が得られていないもの、「c」は道路管理者との調整が完了していないものを示している。
- 注(2) 網掛けの欄は、経過年数が10年以上であることを示している。
- 注(3) 流下能力は不明であるが、計画高水位14.7mに対して堤防予定地の地面の高さは13.2mとなっていることから、流下能力が不足している。
- 注(4) 流下能力は不明であるが、計画高水位32.3mに対して現況の堤防の高さは32.1mとなっていることから、流下能力が不足している。
- 注(5) 流下能力は不明であるが、計画高水位32.7mに対して現況の堤防の高さは32.5mとなっていることから、流下能力が不足している。

(補助事業)

県名	河川名	残整備 箇所とな った要 因注(1)	残整備 箇所の延 長 (m)	上下流の堤防の整備完了年度等				流下能力の比較			当該河川に係 る河川改修事 業に平成24 年度から28 年度までの間 に支出した事 業費 (千円)	左に對する 国庫補助 金等交 付額 (千円)
				上流		下流		残整備箇 所の現 状の流 下能 力 (A) (m ³ /s)	整備計 画 流量 (B) (m ³ /s)	(A)÷(B)		
				整備完 了年度	経過 年数	整備完 了年度	経過 年数					
茨城県	乙戸川	a	100	平成 18~19	9	平成 8~16	12	52	110	47.3%	278,523	139,261
	中通川	a	300	平成12 以前	16以上	平成12 以前	16以上	64	120	53.3%	1,270,820	635,410
		a	100	平成12 以前	16以上	平成12 以前	16以上	64	120	53.3%		
埼玉県	倉松川	a	100	平成18	10	平成18	10	18	35	51.4%	57,733	12,033
	新河岸 川	a	300	平成18	10	平成4 以前	24以上	440	550	80.0%	1,977,560	984,858
千葉県	一宮川	a	80	平成22	6	平成19	9	600	750	80.0%	3,700,867	1,850,433
富山県	白岩川	a	200	平成13	15	平成23	5	443	810	54.7%	697,497	348,748
香川県	本津川	a	150	平成23	5	平成23	5	308	500	61.6%	1,895,918	964,242
佐賀県	巨勢川	b	100	平成23	5	平成22	6	108	125	86.4%	940,013	470,006
計											10,818,934	5,404,995

注(1) 「残整備箇所となった要因」欄の「a」は土地権利者、周辺住民等の同意が得られていないもの、
「b」は土地の境界が確定できず用地の取得ができないものを示している。

注(2) 網掛けの欄は、経過年数が10年以上であることを示している。

注(3) 金額は単位未満切捨てのため、合計しても「計」欄と一致しないものがある。

② 現状の堤防高が計画高潮位よりも低い位置にある残整備箇所
(補助事業)

県名	河川名	残整備 箇所とな った要 因注(1)	残整備 箇所の延 長 (m)	上下流の堤防の整備完了年度等				堤防高の比較		当該河川に係 る河川改修事 業に平成24 年度から28 年度までの間 に支出した事 業費 (千円)	左に對する 国庫補助 金等交 付額 (千円)
				上流		下流		残整備箇 所の現 状の堤 防高 (m)	計画高 潮 位 (m)		
				整備完 了年度	経過 年数	整備完 了年度	経過 年数				
佐賀県	浜川	a	200	平成19	9	平成18	10	3.5	5.0	459,023	229,511

注(1) 「残整備箇所となった要因」欄の「a」は土地権利者、周辺住民等の同意が得られていないものを示している。

注(2) 網掛けの欄は、経過年数が10年以上であることを示している。

③ 事業費及び国庫補助金等交付額

12河川14か所に係る事業の区分	当該河川に係る河川改修事業に平成24年度から28年度までの間に支出した事業費 (千円)	左に對する国庫補助金等 交付額 (千円)
直轄事業計(2事務所が管理する3河川で4か所)	31,228,415	
補助事業計(6県が管理する9河川で10か所)	11,277,957	5,634,506

これらの中には、洪水時に残整備箇所から越水等して広範囲に浸水被害が及んでい
る事態が見受けられた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

湯沢河川国道事務所は、一級河川雄物川水系雄物川において、昭和41年度に工事実施
基本計画を、平成26年度に雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)をそれぞれ策定し、

河川整備計画策定以前から工事実施基本計画等に基づき堤防等の整備を実施してきており、24年度から28年度までの間の事業費は計127億2141万余円となっている。

上記のうち、整備計画区間48.6kmについてみると、中流部に位置する400mの区間では、その下流部は8年度に、上流部は16年度に堤防等の整備が完了しているのに、当該区間については現在までに堤防等の整備に着手できておらず、残整備箇所となっている。そして、整備計画流量に対して現状の流下能力は53.6%と不足しており、19年度、23年度及び29年度には、当該箇所から洪水が流出するなどして、背後地の住宅、農地、道路等が浸水するなどの被害が発生していた。

これらの残整備箇所についてみると、その上下流の堤防等が河口や整備計画区間の終点近くなどまで連続して整備されて一定の区間が概成している間に延長が60mから400mまでの整備未済区間が残存している状況となっていて、当該箇所からの越水等により地形上広範囲に浸水が及び住宅等への被害のおそれがあることから、洪水等による災害発生の防止を図るなどの公共安全を保持するためにも、堤防等の整備を途切れることなく行う必要があると認められた。

(イ) 残整備箇所となった要因

前記の12河川14か所について、残整備箇所となった要因を確認したところ、次のような状況となっていた(表3参照)。

a 土地権利者、周辺住民等の同意が得られていないもの

2事務所が管理する2河川2か所、6県が管理する8河川9か所においては、堤防等の整備を行う予定地(以下「堤防予定地」という。)の土地権利者、周辺住民等から用地取得又は工事着手についての同意が得られていなかったり、堤防予定地に存する施設の移転候補地の周辺住民等から施設の受入れについての同意が得られていなかったりしているため、堤防等の整備に着手できず残整備箇所となっていた。

上記の2事務所及び6県は、上記の土地権利者、周辺住民等に対して堤防等の整備の必要性を説明したり断続的に交渉を行ったりしている。しかし、堤防予定地の土地権利者が、交渉を拒絶したり、土地の引き続きの所有を強く希望したりしていて、堤防予定地の取得ができない状況となっていた。また、堤防予定地の周辺住民等が、堤防の整備等後の隣接農地への進入路の形状等について難色を示すなどして、同意が得られていない状況となっていた。さらに、堤防予定地に存する施設の移転候補地の周辺住民等が、堤防予定地に存する墓地や廃棄物処理施設の受入れに反対するなどして、同意が得られていない状況となっていた。

堤防予定地の土地権利者から用地取得についての同意が得られていないため残整備箇所となっている事例を示すと、次のとおりである。

<事例2>

富山県は、二級河川白岩川水系白岩川において、昭和57年度に工事実施基本計画を、平成20年度に白岩川水系河川整備計画をそれぞれ策定し、河川整備計画策定以前から工事実施基本計画等に基づき堤防等の整備を実施してきており、24年度から28年度までの間の事業費は計6億9749万余円(国庫補助金等交付額計3億4874万余円)となっている。

上記のうち、整備計画区間 6.8kmについてみると、200mの区間では土地権利者との調整がついていないため、その下流部は 23 年度に、上流部は 13 年度に堤防等の整備が完了しているのに、当該区間については現在までに堤防等の整備に着手できておらず、残整備箇所となっている。そして、整備計画流量に対して現状の流下能力は 54.7% と不足している状況となっていた。

用地の取得に関して、同県は、昭和 62 年から地元説明会を開催し、当該土地権利者との間で交渉を行うなど用地の取得に向けた取組を行っていたが、交渉が難航して平成 12 年 6 月から実質的な交渉が行われていない状況となっていて、29 年 3 月に交渉を再開しているものの明確な用地の取得時期の見通しは立っていない。

b 土地の境界の確定ができず用地の取得ができないもの

佐賀県が管理する 1 河川 1 か所においては、堤防予定地の土地権利者の所在等が不明となっていて境界の確定ができないため、用地の取得ができず残整備箇所となっていた。

同県は、19 年度以降、登記情報等を確認したり地元自治会に問い合わせたりして土地権利者を特定しようとしているが、登記情報に氏名のみが記載されていて住所が記載されていないなどのため、土地権利者の特定に至っていなかった。

c 道路管理者との調整が完了していないもの

荒川上流河川事務所が管理する 2 河川 2 か所においては、堤防予定地にある道路の管理者との調整が完了していないため、堤防等の整備に着手できず残整備箇所となっていた。

同事務所は、堤防と交差する道路により堤防が分断される状態となっていることから、上記の 2 か所について、道路管理者との調整を進めているが、堤防と交差する道路が主要幹線道路や高速自動車国道といった交通量の多い道路であり、堤防等の整備を行うためには、車両の通行や道路構造物の管理に影響を及ぼさないようにして道路のかさ上げを行うなどの必要があることから、道路管理者との調整に長期間を要していた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 3>

荒川上流河川事務所は、一級河川荒川水系荒川において、昭和 40 年度に工事実施基本計画を、平成 27 年度に荒川水系河川整備計画(大臣管理区間)をそれぞれ策定し、河川整備計画策定以前から工事実施基本計画等に基づき堤防等の整備を実施してきており、24 年度から 28 年度までの間の同水系の荒川及び高麗川に係る事業費は計 185 億 0700 万余円となっている。

上記のうち、整備計画区間 47.2kmについてみると、中流部に位置する 200mの区間では、当該区間を横断している道路の車両の通行を確保しつつ堤防等の整備を行う必要があるが、道路の形状の変更等について道路管理者であるさいたま市との調整が完了していないため、その下流部は昭和 60 年度に、上流部は平成 20 年度に堤防等の整備が完了しているのに、当該区間については現在までに堤防等の整備に着手できておらず、残整備箇所となっている。そして、当該箇所では、計画高水位 14.7mに対して堤防予定地の地面の高さは 13.2mとなっていて現状の流下能力が不足している状況となっていた。

道路管理者との調整に関して、同事務所は、22年度から堤防の整備方法等について調整を行っているが、堤防等の整備に伴い交通量が多い一般国道を広範囲にわたりかさ上げしなければならないため、時間を要している状況となっていた。

これらのように、残整備箇所は、その上下流の整備済区間と比較して流下能力が低くなっていたり、堤防高が計画高潮位よりも低い位置にあつたりして、その上下流の堤防等の整備が一定の区間概成しているのに残整備箇所からの越水等により広範囲に浸水が及ぶおそれがあり、その上下流の堤防等の整備効果が十分に発現していない状況となっている。したがって、残整備箇所について、堤防予定地の土地権利者、周辺住民等、又は堤防予定地に存する施設の移転候補地の周辺住民等に対して堤防等の整備への理解と協力を求めたり、道路管理者と一体となった取組を行ったりするなどして堤防等の整備の促進を図ることが必要である。

イ 一定の区間概成した堤防等の間に改築を要する橋りょうが残存しているため、その上下流の整備済みの堤防等がその効果を十分に発現していない事態

(ア) 残改築橋りょうが残存している事態

28年度末において、隣接する上下流の堤防等の整備が行われてから5年以上が経過している橋りょうのうち、橋りょうの架設箇所の流下能力が整備計画流量を下回っていたり桁下高が計画高潮位よりも低い位置にあつたりして、架設箇所からの越水等により地形上広範囲に浸水が及び住宅等への被害のおそれがあり改築を要する橋りょう(以下「残改築橋りょう」という。)が、表4のとおり、札幌開発建設部が管理する1河川で1橋(1河川に係る河川改修事業費19億2487万余円)、7県が管理する9河川で9橋(9河川に係る河川改修事業費計74億3521万余円(国庫補助金等交付額計37億3389万余円))、計10河川で10橋見受けられた。

なお、残整備箇所と残改築橋りょうの両方が見受けられた河川が2河川(富山県が管理する白岩川及び香川県が管理する本津川、両河川に係る河川改修事業費計25億9341万余円(国庫補助金等交付額計13億1299万余円))ある。

そして、残改築橋りょうは、橋りょうの桁下高を確保するために橋桁の設置高さを高くしたり、河道を拡幅するために橋桁を長くしたりするための橋りょうの架け替えなどの改築が行われていないことから、必要な河道の断面積が確保されておらず、架設箇所の流下能力が整備計画流量に対して39.9%から85.0%となっていて、河川の水位が上昇して流されてきた流木等が橋桁に集積して河道を閉塞させるおそれがあるなど、洪水を安全に流下させることなどができない状況となっていた。

表4 残改築橋りょうの状況

① 架設箇所の流下能力が整備計画流量を下回っている残改築橋りょう(直轄事業)

地方整備局等名 事務所名	河川名	橋りょう名	橋りょう 管理者名	上下流の堤防の整備完了年度等				流下能力の比較			当該河川に係る河川改修事業に平成24年度から28年度までの間に支出した事業費(千円)
				上流		下流		残改築橋りょう架設箇所の流下能力(A) (m ³ /s)	整備計画流量(B) (m ³ /s)	(A)÷(B)	
				整備完了年度	経過年数	整備完了年度	経過年数				
北海道開発局 札幌開発建設部	幌向川	北斗橋	北海道	平成2	26	平成2	26	589	700	84.1%	1,924,876

(補助事業)

県名	河川名	橋りょう名	橋りょう管理者名	上下流の堤防の整備完了年度等				流下能力の比較			当該河川に係る河川改修事業に平成24年度から28年度までの間に支出した事業費 (千円)	左に対する国庫補助金等交付額 (千円)
				上流		下流		残改築橋りょう架設箇所 の流下能力 (A) (m/s)	整備計画 流量 (B) (m/s)	(A)÷(B)		
				整備完了年度	経過年数	整備完了年度	経過年数					
茨城県	玉川	玉川橋りょう	東日本旅客鉄道株式会社	平成8	20	平成6~7	21	170	200	85.0%	91,114	45,557
埼玉県	古綾瀬川	松江新橋	埼玉県	平成4	24	平成9	19	30	45	66.7%	503,843	251,921
	大場川	新三郷橋	埼玉県	昭和59	32	昭和60	31	37	55	67.3%	115,387	57,693
富山県	白岩川	鉄道橋	あいの風とやま鉄道株式会社	平成11以前	17以上	平成13以前	15以上	323	810	39.9%	697,497	348,748
香川県	本津川	JR予讃線橋りょう	四国旅客鉄道株式会社	平成8	20	平成8	20	357	500	71.4%	1,895,918	964,242
長崎県	中島川	玉江橋	長崎県	平成21	7	平成2	26	295	490	60.2%	426,096	213,048
鹿児島県	湯田川	湯田橋	国土交通省	平成元~17	11	平成元~17	11	105	180	58.3%	565,556	282,778
計											4,295,415	2,163,990

(注) 金額は単位未満切捨てのため、合計しても「計」欄と一致しないものがある。

② 桁下高が計画高潮位よりも低い位置にある残改築橋りょう

(補助事業)

県名	河川名	橋りょう名	橋りょう管理者名	上下流の堤防の整備完了年度等				桁下高と計画高潮位との比較		当該河川に係る河川改修事業に平成24年度から28年度までの間に支出した事業費 (千円)	左に対する国庫補助金等交付額 (千円)
				上流		下流		桁下高 (m)	計画高潮位 (m)		
				整備完了年度	経過年数	整備完了年度	経過年数				
三重県	海蔵川	JR橋りょう	東海旅客鉄道株式会社	昭和34~37	54	昭和34~37	54	3.0	3.7	2,833,900	1,416,950
	五十鈴川	汐合橋	三重県	平成6以前	22以上	不明	—	2.5	2.8	305,900	152,950
計										3,139,800	1,569,900

③ 事業費及び国庫補助金等交付額

10河川10橋に係る事業の区分	当該河川に係る河川改修事業に平成24年度から28年度までの間に支出した事業費 (千円)	左に対する国庫補助金等交付額 (千円)
直轄事業計(札幌開発建設部が管理する1河川で1橋)	1,924,876	
補助事業計(7県が管理する9河川で9橋)	7,435,215	3,733,890

これらの残改築橋りょうについてみると、前記堤防等の残整備箇所と同様に、その上下流の堤防等が河口や整備計画区間の終点近くなどまで連続して整備されて一定の区間が概成している間に残存している状況となっていて、当該箇所からの越水等により地形上広範囲に浸水が及び住宅等への被害のおそれがあることから、洪水等による

災害発生の防止を図るなどの公共の安全を保持するためにも、橋りょうの改築を行うとともに架設箇所^(注8)の堤防等の整備を行う必要性があると認められた。

(イ) 残改築橋りょうとなった要因

残改築橋りょうの改築に当たっては、河川管理者は、改築に向けて橋りょう管理者と協議を行って、事業期間、事業費、工事計画等について合意しておくことが必要であるが、この協議の実施のためには、両者で調整を行って、改築の必要性について認識を共有することなどが必要である。

そこで、前記の残改築橋りょうに係る調整の実施状況について確認したところ、札幌開発建設部及び4県は、橋りょう管理者に対して残改築橋りょうの改築が必要であることを説明するなどしているが、改築について橋りょう管理者の同意を得るに至っていない^(注9)。また、残りの3県は、橋りょうの改築には多額の費用等を要することから、橋りょう管理者の同意を得ることや自らも多額の予算を確保することが困難であるなどとして、橋りょう管理者と残改築橋りょうの改築に関する調整を行っていない。その結果、いずれの残改築橋りょうも協議を開始するに至っておらず、河川管理者は、当該橋りょうの上下流の堤防等の整備を先行的に実施するなどしていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例4>

鹿児島県は、二級河川湯田川において、平成元年度から工事実施基本計画等に基づき河川改修事業(延長2.3km)を実施しており、24年度から28年度までの間の事業費は計5億6555万余円(国庫補助金等交付額計2億8277万余円)となっている。

そして、同河川に架設されている一般国道3号の湯田橋の上下流では、17年度までに堤防等の整備が完了している。

しかし、湯田橋は、桁下高が3.0mと計画高水位3.6mより低くなっていることに加え、橋台が計画上の河道内に位置しているため、計画高水流量に対して湯田橋の架設箇所^(注8)の流下能力は58.3%と不足している状況となっていた。そのため、改築が必要であるとしているが、改築に多額の費用が必要であるなどとして、橋りょう管理者である国土交通省との間で改築に向けた調整を行っていない。

これらのように、残改築橋りょうの架設箇所は、その上下流の整備済区間と比較して流下能力が低くなっていたり桁下高が計画高潮位よりも低い位置にあたりして、その上下流の堤防等の整備が一定の区間概成しているのに残改築橋りょうの架設箇所からの越水等により広範囲に浸水が及ぶおそれがあり、その上下流の堤防等の整備効果が十分に発現していない状況となっている。したがって、橋りょう管理者に対して治水安全上からの改築の必要性について理解を求めつつ、橋りょう管理者と一体となった取組により残改築橋りょうの改築の促進を図ることが必要である。

(注8) 4県 埼玉、三重、香川、長崎各県

(注9) 3県 茨城、富山、鹿児島各県

3 本院の所見

近年、全国的に豪雨による浸水被害が多発しており、国民の生命、財産等を守るために、河川改修事業が担う役割は非常に大きなものとなってきている。検査したところ、河川改修

事業を必要とする河川は多くあり、各河川管理者における河川改修事業の実施には、今後も相当の期間を要することが見込まれる。

したがって、河川改修事業についてはより治水安全上の必要性に配慮しつつ効率的かつ効果的に事業を実施していくことが求められるが、堤防等の整備及び橋りょうの改築状況についてみると、残整備箇所及び残改築橋りょうは治水安全上のぜい弱部となっており、その存在により、その上下流の整備済みの堤防等の整備効果が十分に発現していない状況が見受けられた。

そのため、残整備箇所の整備及び残改築橋りょうの改築をできるだけ早期に完了することは、整備済区間の堤防等の効果を十分に発現させるために必要であると認められる。

しかし、残整備箇所又は残改築橋りょうとなった要因についてみると、残整備箇所については、堤防予定地の土地権利者、周辺住民等からの用地取得又は工事着手の同意が得られていなかったり、堤防予定地に存する施設の移転候補地の周辺住民等からの施設の受入れの同意が得られていなかったり、道路管理者との調整が完了していなかったりなどしていること、また、残改築橋りょうの改築については、橋りょう管理者との協議の実施のために必要な改築に向けた同意が得られていないことなどから、いずれも河川管理者の取組のみでは事態の解決を図ることは困難な状況となっている。

については、国土交通省において、残整備箇所の整備及び残改築橋りょうの改築を早期に行うことにより、整備済みの堤防等の整備効果が十分に発現されるよう、次のような方策を講ずるとともに、残整備箇所又は残改築橋りょうが所在している9県に対して同様の方策を講ずるよう助言を行うなどして、事態の早期解消を図ることが望まれる。

ア 残整備箇所については、事業の進展を図るために、土地権利者、周辺住民、道路管理者等と一層積極的に交渉や調整を行うなどするよう努めること。特に、長期間にわたり事態の解消が図られず明確な解決の見通しが無いまま推移している箇所については、豪雨による洪水被害が日本各地で多発している状況を踏まえ残整備箇所の整備による効果を周知するなどして、土地権利者、周辺住民、道路管理者等に対して一層の理解を求め、残整備箇所の解消に向けて事業の進展が図られるよう努めること

イ 残改築橋りょうについては、その上下流の堤防等の整備が完了してから既に長期間を経過しているものが多い状況を踏まえ、残整備箇所と同様に改築による効果を周知するなどして、改築の必要性について橋りょう管理者の理解を得られるよう一層積極的に調整を行い、橋りょう管理者の事情も踏まえた上で河川管理者と橋りょう管理者が一体となって、改築の事業期間、事業費、工事計画等の事項に関する協議を行うことにより早期に残改築橋りょうの改築に着手できるよう努めること

本院としては、今後とも、河川改修事業の進捗に伴う残整備箇所及び残改築橋りょうの解消の状況並びに整備済みの堤防等の効果の発現状況について引き続き注視していくこととする。

第4節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

第1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

検査対象	64 省庁等
是正措置の概要	本院が不当事項として検査報告に掲記したものについて、国損を回復するなどのために省庁等が債権等を管理して債務者等から返還させるなどの是正措置を講ずるもの
是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	54 省庁等、456 件 10,514,483,695 円 (検査報告 昭和 21 年度～平成 27 年度)
上記のうち金銭を返還させる是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	54 省庁等、437 件 10,217,152,889 円

1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第 29 条第 3 号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(以下「省庁等」という。)は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置(以下「金銭を返還させる是正措置」という。)
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付等することによる是正措置(以下「金銭を還付する是正措置」という。)
- ③ 構造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(以下「手直し工事等による是正措置」という。)
- ④ 会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置(以下「再発防止策による是正措置」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債

権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合規性等の観点から、適切な債権管理が行われることなどにより、是正措置が適正に講じられているかに着眼して検査した。そして、昭和21年度から平成27年度までの検査報告に掲記した不当事項について、関係する64省庁等における29年7月末現在の是正措置の状況を対象として、34省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの30省等については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

昭和21年度から平成27年度までの検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものが54省庁等における456件10,514,483,695円ある。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが54省庁等における437件10,217,152,889円、金銭を還付する是正措置を必要とするものが3団体における6件3,195,019円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが3省における15件294,135,787円ある。これを、平成27年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と、平成26年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(注1) 456件10,514,483,695円 1件について複数の方法による是正措置が必要なものがあるため、それぞれの是正措置の件数を合計しても456件とは一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。上記件数及び金額の記載方法は、本文及び表(それぞれの注を含む。)において同じ。

(注2) 3団体 独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター

(注3) 3省 農林水産省、国土交通省、防衛省

(1) 平成27年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況

検査の結果、平成27年度決算検査報告に掲記した不当事項345件(指摘金額の合計17,835,416,944円)のうち、297件17,025,799,954円については29年7月末までに是正措置が完了している。

一方、残りの48件809,616,990円については29年7月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが37件579,988,539円あり、その状況は表1のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが3省における11件229,628,451円ある。

(注4) 297件17,025,799,954円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが257件5,892,430,160円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが2件88,546,678円、手直し工事等による是正措置が完了したものが28件8,716,814,932円、再発防止策による是正措置が講じられたものが19件2,328,008,184円ある。

(注5) 3省 農林水産省、国土交通省、防衛省

表1 平成27年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況
(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
							件数	金額	件数	金額	件数	金額
内閣府(内閣府本府)	2	9,147,886	2	9,147,886	—	—	—	—	—	—	—	—
同(警察庁)	1	60,417	1	60,417	—	—	—	—	—	—	—	—
総務省	10	146,838,911	10	146,838,911	—	—	—	—	—	—	—	—
法務省	1	6,870,831	1	6,870,831	—	—	—	—	—	—	—	—
外務省	1	15,822,485	1	15,822,485	—	—	—	—	—	—	—	—
財務省	1	274,925,806	1	274,925,806	—	—	—	—	—	—	—	—
文部科学省	24	332,778,863	24	332,778,863	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	172	4,682,285,155	161	4,473,961,277	11	208,323,878	—	—	10	205,417,775	1	2,906,103
農林水産省	22	286,141,960	19	159,363,554	3	126,778,406	—	—	3	126,778,406	—	—
経済産業省	11	212,451,241	11	212,451,241	—	—	—	—	—	—	—	—
国土交通省	20	204,114,486	20	204,114,486	—	—	—	—	—	—	—	—
環境省	3	30,562,547	2	7,849,000	1	22,713,547	—	—	1	22,713,547	—	—
防衛省	2	81,789,001	1	3,490,574	1	78,298,427	—	—	1	78,298,427	—	—
省庁計	270	6,283,789,589	254	5,847,675,331	16	436,114,258	—	—	15	433,208,155	1	2,906,103
日本私立学校振興・共済事業団	4	7,354,000	—	—	4	7,354,000	—	—	4	7,354,000	—	—
全国健康保険協会	1	16,759,800	0	8,514,182	1	8,245,618	—	—	1	8,245,618	—	—
独立行政法人農畜産業振興機構	2	28,943,878	2	28,943,878	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人日本スポーツ振興センター	1	5,844,769	1	5,844,769	—	—	—	—	—	—	—	—
国立大学法人弘前大学	1	8,437,069	—	—	1	8,437,069	—	—	1	8,437,069	—	—
国立大学法人岩手大学	1	5,212,218	—	—	1	5,212,218	—	—	1	5,212,218	—	—
国立大学法人筑波大学	1	5,062,231	—	—	1	5,062,231	—	—	1	5,062,231	—	—
国立大学法人埼玉大学	1	6,773,704	—	—	1	6,773,704	—	—	1	6,773,704	—	—
国立大学法人金沢大学	1	3,320,981	—	—	1	3,320,981	—	—	1	3,320,981	—	—
国立大学法人浜松医科大学	1	4,166,396	—	—	1	4,166,396	—	—	1	4,166,396	—	—
国立大学法人三重大学	1	3,577,011	—	—	1	3,577,011	—	—	1	3,577,011	—	—
国立大学法人鳥取大学	1	10,020,000	—	—	1	10,020,000	—	—	1	10,020,000	—	—
国立大学法人島根大学	1	4,358,050	—	—	1	4,358,050	—	—	1	4,358,050	—	—
国立大学法人広島大学	1	40,308,942	—	—	1	40,308,942	—	—	1	40,308,942	—	—
国立大学法人佐賀大学	1	5,415,150	—	—	1	5,415,150	—	—	1	5,415,150	—	—
国立大学法人長崎大学	1	10,253,020	—	—	1	10,253,020	—	—	1	10,253,020	—	—
国立大学法人宮崎大学	1	3,517,494	—	—	1	3,517,494	—	—	1	3,517,494	—	—
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	1	13,735,274	—	—	1	13,735,274	—	—	1	13,735,274	—	—
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	1	3,888,523	—	—	1	3,888,523	—	—	1	3,888,523	—	—
独立行政法人農業者年金基金	1	1,680,600	0	1,452,000	1	228,600	—	—	1	228,600	—	—
団体計	24	188,629,110	3	44,754,829	21	143,874,281	—	—	21	143,874,281	—	—
合計	294	6,472,418,699	257	5,892,430,160	37	579,988,539	—	—	36	577,082,436	1	2,906,103

(注) 平成29年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、同日現在の名称としている。

(2) 平成26年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置等の状況

ア 是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から平成26年度までの検査報告に掲記した不当事項において、28年7月末現在では是正措置が未済となっていた444件10,615,356,474円のうち、36件^(注6)910,489,769円については29年7月末までには是正措置が完了している。

一方、残りの408件9,704,866,705円については29年7月末現在では是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが400件9,637,164,350円あり、その状況は表2のとおりとなっている。そして、金銭を還付する是正措置を必要とするものが^(注7)3団体における6件3,195,019円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが^(注8)2省における4件64,507,336円ある。

(注6) 36件910,489,769円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが32件

637,105,242円あり、このうち、不納欠損等として整理したものが15件325,950,073円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが4,114円、手直し工事等による是正措置が完了したものが4件271,950,585円、再発防止策による是正措置が講じられたものが2件1,429,828円ある。

(注7) 3団体 独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター

(注8) 2省 農林水産省、国土交通省

表2 平成26年度以前の検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
裁判所	1	350,000	—	—	1	350,000	1	350,000	—	—	—	—
内閣府(警察庁)	1	2,214,000	—	—	1	2,214,000	1	2,214,000	—	—	—	—
総務省	1	1,721,600	0	330,240	1	1,391,360	—	—	1	1,391,360	—	—
法務省	10	360,319,811	1	12,935,699	9	347,384,112	8	347,057,112	—	—	1	327,000
外務省	2	22,844,049	—	—	2	22,844,049	1	11,914,499	1	10,929,550	—	—
財務省	17	397,249,156	2	11,103,804	15	386,145,352	7	319,702,008	—	—	8	66,443,344
文部科学省	1	33,606,972	1	33,606,972	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	145	2,337,896,444	13	330,598,604	132	2,007,297,840	11	138,910,053	107	1,651,000,905	14	217,386,882
農林水産省	12	291,240,075	1	3,393,334	11	287,846,741	1	47,313,172	8	233,957,696	2	6,575,873
経済産業省	11	101,264,504	0	219,700	11	101,044,804	1	12,039,284	9	87,548,729	1	1,456,791
国土交通省	7	96,581,237	1	5,697,000	6	90,884,237	5	86,971,927	1	3,912,310	—	—
環境省	3	247,489,000	0	18,556,000	3	228,933,000	—	—	3	228,933,000	—	—
防衛省	9	78,642,023	1	2,600,924	8	76,041,099	6	70,939,624	2	5,101,475	—	—
省庁計	220	3,971,418,871	20	419,042,277	200	3,552,376,594	42	1,037,411,679	132	2,222,775,025	26	292,189,890
株式会社日本政策金融公庫	2	52,075,571	1	47,316,571	1	4,759,000	—	—	1	4,759,000	—	—
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1	8,362,535	—	—	1	8,362,535	1	8,362,535	—	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	4,402,008	—	—	1	4,402,008	1	4,402,008	—	—	—	—
中日本高速道路株式会社	2	230,281,464	—	—	2	230,281,464	—	—	2	230,281,464	—	—
独立行政法人国際交流基金	1	3,710,444	0	1,217	1	3,709,227	—	—	1	3,709,227	—	—
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	16,425,000	0	5,475,000	1	10,950,000	—	—	1	10,950,000	—	—
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	4,887,000	0	4,078,000	1	809,000	—	—	1	809,000	—	—
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	5,831,532	1	5,831,532	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人自動車事故対策機構	1	4,798,754	—	—	1	4,798,754	1	4,798,754	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	4	29,059,222	2	2,671,113	2	26,388,109	—	—	1	963,998	1	25,424,111
独立行政法人中小企業基盤整備機構	1	578,061	—	—	1	578,061	—	—	1	578,061	—	—
国立研究開発法人国立がん研究センター	3	31,423,181	—	—	3	31,423,181	—	—	—	—	3	31,423,181
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	1	824,170	—	—	1	824,170	—	—	—	—	1	824,170
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	1	10,563,558	0	8,276,928	1	2,286,630	—	—	1	2,286,630	—	—
国立大学法人筑波大学	1	11,631,079	0	720,000	1	10,911,079	1	10,911,079	—	—	—	—
国立大学法人東京医科歯科大学	1	9,058,338	—	—	1	9,058,338	—	—	1	9,058,338	—	—
国立大学法人長岡技術科学大学	1	3,528,000	—	—	1	3,528,000	—	—	1	3,528,000	—	—
国立大学法人京都大学	1	18,608,650	0	720,000	1	17,888,650	1	17,888,650	—	—	—	—
国立大学法人大阪大学	1	600,000	0	300,000	1	300,000	1	300,000	—	—	—	—
国立大学法人奈良教育大学	1	8,378,000	0	121,000	1	8,257,000	1	8,257,000	—	—	—	—
国立大学法人山口大学	1	120,179,462	—	—	1	120,179,462	—	—	1	120,179,462	—	—
日本放送協会	1	44,546,640	—	—	1	44,546,640	1	44,546,640	—	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	35,023,995	0	60,000	1	34,963,995	1	34,963,995	—	—	—	—
日本郵便株式会社	8	818,648,114	1	31,260,393	7	787,387,721	5	713,644,134	—	—	2	73,743,587
株式会社ゆうちょ銀行	103	3,379,712,779	5	81,050,820	98	3,298,661,959	98	3,298,661,959	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	98	1,446,011,364	4	29,700,391	94	1,416,310,973	94	1,416,310,973	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	3	3,701,800	0	480,000	3	3,221,800	—	—	3	3,221,800	—	—
団体計	212	6,302,850,721	12	218,062,965	200	6,084,787,756	178	5,563,047,727	15	390,324,980	7	131,415,049
合計	432	10,274,269,592	32	637,105,242	400	9,637,164,350	220	6,600,459,406	147	2,613,100,005	33	423,604,939

注(1) 平成28年8月1日から29年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、29年7月31日現在の名称としている。

注(2) 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に係る債権は、日本郵政公社が平成19年10月1日に解散したことに伴い日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権を承継したものである。同債権については、複数の会社に承継されているものがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計には一致しない。

注(3) 是正措置が未済となっているもののうち、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の全件並びに国立研究開発法人国立成育医療研究センターの1件824,170円のうち298,220円に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

イ 金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和21年度から平成26年度までの検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするもので29年7月末現在で是正措置が未済となっているものが、2(2)アのとおり、400件9,637,164,350円ある。これらに対する直近1年間(28年8月1日から29年7月31日まで)の是正措置の進捗状況及び債務者等の状況を態様別に示すと、次のとおりである。

(注9) 債務者等が複数存在するため1件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は400件と一致しない。

(ア) 債務者等が分割納付等を実施中であるもの	省庁	130件	2,175,872,220円
	団体	120件	3,797,142,547円

これらは、分割納付等が行われているものであるが、債務者等の資力により是正措置の進捗の度合いは区々となっている。また、これらに係る直近1年間の返還額は、^(注10)省庁159,659,817円、団体27,069,813円となっている。

(注10) 直近1年間の返還額 元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

(イ) 債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進捗していないもの	省庁	90件	1,255,277,459円
	団体	106件	2,230,036,898円

これらは、是正措置の完了に向けて督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進捗していないものである。

このうち、団体における94件1,835,749,522円に係る債権は、償却等により資産計上から除外されているが、団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

(ウ) 債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進捗していないもの	省庁	13件	121,226,915円
	団体	6件	57,608,311円

これらは、債務者等が行方不明又は収監中であるなどの理由により、是正措置が進捗していないものである。

3 本院の所見

2(2)イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているため、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

第2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

検査対象	34 省庁等
検査の概要	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として検査報告に掲記したものについて、当該処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査するもの
改善の処置の履行状況を検査した本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項の件数	80 件(検査報告 平成 22 年度～27 年度)
上記のうち改善の処置が一部履行されていない件数	1 件

1 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

(1) 検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第 34 条又は第 36 条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体(以下「省庁等」という。)において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(以下「処置済事項」という。)として掲記している。

一方、本院は、毎年度策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続して検査することとしている。検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が制度を改めるなどの改善の処置が履行されること(改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われることをいう。以下同じ。)により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

(2) 平成 27 年度決算検査報告に掲記した改善の処置の履行状況

本院は、平成 27 年度決算検査報告に、平成 20 年度から 26 年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、平成 26 年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたもの 79 件から、28 年次(27 年 10 月から 28 年 9 月まで)は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの(以下「検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの」という。)10 件を除いた 69 件についての検査の結果を掲記した。

その内訳は、改善の処置が履行されていたもの(以下「履行済」という。)が 44 件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの(以下「検査分履行済」という。)が 25 件、改善の処置が一部履行されていなかったもの(以下「一部不履行」という。)及び改善の処置が全く履行されていなかったもの(以下「不履行」という。)は 0 件となっていた。

そして、上記の検査分履行済 25 件及び 28 年次は検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの 10 件の計 35 件並びに平成 27 年度決算検査報告に新たに掲記した処置済事

項 49 件の合計 84 件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、上記 84 件のうち、今年次は検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの 4 件を除いた 80 件について、28 年 8 月から 29 年 7 月までの間に、関係する 34 省庁等のうち、33 省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの 1 庁については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

(1) 検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

上記の 80 件について改善の処置の履行状況を検査したところ、履行済が 58 件、検査分履行済が 21 件、一部不履行が 1 件、不履行が 0 件となっていた。これを、平成 27 年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況と、22 年度から 26 年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

ア 平成 27 年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

平成 27 年度決算検査報告に掲記した処置済事項 49 件のうち、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの 3 件を除いた 46 件について検査したところ、履行済が 35 件、検査分履行済が 11 件となっていた。

イ 22 年度から 26 年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

22 年度から 26 年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたもの 35 件のうち、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの 1 件を除いた 34 件について検査したところ、履行済が 23 件、検査分履行済が 10 件、一部不履行が 1 件となっていた。

ア及びイにおいて記述した改善の処置の履行状況を検査報告年度別及び省庁等別に示すと、表 1 及び表 2 のとおりである。

表 1 検査報告年度別の改善の処置の履行状況 (単位：件)

検査報告年度	改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項 (A)	検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの (B)	検査対象の処置済事項 (A) - (B)	改善の処置の履行状況			
				履行済	検査分履行済	一部不履行	不履行
平成 22 年度	1	—	1	1	—	—	—
23 年度	2	—	2	2	—	—	—
24 年度	2	—	2	1	1	—	—
25 年度	10	—	10	5	4	1	—
26 年度	20	1	19	14	5	—	—
計	35	1	34	23	10	1	—
27 年度	49	3	46	35	11	—	—
合計	84	4	80	58	21	1	—

表2 省庁等別の改善の処置の履行状況

(単位：件)

省庁等名	検査対象の 処置済事項	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分 履行済	一部 不履行	不履行
国会(国立国会図書館)	1	1	—	—	—
内閣府(内閣府本府)	1	1	—	—	—
内閣府(宮内庁)	1	1	—	—	—
内閣府(警察庁)	3	—	3	—	—
総務省	1	1	—	—	—
法務省	4	3	1	—	—
財務省	1	1	—	—	—
文部科学省	2	1	1	—	—
厚生労働省	注(2) 3	2	注(2) 1	—	—
農林水産省	10	6	4	—	—
経済産業省	1	1	—	—	—
国土交通省	14	9	4	1	—
環境省	3	2	1	—	—
防衛省	8	7	1	—	—
東京地下鉄株式会社	1	1	—	—	—
東日本高速道路株式会社	2	2	—	—	—
中日本高速道路株式会社	2	2	—	—	—
西日本高速道路株式会社	1	—	1	—	—
全国健康保険協会	1	1	—	—	—
日本年金機構	注(2) 2	1	注(2) 1	—	—
国立研究開発法人防災科学技術研究所	1	1	—	—	—
独立行政法人農畜産業振興機構	3	3	—	—	—
独立行政法人国際協力機構	3	2	1	—	—
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	1	—	—	—
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	1	1	—	—	—
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	—	1	—	—
独立行政法人国立病院機構	1	—	1	—	—
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1	1	—	—	—
独立行政法人地域医療機能推進機構	1	—	1	—	—
独立行政法人住宅金融支援機構	2	2	—	—	—
首都高速道路株式会社	1	1	—	—	—
阪神高速道路株式会社	1	1	—	—	—
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1	1	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	1	—	—	—
計	80	58	21	1	—

注(1) 省庁等名は、平成29年7月31日現在の名称としている。

注(2) 厚生労働省及び日本年金機構のうち各1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る処置済事項であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

(2) 一部不履行を検査報告に掲記したものの概要

検査の結果、一部不履行1件については、本章中に不当事項として掲記しており、この概要を示すと表3のとおりである。

表3 一部不履行を検査報告に掲記したものの概要

処置済事項の件名	平成28年度決算検査報告における掲記状況
下水道事業における終末処理場等の設計に当たり、基礎杭とく体の底版との結合部について地震時における所要の安全度が確保されたものとなるよう改善させたもの (国土交通省・平成25年度決算検査報告636ページ参照)	前掲424ページの「汚水処理槽の基礎工の設計が適切でなかったもの」(事業主体：奄美市)参照

3 本院の所見

一部不履行1件については、関係省庁において改善の処置について更なる徹底を図るなどして、改善の処置が確実に履行されることが肝要である。

本院は、上記の一部不履行1件、前記の検査分履行済21件、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの4件及び平成28年度決算検査報告に掲記した処置済事項47件の計73件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。

**第4章 国会及び内閣に対する報告並び
に国会からの検査要請事項に関
する報告等**

第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの 検査要請事項に関する報告等

第1節 国会及び内閣に対する報告

第1 租税特別措置(所得税関係)の適用状況等について

検査対象	内閣府本府、金融庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
租税特別措置の概要	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づいて、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による特定の政策目的を実現するための特別な政策手段として設けられている税制上の措置
所得税関係の租税特別措置のうち税負担の軽減等を図るもの	121 措置
上記の租税特別措置に係る減収見込額(財務省試算)	2兆0250億円(平成27年度)

1 検査の背景

(1) 租税特別措置の趣旨

租税特別措置(以下「特別措置」という。)は、所得税法(昭和40年法律第33号)、法人税法(昭和40年法律第34号)等で定められた税負担に対して、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)に基づいて、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による特定の政策目的を実現するための特別な政策手段であるとされ、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものである。特別措置には、特定の政策目的のために税負担の軽減等を図るもの(政策税制)のほか、税負担を不当に減少させる行為の防止や手続の特例等に係るものがある。

(2) 特別措置を取り巻く状況

平成22年度税制改正大綱(平成21年12月閣議決定)によれば、税制における既得権益を一扫し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、特別措置をゼロベースから見直して、整理合理化を進めることが必要であるとされている。そして、この見直しのため、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」(平成22年度税制改正大綱別紙1)が定められ、また、見直しに際しては、「政策税制措置の見直しの指針」(基本方針の

別添)に照らして、適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなどといった観点から実施することとなっている。

また、平成22年3月には、特別措置に関して、国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的として、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」(平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。)が制定され、同年4月から施行された。租特透明化法によれば、財務大臣は、税負担を軽減する法人税関係の特別措置(以下「法人税関係特別措置」という。)について、適用額明細書を利用して適用実態を調査し、その結果に関する報告書を作成することとされている。また、税負担を不当に減少させる行為の防止や手続の特例等を除いた税負担の軽減、加重等を図る所得税関係の特別措置(以下「所得税関係特別措置」という。)について、財務大臣は、適用実態を調査する必要があると認めるときは、その必要の限度において、税務署長に提出される調書等を利用することなどができるとされている。なお、財務大臣は、これまでに所得税関係特別措置等について、租特透明化法に基づく適用実態調査を実施したことはない。

(3) 所得税関係の特別措置の概要

ア 所得税の納税手続及び特別措置を適用するための手続

納税者は、原則として、各種所得の金額を合計した総所得金額等から基礎控除その他の控除をして計算した課税総所得金額等に、所得税法等に定められた税率を乗じて所得税の額を計算して、税務署長に確定申告書を提出して国に納税すること(以下、このような方式を「申告納税方式」という。)となっている。また、給与等の支払をする者は源泉徴収義務者となり、給与等を支払う際に納税者から所得税を徴収して、これを国に納付すること(以下、このような方式を「源泉徴収方式」という。)となっている。そして、納税者が、申告納税方式により納税する際に特別措置を適用するためには、所轄の税務署に措置法等に規定された明細書等を提出することとなっており、源泉徴収方式による納税に際して特別措置を適用するためには、源泉徴収義務者に対して明細書等を提出することとなっている。これらのほか、特別措置の中には、納税者が確定申告書等を提出することなく、一定の要件に該当していれば適用を受けることができるものもある。

イ 所得税関係特別措置の手法別区分

所得税関係特別措置には、特定の政策目的を実現するために税負担の軽減等を図る手段として、所得税を免除し、又は軽減するもの(以下「直接控除」という。)及び一時的にその課税を猶予し、課税の延期を行うもの(以下「課税の繰延べ」という。)の二つの方式がある。直接控除には、税額控除、所得控除、税率の軽減、非課税等の手法が用いられ、課税の繰延べには、特別償却、取得価額引継ぎなどの手法が用いられている。

ウ 所得税関係特別措置の適用による減収見込額の規模

財務省は、データ上の制約等から特別措置の適用による増減収額を見込むことが困難であるものなどを除き、毎年度、特別措置の適用による増減収見込額を試算していて、このうち増減収見込額が10億円を超える特別措置を公表している。

27年度分において、所得税関係特別措置に係る減収額は2兆0250億円と見込まれていて、20年度以降について、所得税関係特別措置に係る減収見込額が所得税収入の金額(当初予算額)と当該減収見込額の合計額に占める割合をみると、10%前後で推移している。

(4) 特別措置に係る税制改正

税制上の措置を特定の政策目的を実現するための手段として導入している行政機関(税制上の措置を特定の政策目的を実現するための手段として導入している行政機関としての財務省を含む。以下「関係省庁」という。)は、毎年度行われる税制改正に当たり、特別措置の制度ごとに、各政策の目的に基づき、税制の新設、内容の拡充、期限の延長(期限の撤廃を含む。以下同じ。)等について要望(以下、関係省庁が毎年度行う税制に関する要望のことを「税制改正要望」という。)する事項を記載した「税制改正要望書」(以下「要望書」という。)を、国税に関する制度の企画、立案等を所掌する財務省に提出している。

税制改正要望の内容については、財務省による要望事項の検証や査定、税制調査会での議論等が行われ、その後、税制改正大綱が閣議決定される。そして、この大綱の内容を法案化した措置法等の改正案は、閣議決定を経た上で内閣から国会に提出され、国会で審議、成立後、公布、施行される。

(5) 関係省庁及び財務省における特別措置の検証

ア 関係省庁における特別措置に関する政策評価法等に基づく検証

22年5月に、一定の要件を満たす法人税関係の特別措置(以下「法人税軽減措置」という。)については、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)及び「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、新設又は内容の拡充若しくは期限の延長の際に事前評価の実施が義務付けられることとなり、また、政策評価に関する基本計画において事後評価の対象として定めるものとされた。さらに、所得税関係特別措置のうち、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減又は繰延べを行うもの(以下「所得税軽減措置」という。)については、政策評価法等において、事前評価及び事後評価の実施が義務付けられていないものの、基本方針において、積極的かつ自主的に事前評価を実施するよう努め、また、事後評価の対象とするよう努めるものとされた。

そして、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」(平成22年5月政策評価各府省連絡会議了承。以下「租特ガイドライン」という。)によれば、関係省庁は、特別措置に係る政策評価を実施する場合には、客観的なデータを可能な限り明らかにし、特別措置の適用数や適用額、減収額及び効果を予測し、又は把握することに努めるなどとされている。

イ 税制改正要望の際に行われる関係省庁及び財務省による検証

関係省庁は、政策評価法等に基づく検証のほか、各年度の税制改正要望の際に財務省に提出する要望書において、特別措置に係る減収見込額や政策目標の達成状況を提示することなどにより当該特別措置の検証を行うこととなっている。また、財務省は、関係省庁から提出を受けた要望書等に基づいて、特別措置の効果等の検証を行うこととなっている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

少子・高齢化やグローバル化が急速に進み社会保障給付等の増加や経済変動により国の財政がますます厳しくなる中で、今後の税の在り方が、その使途とともに国民にとっても一層身近で重大な問題となってきた。

本院は、27年次の検査において法人税関係特別措置等の適用状況等に着目して検査した状況を、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、27年10月に国会及び内閣に報告したところである。

また、前記のとおり、所得税関係特別措置は、その適用による減収見込額が多額に上っている一方で、租特透明化法において適用実態調査が義務付けられておらず、これまでに実施されたことがない。

そこで、本院は、上記のことなどを踏まえて、有効性等の観点から、①所得税関係特別措置の適用状況はどのようになっているか、②関係省庁及び財務省における所得税軽減措置に係る検証状況等はどのようになっているか、③減収見込額が多額に上っている所得税軽減措置について、本院が提出を受けた確定申告書等から把握した適用状況等を踏まえて、当該所得税軽減措置が国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなどの指針等に照らして検証が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

26年分において適用される所得税関係特別措置を適用している納税者のうち、①計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき、所得が一定金額以上のため本院に証拠書類として確定申告書が提出された納税者のうち、会計実地検査を行った68税務署^(注1)に係る8,659人、②本院に証拠書類として確定申告書が提出されていない納税者のうち、会計実地検査を行った68税務署において確定申告書等の提出を受けた納税者及び上記68税務署以外の100税務署^(注2)について国税庁を通じて確定申告書等の提出を受けた納税者計6,290人、合計14,949人について、24年分から26年分までの所得税関係特別措置の適用状況を対象として検査した。

上記のほか、減収見込額が多額に上っている所得税軽減措置の検査に際しては、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に規定する有価証券報告書等の資料から抽出するなどした23税務署^(注3)の延べ48人の納税者も対象に加え、25年分及び26年分の適用状況を対象として検査した。

検査に当たっては、所得税関係特別措置を適用している納税者の確定申告書等や、減収見込額が多額に上っている所得税軽減措置を適用している納税者の配当等の所得に係る源泉徴収の状況を示した資料、確定申告書等に係るデータを集計、分析するなどして検査した。

そして、内閣府本府等14府省庁において、政策評価に係る関係資料や税制改正要望の際に財務省に提出した要望書等における所得税軽減措置に係る検証状況及び適用実績の把握状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

また、財務省において、所得税関係特別措置の検証状況等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 68税務署 札幌東、苫小牧、仙台南、能代、いわき、竜ヶ崎、宇都宮、川越、大宮、上尾、朝霞、柏、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿、本郷、目黒、蒲田、中野、江戸川北、八王子、立川、武蔵府中、横浜南、戸塚、平塚、藤沢、相模原、敦賀、岐阜南、熱海、富士、名古屋中村、名古屋中、昭和、中川、津島、津、大津、中京、大阪福島、天王寺、旭、東住吉、東淀川、東、堺、豊能、吹田、灘、芦屋、広島北、岩国、松山、今治、福岡、久留米、筑紫、熊本西、玉名、名護、沖縄各税務署

- (注2) 100 税務署 札幌南、旭川中、室蘭、北見、弘前、盛岡、仙台北、塩釜、山形、福島、郡山、日立、土浦、前橋、高崎、川口、浦和、行田、秩父、所沢、春日部、越谷、新潟、長岡、上田、千葉南、千葉西、市川、茂原、成田、東金、江東東、大森、雪谷、世田谷、北沢、杉並、荒川、江戸川南、青梅、日野、東村山、神奈川、緑、川崎北、川崎西、小田原、厚木、富山、金沢、小松、高山、多治見、浜松東、島田、掛川、名古屋西、豊橋、一宮、尾張瀬戸、半田、小牧、四日市、近江八幡、上京、右京、福知山、城東、岸和田、枚方、茨木、富田林、長田、姫路、明石、西宮、三木、柏原、奈良、粉河、松江、岡山東、岡山西、広島南、福山、下関、徳島、高松、高知、若松、香椎、西福岡、武雄、長崎、大分、宮崎、鹿児島、鹿屋、那覇、北那覇各税務署
- (注3) 23 税務署 札幌北、札幌西、旭川東、八戸、郡山、水戸、栃木、麻布、本所、世田谷、渋谷、戸塚、相模原、福井、多治見、中津川、昭和、伏見、堺、加古川、奈良、福山、博多各税務署
- (注4) 14 府省庁 内閣府本府、金融庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

3 検査の状況

(1) 所得税関係特別措置の適用状況

26年分において適用される税負担の軽減、加重等を図る所得税関係特別措置121措置について、税負担を軽減等する手法別にみたところ、直接控除に係るものは75措置、課税の繰延べに係るものは50措置(一つの措置で直接控除と課税の繰延べの両方の手法を規定しているものが5措置、税負担を加重するもので直接控除と課税の繰延べのどちらにも区分できないものが1措置ある。)となっていた。

そして、源泉徴収方式に係る所得税関係特別措置のように納税者が源泉徴収義務者に対して明細書等を提出することなどにより適用を受けたり、納税者が確定申告書等を提出することなく一定の要件に該当していれば適用を受けたりして、本院が会計実地検査等で提出を受けた確定申告書等を基に適用状況を把握することが困難な所得税関係特別措置は121措置のうち60措置となっていた。

また、適用始期からの経過年数の状況をみたところ、適用始期から28年4月1日までの期間が10年を超えるものは90措置、このうち適用期限の定めのないものは53措置となっていた。

(2) 関係省庁及び財務省における所得税軽減措置に係る検証状況及び適用実績の把握状況

所得税軽減措置に関する政策評価については、前記のとおり、基本方針において積極的かつ自主的に事前評価を実施するよう努め、また、事後評価の対象とするよう努めるものとされているが、その対象範囲に関する規定はない。そこで、本項においては、前記所得税関係特別措置121措置のうち、12措置(①税負担を加重するもの1措置、②法人税関係特別措置のうち政策評価が義務付けられていない特別措置と共通する所得税関係特別措置7措置、③税目間の負担調整を目的としているものなど4措置)を除く109措置を対象として、検証状況及び適用実績の把握状況を集計、分析することとする。

関係省庁では、政策評価や税制改正要望の際の検証は、所得税軽減措置ごとに個別に実施しているわけではなく、関係省庁が所管している政策等の単位(以下「政策等の単位」と

いう。)別に実施することになっている。この政策等の単位は、関係省庁が定めたものであり、一つの所得税軽減措置を複数の関係省庁が共同で所管したり、一つの所得税軽減措置を同一関係省庁内の複数の部局が政策ごとに所管したりしている場合がある。そして、租特ガイドラインによれば、原則として要望書を提出する際の単位に対応させることとされている。

前記の所得税軽減措置 109 措置について、関係省庁である 14 府省庁が政策等の単位別に区分した件数は計 296 件となっており、これらを対象として、関係省庁における政策評価の実施状況、関係省庁及び財務省における検証状況、適用実績の把握状況等についてみたところ、次のような状況となっていた。

ア 関係省庁における政策評価の実施状況

14 府省庁が定めた政策等の単位別に政策評価の実施状況をみると、基本方針等が改正され所得税軽減措置について政策評価の実施に努めるものとされた 22 年度から 27 年度までの間に政策評価を実施していないものは 296 件のうち 152 件となっていた。

イ 税制改正要望の際に行われる関係省庁及び財務省による検証状況

14 府省庁が定めた政策等の単位別に要望書を提出する際に実施する検証状況についてみると、22 年度から 27 年度までの間に要望書を提出していないものは 123 件となっていた。

財務省は、提出された要望書に基づいて要望内容の審査やヒアリングを行うなどして税制改正要望事項を査定しており、所得税軽減措置について、適用対象を限定したり、効果が十分には期待できないことから廃止したりするなどの税制改正の提案をしているものもあった。

ウ 両検証とも行っていない所得税軽減措置の状況

両検証(政策評価の実施及び税制改正要望の際の検証をいう。以下同じ。)とも行っていないものは、80 件となっていた。また、法人税軽減措置と共通する所得税軽減措置については、法人税軽減措置に関して政策評価が義務付けられていることからこれを除外して、法人税軽減措置と共通性のない所得税軽減措置に係る両検証の実施状況をみると、両検証とも行っていないものは政策等の単位で 19 件あり、これらはいずれも関係省庁が所管している所得税軽減措置の適用始期から 28 年 4 月 1 日までの期間が 10 年を超えるものとなっていた。上記の 19 件について、政策等の単位を措置法第 2 章所得税法の特例に規定されている条文に対応させると 14 措置となっていた。

エ 両検証が行われた際の適用実績の把握状況

所得税軽減措置に係る両検証においては、過去の実績については可能な限り実数で明らかにすることとなっているが、前記 296 件のうち、22 年度から 27 年度までの間に両検証のいずれかが行われた実績のある 216 件についてみると、適用件数や適用金額といった適用実績を把握等していなかったものが、法人税軽減措置と共通する所得税軽減措置では 154 件のうち 63 件、法人税軽減措置と共通性のない所得税軽減措置では 62 件のうち 24 件となっていた。そして、把握等していなかった理由についてみたところ、関係省庁は、所得税関係特別措置の適用状況について一般に公表された資料がないことなどによるとしていた。また、関係省庁において、法人税軽減措置と共通する所得税軽減措置の中には、適用実績の大部分を法人が占めていることから、把握等に要する事務

負担等の増加も考慮すると、所得税軽減措置については適用実績を把握等する必要はないとしているものもあった。

一方、法人税軽減措置と共通性のない所得税軽減措置について適用実績を把握等していたものは27件となっていて、全数調査を実施したり、サンプル調査等を基に試算して推計等を行ったりしていた。

(3) 減収見込額が多額に上っている所得税軽減措置の適用状況及び検証状況

所得税軽減措置については、減収見込額が多額に上っている一方で、(2)のとおり、関係省庁において、両検証を行っていないなど、特別措置の検証が十分に行われていないと思料される事態が見受けられる状況となっている。そこで、27年度において減収見込額が多額に上っている所得税軽減措置に関して、会計実地検査等で提出を受けた確定申告書等から把握した適用状況等を踏まえて、当該所得税軽減措置が指針等に照らして検証が適切に行われているかなどについてみたところ、次のような状況となっていた。

ア 確定申告を要しない配当所得等及び上場株式等に係る配当所得の課税の特例

(措置法第8条の5関係、平成27年度減収見込額8910億円)

(措置法第8条の4関係、平成27年度減収見込額一)

(ア) 趣旨及び概要

配当所得については、事業参加性のある所得であることを踏まえて、総合課税の対象とすることを基本としている。一方、その例外として、「確定申告を要しない配当所得」(措置法第8条の5)が設けられている。これは、内国法人から支払を受ける配当等のうち上場会社から支払を受ける配当等を有する居住者等の納税者について、各年分の所得税の計算上、これを除外して総所得金額を計算して確定申告をすることができるとする特別措置である。

配当等に係る所得がある場合、所得税法等の規定に基づき所定の源泉徴収税率を乗じた所得税等が源泉徴収されることとなっている。その後、納税者は、①上記の特例を選択する、②総合課税で確定申告をして配当控除等を受ける(所得税法第21条等)、③分離課税で確定申告をして上場株式の譲渡損失と損益通算等する(「上場株式等に係る配当所得の課税の特例」等。措置法第8条の4等)のいずれかの課税方法を選択することができることとなっている。ただし、大口株主等については、事業参加的側面が強いことから、総合課税を維持すべきであるとして、上記①及び③の課税方法(以下、両者を合わせて「申告不要配当特例等」という。)は適用できないこととなっている。大口株主等の要件は、上場会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の100分の3以上を有する者と定められている。

(イ) 会計実地検査等で提出を受けた確定申告書等から把握した適用状況等

会社法(平成17年法律第86号)の規定によれば、総株主の議決権の100分の3以上の議決権又は自己株式を除く発行済株式の100分の3以上の株式を6か月前から引き続き有する株主等は、株主総会の招集請求権、役員解任の訴えの請求権等(以下「3%少数株主権」という。)を有することとされている。そして、原則として株式1株につき1個の議決権を有するが、自己株式等には議決権がないとされていることから、議決権の割合は発行済株式総数からそれらを控除して計算することとなっている。したがって、3%少数株主権を行使できる者の要件と申告不要配当特例等を適用できない大口株主等の要件とは、異なるものとなっている。

そこで、本院が28年5月末時点において確認した事業年度における売上高が2000億円以上の上場会社574社の有価証券報告書から、個人株主延べ525人を抽出したところ、このうち延べ340人(受取配当金額計340億余円)は、当該会社の発行済株式総数の100分の3以上の株式を有していないことから大口株主等に該当せず、申告不要配当特例等を適用して源泉徴収方式等により納税することができる者であった。そして、所定の手続が必要となるものの、このうち延べ54人(同計89億余円)は、発行済株式総数から自己株式等の数を控除するなどして議決権を有する割合を算出すると100分の3以上となり、6か月前においても同様な状況であったことから、この間に当該株式の保有状況が変化し、議決権を有する割合が100分の3未満となる期間があった場合を除き、3%少数株主権を行使できる者となる。したがって、これら延べ54人は、上記のような株式保有状況の変化がない限り、3%少数株主権を行使できる者である一方で、申告不要配当特例等を適用して納税することができる者となる。

上記延べ54人のうち、確定申告書等により申告納税額を確認できた納税者延べ48人について、25、26両年分の申告不要配当特例等の適用状況等をみたところ、適用を受けた受取配当の額は計81億余円で申告納税額は計1億3056万余円であった。そして、この延べ48人の受取配当金額について、申告不要配当特例等を適用せずに、所得税法の規定に基づき総合課税により確定申告をして配当控除等を受けると仮定した場合の各人の申告納税額を試算すると、申告納税額は計21億5753万余円となり、差引き20億2696万余円(納税者個人別にみると、25年分及び26年分の合計で、最大6億4606万余円、最小71万余円)^(注5)の開差が生ずることになる。

(注5) 仮に総合課税で申告した場合の税額を試算して、当初の申告納税額から差し引いたものであり、税制の改正等があったとしても実際の納税者の行動(持ち株を譲渡して3%少数株主権を有しない保有割合とするなど)は予測できないため、この開差額がそのまま増収額となるものではない。

(ウ) 関係省庁における検証状況等

申告不要配当特例等について、関係省庁は、22年度から27年度までの間の税制改正要望の際に検証を行ったとしていた。また、実施が義務付けられていないことから、政策評価を実施していなかった。

しかし、今後、関係省庁は、申告不要配当特例等について、(イ)のような状況も踏まえ、必要に応じて検証を行うことを検討していくとしている。

財務省は、関係省庁から申告不要配当特例等に係る23年度税制改正要望を受けて検証を行い、所得再分配機能の回復の観点等から、会社法の制度に合わせて大口株主等の基準を発行済株式総数等の100分の5以上から100分の1以上又は100分の3以上に見直すよう提案していた。その後、税制調査会等の審議を経て、平成23年度税制改正において、大口株主等の要件は、上場会社の発行済株式総数等の100分の3以上の株式等を有する者に引き下げられた。

イ 公的年金等控除の最低控除額等の特例

(措置法第41条の15の3関係、平成27年度減収見込額1830億円)

(ア) 趣旨及び概要

「公的年金等控除の最低控除額等の特例」(措置法第41条の15の3。以下「年金控除特

例]という。)は、標準的な年金以下の年金のみで暮らす高齢者世帯に十分な配慮を行うことを目的として設けられたものである。公的年金等の収入は、^(注6)所得税法上の雑所得とされていて、雑所得の計算に当たっては、公的年金等の収入額から一定の額の控除(公的年金等控除)を受けることができることとなっている(所得税法第35条第4項)。公的年金控除の額は、公的年金等の収入額に応じて定められているが、年齢が65歳以上の納税者は、さらに年金控除特例が適用され、120万円未満では全額が、120万円以上330万円未満では120万円が控除されることとなっている。

(注6) 公的年金等 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)等の規定に基づいて支給を受ける公的年金及び恩給、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)の規定に基づいて支給を受ける年金等

(イ) 会計実地検査等で提出を受けた確定申告書等から把握した適用状況等

「社会保障・税一体改革大綱について」(平成24年2月閣議決定)によれば、高齢者・年金に関する税制について、高齢者の中でも、企業年金を含めて比較的高い年金収入を得ている者や、給与を得ながら年金を得ている者もいるなど、その様子は様々であり、高齢者であっても経済力のある者にはそれに見合った負担を求め、世代内の公平性を確保する必要があるなどとされている。

また、厚生労働省が行った平成27年国民生活基礎調査によれば、65歳以上の者のいる世帯は2372万4000世帯とされており、公的年金及び恩給を受給している世帯の中で、公的年金及び恩給以外の所得の^(注7)総所得に占める割合が高くなっている世帯も見受けられた。

そこで、24年分から26年分までに年金控除特例を適用している65歳以上の納税者のうち公的年金等以外にも所得金額があるなどのため確定申告を行った延べ9,512人について、24年分から26年分までの確定申告書によりその適用状況を課税総所得金額の階層区別にみたところ、年金控除特例の適用による控除額の平均値はいずれの階層区分においても大きな差異はないものの、この平均値を基に年金控除特例を適用した控除額の部分に対応する所得税額を試算すると、課税総所得金額が1800万円を超える階層区分では1人当たり93,000円となるのに対して、195万円以下の階層区分では1人当たり12,200円となっていた。

また、当該納税者について総所得金額に占める雑所得の金額の割合(以下「公的年金等の割合」という。)をみると、課税総所得金額が195万円以下の階層区分の納税者は、公的年金等の割合が54.2%となっていた。一方、課税総所得金額が1800万円を超える階層区分の納税者は、公的年金等の割合が2.0%となっていた。このように、高額な階層区分の納税者になるほど給与所得、不動産所得等の金額が多額に上っていることから公的年金等の割合が低くなる傾向となっているが、他の階層区分の納税者と同様に年金控除特例を適用している状況となっていた。

(注7) 総所得 事業所得等のほか、源泉徴収方式で課税される配当所得等の合計額

(ウ) 関係省庁における検証状況等

年金控除特例について、関係省庁は、制度が創設された16年度税制改正要望の際に、新設に係る要望書を提出して検証を行ったとしているが、適用期限の定めのないものであることなどから、その後は要望書を提出していなかった。また、実施が義務

付けられておらず、対象の把握が困難であることなどもあり、政策評価を実施していなかった。なお、関係省庁は、年金控除特例を含む公的年金等控除については、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月閣議決定)に基づいて作成された「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月経済財政諮問会議)により、今後、検討を進めていくこととしている。

財務省は、制度の創設以後、関係省庁から税制改正要望に係る要望書が提出されていないため、税制改正要望の際の検証を行っていない。

このように、申告不要配当特例等及び年金控除特例について、減収見込額が多額に上っている一方で、本院が会計実地検査等で提出を受けた確定申告書等から把握した適用状況等を踏まえると、関係省庁において、国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなどの指針等に照らして検証が必ずしも十分になされていないと思料される状況となっていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

少子・高齢化やグローバル化が急速に進み社会保障給付等の増加や経済変動により国の財政がますます厳しくなる中で、今後の税の在り方が、その使途とともに国民にとっても一層身近で重大な問題となってきた。

このようなことを踏まえ、本院は、所得税関係特別措置の適用状況、関係省庁及び財務省における所得税軽減措置に係る検証状況及び適用実績の把握状況、減収見込額が多額に上っている所得税軽減措置の適用状況及び検証状況について検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 所得税関係特別措置の適用状況

26 年分において適用される所得税関係特別措置は 121 措置となっていた。そして、121 措置のうち、源泉徴収方式に係る所得税関係特別措置のように、納税者が源泉徴収義務者に対して明細書等を提出することなどにより適用を受けたり、納税者が確定申告書等を提出することなく一定の要件に該当していれば適用を受けたりして、本院が会計実地検査等で提出を受けた確定申告書等を基に適用状況を把握することが困難な所得税関係特別措置は 60 措置となっていた。また、適用始期から 28 年 4 月 1 日までの期間が 10 年を超えるものは 90 措置、このうち適用期限の定めのないものは 53 措置となっていた。

イ 関係省庁及び財務省における所得税軽減措置に係る検証状況及び適用実績の把握状況

所得税軽減措置 109 措置について、関係省庁が所管している政策等の単位 296 件を対象として政策評価の実施状況等についてみたところ、関係省庁において、政策評価の実施に努めるものとされた 22 年度から 27 年度までの間に、両検証とも行っていないものは 80 件、このうち法人税軽減措置と共通性のない所得税軽減措置に関するものが 19 件あり、これらはいずれも所得税軽減措置の適用始期から 28 年 4 月 1 日までの期間が 10 年を超えるものとなっていた。上記の両検証とも行っていない 19 件について、政策等の単位を措置法第 2 章所得税法の特例に規定されている条文に対応させると 14 措置となっていた。

また、両検証のいずれかが行われた実績のある 216 件のうち適用実績を把握等してい

なかったものは、法人税軽減措置と共通する所得税軽減措置に関するもの154件のうち63件、法人税軽減措置と共通性のない所得税軽減措置に関するもの62件のうち24件となっていた。一方、法人税軽減措置と共通性のない所得税軽減措置について適用実績を把握等していたものは27件あり、これらは、全数調査をしたり、サンプル調査等を基に試算して推計等を行ったりしていた。

財務省は、要望内容の審査やヒアリングを行うなどして、税制改正要望事項を査定しており、所得税軽減措置について税制改正の提案をしているものもあった。

ウ 減収見込額が多額に上っている所得税軽減措置の適用状況及び検証状況

(ア) 申告不要配当特例等については、事業参加的側面が強いことから大口株主等は適用できないこととされており、大口株主等の要件は、会社法における少数株主権の制度との整合性等の観点から、上場会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の100分の3以上の株式等を有する者と定められている。しかし、自己株式等には議決権がないことから、発行済株式総数から自己株式等の数を控除するなどして議決権を有する割合を算出すると100分の3以上となり、この間に当該株式の保有状況が変化して、議決権を有する割合が100分の3未満となる期間があった場合を除き、3%少数株主権を行使できる者となる一方で、大口株主等には該当しないことから、申告不要配当特例等を適用して納税することができる者が見受けられた。このうち、確定申告書等により申告納税額を確認できた納税者延べ48人について、申告不要配当特例等の適用状況等をみたところ、適用を受けた受取配当の額は計81億余円であり、申告納税額は計1億3056万余円であった。これについて申告不要配当特例等を適用せずに、所得税法の規定に基づき総合課税により確定申告をして配当控除を受けると仮定した場合の各人の申告納税額を試算すると、申告納税額は計21億5753万余円となり、差引き20億2696万余円の開差が生ずることになる。

申告不要配当特例等について、関係省庁は、22年度から27年度までの間の税制改正要望の際に検証を行ったとしていた。また、実施が義務付けられていないことなどを理由に、政策評価を実施していなかった。

財務省は、申告不要配当特例等に係る23年度税制改正要望の際に、会社法の制度に合わせて大口株主等の基準を100分の1以上又は100分の3以上とするよう提案しており、平成23年度税制改正において、大口株主等の要件は上場会社の発行済株式総数等の100分の3以上の株式等を有する者に引き下げられた。

(イ) 年金控除特例は、標準的な年金以下の年金のみで暮らす高齢者世帯に十分な配慮を行うことを目的として、年齢が65歳以上の納税者を対象に、公的年金等からの控除額を上乗せする措置である。これを適用している納税者に係る適用状況等についてみたところ、年金控除特例の適用による控除額の平均値を基に年金控除特例を適用した控除額の部分に対応する所得税額を試算すると、課税総所得金額が1800万円を超える階層区分では1人当たり93,000円となるのに対して、195万円以下の階層区分では1人当たり12,200円となっていた。また、課税総所得金額が高額な階層区分の納税者になるほど、給与所得、不動産所得等の金額が多額に上っていることから、公的年金等の割合が低くなる傾向となっているが、他の階層区分の納税者と同様に年金控除特例を適用している状況となっていた。

このような状況の中、関係省庁は、制度が創設された16年度税制改正要望の際に特別措置の新設に係る要望書を提出して検証を行ったとしているが、適用期限の定めのない措置であることなどから、その後は要望書を提出していなかった。また、実施が義務付けられておらず、対象の把握が困難であることなどもあり、政策評価を実施していなかった。財務省は、制度の創設以後、関係省庁から税制改正要望に係る要望書が提出されていないため、税制改正要望の際の検証を行っていなかった。

このように、申告不要配当特例等及び年金控除特例について、減収見込額が多額に上っている一方で、本院が把握した適用状況等を踏まえると、指針等に照らして検証が必ずしも十分になされていないと思料される状況となっていた。

(2) 所見

特別措置は、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものであり、その効果を不断に検証して真に必要なものに限定すべきであるとされている。

所得税関係特別措置について、政策評価や適用実態調査の実施は義務付けられておらず、適用実績の把握が困難な場合もあるものの、所得税軽減措置に係る減収見込額が多額に上っていることを踏まえて、前記のような申告不要配当特例等及び年金控除特例についての検証の状況を念頭に置きつつ、関係省庁において、所得税軽減措置について、引き続きその検証等の基礎となる適用実績の把握等に努めるなどして、適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなどの指針等に照らして政策評価や税制改正要望の際の検証を行い、政策の企画立案作業に活用するとともに、所得税軽減措置の透明性を向上させ、その適用に当たって国民に対する説明責任を果たしていくことが望まれる。

また、財務省において、所得税軽減措置について、今後とも十分に検証していくことが望まれる。

本院としては、今後とも所得税関係特別措置の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況について、引き続き注視していくこととする。

第2 年金個人情報に関する情報セキュリティ対策の実施状況及び年金個人情報の流出が日本年金機構の業務に及ぼした影響等について

検査対象	(1) 厚生労働省 (2) 日本年金機構
年金情報システムの概要	国民年金、厚生年金保険等の被保険者、年金受給者等の基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、保険料の納付状況等の個人情報を管理するシステム
年金情報システム等の開発・運用等に支出した額	(1) 2943億1116万円(平成22年度～27年度) (2) 2236億2857万円(平成22年度～27年度)

1 検査の背景

(1) 日本年金機構における個人情報、情報システム及び情報セキュリティ対策の概要

ア 日本年金機構において取り扱う個人情報、情報システム等の概要

厚生労働省は、健康保険、国民年金及び厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、これらの事業に関する事務の一部については、日本年金機構法(平成19年法律第109号。以下「機構法」という。)に基づき、同省の監督の下に日本年金機構(以下「機構」という。)が行っている。

厚生労働省及び機構が取り扱う国民年金、厚生年金保険等の被保険者、年金受給者等の基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、保険料の納付状況等の個人情報(以下「年金個人情報」という。)は膨大な件数に上り、また、長期にわたり取り扱われる。そこで、厚生労働省及び機構は、年金個人情報を情報システムにより管理して、業務の運営の効率化を図ることとしている(以下、この情報システムを「年金情報システム」という。)。年金情報システムは、社会保険オンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)、機構内のLANシステム(以下「機構LANシステム」という。)等で構成されている。

一方、厚生労働省は、通信回線等の運用経費の削減等を目的として、厚生労働省統合ネットワーク(以下「統合ネットワーク」という。)を構築している。そして、機構は、平成22年1月に発足して以降、オンラインシステム及び機構LANシステムを使用して業務を実施する際の機構本部及び全国に所在する機構の地方組織(以下「年金事務所等」という。)を接続する通信回線として、統合ネットワークを利用している。

年金情報システム及び統合ネットワークの開発、運用、情報セキュリティ対策等のために22年度から27年度までの間に支出した額は、厚生労働省で計2943億1116万円、機構で計2236億2857万余円、合計5179億3973万余円となっている。

イ 年金個人情報に関する情報セキュリティ対策の概要

(ア) 情報セキュリティポリシーの概要

厚生労働省及び機構は、前記のような年金情報システムの開発、運用等に当たり、年金個人情報がプライバシー性の非常に高い情報であることなどから、年金個人情報

等に関する情報セキュリティを確保するための対策等に関する規程(以下「情報セキュリティポリシー」という。)をそれぞれ定めている。

厚生労働省の情報セキュリティポリシー(以下「厚労省ポリシー」という。)は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(情報セキュリティ政策会議決定。以下「統一基準」という。)等に準拠して定められており、統一基準が改正された場合には、統一基準の改正内容に準拠して改正されることとなっている。

また、機構の情報セキュリティポリシー(以下「機構ポリシー」という。)は、厚労省ポリシーに準拠して定められており、統一基準の改正等に伴い厚労省ポリシーが改正された場合には、厚労省ポリシーの改正内容に準拠して改正されることとなっている。

厚労省ポリシー及び機構ポリシーには、それぞれ厚生労働省又は機構における情報セキュリティの確保のために必要な年金情報システム等の認証機能やアクセス制御機能に関する規定等が設けられている。そして、厚労省ポリシーによれば、情報セキュリティに関する障害、事故等(故障、インシデント^(注1)、サイバー攻撃予告等を含む。)が発生した場合に対処するための具体的な手順等を定めた規程(以下「インシデント対処手順書」という。)を定めることとされている。

(注1) インシデント コンピュータシステムにおけるセキュリティの確保に脅威を及ぼす事象又はその可能性のある事象

(イ) 機構における共有フォルダの運用

機構は、25年8月に機構本部内の各部署及び年金事務所等に対して、「共有フォルダの整理(指示・依頼)」(平成25年8月事務連絡。以下「共有フォルダ整理指示依頼」という。)を発している。また、27年3月には、「日本年金機構共有フォルダ運用要領(平成27年要領第171号。以下「共有フォルダ要領」という。)を定めている。これらによれば、年金個人情報を適切に管理するために、インターネットに接続されている機構LANシステム上の共有フォルダに年金個人情報を保存することは、原則として禁止することとされている。ただし、業務上必要がある場合における一時的な措置であれば、所要のアクセス制限やパスワードの設定を行うことを前提に、これを例外的に認めることとされている。そして、共有フォルダに年金個人情報を保存する場合の所要のアクセス制限やパスワード設定については、機構における情報セキュリティ責任者(機構本部内の各部署及び年金事務所等に置かれ、その所掌する部署等の情報セキュリティ対策に関する事務を統括することとされている者。以下同じ。)とされている年金事務所長等が定期点検において確認することとされている。

(2) 年金個人情報の流出とその検証の概要

機構は、外部から標的型攻撃^(注2)を受けて、その結果、機構LANシステム上の共有フォルダに保存されていた約125万件(対象者約101万人分)の基礎年金番号、氏名等の年金個人情報^(注2)が27年5月21日から23日までの間にインターネットを通じて不正に外部に流出したとしている(以下、この標的型攻撃による年金個人情報の流出を「流出事案」という。)

(注2) 標的型攻撃 不正なプログラムを含むファイルを添付するなどしたメールを職員に対して送りつけ、添付ファイルを開封するなどした職員の端末を介してネットワークに不正に侵入するなどのサイバー攻撃

そして、流出事案の事実関係、原因の究明等は、厚生労働省に設置された検証委員会による「検証報告書」等の報告書(以下「検証報告書等」という。)に取りまとめられている。

検証報告書等によれば、流出事案を発生させた直接的な要因は、機構において、標的型攻撃を受けた場合における対応については、LAN ケーブルの抜線以外に具体的な定めがなく、このため、メールの開封の有無や不正なプログラムへの感染の有無等の事態の確認が遅れ、有効な対策が講じられなかったことであるとされている。

また、厚生労働省は、21年9月にインシデント対処手順書を策定した上で、25年2月に^(注3)CSIRTを設置している。しかし、検証報告書等によれば、機構は、流出事案の発生当時、標的型攻撃を受けた場合の対応手順等を具体的に記載したインシデント対処手順書を策定しておらず、また、CSIRTも設置していなかったなどとされている。

(注3) CSIRT 組織内の情報セキュリティ問題を専門に取り扱うインシデント対応チーム

さらに、検証報告書等によれば、流出事案により機構の共有フォルダから流出した年金個人情報約125万件のうち、所要のアクセス制限及びパスワードの設定を行っていたものは約68万件、所要のアクセス制限のみを行っていたものは約53万件、所要のパスワードの設定のみを行っていたものは約2万件となっていて、残りの約2万件については所要のアクセス制限もパスワードの設定も行われていなかったとされている。

(3) 流出事案の再発防止に向けた取組の概要

厚生労働省は、検証報告書等の指摘を受けて、情報セキュリティ対策の観点からの組織内・組織間連携の強化等を図って流出事案の再発を防止するために、「情報セキュリティ強化等に向けた組織・業務改革」(以下「組織・業務改革報告書」という。)を27年9月18日に公表している。一方、機構は、同月25日に機構法第49条第1項の規定に基づく厚生労働大臣の業務改善命令を受けて、業務改善計画を策定して同年12月9日に厚生労働大臣に提出しており、再発防止に向けて機構が既に執った対策及び今後実施する取組を明らかにするなどしている。

(4) 流出事案が機構の業務に及ぼした影響の概要

機構は、流出事案の発生により、年金個人情報の管理に対する国民の信頼を大きく損ねたことから、順次、次のような対応を行っている。

すなわち、機構は、年金個人情報が流出した者(以下「年金個人情報流出者」という。)の基礎年金番号を変更することとし、年金個人情報流出者に対して、年金個人情報の流出に対するおわびを記した文書(以下「おわび文書」という。)、基礎年金番号の変更を通知する文書(以下「基礎年金番号変更通知」という。)等の送付を行っている。そして、これらの対応に必要な経費としては約10億円^(注4)が見込まれるとしている。

(注4) 約10億円 平成28年1月8日衆議院予算委員会において行われた流出事案の対応に要する経費に関する厚生労働大臣の答弁による。

また、機構は、流出事案発生以前には、国民年金保険料の未納者に対して納付督促業務を行っていた。納付督促業務には、機構が自ら実施する業務(以下「機構納付督促業務」と

いう。)と、機構から委託を受けた民間事業者が実施する業務(以下「市場化納付督促業務」という。)とがある。

機構納付督促業務は、未納者に対して戸別訪問、電話による問合せに対する対応(以下「受電対応」という。)、特別催告状等の文書の送付等を行うほか、強制徴収に関する一連の手続(強制徴収対象者の選定から換価・配当に至る手続。以下「強制徴収手続」という。)を行うものである。特別催告状とは、未納者の財産の差押えなどについて明記している文書である。そして、強制徴収手続においては、未納者に対して、自主納付の催告を行う最終催告状が送付されることとなっており、最終催告状の送付後に納付の意思が確認できなかった者に対しては、督促状が送付されることとなっている。

また、市場化納付督促業務は、民間事業者が未納者に対して、戸別訪問、架電、受電対応、国民年金制度のお知らせなどの文書の送付等を行うものである。

しかし、流出事案の発生を踏まえ、機構は、年金個人情報流出者に対する対応等に集中して取り組む必要が生じたことなどを理由として、27年6月に機構本部内の各部署及び年金事務所等に対して通知を発し、一定期間、納付督促業務の一部を行わないこととしていた。そして、機構納付督促業務のうち、特別催告状の送付、強制徴収手続等については同年6月8日(一部については6月4日)から同年10月27日までの間、また、受電対応を除く市場化納付督促業務については同年6月2日から同年11月16日までの間、行われなかった(以下、この市場化納付督促業務を行わないこととされた期間を「業務委託中止期間」という。)

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

前記のとおり、機構は、流出事案の発生に対応するための経費として約10億円が見込まれるなどとしている。そして、厚生労働省及び機構は、検証報告書等を踏まえて、年金個人情報に関する情報セキュリティの確保について様々な対応策を講ずるとともに、再発防止の取組を進めているなどとしている。

そこで、本院は、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、流出事案の発生前において、機構における年金個人情報に関する情報セキュリティ対策は適切に行われていたか、厚生労働省及び機構におけるその実効性を確保するための監査等は適切に行われていたか、また、流出事案の発生後において、機構の年金個人情報に関する情報セキュリティ対策及び流出事案への対応業務は適切に行われているか、流出事案の発生は機構の業務にどのような影響を及ぼしているか、その後の厚生労働省及び機構における再発防止に向けた取組の進捗状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、厚生労働省、機構本部及び24都道府県下の159年金事務所等において、年金個人情報に関する情報セキュリティ対策の状況について確認するとともに、監査報告書等の関係書類等により会計実地検査を行った。また、市場化納付督促業務を実施している3民間事業者^(注6)において、契約書等の関係書類等により会計実地検査を行った。

(注5) 24都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、岩手、宮城、秋田、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、滋賀、兵庫、奈良、広島、香川、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注6) 3民間事業者 株式会社アイヴィジット、株式会社バックスグループ、日立トリプルウィン株式会社

3 検査の状況

(1) 流出事案の発生前における年金個人情報に関する情報セキュリティ対策等の実施状況及び流出事案発生後における年金個人情報の保存等の状況

ア 流出事案の発生前における機構ポリシーの改正状況

機構が設立された22年1月以降、流出事案の発生前の27年4月までの間における機構ポリシーの改正の状況についてみたところ、厚労省ポリシーの改正から約5か月から約7か月を要しており、厚労省ポリシーの改正後速やかに機構ポリシーが改正されない場合には統合ネットワーク内でセキュリティ水準の異なる期間が生ずるなどしてしまうのに、機構ポリシーが厚労省ポリシーの改正後速やかに改正されてきたとは言い難い状況となっていた。この点について、厚労省ポリシーの改正を所掌している厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室(28年6月21日以降はサイバーセキュリティ担当参事官室(以下「情報参事官室」という。))は、機構において自らその統一基準等の改正内容等を確認するなどして情報セキュリティポリシーの改正を行うこととしていると認識しており、同省年金局(以下「年金局」という。)は、機構ポリシーの改正の時期等については確認することとしていなかったとしている。さらに、機構は、機構の内部規程上、機構ポリシーの改正事務について所掌が明確でなかったなどとしている。

イ 流出事案の発生前における厚生労働省及び機構による年金個人情報に関する情報セキュリティ監査等の実施状況

(ア) 厚生労働省の機構に対する監査の実施状況

厚生労働省は、年金局事業企画課監査室(以下「監査室」という。)を実施部局として、機構に対して業務監査、会計監査等の各種の監査を実施している。そして、業務監査の一環として、オンラインシステムを主な対象として、情報システムの信頼性、効率性等に関する監査(以下「システム監査」という。)及び機構における情報一般(紙媒体を含む。)の管理体制について評価する監査(以下「情報セキュリティ監査」という。)を実施している。

22年度から26年度までの間におけるシステム監査及び情報セキュリティ監査の実施状況についてみたところ、監査室は、システム監査については33回、情報セキュリティ監査については182回実施していた。

しかし、監査室は、機構ではインシデント対処手順書を策定しておらず、また、CSIRTを設置していないなど、情報セキュリティに関する体制整備が十分でないことについては、指摘していなかった。

(イ) 機構における内部監査の実施状況

機構における内部監査については監査部が行うこととされており、内部監査の結果は機構の理事長に報告することとされている。内部監査には、会計監査、業務監査、システム監査、情報セキュリティ監査等がある。

このうち、22年度から26年度までの間におけるシステム監査及び情報セキュリティ監査の実施状況をみたところ、監査部は、システム監査については7回、情報セキュリティ監査については1,457回実施していた。

しかし、監査部は、機構ではインシデント対処手順書を策定しておらず、また、CSIRTを設置していないなど、情報セキュリティに関する体制整備が十分でないことについては、指摘していなかった。

(ウ) 機構の監査部における情報セキュリティの不備への対応状況

前記のとおり、機構は、共有フォルダにおいて年金個人情報を取り扱う場合には所要のアクセス制限やパスワードの設定を行うこととし、年金事務所等の情報セキュリティ責任者はこれを定期点検において確認することとする共有フォルダ整理指示依頼を発するなどしている。

監査部は、26年8月に内部監査の実施の要否を検討するために実施した事前調査において、所要のアクセス制限もパスワードの設定も行われないうまま年金個人情報が共有フォルダに1年以上保存されていることを把握しており、同月、機構の経営企画部に対して改善要請を行っていた。そして、この改善要請を受けて、経営企画部は、機構本部内の各部署及び年金事務所等に対して同年10月末までに共有フォルダの整理を確実にを行うよう周知するとともに、前記のとおり27年3月に共有フォルダ要領を定めていた。

しかし、監査部は、当該改善要請については、内部監査の実施の要否を検討するために実施した事前調査に基づき行ったもので内部監査の結果ではないなどとして、当該改善要請を行ったことを機構の理事長に対して報告しておらず、また、改善要請を行った後、年金個人情報が共有フォルダに保存されている状況が実際に改善されているかなどについては監査等を実施していなかった。

そして、検証報告書等によれば、流出した年金個人情報のうち約2万件については、所要のアクセス制限もパスワードの設定も行われていなかったとされていることを踏まえると、監査部の改善要請への対応は、機構において徹底されていなかったと認められる。

ウ 流出事案の発生前における厚生労働省の機構に対する情報セキュリティに関する指導等の状況

情報参事官室は、従来、省内の職員に対して、不審メールが送付されてきた場合の対処等について注意喚起等を行っていたほか、独立行政法人等を所管する部局に対しては、所管法人に対しても同様の注意喚起を行うよう依頼していたとしている。

しかし、年金局は、前記のとおり厚生労働省と同じく統合ネットワークを利用している機構に対して、不審メールが送付されてきた場合の対処等についての注意喚起等を十分に行っていなかった。

エ 流出事案の発生後における年金個人情報の保存等の状況

前記のとおり、共有フォルダ要領によれば、年金個人情報については、共有フォルダに保存することが原則として禁止されており、年金個人情報を共有フォルダに保存することができるのは、業務上の必要がある場合の例外的な措置とされている。また、機構が職員に対して実施しているリスク・コンプライアンス研修の配布資料(27年4月版)によれば、機構LANシステムに接続するLAN専用PC等(以下「専用PC」という。)のハードディスクには個人情報を保存しないこととされていることなどから、年金個人情報についてもハードディスクには保存しないこととなっていると認められる。

しかし、流出事案発生後の機構における年金個人情報の保存状況等についてみると、27年12月から28年6月までの間に会計実地検査を実施した8年金事務所等にお

(注7)

いて、専用 PC のハードディスクに年金個人情報保存されていることが確認された。

そこで、28年6月に本院は、機構に対して、機構本部及びこれらの8年金事務所等を含む全国の年金事務所等において同様に専用 PC のハードディスクに保存されている年金個人情報の有無、及び年金個人情報が保存されている場合にはその件数について調査し、報告するよう求めた。これに対して、機構は、機構本部及び全国の年金事務所等の専用 PC のハードディスクに保存されていた年金個人情報については、同年8月から同年9月までの間に、今後とも業務上保有する必要があるものを年金個人情報を保存するために新たに設置した共有フォルダ(以下「専用フォルダ」という。)に移し替えるなどした上で全て削除したと本院に報告した。

その後、28年10月及び同年11月にそれぞれ実施した機構本部及び高崎広域事務センターに対する会計実地検査において、上記のとおり、機構は、専用フォルダに移し替えるなどした上で全て削除したとしていたのに、専用 PC のハードディスクに年金個人情報等が保存されていることが確認された。

これらを踏まえて、機構は、28年8月当時に専用 PC のハードディスクに保存されていた年金個人情報の有無等につき、同年11月時点で可能な調査を行うとともに、専用 PC のハードディスクに保存されている年金個人情報等の状況についても調査するなどとしている。

(注7) 8年金事務所等 東京事務センター、盛岡、松戸、幕張、中央、大手前、高松東、浦添各年金事務所

(2) 流出事案の対応に要する経費の支出、対応業務等の状況

ア 流出事案の対応に要する経費等の状況

前記のとおり、機構は、流出事案の発生に対応するための新たな業務の実施に要する経費として約10億円が見込まれるとしている。そして、機構において取りまとめた当該経費の支出額(27年度決算額)は、計10億8379万余円となっており、これらの経費は、年金個人情報流出者に対するおわび、問合せ対応等に要する経費に限定されている。

そこで、流出事案が発生したことにより支出されたと考えられる経費等についてみると、機構は、共有フォルダに年金個人情報等が存在しているかどうかの調査等のために計4730万余円を支出していた。

また、厚生労働省においても、年金個人情報の流出を口実とする犯罪の発生を防止するためのチラシの配布等のために2738万余円、同省に設置された検証委員会の委員手当等として1949万余円、計4687万余円を支出しており、上記の機構による支出額と合算すると計9418万余円となる。

イ 流出事案の対応に要する経費に充てるためにねん出した財源

機構は、流出事案の発生に対応に要する経費に充てるため経費を削減した結果、計11億0276万円の財源をねん出したとしている。しかし、ねん出したとしている財源の中には、年金事務所の新築移転の延期等のため27年度には支出されないものの、28年度以降において支出する必要があるものが含まれていると認められた。

ウ おわび文書の送付等の状況

機構は、27年6月以降、年金個人情報流出者1,014,653人を対象として、おわび文書

を普通郵便により送付している。そして、宛て先不明等により返送された場合には、住基情報(住民基本台帳ネットワークにおける住所変更の有無等の情報。以下同じ。)、市区町村への照会等により現住所を確認していて、新たな住所が判明した場合には、改めておわび文書の再送付等を行っている。また、同年8月には、これらのおわび文書が返送されてこなかった者等の計972,539人を対象として、順次、基礎年金番号変更通知等を簡易書留郵便で送付し、宛て先不明等の場合には、上記と同様に、住基情報を確認するなどして再送付している。

また、おわび文書又は基礎年金番号変更通知等が返送された者等の計62,554人(うち年金受給者6,988人)については、今後、年金事務所等に来訪したときに、直接手渡すなどして対応することとしている。

一方、機構は、25年8月に、住民票上は死亡しているのに親族から年金受給者が生存しているとする現況届が提出され、年金の不正受給が行われていた事案があったことを踏まえ、26年2月から、現況届の提出により生存又は死亡の事実(以下「生存等の事実」という。)を確認している一定年齢以上の年金受給者については、住民票の住所、実際に住んでいる住所等を記載する年金受給権者現況申告書の提出等により改めてその生存等の事実を確認している。そして、死亡を確認した者又は戸別訪問を実施しても生存の事実を確認できなかった者については、年金支給の差止めを行い、過払いが判明した場合は債務者に対してその返還を求めるなどして、その取組状況を27年12月に公表している。

しかし、前記のおわび文書又は基礎年金番号変更通知等が返送された者のうち年金受給者計6,988人に対する年金支給の状況についてみたところ、戸別訪問の実施等によっても年金受給者の所在が確認できないのに、機構は、これらの者の生存等の事実について更に確認しないまま年金支給を継続していた。

機構において、年金支給を適切に行うために、おわび文書等が返送されていて、年金受給者の所在が確認できないという情報を有効に活用し、その生存等の事実を確認することなどについて検討する必要があったと認められる。

(3) 流出事案の発生により中止した業務の影響等

前記のとおり、機構は、27年6月2日から同年11月16日までの間、機構納付督促業務の一部及び受電対応以外の市場化納付督促業務を中止していた。

そこで、両業務の中止が機構の業務に及ぼした影響等についてそれぞれみたところ、次のような状況となっていた。

ア 機構納付督促業務の一部を一定期間実施しなかったことによる影響

(ア) 国民年金保険料を徴収する権利の時効消滅の状況

国民年金保険料を徴収する国の権利は、国民年金法(昭和34年法律第141号)第102条第4項の規定により、納付期限から2年の期間を経過したときは時効により消滅することとされているが(以下、この期間を「消滅時効期間」という。)、当該消滅時効の進行は、同条第5項の規定によれば、督促状の送付により中断されることとされている。

機構は、国民年金保険料の収納対策として、毎年度、行動計画策定手順書(以下「行

動計画]という。)を定めており、強制徴収手続を確実に実施することなどとされている。

しかし、前記のとおり、機構は、27年6月から約5か月の間は、強制徴収手続を行っていなかった。そこで、27年度において送付した43,757件の督促状のうち、10都府県下の77年金事務所が送付した15,812件について、本院において、上記約5か月の間に最終催告状及び督促状を送付しなかったため消滅時効期間が経過した国民年金保険料の債権額等を試算した。

その結果、計4,372名に対する国民年金保険料の債権8,159か月分について消滅時効期間が経過しており、当該月数に国民年金保険料の月額を乗ずるなどして、消滅時効期間が経過した国民年金保険料の債権額を試算すると、1億2115万余円となる。そして、上記計4,372名のうち2,164名については、督促対象期間における国民年金保険料を完納しており、仮に流出事案の影響を受けることなく督促状を送付できていれば、消滅時効が中断され、消滅時効期間の経過前に国民年金保険料を納付したと考えられることから、この2,164名分について消滅時効期間が経過した国民年金保険料の債権額等を試算すると、3,769か月分、5659万余円となる。

(注8) 10都府県 東京都、大阪府、宮城、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、兵庫、福岡各県

(イ) 特別催告状の送付の状況

機構は、特別催告状の送付が国民年金保険料の納付実績の向上に与える影響を適切に把握するために、特別催告状を送付した未納者からその後何か月分の国民年金保険料の納付があったかについて調査しており、その実績については特別催告状1件当たりの「効果率」として、未納者の控除後の所得、未納月数等の属性別に算出している。

27年度当初の行動計画等によれば、未納者の属性別に計9,053,175件の特別催告状を送付することとされていたのに、前記のとおり、27年6月から約5か月の間については特別催告状の送付が行われなかったことから、同年度の送付実績は、計8,281,538件となっていた。

そこで、本院において、27年度の特別催告状が当初の行動計画等のとおり送付された場合には収納されたことが見込まれる国民年金保険料の額等について試算したところ、計759,967か月分、計118億4788万余円となる。

イ 業務委託中止期間を含む委託費の支払

機構は、26年度に、6民間事業者との間で計23件の市場化納付督励業務に関する委託契約(以下「市場化納付督励業務委託契約」という。)を締結しており、その契約金額については計215億0390万余円となっている。

27年度分の委託費の支払状況等についてみたところ、前記のとおり、流出事案の発生を踏まえて、機構は、27年6月2日に民間事業者に対して受電対応以外の市場化納付督励業務を行わないよう求めていて、業務委託中止期間がその後の約5か月間に及んでいたのに、委託費の支払に当たっては、従前どおり、市場化納付督励業務委託契約に係る委託契約書(以下「委託契約書」という。)の第27条の約定に基づき、業務委託中止期間を含む27年5月から28年4月までの1年間に係る委託費計66億2112万余円を12等分して、民間事業者に対して毎月、当該額を支払っていた。

なお、機構は、委託費については市場化納付督励業務の実績(国民年金の被保険者に係る国民年金保険料が実際に納付された月数等の合計)に応じた増減を行うものとする委託契約書第7条の約定に基づき、民間事業者が業務委託中止期間中に業務を実施しなかったことによる27年度の実績の減少も踏まえて委託費の精算を行うなどとして、28年10月に、民間事業者6社のうち5社に対して、27年度分の支払済みの委託費計2億3122万余円の返還を求めている。

(4) 再発防止の取組の進捗状況

ア 厚生労働省における再発防止の取組の進捗状況

27年9月に組織・業務改革報告書が公表されてから28年9月までの間における再発防止の取組の進捗状況についてみたところ、厚生労働省は、統合ネットワーク等において高度な標的型攻撃に対応するための改修等を行うなどしていた。

イ 機構における再発防止の取組の進捗状況

27年12月に業務改善計画が提出されてから28年9月までの間における再発防止の取組の進捗状況についてみたところ、機構は、年金個人情報情報の管理・運用を行う領域をインターネットから完全に分離した年金情報システムの構築に向けた取組を進めるなどしていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、流出事案の発生前において、機構における年金個人情報に関する情報セキュリティ対策は適切に行われていたか、流出事案の発生は機構の業務にどのような影響を及ぼしているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 流出事案の発生前における年金個人情報に関する情報セキュリティ対策等の実施状況及び流出事案発生後における年金個人情報の保存等の状況

(ア) 流出事案の発生前における機構ポリシーの改正の状況についてみたところ、厚労省ポリシーの改正から一定の期間、統合ネットワーク内でセキュリティ水準の異なる期間が生ずるなどしてしまうのに、機構において厚労省ポリシーの改正後速やかに機構ポリシーの改正を行っておらず、また、厚生労働省及び機構において、機構ポリシーの改正に向けた連携等が十分とは認め難い状況となっていた。

(イ) 流出事案の発生前における厚生労働省の機構に対する監査及び機構の内部監査の実施状況についてみたところ、いずれの監査においても、情報セキュリティに関する体制整備が十分でないことについて指摘したことはない状況となっていた。

また、監査部は、所要のアクセス制限等の設定が行われないまま年金個人情報情報が共有フォルダに保存されていることを把握し、経営企画部に対して改善要請を発していたが、この要請について機構の理事長に対して報告しておらず、また、実際の改善状況等に対する監査等を実施していなかった。そして、機構において、監査部の改善要請への対応は徹底されていなかったと認められた。

(ウ) 流出事案の発生前における厚生労働省の機構に対する情報セキュリティに関する指導等の状況についてみたところ、年金局では、機構に対して、所要の注意喚起等を十分に行っていなかった。

(エ) 流出事案の発生後における年金個人情報の保存等の状況についてみたところ、専用PCのハードディスクに年金個人情報が保存されていることが確認され、機構は、28年8月から同年9月までの間に、専用PCのハードディスクに保存されていた年金個人情報について、専用フォルダに移し替えるなどした上で全て削除したとしている。その後、同年10月及び同年11月の会計実地検査において、機構は、専用フォルダに移し替えるなどした上で全て削除したとしていたのに、専用PCのハードディスクに年金個人情報等が保存されていることが確認された。

イ 流出事案の対応に要する経費の支出、対応業務等の状況

(ア) 機構の流出事案の発生に対応するための経費として見込んだ額約10億円の支出額は、27年度決算額で10億8379万余円となっていた。また、このほか、流出事案が発生したことにより支出されたと考えられる経費があり、これらの経費を合算すると計9418万余円(厚生労働省分4687万余円、機構分4730万余円)となる。

また、機構が流出事案の発生に対応する経費に充てるためにねん出したとしている財源の中には、27年度には支出されないものの、28年度以降において支出する必要があるものが含まれていると認められた。

(イ) おわび文書又は基礎年金番号変更通知等が返送された年金受給者計6,988人に対する年金支給の状況についてみたところ、年金受給者の所在が確認できないのに、機構は、これらの者の生存等の事実について更に確認しないまま年金支給を継続していた。機構においては、年金受給者の所在が確認できないという情報を有効に活用し、その生存等の事実を確認することなどについて検討する必要があったと認められる。

ウ 流出事案の発生により中止した業務の影響等

(ア) 最終催告状及び督促状を送付しなかったことにより消滅時効期間が経過した国民年金保険料の債権額等について試算すると、8,159か月分、1億2115万余円となり、このうち、仮に流出事案の影響なく督促状を送付していれば、消滅時効が中断され、消滅時効期間の経過前に納付されたと考えられる国民年金保険料の債権額等について試算すると3,769か月分、5659万余円となる。

また、約5か月の間に特別催告状を送付しなかったことを踏まえ、当初の行動計画等のおおりに特別催告状を送付した場合に見込まれる国民年金保険料の額等について試算すると、計759,967か月分、計118億4788万余円となる。

(イ) 委託費の支払についてみたところ、機構は、受電対応以外の市場化納付督促業務を一定期間実施しないこととした業務委託中止期間が約5か月に及んでいたのに、業務委託中止期間を含む27年5月から28年4月までの1年間に係る委託費として計66億2112万余円を12等分して毎月支払っていた。

なお、機構は、民間事業者が業務委託中止期間中に業務を実施しなかったことによる27年度の実績の減少も踏まえて委託費の精算を行うなどとして、28年10月に、民間事業者6社のうち5社に対して、27年度分の支払済みの委託費計2億3122万余円の返還を求めている。

エ 再発防止の取組の進捗状況

27年9月から28年9月までの間における厚生労働省の再発防止の取組の進捗状況についてみたところ、統合ネットワーク等において高度な標的型攻撃に対応するためのシ

ステム改修等を行うなどしていた。

また、27年12月から28年9月までの間における機構の再発防止の取組の進捗状況についてみたところ、年金個人情報の管理・運用を行う領域をインターネットから完全に分離した年金情報システムの構築に向けた取組を進めるなどしていた。

(2) 所見

流出事案の発生は、年金個人情報の管理に対する国民の信頼を大きく損ねたところであり、また、機構の業務に多方面で多大な影響を及ぼしている。そして、流出事案の発生を踏まえ、厚生労働省及び機構は、前記のとおり、再発防止のための各種の取組を行っている。

については、厚生労働省及び機構において、本院の検査により明らかとなった状況等を踏まえ、次のような点に留意して、年金個人情報の管理に関する一層の体制の整備を図るなどの必要があると認められる。

- ア 機構において、厚労省ポリシーが改正された場合には、その改正内容に準拠して機構ポリシーを速やかに改正するなどするとともに、厚生労働省と機構との適切な連携等を図るなどして、年金個人情報に関する情報セキュリティ対策を適切に行うこと
- イ 厚生労働省及び機構において、年金個人情報に関する情報セキュリティ監査を含め、同省の機構に対する監査及び機構の内部監査を一層実効性のあるものとする
- ウ 機構において、年金支給を適切に行うために、おわび文書等が返送されていて年金受給者の所在が確認できないという情報を有効に活用し、その生存等の事実を確認することなどについて検討すること
- エ 機構において、機構が策定した業務改善計画に記載されている再発防止の取組を一層着実に実施すること

厚生労働省及び機構は、年金に関する業務の実施に当たり、今後とも膨大な年金個人情報を長期にわたり保有し、取り扱うことが見込まれる。本院は、これらを踏まえて、機構において情報セキュリティ対策が適切に実施されているか、同省及び機構において実効性のある監査等が行われているか、また、流出事案の影響等を踏まえた適切な対応が行われているか、さらに、機構の再発防止の取組が着実に行われているかなどについて、引き続き検査していくこととする。

第3 各府省等における職員の研修の実施状況等について

検査対象	国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院
国家公務員に対する研修の概要	各府省等が、国家公務員法(昭和22年法律第120号)等に基づき職員に職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、並びに職員の能力及び資質を向上させることなどを目的として実施するもの
研修の実施に要した経費の額	207億4291万円(平成27年度)

1 検査の背景

(1) 研修の概要

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省及び会計検査院(これらに設置されている外局を含む。以下、これらを合わせて「各府省等」という。)は、職員に現在就いている官職又は将来就くことが見込まれる官職の職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、並びに職員の能力及び資質を向上させることなどを目的とするなどして研修を実施している。

国家公務員の職は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)により、一般職と特別職に大別されており、同法第2条に規定する特別職に属する職^(注1)以外の国家公務員の職は一般職とされている。そして、国家公務員法は、このうち一般職の国家公務員にのみ適用されることから、一般職の国家公務員に対する研修は、原則として同法に基づいて実施され、特別職の国家公務員に対する研修は、所属する各府省等においてそれぞれ関係法令等に基づいて実施されている。

(注1) 特別職に属する職 政務を担当するもの(内閣総理大臣、国務大臣等)、権力分立の憲法原則に基づき、その人事制度の設計を立法部や司法部に委ねることに合理性があるもの(裁判所職員、国会職員等)、職務の性質上、別個の身分取扱いの基準によることが適当であるもの(防衛省職員)、その他職務の特殊性により、採用試験や身分保障等について一般職の国家公務員に係る原則を適用することが不適当なもの(各種審議会委員等)

(2) 一般職の国家公務員に対する研修

ア 内閣人事局及び人事院が行う研修に関する業務

前記のとおり、一般職の国家公務員に対する研修は、原則として国家公務員法に基づいて実施されている。同法によれば、研修の根本基準として、研修は、職員に現在就いている官職又は将来就くことが見込まれる官職の職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、並びに職員の能力及び資質を向上させることを目的とするものでなければならないとされている。

そして、人事院、内閣総理大臣及び関係庁(各府省等のうち一般職の国家公務員に対する研修を実施する場合の府省等をいう。以下同じ。)の長は、この根本基準を達成する

ため、職員の研修について計画を樹立し、その実施に努めなければならないとされており、その計画は、研修の目的を達成するために必要かつ適切な職員の研修の機会が確保されるものでなければならないとされている。

また、同法によれば、内閣総理大臣及び人事院は中央人事行政機関として研修に関するそれぞれの事務を行うこととされており、内閣総理大臣が行う研修に関する事務は、①研修の根本基準の実施につき必要な事項を人事院の意見を聴いて政令で定めることに関する事、②幹部候補育成課程における各行政機関の課程対象者の政府全体を通じた育成又は内閣の重要政策に関する理解を深めることを通じた行政各部の施策の統一性の確保の観点から行う研修による職員の育成についての調査研究等、③内閣総理大臣が行う研修についての計画の樹立及び実施、④内閣総理大臣及び関係庁の長が行う研修についての計画の樹立及び実施に関する総合的企画及び関係各庁に対する調整とされている。

なお、①に関して、平成26年5月の国家公務員法の改正により、28年5月29日までは、人事院規則10-3(職員の研修)(以下「規則10-3」という。)が政令としての効力を有することとなった。そして、上記の内閣総理大臣が行う研修に関する事務を担当する内閣人事局は、その後の検討の結果、改正後の国家公務員法に研修の根本基準の実施に当たり必要な事項が規定されているとしており、規則10-3の失効後、政令は制定されていない。

また、人事院が行う研修に関する事務は、①国民全体の奉仕者としての使命の自覚及び多角的な視点等を有する職員の育成並びに研修の方法に関する専門的知見を活用して行う職員の効果的な育成の観点から行う研修による職員の育成についての調査研究等、②人事院が行う研修についての計画の樹立及び実施、③内閣総理大臣及び関係庁の長が行う研修についての計画の樹立及び実施に関する監視、④内閣総理大臣又は関係庁の長に対して計画に基づく研修の実施状況についての報告を求めると及び法令に違反して計画に基づく研修を行った場合は是正のための指示を行うこととされている。なお、人事院は人事行政を公正に行うために国家公務員法によって設置された中立第三者機関であることから、②の研修についての計画の樹立及び実施については、内閣総理大臣の所掌事務である研修についての計画の樹立及び実施に関する総合的企画及び調整の対象外とされている。

そして、人事院は、26年5月の国家公務員法の改正に伴い、同年同月に人事院規則10-14(人事院が行う研修等)を制定した。これによれば、人事院は、国家公務員法の規定による調査研究の結果に基づき、関係庁の長が行う研修についての計画の樹立及び実施の支援を行うこと、また、必要と認めるときは、同法の監視の権限に基づき、内閣総理大臣又は関係庁の長に対して、研修についての計画の樹立及び実施に関し調査を行うこと、人事院が同法の規定に基づき研修の実施状況について報告を求めたときは、内閣総理大臣及び関係庁の長は、研修の内容その他の事項を報告することなどとされている。

イ 国家公務員の研修に関する基本方針の策定

内閣総理大臣は、26年6月に、「国家公務員の研修に関する基本方針」(平成26年6月内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。)を策定した。

基本方針によれば、研修は、人材育成の観点から行われる職務付与(官職への任用、具体的な仕事の割振り等)と並び、人材育成において欠かせない重要な働きかけであるとされ、執務を通じての研修(On the Job Training。以下「OJT」という。)は、日常的に行われる中核的な研修であり、執務を離れての研修(Off the Job Training。以下「Off-JT」という。)は、OJTでは得られにくい能力・資質の向上を図るものであり、人材育成を効果的に行うためには、職務付与、OJT、Off-JTを相互に効果的に組み合わせることが重要であるとされている。そして、OJTをより効率的かつ効果的に実施していくため、関係各庁は、その所属職員の育成の観点から、職員の監督者に、職員に対するOJTを適時にかつ効果的に行う必要があることを日常的に意識させ、実行させるなどの措置を講ずることとされている。また、OJTを補完していく観点からOff-JTを充実していく必要があるとされ、内閣人事局は、全府省職員を対象とし、政府全体を通じた成果向上及び人材育成を狙いとした研修を実施することとされている。そして、関係各庁は、所管行政の推進を狙いとして、所属職員の育成の観点から又は全府省職員を対象に所掌事務について行う知識及び技能の付与の観点から研修を実施することとされており、内閣人事局及び関係各庁は相互に連携・協力することにより、政府全体を通じて体系的で効果的な研修が実施されるよう努めることとされている。さらに、内閣人事局及び関係各庁は、Off-JTの企画・運営を行うに当たって、研修効果を把握し研修内容の改善に努めることなどを重視することとされている。

(3) 特別職の国家公務員に対する研修

前記のとおり、特別職の国家公務員に対する研修は、所属する各府省等においてそれぞれ関係法令等に基づいて実施されている。その主な根拠法令等は次のとおりである。

国会職員に対する研修は、国会職員法(昭和22年法律第85号)に基づき、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館等においてそれぞれ実施されている。

また、裁判官に対する研修は、裁判所法(昭和22年法律第59号)に基づき、最高裁判所に司法研修所が置かれて実施されており、裁判官以外の裁判所職員に対する研修は、裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)により準用される国家公務員法に基づき実施されている。

さらに、防衛省では、防衛省設置法(昭和29年法律第164号)等に基づき、自衛官に対する教育訓練や、事務官等に対する研修がそれぞれ実施されている。

(4) 研修の実施に要した経費の公表状況

各府省等における研修の実施に当たっては、研修講師や受講者の旅費、教材費・印刷製本費、研修会場の借料、留学費用、研修講師への謝金、研修施設の維持管理費等の経費を要しているが、これらの研修の実施に要した経費について公表された資料はない。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

一般職及び特別職の国家公務員に対する研修については、実施に係る根拠法令等の違いがあるものの、職員の能力及び資質を向上させるためには、いずれにおいても研修の実施は必要なものであり、OJTに加えて、Off-JTの役割がより重要になってきている。そして、研修、特にOff-JTの実施には、研修講師等に対する謝金や旅費、研修施設の維

持管理費のほか、研修業務に従事している職員の人件費等の経費を要している。このため、研修を実施する各府省等においては、研修を効果的、効率的に実施することが重要となる。

また、内閣人事局及び人事院においては、それぞれの所掌事務に係る研修を自ら実施するほか、政府全体を通じて体系的で効果的な研修が実施されるよう、一般職の国家公務員に対する研修についての計画の樹立及び実施に関する総合的企画及び調整、監視等を行うこととされている。そして、基本方針によれば、内閣人事局及び関係各庁は、相互に連携・協力することにより、政府全体を通じて体系的で効果的な研修が実施されるよう努めることとされている。

一方、特別職の国家公務員に対する研修については、それぞれの根拠法令に基づき、それぞれの職務の特性に応じて実施されており、研修に関する国家公務員法の規定が適用されないため、研修についての計画の樹立及び実施に関しては内閣人事局及び人事院による総合的企画及び調整、監視等の対象外となっている。

そこで、本院は、一般職及び特別職の国家公務員に対する研修の実施状況等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して横断的に検査した。

- ア 各府省等は、研修計画を策定して研修の機会を確保しているか。
- イ 各府省等は、研修に要する経費を十分に把握し、経済性等を考慮して適切に研修を実施しているか。また、各府省等間で、研修内容に関する情報を交換するなど連携・協力が図られているか。
- ウ 各府省等は、適時適切に効果測定や研修内容に関する評価を実施するなどして研修の効果を把握し、研修内容等の改善を行っているか。
- エ 各府省等は、研修施設を適切かつ有効に活用して研修を実施しているか。また、各府省等間で、研修施設の年間使用計画等に関する情報を共有するなど連携・協力が図られているか。
- オ 内閣人事局は、関係各庁が一般職の国家公務員を対象に実施する研修について、計画の樹立及び実施に関する総合的企画及び調整を適時適切に行っているか。
- カ 人事院は、関係各庁が一般職の国家公務員を対象に実施する研修について、計画の樹立及び実施に関する監視等を適時適切に行っているか。

(2) 検査の対象及び方法

25年度から27年度までの間に、一般職の国家公務員に対する研修を実施している15^(注2)府省等及び特別職の国家公務員に対する研修を実施している5^(注3)省等、計17^(注4)府省等の本省、外局等を対象として、研修の実施状況等に関する調書の提出を求め、これを在庁して分析等するとともに、17^(注5)府省等において、研修の実施状況等について、関係資料の提出や説明を受けたり、研修施設に赴いて研修の実施状況を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(注2) 15府省等 内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院

(注3) 5省等 国会、裁判所、外務省、厚生労働省、防衛省

(注4) 17府省等 一般職の国家公務員に対する研修を実施している15府省等と特別職の国家公務員に対する研修を実施している5省等の合計20府省等のうち、外務省、厚生労働省、防衛省が重複している。

(注5) 調書の提出 総務省の外局である消防庁については、熊本地震(平成28年4月14日)対応のため調書の提出を求めている。

3 検査の状況

(1) 各府省等における研修計画の策定状況等

ア 研修計画の策定状況

研修計画の内容については、国家公務員法等に統一的な定めや運用上のルールは規定されていない。このため、各府省等における個々の研修計画をみると、研修を実施する前に策定される研修要綱等や研修を委託する際に作成される仕様書も研修計画と位置付けている場合がある。また、特別職の国家公務員に対する研修に係る研修計画についても、統一的な定めや運用上のルールは規定されていない。

27年度における各府省等の研修計画は、一般職の国家公務員を対象としたものとして473研修計画、特別職の国家公務員を対象としたものとして146研修計画、計619研修計画が策定されていた。

イ 研修計画の記載項目

上記619研修計画の記載項目のうち、「研修時期」に具体的な時期を明示していないものが一般職の国家公務員に対する65研修計画、特別職の国家公務員に対する29研修計画、「対象者」を明示していないものが一般職の国家公務員に対する62研修計画、特別職の国家公務員に対する23研修計画となっていた。

そして、「対象者」の範囲が明確になっていないため、必修の研修とされているにもかかわらず、監督者等が受講の要否を適切に判断することが難しく、対象となるべき職員の研修の機会の確保に支障を及ぼすおそれのある事態が見受けられた。

(2) 各府省等における研修の実施に要した経費、研修の実施状況等

ア 研修の実施に要した経費

各府省等における研修の実施に要した経費は公表されておらず、本院が調書を基に集計し整理したところ^(注6)、27年度の各府省等における研修施設の維持管理費は119億9247万余円、それ以外の経費は87億5044万余円、計207億4291万余円となっており、研修施設の維持管理費が最も多く、次いで、旅費43億9772万余円、庁費33億2820万余円等となっていた。

また、研修の実施には、これ以外にも、研修業務に従事する職員に係る人件費相当額や受講者の研修時間に係る機会費用が生じている。

(注6) 本院が調書を基に集計し整理した 研修とそれ以外の業務における経費を合理的な方法により案分できないものも含まれている。

イ OJTの実施状況等

一般職及び特別職の国家公務員について、OJTを府省等全体で計画的に実施する体制となっているかについてみると、公正取引委員会、国税庁及び特許庁は、それぞれの人材育成制度に基づき、新規採用者の育成の目標を設定した上で継続的に指導を実施するなど、新規採用者に対するOJTを組織的・計画的に実施する体制が整備されてい

た。一方、上記3庁等以外の府省等においてはOJTを府省等全体で計画的に実施する取組は行われていなかった。

ウ Off-JTの実施状況等

各府省等におけるOff-JTの実施状況は、27年度では、一般職の国家公務員に対する研修は、18,435研修、受講者数761,892人、特別職の国家公務員に対する研修は、817研修、受講者数17,526人となっていた。

全府省等の職員を対象として実施する全府省研修について、25年度から27年度までの間に実施された一般職及び特別職の国家公務員に対する全府省研修の実施状況をみると、研修数は、25年度270研修、26年度283研修、27年度279研修、受講者数は、25年度22,660人、26年度45,235人、27年度81,694人となっていた。

各府省等がその所属職員を対象として実施する自府省研修について、25年度から27年度までの間に各府省等が実施する自府省研修のうち、実際に他府省等の職員が受講している研修数をみると、一般職の国家公務員に対する研修の研修数は、25年度の152研修から27年度の173研修、他府省等の職員の受講者数は、25年度の797人から27年度の994人となっていた。また、特別職の国家公務員に対する研修の研修数は、25年度の4研修から27年度の6研修、受講者数は25年度の50人から27年度の42人となっていた。27年度に他府省等の職員が受講している179研修のうち20時間以上の研修125研修について、各府省等への情報提供の状況をみると、当該研修を実施する研修施設等のホームページで情報提供しているものが72研修、過去に受講した実績のある一部の府省等へ個別に情報提供しているものが53研修となっていて、関係各庁の研修担当官が出席する研修連絡会議等で研修の実施時期や研修内容等の情報提供がされている全府省研修と異なり、他府省等の職員に対して受講対象としている研修について十分に情報提供されていない状況が見受けられた。

派遣研修について、留学中又は留学終了後の在職期間が5年に達するまでの期間に離職した者(以下「償還義務者」という。)の留学費用相当額の償還状況についてみると、27年度末時点では、償還中の者が16人、償還残額が41,633,893円となっていた。

27年度の各府省等における委託研修は、一般職の国家公務員に対する研修1,220研修、委託研修に要した経費計9億0866万余円、特別職の国家公務員に対する研修361研修、委託研修に要した経費計1億6481万余円となっていた。そして、委託した主な理由をみると、委託研修として継続して実施してきたためとしているものが、一般職の国家公務員に対する研修において260研修、委託研修に要した経費計8311万余円、特別職の国家公務員に対する研修において95研修、委託研修に要した経費計1071万余円等となっていた。

25年度から27年度までの間に実施されたeラーニング研修の実施状況をみると、25年度は68研修、受講者数66,584人、26年度は80研修、受講者数77,051人、27年度は79研修、受講者数116,532人となっていて、受講者数は年々増加傾向にある。また、自府省研修におけるeラーニング研修の推移は、ほぼ横ばいの状況となっており、27年度におけるeラーニング研修の1研修当たりの平均受講者数は、民間企業等のeラーニングシステムを利用しているものが1,337人、自府省等においてeラーニングシステムを開発、改良等して構築しているものが1,035人、研修教材を府省等内ホームページ等

に掲載して職員の自席等で研修を受講するものが429人となっていて、eラーニング研修以外の他の研修に係る1研修当たりの平均受講者数33人と比べて多くなっている。

(注7) 委託研修に要した経費 民間企業等に一括して委託して実施した研修に要した経費。自ら実施する研修の一部カリキュラムを委託したものに要した経費は除外している。

(3) 各府省等の研修に係る評価、改善の状況等

ア 研修に係る評価の状況

各府省等が27年度に実施したOff-JTのうち20時間以上の研修の効果測定の実施状況をみると、3,081研修のうち2,696研修が効果測定を実施していた。そして、Off-JTの実施形態別に効果測定の実施状況をみると、自ら実施する研修2,507研修のうち2,171研修、委託研修574研修のうち525研修が効果測定を実施していた。

また、各府省等の職員が他府省等で実施している20時間以上の研修に参加した場合、研修実施部局において効果測定を実施している延べ研修数は、1,198研修となっているが、各府省等において、他府省等の研修実施部局等から効果測定の結果に関する報告を受けていないとしているものは590研修となっていて、各府省等は当該研修に所属職員を受講させているものの、当該研修において実施された効果測定の結果を把握しておらず、その研修の効果を十分に把握していない状況となっていた。

各府省等が27年度に実施したOff-JTのうち20時間以上の研修の研修内容に関する評価の実施状況をみると、3,081研修のうち2,816研修では、研修内容に関する評価を実施していて、265研修では、研修内容に関する評価を実施していなかった。

イ 研修記録の作成・保管の状況

各府省等が27年度に実施したOff-JTのうち20時間以上の一般職の国家公務員に対する2,694研修に係る研修記録の作成等の状況をみると、研修実施部局で研修記録の記載項目が一覧できる様式となっているものが2,174研修となっており、これらに係る各記載項目ごとの記載状況をみると、「研修に要した経費」及び「研修の計画に当たって特に配慮した事項、研修結果に対する所見等」の2項目が記載されているものは、それぞれ651研修及び1,023研修となっていた。また、同様に特別職の国家公務員に対する387研修においては、研修実施部局で研修記録の記載項目が一覧できる様式となっているものが278研修となっており、これらに係る各記載項目ごとの記載状況をみると、一般職の国家公務員に対する研修と比べて各項目とも低い傾向となっていた。

ウ 研修計画の改善状況等

各府省等においては、Off-JT終了後に効果測定を実施していなかったり、所属職員を他府省等の研修に参加させる場合においてその効果測定の結果に係る報告を受けていなかったり、研修内容に関する評価を実施していなかったりして、研修計画の見直しなどの改善につなげるための体制が整っていない状況が一部の府省等で見受けられた。

(4) 研修施設の保有状況等

ア 研修施設の保有状況

各府省等には、研修所等の研修施設を保有している府省等と、研修施設を保有しておらず、研修実施の都度、庁舎内外の会議室等を確保している府省等がある。各府省等の

研修施設の保有状況をみると、27年度末現在で、136研修施設を保有していて、136研修施設のうち90研修施設は宿泊施設が併設されている合宿研修施設となっていた。

イ 研修施設の稼働状況

27年度における136研修施設の教室等稼働率^(注8)及び90研修施設の宿泊施設稼働率^(注9)をみると、30研修施設の教室等で、また、58研修施設の宿泊施設で、それぞれ50%を下回っている状況であった。

(注8) 教室等稼働率 平成27年度の研修実施可能日数243日に対する教室等稼働日数(1教室等以上が使用された日数)の割合を用いて算定している。

(注9) 宿泊施設稼働率 平成27年度年間宿泊可能人日数(宿泊可能日数187日に宿泊施設定員数を乗じたもの)に対する年間宿泊人日数の割合で算定している。ただし、宿泊施設稼働率については、当該研修施設において実施する最大規模の研修員数に応じた室数が確保されなければならないことに留意する必要がある。

ウ 研修施設の連携・融通の状況

27年度における、研修施設を保有していない他府省等や関連団体等(以下、これらを合わせて「他機関等」という。)に対する研修施設の使用承認又は使用許可(以下「使用承認等」という。)の状況をみると、136研修施設のうち14研修施設では使用承認等の実績があったものの、122研修施設では実績がなかった。そして、他機関等に対する研修施設の教室等及び宿泊施設の使用承認等に関する周知の状況をみると、一部の研修施設について、貸出要綱等をメールで周知したり、過去に使用承認等の実績がある他機関等に対して電話で周知したりしているものが見受けられたが、ほとんどの研修施設では周知を行っていなかった。

研修施設の宿泊施設の使用承認等については、セキュリティ等の面から施設の使用承認等を行う体制になっていないなどの様々な課題を解消する必要がある。一方で、研修施設の教室等の使用承認等については、内部規程等を整備しているものの、他機関等への使用承認等に関する各府省等間における相互の連携が十分に図られておらず、各府省等が保有する研修施設の年間使用計画等の情報を各府省等間で共有できていない状況となっていた。

(5) 内閣人事局による総合的企画及び調整並びに人事院による監視等の状況

内閣人事局によると、基本方針及び基本方針の運用に関し必要な事項を定めた「国家公務員の研修に関する基本方針の運用について」(平成28年1月内閣人事局長決定。以下「基本方針の運用」という。)の策定が国家公務員法に基づく研修についての計画の樹立及び実施に関する総合的企画及び調整に該当するとしている。

基本方針によれば、Off-JTについて、内閣人事局及び関係各庁は、相互に連携・協力することにより、政府全体を通じて体系的で効果的な研修が実施されるよう努めることとされている。そして、内閣人事局は、毎年、「研修担当官会議」を実施し、関係各庁の研修担当官を集めて、当該年度に内閣人事局が実施した研修の実施状況について説明するとともに、翌年度の内閣人事局の研修実施計画について説明及び質疑応答を行っているとしている。

また、人事院による監視の前提となる調査についてみると、人事院は、研修実施状況調査における関係各庁からの報告を取りまとめる過程で、疑問点や矛盾点があれば関係各庁

に質問して確認することが広い意味での調査に当たるとしているが、23年度以降、報告内容の確認作業以外の調査を行った実績はなく、報告を受けた研修の実施状況等の内容について、国家公務員法、人事院規則等に違反する事態や特段の問題はなかったとしている。

前記のとおり、研修計画等で対象者の範囲が明確になっていない事態、他府省等の職員も対象としている自府省研修について他府省等への研修実施の周知が十分でないなどの事態、研修施設の年間使用計画等の情報を関係各庁間で共有できていない事態等が見受けられた。

内閣人事局は、これらの事態の解消に資するような、関係各庁間の相互の連携・協力を図るための調整、研修を行うに当たり関係各庁間で研修施設の情報の共有に関する調整等は行っていないとしており、また、人事院は、研修計画等で対象者の範囲が明確になっていない事態は、報告内容には含まれていなかったため、把握していなかったとしている。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 各府省等における研修計画の策定状況等

27年度における各府省等の研修計画は、一般職の国家公務員を対象としたものとして473研修計画、特別職の国家公務員を対象としたものとして146研修計画、計619研修計画が策定されており、このうち、記載項目の「研修時期」に具体的な時期を明示していないものが一般職の国家公務員に対する65研修計画、特別職の国家公務員に対する29研修計画、「対象者」を明示していないものが一般職の国家公務員に対する62研修計画、特別職の国家公務員に対する23研修計画となっていた。

イ 各府省等における研修の実施に要した経費、研修の実施状況等

各府省等における研修の実施に要した経費は公表されておらず、本院が調書を基に集計し整理したところ、27年度の各府省等における研修の実施に要した経費は計207億4291万余円となっており、研修施設の維持管理費が最も多く119億9247万余円、次いで、旅費43億9772万余円、庁費33億2820万余円等となっていた。

また、研修の実施には、これ以外にも、研修業務に従事する職員に係る人件費相当額や受講者の研修時間に係る機会費用が生じている。

公正取引委員会、国税庁及び特許庁以外の府省等においては、OJTを府省等全体で計画的に実施する取組は行われていなかった。

各府省等におけるOff-JTの実施状況は、27年度では、一般職の国家公務員に対する研修は、18,435研修、受講者数761,892人、特別職の国家公務員に対する研修は、817研修、受講者数17,526人となっていた。

25年度から27年度までの間に各府省等が実施する自府省研修のうち、実際に他府省等の職員が受講している研修をみると、一般職の国家公務員に対する研修では、25年度の152研修(他府省等の受講者797人)から27年度の173研修(同994人)となっていて、特別職の国家公務員に対する研修では、25年度の4研修(50人)から27年度の6研修(42人)となっていた。また、派遣研修における償還義務者の債権の管理状況についてみると、27年度末時点では、償還中の者が16人、償還残額が41,633,893円となっていた。

27年度の各府省等における委託研修は、一般職の国家公務員に対する研修1,220研修、特別職の国家公務員に対する研修361研修となっており、委託研修として継続して実施してきたためとしているものが、一般職の国家公務員に対する研修において260研修、特別職の国家公務員に対する研修において95研修となっていた。

また、25年度から27年度までの間に実施されたeラーニング研修の受講者数は年々増加傾向にあり、27年度におけるeラーニング研修の1研修当たりの平均受講者数は、他の研修に係る1研修当たりの平均受講者数と比べて多くなっている。

ウ 各府省等の研修に係る評価、改善の状況等

各府省等が27年度に実施した20時間以上の研修3,081研修のうち2,696研修が効果測定を実施していた。そして、各府省等の職員が他府省等で実施している20時間以上の研修に参加した場合、研修実施部局において効果測定を実施している延べ研修数は1,198研修となっているが、各府省等において、他府省等の研修実施部局等から効果測定の結果に関する報告を受けていないとしているものは590研修となっていて、その研修の効果を十分に把握していない状況となっていた。

また、上記3,081研修のうち265研修では、研修内容に関する評価を実施していなかった。

各府省等が27年度に実施した20時間以上の研修に係る研修実施部局で研修記録の記載項目が一覧できる様式となっている研修記録のうち、一般職の国家公務員に対する研修では、「研修に要した経費」及び「研修の計画に当たって特に配慮した事項、研修結果に対する所見等」の2項目が記載されているものは、それぞれ651研修及び1,023研修となっており、特別職の国家公務員に対する研修では、各記載項目の記載状況は一般職の国家公務員に対する研修と比べて各項目とも低い傾向となっていた。

エ 研修施設の保有状況等

各府省等は、27年度末現在で136研修施設を保有しており、このうち90研修施設が合宿研修施設となっていた。また、27年度において、30研修施設の教室等稼働率及び58研修施設の宿泊施設稼働率が、それぞれ50%を下回っている状況であった。

上記136研修施設のうち122研修施設では他機関等への研修施設の使用承認等の実績がなかった。また、研修施設の教室等の使用承認等については、内部規程等を整備しているものの、他機関等への使用承認等に関する各府省等間における相互の連携が十分に図られておらず、各府省等が保有する研修施設の年間使用計画等の情報を各府省等間で共有できていない状況となっていた。

オ 内閣人事局による総合的企画及び調整並びに人事院による監視等の状況

内閣人事局は、研修の計画の樹立及び実施に関する総合的企画及び関係各庁に対する調整として、基本方針及び基本方針の運用を策定した。また、内閣人事局は、毎年、関係各庁の研修担当官を集めて「研修担当官会議」を実施している。

人事院は、23年度以降、研修実施状況調査における関係各庁からの報告内容の確認作業以外の調査を行った実績はなく、報告を受けた研修の実施状況等の内容について、国家公務員法、人事院規則等に違反する事態や特段の問題はなかったとしている。

そして、内閣人事局は、他府省等の職員も対象としている自府省研修について他府省等への研修実施の周知が十分でないなどの事態等の解消に資するような、関係各庁間の

相互の連携・協力を図るための調整等を行っていないとしており、人事院は、研修計画等で対象者の範囲が明確になっていない事態について、報告内容に含まれていなかったため、把握していなかったとしている。

(2) 所見

各府省等においては、研修を効果的、効率的に実施することが重要である。

そして、内閣人事局においては、自ら研修の計画を樹立して研修を実施するとともに、政府全体を通じて体系的で効果的な研修が実施されるために、関係各庁の研修の実情を把握し、実施されている研修の改善につながるよう、必要に応じて、より広い視野からの総合的企画及び調整を行うことが求められている。また、人事院においては、国民全体の奉仕者としての使命の自覚等を有する職員の育成等の観点から行う研修の着実な実施を図るとともに、関係各庁が実施する研修についての的確な監視等を行うことが求められている。

このような中、今回の検査で、研修についての計画の樹立及び実施に関して内閣人事局による総合的企画及び調整並びに人事院による監視等の対象とされている一般職の国家公務員に対する研修において、研修を効果的、効率的に実施する際に研修計画等で対象者の範囲が明確になっていない事態、他府省等の職員も対象としている自府省研修について、他府省等への研修実施の周知が十分でないなどの事態、研修施設の年間使用計画等の情報を関係各庁間で共有できていない事態等が見受けられ、特別職の国家公務員に対する研修においても、研修を効果的、効率的に実施する際に同様の事態等が見受けられた。

したがって、各府省等、内閣人事局及び人事院において、次の点に留意して、研修の実施等を行うことが必要である。

ア 各府省等は、一般職の国家公務員に対して研修を実施する際には基本方針に沿った研修の実施に十分留意するとともに、特別職の国家公務員に対する研修を含め研修を実施する際には、

- (ア) 研修計画の策定に当たり、研修の時期や対象者を可能な限り明示して必要かつ適切な職員の研修の機会がより確保されるよう留意すること
- (イ) Off-JTの実施に当たり、研修に要する経費を十分に把握して、特に委託研修及びeラーニング研修の実施に当たり、研修の効果に照らして、経済性等を考慮するなどして、効果的、効率的な研修の実施に努めること。また、他府省等の職員も研修の対象としたり、他府省等の職員も対象としている研修において他府省等への情報提供を十分に行ったりなどして、他府省等の職員をより研修に参加させるなど相互に連携・協力を図ること
- (ウ) 研修内容に関する評価を適切に行ったり、研修の記録を適切に記録したりなどして、これらを研修の見直しなどに適切に反映すること。また、各府省等の職員が他府省等の研修に参加している場合においても、各府省等間の相互の連携・協力を図るなどして、研修の効果測定の結果を適切に把握すること
- (エ) 研修施設の有効活用を図るため、可能な範囲で他機関等への施設の使用承認等を考慮して、各府省等間において連携・融通を図ること

イ 内閣人事局は、基本方針の下、関係各庁が実施する研修について、

- (ア) 関係各庁が、研修を効果的、効率的に実施することができるよう、必要に応じて収集した情報を関係各庁に周知すること

- (イ) 関係各庁における効果的な研修の実施に資するため、必要に応じて研修施設についての情報を関係各庁間で共有できるよう、働きかけを行うこと
- ウ 人事院は、関係各庁の研修の実態を把握して、現在まで培ってきた専門的知見を基に内閣人事局と連携して関係各庁の研修の計画策定及び実施に関し、必要に応じて監視の前提となる調査の充実を図ること

本院としては、今後とも各府省等における職員の研修の実施状況等について引き続き注視していくこととする。

第4 地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入に係る補助事業の実施状況等について

検査対象	内閣官房、総務省、厚生労働省、906 地方公共団体 (21 都道府県、852 市町村、15 一部事務組合、18 広域連合)、地方公共団体情報システム機構	
地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入に係る補助事業の概要	社会保障・税番号制度に対応するために、地方公共団体が情報システムの整備、通知カード及び個人番号カードの交付等を行うもの	
上記の事業に係る検査対象の地方公共団体に対する国庫補助金交付額	情報システムの整備に係る事業	500 億円 (平成 26、27 両年度)
	通知カード及び個人番号カードの交付等に係る事業	131 億円 (平成 27 年度)
個人番号の付番等に係る業務委託の概要	総務省が地方公共団体情報システム機構に委託して個人番号の生成、個人番号カードの発行等に係る情報システムの開発等を行うもの	
上記業務委託の契約に係る支払額	94 億 3801 万円 (平成 25 年度～27 年度)	

1 検査の背景

(1) 社会保障・税番号制度の概要等

ア 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税番号制度(以下「マイナンバー制度」という。)は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために、複数の機関に存在する個人情報について同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤である。

マイナンバー制度においては、①最新の4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)と関連付けられている国民一人一人に唯一無二となる個人番号^(注1)(以下「マイナンバー」という。)を新たに付番する仕組み、②複数の機関が管理する情報とマイナンバーとの関連付けを行った上でこれを利用して相互に情報を活用するための仕組み及び③個人が間違いなく本人であることを証明するための本人確認の仕組みが設けられることとなっている。

そして、マイナンバー制度は、社会保障、税及び災害対策の各分野において導入されることとなっており、各分野においてマイナンバーが利用されることで、より正確な所得把握が可能となり社会保障や税の給付と負担の公平化が図られたり、災害時において真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用することが可能となったりするなどの効果が見込まれ、これにより、より公平・公正で、行政に過誤や無駄のない国民にとって利便性の高い社会が実現できるとされている。

(注1) 個人番号 住民票コードを変換して得られるものであり、特定の個人を識別するために指定される12桁の番号

イ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等が整備する情報システムの概要

国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等は、それぞれ社会保障、税等に係る情報システムの運用等を行っており、また、新たに情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供 NWS」という。)等の情報システムを開発している。そして、マイナンバー制度の実施のために、これらの情報システムの運用等を行うことになる。

そして、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等は、自らが運用等を行う情報システムから情報提供 NWS を通じて、他の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等^(注2)に対して、特定個人情報について情報照会を行い、これを受けた行政機関、地方公共団体、独立行政法人等は、自らが運用等を行う情報システムから情報提供 NWS を通じて当該特定個人情報について情報提供を行うこととなっている(以下、これらの情報照会及び情報提供を合わせて「情報連携」という。)

地方公共団体は、情報連携を行うために、情報連携の対象となる世帯情報、所得情報等の情報を保有する既存の住民基本台帳システム、地方税務システム及び生活保護システム等の社会保障関係システム(以下、これらの情報システムを総称して「地方既存システム」という。)について、それぞれ必要な整備(改修を含む。以下同じ。)を行った上で、情報提供 NWS と接続することが必要となっている。地方既存システムのうち、住民基本台帳システムについては国等の多くの情報システムに先行して平成 27 年 10 月から、その他の地方既存システムについては 28 年 1 月から利用を開始しており、今後は、情報連携に向けて、総合運用テスト等が続くことになる。

(注2) 特定個人情報 マイナンバー(マイナンバーに対応し、当該マイナンバーに代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報

ウ 地方公共団体情報システム機構の概要

地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)は、地方公共団体情報システム機構法(平成 25 年法律第 29 号)に基づき、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」という。)の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする法人である。そして、機構は、前身である財団法人地方自治情報センターの権利及び義務を 26 年 4 月 1 日に承継して設立された。

エ マイナンバーの指定、通知カード及びマイナンバーカードの交付等

市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、マイナンバー法に基づき、住民票に住民票コードを記載したときは、マイナンバーを指定して通知することとなっており、その指定及び通知は、次のとおり行われることとなっている。

- ① 市町村長は、マイナンバーを指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、マイナンバーとすべき番号の生成を求める。

- ② 機構は、総務省との委託契約に基づき整備した個人番号生成システムにより、住民票コードを基にマイナンバーとすべき番号を生成し、市町村長へ通知を行う。
- ③ 市町村長は、機構から通知されたマイナンバーとすべき番号をその者のマイナンバーとして指定する。
- ④ 市町村長は、その者に対して、当該マイナンバーを通知カード^(注3)により通知する。
また、市町村長は、当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)が備える住民基本台帳に記録されている者に対して、その者の申請により、その者に係る個人番号カード^(注4)(以下「マイナンバーカード」という。)を交付することとなっている。

(注3) 通知カード 氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーその他総務省令で定める事項が記載されたカード

(注4) 個人番号カード 氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーその他政令で定める事項が記載され、本人の写が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項(カード記録事項)が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により記録されたカード

そして、市町村長は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」(平成26年総務省令第85号)に基づき、通知カード及びマイナンバーカードの作成等の事務(以下「通知カード・マイナンバーカード関連事務」という。)を機構に行わせることができることとなっており、実際にも、全ての市町村長が通知カード・マイナンバーカード関連事務を機構に行わせている。

オ マイナンバー制度に係るスケジュール

マイナンバー制度については、27年10月からマイナンバーの付番及び通知カードによるマイナンバーの通知が、28年1月からマイナンバーの利用及びマイナンバーカードの交付がそれぞれ開始されており、今後のスケジュールについては、「世界最先端IT国家創造宣言工程表」(平成25年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定。28年5月改定)において、29年7月から情報提供NWSの本格運用が開始されるなどとなっている。

そして、総務省は、25年8月に、地方公共団体に「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」を示しており、当該ガイドライン等によれば、地方公共団体は、情報連携の本格運用に向けて、次のスケジュールで地方既存システム等の整備を進めることとされている。

- ① 住民基本台帳システムのうちマイナンバーの付番・通知に必要な機能に係る整備を主に26年度に行い、27年9月末までに個人番号生成システムとの連携テストを行う。
- ② マイナンバーの利用に必要な地方既存システム等の整備を27年12月末までに行う。
- ③ 整備を行った地方既存システム等について、地方公共団体内での連携テストを28年6月末までに行う。

- ④ 中間サーバーを介した地方既存システム等と情報提供 NWS との連携テスト並びに情報連携に係る業務運用の試行を行い業務運用の操作及び手順の正確性、業務効率等を確認する総合運用テストを29年6月末までに行う。

(2) 地方公共団体におけるマイナンバー制度の導入に係る補助事業等の概要等

総務省及び厚生労働省は、26、27両年度に、マイナンバー制度の導入に必要な地方既存システム、団体内統合宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバー及び中間サーバーの各情報システム(以下、これらの情報システムを総称して「補助対象システム」という。)の整備に要する経費を補助するために、社会保障・税番号制度システム整備費補助金(以下「整備費補助金」という。)を地方公共団体に交付しており、マイナンバー制度の導入に伴い直接的に必要となる機能に係る企画・開発費、設備費等を対象としている。

なお、「平成27年度政府情報システム投資計画」(平成27年7月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)によれば、マイナンバー制度に関する国のシステム投資額は、全体で26年度1353億円、27年度706億円、他の年度を含めた合計で2656億円とされており、そのうち、国以外のシステム整備に要する経費はそれぞれ26年度1149億円(84.9%)、27年度487億円(68.9%)、他の年度を含めた合計で1940億円(73.0%)とされていて、国以外のシステム整備に要する経費が高い割合となることが見込まれている。

また、総務省は、27年度に、市町村長が通知カード・マイナンバーカード関連事務を機構に行わせる場合に、これに要する経費に相当する金額として市町村が機構に交付する交付金を補助の対象とした個人番号カード交付事業費補助金(以下「事業費補助金」という。)や、市町村におけるマイナンバーカードの交付事務に必要な人件費等の経費を補助の対象とした個人番号カード交付事務費補助金(以下「事務費補助金」という。)をそれぞれ市町村に交付している。

内閣官房は、マイナンバー制度を導入するために必要な事業の推進を支援するためのツール(以下、このツールを「デジタルPMO」という。)を26年5月から運営している。デジタルPMOは、国、地方公共団体等の間で、マイナンバー制度に関する情報を共有することを目的としたポータルサイトである。そして、地方公共団体等は、デジタルPMOに掲載された情報を活用して、仕様書の作成や、業者から徴取した見積書の精査等を行うことになる。また、地方公共団体は、補助対象システムの整備の進捗状況をデジタルPMOに登録し、総務省及び厚生労働省は、この状況を確認することで、地方公共団体における整備の進捗管理を行い、進捗が遅れている地方公共団体に対しては個別に原因の確認や課題解決のアドバイス等を行うこととしている。

(3) 機構における情報システムの障害等

総務省は、「個人番号付番等に係る業務委託契約」(以下「付番等業務委託契約」という。)を機構と締結している。機構は、付番等業務委託契約に基づき、マイナンバーとすべき番号を生成するなどの個人番号生成システム、マイナンバーカードの発行に必要な情報を作成する個人番号カード発行委託システム、マイナンバーカードの運用状況を管理するなどの個人番号カード管理システム(以下、個人番号カード発行委託システム及び個人番号カード管理システムを合わせて「カード管理等システム」という。)等の開発等の業務を行っており、これらのシステムを運用してマイナンバーカードの発行等の業務を行っている。そして、28年1月から3月までの間に、機構が運用しているシステムの一部において障害が発生していた。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

地方公共団体は、総務省及び厚生労働省から整備費補助金の交付を受けて、26年度からマイナンバー制度の導入に必要な補助対象システムの整備を開始しており、整備費補助金の交付額の総額は、国が行うマイナンバー制度に係る情報システムの整備に要する経費の総額と比較しても多額となることを見込まれている。

また、地方公共団体は、前記のとおり、国が示すスケジュールに沿って、住民基本台帳システムについては国等の多くの情報システムに先行して27年10月から、その他の補助対象システムについては28年1月から利用を開始しており、今後は、情報連携に向けて、総合運用テスト等が続くことになる。

さらに、市町村は、総務省から事業費補助金及び事務費補助金の交付を受けて、27年10月からマイナンバーの付番及び通知カードによるマイナンバーの通知を行い、28年1月からマイナンバーの利用及びマイナンバーカードの交付を開始していた。しかし、交付に係る人員体制等の確保が十分でなかったり、機構の情報システムに障害が発生したりしたこと、さらに、マイナンバーカードの交付の本格化と3月から始まる住民の異動に係る繁忙期が重なったことなどの複合的な要因により、マイナンバーカードの交付に遅れが生じていた。

そこで、本院は、これらの状況等を踏まえて、地方公共団体が行うマイナンバー制度の導入に係る補助事業の実施状況等について、合规性、経済性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 補助対象システムの整備は国が示すスケジュールどおりに進捗しているか。また、地方公共団体における補助対象システムの整備に当たり、仕様書の記載内容や徴取した見積書は適正なものとなっているか。

イ 事業費補助金及び事務費補助金により行われる通知カード及びマイナンバーカードの交付事業は遅滞なく適切に実施されているか。また、市町村においてマイナンバーカードの利活用の検討が行われているか。機構の情報システムにおいて発生した障害はどのような状況であり、これに対して適切な措置が講じられているか。

(2) 検査の対象及び方法

26、27両年度において、総務省及び厚生労働省から交付された整備費補助金により906^(注5)地方公共団体(21都道府県、管内の852市町村、15一部事務組合、18広域連合)が整備した8,692システム(総務省分2,550システム、厚生労働省分6,142システム。これらに係る契約7,916件、契約金額922億余円、国庫補助金相当額500億余円)、27年度において総務省から交付された事業費補助金及び事務費補助金により852市町村が実施した通知カード及びマイナンバーカードの交付事業(事業費152億余円、国庫補助金交付額131億余円)並びに総務省が25年9月に機構と締結した付番等業務委託契約(支払額94億3801万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、内閣官房、総務省及び厚生労働省において、マイナンバー制度の導入に係る補助事業に関する地方公共団体への支援の状況等について確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

また、21都道府県、管内395市町村等において、補助対象システムの整備に係る契約

並びに通知カード及びマイナンバーカードの交付事業等について、契約書、見積書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、21都道府県管内の残りの490市町村等についても調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

さらに、機構において、付番等業務委託契約について、契約書、実績報告書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、機構が地方公共団体の負担金により行っている中間サーバーの拠点である自治体中間サーバー・プラットフォームの整備等及び市町村が機構に行わせている通知カード・マイナンバーカード関連事務について、機構に依頼して関係資料の提出を受けるなどして調査した。

(注5) 21都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、岩手、埼玉、神奈川、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、奈良、島根、広島、徳島、香川、佐賀、大分、沖縄各県

3 検査の状況

(1) 地方公共団体における補助対象システムの整備等の状況

ア 整備費補助金の予算及び決算の状況等

総務省の整備費補助金の26年度歳出予算現額は720億余円となっており、26年度中に250億余円が支出され、また、27年度歳出予算現額は590億余円となっており、27年度中に452億余円が支出されている。また、厚生労働省の整備費補助金の26年度歳出予算現額は185億余円となっており、26年度中に21億余円が支出され、また、27年度歳出予算現額は309億余円となっており、27年度中に227億余円が支出されている。

総務省が示す地方公共団体の団体規模別及び整備を行う情報システムの類型別の事業費(以下「想定事業費」という。)と各地方公共団体が補助対象システムの整備に実際に要した事業費(以下「実整備費」という。)との関係を補助対象システムごとにみたところ、総務省分の2,550システムのうち、1,233システム(48.4%)において実整備費が想定事業費以上となっていた一方、1,317システム(51.6%)において実整備費が想定事業費未満となっていた。

また、厚生労働省の基準額(内示額)と実整備費との関係を国民年金システム及び特別児童扶養手当システムの両システムを除いた①一般分と②国民年金システム及び特別児童扶養手当システムの両システム分の基準額(内示額)の区分ごとにみたところ、基準額(内示額)の区分の①の区分1,734システムのうち1,278システム(73.7%)、②の区分1,609システムのうち1,158システム(72.0%)において実整備費が基準額(内示額)以上となっていた一方、基準額(内示額)の区分の①の区分456システム(26.3%)、②の区分451システム(28.0%)において実整備費が基準額(内示額)未満となっていた。

(注6) 厚生労働省の基準額(内示額)と実整備費との関係に係るシステム数については、①一般分と②国民年金システム及び特別児童扶養手当システム分に係る補助金の交付申請の件数をシステム数として集計している。

イ 補助対象システムの整備の進捗状況

総務省及び厚生労働省の整備費補助金により整備を行った(27年度に交付申請を行ったものの契約締結に至らなかったものを含む。)総務省分の2,550システム及び厚生労働省分の6,142システムについて、マイナンバーの利用に必要な補助対象システムの整備の状況をみたところ、27年12月末までに整備が終了していなかったものが総務省分

530 システム(20.7%)、厚生労働省分で1,489 システム(24.2%)あったが、整備の進捗の遅れは、28年6月末までには相当程度解消されていた。また、地方公共団体内での連携テストの状況をみたところ、28年6月末までに連携テストが終了していなかったものが総務省分で136 システム(5.3%)、厚生労働省分で385 システム(6.2%)、計521 システムあった。

地方公共団体内での連携テストまでのスケジュールについては、スケジュールどおりに補助対象システムの整備を進めることが求められているものの、その遅れが直ちにマイナンバー制度全体に影響を及ぼすものではない。しかし、補助対象システムは、29年7月から中間サーバーを介して情報提供NWSと接続して情報連携を行うことを目指すこととなっている。そして、総合運用テスト等のうち地方公共団体間で行うものについては、28年11月から29年4月までの間に3グループに分けて実施されることとなっているが、今後、29年6月末までの期限内にテストを進めないと、予定されている情報連携を適切に行うことができなくなるおそれがある。

ウ 補助対象システムの整備に係る契約手続等の状況

地方公共団体がマイナンバー制度に対応するための整備を行うに当たり仕様書を作成していた補助対象システムのうち、26、27両年度の契約で作業を分けて整備を行っていた総務省分の3,704 システム及び厚生労働省分の5,910 システムについて、26年度と27年度の仕様書の記載内容を比較したところ、26年度と27年度で全く同じ作業内容になっていたものが、総務省分で170 システム(4.6%)、厚生労働省分で326 システム(5.5%)の計496 システムあった。

情報システムの調達に係る給付の完了の確認に当たっては、設計書、テスト計画書、テスト結果報告書等の成果物に基づき、当該システムが要件定義書等において求める要件及び品質を満たしているかを適切に確認する必要がある。そこで、仕様書を作成していた総務省分の4,182 システム及び厚生労働省分の11,453 システムについて、仕様書に成果物として必要なものが記載されていたかをみたところ、仕様書に成果物が記載されていた総務省分の3,009 システム及び厚生労働省分の8,252 システムのうち、総務省分の1,971 システム(65.5%)、厚生労働省分の5,315 システム(64.4%)で仕様書においてテスト計画書が成果物として記載されていなかった。また、総務省分の1,548 システム(51.4%)、厚生労働省分の4,023 システム(48.8%)でテスト結果報告書が成果物として記載されていなかった。

さらに、総務省分の1,173 システム(28.0%)、厚生労働省分の3,201 システム(27.9%)、計4,374 システムで成果物が仕様書に全く記載されていなかった。

予定価格の算定の際に業者から見積書を徴して予定価格を算定していた総務省分の2,970 システム及び厚生労働省分の8,353 システムについて、適正な見積書を徴しているか確認したところ、作業項目ごとに作業工数の記載がなく、かつ、作業項目ごとに人件費単価の記載がない見積書により予定価格を算定していたものが、総務省分で745 システム(25.0%)、厚生労働省分で3,029 システム(36.2%)あり、このうち、「一式」とのみ記載されているなど、見積書における作業項目が全く細分化されていない見積書により予定価格を算定していたものが、総務省分で198 システム(6.6%)、厚生労働省分で1,030 システム(12.3%)あった。

(注7) 「ウ 補助対象システムの整備に係る契約手続等の状況」では、システム数を交付申請年度別に集計している。

(2) 通知カード及びマイナンバーカードの交付事業等の状況

ア 事業費補助金及び事務費補助金の予算及び決算の状況

事業費補助金は、27年度歳出予算額として656億余円が計上され、27年度中に355億余円が支出されている。また、事務費補助金は同年度の歳出予算額として105億余円が計上され、27年度中に28億余円が支出されている。

イ 通知カード・マイナンバーカード関連事務に係る経費の状況

事業費補助金が充当される市町村の交付金により機構が行った通知カード・マイナンバーカード関連事務の27年度の総額は394億余円となっていた。

ウ 通知カードの交付等の状況

検査対象である852市町村が28年3月末までに送付した通知カードの送付の状況をみたところ、送付した通知カードの総数は34,139,408通となっていた。

また、通知カードの送付に当たっては、住民票に記載をすべきものとされている氏名、住所等の事項についての調査を行うことが有効であるとされているが、518市町村(60.7%)において、時間がなかったことや人手が不足していたことなどの理由で、マイナンバー法の施行までの時期に当該調査を実施していなかった。

検査対象である852市町村について通知カードの返戻の状況をみたところ、28年3月までの間に返戻された通知カードは852市町村で3,624,609通となっていた。

市町村は、返戻された通知カードについて、住民票記載事項の確認や調査を行うこととなっており、居住実態が確認された場合は、受取人に対して市町村の窓口に取りに来るように促す通知等を行うなど通知カードの確実な交付に努めることが求められている。そこで、検査対象である852市町村について、28年3月末時点における返戻された通知カードの状況をみたところ、840市町村において、交付等ができないまま保管されている通知カードが1,399,132通(本院の試算による通知カードの送付等に係る事業費補助金相当額6億0162万余円)となっていた。このように交付等ができないまま保管している通知カードについて理由別にみると、受取人による受取拒否等のほかに、市町村が返戻後に住民票記載事項の確認や調査を実施していないものが209市町村で350,513通(本院の試算による通知カードの送付等に係る事業費補助金相当額1億5072万余円)となっていた。そして、返戻後に確認や調査を実施できていない理由を該当市町村に確認したところ、人手不足や他の業務で多忙のためなどとなっていた。

郵便局から市町村に返戻された通知カードは、受取人の居住実態の不明等により一定期間(3か月程度)経過しても交付ができない場合、廃棄することとされているが、東日本大震災の避難者等のように本人と連絡を取ることができないなど、通知カードの交付が困難な事態も想定されることから、総務省は、27年12月28日に、当該期間が経過した通知カードについて、28年3月31日まで保管するように市町村長に要請しており、また、同年3月23日に、更に保管期間を延長することを検討するように市町村長に要請している。そこで、検査対象である852市町村において通知カードの状況をみたところ、受取人の受取拒否や居住実態の不明により、上記要請の後に保管期間が一定期間(3か月程度)経過したことにより廃棄されていたものが、28年3月末時点において

96市町村で8,656通(本院の試算による通知カードの送付等に係る事業費補助金相当額372万余円)となっていた。

エ マイナンバーカードの交付等の状況

検査対象である852市町村における28年3月末時点でのマイナンバーカードの交付の状況をみると、申請枚数6,002,486枚、発行して機構から市町村に送付した枚数5,384,085枚に対して、交付枚数は1,225,423枚となっていて、低調な状況となっていた。

マイナンバーカードが市町村に到着してから申請者へ交付通知書を送付するまでの状況について検査対象である852市町村に確認したところ、1か月以上要したものが1,700,831枚あった。このように送付までに一定の時間を要する状況が生じている理由について、市町村に確認したところ、交付が開始されてから間もないことから交付事務の処理に慣れるまで時間を要したり、交付事務に従事する職員数が不足していたり、後述のとおり、機構のカード管理等システムに障害が発生したことなどにより市町村において処理に時間を要したりしたことなどとなっていた。また、同年3月末時点で、806市町村において、あらかじめマイナンバーカードの交付計画を策定していなかった。

なお、総務省による進捗状況のフォローアップ調査結果によれば、28年11月末までに全市町村において交付通知書の送付の滞留が解消したとされている。

総務省は、マイナンバーカードの利活用方法として、一般的な本人確認手続における本人確認書類としての利用、コンビニエンスストア等での住民票の写しなどの交付等が挙げられるとしている。そこで、28年3月末時点における住民票の写しなどのコンビニエンスストアでの交付等によるマイナンバーカードの利活用の状況について、検査対象である852市町村に確認したところ、115市町村(13.5%)は既にマイナンバーカードの利活用を行っていた(行うことを決定していたものを含む。)が、737市町村(86.5%)はマイナンバーカードの利活用を行っておらず、このうち、157市町村は利活用を行うことについて検討していなかった。利活用を行っていない主な理由として、多くの市町村が、費用対効果が乏しいこと、住民のニーズがないことなどを挙げていた。

オ 機構におけるカード管理等システムの障害等

28年1月から3月までの間に、複数回にわたりカード管理等システムの中継サーバに障害が発生し、市町村はカード管理等システムに接続できない状態となった。機構は、28年4月27日及び6月22日に障害の状況を公表している。機構によれば、①中継サーバのCPU内の割り込み通知において処理順序の不整合が発生したこと、②中継サーバの業務アプリケーションにおいてメモリ領域の解放時に異常が発生したことにより、市町村がマイナンバーカードの交付事務を行う際に用いる統合端末からカード管理等システムに接続できない状態になったとしている。そして、機構は、これらの事象について対応策を講じたとしている。

機構は、上記の発生原因を、中継サーバを担当した業者による設計不備、適合性評価の不足等としており、契約の相手方5社の負担により、中継サーバを2台から4台に増設するなどした上で、障害の再現テストを繰り返すなどしてカード管理等システムの改修を進めて、28年4月に根本的な発生原因を取り除くなどの対応策を実施したとしている。また、発生原因の特定に長時間を要した要因として、事象の発生箇所である中継

サーバの調査に関し、調査全体を取りまとめる立場の代表責任者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と中継サーバを担当した業者との間での連携が不足していたため、中継サーバを担当した業者において原因究明への主導的な対応が行われず、総合的な調査が行われるまでに時間を要したなどとしている。

なお、機構は、28年6月に、再発防止策として、システム統括室を設置したり、カード管理等システム等を総点検したりすることなどを公表して、同年10月にその対応状況を公表していた。

また、上記の障害とは別に、市町村からカード管理等システムにつながりにくい状態等が発生していた。このような状態等に対して、総務省及び機構は、マイナンバーカードの交付に係る電子証明書の利用の設定等の処理を控えるよう事務連絡を発したり、情報システムの改修等を行ったりするなどの対策を講じたとしている。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 地方公共団体における補助対象システムの整備等の状況

(ア) 補助対象システムの整備の進捗状況についてみたところ、27年12月末までに整備が終了していなかった補助対象システムが総務省分で530システム、厚生労働省分で1,489システムあったが、整備の進捗の遅れは、28年6月末までには相当程度解消されていた。また、28年6月末までに地方公共団体内での連携テストが終了していなかった補助対象システムが総務省分で136システム、厚生労働省分で385システムあった。

(イ) 補助対象システムの整備に係る契約手続等の状況についてみたところ、仕様書において26年度と27年度で全く同じ作業内容になっていた補助対象システムが総務省分で170システム、厚生労働省分で326システムあった。さらに、仕様書においてテスト計画書が成果物として記載されていなかった補助対象システムが総務省分で1,971システム、厚生労働省分で5,315システム、テスト結果報告書が成果物として記載されていなかった補助対象システムが総務省分で1,548システム、厚生労働省分で4,023システム、成果物が仕様書に全く記載されていなかった補助対象システムが総務省分で1,173システム、厚生労働省分で3,201システムあった。また、予定価格の算定時に作業項目ごとに作業工数の記載がなく、かつ、作業項目ごとに人件費単価の記載がない見積書により予定価格を算定していた補助対象システムが総務省分で745システム、厚生労働省分で3,029システムあった。

イ 通知カード及びマイナンバーカードの交付事業等の状況

28年3月末時点において、住民票記載事項の確認や調査を実施していないため、受取人に交付等ができないまま市町村に保管されている通知カードが209市町村で350,513通、保管期間が一定期間(3か月程度)経過したことにより廃棄されていた通知カードが96市町村で8,656通あった。マイナンバーカードについては、同月末時点での申請枚数6,002,486枚、機構から市町村に送付した枚数5,384,085枚に対して、交付枚数は1,225,423枚となっていて、低調な状況となっていた。また、同月末時点で、806市町村において、あらかじめマイナンバーカードの交付計画を策定していなかった。なお、総務省による進捗状況のフォローアップ調査結果によれば、28年11月末までに全

市町村において交付通知書の送付の滞留が解消したとされている。さらに、同年3月末時点で、737市町村において、マイナンバーカードの利活用が行われておらず、このうち、157市町村は利活用を行うことについて検討していなかった。また、機構のカード管理等システムに障害が発生していたり、市町村からカード管理等システムにつながりにくい状態が発生していたりしていた。

(2) 所見

マイナンバー制度については、情報連携の開始を目指して総合運用テスト等の作業が続くことになり、情報連携後には、制度の改正に伴い更なるシステム整備が行われることも想定される場所である。

また、市町村においては、今後も、通知カード・マイナンバーカード関連事務を機構に行わせるなどして、通知カードやマイナンバーカードの交付等を行っていくこととなる。そして、マイナンバー制度の普及のためにマイナンバーカードの利活用の推進等の取組が進められているところである。

については、内閣官房、総務省及び厚生労働省において、地方公共団体におけるマイナンバー制度に係る補助事業の実施等について、今後、次の点に留意して取り組んでいく必要がある。

ア 地方公共団体における補助対象システムの整備等

(ア) 補助対象システムの整備の進捗状況に関しては、地方公共団体においてスケジュールに余裕がなくなることをないよう、内閣官房、総務省及び厚生労働省において、地方公共団体におけるシステムの整備の進捗状況を把握しながら、テストの実施に必要な情報を地方公共団体に適時適切に提供して、総合運用テスト等が予定どおり実施されるよう、なお一層の支援を行っていくこと

(イ) 補助対象システムの整備に係る契約手続等に関しては、総合運用テスト等に際して、地方公共団体が、適正な内容を具備した仕様書の作成を行うことができるよう、総務省及び厚生労働省において、地方公共団体に対して、適正な内容を具備した仕様書作成の重要性とともに、仕様書を作成する上での確認事項を明示するなど、必要な技術的助言をなお一層行っていくとともに、内閣官房及び総務省において、地方公共団体が総合運用テスト等を計画的かつ確実に進められるよう、仕様書を作成する上で必要となる総合運用テスト等で実施すべき内容やテストスケジュール等についての情報提供をなお一層行っていくこと。また、地方公共団体が適正な見積書の徴取やその内容の精査を行うことができるよう、総務省及び厚生労働省において、業者から適正な見積書を徴することや、徴した見積書の内容を精査して妥当性の確認を行うことなどの必要性やその具体的な方法を地方公共団体に示すとともに、内閣官房において、見積書の内容を精査するなどのノウハウのない地方公共団体の求めに応じて協力していくことについて、なお一層の取組を行うこと

イ 通知カード及びマイナンバーカードの交付事業等

通知カードについては、市町村が受取人に確実に交付できるよう、総務省において、今後も返戻された通知カードに関する調査等に関して、市町村に対して必要な助言を行うこと。また、マイナンバーカードについては、市町村が、交付事務に係る人員体制等の不備、機構の情報システムの障害等により滞留することがないように交付を行い、マ

イナンバーカードの利活用について速やかに検討し利活用を行うことができるよう、総務省において、今後もマイナンバーカードの交付や利活用に関して、市町村に対して必要な助言を行うこと

本院としては、マイナンバー制度が社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であることを踏まえつつ、今後行われることとなる情報連携を含めたマイナンバー制度の実施状況等について、引き続き多角的な観点から検査していくこととする。

第5 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)による事業の実施状況について

検査対象	内閣府、総務省、409 地方公共団体(21 道府県及び 388 市区町村)
地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)の概要	地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援を推進するための事業を実施するために、地方公共団体が作成した実施計画に基づく事業に要する費用に対して交付するもの
検査の対象とした事業に係る交付金交付額	917 億 2463 万円 (平成 26、27 両年度)

1 検査の背景

(1) 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金等の概要

ア 平成 20 年度以降の補正予算による地域活性化等を目的とした交付金の概要

国は、20 年度から 27 年度までの間に、地方公共団体(都道府県及び市町村(特別区を含む。))が「経済危機対策」(平成 21 年 4 月「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)等に対応した事業を円滑に実施して、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として、地方公共団体が作成した実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるために、表 1 のとおり、十の交付金を交付している。

表 1 交付金の名称、予算及び予算額

(単位：百万円)

交付金の名称	予算	予算額
地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金	平成 20 年度 一般会計第 1 次補正予算	26,000
地域活性化・生活対策臨時交付金	平成 20 年度 一般会計第 2 次補正予算	600,000
地域活性化・公共投資臨時交付金	平成 21 年度 一般会計第 1 次補正予算	1,379,000
地域活性化・経済危機対策臨時交付金	平成 21 年度 一般会計第 1 次補正予算	1,000,000
地域活性化・きめ細かな臨時交付金	平成 21 年度 一般会計第 2 次補正予算	500,000
地域活性化交付金(きめ細かな交付金)	平成 22 年度 一般会計補正予算	250,000
地域活性化交付金(住民生活に光をそそぐ交付金)	平成 22 年度 一般会計補正予算	100,000
地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)	平成 24 年度 一般会計第 1 次補正予算	1,398,000
がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)	平成 25 年度 一般会計補正予算	87,000
地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金	平成 26 年度 一般会計補正予算	420,000
		うち地域消費喚起・生活支援型 250,000
計		5,760,000

これらの交付金のうち、平成26年度一般会計補正予算による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金は、経済のぜい弱な部分に的を絞り、かつスピード感をもって対応を行うことで、経済の好循環を確かなものとするなどを目指し、地域の実情に配慮しつつ、消費を喚起することなどを重点として取りまとめられた「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月閣議決定。以下「緊急経済対策」という。)に対応した事業を実施するための交付金であり、同補正予算において、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に必要な経費4200億円が計上されている。そして、緊急経済対策において、具体的施策として、^(注1)プレミアム付商品券の発行支援等、地方公共団体が講ずる消費喚起・生活支援策に対する交付金による助成等を行うとされたことを受けて、上記4200億円のうち2500億円は、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)」(以下「緊急支援交付金」という。)のための費用とされている。

(注1) プレミアム付商品券 販売価格に対して一定の割増分の付いた券面額となっている商品券。券面額のうち割増分をプレミアムといい、販売価格に対するプレミアムの割合をプレミアム率という。例えば、プレミアム率20%のプレミアム付商品券の場合、販売価格が10,000円であればその20%の2,000円分のプレミアムが付いて券面額は12,000円となる。

イ 緊急支援交付金の概要

(ア) 緊急支援交付金の目的等

内閣府が27年2月に定めた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)制度要綱(平成27年府地創第22号。以下「制度要綱」という。)によれば、緊急支援交付金は、地方公共団体が作成した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)実施計画(以下「実施計画」という。)に基づく事業に要する費用に対して交付することにより、緊急経済対策の速やかかつ着実な実施を図ることを目的とするとされている。

また、制度要綱によれば、緊急支援交付金の交付対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、緊急経済対策が閣議決定された26年12月27日以降に地方公共団体の予算に計上され、実施計画に基づき実施される地方単独事業とされており、交付対象経費は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画を作成した地方公共団体が負担する費用とされている。そして、緊急支援交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、実施計画を作成して、内閣府に提出することとされている。

(イ) 実施計画

制度要綱等によれば、実施計画には交付対象事業の名称、交付対象事業に要する費用等を記載することとされている。そして、交付対象事業に要する費用は、プレミアム付商品券のプレミアム分の額やふるさと旅行券事業の旅行商品の割引額等に充当される助成費用と、商品券等の印刷・発行費用、人件費等の助成費用以外の経費(以下「事務費」という。)を記載することとされている。

(ウ) 交付対象事業の概要

交付対象事業については、地域における消費喚起を推進するための事業(以下「地域消費喚起型事業」という。)と、地域における消費喚起に直接効果を有する生活支援を

推進するための事業(以下「生活支援型事業」という。)とがあり、地域における消費喚起効果の観点から、主に個人に対する直接の給付事業を対象とするとされている。

そして、地域消費喚起型事業は、消費者の自己負担を伴うことにより助成費用の数倍の消費を喚起することになるものであるとされており、内閣府は、消費喚起効果が高いものとしてプレミアム付商品券事業、ふるさと旅行券事業及びふるさと名物商品事業を行うことを推奨している。

地域消費喚起型事業のうちプレミアム付商品券事業を例にとると、緊急支援交付金の交付対象となるのは、主として発行されるプレミアム付商品券のプレミアム分であり、消費者は、プレミアム付商品券の購入時に販売価格分を支払い、その後、購入したプレミアム付商品券を利用してプレミアムの付いた券面額分の商品・サービスを購入することが想定されることから、国による支援よりも多くの消費がなされることになり、内閣府は、この消費喚起効果を直接的な消費喚起効果というとしている。一方、消費者がプレミアム付商品券を入手しない場合でも当該商品・サービスを購入する予定であったとすれば、もともと予定されていた消費の原資の一部を国が負担しただけとなり、新たな消費を喚起したことにはならないことから、プレミアム付商品券を入手したことにより、新たに商品・サービスが購入されることが重要であり、この消費喚起効果を新規の消費喚起効果というとしている。

また、生活支援型事業は、消費者の自己負担による消費喚起効果がないものであるとされており、多子世帯等支援策、低所得者等向け商品・サービス購入券事業、低所得者等向け灯油等購入助成事業等の自己負担を伴わない事業が例示されている。

(エ) 交付対象事業の実施に当たっての留意点等

内閣府は、27年1月から3月までの間に地方公共団体から寄せられた質問内容を踏まえるなどして随時改訂した「地域住民生活等緊急支援のための交付金に関するQ&A」(以下「交付金に関するQ&A」という。)等を地方公共団体に対して発出しており、交付金に関するQ&A等において、消費喚起効果の高い手法を地域の実情に合わせて最大限工夫するよう求めるなどしている。

そして、具体的には、交付金に関するQ&A等によれば、地域消費喚起型事業について、「域内で利用するパスカード等への助成は、新たな消費が喚起される効果が高くない場合には、一般的には推奨されない」「ふるさと名物商品・旅行券事業に求められるのは、既存の旅行需要等を割引くことによる事業予算の消化ではなく、従来にない新規の消費喚起である」などとされるとともに、低所得者等向けである生活支援型事業においても、「電気・ガス・水道代などのエネルギー消費については、生活上の必要経費であり新規の消費誘発効果がなく、(中略)原則対象としない」などとされていて、いずれの事業においても特に新規の消費喚起効果を高めることに留意することが求められている。

また、「特定の者に高額な商品に対する支援が行われる商品券の設計は、公平性の観点からも一般的には望ましくない」などとされており、公平性等に留意するよう求めている。

(オ) 効果検証

制度要綱によれば、地方公共団体は、緊急支援交付金事業の実施に伴う効果について検証して、内閣総理大臣に報告することとされている。そして、内閣府は、緊急支

援交付金事業の効果検証のために、27年5月に事務連絡を発出して、消費者向けのアンケートのひな形等を示すなどして、消費喚起効果の測定方法等について地方公共団体に周知している。この事務連絡によれば、消費喚起効果の測定の狙いは、緊急支援交付金事業が新規の消費誘発を目的としていることから、どのような手法が、どのような消費喚起効果を得たかといった、喚起した消費の実態について調査を行うことなどとされている。

そして、内閣府は、地域消費喚起型事業については、①直接的な消費喚起効果と②新規の消費喚起効果の二つの消費喚起効果を把握して報告するよう求めている。一方、生活支援型事業については、①直接的な消費喚起効果を把握して報告すればよしとし、②新規の消費喚起効果については必ずしも把握することを求めている。

ウ 緊急支援交付金の特徴

内閣府は、緊急支援交付金について、交付対象事業は国として推奨する施策等を例示するという形にとどめ、どのような事業をどのように組み合わせて実施していくかは、地域の実情等に応じた地方公共団体の判断に広く委ねることとしているなど、地方公共団体の裁量に委ねると同時に、効果検証等、事業・施策の実施責任を求めるものとしていることが大きな特徴であり、緊急支援交付金を通じて、回復の遅れる地方の消費の喚起等が各地方の実情に応じた的確に進められることを期待するものであるとしている。

また、緊急支援交付金事業は、前記のとおり、緊急経済対策に対応して、地域における消費喚起を推進することなどが目的とされており、その実施に当たっては、緊急経済対策の速やかかつ着実な実施を図るとともに、新規の消費喚起効果を高めることに留意するよう求められているのが特徴となっている。

(2) 緊急支援交付金事業の交付決定等の状況

27年11月に内閣府が公表した緊急支援交付金事業の進捗状況によれば、緊急支援交付金の予算額2500億円のうち2495億円が同年9月30日までに交付決定されており、地域消費喚起型事業であるプレミアム付商品券事業及びふるさと旅行券事業又はふるさと名物商品事業で実施計画における事業費が予算額の大半を占めている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

地方公共団体は、前記のとおり、26、27両年度に、緊急経済対策に対応した地域における消費喚起等のために、緊急支援交付金によりプレミアム付商品券事業等を実施しており、これらの事業に要する費用に対して交付された緊急支援交付金の額も多額に上っている。国が交付する地域活性化等を目的とした交付金でプレミアム付商品券事業等を主な対象とするのは初めてであるが、地域における消費喚起のための事業においては、新規の消費が喚起されることが重要である。また、内閣府は、事業の実施方法等については地方公共団体の裁量に委ねると同時に、事業・施策の実施責任を求めるものとしており、地域における消費喚起効果等についての適切な検証が重要となっている。

そこで、本院は、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、緊急支援交付金事業は制度要綱等の趣旨に沿って適切かつ効率的、効果的に実施されているか、効果検証として行われる消費喚起効果の測定は適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、総務省が26、27両年度に409地方公共団体(21道府県及び22都道府県の388市町村)に対して交付した緊急支援交付金計917億2463万余円を対象として検査した。

検査に当たっては、内閣府本府、総務本省及び409地方公共団体において緊急支援交付金事業の実施状況について関係資料の提出や説明を受けるなどして、また、事業に要した費用の内訳やプレミアム付商品券の利用状況等について地方公共団体から緊急支援交付金事業に係る調書の提出を受けるなどして会計実地検査を行った。

(注2) 21道府県、22都道府県 21道府県は、北海道、京都、大阪両府、岩手、埼玉、千葉、神奈川、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、奈良、島根、岡山、広島、徳島、香川、佐賀、沖縄各県であり、これに東京都を加えたものが22都道府県である。

3 検査の状況

(1) 地域消費喚起型事業の事業数、事務費等の状況

ア 事業数等の状況

409地方公共団体は、地域消費喚起型事業として716事業を実施しており、これらに要した事業費は計826億1650万余円(交付金交付額計804億9643万余円)となっていた。このうち、プレミアム付商品券事業(特定の商品・サービスを対象としたものなどを除く。)、宿泊費の助成を伴うふるさと旅行券事業及びふるさと名物商品事業(以下、これらを合わせて「3事業」という。)の状況についてみたところ、表2のとおり、407地方公共団体が553事業を実施しており、これらに要した事業費は計778億5489万余円(交付金交付額計761億2284万余円)となっていた。

表2 3事業の事業数等

事業名	事業数	事業主体数	事業費	交付金交付額
プレミアム付商品券事業	414事業	393地方公共団体	539億2873万余円	523億3161万余円
ふるさと旅行券事業	81事業	64地方公共団体	192億5334万余円	191億4324万余円
ふるさと名物商品事業	58事業	44地方公共団体	46億7281万余円	46億4799万余円
3事業の計	553事業	407地方公共団体	778億5489万余円	761億2284万余円

(注) 「事業主体数」欄は、複数の事業を実施している事業主体があるため、事業主体数を合計しても計欄の事業主体数とは一致しない。

イ 事務費等の状況

3事業ごとに交付金交付額に対して事務費の占める割合(以下「事務費割合」という。)等についてみたところ、次のとおりとなっていた。

(ア) プレミアム付商品券事業における事務費等

プレミアム付商品券事業に対する交付金交付額計523億3161万余円のうち、プレミアム分の助成費用に充当されたのは計430億3498万余円、事務費に充当されたのは計92億9662万余円となっており、プレミアム付商品券事業全体での事務費割合は17.7%となっていた。

また、事務費の内訳について、金額を把握できた費目のうち主なものをみたところ、プレミアム付商品券等の印刷製本費計17億6733万余円(事務費に占める割合19.0%)、金融機関等へ支払った換金手数料計11億9105万余円(同12.8%)、宣伝広

告費計10億0221万余円(同10.7%)、人件費計9億0216万余円(同9.7%)となっていた。

(イ) ふるさと旅行券事業における事務費等

ふるさと旅行券事業に対する交付金交付額計191億4324万余円のうち、割引分等の助成費用に充当されたのは計144億4091万余円、事務費に充当されたのは計47億0232万余円となっており、ふるさと旅行券事業全体での事務費割合は24.5%となっていた。

また、事務費の内訳について、金額を把握できた費目のうち主なものをみたところ、宣伝広告費計20億9736万余円(事務費に占める割合44.6%)、人件費計5億0053万余円(同10.6%)、印刷製本費計1億2855万余円(同2.7%)となっていた。

(ウ) ふるさと名物商品事業における事務費等

ふるさと名物商品事業に対する交付金交付額計46億4799万余円のうち、割引分等の助成費用に充当されたのは計30億1851万余円、事務費に充当されたのは計16億2948万余円となっており、ふるさと名物商品事業全体での事務費割合は35.0%となっていて、プレミアム付商品券事業及びふるさと旅行券事業より高くなっていた。

ふるさと名物商品事業58事業のうち、事務費のみに緊急支援交付金を充当した1事業(事業費1,523,976円。交付金交付額同額)を除いた57事業について、事務費割別の事業数をみたところ、事務費割合が50%未満のものが33事業(57事業に占める割合57.8%)、50%以上のものが24事業(同42.1%)となっており、このうち70%以上のものも14事業(同24.5%)あった。

また、事務費の内訳について、金額を把握できた費目のうち主なものをみたところ、宣伝広告費計6億5792万余円(事務費に占める割合40.3%)、人件費計2億4260万余円(同14.8%)、印刷製本費計8809万余円(同5.4%)となっていた。

上記事務費のうち主なものについて3事業間で比較すると、事務費に占める印刷製本費の割合は、プレミアム付商品券事業19.0%、ふるさと旅行券事業2.7%、ふるさと名物商品事業5.4%となっていて、プレミアム付商品券事業において割合が高くなっていた。また、事務費に占める宣伝広告費の割合は、プレミアム付商品券事業10.7%、ふるさと旅行券事業44.6%、ふるさと名物商品事業40.3%となっていて、ふるさと旅行券事業及びふるさと名物商品事業において割合が高くなっていた。

(2) プレミアム付商品券事業の実施状況

ア プレミアム付商品券の発行状況等

プレミアム付商品券の発行額、販売済額等についてみたところ、前記の414事業全体では、発行額計2643億3520万余円、販売済額計2642億2903万余円となっており、このうち商品等の購入に利用され換金された額(以下「利用額」という。)は、計2632億3914万余円(利用率99.5%)となっていた。^(注3)^(注4)

また、プレミアム率の設定状況についてみたところ、20%としているものが274事業と最も多く、30%が56事業、10%が37事業、25%が13事業、15%が8事業、40%が3事業となっていた。

そして、プレミアム率と販売済率及び利用率の状況についてみたところ、販売済率は99.8%及び99.9%、利用率は99.3%から99.7%となっていて、プレミアム率と販売済率又は利用率との関係に一定の傾向は見られなかった。^(注5)

(注3) 利用額を把握していなかった1事業を除く413事業の計

(注4) 利用率 プレミアム付商品券の発行額に対する利用されたプレミアム付商品券の券面額の割合

(注5) 販売済率 プレミアム付商品券の発行額に対する販売されたプレミアム付商品券の券面額の割合

イ プレミアム付商品券の利用期限の設定

プレミアム付商品券の利用期限の設定状況についてみたところ、プレミアム付商品券の利用期限の設定が適切でなかったため、消費喚起効果の全てが必ずしも27年度中に発現しないことになり、緊急経済対策の速やかかつ着実な実施を図ることを目的としている緊急支援交付金の趣旨に沿っていない事例が見受けられた。

ウ プレミアム付商品券の販売方法等

プレミアム付商品券の初回販売時の販売方法についてみたところ、前記414事業のうち、先着順が208事業と最も多く、予約抽選制が132事業、1人当たりの購入数量を調節するなどしていたものが55事業等となっていた。

次に、プレミアム付商品券の購入限度額の設定状況についてみると、前記414事業のうち413事業で購入限度額を設けており、1事業で購入限度額を設けていなかった。そこで、特に先着順で販売していた208事業について購入限度額が設けられているかをみたところ、購入限度額を設けていた事業は207事業あった。そして、この207事業における購入履歴の把握及び記録の状況をみたところ、購入履歴を記録していたものは123事業、このうち購入履歴をデータベース化していたものは34事業であったが、これを利用して複数の販売所において購入限度額以内の購入かどうかを確認できるようにしていたものは4事業のみとなっていた。一方、購入限度額を設けたものの、購入履歴を把握していなかったものが84事業あり、これらの事業では、購入限度額以内の購入かどうかを確認できるようになっていなかった。

先着順で販売し、購入限度額を設けていた207事業のうち、本人に代わってプレミアム付商品券を購入する代理購入を認めていたものが51事業あり、このうち27事業については委任の状況を確認する体制がとられていなかった。そして、この27事業について代理できる人数を制限しているかをみたところ、代理できる人数を制限しているものが5事業、制限していないものが22事業となっていた。

上記のように、特に先着順による販売では、購入限度額以内の購入かどうかを確認できるようになっていなかったり、委任の状況を確認する体制がとられておらず人数の制限のない代理購入が認められたりしている事業の場合、特定の者が購入限度額を超えて多額のプレミアム付商品券を購入することが可能となり、国の緊急支援交付金を原資とする支援が特定の者に集中することになって、公平性の面で問題が生ずる可能性もある。

エ プレミアム付商品券の利用状況等

(ア) 店舗別の利用状況

プレミアム付商品券の店舗別の利用額を把握していた308事業について店舗別の利用状況をみたところ、プレミアム付商品券の取扱店舗として登録されていたのは計214,356店舗、このうち実際にプレミアム付商品券の利用があったのは計154,135店

舗であった。また、50店舗以上で利用実績がある事業において、利用額の多い上位5店舗の利用額の合計が事業における総利用額の5割を超える事業も複数あり、事業によってはプレミアム付商品券の利用が集中する店舗も見受けられた。

(イ) プレミアム付商品券を利用して購入された商品・サービスの状況

上記店舗別の利用額を把握していた308事業(利用額計2131億5626万余円)について、日常生活用品の取扱いが多い食品スーパー、ドラッグストア及びコンビニエンスストアでの利用額をみると、それぞれ計790億2526万余円(308事業全体の利用額に占める割合37.0%)、計122億8462万余円(同5.7%)及び計24億2009万余円(同1.1%)となっていた。

そして、本院が、プレミアム付商品券により購入された商品・サービスの内容を確認するために、248地方公共団体に対してプレミアム付商品券の取扱店舗の一部への聞き取り調査等を依頼して、その回答により確認できた範囲では、プレミアム付商品券の一部が自動車の車検費用、プロパンガスの使用料、医療保険の適用のある診察料や薬代の自己負担分、司法書士等への報酬、家賃や月極め駐車場代等の支払に利用されていた事態が見受けられた。

これらの事態は、新規の消費喚起を推進することを目的とした緊急支援交付金の趣旨に沿っていないものと考えられる。

(ウ) 小売定価以外による販売が禁止されているものに対する利用状況

内閣府は、たばこの小売販売は、法律上、小売定価以外による販売が禁止されていることから、プレミアム付商品券の利用対象に含めることができないなどとしている。しかし、前記248地方公共団体の聞き取り調査等によれば、8地方公共団体でプレミアム付商品券がたばこの購入に利用されていた事態が見受けられた。

(エ) 利用限度額等の状況等

プレミアム付商品券の利用限度額についてみたところ、46事業においては1回の支払におけるプレミアム付商品券の利用限度額を設けていたが、368事業においては1回の支払における利用限度額を設けていなかった。

そして、高額な商品に対するプレミアム付商品券の利用状況についてみたところ、前記248地方公共団体の聞き取り調査等によれば、1回の支払における利用限度額を設けていなかった33地方公共団体では、1回の支払で100万円以上のプレミアム付商品券が利用されたとされており、これらの中には、1回の支払で数百万円から1千万円を超える額のプレミアム付商品券が利用されている事態も見受けられた。これらの支払で購入された商品・サービスの内容をみると、自動車が多く、次いで住宅リフォームとなっていた。

(3) ふるさと旅行券事業の実施状況

ア ふるさと旅行券の販売方法

ふるさと旅行券事業における旅行商品等の販売方法についてみたところ、主なものとして、コンビニエンスストアに設置されている端末等で、宿泊券を助成額分割引いて販売するなどして、利用者が購入した宿泊券を宿泊施設での支払の際に利用することで宿泊費の割引が受けられるなどとしているもの(以下「実券発行」という。)が39事業で採用されていた。

イ ふるさと旅行券の利用状況等

前記の81事業における割引分の助成費用について、実施計画上の額と実績額を^(注6)確認したところ、81事業全体の実施計画上の額は計150億3481万余円であるのに対して実績額は計144億4984万余円となっており、実施計画上の額に対する実績額の割合(以下「計画実績比」という。)は96.1%となっていた。事業別の計画実績比をみると、計画実績比が50%以上のものが74事業、計画実績比が50%未満のものが7事業となっていた。

地方公共団体が行う緊急支援交付金事業の効果検証の中で報告されたふるさと旅行券を利用した宿泊者のうち初めて当該宿泊施設に宿泊したなどの新規顧客の割合についてみたところ、前記81事業のうちこれを把握していた75事業では平均で43%程度となっていた。

また、緊急支援交付金事業は新規の消費喚起を目的としていることから、上記効果検証の報告により、出張等の仕事での利用者の割合についてみたところ、同割合について把握していた72事業のうち、60%となっているものが1事業見受けられた。

(注6) 実績額 実績額には、地方公共団体が独自財源で助成した額を含んでいる。

(4) ふるさと名物商品事業の実施状況

ア ふるさと名物商品の販売方法

ふるさと名物商品事業における割引販売の方法についてみたところ、主なものとして、ふるさと名物商品をウェブサイト上で助成額分割り引いて販売するウェブサイト販売が41事業で採用されていた。

イ ふるさと名物商品の販売状況等

前記57事業の割引分の助成費用について、実施計画上の額と実績額を確認したところ、57事業全体の実施計画上の額は計38億5974万余円であるのに対して実績額は計30億2231万余円となっており、計画実績比は78.3%となっていて、前記のふるさと旅行券事業81事業全体の計画実績比96.1%に比べて低くなっていた。事業別の計画実績比をみると、計画実績比が50%以上のものが36事業、50%未満のものが21事業となっていた。計画実績比が50%未満である21事業のうち17事業は事務費割合が50%を超えており、このうち事務費割合が70%を超えていたものが14事業あった。ふるさと名物商品事業の事務費については、商品の販売が実施計画での想定より低調となったが、商品の販売状況によらず支払額が固定している宣伝広告費等があるため、相対的に事務費割合が高くなってしまっているものもあると考えられる。そして、ふるさと名物商品の販売が低調であったため結果として事務費割合が高くなっていた事業も見受けられた。

なお、実店舗での販売を行った事業は、実店舗での販売を行わなかった事業と比べて計画実績比が高い傾向となっていた。

このほか、地方公共団体が委託により実施しているふるさと名物商品事業(以下「委託事業」という。)についてみたところ、委託先の団体が、委託事業と委託事業以外に当該団体がやっている事業(以下「自主事業」という。)を一体的に行っているにもかかわらず、委託事業と自主事業の間で人件費を適切に案分していなかったため、緊急支援交付金が緊急支援交付金事業以外の経費に充当されていた事例が見受けられた。

(5) プレミアム付商品券等の販売代金のうち未換金相当分の取扱い

プレミアム付商品券、実券発行により発行されたふるさと旅行券及びふるさと名物商品の購入に利用できる商品券については、販売されても最終的に消費者に利用されずに換金されないものもあり、プレミアム付商品券等を消費者に販売した際の販売代金のうち未換金相当分は、プレミアム付商品券等の発行者である商工会等に残ることになり、これが余剰金となる。これについて、内閣府は、28年2月に地方公共団体に対して発出した「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)における余剰金等の扱いについて」の事務連絡において、「余剰金については、本交付金によるものではなく、地域住民等購入・利用者の負担によって発生していることから、国に返納を求めるものではありません。ただし(中略)国民に理解の得られるよう適切な取扱をお願いします。」としている。

前記のプレミアム付商品券事業414事業で事業終了時に余剰金が生じていたものは408事業計4億9187万余円となっており、当該余剰金の処理状況についてみたところ、事業費全体の収支の中で精算しているものが137事業(計1億5642万余円)、地域住民等のための事業費として活用したものが65事業(計7782万余円)ある一方で、地方公共団体に留保しているものが81事業(計1億3356万余円)、補助先に留保しているものが114事業(計1億1641万余円)、委託先に留保しているものが11事業(計765万余円)あった。

また、ふるさと旅行券事業で事業終了時に余剰金が生じていたものは30事業計6790万余円、ふるさと名物商品事業で事業終了時に余剰金が生じていたものは11事業計1193万余円となっており、余剰金は3事業全体で計5億7171万余円となっていた。

(6) 生活支援型事業の実施状況

162地方公共団体における生活支援型事業250事業(事業費計135億1743万余円、交付金交付額計112億2820万余円)の実施状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 生活支援型事業のうち低所得者、子育て世帯等に対して商品券を給付する事業の実施状況

上記250事業のうち、低所得者、子育て世帯等への支援として商品券を給付する事業(以下「低所得者等商品券事業」という。)を実施しているものは140事業となっていた。

そして、事業の実施方法についてみたところ、地域消費喚起型事業において販売されたプレミアム付商品券や既存の商品券を地方公共団体が購入したり、地方公共団体が当該事業のための新たな商品券を発行したりするなどして、これらの商品券を無償で給付していた。

前記の140事業について、低所得者等に給付した商品券の利用状況についてみたところ、給付した商品券の利用実績を把握していたものが113事業、利用実績を把握していなかったものが14事業等となっていた。

上記の14事業には、利用期限が設定されていない又は28年度以降に設定されている既存の商品券を購入して給付しているものなどがあり、給付した商品券の券面額や給付するために購入した商品券の券面額を交付対象としていた。これらの事業について利用実績をみたところ、27年度中に商品券が利用されなかったものも見受けられ、これらの事業に係る消費喚起効果は、その全てが必ずしも27年度中に発現しないものとなっ

ており、緊急経済対策の速やかかつ着実な実施を図ることを目的としている緊急支援交付金の趣旨に沿っていないものとなっていた。

また、緊急支援交付金で購入したプレミアム付商品券のうち対象者に給付しなかった分で地方公共団体の備品を購入していた事例が見受けられた。

イ その他の生活支援型事業の実施状況

前記250事業のうち、アの事業を除く第3子以降の保育料の減免等を実施しているなどの110事業の実施状況についてみたところ、緊急支援交付金事業として実施したものと同一事業を26年度以前においても毎年度地方単独事業として実施していて、27年度に緊急支援交付金の交付がなくても一般財源により当該事業を実施したとするものが39事業となっていた。このうち、26年度以前から実施していた事業と同規模のものが29事業となっており、これらは、26年度以前に地方単独事業として実施していたものの財源を、地方公共団体の一般財源から緊急支援交付金に変更したものにすぎないものとなっていた。

(7) 効果検証の実施状況

ア 地域消費喚起型事業の効果検証の実施状況

地域消費喚起型事業のうち、最も多くの地方公共団体において実施されたプレミアム付商品券事業の効果検証の実施状況についてみたところ、次のような事態が見受けられた。

プレミアム付商品券事業414事業のうち410事業における消費喚起効果の測定に係る消費者向けのアンケートの実施状況についてみたところ、内閣府が示したアンケートのひな形において「商品券の利用期間が残っていますので、予定を含めてお答えください」としていることもあり、実績に基づかない今後の利用予定も含めて回答させているものが247事業(60.2%)となっていた。

これらの247事業においては、消費者がアンケートに記載された利用予定のとおりプレミアム付商品券を利用しなかった場合には、実際に生じた消費喚起効果を集計できていないことになる。

また、内閣府は、地方公共団体に対して、消費者向けのアンケートの実施に当たっては、原則として最低300の有効回答を確保するよう努めることを求めているが、回収したアンケートのうち有効回答として取り扱うことのできる基準については特段示していない。

そこで、各地方公共団体において、集計対象とする有効回答として取り扱う基準の状況を確認したところ、一部の質問において無回答のものや各質問項目間の回答の整合がとられていないものについては不備な回答として集計対象としていない地方公共団体がある。一方、購入した商品券の数量(金額)を商品券での支払額の計が上回っているものなど、各質問項目間で整合がとられていない回答も集計対象としている地方公共団体が見受けられており、アンケート結果の集計対象とする有効回答を選別するための取扱いが地方公共団体により異なっていて、集計データの均質化が図られていないことになり、消費喚起効果を正確に把握することができない状況となっていた。

また、アンケート項目の設定が適切でなく、新規の消費喚起効果額の把握が困難と考えられる事例が見受けられた。

イ 生活支援型事業の効果検証の実施状況

低所得者等商品券事業のうち地方公共団体が商品券の利用実績を把握していない事業において、利用実績に基づく消費喚起効果額ではなく、給付した商品券の券面額や給付するために購入した商品券の券面額を直接的な消費喚起効果額として報告しているものが見受けられた。これらの事業においては、給付した商品券が必ずしも27年度中に利用されたとは限らないことから、実際に生じた消費喚起効果を集計できていないことになる。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

国は、26、27両年度に、地方公共団体が緊急経済対策に対応し、地域における消費喚起やこれに直接効果を有する低所得者等への生活支援を推進するための事業に要する費用に対して緊急支援交付金を交付しており、その額は多額に上っている。そして、地域における消費喚起のための事業においては、新規の消費が喚起されることが重要であり、また、地域における消費喚起効果等についての適切な検証が重要となっている。

そこで、緊急支援交付金事業は制度要綱等の趣旨に沿って適切かつ効率的、効果的に実施されているか、効果検証として行われる消費喚起効果の測定は適切に実施されているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況が見受けられた。

ア 事務費割合は、プレミアム付商品券事業17.7%、ふるさと旅行券事業24.5%、ふるさと名物商品事業35.0%となっており、ふるさと名物商品事業では事務費に充当された緊急支援交付金の割合が他の事業より高くなっていた。

イ プレミアム付商品券事業については、プレミアム付商品券の利用率は全体で99.5%となっており、プレミアム率と利用率等との関係に一定の傾向は見られなかった。207事業においては購入限度額を設けた上で先着順で販売していたが、これらのうち購入限度額以内の購入かどうかを確認できるようになっていなかったものが多数見受けられた。また、プレミアム付商品券が新規の消費喚起を推進することを目的とした緊急支援交付金の趣旨に沿っていないものと考えられる自動車の車検費用やプロパンガスの使用料等の支払に利用されていた事態、1回の支払における利用限度額を設けていなかった33地方公共団体において一部の利用者がプレミアム付商品券を大量に入手して高額な商品の購入に充てていた事態等も見受けられた。

ウ ふるさと旅行券事業については、計画実績比は全体として96.1%となっていた。また、出張等の仕事での利用者の割合が60%となっていた事業も見受けられた。

エ ふるさと名物商品事業については、計画実績比は全体として78.3%とふるさと旅行券事業より低くなっており、中には、ふるさと名物商品の販売が低調であったため結果として事務費割合が高くなっていた事業も見受けられた。また、自主事業分の人件費に対して緊急支援交付金が充当されていた事例も見受けられた。

オ プレミアム付商品券等の販売代金のうち未換金相当分である余剰金は3事業全体で計5億7171万余円となっており、地方公共団体や補助先等に留保されているものもあった。

カ 生活支援型事業のうち低所得者等商品券事業で、27年度における利用実績が把握できなかつたり、利用期限が設定されていない商品券を給付したため消費喚起効果の全て

が必ずしも27年度中に発現しないものとなっていたりしているものや、その他の生活支援型事業で、26年度以前においても毎年度地方単独事業として実施していたものを緊急支援交付金事業として実施していた事態が見受けられた。

キ 効果検証として行われる消費喚起効果の測定のためのプレミアム付商品券事業に係る消費者向けのアンケートにおいて、アンケート結果の集計対象とする有効回答を選別するための取扱いが地方公共団体により異なっていたり、アンケート項目の設定が適切でなかったりなどして、消費喚起効果を正確に把握することができないなどの状況が見受けられた。

(2) 所見

緊急支援交付金は、緊急支援交付金事業の実施方法等について地方公共団体の裁量に委ねると同時に、事業・施策の実施責任を求めることが特徴とされており、緊急支援交付金事業の効果検証等を行うことが求められている。

については、内閣府において、緊急支援交付金事業の効果について検証を行うとともに、今後同種の地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援を目的とする事業を実施する地方公共団体が負担する費用に対して支援を行う場合には、緊急支援交付金事業の実施結果を踏まえ、各地方公共団体の裁量を尊重しつつも、事業の実施に当たり、次の事項について、より具体的な方策を地方公共団体に対して示すなどして、地域における消費喚起等の推進に向けた事業が適切かつ効率的、効果的に実施されるよう、的確に支援を実施していくことが重要である。

ア 地域における消費喚起を目的とする事業については、プレミアム付商品券等の利用対象となる商品やサービスの範囲、利用条件、販売方法等について、新規の消費喚起効果を高めるものとなるようにすること。また、公平性等の面からプレミアム付商品券等の購入限度額や利用限度額等の設定が適切に行われるとともに、運用においても実効あるものとなるようにすること

イ 生活支援を目的とする事業については、給付する商品券の利用期限を適切に設定するなどして、消費喚起効果が速やかに発現するものとなるようにすること

ウ 事業の効果測定のためのアンケートを実施する場合には、集計対象とする有効回答の取扱いを適切なものとするなどして、事業の効果を適切に把握し集計することができるようにすること

本院としては、これまで数年度にわたり経済危機対策等に対応して地方公共団体が実施する事業に対して地域活性化等を目的とした交付金が交付されてきたことを踏まえて、今後、地方公共団体が実施する地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援を目的とする事業に要する費用に対して国が交付金を交付する際には、その実施状況について注視していくこととする。

第6 各府省等における研究開発事業の実施状況等について

検査対象	内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、国立研究開発法人等6法人
各府省等における研究開発に係る事業の概要	科学技術に関し試験、研究又は開発を行うべき個別課題を決定し、実施するもの
検査の対象とした研究開発に係る事業数	515事業(平成26、27両年度)
上記による支出額	1兆6689億円(平成26、27両年度)

1 検査の背景

(1) 我が国の科学技術政策の概要

ア 科学技術基本計画の概要

我が国における科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)の振興に関する施策は、科学技術基本法(平成7年法律第130号)に基づいて行われており、同法において、国は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するとされている。

政府は、同法において、科学技術の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならないとされており、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、内閣府設置法(平成11年法律第89号)に基づいて内閣府の「重要政策に関する会議」の一つとして設置されている総合科学技術・イノベーション会議(平成26年5月18日以前は総合科学技術会議。以下「CSTI」という。)の議を経なければならないとされている。

基本計画には、研究開発(基礎研究^(注1)、応用研究^(注2)及び開発研究^(注3)をいい、技術の開発を含む。以下同じ。)の推進に関する総合的な方針等を国が定めることとされており、23年度から27年度までを計画期間とする第4期基本計画(平成23年8月閣議決定)によれば、科学技術イノベーションに係る政策の一体的展開等を科学技術政策の基本方針とし、計画期間中の政府としての研究開発に対する投資額を対GDP比率1%、総額約25兆円にすることを旨とする旨とされている。

(注1) 基礎研究 特別な応用、用途を直接に考慮することなく、仮説や理論を形成するため又は現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究

(注2) 応用研究 特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究や、既に実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する研究

(注3) 開発研究 基礎研究、応用研究及び実際の経験から得た知識の利用であり、新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入又は既存のこれらのものの改良を狙いとする研究

(注4) 科学技術イノベーション 科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値に結び付ける革新

イ 科学技術政策の実施体制の概要

我が国の科学技術政策は、科学技術政策の司令塔として我が国全体の科学技術を俯瞰^{ふかん}し、各府省等より一段高い立場から科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策の企画立案及び総合調整を行う CSTI、科学技術の振興に関する施策を実施する各府省等、各府省等から研究開発に対する投資を受けるなどして研究開発を実施する国立研究開発法人、国立大学法人等の大学、民間企業等の研究開発の実施主体により実施されている。

CSTI は、内閣総理大臣等の諮問に応じて、科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための科学技術に関する予算(以下「科学技術関係予算」という。)等の資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項等について調査審議することなどを所掌事務としている。

ウ 科学技術関係予算の概要

(ア) 科学技術関係予算の編成

CSTI は、重点を置くべき取組、科学技術関係予算の配分方針等について調査審議を行い、科学技術イノベーション総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定し、内閣総理大臣に対して答申している。具体的には、各府省等が行う次年度の予算の概算要求に先立ち、各府省等が概算要求に向け構想している施策内容を聴取した上で、各施策間の重複排除、連携強化等の調整を行い、総合戦略に定める「重きを置くべき取組」の達成に大きく貢献する施策について、「重きを置くべき施策」として特定している。また、府省等の枠を超えた取組に対し CSTI が自らの予算を各府省等に配分し、研究開発の進捗管理等を行う「戦略的イノベーション創造プログラム」(以下「SIP 事業」という。)を 26 年度予算から創設するなどしている。そして、CSTI は、各府省等に対して、科学技術関係予算に係る概算要求予算額等の調査を行い、その状況を取りまとめて公表している。

(イ) 科学技術関係予算の推移

各府省等別の科学技術関係予算は、一般会計及び特別会計を合わせて 26 年度 3 兆 6513 億余円、27 年度 3 兆 4776 億余円となっている。この科学技術関係予算のうち、主に、科学技術に関し研究開発を行うべき個別課題(以下「研究開発課題」という。)を決定し、実施する事業(以下「研究開発事業」という。)に要する経費(運営費交付金のうち、あらかじめ研究開発事業を行うものとして算定されている額を含む。以下「研究開発事業経費」という。)は、26 年度計 8286 億余円(3 兆 6513 億余円の 22.6%)、27 年度計 8206 億余円(3 兆 4776 億余円の 23.5%)となっている。

(ウ) CSTI への公募型研究資金制度に関する情報収集

CSTI は、科学技術関係予算のうち、研究開発課題等を公募し、競争的資金等^(注5)の研究開発の資金を研究者等に配分する制度(以下「公募型研究資金制度」という。)に関して、研究開発事業を実施する府省等に毎年度依頼し、府省を超えた国全体の公募型研究資金制度における資金の配分状況を分析し、科学技術関係予算の適切な配分の検討

に資するために、研究開発課題ごとの研究内容、研究分野、実施する研究者、配分金額等の資金の配分状況に係る情報の提供を、各府省等から受けることとしている。そして、この情報提供は、文部科学省が主担当としてシステムの保守及び運用を担い、20年1月から運用を開始しているシステム(18年度から27年度までの間の開発・運用経費43億余円)である府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。)を通じて行われることとなっている。

(注5) 競争的資金 研究開発の資金を配分する機関が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発の資金であり、毎年度内閣府が競争的資金を配分する制度の一覧を公表している。

(2) 各府省等が実施する研究開発事業の概要

ア 研究開発事業の実施及び管理の体制等

各府省等が基本計画、総合戦略等に基づき実施している研究開発事業は、その実施体制により、主として次の2種類に区分される。

- ① 研究開発の資金を配分する各府省等又は各府省等から補助金、委託費又は運営費交付金(研究開発事業経費に限る。)の交付を受けて研究開発の資金を配分する独立行政法人等(以下、各府省等と独立行政法人等を合わせて「資金配分機関」という。)が公募等により研究開発課題等を決定し、研究機関又は研究者個人(以下「資金配分先」という。)に対し補助金又は委託費の交付により研究開発の資金を配分して研究開発を実施させる事業である資金配分事業
- ② 各府省等において施策の実施等に必要な研究開発課題等を決定し、各府省等の研究開発の担当部署において研究開発を実施する事業である直接実施事業

上記の資金配分事業には、競争的資金の配分を行う制度(以下「競争的資金制度」という。)が含まれる。競争的資金制度では、同制度を実施する府省等が申し合わせて、公募方法等に関するルールの共通化を図っている。また、競争的資金の配分に当たり、基本計画によれば、研究費の有効活用のため、不合理な重複及び研究者個人の適切なエフォートを超えた過度の集中の排除を徹底する必要があることとされている。そして、資金配分機関は、資金配分の不合理な重複及び過度の集中を避けるため、研究機関に研究者のエフォートの管理の徹底を求めるとともに、e-Radを運用して競争的資金を適切かつ効率的に執行することとされている。

(注9) 研究開発事業を実施しているのは内閣府等の10府省等であり、26、27両年度に10府省等が実施した研究開発事業の予算額の純計は計1兆7420億余円(26年度9163億余円、27年度9177億余円)となっている。そして、このうち約8割に相当する計1兆4183億余円(26年度7366億余円、27年度7349億余円)が資金配分事業に充てられており、各府省等の研究開発事業は主に資金配分事業となっている。

(注6) 不合理な重複 同一の研究者による同一の研究開発課題に対して、複数の研究開発の資金が不必要に重ねて配分される状態

(注7) エフォート 研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合

(注8) 過度の集中 研究者又は研究グループに当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態

(注9) 10府省等 内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

イ 研究開発の評価

研究開発の評価は、各期の基本計画に基づいて国の研究開発全般に共通する評価の指針が定められており、その指針によれば、研究開発課題の評価はその実施時期により区分され、そのうち、事後評価は、研究開発課題の終了時に、目標の達成状況、成果の内容等を把握し、その後の研究開発課題の発展への活用等を行う終了時の評価とされている。

ウ 研究開発の成果の活用等

研究開発課題を実施する研究機関等は、研究開発を実施することにより得られた新しい技術、知見等の内容を権利化し、実用化に確実につなげることなどのために、自らの判断により、所属する研究者が職務上生み出した発明、考案、植物新品種、意匠等(以下「発明等」という。)について、研究者が有する特許等^(注10)を受ける権利を承継するなどしてから特許出願等を行い、知的財産権を取得している。研究開発の成果として主に権利化されているものは特許権、実用新案権、育成者権及び意匠権(以下「特許権等」という。)である。国が特許権等を取得した場合は、国有財産法(昭和23年法律第73号)等によれば、国有財産として国有財産台帳に登録して管理することとされている。

そして、国の資金を原資とする委託契約による研究開発については、研究機関等において、発明等へのインセンティブを増加させ、研究開発活動を活性化するとともに、研究開発の成果の効率的な活用・普及を促進するために、産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第19条の規定により日本版バイ・ドール制度が導入されている。この制度は、従来は委託者である国等に帰属することとしてきた研究開発の成果に係る特許権等を、一定の事項について受託者である研究機関等が約した場合に、国等が受託者から譲り受けないことが可能となっている。

(注10) 知的財産権 特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利。外国における各権利に相当する権利を含む。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

我が国は、科学技術創造立国を目指して科学技術の振興を強力に推進していくために、8年度から基本計画に基づいて各種の科学技術施策を実施しており、多額の科学技術関係予算を毎年度投入し、近年は、CSTIの司令塔機能の強化、総合戦略の策定等が行われている。このような状況の下、研究開発事業を実施する各府省等においては、引き続き、第5期基本計画(平成28年1月閣議決定)に基づき、優れた研究開発を効果的・効率的に推進すること、また、科学技術政策の司令塔であるCSTIにおいては、科学技術関係予算の適切な配分の検討に資する情報を適切に収集し科学技術政策の司令塔機能の強化に努めることが重要である。

そこで、本院は、各府省等における研究開発事業の実施状況等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

- ア 研究開発事業経費の執行、配分等の状況、特に研究開発事業経費の執行状況等はどうなっているか。また、CSTIは、科学技術関係予算の適切な配分の検討に資する情報を適切に収集しているか。
- イ 実施する研究開発課題等は適切に決定されているか。特に、資金配分事業において、研究開発課題等の決定に当たり、e-Radを活用するなどして審査が適切に行われているか。
- ウ 研究開発はその進捗状況に応じ、適切に評価が行われているか。また、研究開発は所期の目標が達成されているか。
- エ 研究開発の成果は、適切に活用が図られるなどしているか。特に、日本版バイ・ドール制度は適切に運用されているか。特許権等は国有財産台帳に適正に登録されているか。

(2) 検査の対象及び方法

26、27両年度に10府省等が実施した研究開発事業計515事業^(注11)を検査の対象とした。研究開発の成果の活用等のうち特許権等の状況については、27年度以前に実施した事業により10府省等及び資金配分先が28年4月1日時点で取得等をしてきた特許権等を、また、研究開発の評価のうち、CSTIが実施する評価については、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省が15年度から25年度までの間に実施し、CSTIが26、27両年度に事後評価を行った6事業を検査の対象とした。

検査に当たっては、研究開発事業の実施状況等について、10府省等及び資金配分機関である6法人^(注12)から調書及び資料を徴し、在庁して分析等するとともに、関係府省等及び関係法人において、関係資料の提出や説明を受けたり、現地に赴いて確認したりなどして会計^(注13)実地検査を行った。また、資金配分先である14法人^(注13)において、資金配分事業による研究開発の成果の活用等の状況について会計実地検査を行った。

(注11) 事業 各府省等で整理している最小の事業単位の事業をいう。

(注12) 6法人 国立研究開発法人日本医療研究開発機構、同科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人海洋研究開発機構、同農業・食品産業技術総合研究機構、同新エネルギー・産業技術総合開発機構をいい、研究開発事業経費以外の運営費交付金を財源として資金を配分する法人を除く(国立研究開発法人日本医療研究開発機構を除く国立研究開発法人について、法人の名称中「国立研究開発法人」は、平成27年3月31日以前は「独立行政法人」)。

(注13) 14法人 国立研究開発法人情報通信研究機構、同宇宙航空研究開発機構、同国立国際医療研究センター、同森林総合研究所、同産業技術総合研究所、国立大学法人北海道大学、同東北大学、同東京大学、同京都大学、同大阪大学、同九州大学、学校法人慶應義塾、同早稲田大学、公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団(国立研究開発法人について、法人の名称中「国立研究開発法人」は、平成27年3月31日以前は「独立行政法人」)

3 検査の状況

(1) 研究開発事業経費の執行、配分等の状況

ア 研究開発事業経費の執行状況等

CSTI は、一部の事業を除き、調査審議等の対象が主に科学技術関係予算等の資源の配分が中心となっていることなどから、科学技術関係予算に対応する支出額、翌年度繰越額、不用額等の研究開発事業経費の執行状況を統一的に把握していないとしていた。各府省等においても、科学技術関係予算が自らの府省等の予算のうち科学技術に関するもののみを整理したものであり、予算の執行上管理しているものではないことなどから、研究開発事業経費の執行額を算出することとはしていないとしていた。そこで、26、27 両年度に実施した研究開発事業計 515 事業における支出額、翌年度繰越額、不用額等の研究開発事業経費の執行状況を整理すると、支出額は計 1 兆 6689 億余円(26 年度 401 事業 7986 億余円、27 年度 389 事業 8702 億余円)、翌年度繰越額は 26 年度 920 億余円、27 年度 264 億余円、不用額は 26 年度 255 億余円、27 年度 210 億余円となっていた。また、研究開発事業における支出額全体の 81.7% が資金配分事業によるものとなっていた。

イ CSTI における科学技術関係予算の適切な配分の検討に資する情報の収集状況

(ア) 研究開発事業経費の執行状況に係る情報の収集

CSTI の研究開発事業経費の執行状況の情報の把握をみると、自ら進捗管理等を行っている SIP 事業計 25 事業(515 事業の 4.9%、支出額計 511 億余円)については執行状況を把握していた。しかし、SIP 事業を除く計 490 事業(同 95.1%、同 1 兆 6177 億余円)については、予算等に係る情報のみを把握することとしており、支出額、翌年度繰越額、不用額等の研究開発事業経費の執行状況の情報を把握することとしていなかった。

このため、CSTI は、翌年度繰越額に基づく事業の進捗状況の分析や、不用額に基づく予算の見積額の適否等の分析を行うことができないことから、CSTI が収集している情報は科学技術関係予算全体の適切な配分の検討に十分資するものとなっていないおそれがある。

(イ) 公募型研究資金制度における研究開発の資金の配分状況に係る情報の資金配分機関から CSTI への提供の状況

公募型研究資金制度における研究開発の資金の配分状況に係る情報として、資金配分機関は、当年度の各研究開発事業に係る情報について、翌年度の 7 月末までに e-Rad 上で CSTI への提供を承認する手続(以下「開示承認手続」という。)を行うこととなっている。そこで、開示承認手続の実施状況をみると、26 年度に実施した競争的資金制度に係る研究開発事業 128 事業に関する e-Rad 上の事業の区分である 136 区分について、CSTI の依頼に基づいて 27 年 7 月末(開示承認手続を行う期限である翌年度の 7 月末)までに開示承認手続を行っていたものは、7 区分(136 区分の 5.1%)にとどまり、大部分の事業では期限内に開示承認手続が行われていなかった。このうち、期限の 1 年後である 28 年 7 月末までに開示承認手続が行われていない区分は 22 区分(同 16.1%)となっており、厚生労働省に多く見受けられた。このため、公募型研

究資金制度における研究開発の資金の配分状況の分析等に必要な情報が適時適切に e-Rad を通じて CSTI に提供されていない状況となっていた。

(2) 研究開発課題等の決定等の状況

ア 研究開発課題等の公募及び決定の状況

26、27 両年度に研究開発課題を新規採択した研究開発事業 342 事業における研究開発課題等の公募の実施状況をみると、資金配分事業 328 事業については、308 事業(328 事業の 93.9%)において公募により研究開発課題等が決定されていた。一方、直接実施事業 14 事業については、14 事業全てにおいて公募によらず各府省等の評価委員会等を経て研究開発課題等が決定されていた。

イ 研究開発課題等の決定における e-Rad を活用した不合理な重複及び過度の集中の確認状況

(ア) 採択結果及び交付・配分決定の情報の e-Rad への登録状況

資金配分機関は、応募された研究開発課題の採択結果をその公開日までに、交付・配分決定の情報を採択結果の e-Rad 上での公開日から原則として 1 か月以内等までに、それぞれ e-Rad に登録することとなっている。

なお、科学研究費助成事業(以下「科研費事業」という。)では、公募等による応募、交付・配分決定等に係る申請の受付について、独立行政法人日本学術振興会(以下「JSPS」という。)が運用している科研費事業の申請手続等のための科研費電子申請システム(以下「科研費システム」という。)を利用している。このため、科研費システムに登録された科研費事業の研究開発課題等に関する情報については、文部科学省が特定の時期に一括して e-Rad に登録して、e-Rad を通じて他の資金配分機関に提供され、活用されることとなる。

そこで、26 年度に実施された競争的資金制度に係る研究開発事業 128 事業について資金配分機関による採択結果及び交付・配分決定の情報の e-Rad への登録状況をみると、採択結果の情報については、登録の対象となる e-Rad 上の事業の区分計 120 区分のうち、期限までに登録されていたものは 23 区分(120 区分の 19.1%)にとどまっており、大部分の事業の区分で登録が遅れるなどしていた。このうち、登録することとされている期限から 1 年以上経過した 28 年 7 月末においても全ての情報が登録されていなかったものが 12 区分(同 10.0%)となっており、厚生労働省に多く見受けられた。

また、交付・配分決定の情報については、登録の対象となる e-Rad 上の事業の区分計 138 区分のうち、期限までに登録されていたものは、21 区分(138 区分の 15.2%)にとどまっており、大部分の事業の区分で登録が遅れるなどしていた。このうち、登録することとされている期限から 1 年以上経過した 28 年 7 月末においても全ての情報が登録されていなかったものが 28 区分(同 20.2%)となっており、厚生労働省に多く見受けられた。

このように、資金配分機関による採択結果及び交付・配分決定の情報の e-Rad への登録が遅れるなどしているため、資金配分機関は、研究開発課題等の決定に当たり行うこととされている不合理な重複及び過度の集中の排除に e-Rad を十分に活用できない状況となっていた。

(イ) エフォートの e-Rad への登録状況等

e-Rad を利用している事業については、応募も e-Rad 上で受付が行われ、採択結果及び交付・配分決定の情報の入力もその都度行われている。

また、研究者、研究機関等は、エフォートの管理を徹底することとされており、研究開発課題の採択の可否、研究計画等の変更により、エフォートが変更となる場合には、研究者、研究機関等は資金配分機関に対して変更の届出を行って、e-Rad 上のエフォートを変更する必要がある。そして、e-Rad 上ではエフォートの合計値が 100% 以下でなければ採択等の処理ができないこととなっている。

そこで、e-Rad を通じて CSTI に提供された 26 年度のエフォートの情報について、エフォートの変更がある場合は適時に修正され適切なエフォートが登録されて、研究者のエフォートの合計値が 100% 以下となっているかをみたところ、研究者 117 人の e-Rad 上のエフォートの合計値が 100% を超えていて、当該研究者に係る研究開発課題 494 件(研究開発の資金の配分金額計 23 億余円)の e-Rad 上のエフォートは、適切なものとなっていなかった。そして、117 人の研究者の研究開発課題をみると、全ての研究者において科研費事業の研究開発課題が含まれていた。

このような事態が生じていたのは、各研究者において、各研究開発課題の応募の際に適切なエフォートが登録されていなかったこと、採択時又は採択後、e-Rad 上でのエフォートの変更の届出を行っていなかったことにもよるが、①各資金配分機関において、研究開発課題ごとのエフォートの確認が十分でなかったこと、②JSPS において、研究者のエフォートの合計値が 100% 以下となっているかの確認が十分でなかったこと、③文部科学省において、科研費事業の研究開発課題等に関する情報を、e-Rad に一括して登録する際に、研究者のエフォートの合計値が 100% 以下となっているかの確認が十分でなかったことによると認められた。当該研究者のエフォートについては、既に中止又は廃止された研究開発課題等に係る情報が e-Rad に登録されたままとなっていたことなどにより、エフォートの合計値が 100% を超えていたものであり、結果的には当該研究者は過度の集中に該当する者ではなかった。

このように、過度の集中の有無の確認に必要な情報が、正確に他の資金配分機関に提供されておらず、e-Rad は、資金配分機関における研究開発課題等の決定に当たり、過度の集中の有無の確認に活用し過度の集中を排除することを支援するという本来の機能を十分発揮していない状況となっていた。

(3) 研究開発の評価及び研究開発終了後の目標達成等の状況

26、27 両年度に実施された研究開発事業 515 事業のうち、26、27 両年度に事後評価を実施した研究開発課題がある事業は、26 年度 146 事業、27 年度 112 事業となっていた。事後評価においては、研究開発課題の目標の達成度合等に応じて、評価結果を点数で評価する基準点、または、A、B、C 等の段階で評価する基準段階を設定して、研究目標が達成されたとされる基準点以上又は基準段階以上を合格として評価する場合がある。上記の事業における研究開発課題 26 年度 2,508 件、27 年度 1,560 件のうち、研究目標が達成されたとされる場合の基準点又は基準段階が設定されていた研究開発課題 26 年度 1,786 件、27 年度 859 件についてみると、基準点又は基準段階以上の研究開発課題は、26 年度 1,758 件(1,786 件の 98.4%)、27 年度 844 件(859 件の 98.2%)となっていて、大部分の研究

開発課題が研究目標を達成したとしていた。

そして、基準段階未満となった研究開発課題が見受けられた9事業の状況をみると、基準段階未満となったのは、全研究開発課題1,064件のうちの43件であり、全研究開発課題の大部分を占める残りの1,021件(1,064件の95.9%)は基準段階以上となっていたことから、目標を達成したとしていた。

また、この9事業のみが基準段階以上と未満の両方の評価ができた理由は、全て応用研究又は開発研究を対象に含む研究開発事業であり、事業計画書等において研究開発の実施予定項目とその達成すべき目標が実施予定時期と関連付けられて設定されていたことから、目標の達成度合が明確に判定できたと考えられる。

(4) 研究開発の成果の活用等の状況

ア 特許権等の取得及び活用の状況

直接実施事業を実施する6省等^(注14)(11部局等)における特許権等の取得及び活用の状況をみると、国内外で特許出願等を行い、28年4月1日時点で979件が登録され、意匠権4件を除き全て特許権となっていた。そして、特許権等の活用の状況は、特許を受けている発明(以下「特許発明」という。)の実施をする権利(以下「実施権」という。)の許諾を行ったものが28件(979件の2.8%)、自ら特許発明を実施しているものが17件(同1.7%)となっていた。また、特許権等979件について、権利の存続期間の満了までの年数は、存続期間が10年以上223件(979件の22.7%)、満了まで5年以上10年未満297件(同30.3%)、5年未満459件(同46.8%)となっていた。我が国における特許権は、権利の存続期間が特許出願の日から20年とされているが、大部分の特許権等が存続期間の満了まで10年未満となっていた。そのような特許権等を多く保有している理由としては、特許権を維持するためには原則として毎年特許料を特許庁に納付する必要があるが、国が保有する特許権は特許料の納付が免除されているため、費用面から活用の見込みなどの維持の要否を判断する必要がないことなどが考えられる。

(注14) 6省等(11部局等) 警察庁(科学警察研究所)、総務省(消防庁)、厚生労働省(国立保健医療科学院、国立医薬品食品衛生研究所、国立感染症研究所)、国土交通省(国土技術政策総合研究所、国土地理院、気象研究所)、環境省(環境調査研究所、原子力規制委員会)、防衛省(防衛装備庁(平成27年9月30日以前は技術研究本部))

イ 日本版バイ・ドール制度の運用状況

資金配分機関は、日本版バイ・ドール制度に基づき、研究開発の成果が得られた場合の報告等の義務を資金配分先に課すことを条件として、研究開発の成果に係る特許権等を資金配分先に帰属させる条項(以下「バイ・ドール条項」という。)を委託契約書に設け、資金配分先と委託契約を締結している。そして、研究開発の成果の効率的な活用・普及を促進するためには、資金配分機関において、資金配分先における特許権等の取得及び活用の状況を適切に把握して、その上で、資金配分機関が特許権等の効率的な活用・普及の促進の検討を行う必要がある。そこで、資金配分先14法人のうち、26年度に国の資金を原資とした委託契約の成果について特許権の登録、実施権の許諾、特許権の移転又は廃棄のいずれかを行っていた12法人におけるバイ・ドール条項に基づく報告又は承認の状況をみたところ、4法人は全て適切に報告等を行っていた。しかし、8

法人の特許権計 203 件のうち 165 件(特許権に係る研究開発を行った委託契約 68 件、支払額計 226 億余円)は、資金配分機関への報告が、特許権の登録等から 1 年以上経過しているのに行われていなかった。このため、資金配分機関は、資金配分先における特許権の取得及び活用の状況を把握できない状況となっていた。

そして、8 法人において報告を行っていなかった理由は、バイ・ドール条項に基づく報告義務等がある特許権であることを把握した上での特許権の管理及び法人内の特許権の管理部門と研究開発の実施部門との間の情報共有等が十分でないことによるものが 5 法人、法人内の特許権の管理部門と研究開発の実施部門との間の情報共有等が十分でないことによるものが 2 法人、法人においてバイ・ドール条項に基づく報告義務があることについての理解が十分でないことによるものが 1 法人となっていた。

8 法人と委託契約を締結している資金配分機関は、資金配分先向けの説明会を開催するなどして、委託契約の締結時等に資金配分先にバイ・ドール条項に基づく報告等の義務について周知しているとしている。

このように、資金配分機関が周知を行っているにもかかわらず、8 法人が、適切に報告等を行っていない状況を踏まえると、資金配分機関において、日本版バイ・ドール制度を適切に運用するために、資金配分先に報告等の義務があることを委託契約の終了時にも周知したり、資金配分先の体制が適切に報告等を行うことができるものとなっているかについて十分確認したりなどする必要があると認められる。

ウ 国の特許権等に係る管理等の状況

(ア) 発明等に係る権利の承継の状況

直接実施事業を実施する各府省等において、発明等について所属する研究者から特許等を受ける権利を承継して特許出願等を行う場合には、承継等の手続を定めた職務発明規程を整備するなどして、発明等を行った旨の報告から審査、承継までの一連の手続を明確かつ適切に行う必要がある。そこで、6 省等(11 部局等)において、23 年度から 27 年度までの間の特許出願等の状況及び特許等を受ける権利の承継手続に係る書類の作成状況をみると、警察庁は、職務発明規程を整備しておらず、承継手続に係る書類を作成していなかったため、承継手続が適切に行われたことが確認できない状況となっていた。

(イ) 国有財産台帳への登録の状況

国有財産法等によれば、各府省等はその所属に属する特許権等について、国有財産台帳を備えて管理するとともに、取得、処分等があった場合には、直ちにこれを国有財産台帳に登録することとされている。また、特許権等に係る国有財産台帳価格は、購入価格等の取得価格又は見積価格とすることとされており、見積価格による場合で算定が困難な場合は一旦 0 円として登録し、実施権の許諾による収入があるなど見積価格の算定が可能となった場合は、年度末に収入額を基に価格改定を行うこととされている。

6 省等(11 部局等)が保有する特許権等の国有財産台帳への登録状況をみると、警察庁及び厚生労働省は、特許権計 26 件について、その取得から 1 年以上経過しているのに、28 年 4 月 1 日時点で国有財産台帳に登録していなかった(国有財産台帳に登録した後の台帳価格計 0 円)。また、厚生労働省及び国土交通省は、23 年度から 27

年度までの間に実施権の許諾による収入がある特許権のうち計11件について、年度末に収入額を基に価格改定を行っておらず、28年4月1日時点で0円(誤びゅう訂正後の台帳価格計1309万余円)のままとしていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 研究開発事業経費の執行、配分等の状況

CSTI及び各府省等において、一部の事業を除き、研究開発事業経費の執行状況を把握することとはしていないため、26、27両年度に実施した研究開発事業計515事業について整理すると、支出額は26年度401事業7986億余円、27年度389事業8702億余円、翌年度繰越額は26年度920億余円、27年度264億余円、不用額は26年度255億余円、27年度210億余円となっていた。また、研究開発事業における支出額全体の81.7%が資金配分事業によるものとなっていた。

また、CSTIが研究開発事業515事業の研究開発事業経費の執行状況を把握しているかをみると、計490事業(515事業の95.1%、支出額計1兆6177億余円)については把握することとしていなかった。そして、資金配分機関におけるe-Rad上の開示承認手続が期限内に行われぬなどしているため、公募型研究資金制度における研究開発の資金の配分状況の分析等に必要な情報が適時適切にCSTIに提供されていない状況となっており、厚生労働省において28年7月末においても開示承認手続が行われていない区分が多く見受けられた。

イ 研究開発課題等の決定等の状況

資金配分機関による採択結果及び交付・配分決定の情報のe-Radへの登録が遅れるなどしているため、資金配分機関は研究開発課題等の決定に際して行う不合理な重複及び過度の集中の排除にe-Radを十分に活用できない状況となっており、厚生労働省において28年7月末においても全ての情報が登録されていない区分が多く見受けられた。

e-Rad上のエフォートの登録状況をみたら、研究者117人のe-Rad上のエフォートの合計値が100%を超えていて、当該研究者に係る研究開発課題494件(配分金額計23億余円)のe-Rad上のエフォートは適切なものとなっていなかった。そして、117人は過度の集中に該当する者ではなかったものの、このように、過度の集中の有無の確認に必要な情報が、正確に他の資金配分機関に提供されておらず、e-Radは、資金配分機関における研究開発課題等の決定に当たり、過度の集中の有無の確認に活用し過度の集中を排除することを支援するという本来の機能を十分発揮していない状況となっていた。

ウ 研究開発の評価及び研究開発終了後の目標達成等の状況

26、27両年度に事後評価を実施した研究開発事業は、26年度146事業、27年度112事業となっており、その事業における事後評価を実施した研究開発課題26年度2,508件、27年度1,560件のうち、基準点又は基準段階が設定されていた研究開発課題26年度1,786件、27年度859件の評価結果は、26年度1,758件、27年度844件と大部分の研究開発課題が研究目標を達成したとしていた。また、9事業のみが基準段階以上と未達の両方の評価を行っており、それができた理由は、応用研究又は開発研究を対象に含

む研究開発事業であり、事業計画書等において研究開発の実施予定項目とその達成すべき目標が実施予定時期と関連付けられて設定されていたことから、目標の達成度合が明確に判定できたと考えられる。

エ 研究開発の成果の活用等の状況

(ア) 日本版バイ・ドール制度の運用状況

8法人は、26年度中に国の資金を原資とした委託契約の成果に係る特許権の登録等が行われた特許権計203件のうち165件(委託契約68件、支払額計226億余円)について、特許権の登録等から1年以上経過しているのにバイ・ドール条項に基づく資金配分機関への報告を行っていなかった。そして、資金配分先8法人において報告を行っていなかった理由は、バイ・ドール条項に基づく報告義務等がある特許権であることを把握した上での特許権の管理が十分でなかったり、法人内の特許権の管理部門と研究開発の実施部門との間の情報共有等が十分でなかったり、バイ・ドール条項に基づく報告義務があることについての理解が十分でなかったりしたことによるものであった。

このように、資金配分機関が委託契約の締結時等に周知を行っているにもかかわらず、バイ・ドール条項に基づいて資金配分先が行うこととされている資金配分機関への報告が適切に行われておらず、資金配分機関において資金配分先における特許権等の取得及び活用の状況を十分把握できないため、資金配分機関がバイ・ドール条項の適用のある特許権等の効率的な活用や普及の促進の検討を十分に行うことができないおそれがある状況となっていた。

(イ) 国の特許権等に係る管理等の状況

警察庁は、特許等を受ける権利の研究者からの承継手続に係る書類を作成しておらず、承継手続が適切に行われたことが確認できない状況となっていた。

また、警察庁及び厚生労働省は、特許権計26件について、その取得から1年以上経過しているのに28年4月1日時点で登録していなかった(国有財産台帳に登録した後の台帳価格計0円)。また、厚生労働省及び国土交通省は、実施権の許諾による収入がある特許権のうち計11件について、年度末に収入額を基に価格改定を行っていなかったため、28年4月1日時点で0円(誤びゅう訂正後の台帳価格計1309万余円)のままとしていた。

(2) 所見

科学技術の水準の向上を図り、我が国の社会経済の発展と国民の福祉の向上を図ることは、科学技術イノベーションに係る政策に一貫して求められている。このため、研究開発事業を実施する内閣府等の10府省等においては、CSTIによる科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策の企画立案及び総合調整の下、引き続き、第5期基本計画に基づき、取り組むべき研究開発課題等の決定から目標の達成、成果の活用等まで適切に実施するとともに、適切な評価を行い、優れた研究開発を効果的・効率的に推進することが重要である。また、科学技術政策の司令塔であるCSTIにおいては、科学技術関係予算の適切な配分の検討に資する情報をより適切に収集し、司令塔機能の強化に努めることが重要である。

したがって、CSTI 及び各府省等において、次の点に留意して、研究開発事業の実施等を行うことが必要である。

ア 科学技術関係予算の適切な配分の検討に資する情報の収集について、

(ア) CSTI において、科学技術関係予算の全体像を把握して、科学技術関係予算の適切な配分の検討に資するために、研究開発事業経費の執行状況に係る情報を収集して、把握することを検討すること

(イ) 厚生労働省等において、研究開発に関して総括する部局等が開示承認手続の進捗状況を確認するなどして、CSTI の依頼に応じ、開示承認手続が適時適切に行われるようにすること

イ 研究開発課題等の決定等について、

(ア) 厚生労働省等において、他の資金配分機関が研究開発課題等を決定するに当たり、不合理な重複及び過度の集中の確認を効率的に実施できるように、研究開発に関して総括する部局等が採択結果等の情報の e-Rad への登録状況を把握するなどして、e-Rad への登録を速やかに行えるようにすること

(イ) 文部科学省において、研究開発課題等の決定に当たり、過度の集中を排除することを支援するという e-Rad の本来の機能を十分発揮させるよう、科研費事業の研究開発課題に関する情報を一括して e-Rad に登録する際に、登録、確認方法等を検討するなどして、エフォートの合計値が 100% 以下となっているかを十分確認できるようにすること

ウ 応用研究又は開発研究を対象に含む研究開発事業を実施する各府省等において、目標の達成度合を明確に判定できるよう事業計画書等であらかじめ研究開発の実施予定項目とその達成すべき目標を実施予定時期と関連付けて設定して、研究開発の評価の効果的な実施に努めること

エ 研究開発の成果の活用等について、

(ア) 委託事業を行う資金配分機関において、日本版バイ・ドール制度を適切に運用するために、資金配分先に対して、バイ・ドール条項に基づく報告等の義務があることを委託契約の終了時にも周知したり、資金配分先における体制が適切に報告等を行うことのできるものとなっているかを確認したりなどすることを検討すること

(イ) 警察庁において、今後の特許出願等を行う見込みなどを踏まえ、職務発明規程を整備するなどして特許等を受ける権利の承継手続を明確にすることを検討すること

(ウ) 警察庁及び厚生労働省において、取得した特許権の全てを国有財産台帳に適正に登録すること、厚生労働省及び国土交通省において、実施権の許諾による収入がある全ての特許権について、年度末に収入額を基に台帳価格の改定を行うこと

オ CSTI において、アからエまでの事項について、科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策の立案及び総合調整事務等の一環として調査審議の参考にするなどして、引き続き科学技術政策の司令塔としての機能の強化に努めること

本院としては、今後とも各府省等における研究開発事業の実施状況等について、引き続き注視していくこととする。

第7 国立研究開発法人における研究開発の実施状況について

検査対象	国立研究開発法人 31 法人
国立研究開発法人における研究開発の概要	国立研究開発法人の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発
国立研究開発法人における研究費の支出額	2 兆 8942 億円(平成 23 年度～27 年度)
国立研究開発法人における資金配分額	1 兆 3007 億円(平成 23 年度～27 年度)

1 検査の背景

(1) 我が国の科学技術政策の概要

ア 科学技術基本計画の概要

我が国における科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)の振興に関する施策は、科学技術基本法(平成7年法律第130号)に基づいて行われており、同法において、国は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するとされている。

政府は、同法において、科学技術の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならないとされており、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、内閣府設置法(平成11年法律第89号)に基づいて内閣府の「重要政策に関する会議」の一つとして設置されている総合科学技術・イノベーション会議(平成26年5月18日以前は総合科学技術会議。以下「CSTI」という。)の議を経なければならないとされている。

基本計画には、研究開発(基礎研究^(注1)、応用研究^(注2)及び開発研究^(注3)をいい、技術の開発を含む。以下同じ。)の推進に関する総合的な方針等を定めるものとされており、23年度から27年度までを計画期間とする第4期基本計画(平成23年8月閣議決定)によれば、科学技術イノベーションに係る政策の一体的展開等を科学技術政策の基本方針とし、計画期間中の政府としての研究開発に対する投資額を対GDP比率1%、総額約25兆円にすることを目指すこととされている。

(注1) 基礎研究 特別な応用、用途を直接に考慮することなく、仮説や理論を形成するため又は現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究

(注2) 応用研究 特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究や、既に実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する研究

(注3) 開発研究 基礎研究、応用研究及び実際の経験から得た知識の利用であり、新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入又は既存のこれらのものの改良を狙いとする研究

(注4) 科学技術イノベーション 科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値に結び付ける革新

イ 科学技術政策の実施体制の概要

我が国の科学技術政策は、科学技術政策の司令塔として我が国全体の科学技術を俯瞰^{ふかん}し、各府省等より一段高い立場から科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策の企画立案及び総合調整を行う CSTI、科学技術の振興に関する施策を実施する各府省等、各府省等から研究開発に対する投資を受けるなどして研究開発を実施する国立研究開発法人、国立大学法人等の大学、民間企業等の研究開発の実施主体により実施されている。

ウ 通則法等における国立研究開発法人の制度等

国立研究開発法人は、27年4月に施行された独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号。以下「通則法改正法」という。)により設けられた独立行政法人の類型の一つであり、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発を主要な業務とするとされている。また、国立研究開発法人は、国が定める中長期的な期間における業務運営に関する目標(以下「中長期目標」という。)を達成するための計画に基づき上記の業務を行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)で定めるものをいうとされている。

27年4月から国立研究開発法人に分類された独立行政法人は31法人であり、全て、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(平成20年法律第63号。以下「研究開発力強化法」という。)により指定された研究開発法人に該当している。研究開発法人37法人の一覧及び国立研究開発法人との対応関係は表のとおりである(表の各法人の名称中、「国立研究開発法人」は記載を省略する。)

表 研究開発法人一覧及び国立研究開発法人との対応関係(平成28年3月末現在)

	主務府省名	法人名	通則法における法人の分類		(参考) 平成28年4月の統合に伴う変更	
			国立研究開発法人	中期目標管理法人注(1)		
研究 開 発 法 人 (37法人)	内閣府	日本医療研究開発機構 注(2)	○		量子科学技術研究開発機構	
	総務省	情報通信研究機構	○			
	財務省	独立行政法人酒類総合研究所		○		
	文部科学省	独立行政法人国立科学博物館		○		
		物質・材料研究機構	○			
		防災科学技術研究所	○			
		放射線医学総合研究所 注(3)	○			
		科学技術振興機構	○			
		独立行政法人日本学術振興会		○		
		理化学研究所	○			
		宇宙航空研究開発機構	○			
	海洋研究開発機構	○				
	日本原子力研究開発機構	○				
	厚生労働省	独立行政法人労働安全衛生総合研究所 注(4)			○	独立行政法人労働者健康安全機構
		医薬基盤・健康・栄養研究所 注(5)	○			
		国立がん研究センター	○			
		国立循環器病研究センター	○			
		国立精神・神経医療研究センター	○			
		国立国際医療研究センター	○			
		国立成育医療研究センター	○			
	国立長寿医療研究センター	○				
	農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構 注(6)	○			農業・食品産業技術総合研究機構
		農業生物資源研究所 注(6)	○			
		農業環境技術研究所 注(6)	○			
		国際農林水産業研究センター	○			
		森林総合研究所	○			
		水産総合研究センター 注(7)	○			
経済産業省	産業技術総合研究所	○				
	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構			○		
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	○				
国土交通省	土木研究所	○			独立行政法人自動車技術総合機構	
	建築研究所	○				
	独立行政法人交通安全環境研究所 注(8)			○		
	海上技術安全研究所 注(9)	○				
	港湾空港技術研究所 注(9)	○				
	電子航法研究所 注(9)	○				
環境省	国立環境研究所	○				
	計		31 法人	6 法人		

注(1) 通則法改正法により設けられた独立行政法人の類型の一つであり、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の推進を促進することを目的とするものである。

- 注(2) 平成27年4月1日に新たに設立された法人であることから、26年度以前の数値等は皆無である。また、主務府省(国立研究開発法人を所管する内閣府又は各省をいう。)は内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省であるが、便宜上、内閣府の欄に記載している。
- 注(3) 平成28年4月1日、放射線医学総合研究所に日本原子力研究開発機構の量子ビームや核融合に関する部門を統合し、量子科学技術研究開発機構に改称された。
- 注(4) 平成28年4月1日、独立行政法人労働安全衛生総合研究所を解散し、その組織及び業務を独立行政法人労働者健康福祉機構に統合し、独立行政法人労働者健康安全機構に改称された。
- 注(5) 平成27年4月1日、独立行政法人国立健康・栄養研究所を解散し、その組織及び業務を独立行政法人医薬基盤研究所に統合し、医薬基盤・健康・栄養研究所に改称された。
- 注(6) 平成28年4月1日、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び独立行政法人種苗管理センターを解散し、その組織及び業務が農業・食品産業技術総合研究機構に統合された。
- 注(7) 平成28年4月1日、独立行政法人水産大学校を解散し、その組織及び業務を水産総合研究センターに統合し、水産研究・教育機構に改称された。
- 注(8) 平成28年4月1日、独立行政法人交通安全環境研究所を解散し、その組織及び業務を自動車検査独立行政法人に統合し、独立行政法人自動車技術総合機構に改称された。
- 注(9) 平成28年4月1日、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所を解散し、その組織及び業務を海上技術安全研究所に統合し、海上・港湾・航空技術研究所に改称された。

(2) 国立研究開発法人における業務運営の財源の概要

国立研究開発法人における研究開発等の財源には、国から法人運営に必要な経費の財源として交付される運営費交付金、法人の施設整備等に係る費用について交付される施設整備費補助金がある。さらに、運営費交付金及び施設整備費補助金以外の財源として、国や民間等から獲得する競争的資金等(内閣府が定義した競争的資金^(注5)のほか、公募により競争的に獲得した研究費を含む。)、国等から交付される補助金等、民間等からの受託研究収入、共同研究収入、寄附金収入等(以下、これらを合わせて「外部資金」という。)がある。

(注5) 競争的資金 研究開発の資金を配分する機関が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、資金配分先に配分する研究開発の資金であり、毎年度内閣府が競争的資金制度一覧を公表している。

(3) 中長期目標等の内容及び研究開発の実施、評価等の概要

ア 中長期目標等の策定

総務大臣は、26年9月に、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月総務大臣決定。以下「独法目標指針」という。)を定め、主務大臣に通知している。独法目標指針によれば、主務大臣は、国立研究開発法人の「効果的かつ効率的」という業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を定めなければならないこととされている。また、主務大臣が法人に対し、国の政策体系に位置付けられた的確かつ明確な役割(以下「ミッション」という。)を与え、主務大臣と法人とが十分に意思疎通を図り、法人のミッションを両者が共有することが重要であるとされている。このため、独法目標指針によれば、主務大臣は、中長期目標の冒頭に、当該中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け、法人のミッション、国の政策・施策・事務事業との関係、国の政策等の背景となる国民生活・社会経済の状況、過去からの法人の活動状況等について、具体的かつ明確に記載することとされている。主務大臣は、中長期目標の策定に際して、国立研究開発法人と十

分に意思疎通を図るなどとされており、中長期目標の項目(以下「目標項目」という。)の設定に当たっては、法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを設定し、法人内部のマネジメントを発揮し得るよう、個別法で定める業務の単位や主要な事業単位等の「一定の事業等のまとまり」ごとに設定することとされている。この「一定の事業等のまとまり」とは、法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位であるとされている。また、「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「会計基準」という。)によれば、独立行政法人は、中長期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づく事業費用等のセグメント情報を開示することとされている。

イ 研究開発の実施等の概要

国立研究開発法人は、前記の運営費交付金、補助金、受託研究収入等を財源として、前記の中長期目標や法人のミッション等に基づいて策定した中長期計画等及び事業年度(以下「年度」という。)の業務運営に関する計画(以下「年度計画」という。)に従って研究開発を実施している。国立研究開発法人が実施する研究開発には、国立研究開発法人が自ら行うものと、研究開発課題の実施者を府省共通研究開発管理システム(e-Rad)等により公募するなどして選定した法人等に研究資金を配分して行うものがある。

ウ 通則法に基づく法人評価の概要

通則法に基づく国立研究開発法人の業務の実績に関する評価(以下「法人評価」という。)は、従来、各府省に設置された独立行政法人評価委員会が行ってきたが、通則法改正法により、26年度の法人評価から、総務大臣が定めた「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月総務大臣決定。以下「独法評価指針」という。)に基づいた評価を主務大臣が実施することとされており、評価には、各年度における業務の実績に関する評価、中長期目標の期間における業務の実績に関する評価等がある。各国立研究開発法人は、通則法により主務大臣の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書(以下「自己評価書」という。)を主務大臣に提出しなければならないとされており、主務大臣は、自己評価書を適切に活用し、あらかじめ、外国の動向を幅広く反映するとともに研究開発領域の専門性を補うために設置された研究開発に関する審議会の意見を聴いた上で、研究開発成果の最大化等について重点的に評価を行うこととなっている。

そして、通則法によれば、独立行政法人は、評価結果を翌年度以降の年度計画や業務運営の改善等に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならないこととされている。

(4) 研究開発を実施する人材の活用の概要

研究開発力強化法によれば、研究開発法人は、研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する方針(以下「人材活用等に関する方針」という。)を作成し、遅滞なく公表しなければならないなどとされており、各省に通知されている「[内閣総理大臣の定める基準]について(通知)」(以下「内閣総理大臣の定める基準」という。)に即して人材活用等に関する方針を作成することとなっている。そして、内閣総理大臣の定める基準によれば、人材活用等に関する方針においては、若年者、女性及び外国人の研究者

(以下、37歳以下の研究者を「若年研究者」という。また、若年研究者、女性研究者及び外国人研究者を合わせて「若年研究者等」という。)の能力の活用に関する事項等について具体的な計画を示すこととされている。さらに、25年度以降の毎年度閣議決定されている「科学技術イノベーション総合戦略」においても、若年研究者等の多様な人材の活躍を促進することが、政策として重点的に取り組むべき課題の一つとして挙げられている。

(注6) 若年研究者 内閣総理大臣の定める基準では、若年研究者をおおむね37歳以下としている。これは、一般的に博士号を取得する年齢がおおむね27歳であることから、そこから10年程度を経過するまでの者を若年研究者としていることによる。

(5) 研究開発成果の普及・管理等の取組の概要

国立研究開発法人は、活用が見込まれる知的財産を保護し、利用を図ること、知的財産を他者に利用されないよう防衛すること、公益に資する知的財産の他者による独占を防止することなどを目的として、研究開発成果である知的財産を権利化することにより、知的財産権^(注7)を取得している。研究開発の成果として主に権利化されているものには特許権、実用新案権、育成者権及び意匠権(以下「特許権等」という。)がある。そして、国立研究開発法人は、会計基準により、知的財産権については、当該資産を示す名称を付した科目をもって貸借対照表に表示しなければならないとされている。

(注7) 知的財産権 特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利。外国における各権利に相当する権利を含む。

(6) 公的研究費の適正な管理の概要

CSTIは、公的研究費の不正使用等は、科学技術及びこれに関わる者に対する国民の信頼を裏切るものであるとして、18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(以下「共通的な指針」という。)を決定し、各府省等に対して、国立研究開発法人を含む研究機関に研究費の使用等のルールの整備・明確化を促すなど、共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。そして、各府省は、共通的な指針等を踏まえ、研究費の不正使用等の防止に関する指針等(以下「公的研究費ガイドライン」という。)を策定又は改定して研究機関に周知徹底することとなっている。共通的な指針によれば、国立研究開発法人を含む研究機関においては、研究費の使用に関するルールの整備・明確化して研究者等に周知徹底するとともに、研究費の管理・監査体制の整備等を推進することとされている。そして、公的研究費ガイドラインにおいては、不正な取引が業者との関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、研究開発機関の公的研究費の適正な運営・管理に向けた取組の一環として、予算執行業務のうち発注業務及び検収業務については原則として事務部門が実施することとし、当事者以外のチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用することとなっている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

国立研究開発法人は、国家的又は国際的な要請に基づき、民間では困難な研究開発に取り組み、国が定める中長期目標を達成するための計画に基づき業務を行う法人であり、科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的として、中長期的な視点に立って業務を執行すること

が求められている。また、これらの国立研究開発法人における研究開発には多額の資金が投入されており、そのうち国が交付した運営費交付金の23年度から27年度までの間の決算額は計4兆4258億余円となっている。

そこで、国立研究開発法人における研究開発の実施状況について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査を実施した。

- ア 法人ごとの研究開発に係る収支の状況はどのようになっているか。特に、研究費の確保のため、外部資金の獲得は進んでいるか。
- イ 研究開発の目的が法人に与えられたミッションに沿ったものとなっているかを確認する体制は整備されているか。研究開発に対する評価は適切に行われているか。また、研究開発の評価結果は翌年度以降の年度計画や業務運営の改善に適切に反映されているか。
- ウ 研究開発力強化法に定められた人材活用等に関する方針は適切に作成され、公表されているか。若手研究者の人材の活用の状況はどのようになっているか。
- エ 研究開発成果は、法人の財産として管理され、特に、研究開発成果の一つである特許権は財務諸表において適切に表示されているか。
- オ 公的研究費に係る不正の防止に係る体制は適切に整備されているか。

(2) 検査の対象及び方法

27年4月1日時点における国立研究開発法人31法人の23年度から27年度までの間の研究費の支出額計2兆8942億余円及び資金配分額計1兆3007億余円を対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)等に基づき国立研究開発法人から提出された23年度から27年度までの財務諸表等のほか、研究開発の実施状況についての調書等の提出を求め、これを在庁して分析するとともに、同31法人に対して会計実地検査を行った(表参照)。

3 検査の状況

(1) 国立研究開発法人における収入、支出等の状況

国立研究開発法人31法人の27年度の収入額は計1兆5700億余円となっており、23年度と比べて1013億余円増加(23年度に対して6.8%増加)していた。収入額のうち、運営費交付金が8817億余円と最も多額になっており、収入全体の過半を占めているものの、23年度と比べて362億余円減少(同4.0%減少)していた。27年4月に設立等された2法人を除く29法人の状況を法人別にみると、27年度の運営費交付金が23年度と比較して増加している法人は4法人である一方で、残りの25法人は運営費交付金が減少しており、このうち7法人については、23年度から年々減少していた。国立研究開発法人31法人の27年度の支出額は計1兆5758億余円となっており、23年度と比べて1443億余円増加(同10.0%増加)していた。支出額のうち、研究費が5730億余円となっており、23年度と比べて165億余円増加(同2.9%増加)していた。また、資金配分額は3838億余円となっており、1443億余円増加(同60.2%増加)していた。

自ら研究開発を実施している国立研究開発法人(以下「研究実施法人」という。)28法人の27年度の外部資金の獲得額は計2046億余円となっており、年度によって変動はあるものの、27年度は23年度と比べて、合計447億余円増加(23年度に対して28.0%増加)していた。上記28法人のうち、27年4月に統合されたため比較ができない1法人を除く27

法人の外部資金の獲得状況を法人別にみると、27年度の外部資金の獲得額が23年度と比べて増加している法人は18法人であり、残りの9法人については外部資金の獲得額が減少していた。

(2) 研究開発の目標、実施、評価等の状況

ア 外部資金の獲得とミッションの関係等

国立研究開発法人は、研究費の確保のため運営費交付金以外の外部資金獲得を促進するとされている一方、主務大臣から示されたミッションに沿って研究開発を行う必要があることから、各国立研究開発法人において、獲得する外部資金による研究開発の目的がミッションに沿ったものであるかを確認する体制が整備されている必要がある。また、当該研究に従事する研究者に過度の業務が集中することにより研究を中止するという事態が生じないよう、研究者に業務が集中していないかを確認する体制が整備されている必要がある。

そこで、研究実施法人28法人において、外部資金を獲得する際、その研究目的が法人のミッションに沿ったものになっているかを確認する旨の規程等を設けているかをみるところ、一部の外部資金による研究開発について確認する旨の規程等を設けていない法人は4法人、全部の外部資金による研究開発について確認する旨の規程等を設けていない法人は8法人となっていた。また、研究実施法人28法人において、外部資金を獲得する際、研究者のエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合)や研究機器等の利用等の面で法人の業務遂行に支障を来さないかを確認する旨の規程等が整備されているかをみるところ、一部の外部資金による研究開発について確認する旨の規程等を設けていない法人は4法人、全部の外部資金による研究開発について確認する旨の規程等を設けていない法人は11法人となっており、これらの法人のうち1法人では、一部の外部資金による研究開発について研究者や研究機器等の面で法人の業務遂行に支障を来さないか確認していなかった。

イ 研究開発成果及び当該成果に対する評価結果の状況

通則法に基づく法人評価は、独法評価指針によれば、原則、目標項目を評価単位とすることとされており、国立研究開発法人31法人の27年度における評価単位についてみるところ、いずれも中長期目標又はこれに基づき作成した中長期計画、年度計画等において設定した目標項目となっていた(以下、評価単位としている項目を「評価項目」という。)。27年度における評価単位ごとの評価の主務大臣評価及び国立研究開発法人31法人の自己評価について、各評価項目のうち、個々の研究開発課題等を実施したものに係る評価項目(以下「研究開発評価項目」という。)の評価結果をみるところ、計200項目のうち評価結果が標準であるB評価以上となっている項目が、主務大臣評価及び自己評価ともに計198項目となっていた。

ウ インput情報 の評価書への記載状況及び評価への活用状況

独法評価指針において、主務大臣による評価手法の一つとして、研究開発活動に係る成果と当該研究開発活動に投入された金額や人員(以下「インput」という。)との対比を行うなどにより、評価の実効性を確保するものとされており、評価書において、インputに係る情報(以下「インput情報」という。)として、評価項目ごとに予算額及び決算額(いずれも支出)、経常費用、従事人員数等を記載することが求められている。そ

して、各評価項目と一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメントが対応し、各評価項目のインプット情報は、対応するセグメント情報や予算額等(以下、これらを合わせて「セグメント情報等」という。)を用いて記載されることが想定されている。

しかし、通則法改正後に、中長期目標が策定されている10法人のうち、研究開発評価項目とセグメントとが適切に対応していない法人が1法人、研究開発評価項目とセグメントとが対応しているもののインプット情報に対応するセグメント情報等を適切に用いて27年度の評価書に記載していない法人が5法人見受けられた。さらに、研究開発成果のみならずインプットにも着眼した評価を適切に実施し、その内容を評価書上において明記することは、国民に対する説明責任を果たすためにも重要であるが、上記の10法人及び当該法人を所管している4府省においては、インプット情報を自己評価及び主務大臣評価に活用していなかった。

エ 評価結果の反映状況及びその公表状況

前記のとおり、独立行政法人は、評価結果を翌年度以降の年度計画や業務運営の改善等に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならないこととされているが、国立研究開発法人31法人から27年4月に設立された1法人を除く30法人のうち10法人は、28年10月末時点において、評価書に反映状況に係る項目を設けて記載するなどにより26年度評価結果の反映状況を明確にして公表していなかった。

(3) 研究開発に係る人材の活用等の状況

少子高齢化が進み、国際競争をめぐる環境が厳しさを増す中、若年研究者等の多種多様な人材がその能力を最大限発揮できるような競争的な環境を整備することが喫緊の課題とされている。そして、研究開発力強化法によれば、研究開発法人は、若年研究者等の能力の活用を図ることについて努めることとされている。

国立研究開発法人31法人における職員数等の状況をみたとところ、27年度末の研究者の人数は、15,134人と23年度末と比べて3.3%の減少となっており、研究者のうち若年研究者の人数は、4,258人と17.0%の減少となっていた。

研究実施法人28法人について、若年研究者が自ら研究代表者として27年度に獲得した競争的資金の状況をみたとところ、若年研究者の獲得金額は、26億余円と23年度と比べて12.4%減少しているが、獲得件数は、1,106件と8.0%増加していた。また、若年研究者の獲得金額は全研究者の獲得金額の13.7%を占めており、獲得件数は26.8%となっていた。

国立研究開発法人31法人の27年度末における人材活用等に関する方針の作成の状況をみたとところ、19法人においては人材活用等に関する方針を作成していた。また、その公表の状況をみたとところ、19法人のうち1法人は、担当部署の理解不足により公表していなかった。一方、12法人は、担当部署の理解不足等により人材活用等に関する方針を作成していなかった。

(4) 研究開発成果の普及・管理等の状況

研究実施法人28法人の27年度末の特許権等の保有件数をみたとところ、全法人が特許権等を保有しており、27年度末時点の特許権等の保有件数は22,328件、このうち特許権が21,492件となっていた。会計基準において、特許権等は独立行政法人の資産として位置付

けられ、無形固定資産に属するものとされており、無形固定資産に属する資産は、特許権、実用新案権、意匠権等の当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならないとされている。しかし、27年度の貸借対照表に資産として計上していなかった法人が7法人見受けられ、また、特許権を資産として計上している21法人における表示科目をみると、当該資産の具体的な名称を付した科目名で表示せず「その他無形固定資産」に含めて表示している法人が5法人見受けられた。

(5) 公的研究費に係る不正防止の状況

研究実施法人28法人が整備した公的研究費の不正防止や適正な管理に係る規程等における発注権限の定めについて、27年度末の状況をみたところ、一部を研究部門が直接発注するところがある15法人のうち、一定金額未滿の消耗品の購入、緊急を要する場合、業務上やむを得ない場合等、研究部門が直接発注できる条件を規程等で定めている法人は14法人となっていた。一方、1法人は研究者による発注を原則禁止することとしているが、研究者が例外的に発注できる条件は具体的に書面で定めていなかった。

規程等における検収を実施する部門に関する定めについて、27年度末の状況をみたところ、一部を研究部門が検収するところがあるのは11法人であり、このうち、研究部門が検収を行うことができる条件を規程等で定めている法人は10法人となっていて、1法人は定めていない状況となっていた。また、11法人のうち、6法人が事務部門による定期的な事後確認の方法を定めていたが、5法人は定めていない状況となっていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 国立研究開発法人における収入、支出等の状況

国立研究開発法人31法人の27年度の収入額は計1兆5700億余円となっており、23年度と比べて1013億余円増加していた。27年度の支出額は計1兆5758億余円となっており、23年度と比べて1443億余円増加していた。研究実施法人28法人のうち比較ができない1法人を除く27法人において、27年度の外部資金の獲得額が23年度と比べて増加している法人は18法人であり、残りの9法人については外部資金の獲得額が減少していた。

イ 研究開発の目標、実施、評価等の状況

研究実施法人28法人において、外部資金を獲得する際、その研究目的が法人のミッションに沿ったものになっているかを確認する旨の規程等を設けているかをみたところ、一部又は全部の外部資金による研究開発について確認する旨の規程等を設けていない法人は12法人となっていた。また、外部資金を獲得する際、研究者のエフォートや研究機器等の利用等の面で法人の業務遂行に支障を来さないかを確認する旨の規程等が整備されているかをみたところ、一部又は全部の外部資金による研究開発について確認する旨の規程等を設けていない法人は15法人となっており、このうち一部の外部資金による研究開発について確認を行っていない法人は1法人となっていた。

主務大臣評価の実施に当たり、評価書において、インプット情報として、評価項目ごとに予算額及び決算額、経常費用等を記載することが求められており、また、各評価項目のインプット情報は、対応するセグメント情報等を用いて記載されることが想定されている。しかし、中長期目標が策定されている10法人のうち、研究開発評価項目とセ

グメントとが適切に対応していない法人が1法人、研究開発評価項目とセグメントとが対応しているもののセグメント情報等を適切に用いて27年度の評価書に記載していない法人が5法人見受けられた。また、当該10法人における主務大臣評価及び自己評価において、インプット情報を評価に活用していなかった。

独立行政法人は、評価結果を翌年度以降の年度計画や業務運営の改善等に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならないこととされているが、10法人においては、28年10月末時点において、26年度評価結果の反映状況を明確にして公表していなかった。

ウ 研究開発に係る人材の活用等の状況

研究実施法人28法人について、若年研究者が自ら研究代表者として27年度に獲得した競争的資金の状況をみたところ、若年研究者の獲得金額は、26億余円と23年度と比べて12.4%減少しているが、獲得件数は、1,106件と8.0%増加していた。また、若年研究者の獲得金額は全研究者の獲得金額の13.7%を占めており、獲得件数は26.8%となっていた。

国立研究開発法人31法人の27年度末における人材活用等に関する方針の作成及び公表の状況をみたところ、12法人は、担当部署の理解不足等により作成しておらず、人材活用等に関する方針を作成している法人においても、1法人が担当部署の理解不足により公表していなかった。

エ 研究開発成果の普及・管理等の状況

会計基準において、特許権等は独立行政法人の資産として位置付けられ、無形固定資産に属するものとされているが、27年度末時点で特許権を保有していた研究実施法人28法人のうち、27年度の貸借対照表に資産として計上していなかった法人が7法人見受けられ、また、資産として計上している21法人における表示科目をみると、「その他無形固定資産」に含めて表示している法人が5法人見受けられた。

オ 公的研究費に係る不正防止の状況

研究実施法人28法人が整備した公的研究費の不正防止や適正な管理に係る規程等における発注権限の定めについて、27年度末の状況をみたところ、1法人は研究者による発注を原則禁止することとしているが、研究者が例外的に発注できる条件は具体的に書面で定めていなかった。

規程等における検収を実施する部門に関する定めについて、27年度末の状況をみたところ、1法人は研究部門が検収を行うことができる条件を規程等で定めておらず、5法人は事務部門による定期的な事後確認の方法を定めていなかった。

(2) 所見

第4期基本計画によれば、科学技術イノベーションに係る政策の一体的展開、人材とそれを支える組織の役割の一層の重視及び社会とともに創り進める政策の実現の三つを科学技術政策の基本方針とし、第4期基本計画の計画期間中の政府としての研究開発に対する投資額(地方公共団体の分を含む。)を対GDP比率1%、総額約25兆円にすることを目指すこととされている。

国立研究開発法人は、科学技術イノベーションに係る主要な実施主体であり、国家的又は国際的な要請に基づき、民間では困難な研究開発に取り組み、研究開発の最大限の成果

を確保することを目的として、中長期的な視点に立って業務を執行することが求められている。

したがって、国立研究開発法人において、効果的かつ効率的という業務運営の理念の下、研究開発の最大限の成果が確保されるよう、国立研究開発法人及び主務府省においては、次の点に十分留意することが必要である。

ア 研究開発の目標、実施、評価等について、

(ア) 一部又は全部の外部資金による研究開発について法人のミッションとの関係や法人の業務遂行への支障の確認に係る規程等が設けられていない法人においては、確認に係る審査体制等を明確に定める規程等を設けるなどして、確実に確認を実施する体制を整備すること

(イ) 中長期目標が既に策定されている法人のうち、研究開発評価項目とセグメントとが適切に対応していない法人においては、セグメントを研究開発評価項目と適切に対応させること、インプット情報に対応するセグメント情報等を適切に用いて評価書に記載していない法人においては、対応するセグメント情報等の数値を適切に用いて記載すること、並びに中長期目標が既に策定されている法人及び当該法人を所管する主務府省においては、自己評価及び主務大臣評価の実施に当たり、研究開発評価項目ごとの研究開発活動に係る成果とインプット情報とを対比するなどしてインプット情報を評価に活用することにより評価の実効性の確保に努めるとともに、評価した内容を評価書に記述することなどについて検討すること

(ウ) 28年10月末時点において評価結果に対する翌年度以降の業務運営等への反映状況を明確にして公表していなかった法人においては、透明性の確保のため、評価結果を分析して、翌年度以降の業務運営等に適切に反映し、その反映状況を明確にした上で速やかに公表すること

イ 人材の活用については、研究開発等の推進のための基盤強化を図るための人材活用等に関する方針を作成して、遅滞なく公表しなければならないとされていることから、作成していない法人においては、人材活用等に関する方針を速やかに作成して、遅滞なく公表すること

ウ 研究開発成果の普及・管理等について、特許権は、運営費交付金等を財源とする研究費等を用いて取得された国民共通の財産であるとともに、国立研究開発法人にとっても重要な業務上の成果であることから、特許権を資産計上していない法人においては、業務実態等も考慮しつつ、特許権を貸借対照表に計上することによりその保有の状況を明らかにすることについて改めて検討すること、及び特許権を「その他無形固定資産」に含めて表示している法人においては、特許権、工業所有権等の当該資産を示す名称を付した科目をもって表示することを改めて検討すること

エ 公的研究費に係る不正防止については、研究部門による検収を例外的に認める場合の事務部門による定期的な事後確認の方法を定めていない法人においては、当該方法を規程等に定めること

本院としては、国立研究開発法人における研究開発の実施状況について、今後とも多角的な観点から引き続き注視していくこととする。

第8 国の行政機関等における社会保障・税番号制度の導入に係る情報システムの整備等の状況について

検査対象	内閣官房、内閣府本府、個人情報保護委員会、総務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、日本年金機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人農業者年金基金、121 医療保険者(全国健康保険協会、11 健康保険組合、19 国家公務員共済組合、90 国民健康保険組合)、35 後期高齢者医療広域連合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国家公務員共済組合連合会、公益社団法人国民健康保険中央会		
社会保障・税番号制度関連システムの概要	社会保障・税番号制度に対応するために、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等が整備又は運用を行う必要がある情報システム		
前記の検査対象が整備又は運用を行う必要がある社会保障・税番号制度関連システムの数	190 システム		
上記情報システムの整備を含む業務等に係る契約の件数及び支払額	国の行政機関分	90 件	458 億 0529 万円 (平成 24 年度～28 年度(28 年 10 月 31 日まで))
	国の行政機関以外の機関分	413 件	192 億 4922 万円 (平成 26 年度～28 年度(28 年 10 月 31 日まで))
	計	503 件	650 億 5451 万円

1 検査の背景

(1) 社会保障・税番号制度及び同制度の導入に係る情報システムの概要等

ア 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税番号制度(以下「マイナンバー制度」という。)は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために、複数の機関に存在する個人情報について同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤である。

マイナンバー制度には、①最新の4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)と関連付けられている国民一人一人に唯一無二となる個人番号(以下「マイナンバー」という。)^(注1)を新たに付番する仕組み、②複数の機関が管理する情報とマイナンバーとの関連付けを行った上でこれを利用して相互に情報を活用するための仕組み及び③個人が間違いなく本人であることを証明するための本人確認の仕組みが設けられることとなっている。

そして、マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策等の各分野において導入されることとなっており、マイナンバーが利用されることで、より正確な所得把握が可能となり社会保障や税の給付と負担の公平化が図られたり、災害時において真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できるようになったりするなどの効果が見込ま

れ、これにより、より公平・公正で、行政に過誤や無駄のない国民にとって利便性の高い社会が実現できるとされている。

(注1) 個人番号 住民票コードを変換して得られるものであり、特定の個人を識別するために指定される12桁の番号

イ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等が整備等する情報システムの概要等

(注2)
国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等の各機関は、これまでそれぞれに社会保障、税等に係る既存の情報システム(以下「既存システム」という。)の運用等を行ってきた。今般、マイナンバー制度の導入に伴い、既存システムや情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供NWS」という。)等の新たな情報システムの整備(改修を含む。以下同じ。)を行っている(以下、これらの情報システムを合わせて「マイナンバー制度関連システム」という。)

そして、各機関は、自ら運用等する情報システムから他の機関に対して情報提供NWSを通じて特定個人情報(注3)を照会し、照会を受けた機関は、自ら運用等する情報システムから情報提供NWSを通じて当該特定個人情報を提供することとなっている(以下、特定個人情報の照会を「情報照会」といい、情報照会を行う機関を「情報照会機関」という。特定個人情報の提供を「情報提供」といい、情報提供を行う機関を「情報提供機関」という。情報照会及び情報提供を合わせて「情報連携」という。)

各機関では、情報連携を行うために、既存システムや中間サーバー等の新たな情報システムを整備した上で情報提供NWSと接続することが必要となっている。

各機関は、既存システムと情報提供NWSとの間にそれぞれ中間サーバーを設置し又は設置を予定している。既存システムには、特定個人情報のデータベースが正本として保存されており、中間サーバーには、情報提供を目的としてそのデータのコピー(以下「副本データ」という。)が保存される。情報連携は、情報照会機関が情報提供機関の副本データに照会することで行われ、中間サーバーが情報連携の仲介の役割を担っている。

(注2) 医療保険者 医療保険事業を運営するために、加入者から保険料を徴収したり、加入者に対して各種保険給付を行ったりする団体。具体的には、会社員等では健康保険組合又は全国健康保険協会、自営業者、退職者、農業従事者等では市町村又は国民健康保険組合、公務員、教員等では共済組合となっている。

(注3) 特定個人情報 マイナンバー(マイナンバーに対応し、当該マイナンバーに代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報

(2) 内閣情報通信政策監等における全体の管理及び情報連携のスケジュール等

ア 内閣情報通信政策監及び内閣官房における関係機関全体の管理

政府は、内閣法等の一部を改正する法律(平成25年法律第22号)に基づいて、内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するために、平成25年5月に内閣官房に内閣情報通信政策監(以下「政府CIO」という。)を置く措置等を講じた。また、政府CIOは、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号)等に基づき、マイナンバー制度関連システム等の共通システムの整備等における府省横断的なプロジェクトの推進等の事務を実施することとなっている。

内閣官房は、情報提供 NWS の整備を進める上で、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等における既存システム、中間サーバー等の整備に係る進捗管理や課題・リスク管理が必要であるとして、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に設置された各府省等の情報化統括責任者等で構成する連絡会議(以下「CIO 連絡会議」という。)等を通じて関係機関全体の管理を行っている。そして、内閣官房は、CIO 連絡会議でマイナンバー制度全体の進捗状況や重要事項を合議するとともに、関係機関等の担当者が参加する全体推進会議や関係機関進捗会議等を通じて、より詳細な進捗、仕様、課題及び懸案の共有や調整を行っている。

また、内閣官房は、マイナンバー制度の導入に必要な事業の推進を支援するためのツール(以下、このツールを「デジタル PMO」という。)を 26 年 5 月から運営している。デジタル PMO は、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等の間でマイナンバー制度に関する情報を共有することを目的としたポータルサイトであり、内閣官房及び関係府省等は、マイナンバー制度関連システムの整備等を行う上で必要となる各種文書をデジタル PMO 上で一括管理して公開するなどしている。

イ 情報連携のスケジュール等

内閣官房は、当初、情報提供 NWS を通じて行う情報連携の開始時期を 29 年 1 月又は同年 7 月としていた。しかし、27 年 5 月に、日本年金機構(以下「年金機構」という。)が運用する情報システムに保存されていた年金個人情報インターネットを通じて不正に外部に流出する事案が発生したことを契機として、同年 9 月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」という。)が改正され、年金機構における情報連携の開始時期は 29 年 11 月末までの政令で定める日まで延期された。その結果、29 年 1 月から実施できる情報連携が存在しなくなったため、内閣官房は、情報提供 NWS の運用開始時期も、29 年 7 月に延期することとした。

内閣官房及び総務省は、29 年 7 月に運用開始を予定していたその他の情報システム間での情報連携についても、29 年 7 月から 3 か月程度は、国民からは従来と同様の書類提出を求める一方で、窓口職員は情報提供 NWS による処理を並行して実施するなどの試行運用を行うこととし、本格運用の開始時期は 29 年秋頃とした。

(3) マイナンバー制度関連システムの整備における特定個人情報保護評価

マイナンバー法では、マイナンバーを用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないように、その管理の適正を確保することが基本理念の一つとされている。そして、特定個人情報の安全等の確保のために、特定個人情報を含む電子ファイル(以下「特定個人情報ファイル」という。)を保有しようとする行政機関の長等は、マイナンバー法等に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を対象として、自ら特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価(以下「特定個人情報保護評価」という。)を実施することとされている。

また、特定個人情報保護評価は、特定個人情報保護評価指針(平成 26 年 4 月特定個人情報保護委員会作成。以下「指針」という。)等によれば、特定個人情報保護評価の結果を受けて、当初予定していた特定個人情報ファイルの取扱いやシステム設計を変更しなければならない場合も十分想定されることから、十分な時間的余裕をもって実施する必要があると

されており、新規に情報システムで特定個人情報ファイルを保有しようとする場合は、経過措置^(注4)の対象となるものを除き、情報システム^(注5)の要件定義の終了までに実施することを原則とするとされている。そして、情報システムを構築する前に特定個人情報保護評価が行われることにより、事後の大規模な仕様変更を防ぎ、不必要な支出を防ぐことが期待されるとされている。

(注4) 経過措置 指針の適用の日から6月を超えない範囲で情報システムの開発におけるプログラミングを開始する場合は、プログラミングを開始した後、特定個人情報ファイルを保有する前までに特定個人情報保護評価を実施することができるとされた措置

(注5) 要件定義 情報システムに関する調達(情報システムの設計・開発、機能改修、運用若しくは保守等業務の委託に関する調達又は情報システムを構成する機器若しくはソフトウェア製品等の調達)を行うに当たって、情報システムが備えるべき必要な要件を明確に定める行為又はその定めた内容。要件は、業務要件、機能要件及び非機能要件について定められる。

(4) マイナンバー制度関連システムの整備等に係る契約等の状況

国の歳出又は補助金等によりマイナンバー制度関連システムの整備又は運用を行う必要がある国の行政機関、独立行政法人、医療保険者、後期高齢者医療広域連合等(以下「国の行政機関等」という。)は、257機関となっている。このうち、24年度から28年度(28年10月31日まで)までの補助金交付額が計100万円未満であった機関は87機関であり、これらを除いた170機関^(注6)が整備又は運用を行う必要がある情報システムは計190システムとなっている。このうち、国の行政機関である7機関の15システムについて、24年度から28年度(28年10月31日まで)までの間に整備を含む業務等を行う契約を締結していたものは内閣府本府を除く6機関の14システムであり、これらの契約の件数及び支払額は、合計90件、458億0529万余円となっている。

上記170機関の190システムのうち、国の行政機関以外の163機関の175システムについて、26年度から28年度(28年10月31日まで)までの間に整備を含む業務等を行う契約を締結して、その支払に補助金等を充てていたものは、年金機構を除く162機関の174システムであり、これらの契約の件数、支払額及び補助金等の額は、合計413件、192億4922万余円、148億4810万余円となっている。

前記170機関の190システムに係るこれらの契約の件数及び支払額は、合計503件、650億5451万余円となっている。

(注6) 170機関 内閣官房、内閣府本府、個人情報保護委員会、総務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、年金機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人農業者年金基金、121医療保険者(全国健康保険協会、11健康保険組合、19国家公務員共済組合、90国民健康保険組合)、35後期高齢者医療広域連合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国家公務員共済組合連合会、公益社団法人国民健康保険中央会

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

国の行政機関等は、28年1月以降にマイナンバー制度関連システムによるマイナン

バーの利用を開始するとともに、29年秋頃から本格運用を開始する情報連携のために必要な設計・開発業務等の契約を締結している。マイナンバー制度関連システムの整備等に関する国の支出(都道府県、市町村等への補助金を除く。)は、24年度2億余円、25年度1億余円、26年度128億余円、27年度357億余円(いずれも決算額)、28年度497億余円(予算現額)、29年度122億余円(当初予算額)と多額に上っている。

そこで、本院は、国の行政機関等におけるマイナンバー制度関連システムの整備等の状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア マイナンバー制度関連システムの整備は、関係法令等の趣旨に沿って適切に行われているか。また、経済的なものとなっているか。

イ マイナンバー制度関連システムにおいて、各機関による情報の管理が効率化されるよう情報連携の仕組みは適切に整備されているか。また、各機関による調整は、行政運営の効率化に資するよう適切に行われているか。

ウ マイナンバー制度関連システムの整備に当たり、特定個人情報保護評価は、情報管理の適正を確保するよう適切に実施されているか。

(2) 検査の対象及び方法

前記の国の行政機関等が整備又は運用を行う必要があるマイナンバー制度関連システムのうち、24年度から28年度(28年10月31日まで)までの補助金交付額が計100万円未満であった87機関を除く170機関の情報システム計190システムについて、その整備を含む業務等に係る契約の支払額503件、650億5451万余円を対象として、提出を受けた調書等^(注7)を分析するなどして検査するとともに、36機関^(注7)において、契約書、調達仕様書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注7) 36機関 内閣官房、内閣府本府、個人情報保護委員会、総務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、年金機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人農業者年金基金、全国健康保険協会、衆議院共済組合、参議院共済組合、裁判所共済組合、会計検査院共済組合、内閣共済組合、総務省共済組合、法務省共済組合、刑務共済組合、外務省共済組合、財務省共済組合、文部科学省共済組合、厚生労働省共済組合、厚生労働省第二共済組合、農林水産省共済組合、林野庁共済組合、経済産業省共済組合、国土交通省共済組合、防衛省共済組合、国家公務員共済組合連合会職員共済組合、東京食品販売国民健康保険組合、東京都後期高齢者医療広域連合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国家公務員共済組合連合会、公益社団法人国民健康保険中央会

3 検査の状況

(1) マイナンバー制度関連システムの整備の状況

ア 業務の見直し、要件定義等の実施状況

政府は、「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成25年6月閣議決定)等に基づき、政府情報システムの標準的な整備及び管理について、その手続・手順に関する基本的な方針や事項、政府内の各組織の役割等を定めた体系的なルールとして、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下「標準ガイドライン」という。)を策定し、標準ガイドラインの内容を補完

するなどのために、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書」(平成27年3月内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室及び総務省行政管理局作成。以下「実務手引書」という。)を作成している。要件定義は、情報システムが備えるべき機能・性能を具体的に定めて明確化する極めて重要な工程であり、国の行政機関は、標準ガイドライン等に基づき要件定義に適切に取り組むこととなっている。また、業務の見直しに当たっては、業務見直しの範囲を検討し、業務分析、関係者分析等により現状の業務の問題点を抽出した上で業務見直しの内容を検討し、これを踏まえて、業務実施手順等について、具体的な内容を業務要件として定義することとなっている。

上記の業務要件として定義した事項の実現のために備えるべき機能要件及び非機能要件として、それぞれの内容を具体的に漏れなく定義した上で、これらを要件定義書に記載することとなっている。情報システムの整備等に係る調達仕様書には、業者に対し設計・開発等に当たって要件定義書の記載事項を満たすことを求める記載をすることとなっている。

標準ガイドラインが適用される国の行政機関6機関が契約を締結していたマイナンバー制度関連システム14システムについて、業務見直し段階での検討状況をみたところ、業務見直し段階での業務見直し範囲及び業務実施手順の検討等が十分でなかったため、契約締結後に、業務要件やこれを実現するための機能要件の定義の不備が判明して、2機関の3システムで、改修や契約変更が必要となったり、開発の進捗計画から遅延したりしていた。

次に、上記6機関の14システムに係る契約90件のうち、システム設計・開発のために締結していた5機関の12システムに係る契約38件(変更契約を除く。)をみたところ、要件定義書を作成せずに調達仕様書又は他の文書に要件を記載していたものが多数見受けられた。

そこで、標準ガイドライン等に基づき業務要件、機能要件又は非機能要件として具体的に定義することとされている内容が、要件定義書又は調達仕様書等のいずれかに記載されているかをみたところ、上記の契約38件のうち、内閣官房で3件、国税庁で12件、厚生労働省で1件の計16件の契約で、要件定義書又は調達仕様書等のいずれにも内容が明確に記載されていない状況が見受けられた。

適切に定義された要件の具体的な内容が要件定義書又は調達仕様書等のいずれにも記載されていない場合、情報システムが備えるべき機能・性能等を業者と明確に共有することができず、調達計画の遅延や情報システムの機能・性能が要求水準に満たないものとなる事態等が生じ、情報連携のスケジュール全体にも遅延が生ずるおそれが高まることになる。

イ 総合評価落札方式による一般競争入札の実施状況等

(ア) 総合評価落札方式による一般競争入札の実施状況

前記の国の行政機関が締結した6機関の14システムに係る契約90件(契約金額計835億1554万余円)のうち、総合評価落札方式による一般競争入札を実施していた5機関の10システムに係る契約37件(契約金額計556億5946万余円)について、標準ガイドライン及び「公共調達の適正化について」(平成18年8月財計第2017号)に記載されている措置の実施状況についてみたところ、①評価方法の作成段階において、評価

項目、評価基準及び配点が適切に設定されているかを学識経験者等の第三者が事前に審査していなかったものが2機関の3システムに係る契約10件、②落札者の決定段階において、学識経験者等の第三者を審査員に含めていなかったものが3機関の4システムに係る契約12件あった。また、③技術的要件の審査結果に各評価項目の評価理由を記述していなかったものが1機関の2システムに係る契約5件あった。

総合評価落札方式による一般競争入札においては、価格のみならず技術等の条件を総合的に勘案して落札者が決定されることから、発注者による提案の審査の透明性及び公平性を確保することが必要である。そのためには、評価基準等の作成や落札者決定の各段階で学識経験者等の第三者を審査員に含めること、各評価項目の評価理由を記録することが重要となっている。

(イ) 加点评価した提案内容の履行の担保の状況

総合評価落札方式による一般競争入札を実施していた5機関の10システムに係る契約37件のうち、3機関の3システムに係る契約9件では、受注業者が提案書等に基づき業務を実施することとする旨や提案書等に基づく実施計画書に沿って業務を実施することとする旨を契約書、調達仕様書等の契約関係書類に記載しておらず、加点评価した提案内容の履行を求める契約となっていなかった。

これら9件の契約を行っていた3機関は、加点评価した提案内容の履行を契約関係書類に記載していなかった理由を、契約後に作成するプロジェクト計画書等に提案内容を記載させることにより確認していたためなどとしている。

しかし、加点评価した提案内容の履行について契約関係書類に記載していない場合は、その履行を契約上の義務として受注業者に求めることはできないことになる。

ウ 予定価格の積算内訳の状況

前記の国の行政機関がマイナンバー制度関連システムの設計・開発のために締結していた5機関の12システムに係る契約38件についてみたところ、予定価格の積算内訳書に、人件費を作業工程別に区分していたものの、作業要員としての技術者の職種別に区分していなかったものが1機関の1システムに係る契約5件あった。また、人件費を作業工程別に区分していなかったものが4機関の6システムに係る契約10件となっており、このうち、技術者の職種別に区分していなかったものが3機関の5システムに係る契約7件あった。さらに、このうち、人件費を作業工数と人件費単価に分解していなかったものが、2機関の3システムに係る契約5件あった。

このように、人件費を作業工程別又は職種別に区分したり作業工数と人件費単価に分解したりしていない場合、予定価格を適正に算定することが困難となり、適正な額で情報システムの整備を行うことができなかつたり、契約の履行に支障が生じたりするおそれがある。

エ 国の補助金等によるマイナンバー制度関連システムの整備に係る調達の状況

検査の対象とした170機関のうち、マイナンバー制度関連システムの整備に係る設計・開発業務等を国の補助金等により実施したものは162機関あり、そのうち11健康保険組合、90国民健康保険組合及び35後期高齢者医療広域連合は、被保険者資格の管理や医療給付の管理等を行う医療保険者等として、互いに共通する機能を有する情報システムを運用することになっている。そして、国民健康保険組合では、単独又は複数の

組合が共同して独自の情報システムを開発したり、全国国民健康保険組合協会が国民健康保険組合向けに一元的に開発した共通的な情報システムを負担金を支払って利用したりして、情報システムの整備の方法が混在していた。そこで、90国民健康保険組合に交付された設計・開発等に係る補助金計10億2282万余円について、情報システムの整備の方法の違いによる補助金額をみたところ、一元的に開発された共通的な情報システムに対して組合が支払った負担金を対象として補助金が交付された組合と、組合が独自に開発した情報システムの開発費を対象として補助金が交付された組合を比較すると、情報システムの対象人数の多寡にかかわらず、独自に開発した情報システムの開発費を対象として補助金が交付された組合の方が補助金額がおおむね高額となる傾向が見受けられた。

マイナンバー制度関連システムでは、今後、制度改正に伴う既存システム等の整備が見込まれることから、今後の整備に当たっては、共通的な情報システムの利用を促進することにより、整備のために必要な経費を低減できると思料される。

(2) マイナンバー制度関連システムにおける情報連携等の状況

ア 情報連携の開始時期の遅延の状況

(ア) 年金機構における情報連携の開始時期の延期による情報連携の遅延

検査の対象とした170機関の190システムについて、年金機構における情報連携の開始時期の延期による影響を確認したところ、年金機構に対する情報照会を予定していた16機関における27システムについては、年金機構に対する情報照会の機能を当面使用できず、これらの情報システムを利用する各機関は、書面により年金機構に問い合わせるなど、従来行っている照会の方法により事務を行うこととしていた。また、国家公務員共済組合連合会(以下「KKR」という。)は、年金機構に対する情報照会を行わないものの、情報連携の開始時期を年金機構と合わせることにしている。このため、KKRが整備を行った公的年金業務システムは、情報連携を予定している各機関に対する情報連携の機能を当面使用できない状況になっていた。

このように、年金機構における情報連携の開始時期の延期は、年金機構自身の事務だけでなく、多くの機関における事務の効率化や当該事務に関連する国民の利便性に影響を与えている。

(イ) データ標準レイアウトのデータ項目が情報照会に使用するものとして正確に規定されていなかったことによる情報連携の遅延

社会保障・税制度等を所管する府省(以下「所管府省」という。)は、情報提供機関が保有する特定個人情報情報を構成するデータ項目のうち、情報照会機関が必要とするデータ項目を地方税関係、医療保険給付関係等の60に及ぶ業務分野ごとに規定した文書(以下「データ標準レイアウト」という。)を作成しており、内閣官房がそれらを取りまとめて、28年6月及び7月に、29年7月の情報連携の開始の際に用いるデータ標準レイアウトを確定し、デジタルPMOに掲載した(以下、このデータ標準レイアウトを「情報連携開始版」という。)

しかし、デジタルPMOに掲載した後に情報連携開始版の不備を一部の機関から指摘されたため、所管府省が確認したところ、情報連携開始版では、国民健康保険組合等の事務に必要な一部のデータ項目が、市町村への情報照会に使用するデータ項目と

して規定されていなかったことが判明した。

一方、各機関は、情報連携開始版及びそれ以前に内閣官房から示されたデータ標準レイアウトに基づいて、マイナンバー制度関連システムの整備を進めていた。このため、厚生労働省が所管する全国健康保険協会等 126 機関及び文部科学省が所管する独立行政法人日本学生支援機構計 127 機関の 127 システムでは、一部のデータ項目の情報連携ができない状況となっていた。

内閣官房は、29 年 1 月に、所管府省に対して、制度改正等により情報連携開始版に変更が生ずるものについて、情報連携開始版の改訂に係る作業を依頼し、所管府省は、情報連携開始版で情報照会に使用するものとして正確に規定されていなかったデータ項目についても上記の改訂に係る作業において修正を行った。

しかし、修正したデータ項目について、各機関の情報システムの改修に必要となる十分な準備期間を確保する必要があることから、これに係る情報連携の開始時期は、29 年 7 月から 30 年 7 月に延期されることになった。

このように、データ標準レイアウトの一部のデータ項目が情報照会に使用するものとして正確に規定されていなかったことにより、前記 127 機関の 127 システムでは、その事務の一部が従来行っている方法により行われることになるため、当該事務の効率化や当該事務に関連する国民の利便性に影響を与えることになる。

イ 特定個人情報のデータベースの中間サーバー上の副本データへの反映状況

1(1)イのとおり、中間サーバーには、情報提供を目的として既存システムの特定個人情報のデータベースの副本データが保存されることになっている。そして、情報連携は、情報照会機関が情報提供機関の副本データに照会することにより行われ、中間サーバーが情報連携の仲介の役割を担っている。

内閣官房は、所管府省の意見を踏まえ、各機関の作業期間等を考慮して、データベースの正本を登録・更新した日の翌々開庁日の業務開始前までに中間サーバー上の副本データに反映させることを基本として定めている。そして、特段の事情がある場合には、所管府省は、中間サーバー上の副本データに反映させる期限(以下「登録期限」という。)を特定個人情報ごとに個別に定めている。

内閣官房は、29 年 1 月に、特定個人情報ごとの登録期限等を調査した結果をデジタル PMO に掲載している。これによると、検査の対象とした 170 機関の 190 システムで情報照会又は情報提供を行う 37 の特定個人情報に係る登録期限は、データベースの正本を登録・更新した日の当日中が 6 件、翌開庁日の業務開始前までが 1 件、翌々開庁日の業務開始前までが 24 件、8 日後までが 1 件となっていた。また、データベースの正本を月末等の一定の日に確定させた上で、その確定したデータベースを定期的に中間サーバー上の副本データに反映させることとしている特定個人情報があり、当該一定の日が月末であってその反映を同日に行うものが 9 件、翌月中旬に行うものが 1 件、一定の日が年 1 回であってその反映を毎年 7 月 1 日までに行うものが 1 件、未定が 2 件となっていた。^(注 8)

このように、正本を登録・更新してから中間サーバー上の副本データに反映されるまでにタイムラグがある場合、その間に情報照会機関が照会すると、中間サーバーから正本よりも古い情報等が提供されることとなる。そこで、上記の特定個人情報について、

正本よりも古い情報等が提供される場合に情報照会機関及び情報提供機関がとるべき手続等が周知されているかを確認したところ、手続等が周知されておらず、情報照会機関の業務に支障が生ずるおそれがあるものが見受けられた。

(注8) 1件の特定個人情報に複数の登録期限が設定されている場合があるため、登録期限の内訳の計と特定個人情報の総数とは一致しない。

ウ 情報連携に係る情報の授受の方法

29年7月の情報連携の開始を目指して情報連携の仕組みを導入し、又は導入を予定していた136機関の136システムについて、既存システム等と中間サーバーとの間の情報連携に係る情報の授受の方法をみたところ、既存システム等と中間サーバーを接続し、両システムの間で情報の授受を行うサーバー間連携^(注9)の仕組みを導入するとしていた情報システムは、14機関の14システムにとどまり、大部分の機関がサーバー間連携を導入しないこととしていた。そして、これらの機関では、既存システム等と中間サーバーとの間の情報の授受を、一方の情報システムが保有する情報を他方の情報システムの端末等で直に手入力したり、外部記憶媒体に保存して他方の情報システムに読み込ませたりするなどして行うこととしていた。

サーバー間連携を導入していない122機関の122システムについて、導入していない理由を各機関に確認したところ、51システムについては、処理件数が少ないなどの理由により、業務上、サーバー間連携を導入しても効果がないと判断していた。一方、71システムについては、事務の効率化に効果があるものの、他の機関が整備した情報システムであって独自にサーバー間連携機能を開発する手段がないなどと判断していた。

しかし、サーバー間連携を導入しない場合、既存システム等と中間サーバーとの間で情報を受け渡す都度、既存システム等と中間サーバーに重複して入力作業を行う必要が生じたり、外部記憶媒体にデータを保存し、保存したデータを他方の情報システムに読み込ませることを人力で行ったりするなど、サーバー間連携により情報の授受を行う場合に比べて事務の効率化が十分に行われず、また、入力ミスが生じたり、外部記憶媒体を紛失したりするなどのリスクがある。

(注9) サーバー間連携 複数の情報システムを回線で接続するなどして情報システム間で情報の授受や処理等を行う仕組み。マイナンバー制度関連システムにおけるサーバー間連携では、既存システム等と中間サーバーとの間の情報の授受を、両システムの間で行う。また、情報の授受とともに情報連携に係る処理の依頼や回答も両システムの間で行われる。

エ 内閣官房による関係機関間の情報共有環境整備の状況

1(2)アのとおり、内閣官房は、情報提供NWSの整備を進める上で、CIO連絡会議等を通じて関係機関全体の管理を行っており、デジタルPMOを通じて、各機関に対して、情報提供NWS等の外部インターフェイス仕様書やデータ標準レイアウト等の各種文書を公開している。

マイナンバー制度に関する情報共有で中心的な役割を果たしているデジタルPMOの使いやすさ、満足度等について、マイナンバー制度関連システムを整備する必要がある機関に本院がアンケート調査を実施したところ、513件の回答があり、このうちデジタルPMOを使用したことがあるとした回答は499件だった。そして、デジタルPMOの

使いやすさに関しては、必要な情報を速やかに入手できたとしたものが149件となっていたが、必要な情報を入手できたものの時間を要したとしたものが332件、必要な情報を入手できなかったとしたものが15件となっていた。

また、デジタルPMOの満足度に関しては、満足又はやや満足であるとしたものが252件となっていた一方、やや不満又は不満であるとしたものが247件となっており、その理由としては、検索機能に問題がある(90件)、資料が体系的に整理されていないなどにより、必要な情報を探しにくい(89件)、専門性の高さや詳細な説明の不足等により、資料の内容が分かりにくい(35件)としているものなどがあった。

そして、満足と回答したものを除く412件の一部では、デジタルPMOに掲載された情報を活用するために、デジタルPMOから当該機関に係る情報を抽出してイントラネットで共有したり(46件)、デジタルPMOの問合せ窓口又はテクニカルサポートを利用したり(37件)、各機関内でデジタルPMOの専任者を設置したり(7件)するなどして、デジタルPMOの使いにくさや分かりにくさを補完していた。

(3) マイナンバー制度関連システムの整備における特定個人情報保護評価の実施状況

1(3)のとおり、マイナンバー法等によれば、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を対象として、特定個人情報保護評価を実施することとされている(以下、特定個人情報保護評価を実施する行政機関の長等を「評価実施機関」という。)。そして、指針等によれば、特定個人情報保護評価の結果を受けて、当初予定していた特定個人情報ファイルの取扱いやシステム設計を変更しなければならない場合も十分想定されることから、十分な時間的余裕をもって実施する必要があるとされており、新規に情報システムで特定個人情報ファイルを保有しようとする場合の特定個人情報保護評価の実施時期は、経過措置の対象となるものを除き、情報システムの要件定義の終了までに実施することを原則とされている。また、要件定義の終了までに特定個人情報保護評価を実施できない場合は、遅くともプログラミング開始前の適切な時期にこれを実施する必要があるとされている。

検査の対象とした170機関の190システムのうち、特定個人情報ファイルを保有することから特定個人情報保護評価を実施することとなっている事務を取り扱う132機関の134システムについて、28年12月までに特定個人情報保護評価が実施された171件の状況をみると、特定個人情報保護評価が情報システムの要件定義の終了までに実施されていたものが55件(29機関の29システム)あった一方、残りの116件(104機関の105システム)^(注10)の特定個人情報保護評価は要件定義の終了までに実施されていなかった。

(注10) 同一の機関において、特定個人情報保護評価を情報システムの要件定義の終了までに実施している事務と実施していない事務があるため、機関数の内訳の計と機関数の総数とは一致しない。

そして、上記116件のうち、要件定義の終了後から詳細設計の開始前までに実施されていたものは1件、詳細設計の開始からプログラミング開始前までに実施されていたものは11件、プログラミング開始から総合テストの開始前までに実施されていたものは13件、総合テストの開始から構築完了までに実施されていたものは60件、構築完了後に実施されていたものは31件となっていた。

このように、特定個人情報保護評価が要件定義の終了までに実施されていなかったものが数多く見受けられたが、特定個人情報保護評価の結果によっては情報システムの事後の大規模な仕様変更等によるコストの増加やスケジュールの遅延が生ずるおそれがある。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア マイナンバー制度関連システムの整備の状況

(ア) 国の行政機関6機関の14システムについて、業務見直し段階での検討状況をみるところ、2機関の3システムで、業務見直し段階での業務見直し範囲及び業務実施手順の検討等が十分でなかったため、契約締結後に、業務要件やこれを実現するための機能要件の定義の不備が判明して、情報システムの改修や契約変更が必要となったり、開発の進捗計画から遅延したりしていた。また、標準ガイドライン等に基づき業務要件、機能要件又は非機能要件として具体的に定義することとされている内容が、要件定義書又は調達仕様書等のいずれかに記載されているかをみるところ、国の行政機関がマイナンバー制度関連システムの設計・開発のために締結していた12システムに係る契約38件のうち16件で、内容が明確に記載されていない状況が見受けられた。

(イ) 総合評価落札方式による一般競争入札の実施に当たっての透明性及び公平性の確保に資する措置の実施状況をみるところ、国の行政機関5機関の10システムに係る契約37件のうち、評価方法の作成段階において、評価項目、評価基準及び配点が適切に設定されているかを学識経験者等の第三者が事前に審査していなかったものが2機関の3システムに係る契約10件、落札者の決定段階において、学識経験者等の第三者を審査員に含めていなかったものが3機関の4システムに係る契約12件、技術的要件の審査結果に各評価項目の評価理由を記述していなかったものが1機関の2システムに係る契約5件となっていた。また、加点评価した提案内容の契約書における取扱いをみるところ、5機関の10システムに係る契約37件のうち、3機関の3システムに係る契約9件では、受注業者が提案書等に基づき業務を実施することとする旨や提案書等に基づく実施計画書に沿って業務を実施することとする旨を契約書、調達仕様書等の契約関係書類に記載しておらず、加点评価した提案内容の履行を求める契約となっていなかった。

(ウ) 実務手引書に基づき人件費を作業工程別及び職種別に区分するなどして予定価格を算定しているかをみるところ、5機関の12システムに係る契約38件のうち、人件費を作業工程別に区分していたものの技術者の職種別に区分していなかったものが1機関の1システムに係る契約5件、人件費を作業工程別に区分していなかったものが4機関の6システムに係る契約10件となるなどしていた。

(エ) 国の補助金等によるマイナンバー制度関連システムの整備に係る調達の状況についてみるところ、国民健康保険組合のうち、共通的な情報システムに対して組合が支払った負担金を対象として補助金が交付された組合と比較して、組合が独自に開発した情報システムの開発費を対象として補助金が交付された組合の方が補助金額がおおむね高額となる傾向が見受けられた。

イ マイナンバー制度関連システムにおける情報連携等の状況

- (ア) 年金機構における情報連携の開始時期の延期による影響を確認したところ、年金機構に対する情報照会を予定していた16機関における27システムについては、年金機構に対する情報照会の機能を当面使用できず、これらの情報システムを利用する各機関は、書面により年金機構に問い合わせるなど、従来行っている照会の方法により事務を行うこととしていた。データ標準レイアウトについて、国民健康保険組合等の事務に必要な一部のデータ項目が、市町村への情報照会に使用するデータ項目として規定されていなかったことから、検査の対象とした170機関の190システムのうち、127機関の127システムでは、一部のデータ項目の情報連携ができず、情報連携の開始時期が29年7月から30年7月に延期されることになっていた。
- (イ) 情報照会機関が照会する中間サーバー上の副本データの登録期限についてみたところ、反映されるまでにタイムラグがある特定個人情報があり、そのタイムラグの間に照会が行われ、正本よりも古い情報等が提供される場合に情報照会機関及び情報提供機関がとるべき手続等が周知されておらず、情報照会機関の業務に支障が生ずるおそれがあるものが見受けられた。
- (ウ) 既存システム等と中間サーバーとの間の情報連携に係る情報の授受の方法をみたところ、29年7月の情報連携の開始を目指していた136機関の136システムのうち、既存システム等と中間サーバーを接続して情報の授受を行うサーバー間連携の仕組みを導入するとしていたものは14機関の14システムにとどまっていた。そして、大部分の機関が、サーバー間連携を導入せずに、既存システム等と中間サーバーとの間の情報の授受を、端末等で直に手入力したり、外部記憶媒体により受け渡したりするなど、事務の効率化が十分行われず、また、入力ミスや外部記憶媒体の紛失等のリスクがある方法により行うことにしていた。
- (エ) マイナンバー制度に関する情報共有で中心的な役割を果たしているデジタルPMOの使いやすさ、満足度等についてアンケート調査を実施したところ、デジタルPMOを使用したことがあるとした499件のうち、使いやすさに関しては、必要な情報を速やかに入手できたとしたものが149件、必要な情報を入手できたものの時間を要したとしたものが332件、必要な情報を入手できなかったとしたものが15件となっていた。また、満足度に関しては、満足又はやや満足であるとしたものが252件となっていた一方、やや不満又は不満であるとしたものが247件となっており、その理由としては、検索機能に問題がある、資料が体系的に整理されていないなどにより、必要な情報を探しにくい、専門性の高さや詳細な説明の不足等により、資料の内容が分かりにくいとしているものなどがあった。

ウ マイナンバー制度関連システムの整備における特定個人情報保護評価の実施状況

マイナンバー制度関連システムの整備における特定個人情報保護評価の実施状況についてみたところ、132機関の134システムについて28年12月までに実施された171件の特定個人情報保護評価のうち、116件(104機関の105システム)の特定個人情報保護評価は情報システムの要件定義の終了までに実施されておらず、このうち要件定義の終了後から詳細設計の開始前までに実施されていたものは1件、詳細設計の開始からプロ

グラミング開始前までに実施されていたものは11件、プログラミング開始から総合テストの開始前までに実施されていたものは13件、総合テストの開始から構築完了までに実施されていたものは60件、構築完了後に実施されていたものは31件となっていた。

(2) 所見

マイナンバー制度関連システムは、29年7月に情報連携の試行運用が開始され、29年秋頃から本格運用が開始されることになっている。また、現在も既存システム等の整備が進められているところも見受けられる。今後、試行運用及び本格運用における対応や、制度の改正等による更なる情報システムの整備が必要になることも想定される。

については、マイナンバー制度関連システムの整備等について、今後、次の点に留意して取り組んでいく必要がある。

ア マイナンバー制度関連システムの整備

国の行政機関は、情報システムの調達に当たっては、業務見直し段階における業務見直し範囲及び業務実施手順の検討等を十分に行い、要件の具体的内容を適切に定義して、要件定義書又は調達仕様書等のいずれかに記載して業者と明確に共有すること。総合評価落札方式による一般競争入札では、評価基準等の作成や落札者決定の各段階で学識経験者等の第三者を審査員に含めるなどの透明性及び公平性に資する措置を講ずるとともに、加点評価した提案内容が確実に履行されるように契約書、調達仕様書等の契約関係書類において担保すること。また、予定価格の算定に当たっては、実務手引書に基づいて人件費を作業工程別及び職種別に区分するなどすること

イ マイナンバー制度関連システムにおける情報連携等

(ア) 所管府省は、今後のデータ標準レイアウトの作成、改訂等に当たっては、情報連携に支障がないよう関係機関から現場の意見を聴取するなど十分に調整を行うなどして、情報照会に使用するデータ項目を正確に規定すること。また、中間サーバーから正本よりも古い情報等が提供されることにより情報照会機関の業務に支障が生ずるおそれがあるものについて、情報照会機関及び情報提供機関がとるべき手続等を検討して関係機関に周知すること

(イ) 内閣官房は、所管府省がデータ標準レイアウトを作成、改訂したり、情報照会機関の業務に支障が生ずるおそれがあるものについて必要な事務手続を関係機関に周知したりする上で必要な支援を一層行っていくこと。各機関がデジタルPMOにおいて適切に情報を共有し、その情報を必要とする機関が情報を的確に探し当てて速やかに入手できるよう、より一層各機関の支援を行うこと

(ウ) 国の行政機関等は、行政事務の効率化のための機能が十分に整備されていないマイナンバー制度関連システムについて、正確な情報を直接かつ迅速に授受して作業の重複を排除するなどして、行政事務の正確性及び効率性を高めるような機能改修等について、長期的な観点から検討を行っていくこと

ウ マイナンバー制度関連システムの整備における特定個人情報保護評価の実施

評価実施機関は、現在整備を進めている情報システム及び今後整備が必要となる情報システムについて、事後の大規模な仕様変更等によるコストの増加やスケジュールの遅延が生じないように特定個人情報保護評価を適切な時期に実施すること

本院としては、マイナンバー制度が社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であることを踏まえつつ、29年秋頃から本格運用が開始される情報連携を含めたマイナンバー制度の実施状況等について、引き続き注視していくこととする。

第9 次期戦闘機(F-35A)の調達等の実施状況について

検査対象	防衛装備庁(平成27年9月30日以前は装備施設本部)、航空幕僚監部、内部部局、東北、北関東両防衛局
調達等の概要	航空自衛隊の現用戦闘機の減耗を補充し、その近代化を図るための次期戦闘機(F-35A)を42機調達し、その導入及び運用に必要な後方支援態勢の整備等を実施するもの
検査の対象とした契約の件数及び当該契約に係る契約額	109件 6256億円(平成23年度～28年度)
平成28年度に見積もったF-35A42機の調達等に係るライフサイクルコスト	2兆2287億円

1 検査の背景

(1) 次期戦闘機の調達の背景

次期戦闘機は、「中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度)」(平成22年12月安全保障会議及び閣議決定)において、12機を整備することとされたものである。

これを受けて防衛省は、平成23年12月19日に、F-35戦闘機のうち、通常離着陸型のF-35Aを次期戦闘機とすることを決定し、同月20日に開催された安全保障会議において、24年度以降に42機のF-35Aを取得することが決定され、同日、閣議において了解された。

(2) F-35戦闘機の概要

F-35戦闘機は、アメリカ合衆国を中心として共同開発が始められた最新鋭の戦闘機であり、ロッキード・マーチン社(以下「ロッキード社」という。)が設計・製作を行っている。次期戦闘機として決定されたF-35Aのほか、短距離離陸垂直着陸型のF-35B、空母搭載用のF-35Cがある。

(3) F-35Aに係る調達等の概要等

F-35Aは、国内企業が外国企業の技術を導入するライセンス生産によるのではなく、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」(昭和29年条約第6号)に基づく有償援助(Foreign Military Sales)によること(以下、この調達方法を「FMS調達」という。)がアメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)から提案された。

そして、防衛装備庁(27年9月30日以前は装備施設本部。以下「装備庁」という。)は、24年度からF-35AのFMS調達を行っている。

有償援助は、アメリカ合衆国の法令等に従って行われ、①支払は原則として前払とすること、②契約時に示される提供時期は確定年月日ではなく予定年月日となること、③提供の内容は変更される場合があることといった合衆国政府から示された条件を受諾することにより、防衛装備品及び役務(以下「防衛装備品等」という。)が提供されるものとなっている。

FMS 調達の手続は、次のとおり行うこととされている。

- ① 装備庁は、合衆国政府に引合書の請求を行い、送付を受けた引合書について調達要求元(航空幕僚監部等)の確認を経た上で、当該引合書に署名して引合受諾書とする。そして、これを合衆国政府に送付すると、契約が成立する(以下、引合受諾書に基づく個々の契約を「ケース」という。)

(注1) 引合書 防衛装備品等の内容及び条件を記載した書類

(注2) 引合受諾書 日米両政府の代表者が署名する文書で、これに基づきFMS調達が行われる。この文書には、両政府が合意する防衛装備品等の内容及び価格、提供の予定時期等の条件が記載される。

- ② 装備庁は、合衆国政府に支払うべきドル建ての前払金について、支出官事務規程(昭和22年大蔵省令第94号)に規定する外国貨幣換算率(以下「支出官レート」という。)により換算した邦貨額を支出決定する。
- ③ 合衆国政府は、引合受諾書に基づき防衛装備品等を提供し、調達要求元に属する部隊がこれを受領する。ケースに係る全ての提供が完了すると、合衆国政府から最終の計算書(合衆国政府が有償援助により販売した防衛装備品等の対価を記載した書類)が送付される。そして、前払金に係る余剰金が発生した場合、装備庁は、速やかに余剰金の返済を請求するための措置を執る。

(4) F-35Aに係る国内企業の製造等への参画の取組

ア 製造等に参画する国内企業の決定

防衛省は、防衛生産・技術基盤の維持・強化が重要であるとの考え方にに基づき、次期戦闘機の機種選定時の提案要求書において、国内企業による最終組立・検査への参画を必須要求事項として挙げるとともに、国内企業の部品の製造等への参画の程度について提案を求めることとした。そして、合衆国政府から受領したF-35Aに係る提案書においては、国内企業による最終組立・検査及び一部の部品の製造等への参画が提案された。

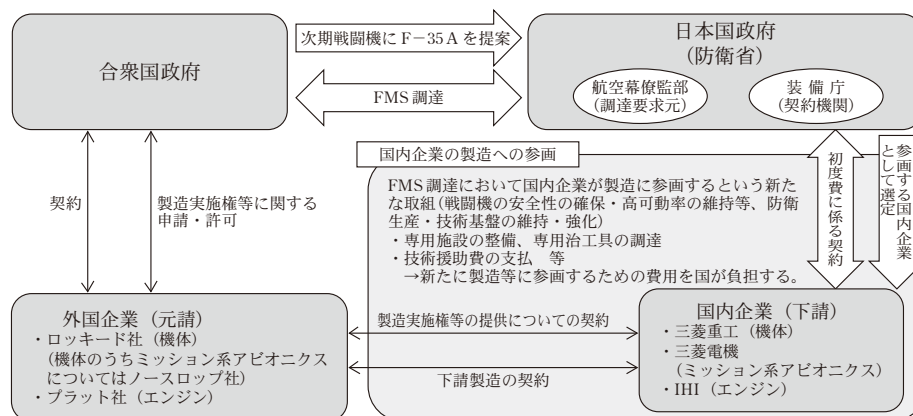
これを受けて防衛省は、参画を希望する国内企業の製造等に参画する能力等について分析及び評価を行った。その結果、機体については三菱重工業株式会社(以下「三菱重工」という。)、エンジンについては株式会社IHI(以下「IHI」という。)、ミッション系アビオニクスについては三菱電機株式会社(以下「三菱電機」という。)を、それぞれ製造等に参画する国内企業として決定した。

(注3) ミッション系アビオニクス 戦闘機に搭載する電子機器のうち、作戦任務の遂行に必要な火器管制レーダー、電子戦器材、赤外線センサー等であって、連携して機能を発揮するもの

防衛省は、F-35Aの調達がFMS調達により実施されることから、外国企業の下請として、国内企業に製造等への参画を求める(以下、外国企業の下請として製造を行うことを「下請製造」という。)こととしている。これを受けて、引合受諾書において、国内企業が下請製造を行うこととされている。そして、機体については三菱重工がロッキード社と、エンジンについてはIHIがプラット・アンド・ホイットニー社(以下「プラット社」という。)と、ミッション系アビオニクスについては三菱電機がノースロップ・グ

ラマン社(以下「ノースロップ社」という。))とそれぞれ下請製造の契約を締結することとなっている(図参照)。

図 F-35Aに係るFMS調達と国内企業の製造への参画



国内企業の製造への参画は、最終組立・検査と部品の製造からなるが、製造への参画の時期は、機体の最終組立・検査については三菱重工が25年度から、エンジンの最終組立・検査についてはIHIが26年度から、部品の製造についてはIHI及び三菱電機が25年度からそれぞれ参画することとされた。なお、24年度については国内企業が製造に参画しないF-35Aを調達することとなった。

イ 初度費に係る契約の概要等

防衛省は、防衛生産・技術基盤の維持・強化が重要であることを踏まえ、国内企業が下請製造を行うに当たって必要となる専用施設、専用治工具等を調達する費用のうち、初度の調達に係る費用であって、防衛装備品等の生産等に当たり特別に必要となる費用(以下「初度費」という。)を全額負担することとしており、装備庁は下請製造を行うために必要な基盤の整備等の業務に係る契約(以下「初度費契約」という。)を25年度から各国内企業と締結している。また、初度費契約において、各国内企業は、専用施設、専用治工具等の整備等に先立ち実施計画を作成し、装備庁の承認を得ることとなっている。

そして、装備庁は、下請製造等を円滑に実施することを目的として、装備庁及び合衆国政府が主催し、各国内企業と外国企業も参加する会議(以下「4者会議」という。)を、25年2月以降毎年開催し、F-35Aの製造に関する連絡・調整等を行うこととしている。

(5) プロジェクト管理等

ア 装備庁新設前のLCC管理

装備施設本部は、「ライフサイクルコスト管理実施要領」(平成22年防経装第3918号)等に基づき、ライフサイクルコスト(以下「LCC」という。)^(注4)管理の対象となる防衛装備品について、陸上、海上、航空各幕僚監部等の協力の下で、LCCの算定及び検証を実施し、その結果を年に一度、ライフサイクルコスト管理年次報告書(以下「LCC管理年次報告書」という。))として取りまとめ、防衛大臣に報告するとともに、これを公表することとしていた。

(注4) ライフサイクルコスト 構想から開発、量産、運用・維持、廃棄までの過程(ライフサイクル)における経費の総額

イ 装備庁新設後のプロジェクト管理

装備庁は、防衛省の外局として27年10月に新設され、同月以降、従来のLCC管理を一新し、防衛装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理を実施している。

「装備品等のプロジェクト管理に関する訓令」(平成27年防衛省訓令第36号)等によれば、^(注5) 装備庁は、プロジェクト管理重点対象装備品等を選定し、当該防衛装備品の取得プログラムの目的及び範囲、取得の方針、LCC等を記載した取得戦略計画を策定することとされている。そして、取得プログラムの管理を通じて、進捗状況や経費の発生状況等を確認し、取得戦略計画との比較を行うとともに、その結果の分析及び評価を行い、原則として毎年度第1四半期に防衛大臣に報告することとされている。

(注5) 取得プログラム プロジェクト管理の対象となる特定の防衛装備品の取得に係る業務その他これに関連する一連の業務を計画性を有するプログラムとしてまとめたもの

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、F-35Aの調達等の実施状況について、次のような点に着眼して検査した。

- ア F-35Aに係るFMS調達等は計画に基づくなどして適切に実施されているか。
- イ 各年度の契約額や1機当たり本体価格はどのように推移しているか、また、契約年度ごとに比較して差異が生ずる場合、その要因はどのようなものとなっているか。
- ウ F-35Aに係るFMS調達に関して、防衛装備品等は引合受諾書に定められた予定時期までに提供されているか。また、提供された場合は適時適切に余剰金が返済されることとなっているか。
- エ FMS調達により受領したF-35Aに係る防衛装備品等は引合受諾書で要求したとおりのものとなっているか。また、FMS調達により受領したF-35Aは国有財産として適切に把握、計上されているか。
- オ 初度費契約に基づき国内企業が作成する実施計画は、下請製造を実施することを前提とした適切なものとなっているか。実施計画に基づき、専用施設、専用治工具等は適切に整備されているか。また、引合受諾書に基づき国内企業が下請製造を行うことなどにより、防衛生産・技術基盤の維持・強化についての効果が十分に発現しているか。
- カ プロジェクト管理等において、F-35Aの調達等に係るLCCの算定又は見積りは必要な経費を網羅したものとなっているか、また、LCCの算定又は見積りに影響を及ぼす要因について考慮されているか。そして、必要なデータが文書化されているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、F-35Aに係るFMS調達、初度費契約、その他の契約等のうち、23年度から28年度までの間に締結された109件(契約額計6256億余円)を対象とした。

そして、装備庁、航空幕僚監部等において、関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、国内企業の製造等への参画状況については、三菱重工、IHI及び三菱電機において、関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) F-35Aに係る調達計画及び実績

機種選定の際に決定されたF-35A42機のうち、装備庁は、24年度4機、25年度2機、26年度4機、27年度6機、28年度6機の計22機について契約済みであった。そして、29、30両年度に合わせて12機について、また、31年度以降に8機について契約し、計42機のF-35Aを調達する計画であるとしている。なお、24年度に契約した4機は、28年度に受領した後にアメリカ合衆国アリゾナ州のルーク空軍基地へ移動され、航空自衛隊が同基地に派遣する操縦者等の教育訓練等に使用されている。

ア F-35Aに係る契約額

F-35Aに係る契約件数及び契約額は、23年度1件183万余円、24年度4件599億余円、25年度14件1349億余円、26年度26件1522億余円、27年度32件1414億余円、28年度32件1370億余円であり、計109件6256億余円となっていた。このうち、FMS調達は4456億余円(71.2%)、FMS調達以外は1799億余円(28.7%)となっていた。

イ FMS調達のケース別の調達要求品目等

機体、エンジン、搭載機器(暗号装置等の航空機に搭載して機能を発揮するもの)等は、ケースD-SBC(ケースの識別のために個別に付される名称。以下「機体等ケース」という。)で調達されている。そして、機体等ケースにおいては、合衆国政府の要請を踏まえて、複数年度にわたる複数の調達要求品目の調達が1ケースにまとめて行われている。一方で、F-35Aに搭載する弾薬は、年度や弾薬ごとに個別のケースで調達されている。

FMS調達の契約額4456億余円の内訳は、機体等ケースが4373億余円(契約額全体に占める割合98.1%)、弾薬のケースが計83億余円(同1.8%)となっていた。

ウ 1機当たり本体価格

機体等ケースのうち、機体、エンジン、搭載機器のF-35A本体に係るものについて、各年度の1機当たり本体価格を算定してその推移をみたところ、表のとおりとなっていた。

表 1 機当たり本体価格の推移

年度		平成 24	25	26	27	28
価格	ドル建て(百万ドル)	120	158	143	142	131
	円建て(億円)	97	129	139	156	157

ドル建ての1機当たり本体価格の変動について装備庁が合衆国政府に確認したところによれば、25年度に我が国の国内企業が下請製造を行うことにより価格が上昇し、26年度以降は作業習熟が進むことにより価格が低減したことなどによるとされている。

このように、価格上昇の要因について、装備庁は、合衆国政府に確認するなどして定性的に把握していた。一方で、装備庁は、価格上昇の要因を定量的にも把握するよう努めているものの、現在のところ把握するには至っていない状況となっていた。その理由について、装備庁は、一般的な売買契約と同様に、F-35Aに係るFMS調達についても、①国内企業の作業未習熟によりどれほど余分な工数が発生しているか、②これによ

り外国企業においてどれほど製造原価が増加しているかなどの情報を、通常、契約相手方である合衆国政府から得ることが難しいことなどによるとしている。

F-35Aに係るFMS調達契約額の合計は4456億円と多額となっていることなどを踏まえ、1機当たり本体価格等が変動した場合には、引き続き適時適切に合衆国政府に対して定量的に要因を確認する必要がある。

なお、ドル建ての1機当たり本体価格は増減がある一方で、支出官レートが一貫して円安方向に推移したことなどにより、円建ての1機当たり本体価格は年々上昇していた。

(2) FMS 調達に係る前払金の支出決定、防衛装備品等の受領等、及び余剰金の返済の状況

ア 前払金の支出決定の状況

前払金の支出決定の状況をみると、28年度末までの累計は1791億余円となっていた。

イ 防衛装備品等の受領等の状況

機体等ケースの24年度から28年度までの間の27調達要求品目に係る111細目のうち、28年度末までに提供の予定時期が到来していたものは、8調達要求品目に係る31細目となっていた。24年度に契約した4機のF-35A本体について、装備庁は、上記31細目のうちの8細目(うち1細目については一部のみ)として、4機を受領していた。

しかし、その他の23細目は、28年度末現在、引合受諾書に定められた予定時期が到来していたのに、合衆国政府から提供が行われていなかった。これについて装備庁は、直ちに任務の遂行に支障は生ずるものではないが、引き続き提供の促進等に取り組むとしている。

また、装備庁は、28年度末までに受領したF-35Aについて、開発の遅れにより引合受諾書で要求したものと異なるソフトウェアが搭載されたものを受領していた。これについて装備庁は、受領した4機はアメリカ合衆国内において30年3月まで操縦者等の教育訓練に使用される予定であるため、直ちに任務の遂行に支障は生ずるものではなく、また、教育訓練終了後に任務に就くまでには我が国に追加的経費の負担が生ずることなくソフトウェアの換装が実施されるとしている。

航空幕僚監部は、F-35A本体に係る1細目の一部を受領していないことなどから、この1細目を除外するなどした上で、支出決定額を基に1機当たり121億余円として4機を国有財産台帳に登載していた。航空幕僚監部は、28年度末現在、合衆国政府に対して防衛装備品の価格内訳を確認しており、その確認結果等を踏まえるなどして、適時に価格改定を行っていくとしている。

ウ 余剰金の返済の状況

装備庁は、合衆国政府からの要請を踏まえて、複数年度にわたる複数の調達要求品目の調達を1ケースに集約して行っている。その結果、ケースに係る全ての提供が当面完了しないため、長期にわたり最終計算書が合衆国政府から送付されないことが見込まれる。一方、防衛省は、我が国の予算年度と予算科目が同一の調達要求品目の提供が完了した後に、合衆国政府は計算書を送付した上で余剰金の返済を行うことを合衆国政府に提示し、合衆国政府もこれを認めている。28年度末現在、予算年度と予算科目が同一

の調達要求品目の提供が完了したことはないため、余剰金の返済時期は到来していなかった。一方、今後、返済時期が到来した際の計算書の送付期限等の詳細は、28年度末現在、合衆国政府との間で具体的に定められていなかった。

(3) F-35Aの調達に当たり実施される国内企業の製造等への参画

ア 製造への参画状況

機体の最終組立・検査については三菱重工が25年度から、エンジンの最終組立・検査についてはIHIが26年度から参画していた。また、部品の製造についてはIHI及び三菱電機が25年度から参画しており、参画品目の累計は25年度は24品目、26年度は26品目、27、28両年度は29品目となっていた。そして、製造への参画に必要な初度費契約により行う業務についてみると、三菱重工においては専用施設、専用治工具等の整備、維持管理、技術援助等、IHI及び三菱電機については供給元認定^(注6)の取得、専用治工具等の整備、維持管理、技術援助等となっていた。また、25年度から28年度までの間の初度費契約に係る契約額の合計は1716億余円となっていた。

(注6) 供給元認定 国内企業が下請製造する部品の品質を元請の外国企業が保証するための認定

イ 下請製造の実施状況等

25年度から28年度までの間の引合受諾書において、国内企業が下請製造を行うこととされている。そして、各年度の初度費契約で整備した専用治工具等により国内企業が下請製造する部品(以下「下請製造部品」という。)等は、同年度(一部は翌年度)に装備庁が契約したF-35Aに搭載されることになっている。

しかし、25年度から27年度までの間の初度費契約に係る実施計画についてみると、一部を除き供給元認定の取得の時期が明確となっていなかったり、供給元認定の取得の時期が対応する機体に下請製造部品を供給する前提となっていなかったりしていた。また、下請製造は初度費契約の対象となっていないが、IHI及び三菱電機は、一部を除き下請製造部品等の製造工程及び外国企業への納入時期を実施計画に記載していなかったため、下請製造部品等の供給時期は明確になっていなかった。このため、各国内企業が作成した実施計画は、下請製造部品等に対応する機体に搭載することを前提とした整合性の取れたものとなっていなかった。

25年度に装備庁が合衆国政府と契約したF-35Aの下請製造の実施状況等についてみると、三菱重工は、専用施設の整備等についておおむね実施計画に沿って実施していた。そして、最終組立・検査について、2機の艤装^(注7)を終了していた。しかし、IHIは、プラット社から供給元認定を取得しておらず、下請製造の契約を締結していなかった。また、三菱電機は、供給元認定を取得していたものの、レーダー製造に係る発注の遅れなどのアメリカ合衆国内の契約関係により、下請製造の契約を締結していなかった。

(注7) 艤装 航空機としての機能や用途を果たすため、機体にエンジンや通信・航法装置等の諸装備・装置を取り付け、調整する作業

したがって、25年度に装備庁が合衆国政府と契約したF-35Aについては、下請製造部品が供給されないまま、三菱重工において既に艤装を終了していたため、下請製造部品が搭載されないものと認められる。

26年度に装備庁が合衆国政府と契約したF-35Aの下請製造の実施状況等についてみると、三菱重工は、専用施設の整備等についておおむね実施計画に沿って実施していた。そして、最終組立・検査について、28年度から順次艤装を開始していた。しかし、IHIは、専用治工具の整備の遅れにより、1台目のエンジンの最終組立・検査が実施計画より遅れて開始されており、部品の製造も行っていなかった。また、三菱電機は、29年度初期に供給元認定を取得する計画となっており、ノースロップ社と下請製造の契約を締結していなかった。

したがって、26年度に装備庁が合衆国政府と契約したF-35Aについて、下請製造部品等が三菱重工による艤装の終了までに搭載されないおそれがある。

これらのことから、国内企業の製造への参画を通じた防衛生産・技術基盤の維持・強化についての効果は十分に発現していなかった。

また、装備庁は、前記のとおり25年度以降に1機当たり本体価格が上昇した主な要因は国内企業が下請製造を行うことによるものであるとしていることから、下請製造部品等が搭載されなかった場合にはFMS調達価格の変更が必要となる。しかし、価格の変更に係る手続は未定となっている。したがって、装備庁は、適切な価格でFMS調達を行うために、価格の変更やその手続に係る検討、合衆国政府等との交渉等を適時適切に行う必要があると認められる。

(4) プロジェクト管理等の状況

ア 装備庁新設前のLCC管理の状況

装備施設本部は、FMS調達が開始された24年度から26年度までの間のLCC管理年次報告書において、ライフサイクルの各段階(構想段階、開発段階、量産段階、運用・維持段階、廃棄段階)の経費を算出し、LCCを算定しており、その総額についてみると、初年度である24年度のLCC管理年次報告書において算定したLCC(機種提案時の提案価格を参照するなどして算定した当初のLCC。以下「24年度算定」という。)は1兆9195億円であったが、その後25年度のLCC管理年次報告書では2兆0164億円、26年度のLCC管理年次報告書(以下「26年度算定」という。)では2兆2216億円と、24年度算定に比べて3021億円増加している。本院において、この増加要因を年度別に比較して分析したところ、為替レートの変動(例えば、24年度算定時点での直近となる25年度支出官レートは1ドル82円、26年度算定時点での直近となる27年度支出官レートは1ドル110円)による増(3500億余円、24年度算定に対する増加の割合18.2%)、国内企業参画に伴う初度費の増(665億余円、同3.4%)等によるものと認められた。

(注8) 各年度のドル建ての経費項目について、24年度算定と26年度算定のいずれか少ない方のドル建て経費に、26年度算定で適用した為替レートと24年度算定で適用した為替レートの開差を乗ずるなどして試算した。本要因による増加分がLCC全体の差額3021億円を超えているのは、26年度算定では24年度算定と比較してドル建てで減少している経費項目(補給、維持、整備等に係る経費等)があるなどのためである。

イ 装備庁新設後のプロジェクト管理の状況

装備庁は、27年11月にF-35Aを含む12のプロジェクト管理重点対象装備品等を選定し、28年7月に各プロジェクト管理重点対象装備品等のLCCを記載した取得戦略計画を策定し、同年8月にその概要を公表した。このうち、F-35Aのプロジェクト管理の状況についてみると、次のとおりである。

(ア) F-35A の LCC の見積りの手続

装備庁は、見積りの範囲、時期及び方法その他の必要な事項を定めた LCC の見積計画を作成し、内部部局、陸上、海上、航空各幕僚監部等の関係各組織から必要なデータの提供を求める際は、この見積計画を示すこととされている。

検査したところ、装備庁は、28年7月に策定した取得戦略計画における LCC の見積りに当たり、見積計画を文書として作成していなかった。なお、装備庁は、見積計画の作成を定めた「ライフサイクルコストの見積及び管理要領」(平成28年装普事第1919号。以下「LCC見積管理要領」という。)の策定が28年2月まで遅れていて、その時点では既に関係各組織から必要なデータの提供を求めるなどの作業が進行していたとしている。

また、装備庁は、29年3月、今回の LCC の見積りのために、プロジェクト・マネージャー^(注9)において文書により見積計画を作成していたが、LCC 見積管理要領において装備庁長官が見積計画を作成すると規定されているのに、装備庁長官の決裁等を得ていなかった。見積計画は、LCC の見積りを適切に実施するために重要な調整資料であり、LCC の見積りに当たり必要なデータの提供に関係各組織に求める際に提示するものとされていることから、事前に装備庁長官の決裁等を得る必要があると思料される。

(注9) プロジェクト・マネージャー プロジェクト管理重点対象装備品等ごとに装備庁長官から指名され、プロジェクト管理の円滑かつ効率的な実施のための総合調整を行う担当官

(イ) F-35A の LCC の総額

装備庁は、ライフサイクルの各段階の経費を算出して LCC を網羅的に見積もっており、28年8月に公表された F-35A の取得戦略計画の概要をみると、LCC の総額は2兆2287億円となっており、26年度算定の2兆2216億円と比べて、円安の進行等が影響して71億円の増となっている。

(ウ) F-35A の LCC に与える為替の影響と感度分析

装備庁は、LCC 細部見積要領において、LCC の見積りの結果等を取得戦略計画、取得プログラムの分析及び評価結果等に活用する場合に参考にすべき項目として、LCC に影響を与えるリスク及び不確実性を考慮し、為替レートの変動に伴う LCC への影響(変動幅)を前もって計算しておくこと(以下「感度分析」という。)を挙げている。そして、F-35A のように外貨建て費目が多い防衛装備品については、感度分析がプロジェクト管理を実施していくに当たって重要である。現に、F-35A の円建ての1機当たり本体価格は、FMS 調達が行われた24年度以降に支出官レートが一貫して円安に推移したことなどから増加傾向にあるなど、為替の影響は既に顕在化している。

しかし、感度分析の実施状況をみたところ、装備庁は、担当者において行っていたとしているものの、実施結果が取得戦略計画の中に示されておらず、また、その他 F-35A の取得プログラムに係る会議や各種報告のいずれにおいても、装備庁及び関係各組織で共有されていなかった。

(エ) F-35A の取得プログラムの分析及び評価

取得プログラムの分析及び評価の結果についてみると、装備庁は、28年度第1四半期において、この報告を行っていなかった。ただし、これは、取得戦略計画の策定が28年7月まで遅れ、28年度第1四半期の時点では分析及び評価の基準となる取得戦略計画が存在していなかったこと、取得戦略計画に27年度中の取得プログラムの進捗が適切に反映されていることなどのためである。

なお、装備庁は、29年8月に防衛大臣への1回目の報告を行った。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア F-35Aに係るFMS調達

(ア) F-35Aの円建ての1機当たり本体価格は、FMS調達が行われた24年度以降に支出官レートが一貫して円安に推移したことなどから増加傾向にある。また、装備庁は、25年度以降に国内企業の製造への参画が開始されたことも、1機当たり本体価格の変動要因であるとしているが、価格上昇の要因を定量的に把握することができていない状況となっていた。

(イ) 機体等ケースの27調達要求品目に係る111細目のうち、28年度末までに提供の予定時期が到来していたものは8調達要求品目に係る31細目であり、8細目(うち1細目については一部のみ)を受領していたが、その他の23細目は引合受諾書に定められた予定時期が到来していたのに、合衆国政府から提供が行われていなかった。

また、装備庁は、28年度末までに受領したF-35Aについて、開発の遅れにより引合受諾書で要求したのとは異なるソフトウェアが搭載されたものを受領していた。

(ウ) F-35Aに係るケースの取扱いに関して、合衆国政府は我が国の予算年度と予算科目が同一の調達要求品目の提供が完了した後に計算書を送付した上で余剰金の返済を行うとしているが、今後、返済時期が到来した際の計算書の送付期限等の詳細が、28年度末現在、合衆国政府との間で具体的に定められていなかった。

イ F-35Aの調達に当たり実施される国内企業の製造への参画

(ア) 国内企業は、機体の最終組立・検査に25年度から、エンジンの最終組立・検査に26年度から参画していた。また、25年度から28年度までの間に参画した各国内企業の下請製造部品の状況について、参画品目の累計は25年度は24品目、26年度は26品目、27、28両年度は29品目となっていた。製造への参画に必要な初度費契約について、25年度から28年度までの間の契約額の合計は1716億余円となっていた。

(イ) 初度費契約に係る実施計画について、IHI及び三菱電機において、一部を除き、供給元認定の取得の時期が明確となっていなかったり、対応する機体に下請製造部品を供給する前提となっていなかったりしていた。また、両社は、一部を除き、下請製造部品等の供給時期を明確にしていなかった。

IHI及び三菱電機の下請製造部品等に対応する機体に搭載するために、装備庁は、合衆国政府と調整し、各国内企業の下請製造の工程を確認すべきであったのに、これらを十分に行っていなかった。このため、各国内企業が作成した実施計画は、下請製造部品等に対応する機体に搭載することを前提とした整合性の取れたものとなっていなかった。

(ウ) IHI 及び三菱電機は、28 年度末現在、下請製造部品に係る契約を締結しておらず、国内企業の製造への参画を通じた防衛生産・技術基盤の維持・強化についての効果は十分に発現していなかった。

ウ プロジェクト管理等の状況

(ア) 取得戦略計画策定時の LCC の見積りに当たり、装備庁は、見積計画を文書として作成していなかった。また、次回の LCC の見積りに当たり、見積計画を文書として作成していたものの、装備庁長官の決裁等を得ていなかった。

(イ) 感度分析について、その実施結果が取得戦略計画の中に示されておらず、また、その他 F-35A の取得プログラムに係る会議や各種報告のいずれにおいても、装備庁及び関係各組織で共有されていなかった。

(ウ) 取得プログラムの分析及び評価の結果について、装備庁は、28 年度第 1 四半期の防衛大臣への報告を行っていなかったが、これは、取得戦略計画の策定が 28 年 7 月となったことなどのためであった。

(2) 所見

装備庁において、今回の検査により明らかになった状況を踏まえて、F-35A の調達等がより適切に行われるよう、次の点に留意することが必要である。

ア F-35A に係る FMS 調達

(ア) これまでも F-35A の調達等に関する必要な調整を合衆国政府と行ってきているところであるが、1 機当たり本体価格が変動した場合には、引き続き適時適切に合衆国政府に要因を確認するとともに、国内企業の下請製造が遅れるなど契約額に影響を与える事態が生じた場合は、価格の変更やその手続に係る検討、合衆国政府等との交渉等の対応を適時適切に執ること

(イ) 提供の予定時期が到来していたのに提供が行われていない調達要求品目について、速やかな提供が図られるよう、また、引合受諾書で要求したとおりの防衛装備品等が提供されるよう、合衆国政府と調整を行うこと

(ウ) 合衆国政府と取り決めた手続に基づき速やかに余剰金の返済が行われるよう、合衆国政府との間で計算書の送付期限等の詳細を具体的に定めること

イ 国内企業の製造への参画

(ア) 参画の可能性のある部品等を調査するなどした上で、国内企業が製造等へ参画する意義、合衆国政府等との調整の状況、国の財政事情等を勘案しつつ引き続き適切に参画の範囲について検討すること

(イ) 下請製造に関して、合衆国政府と調整し、各国内企業の下請製造の工程を確認した上で、各国内企業の作成する実施計画が、下請製造部品等を対応する機体に搭載することを前提とした整合性の取れたものとなるよう調整すること

(ウ) 国内企業の下請製造への参画に当たり、当初予定していた時期よりも下請製造が遅延するおそれがある場合は、引き続き、円滑に下請製造が行われるよう 4 者会議において合衆国政府等に働きかけるほか、必要に応じて国内企業間の調整を行うなどして、国内企業の下請製造が予定どおり進捗するよう取り組むこと

ウ プロジェクト管理等の状況

- (ア) LCCの見積りに当たっては、見積計画等の必要な資料について、その重要性や位置付けを踏まえ、適時に責任者の決裁等を得た上で文書化し、装備庁及び関係各組織で共有し、保存すること
- (イ) 1機当たり本体価格が為替変動により大きく変動したことから、為替変動を考慮して感度分析を行った上で、その結果を取得プログラムの分析及び評価に係る文書等に記載して防衛大臣に報告するとともに装備庁及び関係各組織で共有すること
- (ウ) プロジェクト管理における取得プログラムの分析及び評価を今後適切に行うことにより、取得プログラムの進捗状況、経費の発生状況等を把握し、必要に応じて取得戦略計画を見直すこと

本院としては、次期戦闘機(F-35A)の調達等の実施状況について、今後とも多角的な観点から引き続き注視していくこととする。

第2節 国会からの検査要請事項に関する報告

第1 日本放送協会における関連団体の事業運営の状況について

要請を受諾した年月日	平成28年5月24日
検査の対象	日本放送協会
検査の内容	日本放送協会における関連団体の事業運営の状況についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成29年3月29日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成28年5月23日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月24日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
(一) 検査の対象
日本放送協会
(二) 検査の内容
日本放送協会における関連団体の事業運営の状況に関する次の各事項
① 関連団体との取引の状況
② 関連団体の剰余金及び日本放送協会に対する配当の状況
③ 関連団体の不適正経理の再発防止に向けた指導・監督の状況

(2) 平成26年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容

参議院は、28年5月23日に決算委員会において、検査を要請する旨の上記の決議を行うとともに、平成26年度決算に関して内閣に対し警告すべきものと議決し、同月25日に本会議において内閣に対し警告することに決している。

この警告決議のうち、前記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

3 日本放送協会(NHK)の相次ぐ不祥事を受けて、本院が、平成十八年六月に警告決議を行ったにもかかわらず、今般、NHK 関連団体において、新たに架空発注等の不適正経理が発覚し、再び国民・視聴者の信頼を失墜させたこと、NHK に還元すべき子会社における利益剰余金が近年逆に増加していることは、看過できない。

政府は、NHK 関連団体における度重なる不祥事を重く受け止め、NHK による徹底的な全容と原因の解明、国民・視聴者への適切な説明、関連団体の事業運営に対する指導、監督の強化による再発防止の徹底を行うとともに、子会社等からの適切な還元の在り方についての検討を強く求め、国民・視聴者の信頼を回復すべきである。

(3) 日本放送協会における関連団体の概要等

日本放送協会(以下「協会」という。)は、①子会社、②関連会社(以下、子会社と関連会社とを合わせて「子会社等」という。)、③関連公益法人等の総称を関連団体としている。関連団体は、27 年度末においては子会社^(注1) 13 社、関連会社^(注2) 4 社、関連公益法人等^(注3) 9 団体、計 26 団体となっている。また、27 年度末現在における協会の出資額は、子会社 13 社及び関連会社 2 社に対して計 103 億余円となっている。

(注1) 子会社 13 社 株式会社 NHK エンタープライズ、株式会社 NHK エデュケーショナル、株式会社 NHK グローバルメディアサービス、株式会社日本国際放送、株式会社 NHK ブラネット、株式会社 NHK プロモーション、株式会社 NHK アート、株式会社 NHK メディアテクノロジー、株式会社 NHK 出版、株式会社 NHK ビジネスクリエイト、株式会社 NHK アイテック、株式会社 NHK 文化センター、NHK 営業サービス株式会社

(注2) 関連会社 4 社 株式会社放送衛星システム、NHK Cosmomedia America, Inc.、NHK Cosmomedia (Europe) Ltd.、株式会社ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズ

(注3) 関連公益法人等 9 団体 一般財団法人 NHK サービスセンター、一般財団法人 NHK インターナショナル、一般財団法人 NHK エンジニアリングシステム、一般財団法人 NHK 放送研修センター、学校法人日本放送協会学園、公益財団法人 NHK 交響楽団、社会福祉法人 NHK 厚生文化事業団、日本放送協会健康保険組合、一般財団法人日本放送協会共済会

(4) 協会における不祥事等に関するこれまでの会計検査の実施状況

本院は、18 年 6 月に、参議院から、協会における不祥事及び関連団体の多額の剰余金について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請され、その要請により実施した会計検査の結果について、19 年 9 月 12 日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告した(以下、この報告を「19 年報告」という。)

(5) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、協会における関連団体の事業運営の状況に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して検査を実施した。

ア 関連団体との契約について競争性のある契約方式への移行は十分に行われているか、業務委託の必要性は十分に検討されているか、委託業務に係る実績原価の検証は適切に

行われているか、また、その結果は十分に活用されているか、関連団体への業務委託費の算定に適用する管理費率(管理費を算定するために業務委託原価に乗ずる率)は適切なものとなっているか、協会所有の番組等の二次使用等に伴う関連団体からの副次収入の算定方法の検証は適切に行われているか、関係規程類は適切に整備されているか。

イ 関連団体の利益剰余金の増加の要因はどのようなものか、また、利益剰余金を適正な規模とするための協会の指導・監督は適切に行われているか、原則として関連団体の当期純利益の中から関連団体に要請する普通配当及び経営状況等を考慮するなどして同配当に加えて関連団体に要請する特例的な配当(以下「特例配当」という。)の額はどのように算定されているか、また、協会における配当要請の基準は適切なものとなっているか。

ウ 協会による関連団体における経理適正化策に関する指導・監督は、協会及び関連団体においてこれまで講じられてきた経理適正化策を踏まえるなどして適切に行われているか、協会による関連団体における体制整備に関する指導・監督は、不適正経理の防止に向けた内部監査部局等が適切に整備されて、その機能が確保されるよう、適切に行われているか、協会による関連団体に対する指導・監督の一環として行われる調査は、関係規程等を遵守して適切な方法によって行われているか。

そして、原則として18年度から27年度までを対象として、協会の関連団体の決算上の剰余金及びその増減に影響を与える関連団体に対する協会の業務委託、協会が関連団体から得る副次収入、関連団体から協会への配当等の状況並びに関連団体の不適正経理の再発防止に向けた協会における指導・監督の状況について検査した。検査に当たっては、協会が関連団体に関して作成している資料、協会が関連団体から徴取している資料等の提出を受け、調査分析するとともに、協会において63人日を要して、協会本部の担当者から説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

2 検査の結果

(1) 関連団体との取引の状況

ア 19年報告の検査の結果に対する所見に係る検査結果の概要

協会は、競争性を高めるための各種要領等を制定したものの関連団体との取引の大半が随意契約となっていたり、委託費の削減を目的として委託業務従事者に占める出向者の割合を減少させている契約はなかったり、業務委託額の妥当性を検証するために19年度から一部の契約を対象として実績原価調査を毎年度行っているものの業務委託費の積算等の見直しを行っていなかったり、二次使用料率について20年度に二次使用料率を適用しない算定方式に1団体について1件変更したほかは見直しを行ってなかったり、関係規程類の一部について28年7月現在においてもその適用範囲が明確なものとなるよう改定していなかったりしていた。

イ 協会における契約の状況

関連団体との契約に占める競争性のない随意契約の割合は、26年度以降増加していて、27年度は件数で83.2%、金額で92.7%となっている。また、27年度の随意契約の中にも、競争性のある契約への移行が可能なものが見受けられる。

ウ 関連団体の役職員の状況

27年度末における関連団体26団体の役職員数は、計6,531人となっている。そして、常勤役員に占める協会の出身者の割合が100%となっている関連団体は、子会社に

において9社、関連公益法人等において7団体、計16団体となっている。なお、社長又は理事長は、17年度末と同様、全て協会の出身者となっている。

また、27年度末における関連団体の職員数は6,402人、協会の職員数は10,074人となっていて、昭和55年度末と比べて、協会において職員数は6,669人減少(平成17年度末と比べて1,590人減少)している一方、関連団体において職員数は4,755人増加(同967人増加)している。

エ 関連団体への業務委託等の状況

関連団体との随意契約における出向者の削減状況をみると、25年度で70件中3件、26年度で93件中4件、27年度で17件中3件、計10件については出向者が減少していたが、このうち6件は出向者がそのまま転籍者となるなど要員区分を見直したことによる減少であり、残り4件は当該委託業務において事業の一部廃止に伴い業務を縮小したことによる減少であり、委託費の削減を目的として出向者の割合を減少させているものはなかった。また、委託業務に従事する要員の構成をみたところ、出向者のみを要員としているものが、25年度で293件中4件、26年度で344件中2件、27年度で284件中3件、計9件見受けられた。

協会は、20年度決算から、関連団体に対し、協会との取引と協会以外との取引を区分経理させることとし、それぞれの取引に係る売上高、営業利益、売上原価、販売費及び一般管理費等を把握している。そこで、協会が区分経理を行わせている子会社等14社における27年度の売上高に占める協会との取引額の割合をみると、番組制作を主な業務としている子会社4社はおおむね70%を超えている。また、子会社等の売上高に占める売上原価の割合を、財務省の法人企業統計調査における業種別、資本金別の区分により分類して23年度から27年度までの間における各科目の合計値から算出すると、74.5%から90.2%となっており、子会社等の売上高に占める販売費及び一般管理費の割合は5.4%から23.8%となっている。同様に子会社等の売上高に占める営業利益の割合は、1.5%から15.3%となっている。

協会が区分経理を行わせている一般財団法人4団体について、23年度から27年度までの間の経常利益率を算出すると、協会との取引に係るものは5.2%となっている。

27年度の実績原価調査21件の結果をみると、売上高に占める売上総利益の割合(以下「売上総利益率」という。)はマイナス7.7%から31.2%と選定する業務によって大きな差があり、委託業務のうち番組制作については、関連団体に実績原価調査票の作成を求めておらず、実績原価調査が行われていない状況となっている。そして、実績原価調査を毎年度実施している関連団体が8団体ある一方、1度も実施していない関連団体が4団体見受けられた。また、実績原価調査を行った翌年度にも同じ内容の契約を締結して比較が可能な契約のうち、売上総利益率が業務委託費の算定に協会が適用している管理費率を大きく上回る20%以上となっている24年度実施1件、25年度実施1件、26年度実施3件について調査実施の翌年度の契約をみたところ、業務委託費の積算等の見直しが行われていない状況となっていた。

協会は、管理費率について各関連団体の経営状況を検証し、必要に応じて見直すとしているが、一部を除き長期間にわたって見直されておらず、協会が27年度における管理費率を設定した根拠は明らかでない状況となっている。

オ 協会における関連団体との取引による副次収入の状況

17年度から27年度までの間の協会における関連団体との取引による副次収入は56億余円から73億余円の間で推移していて、協会における副次収入全体の7割から8割を占めており、27年度については関連団体からの副次収入56億余円のうち、番組関係副次収入は45億余円となっている。

協会において、二次使用料率自体の見直しを行っていたものではなく、二次使用料について、実際にその算定方法が妥当なものとなっているかの判断は依然として困難な状況である。

カ 関連団体との取引における関係規程類

放送法(昭和25年法律第132号)第20条第2項に定める任意業務の委託に関する事務手続等については、28年7月現在においても業務委託基準の適用範囲に含まれておらず、委託に関する他の関係規程類においても明文化されていない状況となっている。

(2) 関連団体の剰余金及び協会に対する配当の状況

ア 19年報告の検査の結果に対する所見に係る検査結果の概要

19年報告の前後以降の子会社の利益剰余金残高及び配当総額をみると、利益剰余金残高は、21年度末まではおおむね横ばい、22年度末以降は増加傾向となっていて、27年度末で948億余円となっており、配当総額は、20年度に実施された73億余円の配当の後には同年度の半分以下で推移している状況が続いていたが、28年度の配当で72億余円の配当が実施されている。

イ 関連団体の剰余金の状況

関連団体の27年度末における剰余金に相当する額をみると、子会社13社の利益剰余金は計948億余円、関連会社4社の利益剰余金は計150億余円、日本放送協会健康保険組合を除く関連公益法人等8団体の一般正味財産期末残高等は計153億余円となっている。そして、子会社の27年度末の総資産、自己資本等の状況をみると、子会社13社の総資産は計1590億余円、自己資本は計990億余円、総資産に占める自己資本の割合は平均で59.2%、すぐに現金化できる当座資産と短期の流動負債との比率である当座比率は平均で239.6%となっていて、子会社の中には十分な財務上の余力がある会社が見受けられた。

また、27年度決算における子会社の利益剰余金の内訳をみると、任意積立金の大半である目的積立金のうち事業維持積立金計658億余円が利益剰余金全体の69.3%を占めている。この事業維持積立金は、19年度に子会社が協会の指示により、従前積み立てられていた別途積立金を取り崩して事業に不可欠な資産に対応する利益剰余金として組み替えることにより新設したものである。

そして、子会社の事業維持積立金の積立額の推移をみると、19年度末に計517億余円が積み立てられており、20年度以降も積増しが行われ、27年度末で計658億余円が積み立てられている。事業維持積立金の要積立額についてみると、各子会社の最低保有資金の算定方法が資金の受払の実際の状態を考慮したものとなっていないと思料されたり、子会社から協会に報告される最低保有資金の額について根拠が明確に示されずに報告されているため、協会において検証することが困難となっているものが見受けられたりした。

また、27年度末には子会社13社のうち7社が事業維持積立金以外の目的積立金を計22計上し、その総額は計153億円となっていて、19年度末の計9の積立金計50億余円に比べて3倍程度の規模となっている。27年度末で積み立てられている目的積立金は、目的に係る具体的な計画等が明確にされておらず、その目的が具体化される見込みのないまま積み立てられるなどしてから同額が留保され続けているものが見受けられ、8年以上同額が留保され続けているものが3積立金ある。協会は、目的積立金の新設される場合には事前に報告を受けるなどしているが、その後、具体的な投資計画に基づくなどして、目的積立金の必要性や要積立額の妥当性の検証が十分に行われていない積立金が見受けられた。

さらに、用途を特定しないで積み立てられている別途積立金をみると、27年度末に子会社3社で計4億余円が積み立てられている。この別途積立金は、18年度までに積み立てられていた別途積立金の残高と19年度に積み立てた事業維持積立金の開差分がそのまま別途積立金として残されているものである。

関連会社2社の利益剰余金は、株式会社放送衛星システムは18年度末の39億余円から27年度末には128億余円に、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズは20年度末の5億余円から27年度末には16億余円にそれぞれ増加している。

一般財団法人5団体及び公益財団法人1団体の一般正味財産の期末残高は、18年度末の計112億余円から27年度末には計148億余円に増加している。また、学校法人1団体及び社会福祉法人1団体の流動資産から流動負債等を差し引いた額は、学校法人日本放送協会学園はおおむね減少傾向に、社会福祉法人NHK厚生文化事業団はおおむね横ばいとなっている。

ウ 協会に対する配当の状況

協会は、17年に、協会が直接出資する子会社には、原則として、每期、当該期純利益又は当該期末資本金のそれぞれに所定の率を乗じた額のうち高額なものを下限として配当を求めることとした。その後、19年12月に、原則として、配当額は当該期純利益の35%相当額を下限とすることなどを定めた新しい配当の指針を制定した。

子会社の配当については、放送法第29条第1項の規定に基づく「協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するための体制」の整備の一環として位置付けられている関連団体運営基準(平成14年会長指示。以下「運営基準」という。)に基づき、協会と子会社との間で事前に協議を行うこととなっており、その際に、財務状況、事業計画、株主構成等を勘案した上で、配当の有無、規模等を協議することとなっている。

子会社の配当額をみると、18年度決算に基づく配当は配当総額で計33億余円、19年度決算に基づく配当は配当総額で計73億余円となっており、その後、23年度決算に基づく配当までは計30億円前後、24年度決算に基づく配当から26年度決算に基づく配当までは、配当の規模が縮小して計20億円台で推移している。そして、27年度決算に基づく配当においては、計72億余円に大きく増加している。これらの配当のうち、持株比率に基づく協会の受取配当額は、19年度決算に基づく配当が計53億余円と最も多く、26年度決算に基づく配当が計13億余円と最も少なくなっている。

子会社における普通配当の配当額は、21年度決算に基づく配当からは計20億円を超える状況が続いていて、27年度決算に基づく配当は計21億余円となっている。そし

て、普通配当の配当性向をみると、20年度決算に基づく配当以降は、配当性向の下限である当該期純利益の35%以上の配当がおおむね実施されている。

子会社の特例配当については、17年度決算に基づく配当から23年度決算に基づく配当までの7か年度の間の実施された分を合わせると、計156億余円が各子会社から配当された。そして、24年度決算に基づく配当以降は、協会は、子会社に対して特例配当の要請を行っておらず、子会社の特例配当は26年度決算に基づく配当までの3か年度は実施されていなかった。その後、27年度決算に基づく配当において、協会は、4年ぶりに子会社4社に対して計51億円の特例配当を要請し、このうち38億余円を持株比率に基づく協会受領分として受け取った。

24、25両年度決算に基づく配当(配当実施は25、26両年度)において、子会社に対して特例配当を要請しなかったことについて、協会は、子会社が自社株式を買い取ることに優先的に剰余金を使わせたことなど、子会社の資本政策の見直しの状況を考慮したことよるとしている。また、26年度決算に基づく配当(配当実施は27年度)において、子会社に対して特例配当の要請を行わなかったことについて、協会は、従来、関連団体の事業所が複数のビルに分散していることから、関連団体が放送センターの近隣に共同でビルを購入するなどの構想が協会内であり、一方、当時はまだ協会本部が所在する放送センターの建て替え場所の検討中であり、この決定までは、利益剰余金の規模を小さくすることになる特例配当の要請について消極的に判断したことよるとしている。しかし、この判断は、23年度決算に基づく配当以降、協会において、特例配当についての定めや経営計画の中で具体的な配当額を示すことがなくなった状況の中で、子会社による明確な投資計画が示されないまま、具体的な目的に係る目的積立金として積み立てるなどすることなく行われたものである。

関連会社2社の配当をみると、株式会社放送衛星システムは21年度決算に基づく配当以降毎年度実施している一方、株式会社ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズは20年度以降実施していない状況となっている。

エ 子会社の利益剰余金と協会に対する配当の関連性

協会は、24年度決算に基づく配当以降、3か年度にわたって特例配当の要請を行っておらず、その結果、子会社が特例配当を実施していないことなどが、近年の子会社の利益剰余金増加の一因となっていると思料される。協会によると、27年度決算に基づく配当の要請時における配当可能額は、必要運転資金について、事業維持積立金の要積立額の算定においては原則として3か月分で算定していたものを1.5か月分にしたり、事業維持積立金以外の目的積立金について考慮しなくなったりしたことにより、現金預金残高等の状況を考慮する前の計算で子会社13社のうち9社で計294億余円となっている。また、同様の算定方法で、28年度決算に基づく配当の要請時における配当可能額を算定すると、25年の国会答弁時における算定の方法で算定した場合の72億余円を大きく上回る10社、計269億余円になる。このように、配当可能額の算定について、協会はより多額の配当可能額となるような方法に改めるなどした。

協会は、26年度決算に基づく配当までの3年間に特例配当を要請しなかったことなどのため、27年度末で計948億余円に上った子会社の利益剰余金から、27年度決算に基づく配当において、単年度で計72億余円(このうち協会の受取額は計51億余円)に上る配当の要請をまとめて行うことになった。

(3) 関連団体の不適正経理の再発防止に向けた指導・監督の状況

ア 不適正経理の再発防止に向けた関連団体の取組

関連団体は、近年相次いだ不適正経理の発覚を受けて、それぞれの団体において、協会の指導・監督等に基づき、種々の取組を行っている。そして、協会が把握している関連団体における不適正経理のうち、旅費の領得については、株式会社NHKアイテックにおいて、証ひょう等による事後的な確認が十分でなかったために発生したものであるが、協会においては過去の不適正経理を受けて旅費を原則事後精算とすることと定めて以降、同様の不適正経理は発覚していない。また、不適正経理のほとんどは関連団体の自主事業において生じた事態である。

関連団体26団体における内部監査部局の設置状況を確認したところ、28年12月末時点では、株式会社NHKプラネットを除く子会社12社において、内部監査部局又は社長直属の内部監査担当者を設置している状況となっていた。一方、関連公益法人等9団体において、内部監査部局を設置している団体は一般財団法人NHKサービスセンター及び一般財団法人日本放送協会共済会の2団体となっていた。関連団体における不適正経理の概要等と関連団体の内部監査部局の設置状況との関連性をみると、不適正経理が発覚した時点において内部監査部局が設置されていなかったり、内部監査部局が設置された後にも不適正経理に係る行為が続いていたばかりか、会社の担当取締役が社内調査の結果を十分に活用しなかったことなどから、改善が進まないまま、東京国税局の税務調査で指摘されるまで不適正経理を発見することができていなかったりしていた。

また、海外の法人2団体を除く全ての団体において、毎年度の決算等について、監事又は監査役による監査が行われていた。そして、4団体では、上記の監査に加えて、外部の監査法人等を会計監査人とする監査が義務付けられており、27年度の実施状況を確認したところ、当該4団体において監査が行われていた。

さらに、協会は、25年10月に、新たに「NHKグループ通報制度規程」を定めた。これにより、総合リスク管理室(28年3月以降はリスク管理室。以下「リスク管理室」という。)は、通報された内容が個別の関連団体における問題か、協会グループ全体における問題かについて判断した上で更なる事実調査等の対応をすることとなった。

イ 不適正経理の再発防止に向けた協会の取組

(ア) 協会の不適正経理に係る取組

16年以降に協会の不適正経理が相次いで発覚し、20年4月に、ガバナンスの向上等を目的として、放送法等の一部を改正する法律(平成19年法律第136号。以下「平成19年改正法」という。)が施行され、協会に役員(経営委員会の委員、会長、副会長及び理事。以下同じ。)の職務の執行を監査する監査委員会を置くこととされたほか、協会は、経営委員会による内部統制関係議決(平成20年4月1日)に基づいてリスクマネジメント委員会及びリスク管理室を設置するなど、協会における不適正経理の再発防止に向けた体制整備を行った。

これらの取組にもかかわらず、19年報告以降も不適正経理が発覚しており、過去に不適正経理を踏まえて経理適正化策を講じたものについても、更なる不適正経理が生じたことを受けて、更に厳格な手続等を定めるなどしている状況であった。

このように、協会は、不適正経理が発覚するたびに、種々の経理適正化策を講じ、また、平成19年改正法の施行に伴い不適正経理の再発防止等のための体制整備を行ってきたにもかかわらず、不適正経理が依然として生じている。

(イ) 関連団体の不適正経理に係る協会の取組

協会は、関連団体の事業運営に対する指導・監督について、監査委員会、リスクマネジメント委員会、リスク管理室、内部監査室、関連事業局等が関連団体に対して行う調査や日常の業務上の情報交換、指示等を通じて行っているとしている。また、協会は、法律において義務付けられてはいないものの任意で協会と子会社等との連結財務諸表を作成しており、協会の会計監査を行う監査法人に連結財務諸表に対する会計監査も行わせている。

また、協会は、関連団体における不適正経理の再発防止のため次のような取組を行っている。

- a 内部監査室は、運営基準に基づく指導・監督に必要な事項についての調査を20年度から行っているが、調査の対象は、協会からの委託事業としており、26年度までは関連団体の自主事業については調査の対象としていなかった。
- b 協会は、関連団体における不適正経理の発覚を受けて緊急調査チームを編成し、自主的に関連団体に対する調査を実施している。このうち、NHK 関連団体ガバナンス調査委員会による調査及びアドバイザー・サービス契約に基づく調査において、調査に係る契約及び当該契約に関する支出について不透明な点が見受けられたり、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)等に基づく証拠書類の提出漏れが生じたりしていた。
- c 協会は、26年9月から27年3月にかけて、関連団体ガバナンス向上プロジェクトを実施し、子会社に対して個別に助言等を行い、規程類のひな形を示してその整備を支援した。そして、全ての子会社が、27年6月までに、上記のひな形に準じて規程を定めていた。また、協会は、内部監査連絡会等を通じて関連団体における内部監査体制の構築に向けて内部監査関係の規程類を整備させるなどの支援を行ったが、一部の団体においては内部監査部局が設置されていない。
- d 協会は、27年11月に発覚した株式会社NHK アイテックの不適正経理等を踏まえるなどして、28年3月に「[NHK グループ経営改革]の取り組み」を公表したり、協会の指導・監督機能の強化の一環として、同年4月に内部統制関係議決の改正を行ったりしている。

関連団体における不適正経理の発生並びに協会及び関連団体における主な取組の状況をみると、協会の取組はおおむね25年以降に開始されており、関連団体においても経理適正化策を実施したり体制整備を進めたりしたが、それにもかかわらず、不適正経理は依然として生じている。

3 検査の結果に対する所見

関連団体との取引を含めた協会の取引に充てられる資金の主たる財源は受信料であり、この受信料は、郵政大臣(13年1月6日以降は総務大臣)の諮問機関である臨時放送関係法制調査会による答申(昭和39年9月)において、特殊な負担金と解すべきであると示されている。また、運営基準において、関連団体の事業目的は、協会の業務を補完・支援することを

基本として、協会の業務の効率的推進、協会のソフト資産やノウハウの社会還元並びにこれらを通じた経費節減及び副次収入による協会への財政的寄与・視聴者負担の抑制となっている。さらに、運営基準において、協会は、関連団体の事業運営に対して基本契約等に基づき指導・監督を行うこととされている。

また、関連団体の利益剰余金については、本院が19年報告の報告を行った後も、子会社の利益剰余金が増加しており、27年度末には計948億余円となっている。

については、協会において、今回の本院の検査の結果を踏まえて、次のような点に留意して、関連団体の事業運営に対する指導・監督を適切に実施する必要があると認められる。

(1) 関連団体との取引

ア 関連団体との契約については、関連団体は協会の業務を補完・支援して効率的に業務を進める目的で設立されており、単純に競争性のある契約方式に移行するのは難しい業務も多いが、業務を切り出すなどして競争性のある契約への移行が可能なものが見受けられることから、今後とも業務内容の勘案・検証を行った上で、競争性のある契約への移行をより積極的に進めていくこと

イ 協会が関連団体に業務委託を行っているものの中には、委託業務従事者に指定された出向者の人件費相当額については、当該出向者の給与等を業務委託費として支払っているに等しい仕組みとなっていることを踏まえると、経費節減には結び付いていないと思料されるものが見受けられることから、関連団体へ業務委託する必要性を適切に検討すること

ウ 業務委託額の妥当性の検証は、実績原価調査の対象とする契約について調査の必要性を十分に検討した上で適切に選定を行うほか、その実施した調査の結果が業務委託費の積算等の見直しに結び付いていないものもあることから、実績原価の確認の結果を適切に反映し、業務委託額の削減等に努めること

エ 関連団体への業務委託費の算定に用いる管理費率については、一部を除き長期間にわたって見直されておらず、管理費率を設定した根拠が明らかでないことから、関連団体の経営状況を定期的に検証するなどして、必要に応じて管理費率を見直すこと

オ 副次収入のうち二次使用料については、その算定方法が妥当なものとなっているかの判断は依然として困難な状況であることから、二次使用料の算定方法の検証を可能な限り進めていくこと

カ 関連団体との取引における関係規程類については、任意業務の委託に関する事務手続等が業務委託基準の適用範囲に含まれておらず、委託に関する他の関係規程類においても明文化されていない状況となっていることから、関係規程類を速やかに定めて適切に運用すること

(2) 関連団体の剰余金及び協会に対する配当

ア 子会社の事業維持積立金が増加していることが利益剰余金全体の増加につながっているため、適正な配当を実施させる点からは、事業維持積立金の額が妥当であることが重要であることから、子会社が行う事業維持積立金の算定の基礎となる最低保有資金の額の根拠を明確にさせ、子会社から協会への報告に基づいて検証を十分に行うなどして、最低保有資金の額の適正化を図り、子会社の事業維持積立金の必要以上の増加を抑制すること

イ 子会社の目的積立金の必要性等が適切に検証できるよう、子会社に対して、投資計画等を適切に定めさせたり、必要性の乏しい目的積立金及び別途積立金について、取り崩して配当財源に充てるなどの活用方法を検討させたりするよう指導すること

ウ 普通配当の要請を行うことに加えて、特例配当の要請の要否の決定方法、配当額の算定方法の考え方を定めることなどにより、透明性を確保した上で、適切な特例配当の要請を行うことを検討すること。また、子会社の利益剰余金の過度な増加につながることはないよう、子会社との取引に際して、引き続き、子会社が協会との取引において計上する利益に留意するとともに、毎年度、子会社の利益剰余金の状況を把握し、利益剰余金の適切な規模について検証し、特例配当を要請するなど、子会社の利益剰余金額を適切な規模とするための指導・監督を適切に実施していくこと

(3) 関連団体の不適正経理の再発防止に向けた指導・監督

ア 協会及び関連団体において共通する業務に関する経理適正化策については業務に応じて共通して適用するなどし、関連団体の自主事業を含めた事業全般を対象として、関連団体に対する指導・監督を更に徹底していくこと

イ 関連団体の内部監査の機能が確保され、その結果が十分に活用されるよう積極的に指導・監督するとともに、関連団体における監事又は監査役による監査及び監査法人による監査について引き続き実施状況の把握及び必要に応じた指導・監督に努めること、また、関連団体における不適正経理の再発防止に向けた体制整備について、事業の規模や内容の違いを踏まえつつ可能な限り協会と同水準で実施されるよう、関連団体に対する指導・監督を更に徹底していくこと

ウ 今後、関連団体に関する調査等を行う際には、調査に係る契約及び当該契約に関する支出について不透明な点が生ずることのないよう、規程等を遵守し、その経費の支出に際しては、事後的に十分に検証できるような方法で行うなどとする対応策について継続的に取り組んでいくこと、また、計算証明規則等に基づき証拠書類を遺漏なく提出すること

本院としては、協会の関連団体との取引の状況、関連団体の剰余金及び協会に対する配当の状況、関連団体の不適正経理の再発防止に向けた各種施策の状況について検査していくとともに、協会における関連団体の事業運営に対する指導・監督が適切に行われているかについて、今後も引き続き検査していくこととする。

第2 東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について

要請を受諾した年月日	平成24年8月28日
検査の対象	国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
検査の内容	東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成29年4月12日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年8月27日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月28日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(二) 検査の内容

東日本大震災からの復興等に対する事業に関する次の各事項

- ① 東日本大震災に伴う被災等の状況
- ② 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

(2) これまでの会計検査の実施状況

東日本大震災の復旧・復興事業の実施に当たっては、東日本大震災復旧・復興関係経費に係る予算(以下「復旧・復興予算」という。)が、23年度については一般会計の補正予算において、24年度以降については東日本大震災復興特別会計(以下「復興特会」という。)の24年度から27年度までの予算において措置されている。

上記の要請により、東日本大震災からの復興等に対する事業に関して、合規性、効率性、有効性等の観点から、復旧・復興予算が措置されている16府省庁等を対象として、①東日本大震災に伴う被災等の状況、②復興等の各種施策及び支援事業の実施状況等について検査を実施し、これまでに、24年10月25日、25年10月31日、27年3月2日及び28年4月6日の4回、会計検査院長から参議院議長に対して報告している。

本院は、上記28年の報告において、東日本大震災に伴う被災等の状況とともに、復興等の各種施策及び支援事業の実施状況として、復旧・復興予算の執行状況、津波被害の大きかった青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉各県における復旧・復興事業の実施状況や

復旧・復興事業の成果の状況、原子力災害からの復興再生の状況等を分析して報告している。そして、東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号。以下「復興基本法」という。)に基づき23年7月に定められた「東日本大震災からの復興の基本方針」(以下「復興基本方針」という。)等で定められた27年度までの集中復興期間が終了し、28年度から復興・創生期間として、復興は新たな段階を迎えたことから、引き続き被災の状況、復興事業の実施状況等について検査を実施して、その結果については、集中復興期間における復興事業の実施状況等の総括として取りまとめが出来次第報告することとした。

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、集中復興期間における復旧・復興事業の実施状況等の総括として、参議院から要請を受けた各事項について、合規性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して検査を実施した。

ア 東日本大震災に伴う被災の状況はどのようになっているか、避難者数はどのように推移しているか、国は、東日本大震災からの復旧・復興を推進するためにどのような取組を行っているか。

イ 復興特区において措置された復旧・復興予算は、どのような経費に配分されているか、予算の執行は計画的、効率的に行われているか。また、復興債の発行及び償還は適時に行われているか、その償還財源として位置付けられている株式の売却等はどのようになっているか。

ウ 復興関連基金事業(国庫補助金等を原資として設置造成又は積増し(以下「設置造成等」という。))が行われる基金により復旧・復興事業として実施される事業。以下同じ。)及び復興交付金事業(東日本大震災復興交付金(以下「復興交付金」という。))を原資として基金の設置造成等を行うなどして実施される事業。以下同じ。)において、使用見込みのない余剰金が基金に滞留するなどしていないか。また、補助事業等、復興関連基金事業、復興交付金事業等の復旧・復興事業について、予算の執行は円滑かつ適切に行われているか。特に、復興関連基金事業や復興交付金事業は、計画に照らして適時に実施されているか。

エ 被災地のうち津波等により甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島各県(以下「東北3県」という。)において、集中復興期間中に実施された復旧・復興事業によりどのような成果が得られているか。特に、国民生活の安全・安心の確保の面から、津波被害に対しては施設整備等のハード施策のみならず人命を重視した速やかな避難を可能とするソフト施策により、災害に強い地域づくりが図られているか。復旧・復興予算により整備した災害公営住宅等への入居等の促進により、地域における暮らしの再生が図られているか。各種産業に係る施設等の復旧・復興、資金繰り支援、企業立地支援等の復旧・復興事業により、地域経済活動の再生が図られているか。

オ 原子力災害からの復興再生について、各府省庁、福島県等が実施する事業は円滑かつ迅速に実施されているか。特に、除染等による放射能汚染対策、中間貯蔵施設の建設に向けた取組等の福島の再生加速化に資する事業等は計画に照らして適時に実施されているか。また、国から東京電力株式会社(28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社。以下「東京電力」という。)に対する求償は適切に行われているか。

本院は、28年次においては、復旧・復興予算が措置されている16府省庁等を対象として引き続き検査するとともに、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体について

は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する地方公共団体(以下「特定被災地方公共団体」という。)である青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県並びに特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域(同条第3項に規定する区域をいう。以下同じ。)内にある特定被災地方公共団体以外の市町村に、特定被災区域をその区域とする市町村が所在する北海道及び埼玉県を加えた11道県及び227市町村(以下「特定被災自治体」という。)における被災状況、復旧・復興事業等の実施状況等について検査した。特に東北3県及び東北3県の127市町村に対して、国からの財政支援を受けて実施した復興関連基金事業や復興交付金事業の実施状況、成果等について検査した。また、株式会社日本政策金融公庫に対して、事業者等への資金繰り支援の成果等の状況について検査した。

検査に当たっては、14府省庁等の内部部局等並びに東北3県を含む4県及び東北3県の沿岸31市町村を含む4県の45市町村に対して270人日を要して会計実地検査を行うなどして、調書及び関係資料を徴したり担当者等から説明を聴取したりするなどして把握した内容等を基に調査分析を行った。

2 検査の結果

(1) 東日本大震災に伴う被災等の状況

ア 被害等の状況

(ア) 人的被害及び建物被害の状況

人的被害は死者15,893人、行方不明者2,556人等となっており、建物被害は全壊121,739戸、半壊279,088戸等となっている。

(イ) 公共施設等の被災の状況

各府省庁が所管する公共施設等の被災の状況は、基盤整備関係では被災地区海岸数677海岸、交通関係では道路(県及び市町村管理区間)における被災路線数6,293路線、農林水産業関係では津波により被災した農地面積21,480ha等となっている。また、全壊等の被害を受けた施設は、医療施設4,158施設、福祉施設1,626施設、学校施設等12,150施設等となっている。

(ウ) 避難の状況

29年2月13日現在の避難者数は、全国でなお123,168人に上っており、このうち東北3県の各県内の避難者数は、計77,946人となっていて全体の63%を占めている。

イ 国の復旧・復興への取組

(ア) 復旧・復興に向けた主な取組

復興基本方針では、復興期間は10年間とされ、当初の5年間で集中復興期間と位置付けられて、復興支援の体制、復興施策、事業規模、財源等に関する基本方針が定められた。このうち復興支援の体制について、国は、24年2月に復興庁を設置し、同庁に復興推進会議を設置した。復興施策については、住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォースの検討の下に、用地取得手続の迅速化、技術者・技能者の確保、資材の円滑な確保等の加速化措置等を実施したり、産業復興の推進に関するタスクフォースの検討の下に、26年6月に「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」を策定したりなどした。

さらに、27年6月の第13回復興推進会議において、集中復興期間終了後の28年度からの5年間で「復興・創生期間」と位置付けられて、復興基本法に基づき、28年3月に「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針が定められた。同方針では、原子力事故災害からの復興再生について、遅くとも29年3月までに避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示を解除できるよう環境整備に取り組むことなどとされた。

(イ) 原子力災害からの福島復興再生に向けた主な取組

a 復旧・復興に向けた主な取組

24年3月に福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)が施行され、国は、同法に基づき福島復興再生基本方針を閣議決定して、住民の安全のための除染等による放射能汚染対策を始めとする各種対策を計画的に講ずることとした。除染等による放射能汚染対策について、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)に基づき、環境省等は、放射性物質により汚染された土壌等の除染等(以下「汚染土壌等の除染等」という。)、放射性汚染廃棄物処理事業(以下「汚染廃棄物処理事業」という。)及び中間貯蔵施設の整備等(以下「中間貯蔵施設事業」とい、これらの3事業を合わせて「特措法3事業」という。)を実施している。

b 帰還支援等に向けた取組

国は、避難指示が解除された区域への帰還支援等の取組として24年度に福島避難解除等区域生活環境整備事業(以下「生活環境整備事業」という。)及び福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業(以下「帰還・再生事業」という。)を市町村等に対する委託事業としてそれぞれ創設した。そして、25年度に長期避難者生活拠点形成交付金及び福島定住等緊急支援交付金をそれぞれ創設した。さらに、25年8月の避難指示区域の見直しの完了を受けて、長期避難者支援から早期帰還までを一括して支援する福島再生加速化交付金を創設して、25年度に創設した2交付金により実施する事業及び帰還・再生事業の一部を移管するなどして創設した「再生加速化事業」を国庫補助事業として実施することとした。また、国は、27年5月に再生加速化事業を拡充して「帰還環境整備事業」とした。さらに、帰還・再生事業と生活環境整備事業を合わせて福島生活環境整備・帰還再生加速事業として再編し、福島再生加速化交付金事業の3事業と同事業を福島の復興再生の柱として実施している。

(ウ) 復興財源フレーム

国は、復興期間10年間に係る事業規模と財源の見込みを32兆円程度の規模とする32兆円フレームを示した。32兆円フレームでは、27年度までの集中復興期間に係る事業費を25.5兆円程度、28年度からの復興・創生期間に係る事業費を6.5兆円程度と見込んでいる。

集中復興期間に係る事業費として見込んだ25.5兆円及び25兆円フレームにおける計上済財源の27年度末現在の状況について、事業規模をみると、23年度から27年度までの支出済歳出額(以下「支出済額」という。)27.6兆円程度と28年度への繰越額

1.4兆円程度の計29.0兆円程度から、復興財源フレームの対象外経費等を除くなどした事業費は24.6兆円程度となっている。また、財源をみると、27年度末までに復興特別税収が3.4兆円、歳出削減・税外収入等が11.3兆円程度、日本郵政株式会社(以下「日本郵政」という。)の株式の売却収入が1.4兆円、それぞれ確保されている。

(2) 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

ア 復旧・復興予算の執行状況等

(ア) 集中復興期間における復旧・復興事業に係る歳出予算とその執行状況

a 復旧・復興予算の歳出予算額及び執行状況

集中復興期間において各年度に措置された予算現額(歳出予算額(当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計)に予備費使用額及び流用等増減額を加減したものであり、前年度から繰り越された額は含まない。)の合計額33兆4922億余円の27年度末現在における執行状況は、支出済額27兆6231億余円、翌年度繰越額1兆4111億余円、不用額4兆4579億余円(うち27年度の執行における不用額5118億余円)であり、集中復興期間5か年度全体の執行率(支出済額の予算現額に対する割合。以下同じ。)、繰越率(翌年度繰越額の予算現額に対する割合)、不用率(不用額の予算現額に対する割合)をみると、それぞれ82.4%、4.2%、13.3%となっている。

b 経費項目別の執行状況

集中復興期間における復旧・復興予算について経費項目別の支出済額をみると、「災害対応公共事業関係費」「施設費災害復旧費等」「公共事業等の追加」及び「復興関係公共事業等」の4経費項目で計4兆0144億余円となっている。また、特措法3事業の実施に係る経費項目については、「原子力災害復興関係経費」2兆5087億余円となっていて、累計執行率は、他の経費項目と比べておおむね低くなっている。

(イ) 集中復興期間における復旧・復興事業に係る歳入の予算及び実績の状況

a 財源項目別の歳入の予算・決算

集中復興期間における復旧・復興事業の財源等の予算額及び決算額のそれぞれの計は、予算額が33兆3261億余円、決算額が36兆7576億余円となっている。

b 復興債の発行及び償還の状況

集中復興期間における復興債の発行状況をみると、発行計画額計17兆3535億円に対して発行実績額計14兆9932億余円となっている。25年度は復興債は発行されておらず、26年度においても発行計画額1兆0970億円に対して発行実績額1199億余円と計画の1割程度にとどまっている。27年度は発行計画額1兆9463億円に対して発行実績額1兆3199億余円と計画の約7割となっている。また、復興債の年度末現在額をみると、23年度末の11兆2574億余円から27年度末の7兆2612億余円に減少している。

(ウ) 復興債の償還財源として位置付けられている株式の売却等の状況

集中復興期間における復興財源フレームでは、政府出資等の有価証券である日本たばこ産業株式会社、東京地下鉄株式会社(以下「東京地下鉄」という。)及び日本郵政の各株式の売却による収入が4.7兆円程度見込まれているが、27年度末までの実績は計2兆4006億余円となっている。今後確保すべきフレーム計上額は計2.3兆円程度で

あるのに対して、売却による収入は売却時点の株価に応じて決まることになるが、復興債の償還財源となる日本郵政株式及び東京地下鉄株式の27年度末の残高は、計3兆2788億余円となっている。

イ 国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況等

(ア) 特定被災自治体に対する国からの財政支援の状況

集中復興期間中の5か年度に東日本大震災関係経費として国から交付された国庫補助金等及び地方交付税のうち、特定被災自治体である11道県及び227市町村に交付されたものは計13兆4117億余円であり、このうち東北3県及び沿岸31市町村に交付されたものが計11兆4867億余円となっていて全体の85.6%を占めている。また、国からの財政支援に係る類型ごとの交付額について、交付額の合計に占める割合をみると、補助事業等が32.9%と最も高く、次いで地方負担に係る地方財政措置としての震災復興特別交付税22.3%、復興交付金事業21.4%、復興関連基金事業19.4%の順となっている。

(イ) 補助事業等の実施状況

集中復興期間における特定被災自治体に対する国庫補助金等の交付決定額は計5兆7936億余円、国庫補助金等の交付決定額計から不用額計を控除した額に対する実際の交付額計の割合(以下「補助事業執行率」という。)は88.4%となっていて、このうち津波等により甚大な被害を受けた東北3県及び東北3県の127市町村への交付決定額は計5兆3267億余円と、特定被災自治体に対する交付決定額の9割以上を占めている。

特定被災自治体が実施している補助事業等について、事業区分ごとの実施状況をみると、「災害廃棄物処理」及び「被災者支援」の補助事業執行率はそれぞれ99.8%、100%と高くなっているが、「社会基盤施設」及び「漁業」の補助事業執行率はそれぞれ79.1%、77.8%となっている。

(ウ) 復興関連基金事業の実施状況

a 集中復興期間における復興関連基金事業の実施状況

復興関連基金事業157事業の実施状況をみると、国庫補助金等交付額は計4兆4483億余円、27年度末までの基金の取崩額は2兆7683億余円、国庫補助金等交付額に対する取崩額の割合(以下「基金事業執行率」という。)は62.2%、27年度末に保有している国庫補助金等相当額は1兆3746億余円となっている。

b 終了予定年度別及び終了予定年度の延長期間別の実施状況

終了予定年度別にみると、26年度を終了予定年度としている事業が23事業と最も多くなっている。また、集中復興期間の終了後も継続して実施するとしている事業は98事業(27年度末に保有している国庫補助金等相当額1兆3182億余円)となっている。一方、終了期限を定めていない24事業は、原子力災害からの復興再生が長期にわたると想定されている福島県に交付されたものや、除染事業等の原子力災害関係経費に係るものが多くなっている。

c 復興関連基金事業に係る国庫補助金等の国庫への返納状況等

復興関連基金事業157事業のうち77事業において、各基金団体(国からの国庫補助金等の交付を受けて基金を設置造成等した団体。以下同じ。)は27年度末までに

3064億余円、28年度(28年8月末現在)に323億余円、計3387億余円の基金残額(運用益を含む。)を国庫に返納している。

d 集中復興期間内に事業が終了した復興関連基金事業のその後の状況

集中復興期間内に事業の終了期限が到来したり、国庫補助金等交付額の全額を取り崩したりするなどして事業が終了した59事業について終了後の同種事業の実施状況をみると、基金方式を採らずに実施していたもの(一般会計又は復興特会以外の特別会計から交付された国庫補助金等によるものを含む。)は12事業となっている。

(エ) 復興交付金事業の実施状況

a 復興交付金の交付等の状況

復興交付金事業について、集中復興期間において8道県及び96市町村に復興交付金2兆8720億余円が交付されていて、このうち約9割に当たる7県及び88市町村が基金を設置造成等してこれを取り崩して実施する事業(以下「基金型事業」という。)を選択していて、23年度から27年度までの5か年度の実施計画分に係る交付額は計2兆6415億余円、取崩額は計1兆6326億余円、基金事業執行率は61.8%となっている。

b 集中復興期間における復興交付金事業の完了等の状況

集中復興期間内に復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業を全て完了している特定被災自治体数は3道県及び30市町村であり、復興交付金の交付を受けて事業を実施している全ての特定被災自治体8道県及び96市町村の31.7%となっている。27年度末現在において実施中である復興地域づくりに不可欠な基盤を整備することを目的とする40の基幹事業1,612事業のうち当初の復興交付金事業計画において完了予定時期を27年度末以前としていた1,297事業を対象に延長期間の状況をみると、3年以上延長している事業は479事業となっていて、5年以上延長している事業も134事業ある状況となっている。

c 集中復興期間における基金型事業の実施状況

基金型事業について、基幹事業、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業(以下「効果促進事業」という。)があり、効果促進事業をあらかじめ事業内容を定めて基幹事業ごとに個別に事業費が配分されるもの(以下「効果促進事業(個別配分)」という。)及びあらかじめ事業内容を定めることなく特定の基幹事業に係る事業費の一定割合を一括して先渡しで配分されるもの(以下「効果促進事業(一括配分)」という。)の別にみると、基金事業執行率はそれぞれ64.8%、67.9%及び31.2%、取崩しが行われずに基金に保有されている額(以下「取崩未済額」という。)はそれぞれ8158億余円、226億余円、1669億余円となっており、特に効果促進事業(一括配分)の基金事業執行率が低くなっている。

効果促進事業(一括配分)は、24年度から27年度までの4か年度の実施計画分に係る交付額計2429億余円のうち事業内容が未定の交付額が1099億余円あり、このうち計8億余円が事業内容の全てが未定となっている。また、上記の1099億余円の約2割の206億余円は交付されてから3年以上にわたり事業内容が未定のままとなっている。さらに、事業内容が決定していても実際には執行されていない状況も見受けられる。

(オ) 福島再生加速化交付金事業の実施状況

集中復興期間における福島再生加速化交付金事業の実施状況をみると、長期避難者生活拠点形成事業(25年度から27年度までの実施計画分に係る交付額計1816億余円、執行額及び取崩額計639億余円)では、福島県及び12市町村が交付可能額(復興庁から特定被災自治体等に通知された復興交付金又は福島再生加速化交付金に係る交付申請の上限額。以下同じ。)の通知を受け、このうち福島県及び10市町村は国から福島再生加速化交付金の交付を受けて単年度で実施する事業(以下「単年度型事業」という。)により実施していて、交付額計108億余円、執行額計73億余円となっている。一方、福島県及び7市町村は基金型事業により実施していて、25年度から27年度までの3か年度分に係る交付額計1708億余円、27年度末までの取崩額計565億余円、基金事業執行率33.0%となっている。福島定住等緊急支援事業(25年度から27年度までの実施計画分に係る交付額計141億余円、執行額計117億余円)では、27市町村が事業を実施していて、交付額計141億余円、執行額計117億余円となっている。帰還環境整備事業(25年度から27年度までの実施計画分に係る交付額計302億余円、執行額及び取崩額計238億余円)では、福島県、29市町村及び2一部事務組合が交付可能額の通知を受け、このうち福島県、27市町村及び2一部事務組合は単年度型事業により実施していて、交付額計247億余円、執行額計219億余円となっている。一方、福島県及び7市町村は基金型事業により実施していて、25年度から27年度までの3か年度分に係る交付額計55億余円、取崩額計19億余円、基金事業執行率35.8%となっている。

(カ) 震災復興特別交付税に係る経費の執行状況

集中復興期間の交付税及び譲与税配付金特別会計における震災復興特別交付税に係る経費の執行状況をみると、累計繰入額3兆7642億余円に対する累計支出済額は3兆1884億余円(累計の執行率84.7%)となっている。

(キ) 国からの財政支援等による地方公共団体の財政への影響

集中復興期間における東北3県及び沿岸31市町村の普通会計に係る歳入歳出決算の状況についてみると、東北3県の歳入総額は、22年度の2兆4460億余円から、23年度に5兆6113億余円と大幅に増加した後、24年度から26年度までは減少が続き、27年度に微増に転じて4兆6037億余円と推移しており、23年度から27年度までの期間平均の対22年度比は200.8%となっている。沿岸31市町村の歳入総額は、22年度の9619億余円から、23年度1兆8428億余円、24年度3兆0304億余円と増加した後、25年度以降は減少が続いて、27年度2兆3574億余円と推移しており、同期間平均の対22年度比は256.6%となっている。

東北3県の歳出総額は、22年度の2兆3321億余円から、23年度に5兆2862億余円と大幅に増加した後、24年度から26年度までは減少が続き、27年度に微増に転じて4兆2447億余円と推移しており、23年度から27年度までの期間平均の対22年度比は193.8%となっている。沿岸31市町村の歳出総額は、22年度の9250億余円から、23年度1兆7214億余円、24年度2兆8117億余円と増加した後、25年度以降は減少が続いて、27年度2兆0814億余円と推移しており、同期間平均の対22年度比は242.0%となっている。

22年度から27年度までの各年度末現在における基金の状況をみると、東北3県及び沿岸31市町村の積立金現在額は、22年度がそれぞれ2974億余円、1897億余円であったのに対して、25年度にそれぞれ1兆6859億余円、1兆5617億余円に達している。

(ク) 地方公共団体等が実施する復旧・復興事業に係る個別の検査結果

a 復興関連基金事業

平成23年度一般会計補正予算(第3号)(以下「23年度第3次補正予算」という。)に計上された費用のうち国会の議決を受けた復興施策に要する費用(以下「復興費用」という。)に関する権利義務は、特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第15号)附則第3条の規定に基づき、翌年度以降に繰り越して使用することとされたものを除き、復興特会に帰属することとなっているため、23年度第3次補正予算に復興費用として計上されて23年度内に交付された国庫補助金等について、使用する見込みのないなどの額を国庫に返納させる場合、国は、復興特会に返納させることとなる。しかし、国土交通省において、使用する見込みのない額83億8631万余円を誤って復興特会ではなく一般会計に返納させている事態が見受けられた。

一方、平成23年度一般会計補正予算(第1号)又は平成23年度一般会計補正予算(第2号)に計上された費用等のうち使用する見込みのないなどの額について、復興基本法、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)等で定める財源確保の趣旨から、国はこれまで、一般会計に返納させた後、その額を復興特会に繰り入れて復旧・復興事業の費用等の財源に充てられるように、その原因となった支出を把握するなどして復興税外収入として別途整理するなどの所要の措置を執ってきている。しかし、この措置が執られていない事態が、文部科学省(286万余円)及び農林水産省(42億5030万余円)で計42億5317万余円見受けられた。

b 復興交付金事業

復興庁が公表している第1回から第14回までの復興交付金に係る交付可能額の通知時における復興交付金配分計画表を確認するなどしたところ、27年2月に復興庁が岩手県陸前高田市に通知した交付可能額に算定の誤りがあり、同市も同様に算定を誤って復興交付金の交付申請を行った結果、8541万余円が過大に交付されていた事態が見受けられた。また、復興交付金の交付可能額の算定について、過年度の交付可能額の通知時において、東日本大震災復興交付金制度要綱(平成24年府復第3号等。以下「制度要綱」という。)で定められた効果促進事業(一括配分)に係る事業費の上限額を超えて交付可能額が算定されている事態が、2市分で計15億9946万余円見受けられた。

ウ 集中復興期間における復旧・復興事業の成果の状況

(ア) 施策項目別の成果の状況

東北3県及び沿岸31市町村における25の施策項目の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)等に基づく災害復旧事業に係る計画や復興交付金事業計画等における整備計画施設等数(以下「計画施設数」という。)に係る事業費(以下

「計画事業費」という。)は、27年度末現在、計7兆2786億余円であり、これに対する完成している施設等数(以下「完成施設数」という。)に係る事業費(以下「完成分事業費」という。)は計2兆2452億余円(うち国庫補助金等計1兆8433億余円)となっている。施策項目別の計画施設数に対する完成施設数の割合(以下「完成率」という。)をみると、100%は「鉄道」「空港」「公営住宅」及び「養殖施設」の4項目であり、80%以上が「港湾」「造成宅地の滑動崩落防止」等の9項目、20%以下が「海岸(防潮堤)」「防潮堤の新設、改修等を計画し又は実施している海岸の整備」「海岸防災林」「上水道」及び「都市再生区画整理事業」の4項目である。20%以下の4項目は、津波により破壊され、流出した海岸保全施設、その背後地の市街地等の整備に関する施策項目となっている。

(イ) 津波防災に関する施策における復旧・復興事業の成果

a 津波防災に関するハード施策に係る復旧・復興事業の状況

防潮堤の整備に係る復旧・復興事業は、27年度末現在、東北3県の沿岸31市町村に福島県の沿岸5市町を加えた36市町村に所在する576海岸において事業が計画されており、このうち集中復興期間における完成施設数は87海岸、完成率は15.1%となっている。計画事業費1兆3433億余円のうち27年度末までに投じられた事業費(以下「支出済事業費」という。)は4605億余円、計画事業費に対する支出済事業費の割合は34.2%、完成分事業費は332億余円(うち国庫補助金等302億余円)となっている。

県別にみると、計画施設数は、岩手県が111海岸、宮城県が370海岸、福島県が95海岸となっていて、それぞれの完成施設数及び完成率は、11海岸、9.9%、54海岸、14.5%、22海岸、23.1%となっている。また、市町村別にみると、27年度末現在、36市町村のうち計画施設数の全てが完成した市町村は1村、計画施設数のうち一部が完成した市町村は17市町村であり、18市町村では完成した防潮堤はない。

27年度末までに事業を実施している556海岸について、26年度末現在と27年度末現在の計画事業費を比較すると、増加したものが184海岸、減少したものが123海岸となっている。また、556海岸から27年度末現在までに完成した87海岸を除く469海岸の完成(予定)年度をみると、26年度末現在の見込みより延長されたものが299海岸と約6割を占め、このうち7海岸は3か年度以上延長されている。

b 津波防災まちづくりに係る復旧・復興事業の状況

被災市街地復興土地区画整理事業(以下「復興土地区画整理事業」という。)及び津波復興拠点整備事業による市街地の整備状況をみると、復興土地区画整理事業では計画面積1,532ha、実績面積319ha、整備率20.8%となっており、津波復興拠点整備事業では計画面積260ha、実績面積145ha、整備率55.7%となっている。また、両事業のかさ上げに係る計画面積及び実績面積は、それぞれ761haのうち169ha、143haのうち90haであり、整備率はそれぞれ22.3%、62.9%となっている。

市町村別に全体の整備状況をみると、復興土地区画整理事業について、20市町村のうち整備が完了したものが1村、整備率が80%を超えているものが1町、整備率が20%以下のものが10市町となっている。津波復興拠点整備事業については、整備を実施している16市町のうち整備が完了したものが4市町、整備率が80%を超えているものが1市、整備率が20%以下のものが4市となっている。

c 津波防災に関するソフト施策に係る復旧・復興事業の状況

沿岸31市町村の住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難対策について定めた計画(以下「津波避難計画」という。)の策定状況をみると、27年度末現在、津波避難計画を策定しているのは21市町村で、このうち、東日本大震災前に津波避難計画を策定していたのは5市町となっており、16市町村は東日本大震災後に策定している。

津波情報等の収集・伝達手段の確保に係る機器等の整備状況について、津波監視カメラの整備状況をみると、沿岸31市町村のうち整備が完了したものが14市町、整備中のものが1村、整備していないものが16市町村となっている。また、情報伝達手段の確保に係る通信機器等の整備等の実施状況をみると、沿岸31市町村のうち整備等が実施済みとなっている市町村数は、システムの耐災害性の強化が27市町村、Jアラートによる自動起動対象の拡大が28市町村、緊急速報メールの一括送信が29市町村、防災行政無線の整備のうち同報系システムが全ての市町村、移動系システムが24市町村、難聴区域の解消が21市町村となっている。

沿岸31市町村における避難施設の指定の状況をみると、全ての市町村が避難所、緊急避難場所等の避難施設を指定しており、27年度末現在の指定数は、2,313施設となっていて、東日本大震災前の2,266施設から47施設増加している。しかし、東北地方太平洋沖地震による津波で浸水した地域等に所在する避難施設が緊急避難場所で49施設、避難所で56施設、耐震性の有無を把握していない避難施設が津波避難ビルで4施設、避難所で168施設となっている。また、住民等が避難施設に移動するための誘導標識等が設置されていないものが緊急避難場所で684施設、津波避難ビルで11施設、避難所で630施設となっている。

避難所等の装備の状況をみると、非常用電源が備えられていない避難施設が津波避難ビルで25施設、避難所で497施設、ラジオ等の情報機器がない避難施設が津波避難ビルで62施設、避難所で369施設、備蓄倉庫がない施設が津波避難ビルで56施設、避難所で485施設となっている。備蓄倉庫が設置されている避難所460施設について、避難者を支援するための備蓄物資の状況をみると、27年度末現在、食事の供与が全くできないものが145施設あり、1日以下が255施設、1日超3日以下が52施設等となっている。また、毛布が不足するものが349施設、非常用電源がないため停電時に照明等の電気製品が使えないものが48施設、石油ストーブが備蓄されていないため暖房を使えないものが234施設となっている。

(注1) Jアラート 全国瞬時警報システム。弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を人工衛星を用いて国(内閣官房又は気象庁から消防庁を経由)から送信し、市町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFM等を自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

(注2) 同報系システム 屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村等から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム

(注3) 移動系システム 車載型や携帯型の移動局と市町村、消防、警察等の関係機関が相互に通信を行うシステム

(ウ) 住宅の供給等に関する復旧・復興事業の成果

a 被災者等に対する応急仮設住宅の供与

東北3県が整備等を行った応急仮設住宅である建設型応急仮設住宅(整備戸数計52,822戸)及び市町村が民間住宅を借り上げるなどして被災者等に供与する応急仮設住宅である借上型応急仮設住宅(借上戸数計24,856戸)について、集中復興期間における整備費、維持管理費等をみると、建設型応急仮設住宅の整備費は計3370億余円、維持管理費は計574億余円、撤去費は計14億余円、借上型応急仮設住宅の維持管理費は計1449億余円となっている。建設型応急仮設住宅に係る維持管理費について、集中復興期間における年度別の状況をみると、震災直後の23年度が344億余円とピークとなっており、24年度以降、建設型応急仮設住宅の統廃合や廃止の進捗により減少傾向となっている。

b 恒久住宅等の整備に係る復旧・復興事業

災害公営住宅整備事業等は、東北3県及び沿岸31市町村のうち岩手、福島両県及び30市町村のほか、その他の22市町村において実施されており、集中復興期間における整備状況をみると、759地区における計画戸数29,575戸に対して16,747戸が完成(完成率56.6%)し、整備が完了した地区に係る整備額は4383億余円となっている。集中復興期間に整備された災害公営住宅の入居の状況等をみると、入居可能戸数15,617戸のうち14,754戸(94.4%)が入居済み又は入居手続中であり、863戸(5.5%)が入居者未定で空室となっている。国土交通省は、各事業主体が災害公営住宅を被災者等に提供するために様々な対策を講じたにもかかわらず入居者未定の空室が生じている場合、事業主体の判断により、災害発生から3年を経過した後、一般向け公営住宅に変更し、被災者等以外に貸与等を行うことはやむを得ないとの見解を示している。ただし、一般向け公営住宅整備事業は、一般会計予算に計上された国庫補助金により実施される事業であり、災害公営住宅整備事業等よりも補助率が低率となっている。

防災集団移転促進事業は、東北3県及び沿岸31市町村のうち22市町村のほか、その他の4市町において実施されており、集中復興期間における整備状況をみると、324地区における計画区画数の8,840区画に対して6,484区画が完成(完成率73.3%)し、整備が完了した地区に係る整備額は1252億余円となっている。集中復興期間に整備された宅地の分譲等の状況をみると、整備された宅地6,484区画のうち5,775区画(89.0%)が分譲等済み又は分譲等手続中であり、709区画(10.9%)が分譲等未定で空き区画となっている。

漁業集落防災機能強化事業は、東北3県及び沿岸31市町村のうち13市町村において実施されており、集中復興期間における整備状況をみると、36地区において計画区画数500区画に対して276区画が完成(完成率55.2%)し、整備が完了した地区に係る整備額は59億余円となっている。集中復興期間に整備された宅地の分譲の状況をみると、整備された宅地276区画のうち257区画(93.1%)が分譲済み又は分譲手続中であり、19区画(6.8%)が分譲未定で空き区画となっている。

都市再生区画整理事業は、東北3県及び沿岸31市町村のうち17市町村において実施されており、集中復興期間における整備状況をみると、50地区における計画

区画数 10,129 区画に対して 1,652 区画が完成(完成率 16.3%)し、整備が完了した地区に係る整備額は 59 億余円となっている。

(エ) 地域経済活動の再生に関する復旧・復興事業の成果

a 各種産業に係る施設等の復旧・復興事業の状況

27 年度末現在の東北 3 県における農水産業に係る施設等の復旧・復興の状況をみると、農地については計画施設数 38,718ha のうち 32,703ha が完成(完成率 84.4%)し、農業用施設については計画施設数 4,838 施設のうち 3,914 施設が完成(完成率 80.9%)している。また、漁港施設については計画施設数 2,636 施設のうち 1,645 施設が完成(完成率 62.4%)し、水産業共同利用施設については計画施設数 4,922 施設のうち 4,637 施設が完成(完成率 94.2%)している。

グループ補助金(中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金)による事業の実績をみると、27 年度末現在、交付決定を受けた延べ 8,937 事業者のうち延べ 7,207 事業者が事業を完了しているが、延べ 202 事業者が事業を廃止し又は取り消しているほか、延べ 1,528 事業者が事業を延期するなどしている。また、東北 3 県におけるリース補助事業(被災中小企業復興支援リース補助事業)の実績をみると、27 年度末現在、集中復興期間に 6,023 件に対して 35 億余円が交付されており、このうち宮城県が 4,361 件、24 億余円となっている。

b 農林漁業者、中小企業者等に対する資金繰り支援

農林漁業者等向けの融資制度として設けられた既存融資制度の特例(以下「農林漁業者等震災特例貸付」という。)及び中小企業者等向けの融資制度として創設された東日本大震災復興特別貸付(以下「復興特別貸付」という。)の 22 年度(23 年 3 月)から 27 年度までの間の実績をみると、農林漁業者等震災特例貸付が 3442 億余円、復興特別貸付が 3 兆 8614 億余円、計 4 兆 2057 億余円となっていて、復興特別貸付の規模が大きいものとなっている。東北 3 県における貸付実績は、全国計 4 兆 2057 億余円のうち 8914 億余円であり、県別の計では、宮城県が 4836 億余円、福島県が 2490 億余円、岩手県が 1587 億余円となっている。

c 企業立地支援による復旧・復興の状況

集中復興期間に、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(以下、この補助金による事業を「津波・原子力災害立地補助事業」という。)2090 億円、地域経済産業復興立地推進事業費補助金(以下、この補助金による事業を「ふくしま立地支援事業」という。)2102 億余円がそれぞれ国から基金団体に交付され、27 年度末現在の基金の取崩額は、津波・原子力災害立地補助事業に係る基金が 111 億余円(基金事業執行率 5.3%)、ふくしま立地支援事業に係る基金が 1301 億余円(基金事業執行率 61.9%)となっている。

集中復興期間の採択、交付決定等の状況をみると、27 年度末現在、津波・原子力災害立地補助事業は、採択件数 512 件、採択額 1997 億余円、交付決定件数 200 件、交付決定額 868 億余円となっていて、企業が立地される市町村数及び新規地元雇用者数のそれぞれの見込みは、69 市町村、6,359 人となっている。また、ふくしま立地支援事業は、採択件数 446 件、採択額 3142 億余円、交付決定件数 338 件、交付決定額 1300 億余円となっていて、企業が立地される市町村数及び新規地元雇

用者数のそれぞれの見込みは、福島県の47市町村、4,394人となっている。両事業を合わせた採択事業者数、完了事業者数、辞退事業者数の状況をみると、採択事業者数は958事業者、完了事業者は407事業者、完了率は42.4%となっている一方で、辞退事業者数は232事業者、辞退率は24.2%となっている。

d 観光の復興状況

沿岸31市町村の観光誘客を目的とした大規模な祭り、催事等(以下「観光イベント」という。)について、東日本大震災の影響、集客等の状況をみると、東日本大震災前に実施していた67件のうち43件が震災の影響で取りやめとなっており、27年度末までに31件が再開されたものの12件はいまだ再開に至っていない。東日本大震災以後に復興に関するものとして実施されている新しい観光イベントは33件あり、このうち29件は27年度末現在、定期的に継続して実施されている。27年度末現在で実施されている観光イベントは、震災の影響がなかったもの24件、再開されたもの31件及び定期的に実施されている新しいもの29件を合わせて84件となっている。また、集客数については、25年度が約764万人、27年度が約829万人となっていて、25年度から27年度までの3か年度の間で20市町村において集客数が増加したとしている。

e 産業の回復の状況

産業の回復の状況に関する沿岸31市町村の認識についてみたところ、全体的に回復したとしている市町村数は、沿岸31市町村のうち21市町村となっている。業種ごとにみると、震災前の水準に回復したとする市町村数は、建設業では19市町村、観光業では16市町村と沿岸31市町村の半数以上を占めるが、農業、水産業ではそれぞれ8市町村、商業・サービス業では7市町村となっている。また、震災前の水準に回復していないとする市町村数は、水産業では19市町村、農業では18市町村となっている。

エ 原子力災害からの復興再生

(ア) 原子力災害関係の事業の執行状況

a 原子力災害関係経費の執行状況

集中復興期間における原子力災害関係経費の支出済額計3兆1334億余円のうち、特措法3事業に係る支出済額が1兆8227億余円と全体の58.1%を占めていて、その大部分は汚染土壌等の除染等の費用の1兆6337億余円となっている。そして、除染等による放射線量の低減対策に係る事業全体の支出は1兆8698億余円に上り、原子力災害関係経費の59.6%を占めている。

b 原子力災害関係経費以外の経費で実施している放射線量の低減対策に係る事業の執行状況

集中復興期間において、地方公共団体が単独事業として実施している表土の改善等の放射線量の低減対策に係る事業費に対して算定された震災復興特別交付税は7県138市町村の計54億余円、特別交付税は6府県177市町村の計14億余円となっている。また、農林水産省所管の東日本大震災農業生産対策交付金により実施された放射性物質の吸収抑制対策に係る事業費の総額は計61億余円となっている。

(イ) 特措法3事業の実施状況

a 汚染土壌等の除染等の実施状況

除染特別地域における汚染土壌等の除染等を総合的かつ計画的に講ずるための特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置の状況をみると、楡葉町等7市町村では28年3月までに終了しており、飯館村等4市町村では29年3月までに終了するよう実施している。集中復興期間において除染特別地域で実施された汚染土壌等の除染等に係る支出済額は計7850億余円となっている。また、27年度末現在の除染特別地域における除染等の措置により生じた除去土壌及び除染廃棄物(以下「除去土壌等」という。)の仮置場等の箇所数及び保管量は264か所、596万 m^3 となっており、仮置場等から中間貯蔵施設等に搬出した保管量は44万 m^3 (仮置場等の保管量の7.4%)となっている。

汚染状況重点調査地域に指定された市町村の状況についてみると、福島県内で汚染状況重点調査地域に指定された39市町村のうち36市町村が、一方、福島県以外の7県内で汚染状況重点調査地域に指定された58市町村のうち57市町村が、それぞれ除染実施計画を策定して、同計画に基づき除染等の措置を実施している。そして、集中復興期間においてこれらの地域で実施された汚染土壌等の除染等に係る支出済額の合計は8475億余円となっている。

27年度末現在の福島県内の汚染状況重点調査地域における除去土壌等の保管箇所及び保管量は、除染した現場と仮置場の合計で142,161か所、518万 m^3 であるのに対して、除去土壌等の仮置場等から中間貯蔵施設等への輸送量は現状ではまだ僅かな状況である。そして、除去土壌等の仮置場等における保管のため集中復興期間に要した維持管理費は、32市町村で計95億余円となっており、これらの維持管理費は、除去土壌等の中間貯蔵施設等への輸送が進み、同施設等において集中管理することにより逡減することが期待されるが、同施設等への輸送が進まない場合、長期にわたり発生し続けることになる。仮置場の設置箇所についてみると、市町村が定める津波の浸水区域に仮置場が設置されているため、除去土壌等が搬出されるまでの間、比較的頻度の高い一定程度の津波高を超える津波等の災害の発生時には保管した除去土壌等が流出し、除染等の措置による効果が減少するおそれが継続する状況となっているものが見受けられた。

b 汚染廃棄物処理事業の実施状況

27年度末現在の汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等の処理状況をみると、推定量(帰還困難区域を除く。)^(注4)116.6万tに対して、仮置場等への搬入量は81.6万tとなっている。また、搬入実施率が30%未満となっているのは3町村となっている。そして、福島県を含む12都県に保管されている指定廃棄物(放射能濃度が8,000Bq/kgを超え、特別な管理が必要な程度に汚染されたものとして環境大臣が指定した廃棄物。以下同じ。)の数量は、27年度末現在17.2万tとなっている。

放射性物質に汚染された廃棄物のうち農林業系廃棄物等についてみると、国や都道府県の指示、要請等で利用できなくなった結果、一般廃棄物等となり、市場に流通させずに保管されているものなどが10道県で計27.5万tとなっており、既存の焼却処理施設の能力が不足していることなどから減容化が進んでおらず、一時集積

所の容量も不足していることなどから、各農家等で一時保管されている状況となっている。また、クリーンセンター等で焼却処理を行って焼却灰となった廃棄物についてみると、5県で計17.4万tとなっていて、これは引き続きクリーンセンター等に保管されているものである。

(注4) 帰還困難区域 避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50mSvを超えていて、事故後6年間を経過してもなお年間積算線量が20mSvを下回らないおそれがある地域

c 中間貯蔵施設事業の実施状況

中間貯蔵施設に係る用地取得の状況を見ると、環境省は、27年度末現在、当該用地の登記簿上の約2,400人の地権者(面積約1,600ha)のうち連絡先を把握している約1,480人(同約1,450ha)に連絡するなどしているが、土地の売買契約等の成立件数は83件(同約22ha)にとどまっている。

環境省は、26年11月に、「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画」を策定し、27年3月から28年3月までの間にパイロット輸送が実施され、大熊町のストックヤードに23市町村計2.3万³m³、双葉町のストックヤードに20市町村計2.2万³m³、合計43市町村4.5万³m³の除去土壌や放射能濃度が10万Bq/kgを超える対策地域内廃棄物及び指定廃棄物が輸送され、同年3月に検証報告が取りまとめられている。また、同省は、28年3月に中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」を公表し、32年度までに500万³m³から1250万³m³程度の除染土壌等を搬入できる見通しであるとした。

(ウ) 原子力災害関係経費の求償の状況

特措法3事業については、集中復興期間における事業実施済額の計1兆5607億余円に対して、28年10月末現在の求償額は計1兆1932億余円、東京電力の支払額は計5062億余円となっている。また、放射性物質汚染対処特措法が施行される前から緊急的に実施されていた内閣府所管の「東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等」(以下「緊急実施除染事業」という。)については、集中復興期間における事業実施済額の計2098億余円に対して、28年10月末現在の求償額は計745億余円、支払額は計418億余円となっている。

3 検査の結果に対する所見

東日本大震災は、被災地域が極めて広範囲にわたる大規模なものであるとともに、地震、津波及び原子力発電施設の事故による複合的な未曾有の大災害である。

復興基本方針等で定めた23年度から27年度までの集中復興期間において、国は、東日本大震災からの復旧・復興のために、既存の制度の見直し、財政支援、自由度の高い交付金の創設等様々な施策を、その総力を挙げて取り組んできた。

集中復興期間において、国は、総額27兆6231億余円を支出した。そして、これに対する財源を、49年12月までの長期にわたって確保される復興特別税(復興特別所得税等)や歳出削減等により賄うとしているが、他方、多額の費用が限られた期間に生ずることから、事業の実施に当たり不足する資金を確保するために復興債等を発行している。また、復興予算の計上及び執行に当たり、各事業が被災地及び被災者の復興に真に必要なかつ有効なものとなっているかなどの視点から議論がなされたことから、国は、復興予算について、不適切な使用であるなどの批判を招くことがないように用途を厳格化するなどの取組も行ってきた。

こうした国の取組や復旧・復興事業を中心となって実施する地方公共団体の総力を挙げての取組により、集中復興期間が終了した現在、事業の進捗とともにその成果も見受けられる一方、防潮堤やまちづくりなどに係る事業において、膨大な事業量や事業の実施に伴う地域住民や関係機関との調整、他事業との調整等の様々な困難から、被災者がひ益するに至っていないものも依然として見受けられる。

復旧・復興事業について、28年度以降も多くの事業が一刻も早い完了を目指して実施されているところであり、国は、地震・津波被災地域を中心に事業完了に向けた見通しが立ちつつあることを踏まえて、28年度以降の復興支援については、被災地の自立につながるものとしていく必要があるとし、28年度からの5年間を被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から「復興・創生期間」と位置付けた。そして、復興・創生期間において、全国に共通する課題への対応という性質を併せ持つ事業については被災した地方公共団体においても一定の負担を行いつつ、国は、復興の新たなステージに応じた切れ目のない被災者支援を行うとともに、次なる災害に備えた住まいの再建や復興まちづくりなどを着実に進めるとしている。

については、復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が復興基本法に定める基本理念に即して更なる復旧・復興の進展につながるよう、今後も引き続き次の点に留意するなどして、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。

- ア 復興・創生期間における復旧・復興事業について、国は、特定被災自治体等との緊密な連絡調整を行うことなどにより事業が迅速に実施されるようにするとともに、集中復興期間の各種事業の実績を踏まえて、円滑に実施されるように努めること
- イ 国庫補助金等を交付して実施している事業について、国は、特定被災自治体の意向や要望、被災者の生活再建の見通しなどを十分に把握して、情報提供、助言その他の着実な執行に向けた取組を行っていくこと。また、復興関連基金事業について、国は、基金団体と十分に連携して適切な基金の執行管理を行うとともに、使用見込みのない余剰金等が生じている場合には、これを国庫に返納することを要請するなど、資金が適切かつ有効に活用されるよう努めること。特に、余剰金等の返納に当たっては、国庫補助金等が復興基本方針に定める復興財源を原資としていることに留意し、適正を期すること
- ウ 復興交付金事業について、国は、情報提供、助言その他の必要な協力等を行い、事業の着実な実施に向けて支援を行っていくこと。基金型事業において取崩未済額が多額となっている状況等を踏まえて、国は、特定被災自治体による事業の執行状況に応じた適切な復興交付金の配分を行うとともに、事業が完了して生じた残余额等や効果促進事業(一括配分)における事業内容が未定の額について、基幹事業及び効果促進事業(個別配分)への流用等を一層進めるなどして着実な縮小を図ること。また、効果促進事業(一括配分)について、復興庁は、28年報告の会計検査院の所見等を踏まえて第15回及び第16回の配分を見送ることとしたものの、過年度の交付可能額の通知時において当時の制度要綱で定められた上限額を超えて交付可能額が算定されている事態も見受けられることから、制度要綱の適正な運用についても留意すること
- エ 津波防災に関する復旧・復興事業の実施について、国は、復興基本方針において、被災しても人命が失われないことを最重視するとされていることなどを踏まえて、経済性及び効率性にも十分に配慮して、防潮堤等の各種施設や市街地の整備等の施策に関する助言等

を着実に実施していくとともに、住民等の適切な避難を確保するための施策についても早期に適切な実施が図られるよう努めること。また、津波防災に関する事業の成果が確実にあがるよう努めること

オ 復興交付金事業等による住宅の供給等について、国は、空室及び空き区画の解消等に向けた助言等に努めること。災害公営住宅整備事業等において、各事業主体が空室の解消のための対策を講じてもなお空室が解消されないことが見込まれ、災害発生から3年を待たずして早期に当該災害公営住宅を有効活用しようとする場合には、一般向け公営住宅としての貸与等を行うことを可能とするなどの対策について検討すること。また、被災地の自立につながることを念頭に、地域経済活動の再生に関する事業の成果が確実にあがるよう努めること

カ 原子力災害からの復興再生のうち除染等の措置について、国は、除去土壌等が仮置場等に長期間保管されていて多額の維持管理費が発生するなどしていることを踏まえて、除去土壌等の保管場所である中間貯蔵施設の整備の促進に努めること。また、汚染廃棄物処理事業について、農林業系廃棄物等が各農家等に保管されていて大きな負担となっていることを踏まえて、仮設焼却施設の設置等による減容化等、汚染廃棄物の処理の促進に努めること。さらに、特措法3事業及び緊急実施除染事業に係る事業費について、放射性物質汚染対処特措法等に基づき関係原子力事業者が賠償すべき損害に係る賠償金が東京電力から確実に支払われるよう、求償を適切に行っていくこと

キ 国は、集中復興期間に実施された復旧・復興事業に係る課題やその解決策等に関する事例等の情報を蓄積して整理し、復興・創生期間に実施される事業に反映するとともに、今後想定される災害からの復旧・復興事業に活用していくこと

本院は、東日本大震災からの復興に向けた確実な歩みがなされている一方、復旧・復興の完了までに長期間を要するものもあることから、東日本大震災に伴う被災等の状況とともに、復興等の各種施策及び支援事業の実施状況として、復旧・復興予算の執行状況、被害の大きかった東北3県を中心に復旧・復興事業の実施状況や復旧・復興事業の成果の状況、原子力災害からの復興再生の状況等を分析して、計5回にわたり報告した。

本院としては、復興基本方針等で定められた集中復興期間が終了して、28年度から復興・創生期間として復興は新たな段階を迎えたことから、復興・創生期間における事業の実施状況についても、引き続き検査していくこととする。

第3節 特定検査対象に関する検査状況

第1 国の財政健全化への取組について

検査の対象とした決算	一般会計 20か年度(平成9年度～28年度)				
財政健全化への取組の概要	「財政健全化目標について」(平成8年12月閣議決定)以降、政府が、国及び地方の財政状況が極めて厳しい状況にあることに鑑み、財政健全化の目標の達成に向けて歳出・歳入両面等から必要な取組を進めるもの				
「経済財政運営と改革の基本方針2017」において政府が定めている財政健全化の目標	国及び地方のプライマリー・バランスを平成32年度までに黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。				
財政健全化の目標に係る平成27年度における財政状況	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">国及び地方のプライマリー・バランス(対GDP比)</td> <td style="text-align: right;">▲15.8兆円(▲3.0%)</td> </tr> <tr> <td>債務残高対GDP比</td> <td style="text-align: right;">186.2%</td> </tr> </table>	国及び地方のプライマリー・バランス(対GDP比)	▲15.8兆円(▲3.0%)	債務残高対GDP比	186.2%
国及び地方のプライマリー・バランス(対GDP比)	▲15.8兆円(▲3.0%)				
債務残高対GDP比	186.2%				

1 国の財政健全化への取組に係る現状等の概要

(1) 財政健全化の目標と当該目標の達成を実現するために取り組むべき方針の概要

財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項によれば、歳出は、公債又は借入金以外の歳入をもって、その財源としなければならないとされている。同法施行後、この規定に基づき、租税収入等の歳入で歳出を賄う収支が均衡した予算が作成されていたが、昭和40年度に「昭和40年度における財政処理の特別措置に関する法律」(昭和41年法律第4号)が施行され、初めて歳入補填のための国債が発行された。それ以降、41年度から平成29年度までの間は、「公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる」とする財政法第4条第1項ただし書の規定に基づき建設国債が、昭和50年度から平成29年度までの間(2年度から5年度までの間を除く。^(注1))は、公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき特例国債が、それぞれ発行されている。そして、これら国債の発行による収入が、一般会計の歳出の財源に充てられる状況が続いている。

いわゆるバブル経済の崩壊後、厳しい経済状況が続いて、公債残高が累増していく中、政府は、8年12月に閣議決定した「平成9年度予算編成方針」等において9年度を「財政構造改革元年」と位置付け、財政健全化のために、同月に「財政健全化目標について」を閣議決定した。そして、政府は、9年度以降、法令、閣議決定及び閣議了解において、財政健全化のための目標や、当該目標の達成を実現するために、政府が各年度において取り組むべき方針(以下「各年度方針」という。)を示してきている(以下、このような法令、閣議決定及び閣議了解を「健全化閣議決定等」という。)

しかし、度重なる公債発行により公債残高は増加し、28年度末における普通国債(建設国債、特例国債のように利払・償還財源が主として税金により賄われる国債)の残高は830.5兆円に達しており、28年度一般会計決算額における公債依存度は約38.9%、公債償還等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合は約22.6%となっている。また、内閣府が財政健全化の目標の達成状況の検証等に資するために毎年度作成している「中長期の経済財政に関する試算」では、27年度の国及び地方のプライマリー・バランス^(注3)(以下、「プライマリー・バランス」を「PB」といい、「国及び地方のプライマリー・バランス」を「国・地方PB」という。)は▲15.8兆円、債務残高対GDP比は186.2%となっており、依然として厳しい財政状況が続いている。財務省の資料によれば、主要先進7か国の「一般政府の債務残高対GDP比」^(注5)について比較してみると、我が国は突出して高い状況となっており、主要先進7か国中、最悪の水準となっている。

(注1) 建設国債 財政法第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注2) 特例国債 公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき税金等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注3) プライマリー・バランス 内閣府が推計している国民経済計算を基に算出される、税等の収入から雇用者報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差(財政収支)に支払利子を加え、受取利子を差し引いた収支差。基礎的財政収支とも称される。

(注4) 債務残高 普通国債(復興債を除く。)、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の各残高の合計

(注5) 主要先進7か国 日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア及びカナダ

(注6) 一般政府の債務残高対GDP比 国際通貨基金(IMF)において、国際比較に資するため、国民経済計算に基づき、一般政府(中央政府、地方政府及び社会保障基金)の債務残高を名目GDPで除したもの。財務省が示しているIMF“World Economic Outlook Database”(平成28年10月)の平成29年の一般政府の債務残高対GDP比によると、日本253.0%、イタリア133.4%、米国108.4%、フランス97.8%、カナダ90.5%、英国88.8%、ドイツ65.9%となっている。

(2) 健全化閣議決定等と当初予算の成立過程

政府は、毎年度の当初予算の編成を、各年度方針を踏まえて行っている。

例えば、平成28年度当初予算における予算成立過程をみると、図表1のとおり、健全化閣議決定等である「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月閣議決定。以下「基本方針2015」という。)において、それまでの財政健全化の目標を達成するとしていた年度である32年度を堅持するとしている。そして、政府は、「平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(平成27年7月閣議了解)において、28年度は、基本方針2015で示された「経済・財政再生計画」の初年度であり、手を緩めることなく歳出改革に取り組むなどとしている。さらに、政府は、「平成28年度予算編成の基本方針」(平成27年11月閣議決定)において、基本方針2015に沿って経済財政運営を進めていくとしている。政府は、これらの健全化閣議決定等に基づき、27年12月に「平成28年度予算政府案」を閣議決定し、国会に提出しており、「財務大臣の財政演説」「予算の説明」等におい

て、各年度方針の取組状況について説明している。同予算は、国会における審議を経て、28年3月に成立している。

図表1 平成28年度当初予算における予算成立過程

年月日	平成28年度当初予算成立過程		備考
平成27年6月30日	経済財政運営と改革の基本方針2015	閣議決定	「経済・財政一体改革」を推進することにより、経済再生を進めるとともに、2020年度(平成32年度)の財政健全化目標を堅持する」と明記している。
27年7月24日	平成28年度予算の概算要求に当たった基本的な方針について	閣議了解	
27年8月31日	各省各庁の概算要求の期限		
27年11月27日	平成28年度予算編成の基本方針	閣議決定	「基本方針2015」に沿って経済財政運営を進めていく」と明記している。
27年12月24日	平成28年度予算政府案	閣議決定	
28年1月22日	平成28年度予算政府案国会提出		
28年3月29日	予算成立		

(3) 補正予算の編成等

内閣は、財政法第29条の規定によれば、法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出等に必要なる予算の追加を行う場合等に限り、既定の予算を変更する補正予算を作成し、これを国会に提出することができる」とされている。そして、政府は、経済・金融危機、災害の復興支援等の対応や経済対策等のため、この規定に基づき毎年度補正予算を編成してきており、これらの補正予算は、当初予算と同様に国会の議決を経て成立している。

「財政構造改革元年」とされた9年度以降の一般会計歳出補正予算額を当初予算額や決算額等と併せてみると、図表2のとおり、毎年度補正予算が編成されており、特に、10、21、23、24各年度においては、10兆円を超える大規模な補正予算が編成されている。

図表2 平成9年度以降の一般会計歳出予算額等

(単位：億円)

年度	一般会計歳出予算額			一般会計歳出決算額注(1)	主な社会、経済等の情勢
	当初予算額(A)	補正予算額(B)注(2)	総額(A)+(B)		
平成9	77兆3900	1兆1431	78兆5331	78兆4703	消費税率引上げ(3%→5%) アジア通貨危機・国内金融システム問題
10	77兆6691	① 4兆6454 ③ 5兆6768 計 10兆3223	87兆9914	84兆3917	
11	81兆8601	① 3697 ② 6兆7889 計 7兆1587	89兆0188	89兆0374	
12	84兆9870	4兆7831	89兆7702	89兆3210	
13	82兆6523	① 1兆0609 ② 2兆6392 計 3兆7001	86兆3525	84兆8111	
14	81兆2299	2兆4589	83兆6889	83兆6742	
15	81兆7890	1504	81兆9395	82兆4159	十勝沖地震(15年9月26日)
16	82兆1109	4兆7677	86兆8787	84兆8967	新潟県中越地震(16年10月23日)

年度	一般会計歳出予算額			一般会計歳出決算額 注(1)	主な社会、経済等の情勢
	当初予算額 (A)	補正予算額 (B) 注(2)	総額 (A) + (B)		
17	82兆1829	4兆5219	86兆7048	85兆5195	
18	79兆6860	3兆7723	83兆4583	81兆4454	
19	82兆9088	8953	83兆8041	81兆8425	
20	83兆0613	① 1兆0641 ② 4兆7857 計 5兆8498	88兆9112	84兆6973	岩手・宮城内陸地震(20年6月14日) 世界的な金融危機(リーマン・ショック)
21	88兆5480	① 13兆9255 ② 845 計 14兆0101	102兆5581	100兆9734	
22	92兆2991	4兆4292	96兆7283	95兆3123	東日本大震災(23年3月11日)
23	92兆4116	① 3050 ② 1兆9987 ③ 11兆6832 ④ 1兆1117 計 15兆0988	107兆5104	100兆7154	
24	90兆3339	10兆2027	100兆5366	97兆0871	
25	92兆6115	5兆4654	98兆0769	100兆1888	
26	95兆8823	3兆1180	99兆0003	98兆8134	消費税率引上げ(5%→8%)
27	96兆3419	3兆3213	99兆6632	98兆2303	
28	96兆7218	② 3兆2868 ③ 2133 計 3兆5001	100兆2220	97兆5417	熊本地震(28年4月14日)

注(1) 一般会計歳出決算額には、歳出予算額に前年度繰越額等を加算した歳出予算現額に基づき執行された結果が計上されている。

注(2) 「補正予算額(B)」欄の①は第1次、②は第2次、③は第3次、④は第4次の各補正予算を示す。

注(3) 平成10年度第2次補正予算は、予算総則に係る補正のみであり補正予算額は計上されていないため、また、平成28年度第1次補正予算は、追加額と修正減少額が同額のため、いずれも記載していない。

注(4) 「主な社会、経済等の情勢」欄は、気象庁が命名した地震名及び「日本の財政関係資料」(平成29年4月財務省)を基に本院が作成した。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

政府は、9年度を「財政構造改革元年」と位置付けて以降、累次にわたり健全化閣議決定等を策定するなどして財政健全化への取組を続けているが、前記のとおり、27年度の国・地方PBは▲15.8兆円、債務残高対GDP比は186.2%となっており、依然として厳しい財政状況が続いている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、これまでの財政健全化のための目標がどの程度達成されてきたか、各年度方針の実施状況はどうなっているか、各年度方針に従い毎年度編成された当初予算に対して、その後に編成された補正予算を含めた予算の執行等の結果である決算においては、どのような状況になったか、また、政府は国民に対してこれらの状況を適時適切に公表するなど財政の現状についてどのように情報提供しているかなどに着眼して、主に、当該取組の実施の結果であり、国の実際の財政状況を表す決算額を用いるなどして検査した。

検査に当たっては、9年度から28年度までの国の一般会計の決算額等を対象として、一般会計の歳入決算明細書及び歳出決算報告書の決算額等を分類及び集計するなどして分析するとともに、内閣府本府及び財務本省において関係書類を確認したり、関係部局から考え方を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 財政健全化目標及び取組方針

政府は、健全化閣議決定等の中で、財政健全化のための中長期の目標(以下「財政健全化目標」という。)や、各年度方針を示してきている。例えば、28年度についてみると、基本方針2015の財政健全化目標について、「国・地方PB」の32年度までの黒字化及びその後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとしているほか、各年度方針において、25年度から27年度までの3年間の一般歳出の実質的な増加が1.6兆円程度となっていることなどから、その基調を28年度から30年度まで継続することとしている。

図表3は、これまでの財政健全化目標、財政健全化目標の達成の期限として設定した年度(以下「達成目標年度」という。)及び「各年度方針のうち、毎年度恒常的に編成され、各府省等により調整可能な当初予算を通じて、財政健全化目標の達成に直接影響を与えることができると考えられる方針」(以下「取組方針」という。)を整理したものであり、財政健全化目標を①「国及び地方の財政赤字対GDP比」、②「国・地方PB」、③「国・地方PB」及び「債務残高対GDP比」並びに④「国・地方PB」「国・地方PB対GDP比」及び「債務残高対GDP比」の四つの指標別にグループ化して、太枠で示している。

(注7) 一般歳出 一般会計の歳出から、国債費、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金等を控除したもの

(注8) 国及び地方の財政赤字 内閣府が推計している国民経済計算において、「中央政府」及び「地方政府」における税等の収入から雇用者報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差が赤字のもの

図表3 財政健全化目標及び取組方針

財政健全化目標(法律・閣議決定・閣議了解)					取組方針(法律・閣議決定・閣議了解)		
指標	年月日	件名	内容	達成目標年度	年月日	件名	内容
① 国及び地方の財政赤字対GDP比	平成8年12月19日	財政健全化目標について(閣議決定)	国及び地方の財政赤字対GDP比を3%以下にする。 国債費を除く歳出を租税等の範囲内とする。 国の一般会計について特例公債依存から脱却する。	17年度までのできるだけ早期 17年度までのできるだけ早期	8年12月19日	同左	一般歳出の伸び率を名目経済成長率よりも相当低く抑える。
	9年6月3日	財政構造改革の推進について(閣議決定)	国及び地方の財政赤字対GDP比3% 一般会計の赤字国債発行ゼロ	15年度 15年度	9年6月3日	同左	一般歳出を対9年度比マイナスとする。
	9年12月5日 注(2)	財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号)	国及び地方の財政赤字対GDP比を3%以下にする。 一般会計の歳出は特例公債に係る収入以外の歳入をもってその財源とする。 15年度の予算における公債依存度を9年度の予算における公債依存度に比して引き下げる。	15年度 15年度 15年度	9年12月5日 注(2)	同左	一般歳出の額を抑制する。 10年度当初予算における一般歳出の額は、9年度の額を下回る。
	10年6月5日 注(2)	財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第94号)	国及び地方の財政赤字対GDP比を3%以下にする。 一般会計の歳出は特例公債に係る収入以外の歳入をもってその財源とする。 17年度の予算における公債依存度を9年度の予算における公債依存度に比して引き下げる。	17年度 17年度 17年度	10年6月5日 注(2)	同左	一般歳出の額を抑制する。

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第1

財政健全化目標(法律・閣議決定・閣議了解)					取組方針(法律・閣議決定・閣議了解)			
指標	年月日	件名	内容	達成目標年度	年月日	件名	内容	
②「国・地方PB」	13年6月26日	今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(閣議決定)	国・地方PBを黒字にする。	注(3)	13年6月26日	同左	14年度予算で、国債発行を30兆円以下に抑制	
	14年6月25日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(閣議決定)	一般政府の支出規模のGDP比は現在の水準を上回らない程度とする。 国・地方PBを黒字化する。	15～18年度 2010年代初頭	14年6月25日	同左	一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に14年度の水準以下に抑制する。 国債発行額について、14年度の「国債発行30兆円以下」の基本精神を受け継ぎ、「30兆円」からのかい離をできる限り小さくする。	
	15年6月27日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(閣議決定)	一般政府の支出規模のGDP比は14年度の水準を上回らない程度とする。 国・地方PBを黒字化する。	16～18年度 2010年代初頭	15年6月27日	同左	16年度予算においても、昨年度同様の歳出改革路線を堅持する。 国債発行額についても極力抑制する。	
	16年6月4日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(閣議決定)	一般政府の支出規模のGDP比は14年度の水準を上回らない程度とする。 国・地方PBの黒字化	17～18年度 2010年代初頭	16年6月4日	同左	17年度予算においても、引き続き歳出改革路線を堅持する。 国債発行額についても極力抑制する。	
					16年7月30日	平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(閣議了解)	PBの改善を図り、国債発行額についても極力抑制する。	
	17年6月21日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(閣議決定)	国・地方PBの黒字化	2010年代初頭	17年6月21日	同左	17年度に引き続き歳出改革路線を堅持・強化する。 国債発行額についても極力抑制する。	
					17年8月11日	平成18年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(閣議了解)	PBの改善を図り、国債発行額についても極力抑制する。	
	③「国・地方PB」及び「債務残高対GDP比」	18年7月7日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(閣議決定)	国・地方PBを確実に黒字化する。 債務残高対GDP比の発散を止め安定的に引き下げること確保する。	23年度 2010年代半ば	18年7月7日	同左	23年度に国・地方のPBを黒字化するために必要となる対応額(歳出削減又は歳入増が必要額)は、16.5兆円程度と試算され、この数量的な目安の下に、5年間の改革工程を念頭に置きながら、確実に目標達成に必要な措置を実施する。
		19年6月19日	経済財政改革の基本方針2007(閣議決定)	国・地方PBを確実に黒字化させる。 債務残高対GDP比の発散を止め安定的に引き下げること確保する。	23年度 2010年代半ば	18年7月21日	平成19年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(閣議了解)	PBの改善を図り、国債発行額についても極力抑制する。
						19年6月19日	同左	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」で示された5年間の歳出改革を実現する。
20年6月27日		経済財政改革の基本方針2008(閣議決定)	国・地方PBを確実に黒字化させる。 債務残高対GDP比の発散を止め安定的に引き下げること確保する。	23年度 2010年代半ば	19年8月10日	平成20年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(閣議了解)	PBの改善を図り、国債発行額についても極力抑制する。	
	20年6月27日				同左	引き続き「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」、「経済財政改革の基本方針2007」の通り、最大限の削減を行う。		
20年7月29日	平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(閣議了解)	PBの改善を図り、国債発行額についても極力抑制する。						

財政健全化目標(法律・閣議決定・閣議了解)					取組方針(法律・閣議決定・閣議了解)			
指標	年月日	件名	内容	達成目標年度	年月日	件名	内容	
④「国・地方PB」及び「債務残高対GDP比」	21年6月23日	経済財政改革の基本方針2009(閣議決定)	国・地方PBの黒字化の確実な達成 国・地方のPB赤字(景気対策によるものを除く)の対GDP比を少なくとも半減させる。 国・地方の債務残高対GDP比を安定化させる。 国・地方の債務残高対GDP比を安定的に引き下げる。	今後10年以内 今後5年以内 2010年代半ば 2020年代初め	21年6月23日	同左	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等を踏まえ、歳出改革を継続する。	
	22年6月22日	財政運営戦略(閣議決定)	国・地方及び国のPB赤字の対GDP比を22年度の水準から半減 国・地方及び国のPBを黒字化する。 国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。	27年度 32年度 注(4)	21年12月25日	予算編成の基本方針(閣議決定)	22年度の国債発行額を、前政権が編成した21年度第1次補正予算後の国債発行額である約44兆円以内に抑えるものとする。	
					22年6月22日	同左	23年度新規国債発行額は22年度予算の水準(約44兆円)を上回らない。 23年度から25年度において、基礎的財政収支対象経費(国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの。以下同じ。)について、少なくとも前年度当初予算の基礎的財政収支対象経費の規模を実質的に上回らない。	
					23年8月12日	中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)(閣議決定)	24年度の新規国債発行額(「復興債」を除く。)について、前年度当初予算の水準(約44兆円)を上回らない。 24年度から26年度において、基礎的財政収支対象経費について、少なくとも前年度当初予算の基礎的財政収支対象経費の規模を実質的に上回らない。	
					24年8月31日	中期財政フレーム(平成25年度～平成27年度)(閣議決定)	25年度の新規国債発行額(年金特例公債などを除く。)について、24年度当初予算の水準(約44兆円)を上回らない。 25年度から27年度において、基礎的財政収支対象経費について、少なくとも前年度当初予算の基礎的財政収支対象経費の規模を実質的に上回らない。	
	25年6月14日	経済財政運営と改革の基本方針(閣議決定)	国・地方PBについて、22年度に比べ赤字の対GDP比の半減 国・地方PBの黒字化 債務残高対GDP比の安定的な引下げ	27年度 32年度 注(5)	25年1月24日	平成25年度予算編成の基本方針(閣議決定)	公債発行額をできる限り抑制し、中長期的に持続可能な財政構造を目指す。	
	25年8月8日	当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—(閣議了解)	国・地方PBについて、22年度に比べ赤字の対GDP比を半減 国・地方PBの黒字化 債務残高対GDP比の安定的な引下げ	27年度 32年度 注(5)	25年8月8日	当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—(閣議了解)	国の一般会計のPBについて、26年度予算において▲19兆円程度、27年度予算において▲15兆円程度 新規国債発行額は26、27両年度において、それぞれ前年度を上回らない。	
	26年6月24日	経済財政運営と改革の基本方針2014(閣議決定)	国・地方PBについて、22年度に比べ赤字の対GDP比を半減 国・地方PBの黒字化 債務残高対GDP比の安定的な引下げ	27年度 32年度 注(5)				
	③「国・地方PB」及び「債務残高対GDP比」	27年6月30日	経済財政運営と改革の基本方針2015(閣議決定)	国・地方PBの黒字化 債務残高対GDP比の安定的な引下げ	32年度 注(5)	27年6月30日	同左	30年度に国・地方のPB赤字の対GDP比▲1%程度 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていることなどを踏まえ、その基調を30年度まで継続させていくこととする。 社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること等を踏まえ、その基調を30年度まで継続していくことを目安とする。

財政健全化目標(法律・閣議決定・閣議了解)					取組方針(法律・閣議決定・閣議了解)		
指標	年月日	件名	内容	達成目標年度	年月日	件名	内容
③「国・地方PB及び「債務残高対GDP比」	28年6月2日	経済財政運営と改革の基本方針2016(閣議決定)	国・地方PBの黒字化 債務残高対GDP比の安定的な引下げ	32年度 注(5)	28年6月2日	同左	29年度予算編成においては、「経済・財政再生計画」等にとつて取り組み、経済・財政一体改革を面的に拡大するとともに、国と地方を通じたボトムアップの改革を加速する。 注(6)
	29年6月9日	経済財政運営と改革の基本方針2017(閣議決定)	国・地方PBの黒字化 債務残高対GDP比の安定的な引下げ	32年度 注(7)	29年6月9日	同左	30年度予算編成においては、「経済・財政再生計画」等にとつて、経済・財政一体改革を加速する。 注(6)

注(1) 「内容」欄及び「達成目標年度」欄は、より平易に一覧できるようにするために、閣議決定等の内容について、本院が原文を尊重しつつ要約、文言の統一等を行っている。

注(2) 「財政健全化目標(法律・閣議決定・閣議了解)」欄及び「取組方針(法律・閣議決定・閣議了解)」欄の平成9年12月5日及び10年6月5日は、「件名」欄に記載された法律の施行年月日である。なお、財政構造改革の推進に関する特別措置法は、10年12月に施行された「財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律」(平成10年法律第150号)により停止された。

注(3) 「平成14年度において、財政健全化の第一歩として、国債発行を30兆円以下に抑制することを目標とする。その後、プライマリーバランスを黒字にすることを目標として政策運営を行う」としている。

注(4) 「2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる」としている。

注(5) 国・地方PBを平成32年度までに黒字化し、「その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」などとしている。

注(6) 「経済・財政再生計画」は、基本方針2015に示されている。

注(7) 「基礎的財政収支(PB)を2020年度(平成32年度)までに黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」としている。

財政健全化目標の指標には、「国及び地方の財政赤字対GDP比3%」や「国・地方PBの黒字化」等の財政収支に係る指標と、「債務残高対GDP比の安定的な引下げ」などの債務残高に係る指標がある。

そして、財政収支に係る指標である「国及び地方の財政赤字対GDP比」「国・地方PB」等については、国の一般会計及び特別会計の「歳入歳出決算」等に基づき算出され、債務残高に係る指標である「債務残高対GDP比」については、普通国債等の年度末残高を合計するなど、財政健全化目標の指標は決算額に基づくものとなっている。

財政健全化目標の進捗状況は、「財政運営戦略」(平成22年6月閣議決定)で財政健全化目標が設定された22年度以降、内閣府が半年ごとに作成している「中長期の経済財政に関する試算」において示されるとともに、政府の財政運営の基本方針等を検討している経済財政諮問会議等に提出されていて、財政健全化目標の達成のために必要となる政府の取組の検討に用いられている。

また、政府は、25年9月に行われたG20サンクトペテルブルク・サミット等において、「国・地方を合わせた基礎的財政収支について、27年度までに22年度に比べ赤字の対GDP比を半減、32年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」とした財政健全化目標を達成することとしている。

(2) 財政健全化目標の達成目標年度

前記のとおり、財政健全化目標に用いられている指標には、財政収支に係る指標と債務残高に係る指標がある。そして、財政収支に係る指標が用いられている財政健全化目標については、①9年12月に施行された「財政構造改革の推進に関する特別措置法」(平成9年法律第109号。以下「財政構造改革法」という。)、②18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(以下「基本方針2006」という。))及び③25年8月に閣議了解された「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」(以下「中期財政計画」という。))において、達成目標年度を、それぞれ①「17年度(制定当初は15年度)まで」、②「23年度まで」及び③国・地方PBの赤字の対GDP比を22年度に比べて半減するという財政健全化目標については「27年度まで」、国・地方PBの黒字化については「32年度まで」としている。そして、例えば①から②までの間の財政健全化目標については、10年12月に施行された「財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律」(平成10年法律第150号)により財政構造改革法に規定された財政健全化目標が停止されるまでの間は、財政健全化目標は設定されていたが、その後、13年6月に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」において「国・地方PBの黒字化」という財政健全化目標が新たに設定されるまでの間は、財政健全化目標は設定されなかった。また、②から③までの間の財政健全化目標については、20年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2008」までの閣議決定では「23年度まで」が達成目標年度とされていたが、21年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2009」において「今後10年以内」とされている。

また、債務残高に係る指標については、基本方針2006で「債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げること確保する」と示されて以降、一貫して同様な指標が用いられているが、具体的な財政健全化目標の達成目標年度は設定されていない。

(3) 財政健全化目標の達成状況等

政府は、前記のとおり、9年度を「財政構造改革元年」と位置付けるとともに、8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定して以降、累次にわたる健全化閣議決定等において財政健全化目標を策定している。そこで、図表3で示している財政健全化目標の達成状況について、財政収支に係る指標及び債務残高に係る指標のそれぞれの推移等をみると次のとおりである。

ア 財政収支に係る指標の推移

前記のとおり、財政収支に係る指標が用いられている財政健全化目標については、達成目標年度を①17年度(財政構造改革法が停止される前の財政健全化目標の達成目標年度)、②23年度(基本方針2006における財政健全化目標の達成目標年度)、③32年度としている。これらの達成目標年度別の財政収支に係る指標の推移は次のとおりとなっている。

(ア) 「国及び地方の財政赤字対GDP比」の推移(財政健全化目標の達成目標年度：17年度)

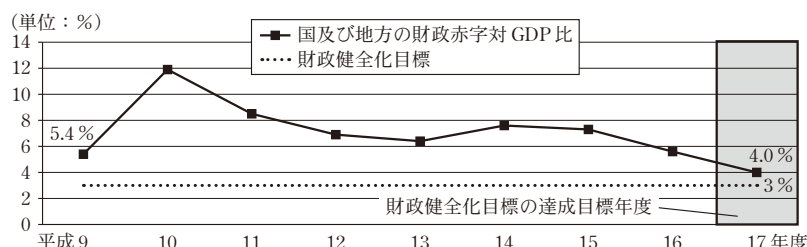
8年12月に閣議決定した「財政健全化目標について」において、17年度までのできるだけ早期に「国及び地方の財政赤字対GDP比」を3%以下とすることなどが財政健

全化目標として設定されている。財政健全化目標の達成目標年度は、9年6月に閣議決定した「財政構造改革の推進について」などにおいて、17年度から15年度に前倒しされ、9年12月に施行された財政構造改革法においても、15年度のみであった。しかし、9年夏以降のアジア通貨危機や同年11月以降の国内金融システム問題等による景況感悪化の影響で景気が停滞したことなどを踏まえて、当該達成目標年度は、10年6月に施行された「財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」(平成10年法律第94号)において、17年度に戻されている。

そして、いわゆるバブル経済の崩壊後の資産価格の下落等による企業や金融機関の財務面の悪化への対応が長引いているなどの状況の中、10年12月に施行された「財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律」により、財政構造改革法に規定された財政健全化目標の達成に向けた取組は停止されることとなり、その後、13年度まで財政健全化目標は設定されていない。

このように、財政構造改革法は停止されたものの、財政構造改革法において財政健全化目標の指標とされた国及び地方の財政赤字対GDP比について、達成目標年度とされていた17年度までの推移をみると、図表4のとおり、10、14両年度において、前年度より悪化している状況となっていた。そして、17年度の国及び地方の財政赤字対GDP比は4.0%となっていて、9年度の5.4%より改善しているものの、財政構造改革法において財政健全化目標とされていた3%以下にはならなかった。

図表4 国及び地方の財政赤字対GDP比の推移



(注) 国及び地方の財政赤字対GDP比は、国及び地方の財政赤字を名目GDPで除して本院が算出した。国及び地方の財政赤字は、平成28年12月に公表された内閣府「平成27年度国民経済計算年次推計(平成23年基準)」に基づき本院が算出し、名目GDPは、29年9月に公表された同府「2017年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」による。

国及び地方の財政赤字対GDP比の算式の分母である「名目GDP」についてみると、図表5のとおり、その対前年度増減率は1.2%から▲1.8%までの間で推移しており、名目GDPはほぼ一定に推移していた。一方、分子である「国及び地方の財政赤字」についてみると、図表6のとおり、10年度をピークに13年度まで改善し、14年度では悪化したものの、15年度以降改善しており、国及び地方の財政赤字対GDP比は、国及び地方の財政赤字と同様に推移していた。

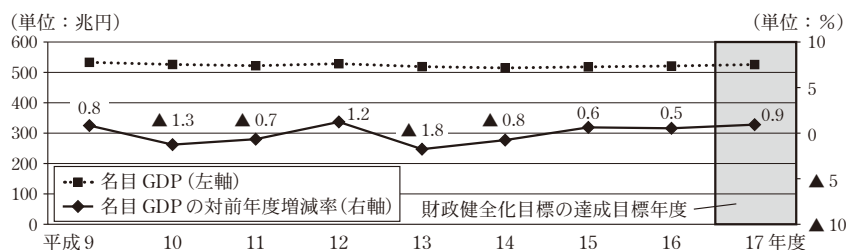
国及び地方の財政赤字と、^(注9) 税金等から基礎的財政収支対象経費や利払費等からなる^(注10) 財政経費を差し引いた収支差である国の一般会計の財政赤字について、9年度と17年度を比較すると、図表6のとおり、17年度の国及び地方の財政赤字は9年度より改善している一方、国の一般会計の財政赤字は改善していなかった。両者の差は主と

して地方の財政赤字部分であることから、この間、地方財政の収支が改善していたことがうかがえる。

(注9) 税金等 公債金及び翌年度への繰越歳出予算財源等を一般会計の歳入から差し引いた額

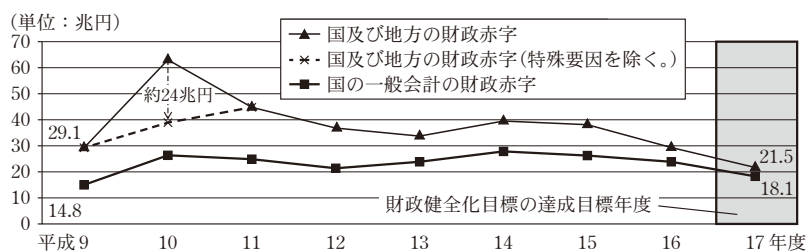
(注10) 基礎的財政収支対象経費 国債費と決算不足補てん繰戻とを合算した支出を一般会計の歳出から差し引いた額

図表5 名目 GDP の推移



(注) 名目 GDP は、平成 29 年 9 月に公表された内閣府「2017 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値(平成 23 年基準)」による。

図表6 国及び地方の財政赤字及び国の一般会計の財政赤字の推移

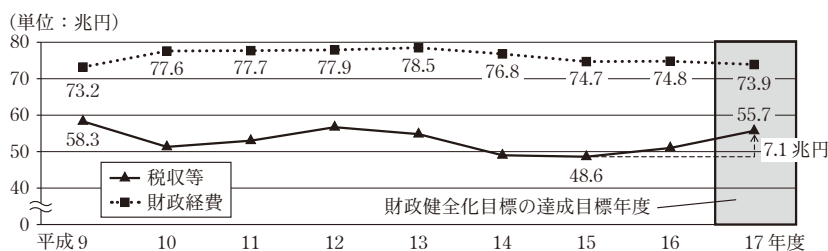


注(1) 国及び地方の財政赤字は、平成 28 年 12 月に公表された内閣府「平成 27 年度国民経済計算 年次推計(平成 23 年基準)」により本院が算出した。

注(2) 平成 10 年度は、国及び地方の財政赤字において、国の一般会計が承継した日本国有鉄道清算事業団の債務等約 24 兆円が特殊要因となっていることから、これを除いた国及び地方の財政赤字を示している。

また、国の一般会計の財政赤字(税金等-財政経費)について、9 年度から 17 年度までの間の財政経費と税金等の推移をみると、図表 7 のとおり、財政経費については、73.2 兆円から 78.5 兆円の間でおおむね横ばいで推移している一方、税金等については、15 年度から 17 年度までにかけて 7.1 兆円増加したものの、9 年度の水準には達していなかった。

図表7 国の一般会計の財政経費等の推移



(イ) 「国・地方 PB」の推移(財政健全化目標の達成目標年度：23 年度)

前記のとおり、財政構造改革法が 10 年に停止されて、政府が財政健全化目標を設定しない時期が続いていたが、13 年 6 月に「今後の経済財政運営及び経済社会の構造

改革に関する基本方針]が閣議決定され、「国・地方PB」を黒字にするという財政健全化目標が新たに設定され、14年度の当初予算からその達成に向けて取り組むこととなっている。また、この財政健全化目標の達成目標年度は、14年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において「2010年代初頭」とされており、さらに、基本方針2006において「23年度」とされている。

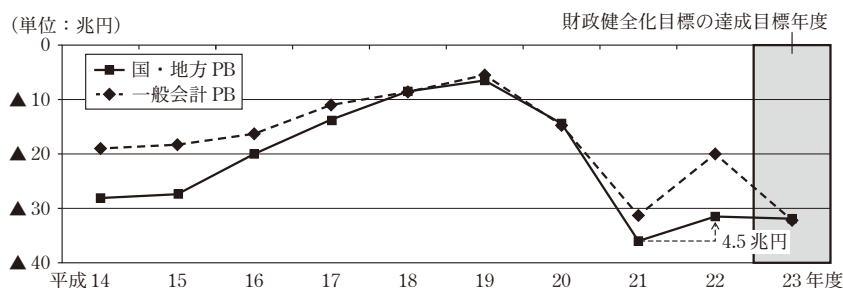
財政健全化目標の指標である国・地方PBについて、14年度から23年度までの推移をみると、図表8のとおり、15年度から19年度までの間は財政健全化目標の達成に向かっていったが、20、21両年度に大きく悪化し、22年度に4.5兆円改善したものの、23年度に前年度より若干悪化して、基本方針2006において財政健全化目標とされていた「国・地方PBの黒字化」には至らなかった。

なお、「国・地方PBの黒字化」という財政健全化目標の達成を実現するために、17年度から21年度までの間、「一般会計のPBの改善」という取組方針が設定されており、この間、「PB」は、財政健全化目標及び取組方針の両方に用いられている。

また、国・地方PB及び決算額でみた国の「一般会計のPB」(以下「一般会計PB」という。)^(注11)の14年度から23年度までの推移をみると、図表8のとおり、国・地方PB及び一般会計PBが同様に推移し、いずれも20、21両年度に大きく悪化している状況となっていた。

(注11) 一般会計のPB 税金等から基礎的財政収支対象経費を差し引いた収支差

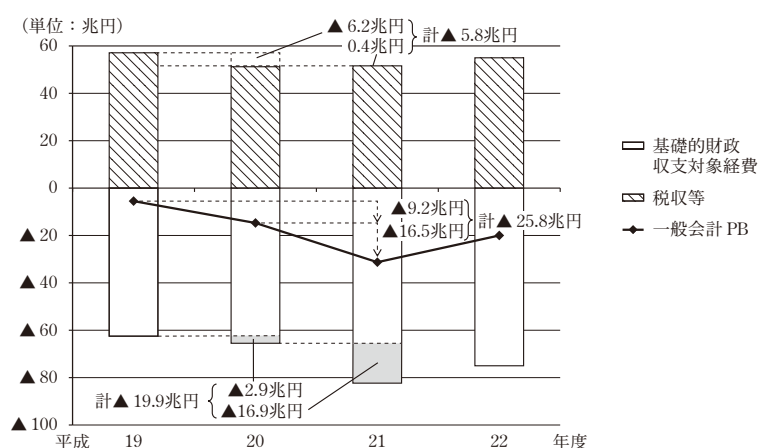
図表8 国・地方PB及び一般会計PBの推移



(注) 国・地方PBは、平成29年7月に公表された内閣府「中長期の経済財政に関する試算」による。

そこで、一般会計PBの19年度から22年度までの推移について、構成要素である税金等及び基礎的財政収支対象経費の推移を併せてみると、図表9のとおり、21年度の一般会計PBの赤字は、20年度に9.2兆円、21年度に16.5兆円それぞれ前年度から悪化したことから、19年度より25.8兆円悪化していた。これは、20年度に発生した世界的な金融危機(リーマン・ショック)の影響等により税金等が減少したこと、図表2のとおり、20年度5.8兆円、21年度14.0兆円、計19.8兆円の大規模な補正予算による財政出動等を行ったことなどのため、20、21両年度において、税金等が前年度に比べてそれぞれ6.2兆円減少、0.4兆円増加、差引き5.8兆円減少しているとともに、基礎的財政収支対象経費が前年度に比べてそれぞれ2.9兆円、16.9兆円、計19.9兆円増加したことによるものである。

図表9 一般会計PB等の推移



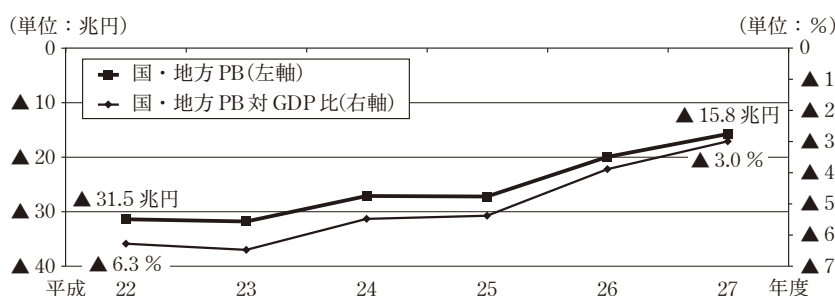
このような状況により、政府は、21年1月に閣議決定した「経済財政の中長期方針と10年展望」において、23年度までに国・地方PBを黒字化させることが困難になりつつあるとしている。そして、同年6月に閣議決定した「経済財政改革の基本方針2009」では、財政健全化目標の達成目標年度を「今後10年以内」とすることとしている。

(ウ) 「国・地方PB」及び「国・地方PB対GDP比」の推移(財政健全化目標の達成目標年度：32年度)

22年6月に閣議決定された「財政運営戦略」では、①「国・地方PB」及び「国のPB」について、遅くとも27年度までにその赤字の対GDP比を22年度の水準から半減し、32年度までに黒字化すること、②上記①の後に「国・地方の公債等残高の対GDP比」を安定的に低下させることという財政健全化目標が設定されている。そして、「中期財政計画」において、「国・地方PB」を27年度までに22年度に比べ赤字の対GDP比を半減、32年度までに黒字化し、「その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」として、再度、財政健全化目標が設定されている。

そこで、この財政健全化目標の指標である国・地方PB及び国・地方PB対GDP比の22年度から27年度までの推移をみると、図表10のとおり、国・地方PBは、23、25両年度において前年度より若干悪化しているものの、全体としては改善傾向になっていた。そして、27年度の国・地方PBは▲15.8兆円となっており、国・地方PB対GDP比は▲3.0%となっており、22年度の国・地方PBの赤字の対GDP比▲6.3%を半減するという財政健全化目標を達成している。

図表10 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比の推移

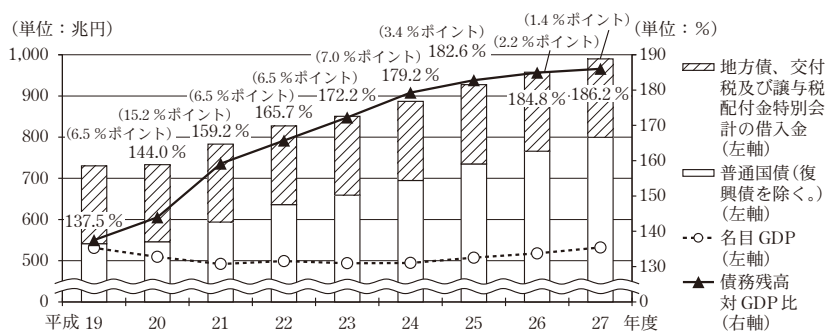


(注) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比は、平成29年7月に公表された内閣府「中長期の経済財政に関する試算」による。

イ 「債務残高対 GDP 比」の推移

前記のとおり、債務残高に係る指標は、18年7月に閣議決定された基本方針2006において「債務残高 GDP 比の発散を止め、安定的に引き下げること確保する」と設定され、それ以降、29年度まで、一貫して同じ指標が用いられている。そこで、債務残高に係る指標である「債務残高対 GDP 比」について、19年度以降の推移をみると、図表11のとおり、分母である名目 GDP はほぼ一定に推移していたが、分子である債務残高は増加傾向となっていて、債務残高対 GDP 比は、債務残高と同様に推移していた。債務残高対 GDP 比の前年度からの増加幅は、25年度以降、3.4%ポイントから1.4%ポイントまでと縮小する傾向にあるものの、債務残高対 GDP 比は依然として増加傾向にある。

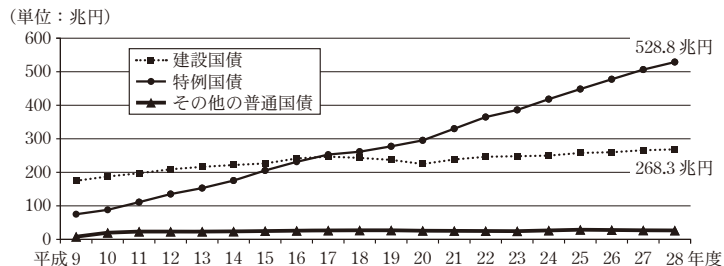
図表 11 債務残高対 GDP 比の推移



- 注(1) 名目 GDP は、平成 29 年 9 月に公表された内閣府「2017 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値(平成 23 年基準)」による。
- 注(2) 債務残高対 GDP 比は、平成 29 年 7 月に公表された内閣府「中長期の経済財政に関する試算」による。
- 注(3) 括弧書きは、前年度からの増加幅である。

また、債務残高のうち、その大部分を占める建設国債及び特例国債の残高の推移をみると、図表 12 のとおり、特例国債の残高が急激に増加しており、17 年度に特例国債の残高が建設国債の残高を上回り、近年は特例国債の残高が建設国債の残高を大幅に上回る状況が続いていて、28 年度における特例国債の残高は 528.8 兆円であり、建設国債の残高 268.3 兆円の約 2 倍となっていた。

図表 12 建設国債及び特例国債の残高の推移



(注) 建設国債、特例国債等の残高は、財務省「国債統計年報」における各年度末現在額等による。

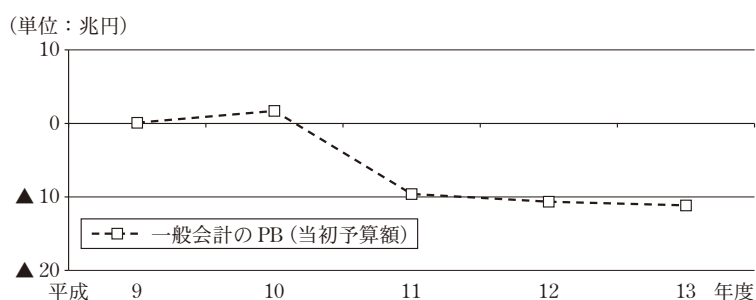
ウ 財政健全化目標が設定されていない年度における財政状況と政府の取組

政府は、9年夏以降のアジア通貨危機や同年11月以降の国内金融システム問題等への対応のため、10年度に10兆円を超える大規模な補正予算を編成したり、11、12両年

度において前年度を大きく上回る当初予算を編成したりするなど大規模な財政出動を行っている。

そして、政府は、上記の状況に鑑み、10年12月に財政構造改革法を停止し、その後13年6月に「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を閣議決定するまでの間は、財政健全化目標を設定しておらず、財政健全化目標の達成を実現するための取組方針も設定していない。このため、11年度から13年度までの間については、政府が設定した指標に基づく財政状況の評価はできないことになる。そこで、この期間における当初予算による一般会計のPBの推移をみると、図表13のとおり、9、10両年度において、一般会計のPBは黒字になっていたが、11年度には10兆円以上大幅に悪化し、12、13両年度には10兆円を超える赤字となっていた。

図表13 一般会計のPBの推移(当初予算額)



このように、11年度から13年度までの3か年度は、大規模な財政出動が必要な状況となり、財政構造改革法が停止されており、このような状況に対応した財政健全化目標や取組方針が設定されていないため、具体的な指標による取組がなされておらず、財政健全化への取組がどのようになされていくのが不透明になっていた。

(4) 取組方針の指標別の推移等

取組方針は、財政健全化目標の達成を実現するための取組の第一歩として、当初予算において具体化されるものであり、単年度の政府の活動により達成可能であって、外部要因の影響は比較的受けにくいと考えられる。そして、政府は、毎年度、当初予算の政府案と同時期に国会に提出している「予算の説明」等において、当初予算が取組方針に従ったものとなっているかを公表していて、当初予算の内容が財政健全化目標の達成に向かっているかについて把握することが可能となっている。一方、補正予算については、財政健全化目標を踏まえて補正予算を編成していることが「財務大臣の財政演説」等で触れられる場合はあるが、補正予算が編成され、国会の議決を経て成立する過程において、補正予算が執行されることによって、取組方針に設定された指標が、取組方針上当初予算で達成が求められているような水準に比べてどの程度かい離することになるかについて示されていない。この点について、財務省は、取組方針は当初予算に対して設定されるものであり、取組方針について、当初予算と補正予算を合算した予算の総額(以下「予算総額」という。)や決算額を用いて評価することは、取組方針の前提から外れたものであり、適切ではないとしている。

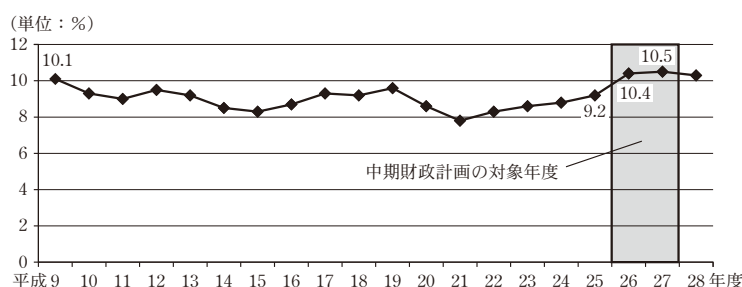
しかし、補正予算の編成が常態となっており、当初予算は必ずしも補正予算を含む予算の全体像を表すものとはなっておらず、また、前記のとおり、財政健全化目標の財政収支

に係る指標である「国及び地方の財政赤字対 GDP 比」「国・地方 PB」等は、国の一般会計及び特別会計の「歳入歳出決算」等に基づき算出され、債務残高に係る指標である「債務残高対 GDP 比」は普通国債等の年度末残高を合計するなどして算出されるなど、財政健全化目標の指標は、補正予算を含む予算執行の結果を表す決算額に基づき実績として把握されることになる。したがって、財政健全化目標の達成を実現するための取組の第一歩である取組方針において設定されている指標について、当初予算による達成状況だけでなく、補正予算を加えた予算全体を表す予算総額や予算執行の結果を表す決算額によりその変化、推移等を見ることにも意義があると考えられる。

ア 収入に関する取組方針の指標及び租税及印紙収入の対 GDP 比の推移

取組方針において、歳入を直接の指標とする数値目標等は設定されてきていないものの、「中期財政計画」において、32年度の財政健全化目標である国・地方 PB の黒字化等を達成するため、経済成長を通じて租税の対 GDP 比の伸長を図っていくこととなっている。租税等の大部分を占める租税及印紙収入の対 GDP 比の9年度から28年度までの推移を示すと図表 14 のとおりであり、「中期財政計画」の対象年度である26、27両年度は、それぞれ前年度を上回り、いずれも9年度の水準(10.1%)を超えている状況となっていた。

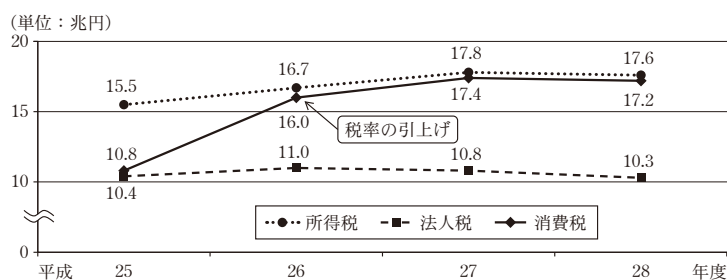
図表 14 租税及印紙収入の対 GDP 比の推移



(注) 租税及印紙収入の対 GDP 比は、租税及印紙収入を名目 GDP で除して本院が算出した。名目 GDP は、平成 29 年 9 月に公表された内閣府「2017 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値(平成 23 年基準)」による。

租税及印紙収入のうちおおむね 8 割を占める主要な税目である所得税、法人税及び消費税の収納済歳入額の推移を示すと図表 15 のとおりであり、26 年度に消費税率(地方消費税分を含む。以下同じ。)を 5%から 8%に引き上げたことによる影響が大きい状況となっていた。

図表 15 所得税、法人税及び消費税の収納済歳入額の推移



イ 支出に関する取組方針の指標の推移

取組方針で示された支出に関する指標を「一般歳出の伸び率」「一般歳出」「一般会計の歳出」及び「基礎的財政収支対象経費」の四つに区分して示すと図表16のとおりであり、「財政構造改革元年」とされた9年度以降、財政健全化目標の達成に向けた取組の第一歩である取組方針において、一貫して用いられた指標はない。

図表16 取組方針(支出)、予算編成年度及び取組方針の指標(支出)

取組方針(支出)			予算編成年度	取組方針の指標(支出)			
年月日	件名	内容		a 一般歳出の伸び率	b 一般歳出	c 一般会計の歳出	d 基礎的財政収支対象経費
平成8年12月19日	財政健全化目標について(閣議決定)	一般歳出の伸び率を名目経済成長率よりも相当低く抑える。	9	○			
9年6月3日	財政構造改革の推進について(閣議決定)	一般歳出を対9年度比マイナスとする。	10		○		
9年12月5日	財政構造改革法	一般歳出の額を抑制する。10年度当初予算における一般歳出の額は、9年度の額を下回る。					
14年6月25日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(閣議決定)	一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に14年度の水準以下に抑制する。	15		○	○	
15年6月27日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(閣議決定)	16年度予算においても、昨年度同様の歳出改革路線を堅持する。	16		○	○	
16年6月4日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(閣議決定)	17年度予算においても、引き続き歳出改革路線を堅持する。	17		○	○	
17年6月21日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(閣議決定)	17年度に引き続き歳出改革路線を堅持・強化する。	18		○	○	
22年6月22日	財政運営戦略(閣議決定)	23年度から25年度において、基礎的財政収支対象経費について、少なくとも前年度当初予算の基礎的財政収支対象経費の規模を実質的に上回らない。	23				○
23年8月12日	中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)(閣議決定)	24年度から26年度において、基礎的財政収支対象経費について、少なくとも前年度当初予算の基礎的財政収支対象経費の規模を実質的に上回らない。	24				○
24年8月31日	中期財政フレーム(平成25年度～平成27年度)(閣議決定)	25年度から27年度において、基礎的財政収支対象経費について、少なくとも前年度当初予算の基礎的財政収支対象経費の規模を実質的に上回らない。	25				○
27年6月30日	経済財政運営と改革の基本方針2015(閣議決定)	国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていることなどを踏まえ、その基調を30年度まで継続させていくこととする。	28		○		
28年6月2日	経済財政運営と改革の基本方針2016(閣議決定)	29年度予算編成においては、「経済・財政再生計画」等にとっって取り組み、経済・財政一体改革を面的に拡大するとともに、国と地方を通じたボトムアップの改革を加速する。 注(4)	29		○		
29年6月9日	経済財政運営と改革の基本方針2017(閣議決定)	30年度予算編成においては、「経済・財政再生計画」等にとっって、経済・財政一体改革を加速する。 注(4)	30		○		

注(1) 取組方針の内容が a から d までの区分に該当するものに「○」を記載している。

注(2) 予算編成年度に記載のない年度のうち、平成11年度から13年度までの間は取組方針を設定していない。また、14年度、19年度から22年度までの間及び26、27両年度の各年度においては、支出以外の取組方針の指標(一般会計のPBや新規国債発行額)が設定されている。

注(3) 「内容」欄は、より平易に一覧できるようにするために、閣議決定等の内容について、本院が原文を尊重しつつ要約、文言の統一等を行っている。

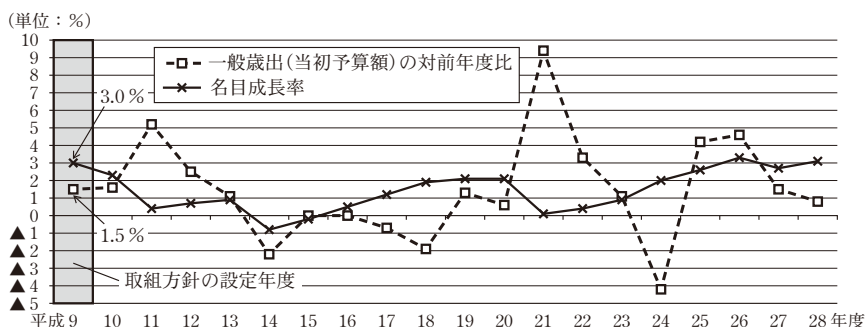
注(4) 「経済・財政再生計画」は、基本方針2015に示されている。

(ア) 「一般歳出の伸び率」の推移

「一般歳出の伸び率」は、9年度の取組方針の指標として設定されている。政府は、前記のとおり、9年度を「財政構造改革元年」と位置付け、9年度予算の編成において、8年12月に閣議決定した「財政健全化目標について」などを受けて、一般歳出の伸び率について、閣議決定される「経済見通しと経済運営の基本的態度」において示される名目経済成長率(以下「名目成長率」という。)より低く抑えるという取組方針を設定している。

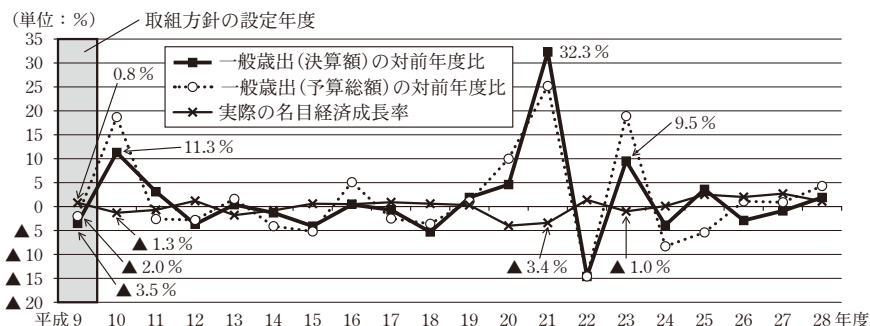
一般歳出の当初予算の対前年度比及び名目成長率の9年度から28年度までの推移を示すと図表17のとおりであり、このうち取組方針の設定年度である9年度は、一般歳出の当初予算の対前年度比が1.5%と名目成長率3.0%より低く抑えられており、取組方針が達成されていた。そして、期間全体を通じてみると、名目成長率と一般歳出の当初予算の対前年度比は、一方が前年度を下回ったときに、他方が前年度を上回るというような動きをしている年度が多く、この要因としては、景気対策として財政出動が行われていることなどが考えられる。

図表17 一般歳出(当初予算額)の対前年度比、名目成長率の推移



一方、一般歳出の予算総額及び決算額の対前年度比並びに実際の名目経済成長率の9年度から28年度までの推移を示すと図表18のとおりであり、このうち取組方針の設定年度に当たる9年度は、一般歳出の予算総額の対前年度比が▲2.0%となり、決算額の対前年度比も▲3.5%となっていて、それぞれ実際の名目経済成長率0.8%を下回っていた。また、期間全体を通じてみると、実際の名目経済成長率と一般歳出の決算額の対前年度比は、一方がマイナスのときに、他方がプラスになるというような動きをしている年度が多く、この要因としては、上記一般歳出の当初予算の対前年度比と同様に、景気対策として財政出動が行われていることなどが考えられる。そして、10、21、23各年度は、実際の名目経済成長率がそれぞれ▲1.3%、▲3.4%、▲1.0%とマイナスになっているのに対し、一般歳出の決算額の対前年度比はそれぞれ11.3%、32.3%、9.5%と大きくプラスになっていた。

図表18 一般歳出(予算総額及び決算額)の対前年度比、実際の名目経済成長率の推移



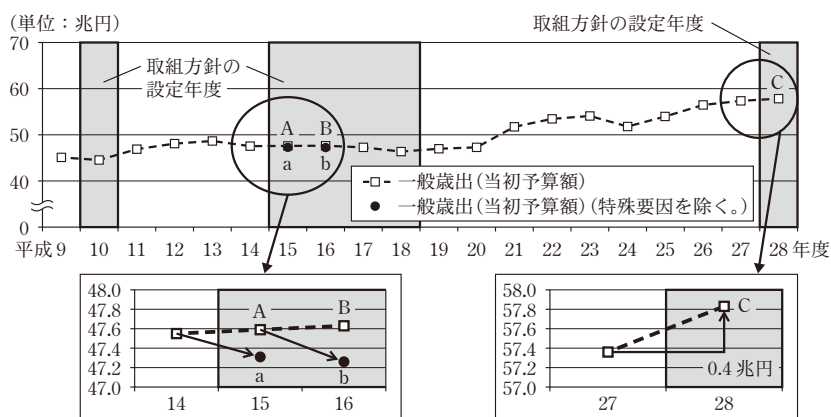
(注) 実際の名目経済成長率は、平成29年9月に公表された内閣府「2017年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」により本院が算出した。

(イ) 「一般歳出」の推移

「一般歳出」は、10年度、15年度から18年度までの間及び28年度の取組方針にそれぞれ指標として設定されている。そして、政府は、10年度及び15年度から18年度までの間は、各年度の一般歳出の額について、前年度の一般歳出の額(15、16両年度は、高齢者数の増によるやむを得ない増等の特殊要因により一般歳出に計上した額を除く。)を下回るという取組方針を設定している。16年度においては、図表19のとおり、特殊要因を除いた当該年度の一般歳出の額と、特殊要因を含めている15年度当初予算の一般歳出の額とを比較して、15年度の一般歳出の額を下回るという取組方針が設定されている。また、28年度においては、25年度から27年度までの3年間の一般歳出の実質的な増加が1.6兆円程度となっていることや経済・物価の動向等を踏まえて、その基調を30年度まで継続するという取組方針が設定されている。仮に、28年度から30年度までの3か年度において、毎年度均等に歳出が増加して上記一般歳出の実質的な増加額1.6兆円程度になるとすれば、毎年度の歳出の増加の目安は、平均0.5兆円程度となる。

一般歳出の当初予算の9年度から28年度までの推移を示すと図表19のとおりであり、このうち取組方針の設定年度である10年度及び15年度から18年度までの間の一般歳出の額は、それぞれ前年度の一般歳出の水準を下回っていて、取組方針を達成している。28年度については、0.5兆円程度の増加基調で推移しており、年平均の目安を達成していた。

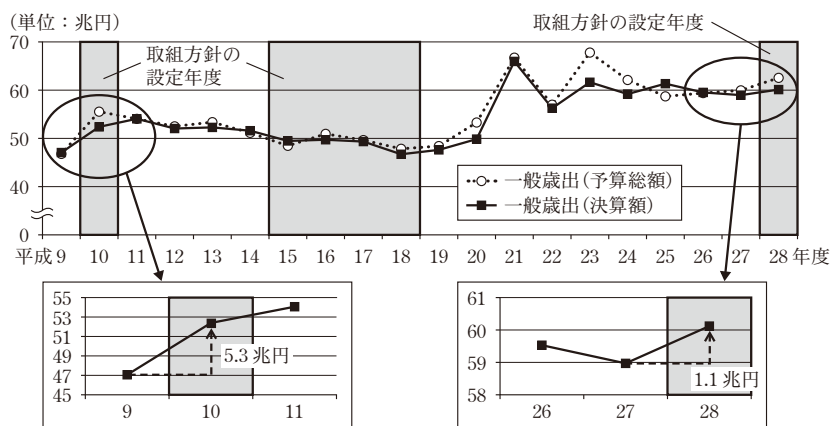
図表19 一般歳出の推移(当初予算額)



一方、一般歳出の予算総額及び決算額の9年度から28年度までの推移を示すと図表20のとおりであり、このうち取組方針の設定年度に当たる10年度、15年度から18年度までの間及び28年度における決算額については、アジア通貨危機や国内金融システム問題等により景況感が悪化した10年度は前年度を5.3兆円上回っているが、15年度から18年度までの間においては、ほぼ前年度の水準と同程度となっていた。しかし、再び一般歳出を取組方針とした28年度は、同年4月に発生した熊本地

震に対応して財政措置を講じたことなどによる影響から、前年度を1.1兆円上回っていた。

図表20 一般歳出の推移(予算総額及び決算額)

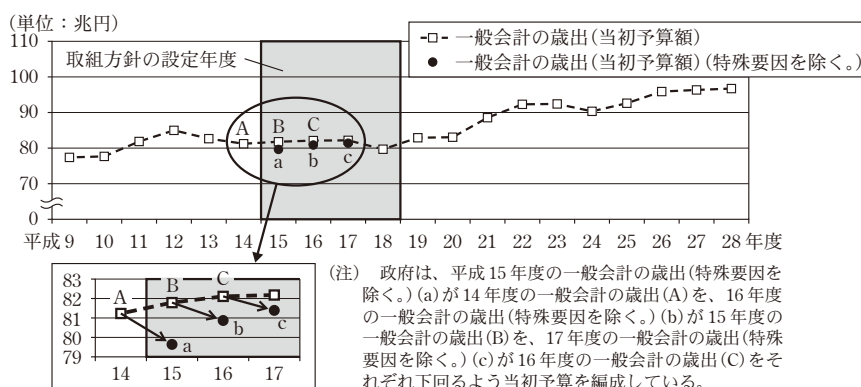


(ウ) 「一般会計の歳出」の推移

「一般会計の歳出」は、15年度から18年度までの間の取組方針の指標として設定されている。そして、政府は、各年度の一般会計の歳出の額について、前年度の一般会計の歳出の額(15年度から17年度までの間に、国債残高の増に伴う定率繰入れの増等の特殊要因により一般会計の歳出に計上した額を除く。)を下回るという取組方針を設定している。なお、16、17両年度においては、当該年度の特殊要因を除いた当該年度の一般会計の歳出の額と、特殊要因を含めた前年度の当初予算の一般会計の歳出の額とを比較し下回るという取組方針を設定している。

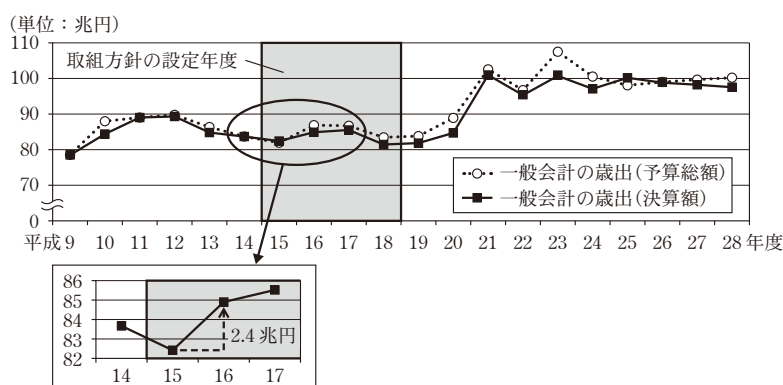
一般会計の歳出の当初予算の9年度から28年度までの推移を示すと図表21のとおりであり、取組方針の設定年度である15年度から18年度までの間において、前年度の額を下回るという取組方針を達成していた。

図表21 一般会計の歳出の推移(当初予算額)



一方、一般会計の歳出の予算総額及び決算額の9年度から28年度までの推移を示すと図表22のとおりであり、このうち取組方針の設定年度に当たる15年度から18年度までの決算額について、15年度は前年度より減少しており、16年10月に新潟県中越地震が発生した16年度は前年度より2.4兆円増加しているものの、17年度はほぼ前年度と同水準となっていて、18年度は前年度より減少していた。

図表 22 一般会計の歳出の推移(予算総額及び決算額)



(エ) 「基礎的財政収支対象経費」の推移

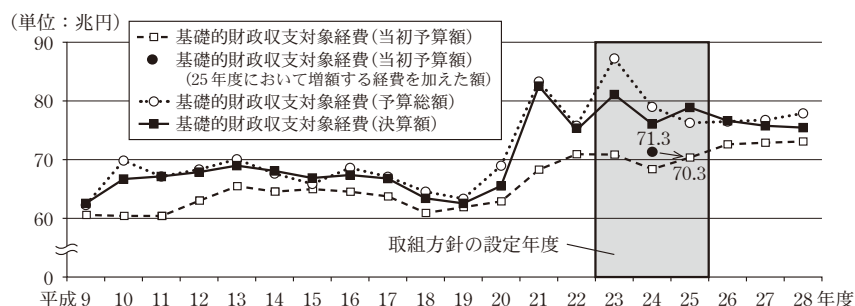
「基礎的財政収支対象経費」は、23年度から25年度までの間の取組方針の指標として設定されている。そして、政府は、各年度の基礎的財政収支対象経費の額について、少なくとも前年度の基礎的財政収支対象経費の規模を実質的に上回らないという取組方針を設定している。

基礎的財政収支対象経費の当初予算の9年度から28年度までの推移を示すと図表23のとおりであり、取組方針の設定年度である23年度から25年度までの間において、前年度の規模を実質的に上回って(注12)おらず、取組方針を達成していた。

一方、基礎的財政収支対象経費の予算総額及び決算額の9年度から28年度までの推移を示すと図表23のとおりであり、取組方針の設定年度に当たる23年度から25年度までの間のうち、23、25両年度の決算額は、前年度のそれを上回っていた。これは、23年度については、23年3月に発生した東日本大震災に対応して財政措置を講じたことなどによる影響が大きく、25年度については、デフレ脱却と経済再生のため5兆円規模の補正予算が措置されたことに加えて、明許繰越しによる予算の繰越しが多額となっていたためである。他方、24年度の決算額は、前年度のそれを下回っていた。

(注12) 財務省「平成25年度予算フレーム」によれば、平成24年度当初予算68兆3897億円に、25年度において歳入を確保して増額する経費(年金差額分2兆5970億円、東日本大震災復興特別会計繰入及びB型肝炎訴訟費用等の増3471億円)を加えると71兆3339億円となるとされており、この額と比べると25年度当初予算は前年度を下回ることになる。

図表 23 基礎的財政収支対象経費の推移(当初予算額、予算総額及び決算額)



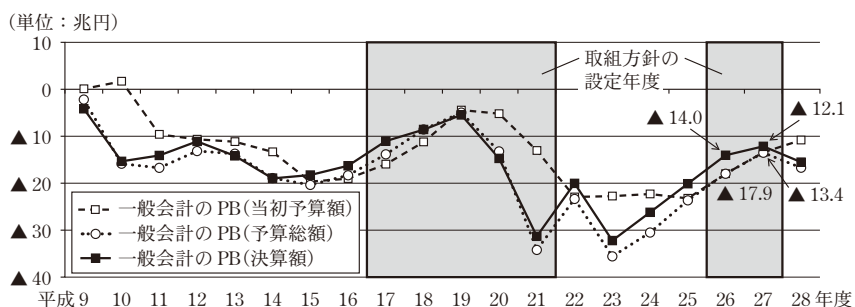
ウ 「一般会計のPB」の推移

「一般会計のPB」は、17年度から21年度までの間及び26、27両年度の取組方針の指標として設定されている。政府は、17年度から21年度までの間は一般会計のPBの改善を図るなどという取組方針を設定し、26、27両年度は25年度予算の一般会計のPB▲23兆円から、26、27両年度にそれぞれ4兆円程度改善して、26年度予算においては▲19兆円程度、27年度予算においては▲15兆円程度とするという取組方針を設定している。

当初予算による一般会計のPBの9年度から28年度までの推移を示すと図表24のとおりであり、このうち取組方針の設定年度である、17年度から19年度までの間は改善しており、取組方針を達成していた。また、20、21両年度は、20年度に発生した世界的な金融危機の影響等もあり悪化しているが、26、27両年度にはそれぞれ▲17.9兆円、▲13.4兆円となっていて取組方針を達成していた。

一方、予算総額による一般会計のPB及び決算額による一般会計のPBの9年度から28年度までの推移を示すと図表24のとおりであり、取組方針の設定年度に当たる17年度から21年度までの間及び26、27両年度のうち、17年度から19年度までの間は予算総額による一般会計のPB及び決算額による一般会計のPBともに改善しているが、20、21両年度については、20年度に発生した世界的な金融危機の影響等により大規模な補正予算が編成されたことなどから、ともに悪化していた。また、上記取組方針の設定年度のうち26、27両年度における決算額による一般会計のPBは、26年度は▲14.0兆円、27年度は▲12.1兆円となっており、取組方針で設定された額(26年度▲19兆円程度、27年度▲15兆円程度)を上回っていた。特に、26年度は、26年4月の消費税率の引上げなどに伴う消費税5.1兆円の増加により、大きく改善していた。

図表24 一般会計のPBの推移(当初予算額、予算総額及び決算額)



エ 「新規国債発行額」の推移

「新規国債発行額」は、14年度から27年度までの間の取組方針の指標として設定されている。政府は、この間、新規国債発行額について、①30兆円以下に抑制したり(14年度)、②「30兆円」からのかい離をできる限り小さくしたり(15年度)、③極力抑制するとしたり(16年度から21年度までの間)、④約44兆円以内に抑えたり(22年度)、⑤前年度当初予算の水準をそれぞれ上回らないなどとしたり(23年度から27年度までの間)する取組方針を設定している。

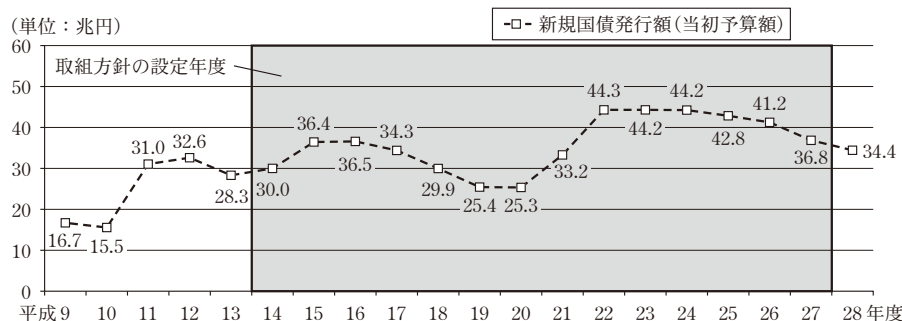
なお、上記④の新規国債発行額の「約44兆円」は、①から③までの「30兆円」を大幅に上回っている。これは、21年度においては、当初予算で33.2兆円であったものが、第

1次補正予算後には44.1兆円(第2次補正予算後の予算総額では53.4兆円)となっており、こうした状況を踏まえて決定されたものである。

当初予算による新規国債発行額の9年度から28年度までの推移を示すと図表25のとおりであり、取組方針の設定年度に当たる14年度から27年度までの間のうち、14年度は30.0兆円となっており、15年度は当初予算において税収の減少を5.0兆円見込んだことなどから取組方針として設定されている30兆円から6.4兆円上回っていたものの、16年度は前年度からの増加額が1450億円に止まっており、17年度から20年度までの間については、前年度を下回っていた。また、上記取組方針の設定年度のうち、21年度は20年度に発生した世界的な金融危機の影響等により、税収が大幅に減少し、新規国債発行額が前年度から7.9兆円増加したものの、22年度は取組方針として設定されている約44兆円とほぼ同水準の44.3兆円であり、23年度から27年度までの間は前年度を下回っていた。これらのことから、15、21両年度を除き取組方針は達成されていた。

そして、23年度から27年度までの間の当初予算における新規国債発行額は、前記⑤の取組方針に従い、それぞれ前年度当初予算を下回って推移していたが、22年度当初予算における新規国債発行額が21年度以前の当初予算額に比べて相当程度多額となっていたことから、27年度の当初予算額は、36.8兆円となっており、前記16年度の当初予算額36.5兆円を上回っていた。

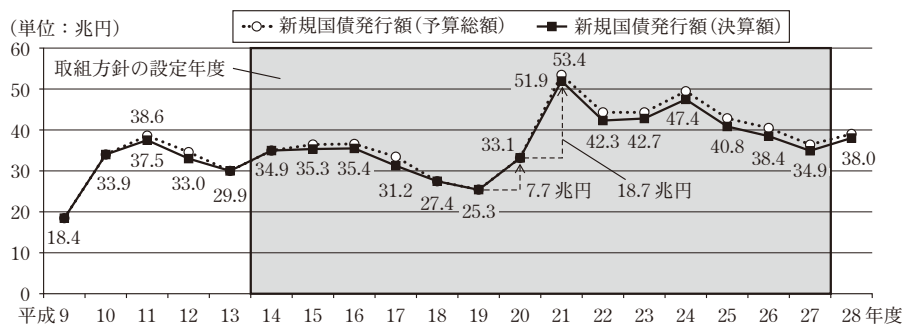
図表25 新規国債発行額の推移(当初予算額)



(注) 新規国債発行額は、建設国債及び特例国債の新規発行額である。

一方、予算総額による新規国債発行額及び決算額による新規国債発行額の9年度から28年度までの推移を示すと図表26のとおりであり、このうち取組方針の設定年度の決算額については、14年度は前記①の取組方針に対して30兆円を上回っていたり、15年度は前記②の取組方針に対して30兆円を5.3兆円上回っていたり、20、21両年度は前記③の取組方針に対して20年度は前年度を7.7兆円、21年度は前年度を18.7兆円それぞれ上回っていたり、24年度は前記⑤の取組方針に対して前年度当初予算の水準を上回っていたりしていたが、その他の年度においては、取組方針で設定した新規国債発行額を下回っているなどしていた。特に、22年度は、当初予算において、新規国債発行額が前記のとおり44.3兆円と前年度の当初予算より大幅に増加するものとなっていたが、補正予算では新規国債を追加発行しておらず、決算額では42.3兆円となっていた。

図表 26 新規国債発行額の推移(予算総額及び決算額)



(注) 新規国債発行額は、建設国債及び特例国債の新規発行額である。

(5) 政府の取組の現状を予算総額及び決算額を用いて明らかにすることの重要性

政府は、前記のとおり、毎年度、財政健全化目標及び取組方針を踏まえて当初予算を編成し、取組方針の達成状況について、毎年度国会に提出している「予算の説明」等において公表している。そこで、「財政構造改革元年」とされた9年度以降、当初予算で具体化される取組方針の達成状況をみとところ、次のとおり、15、20、21各年度の3か年度については取組方針を達成していなかったものの、他の年度については取組方針を達成していた。

ア 当初予算において税収の減少を5.0兆円見込んだことなどから取組方針の指標である新規国債発行額が「30兆円」を上回ってかい離して、取組方針を達成していなかった年度 15年度

イ 20年度に発生した世界的な金融危機の影響等により取組方針の指標である一般会計のPBが悪化するなどして、取組方針を達成していなかった年度 20、21両年度

一方、財務省は取組方針は当初予算に対して設定されているものであるとしており、政府は、当初予算が取組方針に従ったものとなっているかを公表しているが、前記のとおり、取組方針に設定された指標が、補正予算が執行されることにより、取組方針上当初予算で達成を求められているような水準からどの程度かい離することになるかについて、補正予算の編成等の過程では示されていない。そして、補正予算が編成されるのが常態となっている状況において、補正予算を含む予算の全体像を表すものとはなっていない当初予算において取組方針を達成していたとしても、国の財政が決算額に基づく指標を用いている財政健全化目標の達成に向かっているかどうかについて判断することは難しいと考えられる。そこで、当初予算で達成を求められている取組方針の指標について、決算額ベースでみると、次のとおり、10か年度において、取組方針上当初予算で達成を求められているような水準とはなっていない(図表 27 参照)。

ウ 金融危機、災害等への対応のために、10兆円を上回る補正予算が編成され歳出の決算額が当初予算額を大幅に上回っていた年度 10、21、23、24各年度

エ 景気後退等により、税収等の決算額が当初予算額よりも少なかった年度 10、14、20、21、28各年度

オ 当初予算において取組方針を達成していなかった年度 15、20、21各年度

カ 歳出予算の前年度からの繰越しが多額であったことなどのため、歳出の決算額が当初予算額を大幅に上回っていた年度 25年度

キ 税収等の増加により国・地方PBは改善していたものの、取組方針の指標である一般会計の歳出が増加していた年度 16年度

このように、当初予算において取組方針を達成していた年度においても、取組方針の指標について、決算額ベースでみると取組方針上当初予算で達成を求められているような水準とはなっていない年度が見受けられた。

図表 27 取組方針の指標及び達成状況等

(単位：億円)

予算 編成 年度	財政健全化目標の指標				取組方針の指標	取組方針が達成されな かった理由等		一般会計 補正予算額
						政府の取組 (当初予算)	決算	
平成 9	国及び地方 の財政赤字 対 GDP 比				一般歳出の伸び率			1 兆 1431
10					一般歳出		ウ、エ	① 4 兆 6454 ③ 5 兆 6768 計 10 兆 3223
11	注(2)							① 3697 ② 6 兆 7889 計 7 兆 1587
12								4 兆 7831
13								① 1 兆 0609 ② 2 兆 6392 計 3 兆 7001
14								新規国債発行額
15	国・地方 PB				一般歳出			1504
					一般会計の歳出			
16	国・地方 PB				新規国債発行額	ア	オ	4 兆 7677
					一般歳出			
17	国・地方 PB				一般会計の歳出		キ	4 兆 5219
					一般会計の PB			
18	国・地方 PB				新規国債発行額			3 兆 7723
					一般歳出			
19	国・地方 PB				一般会計の歳出			8953
					一般会計の PB			
20	国・地方 PB				新規国債発行額			① 1 兆 0641 ② 4 兆 7857 計 5 兆 8498
					一般会計の PB	イ	エ、オ	
21	国・地方 PB				新規国債発行額		エ	① 13 兆 9255 ② 845 計 14 兆 0101
					一般会計の PB	イ	ウ、エ、オ	
22	国・地方 PB				新規国債発行額			4 兆 4292
					一般会計の PB			
23	国・地方 PB				基礎的財政収支対象経費		ウ	① 3050 ② 1 兆 9987 ③ 11 兆 6832 ④ 1 兆 1117 計 15 兆 0988
					新規国債発行額			
24	国・地方 PB 対 GDP 比				基礎的財政収支対象経費			10 兆 2027
					新規国債発行額		ウ	
25	国・地方 PB 対 GDP 比				基礎的財政収支対象経費		カ	5 兆 4654
					新規国債発行額			
26	国・地方 PB				新規国債発行額			3 兆 1180
					一般会計の PB			
27	国・地方 PB				新規国債発行額			3 兆 3213
					一般会計の PB			
28	国・地方 PB				一般歳出		エ	② 3 兆 2868 ③ 2133 計 3 兆 5001

注(1) 「取組方針が達成されなかった理由等」欄において、空欄は取組方針を達成していたもの又は決算額ベースでみると取組方針上当初予算で達成を求められているような水準となっていたものを示している。

一方、取組方針が達成されなかったもの又は決算額ベースでみると取組方針上当初予算で達成を求められているような水準とはなっていないものについて、次のアからキまでのとおり分類している。

ア：当初予算において税金の減少を5.0兆円見込んだことなどから取組方針の指標である新規国債発行額が「30兆円」を上回ってかい離していて、取組方針を達成していなかったもの

イ：平成20年度に発生した世界的な金融危機の影響等により取組方針の指標である一般会計のPBが悪化するなどして、取組方針を達成していなかったもの

ウ：金融危機、災害等への対応のために、10兆円を上回る補正予算が編成され歳出の決算額が当初予算額を大幅に上回っていたもの

エ：景気後退等により、税金等の決算額が当初予算額よりも少なかったもの

オ：当初予算において取組方針を達成していなかったもの

カ：歳出予算の前年度からの繰越しが多額であったことなどのため、歳出の決算額が当初予算額を大幅に上回っていたもの

キ：税金等の増加により国・地方PBは改善していたものの、取組方針の指標である一般会計の歳出が増加していたもの

注(2) 平成11年度から13年度までの3か年度は、財政健全化目標及び取組方針が設定されていない。

財政健全化目標の達成は、日本の経済状況等の外部要因からも影響を受けるものであり、財政健全化目標を達成するまでには相当の期間を要するものであることから、複数年度の推移をみていく必要がある。そして、取組方針の達成は、財政健全化目標の達成を実現するための第一歩であり、政府は、取組方針を、毎年度恒常的に編成され、各府省等により調整可能な当初予算ベースで具体的に設定し、その達成状況を評価してきている。しかし、前記のとおり、補正予算の編成が常態となっており、補正予算を含む予算の全体像を表すものとはなっていない当初予算において取組方針を達成していたとしても、国の財政が決算額に基づく指標を用いている財政健全化目標の達成に向かっているかどうかについて正確に判断することは難しいものと考えられる。こうしたことから、国の財政健全化への取組について、各年度の予算の全体像を表す予算総額及び予算執行の結果を表す決算額を用いて明らかにすることは、国民に対して、国の財政が財政健全化目標の達成に向かっているかどうかをより正確に説明することにつながると考えられる。

このように、財政健全化への取組が複数年度にわたるものであることを踏まえ、補正予算が執行されることによって、当初予算で達成を求められている取組方針に設定された指標が、当初予算で達成を求められているような水準からどの程度かい離することになるかも含め明らかにするなどの継続的な取組が重要である。また、各年度の予算執行の結果を表す決算額を用いて、同様に現状を明らかにすることにより、財政健全化目標の達成に向けた現状を国民に丁寧に説明することも重要と考えられる。

4 本院の所見

財政法によれば、歳出は公債又は借入金以外の歳入をもってその財源としなければならないとされているところ、公債の発行の特例に関する各法律がその都度定められ、当該法律の規定に基づいて毎年度特例国債が発行されている。そして、多額の国債発行収入により歳出を賄うことになる予算が毎年度作成され、国会の議決を経て成立しており、各年度に成立した予算の執行の結果として、公債残高は増加の一途をたどっており、28年度末における普

通国債の残高は830.5兆円に達している。また、国・地方PBは▲15.8兆円、債務残高対GDP比は186.2%となっていて、依然として厳しい財政状況が続いており、一般政府の債務残高対GDP比について、主要先進7か国を比較してみると、我が国は突出して高い状況となっており、最悪の水準となっている。

「財政構造改革元年」とされた9年度以降の財政健全化目標等の設定状況等をみると、11年度から13年度までの3か年度において、政府は財政健全化目標を設定しておらず、政府が財政健全化にどのように取り組んでいくのかが不透明になっていた。一方、それ以外の年度においては、政府は、具体的な数値目標を掲げた財政健全化目標を設定し、財政健全化目標を達成するための取組方針を設定している。取組方針には、「一般歳出」「一般会計の歳出」等の指標が設定されているが、9年度から28年度までの間において一貫した指標は設定されていない。そして、政府は、取組方針を踏まえて当初予算を編成し、15、20、21各年度の3か年度を除き、取組方針を達成している状況となっており、当初予算による取組方針の達成状況については国会に提出している毎年度の「予算の説明」等で公表されていた。

しかし、毎年度、補正予算が編成され、国会の議決を経て成立しており、年度によっては10兆円を上回る補正予算が編成され歳出の決算額が当初予算額を大幅に上回っていることから、当初予算で達成を求められている取組方針に設定された指標を、決算額ベースでみると、図表27のとおり、10か年度において、取組方針上当初予算で達成を求められているような水準とはなっていない。そして、取組方針に設定された指標が、補正予算が執行されることにより、取組方針上当初予算で達成を求められているような水準からどの程度かい離することになるかについて、補正予算の編成等の過程では示されていない。

一方、財政健全化目標の達成は複数年度の推移をみていく必要があるが、毎年度の取組方針は、財政健全化目標の達成を実現するために前提となる取組である。そして、政府は、取組方針を当初予算ベースで設定し、当初予算による取組方針の達成状況を公表している。しかし、多額の補正予算の編成が常態となっており、当初予算は必ずしも補正予算を含む予算の全体像を表すものとはなっていないこと、「国・地方PB」等の財政健全化目標の指標は、国の一般会計及び特別会計の「歳入歳出決算」、普通国債等の年度末残高等の決算額に基づいて、実績として把握されるものであることを踏まえれば、当初予算による取組方針の達成状況のみによって、国の財政が財政健全化目標の達成に向かうことになるかどうかを十分に判断することは難しい。このため、財政健全化への取組が複数年度にわたるものであることを踏まえ、当該補正予算が執行されることによって、当初予算で達成を求められている取組方針に設定された指標が、当初予算で達成を求められているような水準からどの程度かい離することになるかも含め明らかにするなどの継続的な取組が重要である。また、各年度の予算執行の結果を表す決算額を用いて、同様に現状を明らかにすることにより、財政健全化目標の達成に向けた現状を国民に丁寧に説明することも重要と考えられる。

したがって、政府は、財政健全化への取組について、引き続き適切な財政健全化目標を継続的に設定した上で当該財政健全化目標の達成に向けた継続的な取組を実施するとともに、毎年度の取組の現状について、継続的に、予算総額や決算額を用いて示すことにより、国民に対する説明責任をより一層果たしていくよう努めることが重要である。

本院としては、財政健全化への取組等について引き続き注視していくこととする。

第2 量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について

検査対象	日本銀行、財務省
業務の根拠	日本銀行法(平成9年法律第89号)等
日本銀行の業務の概要	日本銀行券の発行、国庫金の取扱い、国債に関する国の事務、通貨及び金融の調節、金融機関の間における資金決済の円滑に資する業務、信用秩序の維持に資するための業務等
平成28年度末の長期国債の残高	377兆1441億円
平成28年度末の日銀当座預金の残高	342兆7555億円
平成28年度末の自己資本の残高	7兆8474億円
平成28年度の国庫納付金の額	4813億円

1 検査の背景

(1) 日本銀行の金融調節

日本銀行は、日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給したり、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収したりして、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金(以下「日銀当座預金」という。)の残高を増減させることにより、短期金融市場における資金量の調整(以下「金融調節」という。)を行っている。

また、日本銀行は、平成20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るために、補完当座預金制度を導入している。この制度は、準備預金制度^(注1)の対象となる金融機関に係る日銀当座預金等のうち日本銀行に預け入れることが義務付けられている額(以下「法定準備預金額」という。)を超える額(以下「超過準備額」という。)及び準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等(以下「非対象先」という。)に係る日銀当座預金(以下、超過準備額及び非対象先に係る日銀当座預金を合わせて「超過準備額等」という。)について、それぞれ政策委員会で決定した適用利率(制度導入時は年0.1%)による利息を付すものである。

(注1) 準備預金制度 準備預金制度に関する法律(昭和32年法律第135号)に基づき、銀行等の預金取扱金融機関について、預金等の債務に所定の率を乗じて算定される額を日本銀行に預け入れることを義務付ける制度

(2) 量的・質的金融緩和等の概要

ア 量的・質的金融緩和の導入及びその拡大

日本銀行は、25年1月に、消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標(以下「物価安定の目標」という。)を導入した。そして、日本銀行は、表1のとおり、同

年4月に、物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するために、金融調節の操作目標を無担保コールレート(オーバーナイト物)からマネタリーベース^(注2)に変更し、金融調節の方針(以下「金融市場調節方針」という。)として、マネタリーベースが「年間約60~70兆円」に相当するペースで増加するように金融調節を行い、また、資産の買入れ方針として、①長期国債(発行から償還までの期間が2年以上の国債をいう。以下同じ。)について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するように買入れを行うとともに、買入れる長期国債の平均残存期間を3年弱から7年程度に延長すること、②指数連動型上場投資信託(以下「ETF」という。)及び不動産投資信託(以下「J-REIT」という。)について、保有残高がそれぞれ年間約1兆円及び年間約300億円に相当するペースで増加するように買入れを行うことなどとする金融緩和(以下「量的・質的金融緩和」という。)を導入した。

日本銀行は、26年10月に、量的・質的金融緩和の拡大を決定し、金融市場調節方針として、マネタリーベースが年間約80兆円(拡大前から約10~20兆円追加)に相当するペースで増加するように金融調節を行うこととした。また、資産の買入れ方針として、①長期国債について、保有残高が年間約80兆円(同約30兆円追加)に相当するペースで増加するように買入れを行うとともに、買入れる長期国債の平均残存期間を最大3年程度延長して「7年~10年程度」にすること、②ETF及びJ-REITについて、保有残高がそれぞれ年間約3兆円及び年間約900億円(同それぞれ3倍増)に相当するペースで増加するように買入れを行うことなどとした。

(注2) マネタリーベース 日本銀行が供給する通貨の総量。日本銀行券発行高、貨幣流通高及び日銀当座預金の合計額で構成される。平成29年3月末のマネタリーベースの残高は447兆円である。

表1 量的・質的金融緩和の概要

区 分		「量」 (金融市場調節方針)	「質」 (資産の買入れ方針)			
		マネタリーベース	長 期 国 債		ETF	J-REIT
			買 入 額	買入れの平均残存期間		
平成 25年4月	量的・質的金融緩和の導入	年間約60~70兆円に相当するペースで増加するように金融市場調節を行う。	保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年程度	保有残高が年間約1兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	保有残高が年間約300億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。
26年10月	量的・質的金融緩和の拡大	年間約80兆円に相当するペースで増加するように金融市場調節を行う。	保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年~10年程度	保有残高が年間約3兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。

イ 量的・質的金融緩和の補完措置の導入

日本銀行は、27年12月に、量的・質的金融緩和の円滑な遂行等のために、①長期国債の買入れについて、28年1月以降、買入れる長期国債の平均残存期間を「7年~12年程度」に長期化すること、②ETFについて、同年4月以降、新たに年間約3000億円の枠を設けて「設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業」の株式を対象とするETFを買い入れること、③J-REITについて、銘柄別の買入限度額を当該銘柄の発行

済投資口の総数の「5%以内」から「10%以内」に引き上げることなどとする量的・質的金融緩和を補完するための諸措置の導入を決定した。

ウ マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入

日本銀行は、28年1月に、物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために、従前の量的・質的金融緩和に、日銀当座預金の一部にマイナスの金利を適用する「マイナス金利」を加えた金融緩和(以下「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」という。)の導入を決定した。上記のマイナス金利は、補完当座預金制度を改正して、日銀当座預金を3段階の階層構造に分割し、それぞれの階層に応じて年0.1%、年0%及び年マイナス0.1%の利率を適用するものである。

エ 金融緩和の強化

日本銀行は、28年7月に、英国のEU離脱問題や新興国経済の減速を背景に海外経済の不透明感が高まり国際金融市場では不安定な動きが続いているとした上で、こうした不確実性が企業や家計のコンフィデンス(信認)の悪化につながることを防止するなどの観点から、ETFについて、保有残高が年間約6兆円(従来約3.3兆円からほぼ倍増)に相当するペースで増加するよう買入れを行うことなどを決定した。

オ 長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入

日本銀行は、28年9月に、量的・質的金融緩和及びマイナス金利付き量的・質的金融緩和の下での経済・物価動向と政策効果について総括的な検証を行い、その結果を踏まえて、物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために、上記二つの政策枠組みを強化する形で「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定した。

日本銀行は、上記長短金利操作付き量的・質的金融緩和の下での金融市場調節方針として、それまでのマネタリーベース増加額目標に代えて、物価安定の目標の実現に向けたモメンタム(勢い)を維持するために最も適切と考えられる短期・長期の金利の形成を促すべく、毎回の金融政策決定会合において、長短金利の操作についての方針(以下「金利操作方針」という。)を示すこととした。具体的には、同月の金融政策決定会合において、短期金利については日銀当座預金の一部に年マイナス0.1%(従来どおり)の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように長期国債の買入れを行うこととした。そして、①長期国債について、おおむね現状程度の買入れペース(保有残高の増加額年間約80兆円)をめどとしつつ、金利操作方針を実現するように運営するとともに、引き続き幅広い銘柄を買入れ対象とし、平均残存期間の定めは廃止する、②ETF及びJ-REITについて、保有残高がそれぞれ年間約6兆円及び年間約900億円(いずれも従来どおり)に相当するペースで増加するよう買入れを行うなどとした。

(3) 債券取引損失引当金の制度の拡充

日本銀行は、日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)等に基づき、各事業年度において、債券の売買等に伴い生じた収益又は損失について、債券取引損失引当金の積立て又は取崩しを行うことができることとなっている。

日本銀行は、量的・質的金融緩和の実施に伴って日本銀行に生じ得る収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、27年11月に、財務大臣に対して引当金制度による対応の検討を要請した。その後、同月に日本銀行法施行令等が改正されて債券取引損

失引当金の制度が拡充され、同引当金について、27年度決算から当分の間、上記収益の額に長期国債利息の金額の全部又は一部を、上記損失の額に有利子負債に係る支払利息の金額をそれぞれ含めることとされた。

(注3) 有利子負債 超過準備額、売出手形等

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、これまでに、特定検査対象に関する検査状況として、平成25年度決算検査報告に「日本銀行の財務の状況及びその推移について」を、平成26年度決算検査報告に「量的・質的金融緩和の導入及びその拡大の日本銀行の財務への影響について」を、平成27年度決算検査報告に「量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について」をそれぞれ掲記し、日本銀行が物価安定の目標に向けて、量的・質的金融緩和の下で金融機関等から長期国債を中心に多額の金融資産を買い入れるなどした結果、日本銀行の資産及び負債の規模が急速に拡大していること、日本銀行が保有する長期国債(以下「保有長期国債」という。)の利回りが低下傾向で推移していることなどを記述した。

そして、前記のとおり、日本銀行は、28年7月に金融緩和の強化を決定するとともに、同年9月に長短金利操作付き量的・質的金融緩和を導入することを決定した。

そこで、本院は、29年次の検査においては、上記の状況を踏まえつつ、24年度以降の日本銀行の財務の状況について、財務の健全性が確保されているかなどに着目し、正確性、合規性、経済性等の観点から、量的・質的金融緩和の導入以降、保有長期国債等の資産及び日銀当座預金等の負債等並びに損益の状況はどのようになっているか、保有長期国債の利回りや補完当座預金制度に係る支払利息等はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき日本銀行から本院に提出された財務諸表等について書面検査を行うとともに、日本銀行及び財務本省において、日本銀行の財務の状況、国庫納付金の納付状況等に関する各種資料等の提出を受けるなどして会計実地検査を行った。

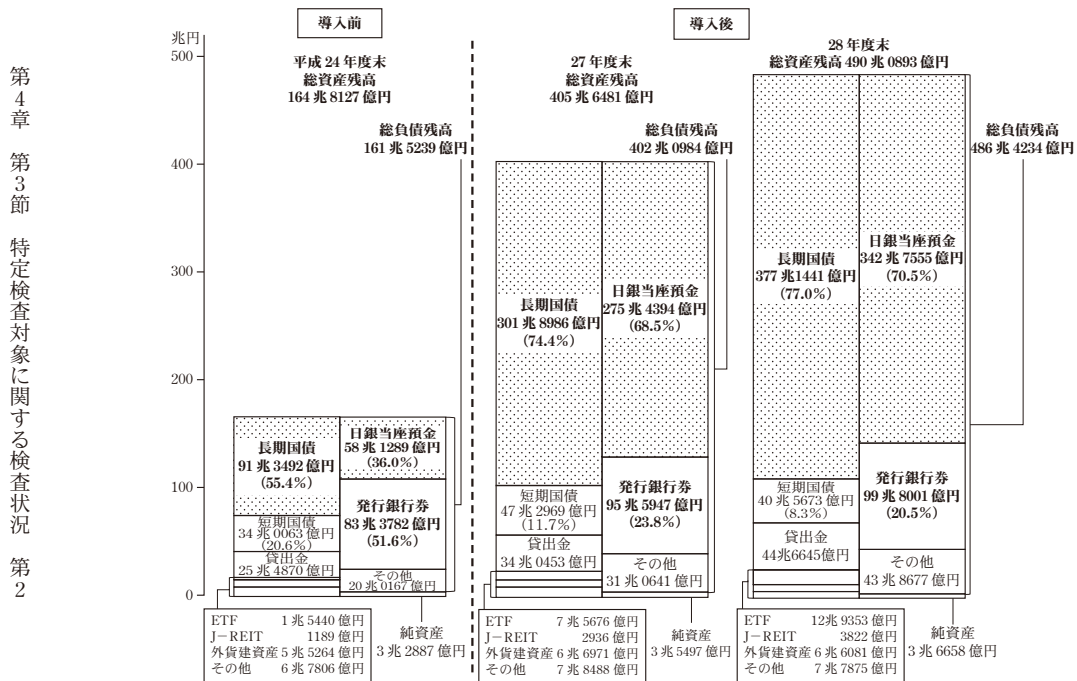
3 検査の状況

(1) 日本銀行の資産、負債等への影響

ア 日本銀行の資産及び負債への影響

量的・質的金融緩和の導入前後における日本銀行の資産、負債等の状況をみると、図1のとおり、総資産残高及び総負債残高は、それぞれ、24年度末には164兆8127億円及び161兆5239億円であったのに対して、28年度末には490兆0893億円(24年度末の約3.0倍)及び486兆4234億円(同約3.0倍)となっており、その額は過去に例をみない規模で急速に拡大している。資産及び負債の主なものそれぞれ長期国債及び日銀当座預金となっていて、長期国債は24年度末に91兆3492億円であったものが28年度末には377兆1441億円(同約4.1倍)に、日銀当座預金は58兆1289億円であったものが342兆7555億円(同約5.9倍)にまで増加している。これは、日本銀行が、量的・質的金融緩和の導入以降、金融機関等から長期国債を中心に多額の金融資産の買入れを継続して行うことにより、金融機関等が日本銀行に預け入れている日銀当座預金の残高が増加していることによるものである。

図1 量的・質的金融緩和の導入前後における日本銀行の資産、負債等の状況



注(1) 日本銀行の貸借対照表及び附属明細書から本院が作成した。

注(2) 外貨建資産は、国際金融協力の実施等に備える目的で保有している外貨預け金、外貨債券、外貨投資信託及び外貨貸付金である。

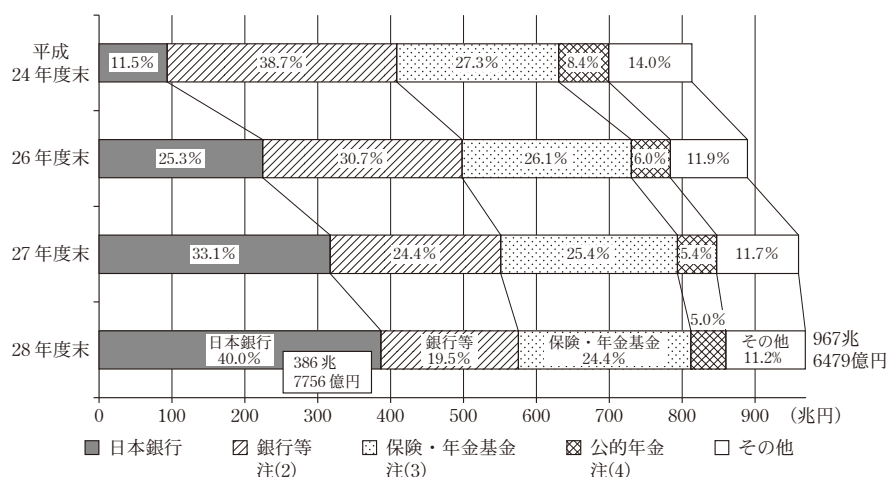
注(3) ()書きは、総資産残高又は総負債残高に対する割合である。

イ 保有長期国債への影響

(ア) 長期国債の発行残高に占める日本銀行の保有割合

長期国債の発行残高に占める日本銀行の保有割合は、図2のとおり、28年度末には40.0%(発行残高967兆6479億円(時価ベース)のうち386兆7756億円(同))に達していて、24年度末の保有割合11.5%の約3.5倍となっており、日本銀行が「銀行等」「保険・年金基金」等を上回って最大となった27年度末の保有割合33.1%から更に増加している。

図2 長期国債の発行残高に占める日本銀行の保有割合の状況



- 注(1) 日本銀行「資金循環統計」(時価ベース)から本院が作成した。
- 注(2) 国内銀行、信用金庫等の預金取扱機関であり、株式会社ゆうちょ銀行を含む。
- 注(3) 生命保険、企業年金等であり、株式会社かんぽ生命保険を含む。
- 注(4) 共済年金、年金積立金管理運用独立行政法人等である。

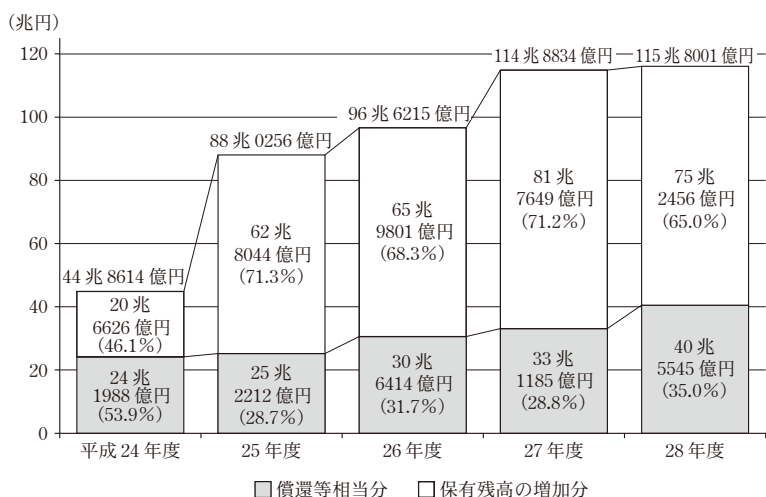
(イ) 日本銀行の長期国債の買入額等

日本銀行は、前記のとおり、26年10月から28年9月までの間、資産の買入れ方針として、保有長期国債の残高が年間約80兆円(25年4月から26年10月までは年間約50兆円)に相当するペースで増加するように長期国債の買入れを行うこととしており、この間、保有長期国債のうち償還期限が到来して償還される保有長期国債等の金額に相当する分(以下「償還等相当分」という。)の買入れに加えて、このペースでの保有残高の増加分の買入れを行っていた。

そして、日本銀行は、28年9月に長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入を決定して金融市場調節方針を変更し、長期国債について、10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように買入れを行い、従来と同程度の買入れペースをめぐしつつ、金利操作方針を実現するように運営することとした。

日本銀行が24年度から28年度までの間の各年度に買入れた長期国債の額についてみると、図3のとおり、24年度に44兆8614億円(買入代金ベース。うち償還等相当分24兆1988億円)であったものが28年度には115兆8001億円(同40兆5545億円)にまで増加しているが、保有残高の増加分の買入れについては、金融市場調節方針が変更された28年9月以降、買入れペースが鈍化したことから、28年度は前年度の81兆7649億円から6兆5193億円減少して75兆2456億円(減少率8.0%)となっている。

図3 日本銀行による長期国債の買入額の状況



- 注(1) 日本銀行「マネタリーベースと日本銀行の取引」から本院が作成した。
 注(2) 償還等相当分には償却原価法による評価換えに伴う簿価の変動額等が含まれる。
 注(3) ()内は、買入額全体に対する割合を示している。

日本銀行は、長期国債の買入れについて、国債売買基本要領(平成11年3月制定)に基づき、買入対象先が売買の際に希望する利回りから日本銀行が市場実勢相場等を勘案して国債の銘柄ごとに定める利回り(以下「基準利回り」という。)を差し引いて得た値を入札に付して買入れる方式を採用してきた(変動利付国債及び物価連動国債を除く。)。そして、日本銀行は、28年9月に、長短金利操作を円滑に行うために上記の要領を改正し、いわゆる「指値オペ」として、基準利回りに日本銀行が金融市場調節方針を踏まえて売買の都度国債の銘柄ごとに定める値を加えて得た利回りにより買入れる方式(以下「固定利回り方式」という。)を新たに導入した。

日本銀行は、固定利回り方式による買入れについて、金利が上昇するなどしてイールドカーブ(債券流通市場で決まる残存期間ごとの国債利回り曲線をいう。)の水準が大きく変動するなどした場合に、必要に応じて随時実施することとしており、また、市場の動向等に応じて、1回当たりの買入額を無制限として実施することがあるとしている。

そこで、日本銀行が28年度に買入れた長期国債111兆5164億円(額面金額ベース)について、固定利回り方式による買入れの状況をみると、29年2月に3銘柄を対象に買入額を無制限として実施された分のみとなっており、その買入額は3銘柄の合計で7239億円(額面金額ベース)と買入額全体の0.6%程度となっている。

(注4) 3銘柄 10年利付国債第343回、同第344回及び同第345回

(ウ) 保有長期国債の評価方法等

日本銀行は、会計規程(平成10年10月制定)に基づき、長期国債については、原則として償還期限まで保有している実態を勘案して、償却原価法により評価を行うこととしている。このため、保有長期国債の貸借対照表価額は、取得原価と額面金額との差額を償還期限に至るまで每期均等に取得原価に加減して算定した金額が計上されており、時価の変動による影響を受けないことになっている。

日本銀行は、国債を含む保有有価証券の時価に係る情報を参考情報として公表しており、また、「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」(平成13年6月財政制度等審議会公表)に基づき作成している行政コスト計算財務書類においても、同様に上記の時価に係る情報を公表している。24年度から28年度までの間における保有長期国債の貸借対照表価額、時価及び含み損益について、各年度末の状況をみると、この間の市場金利の動向を反映して、表2のとおり、いずれも時価が貸借対照表価額を上回り、含み益が生じている。

(注5) 償却原価法 取得原価と額面金額との差額を償還期限までの間、每期均等に償却する方法であり、これに伴う損益は、日本銀行の損益において、国債利息に含める形で計上される。

表2 保有長期国債の貸借対照表価額、時価及び含み損益の状況 (単位：億円)

区 分	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
貸借対照表価額(a)	91兆3492	154兆1536	220兆1337	301兆8986	377兆1441
時価 ^{注(2)} (b)	93兆8741	156兆8774	224兆9509	317兆1123	386兆7942
含み損益(c) = (b) - (a)	2兆5248	2兆7238	4兆8171	15兆2136	9兆6500

注(1) 日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類(特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針(平成13年6月財政制度等審議会公表)に基づき、特殊法人等が民間企業として活動しているとの仮定に立って作成する財務書類)から本院が作成した。

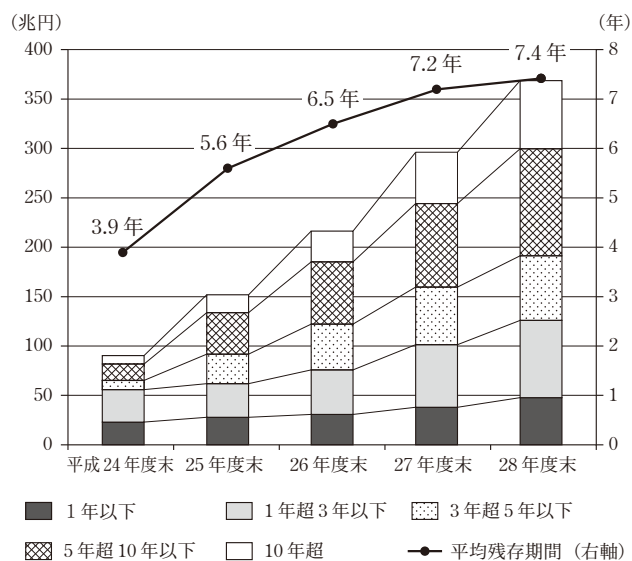
注(2) 時価は、算出方法の相違により、日本銀行「資金循環統計」から作成した図2の日本銀行の保有残高(時価ベース)とは一致しない。

(エ) 保有長期国債の平均残存期間

日本銀行は、前記のとおり、25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、日本銀行が買い入れる長期国債に係る平均残存期間を定めて段階的にこれを延長してきたが、28年9月の長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入に伴い、短期・長期金利の適切な形成を促すために機動的に長期国債を買い入れることとして、この平均残存期間の定めを廃止した。

24年度から28年度までの間の各年度末における保有長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間についてみると、図4のとおり、平均残存期間は、24年度末には3.9年であったものが25年度末には5.6年、26年度末には6.5年、27年度末には7.2年となり、28年度末には7.4年と更に長期化している。ただし、保有長期国債の平均残存期間の定めが廃止された28年9月末時点での平均残存期間は7.4年となっており、同時点から28年度末までの間については平均残存期間の長期化はみられない。

図4 保有長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間の状況



注(1) 日本銀行「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」及び財務省「国債の入札結果」から本院が作成した。

注(2) 保有長期国債の残高は、額面金額ベースであり、貸借対照表価額とは異なる。

ウ 日本銀行が保有するETF及びJ-REITへの影響

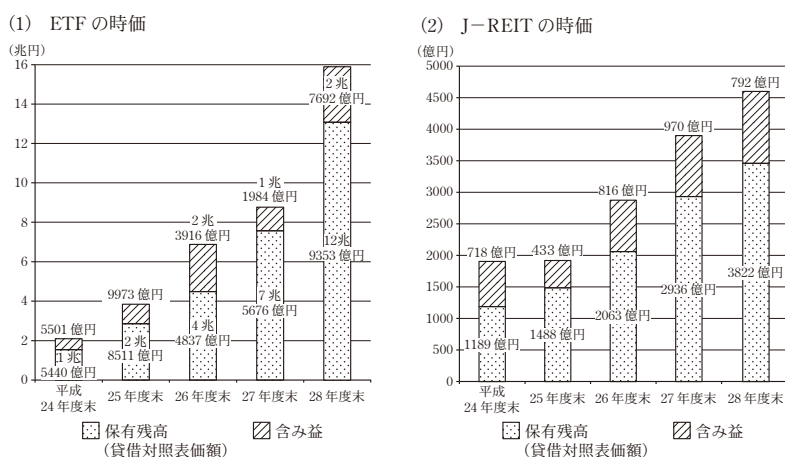
日本銀行は、前記資産の買入れ方針に基づき、自らを受益者として信託銀行を受託者とする金銭の信託を行い、当該金銭の信託に係る信託財産としてETF及びJ-REITを買入れている。これらについては、金融政策目的で買入れたものであり、その保有の目的や実態が民間企業等とは異なることを踏まえて、会計規程に基づき、原価法により評価を行うこととしている。

また、日本銀行は、保有等に伴う損失発生可能性に備えて、ETF及びJ-REITの時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合には、その差額に対してそれぞれの引当金を上半期末及び事業年度末に計上することとしている。さらに、ETF及びJ-REITの上半期末又は事業年度末における時価が著しく下落した場合には、減損処理を行うこととしている。

ETF及びJ-REITは、国債のように償還期限が設定されるものではないため、その保有残高は処分又は減損処理によって減少することとなり、処分が行われる場合には、ETF及びJ-REITの貸借対照表価額と処分価格との差額が損益としてそれぞれ計上されることとなる。

日本銀行が保有するETF及びJ-REITについて、24年度から28年度までの間の各年度末の時価、貸借対照表価額及び含み損益をみると、図5のとおり、貸借対照表価額はいずれも増加傾向で推移しており、株式市場等の情勢により、各年度末とも時価が貸借対照表価額を上回って含み益が生じている。

図5 日本銀行が保有するETF及びJ-REITの時価、貸借対照表価額及び含み損益の状況



注(1) 日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類から本院が作成した。

注(2) 時価は、貸借対照表価額に含み損益を加減したものである。

(2) 日本銀行の損益、当期剰余金の処分等への影響

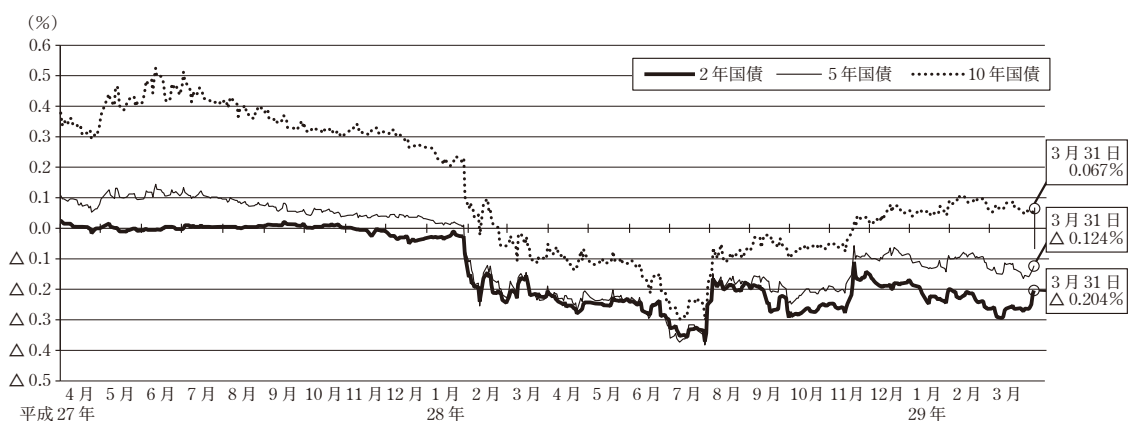
ア 長期国債の市場金利の動向

日本銀行は、前記のとおり、28年1月にマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入を決定して、日銀当座預金の一部にマイナス金利を適用することにより、大規模な長期国債買入れと併せて、金利全般により強い下押し圧力を加えていくこととした。また、同年9月に長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入を決定し、短期金利については上記マイナス金利の適用を維持するとともに、長期金利については10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう長期国債の買入れを行うこととした。

そこで、27年4月から29年3月までの間における長期国債の市場金利の推移をみると、図6のとおり、10年国債については、28年2月上旬にマイナスの水準となり、その後は更に低下して同年6月下旬にはマイナス0.2%を下回ったが、その後は上昇して同年11月中旬にはプラスに転じ、29年3月末では0.067%となっている。また、2年国債及び5年国債については、それぞれ28年2月以降一段の低下がみられ、同年7月下旬にはマイナス0.4%近くにまで低下したが、その後はいずれも上昇し、29年3月末では2年国債がマイナス0.204%、5年国債がマイナス0.124%とマイナス幅が縮小している。

このように、長期国債の市場金利は、日本銀行が28年1月にマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入を決定して以降、低下傾向にあったが、同年8月に上昇に転じ、日本銀行が同年9月に長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入を決定した後は、特に10年国債について上昇がみられた。

図6 長期国債の市場金利の推移



(注) 財務省「国債金利情報」から本院が作成した。

イ 日本銀行の損益への影響

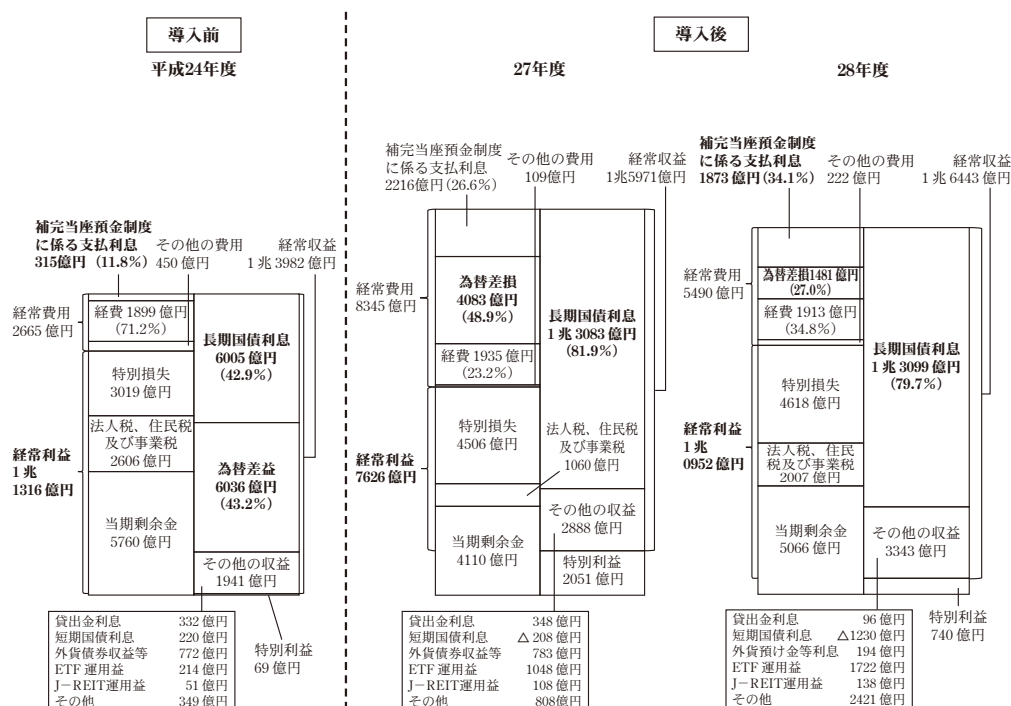
量的・質的金融緩和の導入前後における日本銀行の損益の状況をみると、図7のとおり、量的・質的金融緩和等に伴う保有長期国債の残高の増加により、長期国債利息は、24年度に6005億円(経常収益の42.9%)であったものが、28年度にはその約2.2倍の1兆3099億円(同79.7%)となっている。

また、超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息は、量的・質的金融緩和等に伴う日銀当座預金の残高の増加により、24年度に315億円(経常費用の11.8%)であったものが、28年度にはその約6倍の1873億円(同34.1%)となっている。

このほか、外貨建資産から生ずる為替差益又は為替差損についてみると、24年度に6036億円(経常収益の43.2%)の為替差益を計上していたが、為替レートが円高側に変動したことにより、28年度には1481億円(経常費用の27.0%)の為替差損を計上している。

そして、経常利益は、24年度に1兆1316億円であったものが27年度には7626億円にまで減少したが、28年度は、27年度から3326億円増加して(増加率43.6%)1兆0952億円となっている。これは、長期国債利息が28年度は27年度の1兆3083億円とほぼ同額の1兆3099億円となっているのに対して、為替差損が28年度は27年度から2601億円減少して(減少率63.7%)1481億円計上されたことなどによるものである。

図7 量的・質的金融緩和の導入前後における日本銀行の損益の状況



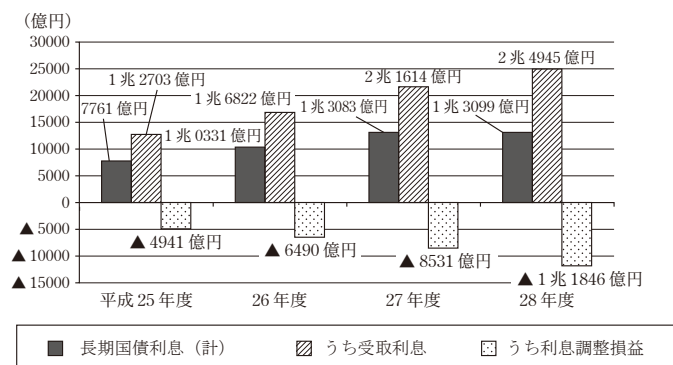
- 注(1) 日本銀行の損益計算書及び決算説明資料から本院が作成した。
 注(2) ()書きは、経常収益又は経常費用に対する割合である。
 注(3) 平成24年度の特別損失3019億円のうち3018億円は、同年度の為替差益6036億円の50%に相当する額を外国為替等取引損失引当金に積み立てたことによるものである。
 注(4) 平成27年度の特別利益2051億円のうち2041億円は、同年度の為替差損4083億円の50%に相当する額を外国為替等取引損失引当金から取り崩したことによるものである。
 注(5) 平成28年度の特別利益740億円は、同年度の為替差損1481億円の50%に相当する額を外国為替等取引損失引当金から取り崩したことによるものである。

ウ 長期国債利息への影響

長期国債利息は、毎年度、保有長期国債の受取利息に償却原価法に基づく利息調整^(注6)損益を加減して算定されている。そこで、25年度から28年度までの間における長期国債利息の状況を見ると、図8のとおり、25年度は7761億円、26年度は1兆0331億円(対前年度増加率33.1%)、27年度は1兆3083億円(同26.6%)、28年度は1兆3099億円(同0.1%)と毎年度その額は増加しているものの、対前年度増加率は減少傾向にある。これは、受取利息が毎年度増加している一方で、利息調整損益については、近年、日本銀行が長期国債の大部分を額面金額を上回る価額で買い入れていることなどにより、利息調整益を上回る利息調整損の額が毎年度増加していて、25年度はマイナス4941億円、26年度はマイナス6490億円(同マイナス31.3%)、27年度はマイナス8531億円(同マイナス31.4%)、28年度はマイナス1兆1846億円(同マイナス38.9%)とマイナス幅が拡大しているためである。

(注6) 償却原価法に基づく利息調整損益 償却原価法では、保有長期国債の貸借対照表価額及び長期国債利息は、それぞれ、保有長期国債の取得原価と額面金額との差額を取得年度以降償還期限に至るまで每期均等に加減して算定することとなっており、この場合の取得原価が額面金額を上回る部分が利息調整損、下回る部分が利息調整益となる。

図8 長期国債利息の状況

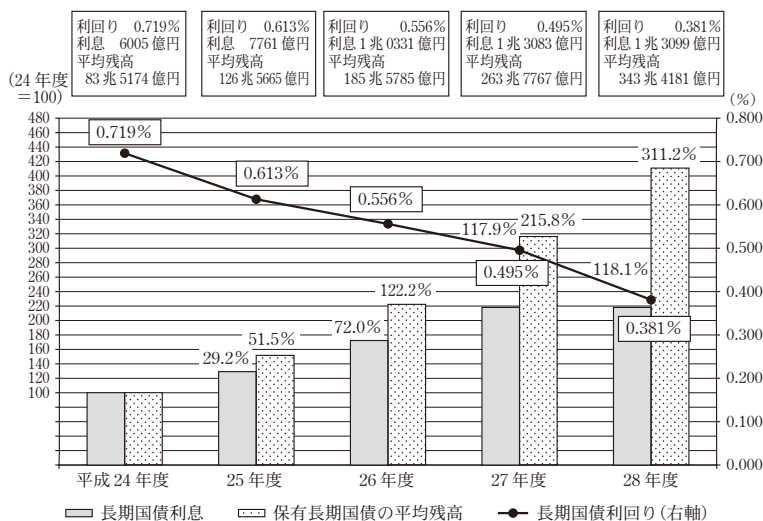


(注) 日本銀行の決算説明資料等から本院が作成した。

エ 保有長期国債の利回り等への影響

24年度から28年度までの間における保有長期国債の利回り等の状況を見ると、図9のとおり、25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、保有長期国債の残高が増加したことにより長期国債利息は増加しているが、保有長期国債の平均残高の増加率に比べて長期国債利息の増加率は小さくなっていて保有長期国債の利回りは低下傾向が続いており、28年度の平均残高343兆4181億円に対する利回りは前年度の0.495%から更に低下して0.381%となっている。

図9 保有長期国債の残高、利回り等の推移



注(1) 日本銀行の決算説明資料から本院が作成した。

注(2) 棒グラフの%は、対平成24年度増加率を示している。

前記のとおり、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入決定後の28年2月以降、長期国債の市場金利は一段と低下したが、同年8月に上昇に転じた。そこで、本院が日本銀行、日本証券業協会等の公表資料を基に、同年2月から29年3月までの間に日本銀行が買い入れたとみられる長期国債(変動利付国債及び物価連動国債を除く。)を特定し、これらについて平均落札利回り較差を用いるなど一定の仮定を置いて試算した利回り等の状況を見ると、表3のとおり、この間の市場金利の動向を反映して、残存期間別では、残存期間5年以下の長期国債はいずれも利回りがマイナスとなっているが、買

い入れた月別では、買入額全体に対する利回りが28年6月から12月にかけて上昇基調にあり同年12月及び29年3月においてはプラスとなっている。

(注7) 平均落札利回較差 日本銀行が買入れる長期国債の各銘柄について、買入対象先が売買の際に希望する銘柄ごとの利回りから日本銀行が市場実勢相場等を勘案して銘柄ごとに定めた利回り(基準利回り)を差し引いて得た値の平均

表3 日本銀行が買入れたとみられる長期国債の利回り等の状況(本院の試算) (単位:億円)

区 分		平成28年 2月	6月	9月	12月	29年 3月
残存期間1年以下	買入額	1402	1404	1400	1410	2108
	利回り	▲ 3.23%	▲ 0.21%	▲ 0.24%	▲ 0.28%	▲ 0.24%
残存期間1年超3 年以下	買入額	2兆0020	2兆1022	2兆4015	2兆4022	1兆9224
	利回り	▲ 0.08%	▲ 0.25%	▲ 0.19%	▲ 0.20%	▲ 0.28%
残存期間3年超5 年以下	買入額	2兆1013	2兆6425	2兆5233	2兆5222	2兆4024
	利回り	▲ 0.05%	▲ 0.24%	▲ 0.15%	▲ 0.09%	▲ 0.12%
残存期間5年超 10年以下	買入額	2兆2519	3兆1545	2兆1529	2兆0526	2兆2534
	利回り	0.20%	▲ 0.16%	▲ 0.05%	0.02%	0.03%
残存期間10年超 25年以下	買入額	1兆0419	8812	8016	1兆1613	1兆0034
	利回り	0.94%	0.13%	0.25%	0.42%	0.54%
残存期間25年超	買入額	7209	5610	4806	6827	5012
	利回り	1.44%	0.31%	0.45%	0.72%	0.86%
計	買入額	8兆2582	9兆4818	8兆4999	8兆9620	8兆2936
	利回り	0.21%	▲ 0.15%	▲ 0.07%	0.03%	0.02%

注(1) 日本銀行「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」、日本銀行「オペレーション」、日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値表」等から本院が作成した。

注(2) 表中「利回り」の数値は銘柄別の買入額等を基に加重平均して算出している。

オ 補完当座預金制度に係る支払利息等への影響

(ア) 支払利息の状況

超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息の額は、24年度から26年度までの各年度については全て年0.1%の利率を適用して算定されているが、27、28両年度については、マイナス金利の適用が開始された28年2月以降、日銀当座預金の一部に対して年マイナス0.1%の利率を適用して算定された受取利息が発生しているため、年0.1%の利率に係る支払額から当該受取利息の額を減じて算定することとなっている。

24年度から28年度までの間における補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、表4のとおり、24年度の315億円に対して、25年度は836億円、26年度は1513億円、27年度は2216億円と増加傾向にあったが、28年度は、前年度から343億円減少して1873億円となっている。これは、28年度に年マイナス0.1%の利率に係る受取利息238億円が発生したため、同年度の支払利息が年0.1%の利率に係る支払額2111億円から同受取利息の額を減じて算定されたことなどによるものである。

表4 支払利息の状況 (単位：億円)

区 分	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
年0.1%の利率に係る支払額(a)	315	836	1513	2236	2111
年マイナス0.1%の利率に係る受取利息(b)	—	—	—	20	238
支払利息(c) = (a) - (b)	315	836	1513	2216	1873

(注) 平成27年度の年マイナス0.1%の利率に係る受取利息20億円は、マイナス金利の適用が開始された28年2月16日から同年3月末までの間を対象として算定されている。

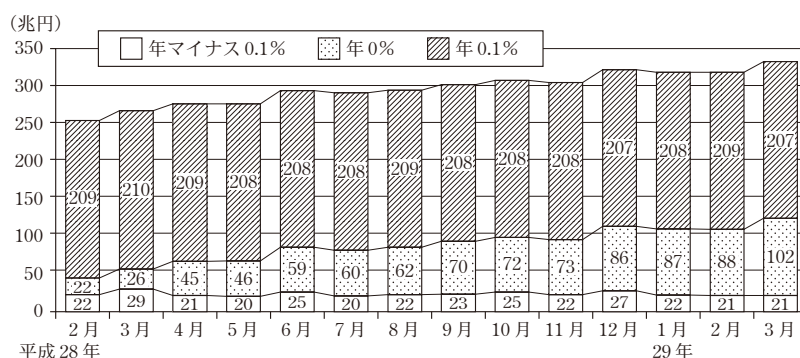
(イ) 日銀当座預金の適用利率別の残高の状況

マイナス金利の適用が開始された28年2月から29年3月までの間における日銀当座預金の適用利率別の残高をみると、図10のとおり、日銀当座預金全体の残高が増加傾向にある中で、年0.1%の利率が適用された残高はいずれも210兆円程度で推移している。この年0.1%の利率が適用される残高は、量的・質的金融緩和の下で各金融機関等が積み上げた既往の残高(27年1月から12月までの各月の積み期間の平均残高)^(注8)から各積み期間に係る法定準備預金額の残高を控除した残高とすることとなっていることから、今後、法定準備預金額の大幅な変動等がない限り、上記と同様の水準で推移することが見込まれる。

一方、年マイナス0.1%の利率が適用される残高は、いずれも20兆円台で推移している。この残高は、各金融機関等における日銀当座預金の残高のうち年0.1%及び年0%の利率が適用される残高を上回る部分の残高を金融機関等ごとに合計した額とすることとなっている。そして、日本銀行は、金融機関等の収益を過度に圧迫し、かえって金融仲介機能が低下するようなことがないように、年0%の利率が適用される残高の規模を見直すことで年マイナス0.1%の利率が適用される残高の規模を調整することとしており、その見直しは、原則として3積み期間ごとに短期金融市場における取引の動向を踏まえつつ適宜行うこととしている。

(注8) 積み期間 当月16日から翌月15日までの期間

図10 日銀当座預金の適用利率別の残高の状況



注(1) 日本銀行の「業態別の日銀当座預金残高」から本院が作成した。

注(2) 本表の日銀当座預金残高は、補完当座預金制度の対象となる金融機関等の日銀当座預金等の残高である。

注(3) 各月の残高は積み期間における平均残高である。

カ 当期剰余金の処分等への影響

(ア) 当期剰余金の状況

日本銀行の各年度における剰余金(以下「当期剰余金」という。)は、経常利益に債券

取引損失引当金等の積立て又は取崩し等に係る額を特別損益として加減したのから法人税等を差し引いた額となっている。

経常利益は、表5のとおり、25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、日本銀行が多額の長期国債を買い入れていることに伴い長期国債利息が増加したことなどから、25、26両年度において増加している。そして、両年度とも、為替差益が計上されたことに伴い、財務大臣の承認を受けて当該為替差益の50%に相当する3097億円、3800億円をそれぞれ特別損失として外国為替等取引損失引当金に積み立てるなどしており、当期剰余金は、24年度の5760億円に対して、25年度は7242億円、26年度は1兆0090億円と毎年度増加している。

一方、27、28両年度においては、経常利益は、長期国債利息が増加したものの為替差損が計上されたことからそれぞれ26年度よりも減少し、また、為替差損が計上されたことに伴い、特別利益として外国為替等取引損失引当金からそれぞれ2041億円、740億円を取り崩す一方で、財務大臣の承認を受けて特別損失として債券取引損失引当金にそれぞれ4501億円、4615億円を積み立てるなどした結果、当期剰余金は、27年度は4110億円、28年度は5066億円となっている。

表5 当期剰余金の状況

(単位：億円)

区 分	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
経常利益(a)	1兆1316	1兆2805	1兆7137	7626	1兆0952
特別利益(b)	69	110	181	2051	740
うち外国為替等取引損失引当金取崩額	—	—	—	2041	740
特別損失(c)	3019	3099	3803	4506	4618
うち債券取引損失引当金積立額	—	—	—	4501	4615
うち外国為替等取引損失引当金積立額	3018	3097	3800	—	—
法人税、住民税及び事業税(d) ^(注)	2606	2573	3424	1060	2007
当期剰余金(e) = (a) + (b) - (c) - (d)	5760	7242	1兆0090	4110	5066

(注) 国庫納付金の額は、日本銀行法に基づき、法人税及び事業税に係る課税所得の算定上、損金の額に算入することとなっている。

(イ) 債券取引損失引当金等の状況

会計規程によれば、債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金の積立て又は取崩しは、各上半期及び各事業年度の日本銀行の自己資本比率^(注9)が10%程度となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲となるよう運営するとされている。そして、その積み立てるべき又は取り崩すべき金額は、債券又は外国為替等に係る損益の50%に相当する金額を目途として、自己資本比率の水準等を勘案して定めるなどとされている。

28年度においては、債券取引損失引当金積立額として4615億円が計上されている。これは、会計規程等に基づき、長期国債利息の金額(1兆3099億円)に28年度における有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得た金額と、有利子負債に係る支払利息の金額との差額の50%に相当する額を計上したものである。また、前記の外国為替等取引損失引当金取崩額740億円は、為替差損

1481 億円の 50% に相当する額を計上したものである。

上記の結果、表 6 のとおり、28 年度末において、債券取引損失引当金は 3 兆 1550 億円に増加し、また、外国為替等取引損失引当金は 1 兆 5078 億円に減少している。

(注 9) 日本銀行の自己資本比率 上半期末又は事業年度末の資本金、準備金(当期剰余金の処分において積み立てられる金額を含む。)、債券取引損失引当金、外国為替等取引損失引当金等の合計額(自己資本残高)をその期中における日本銀行券の平均発行残高で除して得た比率

表 6 債券取引損失引当金等の状況 (単位：億円)

区 分	平成 24 年度末	25 年度末	26 年度末	27 年度末	28 年度末
債券取引損失引当金	2 兆 2433	2 兆 2433	2 兆 2433	2 兆 6934	3 兆 1550
対前年度末増減額	—	—	—	4501	4615
外国為替等取引損失引当金	1 兆 0963	1 兆 4060	1 兆 7861	1 兆 5819	1 兆 5078
対前年度末増減額	3018	3097	3800	△2041	△740

(注) 債券取引損失引当金は、平成 14 年度以降、取崩しの実績はない。

(ウ) 当期剰余金の処分の状況

日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金の 5% に相当する金額を準備金(以下「法定準備金」という。)として積み立てなければならないこととなっており、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を法定準備金として積み立てることができることとなっている。そして、法定準備金の積立について、債券取引損失引当金等の積立て又は取崩しの場合と同様に、会計規程に基づき、自己資本比率が 10% 程度となることを目途として、おおむねその上下 2% の範囲内となるよう運営することとなっている。

法定準備金の積立額は、表 7 のとおり、25、26 両年度において、それぞれ当期剰余金の 5% に相当する額を超える 1448 億円及び 2522 億円となっている。これらは、日本銀行が、財務の健全性を確保する観点から、量的・質的金融緩和等に伴い資産規模が拡大していることにより、従来よりも収益の振幅が大きくなると見込まれる状況を踏まえて、財務大臣に対して法定準備金の積立ての認可申請を行い、同大臣の認可を受けて、25 年度は当期剰余金の額の 20% に相当する額を、26 年度はその 25% に相当する額をそれぞれ積み立てたものである。一方、27、28 両年度においては、特別損益の経理において債券取引損失引当金にそれぞれ 4501 億円、4615 億円を積み立てた後、当期剰余金の 5% に相当する額を積み立てている。

そして、日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金のうち法定準備金への積立て及び出資者への配当を行った後の残額を国庫に納付しなければならないこととなっており、国庫納付金の納付の状況をみると、24 年度から 26 年度までは増加傾向で推移し、26 年度は 25 年度の 5793 億円から 1773 億円増加して(増加率 30.6%)7567 億円となっていたが、27 年度は 26 年度から 3662 億円減少して(減少率 48.4%)3905 億円となっている。また、28 年度は、27 年度から 908 億円増加して(増加率 23.3%)4813 億円となっている。

表7 当期剰余金の処分の状況 (単位：億円、%)

区 分	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
当期剰余金(a)	5760	7242	1兆0090	4110	5066
法定準備金積立額(b)	288	1448	2522	205	253
積立率(b)/(a)	5.0	20.0	25.0	5.0	5.0
配当金(c) (注)	0	0	0	0	0
国庫納付金(a) - (b) - (c)	5472	5793	7567	3905	4813

(注) 配当金は、出資者に対して各年度総額500万円が支払われている。

(エ) 自己資本比率の状況

日本銀行は、将来の損失発生に備えて、自己資本を保有し、財務の健全性の維持に努めている。日本銀行の自己資本比率は、表8のとおり、24、25両年度末は7%台となっていたが、26年度末は、当期剰余金の額の25% (25年度は20%) に相当する額を法定準備金に積み立てるなどした結果、8.20% に上昇している。そして、27、28両年度末は、前記のとおり債券取引損失引当金を積み立てる一方で、日本銀行券平均発行残高が増加するなどした結果、それぞれ8.05%、8.07% となっている。

表8 自己資本比率の状況 (単位：億円、%)

区 分	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
資本勘定(a)	2兆7415	2兆8863	3兆1386	3兆1591	3兆1845
資本金	1	1	1	1	1
法定準備金等	2兆7414	2兆8862	3兆1385	3兆1590	3兆1844
引当金勘定(b)	3兆3396	3兆6493	4兆0294	4兆2754	4兆6628
債券取引損失引当金	2兆2433	2兆2433	2兆2433	2兆6934	3兆1550
外国為替等取引損失引当金	1兆0963	1兆4060	1兆7861	1兆5819	1兆5078
自己資本残高(c) = (a) + (b)	6兆0811	6兆5357	7兆1680	7兆4346	7兆8474
日本銀行券平均発行残高(d)	81兆5695	84兆4116	87兆3941	92兆2957	97兆1988
自己資本比率(c)/(d)	7.45	7.74	8.20	8.05	8.07

(注) 法定準備金等は、当期剰余金の処分における法定準備金積立額及び特別準備金(1319万円)を含む。

4 本院の所見

25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、日本銀行の資産及び負債の額は過去に例をみない規模で急速に拡大しており、主な資産である長期国債は導入前の24年度末に91兆3492億円であったものが28年度末には377兆1441億円(24年度末の約4.1倍)に、主な負債である日銀当座預金は58兆1289億円であったものが342兆7555億円(同約5.9倍)にまで増加している。そうした中で、28年度については、超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息は年マイナス0.1%の利率に係る受取利息238億円が発生したことなどにより前年度から343億円減少して1873億円となり、また、本院が一定の仮定を置いて試算したところ、市場金利の動向を反映して日本銀行が買い入れたとみられる長期国債の利回りも28年6月から12月にかけて上昇基調にあり同年12月及び29年3月においてはプラスとなっているが、保有長期国債の平均残高343兆4181億円に対する利回り

は、保有長期国債の平均残高の増加率に比べて長期国債利息の増加率が小さくなって低下傾向が続いていることなどから、前年度の0.495%から更に低下して0.381%となっている。

そして、日本銀行は、28年度決算において、長短金利操作付き量的・質的金融緩和の実施に伴って日本銀行に生じ得る収益の振幅を平準化する観点から、27年度に拡充された債券取引損失引当金の制度の下で同引当金に4615億円の積立てを行い、28年度末の同引当金は3兆1550億円に増加している。

したがって、日本銀行においては、金融調節等を通じて取得した金融資産について、保有長期国債の利回りが低下してきているなどの状況も踏まえて適切に各引当金を積み立て、また、特に必要があると認めるときは、当期剰余金の5%に相当する額を超える金額を法定準備金に積み立てるなど財務の健全性の確保に努めることが重要である。また、財務省においては、日本銀行から引当金の積立てを含む財務諸表等の承認又は当期剰余金の5%に相当する額を超える金額の法定準備金への積立ての認可の申請があった場合には、今後の日本銀行の財務の健全性等を勘案した上で、国民に還元されるべきとされている日本銀行の利益の特質等に留意しつつ、引き続き適切に承認又は認可を行っていくことが必要である。

本院としては、今後の金融経済情勢の変化を踏まえつつ、今後とも日本銀行の財務の状況について引き続き検査していくこととする。

第3 日本郵便株式会社によるオーストラリアの総合物流企業の株式取得について

検査対象	日本郵政株式会社、日本郵便株式会社								
日本郵政グループの概要	日本郵政株式会社を持株会社として、連結子会社 274 社及び持分法適用関連会社 24 社計 298 社で構成される企業グループ								
日本郵便株式会社が実施する国際物流事業の概要	オーストラリア等における国内物流事業、オーストラリア又はアジアからの輸出を中心とした国際貨物輸送事業並びに物流の一元管理に係る企画、設計及び運営を行う事業であって、平成 27 年 5 月に株式取得し子会社化したツール社が実施しているもの								
日本郵便株式会社の連結損益計算書計上額(平成 28 年度)	<table> <tr> <td>経常利益</td> <td>522 億円</td> </tr> <tr> <td>ツール社に係る減損損失</td> <td>4003 億円</td> </tr> <tr> <td>当期純損失</td> <td>3845 億円</td> </tr> <tr> <td>親会社株主に帰属する当期純損失</td> <td>3852 億円</td> </tr> </table>	経常利益	522 億円	ツール社に係る減損損失	4003 億円	当期純損失	3845 億円	親会社株主に帰属する当期純損失	3852 億円
経常利益	522 億円								
ツール社に係る減損損失	4003 億円								
当期純損失	3845 億円								
親会社株主に帰属する当期純損失	3852 億円								

1 検査の背景

(1) 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の概要

ア 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の設立経緯等

(ア) 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の設立経緯

日本郵政株式会社(以下「日本郵政」という。)は、郵政民営化法(平成 17 年法律第 97 号)に基づき、平成 19 年 10 月に解散する日本郵政公社の機能を引き継がせるために設立された郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、これらの株式会社の経営管理を行うために 18 年 1 月に設立されたものである。そして、日本郵政は、28 年度末現在、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の業務を承継するなどして設立された日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。)、株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」という。)並びに株式会社かんぽ生命保険(以下「かんぽ生命」という。)を含む連結子会社 274 社並びに持分法適用関連会社 24 社、計 298 社で構成される企業グループ(以下「日本郵政グループ」という。)の持株会社となっている。

(イ) 日本郵政等の株式の保有及び売却

日本郵政は、日本郵政株式会社法(平成 17 年法律第 98 号。以下「日本郵政法」という。)に基づき、常時、日本郵便の発行済株式の総数を保有していなければならないこととなっているが、現在保有しているゆうちょ銀行及びかんぽ生命の株式については、郵政民営化法に基づき、両社の経営状況等を勘案しつつ、できる限り早期に全ての株式を処分することとなっている。

国は、日本郵政法に基づき、常時、日本郵政の発行済株式の総数の 3 分の 1 を超える株式を保有していなければならないこととなっている。

また、国は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。以下「復興財源確保法」という。)により、保有する日本郵政の株式の一部を処分して、その売却収入を復興債の償還費用の財源(以下「復興財源」という。)に充てることとしている。

国は、27年11月の日本郵政の株式上場の際して、保有する日本郵政の株式45億株のうち4億9500万株を売却した。また、日本郵政は、同年12月に、日本郵政の資本効率の向上及び復興財源の確保への貢献等に資するために、国が保有する日本郵政の株式約3億8290万株を取得した。さらに、29年9月に、国は保有する日本郵政の株式約10億6257万株の第2次売却を実施し、日本郵政はこのうち約7247万株を取得した。これらによって、同月末現在、国が保有する日本郵政の株式数は約25億5952万株となっている(表1参照)。

表1 国が保有する株式の売却状況 (単位：株、%)

年 月	項 目	国の売却株式数	国の保有株式数	国の株式保有割合
	株式上場前		4,500,000,000	100.0
平成27年11月	日本郵政の株式上場	495,000,000	4,005,000,000	89.0
12月	日本郵政による自己株式取得	382,901,700	3,622,098,300	80.4
29年9月	第2次売却	1,062,573,600	2,559,524,700	56.8
	うち日本郵政による自己株式取得	72,474,500		

イ 日本郵政及び日本郵便の業務内容

日本郵政は、日本郵政法等に基づき、「日本郵便が発行する株式の引受け及び保有」「日本郵便の経営の基本方針の策定及びその実施の確保」「日本郵便の株主としての権利の行使」等の業務を行っている。

日本郵便は、日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号。以下「日本郵便法」という。)等に基づき、「郵便事業、物流事業等を内容とする郵便・物流事業」及び「郵便・物流事業に係る窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務等を内容とする金融窓口事業」を行っている。

なお、日本郵政及び日本郵便は、日本郵政法及び日本郵便法により、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務(以下、当該責務として提供される役務を「ユニバーサルサービス」という。)を負っている。

(2) 日本郵便が実施している国際物流事業等

ア 日本郵便が実施している国際物流事業

日本郵政及び日本郵便は、国内人口の減少及びインターネットの影響による国内郵便市場の縮小に鑑み、収益源の多様化の一環として、成長著しいアジア市場への展開を中心に、国際物流事業を手掛ける総合物流企業として成長していくこととした。そして、日本郵政及び日本郵便は、海外企業に対する投資等について議論を行い、その後、日本郵便は、投資等の対象となる企業について、その価値を評価し、収益性等について総合的に調査・査定を行う業務(デューデリジェンス。以下「DD」という。)及び株価算定等を実施する業務(以下「株価算定業務」という。)を行うなどして、27年2月に、オースト

ラリアの会社法に基づくスキーム・オブ・アレンジメント^(注1)の手続により、オーストラリアの総合物流企業である Toll Holdings Limited(以下「トール社」という。)の発行済株式の総数を取得することを公表し、同年5月に、トール社を子会社化した。

(注1) スキーム・オブ・アレンジメント 被株式取得会社の株主総会、裁判所及び必要な規制当局からの承認等の条件を満たすことにより、全株式を取得する友好的な買収手法であり、オーストラリア等においては一般的な手続

日本郵便は、上記の株式取得以前は、連結決算における報告セグメントを郵便・物流事業及び金融窓口事業の2事業としていたが、株式取得により国際物流事業の連結決算上の重要性が増したと判断して、27年度から、トール社が実施する同事業を加えた3事業とした。また、これに伴い、日本郵政は、連結決算における報告セグメントを日本郵便の3事業、ゆうちょ銀行を中心とした銀行業及びかんぽ生命を中心とした生命保険業の計5事業とした。

イ トール社の概要

日本郵便によれば、トール社は、1888年(明治21年)にオーストラリアに設立され、これまでに100件を超える企業の合併・買収により成長してきた株式会社で、日本郵便による株式取得前はオーストラリア証券取引所に上場されており、4万人以上の従業員を擁し、平成28年度末現在、子会社及び関連会社を計267社有している。主な業務内容は、「オーストラリア等における国内物流事業(以下「豪州等国内物流事業」という。)」[「オーストラリア又はアジアからの輸出を中心とした国際貨物輸送事業(以下「国際フォワーディング事業」という。)]及び「物流の一元管理に係る企画、設計及び運営を行う事業(以下「コントラクト事業」という。)]の3事業となっている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

日本郵便は、前記のとおり、27年5月にトール社の発行済株式の総数を取得して子会社化した。

しかし、トール社の業績は、その後の資源価格の下落並びに中華人民共和国及びオーストラリアの経済の減速等により前年度実績を大きく下回ることが見込まれたことから、日本郵便は、直近の実績を基礎とした損益見通しにより減損テストを実施し、その結果に基づき、28年度の連結決算において、トール社に係るのれん等^(注2)の減損損失約4000億円を計上した。そして、日本郵政は、29年4月に、民営化後初めて、連結決算において赤字決算となることを公表した。

(注2) のれん 企業の買収・合併の際に発生する投資価額と投資時点における当該子会社の純資産額との差額

そこで、本院は、有効性等の観点から、トール社に係る減損損失は、日本郵便及び日本郵政グループの28年度の決算にどのように影響したか、日本郵政及び日本郵便は、DD及び株価算定業務に係る各種アドバイザー契約の内容を踏まえて、どのような分析・検討を行い、トール社との事業の協働による相乗効果(以下「シナジー効果」という。)等をどのように検討していたか、株式取得に当たり、日本郵政及び日本郵便の企業統治体制はどのように機能していたかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、日本郵便が実施したトール社の株式取得並びに日本郵政及び日本郵便が28年度決算で実施した減損処理を対象として、日本郵政、日本郵便両本社において、20年度以降の財務諸表、日本郵政及び日本郵便の取締役会、経営会議等の重要事項を決定するに当たり開催された会議の際に用いられた資料並びにトール社に対するDDに係る契約書等の関係資料を徴するとともに、取締役会、経営会議等の議事録の内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 日本郵便及び日本郵政グループの決算等

ア 日本郵便の決算

日本郵便の20年度以降の単体決算の損益の状況についてみると、日本郵便は、表2のとおり、22年度に経常損失を計上し、21、22両年度に当期純損失を計上していた。これは、20年6月に、日本郵便(当時は郵便事業株式会社)が、宅配便事業を承継する目的でJPエクスプレス株式会社(22年8月解散。以下「JPEX」という。)を設立したものの、事業承継について総務大臣の認可が得られなかったためJPEXの経営状況が悪化したこと、また、21年度にJPEXが行っていた宅配便事業を、22年7月に郵便事業株式会社が承継したため、人件費及び委託費が増大したことなどによるものである。そして、日本郵便は、28年度に、トール社の業績の悪化に伴い、株式の実質価額が投資簿価と比べて著しく低下したため、トール社に係る関係会社株式評価損(5429億余円)等を計上し、これにより特別損失5728億余円を計上するとともに、4785億余円の当期純損失を計上していた。

また、25年度以降の日本郵便の連結決算の損益の状況についてみると、27年度までは、経常損益及び親会社株主に帰属する当期純損益については、いずれも200億円以上の利益を計上していた。しかし、28年度に、25年度以降で2番目に多い522億余円の経常利益を計上したものの、親会社株主に帰属する当期純損益については3852億余円の損失を計上していた。この主な要因は、トール社の業績の悪化に伴い、トール社に係る未償却ののれん3682億余円、商標権241億余円の全額及び土地、建物等の有形固定資産の一部に係る80億余円の計4003億余円に係る減損損失を特別損失として計上したことである。

表2 日本郵便の平成20年度以降の単体及び連結損益計算書(抜粋) (単位：億円)

区 分		平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 注(5)	25年度	26年度	27年度	28年度
営業収益	単体	3兆1585	3兆0770	3兆0362	2兆9733	2兆0541	2兆7739	2兆8191	2兆9351	2兆9675
	連結						2兆8699	2兆9409	3兆6270	3兆7589
営業利益又は 営業損失(△)	単体	1132	949	△539	110	912	469	106	377	686
	連結						507	125	326	534
経常利益又は 経常損失(△)	単体	1428	1194	△308	327	1002	525	220	496	719
	連結						565	228	423	522
特別利益	単体	34	27	72	6	6	12	247	448	274
	連結						25	298	602	320
特別損失	単体	87	847	113	58	39	109	301	472	5728
	連結						114	306	478	4691
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純 損失(△) 注(1)	単体	1375	374	△348	274	969	428	165	471	△4734
	連結						476	220	547	△3848
法人税等合計	単体	668	519	△301	131	139	99	11	0	51
	連結						114	0	69	△3
当期純利益又は当期純損 失(△) 注(2)	単体	706	△145	△47	143	830	329	154	471	△4785
	連結						362	220	477	△3845
非支配株主に帰属する当 期純利益又は非支配株主 に帰属する当期純損失 (△) 注(3)	単体									
	連結						1	△1	5	6
親会社株主に帰属する当 期純利益又は親会社株主 に帰属する当期純損失 (△) 注(4)	単体									
	連結						360	221	472	△3852

注(1) 単体決算においては、税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)である。

注(2) 連結決算においては、平成26年度以前は、少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)である。

注(3) 平成26年度以前は、少数株主利益又は少数株主損失(△)である。

注(4) 平成26年度以前は、当期純利益又は当期純損失(△)である。

注(5) 平成24年度は、郵便局株式会社の9月までの決算値に、日本郵便の24年10月以降の決算値を加えたものである。

注(6) 当該年度決算時に開示された決算数値を用いている。

イ 日本郵政の連結決算

日本郵政の20年度以降の連結決算の状況についてみると、表3のとおり、28年度に7952億余円の経常利益を計上したものの、親会社株主に帰属する当期純損益については、日本郵便の連結決算と同じ要因により、289億余円の損失を計上しており、日本郵政の民営化後、日本郵政の連結決算において、初めて親会社株主に帰属する当期純損失を計上していた。

表3 日本郵政の平成20年度以降の連結損益計算書(抜粋)

(単位:億円)

区 分	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
経常収益	19兆9617	18兆7736	17兆4689	16兆6614	15兆8491	15兆2401	14兆2588	14兆2575	13兆3265
経常費用	19兆1311	17兆7664	16兆5123	15兆4851	14兆6266	14兆1365	13兆1430	13兆2913	12兆5312
社会・地域貢献基金運用収益	0	1	3	5	25	—	—	—	—
経常利益	8305	1兆0072	9569	1兆1768	1兆2250	1兆1036	1兆1158	9662	7952
特別利益	1252	284	139	48	19	18	94	152	102
特別損失	207	132	241	622	799	1228	1442	1324	4819
減損損失	26	63	48	59	55	136	53	133	4194
契約者配当準備金繰入額	2759	2943	3119	2719	3074	2421	2007	1780	1526
税金等調整前当期純利益	6590	7280	6347	8475	8397	7404	7803	6709	1708
法人税等合計	2362	2894	2157	3784	2768	2612	2978	2366	1550
当期純利益 注(1)	4228	4386	4190	4690	5628	4792	4825	4343	157
非支配株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△) 注(2)	0	△116	1	1	0	1	△1	83	447
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△) 注(3)	4227	4502	4189	4689	5627	4790	4826	4259	△289

注(1) 平成26年度以前は、少数株主損益調整前当期純利益である。

注(2) 平成26年度以前は、少数株主利益又は少数株主損失(△)である。

注(3) 平成26年度以前は、当期純利益又は当期純損失(△)である。

また、日本郵政グループの事業ごとの損益状況についてみると、表4のとおり、トール社が実施している国際物流事業については、28年度にセグメント損失を計上している。日本郵便の子会社となって2年程度を経過した28年度末現在において、日本郵便の利益向上には寄与していない。

表4 日本郵政グループの事業ごとの損益状況

(単位：億円)

区 分		平成 25年度	26年度	27年度	28年度	
日本郵便	郵便・物流 事業	経常収益	1兆8219	1兆8713	1兆9516	1兆9330
		セグメント利益	185	18	237	143
	金融窓口 事業	経常収益	1兆2741	1兆3020	1兆3712	1兆3879
		セグメント利益	392	228	405	641
トール社	国際物流 事業	経常収益	—	—	5444	6449
		セグメント利益又は セグメント損失(△)	—	—	137	△4
ゆうちょ銀行	銀行業	経常収益	2兆0764	2兆0782	1兆9689	1兆8972
		セグメント利益	5650	5696	4819	4421
かんぽ生命	生命保険業	経常収益	11兆2341	10兆1692	9兆6057	8兆6594
		セグメント利益	4627	4926	4115	2797
計		経常収益	16兆4066	15兆4209	15兆4421	14兆5227
		セグメント利益	1兆0856	1兆0868	9715	7999
その他		経常収益	2877	3003	3625	3549
		セグメント利益	1481	1502	2335	2291
合 計		経常収益 ①	16兆6944	15兆7213	15兆8047	14兆8777
		セグメント利益 ②	1兆2337	1兆2371	1兆2050	1兆0291
セグメント間取引消去		経常収益 ③	1兆4543	1兆4624	1兆5513	1兆5540
		セグメント利益 ④	1301	1212	2160	2095
調整額		経常収益 ⑤	—	—	41	28
		セグメント損失(△) ⑥	—	—	△227	△243
損益計算書上の経常収益(①-③+⑤)		15兆2401	14兆2588	14兆2575	13兆3265	
損益計算書上の経常利益(②-④+⑥)		1兆1036	1兆1158	9662	7952	

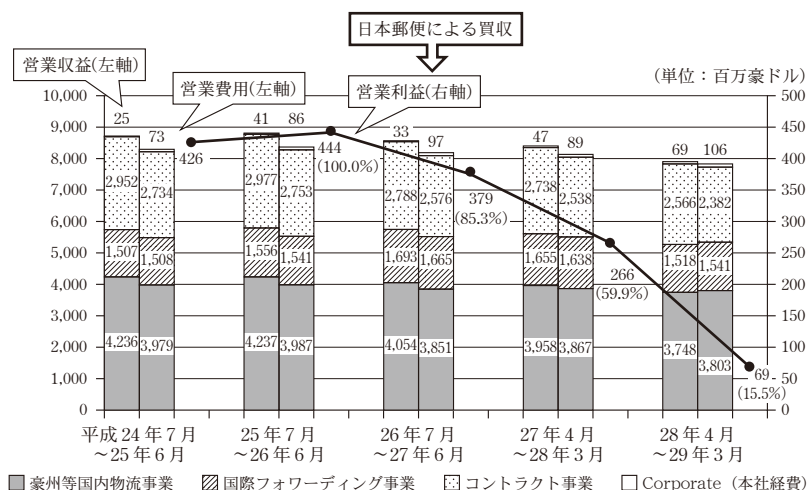
(注) 国際物流事業の平成27年度の経常収益及びセグメント利益は、27年7月から日本郵政グループの連結業績に反映させているため、同年7月から28年3月までの9か月間の数値である。

(2) トール社による国際物流事業の業績

日本郵便は、トール社の具体的な経営は現地に任せることを方針としている。そして、日本郵便による株式取得前の24年度から、株式取得後の28年度までのトール社の損益の状況についてみると、図のとおり、営業利益については、25年度以降、年々減少しており、28年度には25年度の15.5%にまで減少している。また、28年度の損益を事業別にみると、コントラクト事業以外の事業等は、営業費用が営業収益を上回っていることなどから、業績の回復に向けた具体的なコスト削減等の対策が望まれる状況にある。

なお、日本郵便は、トール社の業績悪化を受けて、コストの削減及び見直し並びに国際物流事業内における事業の選択と集中等の経営改善策を行うとしている。

図 トール社の損益の状況



(注) 日本郵便による子会社化により、決算期が変更されている。本図では、比較のため、平成27年4月から6月までの分は買収前後の両期に含めている。

(3) 株式取得の経緯

日本郵政及び日本郵便におけるトール社の株式取得に関する主な経緯は、表5のとおりとなっている。日本郵便は、26年11月にDD等を開始し、その結果(後述(5)参照)を踏まえるなどして、27年2月17日にトール社との間で買収実行契約を締結することを取締役会において決議した(後述(7)イ参照)。これを受けて、日本郵政は、同月18日に当該案件について取締役会において決議した。そして、日本郵便は、同日にトール社との間で買収実行契約を締結し(後述(7)イ参照)、同年5月28日にトール社の全株式を取得した。

表5 トール社の株式取得に関する主な経緯

年月日	経緯	
平成26年	7月～9月	日本郵政及び日本郵便の経営幹部間で、今後の経営戦略の一環として、海外企業に対する投資等について議論
	11月	日本郵便が、出資等の方法による日本郵便の課題の解決を検討するため、株式取得先候補の絞込みを実施
	11月～	日本郵便が、各種アドバイザー契約を締結し、DD等を開始
	12月25日	日本郵便が、DD等の中間報告会を開催
27年	1月	日本郵便が、日本郵便出資・業務提携審査会(以下、本表で「出資等審査会」という。)において本格的な検討を開始
	2月9日	日本郵便が、DD等の報告会を開催
	2月17日	日本郵便が、出資等審査会において、トール社との間で買収実行契約を締結することを協議
		日本郵便が、取締役会において、トール社との間で買収実行契約を締結することを決議
	2月18日	日本郵政が、取締役会において、日本郵便によるトール社の株式取得に向けた契約締結について決議
		日本郵便が、トール社との間で買収実行契約を締結
		日本郵政及び日本郵便が、日本郵便によるトール社の株式取得について公表
	2月24日	日本郵政が、経営会議に対して、日本郵便によるトール社の株式取得について事後報告
	3月～	日本郵便が、26年11月以降に実施したDDの内容について再度確認を行うDD(以下、本表で「確認的DD」という。)等を開始
	4月6日 4月7日	日本郵便が、確認的DD等の報告会を開催
	4月13日	日本郵便が、出資等審査会において、トール社の株式取得・子会社化を協議
	4月20日	日本郵便が、取締役会において、トール社の株式取得・子会社化を決議
	4月21日	日本郵政が、経営会議において、日本郵便によるトール社の株式取得・子会社化を協議
	4月22日	日本郵政が、取締役会において、日本郵便によるトール社の株式取得・子会社化を決議
5月28日	日本郵便が、トール社の発行済の全株式を取得し、日本郵便による完全子会社化が完了	

(4) 各種アドバイザー契約の内容

日本郵便は、26年11月以降に、トール社の株式取得に向けた各種アドバイザー契約を締結している。これらの契約によって実施した業務は、トール社の事業内容、競争力等の検討、ITの活用状況の把握等を行うビジネスDD、財務状況の把握、収益力の分析等を行う財務DD、紛争・訴訟案件の有無、許認可等の把握等を行う法務DD、報酬制度や労使関係の把握等を行う人事DD及び株価算定業務であり、これらの契約に係る費用は計16億4644万余円であった。これらの契約は、資本提携に関する契約であり、情報管理上、競争入札には適さないとして、日本郵便が定めた物品等契約マニュアルに基づき、契約方式を随意契約(一者指定方式)として締結されていた。

(5) DDの結果等を踏まえたトール社の分析及び現状

日本郵便が各種アドバイザー契約の成果品を踏まえるなどして作成した資料(以下「株

式取得検討資料]という。)におけるトール社の分析及び28年度末現在のトール社の現状は、次のとおりとなっていた。

ア トール社の業績に関する見通し

日本郵便は、トール社の業績に関する将来の見通しとして、メインシナリオ及び悲観シナリオを作成していた。いずれのシナリオも売上高を同額と予測し、営業利益については、悲観シナリオをメインシナリオの9割程度と予測した上で、これらの数値から投資判断に用いる指標となる値を算出していた。

しかし、28年度の実績をみると、日本郵便の国際物流事業における売上高は79.01億豪ドル、営業利益は0.69億豪ドルとなり、悲観シナリオの将来予測と比較して売上高が9割程度であったものの、営業利益が2割以下となっており将来予測を大きく下回っていた。

イ トール社の事業分析

トール社の強みは、「オーストラリア国内で企業間物流を中心に強固な基盤を保有していること」及び「国際的な事業運営における豊富な知見と経験を有していること」とされていた。一方、弱みは、「長年合併を繰り返してきたことにより、顧客に対するネットワークビジネスの組織体制と機能連携が弱いこと」「物流業務に関する物流情報システム及び物流モデルが、子会社ごとに独自に整備されたため、それらの全体最適化が未整備となっていること」などとされていた。

そして、日本郵便がトール社に係る減損処理を行った際の公表資料によれば、トール社の業績悪化は、トール社が過去に買収した会社の総務、人事等の事務・管理業務部門等の重複が多かったり、中華人民共和国及びオーストラリアの経済の減速による売上げの減少の中、トール社内の複数の子会社が取引先を取り合うなど非効率な営業活動等を行ったりしていたことが原因とされており、株式取得検討資料でトール社の弱みとされていたことが顕在化する結果となっていた。

ウ トール社の買収に係るリスクへの対応方法

トール社の買収に係るリスクへの対応方法についてみると、株式を高値で取得してしまうリスクについては、様々な分析によって適切な株価を設定すること及び日本郵便とトール社との間で相対交渉を行うことによって株価の高騰を回避することにしていった。また、買収後の統合プロセスに失敗するリスクについては、事前に対策を検討するとともに、統合準備委員会を設置して統合後のプロセスを円滑かつ確実に進めることにしていた。

しかし、前記のとおり、営業利益が将来予測を大きく下回ったことを踏まえると、買収後の統合プロセスが十分でなかったものと思料される。

エ トール社の買収によるシナジー効果等

企業買収は、一般的にシナジー効果の発現等がメリットとされている。日本郵便は、トール社の買収によるシナジー効果について、中長期的には、売上げに係るシナジー効果として日本と多国間の物流の取込み、コストに係るシナジー効果として共同調達によるスケールメリットの享受があるとしていた。一方、短期的には、日本郵便とトール社との間におけるコスト削減や追加的な収益等に係るシナジー効果は考慮していなかったとしている。

トール社の株式を取得して2年程度が経過した28年度末現在において、十分なシナジー効果の発現は見受けられていない。今後は、中長期的なシナジー効果の発現が期待できるような方策が望まれる。

(6) トール社の株式取得の際の評価額

日本郵便は、トール社の1株当たり株式取得価額について、類似取引との比較による試算、類似企業との比較による試算及び将来の収益獲得能力に基づく試算により算定した結果、1株当たり9.04豪ドル程度が妥当と判断し、この価額にトール社の発行済株式の総数(約7億1743万株)を乗じた額である64億8563万余豪ドル(邦貨換算額6093億余円)を株式取得価額の総額としていた。この9.04豪ドルは、日本郵政及び日本郵便がトール社を株式取得により子会社化することを公表した日の前日(27年2月17日)のオーストラリアの株式市場の終値に49%上乗せした額になっていた。

また、日本郵便は、上記の株式取得価額6093億余円を日本郵便の連結決算に組み込むため、パーチェス・プライス・アロケーション^(注3)に基づき、その内訳を算定し、資産を5289億余円、負債を3909億余円、為替換算調整勘定等を31億余円とするとともに、資産から負債、為替換算調整勘定等を控除した額の1348億余円と6093億余円との差額の4744億余円をのれんとしていた。

トール社の株式取得に要した6093億余円もの多額の投資に対する最終的な適否を現時点で判断することは困難であるが、28年度末時点の状況を見る限りでは、日本郵便の利益向上に寄与していないこと、営業利益が将来予測と比べて2割以下となっており予測を大きく下回っていること、28年度決算において4003億余円の減損損失を発生させたことなどを踏まえると、将来の収益獲得能力等に基づき算定したとしているトール社の株式取得価額は高額であったと思料される。

(注3) パーチェス・プライス・アロケーション 企業結合の取得時の評価方法であり、時価評価をするなどして資産配分等を行うもの

(7) 日本郵政及び日本郵便における株式取得に係る機関決定

ア 日本郵政及び日本郵便の企業統治体制

日本郵政の組織運営形態は、執行役社長が業務執行に関する意思決定を行い、取締役会がその状況を適切に監督し、社外取締役が過半数を占める指名委員会、報酬委員会及び監査委員会が執行役等の職務執行の監査等を行う指名委員会等設置会社となっている。そして、重要な業務執行については、執行役社長の諮問機関である経営会議に対して協議・報告を行うことになっている。

また、日本郵政の取締役会規則によれば、取締役の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該案件を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができることとされており、また、日本郵政の経営会議規則によれば、会議の協議事項であっても、緊急を要する場合には執行役社長が当該案件を処理することができ、その場合は、直後の経営会議で処理の内容を報告しなければならないこととされている。

日本郵便の組織運営形態は、取締役会設置会社であるとともに、監査役会設置会社となっている。そして、経営上の重要事項については、取締役社長の諮問機関として取締役会(29年5月以降は取締役社長)が指名する執行役員をもって構成する経営会議で協議の上、取締役会に付議されることとなっている。なお、日本郵便出資・業務提携審査

会(29年5月以降は経営会議に集約。以下「出資等審査会」という。)において協議された事項は、経営会議への付議を省略できることになっている。

また、日本郵便の取締役会規則によれば、監査役が異議を述べないことを確認し、取締役全員から書面による同意の意思表示を得たときは、当該案件を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができるとされている。

日本郵政は、前記のJPEXに係る事態等を受けて、総務省が設置した「日本郵政ガバナンス問題調査専門委員会」から、22年5月に、企業統治体制の在り方について提言を受けた。この提言によれば、日本郵政は、指名委員会等設置会社に求められる株主の代表としての社外取締役による監視・監督の役割が十分に機能していなかったなどとされていた。そして、日本郵政は、これに対する改善策を講ずるとともに、その後も東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードへの対応等^(注4)を踏まえるなど、継続的に企業統治体制の強化・見直しを図っているとしている。また、日本郵便も、日本郵政に倣い継続的に企業統治体制の強化・見直しを図っているとしている。

(注4) コーポレートガバナンス・コード 上場企業が実効的な企業統治(コーポレートガバナンス)を実現するための主要な原則を取りまとめたもの

イ 株式取得に当たっての日本郵政及び日本郵便の対応

アの企業統治体制のもとで、トール社の株式取得に係る日本郵政及び日本郵便の取締役会等における協議及び報告の状況は、次のとおりとなっていた。

日本郵便は、DD等の結果を踏まえ、27年2月17日の出資等審査会においてトール社の株式取得・子会社化に向けた買収実行契約の締結について協議した。そして、同日の取締役及び監査役全員が参加した取締役会において、同契約の締結について全員異議なく了承することが決議されたことを受け、日本郵政に対して、その承認を求めた。

日本郵政は、同契約の締結が経営会議規則で定める緊急を要する場合に該当するとして、経営会議を開催せずに執行役社長が決裁を行い取締役会に提案した。

そして、日本郵政は、同月18日までに、同契約の締結について、取締役全員から書面による同意の意思表示を得たことから、取締役会規則に基づき取締役会の決議があったものとみなした。その際にと取締役に対して示した株式取得検討資料によれば、悲観シナリオから算定した投資判断に用いる指標となる値が目安としている値を下回っていたものの、メインシナリオでは上回っていたことから、一定の経済的合理性があるとしていた。

この日本郵政の承認を受けて、日本郵便は、同日に、オーストラリアにおいてトール社と同契約を締結した。

なお、日本郵政は、同契約の内容について、前記の経営会議規則に基づき、同月24日に開催した経営会議において事後報告を行っている。

その後、日本郵便は、26年11月以降に実施したDDの内容について再度確認を行うDD等の結果を踏まえ、27年4月13日に、出資等審査会においてトール社の株式取得・子会社化に対する議題を協議し、同月20日に、取締役会規則に基づき、監査役が異議を述べないことを確認し、取締役全員から書面による同意の意思表示を得て、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなした。

そして、日本郵政は、上記の議題に係る承認事項について、同月21日に、経営会議

において協議し原案どおり了承されたことから、同月22日に取締役会への付議を行い、トール社の売上高やトール社が有する弱みについて議論したものの、全員異議なく承認していた。

このように、トール社の株式取得に関する取締役会の決議については、各規則等に基づいた手続により行われていたが、一部の取締役会においては、書面による同意の意思表示を得たことから決議があったものとみなしていた。

株式取得による企業買収を行うに当たっては、スピード感を持った判断も必要であるが、今回のように多額の資金を投じる際は、重要事項を決定するための会議等の場を設けた上で判断する必要もあったと思料される。

(8) のれんの償却及び減損処理の経緯等

日本郵便は、トール社の株式取得価額6093億余円のうち、のれんの金額4744億余円について、20年の均等償却を行うこととして、27、28両年度に、計362億余円の償却を行っていた。

日本郵便は、日本郵政が定めた減損会計基準(以下「減損基準」という。)等に基づき、原則として、四半期ごとに減損会計の取扱いの対象となる固定資産等のグループごとに、減損対象についての兆候・認識の判定及び測定を実施している。

減損基準によれば、経営環境の著しい悪化があるなどの項目に該当するか否かにより兆候の判定を行い、減損の兆候が生じていると判定した場合は、減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識した場合は、減損損失の測定を行うこととされている。

そして、日本郵便は、28年度末に、減損基準に基づきトール社に係る減損についての兆候の判定を行ったところ、トール社の事業計画について、買収時と比較して収益性が著しく低くなるような大幅な変更等があることから、上記の項目に該当するとし、続く認識の判定において、割引前将来キャッシュ・フローの42億5550万余豪ドル(邦貨換算額3470億余円)が、通期決算後の帳簿価額を下回るとして、減損損失を認識する必要があるとしていた。さらに、減損損失の測定において、使用価値を22億0812万余豪ドル(同1800億余円)、正味売却価額を25億9769万余豪ドル(同2118億余円)と算定して、正味売却価額が上回ることから、これと通期決算後の帳簿価額75億0608万余豪ドル(同6121億余円)との差額49億0839万余豪ドル(同4003億余円)を減損損失として、28年度決算に計上していた。そして、会計監査人である監査法人は、これに基づき作成された日本郵政の財務諸表について、監査報告書において適正に表示しているとの監査意見を示している。

4 本院の所見

日本郵政は、日本郵政法等により、ユニバーサルサービスの提供等が求められるとともに、今後日本郵政グループの主な収入源であるゆうちょ銀行及びかんぽ生命の株式が全て処分されることとなっていることから、更なる収益の拡大が必要となる。また、日本郵政の株式は、復興財源確保法により、国の保有する株式が処分されて、その売却収入が復興財源に充てられることとなっている。

しかし、日本郵便は、多額の資金を投じてトール社の株式を取得したものの、資源価格の下落並びに中華人民共和国及びオーストラリアの経済の減速等によりトール社が有するとされる弱みが顕在化したことなどにより、28年度のトール社の売上高及び営業利益の実績は

株式を取得した際に想定していた悲観シナリオを下回り、国際物流事業はセグメント別の経常損益で損失を計上することとなった。このように、トール社が日本郵便の子会社となって2年程度が経過した28年度末現在において、トール社の株式取得は、日本郵便の利益向上には寄与していない。

したがって、日本郵便は、今後、トール社の実施する国際物流事業において、トール社が持つとされる国際的な事業運営における豊富な知見と経験を活用することにより、中長期的なシナジー効果を発現する方策を検討するなどして、更なる利益の向上を図っていくとともに、海外展開を行うに当たって、日本郵便とトール社が一体となり業績の回復に向けた具体的なコスト削減等の対策を講じていく必要がある。また、トール社の株式取得に多額の資金を投じたものの、28年度決算において4003億余円の減損損失を計上した事態を踏まえると、今後、収益源の多様化の一環として企業買収を行う場合には、慎重な分析及び判断が必要であると思料される。

そして、日本郵政は、トール社を含む日本郵便及び日本郵政グループの企業価値の向上に向けた施策を更に実施し、将来の企業展望に期待を持たせることによって、日本郵政の株式価値を向上させ、復興財源として位置付けられた日本郵政の株式の処分に効果が及ぶことが期待される。

本院としては、今後とも日本郵便の国際物流事業の運営状況、ひいては、日本郵政グループの経営状況等について引き続き注視していくこととする。

第4節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

1 国民の関心の高い事項等に関する検査の取組方針

近年、行政においては、財政健全化に向けて、「経済・財政再生計画」を定めて、「デフレ脱却・経済再生」「歳出改革」及び「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進するとしている。また、国会においては、国会による財政統制を充実し強化する観点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

このような中で、本院は、その使命を的確に果たすために毎年次策定している会計検査の基本方針に従って、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

2 検査の状況

(1) 検査の結果、検査報告に掲記したもの

上記国民の関心の高い事項等としては、財政の現状を踏まえ、その健全化が課題となっている中、国の財政及び本院の検査対象機関の財務、予算・経理の適正な執行、行政経費の効率化や制度・事業の効果的な運営等が挙げられる。また、今なお我が国の大きな課題となっている東日本大震災からの復興や、度重なる自然災害の発生等により関心が一層高まっている国民生活の安全性の確保に対する国民の関心も挙げられる。このほか、少子高齢化、情報化の進展等を背景として、社会保障、情報通信(IT)といった分野についても国民の関心は高いものとなっている。

これら国民の関心の高い事項等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から検査を行った結果、「第3章 個別の検査結果」及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

ア 国の財政及び検査対象機関の財務に関するもの

- ① 国の財政健全化への取組について (特定検査対象に関する検査状況・833ページ記載)
- ② 日本放送協会における関連団体の事業運営の状況について
(国会からの検査要請事項に関する報告・804ページ記載)
- ③ 量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について
(特定検査対象に関する検査状況・860ページ記載)
- ④ 日本郵便株式会社によるオーストラリアの総合物流企業の株式取得について
(特定検査対象に関する検査状況・879ページ記載)

イ 東日本大震災からの復興に向けた施策等に関するもの

- ① 東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について
(国会からの検査要請事項に関する報告・815ページ記載)
- ② 除染事業等の実施に当たり、除染工事等に係る工事費の積算が工事規模の実態に即したものとなるよう、実態調査を行うなどして適切な共通仮設費率及び現場管理費率を設定するとともに、事業の実施主体に対してこれを周知するよう是正改善の処置を求めたもの
(環境省・501ページ記載)

- ③ 東日本大震災からの復旧・復興事業に関連して発生した返納金等について誤って一般会計に納付させていた額等を財務省に報告するとともに、今後発生する返納金等について、適正な会計に納付させたり、所要の措置を適正に執らせたりするためのマニュアルを定めることなどにより、復旧・復興事業に充てられる費用等の財源が適時適切に確保されることとなるよう改善させたもの
〔内閣府(内閣府本府)、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省・549 ページ記載〕
- ④ 地域経済産業復興立地推進事業費補助金により造成した基金を活用する事業を実施していなかったもの
(経済産業省・384 ページ記載)
- ⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の復旧作業への従事者の健康管理支援等に係るフォローアップシステムの整備等を行う事業について、想定していた健康管理支援等を行うことが見込めないことが明らかな状況となったにもかかわらず、事業を見直すことなく、その後もシステムの保守契約等を締結するなどしていたもの
(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・591 ページ記載)

ウ 国民生活の安全性の確保に関するもの

- ① 河川整備計画等により堤防等を整備することとしている区間において、一部未整備の箇所又は改築が必要な橋りょうが残存していて、整備済みの堤防等の整備効果を十分に発現させる方策を講ずる必要がある事態について (特に掲記を要すると認めた事項・666 ページ記載)
- ② 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金及び無線システム普及支援事業費等補助金により防災を目的として整備する通信設備等を構成する設備機器等について、耐震性を確保するための検討事例や耐震設計上の留意点等を示すなどして、事業主体に耐震性を確保するための検討を行わせるよう改善の処置を要求したもの
(総務省・95 ページ記載)
- ③ 広域農道等における橋りょう等について、管理者において、点検計画を策定するなどして点検診断を計画的、効率的に実施したり、点検診断の結果に基づき保全対策計画等を策定したりして、保全対策が適切に実施されるよう改善させたもの (農林水産省・361 ページ記載)
- ④ 防災拠点施設に整備する太陽光発電設備等について、蓄電池設備等を整備するなどして、災害等による停電時に発電した電力を供給することができるようにするための必要な措置を講じさせるよう適宜の処置を要求し、設計に必要な留意点等を示して周知徹底するよう是正改善の処置を求めたもの
(環境省・490 ページ記載)
- ⑤ 不法無線局等の探査を行う小型可搬型多機能センサについて、保管方法の基準を定めたり、震災時に活用するためのマニュアルを作成したりすることにより、震災時に活用することができるよう改善させたもの
(総務省・105 ページ記載)

エ 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

- ① 社会資本整備総合交付金等の交付を受けて地方公共団体が実施する公共工事において、総合評価落札方式による入札には最低制限価格が設定できないことを地方公共団体に対して周知徹底し、誤って設定した最低制限価格により価格その他の条件が最も有利な者が失格として排除されないよう改善させたもの
(国土交通省・451 ページ記載)
- ② 研究開発プロジェクト等に関する委託事業において受託者に取得物品を継続使用させるに当たり、無償貸付等の手続を適切に行うなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに委託事業の実施期間中における取得物品の使用状況等を把握して、取得物品の管理が適時適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (経済産業省・388 ページ記載)

- ③ 会議開催等業務に係る契約について、業務内容の変更に応じて適時適切に仕様書等を変更するなどの体制を整備することなどにより、契約額が実施された業務に即したものとなるよう是正改善の処置を求めたもの
(環境省・495 ページ記載)
- ④ 高速道路に係る維持・保全業務の子会社への委託に当たり、子会社において実際に要する材料費を契約単価に反映させ、子会社に支払う業務費を維持・保全業務の実施に要する費用の実態に見合ったものとする事により、高速道路3会社の管理費の縮減が図られるよう改善させたもの
〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社・571 ページ記載〕
- ⑤ 有償援助調達の実施に当たり、防衛装備品の不具合及び計算書の誤りに対する是正措置の要求を速やかに行うことを周知徹底するよう是正改善の処置を求め、及び計算書と受領検査調査との照合の過程や結果を書面等に記録及び保存するとともに、計算書と受領検査調査の項目において極めて多くの記載内容が一致していない状況となっている根本的な原因を調査し、適切な照合を行うための効果的な方策について検討するよう意見を表示したのもの
(防衛省・521 ページ記載)

オ 行政経費の効率化に関するもの

- ① 独立行政法人住宅金融支援機構に対して3補助金として交付された資金について、その管理方法を金銭の信託による運用のみに限定しないこととするよう交付要綱を改正することにより、日銀当座預金残高に係るマイナス金利相当分の費用負担を軽減できるよう改善させたもの
(国土交通省・455 ページ記載)
- ② 証券化支援勘定において、他勘定が保有する運用益型出資金について、金利の状況等を確認しながら勘定間貸付けを受けてローン債権の買取原資として活用することにより、機構債券の発行額を削減して債券発行費用を節減するよう改善させたもの
(独立行政法人住宅金融支援機構・653 ページ記載)
- ③ 公営住宅等整備事業等における二重床下地に係る工事費の積算に当たり、物価資料掲載単価を参考にするなど市場価格を把握した上で施工単価を決定するよう周知して経済的な積算となるよう是正改善の処置を求めたもの
(国土交通省・437 ページ記載)
- ④ 統合気象システムの整備に当たり、運用機器の設置場所に応じて中継機器と端末とを経済的に接続する方法や光伝送路の整備状況に関する情報の共有等について関係部署に周知するとともに、光伝送路の整備の現況と今後の接続方法を整理した一覧表を作成するなどして、借り上げる接続機器の品目及び数量を適切に決定するよう改善させたもの
(防衛省・532 ページ記載)

カ 制度・事業の効果的な運営等に関するもの

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金事業の実施に当たり、侵入防止柵について、設置後の鳥獣被害の状況をほ場ごとに把握したり、設置及び維持管理を適切に行ったりするとともに、事業実施状況報告に基づく指導の仕組みを効果的に活用することにより、事業主体に対して適切に指導するなどして、事業が適切かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求したもの
(農林水産省・347 ページ記載)

- ② X線天文衛星ASTRO-Hの事故の教訓を踏まえて、打上げ前審査において、人工衛星の打上げ後に契約の相手方による検証作業が行われたかの確認を含む人工衛星の運用に係る作業手順が作成されているかなどについての確認を徹底することにより、今後、人工衛星の打上げ後に、契約の相手方が新たなコマンドを作成する必要が生じた場合であっても、人工衛星の運用に重大な影響を生じさせないよう改善させたもの
(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構・622ページ記載)
- ③ 租税特別措置(所得税関係)の適用状況等について
(国会及び内閣に対する報告・691ページ記載)
- ④ 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)による事業の実施状況について
(国会及び内閣に対する報告・739ページ記載)
- ⑤ 次期戦闘機(F-35A)の調達等の実施状況について
(国会及び内閣に対する報告・792ページ記載)

キ 社会保障に関するもの

- ① 介護給付費の算定に当たり、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずるなどすることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示したもの
(厚生労働省・278ページ記載)
- ② 遺族年金の支給について、失権事由に該当している受給権者に対して支給された遺族年金を返還させるよう適宜の処置を要求し、住基ネット情報等を活用するなどして受給権者の受給権を適切に確認するための手続を定めることなどにより、遺族年金の支給が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの
(厚生労働省・257ページ記載)
- ③ 健康保険の傷病手当金の支給に当たり、日本年金機構から年金情報の提供を受ける対象者の範囲について見直しを行うことにより厚生年金保険の障害厚生年金との併給調整が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの
(全国健康保険協会・582ページ記載)
- ④ 労働移動支援助成金のうち再就職支援奨励金の支給に当たり、対象労働者における紹介事業者の再就職支援を受ける意思、対象労働者に対する紹介事業者の再就職支援の状況等を確認するなどして、同奨励金に係る制度の運用を制度の趣旨に沿った効果的なものとするよう改善の処置を要求したもの
(厚生労働省・286ページ記載)
- ⑤ 国民健康保険等における第三者行為に係る求償事務の適切な実施を推進するために、第三者に対し直接行う求償事務を適切に行うための具体的な方策について検討して、都道府県を通じて国民健康保険の保険者等及び国民健康保険団体連合会に対する指導等を行うなどするよう意見を表示したもの
(厚生労働省・272ページ記載)
- ⑥ 国民年金保険料の強制徴収業務等について、厚生労働省において日本年金機構に対して強制徴収業務等を適切に行うことを指導監督するよう是正改善の処置を求め、日本年金機構において時効の中断により徴収することができる未納保険料に係る督促、差押可能財産を保有していることが判明している未納者等に対する差押え、延滞金の納付督促等が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに強制徴収業務等の進捗の管理等を適切に行うよう改善の処置を要求したもの(厚生労働省、日本年金機構・263ページ記載)

ク 情報通信(IT)に関するもの

- ① 子ども・子育て支援全国総合システムの構築の目的が達成されるようにするために、同システムに登録する情報の範囲や活用方法等について具体的に検討するとともに、市町村等における業務の実態等を的確に把握するなどして、同システムの運用等について見直しなどを行うよう意見を表示したもの (内閣府(内閣府本府)・59 ページ記載)
- ② 国の行政機関等における社会保障・税番号制度の導入に係る情報システムの整備等の状況について (国会及び内閣に対する報告・777 ページ記載)
- ③ 地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入に係る補助事業の実施状況等について (国会及び内閣に対する報告・727 ページ記載)
- ④ 年金個人情報に関する情報セキュリティ対策の実施状況及び年金個人情報の流出が日本年金機構の業務に及ぼした影響等について (国会及び内閣に対する報告・703 ページ記載)

(2) その他の検査の状況

(1)のほか、国会法第105条の規定に基づく検査要請が行われた「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について」「学校法人森友学園に対する国有地の売却等について」「中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について」及び「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について」について検査を実施している。

3 本院の所見

本院は、今後も我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めるために、国会等で議論された事項等の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとともに、我が国の財政の健全化に向けた様々な取組について留意しながら検査を行っていくこととする。

第5節 特別会計財務書類の検査

平成27年度特別会計財務書類の内閣から本院への送付年月日	平成28年11月4日
検査対象	17府省庁等が所管する14特別会計の平成27年度特別会計財務書類
平成27年度特別会計財務書類の本院から内閣への回付年月日	平成28年12月22日

会計検査院は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「法」という。)第19条第2項の規定に基づき、平成28年11月4日に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する14特別会計の平成27年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月22日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

(注1) 17府省庁等 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

(注2) 14特別会計 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、貿易再保険、特許、自動車安全、東日本大震災復興各特別会計

内閣に通知した検査結果の概要は、次のとおりである。

平成27年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から、法、特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)、特別会計の情報開示に関する省令(平成19年財務省令第30号)、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。)等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、作成基準等と異なる処理をしていて、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、表のとおり、17府省庁等が所管する5特別会計において13事項見受けられた。

なお、上記の13事項については、全て5省庁において所要の訂正が行われた。

(注3) 5省庁 復興庁、法務、厚生労働、国土交通、環境各省

表 特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないもの

番号	特別会計名(勘定名等)	所管	財務書類の科目等			計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項		
1	エネルギー対策(電源促進)	内閣府、科学技術省、経済産業省及び環境省	貸借対照表	有形固定資産	本会計年度	6,665	5,486			
				物	品	本会計年度	6,448	5,269	①	
				資産合計	本会計年度	417,239	416,060			
				資産・負債差額	本会計年度	413,160	411,981			
				負債及び資産・負債差額合計	本会計年度	417,239	416,060			
			業務費用計算書	資産処分損益	本会計年度	1,250	1,236	①		
				本年度業務費用合計	本会計年度	331,433	331,418			
			資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 331,433	△ 331,418			
				IV 無償所管換等	本会計年度	2,357	1,163	①		
				VI 本年度末資産・負債差額	本会計年度	413,160	411,981			
			附属明細書							
			1 貸借対照表の内容に関する明細							
			(1) 資産項目の明細							
⑤ 固定資産の明細										
	物	品	本年度増加額	3,471	2,284		①			
			本年度減少額	116	108					
3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細										
(2) 無償所管換等の明細										
	資産の無償所管換(受)	民間団体等	物品	2,782	1,595		①			
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉										
事項① 委託事業の受託者が事業の実施に伴い取得し、事業の終了に伴い国に所有権が移転された物品については、作成基準等により、受託者が取得してから国に所有権が移転されるまでの間の減価償却累計額に相当する額を当該物品の取得時の価格から控除した価額で貸借対照表に計上することとなっているのに、誤って取得時の価格のまま計上するなどしていたもの(環境省)										
なお、上記に連動して、連結貸借対照表、連結業務費用計算書、連結資産・負債差額増減計算書、合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。										
2	労働保険(労災(連結))	厚生労働省	連結資産・負債差額増減計算書	III 財源	本会計年度	1,294,715	1,294,638			
				1 自己収入	本会計年度	161,760	158,684			
				その他の財源	本会計年度	29,728	26,652			
				4 独立行政法人等収入	本会計年度	293,070	296,069	②		
			連結区分別収支計算書							
I 業務収支										
1 財源										
自己収入										
		その他の収入	本会計年度	22,167	19,091		②			
		財源合計	本会計年度	1,697,028	1,693,875					

番号	特別会計 計名 (勘定 名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項		
2	労働保 険 (災 害 連 結)	厚生労 働省	2 業務支出						
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)						
				その他の支出	本会計年度	△ 172,386	△ 169,310	②	
				業務支出(施設整備支出を除く)合計	本会計年度	△ 1,353,633	△ 1,350,480		
				業務支出合計	本会計年度	△ 1,365,150	△ 1,361,997		
			附属明細書						
			3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細						
				1 自己収入 その他の財源	相殺消去	225	△ 2,850	②	
				4 独立行政法人等収入	相殺消去	△ 23,586	△ 20,587		
			4 連結対象法人別の区分別収支の明細						
		その他の収入	相殺消去	213	△ 2,862	②			
		その他の支出	相殺消去	△ 455	2,620				
	〈表示が適切とは認められない事項の説明〉								
	事項② 連結対象法人に対して交付した補助金の額の確定に伴って特別会計に返還された額を相殺して消去する際、作成基準等により、当該返還額を消去することとなっているのに、誤って返還額から当該連結対象法人に対して特別会計から支払われた別途の補助金の交付額を減じて消去していたもの								
	労働保 険 (雇 用 連 結)	厚生労 働省	連結貸借対照表	前払費用	本会計年度	599	78	③	
				無形固定資産	本会計年度	18,294	18,815		
				保管金等	本会計年度	26	4,270	④	
				その他の債務等	本会計年度	8,569	4,325		
			連結業務費用計算書	委託費等	本会計年度	63,004	75,611	⑤	
				その他の経費	本会計年度	86,001	73,393		
附属明細書									
1 連結対象法人別の資産及び負債の明細									
			前払費用	独立行政法人勤労者退職金共済機構財形勘定	521	0	③		
			無形固定資産	独立行政法人勤労者退職金共済機構財形勘定	2	523			
保管金等		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宿舍等勘定	—	3,904	④				
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発勘定	—	338					
		独立行政法人勤労者退職金共済機構財形勘定	—	1					
		独立行政法人勤労者退職金共済機構雇用促進融資勘定	—	0					
その他の債務等		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宿舍等勘定	3,904	—					
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発勘定	4,427	4,088					
		独立行政法人勤労者退職金共済機構財形勘定	8	7					

番号	特別会計名 (勘定名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項				
2	労働保 険(雇 用連 結))	厚生労 働省	2 連結対象法人別の業務費用の明細					⑤			
			委託費等	独立行政法人労働政策研究・ 研修機構雇用勘定	—	213					
				独立行政法人高齢・障害・求 職者雇用支援機構宿舍等勘定	—	11,895					
				独立行政法人高齢・障害・求 職者雇用支援機構職業能力開 発勘定	—	220					
				独立行政法人勤労者退職金共 済機構財形勘定	—	238					
				独立行政法人勤労者退職金共 済機構雇用促進融資勘定	—	40					
			その他の経費	独立行政法人労働政策研究・ 研修機構雇用勘定	920	707					
				独立行政法人高齢・障害・求 職者雇用支援機構宿舍等勘定	17,751	5,855					
				独立行政法人高齢・障害・求 職者雇用支援機構職業能力開 発勘定	19,275	19,055					
				独立行政法人勤労者退職金共 済機構財形勘定	456	217					
				独立行政法人勤労者退職金共 済機構雇用促進融資勘定	58	18					
			その他の経費内訳								
			連結対象法人 での業務費用	独立行政法人労働政策研究・ 研修機構雇用勘定	616	402					
				独立行政法人高齢・障害・求 職者雇用支援機構宿舍等勘定	17,518	5,623					
				独立行政法人高齢・障害・求 職者雇用支援機構職業能力開 発勘定	17,688	17,468					
				独立行政法人勤労者退職金共 済機構財形勘定	427	189					
				独立行政法人勤労者退職金共 済機構雇用促進融資勘定	52	12					
			<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項③ 連結対象法人のソフトウェア仮勘定は、作成基準等により、連結貸借対照表の「無形固定資産」に計上することとなっているのに、誤って「前払費用」に計上していたもの</p> <p>事項④ 連結対象法人の預り金及び長期預り金は、作成基準等により、それぞれ連結貸借対照表の「保管金等」に計上することとなっているのに、誤って「その他の債務等」に計上していたもの</p> <p>事項⑤ 連結対象法人の外部委託費、業務委託費及び業務委託手数料は、作成基準等により、それぞれ連結業務費用計算書の「委託費等」に計上することとなっているのに、誤って「その他の経費」に計上していたもの</p>								

番号	特別会計 計名 (勘定 名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項		
3	年金 (健康 (連結))	内閣府 及び厚生労働 省	連結区分別収支計算書						
			I 業務収支						
			1 財源						
				独立行政法人等収入	本会計年度	1,820,662	1,820,821	⑥	
				財 源 合 計	本会計年度	12,475,627	12,475,787		
			2 業務支出						
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)						
				貸付による支出	本会計年度	(記載なし)	△ 322	⑥	
				業務支出(施設整備支出を除く)合計	本会計年度	△ 10,202,542	△ 10,202,865		
				業 務 支 出 合 計	本会計年度	△ 10,220,349	△ 10,220,671		
				業 務 収 支	本会計年度	2,255,278	2,255,115		
			II 財務収支						
				貸付金の回収による収入	本会計年度	159	(記載なし)	⑥	
				貸付による支出	本会計年度	△ 322	(記載なし)		
				財 務 収 支	本会計年度	△ 8,162	△ 7,999		
			附属明細書						
			4 連結対象法人別の区分別収支の明細						
				I 業務収支					
				1 財源	独立行政法人地域医療機能推進機構	385,414	385,573	⑥	
				独立行政法人等収入					
	2 業務支出								
	(1) 業務支出(施設整備支出を除く)	独立行政法人地域医療機能推進機構	(記載なし)	△ 322					
	貸付による支出								
	II 財務収支								
	貸付金の回収による収入	独立行政法人地域医療機能推進機構	159	(記載なし)					
	貸付による支出	独立行政法人地域医療機能推進機構	△ 322	(記載なし)					
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉									
事項⑥ 連結対象法人の「貸付金の回収による収入」及び「貸付による支出」は、作成基準等により、連結区分別収支計算書の「業務収支」に計上することとなっているのに、誤って「財務収支」に計上していたもの(厚生労働省)									

番号	特別会計 計名 (勘定 名等)	所管	財務書類の科目等			計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項			
4	自動車 安全 (保障)	国土交 通省	業務費用計算書	保障費等	本会計年度	4,159	1,383	⑦			
				本年度業務費用合計		本会計年度	7,034	4,257			
			資産・負債差 額増減計算書	II 本年度業務費用合計		本会計年度	△ 7,034	△ 4,257			
				IV 無償所管換等		本会計年度	(記載なし)	△ 2,776	⑦		
			附属明細書								
			3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細								
			(2) 無償所管換等の明細								
					明細の表示	明細の適切な表示					⑦
					(記載なし)	(単位：百万円)					
						区分	相手先	金額	資産等の 内容	所管換等の 理由	
		誤謬訂正		△ 2,776		支払備金	誤謬訂正に よる減				
		合計		△ 2,776							
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑦ 前年度以前の会計処理の誤びゅうに係る修正の対象となる科目が業務費用計算書の科目である場合には、作成基準等により、修正額を業務費用の科目でなく、資産・負債差額増減計算書の「無償所管換等」に計上することとなっているのに、誤って業務費用計算書の「保障費等」に計上していたもの</p> <p>なお、上記に連動して、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</p>											

番号	特別会計名 (勘定名等)	所管	財務書類の科目等			計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項		
4	自動車安全 (自動車検査 登録(連結))	国土交通省	連結業務費用 計算書	委託費	本会計年度	281	550	⑧		
				本年度業務費用合計		本会計年度	39,096	39,365		
			連結資産・負債 差額増減計算書	II 本年度業務費用合計		本会計年度	△ 39,096	△ 39,365		
				III 財源		本会計年度	43,070	43,339		
				4 独立行政法人等収入	本会計年度	8,608	8,877	⑧		
			連結区分別収支計算書							
			I 業務収支							
			1 財源							
					独立行政法人等収入	本会計年度	8,469	8,738	⑧	
					財源合計	本会計年度	66,104	66,373		
			2 業務支出							
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)							
					委託費	本会計年度	△ 281	△ 550	⑧	
					業務支出(施設整備支出を除く)合計	本会計年度	△ 39,420	△ 39,689		
					業務支出合計	本会計年度	△ 44,135	△ 44,404		
附属明細書										
2 連結対象法人別の業務費用の明細										
		委託費	相殺消去	△ 268	—	⑧				
3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細										
		4 独立行政法人等収入	相殺消去	△ 6,186	△ 5,917	⑧				
4 連結対象法人別の区分別収支の明細										
		独立行政法人等収入	相殺消去	△ 6,186	△ 5,917	⑧				
		委託費	相殺消去	268	—					
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉										
事項⑧ 連結業務費用計算書で連結対象法人との内部取引を相殺して消去する際には、作成基準等により、特別会計から連結を行っている勘定への支払額を消去することとなっているのに、誤って連結を行っていない勘定への支払額を消去していたもの										

番号	特別会計名 (勘定名等)	所管	財務書類の科目等			計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項		
4	自動車 安全 (自動車事故 対策)	国土交 通省	業務費用計算書	出資金評価損	本会計年度	(記載なし)	4,050	⑨		
				本年度業務費用合計	本会計年度	12,497	16,548			
			資産・負債差 額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 12,497	△ 16,548			
				IV 資産評価差額	本会計年度	△ 178	3,871	⑨		
			附属明細書							
			1 貸借対照表の内容に関する明細							
			(1) 資産項目の明細							
			④ 出資金の明細							
			ア 出資金の増減の明細							
			自動車事故対策機構				評価差額 (本年度発生分)	△ 4,050	—	⑨
				強制評価減	—	4,050				
イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細										
明細の表示		明細の適切な表示								
(記載なし)		(注) 以下の出資金については、本年度もしくは過年度において強制評価減を実施している。 (単位：百万円)								
		出資金	特別会計 からの出 資累計額	貸借対 照表計 上額	資産評 価差額	強制評価 減実施累 計額	強制評 価減実 施年度	⑨		
		○独立行政法人								
		自動車事故対策 機構	13,081	9,031	—	4,050	平成 27 年度			
		合計	13,081	9,031	—	4,050				
3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細										
(2) 資産評価差額の明細										
出資金 (市場価格のないもの)				本年度発生額	△ 4,050	—	⑨			
				本年度増減額	△ 178	3,871				
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉										
事項⑨ 市場価格のない出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、作成基準等により、強制評価減に係る評価損を業務費用計算書の「出資金評価損」に計上することとなっているのに、誤って当該評価損を資産・負債差額増減計算書の「資産評価差額」に計上していたもの										
なお、上記に連動して、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。										

番号	特別会計名	所管	財務書類の科目等			計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項		
5	東日本 大震災 復興	国会、 裁判所、 検察院、 閣内府、 復興庁、 農林水産省、 国土交通省、 環境省、 省防衛省、 省外務省、 省労働 省、 省農林 省、 省水産 省、 省経済 省、 省交通 省、 省環境 省、 省防衛 省	貸借対照表	物品	本会計年度	1,461	1,591	⑩⑪		
				資産合計	本会計年度	6,125,142	6,125,265			
				退職給付引当金	本会計年度	3,804	3,931	⑫		
				その他の債務等	本会計年度	—	553	⑩		
				負債合計	本会計年度	7,278,518	7,279,200			
				資産・負債差額	本会計年度	△ 1,153,375	△ 1,153,935			
				負債及び資産・負債差額合計	本会計年度	6,125,142	6,125,265			
			業務費用計算書	退職給付引当金繰入額	本会計年度	300	426	⑫		
				庁費等	本会計年度	421,447	421,830	⑩⑪		
				減価償却費	本会計年度	874	1,070	⑩		
				支払利息	本会計年度	14,435	14,463			
				本年度業務費用合計	本会計年度	2,552,199	2,552,945			
			資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 2,552,199	△ 2,552,945			
				IV 無償所管換等	本会計年度	9,369,255	9,369,442	⑩⑪		
				VII 本年度末資産・負債差額	本会計年度	△ 1,153,375	△ 1,153,935			
			区分別収支計算書							
			I 業務収支							
			2 業務支出							
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)							
					庁費等の支出	本会計年度	△ 411,817	△ 411,604	⑩	
					業務支出(施設整備支出を除く)合計	本会計年度	△ 2,502,199	△ 2,501,998		
					業務支出合計	本会計年度	△ 2,900,333	△ 2,900,199		
					業務収支	本会計年度	914,111	914,324		
			II 財務収支							
					リース債務の返済による支出	本会計年度	(記載なし)	△ 186	⑩	
					利息の支払額	本会計年度	△ 16,070	△ 16,097		
					財務収支	本会計年度	510,438	510,224		
注記										
4 追加情報										
(4) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報										
注記の表示				注記の適切な表示						
⑤ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国が直轄により、又は国庫補助金等を交付して実施した汚染土壌等の除染等、放射性汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設検討・整備事業に要した費用に係る東京電力株式会社に対する求償については、一般会計分を含め、平成27年度末までに610,537百万円求償し、うち412,464百万円について既に支払いを受けている。				⑤ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国が直轄により、又は国庫補助金等を交付して実施した汚染土壌等の除染等、放射性汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設検討・整備事業に要した費用に係る東京電力株式会社に対する求償については、一般会計分を含め、平成27年度末までに652,331百万円求償し、うち412,464百万円について既に支払いを受けている。						

番号	特別会計名	所管	財務書類の科目等		計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項		
5	日本 震災 復興 特別 会計	国会、 裁判 所、 検 察 院、 閣 内 府、 興 復 庁、 省、 務 外 務 省、 務 財 省、 科 学 部、 農 林 水 産 省、 交 通 省、 環 境 省、 防 衛 省	附属明細書						
			1 貸借対照表の内容に関する明細						
			(1) 所管別の資産、負債及び資産・負債差額の明細						
				物	品	復興庁	61	601	⑩
						環境省	1,396	986	⑪
				退職給付引当金		法務省	339	498	⑫
						環境省	1,395	1,364	
				その他の債務等		復興庁	(記載なし)	553	⑩
			(2) 資産項目の明細						
			⑧ 固定資産の明細						
				物	品	本年度増加額	3,417	3,743	⑩⑪
						本年度減価償却額	168	364	⑩
			(3) 負債項目の明細						
			④ 退職給付引当金の明細						
				退職手当に係る引当金		本年度増加額	977	1,107	⑫
			⑤ その他の債務等						
				明細の表示	明細の適切な表示				⑩
				(記載なし)	(単位：百万円)				
					債務の種類	相手先	本年度末残高		
					リース債務	法人	553		
					合計		553		
			2 業務費用計算書の内容に関する明細						
			(1) 所管別の業務費用の明細						
				退職給付引当金繰入額		法務省	△ 87	70	⑫
						環境省	190	160	
	庁費等		復興庁	3,898	3,684	⑩			
			環境省	398,436	399,032	⑪			
	減価償却費		復興庁	15	212	⑩			
	支払利息		復興庁	—	27				
3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細									
(1) 所管別の資産・負債差額の増減の明細									
	IV 無償所管換等		復興庁	△ 816	△ 819	⑩			
			環境省	△ 518	△ 331	⑪			
(4) 無償所管換等の明細									
	財産の無償所管換等(受)	民間団体等	物品	(記載なし)	186	⑪			
	誤謬修正等		物品及びその他の債務等	(記載なし)	△ 3	⑩			

番号	特別会計名	所管	財務書類の科目等			計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項	
5	日本 大震災 復興	会、判 裁所、査 計院、検 閣内、府 復、興 庁、省、 務外、 法省、務 財省、務 文部科 学省、 厚生省、 農林水 産省、 経済産 業省、 交通省、 環境省 及び防 衛省	4 区分別収支計算書の内容に関する明細						
			(1) 所管別の区分別収支の明細						
			庁費等の支出	復興庁	△ 4,003	△ 3,789			
			リース債務の返済による支出	復興庁	(記載なし)	△ 186		⑩	
		利息の支払額	復興庁	—	△ 27				
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑩ 複数年度にわたるリース契約のうち、ファイナンス・リース取引に該当するものについては、作成基準等により、リース物件の取得原価相当額を貸借対照表の「物品」に資産計上するとともに同額を「その他の債務等」に負債計上し、リース料の支出済歳出額により当該負債を取り崩すなどすることとなっているのに、誤ってリース料の支出済歳出額を業務費用計算書の「庁費等」に計上していたもの(復興庁)</p> <p>事項⑪ 委託事業の受託者が事業の実施に伴い取得し、事業の終了に伴い国に所有権が移転された物品については、作成基準等により、受託者が取得してから国に所有権が移転されるまでの間の減価償却累計額に相当する額を当該物品の取得時の価格から控除した価額で貸借対照表に計上することとなっているのに、誤って取得時の価格のまま計上するなどしていたもの(環境省)</p> <p>事項⑫ 「退職給付引当金」は、作成基準等により、年度末の支給対象職員数を基に算定することとなっているのに、誤った支給対象職員数を基に算定していたもの(法務、環境両省)</p> <p>事項⑬ 東京電力株式会社に対する各省庁等の求償額については、作成基準等により、注記の追加情報として東京電力株式会社に対し求償した額を記載することとなっているのに、誤って本会計年度の求償額の一部を除いて記載していたもの(環境省)</p> <p>なお、上記に連動して、連結貸借対照表、連結業務費用計算書、連結資産・負債差額増減計算書及び連結区分別収支計算書の関連箇所にも誤りが生じていた。</p>									

第5章 会計事務職員に対する検定

第5章 会計事務職員に対する検定

第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

平成28年10月から29年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは20件14,897,015円である。これに繰越し分2件192,567円を加えて、処理を要するものは22件15,089,582円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは17件11,114,015円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
法	務省	4	8,866	1	8,850
外	務省	17	2,455	16	2,264
防	衛省	1	3,768	—	—
	計	22	15,089	17	11,114

処理したものは、現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものである。

第2節 国の物品管理職員に対する検定

(概況)

平成28年10月から29年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受取したものは14,382件 3,624,820,058円である。これに繰越し分122件 4,540,953,131円を加えて、処理を要するものは14,504件 8,165,773,189円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは14,373件 5,341,547,672円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所 管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
国 会	38	7,270	38	7,270
裁 判 所	77	4,833	75	4,833
会 計 検 査 院	7	1,043	7	1,043
内 閣	1	—	—	—
内 閣 府	766	295,509	766	295,509
総 務 省	8	3,165	8	3,165
法 務 省	396	50,439	393	50,290
外 務 省	3	11,413	2	11,401
財 務 省	10,826	97,512	10,826	97,512
厚 生 労 働 省	188	386,353	142	22,708
農 林 水 産 省	535	591,239	533	591,219
経 済 産 業 省	139	1	139	1
国 土 交 通 省	395	2,508,715	385	2,481,959
環 境 省	23	36,325	20	2,779
防 衛 省	1,102	4,171,950	1,039	1,771,851
計	14,504	8,165,773	14,373	5,341,547

処理したもののうち国土交通省及び防衛省の金額が多いのは、主として、次のことによる。

- ① 国土交通省において、工事現場で作業中に、工事業者へ貸与した栈橋等の高額な物品の損傷があったこと
- ② 防衛省において、訓練中に魚雷等の高額な物品の亡失があったこと

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの 13,230件 3,133,303,921円
- ② 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなど 1,143件 2,208,243,751円

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計についての歳入歳出、債務等の状況、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人についての財務等の状況、また、財政投融资の状況、さらに、国の財政状況を示すと、次のとおりである。

第1 国の会計

1 概 況

平成28年度における国の一般会計及び特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

区 分		28年度(百万円)	27年度(百万円)
歳入	合計	512,935,759	505,059,473
	一般会計	102,774,026	102,175,307
	特別会計	410,161,732	402,884,166

区 分		28年度(百万円)	27年度(百万円)
歳出	合計	492,902,532	484,444,648
	一般会計	97,541,764	98,230,324
	特別会計	395,360,767	386,214,324

(注1) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

2 一 般 会 計

歳入及び歳出

28年度における一般会計の収納済歳入額及び支出済歳出額、それらの主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	28年度(百万円)	27年度(百万円)
収納済歳入額	102,774,026	102,175,307
租税及印紙収入	55,468,640 (54.0%)	56,285,402 (55.1%)
公債金	38,034,599 (37.0%)	34,918,299 (34.2%)
公債金	8,901,399	6,478,999
特例公債金	29,133,199	28,439,299
その他	9,270,786 (9.0%)	10,971,604 (10.7%)

区 分	28 年度(百万円)	27 年度(百万円)
支出済歳出額(注2)	97,541,764	98,230,324
社会保障関係費	32,208,188 (33.0%)	31,397,660 (32.0%)
文教及び科学振興費	5,598,321 (5.7%)	5,574,028 (5.7%)
国債費	22,085,592 (22.6%)	22,463,534 (22.9%)
地方交付税交付金	15,215,974 (15.6%)	16,681,935 (17.0%)
防衛関係費	5,149,834 (5.3%)	5,130,329 (5.2%)
公共事業関係費	6,709,726 (6.9%)	6,377,852 (6.5%)
その他	10,574,126 (10.8%)	10,604,982 (10.8%)

(注2) 平成28年度における支出済歳出額に対する公債金38兆0345億余円の割合は39.0%である。

3 特別会計

28年度において、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)の規定に基づき設置されている特別会計は14(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。これによれば、勘定数は34となる。)である。そして、同年度における特別会計の一般会計からの繰入額、決算剰余金、積立金等の資金及び損益は、次のとおりである。

区 分	28 年度(百万円)	27 年度(百万円)
特別会計(勘定)数	14 会計(34 勘定)	14 会計(34 勘定)
ら一 の般 繰 入 額 か	一般会計から繰入れを受けている特別会計(勘定)数	12 会計(25 勘定)
	一般会計からの繰入合計額(注3)	52,374,649
決 算 剰 余 金	決算剰余金合計額(注4)	14,800,965
	積立金に積み立て又は資金に組み入れることとしたもの	4,483,307
	翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	7,792,744
	一般会計の翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	2,524,913
積 立 金 等 に お け る 資 金	資金を計上している特別会計(勘定)数	10 会計(18 勘定)
	資金を計上している資金数	20 資金
	資金残額	
	外国為替資金	145,398,568
財政融資資金	130,067,166	
上記の2資金を除く資金の合計額(注5)	138,642,853	
損 益	法令上損益計算書を作成している特別会計(勘定)数	8 会計(21 勘定)
	翌年度繰越利益金を計上している特別会計(勘定)数(注6)	5 会計(11 勘定)
	翌年度繰越損失金を計上している特別会計(勘定)数(注7)	2 会計(4 勘定)

(注3) 一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

	28 年度(百万円)	27 年度(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計	15,397,010 (28.7%)	16,862,399 (30.3%)
国債整理基金特別会計	21,957,447 (11.0%)	21,672,289 (10.7%)
年金特別会計(国民年金勘定)	1,999,722 (45.1%)	1,812,766 (42.8%)
年金特別会計(厚生年金勘定)	9,245,777 (19.0%)	9,226,379 (20.4%)
年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定)	1,252,115 (76.6%)	1,270,514 (82.7%)
		東日本大震災復興特別会計 1,381,732 (26.9%)

(注4) 収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額を決算剰余金という。また、決算剰余金が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める決算剰余金の割合である。

28年度(百万円)		27年度(百万円)	
国債整理基金特別会計	3,082,408 (1.5%)	交付税及び譲与税配付金特別会計	2,240,137 (4.0%)
外国為替資金特別会計	2,877,888 (97.6%)	国債整理基金特別会計	3,618,791 (1.8%)
年金特別会計(厚生年金勘定)	3,096,017 (6.4%)	外国為替資金特別会計	3,117,372 (98.5%)
東日本大震災復興特別会計	1,144,325 (27.9%)	年金特別会計(厚生年金勘定)	2,263,597 (5.0%)
		東日本大震災復興特別会計	1,424,549 (27.7%)

(注5) 外国為替資金証券の発行収入等を財源とする「外国為替資金」、他の積立金等からの預託金及び財政投融资特別会計が発行する国債の発行収入等を財源とする「財政融資資金」を除く資金の合計額である。また、資金の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

28年度末(百万円)		27年度末(百万円)	
地震再保険特別会計積立金	1,302,071	地震再保険特別会計積立金	1,171,685
国債整理基金	3,006,158	国債整理基金	3,543,267
労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,861,574	労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,827,993
労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	6,256,035	労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	6,258,626
雇用安定資金	1,111,207	年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,387,878
年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,359,634	年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,196,485
年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,258,278	年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	104,950,028
年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	107,224,022		
貿易再保険特別会計積立金	1,033,095		

(注6) 翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

28年度末(百万円)		27年度末(百万円)	
労働保険特別会計(労災勘定)	8,180,908	労働保険特別会計(労災勘定)	8,172,128
労働保険特別会計(雇用勘定)	6,712,174	労働保険特別会計(雇用勘定)	7,144,887
年金特別会計(基礎年金勘定)	3,193,711	年金特別会計(基礎年金勘定)	3,219,308
年金特別会計(国民年金勘定)	8,040,529	年金特別会計(国民年金勘定)	8,040,562
年金特別会計(厚生年金勘定)	113,927,988	年金特別会計(厚生年金勘定)	111,052,693

(注7) 翌年度繰越損失金が生じている特別会計は、次のとおりである。

28年度末(百万円)		27年度末(百万円)	
年金特別会計(健康勘定)	△ 1,115,815	年金特別会計(健康勘定)	△ 1,112,295
食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)	△ 11,925	食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)	△ 14,732
食料安定供給特別会計 (漁業共済保険勘定)	△ 28,229	食料安定供給特別会計 (漁業共済保険勘定)	△ 31,197
食料安定供給特別会計(業務勘定)	△ 1,738	食料安定供給特別会計(業務勘定)	△ 227

4 一般会計及び特別会計の債務

平成28年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額等及びその主な内訳は、次のとおりである。

区 分		28年度(百万円)	27年度(百万円)
年度末債務現在額の合計額		1,132,504,979	1,110,652,720
うち公債(注8)		934,963,374	910,866,353
うち借入金		54,419,953	54,807,505
一般会計(注9)		11,927,891	12,666,144
特別会計	借入金を計上している特別会計(勘定)数	7会計(8勘定)	7会計(8勘定)
	借入金(注10)	42,492,061	42,141,361
利子支払額の合計額		9,392,113	9,729,135
うち公債利子等		9,243,019	9,510,334
うち借入金利子		149,094	218,017
一般会計		120,530	166,031
特別会計		28,563	51,985

(注8) 公債の主なものは、次のとおりである。

28年度末(百万円)		27年度末(百万円)	
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	529,460,377	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	507,232,266
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	268,359,055	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	265,953,235
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	96,250,920	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	96,115,461
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	17,657,013	日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	17,768,994
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	6,721,266	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	5,945,620
平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(年金特例公債)	4,380,185	平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(年金特例公債)	4,640,387
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	2,002,823	国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	2,054,627
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	1,993,312	交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	1,823,812

(注9) 一般会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、これらは全て財政融資資金からの借入金である。

28年度末(百万円)		27年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金借入金	11,677,629	交付税及び譲与税配付金借入金	12,261,511
日本高速道路保有・債務返済機構借入金	120,666	日本高速道路保有・債務返済機構借入金	244,604
旧国立高度専門医療センター借入金	54,125	旧国立高度専門医療センター借入金	62,759
旧国営土地改良事業借入金	34,048	旧国営土地改良事業借入金	55,681
		旧社会資本整備事業借入金	166

(注10) 特別会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、平成28年度末現在額のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金については23兆1001億余円、エネルギー対策特別会計(原子力損害賠償支援勘定)における借入金については全額、国有林野事業債務管理特別会計における借入金については9844億余円が、それぞれ民間金融機関からの借入金であるが、その他は財政融資資金からの借入金である。

28年度末(百万円)		27年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計	32,417,295	交付税及び譲与税配付金特別会計	32,817,295
エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	6,282,279	エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	5,432,296
年金特別会計(健康勘定)	1,469,772	年金特別会計(健康勘定)	1,479,228
国有林野事業債務管理特別会計	1,237,499	国有林野事業債務管理特別会計	1,249,064

第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成28年度末における国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。)の状況は、次のとおりである。

区 分		28年度(百万円)	27年度(百万円)
年度末法人数	政府関係機関	4 法人	4 法人
	独立行政法人	84 法人	93 法人
	国立大学法人等(注1)	90 法人	90 法人
	その他の法人	28 法人	27 法人
	計(注2)	205 法人	213 法人
年度末における資産、負債及び純資産の状況(注3)	資産の部	916,467,536	827,751,229
	うち独立行政法人(注4)	307,718,777	306,084,538
	うち国立大学法人等	10,273,958	10,338,788
	負債の部	802,318,247	724,434,802
	うち独立行政法人	244,963,400	252,284,428
	うち国立大学法人等	3,124,552	3,127,320
	純資産の部	114,149,288	103,316,427
	うち独立行政法人	62,755,377	53,800,109
	うち国立大学法人等	7,149,405	7,211,468
	うち政府出資金	47,496,539	47,032,727
	うち独立行政法人	15,879,189	15,998,801
	うち国立大学法人等	6,143,646	6,149,979
	民間金融機関が銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているリスク管理債権の開示基準を参考にするなどして、延滞債権等の状況を開示している法人(注5)(注6)	12 法人	12 法人

区 分		28年度(百万円)	27年度(百万円)
損益の状況	当期利益金を計上している法人	151 法人	152 法人
	うち独立行政法人	60 法人	63 法人
	うち国立大学法人等	63 法人	66 法人
	当期損失金を計上している法人	55 法人	61 法人
	うち独立行政法人	24 法人	29 法人
	うち国立大学法人等	27 法人	24 法人
	損益を計上していない法人	0 法人	1 法人
	うち独立行政法人	0 法人	1 法人
	うち国立大学法人等	0 法人	0 法人
	翌年度繰越損失金を計上している法人(注7)	29 法人	27 法人
翌年度繰越損失金の額の合計	1,529,352	1,721,730	
国からの補助金等及び政府出資額の状況	政府関係機関に対するもの		
	補給金	45,273	44,790
	補助金	257	249
	交付金	—	—
	政府出資額	514,022	49,725
	計	559,553	94,764
	独立行政法人に対するもの		
	施設整備費補助金	51,038	61,925
	運営費交付金	1,459,174	1,468,625
	その他の補助金等	905,361	936,643
	政府出資額	238,486	90,194
	計	2,654,060	2,557,390
	国立大学法人等に対するもの		
	施設整備費補助金	60,240	85,632
	運営費交付金	1,103,568	1,094,898
	その他の補助金等	72,437	94,773
	政府出資額	—	—
	計	1,236,246	1,275,304
	その他の法人に対するもの		
	補給金	1,788	1,768
補助金	1,795,745	1,758,470	
交付金	9,774,580	9,352,405	
政府出資額	77,343	89,572	
計	11,649,457	11,202,217	
合計	16,099,317	15,129,676	

(注1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。

(注2) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は政府関係機関に含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては1法人としている。

(注3) 政府出資金の額が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。なお、「純資産の部」の金額が「うち政府出資金」の金額を下回っているのは、過年度に生じた利益金及び損失金の累計により繰越損失金が生ずるなどしたためである。

28年度末(百万円)		27年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
資産の部	21,969,886	資産の部	22,324,554
負債の部	16,839,043	負債の部	17,537,277
純資産の部	5,130,842	純資産の部	4,787,276
うち政府出資金	6,076,603	うち政府出資金	5,835,029

28年度末(百万円)		27年度末(百万円)	
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
資産の部	18,571,673	資産の部	17,580,622
負債の部	16,064,061	負債の部	15,108,255
純資産の部	2,507,611	純資産の部	2,472,367
うち政府出資金	1,533,000	うち政府出資金	1,391,000
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
資産の部	11,864,147	資産の部	11,578,305
負債の部	2,381,800	負債の部	2,311,214
純資産の部	9,482,346	純資産の部	9,267,091
うち政府出資金	7,992,227	うち政府出資金	7,862,157
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人中小企業基盤整備機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構	
資産の部	13,048,499	資産の部	12,725,856
負債の部	11,823,683	負債の部	11,624,464
純資産の部	1,224,815	純資産の部	1,101,391
うち政府出資金	1,103,776	うち政府出資金	1,104,717
独立行政法人都市再生機構		独立行政法人都市再生機構	
資産の部	13,293,845	資産の部	13,593,140
負債の部	12,228,371	負債の部	12,562,498
純資産の部	1,065,474	純資産の部	1,030,641
うち政府出資金	1,069,768	うち政府出資金	1,065,268
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	
資産の部	40,579,426	資産の部	40,877,023
負債の部	29,039,110	負債の部	29,971,302
純資産の部	11,540,316	純資産の部	10,905,720
うち政府出資金	4,089,294	うち政府出資金	4,067,791
国立大学法人等		国立大学法人等	
国立大学法人東京大学		国立大学法人東京大学	
資産の部	1,408,388	資産の部	1,396,174
負債の部	283,628	負債の部	271,821
純資産の部	1,124,760	純資産の部	1,124,353
うち政府出資金	1,045,235	うち政府出資金	1,045,247
その他の法人		その他の法人	
日本郵政株式会社		日本郵政株式会社	
資産の部	8,261,109	資産の部	8,418,459
負債の部	203,253	負債の部	360,756
純資産の部	8,057,856	純資産の部	8,057,703
うち政府出資金	6,438,293	うち政府出資金	6,438,293
株式会社日本政策投資銀行		株式会社日本政策投資銀行	
資産の部	16,422,568	資産の部	15,808,999
負債の部	13,483,227	負債の部	12,958,957
純資産の部	2,939,340	純資産の部	2,850,042
うち政府出資金	1,594,239	うち政府出資金	1,544,239

第6章 第1節 第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

(注4) 「うち独立行政法人」の計数には、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を含めていない。以下同じ。

(注5) 「リスク管理債権」は、銀行法等により、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- ① 破綻先債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金
- ② 延滞債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金

- ③ 3か月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(①及び②を除く。)
- ④ 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①、②及び③を除く。)

(注6) 延滞債権等の額の合計が1000億円以上の法人の状況は、次のとおりである。

28年度末(百万円)		27年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
破綻先債権	14,292	破綻先債権	20,584
延滞債権	657,950	延滞債権	734,989
3か月以上延滞債権	700	3か月以上延滞債権	733
貸出条件緩和債権	543,588	貸出条件緩和債権	572,865
合計	1,216,531	合計	1,329,172
貸付金等残高	17,999,973	貸付金等残高	18,339,799
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	3,748	延滞債権	111,407
3か月以上延滞債権	53,399	3か月以上延滞債権	44,719
貸出条件緩和債権	182,434	貸出条件緩和債権	98,714
合計	239,582	合計	254,840
貸付金等残高	14,309,138	貸付金等残高	13,540,661
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	87,062	延滞債権	63,845
3か月以上延滞債権	—	3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	700,641	貸出条件緩和債権	749,878
合計	787,704	合計	813,723
貸付金等残高	11,749,042	貸付金等残高	11,565,936
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人福祉医療機構	
破綻先債権	9,285	破綻先債権	10,547
延滞債権	40,614	延滞債権	37,134
3か月以上延滞債権	4,339	3か月以上延滞債権	5,743
貸出条件緩和債権	62,880	貸出条件緩和債権	75,580
合計	117,120	合計	129,006
貸付金等残高	4,232,612	貸付金等残高	4,390,941
独立行政法人日本学生支援機構		独立行政法人日本学生支援機構	
破綻先債権	20,838	破綻先債権	18,836
延滞債権	193,593	延滞債権	197,853
3か月以上延滞債権	52,420	3か月以上延滞債権	47,167
貸出条件緩和債権	310,433	貸出条件緩和債権	293,368
合計	577,286	合計	557,225
貸付金等残高	9,179,307	貸付金等残高	8,923,246
独立行政法人住宅金融支援機構		独立行政法人住宅金融支援機構	
破綻先債権	71,465	破綻先債権	78,267
延滞債権	286,647	延滞債権	341,281
3か月以上延滞債権	83,317	3か月以上延滞債権	93,799
貸出条件緩和債権	616,879	貸出条件緩和債権	730,848
合計	1,058,310	合計	1,244,196
貸付金等残高	23,399,938	貸付金等残高	24,301,504

(注7) 翌年度繰越損失金が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。

28年度末(百万円)		27年度末(百万円)	
—	—	株式会社日本政策金融公庫 翌年度繰越損失金 (当期利益金)	1,047,753 (50,570)

第3 財政投融资

1 財政投融资の概要

国の財政投融资の主なもの、財政投融资計画に基づき、社会資本の整備、中小企業に対する融資等の国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融资の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。

2 財政投融资の原資

財政投融资の主な原資は、次のとおり、財政融資資金、財政投融资特別会計(投資勘定)並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

- ① 財政融資資金は、財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。
- ② 財政投融资特別会計(投資勘定)は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ③ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

3 財政投融资計画の実績

平成28年度における財政投融资計画に係る財政融資資金等の貸付け等の実績及び同年度末における残高は、次の原資別及び貸付け等先別の内訳のとおりである。

区 分		28年度(百万円)	27年度(百万円)	
原 資 別	財政融資資金(注1)	実 績	11,999,281	8,858,118
		年度末残高	103,835,139	105,131,349
	財政投融资特別会計(投資勘定)	実 績	278,021	139,485
		年度末残高	5,176,443	4,900,376
	政府保証債及び政府保証借入金(注2)	実 績	2,933,930	2,909,464
		年度末残高	34,312,961	35,566,837
	郵便貯金資産	実 績	—	—
		年度末残高	942,595	1,197,558
	簡易生命保険資産	実 績	—	—
		年度末残高	6,655,264	7,538,270
	計	実 績	15,211,233	11,907,068
		年度末残高	150,922,404	154,334,393

区 分		28年度(百万円)	27年度(百万円)
貸 付 け 等 先 別	一般会計(注3)	実 績	—
		年度末残高	208,840
	特別会計	実 績	7,000
		年度末残高	973,062
	政府関係機関	実 績	5,315,178
		年度末残高	24,647,084
	事業団等	実 績	1,261,241
		年度末残高	9,882,884
	独立行政法人	実 績	4,984,606
		年度末残高	51,012,062
	地方公共団体	実 績	3,045,934
		年度末残高	55,813,036
	その他	実 績	597,272
		年度末残高	8,385,435
	計(注4)	実 績	15,211,233
		年度末残高	150,922,404

(注1) 財政融資資金の平成28年度末の財源のうち、財投債は96兆2509億余円、預託金は32兆8431億余円である。

(注2) 政府保証債は額面ベースで計上している。

(注3) 平成28年度における年度末残高は、旧国営土地改良事業特別会計、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金を承継したもの、また、27年度における年度末残高は、旧国営土地改良事業特別会計、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、旧国立高度専門医療センター特別会計及び旧社会資本整備事業特別会計の財政融資資金からの借入金を承継したものである。

(注4) 貸付け等の年度末残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

28年度末(百万円)		27年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫	15,151,521	株式会社日本政策金融公庫	15,547,064
株式会社国際協力銀行	7,118,749	株式会社国際協力銀行	6,668,241
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1,852,368	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1,812,845
事業団等		事業団等	
株式会社日本政策投資銀行	8,668,757	株式会社日本政策投資銀行	8,363,111
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構	3,080,697	独立行政法人福祉医療機構	3,081,921
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2,827,277	独立行政法人日本学生支援機構	5,651,516
独立行政法人日本学生支援機構	5,963,130	独立行政法人都市再生機構	10,351,513
独立行政法人都市再生機構	10,185,021	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	20,949,223
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	19,641,842	独立行政法人住宅金融支援機構	8,931,199
独立行政法人住宅金融支援機構	7,131,907	地方公共団体	58,355,728
地方公共団体	55,813,036	その他	
その他		地方公共団体金融機構	8,041,753
地方公共団体金融機構	7,815,541		

第4 国の財政状況

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第2節に記述するとおりであるが、国の財政等のよりの確な理解に資するために、決算でみた、その現状を述べると次のとおりである。

1 国の財政の現状等

我が国の財政状況をみると、財政法(昭和22年法律第34号)施行後しばらくは租税収入等の歳入で歳出を賄う収支が均衡した予算が続いていたが、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以来、41年度以降は建設国債^(注1)が、50年度以降は平成2年度から5年度までの間を除き特例国債^(注2)が、それぞれ毎年度発行されている。国債には、建設国債及び特例国債のほか、復興債^(注3)、借換国債^(注4)、財投債^(注5)等がある。これらの国債のうち財投債以外の国債(以下「普通国債」という。)の利払・償還財源は、主として税財源により賄われる。そして、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどり、28年度末における普通国債の残高は830.5兆円に達しており、28年度一般会計決算額における国債の依存度は38.9%、国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合は22.6%となっており、財政は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中で、政府は、8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなど、「財政構造改革元年」と位置付けた9年度以降、財政の健全化のための目標を掲げ、目標達成に向けて毎年度の予算を作成するなどの取組を進めてきている。

そして、25年8月に閣議了解された「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」においては、22年度の「国・地方を合わせた基礎的財政収支」^(注6)(以下「国・地方PB」という。)の赤字の対名目GDP比(以下、名目GDPを「GDP」という。)を27年度までに半減し、国・地方PBを32年度までに黒字化^(注7)、その後、「債務残高対GDP比」の安定的な引下げを目指すという財政健全化の目標(以下「25年財政目標」という。)を掲げている。なお、国・地方PBの赤字の対GDP比については、27年度において25年財政目標を達成している。

その後、政府は、29年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、国・地方PBを32年度までに黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すという財政健全化の目標を掲げている。

国・地方PBについては、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」(以下「内閣府試算」という。)において、14年度以降の実績額等を示している。

また、経済協力開発機構(OECD)は、財政収支対GDP比、債務残高対GDP比等の指標を用いて我が国を含めた各国の財政状況を公表しており、我が国の財政健全化のため債務を削減する必要性等について指摘している。

(注1) 建設国債 財政法第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注2) 特例国債 公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注3) 復興債 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)第69条の規定に基づき復興施策に要する費用の財源を確保するために発行される公債

(注4) 借換国債 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条及び第47条の規定に基づき国債を借り換えるために国債整理基金特別会計において発行される国債

(注5) 財投債 特別会計に関する法律第62条第1項の規定に基づき財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計において発行される公債

(注6) 基礎的財政収支 内閣府が推計している国民経済計算を基に算出される、税等の収入から雇用者報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差(財政収支)に支払利子を加え、受取利子を差し引いた収支差

(注7) 債務残高 普通国債、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特会」という。)の借入金の各残高の合計額

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

前記のとおり、政府は財政の健全化に向けて目標を掲げ、目標達成に向けて毎年度の予算を作成するなどの取組を続けているが、国の財政状況に実際に反映されるのは、これらの取組の結果としての決算である。本院は、平成27年度決算検査報告の第6章第1節第4「個別の決算等」において、国の財政状況はどのような状態にあるのかについて着眼して、国の一般会計の^(注8)税収等から^(注9)政策的経費を差し引いて算出した、決算額でみた国の一般会計の基礎的財政収支(以下「一般会計PB」という。)が、25年財政目標に用いられる国・地方PBと同じように推移する傾向にあることから、一般会計PBの推移等を分析し、その結果、昭和40年度から平成27年度までの間の大半の年度で税収等が政策的経費を下回っていること、2年度以降の一般会計PBの悪化要因は租税及印紙収入の減少と社会保障関係費の増加が大半を占めていること、また、債務残高対GDP比については、国・地方の公債等残高の大半を占める普通国債の残高が増加し続けていることなどから、26年度末において、依然として前年度を上回っていることなどを掲記した。

本院は、財政の健全化に向けた政府の動向を踏まえつつ、国の財政状況を継続して注視しており、29年次の検査においては、正確性、有効性等の観点から、昨年次に引き続き、国の財政状況はどのような状態にあるのかについて、25年財政目標や国際機関において用いられる、国・地方PB、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比の状況がどのようになっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、28年度の国の一般会計及び特別会計の決算額等を対象として、一般会計の歳入決算明細書及び歳出決算報告書並びに特別会計歳入歳出決定計算書の決算額のほか、国の債務に関する計算書等の債務の額を分類及び集計するなどして分析するとともに、内閣府本府、財務本省及び厚生労働本省において関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注8) 税収等 公債金及び翌年度への繰越歳出予算財源等を一般会計の歳入から差し引いた額

(注9) 政策的経費 国債費と決算不足補てん繰戻を合算した支出を一般会計の歳出から差し引いた額

3 国の財政状況

(1) 国・地方PB

ア 国・地方PBと一般会計PB

国・地方PBは、国民経済計算における^(注10)基礎的財政収支を基に算出されるものであり、内閣府試算により公表されている。国・地方PBは、国民経済計算の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計しているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

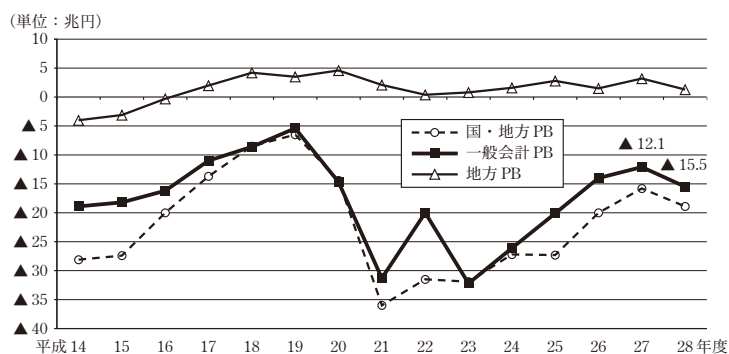
一方、一般会計PBは、税収等と政策的経費から直接算出されるものであり、計算の基礎となる

詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。

国・地方PBには国の特別会計や独立行政法人、地方公共団体等の決算が計算対象に含まれており、一般会計PBには含まれていないなどの点で相違があるが、内閣府試算で示されている14年度以降について、国・地方PB、地方の基礎的財政収支(以下「地方PB」という。)及び一般会計PBの推移を示すと図1のとおりであり、国・地方PBと一般会計PBは28年度までおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等により地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方PBがほぼ均衡して推移していることなどによる。そして、一般会計PBは、24年度以降は改善する傾向であったが、28年度になると前年度に比べて赤字が3.4兆円拡大して15.5兆円となっている。

(注10) 国民経済計算 内閣府が我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際基準に基づいて作成している統計であって、国の一般会計、特別会計、独立行政法人、地方公共団体等の決算の額等を用いて推計している。

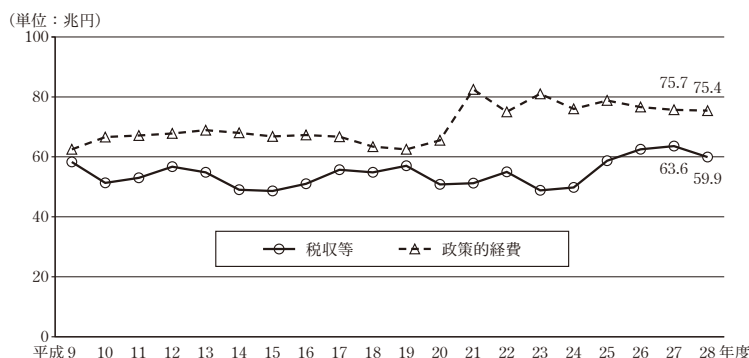
図1 国・地方PBと一般会計PBの推移



(注) 国・地方PB及び地方PBについては、平成29年7月に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」による。

そこで、9年度から28年度までの税収等及び政策的経費の推移を示すと図2のとおりであり、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、24年度以降についてみると、24年度は税収等の伸びが政策的経費の伸びより大きく、25年度から27年度までの間は税収等が増加傾向であり、政策的経費が減少傾向であることから、前記のとおり、一般会計PBの赤字は改善する傾向にあったが、28年度になると前年度に比べて税収等が3.7兆円減少し、政策的経費が0.3兆円減少したことから、一般会計PBの赤字は拡大している。

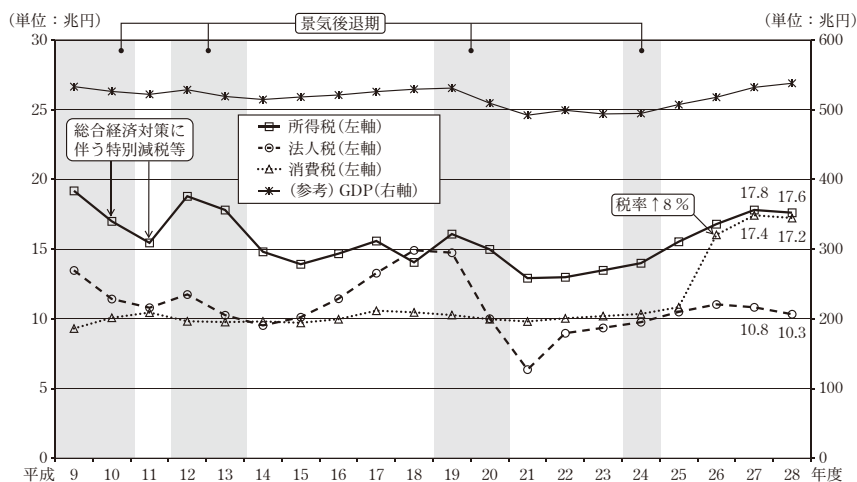
図2 税収等及び政策的経費の推移



イ 主要な税収等の推移

28年度的一般会計PBにおける税収等は59.9兆円に上り、このうち主要な税目である所得税、法人税及び消費税の収納済歳入額の合計は45.1兆円となっていて、税収等の約7割を占めている。上記3税の収納済歳入額の9年度から28年度までの推移を、景気動向の推移と併せて示すと図3のとおりであり、所得税及び法人税の収納済歳入額は、おおむね、景気後退期に減少し、景気拡張期に増加しており、その推移は景気動向の推移と連動している。一方、消費税の収納済歳入額の推移は、所得税及び法人税と異なり、景気動向の推移とはほとんど連動しておらず、消費税率（地方消費税分を含む。）の改定（5%から8%）があった26年度を除き、安定的である。そして、28年度の所得税、法人税及び消費税の各収納済歳入額は、前年度からそれぞれ、0.1兆円、0.4兆円及び0.1兆円減少して、17.6兆円、10.3兆円及び17.2兆円となっており、一般会計PBの赤字の拡大要因となっている。

図3 所得税、法人税及び消費税の収納済歳入額と景気動向の推移

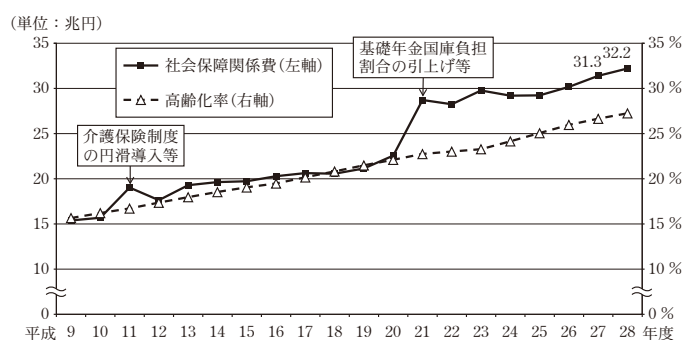


- 注(1) 消費税の税率は地方消費税分を含めて示しているが、消費税の収納済歳入額には地方消費税分が含まれていない。
- 注(2) 網掛け部分は、我が国の景気の転換点を示す内閣府「景気基準日付」の景気後退期をおおむね年度ごとに示したものである。「景気基準日付」における平成9年度以降の景気後退期は、9年5月から11年1月までの間、12年11月から14年1月までの間、20年2月から21年3月までの間、24年3月から24年11月までの間である。
- 注(3) GDPは、平成29年9月に公表された内閣府「2017年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」による。
- 注(4) 図の平成28年度の所得税、法人税及び消費税の前年度からの減少額は、1000億円単位未満を切り捨てているため本文中の減少額と一致しない。

ウ 社会保障関係費等の推移

28年度的一般会計PBにおける政策的経費は75.4兆円に上る。そして、このうち社会保障関係費の支出済歳出額は32.2兆円と政策的経費の約4割を占めており、政策的経費と税収等の差である一般会計PBの赤字の大きな要因となっている。社会保障関係費の支出済歳出額は既往4年度は一貫して増加を続けており、図4のとおり、我が国の高齢化率の上昇にはほぼ連動しているが、制度改革を行った11年度(介護保険制度の円滑導入等)及び21年度(基礎年金国庫負担割合の引上げ等)については急増がみられる。そして、28年度の社会保障関係費の支出済歳出額の対前年度増加額は0.8兆円であり、一般会計PBの赤字の拡大要因となっている。

図4 社会保障関係費の支出済歳出額及び高齢化率の推移



注(1) 高齢化率は、総務省「人口推計」における各年10月1日現在の65歳以上人口の割合である。

注(2) 図の平成28年度の社会保障関係費の前年度からの増加額は、1000億円単位未満を切り捨てているため本文中の増加額と一致しない。

(2) 財政収支対 GDP 比

ア 財政収支対 GDP 比と一般会計財政収支対 GDP 比

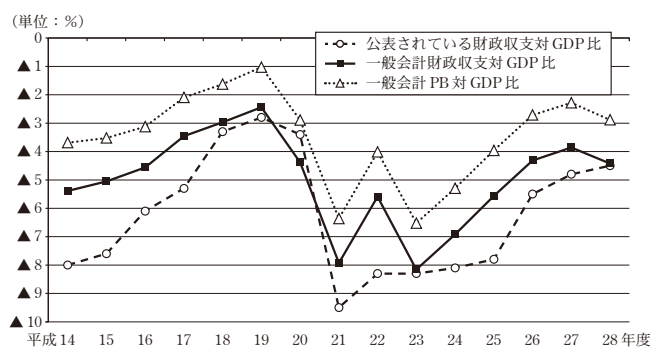
財政収支対 GDP 比は、国民経済計算における財政収支と GDP を基に算出され、国際機関や内閣府試算により公表されている。財政収支対 GDP 比は、国民経済計算の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計しているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。また、財務省は、29年4月に公表した「日本の財政関係資料」において、我が国の14年度以降の財政収支対 GDP 比について、OECD が28年11月に「Economic Outlook 100」として公表した財政収支対 GDP 比から日本道路公団等民営化の影響等の単年度限りの特殊要因等を除いた値として公表している(以下、財務省が公表している財政収支対 GDP 比を「公表されている財政収支対 GDP 比」という。)

(注11) 一方、税金等から財政経費を差し引いた収支差は、決算額でみた国の一般会計の財政収支(以下「一般会計財政収支」という。)を表すものとなるが、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。

そして、一般会計財政収支を、各年度の GDP 値で除した一般会計財政収支対 GDP 比は、国の特別会計や独立行政法人、地方公共団体等の決算を財政収支の計算対象に含まず、一方、公表されている財政収支対 GDP 比にはそれらを財政収支に含むなどの点で相違があるが、14年度から28年度までの推移を示すと図5のとおりであり、両者はおおむね同じように推移している状況となっている。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等により地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方の財政収支がほぼ均衡して推移していることなどによる。また、同期間内において一般会計財政収支と一般会計 PB の差である国債等の利払費等の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比についても同じように推移している。そして、一般会計財政収支対 GDP 比は、16年度から19年度までの間、22年度及び24年度から27年度までの間は継続して改善する傾向にあったが、28年度は悪化している。

(注11) 財政経費 国債等の償還に必要な経費を一般会計の歳出から差し引いた額

図5 公表されている財政収支対 GDP 比等の推移



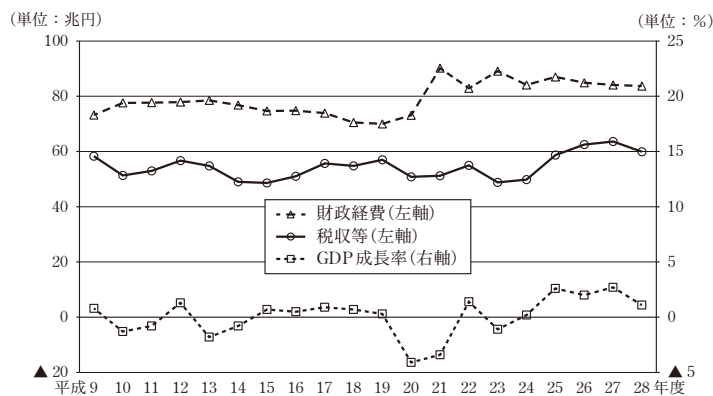
注(1) 一般会計財政収支対 GDP 比及び一般会計 PB 対 GDP 比については、平成 29 年 9 月に公表された内閣府「2017 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値(平成 23 年基準)」の GDP を用いて本院が算出した。

注(2) 公表されている財政収支対 GDP 比については、平成 29 年 4 月に公表された財務省「日本の財政関係資料」による。

イ 税金等、財政経費及び GDP 成長率

一般会計財政収支の内訳となる税金等及び財政経費と、GDP 成長率の 9 年度から 28 年度までの推移を示すと図 6 のとおりであり、一般会計財政収支対 GDP 比が改善する傾向にあった 16 年度から 19 年度までの間、22 年度及び 24 年度から 27 年度までの間についてみると、おおむね、GDP 成長率が継続してプラスのときに、税金等が増加し、財政経費が減少する傾向が見受けられる。しかし、28 年度の税金等は、GDP 成長率がプラスにもかかわらず前年度から減少している。

図6 税金等、財政経費及び GDP 成長率の推移



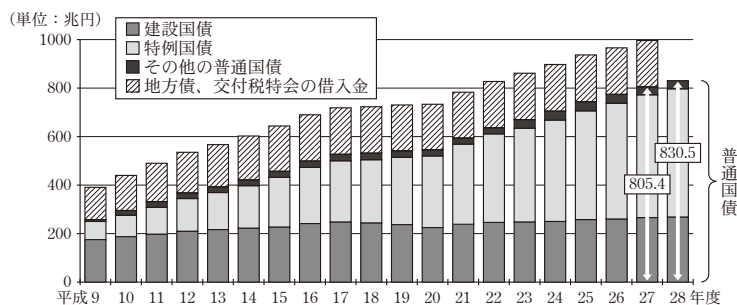
(注) GDP 成長率は、平成 29 年 9 月に公表された内閣府「2017 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値(平成 23 年基準)」による。

(3) 債務残高対 GDP 比

ア 債務残高の推移

債務残高とその内訳について、9年度以降の推移を示すと図7のとおりであり、債務残高の大半を占める普通国債の残高は引き続き増加している。そして、普通国債の28年度末の残高は、前年度末から25.1兆円(対前年度比3.1%増)増加して、830.5兆円となっている。

図7 債務残高の推移



注(1) 普通国債の額は、一般会計歳入歳出決算に添付され、国会に提出されている「国の債務に関する計算書」等では示されていないことから、財務省「国債統計年報」における各年度末現在額により示している。また、それぞれの国債に係る借換国債の発行額(翌年度の国債の償還のために発行された前倒債の発行額を含む。)を含み、既償還未払額(平成28年度末時点で6億余円)を含まない額であり、「国の債務に関する計算書」等ベースの額とは異なる。

注(2) 特例国債には震災特例国債(阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律(平成7年法律第17号)に基づき平成6年度に発行された国債)を含む。また、その他の普通国債は、臨時特例国債、減税特例国債、復興債、年金特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債等である。

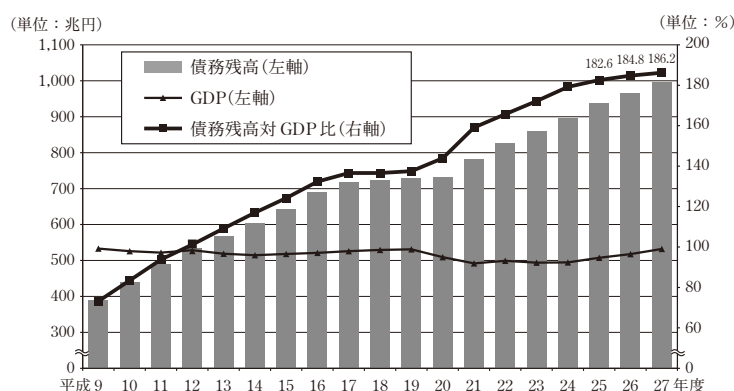
注(3) 地方債の額は、総務省「地方財政白書」における各年度末の地方債現在高であり、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を含まない。なお、平成28年度末の地方債現在高は、29年10月時点では示されていない。

注(4) 交付税特会の借入金の額は、一般会計の国の債務に関する計算書のうち交付税特会から承継した分及び交付税特会の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務負担額を合算した額である。

イ 債務残高と債務残高対 GDP 比の推移

債務残高と債務残高対 GDP 比の9年度から債務残高が計算できる27年度までの推移を、GDPの推移と併せて示すと図8のとおりである。債務残高が一貫して増加しているのに対して、GDPが500兆円前後で推移しているため、債務残高対 GDP 比は、債務残高とおおむね同じように推移している状況となっている。直近の26、27両年度の債務残高対 GDP 比は、それぞれ対前年度比2.2ポイント増、同1.4ポイント増と、前年度からの増加は比較的抑えられているものの、184.8%だったものが、186.2%になるなど依然として前年度を上回っている。

図8 債務残高と債務残高対GDP比の推移

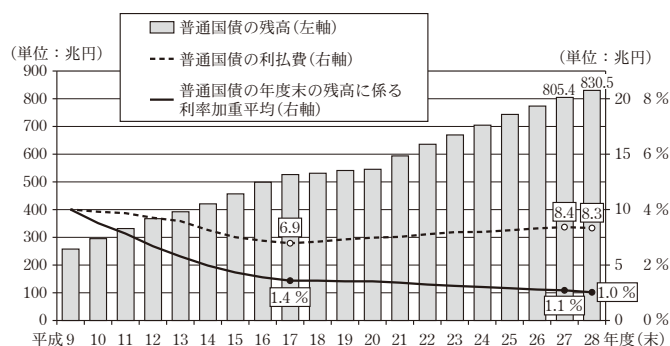


(注) 債務残高対GDP比については、平成9年度から13年度までの間は、債務残高を29年9月に公表された内閣府「2017年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」のGDPで除することにより本院が算出し、14年度以降は、29年7月に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」による。

ウ 普通国債の利払費等の推移

利払費は、債務残高と金利(利率)によって定まる。普通国債の利率加重平均(年度末の残高に係る表面利率の加重平均)の推移は、図9のとおり、17年度には1.4%まで下がり、その後、27年度には1.1%とおおむね横ばいとなっている。そして、普通国債の利払費は、17年度の6.9兆円以降、普通国債の利率加重平均の低下による影響を普通国債の残高の累増による影響が上回っていることから増加したが、28年度においては、28年度末の普通国債の残高が前年度と比べて25.1兆円増加して830.5兆円となっているものの、普通国債の利率加重平均が前年度1.1%と比べて更に低率の1.0%になったことなどから、前年度から0.1兆円減少の8.3兆円となっている。

図9 普通国債の残高、利払費、利率加重平均等の推移



注(1) 利率加重平均は、割引国債(無利子分)を除く。
 注(2) 利払費は、国債整理基金特別会計における支出額である。

4 まとめ

(1) 国・地方PB

国・地方PBは、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。国・地方PBは、一般会計PBとおおむね同じように推移する傾向にあることから、一般会計PBとその内訳について年度別の推移をみると、社会保障の制度改正等を行った21年度は大幅に悪化し、社会保障関係費が引き続き増加傾向にある一方、消費税率(地方消費税分を含む。)を5%から8%に引き上げた26年度は大幅に改善している。そして、28年度の一般会計PBは、前年度に比べて赤字が拡大しており、その要因についてみると、収入面では、税収等の約7割を占める所得税、法人税及び消費税の収納済歳入額

が前年度からそれぞれ減少し、支出面では、政策的経費の約4割を占める社会保障関係費の支出済歳出額が前年度から増加している。

(2) 財政収支対 GDP 比

公表されている財政収支対 GDP 比は、一般会計財政収支対 GDP 比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計 PB の差額となる利払費等の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比も同じように推移している。そこで、一般会計財政収支対 GDP 比とその内訳について年度別の推移をみると、16年度から19年度までの間、22年度及び24年度から27年度までの間は改善する傾向にあり、この間、おおむね、GDP 成長率が継続してプラスのときに、税金等が増加し、財政経費が減少する傾向が見受けられる。しかし、28年度の税金等は、GDP 成長率がプラスにもかかわらず減少している。

(3) 債務残高対 GDP 比

債務残高の大半を占める普通国債の残高は増加しており、28年度末の普通国債の残高は、前年度末から25.1兆円(対前年度比3.1%増)増加して、830.5兆円となっている。

そこで、債務残高対 GDP 比についてみると、26、27両年度では前年度からの増加は比較的抑えられているものの、27年度は186.2%(26年度は184.8%)と依然として前年度を上回っている。

28年度末の普通国債の利払費は、28年度の普通国債の残高が前年度から増加しているものの、普通国債の利率加重平均が前年度から更に低率になったことから、前年度から減少している。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政状況について引き続き注視していくこととする。

第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要

第1 歳入歳出決算

1 一般会計

(1) 歳入

一般会計の歳入決算は次のとおりである。

区 分	28 年 度 (千円)	27 年 度 (千円)
徴収決定済額	102,792,365,538	102,189,370,835
収納済歳入額	102,774,026,676	102,175,307,122
不納欠損額	1,663,218	1,364,447
収納未済歳入額	16,675,643	12,699,264

収納済歳入額の主なものは、租税及印紙収入の55兆4686億4007万余円及び公債金の38兆0345億9974万余円である。このうち、公債金の収納済歳入額は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債の収入金8兆9013億9991万余円及び「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平成24年法律第101号)第3条第1項の規定により発行された公債の収入金29兆1331億9982万余円の合計額である。

収納未済歳入額の主なものは、雑納付金(徴収決定済額544億2899万余円)の72億0292万円である。

なお、既往年度に生じた収納未済歳入額で本年度にもなお収納されなかったものが153億1819万余円ある。

(2) 歳出

一般会計の歳出決算は次のとおりである。

区 分	28 年 度 (千円)	27 年 度 (千円)
支出済歳出額	97,541,764,842	98,230,324,099
翌年度繰越額	4,738,968,757	3,591,915,526
不 用 額	1,533,196,697	1,445,901,651

ア 支出済歳出額

(ア) 所 管 別

所 管	28 年 度 (千円)	27 年 度 (千円)
皇 室 費	5,353,065	5,801,435
国 会	133,535,666	135,255,742
裁 判 所	311,162,929	302,278,403
会 計 検 査 院	16,082,081	16,157,849
内 閣	138,910,009	116,578,234
内 閣 府	2,848,482,627	2,697,279,932
総 務 省	16,081,108,437	17,869,750,172
法 務 省	775,885,908	737,953,425
外 務 省	892,415,905	876,605,459
財 務 省	24,235,530,771	24,299,567,442
文 部 科 学 省	5,501,190,683	5,504,301,213
厚 生 労 働 省	30,644,700,101	29,870,070,791
農 林 水 産 省	2,584,220,842	2,736,371,195

所 管	28 年 度 (千円)	27 年 度 (千円)
経 済 産 業 省	1,258,846,997	1,234,252,962
国 土 交 通 省	6,544,514,344	6,341,871,114
環 境 省	414,242,481	351,839,733
防 衛 省	5,155,581,989	5,134,388,993

(イ) 主要経費別

主要経費	28 年 度 (千円)	27 年 度 (千円)	主要経費	28 年 度 (千円)	27 年 度 (千円)
社会 保障 関 係 費	32,208,188,071	31,397,660,700	遺族及び留守家族 等援護費	14,977,606	17,208,375
年 金 給 付 費	11,311,192,952	—	地方交付税交付金	15,215,974,500	16,681,935,231
医 療 給 付 費	11,204,222,320	—	地方特例交付金	123,300,000	118,868,000
介 護 給 付 費	2,868,259,661	—	防 衛 関 係 費	5,149,834,663	5,130,329,863
少 子 化 対 策 費	2,010,553,130	—	公 共 事 業 関 係 費	6,709,726,444	6,377,852,084
生 活 扶 助 等 社 会 福 祉 費	4,399,888,976	—	治山治水対策事業 費	951,228,121	872,853,043
(年金医療介護保 険給付費)	—	23,077,674,380	道 路 整 備 事 業 費	1,390,070,663	1,373,863,914
(生 活 保 護 費)	—	2,822,880,460	港 湾 空 港 鉄 道 等 整 備 事 業 費	466,619,787	425,624,838
(社 会 福 祉 費)	—	4,867,988,671	住 宅 都 市 環 境 整 備 事 業 費	545,674,490	521,203,956
保 健 衛 生 対 策 費	301,930,128	481,755,092	公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等 施 設 整 備 費	150,028,288	158,537,985
雇 用 労 災 対 策 費	112,140,901	147,362,095	農 林 水 産 基 盤 整 備 事 業 費	707,052,751	646,388,635
文 教 及 び 科 学 振 興 費	5,598,321,735	5,574,028,529	社 会 資 本 総 合 整 備 事 業 費	2,202,263,277	2,134,757,050
義 務 教 育 費 国 庫 負 担 金	1,525,444,293	1,523,805,801	推 進 費 等	58,452,690	59,467,087
科 学 技 術 振 興 費	1,444,492,274	1,425,661,477	災 害 復 旧 等 事 業 費	238,336,373	185,155,573
文 教 施 設 費	121,393,205	110,488,593	経 済 協 力 費	743,254,154	660,512,663
教 育 振 興 助 成 費	2,396,113,384	2,418,797,686	中 小 企 業 対 策 費	429,853,902	339,906,225
育 英 事 業 費	110,878,577	95,274,970	エ ネ ル ギ ー 対 策 費	972,653,307	968,300,376
国 債 費	22,085,592,882	22,463,534,769	食 料 安 定 供 給 関 係 費	1,140,383,562	1,276,374,329
恩 給 関 係 費	334,897,665	387,073,272	そ の 他 の 事 項 経 費	6,829,783,953	6,853,948,052
文 官 等 恩 給 費	10,629,720	12,103,107			
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	308,118,566	355,956,676			
恩 給 支 給 事 務 費	1,171,771	1,805,113			

(注) ()内は27年度における分類である。

イ 翌年度繰越額

翌年度繰越額は4兆7389億6875万余円(27年度3兆5919億1552万余円)で、その内訳は次のとおりであって、財政法第43条の2第1項の規定による継続費の通次繰越のものはない。

- ① 財政法第14条の3第1項の規定による明許繰越のもの 4,684,255,824千円
- ② 財政法第42条ただし書の規定による事故繰越のもの 54,712,932千円

これらの翌年度繰越額のうち主なものは次のとおりである。

所 管	組 織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内 閣 府	地方創生推進事務局	地 方 創 生 推 進 費	121,909,263	145,412,000
総 務 省	総 務 本 省	電 子 政 府 ・ 電 子 自 治 体 推 進 費	31,180,633	123,660,711
外 務 省	外 務 本 省	経 済 協 力 費	102,181,201	279,407,084
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	私 立 学 校 振 興 費	31,070,269	606,153,802
		国 立 大 学 法 人 施 設 整 備 費	38,586,431	98,049,841
		公 立 文 教 施 設 整 備 費	159,023,222	280,837,097
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	保 育 対 策 費	83,328,900	276,156,847
		臨 時 福 祉 給 付 金 等 給 付 事 業 助 成 費	329,071,454	879,309,054

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
農林水産省	農林水産本省	農業生産基盤整備事業費	129,879,903	338,304,237
		国産農産物生産・供給体制強化対策費	83,451,490	524,165,978
	林野庁	北海道開発事業費	48,657,903	170,344,351
		農業施設災害復旧事業費	31,282,378	58,424,238
		森林整備事業費 森林整備・林業等振興対策費	33,629,140 34,317,691	156,212,212 41,004,230
経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費	104,711,510	273,659,500
		中小企業事業環境整備費	103,345,683	192,447,158
国土交通省	国土交通本省	道路環境改善事業費	43,897,296	177,127,618
		住宅防災事業費	100,784,927	241,046,798
		河川整備事業費	135,857,084	637,082,151
		砂防事業費	30,889,234	123,212,202
		道路交通安全対策事業費	115,657,619	559,348,867
		港湾事業費	40,719,682	246,552,197
		地域連携道路事業費	270,571,502	840,234,254
		整備新幹線整備事業費	50,626,271	122,573,911
		道路交通円滑化事業費	108,787,900	337,951,706
		社会資本総合整備事業費	799,985,921	2,881,742,793
		北海道開発事業費	39,938,263	427,102,878
河川等災害復旧事業費	河川等災害関連事業費	186,053,323	393,028,507	
		33,146,187	58,116,282	
環境省	環境本省	廃棄物・リサイクル対策推進費	41,426,290	98,276,307
		廃棄物処理施設整備費	52,425,338	129,212,929
防衛省	防衛本省	武器車両等整備費	35,133,013	959,586,724
		航空機整備費	31,510,702	673,575,623
		在日米軍等駐留関連諸費	87,167,254	456,110,684
		防衛力基盤整備費	43,565,450	754,451,557

なお、上記のうち事故繰越の主なものは国土交通省所管の地域連携道路事業費のうちの118億9125万余円である。

ウ 不 用 額

不用額は1兆5331億9669万余円(27年度1兆4459億0165万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
総務省	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	15,371,675	123,660,711
財務省	財務本省	財務本省共通費	23,377,329	91,327,391
		国債費	249,592,508	22,207,982,701
		熊本地震復旧等予備費	26,037,693	26,037,693
		予備費	268,082,623	268,082,623
文部科学省	文部科学本省	初等中等教育等振興費	10,363,727	540,202,468
厚生労働省	厚生労働本省	特定疾患等対策費	46,563,843	138,119,961
		原爆被爆者等援護対策費	14,002,552	135,517,931
		失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	22,796,929	146,217,500
		保育対策費	58,228,840	276,156,847
		母子家庭等対策費	16,739,148	196,849,073
		生活保護等対策費	60,139,893	2,944,366,563
		障害保健福祉費	14,630,544	1,618,679,713
		高齢者日常生活支援等推進費	12,365,782	107,766,131
		介護保険制度運営推進費	49,927,665	2,810,858,493

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
農林水産省	農林水産本省 林野庁	国産農産物生産・供給体制強化対策費	17,595,162	524,165,978
		山林施設災害関連事業費	11,020,386	32,285,372
経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費	20,904,173	273,659,500
		経営安定・取引適正化費	13,639,952	22,222,224
国土交通省	国土交通本省	住宅防災事業費	21,309,079	241,046,798
		受託工事費	23,751,529	78,753,977
		河川等災害復旧事業費	43,348,837	393,028,507
防衛省	防衛本省	武器車両等整備費	10,395,337	959,586,724
		在日米軍等駐留関連諸費	14,023,499	456,110,684
		防衛力基盤整備費	43,600,628	754,451,557

エ 予備費使用額

予備費使用額は熊本地震復旧等予備費 2476 億 6230 万余円、予備費 319 億 1737 万余円、計 2795 億 7968 万余円(27 年度 1800 億 1887 万余円)で、その主なものは次のとおりである。

(ア) 熊本地震復旧等予備費

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
財務省	財務本省	政策金融費	12,880,000	131,615,723
文部科学省	文部科学本省	国立大学法人施設整備費	5,296,695	71,912,844
		国立大学法人運営費	6,550,737	1,097,017,406
農林水産省	農林水産本省	担い手育成・確保等対策費	6,147,099	313,518,677
		農業・食品産業強化対策費	5,603,746	33,360,109
経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費	5,061,393	150,075,242
		中小企業事業環境整備費	49,333,330	134,419,528
国土交通省	国土交通本省	河川整備事業費	2,263,432	486,862,586
		官庁営繕費	3,155,173	19,706,222
		河川等災害復旧事業費	28,508,445	294,386,189
		河川等災害関連事業費	12,028,288	29,570,358
		観光庁 観光振興費	18,030,000	28,271,363
環境省	環境本省	廃棄物・リサイクル対策推進費	34,029,486	52,900,991
		防衛省	防衛本省	防衛本省共通費
防衛省	防衛本省	武器車両等整備費	21,941,183	918,338,602
		航空機整備費	6,002,279	649,169,011
		防衛力基盤整備費	13,878,300	691,706,711

(イ) 予備費

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
内閣府	内閣本府	防災政策費	2,340,021	100,452,724
法務省	法務本省	訟務費	25,605,601	1,838,257

(3) 剰余金

収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた 5 兆 2322 億 6183 万余円から既前年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた 28 年度新規発生剰余金は 5 兆 1766 億 8436 万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源 4 兆 7389 億 6875 万余円並びに復興費用及び復興債償還費用財源 594 億 2830 万余円を差し引いた 3782 億 8731 万余円が、28 年度における財政法第 6 条の純剰余金となっている。

2 特別会計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものである。平成28年度における特別会計は14会計であって、その歳入歳出決算についてみると、次のとおりである。

(1) 内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計

この特別会計は、地方交付税及び地方譲与税の配付並びに交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の28年度の歳入歳出決算、借入金及び交付・譲与実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	53,576,883,399	53,576,883,399	—	—
27年度	55,638,343,220	55,638,343,220	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
28年度	53,176,937,594	52,589,651,507	342,995,100	244,290,986
27年度	55,458,976,724	53,398,205,923	1,840,252,080	220,518,720

翌年度繰越額は、全て地方交付税交付金(歳出予算現額17兆6701億2266万余円)の分である。また、不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(同32兆9756億9540万余円)の1472億5311万余円、地方交付税交付金の881億1963万余円及び交通安全対策特別交付金(同642億3980万円)の62億2889万余円である。

(イ) 借入金

区分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
借入金現在額(民間資金等)	32,417,295,408	32,817,295,408

(ウ) 交付・譲与実績

区分	28年度(千円)	27年度(千円)
地方交付税	17,239,007,934	17,390,640,233
道府県分	9,049,995,501	8,845,703,450
市町村分	8,189,012,433	8,544,936,783
地方特例交付金	123,300,000	118,868,000
都道府県分	49,320,000	47,547,200
市町村分	73,980,000	71,320,800
交通安全対策特別交付金	58,010,906	60,941,880
都道府県分	33,533,420	35,253,555
市町村分	24,477,486	25,688,325
地方譲与税 <small>地方揮発油譲与税 地方道路譲与税 石油ガス譲与税 自動車重量譲与税 航空機燃料譲与税 特別とん譲与税 地方法人特別譲与税</small>	2,340,232,250	2,679,246,127
都道府県分	1,924,496,293	2,274,613,181
市町村分	415,735,957	404,632,946

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項7件((39)-(45):93ページ参照)を掲記した。

(2) 財務省所管 地震再保険特別会計

この特別会計は、地震再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の28年度の歳入歳出決算、損益、責任準備金、再保険の対象となる保険及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	145,631,593	145,631,593	—	—
27年度	133,068,578	133,068,578	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
28年度	152,994,483	132,177,407	—	20,817,075
27年度	139,191,273	2,682,917	—	136,508,355

不用額の主なものは、再保険費(歳出予算現額1529億2911万余円)の208億0685万余円である。

(イ) 損益

区分	28年度(千円)		27年度(千円)	
利益	(うち再保険料	152,879,713 131,814,890)	(うち再保険料	134,257,267 113,167,552)
損失	(うち再保険金	132,177,407 132,122,260)	(うち再保険金	2,682,917 2,625,267)
責任準備金繰入		20,702,306		131,574,350

(ウ) 責任準備金

区分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
責任準備金現在額	1,345,721,653	1,325,019,347

(エ) 再保険の対象となる保険

区分	28年度末	27年度末
地震保険加入件数	17,712千件	16,941千件
保険金額	159,628,458,475千円	150,272,903,544千円

(オ) 主な業務実績

区分		28年度	(27年度)
再保険料	件数	9,298千件	9,501千件
	金額	131,814,890千円	113,167,552千円
再保険金支払 ^(注)	件数	205千件	7千件
	金額	132,122,260千円	2,625,267千円

(注) 再保険金の支払は、平成28年熊本地震及び平成23年東北地方太平洋沖地震に対するものである。

(3) 財務省所管 国債整理基金特別会計

この特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等による公債、借入金等(以下「国債」という。)の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の28年度の歳入歳出決算、国債の償還及び国債の利子等の支払は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	198,993,549,118	198,993,549,118	—	—
27年度	201,927,448,473	201,927,448,473	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
28年度	202,691,572,433	195,911,140,763	3,071,135,859	3,709,295,810
27年度	207,075,083,585	198,308,656,933	3,601,788,298	5,164,638,352

翌年度繰越額は、全て国債整理支出(歳出予算現額 201 兆 2005 億 6138 万余円)の分である。また、不用額は、国債整理支出の 3 兆 6753 億 6066 万余円及び復興債整理支出(同 1 兆 4910 億 1104 万余円)の 339 億 3514 万余円である。

(イ) 国債の償還

区分	28年度(千円)	27年度(千円)
公債等	144,076,944,453	146,667,539,002
借入金	41,094,699,350	40,448,689,061
政府短期証券	1,309,100,000	1,360,300,000

(ウ) 国債の利子等の支払

区分	28年度(千円)	27年度(千円)
公債利子等	9,243,021,253	9,510,337,320
借入金利子	149,094,259	218,017,168
政府短期証券利子	—	783,413

(4) 財務省所管 外国為替資金特別会計

この特別会計は、国の行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 28 年度の歳入歳出決算、損益並びに主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	2,948,144,813	2,948,144,813	—	—
27年度	3,163,394,564	3,163,394,564	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
28年度	1,190,654,069	70,256,043	—	1,120,398,025
27年度	1,608,998,904	46,021,891	—	1,562,977,012

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 8201 億 0658 万余円)の 8196 億 9980 万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、28 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 2 兆 8778 億 8877 万余円のうち、29 年度の予算総則第 12 条第 1 項に定める金額 2 兆 5187 億 6709 万余円を、29 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	28 年度(千円)	27 年度(千円)
利 益	2,948,144,813	3,163,394,564
(うち運用収入)	2,187,712,649	2,533,906,586
損 失	70,256,043	46,021,891
(うち借入金利息)	—	744,966
利 益 金	2,877,888,770	3,117,372,673
(利益金の処理)	2,518,767,098	1,139,971,875
(翌年度に一般会計に繰入れ)	359,121,671	1,660,491,984
(翌年度に歳入に繰入れ)	—	316,908,813
		(翌年度に歳入に繰入れ)

(ウ) 主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行

区 分	28 年度末(千円)	27 年度末(千円)
主な資産運用		
外貨預け金現在額	13,417,563,914	13,804,111,729
外貨証券現在額	114,642,483,281	116,850,703,987
政府短期証券(外国為替資金証券)の発行		
政府短期証券(外国為替資金証券)現在額	80,952,200,000	82,439,760,000

(5) 財務省及び国土交通省所管 財政投融资特別会計

この特別会計は、財政融資資金の運用、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資及び貸付け並びに特定の国有財産整備の計画的な実施に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、財政融資資金、投資及び特定国有財産整備の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の28年度の歳入歳出決算、損益、積立金、財政融資資金預託金、財政投融资特別会計公債金、財政融資資金の運用資産、利益積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 財政融資資金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28 年度	40,535,537,130	40,535,537,130	—	—
27 年度	32,104,651,674	32,104,651,674	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28 年度	40,478,880,395	40,233,661,774	—	245,218,620
27 年度	32,475,485,494	31,783,546,117	—	691,939,376

不用額の主なものは、諸支出金(歳出予算現額3876億8446万余円)の1435億8007万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同20兆4851億8700万余円)の1012億8252万余円である。

(イ) 損 益

区 分	28 年度(千円)	27 年度(千円)
利 益	1,408,495,333	1,687,221,935
(うち貸付金利息)	1,392,784,605	1,671,488,555
損 失	1,093,905,384	1,369,228,040
(うち公債金利息)	844,837,462	1,047,426,149
利 益 金	314,589,948	317,993,894
前年度繰越利益金	574,568,252	1,006,574,357
翌年度繰越利益金	889,158,201	574,568,252

(ウ) 積立金

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
積立金現在額	592,519,812	271,414,254

(エ) 財政融資資金預託金

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
財政融資資金預託金現在額	32,843,139,035	36,714,200,077

(オ) 財政投融資特別会計公債金

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
財政投融資特別会計公債金現在額	96,250,920,457	96,115,461,373

(カ) 財政融資資金の運用資産

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
貸付金現在額	126,160,952,356	128,424,447,259
有価証券現在額	221,625,424	261,625,424

イ 投資勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	1,455,172,903	1,455,172,903	—	—
27年度	1,173,190,822	1,173,190,822	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
28年度	1,169,836,342	880,826,268	202,550,000	86,460,073
27年度	879,017,364	669,584,759	200,000	209,232,604

翌年度繰越額は、全て産業投資支出(歳出予算現額 5669 億円)の分である。また、不用額の主なものは、産業投資支出の 863 億 2850 万円である。

(イ) 損 益

区 分	28年度(千円)	27年度(千円)
利 益	676,155,250 (うち納付金 221,307,101) (うち株式処分益 252,756,000)	535,301,449 (うち納付金 362,924,451) (うち株式処分益 —)
損 失	200,091,105 (うち地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入 200,000,000)	326,520,392 (うち地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入 300,000,000)
利 益 金 (利益金の処理)	476,064,144 (翌年度に利益積立金に組入れ)	208,781,056 (翌年度に利益積立金に組入れ)

(ウ) 利益積立金

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
利益積立金現在額	2,388,316,524	2,582,249,130

(エ) 主な業務実績

区 分	28 年 度	(27 年 度)
(出 資)		
出 資 金 の 増 法人数	20 法人	21 法人
金 額	685,614,070 千円	1,690,234,094 千円
出 資 金 の 減 法人数	14 法人	13 法人
金 額	1,186,160,699 千円	214,518,806 千円
年 度 末 出 資 金 残 高 法人数	27 法人	27 法人
金 額	13,943,452,446 千円	14,443,999,076 千円
(注) 出資金の増は国有財産台帳価格の改定による増額を、出資金の減は国有財産台帳価格の改定による減額をそれぞれ含んでいる。		
(貸 付 け)		
貸 付 金 法人数	1 法人	2 法人
金 額	19,372,500 千円	26,756,000 千円
貸 付 金 回 収 法人数	2 法人	3 法人
金 額	104,806 千円	21,132,896 千円
年 度 末 貸 付 金 残 高 法人数	4 法人	4 法人
金 額	157,177,700 千円	137,910,006 千円

ウ 特定国有財産整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28 年度	133,000,197	133,000,197	—	—
27 年度	82,047,192	82,046,394	—	797
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28 年度	73,699,783	51,601,913	20,371,498	1,726,371
27 年度	65,018,119	49,554,003	12,787,914	2,676,201

翌年度繰越額は、全て特定国有財産整備費(歳出予算現額 716 億 6987 万余円)の分である。

(イ) 借 入 金

区 分	28 年度末(千円)	27 年度末(千円)
借 入 金 現 在 額	9,000,000	9,000,000

(ウ) 主な業務実績

区 分	28 年 度	(27 年 度)
施 設 跡 地 等 の 処 分 土 地	591 千㎡	207 千㎡
建 物 延 べ	358 千㎡	99 千㎡
施 設 の 取 得 建 物 延 べ	90 千㎡	151 千㎡

(6) 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計

この特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、エネルギー需給、電源開発促進及び原子力損害賠償支援の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の28年度の歳入歳出決算、借入金、資金、納付金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア エネルギー需給勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	2,560,148,465	2,560,147,520	—	945
27年度	2,774,420,656	2,774,416,586	4,070	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
28年度	2,612,170,616	2,187,056,546	71,520,208	353,593,862
27年度	2,769,034,458	2,335,121,067	132,485,102	301,428,289

翌年度繰越額は、エネルギー需給構造高度化対策費(歳出予算現額5242億1496万余円)の445億1434万余円及び燃料安定供給対策費(同3291億6328万余円)の270億0585万余円である。また、不用額の主なものは、エネルギー需給構造高度化対策費の1265億6707万余円、燃料安定供給対策費の1239億1124万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同1兆5513億1457万余円)の1012億1642万余円である。

(イ) 借入金

区分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
借入金現在額(民間資金等)	415,437,656	446,950,412

(ウ) 主な業務実績

区分	28年度	(27年度)
国家備蓄石油の年度末現在高 (原油)	4810万kL	4837万kL
(指定石油製品)	142万kL	137万kL
(石油ガス)	134万t	115万t
国家備蓄石油の管理等の委託	53,557,514千円	55,800,187千円
石油備蓄事業補給金の交付	27,519,154千円	27,526,472千円
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 に対するエネルギー需給勘定 運営費交付金の交付	121,779,129千円	123,807,785千円
エネルギー使用合理化設備導入 促進等対策費補助金の交付	103,811,578千円	166,511,310千円

イ 電源開発促進勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	368,249,604	368,247,147	1,097	1,360
27年度	390,006,342	390,006,312	30	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
28年度	352,153,195	316,763,796	6,069,351	29,320,047
27年度	366,106,073	328,215,332	6,569,604	31,321,136

不用額の主なものは、電源立地対策費(歳出予算現額1760億3904万余円)の167億3329万余円、原子力安全規制対策費(同386億0326万余円)の75億5301万余円及び事務取扱費(同251億4769万円)の35億4949万余円である。

(イ) 資金

区分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
周辺地域整備資金現在額	15,246,860	28,597,195

(ウ) 主な業務実績

区 分	28 年 度	(27 年 度)
電源立地地域対策交付金の交付	107 地方公共団体 83,103,152 千円	105 地方公共団体 92,658,394 千円
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対する電源利用勘定運営費交付金の交付	91,519,824 千円	91,634,968 千円
原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する交付金の交付	35,000,000 千円	35,000,000 千円

ウ 原子力損害賠償支援勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28 年度	6,679,879,085	6,679,879,085	—	—
27 年度	5,828,973,694	5,828,973,694	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28 年度	8,372,362,926	6,577,956,934	—	1,794,405,991
27 年度	8,633,192,063	5,699,180,095	—	2,934,011,967

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 8 兆 3723 億 6194 万余円)の 1 兆 7944 億 0576 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	28 年度末(千円)	27 年度末(千円)
借入金現在額(民間資金)	6,282,279,000	5,432,296,000

(ウ) 資 金

区 分	28 年度末(千円)	27 年度末(千円)
原子力損害賠償支援資金現在額	18,334,383	22,187,321

(エ) 納 付 金

区 分	28 年度(千円)	27 年度(千円)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	263,925,910	254,019,029

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 3 件((288)-(290) : 483 ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項 3 件(388、402、490 ページ参照)を掲記した。

(7) 厚生労働省所管 労働保険特別会計

この特別会計は、労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、労災、雇用及び徴収の 3 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 28 年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 労 災 勘 定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28 年度	1,253,445,305	1,223,702,022	1,600,375	28,142,907
27 年度	1,248,108,595	1,219,963,693	1,799,481	26,345,420
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28 年度	1,060,209,517	993,398,012	2,379,505	64,431,999
27 年度	1,064,231,556	988,296,256	2,232,124	73,703,175

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額 521 億 4260 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 7678 億 6345 万余円)の 321 億 7364 万余円、社会復帰促進等事業費(同 1396 億 1204 万余円)の 170 億 8342 万余円及び業務取扱費(同 535 億 5724 万余円)の 43 億 4499 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	28 年度(千円)		27 年度(千円)	
利 益	(うち徴収勘定より受入	1,212,389,622 854,117,729)	(うち徴収勘定より受入	1,201,739,560 838,763,279)
損 失	(うち保険給付費	1,203,609,075 735,689,811)	(うち保険給付費	1,207,461,276 739,967,846)
利 益 金 (△損 失 金)		8,780,547		△ 5,721,715
前年度繰越利益金		8,172,128,438		8,177,850,153
翌年度繰越利益金		8,180,908,985		8,172,128,438

(ウ) 積 立 金

区 分	28 年度末(千円)	27 年度末(千円)
積立金現在額	7,861,574,647	7,827,993,050

(エ) 主な業務実績

区 分	28 年 度	(27 年 度)
適用事業場数(年度末)	2,787,965 事業場	2,746,576 事業場
療 養(補 償)給 付	229,357,296 千円	227,080,108 千円
休 業(補 償)給 付	96,615,414 千円	98,679,488 千円
遺 族(補 償)年 金	192,235,758 千円	193,064,420 千円
障 害(補 償)年 金	136,237,932 千円	137,304,027 千円

イ 雇 用 勘 定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28 年度	2,236,263,074	2,217,542,682	1,037,178	17,683,213
27 年度	2,454,090,132	2,434,579,494	799,891	18,710,746
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28 年度	2,471,322,485	2,114,384,794	1,559,834	355,377,856
27 年度	2,555,384,222	2,145,472,351	1,576,230	408,335,640

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額 419 億 7932 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、失業等給付費(歳出予算現額 1 兆 7211 億 4608 万余円)の 2373 億 6446 万余円、地域雇用機会創出等対策費(同 978 億 4029 万余円)の 192 億 5966 万余円及び高齢者等雇用安定・促進費(同 1557 億 0681 万余円)の 113 億 1874 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	28 年度(千円)		27 年度(千円)	
利 益	(うち徴収勘定より受入	2,153,561,900 1,904,615,696)	(うち徴収勘定より受入	2,536,866,476 2,268,494,140)
損 失	(うち失業等給付費	2,468,237,667 1,483,781,516)	(うち失業等給付費	2,266,085,142 1,502,961,915)
利 益 金 (△損 失 金)		△ 314,675,767		270,781,333
前年度繰越利益金		7,026,850,518		6,874,105,843
翌年度繰越利益金		6,712,174,751		7,144,887,177

(ウ) 積立金等

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
積立金現在額	6,256,035,591	6,258,626,636
雇用安定資金現在額	1,111,207,394	940,332,656

(エ) 主な業務実績

区 分	28年度	(27年度)
被保険者数(年度末)	41,949,292人	40,860,839人
雇用継続給付	625,059,245千円	586,840,933千円
一般求職者給付	620,868,505千円	677,195,764千円
就職促進給付	153,039,821千円	153,050,814千円
特定求職者雇用開発助成金	52,424,404千円	65,873,579千円
雇用調整助成金	7,021,013千円	4,693,033千円

ウ 徴収勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	2,905,222,915	2,854,810,436	5,471,567	44,940,911
27年度	3,283,580,481	3,225,649,268	7,399,824	50,531,387
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28年度	2,838,758,616	2,832,971,845	—	5,786,770
27年度	3,249,029,152	3,196,608,486	—	52,420,665

収納未済歳入額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額2兆7947億0156万余円)の345億3274万余円及び雑収入(同131億0858万余円)の103億5630万余円である。

(イ) 損 益

区 分	28年度(千円)	27年度(千円)
利 益	2,827,157,086	3,173,621,199
(うち保険料)	2,756,028,353	3,103,911,415
損 失	2,827,309,040	3,173,737,262
(うち保険給付費等財源労災勘定へ繰入)	854,117,729	838,763,279
(うち失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入)	1,904,615,696	2,268,494,140
損 失 金	151,954	116,062
〔前年度繰越利益金	1,795,189	1,911,252〕
〔翌年度繰越利益金	1,643,235	1,795,189〕

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項12件((95):185ページ、(98):197ページ、(99):199ページ、(100):201ページ、(101):205ページ、(102):207ページ、(162):232ページ、(209)-(213):245ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(286ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(291ページ参照)を掲記した。

(8) 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

この特別会計は、国民年金事業、厚生年金保険事業、健康保険に関し政府が行う業務、児童手当等に関する政府の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、基礎年金、国民年金、厚生年金、健康、子ども・子育て支援及び業務の6勘定に区分して経理されており、その勘定別の28年度の歳入歳出決算、損益、積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 基礎年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	24,006,287,635	24,005,527,402	309,266	450,967
27年度	23,293,840,284	23,292,978,794	343,787	517,702
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
28年度	24,090,453,656	23,172,599,166	—	917,854,489
27年度	23,394,329,354	22,462,753,052	—	931,576,301

不用額の主なものは、基礎年金給付費(歳出予算現額 22 兆 5104 億 0882 万余円)の 8271 億 0903 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	28年度(千円)	27年度(千円)
利 益	23,147,292,778	22,491,952,721
(うち拠出金等収入)	23,137,753,698	22,481,762,844
損 失	23,172,889,800	22,463,118,920
(うち基礎年金給付費)	21,683,299,783	20,934,890,959
利 益 金 (△損失金)	△ 25,597,021	28,833,801
〔前年度繰越利益金〕	3,219,308,690	3,190,474,889
〔翌年度繰越利益金〕	3,193,711,669	3,219,308,690

(ウ) 積 立 金

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
積立金現在額	2,359,634,867	2,387,878,674

(エ) 主な業務実績

区 分	28年度	(27年度)
老齢基礎年金等の支給	受給権者数(年度末) 33,063 千人	32,195 千人
支 給 額	21,683,299,783 千円	20,934,890,959 千円

イ 国民年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	4,438,803,570	4,430,989,394	3,608,469	4,205,706
27年度	4,243,798,713	4,234,690,894	4,049,359	5,058,460
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
28年度	4,459,998,256	4,381,673,070	—	78,325,185
27年度	4,191,868,905	4,118,911,081	—	72,957,823

不用額の主なものは、国民年金給付費(歳出予算現額 7130 億 9037 万余円)の 731 億 0524 万余円及び諸支出金(同 554 億 5119 万余円)の 19 億 5357 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	28年度(千円)		27年度(千円)	
利 益		4,986,280,391		4,928,249,471
	(うち保険料)	2,116,831,517	(うち保険料)	2,194,553,800
損 失	(うち一般会計より受入)	1,999,100,026	(うち一般会計より受入)	1,812,687,987
		4,986,312,677		4,771,480,842
	(うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入)	3,593,479,038	(うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入)	3,239,961,823
	(うち国民年金給付費)	639,985,123	(うち国民年金給付費)	731,092,627
利 益 金 (△損 失 金)		△ 32,286		156,768,629
〔前年度繰越利益金		8,040,562,055		7,883,793,425〕
〔翌年度繰越利益金		8,040,529,769		8,040,562,055〕

(ウ) 積 立 金

区 分	28年度末(千円)		27年度末(千円)	
積立金現在額		7,258,278,759		7,196,485,215
	(うち運用寄託金現在額)	6,987,878,759	(うち運用寄託金現在額)	6,915,085,215

(エ) 主な業務実績

区 分	28年度	(27年度)
被保険者数(年度末)	24,643 千人	25,830 千人
老齢年金等の支給 受給権者数(年度末)	1,406 千人	1,636 千人
支 給 額	639,985,123 千円	731,092,627 千円

ウ 厚生年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	48,888,305,826	48,755,553,221	29,166,221	103,586,383
27年度	45,290,812,495	45,164,426,137	34,593,156	91,793,201
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28年度	46,699,214,074	45,659,535,355	—	1,039,678,718
27年度	44,134,538,853	42,900,829,070	—	1,233,709,782

不納欠損額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額 29 兆 5851 億 9497 万余円)の 285 億 2503 万余円である。収納未済歳入額は、保険料収入の 812 億 9330 万余円、解散厚生年金基金等徴収金(同 4 兆 4054 億 3665 万余円)の 210 億 3081 万余円及び雑収入(同 82 億 9806 万余円)の 12 億 6226 万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 24 兆 4125 億 4659 万円)の 9311 億 5502 万余円及び諸支出金(同 226 億 0684 万余円)の 112 億 3972 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	28年度(千円)		27年度(千円)	
利 益		48,688,108,380		44,985,034,594
	(うち保険料)	29,487,407,185	(うち保険料)	27,842,142,778
損 失		45,812,812,570		43,125,165,301
	(うち保険給付費)	23,481,391,565	(うち保険給付費)	23,439,765,342
利 益 金		2,875,295,809		1,859,869,292
〔前年度繰越利益金		111,052,693,042		109,192,823,749〕
〔翌年度繰越利益金		113,927,988,852		111,052,693,042〕

(ウ) 積 立 金

区 分	28年度末(千円)		27年度末(千円)	
積立金現在額		107,224,022,086		104,950,028,787
	(うち運用寄託金現在額)	102,124,022,086	(うち運用寄託金現在額)	99,650,028,787

(エ) 主な業務実績

区 分	28 年 度	(27 年 度)
第1号厚生年金被保険者数(年度末)	38,217 千人	36,863 千人
老齢厚生年金等の支給 受給権者数(年度末)	36,256 千人	35,998 千人
支 給 額	23,363,961,506 千円	23,273,397,630 千円

工 健康勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28 年度	10,951,107,143	10,888,277,127	16,550,236	46,279,779
27 年度	10,679,211,195	10,613,376,413	19,268,845	46,565,937
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28 年度	10,663,202,621	10,652,713,151	—	10,489,469
27 年度	10,377,839,224	10,366,585,760	—	11,253,463

不納欠損額及び収納未済歳入額は、全て保険料収入(徴収決定済額 9 兆 2232 億 2609 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 1 兆 4896 億 1608 万余円)の 94 億 5575 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	28 年度(千円)	27 年度(千円)
利 益	9,179,074,070 (うち保険料 9,167,430,952)	8,757,794,949 (うち保険料 8,754,511,907)
損 失	9,182,594,665 (うち保険料等交付金 9,146,641,543)	8,894,990,198 (うち保険料等交付金 8,864,375,483)
損 失 金	3,520,595	137,195,249
前年度繰越損失金	1,112,295,230	975,099,981
翌年度繰越損失金	1,115,815,825	1,112,295,230

(ウ) 借 入 金

区 分	28 年度末(千円)	27 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	1,469,772,460	1,479,228,212

(エ) 主な業務実績

区 分	28 年 度	(27 年 度)
保険料等交付金の交付	9,146,641,543 千円	8,864,375,483 千円

オ 子ども・子育て支援勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28 年度	1,636,226,308	1,635,073,003	244,357	908,947
27 年度	1,537,834,764	1,536,855,552	283,314	695,897
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28 年度	1,614,577,175	1,547,367,485	1,252,325	65,957,364
27 年度	1,531,664,930	1,473,950,461	245,458	57,469,010

不用額の主なものは、児童手当等交付金(歳出予算現額 1 兆 4154 億 7055 万余円)の 455 億 8459 万余円及び地域子ども・子育て支援及び仕事・子育て両立支援事業費(同 1938 億 8279 万余円)の 171 億 8422 万余円である。

(イ) 積立金

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
積立金現在額	41,094,891	18,466,039

(ウ) 主な業務実績

区 分	28年度	(27年度)
児童手当等交付金の交付	1,369,885,959千円	1,390,203,723千円

カ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	456,849,184	426,903,362	8,902,248	21,043,574
27年度	484,556,516	450,324,365	8,785,280	25,446,870
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28年度	378,724,615	371,913,291	—	6,811,324
27年度	392,999,521	381,808,237	361,136	10,830,147

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額 697 億 3023 万余円)の分である。

(イ) 損 益

区 分	28年度(千円)	27年度(千円)
利 益	389,557,274 (うち一般会計より受入 104,875,073)	404,084,631 (うち一般会計より受入 112,702,616)
損 失	404,377,413 (うち日本年金機構運営費 270,869,973)	423,302,346 (うち日本年金機構運営費 276,553,964)
損 失 金	14,820,139	19,217,714
〔前年度繰越利益金	213,998,162	233,216,472〕
〔翌年度繰越利益金	199,178,022	213,998,757〕

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 12 件((9)(10) : 53 ページ、(11) : 54 ページ、(12) : 55 ページ、(96) : 187 ページ、(103) : 212 ページ、(214)-(219) : 247 ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項 2 件(257 ページ、263 ページ、588 ページ参照)を掲記した。

(9) 農林水産省所管 食料安定供給特別会計

この特別会計は、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業共済再保険事業等、漁船再保険事業、漁業共済保険事業及び土地改良工事等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、農業経営安定、食糧管理、農業共済再保険、漁船再保険、漁業共済保険、業務及び国営土地改良事業の 7 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 28 年度の歳入歳出決算、損益、調整資金の増減額、政府短期証券(食糧証券)の発行、積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 農業経営安定勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	276,309,968	276,309,968	—	—
27年度	319,549,336	319,549,336	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28年度	270,278,594	200,398,197	—	69,880,396
27年度	287,503,556	250,101,533	—	37,402,022

不用額の主なものは、農業経営安定事業費(歳出予算現額 2701 億 1945 万余円)の 697 億 6261 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	28 年度(千円)		27 年度(千円)	
利 益		206,861,577		170,124,075
	(うち食糧管理勘定より受入	77,529,667)	(うち食糧管理勘定より受入	77,529,667)
損 失		200,398,197		250,101,533
	(うち農業経営安定事業費	200,343,698)	(うち農業経営安定事業費	250,036,435)
利 益 金 (△ 損失金)		6,463,380		△ 79,977,458
前年度繰越利益金	69,449,548		149,427,006	
翌年度繰越利益金	75,912,928		69,449,548	

(ウ) 主な業務実績

区 分	28 年 度	(27 年 度)
認定農業者等に対する農業経営安定事業 生産条件不利補正対策交付金の交付	175,398,566 千円	211,315,586 千円
認定農業者等に対する農業経営安定事業 収入減少影響緩和対策交付金の交付	24,926,165 千円	38,709,723 千円

イ 食糧管理勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28 年度	554,886,767	531,852,066	—	23,034,700
27 年度	651,763,907	628,563,405	—	23,200,502
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28 年度	959,451,891	510,070,650	10,322,823	439,058,418
27 年度	982,509,825	620,614,891	2,832,555	359,062,378

収納未済歳入額の主なものは、食糧売払代(徴収決定済額 3358 億 6629 万余円)の 229 億 5097 万余円である。また、翌年度繰越額は全て食糧買入費(歳出予算現額 5621 億 2481 万余円)の分である。不用額の主なものは、食糧買入費の 2711 億 4679 万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同 1832 億 0946 万円)の 682 億 0863 万余円及び食糧管理費(同 395 億 6523 万余円)の 117 億 3695 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	28 年度(千円)		27 年度(千円)	
利 益		325,722,681		385,211,222
	(うち主要食糧売上高	301,380,955)	(うち主要食糧売上高	345,273,956)
	(うち輸入飼料売上高	11,770,151)	(うち輸入飼料売上高	36,493,398)
損 失		417,629,472		482,144,767
	(うち主要食糧売上原価	280,742,831)	(うち主要食糧売上原価	325,649,660)
	(うち輸入飼料売上原価	11,701,030)	(うち輸入飼料売上原価	36,316,077)
	(うち主要食糧事業管理費	27,828,277)	(うち主要食糧事業管理費	29,993,406)
損 失 金 (損失金の処理)		91,906,790 (調整資金を減額して整理)		96,933,545 (調整資金を減額して整理)

(ウ) 調整資金の増減額

区 分	28 年度(千円)	27 年度(千円)
年度首資金	183,825,815	184,593,930
本年度受入額	95,600,000	96,400,000
本年度損失整理	△ 93,649,862	△ 97,168,114
損失整理後の現在額	185,775,953	183,825,815

(エ) 政府短期証券(食糧証券)の発行

区 分	28年度(千円)	27年度(千円)
繰越債務額	115,000,000	156,200,000
本年度発行額	363,600,000	408,200,000
本年度償還額	387,600,000	449,400,000
年度末現在額	91,000,000	115,000,000

(オ) 主な業務実績

区 分	28年度	(27年度)
米 穀 買 入 れ	95万t	91万t
売 渡 し	106万t	108万t
年度末在庫	158万t	169万t
麦 類 買 入 れ	556万t	626万t
売 渡 し	556万t	626万t
年度末在庫	0万t	0万t
民間団体に対する食糧麦備蓄対策費補助金の交付	4,366,676千円	4,440,655千円

ウ 農業共済再保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	66,271,225	66,271,225	—	—
27年度	66,160,157	66,160,157	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28年度	81,294,588	56,262,533	—	25,032,054
27年度	80,380,169	41,915,299	—	38,464,869

不用額の主なものは、農業共済再保険費及交付金(歳出予算現額589億5935万余円)の36億1184万余円である(なお、不用額のうちには予備費に係るものが214億円ある。)

(イ) 損 益

区 分	28年度(千円)	27年度(千円)
利 益	66,274,259	66,163,584
(うち再保険料)	37,886,650	37,586,543
損 失	71,756,211	54,647,292
(うち再保険金)	40,648,326	25,729,596
利 益 金 (△ 損失金)	△ 5,481,951	11,516,291
〔前年度繰越利益金〕	151,858,323	140,342,031
〔翌年度繰越利益金〕	146,376,371	151,858,323

(ウ) 積 立 金

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
積立金現在額	169,951,988	166,648,310

(エ) 主な業務実績

a 農業共済

区 分	28年度	(27年度)
(共済引受)		
水稲	144万ha	146万ha
畑作物	29万ha	28万ha
麦	26万ha	26万ha
(再保険金支払)		
麦	9,677,810千円	92,099千円
畑作物	8,317,644千円	1,924,842千円
水稲	1,458千円	1,064,627千円

b 家畜共済			
区 分	28 年 度	(27 年 度)	
(共済引受)			
牛	435 万頭	416 万頭	
肉豚	189 万頭	167 万頭	
種豚	20 万頭	18 万頭	
馬	2 万頭	2 万頭	
(再保険金支払)			
牛	19,308,241 千円	18,261,963 千円	
肉豚	827,065 千円	705,112 千円	
馬	264,713 千円	249,715 千円	
種豚	118,037 千円	101,414 千円	
c 果樹共済			
区 分	28 年 度	(27 年 度)	
(共済引受)			
うんしゅうみかん	806 万本	822 万本	
りんご	341 万本	337 万本	
指定かんきつ	137 万本	142 万本	
なし	127 万本	133 万本	
いよかん	125 万本	135 万本	
(再保険金支払)			
うめ	494,789 千円	39,672 千円	
うんしゅうみかん	297,817 千円	401,959 千円	
キウイフルーツ	289,664 千円	4,936 千円	
りんご	224,377 千円	1,372,914 千円	
なし	107,040 千円	324,302 千円	
d 園芸施設共済			
区 分	28 年 度	(27 年 度)	
(共済引受)			
園芸施設	60 万棟	61 万棟	
(再保険金支払)			
園芸施設	433,221 千円	841,201 千円	

エ 漁船再保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28 年度	12,262,574	12,262,574	—	—
27 年度	18,480,857	18,480,857	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28 年度	8,502,054	5,217,746	—	3,284,307
27 年度	9,210,020	5,322,176	—	3,887,843

なお、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号)第 34 条第 2 項の規定に基づき、28 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額から未経過再保険料に相当する額及び支払備金に相当する額を控除した額 56 億 1714 万余円のうち、29 年度の予算総則第 12 条第 2 項の規定に定める金額 28 億 0964 万余円を、29 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	28年度(千円)		27年度(千円)	
利 益		9,452,767		9,545,099
損 失	(うち再保険料	2,834,953)	(うち再保険料	2,978,647)
	(うち再保険金	6,645,428	(うち再保険金	6,735,661)
	(うち漁船保険中央会交付金	34,931)	(うち漁船保険中央会交付金	232,877)
	(うち次年度繰越支払備金	4,576,108)	(うち次年度繰越支払備金	4,473,234)
利 益 金		112,443)		33,220)
		2,807,338		2,809,437
〔前年度繰越損失金		14,732,887		17,542,325〕
〔翌年度繰越損失金		11,925,548		14,732,887〕

(ウ) 積 立 金

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
積立金現在額	5,710,680	5,710,680

(エ) 主な業務実績

区 分	28年度	(27年度)
(保険引受)		
件 数	334,824件	340,268件
再 保 險 金 額	80,626,641,413千円	76,837,494,775千円
(保険金支払)		
損 害 再 保 險 金	34,931千円	232,877千円

オ 漁業共済保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	10,217,192	10,217,192	—	—
27年度	9,844,668	9,844,668	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28年度	8,977,590	5,649,443	—	3,328,146
27年度	8,891,770	5,758,539	—	3,133,230

(イ) 損 益

区 分	28年度(千円)		27年度(千円)	
利 益		10,217,192		9,844,668
損 失	(うち保険料	3,518,770)	(うち保険料	3,365,062)
	(うち保険金	7,249,421	(うち保険金	7,135,609)
	(うち漁業共済組合連合会交付金	328,091)	(うち漁業共済組合連合会交付金	693,355)
利 益 金		5,216,276)		4,948,913)
		2,967,771		2,709,058
〔前年度繰越損失金		31,197,664		33,906,723〕
〔翌年度繰越損失金		28,229,893		31,197,664〕

(ウ) 主な業務実績

区 分	28年度	(27年度)
(保険引受)		
件 数	58,251件	59,053件
再 共 済 金 額	585,987,944千円	555,971,228千円
(保険金支払)		
漁獲共済保険金	61,179千円	2,082千円
養殖共済保険金	169,665千円	62,363千円
特定養殖共済保険金	—	29,891千円
漁業施設共済保険金	97,247千円	599,018千円
計	328,091千円	693,355千円

カ 業 務 勘 定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	12,016,783	12,016,759	—	24
27年度	10,408,417	10,408,393	—	24
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28年度	13,845,693	12,016,759	—	1,828,933
27年度	14,412,933	10,407,848	—	4,005,084

(イ) 損 益

区 分	28年度(千円)	27年度(千円)
利 益	11,871,002 (うち食糧管理勘定より事務取扱経費受入 8,911,457)	11,145,627 (うち食糧管理勘定より事務取扱経費受入 9,250,987)
損 失	13,616,400 (うち事務取扱費 11,117,842)	11,391,438 (うち事務取扱費 10,380,601)
損 失 金 (損失金の処理)	1,745,398 (食糧管理勘定へ移し整理)	245,810 (食糧管理勘定へ移し整理)

キ 国営土地改良事業勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	31,054,202	31,053,867	334	—
27年度	41,991,880	41,979,319	—	12,561
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28年度	37,551,510	30,068,059	6,215,276	1,268,173
27年度	48,363,378	40,993,552	5,616,044	1,753,781

(イ) 借 入 金

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	47,151,280	49,832,618

(ウ) 主な業務実績

区 分	28 年 度	(27 年 度)
かんがい排水事業	16 地区	19 地区
総合農地防災事業	2 地区	2 地区

(10) 農林水産省所管 国有林野事業債務管理特別会計

この特別会計は、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第42号)により25年4月1日に廃止された旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の28年度の歳入歳出決算及び借入金は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	329,128,921	329,128,921	—	—
27年度	321,093,750	321,093,750	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28年度	329,174,081	329,128,921	—	45,159
27年度	321,124,507	321,093,750	—	30,756

(イ) 借 入 金

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
借入金現在額(民間資金等)	1,237,499,823	1,249,064,133

(11) 経済産業省所管 貿易再保険特別会計

この特別会計は、貿易保険の再保険に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

なお、同特別会計は、貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第59号)により29年4月1日に廃止された。そして、28年度の末日において同特別会計に所属していた権利及び義務は、同法等により、一般会計に帰属するものを除き、株式会社日本貿易保険に承継された。

同特別会計の28年度の歳入歳出決算、損益、異常危険準備金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	36,731,588	36,704,386	—	27,201
27年度	59,037,786	59,037,786	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28年度	223,483,238	12,266,058	—	211,217,179
27年度	219,607,309	21,459,979	—	198,147,329

不用額の主なものは、再保険費(歳出予算現額2139億7769万余円)の2021億4753万余円である。

なお、同法附則第12条の規定に基づき、28年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額244億3832万余円は、株式会社日本貿易保険に承継された。

(イ) 損 益

区 分	28年度(千円)		27年度(千円)	
利 益	148,457,980	22,252,141	160,438,728	39,201,927
損 失	148,457,980	9,467,357	160,438,728	18,907,609
	(うち再保険料)	(うち異常危険準備金繰入)	(うち再保険料)	(うち異常危険準備金繰入)
	23,179,578		19,723,122	

(ウ) 異常危険準備金

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
異常危険準備金現在額	698,926,516	675,746,938

(エ) 主な業務実績

区 分	28年度	(27年度)
再保険引受件数	100,320件	105,487件
引受再保険金額	7,194,475,176千円	7,950,993,726千円
再保険支払件数	195件	555件
支払再保険金額	9,467,357千円	18,907,609千円

(12) 経済産業省所管 特許特別会計

この特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)に関する事務に係る経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の28年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	309,870,918	309,870,918	—	—
27年度	319,082,784	319,082,784	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28年度	144,658,898	135,317,462	969,517	8,371,918
27年度	140,660,634	128,202,456	15,627	12,442,550

(イ) 主な業務実績

区 分	28 年 度	(27 年 度)
(特 許 権)		
出 願 の 受 理	319,449 件	317,614 件
審 査 請 求 の 受 理	241,859 件	240,983 件
審 査	243,567 件	238,167 件
(実用新案権)		
出 願 の 受 理	6,424 件	6,765 件
(意 匠 権)		
出 願 の 受 理	30,618 件	30,395 件
審 査	31,146 件	29,146 件
(商 標 権)		
出 願 の 受 理	155,361 件	138,702 件
審 査	230,880 件	220,687 件

(13) 国土交通省所管 自動車安全特別会計

この特別会計は、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録等事務、自動車事故対策事業及び空港整備事業等に関する国の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、保障、自動車検査登録、自動車事故対策及び空港整備の4勘定に区分して経理されており、その勘定別の28年度の歳入歳出決算、損益、繰越金、基金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 保障勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	63,819,832	61,821,370	412,469	1,585,992
27年度	63,285,551	61,737,129	252,211	1,296,210
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28年度	4,689,763	2,564,287	—	2,125,475
27年度	5,493,032	3,011,301	—	2,481,730

(イ) 損 益

区 分	28 年 度(千円)	27 年 度(千円)		
利 益	8,683,504	5,993,467		
(うち前年度繰越支払備金	3,432,804)	(うち前年度繰越支払備金	612,991)	
(うち賦課金	2,012,082)	(うち賦課金	1,974,863)	
損 失	5,545,559	9,324,614		
(うち次年度繰越未経過賦課金	1,605,294)	(うち次年度繰越未経過賦課金	1,677,357)	
(うち保障金	1,103,944)	(うち保障金	1,290,578)	
利 益 金	3,137,945	△ 3,331,146		
(△ 損 失 金)	(翌年度に繰越利益として整理	3,549,142)	(翌年度に繰越利益を減額して整理	△ 2,739,198)
(利益金又は損失金の処理)	(翌年度に基金を減額して整理	△ 411,196)	(翌年度に基金を減額して整理	△ 591,947)

(ウ) 繰越金

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
繰越利益の額	117,400,695	120,139,894

(エ) 基金

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
基金残額	14,694,497	15,286,444

(オ) 主な業務実績

区 分	28年度	(27年度)
保障金等の支払件数	998件	1,199件
金 額	1,103,944千円	1,290,578千円
〔経過措置としての保険金〕		
再保険金及び保険金の支払件数	142件	196件
金 額	383,323千円	545,474千円

イ 自動車検査登録勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	50,447,725	50,447,725	—	—
27年度	52,174,734	52,174,652	10	70
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28年度	39,703,905	36,491,609	696,491	2,515,804
27年度	39,093,096	36,419,364	288,837	2,384,893

(イ) 主な業務実績

区 分	28年度	(27年度)
自動車の検査	25,898千件	25,144千件
(うち有料分)	(25,840千件)	(25,090千件)
自動車の登録	15,724千件	15,358千件
(うち有料分)	(15,391千件)	(15,039千件)

ウ 自動車事故対策勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28年度	13,260,451	13,260,451	—	—
27年度	12,932,871	12,932,871	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28年度	13,462,226	12,780,613	37,692	643,920
27年度	13,052,583	12,497,282	—	555,300

(イ) 損 益

区 分	28年度(千円)	27年度(千円)
利 益	2,721,469	2,949,174
(うち利子収入)	2,619,645	2,848,208
損 失	12,782,324	12,497,889
(うち独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金)	6,899,870	6,657,893
損 失 金	10,060,855	9,548,715
(損失金の処理)	(翌年度に基金を減額して整理)	(翌年度に基金を減額して整理)

(ウ) 基 金

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
基 金 残 額	653,437,835	662,986,550

(エ) 主な業務実績

区 分	28 年 度	(27 年 度)
自動車事故対策計画に基 づく助成	4,178 件	4,024 件
金 額	12,510,656 千円	12,218,700 千円

工 空港整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28 年度	480,763,640	480,631,554	36	132,048
27 年度	440,521,338	440,311,232	—	210,105
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28 年度	461,817,770	373,898,519	72,641,801	15,277,449
27 年度	422,820,451	350,666,840	61,248,878	10,904,732

翌年度繰越額の主なものは、空港整備事業費(歳出予算現額 1336 億 6443 万余円)の 459 億 9452 万余円、沖縄空港整備事業費(同 689 億 9758 万余円)の 221 億 3176 万余円及び北海道空港整備事業費(同 129 億 6462 万余円)の 24 億 3823 万余円である。また、不用額の主なものは、空港等維持運営費(同 1472 億 7049 万余円)の 80 億 3456 万余円及び空港整備事業費の 44 億 1717 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	613,625,744	657,694,280

(ウ) 主な業務実績

区 分	28 年 度	(27 年 度)
(直轄事業)		
滑走路の新設及び延長	2 空港	2 空港

なお、この特別会計について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(451 ページ参照)を掲記した。

(14) 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管 東日本大震災復興特別会計

この特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理することを目的として、復興事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 28 年度の歳入歳出決算、復興債の償還金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
28 年度	4,105,373,916	4,105,312,405	—	61,510
27 年度	5,134,440,721	5,134,425,388	2,231	13,101
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
28 年度	4,634,569,427	2,960,987,257	1,142,653,944	530,928,225
27 年度	5,632,830,156	3,709,876,042	1,411,116,996	511,837,117

所管別の支出済歳出額は、次のとおりである。

所 管	28 年度 (千 円)	27 年度 (千 円)
国 会	—	143,365
裁 判 所	—	—
会 計 検 査 院	—	—
内 閣	14,930	15,025
内 閣 府	42,022,768	51,078,199
復 興 庁	24,802,238	20,684,565
総 務 省	346,893,691	445,951,117
法 務 省	1,225,847	2,077,262
外 務 省	—	—
財 務 省	147,153,101	818,284,668
文 部 科 学 省	89,941,330	185,196,849
厚 生 労 働 省	39,532,018	70,115,686
農 林 水 産 省	267,303,477	310,266,842
経 済 産 業 省	76,941,094	125,111,151
国 土 交 通 省	868,402,585	971,584,710
環 境 省	1,045,805,594	675,620,353
防 衛 省	10,948,578	33,746,243

(注) 裁判所、会計検査院及び外務省には27、28両年度の歳出予算現額が、また、国会には28年度の歳出予算現額が、それぞれ計上されていない。

翌年度繰越額の主なものは、次のとおりである。

所 管	組 織	項	翌年度繰越額 (千円)	(歳出予算現額) (千円)	
復 興 庁	復 興 庁	東日本大震災復興推進費	92,953,164	238,160,183	
		原子力災害復興再生支援事業費	2,921,399	34,778,913	
		地域活性化等復興政策費	3,029,400	4,134,440	
		教育・科学技術等復興事業費	13,654,616	17,217,565	
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	13,838,998	13,838,998	
		東日本大震災災害復旧等事業費	5,758,490	9,348,719	
		総 務 省	消 防 庁	生活基盤行政復興事業費	5,144,298
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	教育・科学技術等復興事業費	7,594,287	33,083,420	
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	東日本大震災災害復旧等事業費	14,222,127	29,883,792	
		社会 保 障 等 復 興 事 業 費	2,057,603	4,828,843	
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	原子力災害復興再生支援事業費	1,309,648	22,567,750	
		東日本大震災復興事業費	21,242,284	45,178,652	
		東日本大震災災害復旧等事業費	17,562,659	60,707,054	
		東日本大震災復興事業費	8,217,147	25,237,863	
	林 野 庁	農 林 水 産 業 復 興 政 策 費	2,932,752	9,193,976	
		東日本大震災災害復旧等事業費	10,238,726	38,847,751	
		水 産 庁	東日本大震災復興事業費	18,097,109	30,053,504
		農 林 水 産 業 復 興 事 業 費	3,020,511	10,983,301	
東日本大震災災害復旧等事業費		133,528,174	238,207,254		
	経 済 産 業 省	経 済 産 業 本 省 中 小 企 業 庁	原子力災害復興再生支援事業費 経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	2,338,832 34,084,594	15,619,333 74,843,429
国 土 交 通 省	国 土 交 通 本 省	海 岸 事 業 費	1,865,744	6,745,461	
		原子力災害復興再生支援事業費	2,868,779	21,600,849	
		東日本大震災復興事業費	247,529,594	657,613,517	
		環 境 保 全 復 興 政 策 費	1,876,790	4,301,606	
		東日本大震災災害復旧等事業費	222,006,607	512,770,735	

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
環境省	環境本省	東日本大震災復興事業費	1,955,697	14,486,746
		環境保全復興政策費	47,531,548	672,980,854
	地方環境事務所	環境保全復興政策費	163,536,413	560,076,922
		環境保全復興事業費	32,903,263	101,090,670

不用額の主なものは、次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	地域活性化等復興政策費	13,098,961	51,160,469
復興庁	復興庁	復興庁共通費	1,261,521	5,946,615
		東日本大震災復興支援対策費	6,918,027	14,630,598
		東日本大震災復興推進費	145,207,019	238,160,183
		原子力災害復興再生支援事業費	21,383,449	34,778,913
		東日本大震災復興推進調整費	1,500,000	1,500,000
		地域活性化等復興政策費	1,105,040	4,134,440
		教育・科学技術等復興事業費	3,562,949	17,217,565
		社会保障等復興事業費	1,481,768	2,090,088
		環境保全復興政策費	10,497,195	11,437,677
		環境保全復興事業費	15,764,097	15,764,097
東日本大震災災害復旧等事業費	3,590,229	9,348,719		
財務省	財務本省	復興債費	3,319,889	142,454,641
		復興加速化・福島再生予備費	100,000,000	100,000,000
文部科学省	文部科学本省	教育・科学技術等復興政策費	1,624,790	22,338,140
		公立文教施設整備費	7,425,016	31,138,437
厚生労働省	厚生労働本省	東日本大震災災害復旧等事業費	7,657,652	29,883,792
農林水産省	農林水産本省	東日本大震災復興事業費	4,876,331	45,178,652
		東日本大震災災害復旧等事業費	6,528,353	60,707,054
	林野庁 水産庁	東日本大震災災害復旧等事業費	4,369,168	38,847,751
		東日本大震災復興事業費	1,383,907	30,053,504
		農林水産業復興事業費	1,261,021	10,983,301
		農林水産業復興政策費	2,018,578	10,817,806
東日本大震災災害復旧等事業費	21,955,079	238,207,254		
経済産業省	経済産業本省	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	2,291,468	40,252,704
		原子力災害復興再生支援事業費	1,312,282	15,619,333
	中小企業庁	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	18,564,579	74,843,429
国土交通省	国土交通本省	東日本大震災復興事業費	3,431,749	657,613,517
		環境保全復興政策費	1,170,688	4,301,606
		東日本大震災災害復旧等事業費	20,302,119	512,770,735
環境省	環境本省	東日本大震災復興事業費	1,776,549	14,486,746
		環境保全復興事業費	3,420,670	16,242,974
	地方環境事務所	環境保全復興政策費	32,455,309	672,980,854
		環境保全復興政策費	38,283,055	560,076,922
		環境保全復興事業費	6,876,757	101,090,670

(イ) 復興債の償還金等

区	分	28年度(千円)	27年度(千円)
償還金(国債整理基金特別会計へ繰入) 利子等		127,202,690	791,769,908
		11,932,061	17,772,689
		(うち国債整理基金特別会計へ繰入 11,924,957)	(うち国債整理基金特別会計へ繰入 16,337,932)

(ウ) 主な業務実績

区 分	28 年 度	(27 年 度)
被災者支援(健康・生活支援)	84,736,199 千円	101,497,089 千円
住まいとまちの復興	1,125,071,928 千円	1,245,938,619 千円
産業・生業の再生	110,899,419 千円	144,033,224 千円
原子力災害からの復興・再生	1,099,275,290 千円	800,944,758 千円
地方交付税交付金	342,995,100 千円	441,534,358 千円

(注) 区分は「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月閣議決定)に基づき整理している。

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 40 件(49)(50)：140 ページ、(67)–(69)：153 ページ、(73)、(75)：155 ページ、(77)、(82)、(84)、(86)：156 ページ、(91)：161 ページ、(93)(94)：163 ページ、(222)–(225)：308 ページ、(248)：379 ページ、(249)(250)：381 ページ、(253)：384 ページ、(255)：386 ページ、(257)–(261)：417 ページ、(277)：434 ページ、(280)：477 ページ、(281)：479 ページ、(284)：481 ページ、(285)：482 ページ、(296)–(302)：509 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項 2 件(164、501 ページ参照)、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 10 件(451、455、458、549 ページ参照)及び特に掲記を要すると認めた事項 1 件(666 ページ参照)を掲記した。

第2 国税収納金整理資金の受払

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)に基づいて、昭和29年度に設置されたものである。この資金に国税収納金等を受け入れ、過誤納金の還付金等はこの資金から支払い、その差引額を国税収入その他の収入として国の歳入に組み入れることとしており、その受払の計算書を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととなっている。

平成28年度国税収納金整理資金受払計算書についてみると、受入及び支払は次のとおりである。

受 入	徴収決定済額(千円)	収納済額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済額(千円)
28年度	73,057,121,519	72,035,690,541	106,122,818	915,308,160
27年度	74,471,443,861	73,416,760,958	127,969,384	926,713,518
支 払	支払決定済額(千円)		歳入組入額(千円)	
28年度	14,314,280,726		56,431,456,374	
27年度	15,067,352,547		57,152,308,033	

歳入組入額の主なものは次のとおりである。

区 分	歳入組入額(千円)
一般会計各税組入金	54,724,757,342
交付税及び譲与税配付金特別会計各税組入金	1,194,001,030
国債整理基金特別会計組入金	141,436,820
東日本大震災復興特別会計各税組入金	370,622,499

不納欠損額及び収納未済額の主なものは次のとおりである。

区 分	不納欠損額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	33,003,680	28,012,634,194
申告所得税受入金	23,674,380	62,377,615
法人税受入金	18,364,904	12,033,001,444
源泉所得税受入金	16,855,820	121,860,427
相続税受入金	8,710,711	2,273,965,804
源泉所得税及復興特別所得税受入金	2,085,692	16,784,513,885
関税受入金	1,994,962	981,898,859
区 分	収納未済額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	436,614,952	28,012,634,194
揮発油税及地方揮発油税受入金	227,195,729	2,921,999,923

前記収納未済額のほか、既往年度分の収納未済額が9630億5569万余円ある。

第3 法律により設置されているその他の資金の受払

国税収納金整理資金のほか、法律により特に設置されている資金で、その増減及び現在額についての計算書を内閣が歳入歳出決算を国会に提出する場合に添付しなければならないこととなっているものは、決算調整資金及び貨幣回収準備資金の2資金である。

1 決算調整資金

この資金は、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、この資金からその不足を補填することにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的として、決算調整資金に関する法律(昭和53年法律第4号)に基づいて昭和52年度に設置されたものである。

平成28年度決算調整資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	金 額(千円)
28年7月末資金現在額	—
28年8月1日から29年7月31日までの資金増	—
28年8月1日から29年7月31日までの資金減	—
29年7月末資金現在額	—

2 貨幣回収準備資金

この資金は、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として、貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)に基づいて平成15年度に設置されたものである。

平成28年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金は国庫金と回収貨幣及地金に区分されており、その増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	事 項	28年度(千円)	27年度(千円)	
国 庫 金	年度首在高 (受入)	525,979,010	562,162,926	
	貨幣発行高	199,570,550	148,325,310	
	運用益	1,035,134	1,280,346	
	地金売払代	109,867	505,284	
	計	200,715,552	150,110,941	
	(払出)			
	貨幣回収高	154,841,138	146,639,300	
	一般会計へ繰入 (年度末繰入分)	37,266,593	39,655,557	
	計	192,107,731	186,294,857	
		差引現在額	534,586,831	525,979,010
回 収 貨 幣 及 地 金	年度首在高 (受入)	260,956,893	254,808,880	
	回収貨幣	10,352,006	10,909,880	
	計	10,352,006	10,909,880	
	(払出)			
	貨幣材料	3,460,404	3,974,247	
	地金売払	153,564	534,591	
	その他	251,054	253,028	
	計	3,865,023	4,761,867	
		差引現在額	267,443,877	260,956,893
	資 金 合 計		802,030,708	786,935,904

第4 債権及び債務

第6章 第2節 第4 債権及び債務 1 債権 2 債務

1 債 権

平成28年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	28年度末現在額(千円)	27年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
歳 入	7,126,722,890	7,466,587,171	△ 339,864,280
歳 入 外	82,964	87,839	△ 4,874
積 立 金	109,111,900,846	106,565,114,003	2,546,786,842
資 金	110,887,881,450	112,395,154,793	△ 1,507,273,343
計	227,126,588,152	226,426,943,808	699,644,343

平成28年度末現在額を前年度末現在額と比べると、6996億4434万余円増加している。

増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

区 分	会 計	項	増加額△減少額(千円)
歳 入	一般会計 年金特別会計 国民年金勘定	特別会計整理収入	△ 104,178,300
		保険料収入	△ 107,709,995
積 立 金	年金特別会計 国民年金勘定 厚生年金勘定	運用寄託金債権	72,793,543
		運用寄託金債権	2,473,993,298
資 金	一般会計 外国為替資金特別会計 財政投融资特別会計 財政融資資金勘定	各税受入金債権	△ 303,037,400
		仮払金債権	△ 169,451,580
		政府関係機関貸付金債権	△ 484,252,666
		地方公共団体貸付金債権 特別法人貸付金債権	△ 1,405,357,287 869,625,765

2 債 務

平成28年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計は、次のとおりである。

種 別	28年度末現在額(千円)	27年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	107,580,145	207,122,248	△ 99,542,103
歳出予算の繰越債務負担額	4,319,228,184	3,496,043,057	823,185,126
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	346,875,810	341,616,740	5,259,069
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	8,166,384,760	7,773,992,009	392,392,750
財政法第15条第2項の規定に基づく国庫債務負担行為	37,653,602	46,870,610	△ 9,217,007
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	—	111,843,447	△ 111,843,447
公債	934,963,374,847	910,866,353,165	24,097,021,682
内国債	934,963,276,936	910,866,261,616	24,097,015,320
外国債(注)	97,911	91,548	6,362

種 別	28年度末現在額(千円)	27年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
借入金	54,419,953,133	54,807,505,170	△ 387,552,036
政府短期証券	82,239,200,000	83,748,860,000	△ 1,509,660,000
他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)	4,261,307,821	4,377,447,421	△ 116,139,599
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	43,643,420,884	44,875,066,359	△ 1,231,645,475
計	1,132,504,979,191	1,110,652,720,231	21,852,258,960

(注) 外国債は明治32年から昭和38年までの間に発行された英貨債、米貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

債務の28年度末現在額を前年度末現在額と比べると、増加したものは、公債、歳出予算の繰越債務負担額、財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為等である。また、減少したものは、政府短期証券、予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額、借入金等である。

公債について28年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は168兆4040億5700万余円、減少した額は144兆3070億3531万余円で、差引き24兆0970億2168万余円増加している。なお、公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの借換えに係るものは、差引き22兆2281億1126万余円増加している。

年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したもの		減少したもの	
区 分	金額(千円)	区 分	金額(千円)
借換発行したもの	110,043,958,390	借換発行したものを償還したもの	91,727,220,713
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの	27,763,584,850	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものを償還したもの	26,690,898,550
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)の負担において発行したもの	19,598,819,600	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものを償還したもの	19,463,488,301
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの	8,760,868,200	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものを償還したもの	3,949,264,535
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したもの	1,834,170,000	原子力損害賠償・廃炉等支援機構国庫債券を償還したもの	1,141,800,000

また、借入金について28年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は40兆7071億4731万余円、減少した額は41兆0946億9935万余円で、差引き3875億5203万余円減少している。年度中に増加した主なものは、民間金融機関からの借入れ29兆9131億8700万円であり、減少した主なものは、民間金融機関への償還29兆0308億5625万円である。

なお、28年4月の外国貨幣換算率の変更^(注)等に伴い増加した債務は3652億9890万余円、減少した債務は51億7161万余円である。

(注) 主な外国貨幣の換算率の変更

米 貨	1ドル	110円→120円
英 貨	1ポンド	177円→185円
欧州連合貨	1ユーロ	140円→137円
カナダ貨	1カナダ・ドル	99円→97円

第5 国庫金、国有財産及び物品

1 国庫金

平成29年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、次のとおりである。

種別	29年3月末現在(千円)	28年3月末現在(千円)	差引き増△減(千円)
当座預金	150,000,364	150,001,779	△ 1,414
別口預金	254,402,257	258,358,086	△ 3,955,829
指定預金	21,349,008,572	18,374,048,253	2,974,960,318
小額紙幣引換準備預金	493	493	—
計	21,753,411,688	18,782,408,613	2,971,003,075

一時的な資金不足を補うため、政府短期証券を発行した額は累計で268兆4008億5000万円であり、また、一時借入金をした額は累計で446兆5094億2134万余円(財政融資資金等からの借入金)、国庫余裕金を繰り替え使用した額は累計で5兆3000億円である。

2 国有財産

平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区分	28年度末現在額(千円)	27年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)	
土地	17,969,316,702	17,708,779,680	260,537,021	
立木竹	2,944,133,270	2,888,065,614	56,067,656	
建物	3,398,088,977	3,395,037,740	3,051,237	
工作物	2,733,661,068	2,840,694,297	△ 107,033,229	
機械器具	0	0	0	
船舶	1,431,467,861	1,373,486,870	57,980,991	
航空機	715,630,030	599,099,431	116,530,599	
地上権等	1,194,870	873,643	321,227	
特許権等	1,703,255	1,975,968	△ 272,713	
政府出資等	76,610,702,350	76,094,835,187	515,867,162	
不動産の信託の受益権	202,093,488	195,352,824	6,740,664	
計	106,007,991,875	105,098,201,259	909,790,616	
分類及び種類	行政財産	23,464,578,410	23,085,089,915	379,488,494
	公用財産	18,105,066,763	17,811,439,061	293,627,702
	公共用財産	721,221,101	699,516,683	21,704,418
	皇室用財産	620,623,182	582,143,016	38,480,165
	森林経営用財産	4,017,667,363	3,991,991,154	25,676,208
	普通財産	82,543,413,465	82,013,111,343	530,302,121

28年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は6兆1120億4065万余円、減少した額は5兆2022億5003万余円で、差引き9097億9061万余円増加している。なお、これらの中には、台帳価格の改定が行われたことにより増加した額3兆1675億4565万余円及び減少した額3兆5112億9561万余円が含まれている。

そのほか年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したもの			減少したもの		
区分	事由	金額(千円)	区分	事由	金額(千円)
政府出資等	出資	1,124,128,149	政府出資等	売却	288,268,593
船舶	新造	222,367,339	政府出資等	出資金回収	284,540,960
航空機	新造	212,887,307	政府出資等	出資	175,984,340
工作物	新設	157,071,277	土地	売却	161,543,982
建物	新築	137,254,304	政府出資等	資本金減少	41,383,072

また、平成28年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区分	28年度末現在額(千円)	27年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
土地	1,078,379,056	1,053,736,151	24,642,905
立木竹	643,477	636,174	7,303
建物	868,279	1,151,618	△ 283,339
工作物	722,053	799,405	△ 77,351
計	1,080,612,868	1,056,323,350	24,289,517

3 物 品

平成28年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は、次のとおりである。

品目	28年度末現在額(千円)	27年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
電気機器	77,664,302	72,044,809	5,619,492
通信機器	781,506,376	738,065,210	43,441,166
工作機器	1,668,757	1,736,566	△ 67,808
木工機器	3,546,395	3,531,853	14,541
土木機器	120,103,696	119,168,026	935,670
試験及び測定機器	621,377,488	544,905,491	76,471,997
荷役運搬機器	7,099,741	7,106,696	△ 6,955
産業機器	22,504,987	22,661,544	△ 156,556
船舶用機器	9,589,513	13,379,620	△ 3,790,106
車両及び軌条	760,164,062	759,849,441	314,620
医療機器	30,471,697	30,173,057	298,640
特殊用途機器	101,597,990	101,312,547	285,443
雑機器	288,591,197	287,443,403	1,147,794
防衛用武器	3,443,442,903	3,453,271,549	△ 9,828,646
防衛用施設機器	180,112,920	181,430,441	△ 1,317,521
防衛用電気通信機器	3,455,979,945	3,331,059,972	124,919,973
防衛用航空機用機器	1,103,277,698	1,118,753,579	△ 15,475,880
防衛用船舶用機器	137,952,026	130,592,783	7,359,242
防衛用衛生器材	42,715,110	42,962,108	△ 246,998
防衛用一般機器	1,467,939,354	1,445,048,277	22,891,077
美術品	39,251,482	37,942,322	1,309,160
計	12,696,557,648	12,442,439,301	254,118,346

28年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は4兆4852億2720万余円、減少した額は4兆2311億0886万余円で、差引き2541億1834万余円増加している。

第6 財政融資資金の長期運用

平成28年度の財政融資資金の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額、本年度運用済額、翌年度繰越額及び運用残額は、次のとおりである。

区 分	長期運用予定現額 (千円)	本年度運用済額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	運用残額 (千円)
国(特別会計)	9,061,744	7,000,446	768,147	1,293,151
政府関係機関	5,130,600,000	4,082,760,000	—	1,047,840,000
独立行政法人等	5,231,176,766	4,863,586,669	25,873,147	341,716,950
地方公共団体	5,794,591,519	3,045,934,443	2,381,205,823	367,451,253
計	16,165,430,029	11,999,281,558	2,407,847,117	1,758,301,354

第7 政府関係機関及びその他の団体

1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を
検査している。

平成29年次の検査(28年10月から29年9月まで)において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 212
 - ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
 - ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 10
 - ④ 国が資本金を出資したものが更に
出資しているものの会計のうち 51
 - ⑤ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3
 - ⑥ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち
5,222
 - ⑦ 国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若し
くは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち 119
- このうち、①から⑤までの明細は次のとおりである。

区 分	団 体 名			
①国が資本金 の2分の1以 上を出資して いるもの 212	(1) 政府関係機関 4			
	沖縄振興開発金融 公庫	株式会社日本政策 金融公庫	株式会社国際協力 銀行	(注1) 独立行政法人国際 協力機構有償資金 協力部門
	(2) 事業団等 35			
	日本私立学校振 興・共済事業団	日 本 銀 行	日本中央競馬会	預 金 保 険 機 構
	東京地下鉄株式 会社	中間貯蔵・環境安 全事業株式会社	成田国際空港株式 会社	東日本高速道路株 式会社
	中日本高速道路株 式会社	西日本高速道路株 式会社	本州四国連絡高速 道路株式会社	日本郵政株式会社
	日本司法支援セン ター	全国健康保険協会	株式会社日本政策 投資銀行	輸出入・港湾関連 情報処理センター 株式会社
	株式会社産業革新 機構	日 本 年 金 機 構	原子力損害賠償・ 廃炉等支援機構	農水産業協同組合 貯金保険機構
	新関西国際空港株 式会社	株式会社農林漁業 成長産業化支援機 構	株式会社民間資金 等活用事業推進機 構	株式会社海外需要 開拓支援機構
	株式会社海外交 通・都市開発事業 支援機構	横浜川崎国際港湾 株式会社	(注2) 外国人技能実習機 構	(注3) 株式会社海外通 信・放送・郵便事 業支援機構
以上のほか、清算中のものなどが7団体ある。				
(注4)				
(3) 独立行政法人 84				
国立公文書館	情報通信研究機構	酒類総合研究所	国立特別支援教育 総合研究所	

区 分	団 体	名	
大学入試センター	国立青少年教育振興機構	国立女性教育会館	国立科学博物館
物質・材料研究機構	防災科学技術研究所	量子科学技術研究開発機構 ^(注5)	国立美術館
国立文化財機構	農林水産消費安全技術センター	家畜改良センター	農業・食品産業技術総合研究機構 ^(注6)
国際農林水産業研究センター	森林総合研究所	水産研究・教育機構 ^(注7)	日本貿易保険 ^(注8)
産業技術総合研究所	製品評価技術基盤機構	土木研究所	建築研究所
海上・港湾・航空技術研究所 ^(注9)	海技教育機構 ^(注10)	航空大学校	国立環境研究所
教員研修センター	駐留軍等労働者労務管理機構	自動車技術総合機構 ^(注11)	造幣局
国立印刷局	国民生活センター	農畜産業振興機構	農林漁業信用基金
北方領土問題対策協会	国際協力機構 ^(注1)	国際交流基金	新エネルギー・産業技術総合開発機構
科学技術振興機構	日本学術振興会	理化学研究所	宇宙航空研究開発機構
日本スポーツ振興センター	日本芸術文化振興会	高齢・障害・求職者雇用支援機構	福祉医療機構
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国際観光振興機構	水資源機構	自動車事故対策機構	空港周辺整備機構
情報処理推進機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	労働者健康安全機構 ^(注12)	国立病院機構
医薬品医療機器総合機構	環境再生保全機構	日本学生支援機構	海洋研究開発機構
国立高等専門学校機構	大学改革支援・学位授与機構 ^(注13)	中小企業基盤整備機構	都市再生機構
奄美群島振興開発基金	医薬基盤・健康・栄養研究所	日本高速道路保有・債務返済機構	日本原子力研究開発機構
地域医療機能推進機構	年金積立金管理運用	住宅金融支援機構	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター
国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター	勤労者退職金共済機構	日本医療研究開発機構 ^(注14)

区 分	団 体 名																																																																																															
	<p>(注4) (4) 国立大学法人等 90</p> <table border="0" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">北海道大学</td> <td style="width:25%;">北海道教育大学</td> <td style="width:25%;">室蘭工業大学</td> <td style="width:25%;">小樽商科大学</td> </tr> <tr> <td>帯広畜産大学</td> <td>旭川医科大学</td> <td>北見工業大学</td> <td>弘前大学</td> </tr> <tr> <td>岩手大学</td> <td>東北大学</td> <td>宮城教育大学</td> <td>秋田大学</td> </tr> <tr> <td>山形大学</td> <td>福島大学</td> <td>茨城大学</td> <td>筑波大学</td> </tr> <tr> <td>宇都宮大学</td> <td>群馬大学</td> <td>埼玉大学</td> <td>千葉大学</td> </tr> <tr> <td>東京大学</td> <td>東京医科歯科大学</td> <td>東京外国語大学</td> <td>東京学芸大学</td> </tr> <tr> <td>東京農工大学</td> <td>東京芸術大学</td> <td>東京工業大学</td> <td>東京海洋大学</td> </tr> <tr> <td>お茶の水女子大学</td> <td>電気通信大学</td> <td>一橋大学</td> <td>横浜国立大学</td> </tr> <tr> <td>新潟大学</td> <td>長岡技術科学大学</td> <td>上越教育大学</td> <td>金沢大学</td> </tr> <tr> <td>福井大学</td> <td>山梨大学</td> <td>信州大学</td> <td>岐阜大学</td> </tr> <tr> <td>静岡大学</td> <td>浜松医科大学</td> <td>名古屋大学</td> <td>愛知教育大学</td> </tr> <tr> <td>名古屋工業大学</td> <td>豊橋技術科学大学</td> <td>三重大学</td> <td>滋賀大学</td> </tr> <tr> <td>滋賀医科大学</td> <td>京都大学</td> <td>京都教育大学</td> <td>京都工芸繊維大学</td> </tr> <tr> <td>大阪大学</td> <td>大阪教育大学</td> <td>兵庫教育大学</td> <td>神戸大学</td> </tr> <tr> <td>奈良教育大学</td> <td>奈良女子大学</td> <td>和歌山大学</td> <td>鳥取大学</td> </tr> <tr> <td>島根大学</td> <td>岡山大学</td> <td>広島大学</td> <td>山口大学</td> </tr> <tr> <td>徳島大学</td> <td>鳴門教育大学</td> <td>香川大学</td> <td>愛媛大学</td> </tr> <tr> <td>高知大学</td> <td>福岡教育大学</td> <td>九州大学</td> <td>九州工業大学</td> </tr> <tr> <td>佐賀大学</td> <td>長崎大学</td> <td>熊本大学</td> <td>大分大学</td> </tr> <tr> <td>宮崎大学</td> <td>鹿児島大学</td> <td>鹿屋体育大学</td> <td>琉球大学</td> </tr> <tr> <td>総合研究大学院大学</td> <td>政策研究大学院大学</td> <td>北陸先端科学技術大学院大学</td> <td>奈良先端科学技術大学院大学</td> </tr> <tr> <td>筑波技術大学</td> <td>富山大学</td> <td>大学共同利用機関法人人間文化研究機構</td> <td>大学共同利用機関法人自然科学研究機構</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構</td> <td>大学共同利用機関法人情報・システム研究機構</td> <td></td> </tr> </table>				北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	小樽商科大学	帯広畜産大学	旭川医科大学	北見工業大学	弘前大学	岩手大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学	山形大学	福島大学	茨城大学	筑波大学	宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学	千葉大学	東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学	東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学	東京海洋大学	お茶の水女子大学	電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学	新潟大学	長岡技術科学大学	上越教育大学	金沢大学	福井大学	山梨大学	信州大学	岐阜大学	静岡大学	浜松医科大学	名古屋大学	愛知教育大学	名古屋工業大学	豊橋技術科学大学	三重大学	滋賀大学	滋賀医科大学	京都大学	京都教育大学	京都工芸繊維大学	大阪大学	大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学	奈良教育大学	奈良女子大学	和歌山大学	鳥取大学	島根大学	岡山大学	広島大学	山口大学	徳島大学	鳴門教育大学	香川大学	愛媛大学	高知大学	福岡教育大学	九州大学	九州工業大学	佐賀大学	長崎大学	熊本大学	大分大学	宮崎大学	鹿児島大学	鹿屋体育大学	琉球大学	総合研究大学院大学	政策研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学	筑波技術大学	富山大学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	大学共同利用機関法人自然科学研究機構		大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	
北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	小樽商科大学																																																																																													
帯広畜産大学	旭川医科大学	北見工業大学	弘前大学																																																																																													
岩手大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学																																																																																													
山形大学	福島大学	茨城大学	筑波大学																																																																																													
宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学	千葉大学																																																																																													
東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学																																																																																													
東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学	東京海洋大学																																																																																													
お茶の水女子大学	電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学																																																																																													
新潟大学	長岡技術科学大学	上越教育大学	金沢大学																																																																																													
福井大学	山梨大学	信州大学	岐阜大学																																																																																													
静岡大学	浜松医科大学	名古屋大学	愛知教育大学																																																																																													
名古屋工業大学	豊橋技術科学大学	三重大学	滋賀大学																																																																																													
滋賀医科大学	京都大学	京都教育大学	京都工芸繊維大学																																																																																													
大阪大学	大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学																																																																																													
奈良教育大学	奈良女子大学	和歌山大学	鳥取大学																																																																																													
島根大学	岡山大学	広島大学	山口大学																																																																																													
徳島大学	鳴門教育大学	香川大学	愛媛大学																																																																																													
高知大学	福岡教育大学	九州大学	九州工業大学																																																																																													
佐賀大学	長崎大学	熊本大学	大分大学																																																																																													
宮崎大学	鹿児島大学	鹿屋体育大学	琉球大学																																																																																													
総合研究大学院大学	政策研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学																																																																																													
筑波技術大学	富山大学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	大学共同利用機関法人自然科学研究機構																																																																																													
	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構																																																																																														
<p>②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められたもの 1</p>	<p>日本放送協会</p>																																																																																															
<p>③国が資本金の一部を出資しているもの のうち 10</p>	<table border="0" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">中部国際空港株式会社</td> <td style="width:25%;">日本電信電話株式会社</td> <td style="width:25%;">首都高速道路株式会社</td> <td style="width:25%;">阪神高速道路株式会社</td> </tr> <tr> <td>日本アルコール産業株式会社</td> <td>株式会社商工組合中央金庫</td> <td>日本たばこ産業株式会社</td> <td>阪神国際港湾株式会社</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">以上のほか、検査対象年度を限定して検査することに決定したものが2団体ある。</p>				中部国際空港株式会社	日本電信電話株式会社	首都高速道路株式会社	阪神高速道路株式会社	日本アルコール産業株式会社	株式会社商工組合中央金庫	日本たばこ産業株式会社	阪神国際港湾株式会社																																																																																				
中部国際空港株式会社	日本電信電話株式会社	首都高速道路株式会社	阪神高速道路株式会社																																																																																													
日本アルコール産業株式会社	株式会社商工組合中央金庫	日本たばこ産業株式会社	阪神国際港湾株式会社																																																																																													

区分	団体			名
④国が資本金を出資したものが更に出資しているものうち 51	北海道旅客鉄道株式会社	四国旅客鉄道株式会社	九州旅客鉄道株式会社 ^(注15)	日本貨物鉄道株式会社
	東京湾横断道路株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
	日本郵便株式会社	株式会社ゆうちょ銀行	株式会社かんぽ生命保険	株式会社整理回収機構
	株式会社地域経済活性化支援機構	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	関西国際空港土地保有株式会社	東京電力ホールディングス株式会社 ^(注16)
	以上のほか、検査対象年度を限定して検査することに決定したものが35団体ある。			
⑤国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものうち 3	一般財団法人民間都市開発推進機構	独立行政法人農業者年金基金	地方公共団体金融機構	

(注1) 「国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

(注2) 「外国人技能実習機構」は、平成29年1月25日に設立された。

(注3) 「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」は、従来国が資本金の2分の1以上を出資している団体であったが、平成28年7月22日に、国以外からの出資が増加したことにより、国が資本金の一部を出資している団体となった。そして、同団体は、29年2月3日に国から出資を受けたことにより、改めて国が資本金の2分の1以上を出資している団体となった。

(注4) 各団体の名称中「独立行政法人」「国立研究開発法人」及び「国立大学法人」については、記載を省略した。

(注5) 「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」は、平成28年4月1日に「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」から移行した。

(注6) 「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」は、平成28年4月1日に解散した「独立行政法人種苗管理センター」「国立研究開発法人農業生物資源研究所」及び「国立研究開発法人農業環境技術研究所」の権利及び義務を承継した。

(注7) 「国立研究開発法人水産研究・教育機構」は、平成28年4月1日に「国立研究開発法人水産総合研究センター」から移行して、同日に解散した「独立行政法人水産大学校」の権利及び義務を承継した。

(注8) 「独立行政法人日本貿易保険」は平成29年4月1日に解散して、同団体の権利及び義務は同日に設立された「株式会社日本貿易保険」に承継された。

(注9) 「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」は、平成28年4月1日に「国立研究開発法人海上技術安全研究所」から移行して、同日に解散した「国立研究開発法人港湾空港技術研究所」及び「国立研究開発法人電子航法研究所」の権利及び義務を承継した。

(注10) 「独立行政法人海技教育機構」は、平成28年4月1日に解散した「独立行政法人航海訓練所」の権利及び義務を承継した。

(注11) 「独立行政法人自動車技術総合機構」は、平成28年4月1日に「自動車検査独立行政法人」から移行して、同日に解散した「独立行政法人交通安全環境研究所」の権利及び義務を承継した。

(注12) 「独立行政法人労働者健康安全機構」は、平成28年4月1日に「独立行政法人労働者健康福祉機構」から移行して、同日に解散した「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」の権利及び義務を承継した。

(注13) 「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」は、平成28年4月1日に「独立行政法人大学評価・学位授与機構」から移行して、同日に解散した「独立行政法人国立大学財務・経営センター」の権利及び義務を承継した。

(注14) 「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」は、平成28年12月26日に国から出資を受けて、国が資本金の2分の1以上を出資している団体となった。

(注15) 「九州旅客鉄道株式会社」は、従来国が資本金を出資したものが更に国が出資している団体であったが、平成28年10月25日に「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」が保有する株式を全て売却したことにより、上記の団体に該当しないものとなった。

(注16) 「東京電力ホールディングス株式会社」は、平成28年4月1日に「東京電力株式会社」から移行した。

2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算

[1] 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされており、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人である。平成28年度末における政府関係機関は4機関であって、その収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

この公庫は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するなどして、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設立されたものである。

- ① 沖縄における産業の開発を促進するために必要な長期資金の貸付けを行うなどの業務
- ② 沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを行うなどの業務

その資本金は28年度末現在で776億7199万余円となっている。

同公庫の28年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
28年度	13,338,610		
27年度	15,162,794		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
28年度	13,464,167	11,345,563	2,118,603
27年度	13,880,032	11,996,352	1,883,679

(イ) 損 益

科 目	28年度(千円)	27年度(千円)
経常収益	23,202,503	24,023,290
うち貸付金利息	13,037,557	14,879,292
経常費用	22,974,057	24,137,474
うち借入金利息	4,317,489	5,101,045
(注) 当期利益金(△ 当期損失金)	199,387	△ 114,184
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に国庫へ納付	373,458	—
翌年度に積立金を減額して整理 (積立金)	174,070 (1,643,927)	114,184 (1,758,112)

(注) この利益金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定(琉球政府が食糧管理特別会計から長期年賦支払で買入れた本土産米穀の売渡代金を原資とする貸付け及び沖縄における新たな事業の創出を促進するために必要な資金の出資に関する経理を整理する勘定)の損失金1億7407万余円と同勘定で経理する業務以外の業務に係る利益金3億7345万余円との差額である。

(ウ) 借 入 金 等

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	533,128,129	527,979,493
沖縄振興開発金融公庫債券等発行残高	166,767,000	164,481,500

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	28 年 度	(27 年 度)
貸 付 け 等 件 数	6,733 件	5,904 件
金 額	152,693,816 千円	132,959,700 千円
貸 付 金 回 収 等 金 額	138,468,519 千円	142,477,686 千円
(うち繰上償還)	(57,277,206 千円)	(56,225,423 千円)
(うち貸付金償却)	(1,827,775 千円)	(2,002,651 千円)
年度末貸付金等残高 件 数	50,721 件	51,901 件
金 額	819,906,944 千円	805,681,648 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公庫において開示している債権

破 綻 先 債 権	603,818 千円	979,442 千円
延 滞 債 権	18,590,177 千円	19,884,917 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	20,456 千円	42,752 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	34,053,441 千円	38,071,926 千円
計	53,267,894 千円	58,979,038 千円

〔貸倒引当金 9,697,776 千円 9,996,088 千円〕
 (注) 貸倒引当金に計上できる金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額 96 億 9777 万余円の範囲内とされている。

b 出資業務

区 分	28 年 度	(27 年 度)
出 資 会 社 数	6 社	7 社
件 数	6 件	7 件
金 額	700,008 千円	660,400 千円
年度末出資金残高 会 社 数	60 社	60 社
件 数	75 件	76 件
金 額	6,874,154 千円	6,504,231 千円

(2) 株式会社日本政策金融公庫

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は 28 年度末現在で 4 兆 0611 億 1970 万円となっている。

同会社の会計は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務の 7 勘定に区分して経理されている。

同会社の勘定別の 28 年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 国民一般向け業務(国民一般向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
28 年度	143,287,490		
27 年度	148,684,644		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
28 年度	106,839,354	80,909,667	25,929,686
27 年度	106,733,429	83,918,266	22,815,162

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 299 億 0196 万余円)の 161 億 3741 万余円、業務諸費(同 187 億 5624 万余円)の 31 億 9913 万余円及び退職手当(同 50 億 1793 万余円)の 11 億 7240 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	28 年度(千円)	27 年度(千円)
経常収益	142,726,023	147,530,347
うち貸出金利息	119,709,494	126,003,817
経常費用	124,327,552	122,057,332
うち借入金利息	10,744,489	13,804,432
特別利益	119,859	490,443
特別損失	244,362	321,692
当期純利益	18,273,967	25,641,766
(利益金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	18,273,967	25,641,766
(繰越利益剰余金)	(△ 488,858,687)	(△ 507,132,655)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	28 年度末(千円)	27 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	5,499,504,000	5,458,981,362
社債発行残高	610,226,762	660,050,955

(エ) 主な業務実績

区 分	28 年 度	(27 年 度)
貸 付 け 件 数	418,412 件	409,059 件
金 額	2,440,571,908 千円	2,299,097,195 千円
貸 出 金 回 収 等 (うち貸出金償却)	2,380,937,723 千円 (57,122,178 千円)	2,388,080,335 千円 (74,154,922 千円)
年 度 末 貸 出 金 残 高 件 数	2,028,633 件	2,043,219 件
金 額	6,921,853,095 千円	6,862,218,911 千円

上記のうちリスク管理債権の状況

破 綻 先 債 権	8,891,858 千円	12,040,897 千円
延 滞 債 権	115,419,079 千円	127,476,911 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	7,317 千円	41,979 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	437,285,658 千円	463,263,789 千円
計	561,603,914 千円	602,823,577 千円

〔貸 倒 引 当 金 106,623,749 千円 120,234,274 千円〕
 (注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

イ 農林水産業者向け業務(農林水産業者向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
28 年度	51,342,745		
27 年度	54,605,252		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
28 年度	50,733,302	43,981,761	6,751,540
27 年度	53,492,356	47,078,516	6,413,839

(イ) 損 益

科 目	28 年度(千円)	27 年度(千円)
経常収益	45,371,975	48,222,658
うち貸出金利息	33,189,419	36,623,465
経常費用	45,343,874	48,221,563
うち借入金利息	23,906,079	26,520,624
特別損失	28,101	1,095
当期純利益	—	—

(ウ) 借 入 金 等

区 分	28 年度末(千円)	27 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	2,074,137,302	2,010,661,758
社 債 発 行 残 高	204,973,049	210,969,100

(エ) 主な業務実績

区 分	28 年 度	(27 年 度)
貸 付 け 件 数	14,504 件	12,327 件
金 額	459,382,491 千円	376,047,078 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	394,722,936 千円	355,453,025 千円
(うち貸出金償却)	(3,638,470 千円)	(2,930,914 千円)
年度末貸出金残高 件 数	165,132 件	166,703 件
金 額	2,648,011,792 千円	2,583,352,237 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	615,351 千円	708,333 千円
延 滞 債 権	43,732,437 千円	56,569,206 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	693,255 千円	691,156 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	20,295,205 千円	19,693,565 千円
計	65,336,250 千円	77,662,261 千円
貸 倒 引 当 金	17,315,710 千円	21,022,945 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

ウ 中小企業者向け業務(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
28 年度	96,830,651		
27 年度	104,932,769		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
28 年度	59,888,849	41,471,998	18,416,850
27 年度	66,177,215	46,151,546	20,025,668

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 298 億 7016 万余円)の 127 億 7932 万余円及び業務諸費(同 76 億 1574 万余円)の 18 億 6845 万余円である。

(イ) 損 益

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

科 目	28 年度(千円)	27 年度(千円)
経常収益	96,081,264	104,150,766
うち貸出金利息	78,939,276	87,332,343
経常費用	65,498,917	79,395,660
うち借入金利息	11,947,820	15,198,930
うち社債利息	4,270,765	5,894,615
特別利益	22	2,846
特別損失	17,636	42,107
当期純利益	30,564,733	24,715,844
(利益金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	30,564,733	24,715,844
(繰越利益剰余金)	(△ 336,867,800)	(△ 367,432,534)

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

科 目	28 年度(千円)	27 年度(千円)
経常収益	406,581	354,590
うち有価証券利息配当金	341,367	335,147
経常費用	330,853	197,428
当期純利益	75,727	157,161
(利益金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	75,727	157,161
翌年度に利益準備金として積立て	37,863	78,580
翌年度に国庫へ納付	37,863	78,580
(繰越利益剰余金)	(75,727)	(157,161)

(ウ) 借 入 金 等

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	28 年度末(千円)	27 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	3,458,081,000	3,635,501,544
社債発行残高	662,000,710	845,800,748

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	28 年度末(千円)	27 年度末(千円)
社債発行残高	13,000,000	4,000,000

(エ) 主な業務実績

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	28 年 度	(27 年 度)
貸 付 け 件 数	23,522 件	24,859 件
金 額	1,559,422,420 千円	1,672,017,470 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	1,766,577,856 千円	1,944,548,799 千円
(うち貸出金償却)	(32,994,935 千円)	(33,322,736 千円)
年度末貸出金等残高 件 数	140,866 件	146,046 件
金 額	5,537,598,130 千円	5,744,753,566 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	4,785,685 千円	7,835,289 千円
延 滞 債 権	498,798,542 千円	550,943,416 千円

区 分	28 年 度	(27 年 度)
3 か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	86,007,470 千円	89,907,661 千円
計	589,591,699 千円	648,686,367 千円

〔貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。〕

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	28 年 度	(27 年 度)
貸付債権元本件数	1,019 件	525 件
金額	25,748,000 千円	12,167,000 千円

エ 信用保険等業務(信用保険等業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
28 年度	235,024,287		
27 年度	247,469,593		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
28 年度	723,204,991	321,193,502	402,011,488
27 年度	764,652,794	360,811,769	403,841,024

不用額の主なものは、保険金(支出予算現額 7082 億 4088 万余円)の 3951 億 6098 万余円及び保険費に係る賠償償還及払戻金(同 94 億 3550 万余円)の 54 億 2254 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	28 年度(千円)	27 年度(千円)
経常収益	302,026,867	276,048,803
うち保険料	131,218,052	137,030,147
経常費用	227,136,957	264,893,139
うち保険金	313,079,894	352,873,273
うち回収金	△ 95,221,274	△ 97,003,847
特別損失	—	0
当期純利益	74,889,910	11,155,664
(利益金の処理)		
翌年度に利益準備金として積立て	74,889,910	11,155,664

(ウ) 主な業務実績

中小企業信用保険

区 分	28 年 度	(27 年 度)
保 險 関 係 成 立 件 数	635,398 件	669,784 件
保 險 価 額	8,101,152,554 千円	8,561,444,745 千円
保 險 金 支 払 件 数	40,712 件	44,877 件
金 額	313,075,900 千円	352,873,273 千円
支 払 保 險 金 等 回 収 金 額	95,095,278 千円	96,865,152 千円

オ 危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
28年度	24,842,467		
27年度	32,884,537		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
28年度	152,531,349	38,411,620	114,119,728
27年度	174,022,249	52,902,036	121,120,212

不用額の主なものは、補償金(支出予算現額 921 億 5055 万円)の 805 億 9724 万余円、支払利息(同 446 億 3093 万余円)の 236 億 6788 万余円及び利子補給金(同 147 億 6638 万余円)の 92 億 8496 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	28年度(千円)	27年度(千円)
経常収益	25,684,908	37,692,638
うち貸出金利息	20,815,640	27,792,095
経常費用	47,407,454	48,783,288
うち借入金利息	20,815,640	27,792,095
当期純損失	21,722,545	11,090,649
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 21,722,545	△ 11,090,649
(繰越利益剰余金)	(△ 209,018,214)	(△ 187,295,668)

(ウ) 借 入 金

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	2,824,297,000	3,073,245,000

(エ) 主な業務実績

区 分		28年度	(27年度)
トゥーステップ・ローン	貸付け等	529,200,000千円	105,200,000千円
	CP取得	—	—
貸出金回収	金額	778,148,000千円	1,067,643,000千円
年度末貸出金残高	金額	2,824,297,000千円	3,073,245,000千円
損害担保引受応諾額	貸付け等	634,624,669千円	1,102,241,654千円
	CP取得	—	—
補償金支払額	金額	11,553,304千円	13,468,794千円
支払補償金回収	金額	2,619,899千円	1,563,906千円
年度末貸出金残高のうちリスク管理債権の状況			
	破綻先債権	—	—
	延滞債権	—	—
	3か月以上延滞債権	—	—
	貸出条件緩和債権	—	—
	計	—	—
	貸倒引当金	—	—

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

カ 特定事業等促進円滑化業務(特定事業等促進円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
28年度	462,666		
27年度	499,947		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
28年度	3,206,386	462,331	2,744,054
27年度	3,034,931	500,549	2,534,381

(イ) 損 益

科 目	28年度(千円)	27年度(千円)
経常収益	444,292	489,554
うち貸出金利息	367,299	412,164
経常費用	455,477	499,331
うち借入金利息	367,299	412,164
当期純損失	11,184	9,776
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 11,184	△ 9,776
(繰越利益剰余金)	(△ 42,700)	(△ 31,515)

(ウ) 借 入 金

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	68,254,000	76,277,000

(エ) 主な業務実績

区 分	28年度	(27年度)
ツーステップ・ローン 貸付 け	1,060,000千円	1,107,000千円
貸出金回収金額	9,083,000千円	6,640,000千円
年度末貸出金残高金額	68,254,000千円	76,277,000千円

上記のうちリスク管理債権の状況

破綻先債権	—	—
延滞債権	—	—
3か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
計	—	—

貸倒引当金 — —

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

(3) 株式会社国際協力銀行

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経

済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は28年度末現在で1兆6830億円となっている。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成28年法律第41号)等により、28年10月1日に期待収益は充分であるがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付けなどを行う特別業務が追加され、新たに一般業務勘定と特別業務勘定が設置された。

そして、同会社の会計は、一般業務及び特別業務の2勘定に区分して経理されている。

同会社の28年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
28年度	332,389,941		
27年度	302,053,458		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
28年度	838,534,847	268,184,658	570,350,188
27年度	909,895,353	225,701,633	684,193,719

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額8130億1414万余円)の5653億0577万余円及び業務諸費(同99億4767万余円)の18億6047万余円である。

(イ) 損 益

a 一般業務勘定

科 目	28年度(千円)	27年度(千円)
経常収益	294,661,093	240,005,390
うち貸出金利息	253,672,105	196,859,537
経常費用	253,042,232	197,276,755
うち借入金利息	91,175,833	57,339,835
うち社債利息	59,420,780	66,429,303
特別利益	75,073	43,482
当期純利益	41,693,934	42,772,118
(利益金の処理)		
翌年度に利益準備金として積立て	20,846,967	21,386,059
翌年度に国庫へ納付	20,846,967	21,386,059
(利益準備金)	(800,754,438)	(929,368,379)

b 特別業務勘定

科 目	28年度(注)(千円)
経常収益	511
経常費用	81,905
うち営業経費	74,785
当期純損失	81,393
(損失金の処理)	
繰越利益剰余金として整理	△ 81,393
(繰越利益剰余金)	(△ 81,393)

(注) 28年度は28年10月1日から29年3月31日までである。

(ウ) 借入金等

a 一般業務勘定

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
借入金残高(外国為替資金等)	9,908,705,732	9,438,450,095
社債発行残高	3,301,565,778	2,668,558,517

b 特別業務勘定

区 分	28年度末(千円)
借入金残高(外国為替資金等)	—
社債発行残高	—

(エ) 主な業務実績

a 一般業務勘定

区 分	28年度	(27年度)
貸付件数	351件	384件
貸付金額	2,156,611,878千円	2,048,294,316千円
貸出金回収等 (うち貸出金償却)	1,388,134,938千円 (—)	2,940,582,571千円 (—)
年度末貸出金残高件数	1,497件	1,378件
貸出金残高金額	14,309,138,010千円	13,540,661,069千円

上記のうちリスク管理債権の状況

破綻先債権	—	—
延滞債権	3,748,290千円	111,407,077千円
3か月以上延滞債権	53,399,969千円	44,719,692千円
貸出条件緩和債権	182,434,722千円	98,714,212千円
計	239,582,982千円	254,840,981千円

貸倒引当金 222,036,454千円 168,262,975千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。さらに、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を計上している。

b 特別業務勘定

区 分	28年度(注)
貸付件数	—
貸付金額	—
貸出金回収等	—
年度末貸出金残高件数	—
貸出金残高金額	—

(注) 28年度は28年10月1日から29年3月31日までである。

(4) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

独立行政法人国際協力機構は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行うことなどにより、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設立されたものである。

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、上記業務のうち、有償の資金供与による協力の実施業務に関する会計を一般勘定と区分して有償資金協力勘定において経理するものである。

同部門の資本金は28年度末現在で7兆9922億2784万余円となっていて、28年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収入	収入済額(千円)		
28年度	167,499,273		
27年度	185,720,376		
支出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
28年度	128,424,399	100,934,301	27,490,097
27年度	124,097,547	90,637,032	33,460,514

不用額の主なものは支払利息(支出予算現額607億2102万余円)の121億2046万余円、業務委託費(同455億3838万余円)の112億7238万余円及び業務諸費(同152億5272万余円)の35億7893万余円である。

(イ) 損 益

科 目	28年度(千円)	27年度(千円)
経常収益	173,483,101	190,130,068
うち貸付金利息	152,760,592	161,474,437
経常費用	99,104,807	90,402,227
うち借入金利息	18,632,507	21,180,259
うち業務委託費	24,432,167	22,204,483
臨時利益	6,392	3,040,864
臨時損失	21,327	6,240
当期総利益	74,363,358	102,762,464
(利益金の処理)		
翌年度に準備金として整理 (準備金)	74,363,358 (1,472,558,065)	102,762,464 (1,369,795,600)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	28年度末(千円)	27年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	1,740,318,931	1,756,530,577
国際協力機構債券発行残高	590,595,600	477,305,000

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	28年度	(27年度)
貸 付 け 件 数	2,303 件	2,473 件
金 額	907,278,341 千円	973,734,353 千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	724,171,945 千円 (—)	699,603,534 千円 (—)
年度末貸付金残高 件 数	1,866 件	1,859 件
金 額	11,749,042,595 千円	11,565,936,199 千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に機構において 開示している債権		
破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	87,062,884 千円	63,845,414 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	700,641,933 千円	749,878,553 千円
計	787,704,817 千円	813,723,967 千円

区 分	28 年 度	(27 年 度)
貸 倒 引 当 金	165,531,067 千円	153,208,197 千円
(注) 貸倒引当金に計上する金額は、予想損失率を対象債権額に乗じたものを一般貸倒引当金として算定した額とされている。		
これに加えて、貸付金残高のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権に対する貸倒引当金については、下記のように別途貸倒引当金を計上している。		
貸 倒 引 当 金	73,483,682 千円	63,845,414 千円
(注) 貸倒引当金に計上する金額は、債権ごとに個別引当を行った額とされている。なお、公的債務削減措置が講じられているか又は講じられることが確実に認められる債権については、公的債務削減額を合理的に見積もることが可能な場合は当該債権の全額を直接償却している。		

b 出 資 業 務

区 分	28 年 度	(27 年 度)
出 資 会 社 等 数	7	3
金 額	20,728,194 千円	905,656 千円
年 度 末 出 資 金 残 高 会 社 等 数	14	10
金 額	61,791,347 千円	42,676,984 千円

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(608 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(608、612 ページ参照)を掲記した。

[2] 事業団等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している事業団等(政府関係機関、独立行政法人及び国立大学法人等を除く。)のうち、8法人の平成28年度決算についてみると、次のとおりである。

(1) 日本私立学校振興・共済事業団

この事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、次の業務を行うことにより、もって私立学校教育の振興に資することを目的として設立されたものである。

- ① 補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務
- ② 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度の運営

その資本金は28事業年度末現在で1086億7786万余円(全額国の出資)となっている。

同事業団の会計は、助成、短期、厚生年金、退職等年金給付、福祉及び共済業務の6勘定に区分されている。

なお、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)により改正された日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第48号)等により、27年10月1日に長期勘定は厚生年金勘定となるとともに、新たに退職等年金給付勘定が設置された。

同事業団の勘定別の28事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 助成勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)	区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)
資産	620,273,979	649,663,249	負債	504,285,146	532,133,687
うち貸付金	594,600,127	619,285,462	うち長期借入金	397,144,907	415,746,428
うち破産更生債権等	3,132,362	2,980,568	純資産	115,988,832	117,529,562
(注) うち貸倒引当金	△ 6,353,602	△ 6,316,323	資本金	108,677,863	108,677,863
			資本剰余金	5,414,748	5,409,748
			利益剰余金	1,896,221	3,441,951

(注) 貸倒引当金は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に基づいた「日本私立学校振興・共済事業団貸付債権の自己査定基準」の定めるところに従って算出した額を計上している。

(イ) 損益計算書

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
経常費用	362,608,836	347,288,630
うち交付補助金	321,163,337	317,424,499
経常収益	361,442,661	347,153,406
うち補助金等収益	321,163,337	317,424,499
経常損失	1,166,175	135,224
臨時損失	3,314	219,542
臨時利益	1,250	1,176,086
法人税、住民税及び事業税	60	60
当期純利益(△ 当期純損失)	△ 1,168,299	821,260
当期総利益(△ 当期総損失)	△ 1,168,299	821,260
(利益の処分又は損失の処理)		
当期未処分利益又は当期未処理損失		
当期総利益(△ 当期総損失)	△ 1,168,299	821,260
利益処分額又は損失処理額		
助成金	—	261,263
厚生年金勘定へ繰入	—	131,439
積立金	—	428,558
積立金取崩額	△ 1,168,299	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	28 事業年度	(27 事業年度)
(補助事業)		
補助金交付法人数	639 法人	634 法人
補助金交付額	321,163,337 千円	317,424,499 千円
(貸付事業)		
貸 付 け 法 人 数	104 法人	161 法人
件 数	123 件	192 件
金 額	43,213,000 千円	104,707,500 千円
貸付金回収等	67,746,540 千円	64,411,244 千円
事業年度末貸付金残高	1,284 法人	1,314 法人
件 数	2,654 件	2,730 件
金 額	597,732,489 千円	622,266,030 千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に事業団において開示している債権		
破綻先債権	65,326 千円	65,326 千円
延滞債権	6,947,973 千円	7,327,759 千円
3か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	796,610 千円	892,134 千円
計	7,809,909 千円	8,285,220 千円

イ 短期勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	28 事業年度末(千円)	27 事業年度末(千円)	区 分	28 事業年度末(千円)	27 事業年度末(千円)
資産	80,928,182	65,592,227	負債	27,828,436	27,711,825
うち現金及び預金	60,792,592	47,177,220	うち未払金	11,137,138	11,458,100
うち未収入金	18,695,534	16,673,974	うち支払準備金	11,855,693	11,488,297
			純資産	53,099,746	37,880,402
			利益剰余金	53,099,746	37,880,402

(イ) 損益計算書

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
経常費用	267,341,086	257,497,959
うち業務費	265,525,104	256,758,282
経常収益	282,940,324	253,684,057
うち掛金収入	260,867,748	232,575,068
経常利益(△ 経常損失)	15,599,238	△ 3,813,901
臨時損失	11,900,115	11,554,817
臨時利益	11,520,220	11,084,005
当期純利益(△ 当期純損失)	15,219,343	△ 4,284,713
当期総利益(△ 当期総損失)	15,219,343	△ 4,284,713
(利益の処分又は損失の処理)		
当期末処分利益又は当期末処理損失		
当期総利益(△ 当期総損失)	15,219,343	△ 4,284,713
利益処分額又は損失処理額		
欠損金補てん積立金	438,830	—
積立金	14,780,512	—
積立金取崩額	—	△ 4,284,713

ウ 厚生年金勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)	区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)
資産	3,790,677,903	3,752,517,969	負債	493,439	371,304
うち現金及び預金	225,139,458	199,263,997	うち子ども・子育て 拠出金預り金	459,648	328,837
うち長期性預金	3,204,706,947	3,171,170,791			
			純資産	3,790,184,463	3,752,146,665
			利益剰余金	3,790,184,463	3,752,146,665

(イ) 損益計算書

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
経常費用	884,128,127	720,334,637
うち業務費	880,938,819	718,546,579
経常収益	922,097,967	829,666,841
うち保険料収入	403,122,607	173,296,078
うち掛金収入	—	229,320,919
うち厚生年金交付金収入	295,758,039	149,723,259
経常利益	37,969,839	109,332,204
臨時損失	34,698	64,332
臨時利益	102,656	92,350
当期純利益	38,037,798	109,360,222
当期総利益	38,037,798	109,360,222
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	38,037,798	109,360,222
利益処分額		
厚生年金保険給付積立金	50,032,778	50,677,636
経過的長期給付積立金	—	58,682,585
経過的長期給付積立金取崩	△ 11,994,980	—

(注) 27年9月30日までは長期勘定に係るものである。

エ 退職等年金給付勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)	区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)
資産	64,154,218	19,274,050	純資産	64,154,218	19,274,050
うち現金及び預金	859,121	5,204,089	利益剰余金	64,154,218	19,274,050
うち長期性預金	32,347,574	11,100,000			
うち長期貸付金	27,626,916	—			

(イ) 損益計算書

区 分	28 事業年度(千円)	(注) 27 事業年度(千円)
経常費用	344,522	268,782
うち業務費	52,723	449
経常収益	45,224,855	19,542,833
うち掛金収入	44,770,157	19,451,003
経常利益	44,880,333	19,274,050
臨時損失	164	—
当期純利益	44,880,168	19,274,050
当期総利益	44,880,168	19,274,050
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	44,880,168	19,274,050
利益処分数額		
退職等年金給付積立金	44,880,168	19,274,050

(注) 27 事業年度は 27 年 10 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までである。

オ 福祉勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)	区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)
資産	1,197,279,229	1,154,758,879	負債	1,143,328,161	1,105,343,296
うち長期性預金	1,030,545,921	988,435,709	うち加入者貯金	1,097,067,176	1,051,738,332
			純資産	53,951,067	49,415,582
			資本剰余金	1,626,978	3,758,659
			利益剰余金	52,324,088	45,656,922

(イ) 損益計算書

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
経常費用	32,779,133	33,716,710
うち業務費	32,768,554	33,714,921
経常収益	37,217,391	37,768,386
うち掛金収入	7,929,953	7,714,066
うち保険患者収入	9,708,615	9,532,191
うち施設収入	8,600,809	8,587,518
うち貸付金利息	918,051	1,122,643
うち財務収益	7,839,937	8,373,700
経常利益	4,438,257	4,051,676
臨時損失	117,497	540,922
臨時利益	215,688	489,726
法人税、住民税及び事業税	964	964
当期純利益	4,535,484	3,999,515
当期総利益	4,535,484	3,999,515
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総利益	4,535,484	3,999,515
前期繰越欠損金	11,793,212	15,318,206
損失処理額		
別途積立金積立額	△ 15,979	—
別途積立金取崩額	—	2,131,681
貸付資金積立金取崩額	597,558	655,245
欠損金補てん積立金積立額	△ 3,214,939	△ 2,645,672
積立金積立額	△ 223,722	△ 615,776
次期繰越欠損金	10,114,809	11,793,212

カ 共済業務勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)	区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)
資産	16,494,224	16,058,516	負債	5,989,071	5,569,965
うち現金及び預金	11,563,517	9,808,645	うち未払金	2,832,050	2,422,345
			うち退職給付引当 金	3,022,846	3,012,681
			純資産	10,505,153	10,488,550
			資本剰余金	2,977,645	2,898,500
			利益剰余金	7,527,508	7,590,050

(イ) 損益計算書

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
経常費用	5,597,461	4,827,339
一般管理費	5,597,461	4,827,339
経常収益	5,618,061	4,954,388
うち掛金収入	—	1,830,882
うち受入金	5,293,411	2,790,661
経常利益	20,599	127,049
臨時損失	5,639	248,093
臨時利益	1,643	19
当期純利益(△ 当期純損失)	16,602	△ 121,024
当期総利益(△ 当期総損失)	16,602	△ 121,024
(利益の処分又は損失の処理)		
当期未処分利益又は当期未処理損失		
当期総利益(△ 当期総損失)	16,602	△ 121,024
利益処分額又は損失処理額		
別途積立金	72,120	79,144
積立金取崩額	△ 55,517	△ 200,169

なお、この事業団について検査した結果、不当事項 8 件((317)-(324) : 556 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(560 ページ参照)を掲記した。

(2) 日 本 銀 行

この銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的として設立されたものである。その資本金は 28 事業年度末現在で 1 億円(うち国の出資 5500 万円)となっている。

また、同銀行は、法令で定めるところにより、国庫金並びに通貨及び金融に関する国の事務を取り扱っている。

同銀行の 28 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸 借 対 照 表

区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)	区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)
資産	490,089,344,934	405,648,145,111	負債	486,423,455,492	402,098,423,897
うち国債	417,711,474,033	349,195,560,460	うち預金	356,378,851,270	282,939,643,326
うち貸出金	44,664,568,000	34,045,336,000	うち発行銀行券	99,800,187,532	95,594,792,658
うち金銭の信託 (信託財産指数連 動型上場投資信 託)	12,935,375,253	7,567,622,629	うち政府預金	21,750,732,591	18,779,729,516
			純資産	3,665,889,441	3,549,721,214
			うち資本金	100,000	100,000
			うち法定準備金	3,159,085,051	3,138,531,211

(イ) 損益計算書

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
経常収益	1,644,342,949	1,597,193,870
うち国債利息	1,186,942,970	1,287,505,568
うちその他経常収益	427,364,589	192,112,569
経常費用	549,083,370	834,563,201
うち経費	191,325,280	193,580,087
うちその他経常費用	202,891,478	232,063,502
経常利益	1,095,259,579	762,630,668
特別利益	74,074,000	205,173,803
うち外国為替等取引損失引当金取崩額	74,074,000	204,156,000
特別損失	461,869,642	450,636,374
うち債券取引損失引当金繰入額	461,531,000	450,140,000
税引前当期剰余金	707,463,936	517,168,096
法人税、住民税及び事業税	200,772,743	106,091,290
当期剰余金	506,691,193	411,076,806
(剰余金の処分)		
法定準備金積立額	25,334,559	20,553,840
配当金	5,000	5,000
国庫納付金	481,351,633	390,517,966

(ウ) 主な業務実績

区 分	28 事業年度	(27 事業年度)
事業年度末銀行券発行高	155 億枚	150 億枚
主な金融調節		
長期国債買入れ	115 兆 8001 億円	114 兆 8834 億円
国庫短期証券買入れ	73 兆 3820 億円	69 兆 4394 億円
(注) 貸出増加支援資金供給	12 兆 5743 億円	2 兆 0766 億円

(注) 貸出増加支援資金供給とは、金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、金融機関の貸出増加額の2倍まで、希望に応じて低利・長期で貸し付けるものである。

(3) 日本中央競馬会

日本中央競馬会は、競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は28事業年度末現在で49億2412万余円(全額国の出資)となっている。

同会の会計は、一般及び特別振興資金の2勘定に区分して経理され、一般勘定は、更に、投票券、業務及び新営の3勘定に区分されており、同会の勘定別の28事業年度の収入支出決算、損益、資本剰余金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 収入支出決算

[投票券勘定]

収 入	収入確定額(千円)
28 事業年度	2,691,345,231
27 事業年度	2,591,807,168
支 出	支出確定額(千円)
28 事業年度	2,691,345,231
27 事業年度	2,591,807,168

〔業務勘定〕

収 入	収入確定額(千円)		
28 事業年度	413,828,417		
27 事業年度	400,023,331		
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	予算残額(千円)
28 事業年度	391,135,992	346,408,927	44,727,064
27 事業年度	373,585,886	333,007,722	40,578,163

〔新営勘定〕

収 入	収入確定額(千円)			
28 事業年度	75,573,105			
27 事業年度	65,143,625			
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	翌事業年度繰越額(千円)	予算残額(千円)
28 事業年度	75,573,105	37,324,865	22,313,898	15,934,341
27 事業年度	65,143,625	34,460,082	17,991,823	12,691,719

翌事業年度繰越額は全て新営勘定の新営費(支出予算現額 755 億 7310 万余円)の分である。また、予算残額の主なものは、業務勘定の競馬事業費(同 1722 億 4762 万余円)の 382 億 9513 万余円及び業務管理費(同 597 億 5303 万余円)の 59 億 4116 万余円並びに新営勘定の新営費の 159 億 3434 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
事業収益	2,704,475,232	2,602,986,306
うち勝馬投票券収入	2,691,345,231	2,591,807,168
事業費用	2,648,621,212	2,556,611,422
うち勝馬投票券諸支払金	2,029,315,913	1,952,145,263
うち国庫納付金(勝馬投票券売金の 100 分の 10)	268,039,029	258,339,186
事業外収益	5,259,370	5,675,703
事業外費用	22,065	4,177
経常利益	61,091,324	52,046,411
特別利益	176,556	302,993
特別損失	2,616,623	3,892,542
当期純利益	58,651,257	48,456,862
(利益の処分又は損失の処理)		
国庫納付金(利益の 2 分の 1・翌事業年度に納付)	29,325,628	24,228,431
翌事業年度に特別振興資金勘定への繰入金として整理	29,325,628	24,228,431

(ウ) 資本剰余金等

区 分	28 事業年度末(千円)	27 事業年度末(千円)
資 本 剰 余 金 残 高	6,075,658	6,075,658
損 失 て ん 補 準 備 金 残 高	200,000	200,000
特 別 積 立 金 残 高	1,049,661,232	1,049,661,232

(エ) 主な業務実績

区 分	28 事業年度	(27 事業年度)
開 催 回 数 及 び 日 数	36 回 288 日	36 回 288 日
施 設 の 建 設	ウインズ横浜 A 館改築工事	競走馬総合研究所栃木支所整備工事

イ 特別振興資金勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入確定額(千円)			
28 事業年度	26,467,347			
27 事業年度	14,386,663			
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	翌事業年度繰越額(千円)	予算残額(千円)
28 事業年度	34,510,000	26,467,347	—	8,042,652
27 事業年度	15,900,000	14,386,663	—	1,513,336

(イ) 損 益

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
事業収益	477,169	514,453
事業費用	13,716,403	13,818,941
競馬振興事業費	4,260,006	4,326,492
畜産振興事業費	2,567,101	2,921,391
払戻金上乘せ費	5,385,899	4,191,765
競馬法附則第8条第2項による交付金	1,503,396	2,379,292

(ウ) 特別振興資金

区 分	28 事業年度末(千円)	27 事業年度末(千円)
特別振興資金残高	76,463,263	65,474,066

(エ) 主な業務実績

区 分	28 事業年度	(27 事業年度)
競馬の健全な発展を図るための事業	19 事業 17,010,950 千円	20 事業 4,894,213 千円
畜産振興事業等に助成を行う法人に対する交付金の交付等	37 事業 2,567,101 千円	31 事業 2,921,391 千円
競走馬の生産の振興に資するための事業等	2 事業 1,503,396 千円	2 事業 2,379,292 千円

なお、この法人について検査した結果、不当事項1件((325):565ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(566ページ参照)を掲記した。

(4) 東日本高速道路株式会社、(5) 中日本高速道路株式会社

これらの会社は、会社ごとに定められた区域内の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は28事業年度末現在で東日本高速道路株式会社525億円、中日本高速道路株式会社650億円(両会社とも全額国の出資)となっている。

両会社の28事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

東日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)	区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)
資産	1,434,575,852	1,179,465,820	負債	1,260,957,312	1,026,440,687
うち流動資産	1,177,813,054	932,608,466	うち固定負債	999,932,734	729,120,364
うち仕掛道路資産	836,836,404	631,947,324	うち道路建設関係 社債	643,185,660	400,857,041
			うち道路建設関係 長期借入金	266,818,061	240,600,414
			純資産	173,618,539	153,025,133
			うち資本金	52,500,000	52,500,000
			うち資本剰余金	58,793,635	58,793,635
			うち利益剰余金	62,323,028	41,735,033

(イ) 損益計算書

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
経常収益	1,005,142,459	1,047,203,422
うち料金収入	822,599,196	806,470,597
経常費用	987,997,492	1,032,380,153
うち道路資産賃借料	579,799,452	581,824,937
経常利益	17,144,966	14,823,269
特別利益	14,016	1,474,651
特別損失	273,144	590,136
法人税、住民税及び事業税	5,280,000	4,360,000
法人税等調整額	△ 8,982,155	128,345
当期純利益	20,587,994	11,219,438
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	26,696,297	13,310,294
別途積立金の積立	△ 10,617,953	—
別途積立金の取崩し	—	2,166,564
当期純利益	20,587,994	11,219,438
変動額合計	9,970,040	13,386,002
繰越利益剰余金(当期末残高)	36,666,337	26,696,297

(ウ) 主な業務実績

区 分	28 事業年度末	(27 事業年度末)
供 用	42 路線 3,869km	42 路線 3,840km
建 設	6 路線 149km	6 路線 146km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(571 ページ参照)を掲記した。

中日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)	区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)
資産	1,391,462,741	1,130,922,738	負債	1,205,159,170	952,289,963
うち流動資産	1,116,895,318	861,750,932	うち固定負債	1,010,957,915	693,081,504
うち仕掛道路資産	842,682,681	684,766,435	うち道路建設関係 社債	816,817,000	535,721,000
			うち道路建設関係 長期借入金	102,081,814	68,013,797
			純資産	186,303,571	178,632,774
			うち資本金	65,000,000	65,000,000
			うち資本剰余金	71,650,292	71,650,292
			うち利益剰余金	49,653,278	41,982,482

(イ) 損益計算書

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
経常収益	885,260,865	1,277,039,309
うち料金収入	665,016,791	657,597,019
経常費用	883,395,142	1,273,798,184
うち道路資産賃借料	479,421,525	479,507,341
経常利益	1,865,723	3,241,124
特別利益	88,392	119,409
特別損失	169,697	209,444
法人税、住民税及び事業税	1,240,000	880,000
法人税等調整額	△ 7,126,378	△ 193,563
当期純利益	7,670,796	2,464,652
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	3,121,366	△ 2,296,430
安全性向上積立金の取崩し	3,975,447	4,025,623
高速道路事業積立金の積立て	△ 3,759,213	—
高速道路事業積立金の取崩し	—	1,387,209
固定資産圧縮積立金の取崩し	13,911	4,835
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の調整額	—	△ 10,150
別途積立金の積立て	△ 2,925,935	△ 2,454,371
当期純利益	7,670,796	2,464,652
変動額合計	4,975,005	5,417,797
繰越利益剰余金(当期末残高)	8,096,372	3,121,366

(ウ) 主な業務実績

区 分	28 事業年度末	(27 事業年度末)
供 用	21 路線 2,045km	21 路線 2,029km
建 設	7 路線 195km	7 路線 211km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(571 ページ参照)を掲記した。

(6) 本州四国連絡高速道路株式会社

この会社は、本州と四国を連絡する自動車専用道路等の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に

寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は28事業年度末現在で40億円(うち国の出資26億6522万円)となっている。

同会社の28事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)	区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)
資産	49,262,748	46,693,963	負債	32,742,638	32,010,812
うち流動資産	29,944,004	28,721,779	うち固定負債	19,810,150	19,234,652
うち仕掛道路資産	3,515,767	2,853,633	うち道路建設関係 長期借入金	5,153,000	4,750,000
			純資産	16,520,109	14,683,151
			うち資本金	4,000,000	4,000,000
			うち資本剰余金	4,000,000	4,000,000
			うち利益剰余金	8,520,109	6,683,151

(イ) 損益計算書

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
経常収益	74,649,268	77,714,765
うち料金収入	64,205,273	63,635,746
経常費用	74,132,172	77,001,672
うち道路資産賃借料	45,321,955	45,449,991
経常利益	517,096	713,092
法人税、住民税及び事業税	193,725	215,629
過年度法人税等	64,493	—
法人税等調整額	△ 1,578,082	△ 16,309
当期純利益	1,836,958	513,773
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	1,287,811	1,254,023
別途積立金の積立て	△ 455,742	△ 479,985
当期純利益	1,836,958	513,773
変動額合計	1,381,215	33,788
繰越利益剰余金(当期末残高)	2,669,027	1,287,811

(ウ) 主な業務実績

区 分	28 事業年度末	(27 事業年度末)
供 用	3 路線 173km	3 路線 173km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(576ページ参照)を掲記した。

(7) 全国健康保険協会

この協会は、健康保険の被保険者(健康保険組合の組合員である被保険者を除く。)に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者に係る船員保険事業を行い、もって被保険者及びその被扶養者における健康の保持増進及び良質かつ効率的な医療の享受の実現を図ることを目的として設立されたものである。その資本金は28事業年度末現在で70億5940万余円(全額国の出資)となっている。

同協会の会計は、健康保険及び船員保険の2勘定に区分して経理されている。

同協会の勘定別の28事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 健康保険勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)	区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)
資産	2,408,746,003	1,950,575,537	負債	655,428,885	676,830,240
流動資産	2,384,745,988	1,925,400,997	流動負債	629,572,987	649,463,627
うち現金及び預金	1,893,013,944	1,479,090,715	うち未払金	614,513,253	634,278,464
うち未収入金	496,253,291	450,187,061	固定負債	25,855,898	27,366,613
固定資産	24,000,014	25,174,539	うち退職給付引当金	17,941,802	17,230,049
うちリース資産	14,570,855	16,000,820	純資産	1,753,317,117	1,273,745,296
			資本金	6,594,277	6,594,277
			健康保険法第 160 条の 2 の準備金	1,267,151,018	839,720,339
			利益剰余金	479,571,821	427,430,679

第 6 章
第 2 節
第 7
2
事業団等
(7)

(イ) 損益計算書

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
経常費用	10,067,264,324	9,805,290,768
うち保険給付費	5,599,398,399	5,344,633,814
経常収益	10,546,936,821	10,232,722,670
うち保険料等交付金収益	9,111,022,543	8,828,959,483
経常利益	479,672,496	427,431,901
特別損失	100,094	599
法人税、住民税及び事業税	581	622
当期純利益	479,571,821	427,430,679
(利益の処分)		
当期末処分利益	479,571,821	427,430,679
当期純利益	479,571,821	427,430,679
利益処分額	479,571,821	427,430,679
健康保険法第 160 条の 2 の準備金繰入額	479,571,821	427,430,679
次期繰越利益	—	—

全国健康保険協会

(ウ) 主な業務実績

区 分	28 事業年度	(27 事業年度)
被保険者数(事業年度末)	22,441 千人	21,590 千人
医 療 給 付	5,063,358,183 千円	4,826,503,597 千円
現金給付(傷病手当金等)	536,040,216 千円	518,130,217 千円
拠出金等(後期高齢者支援金等)	3,367,596,713 千円	3,417,074,725 千円
介 護 納 付 金	950,343,269 千円	897,149,305 千円

イ 船員保険勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)	区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)
資産	48,121,693	45,712,710	負債	3,823,032	3,885,070
流動資産	47,949,312	16,672,790	流動負債	3,366,649	3,460,373
うち現金及び預金	45,159,778	13,990,001	うち未払金	3,198,866	3,299,552
固定資産	172,381	29,039,919	固定負債	456,383	424,697
うち金銭の信託	—	28,903,824	うち退職給付引当金	455,773	424,084
			純資産	44,298,661	41,827,639
			資本金	465,124	465,124
			船員保険法第 124 条の準備金	41,362,514	38,752,407
			利益剰余金	2,471,021	2,610,107

(イ) 損益計算書

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
経常費用	43,077,952	43,021,244
うち保険給付費	26,867,034	25,894,570
経常収益	45,550,267	45,631,130
うち保険料等交付金収益	35,619,000	35,416,000
経常利益	2,472,314	2,609,885
特別損失	1,287	1,347
特別利益	—	1,575
法人税、住民税及び事業税	5	6
当期純利益	2,471,021	2,610,107
(利益の処分)		
当期末処分利益	2,471,021	2,610,107
当期純利益	2,471,021	2,610,107
利益処分類	2,471,021	2,610,107
船員保険法第 124 条の準備金繰入額	2,471,021	2,610,107
次期繰越利益	—	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	28 事業年度	(27 事業年度)
被保険者数(事業年度末)	58,031 人	57,919 人
職務上の事由による年金等の支給		
受給権者数	2,299 人	2,385 人
支給額	4,040,517 千円	4,131,529 千円
医療給付	19,468,855 千円	18,730,229 千円
現金給付(傷病手当金等)	3,357,661 千円	3,032,810 千円
拠出金等(後期高齢者支援金等)	9,917,405 千円	10,815,498 千円
介護納付金	3,110,696 千円	3,137,492 千円

なお、この協会について検査した結果、不当事項 1 件((326) : 581 ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(582 ページ参照)を掲記した。

(8) 日本年金機構

この機構は、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業に関し、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)及び国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)の規定に基づく業務

等を行うことにより、政府が管掌する年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は28事業年度末現在で1015億0212万余円(全額国の出資)となっている。

同機構の28事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)	区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)
資産	188,335,158	215,836,012	負債	76,255,359	91,649,997
うち建物	37,284,435	38,448,213	うち未払金	21,444,257	29,073,277
うち土地	64,357,550	65,738,777	純資産	112,079,798	124,186,014
			資本金	101,502,121	103,111,590
			資本剰余金	△ 11,288,588	△ 10,333,868
			利益剰余金	21,866,266	31,408,293

(イ) 損益計算書

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
経常費用	262,033,073	255,129,004
うち業務経費	235,784,976	227,096,461
経常収益	275,088,543	276,450,298
うち運営費交付金収益	267,587,503	269,515,958
臨時損失	44,607	78,085
臨時利益	44,607	78,085
当期純利益	13,055,469	21,321,294
当期総利益	13,055,469	21,321,294
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	13,055,469	21,321,294
利益処分額		
国庫納付準備金	13,055,469	21,321,294

(ウ) 主な業務実績

区 分	28 事業年度末	(27 事業年度末)
厚生年金保険の加入状況 (適用事業所数)	2,104 千事業所	1,970 千事業所
国民年金の加入状況(第 1号被保険者数)	15,539 千人	16,447 千人

なお、この機構について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(588ページ参照)を掲記した。

[3] 独立行政法人及び国立大学法人等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人及び国立大学法人等のうち、14独立行政法人の平成28年度決算についてみると、次のとおりである。

(独立行政法人)

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等の定めるところにより設立される法人である。

独立行政法人のうち、国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人で、第3章に「不当事項」、「意見を表示し又は処置を要求した事項」又は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を掲記した独立行政法人は14法人あり、これらの独立行政法人に係る28事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

なお、28事業年度において国庫納付を行った独立行政法人については、国庫納付金の納付額を参考として掲載している。

[以下、「不当」は「不当事項」を、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を、「処置済」は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を示す。]

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	量子科学技術研究開発機構	農 業 ・ 食 品 産 業 技 術 総 合 研 究 機 構				
			(注9)	農業技術研究業務勘定	基礎的研究業務勘定	農業機械化促進業務勘定	民間研究特例業務勘定
貸借対照表(28事業年度末)	資 産	256,080	341,261	302,958	14,894	14,562	8,985
	負 債	182,297	35,548	23,223	11,735	715	13
	うち運営費交付金債務	974	14,459	4,044	10,258	156	—
	純 資 産	73,783	305,713	279,735	3,158	13,847	8,971
	うち 資 本 金	87,076	339,379	313,177	1,406	15,254	9,540
	うち政府出資金	87,076	335,740	313,177	1,406	15,085	6,070
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 13,036	△ 38,375	△ 35,521	△ 1,404	△ 1,449	△ 0
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 318	4,709	2,080	3,156	41	△ 568	
損 益 計 算 書(28事業年度)	経 常 費 用	43,425	65,022	55,004	8,824	1,676	163
	経 常 収 益	43,783	58,901	53,374	4,387	1,671	114
	うち運営費交付金収益 (注2)	20,360	51,720	45,884	4,384	1,452	—
	経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)	357	△ 6,121	△ 1,630	△ 4,436	△ 5	△ 48
	臨 時 損 失 (注3)	783	315	305	1	7	0
	臨 時 利 益 (注3)	10	1,939	191	1	4	1,740
	特 別 損 失 (注3)						
	特 別 利 益 (注3)						
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	△ 416	△ 4,581	△ 1,824	△ 4,437	△ 11	1,691
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額 (注4)	87	7,132	2,676	4,437	18	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	△ 328	2,551	852	0	7	1,691	
利益の処分又は損失の処理 (28事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	△ 328		852	0	7	△ 568
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	△ 328		852	0	7	1,691
	前 期 繰 越 欠 損 金	—		—	—	—	2,259
	積 立 金 振 替 額 (注5)						
	積 立 金	—		852	0	7	—
	目 的 積 立 金 (注6)	—		—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—		—	—	—	—
	目的積立金取崩額	—		—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	—		—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	328		—	—	—	568
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注7)	538	5,226	4,084	978	163	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注8)	538	5,226	4,084	978	163	—
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	0	0	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当1 (P591)		不当1、処置済2 (P594、596、599)				

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	産業技術総合研究所	造幣局	(注10) 国際協力機構	宇宙航空研究開発機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	
				一般勘定			建設勘定
貸借対照表 (28事業年度末)	資 産	348,508	116,924	254,955	585,830	12,164,906	8,181,796
	負 債	58,697	32,465	168,651	463,444	10,377,169	7,608,756
	うち運営費交付金債務	9,843	—	—	45,415	62	—
	純 資 産	289,810	84,458	86,304	122,386	1,787,737	573,039
	うち 資 本 金	284,741	61,255	62,452	544,249	115,371	51,709
	うち政府出資金	284,741	61,255	62,452	544,243	115,371	51,709
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 7,085	1,016	△ 19,057	△ 347,418	509,064	509,326
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	12,155	22,185	42,909	△ 74,445	1,163,302	12,004	
損	経 常 費 用	89,563	27,302	246,945	203,402	808,986	376,066
	経 常 収 益	90,496	28,769	258,917	201,780	1,129,546	376,481
益	うち運営費交付金収益 (注2)	57,148	—	175,833	86,624	293	—
	経 常 利 益 (△経常損失)	933	1,466	11,972	△ 1,621	320,560	414
計	臨 時 損 (注3)失	1,608	/	44	12,404	217	41
	臨 時 利 (注3)益	488	/	24,189	12,405	1,210	415
算	特 別 損 (注3)失	/	2,479	/	/	/	/
	特 別 利 (注3)益	/	7,144	/	/	/	/
書 (28事業年度)	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	△ 186	6,131	36,117	△ 1,648	321,552	788
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額 (注4)	3,101	—	501	—	55,335	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	2,914	6,131	36,618	△ 1,648	376,888	788
	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	2,914	6,131	36,618	△ 74,445	/	788
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	2,914	6,131	36,618	△ 1,648	/	788
	前期繰越欠損金	—	—	—	72,796	/	—
利益の処分又は損失の処理 (28事業年度)	積立金振替額 (注5)	/	—	1,275	/	/	/
	積 立 金	2,914	6,131	37,894	—	/	788
	目 的 積 立 (注6)金	—	—	—	—	/	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	/	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	/	—
	積立金取崩額	—	—	—	—	/	—
	次期繰越欠損金	—	—	—	74,445	/	—
(参考)	国庫納付金の納付額 (注7)	—	7,099	4,052	—	466	257
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注8)	/	252	/	/	/	/
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	514	—	458	257
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	意・処1 (P603)	不当1 (P607)	意・処1、 処置済2 (P608、612)	処置済1 (P622)	処置済1 (P626)		

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構				自動車事故 対策機構
			海事勘定	地域公共交通 等勘定	助成勘定	特例業務勘 定	
貸借対照表 (28事業年度末)	資	産	226,996	24,919	2,660,043	2,176,158	19,148
	負	債	195,162	24,817	2,453,758	1,199,418	8,416
		うち運営費交付金債務	—	—	62	—	—
	純	資 産	31,833	102	206,284	976,739	10,731
		うち 資 本 金	63,567	—	94	—	13,174
		うち政府出資金	63,567	—	94	—	13,081
		うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	— △ 31,733	— 102	— 206,189	— 976,739	△ 4,202 1,760
損 益 計 算	経	常 費 用	24,798	207	515,507	122,546	12,360
	経	常 収 益	29,318	202	460,202	493,482	12,904
		(注2) うち運営費交付金収益	—	78	215	—	6,966
	経	常 利 益 (△ 経 常 損 失)	4,520	△ 5	△ 55,305	370,935	543
	臨	時 損 (注3) 失	172	—	—	3	6
	臨	時 利 (注3) 益	738	2	54	—	1,298
	特	別 損 (注3) 失					
	特	別 利 (注3) 益					
	当	期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	5,085	△ 3	△ 55,250	370,932	1,835
	前	中 期 目 標 間 繰 越 積 立 金 取崩額 (注4)	—	—	55,335	—	—
目	的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	
当	期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	5,085	△ 3	85	370,932	1,835	
利益の処分又は損失の処理 (28事業年度)	当	期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	△ 31,733	△ 3	85	370,932	1,760
	当	期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	5,085	△ 3	85	370,932	1,835
	前	期 繰 越 欠 損 金	36,819	—	—	—	74
	積	立 金 振 替 額 (注5)					—
	積	立 金	—	—	85	370,932	1,760
	目	的 積 立 金 (注6)	—	—	—	—	—
	前	中 期 目 標 間 繰 越 積 立 金 取崩額	—	—	—	—	—
	目	的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—
	積	立 金 取 崩 額	—	3	—	—	—
	次	期 繰 越 欠 損 金	31,733	—	—	—	—
(参考)	国	庫 納 付 金 の 納 付 額 (注7)	201	7	—	—	4
		うち積立金の処分による国 庫納付額 (注8)					
		うち不要財産に係る国庫納 付額	201	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			処置済1 (P626)			不当1 (P631)	

(単位：百万円)

項目		石油天然ガス・金属鉱物資源機構					
		石油天然ガス等勘定	投融資等・金属鉱産物備蓄勘定	金属鉱業一般勘定	金属鉱業鉱害防止積立金勘定	金属鉱業鉱害防止事業基金勘定	
貸借対照表 (28事業年度末)	資 産	1,353,421	1,015,942	208,253	78,818	1,579	5,279
	負 債	662,920	582,661	47,723	29,210	1,559	24
	うち運営費交付金債務	5,433	4,954	27	451	—	—
	純 資 産	690,501	433,280	160,530	49,608	19	5,255
	うち 資 本 金	823,862	553,464	192,412	30,916	—	—
	うち政府出資金	823,862	553,464	192,412	30,916	—	—
	うち資本剰余金	17,778	△ 4,467	3,496	13,670	—	5,117
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 151,156	△ 115,726	△ 35,386	5,021	19	138	
損 益	経 常 費 用	155,043	130,903	11,831	10,580	8	54
	経 常 収 益	132,001	119,560	944	11,227	5	59
	うち運営費交付金収益 (注2)	19,910	15,746	79	4,085	—	—
計 算	経 常 利 益 (△経常損失)	△ 23,041	△ 11,343	△ 10,886	647	△ 2	5
	臨 時 損 失 (注3)	346	344	—	0	—	—
書 入 (28事業年度)	臨 時 利 益 (注3)	20,019	20,018	—	0	—	—
	特 別 損 失 (注3)						
利益の処分又は損失の処理 (28事業年度)	特 別 利 益 (注3)						
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	△ 3,368	8,331	△ 10,886	647	△ 2	5
	前中期目標期間繰越積立金取崩額 (注4)	—	—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
利益の処分又は損失の処理 (28事業年度)	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 3,368	8,331	△ 10,886	647	△ 2	5
	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)		△ 115,726	△ 35,960	647	△ 2	5
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		8,331	△ 10,886	647	△ 2	5
	前 期 繰 越 欠 損 金		124,057	25,074	—	—	—
	積 立 金 振 替 額 (注5)						
	積 立 金		—	—	647	—	5
	目 的 積 立 金 (注6)		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		—	—	—	2	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
次 期 繰 越 欠 損 金		115,726	35,960	—	—	—	
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注7)	—	—	—	—	—	—
	うち積立金の処分による国庫納付額 (注8)						
	うち不要財産に係る国庫納付額	—	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		意・処1、処置済1 (P634、638)					

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	国立病院機構	中小企業基盤整備機構						
		石炭経過勘定			一般勘定	産業基盤整備勘定	施設整備等勘定			
貸借対照表 (28事業年度末)	資	産	44,178	1,325,760	13,048,499	1,052,108	43,661	33,303		
	負	債	2,371	899,481	11,823,683	96,418	258	1,015		
		うち運営費交付金債務	—	5,885	2,400	2,400	—	—		
	純	資	産	41,806	426,278	1,224,815	955,689	43,402	32,288	
		うち	資本金	47,069	203,445	1,104,776	939,676	41,402	51,894	
		うち	政府出資金	47,069	203,445	1,103,776	939,676	41,402	51,894	
		うち	資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 39	225,967	△ 10,284	△ 10,265	946	△ 589	
損 益 計 算 書 (28事業年度)	経	常	費用	1,665	973,500	1,011,914	30,079	188	1,624	
	経	常	収益	203	966,657	1,130,222	32,268	102	1,653	
		うち	運営費交付金収益 (注2)	—	13,315	19,041	14,731	—	—	
	経	常	利益 (△経常損失)	△ 1,461	△ 6,843	118,307	2,188	△ 86	29	
	臨	時	損失 (注3)	1	9,593	580	297	7	139	
	臨	時	利益 (注3)	—	295	7,729	4,931	19	233	
	特	別	損失 (注3)							
	特	別	利益 (注3)							
	当	期	純	利益 (△当期純損失)	△ 1,462	△ 16,141	125,416	6,787	△ 74	119
	前	中	期	目標期間繰越積立金 取崩額 (注4)	—	—	1,173	968	73	—
目	的	積	立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当	期	総	利益 (△当期総損失)	△ 1,462	△ 16,141	126,589	7,756	△ 1	119	
利益の処分又は損失の処理 (28事業年度)	当	期	未	処分利益 (△当期未処理損失)	△ 5,223	△ 16,141	7,756	△ 1	△ 19,016	
	当	期	総	利益 (△当期総損失)	△ 1,462	△ 16,141	7,756	△ 1	119	
	前	期	繰	越欠損金	3,760	—	—	—	19,136	
	積	立	金	振替額 (注5)						
	積	立	金		—	—	7,756	—	—	
	目	的	積	立金 (注6)	—	—	—	—	—	
	前	中	期	目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	—	
	目	的	積	立金取崩額	—	—	—	—	—	
	積	立	金	取崩額	—	13,007	—	1	—	
	次	期	繰	越欠損金	5,223	3,133	—	—	19,016	
(参考)	国	庫	納	付金の納付額 (注7)	—	443	1,188	296	554	337
	うち	積	立金の処分による 国庫納付額 (注8)							
	うち	不	要財産に係る国庫納 付額	—	443	1,188	296	554	337	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		意・処1、 処置済1 (P634、638)	不当2 (P643、645)	意・処1 (P647)						

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名	中小企業基盤整備機構			地域医療機能推進機構	住宅金融支援機構	
			小規模企業 共済勘定	中小企業倒 産防止共済 勘定	出資承継勘 定			証券化支援 勘定
貸借対照表 (28事業年度末)	資 産		10,379,702	1,532,779	7,408	511,706	26,320,215	14,935,225
	負 債		10,241,976	1,484,458	19	64,606	24,780,963	14,104,238
		うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—	—
	純 資 産		137,725	48,320	7,389	447,100	1,539,252	830,987
		うち 資 本 金	15,518	47,421	8,863	85,491	708,642	554,142
		うち政府出資金	15,518	47,421	7,863	85,491	708,642	554,142
		うち 資 本 剰 余 金	△ 289	△ 86	—	362,367	381	141
	うち 利 益 剰 余 金 (△ 繰 越 欠 損 金)	122,496	985	△ 1,474	△ 758	831,426	276,703	
損	経 常 費 用		704,643	275,478	9	360,725	546,165	203,695
	経 常 収 益		823,034	273,244	29	363,830	737,607	266,731
		(注2) うち運営費交付金収益	3,197	1,113	—	—	—	—
益	経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)		118,390	△ 2,234	19	3,105	191,441	63,036
	計							
算	臨 時 損 (注3) 失		0	134	—	3,180		
	臨 時 利 (注3) 益		—	2,545	—	241		
書 (28事業年度)	特 別 損 (注3) 失						385	385
	特 別 利 (注3) 益						1,884	1,884
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)		118,389	174	19	165	192,940	64,535
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額 (注4)		—	131	—	—	9,595	—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—	—
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		118,389	306	19	165	202,536	64,535
利益の処分又は損失の処理 (28事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		118,389	306	△ 1,474	△ 758		64,535
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		118,389	306	19	165		64,535
	前期繰越欠損金		—	—	1,494	923		—
	積 立 金 振 替 額 (注5)							—
	積 立 金		118,389	306	—	—		64,535
	目 的 積 立 金 (注6)		—	—	—	—		—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—		—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—		—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—		—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	1,474	758		—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注7)		—	—	—	—	3,213	3,093
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注8)							
	うち不要財産に係る国庫納 付額		—	—	—	—	3,213	3,093
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			意・処1 (P647)			処置済1 (P650)	処置済1 (P653)	

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	住 宅 金 融 支 援 機 構				国立国際医療研究センター
			住宅融資保険勘定	財形住宅資金貸付勘定	住宅資金貸付等勘定	既往債権管理勘定	
貸借対照表 (28事業年度末)	資 産		177,546	343,845	2,121,304	9,134,301	90,287
	負 債		46,130	307,925	1,733,230	8,981,447	30,341
		うち運営費交付金債務	—	—	—	—	336
	純 資 産		131,416	35,920	388,073	152,853	59,946
		うち 資 本 金	102,000	—	42,900	9,600	67,888
		うち政府出資金	102,000	—	42,900	9,600	67,888
		うち 資 本 剰 余 金	223	—	16	—	758
	うち 利 益 剰 余 金 (△ 繰 越 欠 損 金)	29,193	35,920	346,355	143,253	△ 8,701	
損 益 計 算 書 (28事業年度)	経 常 費 用		2,468	2,517	179,186	232,076	42,147
	経 常 収 益		9,785	3,714	178,017	353,138	40,884
		(注2) うち運営費交付金収益	—	—	—	—	5,399
	経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)		7,317	1,196	△ 1,169	121,061	△ 1,263
	臨 時 損 失 (注3)						361
	臨 時 利 益 (注3)						132
	特 別 損 失 (注3)		—	—	—	—	
	特 別 利 益 (注3)		—	—	—	—	
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)		7,317	1,196	△ 1,169	121,061	△ 1,492
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		—	—	9,595	—	—
目的積立金取崩額		—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		7,317	1,196	8,426	121,061	△ 1,492	
利益の処分又は損失の処理 (28事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		7,317	1,196	8,426	121,061	△ 8,701
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		7,317	1,196	8,426	121,061	△ 1,492
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	—	7,208
	積 立 金 振 替 額 (注5)		—	22,576	285,679	—	
	積 立 金		7,317	23,773	294,105	—	—
	目 的 積 立 金 (注6)		—	—	—	121,061	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—
	積立金取崩額		—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	—	8,701
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注7)		116	—	4	—	—
	うち積立金の処分による国庫納付額 (注8)						
	うち不要財産に係る国庫納付額		116	—	4	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			処置済1 (P653)			不当1 (P659)	

- (注1) 各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」については、記載を省略した。
- (注2) 損益計算書において、運営費交付金収益に資産見返運営費交付金戻入を含めた額を計上している法人については、資産見返運営費交付金戻入を除いた額を記載している。
- (注3) 「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]」(平成12年独立行政法人会計基準研究会)では、経常損益計算の結果を受けて、臨時損益を記載し、当期純利益を計算することとされているが、主務省令で臨時損益に代えて特別損益を記載することとされている法人もある。このため、臨時損益を記載している法人は特別損益欄に、特別損益を記載することとされている法人は臨時損益欄にそれぞれ斜線を付している。
- (注4) 前中長期目標期間繰越積立金取崩額を含む。
- (注5) 行政執行法人並びに28事業年度が中期目標期間の最後の事業年度となっている中期目標管理法人及び国立研究開発法人において、前事業年度繰越積立金、目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金を積立金に振り替えた額をいう。また、28事業年度が中期目標期間又は中長期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注6) 独立行政法人通則法第44条第3項の規定又は各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律の規定により主務大臣の承認を受けた額をいう。
- (注7) 28事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、国庫納付金の支払額及び不要財産に係る国庫納付等による支出として表示された額等をいう。
- (注8) 行政執行法人並びに前事業年度が中期目標期間の最後の事業年度となっている中期目標管理法人及び国立研究開発法人において、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律により、28事業年度に積立金の全部又は一部を国庫に納付した額をいう。また、前事業年度が中期目標期間又は中長期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注9) 複数の勘定を有する法人については各勘定の欄とは別に法人全体の欄を設けたが、勘定相互間の債権債務、費用収益は相殺消去することとされているため、法人全体の欄の額は各勘定の額の合計とは一致しないものがある。なお、利益の処分又は損失の処理は勘定ごとに行い、法人全体では行わないとされていることから、法人全体の「利益の処分又は損失の処理」欄に斜線を付している。
- (注10) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定については980ページ参照

3 日本放送協会の決算

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、併せて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的として設置されているものである。その純資産総額は平成28事業年度末現在で7161億9545万余円となっている。

同協会の28事業年度の貸借対照表及び損益計算書は次のとおりである。

貸借対照表

区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)	区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)
資産	1,084,735,234	1,036,354,582	負債	368,539,784	348,395,126
流動資産	338,582,414	322,900,330	流動負債	225,507,868	217,324,832
うち有価証券	242,491,322	223,297,559	うち受信料前受 金	136,968,531	134,409,399
固定資産	575,396,185	550,736,716	固定負債	143,031,915	131,070,294
うち建物	148,705,755	155,854,553	うち退職給付引 当金	105,339,309	93,237,678
特定資産	170,756,635	162,717,535			
建設積立資産	170,756,635	162,717,535	純資産	716,195,450	687,959,455
			承継資本	163,375	163,375
			固定資産充当資本	456,825,629	451,822,300
			剰余金	259,206,445	235,973,779

損益計算書

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
経常事業収入	704,548,083	687,944,230
うち受信料	689,021,461	673,970,706
経常事業支出	691,021,347	669,001,253
うち国内放送費	314,789,520	299,240,047
経常事業収支差金	13,526,736	18,942,977
経常事業外収入	11,115,418	8,366,089
うち財務収入	7,664,310	4,563,625
経常事業外支出	112,451	750
財務費	112,451	750
経常事業外収支差金	11,002,966	8,365,339
経常収支差金	24,529,702	27,308,316
特別収入	6,365,656	3,987,863
うち固定資産売却益	4,024,243	2,020,561
特別支出	2,659,363	2,364,196
うち固定資産除却損	2,562,325	2,272,681
当期事業収支差金	28,235,995	28,931,984
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	28,235,995	28,931,984
うち事業収支剰余金	20,196,895	68,935

また、同協会の会計は、一般、放送番組等有料配信業務及び受託業務等の3勘定に区分して経理されている。

同協会の勘定別の28事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)	区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)
資産	1,091,526,499	1,043,296,455	負債	368,000,845	347,854,830
流動資産	345,390,378	329,875,604	流動負債	224,968,930	216,802,071
うち有価証券	242,491,322	223,297,559	うち受信料前受 金	136,968,531	134,409,399
固定資産	575,379,485	550,703,315	固定負債	143,031,915	131,052,758
うち建物	148,705,755	155,854,553	うち退職給付引 当金	105,339,309	93,237,678
特定資産	170,756,635	162,717,535			
建設積立資産	170,756,635	162,717,535	純資産	723,525,653	695,441,624
			承継資本	163,375	163,375
			固定資産充当資本	456,825,629	451,822,300
			剰余金	266,536,648	243,455,949

(イ) 損益計算書

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
経常事業収入	701,953,452	685,972,694
うち受信料	689,021,461	673,970,706
経常事業支出	688,578,215	667,098,492
うち国内放送費	314,789,520	299,240,047
経常事業収支差金	13,375,236	18,874,202
経常事業外収入	11,114,950	8,365,929
うち財務収入	7,664,310	4,563,625
経常事業外支出	112,451	750
財務費	112,451	750
経常事業外収支差金	11,002,499	8,365,179
経常収支差金	24,377,735	27,239,381
特別収入	6,365,656	3,987,863
うち固定資産売却益	4,024,243	2,020,561
特別支出	2,659,363	2,364,196
うち固定資産除却損	2,562,325	2,272,681
当期事業収支差金	28,084,028	28,863,049
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	28,084,028	28,863,049
うち事業収支剰余金	20,044,928	0

(ウ) 主な業務実績

区 分	28 事業年度	(27 事業年度)
(1 日平均放送時間)		
国内放送		
テレビジョン		
地上デジタル放送(総合放送及び教育放送)	44 時間 23 分	44 時間 28 分
衛星デジタル放送(BS 1 及び BS プレミアム)	47 時間 59 分	48 時間 00 分
ラジオ(第1放送、第2放送及びFM放送)	66 時間 24 分	66 時間 21 分
国際放送		
テレビジョン		
世界のほぼ全地域向け放送	外国人向け 23 時間 42 分 邦人向け 5 時間 17 分	23 時間 40 分 5 時間 09 分
北米向け放送及び欧州向け放送	10 時間 27 分	10 時間 14 分
ラジオ(日本語放送及びその他の言語による放送)	64 時間 30 分	58 時間 44 分
(放送受信契約)		
事業年度末放送受信契約件数	43,154 千件	42,582 千件
受信料(A)	689,021,461 千円	673,970,706 千円
当年度内の収納額(B)	671,980,231 千円	658,138,262 千円
当年度内の未回収額(A-B)	17,041,229 千円	15,832,444 千円
収納率(B/A)	97.53%	97.65%

イ 放送番組等有料配信業務勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)	区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)
資産	268,681	294,082	負債	7,598,884	7,776,252
流動資産	251,980	260,681	うち流動負債	7,598,884	7,758,716
うち未収金	235,172	240,015	うち一般勘定短期借入金	7,105,077	7,292,079
固定資産	16,700	33,400	純資産	△ 7,330,202	△ 7,482,169
器具	16,700	33,400	欠損金	△ 7,330,202	△ 7,482,169

(イ) 損益計算書

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
経常事業収入	2,207,745	2,017,377
放送番組等有料配信業務収入	2,207,745	2,017,377
経常事業支出	2,056,245	1,948,602
うち放送番組等有料配信費	1,857,759	1,749,384
経常事業収支差金	151,499	68,774
経常事業外収入	467	159
雑収入	467	159
経常事業外収支差金	467	159
経常収支差金	151,966	68,934
当期事業収支差金	151,966	68,934
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	151,966	68,934
繰越欠損金	151,966	68,934

(ウ) 主な業務実績

区 分	28 事業年度	(27 事業年度)
視 聴 料 収 入 件 数	3,045,169 件	2,787,861 件
金 額	1,992,365 千円	1,852,902 千円

ウ 受託業務等勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)	区 分	28 事業年度末 (千円)	27 事業年度末 (千円)
資産	45,132	131,173	負債	45,132	131,173
流動資産	45,132	131,173	流動負債	45,132	131,173
うち未収金	45,072	131,173	うち未払消費税 等	26,550	16,630

(イ) 損益計算書

区 分	28 事業年度(千円)	27 事業年度(千円)
経常事業収入	2,133,429	1,458,796
受託業務等収入	2,133,429	1,458,796
経常事業支出	1,757,198	1,226,968
受託業務等費	1,757,198	1,226,968
経常事業収支差金	376,230	231,828
当期事業収支差金	376,230	231,828
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	376,230	231,828
一般勘定への繰入れ	376,230	231,828

(ウ) 主な業務実績

区 分	28 事業年度	(27 事業年度)
保有する施設等の賃貸等 による業務収入	1,316 件 1,368,662 千円	1,303 件 1,385,337 千円